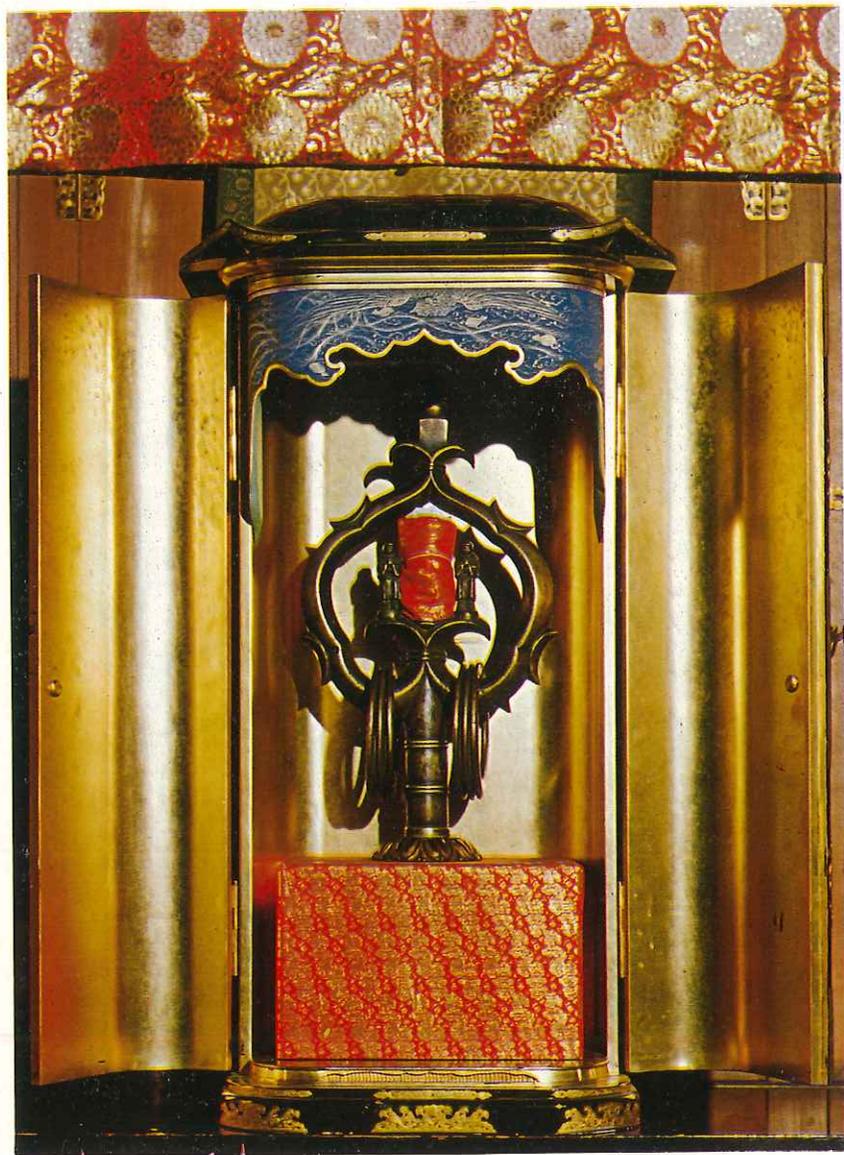


妻沼町誌

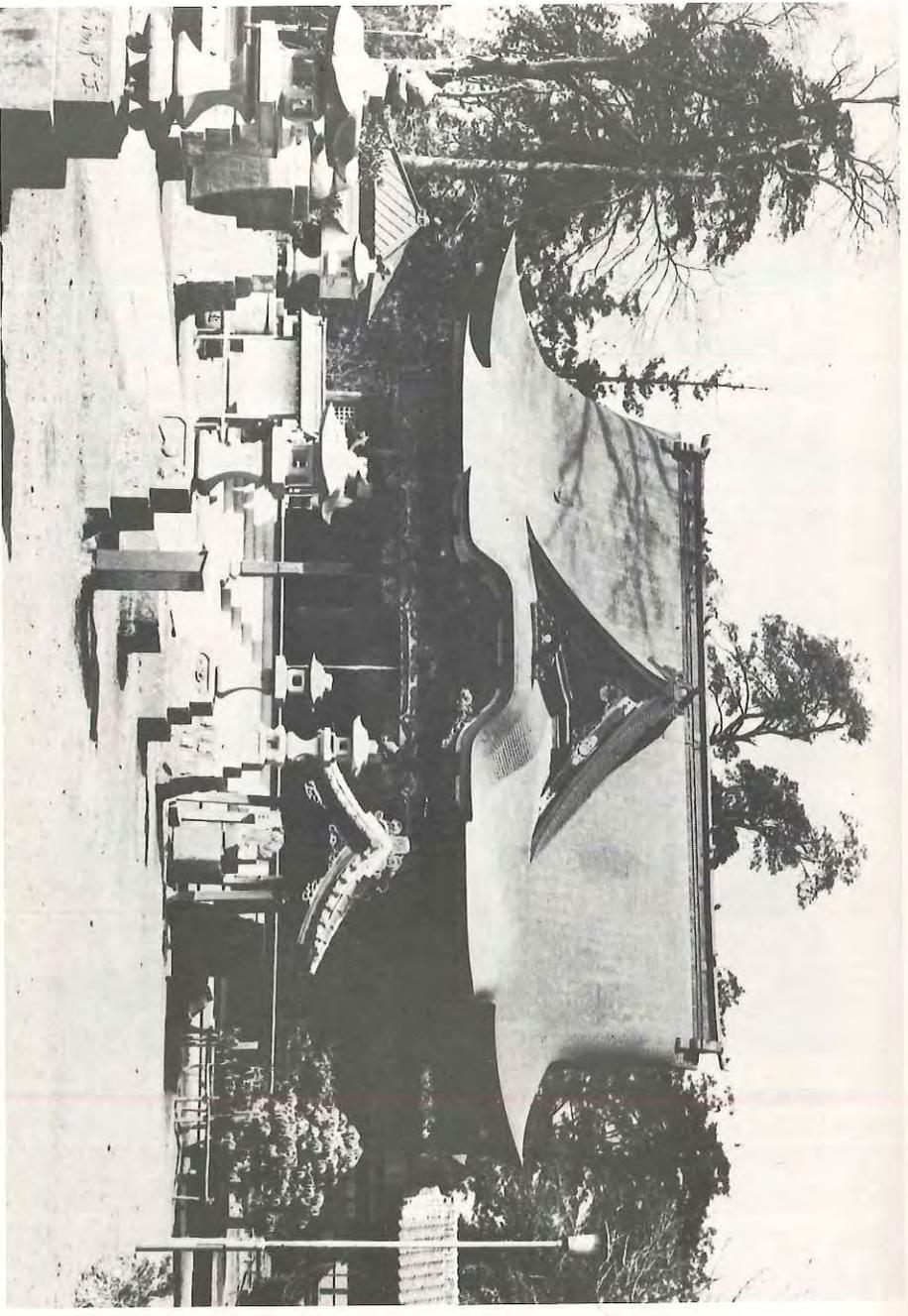
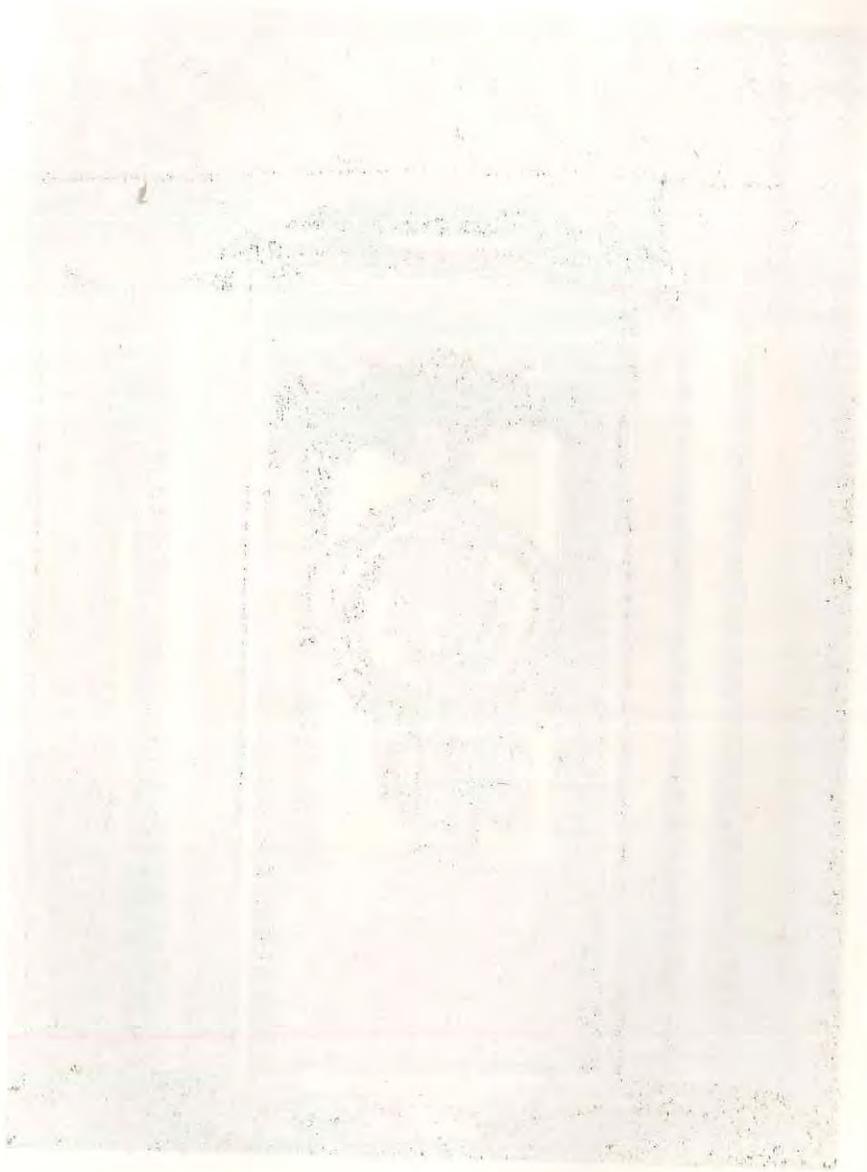
妻沼町教育委員会

妻沼町誌



国指定重要文化財「錫杖」 歡喜院蔵

錫杖



県指定文化財 聖天堂



斎藤別当実盛の木像 歡喜院藏



梵鐘



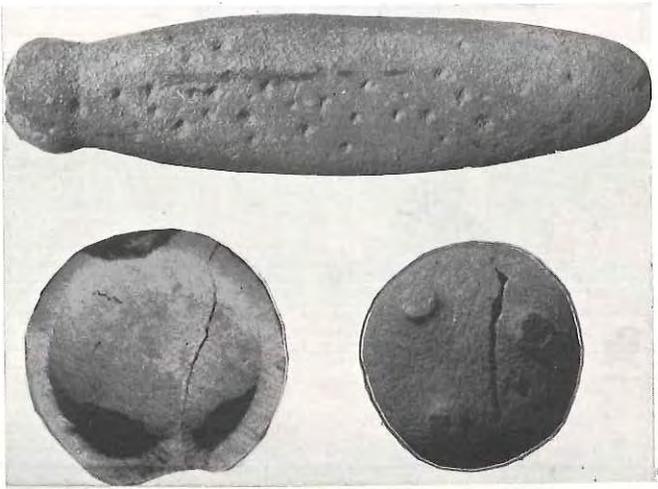
永井太田
能護寺



弥藤吾新田遺跡 全景 埼玉県遺跡調査会提供



弥藤吾新田遺跡 住居址 カマド跡 埼玉県遺跡調査会提供



西城出土の石棒と石わん



道ヶ谷戸条里制遺構

社会体育



「連帯・健康」



序

妻沼町長 増 田 一 郎

妻沼町が、昭和三十年一月に、妻沼・男沼・太田・長井・秦一町四カ村の大同合併により、力強く新町建設に踏み出してからここに滿二十年を閲したことは、誠に感慨深く、衷心よりご同慶に堪えない。

町では、これを機に、歴史を顧みて先人の遺徳を偲び、現在を審らかにして将来に処するため、記念事業の一つとして「妻沼町誌」を刊行することになり、昭和四十六年四月、教育委員会事務局に町誌編纂室を開設し、社会教育兼文化財担当の奈良原春作係長を専門員として専らこの仕事に当たらせると同時に、町誌編纂委員会を設けて、学識豊かな方々を委員として十名、更に専門的な立場から協力委員十八名を委嘱申し上げて編纂体制を整えた。

以来五年有余、その間経済の高度成長に伴い、土地開発や家屋の改築著しく、文化財の亡失や古文書の散逸が懸念されたが、委員各位の献身的な尽力と、町民の積極的協力により、資料の収集や諸調査が順調に進み、多難と思われた町誌編纂の大事業が、ここに見事に完成の運びに至ったことは誠に喜ばしく、関係各位の多年のご協力に対し、深く敬意と感謝の意を表するものである。とりわけ、この仕事に精魂を傾け、総ての分野に蘊蓄と洞察を重ねる一方町内はいうに及ばず、県立文書館や図書館に足繁く通い、更に遠く北陸の地まで踏査して史実を確め、これが集大成に大きな役割を果たした奈良原室長（昭和四十九年五月一日付）の撓まぬ熱意と、不屈の努力を特に高く評価したい。ご存じの通り、当町は古くから利根川及び福川・小山川の氾濫に悩まされ、治水及び利水が歴代行政の根幹をなし

てきたが、先覚各位の努力により、今や河川改修と湛水防除が完成に近づき、構造改善や農協合併など、生産・流通機構の改良と相俟ち、二千ヘクタールの耕地は近郊に比類なき沃野となり、パイパス等道路網の整備をはじめ、工場誘致・宅地開発・商工振興・都市計画等の推進、学校並びに社会教育、体育厚生施設の充実、民生福祉の向上、保健衛生対策の近代化、防災通信施策の整備等、調和と均衡のある町づくりが着々進められ、その発展の様は目を見はるものがある。これら凡てが過去あつての現在で、永い間辛苦に耐えながら、血と汗をもって粒々今日の揺ぎなき基礎を築かれた先人の苦勞と、地域住民の深い理解と協力を想うとき、まことに感無量であり、只々感謝と敬服のほかはない。

昨今、社会を取りまく諸情勢は誠に厳しく、国の内外を問わず大きな難局に直面している。今後、妻沼町が更に大きく発展して行くためには、幾多の試練に耐え、それを打開して行かなければならない。この時に町誌が発刊されることは、格別意義深いものがある。私たちは、ここに改めて歴史に学んで祖先の足跡を省み、聖天様を中心とする連帯、そして勤儉良く産を治めた先人の遺徳を指標に、町づくりへの新たな構想を練り、以て将来に対処する必要を痛感するものである。

終りに、「郷土を知ること、郷土を愛することに連なる」……ここに町誌発刊の本旨があることをご理解いただき、町内の全家庭が本誌を備え「めぬまの心」として、子々孫々に継承されると共に、我が町の限らない発展と、町民各位の永遠の繁栄を併せ祈念して発刊の辞とする次第である。

町誌の上梓に寄せて

妻沼町議会議長 磯崎一郎

われわれ人間の営みである社会は勿論、命なき自然現象でさえ、これを時間的存在として見るとき、現在の姿は悠久の過去を背景として今につながり、永遠の未来に発展する歴史的生命を築む存在であると考えられる。

これは、個人の生命がこれを祖先より享け、子孫に伝えるものであることを考えれば、自らよく解ることである。家も、村も、町も、国家も、宇宙全体が過去を承け、未来につながる歴史的生命を荷った存在なのである。

この歴史的生命体である個人や社会が、現在の営みをより充実させ、未来に向ってより力強い発展を期待するときどうしても過去の歴史を詳かにしなければならぬ。歴史研究の重大な意義はここにあると思う。

由来、国家が大きな発展を遂げた時、必ずその国史を編纂して建国の理想を内外に明かにし、国民の進むべき方向を示すと共に、愛国心を涵養し、国家発展の基盤を培って来たことは衆知のとおりである。小さいながら、家や、村や、町に於ても同様のことが言えると思うのである。即ち開村の昔に遡り、その歴史を詳かにし、政治、教育、宗教、産業、経済、福祉等、總ての営みの実態を明らかにし、人情の自然である郷土愛の心を、いやが上にも培い、将来の発展の正しい方向を探索するところに、市町村誌編纂の大きな意義があると考えるものである。

大利根の岸辺の沃土と、水運に栄えてきたわれらの妻沼町は、聖天の祠に集結した旧妻沼町を中核とし、強い歴史的拘帯に結ばれた、所謂旧妻沼郷が、先の町村合併により、形式、内容共に完璧な大同団結を見て、新しい大妻沼町

を形成し、月に日に力強い発展の歩を続けていることは、町民の一人として真に喜びに堪えないと同時に、わが郷土妻沼への限らない思慕と、誇りと、郷愁を覚えるものである。

以上町誌編纂の一般的意義に触れて述べたが、現時点に於て今一つ考うべきことは、先の町村合併によって小異を捨てて大同につく大義が先行して、ややもすると個々の旧町村の歴史が新しい町造りの過程に埋没し去る憂いもなきにしもあらず、今にして、旧町村の歴史を質して新しい生命の中に正確に吸収し、位置づけておかなければ悔を千載に残すこと明らかである。このことは単に妻沼のみの問題でなく、激動する日本の全国的な問題として歴史家の強く指摘するところである。

この時に当たり、妻沼町に於ては、町を挙げて町誌編纂の大事業に取組み、多年の日子と研究を重ねた結果、ここに新たな大妻沼町誌が完成上梓を見たことは、誠に時宜を得た最善の施策として喜びに堪えないところである。

希くは、この町誌を全町民が座右に置き、日夜読して、以て愛町の心情を昂揚されると共に、町の発展へのよなき指針として活用されんことを衷心より期待してやまない。

終りに、この町誌の編纂に貢献された各位に、深い感謝と敬意を捧げてその功を労う次第である。

刊 行 に あ た っ て

妻沼町誌編纂
委員会委員長

宮 島 俊 定

「温故知新」とは、言い古されたことばではあるが、今なお新しい響きをもっている。と、いうのは、私たちが、現在営んでいる高度の文化生活も、古い時代より次から次へと伝えられ、よりよい文化を作りたいと努力し、働いた祖先の恩恵によって培われたもので、行政・財政・治安・防災・産業・経済・教育・文化・民生・土木・交通・民族信仰等々そのよつてたつ基本理念と推移を理解しないことには、より高度の文化は生まれて来ないからである。

妻沼町が、合併二十周年記念事業として、「妻沼町誌」を刊行し、町内における考古時代より今日に至るまでの推移を編纂過去の歴史を理解していただくと共に、現在事象を後世に伝えるという目論見は近來の快事であり、ご同慶に耐えず、町当局の英断に喝采を送りたい。

編纂にあたっては、事務局の奈良原春作専門員（後、室長に昇格）を中心に、編纂委員十名、調査協力委員十八名をもつて五年有余、調査研鑽を積み重ね、執筆編纂を完了、ここに刊行のはこびとなったことは誠に喜ばしく、この大事業に関与された方々のご協力を深謝申し上げる次第である。特に、奈良原室長が全知全能精魂を傾注し、カメラを肩に実地踏査をされ、鋭い洞察力をもつて立証的に歴史事象を解明された熱意と努力に対しては、深甚なる敬意を表し、その労を衷心よりねぎらいたい。

さて、本誌の特色は地誌としての本質をふまえ、第一章において町の概観を叙し、第二章の沿革において、考古時

代の事象を出土品を手がかりとし、有史時代にはいつてからは、関係文献と立証的物件とを対照勘案して矛盾のない答えを求め、近世のことがらは主として地方文書を中心とし、当時の住民生活を浮き彫りするように配慮、日本歴史の流れの上に町の歴史事象をのせて叙述し、特に資料を付したほうが適切と思われたものは、「資料 何」として、本文とは別に掲出した。ただし、地方文書は読者にわかり易いようにとの配慮から読みくだし方式とした。

歴史上の人物では、斎藤別当実盛が最も著名で、保元・平治物語、源平盛衰記、平家物語にその活躍ぶりが紹介されているので、在地の立証的物件等を勘案すると共に、国指定重要文化財に指定されている「錫杖」の柄の部分に彫られている「実家・実幹」の名の出て来る斎藤系図を求めて富山県にとび、実盛の事跡及び事績の裏付けとなるようなものをつかんだ奈良原室長が、読む人の立場にたつてという理念をふまえて、かなり詳細に叙述しているが、何しでも一冊千ページ以内という規定内にすべてのことがらを収録するということは困難で、いきおい抽象的にならざるを得ない点があるのはいなめない。が、町誌編纂の新機軸がうちだされているように思われ、あらためて卓越した奈良原室長の企画性に加えて、探究熱心と不屈の努力に対し、編纂委員長の立場から、重ねて深甚なる敬意と、感謝の意を表する次第である。

なお、編纂委員会設置当初、編纂委員に委嘱された椎橋愛作氏が、事業なかばにして他界されたことは、氏によせる期待が大きかっただけに誠に残念なことではあったが、天命いかんともしがたく、衷心よりご冥福をご祈念申し上げると共に、編纂完了の報告を氏の御魂に捧げたい。

終りに編纂委員各位、調査協力委員の方々、資料を提供された町民各位、県立文書館、図書館、文化財保護課、その他関係担当機関の諸先生方のご指導ご協力に対し、深甚なる謝意を表し、刊行にあたってのごあいさつとする。

妻沼町全図



凡例
——> 都市計画街路を示す

1:20,000
0 100 300 1000

昭和五年三月修正
株式会社
印刷製

代の事象を出土品を手がかりとし、有史時代にはいつてからは、関係文献と立証的物件とを対照勘案して矛盾のない

凡 例

- 一、文字はつとめて当用漢字を用いたが、やむを得ず旧漢字を用いたものにはふりがなを付した。
- 一、内容は町誌の性格を踏まえて予断を避け、普遍かつ公正を旨とした。異説は努めて併記し、後の判断に委ねた。
- 一、資料は関係記事末に原文のまま掲出した。ただし、読みくだし方式とし、句読点を付して読み易くした。
- 一、地方文書を本文に挿入することによって理解度が深まると思われたものは前項にしたがつて取り入れた。
- 一、記事内容の根拠はそのつど付し、資料の所有者も後日の研究に便利なように付記した。
- 一、地誌を編纂する上に最も重要な参考文献である「新篇武蔵風土記稿」その他既刊の書物にあることがらもうのみにせず、疑問と思われる事象はあらゆる角度から検討考察し、削除または立証的根拠を明確にして訂正した。
- 一、考古時代のことからは、県の柳田敏司文化財保護課長、増田逸朗文化財第三係のご指導を戴き叙述した。また、熊谷警察署妻沼幹部派出所の沿革は、現職の佐藤繁巡查長に執筆していただき、地理的条件は、その専門家という立場から、備前島賢隆編纂委員が、熊谷高校定時制妻沼分校の項は鈴木徳彦同委員が執筆を担当された。
- 一、監修及び最終校正は、主として、高橋茂教育長が担当し、推敲補筆の責を執られた。
- 一、記事中人名の敬称は、ほとんど省略させて戴いた。
- 一、顕彰すべき人物の選定はむずかしく、若干不備な点があるかと思われるが、物故者に限り紹介させて戴いた。
- 一、目次は索引を兼ねて細かくのせた。

妻沼町誌目次

序	妻沼町長	増田一郎
町誌の上梓に寄せて	妻沼町議会議長	磯崎一郎
刊行にあたって	妻沼町誌編集委員会委員長	宮島俊定
凡例		

第一章 妻沼町の概観

第一節 位置・面積・形状	一
第二節 地 形	四
第三節 地 質	六
第四節 気 象	一一
第五節 人口と集落	一三
第六節 地 名	一九

第二章 沿 革

第一節 原始・古代	二三
縄文時代・弥生時代・古墳時代・資料王子古墳発掘調査・白髪部族の住んだ妻沼地方・条	

里制の遺構と古代の神社・幡羅郡の初見とその区域・長井庄と武士団の発祥……長井齋藤氏の発祥・後三年の役と長井齋藤氏・長井齋藤別当実盛・資料長井氏の系譜・資料妻沼大我井の経塚群……

第二節 中 世

良應僧都歎喜院を建立……藤原光俊大我井の歌・齋藤氏館跡と実家の供養板碑・資料妻沼町の板碑・資料観音堂瓦窯跡発掘調査書……悲運の齋藤実永兄弟……その後
の長井齋藤氏・成田氏と妻沼地方

第三節 近 世

徳川家康妻沼に泊る・聖天堂の造営と寺社の御朱印・備前渠開削を檢地、治水・江戸時代の各村支配管轄……葛和田渡船と舟問屋・新田往還と妻沼渡船場・飯塚村の義民与五左衛門・古河の伝馬助郷……浅間山大噴火と妻沼地方の被害・福川通りの請願を出入江袋溜井堤論所・上中条堤論所・四方寺堤論所・雉子尾堤論所・江原堤論所・備前渠の再興……寺門静軒妻沼に来遊……

第四節 近代・現代

神仏分離令と大我井神社の造営……維新後における所轄の変遷・各村戸長、副戸長名簿・徴兵令の発布と須永中将・県北農民の集団騒動・妻沼渡船、古戸の分離・各渡船場の舟賃・荻野吟子……妻沼町誕生・男沼樋門の改修・関東大震災の余波・五カ町村合併の妻沼町発足

第三章 行政・財政……………三三

第一節 町村議會議員選挙と議員……………三三二

第二節 郡議會議員選挙と町出身の議員……………三四九

第三節 県議會議員選挙と町出身の議員・付各選挙実施表……………三五二

第四節 執行機関……………三五六

合併前の各町村の執行機構・町村制施行以来の町村長、助役、収入役・新町発足後の執行機構と庁舎移転

第五節 財 政……………三七五

第四章 治安・防災……………三七七

第一節 治安取締りの推移……………三七七

第二節 熊谷警察署妻沼幹部派出所の沿革……………三八〇

第三節 消 防……………三八五

沿革・各消防組設置時編成及び役員一覧表・組頭、団長・現消防組織ほか……………

第四節 防 災……………三九五

第五節 自然災害……………四〇四

明治四十三年以前の災害の推移・四十三年の大洪水・その後の主な気象災害

第五章 産業・経済……………四三〇

第一節 農 業……………四三〇

沿革・農地改革の成果……………土地改良実施状況・各種農業統計

第二節 工 業……………四四五

第三節 商 業……………四五二

第四節 金 融……………四五八

第五節 観 光……………四六五

第六章 教育文化……………四七〇

第一節 両 塾……………四七〇

第二節 寺 子 屋……………四七四

第三節 教育行政……………四八二

第一期学制時代・第二期学制時代・第三期小学校令時代(一)・第四期小学校令時代・第五期学校教育法時代……………教育委員選挙・公選制から任命制へ・事務局と附属機関等

(付)小中学校児童生徒数の推移・合併以降教育財政表

第四節 学校教育……………四九七

小学校の沿革・幡羅高等小学校・実修女学校の創立と経緯・軍国教育への移行・戦後の学

校教育……………教育改革・勅語の返還・新発足の中学校・現在の小中学校・幼稚園・各種

学校・県立熊谷高等学校校定時制妻沼分校

第五節 社会教育……………五四八

法以前の社会教育（昭和二十年八月以前）……………通俗教育から戦時下教育へ・青年会の創立……………青年学校・戦時下の婦人会活動……………戦後の社会教育……………夜明け・公民館・新生活運動……………青少年相談員・青年団の復興……………戦後の婦人会・P T A・文化連合・成人式と七つの集団祝・井田育英会・シラコバト賞……………

第六節 保健体育……………五七三

戦前・戦後の推移……………体育協会・体育施設・主要行事

第七節 文化財……………五七九

文化財保護審議会・国、埼玉県指定文化財・町指定文化財

第七章 民生・公衆衛生……………五八八

第一節 社会福祉……………五八八

児童福祉・母子福祉・老人福祉・心身障害者の援護・生活の援護

第二節 国民健康保険……………五九五

第三節 国民年金……………五九九

第四節 保健……………六〇二

新発足の保健行政……………母子健康センター

第五節 環境衛生……………六〇八

塵芥焼却場・し尿酸化处理場

第六節 上水道……………六二〇

第八章 土木・交通……………六二二

第一節 河川……………六二二

利根川・福川

第二節 橋梁……………六三〇

利根川架橋の変遷・福川の橋梁・町内二m以上の永久橋

第三節 道路……………六四三

町内の県道・町道の主な認定道路

第四節 交通……………六四七

東武鉄道熊谷線・町内のバス路線

第九章 振興・開発……………六五三

第一節 産業の振興計画……………六五三

農業・商業・工業

第二節 開発……………六五八

第三節 都市計画……………六六六

第四節 開発公社……………六六九

第十章 官公署・団体……………六七〇

第一節 郵便局……………六七〇

第二節 浦和地方法務局妻沼出張所……………六七九

第三節 産業団体……………六八二

農会・養蚕組合・産業組合と農業会・農業協同組合・その他の農業団体

第十一章 民俗・信仰……………六九九

第一節 年中行事……………六九九

第二節 婚礼・葬儀……………七二一

第三節 方言・訛語……………七二五

第四節 神社と祭神……………七二九

第五節 寺院と本尊仏……………七三七

第六節 修験道……………七五九

第七節 民間信仰……………七六二

第八節 伝節……………七八五

聖天様は松が嫌い・雉子は聖天様の眷族・葛和田の大杉様・大龍寺の草創・島田道竿の大

蛇退治・河童与兵衛・福川の由来・七夕様の迎え馬

第十二章 戦争と戦没者……………七九三

第一節 日清戦争と戦没者……………七九三

第二節 日露戦争と戦没者……………七九五

第三節 第一次世界大戦とシベリア出兵……………七九八

第四節 満州事変と戦没者……………八〇〇

第五節 日華事変と戦没者……………八〇一

第六節 大平洋戦争と戦没者……………八〇四

第七節 その他の戦没者と殉難者……………八一五

第十三章 人物・役職……………八二六

第一節 人物……………八二六

第二節 名誉町民……………八三七

第三節 叙位・叙勲・功績者……………八四四

第四節 文化功労者……………八五三

第五節 役職……………八五五

妻沼町の歴史年表……………八六一

妻沼町誌編纂委員会の構成 八八〇

編集後記 八八一

表紙題字 妻沼町長 増田一郎

見返し絵 妻沼西中学校長 増田貫一

第一章 妻沼町の概観

第一節 位置・面積・形状

妻沼町は、埼玉県の北端中央部、利根川の南岸（小島のみ北岸）に位置し、東京都心部から約八〇キロメートル、埼玉県庁（浦和市）から五三・六キロメートルの地点にあり、経緯・海拔は、妻沼地内の三角点で、東経一三九度二分二秒、北緯三六度一分三秒、海拔三〇・六一メートル。大野地内の三角点で、東経一三九度四分四〇秒、北緯三六度二分五秒、海拔三〇・一九メートル。飯塚の三角点で、東経一三九度二分五八秒、北緯三六度二分二秒、海拔三〇・一〇メートルである。面積は、三六・二二平方キロメートルで、昭和五十年年度の税務固定資産概要調査による内訳は次表の通りである。

種別	課税面積(平方メートル)	非課税面積(平方メートル)
畑	九、四二三、九〇九	
田	九、八九五、五一九	
宅地	三、八四〇、八〇二	二七九、三三三
池沼	三八、七三八	
山林	一三五、六六五	
山野	五一、四四〇	
鉄軌道	八二、一一二	
雑種地	八、五二四	八、三〇五
その他	(河川・堤防・道路敷等)	一二、四四五、六五三

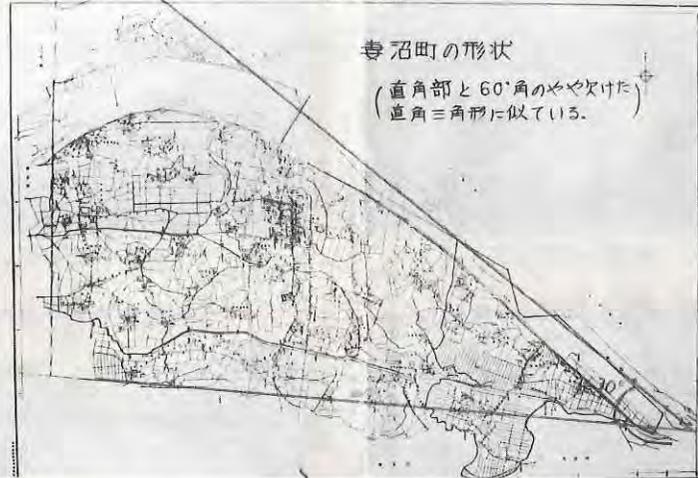
表紙題字 妻沼町長 増田一郎
見返し絵 妻沼西中学校長 増田貫一

第一章 妻沼町の概観

第一節 位置・面積・形状

妻沼町は、埼玉県の北端中央部、利根川の南岸（小島のみ北岸）に位置し、東京都心部から約八〇キロメートル、埼玉県庁（浦和市）から五三・六キロメートルの地点にあり、経緯・海拔は、妻沼地内の三角点で、東経一三九度二分二二秒、北緯三六度一三分三七秒、海拔三〇・六一メートル。大野地内の三角点で、東経一三九度二分四〇秒、北緯三六度二分五二秒、海拔三〇・一九メートル。飯塚の三角点で、東経一三九度二分五八秒、北緯三六度二分二一秒、海拔三〇・一〇メートルである。面積は、三六・二二平方キロメートルで、昭和五十年年度の税務固定資産概要調査による内訳は次表の通りである。

種別	課税面積(平方メートル)	非課税面積(平方メートル)
田	九、四二三、九〇九	
畑	九、八九五、五一九	
宅地	三、八四〇、八〇二	二七九、三三三
池沼	三八、七三八	
山林	一三五、六六五	
原野	五一、四四〇	
鉄軌道	八二、一一二	
雑種地	八、五二四	八、三〇五
その他	(河川・堤防・道路敷等)	一一、四四五、六五三



利根川の北岸となっている小島地区は、石田川を境に群馬県太田市高林と、西は尾島町と接している。

その尾島町に接した利根川のほとんどの面積は間々田地内で、間々田から南へ永井太田・市ノ坪と接続する西の線は深谷市と接し、原井の西の線から南へ移行すると共に東へ上江袋・西野・田島・西城・上須戸・日向と接続した南の線は熊谷市と接している。

日向の東側から福川にそった俵瀬の南側は行田市に接し、俵瀬・葛和田の北面は、利根川のほぼ中央を境として、群馬県邑楽郡千代田村と、大野・善ヶ島・妻沼の北線は大泉町と接している。

そしてその形状は、群馬県との境界である利根川を斜辺（長さ約一キロ）とする直角の部分のやや欠けた直角三角形（東端角度約三〇度）に似ている。

交通位置としては、東武鉄道熊谷線妻沼駅から、国鉄高崎線熊谷駅まで（一四・三キロ）僅か十数分で連絡し、バスを利用して三十分程度で到着する。また、群馬県大泉行（足利行のバス・館林行の電車に接続）・群馬県太田行（桐生行バス・東武伊勢崎線に接続）のバスが、町中央の主要地方道、太田熊谷線に運行されており、東部地区の葛和田からは、熊谷・行田行のバスも運行（詳細は後述）されているので、比較的便利な位置にある。

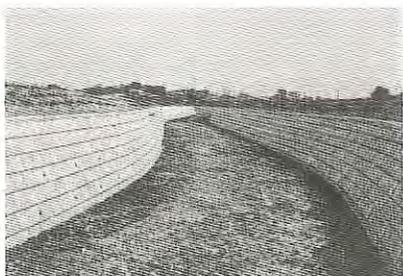
地域別面積

資料…妻沼町農業委員会地籍調査

地域	面積 (km ²)	地域	面積 (km ²)
総面積	36.21	長井地区	7.68
		上根	1.18
妻沼地区	5.84	江波	0.64
妻沼	3.70	八ッ口	0.84
弥藤吾	2.14	善ヶ島	1.47
		上須戸	1.27
男沼地区	4.42	西城	1.36
男沼	1.14	田島	0.41
台	0.34	西野	0.51
出来島	0.40		
間々田	1.47	秦地区	5.11
小島	1.07	葛和田	1.82
		弁財	0.23
太田地区	7.75	大野	0.84
飯塚	1.74	日向	1.51
八木田	1.03	俵瀬	0.71
市ノ坪	0.41		
道ヶ谷戸	0.43	利根川の面積	5.41
永井太田	2.77	妻沼地区	0.32
上江袋	1.10	男沼地区	3.21
原井	0.27	長井地区	0.34
		秦地区	1.54

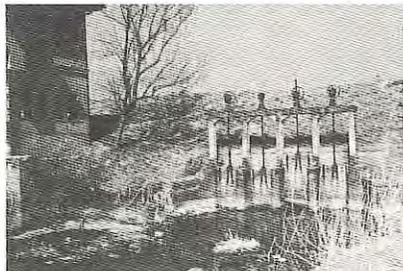
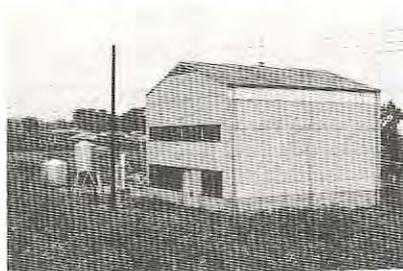


㊦ 小島樋門 (中央の流れは石田川)



㊧ 改修された男沼樋門排水路

㊨ 町営道閑堀排水機場



㊩ 落合揚排水機場 (日向地区の湛水排除)

高い地域は、往古の利根川の氾濫によって作られた有機質の肥沃土を多量に含んだ農耕地で、国内有数の蔬菜地帯となっている。

やや低い地域の大部分は、古くから水田化されて、良質米の産地となっているが、低湿のため少々強い雨が降ると湛水し、作物が水腐れするので、上部の写真で見ると、樋門を設け、常時悪水を排除して湛水しないようにしているが、逆水のおそれがある場合はこれを締めきって流水を防ぐことにしている。

しかし、洪水がおびただしく、人工的に揚排水をしなければ、洪水と同様の被害を受けるおそれのある、日向地区の湛水地帯、道閑堀下流に排水ポンプを設置しているほか、男沼悪水路土地改良区の事業として、男沼樋門にも排水ポンプ場が設置されている。

往昔多数あった池沼は次第に埋め立てられ、現在では、永井太田の北の池と、江袋溜井（荒川扇状地末端の西別府出水が水源）善ヶ島東裏、日向前しか残っていない。



㊪ 俵瀬前の開田地帯



㊫ 西北部の畑地帯

㊬ 日向東南部の湿地帯



㊭ 西南部の水田地帯

第二節 地 形

地形は往時の利根川の氾濫によって形成された沖積平野が主体となっていて、標高は前章で述べたとおり一般的に低く、全体的には平坦な地形となっている。しかし、詳細にみれば、やや高くなっている部分と低くなっている部分とに分けることができる。

やや高い部分としては、北部の利根川沿岸地帯を占める微高地ともいえるべき自然堤防の、畑作および集落地帯と、中部から南部にかけての集落や畑地になっている小高い地域とがある。

一方、やや低い地域としては、中央部の男沼南部地帯と、南部の福川流域地帯（特に下流地帯は低湿である。上部左写真参照）および小島北部低地とがある。

更に、この沖積平野の東西方向の傾斜度をみると、一般的に西高東低で、勾配はおおむね一千分の七になっているので、流水は東流して利根川にそそいでいる。次に、これらの地域の土地利用状況をみると、やや

第二節 地 質

妻沼町の土地は、すべて利根川の水流によって運搬堆積された地層で形成されている。地表面は、最新の地質時代である沖積世の地層（沖積層）におおわれ、それ以前の洪積世の地層（洪積層）は、沖積層下に埋没していて、地表では見られない。これらは合わせて第四紀層とよぶ。今から一〇〇万年前以降に堆積したごく新しい地層である。これより一段と古い地層、たとえば比企丘陵をつくる第二紀層や、秩父山地をつくる秩父古生層（数千万〜二億年前）が、本町の地下深くに潜在するはずであるが、確認できない。

一 沖 積 層

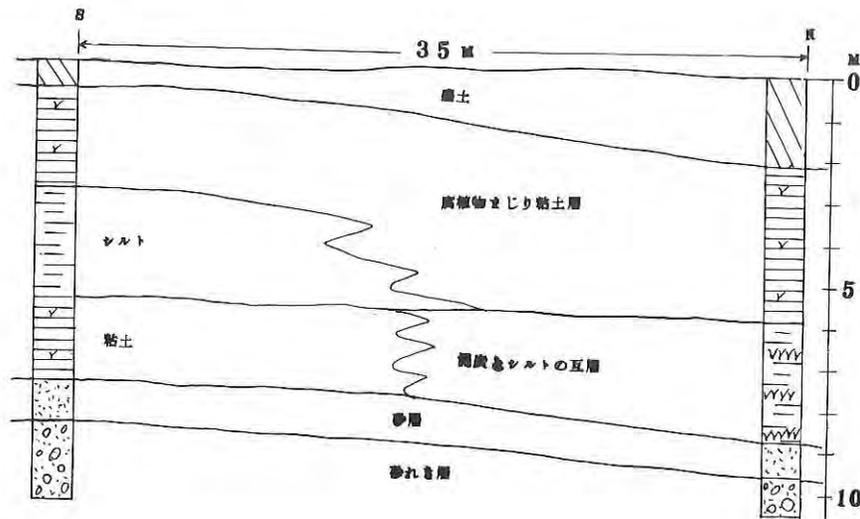
一万年前から現在までを、地質時代では「沖積世」といい、その地層を「沖積層」という。そしてこの地層で形成される平野を「沖積平野」とよぶ。

妻沼町は、沖積平野に立地した町というわけである。ところで、同じ沖積平野でも、これを構成する沖積層の層相は一様ではなく、第一図に示すような、二類型に大別できる。

原井橋では、地下三メートルで砂れき層になり、これから表土（耕作土）までは細砂層である。ところが潤友橋では、地下八〜九メートルまで粘性土層が厚く堆積し、その下に砂れき層がくる。粘性土層は、腐植物の混じるシルト粘土で、特に北側のものは、シルトと泥炭（ピート）化した腐植物が互層状に堆積している。これと同様の地層が、福川筋の江波橋や、井殿橋の地下でも見られる。

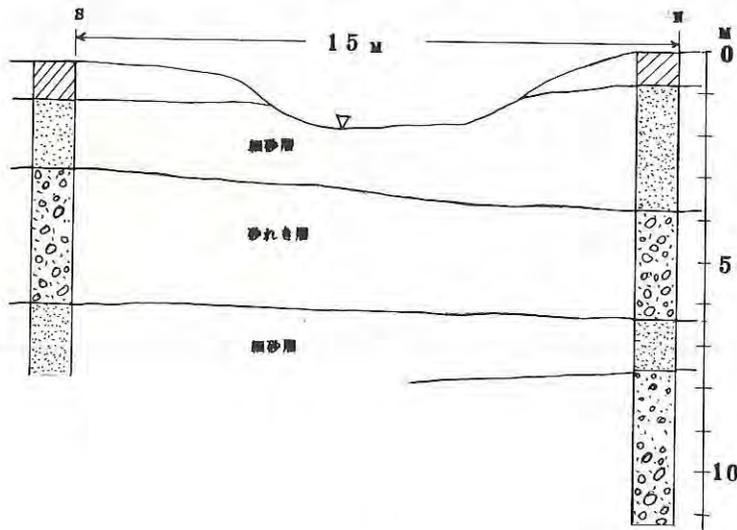
では、地域的に層相が違うのはなぜか、両者の地表における微地形に注意すると、原井橋付近は周囲よりわずかに高い微高地であるのに対し、福川下流部は一般に周囲より低い地形になっている。

第1図 沖積層の2類型

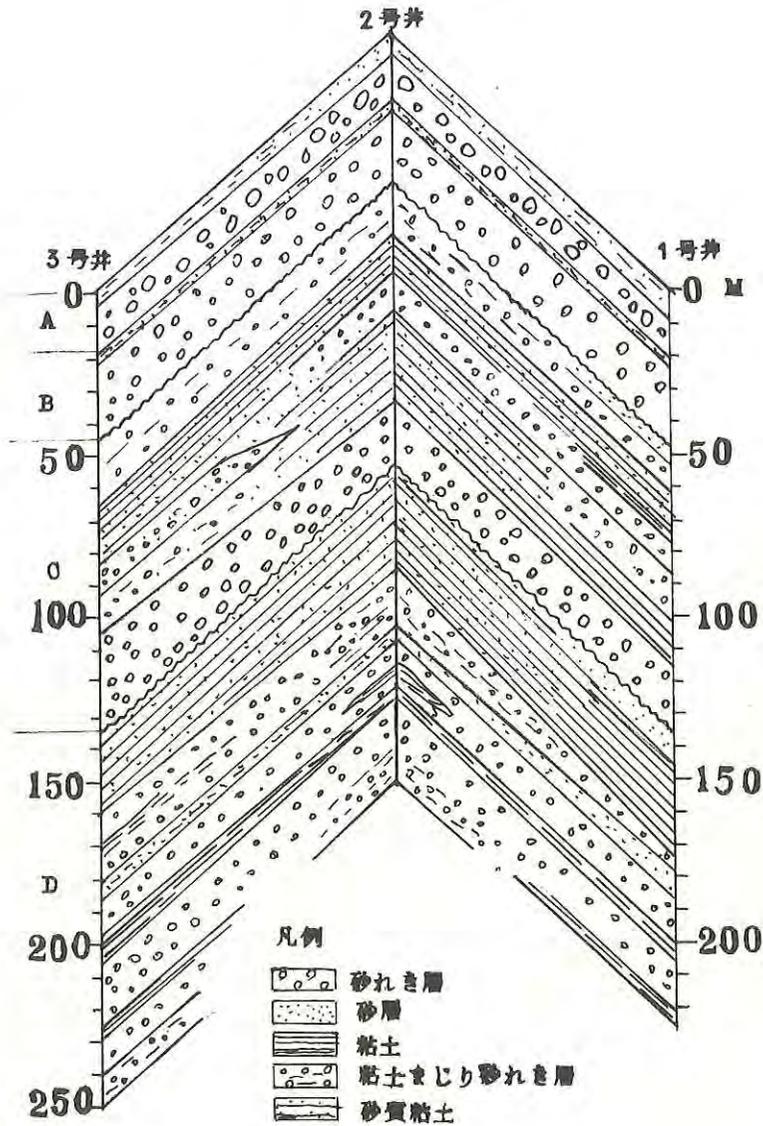


Ⓔ 原井橋

Ⓣ 潤友橋南側



第2図 妻沼町の地下層断面
(上水道水源井1～3号)



前述のように、本町の地形は、集落・畑の立地する微高地と、水田・用水沿いの低地とからなる。前者は過去の利根川の水流が形成した自然堤防で、後者はその後背湿地であった。利根川は氾濫のつど大量の土砂を上流から運搬し、粗粒な砂・れきはいち早く近くに堆積して自然堤防を形成した。そのため背後の土地は相対的に低下し、排水不良な低湿地・沼地となり、細粒のシルトや粘土が堆積する。こうして沖積層のなかに、原井橋型と、潤友橋型の地質構造がつくられ、これが沖積平野の地表面に微高地と低地の縞模様となって現われたのである。

二 洪積層

今から百万年～一百万年前までを洪積世という。洪積世は、四回の氷河時代と、人類の出現・進化という二大事件によって特徴づけられる地質時代である。本町内の洪積層は、沖積層下に覆没していて、地表観察ができないので、上水道水源井の三本の深井戸資料を図化(第二図)として考察してみる。

B層……層厚約二五メートル。深度約四五メートルまで。洪積世末期の砂れき層で、下位のC層とは不整合である。
 C層……層厚約八七メートル前後、深度約一三四メートルまで。南関東の成田層に相当する洪積世中期の地層で、下位のD層とは不整合である。本層は、下部から砂れき層→粘土層→砂・砂質のシルト・粘土、れきという層序を示している。この層序を堆積環境の面から見ると、陸→三角洲、ないし、浅海→三角洲に近い陸となり、海からの遠近でいえば、遠い→臨海ないし、海→やや近い。という変化を示す。この変化は、海岸線の変動を物語っているのである。氷河時代には、海水が大陸氷河に固定されるため海面が低下し、海岸線は後退する。(海退)温暖な間氷期には海水が増加して海岸線は陸地へ前進する。(海浸)C層の層序はまさに氷河期→間氷期→再び氷河期へ向う一連の過程を表現しているものである。

D層……層厚一〇〇メートル以上。下限は不明。南関東の屏風ヶ浦層に相当する洪積世前期末～中期にかけての地層である。本層でもC層と同様に、砂れき層→粘土層へという層序がはっきりと現われている。

三 妻沼町の地史

D層の時代……今から数十万年前、洪積世第二回目の氷河時代―ミンデル氷期による海退で、利根川が扇状を広げて砂れきを堆積した。やがて気候が温暖化して、ミンデル―リス間氷期になると、海面が上昇して、海岸線はこの付近まで延びてきた。三角洲が形成されて、厚い粘土層が堆積した。

C層の時代……間氷期の海は、三回目のリス氷期の開始とともに遠く後退してゆき、再び利根川が扇状地を形成する。やがて温暖なリス―ウルム間氷期となると、再び海面が急速に上昇して、海岸線は内陸部へ浸入してくる。

海面上昇は、今から約一二万年前ごろ極大に達し、関東平野の大半は浅海底となつてしまった。これが「東京湾」である。古東京湾が最大になったころは、おそらくこの付近の三角洲も、短期間海面下に没したと想像される。気候はまた寒冷化へと向かい、海退が始まる。荒川右岸の江南台地の地層は、このころ堆積されている。

B層の時代……B層は、最後の氷河時代であるウルム氷期の地層である、ウルム氷期の海退は、今から二―三万年前ごろ極大になり、この時の海面は現在より少なくとも一〇〇メートル低くなつた。後退する海岸線を追つて、利根川は三たび流路を延長して扇状地を形成した。榑原などの荒川扇状地もほぼこれと前後して作られたと考えられる。A層―沖積世……ウルム氷期終了とともに海面は上昇に転じ、縄文前期には海拔五メートル付近まで海浸がおよんだが、その後現海水準まで海退した。利根川は、大体今日と同じような環境で氾濫を繰り返し、自然堤防と後背地を縞模様状に形成し、やがて開発の進捗に伴ない、人工堤防の中に閉じこめられた。

以上、大まかに本町の地史を描いてみたが、堆積する地層が次々に埋没してゆくということは、この地域が、長い地質時代にわたつて、連続して沈降していることを意味するわけである。

日本列島にあつては、山地は隆起し、大平野は沈降している。関東平野は、沈降し続けている、日本最大の構造盆地なのである。

第四節 気 象



防風林に囲まれた農家 (小島地区)

関東地方のほぼ中央にある妻沼町は、やや内陸的で、寒暑の差は比較的多く、夏季は高温多雨、冬季は低温寡雨の北関東型および南関東型の中間型の、表日本式の代表的地域である。

冬季は、からつ風といわれる北西風が、二、三月頃多く、空気が特に乾燥し、火災の起りやすい時期である。農村部の屋敷森、高い垣根などが西北部に植えてあるのはこのためである。

梅雨期のモンスーンは、多量の雨をもたらし、稲にとって大切であるが、一日中雨というのは三―四日で、一三―一四日、一時雨というかたちで、六月中に一三六・五ミリ内外の降水量を記録する。これは年間雨量の一七パーセントにあたり、月平均雨量の二倍ということになる。もつともその年によって若干の相違はあるが、十一月から翌年の三月までの雨量は少なく、季節風が吹いて気温は低くなり、特に十二月は寒く、平均気温四度、最低極マイナス四・八度を示す(四十八年熊谷気象台の調査)ことさえある。季節風が徐々にやむ三月から気温は上昇をはじめ、八月に最高を記録し、九月から漸次下降する。

地域別人口密度表

(昭和50年10月1日現在)

大字	世帯数	人口	面積 km ²	人口密度
妻沼	1,370	5,523	3.70	1,493
弥藤吾	425	1,750	2.14	818
男沼	109	563	1.14	494
台	137	651	0.34	1,915
出来島	110	518	0.40	1,295
間々田	130	631	1.47	429
小島島	153	706	1.07	660
飯塚	166	753	1.74	433
八木田	82	407	1.03	395
市ノ坪	71	341	0.41	832
道ヶ谷戸	37	185	0.43	430
永井太田	222	1,027	2.77	371
上江袋	231	973	1.10	885
原井	32	157	0.27	581
上根	142	623	1.18	528
江波	116	474	0.64	741
八ツ口	80	391	0.84	465
善ヶ島	195	934	1.47	635
上須戸	162	819	1.27	645
西城	153	662	1.36	487
田島	118	484	0.41	1,180
西野	176	705	0.51	1,382
葛和田	300	1,402	1.82	770
弁財	29	144	0.23	626
大野	94	457	0.84	544
日向	149	755	1.51	500
俵瀬	51	240	0.71	338
合計	5,040	22,275	36.21	615

昭和五十年十月一日現在の国勢調査の統計によれば、世帯数五、〇四〇、人口三二、二七五、人口密度は、一平方キロメートル六一五人で、これを地域別にみると次表の通りである。

第五節 人口と集落

熊谷地方気象台気象表

1973年

項目	月												平均又は合計値	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
平均気圧(海面) +100mb	18.6	15.8	14.7	14.1	12.9	9.7	10.6	12.8	12.9	18.1	15.4	13.6	14.1	
気温	平均	4.8	5.5	6.5	14.7	17.3	19.9	26.1	28.1	22.0	15.9	9.6	4.0	14.5
	最高平均	10.7	12.3	12.8	20.5	23.8	24.2	31.6	34.1	27.4	21.4	16.4	11.6	20.6
	最低平均	0.2	0.1	1.3	9.5	11.7	16.6	22.0	24.0	18.2	11.2	4.2	-2.2	9.7
	最高極	17.6	19.2	21.8	27.9	31.2	30.5	36.7	38.7	35.7	28.6	22.1	15.6	38.7
	起日	2.5	23	24	30	27	24	17	19	2	1	17	3	8/19
	最低極	-3.4	-4.4	-3.1	1.2	6.6	11.7	18.4	22.0	15.7	4.9	-1.1	-4.8	-4.8
	起日	16・30	9	27	6	24	4	4	25	26	30	19	23	12/23
湿度	平均	58	54	48	69	64	78	75	74	75	71	62	49	65
	最小	19	14	12	15	15	37	25	39	33	29	20	18	12
	起日	3	9	24・27	30	26	24	10	19	24	26	20	24・他	27
降水量	合計	50.0	32.0	6.0	122.5	71.0	136.5	88.5	48.5	116.5	97.0	27.0	—	805.5
	日最大	26.0	17.5	3.0	32.5	24.5	37.0	33.0	14.0	30.5	33.5	26.0	—	37.0
	起日	7	19	18	15	2.8	7	20	29	5	28	10	—	6/7
平均雲量	4.5	4.6	4.6	7.3	6.4	9.2	7.5	6.5	7.6	6.5	3.5	1.2	5.8	
風速	平均	3.2	3.2	3.8	2.6	2.7	2.2	2.2	2.1	1.9	2.4	2.7	3.0	2.7
	最大	12.2	13.5	14.7	11.7	13.7	7.0	7.5	8.3	11.5	12.2	13.7	12.5	14.7
	同風向	NW	WNW	WNW	NNW	NW	E	S	SSE	WNW	NW	NNW	WNN	WNN
	起日	28	24	5	22	30	7	30	15	3	14	25	22	3/5
日照時間	214.9	200.1	244.8	182.4	228.5	87.3	186.3	224.6	155.2	157.4	196.5	244.9	2322.9	
天気	雨(≥0.5mm)	4	5	3	11	10	18	10	8	12	12	3	—	96
	雪	2	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
	雷	—	—	—	1	2	4	3	8	3	—	1	—	22
	風速≥10%	6	5	12	1	1	—	—	—	1	2	2	4	34
	快晴	16	11	10	3	5	—	1	3	2	7	15	25	98
	曇	10	8	6	16	14	26	19	14	19	16	6	—	154
日数	不照	3	2	3	8	5	14	3	2	6	6	3	1	56
	最深積雪 cm	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
起日	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1/7	

地域別人口の推移

地域	年度	明治 17	明治 22	昭和 30	昭和 40	昭和 50
妻 沼		1,591	1,974	4,870	4,988	5,523
弥 藤 吾		811	983	1,434	1,448	1,750
男 沼		461	477	733	617	563
台		434	473	688	559	651
出 来 島		316	338	573	479	518
間 々 田		738	781	825	702	631
小 島		798	849	1,001	852	706
飯 塚		694	721	733	620	753
八 木 田		335	364	456	387	407
市 ノ 坪		140	161	386	328	341
道 ケ 谷 戸		43	56	395	337	185
永 井 太 田		1,198	1,298	1,319	1,112	1,027
上 江 袋		507	561	850	729	973
原 井		104	119	200	169	157
上 根		323	366	485	472	623
江 波		205	206	386	368	474
八 ッ 口		308	281	404	384	391
善 ケ 島		604	646	880	844	934
上 須 戸		458	488	885	861	819
西 城		584	522	648	633	662
田 島		184	173	209	189	484
西 野		169	154	494	463	705
葛 和 田		1,191	1,217	1,726	1,497	1,402
大 野		408	443	592	513	144
弁 財		142	146	182	158	457
日 向		505	579	900	780	755
俵 瀬		374	395	311	270	240
合 計		13,625	14,781	22,565	20,759	22,275

(集 落)

町の集落形態としては、市街地の部分（上掲の写真）と、周辺の農村を主体とする幾つかの集落群とに分けられる。

中心市街地は、その昔、斎藤別当実盛公の所領のころ、聖天様が祀られ、その信仰のために発達した門前町と、徳川時代になって、利根川の水運が盛んになり、物資の集散地として、また国境の宿場町として栄えたために出来たものが結合したものである。

市街図をみると、かぎ型道路にそって市街ができてはいるが、そのかぎ型の東西方向の部分が、以前の門前町にあたり、一方、南北方向の長い部分が、商業区として後に発達したものである。

近年は、都市計画の推進により、新住宅、店舗、工場および公共施設等が遠心的に外延部に向って拡張されつつある現状である。

農村地域の集落型は、主な街道に面したところでは、道路にそって細長い街村や、路村も見られるが、大部分は数十戸、ないし百戸位の農家が集まって、不規則な輪郭をもった、いわゆる塊状村落を形成している。これは、集落発生当時、しばしば洪水氾濫があったため、低湿地はできるだけ避け、比較的高燥な場所を宅地として選んだためである。



道路より一段高い水塚集落 (日向新田地区)



水田の一隅に舟が用意してある (日向地区)

しかし、地形上最低位の標高約二四メートルしかない妻沼町の東南の隅にある日向方面では、利根川下流の潮来方面で見られるような洪水対策のために、道路より一段高く盛土した上に家屋を建てた水塚集落が見られる。



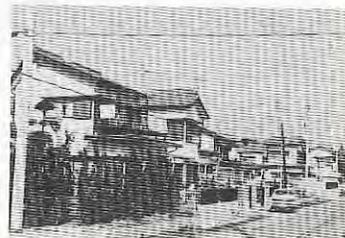
㊤ 上空から見た小島地区 (49. 11. 22写す)

㊦ 上空から見た利根川南岸の永井太田・間々田・出来島・男沼

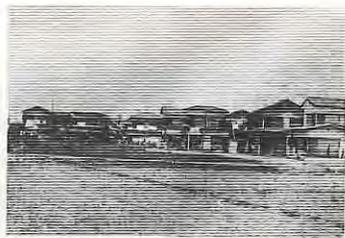




西城台文化村



上根字本田団地



西野台団地



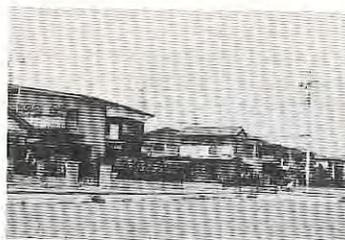
西野字前団地



西城団地



上根字西浦団地



北武蔵団地



田島字場違ヶ谷戸団地

第六節 地名

この地域は、利根川の乱流地帯で、現在のような地形をなすまでには、何万年という歳月を経てできた利根沖積土壌地帯である。従って、利根川の流れが「今日の淵も明日は瀬となる。」と、いうようなことを繰り返すうちに沼地もできたであろう。たまたま利根川の上流地点と下流地点とに、同じような大きな沼ができて定着した。土民は上に男体様が、下に女体様がある処から、上の沼を「男沼」、下の沼を「女沼」とした。ところが、江戸時代に至って文字の使い方が乱れ、音に漢字をあて「日沼」と書いた。幕府から出された御朱印でさえ「日沼」と書いている。たまたま、妻めあわすの「妻」と「女」を入れかえて「妻沼」と書き「めぬま」と読ませた処、これが一般のこのみにあつたのか、「妻沼」という文字が定着して現在に至っている。

このほか、「俵瀬」は、もと俵の形をした島、つまり「俵島」と云つたが、瀬ができて葛和田と連なつたため「俵瀬」と呼ばれるようになり、「江袋」は、溜井と福川に囲まれて袋状をなしたので「江袋」の名が生まれたといふように、町内の地名をみると、「沼・池・江・井・瀬・戸（水流の出入口）・田・台・岡」など、川に関連する文字のついたものが多く見られるのも、利根川の流れによって造成された地形がそのまま地名になつたと考えられる。また、「利根」は、アイヌ語意の「長い」から転化したとか、「刀弥」(川船の船頭)からとつたとも云われ、「長井」は、利根（長い）の氾濫でできた台地の村里「井」は①いど、②むら」といふところからその名ができ、「坪」や「割」・「反」などのつく所は、条里制の名残りとも云われている。

変わったところでは、「大我井」のように、白髮神社聖天正統記（歓喜院藏）で、「前略……日本武尊東夷征伐之御地上の神と崇給ふ井光彦命、太我居の森に鎮利玉ひて後、別府郷に移り鎮まりまします井殿大明神、即ち宣わく、太

我が居る森という故に、則ち此処を太我居之森と唱う也……後略」としている所もあれば、「弥藤吾」の如く、実盛孫弥藤五実幹が居住し、「西城」は「西の城」があったところから、弥藤吾或いは西城としたように、伝承や歴史と結びつけて地名の由来ともしている所もある。

このように、町内の字名を一つ分析すれば、往古の立地条件等を知る手がかりになるであろうが、ここではそのいとまがないので、前述の筆法で読者に説明していただくこととし、明治九年（一八七六）の地租改正にもない製作した図面により、大字ごとの字名を列記するにとどめる。このなかでも、現在利根川敷や堤防敷、または耕地整理によって改称されてなくなってしまうものもあるが、地名は往古の歴史事象であるので記すこととした。

妻 沼 向野、若宮、若宮前、東岡、五右エ門窪、梶山、北中島、中島、無川、南一本木、一本木、西一本木、

東荒井前、東女躰、女躰、岡前、西岡、下達摩、中達摩、上達摩、稻荷台、北鱈堀、南鱈堀、赤子、観音堂、緑川、中岡、森廻、錦森、鳥森、大我井、荒井前、酒巻窪、酒巻、森下、上町、中町、下町、卯月花、芦際、長泉寺、横町、池の上、寺内、彦松、神明、芝川、大塚、真土、砂場、柳原、福寿寺。

弥藤吾 悪戸、熊野、年代、砂場、芝川、本村、番匠免、神明、下宿、道祖神、三ツ橋、猿楽、北王子、東王子、寺窪、南王子、王子、氷川、杉之道、大原、伊勢、田成、上田成、濕気、一本杉、道善橋、野中、和田、下田道下、下田道上、稲荷木、正阿弥、新田、大塚、葎田。

男 沼 観音、池久保、天神、柳原、伊勢、前沼。

台 鴉子尾、沼田、城の下、城の内、早道場、大明神、野中、堂東、内達摩、外達摩、北久保、西早道

西久保堤内、上西久保堤外、栗原、元宅地、蔵殿、新白、宅地前、南北八ヶ所、留割。

出来島 竹之後、蔵王殿下、熊野下、東久保、熊野台、蔵王殿上、（以下利根中）稲荷坪、北河原坪、大満川原坪。

間々田 伊奈利坪、沼上、伊奈利久保、伊奈利台、中久保、伊勢東、伊勢、中東、天神（以下利根中）老割坪、

長割坪、島坪、諏訪坪、土佐割坪、西割坪、手割坪。

小 島 川向道下、川向、西久保、中河原、天正前、出来島境、北河原、間々田境、南河原、前久保、東岡、古川、

北岡、河原新田、粕川、池の端、北久保、並木、東久保、西久保。

永井太田 笠ヶ谷戸、飯塚裏、向沖田、元新田、上橋南、西田、前新田、新田前、原、東小沼、西小沼、堀米東、雀の宮、薬師新田、八幡薬師、上平前、西浦、上平、一の瀬、北廓、間之道、西南、東南、高城、組、前沖田、土生ヶ谷戸、南悪戸、沼の上、北悪戸、風張前、野田、割、組東、城の下、南安養、北安養、稲荷台、南久保、北久保、風張西、風張（町村合併後、大字男沼に編入）。

飯 塚 北悪戸、中悪戸北、中悪戸南、南悪戸、北福王寺、西福王寺、福王寺、上芝川、下芝川、福王寺前、南福王寺前、中福王寺前、北福王寺前、石神、北飯塚、飯塚北、飯塚南、西飯塚、藤屋敷、上飯沼、北西原、中西原、南西原、北八幡木、中飯沼、北飯塚前、南飯塚前、下飯沼、稲荷木、道ヶ谷戸、東江原、北江原、南八幡木、江原、江原前、南江原、西江原、野分北、野分南。

八木田 羽黒坪、西窪坪、上坪、芝坪、林坪、久保坪、鎌ヶ谷戸坪、七の丸坪、中浦坪、中坪、蒲原坪、中前坪、本田坪、うるし原坪、野分。

道ヶ谷戸 入生、地藏木、長走、中通、南深田、北深田、代官作、堰下、向野、沼田、稻鈴、代畑、柳原、千本木、羽黒、老畑、五反田。

原井村 上、村浦、前、中、東、前溜井。

市ノ坪 一本木、八幡木、中水口、下の坪、越渡、東堀内、中、前、窪、沼尻、西原、踏切、水越、北ノ内。

上江袋 西耕地、北耕地、上耕地、武久、八反田、精神場、堤下、沼下、埋田、前原、中耕地、下耕地、大橋、

東耕地、柳原、下田、中堀、境田、大堀、野入、沼中。
上 根 西浦、長井庵、北浦、八反田、樋下、本田、北浦南、出口、木郷、前田、向前田、宮前。
江 波 上北浦、下北浦、天神前、東嬉愛、西嬉愛、道上、道下、上悪戸、下悪戸、中河原。
八ツ口 境堀、釜の上、堀之内、谷垂、伊勢山、仲田、萩原、屋敷裏、長淵、五町田、横町、屋敷南、屋敷、寺裏。
善ヶ島 西久保、宮西、堰下、前久保、宮東、中瀬、裏久保、古川、柳原、上河原、上元割、下河原、
六敵割、中河原、沼下、中洲、上葛和田。
上須戸 迎田、長安寺、御新田、深田、肱曲り道上、水越台、肱曲り道下、柳原、先才場、西越前、野通、中河原、
大下久保、道南、道北、水久保、葛和田前、後、横町久保、天神前、さきもと早勝戸、西川戸。
西 城 本郷、切通、榎戸東、榎戸西、北大ヶ谷戸、中大ヶ谷戸、南大ヶ谷戸、甲鶴森、乙鶴森、まご入胎、長安寺、
東田、前田。
田 島 場違ヶ谷戸、境田、鷺ヶ谷戸、観音前、五反田、奈華郷、前田、東田、下田島、山ヶ谷戸、宮前。
西 野 前、供養塚、牛沼、腰巻、出口、晝喰島、沖耕地、道祖神、中、後庵、桃木島、大塚、持畔、まご上三丁免、
下三丁免、堀之内、高林、宮前。
葛和田 町人分、乙宿、荒宿、上中久保、中久保、前野、堤根、伊勢宮、南萩原、中津呂、波通、保道、弁財前、
西島、島分二通、南萩原、島分イ二通、北萩原、甲宿、西久保。
大 野 一本柳、弁才沼、まご鰻久保、南境目、北境目。
日 向 観音寺、外新田、内新田、外窪、内久保、堰場、藏殿、石塔、大町、上願、屋敷間。
弁 財 天下、道下、道上、寺前、沼上。
俵 瀬 イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト・チ・リ通り。

第二章 沿革

第一節 原始・古代

昭和二十二年の前半までは、「古事記」や「日本書紀」等にある伝承を素直に受け入れた歴史体系のなかで、長い年月を生きぬいてきた日本人も、敗戦を転期として、この歴史体系に洞察を加え、伝承とは別に客観的史料を探し、実証的研究に基づいて新たに学問的な歴史体系をつくりあげようとする者も出て、日本歴史も大きく書き替えられ、今後も補足される可能性がある。事実、戦前における日本人の祖先の調査は「縄文時代」すなわちヨーロッパでいえば新石器時代（西暦前八千年以降）を最古としていた。ところが、昭和二十二年、相沢忠洋あさけ ちゅうやうという一青年が、群馬県新田郡笠懸村岩宿のローム層（火山の噴出物が雨水によって沈積されて生じた赤土の台地）にはさまっていた石器と石片を発見したことが端緒となり、二十四年十月、明治大学考古学研究室の杉原莊介教授らによって、本格的な岩宿遺跡の発掘調査が行なわれた結果、貴重な石器を採集して、無土器文化研究の第一歩が踏み出された。以来急速に無土器文化の研究が進められ、幾多貴重な遺物・遺跡が発見されている。

この旧石器人は、北上する暖流による海洋気候が、寒い氷河気候をやらせたので、火山活動の激しかった時代にもかかわらず、現在の国土となつている地帯にも、大陸から動物や人間が渡来したのであろう。三十万年前の象のキバナなどが発見されて、大きな話題をうんだが、陸地であったり、海中に没したりというように、激しい浮き沈みを経て、西暦前八千年ごろ、大陸との間にあった湖が海となり、大陸から切りはなされた日本列島が誕生したのであるといわれている。従つて、大陸と地続きのころ渡来した人々は、日本列島に取り残され、以来鎖國的な生活を余儀なく

東耕地、柳原、下田、中堀、境田、大堀、野入、沼中。

上 根 西浦、長井庵、北浦、八反田、樋下、本田、北浦南、出口、木郷、前田、向前田、宮前。

江 波 上北浦、下北浦、天神前、東嬉愛、西嬉愛、道上、道下、上悪戸、下悪戸、中河原。

八ツ口 境堀、釜の上、堀之内、谷垂、伊勢山、仲田、萩原、屋敷裏、長淵、五町田、横町、屋敷南、屋敷、寺裏。

善ヶ島 西久保、宮西、堰下、前久保、宮東、中瀬、裏久保、古川、柳原、上河原、上元割、下河原、下河原、六敵割、中河原、沼下、中洲、上葛和田。

上須戸 迎田、長安寺、御新田、深田、肱曲り道上、水越台、肱曲り道下、柳原、先才場、西越前、野通、中河原、大下久保、道南、道北、水久保、葛和田前、後、横町久保、天神前、さきもと早勝戸、西川戸。

西 城 本郷、切通、榎戸東、榎戸西、北大ヶ谷戸、中大ヶ谷戸、南大ヶ谷戸、甲鶴森、乙鶴森、まご入胎、長安寺、東田、前田。

田 島 場違ヶ谷戸、境田、鷲ヶ谷戸、観音前、五反田、奈華郷、前田、東田、下田島、山ヶ谷戸、宮前。

西 野 前、供養塚、牛沼、腰巻、出口、晝喰島、沖耕地、道祖神、中、後庵、桃木島、大塚、持畔、上三丁免、下三丁免、堀之内、高林、宮前。

葛和田 町人分、乙宿、荒宿、上中久保、中久保、前野、堤根、伊勢宮、南萩原、中津呂、波通、保道、弁財前、西島、島分二通、南萩原、島分イ二通、北萩原、甲宿、西久保。

大 野 一本柳、弁才沼、まご鰻久保、南境目、北境目。

日 向 観音寺、外新田、内新田、外窪、内久保、堰場、藏殿、石塔、大町、上願、屋敷間。

弁 財 大下、道下、道上、寺前、沼上。

俵 瀬 イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト・チ・リ通り。

第二章 沿革

第一節 原始・古代

昭和二十二年の前半までは、「古事記」や「日本書紀」等にある伝承を素直に受け入れた歴史体系のなかで、長い年月を生きぬいてきた日本人も、敗戦を転期として、この歴史体系に洞察を加え、伝承とは別に客観的史料を探し、実証的研究に基づいて新たに学問的な歴史体系をつくりあげようとする者も出て、日本歴史も大きく書き替えられ、今後も補足される可能性がある。事実、戦前における日本人の祖先の調査は「縄文時代」すなわちヨーロッパでいえば新石器時代（西暦前八千年以降）を最古としていた。ところが、昭和二十二年、相沢忠洋あざの ちゅうやうという一青年が、群馬県新田郡笠懸村岩宿のローム層（火山の噴出物が雨水によって沈積されて生じた赤土の台地）にはさまっていた石器と石片を発見したことが端緒となり、二十四年十月、明治大学考古学研究室の杉原莊介教授らによって、本格的な岩宿遺跡の発掘調査が行なわれた結果、貴重な石器を採集して、無土器文化研究の第一歩が踏み出された。以来急速に無土器文化の研究が進められ、幾多貴重な遺物・遺跡が発見されている。

この旧石器人は、北上する暖流による海洋気候が、寒い氷河気候をやらせたので、火山活動の激しかった時代にもかかわらず、現在の国土となっている地帯にも、大陸から動物や人間が渡来したのであろう。三十万年前の象のキバナなどが発見されて、大きな話題をうんだが、陸地であったり、海中に没したりというように、激しい浮き沈みを経て、西暦前八千年ごろ、大陸との間にあった湖が海となり、大陸から切りはなされた日本列島が誕生したのであるといわれている。従って、大陸と地続きのころ渡来した人々は、日本列島に取り残され、以来鎖国的な生活を余儀なく

されたこれらの人々は、石器を使って狩猟・漁労生活を続け、やがて土器をつくることを考え出し、単純な巻土法によって、底のどがった鉢をつくった。紐をころがして外部の表面をととのえたので、縄目のような文様が土器に付されたところから、この土器には「縄文式土器」という名が冠せられ、この土器を使用した時代を「縄文時代」といい人類学では「縄文文化人」と称している。

この「縄文時代」は、土器の特長によって、早期・前期・中期・後期・晩期と、五つの時期に分けるのが常識となっていたが、考古学の研究が進むに従って、早期以前を草創期として、六つの時期に分類するようになった。

各期の土器の文様の特徴は、次のような変化がみられる。

草創期……押圧縄文、隆起線文、爪形文、縄文

早期……擦糸文、貝殻文、捺形文

前期……羽状縄文、竹管文

中期……太い隆起文

後期……磨消縄文、曲線文

晩期……磨消縄文、入組文

また住んでいたところも、非常に高い所から、近くに水のある丘陵上の平な場所、丘陵上の舌状台地や谷の周辺、河岸段丘へと移り、後期になると川沿いの平地に住むようになる。これは、人口の増加にともなう食糧事情によるものであろうが、晩期になると、狩猟、漁労による採取経済は、次第に停滞と行きづまりをきたしてきているのである。

以上のように史書をみると、わが妻沼地方に人が住むようになったのは、立地条件・偶発的に発見された若干の出土品から勘案して、縄文後期にはいつてからということになる。これとても、採取経済の時代には、永年定着するといふまでには至らなかつたようであるが、この時点から稿を起し、妻沼地方の歴史事象を叙述することにする。

縄文時代

①西別府の湧水沼 ②江袋沼



妻沼地方は、荒川と利根川の乱流地帯で、徐々に流れが移行すると共に、幾筋もの流れがまとまりをみせ、自然堤防を形成していった。荒川の流れは、西別府裏で伏流水となって流れ出し、本庄、深谷方面に源を発する丈方川と共に江袋沼に流れこみ、これが低地づたいに紆余曲折しながら、上江袋・西野・上根と弥藤吾境を流れ、上根地内を半円形に包むようにして、江波境を過ぎ、江波の西南端で向を東にかえ、西城、上須戸境から南進して荒川の分流奈良川と合し、日向、俵瀬の南部を流れて北河原境から利根川に合流する。

この福川と、荒川の分流奈良川との間に形成された南台地（西野・上根・田島・西城）と、利根川の分流芝川と福川の間に形成された中部台地（妻沼・弥藤吾・飯塚・八木田・八ツ口・江波・上須戸）芝川と利根川の本流との間に形成された北西部台地（永井太田）北部台地（台・妻沼中岡・西岡・東岡・若宮）とが形成されたが、北部台地はまだ不安定で、縄文時代には人が住むまでには至っていなかったようである。この時代の出土品は、主として南部台地で発見されている。



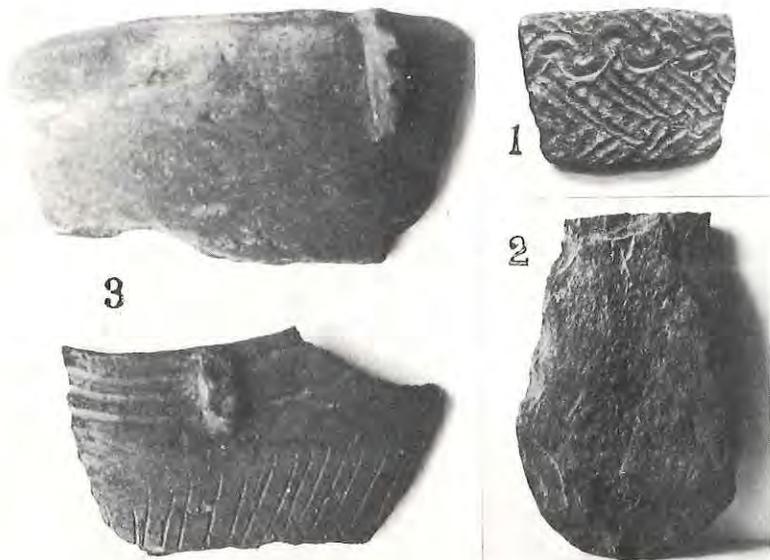
妻沼町内の出土状況等紹介する前に、天保年間に出土した、長さ三四・二センチ、幅三・五センチの石刀を紹介する。

この石刀は、田島の小林荒助(天保九年造、五十六歳という石像がある。)という人が、小さな祠の中に、木札形の板にくくりつけて、木彫の観音像・護魔札版木、弘法大師石像、小林荒助石像と共に収納しておいたもので、石刀をくくりつけた木札の裏面に「幡羅郡田島村畑中より出土」と書かれている。おそらく出土した石刀に神秘的なものを感じて祭ったものであろうが、いずれにしても、埋蔵文化財保存第一号ということができるとはあるまいか。現当主は、小林秀家である。

さて、妻沼町で一番古い土器は、西城字切通しで発見されている。これは、ただ一片の土器片であるが、その表面に付けられた羽状文や竹管文の文様から、前期の関山式と呼ばれる深鉢形の土器であることが確認されている。

この頃には、東京湾が現在のの上尾市、蓮田市付近まで入り込み、奥は遠く栃木県藤岡まで及んだと思われ、貝塚が発見されている。現在のところ、中期の土器は発見されていないが、後期になると、加曾利B式・安行I式土器・堀の内式土器や石器が、上須戸字大下久保、西城字切通、西城字本郷や上江袋などから発見されている。

女性を形どり、生産豊熟を願ったといわれる土偶が、上須戸字大下久保、西城字切通から出土しているほか西城切通しからは、磨消縄文を施した液体を注ぐための注口土器や、土を掘り起すための打製石斧などが多く発見されている。以上概要をみてきたが、すでに述べたように、この時代のものは、近くに水があり、しかも自然堤防化した南部台地に限られており、北部の台地は、いまだ人の住むまでに至っていないことが知れる。



西城字切通し出土の1.関山式土器片 2.バチ形石斧 3.堀の内式土器片

内野清 寄贈・妻沼町中央公民館蔵



上須戸字大下久保出土の4.加曾利B式土器片
西城字切通し出土の5.安行I式土器片

前原儀久蔵

弥生時代

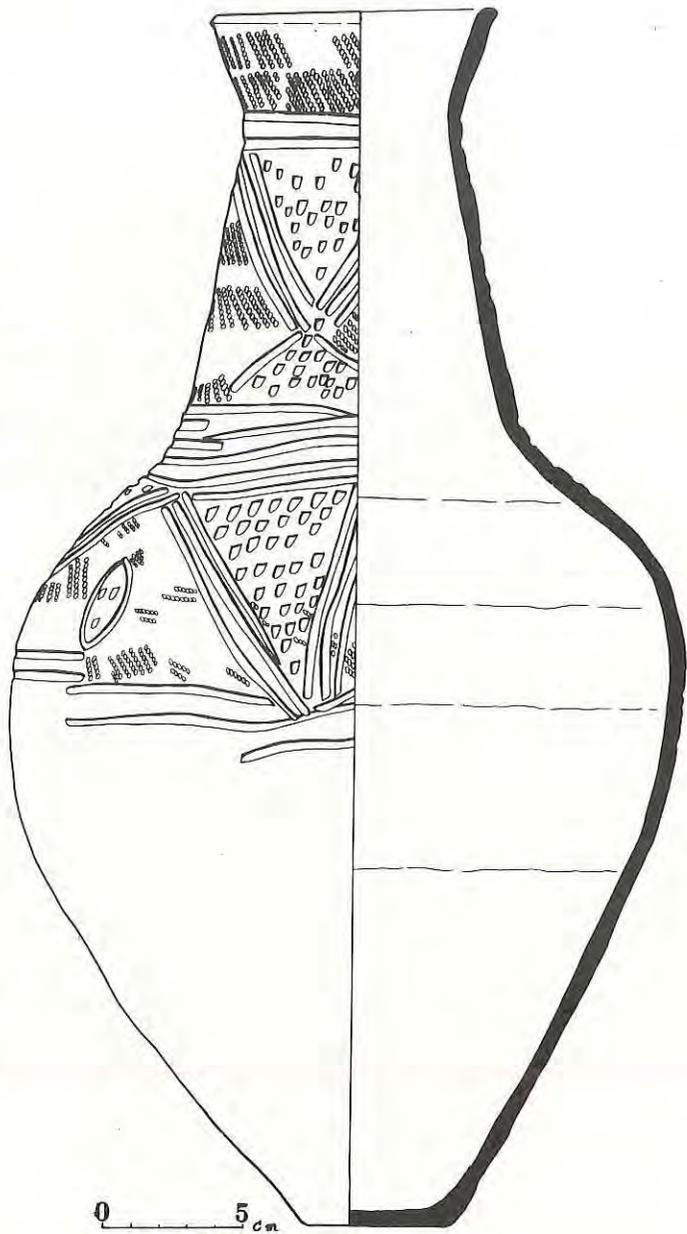
弥生時代は、紀元前二〜三世紀から紀元三世紀頃までをいい、明治十七年東京都文京区本郷弥生町から発見された土器が、縄文式土器と細部にわたって異なることから、この時代区分が設定されたものである。後に研究が進み、弥生文化は大陸から北九州に伝播し、米作、織物技術、金属器などの諸文化と共に、縄文時代晩期の日本に伝来してきたことが明らかになった。

弥生時代の人々は、水の便の良い谷間や川岸に定住して集落を営み、計画的に水田耕作を行い、衣類は織物技術の向上から布をまとい、あるものは鉄器の力で大きく開墾を進めて広い水田開発を行い、富の蓄積を図り、人々の間に貧富の差が現われてくる。この頃の日本の様子を中国の史書に見ると、北九州「倭国」が後漢に朝貢したとか倭国大乱などという記事が載っており、日本のことを「倭」と呼び、すでに階級社会が発生し、多くの部落国家が西日本を中心に成立しつつあったことがうかがえる。

考古学では、弥生時代を大きく前期・中期・後期に分けており、それぞれ約二百年位の絶対年代を与えている。

北九州に伝来した弥生文化は、前期に西日本全般に浸透し、東日本では中期のころに至って弥生時代の文化が普及しはじめた。妻沼町飯塚で発見された須和田式土器は中期のもので、埼玉県でも古い方の代表例である。

関東地方では、縄文土器の伝統を受け継いで、縄目の文様を多く残しているのが特徴となっており、ここから出土した弥生土器もその一例である。飯塚出土のものは偶然の発見であるが、長頸壺と呼ばれる器形である。一般にこの種のものは土壌内から発見されるものが多く、この地点もおそらく洗骨等による弥生中期墓制の一遺跡と思われる。いずれにしろ、県内では須和田期の遺跡は数少なく、弥生中期の文化を解明するための貴重な遺跡である。



飯塚出土の長頸壺

増田逸朗実測

古墳時代

古墳時代は四世紀から七世紀頃までをいい、主に権力者が身分の象徴として高塚古墳を造築したことからこの名称が付けられたものである。弥生時代の稲作農耕も、鉄器の一層の普及により一段と進歩し、水田開発も大いに進み、生活基盤が安定してきた。中央には大和政権も確立し、国家統一へと胎動し始め、後の古代国家の基礎作りが徐々に進行しつつあった時代である。

古墳は、畿内において高塚を築いて墳墓とする風習が起り、これが全国に伝播していった。古墳の種類は前方後円墳、前方後方墳、円墳、方墳等がある。なかでも前方後円墳は、大和政権の権力の象徴といわれ、有名な応神、仁徳陵などの古墳は、すべてこの形を呈している。したがって、武蔵国造の墓と推定されている行田市埼玉古墳群中の県内随一を誇る前方後円墳などは、なんらかの形で大和政権とかかわりを持っていたことが推測できるわけである。おそらく、県内各地に見られる前方後円墳などは、畿内から派遣された支配者が、大和朝廷の勢力下にあった在地豪族の墓であろうといわれている。全長数百メートルに及ぶ壮大な古墳を造るためには、それだけの権力と、経済力がなくては、とうてい築造できるものではなく、古墳造営の背景には、強力な支配者の存在と、そこに隷属する多くの人々の存在が考えられる。おそらく、一般の人々は、水田開発、河川、用水路の改修や、古墳築造の人夫として過酷な労働をしいられる日々を送っていたことであろう。

古墳

妻沼町の古墳は、現在墳丘を有するものとしては、前方後円墳と思われる摩多利神社古墳のみである。

昭和四十三年七月に発掘調査した王子観音堂古墳は円墳で、内部主体は不明であったが、五面加工の凝灰岩が出土し



たことから、横穴式石室であったことが想像される。(詳細は後述の資料、王子古墳発掘調査書参照)
このように、現在の妻沼町に古墳が残存していないのは、おそらく利根川の氾濫原に立地するため、埋没したり、耕地化され、早くから墳丘そのものの土取りが行なわれたためではなからうか。古墳跡としては、埴輪の出土から、大字上江袋字上耕地・大橋、大字西城字長安寺・本郷・入胎・鶴森、大字飯塚字石神、大字八ッ口伊勢山などがあげられるほか、以上の地域の周辺にもかなりの古墳が存在していたことが推定される。

埴輪

埴輪は古墳の墳丘に立て並べたもので、一種の葬送儀式とされており、特に関東地方では盛んに作られている。そして人物像などから服装や装飾、武人埴輪などから武器や古墳時代の様子を知らることができる。上江袋字上耕地から出土した馬形埴輪(上掲の写真・中央公民館所蔵)全長八十四センチ、高さ六十五センチで、馬形埴輪としては小形のものであるが、面がい、轡、鐙、飾鞍、杏葉、尻がなど克明に表現した秀作である。飾馬は、古墳の被葬者が、生前儀礼時などに使用したものを形どつたものとされている。

人物埴輪(上掲の写真)も同地点から出土している。残存部は、高さ十六センチの小形で、冠を被り、はち巻きを付け、うしろで結んでいる。髪はみずらにさげており、顔の表現は柔和で、いかにも素朴な感じを受ける。他に飯塚出土のものが二点あるが、いずれも鬚状のものが剥落しており、まゆの表現など細部にわたって上耕地

(寺内出土の和泉式甕形土器)
妻沼1,499 前原儀久 蔵



(大我井出土の和泉式埴形土器)
妻沼1,492~3 川田秀雄 蔵



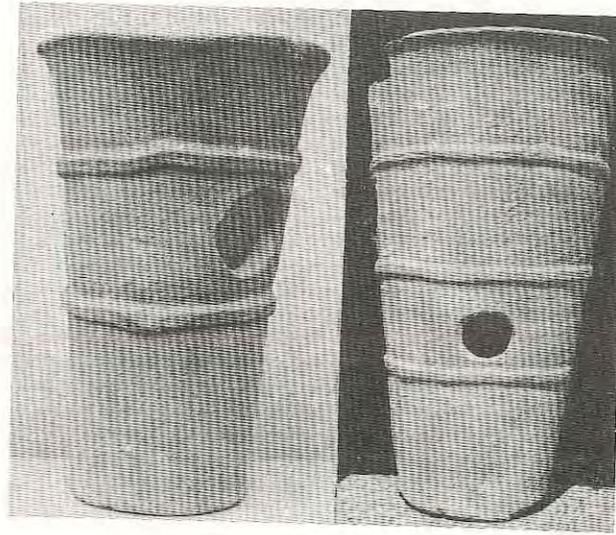
上江袋出土の柄形埴輪
前原儀久 蔵



出土のものとは異なっている。
柄形埴輪は、上江袋から出土したもの（上部写真）で、数少ない埴輪である。柄は、弓を引く時に手に当てるもので、現在のものと変りない。これは結び目の所を一部欠損しているが、保存状態は良いほうである。

円筒埴輪は、西城字本郷・入胎・長安寺・上江袋字上耕地、台などから出土している。

円筒埴輪の機能については、学者の間にも諸説あるが、埴輪そのものがすべて現実のなんらかのものを模倣しているものであるから円筒もその原形は存在したものと考えられるが、長い間に形骸化してしまったものであろう。典型的円筒埴輪に長安寺出土（下の左）のものがある。高さ三十六・五センチ、口径二十三センチで、二本の凸帯に凹い孔が一对あけられており、一般的に見られるハケ目が見られない。比較的厚手で赤焼きのものである。また、西城字本郷出土（下の右）は若干口径部が欠けているが、高さ四十八センチ、口径三十センチ、これにはハケ目がついている。



土器

古墳時代の素焼きの土器を土師器と呼ぶが、これは、弥生式土器の伝統の中から生まれきたもので、弥生式土器が、まだ文様が付くのに対して、土師器はほとんど文様や装飾がなく、全国的に斉一化された器形となってくる。このことは、日本の国家統一と無関係ではない。

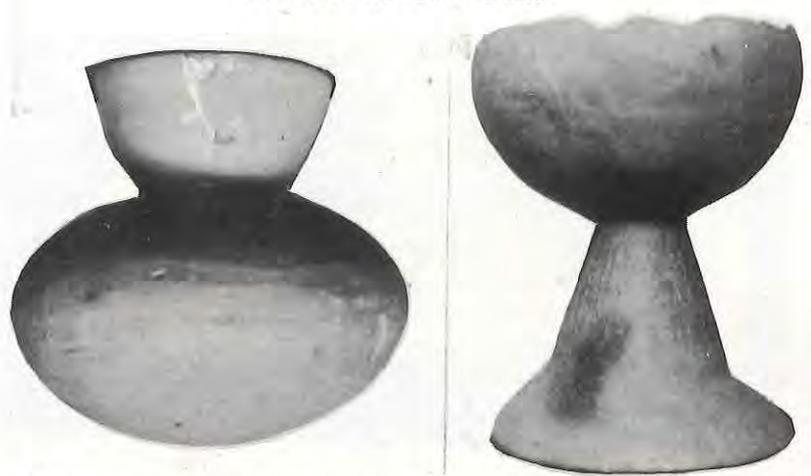
土師器は、前期と後期に大きく分けられ、それを更に、

前期（五領式Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ。和泉式Ⅰ・Ⅱ）
後期（鬼高式Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ。真間式Ⅰ）としている。

五領式土器（四世紀～五世紀前半）は、埼玉県東松山市柏崎五領遺跡で出土した土器が、その標準タイプとなっており、遺跡名をとって命名された型式であるが、妻沼町内からは、妻沼字大我井、西城字鶴森から出土している。古墳時代の初期に該当する五領式土器は、弥生式土器の伝統をやや残している。器形としては、台付甕形土器、有段口縁の壺形土器、器台形土器などが特徴的で、畿内の土器との共通点が認められるようになり、畿内地方の文化の影響が土器にも現われてきている。

和泉式土器（五世紀後半～六世紀初期）は、妻沼字中岡・大我井寺内、永井太田字北廓から発見されている。この時代は、応神、仁

中岡出土の和泉式台付碗
金子政吉氏寄贈・妻沼小学校蔵



徳天皇など、倭の五王の時代に当り、畿内政権が全国的に力を伸ばした時期で、土器の面でも全国的に齊一化される。器形の特徴は、祭祀的色彩をもつ器台形土器が姿を消し、筒形の脚を有する高杯たかねがが出現し、弥生時代の伝統の台付甕形土器が姿を消す。東国では、この段階から一部縄文時代から受けつがれてきた炉に対して、カマドを使用する住居址が出現し、炊飯形態が一段と飛躍したことが窺える。そして、もう一つの大きな特徴は、須恵器が初めて東国に伝播してくることである。

鬼高式土器（六世紀初頭～七世紀前半）は、妻沼字大我井（妻沼小学校敷地内）・錦森、弥藤吾字熊野・濕気・南王子、永井太田字北廓、飯塚字古江原、八木田字本田・七の丸・久保坪、田島字上ヶ谷戸などから出土しており、妻沼町で最も遺跡の多くなる時期で、古墳時代後半から急速に開発の進んだ時期であることを物語っている。このことは古墳の多くがこの時期に築造されたことからいえる。

鬼高期の特徴は、和泉期に現われたカマドが関東一円に波及し、カマドにかける長甕形土器が出現することと、土師器の器形が須恵器を模倣することである。主にその形は環形土器に顕著に現われてくる。また、この時代の集落は、一般に山間部から低湿地まで進出

田島字上ヶ谷戸出土の鬼高式長頸壺と坏
松本誠一 寄贈・東中学校蔵



し、かなりの開発が進んだことを裏付けている。

真間式土器（七世紀後半～八世紀）は、弥藤吾字南王子・王子、永井太田字北廓市ノ坪字西原、飯塚字古江原などに見られる。東国の古墳時代終末にあたる土器で、畿内では大化改新も行なわれ、新政府が生まれているが、東国では依然として地域的には古墳が築造されている。

土器は、須恵器の量が多くなり、長甕が特徴的であるが、鬼高期以前にあった地方色はかなり消滅してきているのである。

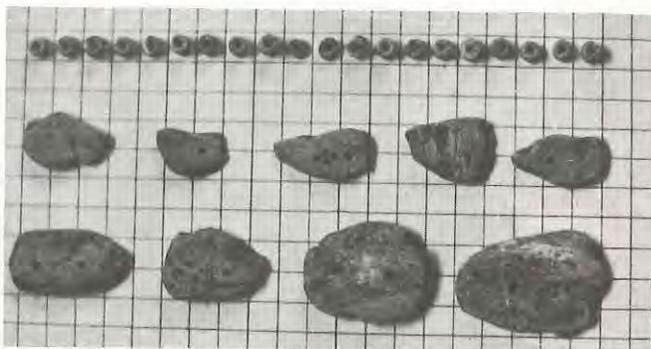
この頃になると、中央政府の力が直接東国にも入り込むようになり、徐々に古墳も消滅し、新政府の支配機構の中に地方豪族層や一般の人々も組み込まれてゆく

須恵器は、西城字切通、鶴森などから発見されている。これらは比較的新しい時代のものである。須恵器は、本来朝鮮半島より五世紀頃畿内とその周辺に工人とともに伝えられたもので、一名祝部土器いわべとも呼ばれたことがある。



（左）南王子出土の真間式土器片 （右）古江原出土の真間式盤
妻沼町中央公民館蔵

(八木田字本田出土の滑石製模造品)
新井丁酉 寄贈・中央公民館蔵



須恵器の特徴は、ロクロを使用し、登り窯の還元法で、約千二百度の高熱で焼きあげるため、土師器に比べて硬質で、灰色を呈していることである。これらの須恵器は東国へも五世紀後半には移入され、東国の土師器が、この器形を模倣するようになってくる。しかし東国での生産の開始は、今のところ七世紀前半にならないと、その窯は発見されていない。

祭祀

滑石製模造品は、昭和三十三年四月二十五日、新井丁酉が、八木田字本田八七二番地の田の床下げ作業実施中に、高さ三三センチ、口径一八センチ底六・八センチの鬼高工の壺・上部欠損の高杯などと共に発見したもので、有孔円板・剣形・白玉などであるが、いずれも鏡・剣・玉を模倣した、祭器の一種である。石製模造品は、畿内政権の祭祀用品で、これが五〜六世紀頃東国へもさかんに伝播し、古墳の副葬品や、祭祀遺跡六世紀代になると、住居址の中から発見されることが多くなってくる。

八木田出土の石製模造品は、前記のように土師器と一緒に出土しているところから、六世紀後半の住居内の祭祀に使用されたものと考えられる。

いずれにしろ、畿内の祭祀形態が、遠く妻沼の地にも浸透し、政治的だけでなく、思想的な統一までもさかんに進んでいったことが、これらの遺物からも推定することができる。

生活

紡錘車は、弥生時代以降機織り技術と共に出現するもので、糸に撚をかけるために使用された。

(鶴森出土の土錘 紡錘車)
前原儀久蔵



この紡錘車が、西城字鶴森、妻沼字大我井から出土している。鶴森のものは蛇紋岩製で、比較的精巧なものであるが、大我井のものは土製である。いずれも古墳時代のものであるが、前者は鬼高期に伴うものである。

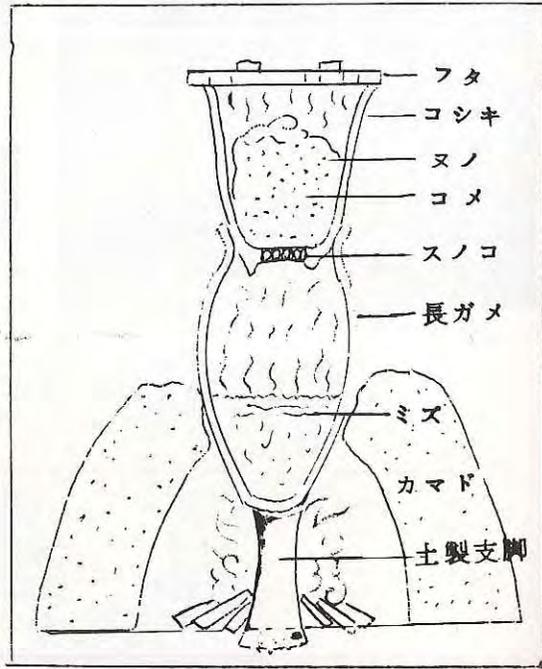
また、鶴森からは、土錘と呼ばれる投網の錘のようなものが発見されている。おそらくここに住んだ人々が、入胎川(奈良川)や長安寺沼の魚を獲るために使用した網の錘に使用したものであろう。

附記

以上、埼玉県教育局の柳田敏司文化財保護課長・増田逸朗文化財第三係(埋蔵文化財担当)の御指導をいただいて、考古時代の概要を叙述したが、文中でもふれたように、妻沼町内における出土品の大部分は、偶発的に発見されたもので、詳細なことがらにはわからないし、教育委員会や学校に寄贈されたものの外は私蔵しており、その実態も完全に集録するまでにはいたっていない。

この原稿を書く時点(昭和四十九年七月上旬)で、大字西城字入胎に建設予定の「日鉄カーテンオール株式会社」の敷地内を、埼玉県遺跡調査会(事務局長松村清兵衛)で請負い、会社の費用負担で正式に発掘調査(発掘担当主任市川修)が進められることになっているので、これが完了すれば新事実の発見と共に、正確な考古資料が得られるものと期待されている。

復元した
右 鬼高I式の壺
左 甕



米を蒸す土器一式が出土したことは6世紀ごろ、炉からカマドへと移り変わった進歩の過程を示す貴重なものであった。(左の写真)
上図は「多摩の五千年＝市民の歴史発掘(平凡社版)」の挿絵を模写したものであるが、フタは推定で付したものであろう。

住居址内の
潰れた土器

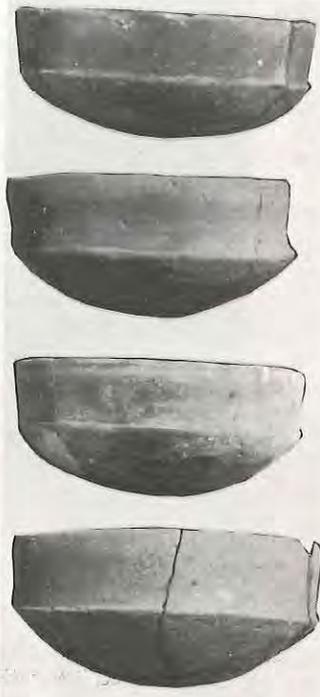


出土した住居址の実測
担当者 増田逸朗遺跡調査員

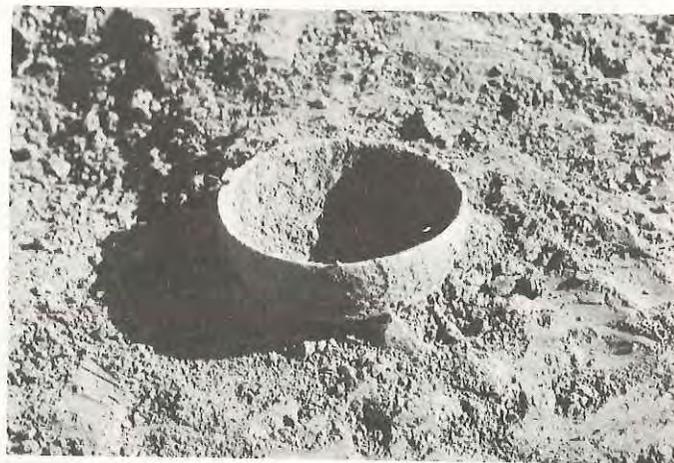


妻沼小敷地内発掘調査カメラメモ

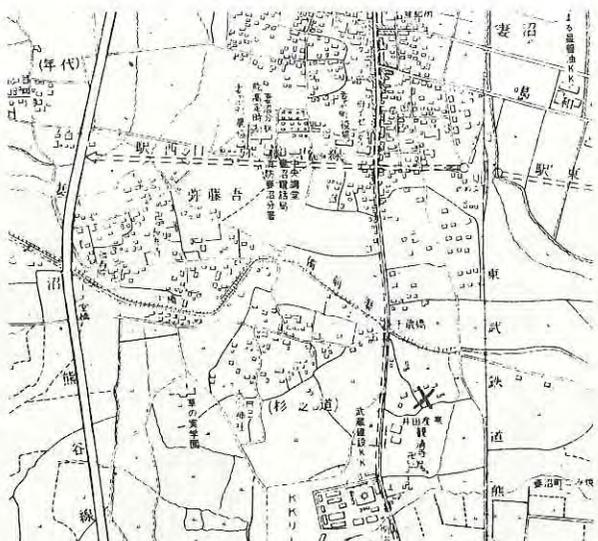
復元した杯



右 完形の杯の出土状況
上 住居址の全容



資料 王子古墳発掘調査



遺跡周辺図 (二万分の一)

(X印 王子古墳遺跡)

- 一、発掘の場所 妻沼町大字弥藤吾字王子五九六番地の一
- 一、発掘の名称 王子古墳記録保存調査
- 一、発掘の期間 昭和四十三年七月二十五日・二十六日・二十七日・三十日・三十一日(五日間)
- 一、発掘主体者 妻沼町教育委員会
- 一、発掘担当者 埼玉県文化財専門調査員 小沢国平
寄居町立城南中学校教諭 中島利治
埼玉県遺跡調査員 増田逸朗
- 一、発掘従事者 妻沼町教育委員会文化財兼社会教育係長 奈良原春作、妻沼町文化財調査研究会 前原儀久
株式会社田沼建築部従業員 柿沼 実・高橋金次郎
深谷女子高校郷土部員 尾高敏子・萩原恵子・篠崎富子・石川和子・松本恭子・浅見道子・神山美知子・原田万里子・吉沢三枝子・青木美子・柿沼茂子・坂上きく江・森 清子・山口貴美江 以上の外不定期的ではあったが、地元の中学校生徒が十名ほど参加した。



(小沢発掘担当者の発掘に関する注意と指導)



(増田・中島両発掘担当者による実測)

一、発掘の経過

- (一)、昭和四十三年七月二十九日午前八時、小林秋政先達によって鍬入の祈禱を行ない、九時三十分、小沢国平発掘担当者より、発掘に関する注意と指導があった後、第一・第二トレンチの発掘を開始する。作業終了午後四時(以下同じ)
- (二)、二十六日、増田・中島両発掘担当者により実測を行なう。

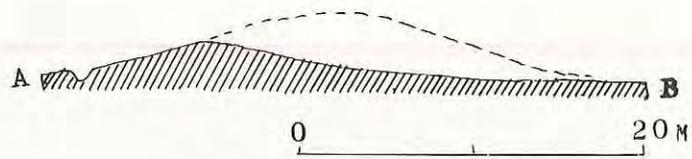
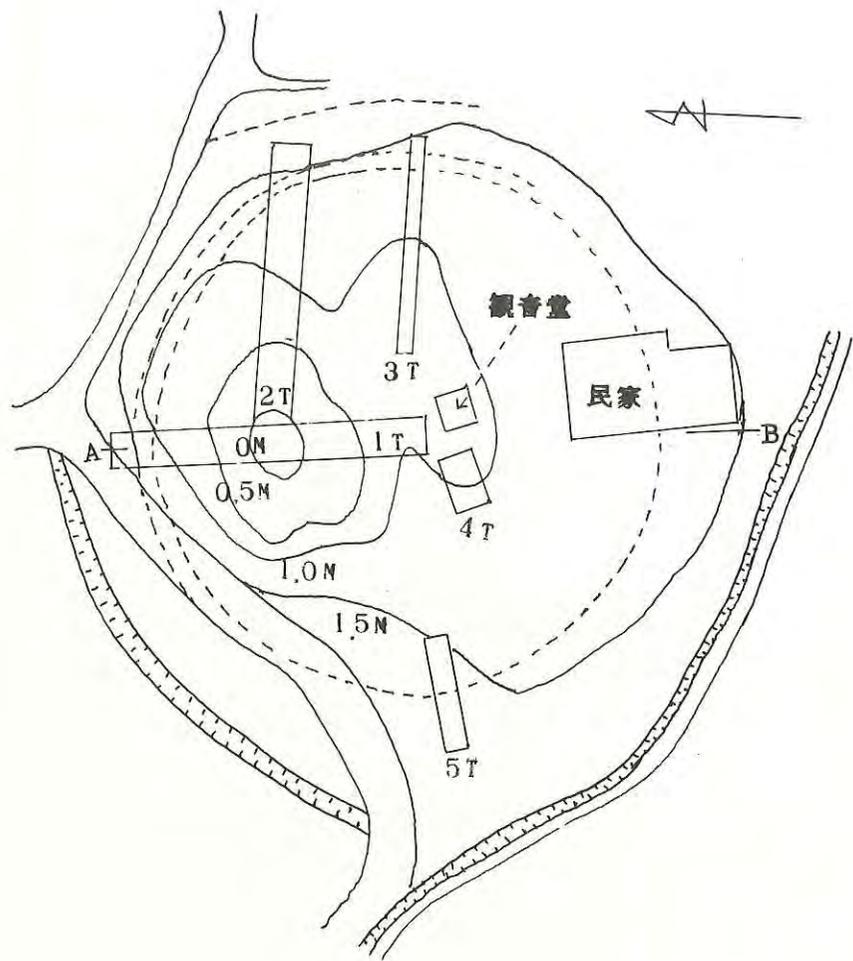
(三)、二十七日、午前九時作業を開始第三トレンチ(幅一メートル、長さ十二メートル)の発掘開始、石室の礎石と見られる玉石が、観音堂よりの第一トレンチ内で発見されたので、関連を求め、隣地所有者の承認を得て、第四トレンチ(幅二メートル、長さ三メートル、深さ一・五メートル)を設定、内部主体の探索を行なったが、その周囲はげしく攪乱され、なんらの遺構も確認されなかった。このことにより、本古墳の内部主体は、この観音堂建設以前に破壊され、その石室の一部が、現在の土台石と、十一面観音像の材石として使用されたものであろうということが推定される。石材質は、凝灰岩で、土台石は、三〇×四〇センチメートルの方形で、石仏は、地面より、高さ一・六五メートル、幅一・二メートル(製作後、いつの時点にか割れたのであろう。右肩部欠損によって推定されるが、現況は三個の石によって組みあわされている。)

石は、額縁形に切り込みを入れ、その中に、高さ九〇センチメートルの十一面観音を半浮彫りにしたものであるが、磨滅が甚だしく、顔面の形状さえとどめていないので、かなり古い時代につくられたものと思われる。なお、この観音堂内に元祿(年月不祥)の絵馬が発見された。

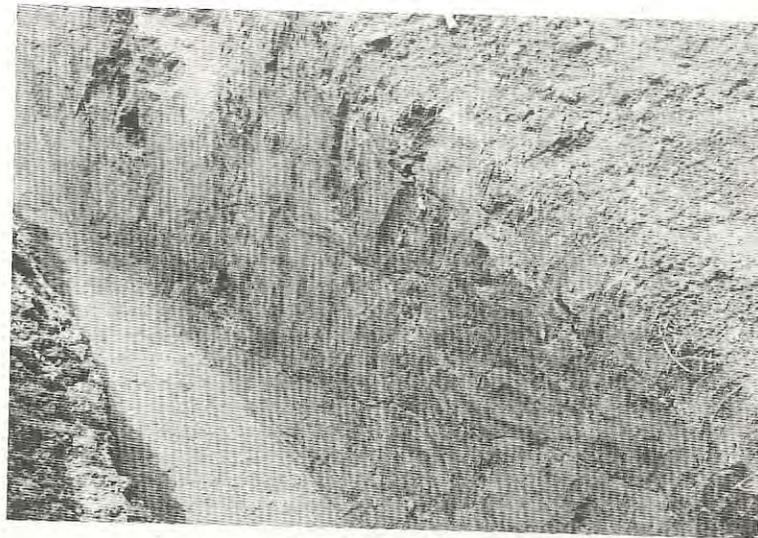
(四)、三十日、周構を求めて、第一、第二、第三トレンチの発掘を続行したが、第二、第三トレンチは攪乱され、外側の立ち上りは明確にできなかったがほぼ形状をつかみ得たので終る第一トレンチでは、盛土の状態が規則的に堆積し、南方に向けて上昇していることが確認され、この部分は後次の攪乱が



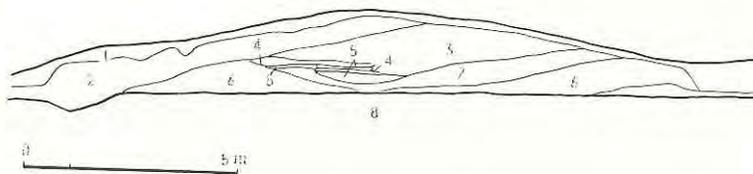
(王子古墳上にあつた石仏)



王子古墳丘実測図 (No.1)



第1トレンチ東側断面写真

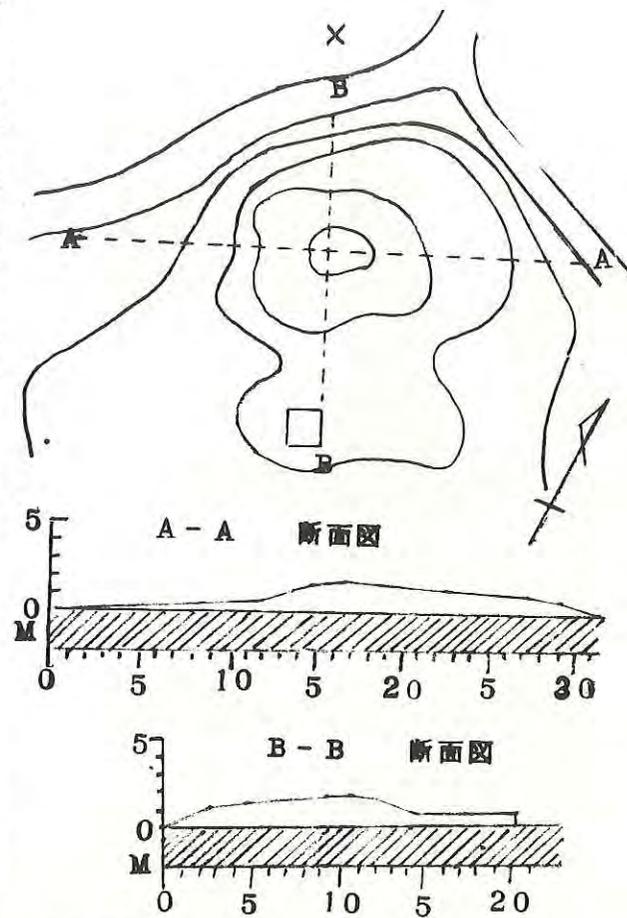


第1トレンチ東側断面図

1. 表土層
2. 黒色砂質粘土層
3. 黄褐色砂質粘土層
4. 黒色粘土層
5. 褐色粘土層
6. 褐色粘土層
7. 黒色粘土層
8. 黄褐色砂質粘上層 (砂多し)

考えられないので、本古墳の墳丘の大部分が、かなり古い時代に削平されたことが判明した。

(五)、三十一日、周溝を確認するため、新たに第五トレンチ(幅一メートル、長さ六・五メートル)を設定して発掘した結果、利根川の氾濫土が粘土質のため、明確ではないが硬軟により内側の立ち上りは確認されたが、その幅はつかむことができなかった。なお各トレンチの周溝とも特別な施設は認められない。午後三時発掘全作業を終了した。



王子古墳の墳丘実測図 (No.2)



上図×印の地点より見た王子古墳の墳丘

一、説明事項

1 発掘調査計画

主要地方道太田〜熊谷線は、急激に開発が進められている。今回の調査もそれに伴って、地主の田沼国雄(株式会社田沼建築部を経営)が、宅地造成を計画して土取り削平する旨、妻沼町文化財調査研究会会員の前原儀久より、妻沼町教育委員会に通報があった。通報に接した妻沼町教育委員会では、急拠埼玉県教育委員会に埋蔵文化財発掘届を提出すると共に、その指示に従い、発掘担当者として、熊谷市在住の 埼玉県文化財専門調査員小沢国平、妻沼町在住の埼玉県遺跡調査員増田逸朗を選び、田沼氏の理解ある協力を得て発掘計画をたて、昭和四十三年七月二十五日午前九時三十分、小沢氏から発掘に関する注意と指導のもとに発掘を開始した。当初発掘担当者として選んだ増田氏が、全日程参加は不可能ということで、県の配慮により、寄居町立城南中学校教諭の中島利治が派遣されて、この古墳発掘の中心となった。

2 遺跡の位置と地形

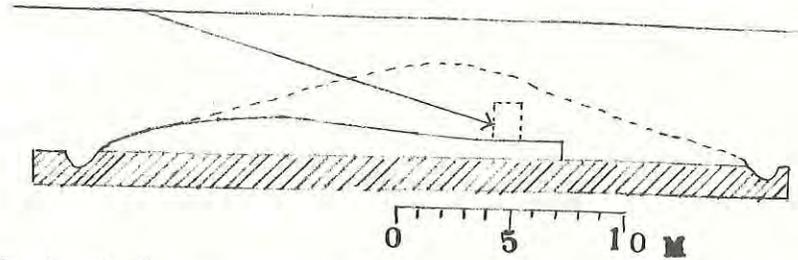
本古墳は、埼玉県大里郡妻沼町大字弥藤吾字王子五九六番地の一にあり、妻沼町のほぼ中心に位置している。古墳の約二五〇メートル南方を旧福川が流れ、利根沖積層よりなる平坦な水田と畑地帯をなし、標高約三〇メートル、現水田面からの比高は約一・五メートルである。

3 遺跡の概要

墳丘は長径約二〇メートル、前方部一・二メートル、後方部一・六メートル位の高さの小さな前方後円墳のような現状をしていた。前方部(南側)には、観音堂が建てられ、前円部は、かつて祭りの場として使用され、墳丘の周囲がかなりなだらかに削平され、西側から北側にかけては道路のために削取されているために、かなり原形を推察することが困難であった。第一トレンチにおいて確認された盛土の状態が、規則的に推積し、南方に向っ

王子古墳推定復元図

石仏（十一面観音像）の立ち上り寸法・幅等により算定した。
 なお、石仏は、石室の奥壁の石であったものと推定される。



て上昇している。この部分は後次的攪乱が考えられないので、本古墳の墳丘は大部分が観音堂建設以前にかなり大がかりな削平が行なわれたと思われる。第一・第二・第三・第五トレンチによって確認された周溝より推定復元すると、ほぼ径二八・五メートルの円墳（上図参照、高さは堆積の上昇角度Ⅱ第一トレンチ東側断面図参照Ⅱにより算定した。）であったと思われる。

なお、墓石、埴輪等の外部施設は何一つ確認されなかった。

内部主体確認のため、第一トレンチ（幅二メートル、深さ一・九メートル）第四トレンチ（幅二メートル、長さ三メートル、深さ二・五メートル）を設け、内部主体の探索を行なったが、その遺溝は何ら発見されなかった。

発掘の経過の中でも記したように、この古墳は観音堂の建設以前に破壊され石室の一部が、現在の土台石と、石仏に使用されたものと思われる。

なお、この石室は凝灰岩による切り石積の大形の横穴であったと思われるが、形状その他は不明である。（埋蔵文化財発掘調査報告書より）

（附記）

妻沼町は利根川の乱流地帯だけに、墳丘の土は、洪水によって生じた凹地の埋立てに使用、削平されてしまったものと思われる。たまたま土取の際に出土したハニワによって、古墳遺跡として設定されてはいるが、正確にこれが古墳であるといえるものはきわめて少ない。そのきわめて少ない墳丘を削平することは惜しまれたが、個人所有地なので、やむを得ず記録保存の発掘調査をしたのである。

白髪部族の住んだ妻沼地方

埼玉郷土辞典に「しらがべ 白髪部 延喜式神名帳に幡羅郡に白髪神社というのがある。白髪部は清寧天皇（白髪天皇ともいう）の御名代部で、白髪神社は白髪部氏によって祭られた神社だと思われる。古代幡羅郡の地に白髪部と称する部族がいたと考えられる。」また同書には「しらかみのかみやしろ 白髪神社 延喜式神名帳にのる旧幡羅郡四座（小社）の一社で、詳細は不明であるが、一説には、妻沼町歓喜院の前身ではないかといわれている」とある。

「歓喜院の前身」とあるのは、「聖天堂の前身」と書きなおすべきであろうが、それはとにかく、武乾記（榛沢郡岡部領大塚村、苗字帯刀御免の名主兼組頭、根岸伊兵衛著、安永元年（一七七二）八月十日発行）には、「前略：社殿の伝によれば、住古は白髪神社にして、延喜式に載する所の古社也。別当実盛信仰し、治承に至り、越前国金ヶ崎城より聖天宮御像を当社に持来り合祀す、故に社名を聖天宮と申し奉る。後に白髪神社は別に祠を建て尊を奉ぜりといふ。」とあり、更に「神祇志」には「白髪神社今在妻沼村称白髪明神古在大我井森後遷今地：後略」とある。このような説が生れる根拠として、現在、妻沼小学校から約三百メートル東北方の畑中に、高岡稲荷大明神と合祀されている、白髪大明神があり、歓喜院所蔵文書には、「白髪神社聖天正統記」というのがある。

さて、清寧天皇は、白髪武広国押稚日本根子尊（ひらけのみこ）といひ、雄略天皇の第三皇子で、西暦四八〇年に即位した。そして三年後、臣・連を諸国につかわし、風俗を巡察したが、そのあと、白髪部舍人・白髪部膳夫・白髪部負（ひらけのね）を定めて各国に配したと史書に説明されているが、清寧天皇には子がなかったため、自分の名を絶やさないように「白髪部」という御名代部を設置したもので、神話・伝説の域を出ない当時のこととて、これを立証する文献は見あたらないが、妻沼地方もそのひとつと見られるのである。

条里制の遺構と古代の神社



律令国家の土地制度の基本である班田收授法に必要な条里制は、六町（約六三五メートル）四方の一区画を里とよび、里は、更に一町ごとに区切って三十六区画にわけその一つを坪とよんだ。一坪は一町歩（約一ヘクタール）で、一町歩は更に十に分割され、その一つを一反とよんだ。一反歩の地割は、六間×六〇間（長地型）と、一二間×三〇間（半折型）の二通りがあったが、広さはともに三六〇歩で、一步は六尺四方（約三・三平方メートル）である。

現在、妻沼町大字道ヶ谷戸の地蔵木、入生、中通、長走、北深田、南深田、代官作という各字総面積一三町五反二〇歩（二三九、四八七平方メートル）に、長地型と半折型区画の条里制遺構が、比較的はつきり残っている。

この遺構は、熊谷市北部の別府条里と一連の条里制遺跡と見られる貴重な遺構である。このほか一枚ごとの田畑の形はくずれ去ってはいるが、小字名に何々坪というのや、五反田、八反田などと、条里制の名残りをとどめている地名もある。

この制度は、孝徳天皇の時代となった西暦六四五年六月二十九日、初めて年号を定め皇極天皇四年を改めて、大化元年とした。その翌年一月、改新の詔を宣布、唐の均田法を模したものとわれ、全国の豪族や地方民の私有地を、いったん朝廷がとりあげこれを口分田とし、すべての人民に、満六歳を越えた男子には二反、女子にはその三



台に、同三年（七八四）妻沼字赤子（下の写真）に、承和

八年（八四一）太田に、貞観十六年（八七四）間々田に、

正暦五年（九九四）八ツ口に、天喜年間（一〇五三―一〇

五七）男沼に、永久二年（一一一四）弥藤吾字王子に、そ

れぞれ稲荷神社が祭られているほか、文書には見えないが、

このほかにも数多くの稲荷神社が祭られていたものと思わ

れる。これは、この地方の各家庭における「氏神」のほと

んどが、稲荷様を祭っていることによつてうなづける。

稲荷神社のほかの神社としては、新篇武蔵風土記橋、西

野村の部に、井殿権現社、村の鎮守なり、社伝に曰、当

分の二（一反一畝二〇歩）を基準として割当て、収穫の約三パーセントを、田租として徴税するためのものであった。従つて、課税・戸籍には便利な制度ではあったが、諸種の事情から全国的に完成を見ずして中止されたようである。しかし妻沼地方は、すでに述べたように白髪部領として、大和朝廷の傘下にあつた関係から、比較的スムーズにこの新制度が受け入れられ、米づくりの民が定着したのであろう。現在文書に見える古い神社の大部分が、五穀を司る倉稲魂を祀つた稲荷社であることによつてこれを裏付けている。即ち、和銅四年（七一）二月九日、釈の勝道上人によつて祭られた、高岡稲荷大明神（上掲の写真）をはじめとして、延暦元年（七八二）妻沼字稲荷



（現在の赤子稲荷の御神体）

社は承和八年二月十五日、高橋戸須四郎基貞・松平八郎正直の二人建立にして、祭神は市杵嶋姫命・下照姫命・天児屋根命・猿田彦命・天鈿女命の五座を祀り、永井の総社と唱へしが：中略：文禄三年三月、大河内孫十郎・高林次郎兵衛、三段の地を寄附せしより、今も除地となれりと、されど当社は、明和の頃火災に罹りて旧記等烏有となりしかば、詳なることを伝へず」と記されている。この神社は、現在「長井神社」と改称され、西野地区持の神社である。

承和八年（八四一）二月八日、釈の教興上人を祭主として、大我井の地に弁財天が祭られ、同十七日に白髪神社が祭られた。前述のようにこの地方は、白髪領であったので、白髪部の部民の子孫によって祭られたのであろうか。とにかく、この地方の「地の神」として祭られたものであろうことは間違いないと思われる。ところが、治承三年（一一七九）斎藤別当実盛が、自己の守り本尊としていた「歡喜天」を、この神社に合祀し、「聖天宮」と奉称して以来

幾多の変遷はあったが「聖天様」の方が有名となり、延喜式神名帳に載った「白髪神社」の所在が、はっきりしなくなった。

だが、いつの時代にか、白髪神社を崇敬していた人達が、高岡稲荷大明神の祠に併祀して、今日に伝承したので、その命脈を保ち得たのである。

さて、前述の井殿権現社の祀日が承和八年二月十五日、白髪神社が十七日従って祭礼の日が井殿権現社の方が二日早い。白髪神社は前述のように聖天様という名称におきかえられていたので、「西野のお井殿様は、妻沼の聖天様の姉さんなので、お祭りが二日早いのだ。」という伝説をうんだのである。

江戸時代の人は、白髪神社と聖天とを混同していたようで、現在、歡喜院の所蔵文書に「白髪神社聖天正統紀」というのがあり、更に聖天様の御神体についても、神話の猿田彦命・天鈿女命と混同した説もなされている。



（現在の白髪大明神の御神体）

幡羅郡の初見とその区域

明治二十九年（一八九六）まで、妻沼地方の所属していた「幡羅郡」という郡名が、初めて文献にあらわれたのは国郡類纂中の続日本記（延暦十六年、菅野真道らの撰上）で、それもわずかに、「承和元年二月、武蔵国幡羅郡・荒瀬田百廿三町奉充冷泉院云々」とあるだけである。

その幡羅郡は、延長五年（九二七）十二月、藤原忠平らによって撰上された「延喜式」・承平七年（九三七）源順の著になる「倭名類聚抄」等によれば、上秦・下秦・廣沢・荏原・幡羅・那珂・霜見・餘戸の八郷の中郡であった。

そしてこの郡の所属していた区域は、現在の妻沼町全域と、玉井、新島、久保島、拾六間、高柳、新堀新田、新堀三ヶ尻、東別府、西別府、下増田、四方寺、柿沼、上奈良、中奈良、下奈良、奈良新田（以上熊谷市）

東方、国濟寺、柴崎、原の郷、宮ヶ谷戸、明戸、新井、沼尻、石塚、蓮沼、藤之木、堀米、上増田、本田ヶ谷、江原（以上深谷市）である。

当時の一郷は、五十戸で構成されていたというから、計算的に戸数をあげれば四百戸ということになる。ただし、五十戸に満たない郷を「餘戸」と称したというから、実際には三百数十戸ということになる。

また、一戸の人数は、だいたい二十人から三十人で、何軒かの家（房）に住んでいたということであるから、一郷の人口平均を千二百五十人とみて、約一万人が幡羅郡に住んでいたということになる。これは、現在の妻沼の人口の半数に満たない人間がこの広い土地に住んでいたのであるから、水の流れを利用するに便利な、しかも洪水の被害が最少限ですむような、自然堤防上のみ住居していたであろうことがうかがえるし、利根・荒川の乱流によってつくられた河原地や草原が、かなり多く散在していたことも、現在の地名（小字名）によって知ることができる。

長井庄と武士団の発祥

大化の改新によって、律令国家としての態勢をととのえつつあった政府は、西暦六八一年二月、律令（中央集権國家統治のための基本法典）の作成を命じ、これが完成を見たのは大宝元年（七〇一）のことである。

この律令によって、国中の田地・人民はすべて國家のものとなり、前述のように口分田の割当によって課税を徴収する仕組としたが、例外として、位田・織田・公解田・功田・賜田など、特別な私有地が認められ、中央貴族や寺社は土地を所有していた。やがて人口の増加にともなう口分田の不足から、政府は養老六年（七二二）四月、良田百万町歩の開墾を計画し、これが成果を収めるように、墾田永世私有法ともいうべき、三世一身の法を制定した。

こうなると、人間の物欲というものは仕方のないもので、貴族や寺社は、どんな人を使って墾田を作って私有地をふやし、各地に莊園を増加して行った。妻沼地方は前述のように、利根・荒川の乱流による過疎地帯であったが、島地や河原地、または沼地となって川の流れに取り残され、開墾さえすれば、良田・良畑とするには適当な地域であったので、この時点で急速に開墾され、地形が名称となって「長井庄」と称するようになったものである。

この長井庄は、現在の妻沼町全域と、増田・西別府（以上熊谷市）東方・国濟寺・原郷・宮ヶ谷戸・新井・上増田・藤の木・蓮沼・沼尻・石塚・上江原・下江原・堀米（以上深谷市）飛地として下中条（行田市）菅沼（川本村）である。天皇制度の基礎が確立され、國家權力を地方社会のすみずみまで行きわたらせるためには、地方社会を天皇に代って治める役目の者が必要となつて、中央政府の出先機関として、国司、郡司、里長という役人を配置した。

聖徳太子が摂政となり（五九三）中央集権的古代國家の基礎をつくり、仏教の導入によって築いた飛鳥文化、香具耳成、畝傍の三山にはさまれ、吉野の連山を背にした飛鳥の都も、和銅三年（七二〇）三月、平城宮（奈良）に移さ

れた。そして飛鳥にあつた多くの寺院を新都に移し、政治勢力を更新するとともに、首都の権位づけや人口の集中はかった。この大々的な遷都は、大化の改新で大いに活躍した藤原鎌足の子孫、藤原不比等らの積極的な進言によるもので、当時諸豪族を圧して宮廷内に独自の勢力をきざきつあつた藤原氏が更に飛躍する舞台となった。

この奈良の新都には、養老四年（七二〇）には、元興寺、興福寺、薬師寺、大安寺（いずれも飛鳥より移転）をはじめ、四八寺を数え、正に「青丹よし奈良の都は咲く花の匂うがごとく今さかりなり」と歌われたように、仏教文化が豪華絢爛として興隆し、なかでも藤原氏の氏寺興福寺は、南都七大寺（東大・大安・西大・興福・元興・薬師・法隆の諸寺）の代表格となり、藤原氏は益々隆昌を見たのであるが、この陰には、血と汗を流して収獲したものの殆どを強制的に取りあげられ、加えて徭役という名の強制労働を負担させられ、墾穴住居にワラを敷いて寝て、ドングリの実のイガを煮て、その汁でそめたコウゾの着物を着、わずかな物しか食べられずに呻吟していた農民がいたのである。

このようなことから、重税にあえぐより、ドレイの方が天国だというので、土地をすてて身を売る農民が続出した。この浮浪逃亡は、やっかいな政治問題となつて、つねに朝廷の政策をぐらつかせた。が、さまざま矛盾や相剋をくり返しながら、世界にほこる建造物、各種仏像・仏画を今日に伝えた奈良天平時代も過ぎ去り、延暦十三年（七九四年）都は京都の平安京に移った。そして約一千年の間この地が天皇の居住地として栄えることになるのであるが、奈良時代以来の律令制はくずれ、農民は口分田を捨てて地方豪族のもとへ逃げ込んで行った。このような農民たちを集め、土地の拡大をはかった地方豪族たちは、中央への租・庸・調を横領するなどしてその勢力を強めていった。

また、桓武天皇の時代以後になると、政治の実権は貴族の手に移り、かくして奈良朝にさかえた仏教文化は縮出され、対外関係の変化と相俟つて、平安貴族特有の和風文化を生み出すにいたつた。その最も代表的なことは、かな文字の発達で、日常の言葉そのまま文字に写せるということ、何よりも大きな文化遺産であるし、源氏物語、その他今日に残る古典文学が生れたのもこの時代のことである。

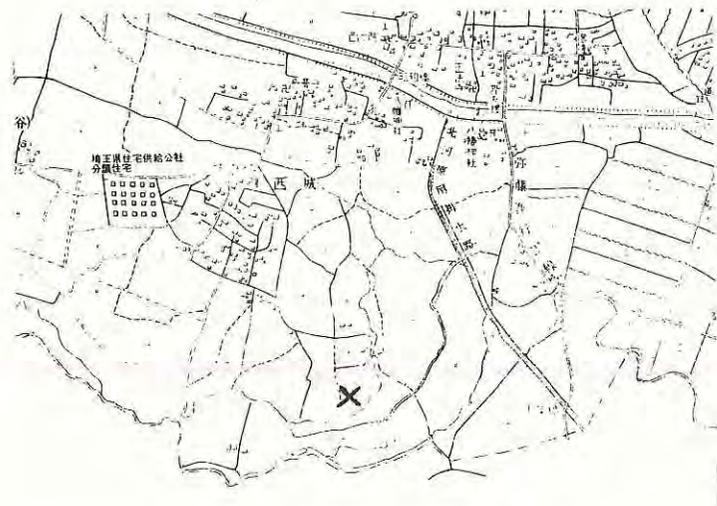
だが、民衆の過酷な支配の上にあぐらをかいて、京都平安の都をそぞろ歩き、栄華をきわめた柔弱な人間が、私的な支配力を介入させていった地方行政は統一がとれず、地方豪族は着々と力をまし、民衆を掌握していった。また、藤原氏の主流からはずされた貴族たち、郡司程度の職にありついていた者は、任期が終って京都に帰ったところさしたる地位にありつけないと見切りをつけ、任期中に地方豪族と結びつき、自己の勢力の拡大をはかっていった。こうした彼等は、一族の子弟およびその従者に、田を耕やすかたわら、土地を守るためのたたいのけいこをはじめさせた。土の中で育ち、そしてその土地を守るために結集したこれらの人々は、やがてその主導者の子弟を家の子と呼び、従者を郎党と呼ぶ武士となるのである。

このように着々勢力をまわっていった地方の豪族たちには、中央政権に限りない不満をもっていた。とはいっても、個々の小集団では、まだまだ長い伝統と組織をもつ中央政府には歯がたたないでいた。そんな時、太政大臣藤原忠平に仕え、検非違使になろうとしていた平将門が、父死すの急報に接して急拠阪東に帰って来た。ところが、父の領地は、伯父の常陸大掾国香の手に委ねられていたのを不満に思い、承平五年（九三五）二月、遂にこれを殺してしまつた。そして着々と地盤をかためていた頃、武蔵と常陸とで、国司とその地方土着の豪族との間に、あいついで争いがあり、次第に中央政権に不満を抱く地方豪族は続々と将門のもとへ集まり、国家という膨大な組織権力に堂々と抗し、常陸・下野・上野の国府を手中におさめた。そして下総に仮の宮を設け、将門王国の建設を企画した。しかし、政府がいかに無能力化したとはいえ、これを放置することもならず、将門追討の宣旨を藤原忠文に下し、征夷大將軍として東海・東山両道の追捕使を送ることにした。が、追討軍の到着をまたずして、かつて将門のために都へ追いはらわれた平貞盛が、下野押領使藤原秀郷（大ムカデ退治で著名な武人・倭藤太ともいう）と力をあわせ、追討の軍をあげ、天慶三年（九四〇）二月十四日、平安貴族のドギモをぬいた風雲児、平将門を討つて天慶の乱は終つた。この乱を契機として、個々の豪族は由緒ある武士を棟梁とあおぎ、この下に結集して武士団となるのである。

西城に土着した藤原道宗

さきに述べたように、地方に派遣された官人の中には、都へ帰つてもたいした出世の見込のない者は土着して地方豪族と結びつき、やがて武士団をつくるに至つたのであるが、天禄年間（九七〇～九七二）摂政太政大臣であつた藤原伊尹の後裔には武蔵守、騎西郡司などになつた者があるが、この一族の一人藤原道宗は、幡羅郡西城に館（長井城）をかまえて土着した。

当時の西城は、北東を福川が流れ、館の南には、荒川の分流の落し子ともいふべき大きな沼（現在ではその面影をとどめるのみであるが長安寺沼という）があつて、この水が流出して福川に流れ込んでおり、その流と台地上の間は湿地帯で、西方一円にかけて墳丘（古墳）が幾つもあつて自然の砦をなした、平城には恰好の場所であつた。更に、現在の上須戸八幡神社の周辺に人工の砦を築いたので、後の人はこれを東城といい、長井城を西城と称するようになったのであるが、この地に道宗の息助高も居住していたが、斎藤氏が長井庄を支配するようになったので、太田庄成田に転出、成田太夫と称した（竜淵寺家譜）



(西城跡 (X印) 周辺図 1:20,000

長井齋藤氏の発祥

齋藤氏は、延喜年中（九〇一〜九三二）上野介、上総介、武藏守を経て、鎮守府將軍に任ぜられた、藤原利仁の息藤原叙用が、伊勢神宮の神官として、歴代の皇女の奉仕した齋宮の役所である齋宮寮の寮頭となったので、この、「齋」の一字と、本姓の藤原の「藤」とを合せて「齋藤」を姓としたのに始まり、その一族からは、吉信、伊博が越前国押領使（主として軍事・警察の仕事をした職）に、為延・為頼は北陸七ヶ国押領使（今の福井・石川・富山・新潟以上四県の治安維持に当った職）に、国章・国貞は越前国追捕使（押領使と同様の職）に任官した名門で、北陸一帯に分派して、加賀、吉原、越前、河合、疋田、勢多、美濃等々、その地名を冠した齋藤姓を名乗り、その中から林・富樫・後藤・進藤・竹田・千田・熊坂等々の諸氏の祖となる人々がでた。河合齋藤助宗の息、右馬允実遠もその一族であるが、傍系なるが故に、さしたる官職にありつける見込みはなかった。

ところが、天喜四年（一〇五六）に「前九年の役」が始まり、翌五年七月、安部頼時を討つことができた征討軍も頼時の長子貞任の頑強な抗戦にあい、これを討つことができないうちに降雪の季節を迎えてしまった。

雪には弱い鎮守府將軍陸奥守源頼義軍は、その年の十一月、吹雪の中の戦いに大敗北を喫し、十七歳の長子義家と共に七騎となり、味方の軍兵の中には、「遂に御大將は戦死なされたか。」と嘆じ、自刃して果てた忠臣さえある始末であった。だが、源氏の人気は高く、征討軍の苦戦を知って、関八州はもちろん、北陸路からも頼家の援軍は続々と陸奥の国へつめかけた。この中に、源氏の気風をしたって一旗あげようとして、実遠もこの至難な戦争に参加したのである。実遠は、五尺に足りぬ（一・五m程度）小男ながら、十人力という豪の者で、各地に転戦して武功をあらわした。かくして征討軍の意気は大いにあがったが、地の利を得ている上に、敵の貞任・宗任も武勇に優れている豪

族で、なかなか敗ることができないまま歲月は過ぎ去ったので、かくては果てじと源頼義は、俘囚の長ながら、東北地方における実力者の一人と目されていた、清原武則のひき入れ工作を行ない、みごとにこれが成功し、康平五年（一〇六二）九月、遂に安部貞任の軍をほろぼし、長い戦役を終ることができた。

頼義は実遠の軍功を賞し、源家の庄園となっていた長井庄を実遠に与えた。ときに実遠二十七歳。ここにおいて長井齋藤氏の発祥を見たのである。

実遠が、長井庄の支配者となったので、藤原道宗が築いた西城館に住んでいた助高は、この館を引渡し、成田郷に転出、成田太夫と称し、成田氏の祖となったのである。一応西城館に住居した実遠は、長井庄一円を巡見したが、この館では、長井庄の片隅で、この地方を支配するには適しないと、白髪神社の祀られている、利根川の分流芝川に西北東を囲まれ、自然堤防をなしている大我井の台地に館を構えた。



長井齋藤館跡（白線内）と目される妻小の周辺

後三年の役と長井斎藤氏

永保三年（一〇八三）秋、頼義の長子八幡太郎義家は、陸奥守兼鎮守府將軍を拜命した。当時、前九年の功で清原氏の勢力はとみにあがり、武則のあと、武貞―真衡―成衡とつづくのだが、とくに当主真衡の威勢は高く、その子成衡は、源氏の正統源頼義の娘と結婚することになった式の当日、真衡の妻の父にあたる吉彦秀武が、進物などをもって、出羽国からはるばるやって来たが、なかなか真衡があいさつに現われなかったため、日頃奢りたかぶっている真衡に不満をもっていた秀武だけに怒りが爆発し、せっかく持つて行った進物をその場にたたきつけて帰ってしまった。そして秀武は、真衡に不満をもっていた真衡の同母弟の家衡や、藤原清衡をさそって連合軍を組織し真衡館を急襲した。ちょうどそのとき、源義家が来あわせていたので、これを知った義家は「抵抗すればおれは真衡を助けて出陣するが、ひきとるか、抵抗するか」といった。家衡も清衡も、義家の勇名は知っており、また、主君として仕えていた関係で、そういわれると引きとるより外に致し方なかった。そのうちに当の真衡が死んだので、このいざこざも一応片付いて、平穩にことが過ぎるかに思われたので義家は、清衡には胆沢・江刺・和賀の三郡を、家衡には、稗貫・柴波・岩手の三郡を分け与えた。が、清原氏の遺領を継承する正当な資格をもたない清衡のほうが、家衡のとり分より多かったので家衡には不満であった。とかく人間というものは、心の中に不満をいだくと、これを対象者につけたくなるもので、家衡は遂に清衡の館を急襲し、妻子眷属を殺害してしまつた。

清衡は、命からがら館をのがれ、義家にこの旨を歎訴した。義家は軍を動かすことなく、清原一族をわが手中に納め、東北地方一帯を平穩裏に統治しようとしていたのであつたが、やむを得ない事態となつたので、みずから数千の兵をひきいて、応徳三年（一〇八六）出羽の沼柵にたてこもっている家衡軍の攻撃を開始した。

この戦いに、長井斎藤実遠は、子息実直と共に従軍し、よく戦かつた。そして攻防数カ月、やがて冬がおとずれ、父頼義と共に苦戦した「前九年の役」と同様に、またしても雪の降る冬の戦いとなつたので、餓死と凍死に直面した。凍傷した部下を、義家自らの体温でこれをあたためたという逸話を残したのもこの時であるが、言語に絶する苦戦を強いられ、沼柵にたてこもる家衡軍を破ることができなかつた。こうして頑強に抗戦する家衡の勇敢な戦いぶりを見てよろこんだ叔父の武衡も、家衡軍に加わり、やがて沼柵を捨て、こんどはより強固な金沢柵に立てこもつた。

当時、京都において兵衛尉（一説には檢非遣使）という官職にあつた義家の弟、新羅三郎義光は、兄の苦戦を知つて、朝廷に義家の救援を求めた。しかし朝廷からは冷たくあしらわれたので、せめて自分一人だけでも応援にかけつきたいから休暇をとらせてもらいたいと請願したが、これとても許されなかつた。やむなく義光は官職をなげうつて義家軍に合流することにした。このとき、豊原時秋が彼を追つてゆき、笙の秘曲を伝授したという、有名な話が残っているが、弟の来援に力を得た義家は、より強力に金沢柵に総攻撃をかけた。が、金沢柵の壕は深く、加えて矢石などの兵器もあつて、なかなか攻略することができず、苦戦を強いられるばかりで時日が流れていった。

こうした義家の陣中にあつた吉彦秀政は、かくなる上は囲みを嚴重にして、敵を兵糧攻めにするよりほかに手段はないと進言した。義家は「その策もつとも」としてこの進言を取り入れ、長期の包圍作戦にでた。

いかなる豪の者でも、兵糧が尽きてはいかんとしがたい。やむなく家衡軍は囲みを破つてなだれ打つて出た。この機を待ちかまえていた義家軍との間に大合戦が繰りひろげられた。雁の乱れ飛んでいるのを見て、敵の伏兵のいることを知つた義家は、八方の野を探して、三百余騎の敵兵を見付けだし、これを全滅したということは、史上有名な話であるが、満を待っていた義家軍は各所で敵軍を敗り、遂に寛治元年（一〇八七）十一月十四日、逃走しようとした家衡は討たれ、武衡もまた捕われて斬られ、逃げのびた者は千人に一人ぐらいで、義家軍の大勝となつて、後に「後三年の役」といわれるこの戦いは終つた。

実遠・実直父子は長井庄に凱旋して戦塵を落し、のんびりとした環境に、久し振りに身を置くことができた。

「前九年の役」といわれるほどの戦乱を平定した老將軍源頼義の悲壮なまでの申請にもかかわらず、恩賞の出し惜しみをした朝廷は、こんどは「私闘だ」として義家に恩賞を与えようとはしなかった。前回もかなりの私財をなげうって部下に賞をとらせた源氏は、こんどは全額私財で部下にそれぞれ賞を与えたのである。こうした源氏のやり方に、地方の百姓や豪族は、進んで源氏に田畑を寄進した。

現世の快樂だけを追って生活する朝廷の公卿にとつては、このような源氏存在が不気味となったのか、寛治五年（一〇九一）六月、義家への田畑寄進を禁じ、翌六年五月には、私に莊園を立てることまで禁じてしまった。だが、源義家は、名実ともに武家の棟梁となり、同時代の貴族からも「武士の長者源義家」とか「天下第一武勇の士」などといわれ、内心では軽蔑しながらも、その実力を無視することはできなかった。

嘉保二年（一〇九二）白河上皇は院中を警護する武士を、院の御所の北面に配置した。世にこれを「北面の武士」というが、承徳二年（一〇九八）十月、源義家が院の昇殿を許されたので、長井齋藤実直は、この北面の武士に登用された。この任期中の保安元年（一一二〇）八田五郎と河村七郎太郎が、雑談から口論となり、今まさに闘争におよばんとしたとき実直は中に入り、これを和睦させるといふように、沈着にして思慮ある面を發揮したこともある。

一方、長井庄にあった実直は、館の一隅に経塚を造営して、一門の繁栄のため、朝夕誦誦を日課としていた。実直も帰邑し、時には大洪水のために耕地が流出するというようなこともあったが、かえってこれがために肥沃な土を堆積するので、そのあとの年には作物の出来もよいというようなことから、概して豊かな、そして平和に歳月が流れ、実直は天治元年（一一二四）十二月二十日、八十九歳の高齡を保って卒した。

実直は、父の経塚信仰を是とし、父の供養のためには経塚を造営することが何よりと、新たに経塚を造営して父の冥福を祈った。

長井齋藤別当実盛

実盛の誕生

前述のように齋藤一族は、北陸の地に分派してそれぞれ繁栄していたが、その中の一人、越前在任の河合齋藤次郎則盛に男子が出生し、助房と命名した。時、大治元年（一一二六）のことである。

助房は、幼少の頃より胆力がすわり、弓・馬・打ち物の術にも、すぐれた才能をあらわしていたので、齋藤一族繁栄の一翼をになう武者として嘱望されていたが、傍系なるが故に、遂には冷飯食いに終るのではないかと、父則盛は若干の不安がないでもなかった。ところが、同族の長井齋藤実直から養子にと望まれた。実直は、武蔵国長井庄の支配者である。この養子となれば長井庄の庄司として、その前途は明るい。と喜んで長井庄に送りどけた。そして養父の「実」と、実父の「盛」をとって「実盛」と名乗らせることになり、ここに史上有名な、長井齋藤別当実盛の誕生を見ることになったのである。（富山県・浦和市・所沢市の齋藤系図による。年代は明らかではないが、実盛を討ち取り、その首を義仲の面前にすえた光盛の報告の中に「声は阪東声でありました」とのべている点から、少年期に長井庄に来たことが推察できる。従来の史家は、「もとをただせば越前の生れ……」という面を強調し、長井庄にあったのは、一時期に過ぎないように述べているが、実盛の事象をつまびらかに調べると、源平合戦の始まる直前まで長井庄に在任したことがわかる。なかには「郷土史家の我田引水説」と冷笑する者もあるかと思うが、立証的物件と、既説の矛盾点をあらゆる角度から検討し考察すれば、おのずから以上のような答が得られるのである。なお、後述するが、実盛の時年はすべて保元物語によった。）

実直の死と妻の死

長井庄におちついた実盛は、利根の河原で馬を走らせ、弓を射たり、打ち物の修練につとめていたが、永治元年（一一四一）七月二十七日、養父実直の死にあり、若冠十六歳で長井庄をきりもりする身となった実盛は、武骨一辺の性格のかどもとれ、館の西の通路をへだてた森の中に祀られている地の神、白髪神社を崇敬し、自己の氏神同様に護持すると共に、父祖二代にわたって、邸内に造営された経塚の管理と読誦等もおこたらなかった。

このように、武技を練る一方、信仰に生きる武人実盛の心胆は、ますます磨きがかげられ、立派な武人として成長していった。そして都のできごとや各地の動きにかかわりなく、ここ長井庄は平穩に歲月が流れ、利根川の流も北へ北へと移行して、肥沃な土を堆積し、開発さえすれば立派な田となり畑となる地域もできたので、実盛は農民を督励して開発にのり出した。しかし、水の流れのままに出来た土地だけに、凹凸もかなりあって、削平しても土の足りない箇所もできた。こうしたことから、各地に散在していた墳丘から削土してこれにあてた。が、実は、この墳丘は古墳なので、なかには立派な石棺も出土したので、誰の墓とはわからないが、とに角供養しなければならぬと、出土した石を利用して仏像や石宮を建立した。現在たんぼや畠の中に、ぼつんとわずかな塚に建立されている石宮や仏像はこの名残りであるが、特に王子古墳跡にあつた観音堂には、高さ一・六五m、幅一・二mの凝灰岩に、額縁型の切り込みを入れ、その中に、像高九十cmの十一面観音座像を浮彫にしたものが残され、これを立証している。それはとにかく、この時点で妻沼地方は大いに開拓され、耕作面積は拡大された。このため寒村と見える長井庄は、比較的豊かな土地となり、実盛は幸福な歲月を送っていたが、久安五年（一一四九）に妻を失なってしまった。

実盛は、子をなさぬまま没した薄幸の妻の供養と、若年にして思いおよばなかつた養父実直の供養、更には今後の身の上に災害のなきようにと祈念して、父祖二代にわたって造営した経塚の地に、新たに経塚を造営した。

実盛・駒王を庇護する

妻を失なつた実盛は、武技を練ることはおこたらなかつたが、ますます信仰心を深め、歲月の流れるに従つて、人生の達人的風格を備えていった。そのころ、長らく続いた藤原氏が筆頭とする朝廷貴族の権威も、次第に勢力を失なう方向にむかつており、京都地内では何かともめごとがあつたが、北武蔵地方はいたつて平穩で、限りなくひろがる原野と田畑、散在する民家、画幅を見るような静けさである。と、その静寂を破るかのような事件が起きた。

京にある源義朝と、武蔵国比企郡管谷の大蔵館に住居する帯刀先生義賢との間に不和が生じ、義朝は、鎌倉に住居していた長子義平に、義賢を討ち取るように命じた。義平は、若冠十五歳ではあつたが、源氏嫡流の自負心と、性来の豪気さをもって、久寿二年（一一五五）八月十六日夜半、三百余騎の手勢を引きつれ、大蔵館を急襲し、遂に叔父義賢を討ちとつてしまった。が、義賢の長子駒王（後の木曾冠者義仲）の安否がわからず、生かしておいては後がめんどうと、この地方の様子に詳しい畠山庄司重能に、駒王を探し出して即刻首をはねるように命じ、在郷の武者と別れ、義平は側近の武者だけをひきいて鎌倉に帰った。

重能は、駒王を探索するうちに、密告する者があつて、毛谷庄にひそんでいた義賢の妻小枝御前と、二歳の駒王、下郎の孫太郎を見付け出した。即刻首をはねるように命じられていた重能ではあつたが、二歳の童子、ましてや武家の棟梁としてあおがれた八幡太郎義家の血すじ、むぎむぎここで殺すのは惜しい、なんとか助けてやりたい。いや助けよう。そう心に決めた瞬間、賞金ほしさの密告者をずばりと斬ってしまった。が、さてどうしたものか、しばし思案をしていたが、ふと、長井の斎藤別当実盛を思い出し、あの人ならばよい分別を授けてくれようし、場合によってはかくまってくれよう。そう考えをまとめた重能は、いったん駒王母子をかくしおき、馬に一鞭あてて長井庄女沼郷にある実盛の館に駆けつけた。（ここでは経塚と関連づけて妻沼館説をとつたが、藤野三吉翁は、(1)信仰心の厚い実

盛が「神域」内に居館を構える筈がない、(2)妻沼説には全く「傳承」がない、(3)西野は孫「実家」居住の地でもあった等からして妻沼説を否定しているほか、(4)西野には古くから長井庄の「首邑」と実盛館趾の「傳承」があつて「堀の内」の地名も残り、(5)実盛が八ッ口長昌寺を鬼門除の願所に選り「椎樹」町指定天然記念物樹令八百年に植えたとする口碑や、(6)この項で「隣接」の地に別府次郎・奈良三郎ありとすれば位置は自らきまるし、(7)実盛塚が実盛館趾として具史蹟に「指定」された時にも何の反論もなかつたなど異説があり、なお西野館趾説をとる向きも多い。九三ページ参照)「別当殿、実は本日突然お伺ひしたのは余の儀にあらず、さんぬる八月十六日の夜」と、今までの出来事を述べ、「即刻首を斬れという義平殿の命令なので、刃を頸にあてては見たが、幼児ながらもあつれば面魂、必らずや後日ひとかどの将になるは必定、ましてや八幡太郎義家殿の血をひく源氏の御曾子、むざと殺すには惜しい、ぜひとも貴殿の義侠におすがりして、駒王殿母子の命を庇護していただきたく参上した次第でござる」と懇請した。

実盛は快諾した。重能はその夜のうちにひそかに駒王母子と孫太郎を実盛館に送りとどけた。かくして危い命を助けられ、温かい実盛の庇護の手に移された駒王母子ではあつたが五、六日するうちに邸内をうかがう者が現われたので、実盛はこのままかく通すことは困難であることを察知せざるを得なかつた。隣接の地には別府次郎、奈良三郎等、この辺一帶の武者のほとんどが、源氏の息のかかつた者ばかり、当初から無理を承知で引受けたことではあるが、こゝと現われたら腹かき切つてわびればすむことではない。由緒ある源氏の血すじ、いずればひとかどの武夫になるであろう思惑から預かつた駒王である。蓄のまに散らすは惜しい。ならばこそ重能も主命を果さず助けたのではないか。その義に感じて引受けたことだ。どうでもこの子の身の安全を計つてやらざるまい。幸い木曾の山中には乳母の夫である信濃権守中原兼遠がいる。兼遠もまた勇あり情ある武人である。遠隔の地まで連れられて行く駒王母子は、せつかく親鳥の羽がいの中にあるような安らぎを感じているだけに心細かろうが、行つてしまえばこより安全と心にきめ、駒王母子と孫太郎をともない、駒王の養育を兼遠(樋口兼光の父)に託して実盛は長井庄に帰つた。

保元の乱と実盛

実盛が、畠山重能の依頼で、義賢の遺児駒王を庇護し、中原兼遠にその養育を託して長井庄に帰つたその翌年、四月二十七日に改元されて保元元年(一一五六)となつた六月、鳥羽法皇の病気が重くなつた際、崇徳上皇御謀反とのうわさが拡がった。これには原因のあつたことで、これを解明するためには若干年代をさかのぼらなければならぬが、藤原氏の専横と、国土の庄園を抑えようとして、後三条天皇は院政を始めたが、間もなく没したので、その意志は白河上皇によつて継承された。しかし、過度の仏教信仰と売官のために、四十二年という長期にわたつて院政を行なつたが、思わしい成果が得られないまま没し、孫の鳥羽上皇が院政にあつた。その時の天皇は、鳥羽上皇の子崇徳天皇でありながら、上皇と天皇とは不仲であつた。これがために皇位継承にあつて面白くないことが重なつて崇徳上皇は、きわめて不満であつたことと、摂関家の藤原氏の内部においても、関白の座の継承にあつて、親子兄弟の中が面白くなく、一触即発の状態にあつたということから、かかるうわさがどこことなく流れたのである。鳥羽法皇は、こうした状勢下にあつて、その年の七月二日に没した。崇徳上皇は、不仲であつたにせよ、父法皇を弔うために鳥羽殿に参内しようとしたが、反対勢力の人々に拒まれて入門することができなかった。このようなことから、崇徳上皇の不満は爆発し、遂に頼長と計つて、白河殿に清盛の甥平忠正、同家弘及び源為義、その子頼賢を朝を召して、白河殿において軍議を開いた。為義は防守の不利を論じ、宇治または近江に退いて、東国の兵を招くように進言した。その子為朝は、機先を制して夜討を敢行すべきであると主張したが、いづれも頼長によつてその案はしりぞけられ、白河殿にたてこもつて戦かうことになつた。

一方朝廷では、源義朝・義康・頼政・平清盛・教盛・頼盛・重盛によつて、高杉殿にて戦略が議され、義朝の提案で十一日の弘暎、白河殿を攻撃することになつた。かくして上皇と天皇、藤原氏・源氏・平氏の同族がわかれてから

み、肉親、同族同志で殺しあうという、浅間しくもまた、悲愴な平治の乱の幕はきつておとされたのである。
実盛は、天皇側についた源義朝に従つて白河殿に攻めよせた。そしてここを先途と戦ったが、実盛が悪七別当を討取る周辺の状況を「古活字本保元物語」では、次のように記している。

「武蔵国の住人、豊嶋四郎も、須藤九郎に弓手の太股を射させ、安房国の住人丸太郎も、鬼田与三に脇立射させて引きしりぞく、中条新五・新六、箱田次郎、奈良三郎、岩上太郎、別府次郎、玉井四郎以下、入れかえ、入れかえせめたたかう。おのおの分取りし、皆手負うて引き退く処に、黒革威の鎧、高角打つたる冑を着、槽毛なる馬に乗り、悪七割当と名乗つて懸出したり。海老名源八馳せ合せてたかいかけるが、草摺のはづれを射させてひるむ所を、斎藤別当すきまもなく懸けよせれば、悪七別当、太刀を抜いて斎藤が冑の鉢を丁とうつ。うたれながら実盛内冑へ切つさきあがり打ちこみければあやまず、悪七別当が頸は前にぞ落ちたりける。実盛、この頸を取つて太刀の先につらぬきさしあげて、「利仁將軍十七代（誤り、実は九代）の後胤、武蔵国の住人、斎藤別当実盛、生年三十一、軍をばこうこそすれ、我と思わん人々は、寄合へや、寄合へや」とぞ、よばわりける。」と、

上皇方の源為義・為朝はよく防ぎ、特に鎮西八郎為朝は、七尺余の大男で、七尺五寸の強弓を引く「未代にまでありがたき大英雄」と称えられた勇者である。これらの奮戦によつて天皇方は苦戦したが、かくては果じと義朝は、白河殿の風上から火を放つたので、上皇方は敗北に終り、それぞれ過酷な罰を負わされて処刑されてしまった。

天皇方についた藤原忠通は氏長者に復され、平清盛は播磨守に、源義朝は左馬頭に任ぜられ、勢力を維持するためには、武士階級が不可欠のものであるということ、特権の座に長くあぐらをかいて専横をほしいままにしていた朝廷貴族たちは、いやというほど見せつけられ、お互いの利害からさまたげひきがなされるのであるが、この乱後の賞罰は、最大の実力者となつた藤原通憲入道信西の思惑に左右されたために、論功行賞に不満組をつくることになり、人それぞれの我欲が、三年をへずして再び戦禍をひき起すことになるのである。

平治の乱と実盛

わが子を世継ぎに、実権はわが手という院政が、ついに骨肉相争そう保元の乱をひきおこしたのであるが、保元の乱後、久し振りで院政は中止され、後白河天皇の親政となつた。しかしそれも束の間のこと、後白河天皇は、皇位を二条天皇に譲り、自らは院にあつて実権をふるうことになつた。そして、博学多才に加えて、後白河の乳母の夫である。藤原通憲入道信西は、朝廷に並ぶものなき最大の実力者となり、論功その他の行政も、信西の思惑によって左右された。これがために、藤原信頼と源義朝との不満を買ひ、この二人が組んで信西を除かんと計つていた。

信西にうけのよい平清盛は、播磨守に昇進したので、年来の宿願としていた熊野詣に出かけた。機をうかがつていた信頼と義朝は、清盛の留守を見とどけたので好機到来とばかりに、不意に兵を起して上皇殿を襲つた。時、平治元年（一一五九）十二月九日のことであつたが、信西は、あらかじめこれを知つて院を抜け出し、大和まで逃げた。だが、義朝軍の追討がはげしかつたので、自己の命運はこれまでとさとして自殺してしまつた。かくして政権を担当する者のいなくなつた大内裏を占領した信頼は、自分勝手に除目（官吏を任免せる報告書）を行なつていた。

平清盛は、紀州の田辺で急変を知り、急拠京都へ引き返し、長子重盛と共に大内裏を攻めた。義朝は、長子義平と共にこれに対し、源氏と平氏の雌雄を決する。戦いの幕は切つておとされ、総大将藤原信頼は待賢門の守りについた。そこへ平重盛が五百騎ほどの軍兵をひきいて押しよせ、大言声で名乗りをあげた。信頼はこの名乗りを聞いただけで怖気づき、意気地なく逃げてしまつたので、重盛は騎虎の勢いで大庭の棟の木の下端まで攻め入つた。

これを見て義朝は「悪源太はなきか、信頼という大臆病者が待賢門を破られた。早々重盛を追いだせ」と厳命した。「はっ」と答えて悪源太義平は重盛軍に向つて馬にひとむちあてて走り出した。この時悪源太義平に続いた強兵は鎌田兵衛、後藤兵衛、佐々木源三、波多野次郎、三浦荒次郎、須藤刑部、長井齋藤実盛、岡部六弥太、猪俣小平六、

熊谷次郎、金子十郎、平山武者所、足立右馬允、上総介八郎、関次郎、片切小八郎大夫、以上十七騎であったが、いずれも関東の荒武者ぞろいである。彼等は、平軍五百騎の中を縦横無尽にかけまわった。

義平は、雑兵には目もくれず、敵の大將平重盛に向つて突進した。重盛は組まれてはかなわじと、大庭の椽の木の中にたてて、左近の桜、右近の橘を逃げまわっていたが、七、八回まわつてこれかなわじと大宮表に退いた。しかし間もなく、平家の新五百騎ほどが押しよせて来たので、十七騎の荒武者はその中に討ち入り、新軍の軍勢もなんのその、さんざん蹴ちらした。実盛はこの間、安芸の住人東条五郎、讃岐の住人大木戸八郎の二騎と渡り合い、一気に五郎の首を討取つてしまつた早業は、敵も味方も感嘆せぬ者はなかつたという。こうした荒武者に抗しきれず、平軍は再び六波羅を指して退去しはじめたので、勢いに乗じてこれを追つていった。そして実盛らは懸命に奮戦し、平軍に多大の損害をあたえたが、相手變つて主変らずの源氏の軍は、戦さに疲れ、六波羅より退却せざるを得なくなつた時相模の住人山内須藤滝口俊綱が、首の骨を射られて落馬したのを見た実盛は、敵に首を取られるよりも味方であるといつてその首を斬つた。名を重んずる武者の情、武士の面目躍如たるものがあるとして後代にまで伝えられている。

とはいつても、敗戦とはみじめなもので、源氏の敗軍が大原口からおちるといふことを知つた西塔法師らは、「いざや落人討ちとどめん」と、二百余の僧兵をもつて千束崖で待ち受けていた。これを知つてさすがの義朝も、

「わが命運もここに尽きたるか」と、天をあおいで嘆息した。これを見て実盛は、義朝の前に進み出て、

「此処を実盛の力でお通し申しましょう。」そういつて馬からおり、冑をひつさげ乱髪を面にふりかけて、僧兵の前に進み出て、「そこな僧兵の方々にも申す、右衛門督（信頼）左馬頭（義朝）殿以下、主だつた方々は、みな大内裏や六波羅で討死してしまい、ここまで逃げて来た者共は、各国からやつて来た雇兵で、敗け軍方にお味方したるは不運と思ひ、これから国元の妻子にあいたさの未練からここまで逃げて来た恥知らずの者共でござる。こんな者共を討ち取つたところで、罪をつくるばかりでお手柄にはなりません。もし、身につけている具足がほしいのなら、差

し上げますほどにお通し下さい。」といつた。僧兵たちは、「これは大將たちではなかつたのだ。雇の雑兵どもを討ち取つても仕方がない。具足さえ脱ぎすてれば通してやろう。」と、衆議が一決した。これをきとつて実盛は、

「あなた方は大勢、こちらは小勢でございますから、鎧をこまかく切つてお渡ししても、皆さん全部には行き渡りませぬ、投げますから勝手に取りなさい」といへば、前におつた僧兵は、「もつともだ、もつともだ」と集まつて来た。後にいた老僧兵も先を争つてやつて来たので実盛は、手に持つていた冑を投げ与えた。

人間心理の浅間しき、ひとつの冑に関心が集まり、互いに自分が、と、ひとつの冑の奪い合いが始まつた。そこに自ずから隙が生じた。実盛ら三十二騎はその隙に乗り、刀を抜いて面もふらず僧兵の中に駆け入り、右往、左往する僧兵どもを蹴散らして通りぬけた。僧兵たちはやつと我に帰り、俄に長刀を取り直し、「余すところなく討ち取れ」と、追いかけて来た。実盛はその前にすつくと立ちはだかつて、「あまく見たるか坊主ども、敵といつても敵によるぞ、われこそは左馬頭源義朝が郎党、武蔵国の住人長井斎藤別当実盛なり、ならば手柄に討ち取つてみい、関東武者の腕前見せようぞ」と、強弓に大きな矢をつがえてはつたとにらんだ。僧兵の中には、弓を持つている者も少なく、実盛の物凄い見事に怖気づき、これはかなわぬと思つてか、初めの勢いどこへやら、皆こそそと逃げてしまつた。

実盛の機智と豪勇のお陰で、僧兵の難を避けることができた義朝は、堅田浦をすぎて勢多へ来た時、

「こう大勢が一緒では人目につく、道をかえて落ちよう、志さえあれば東国で必ず会うことができる。皆の衆に暇を遣わすほどに、国で再起を待たれたい」といふことで、実盛はじめ二十余人に別れを告げ、自らは嫡子義平をはじめとする一族八騎と共に落ちて行つた。が、味方と思つて頼つた長田庄司忠致に裏切られ、尾張国野間で義朝は殺された。頼朝は途中で一行にはぐれ、平家方に捕えられたが、池禪尼の助命嘆願によって命だけは助けられ、伊豆国蛭小島に流された。後、これが平家一門の命とりになるのであるが、この時点では、源氏一門で政治の場に生き残つたのは、源三位頼政ただ一人、全く息の根を止められた形で、源氏一門は四散してしまつたのである。

平家の家人となった実盛

義朝らに別れた実盛は、この先どうなるうとも、一応長井庄の館に落ちついた。戰場とは地獄と極楽ほどの違い、だたっ広い邸内には、大きなケヤキが林立し、白髪神社の社地を含めて、西・北・東を、利根川の分流芝川が流れ、自然の構え堀となっており、目を北から西へと転ずれば、男体、赤城、榛名、妙義、浅間等の諸山が山巒を連ね、東方はるかにぼつんと筑波の峰が望まれ、きわめてながめのよいところである。しばらく留守にした邑地を巡視したりして日を過すうち、源義朝が非業の死を遂げたという報に接した。かつては主となし、戰場でその生死を共にした義朝の死は、実盛にとっても悲痛な知らせではあったが、武者というものは、戰場にあつて勇ましく戦うことこそ本分であつて、源氏であれ、平家であれ、自己の所領を安堵してくれさえすればそれでよい。そのため、戦の場にあつては「一所懸命」の働きをするのである。平治の乱に潰滅的な打撃を受けて四散した源氏の所領は、ほとんど平家の手中のものとなり、長井庄は平宗盛の所領となつた。実盛の豪勇は平家方にも高く聞えていたので、宗盛は平家の隆盛を担う一翼として、領土安堵を条件に、平家の家人になるよう懇請した。

実盛は、すでに義朝も死し、源氏の命運もまったく尽きたと思われる状況下にあつたので、代々源氏に所属していた家柄ではあつたが、武士発祥の根元が自己の土地を護るためのものであり、その土地を大きな力で庇護してもらうために、由緒ある武夫を棟梁としてあおいだのであるから、宗盛の懇請を受け入れて平家の家人となつたのである。後年（特に江戸時代）これがために節のない二股武士といつたり、そのような受けとめ方をしていた者もあるようだが、当時はまだ「武士は二君に仕えず、貞婦は二夫にまみえず。」という倫理感はなかつた。

親子、兄弟の間柄であつてさえ、殺しあつた時代である。実盛に限らず、武蔵武士のほとんどがある時点には平家にまたは源氏というように、時の自己の判断によつて決めたもので、二股武士というそしりはあたらなない。

二児出生と聖天宮の創立

妻と死別してからの実盛は、その後身辺に多忙を極め、かつ、保元・平治再度の乱のために、武者という宿命を負つた身なるが故に、席あたたまる暇もなかつたが、宗盛から領土を安堵され、長井庄に落ちつく身となつたので妻を迎えた。そして永万元年（一一六五）息子実途（斎藤五と称す）が出生した。高年にして息子を得た実盛の喜びはひとしおのものであつたであろうことが推察される。更にその翌年、妻が再び懐妊したという。

実盛は、ふと初厄の前の年に妻を失なつたことを思い出した。来年は自己にとつては本厄の年である。迷信とは思うがなんとなく不安である。せつかく恵まれた子宝ならば、母子ともに健康で、再度の喜びをかみしめたい。

更に命を惜しむというのではないが、子どもが出生した以上、なんとかひとりだちするまでは、自分も健康で、子どもを養育する責任がある。来年の厄年を無事に過せるように、そしてまた懐妊中の母子に異変がなく、無事に出生するようにと、もろもろの願いをこめて、すでに三基造営されている経塚の地に、新たに経塚を造営した。そして毎日おこたりなく、読誦・供養につとめていたその功德でか、翌、仁安二年（一一六七）無事に男子が出生、実長（斎藤六と号す）と命名した。武人実盛も二児を得て、子どもを相手に遊んだり、時おり武技を練つたり、経塚に詣つては読誦をしたりというように、勤番以外の歳月は邑地の長井庄で過し、平穩に歳月が流れ、治承三年（一一七九）息子実途も十五歳となつた。元服加冠の年である。実盛は、最も自己の祖先として誇りとし、また、崇敬している藤原利仁が、歡喜天を鎮座したという古事にならつて、歡喜天を自己の守り本尊としていたのであるが、息子実途の元服加冠を記念して、地の神と崇敬していた白髪神社を改修して合祀し、「聖天宮」と奉称、長井庄の総鎮守とした。かくして延喜式神名帳に載るところの「白髪神社」の所在があいまいとなるのであるが、今日に伝承されている聖天堂の基礎が、この時点においてつくられ、その翌年実盛は、源平合戦の渦中にまき込まれ、命を落すことになるのである。

源平富士川の対陣と実盛

実盛が、歡喜天を祭った年（治承三年）の七月、平重盛が四十二歳で死んだ。とかく専横に走り勝る清盛を諫め、ある程度まで、その暴走を押えてきた重盛の死は、平家滅亡の淵に向って進む一歩となったのである。

清盛は、治承三年十一月、関白基房父子以下四十二人の官を免じて諸国に流し、後白河法皇まで幽閉するという暴挙をやつてのけた。清盛の娘徳子を皇后に迎えていた高倉天皇は、いたく心を悩まされ、僅か三歳の清盛の外孫に讓位して安徳天皇とした。このようなことから、平家に対する藤原氏以下の貴族たちの反感は、日々に高まつてはきたが、実力のない悲しさでどうすることもできなかった。そんな時、平治の乱で一敗地にまみれて四散した源氏の中にあつて唯一人、政治の場に残存した源三位頼政は、世人にはうとまれ、平家の風下にあつて隠忍自重して二十余年遂に時勢を見るに堪えずとして、治承四年五月、皇族中の不平者であつた以仁王を奉じ、平家追討の口火をつけた。この戦いはたちまち敗れてしまつたが、王の令旨は各地にひそんでいた源氏に伝えられ、その年の八月、源頼朝が伊豆に挙兵、石橋山の合戦ではもろくも敗れたが、小舟で安房に逃れ、再起を計つた。すでに述べたように、東国における源氏の人気は高く、源氏をしたう関東各地の武者たちは、続々と頼朝のもとに集結し、敗戦一カ月後には、相模の鎌倉を根拠地として、着々関東諸国を勢力圏内におさめ、征西の準備を進めていた。このような源氏の蜂起の報に接した清盛は、大事に至らぬうちにこれを鎮めようと、源氏追討の院宣を得て、平維盛を総大将に、藤原忠清を監軍に、長井斎藤別当実盛を先導に、三万余騎をもつて、治承四年九月二十日（平家物語による。百鍊抄では二十二日、玉葉では二十九日、山槐記では二十九日としている。）東国に向つて出発、日数を重ねて駿河国清見が関（平安時代に設けられた関所。静岡県清水市興津町、清見寺の東にその遺跡がある。）についたのが十月十六日、途中で召集した軍兵を加えて七万余騎の大軍となつたので、先陣は蒲原、富士川の西岸まで進んだが、後陣はまだ手越・宇津谷に

ひかえていた。

維盛は、東国の足なみのそろわぬうちに関東に討ち入るべしという実盛の進言を取り入れて、その気になつていたのであるが、「富士川を前において、味方の軍勢の到着を待つほうがよい。」と、忠清は監軍をたてに主張したので、維盛もいたし方なく、甲府盆地に源を發し、富士山の西麓を通つて、駿河湾に流れ入る、東海道第一の急流富士川の西岸に停滞することになつた。一方、源頼朝は、足柄山を越えて駿河国黄瀬川に着き甲斐・信濃から馳せ参じた源氏の武士団と合体、浮島が原において軍勢を整え、全軍二十万と記帳し、富士川の東の河原に白旗をかかげ、赤旗をかかげた平家軍に對した。しかし戦機は熟さず、むなしく時が流れ、日を重ねていった。かくするうちに、も本拠地に近い源氏方の勢いはいよいよ加わり、平家方には、来るべきはずの援軍は見えず、劣勢は火を見るより明らかとなつたので、維盛は、東国の事情に精通している実盛を召して、「一体、頼朝の軍勢の中には、お前ほどの弓勢の者は、どのくらいあるのか。」と聞いた。実盛はてれくさそうに笑いながら「さては、わが君には実盛を、大矢を引くものとおぼしめされますか。実盛なんぞは、わずかに十三束を引くにすぎません。



(維盛に東国武士の状況を語る実盛～源平盛衰記より)

この位の矢を引く者は、八カ国にはざらにございます。大矢といわれる者は、十五束以上の矢を射るものを申します。その弓の強さも、強力なものが五六人で張ります。このような強い射手が射ますと、鎧の二三領も重ねてやすやすと射通します。大名一人と申しますと、たとえその軍勢が少くないといつても五百騎はくだりません。

馬に乗った以上落ちることを知らず、難所を駆けても馬を倒しません。いくさとなれば、親が討たれようと、子が討たれようと見むきもしないで戦います。ところが、西国のいくさは、親が討されたとなると供養を営み、忌が明けてから攻めよせる。子が討たれたとなると、その悲しきで戦わず、兵糧米がなくなると、春は田を作り、秋は刈取つてから攻め寄せる。夏は暑いといい、冬は寒いといつて嫌います。東国ではさようなことは全然ありません。それに甲斐や信濃の源氏どもは、この土地の事情をよく知っていますから、富士の裾野から味方の背後に廻っているかも知れません。このように申しますと、あなたさまに気おくれをおさせ申そうためとおぼしめされましようが、そんなわけではござりませぬ。戦いは軍勢にはよらず、計略によると申し伝えております。実盛は今度の戦いに、生きて再び都へ帰ろうとは思っておりませぬ。」といったので、平家の武士たちはこれを聞いて、皆ふるえ、おののいた。

維盛はこれがために軍議を開き、どのような方法で対戦すべきかを計ったが、忠清との意見が合わなかった。それのみか再三、東国軍の足なみのそろわぬうちに攻撃するように進言したのにもかかわらず、今日のような情勢にまで追いこまれてしまったことを口惜しく思っていたので実盛は「宗盛殿の御恩は山よりも高く、海よりも深い、どうなるかわからぬこの戦さを見とどけるよりも、帰って御殿を護ることこそ実盛の使命と申しますのでお暇を賜りたい。」そういつて実盛は、手勢をまとめて京都へ引きあげてしまった。たのみに思う実盛が引きあげてしまったということ、平家軍を恐怖の淵に陥しいれ、水鳥の羽音に驚いて逃げ去るといふ醜態を演じてしまったのである。

この時の様子は、平家物語や吾妻鏡にくわしく記されているが、前者はこの日を十月二十三日とし、後者は十月二十日としている。なお、富士川の対陣に実盛が参加したということは、作者の虚構であるという説もある。

義仲追討軍に参加した実盛

久寿二年、父義賢が悪源太義平に殺され、遺児となった駒王も、畠山重能から斎藤別当実盛に、実盛から中原兼遠へと、庇護のリレーが行われ、木曾の山中で源氏の武将として成長し、木曾冠者義仲と名乗り、平家打倒の機をうかがっていたところへ、たまたま叔父の源行家から、以仁王の令旨がもたらされたので、時機到来とばかりに木曾谷に兵をあげた。時、頼朝拳兵一カ月後の、治承四年九月のことである。

義仲は、信濃・上野から越後に出て、城長茂を破って北陸道に従え、一気に京都に攻め入る勢いを示していた。

富士川の対陣では、一矢も射ずに逃げ去るといふ醜態を演じた平家軍も、かかる情態となつてはすててもおけず、寿永二年（一一八三）四月、維盛・通盛・忠度らに、十万の大軍を授けて、義仲追討に向かわしめ、実盛もこれに従軍した。実盛は、出陣するにあたって、右大臣平宗盛にむかい、「実盛が東国の討手として下向しながら、矢を一つも射ずに蒲原から帰京しましたるは、武者として恥なりと思つております。今度北国へくだつたならば、年老い、身は衰えていますが、まっ先に進んで討死しようと思つております。実盛は所領の關係から武蔵に住んではいますが、もとをたせば越前の生れ、従つて北国は生れ故郷でございます。先祖、利仁將軍に三人男子があつて、嫡男は越前に住んで斎藤藤といい、次男は加賀に住んで富樫を名乗り、三男は越中に住んで井口といつております。これらの子孫が繁昌して、國中互いに相親しみ、三方国の宗徒の者共は、血族・姻族となつて、親類一門でないものはない位でありますので、実盛が討死したともなれば、これらの者共が集まつて、別当は何を着ていたか、いかなる装束をつけていたかとよりよりの話に出されるのが恥かしく思われます。故郷へは錦を着て帰る。ということわざもござりますれば、今度の北陸路出陣に際しましては、錦の直垂と、石打征矢のお許しを賜りたい。これが最後の御恩であります。」と、願ひ出た。初めのうちは身分のしきたりがあるからとためらつていた宗盛ではあつたが、思ひつめたような実盛の様子を見

て、その決意を衰れと思い、かつは士気を鼓舞するためにもなることとして、我が料として秘蔵したものを取出して与えた。実盛はこれを着し、髪やひげを黒々と染めあげ、遠征軍にまじって、北陸路を指して勇躍出陣した。

平家の大軍が越前にやって来たことを知って義仲は、仁科・林・倉光・正田等を先陣として燧城（燧）城によらしめた。この城は、木の芽、栃木という二つの峠を押える重要な関門である。

城には、平泉寺、藤倉山の僧兵を始め、富樫の入道仏誓、稲津の新介等、六千余騎が義仲の先陣と合流して立籠り、能美川と新道川の合流点の下流水域に、大石を積み、大木や竹で水を堰きとめ、燧城を湖水に浮べた。このため平家の軍は向いの帰山に足止めされ、十日余も対陣して進むことができなかった。

ところが、城中に裏切り者があって、この湖はにせであることがわかり、堰をはずして水を流して攻撃をかけたので、この城はたちまち落ちてしまった。平家軍は勝に乗じて木曾勢を追撃越前を攻略し、加賀に突入した。そして維盛は、七万の兵をもって越中砺波山で義仲の五万の兵に対し、忠度は三万の兵で、能美の志雄山に陣して行家軍に対した。が、義仲の火牛の計にかかり、平家軍は惨敗、俱利伽羅谷（倶利伽羅谷）を死体で埋めてしまった。

実盛の最後

砺波山の戦いで大敗した平家軍の残兵は、命からがら加賀へ逃げ、佐良岳、安宅の渡しを経て、篠原に陣を敷いた。

寿永二年（一一八三）五月二十一日、辰の一点（午前八時）木曾勢はどっと喚声をあげて、平軍の陣を敷いた篠原におしよせた。平家軍の中には畠山庄司重能、小山田別当有重、高橋判官長綱などの老勇が、善戦これつとめたが、浮足だった軍をたてなおすまでに至らず、軍兵と共に退いた。

実盛は、敗走する平家軍の中にあつてただ一人踏みとどまりここが最後の場所と心に期して戦っていた。これを遠くからながめていた信濃の住人、手塚太郎光盛は、このあつぱれな勇将を目ざして進みいで、「おみごとなるご活躍、味方の軍勢は皆落ちのびられたに、ただ一騎お残りあるがゆかしい、いかなる御人かお名乗りあれ。」と、ことばをかけると、

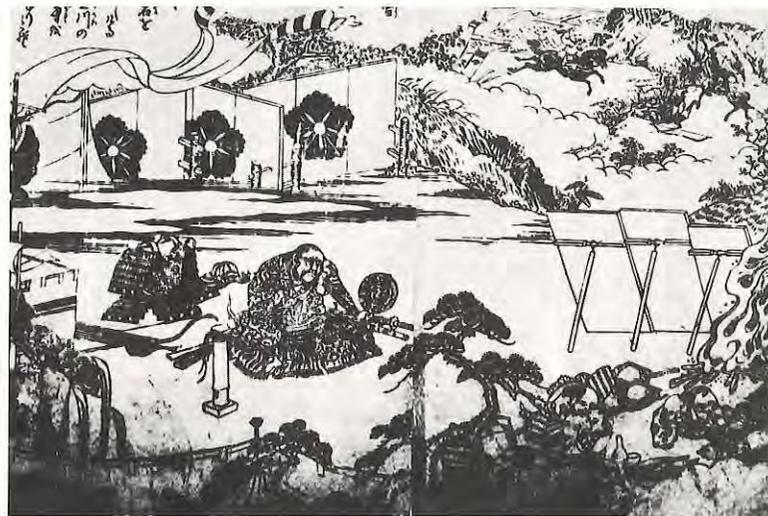
「かくいうおぬしは誰じゃ」

「信濃国の住人、手塚太郎金刺光盛なり、この戦いの思い出にゆかしい御身と一戦まじえたい」と、決戦をいどんだ。

実盛は馬をとめて、微かに笑いながらこれを受けて対し



(伝実盛の青・多太八幡蔵～室川豊氏提供)



(実盛、白髪を染めるの図～源平盛衰記より)

「おう、手塚の太郎光盛とはおぬしのことか、よき敵ぞ、いざや一戦心おきなく戦おう。が、思う仔細あつてわしの名は名乗るまい。相手不足なんぞと、おぬしを軽く見たわけではないわいくさとは、戦つて勝ち負けを決するまでの面白味じゃ、取りたくばこの首を取れつ。が、間違つてもこの首を沼やどぶにすてるなよつ、首を持ってまっすぐおぬし方の大將軍に見参に入れよ……」と、いい終ると同時に弓を大地に投げすてて、

「いざ組まんノ寄合え、手塚」「おうノ」と答えて光盛も、同じく弓をすて、互いに雙手を高く差し上げて組まんと馬を近よせし。この時、おくればせに駆けつけた手塚の郎党は、主人を討まいとしてその中に馬を乗り入れ、実盛にむんずと組みついた。「おお、おぬしは日本一の剛の者と組むつもりじゃのう。が、邪魔するなつ」と、いって、実盛はその郎党を引きよせ、自分の馬鞍の前に押えつけ、ずばりと首を斬つてしまった。郎党に押しわけられた光盛は、実盛の左に回つてぶらさがるようにして、鎧摺の下から、鎧通しで一刺、また一刺、たしかに手ごたえはあつたが、実盛はとつた首をなげすて、光盛の鎧をつかんで揉み合い、そのまま二人はどつと砂丘に落ち、上になり、下になつたりして組みあいながら、砂丘をころげおちて



(加賀市内にある首洗池～室井豊氏提供)

行つた。が、砂丘をはつていた松の根にひつかかり、ころげとまつて光盛が上になつた。実盛は戦いには疲れているし老武者である。加えて二刀刺された傷もいたみ、はね返すだけの体力は失せてしまった。あがいたところで仕方がない、最後の時が来たのだ。実盛は瞑目して身体を抜いた。

光盛はすばやく太刀をひきぬいて、実盛の冑をしっかりと押え一瞬息をととのえ「御免ノ」と、たつた一掻きで首をはねた。そのとたん、ぞくつと背筋に冷たいものが走り、わつと泣き出した。そのような衝動にかられた光盛は、なにかに追いたてられるように走り出し、まっすぐ義仲の本宮に駆けこんだ。そしてこの首を義仲の前に据え、これまでの不思議とも思われる首の主の行動を報告し、最後に「声は阪東声でありました」といったことを聞いたとたん、忽ち義仲の眼がうるんできた。実盛に違いない。が、髪の毛の黒いのがふにおちぬ、兼光ならば古い同僚なので見わけることができよう。「樋口を呼べノ」義仲はせき込んで命じた。呼ばれてこの場に急ぎ来たつた樋口二郎兼光は一目その首を見るなり、「あな無惨、斎藤別当実盛にござります。木曾「それならば今は七十にもあまり、白髪のはずだ。」「この黒髪、黒ひげは、日頃実盛が申すには、戦陣にあ



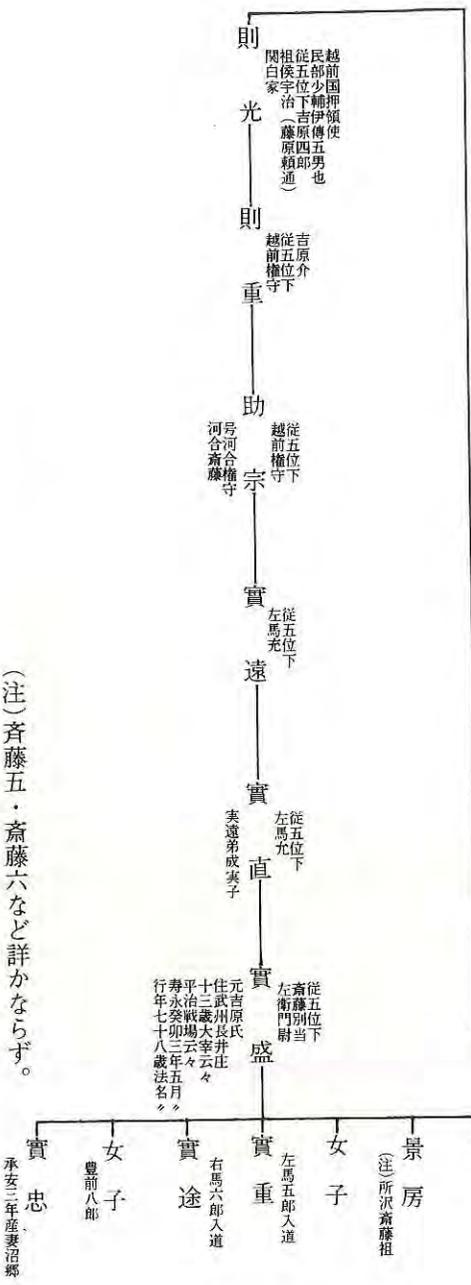
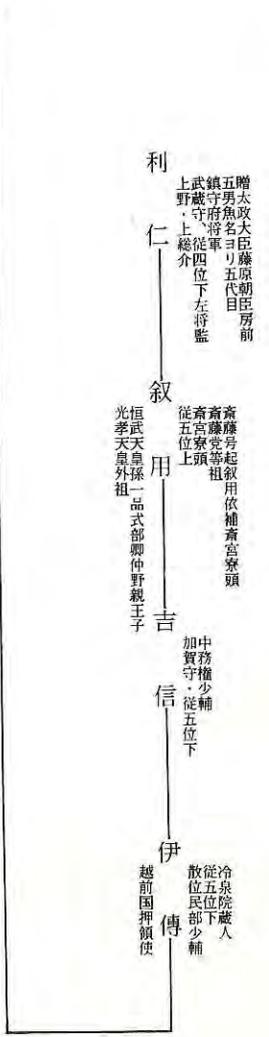
(加賀市にある実盛塚～室井豊氏提供)

るときは白髪と見ればあなどられ、進まんとすればにくまれ、退けばいい年をして命をおしむと誇られる、悲しきものは老の白髪である。だからわしは六十をこして戦場にのぞむときには、髪もひげも墨で染めて出陣する。と、いつていたので、墨で染めたものでしょう。」そういつて兼光は、水を取りよせて自らその首を洗ったところ、黒髪は忽ち白髪に変わったので、正に実盛の首であるということが知れた。「源平盛衰記」では、このとき木曾義仲が、「父帯刀先生をば、悪源太義平が討つたりける時、義仲は二歳になりけるを、畠山に仰せて尋ね出して、必らず失なうべしと伝えたりけるに、いかがいとけなき者に刀を立てんとて、我は知らざる由にて、情深くこの齋藤別当が許へつかわして養なえといければ、請取り養なわんとしけるが、七カ日置きて、東国は皆源氏の家人なり、われ人にたのまれて、この児を養ない立てざらんも人ならず、やしないおかんもあたりいぶせしと案じなして、木曾へ遣わしける志、偏に実盛が恩にあり、一樹の陰、一河の流れというためしもあるなれば、実盛も義仲がためには、七カ日の養ない父、危うき敵の中をはからい出しけるその志、いかでか忘るべきなれば、この首よく孝養せよ」とて、さめざめと泣きければ、兵共もおのおの袖を絞りけり。……とある。

時、寿永二年五月二十一日（一説には六月一日、その他異説あり）実盛七十三歳であった。源平盛衰記や平家物語でも、実盛の最後については、それぞれ一章を設けてくわしく書いているが、平家物語の作者は、齋藤別当実盛の最後を語ったあとで、「朽ちもせぬ空し名のみ留め置き、骸は越路の末の塵となるこそ悲しけれ」と結んでおり、源平盛衰記では、「新豊県の老翁は八十六、命を惜しみて臂を折り、齋藤別当実盛は七十三、名を惜しみて命を捨つ、武きも賢きも、人の心とりどりなり。」と、結んでいる。（附記）実盛の没年七十三歳説は、源平盛衰記の末尾に書かれてあるところから、定説化しているが、保元物語の「生年三十一」からみると五十八歳ともとれる。実盛の養子説は、富山県・浦和市・所沢市並歡喜院長井の齋藤系図が一致しているのでこれをとった。これによって「住は武蔵、生れは越前」という疑問がとける。

資料 長井齋藤氏の系譜

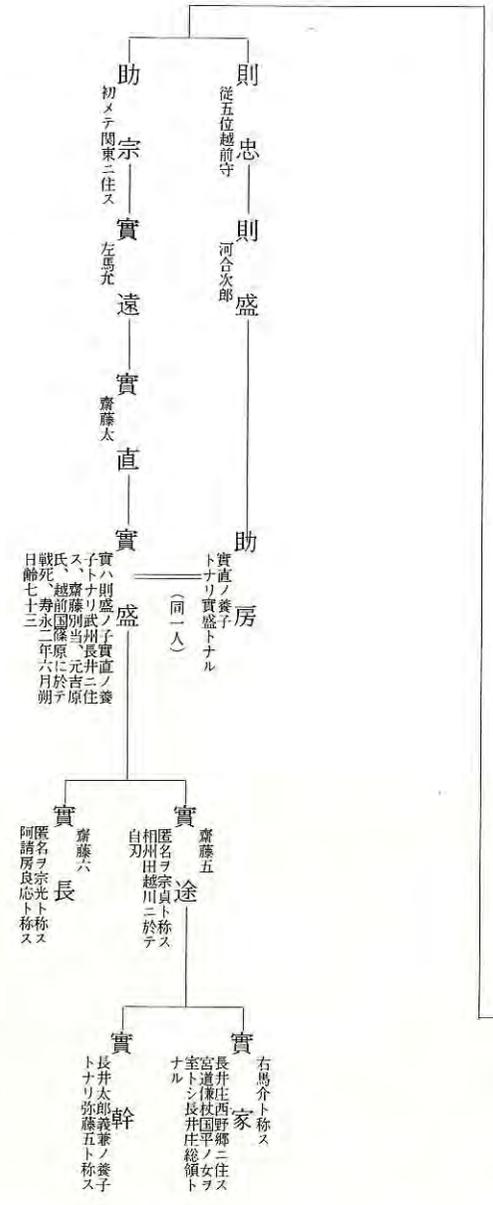
一、藤原姓長井之家譜（歡喜院藏）



(注) 齋藤五・齋藤六など詳かならず。

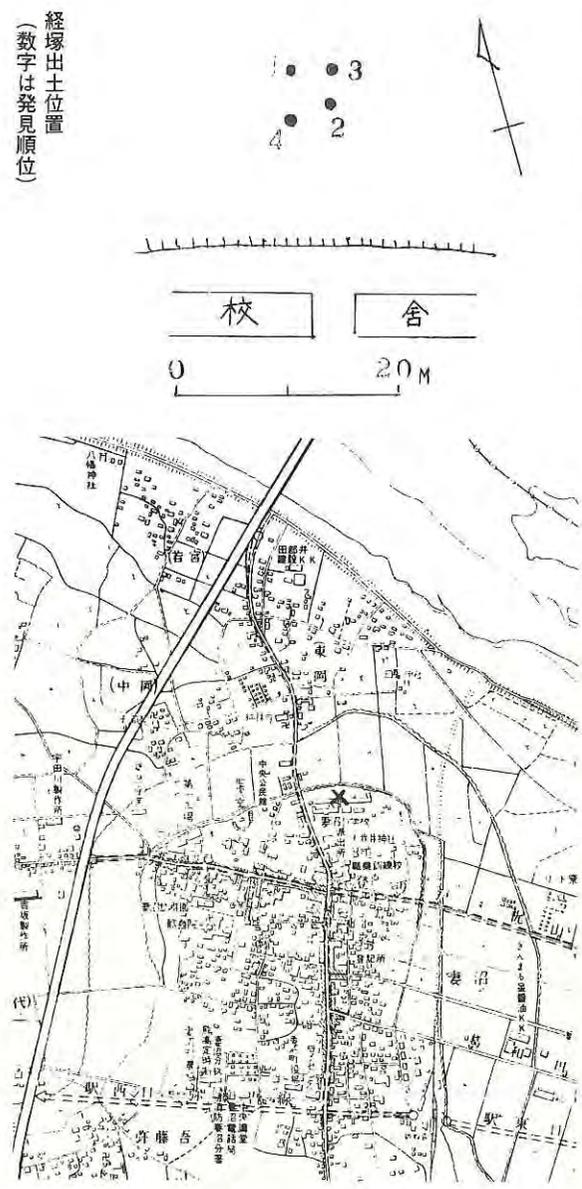
二、富山県砺波市苗加七九八七・齋藤外茂氏所蔵
齋藤家譜

利 仁 叙 用 吉 信 伊 傳 則 光 則 重
始メテ齋藤ト称ス
加賀齋藤
越前押領使
吉原四郎
源義家二仕
武者所別当



資料 妻沼大我井の経塚群

昭和三十三年九月十六日、妻沼小学校の校庭拡張整地作業中発見された経塚四基の遺跡は、妻沼の歴史事象をより明確にする貴重なものであった。埋納遺物は昭和三十四年二月十三日、一括文部省へ引渡し、現在国立上野博物館に保管されている。以下発見順に一〜四号跡の状況並びに埋納遺物を紹介する。



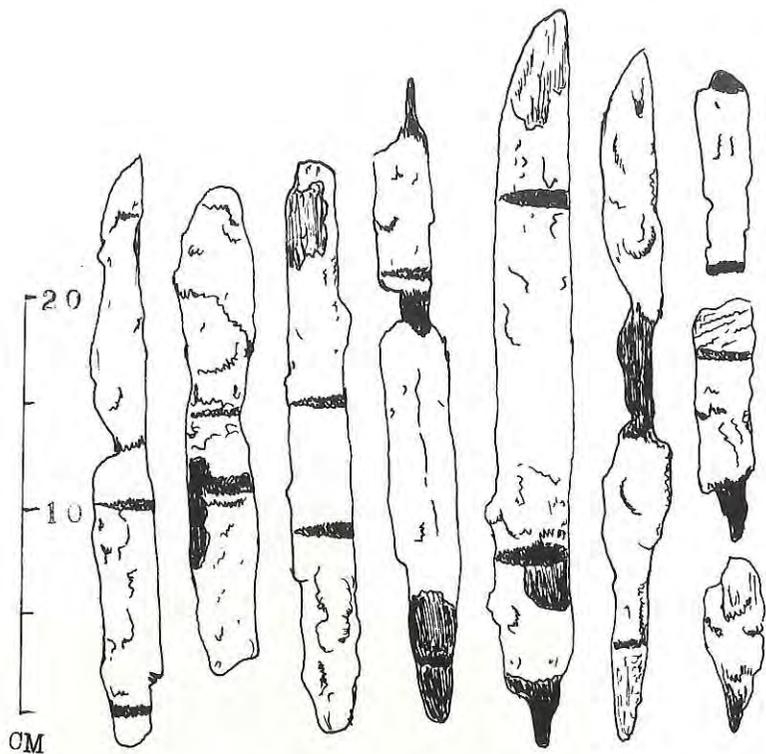
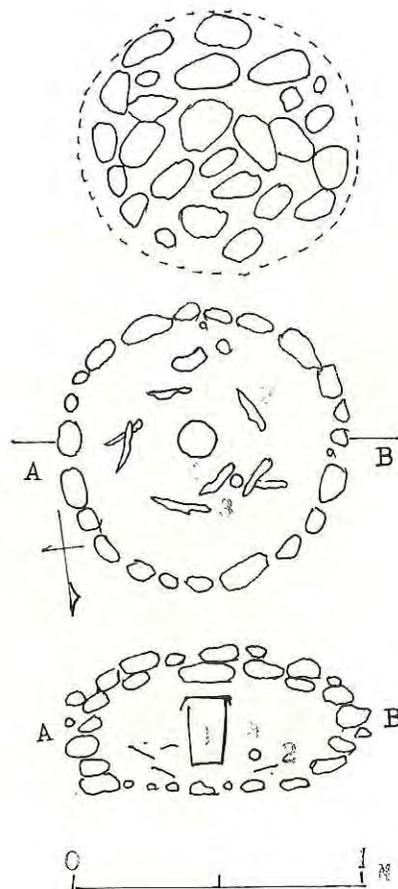
第一号跡

第一号跡は、現在の校庭地表から一メートル程の地下に河原石の集りを発見したので慎重に掘下げたところ、中央に銅製の経筒(1)が蓋をしたままたててあり、其の経筒の周囲には七口の刀子(2)がこれを囲んで水平におかれ土師小埴(3)も発見された底、周囲、天井は、大きさ

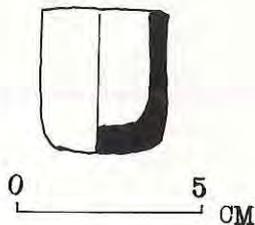
二〇センチ内外の河原石が積んであった。塚の内部は、木炭片と土とをもって埋めてあり、円形で直径九〇センチ、深さ二五センチほどであった。

1. 経筒 経筒は鑄銅製の被蓋式で、筒の直径二二センチ、底径一一センチ、高さ(外側)二二センチ、蓋の直径二二・二センチ、蓋縁の高さ一・五センチ、厚さ三ミリの完形のものであった。

経筒上縁から三センチ下に墨書で、X安と判読できた。このほかにも何か書かれてあることは推定できるが、緑青のため不明である。経筒外面には



(上図刀子・下図小埴)

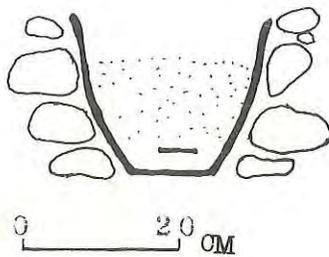


紙屑と思われるものが附着し、蓋の内面には経巻の置かれた小口の跡が五卷分残っていたが、経筒の中には何もなかった。

2. 刀子 刀子(上図)の出土数は七本が数えられたが、錆汚れが甚だしい。刀巾は四センチ、長さ三〇センチ内外、茎はいずれも短かいようである。

3. 小埴 高さ四センチ、口径三・五センチ、円筒状の粗雑な土師器ではあるが完形

第二号跡



本遺跡で注意すべきことは、用いた石の数の極めて少いことであるが、或はかつて他に移動したのであるうか、上部のように甕の上半分が失なわれて発見されたことよって推定できる。甕の中には和鏡一面（上部拓本）と紙と推定される土状になっている褐色の物質よって埋まっていた。

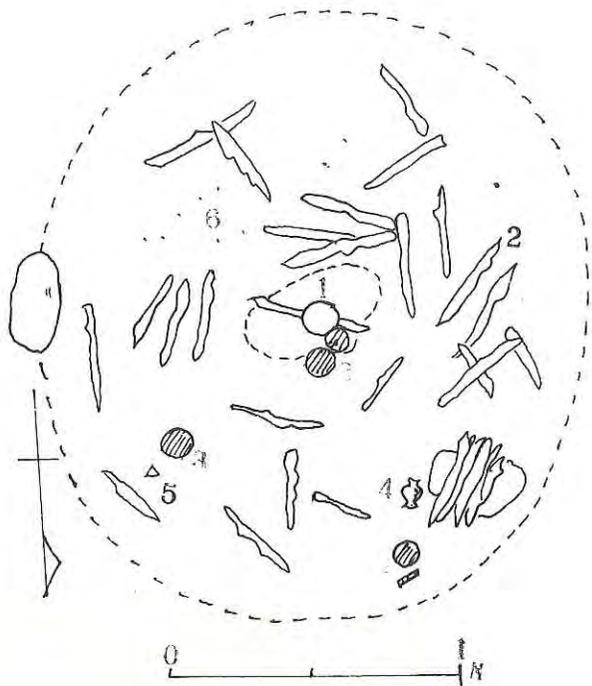
和鏡（上図、内野清拓本）

直径一〇センチ、振菊座紐で双鳥が花の開いた山吹の間に飛び、いわゆる「山吹双鳥鏡」であり、文様も明らかで、平安鏡の特色をよく現わしている優雅な鏡である。

第三号跡

校庭地表面下約二〇センチ下に河原石を敷並べ、石以下一・一〇メートルで底に達する。

塚の内部は長径二メートル、短径一・八メートルで、中央の大きな石を除いたところ鑄銅製の経筒（左下の写真、蓋を取って見ているのは丹呉邦晴教頭）が発見された。その周囲に五・六〇口の刀子が左図のように置いてあり、和鏡は台石の下に三面、外周に三面計六面、鍍金銅製花瓶等が、左図のような配置で発見された。



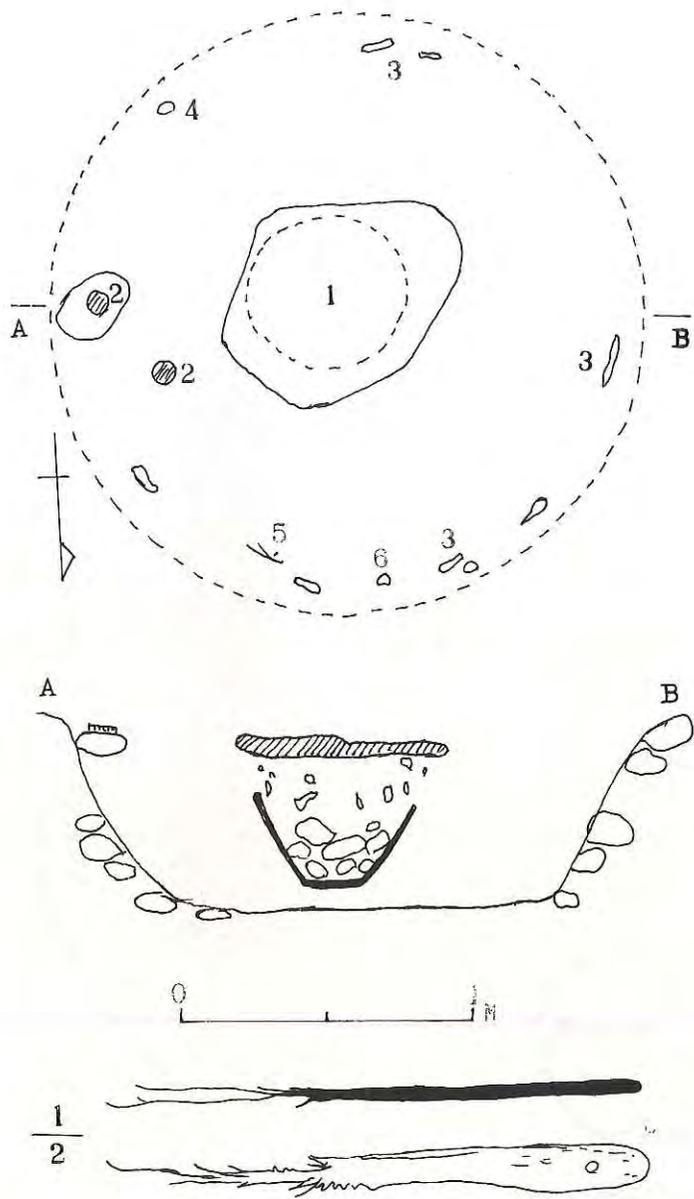
（第3号跡出土状況）



この経塚内には多数の木炭細片が土と混入していた。なお、土中に金粉が見うけられた。

1. 経筒 経筒は鑄銅製で、高さ二二・五センチ、直径一三・二センチ、蓋は宝珠形のみみがあり、有節で、高さ六・五センチ。筒の高さ一七センチ、中には著しく変質して粘土状になっている経巻（次頁写真中の×印）と、経巻を結えた紐二本の様子も認められた。経筒のつまみは筒内にあった。おそらく、長さ四〇センチ、巾二二センチ

第四号跡



4. 銅製花瓶 高さ五・四センチの小形のものであるが、入念に造られ、鍍金の様子が残って見える。完形の美しいものである。
5. 磁器 一片の長さ七センチ、厚さ三ミリ内外の小皿の残欠三個

(第三号跡の出土品)

直径(センチ)	縁	背	文
一〇・九	外傾	山吹(?) 双鳥(表面布目)	
八・五	内傾	草花 双鳥	
七・六	内傾	不詳	
一〇・〇	内傾	不詳	
一〇・〇	直	素文	
九・〇	蒲鉾	不詳	



2. 刀子 刀子の配置状態は前回のようであるが、この遺跡のもの第一号跡に比べてさびも強く、完形に近いものは見当たらないが、その数は数十本に達するであろうと推定される。
3. 和鏡 和鏡は六面とも平安鏡であるが、文様はいずれも鮮明ではない。子の重石のために接合部(つまみだけは接合したものと認められる)が離れて、筒内部に落ち込んだものである。台石は特に選んだものであろう。長さ三四センチ、厚さ八センチ、角柱の安山岩で、上面には経筒の底の部分に応じて円形のくぼみがつけてある。

地表を整理したので、原形は明らかではないが、深さ六八センチ
直径二メートルの墳があり、中央に現在高四〇センチの大甕（下図
参照）その上には八〇×七六センチ、厚さ六センチの絹雲母片岩の
蓋がしてあった。（前頁出土状況図参照）

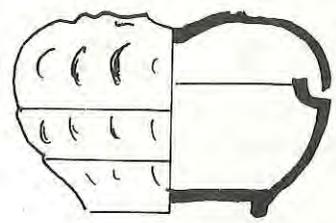
甕の中には拳大の河原石が約十個と、口縁、肩部の甕の破片が下半
部につまっていただけである。甕を中心とし墳の壁に近い部分に河
原石が積まれ、その附近に刀子（3）和鏡二面（2）合子（4）松
扇（5）が発見された。

1. 甕 深さ四一センチであるが、口縁部を測定復元してみると、
大体下図の形となる。口縁から肩部に灰がみえる。下半は淡褐色
口縁部は著しく折曲げられて時代の特徴を現わしている。厚さ一
センチ平底の甕である。

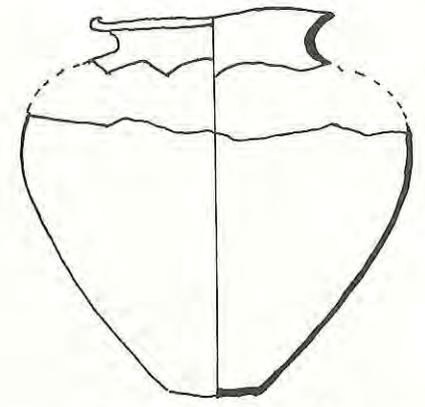
2. 和鏡 一面は直径一〇・五センチ、他は九・八センチで、二面とも平安鏡であり、
前者は背文を上置きに置かれていた。中央部と外区の一部を欠く白銅製の草花双鳥鏡と見ら
れる。後者は河原石の上に、直接表を上にして置かれ、極めて鈕の小さいもので、検匣
と小鳥の文様がある。縁は共に外反式であった。

3. 刀子 完形のものはなく、鉄塊状となったものが図のような位置から発見された。

4. 合子 印籠蓋、糸底のつくりで、直径四・二センチ、高さ二・五センチの青白磁で
花模様によって形づくられている蓋の高さは一センチ程で、中央部はくぼんでいる。



(合子・実物大の側面)



0 30 CM

5. 検匣 墳の北部に松扇の骨が置かれてあった。現長一四センチ、要の方から九センチの部分は、巾一・五セン
チとなり、その上は腐朽のためササラ状となっており、要の部分は孔だけで附属品はない。そして何枚おりのもの
かは不明であるが、現在数えたところでは六枚位に見える。（前図5）

6. 白磁 3×6センチ、厚さ三ミリの白磁片が前図6の位置から発見された。（以上妻沼経塚調査報告書より）
（附記）本項掲載の写真は内野清が撮影したものである。本調査には小沢国平調査員のほか大護八郎県文化財係長
・柳田敏司主事・町文化財調査研究会茂木雅太郎・大岡安雄・森田栄三郎・田島一郎・石川一由等が携った。

追記

長井齋藤三代（実遠・実直・実盛）にわたる記事の中に、経塚造営のことを書いたが、これは、この資料にもとづ
いて、経塚を造営するような境地に遭遇した時点を想定して経塚造営としたのであるが、掲出する写真を検討してい
る時、一号跡より発掘された経筒の写真に、「仁安」という文字が浮き出しているように見える。

この経塚発掘の指導と報告書は、埼玉県文化財専門調査員の小沢国平先生が担当したのであるが、その時点では、
「安」は明らかであるがその上の文字は解明出来ないとしていた。だが、写真で見る限りでは「仁安」ととれる。
と、すれば、前述の「二児出生と経塚造営」の項で書いたことからの立証的物件が発見されたわけである。だが、自
己の先入観がそこにあるので、こじつけた見方かも知れないと反省して、県の文化財保護課の柳田課長をはじめ何人
かの職員、更には文書館の職員に見てもらったところ「仁安」と決定するには疑問があるとされた。とはいうものの
すで見えてきたように、刀子の腐蝕具合から勘案して、三号跡のそれよりも、一号跡のほうがしつかりしていて、埋
経年代が新しいことだけはたしかであり、時年は不明であっても平安末期のものであるということは専門家の鑑定し
たところであり、平安末期にこれだけの経塚を造営できるものは、長井齋藤氏以外に見当たらないので大我井の地に長
井齋藤三代の館があったとも思われる。ただし経塚は聖地に構築されるべきで、館と結ぶのは無理とする説もある。

齋藤五兄弟平六代を護る

寿永二年七月、義仲追討に敗れた平家は、西国で勢力をもりかえさない限り、荒武者ぞろいの本曾勢を防ぐことは困難であるとして、安徳天皇を奉じて西国に逃れんとしていた。小松三位中将維盛もまた、一族の宗徒と共に西国におもむく手はずになつており、支度をとのえ、いざ出発という時になつて妻子に追いつがられ、ふり切ることもできずに困つてるところへ、弟の新三位中将資茂、左中将清経、同少将有盛、丹後侍従忠房、備中守師盛の兄弟五騎が乗馬のまま門内に入り、「行幸は遙かに進ませられたに、どうして今まで！」と、声をそろえてなじつた。

馬に乗って出かけた維盛は引き返して、縁のわきへ馬をよせ、弭で御簾をさつとかき上げ、「これを御覧じませおのおの方、子供たちがあまり後を慕いますので、何とかなだめて置こうとするうち、思わぬ運參をつかまつた」と、いいながら涙をおさえた。

この館に、実盛の嫡子齋藤五実途十九歳、齋藤六実長十七歳の兄弟がいた。兄弟は維盛の馬の左右のみずつき（轡の一部分）にとりつき、「どこまでもお供がいたしたい。」と申し入れたが維盛は、「お前らの父齋藤別当が北国へ下る時、お前らはしきりに父の供をしようとしたが、わしには考えがある。といつてお前らをここに留め置き、北国へ下つて討死したが、実盛は老功者だけあつて、わしたちがこうなることを予知していたのだ。悻の六代はまだ十二歳。これを残して行くが安心ができるように養なえるものがないのじゃ、頼むから無理でも残つて六代を養育してくれ。」という事で兄弟は残留することになった。（平家物語）

平家方の全勢力が西国に走つた後に、なだれ込むように本曾義仲の軍は京都に入った。しかしこの義仲も、翌三年一月（この年元暦と改元）鎌倉勢の源範頼・義経の軍と戦かつて敗北してしまつた。

本曾勢を壊滅した鎌倉勢は、翌二月、一の谷の戦いで平家を敗走させ、更に、文治元年（一一八五）二月には、屋島の戦いで、三月には、壇の浦の戦いで勝利をおさめ、平家を滅亡せしめた。かくして鎌倉に根拠をもつ源頼朝は、その年の十一月、守護・地頭設置の権を得て、北条時政が京都六波羅に入つて平氏の子孫探索の任にあつた。そして、「平家の子孫を探ね出した者には、望みの褒美をとらせる。」ということを公表した。京に住む人達は、平家没落の事情をよく知っている上に、褒美にあずかろうという人間の浅ましい気持もあつて、探し歩いた。

一方、齋藤五実途・齋藤六実長（延慶本には、宗貞・宗光とある。富山県砺波市苗家の齋藤外茂氏の系図には、匿名を宗貞・宗光と称すとある。）は、嵯峨の大覚寺という山寺の北方、菖蒲谷に、平六代、その母、めとの女房等をかくまつてひそんでいた。が、なにしても最近まで、小松三位中将の北の方と若君のこととて人の目をひくその上に、うの目、たかの目で賞金にあずかろうとしている者が多い。ほどなく発見されて、六波羅に密告されてしまつた。北条も自分の子や孫が多いだけに、平家子孫の探索ということを、よいやり方とは思つていなかったが、時勢に従うのが人の常だから致し方ないとして、このかくれ家を四方から囲んだ上で、使者をたて、

「平家小松三位中将殿の若君六代御前、ここにおいでになるとうけたまわつて、鎌倉殿の代官、北条四郎時政と申すものがおむかえにまいりました。はやはやお出し給りたい。」と、申し入れた。これを聞くより母御殿はおろおろするばかりであつたが、齋藤兄弟は走りまわつて、どこか六代を逃がすところはないかと探したが、ありの這いでる隙もないように四方を武士が囲んでいる、もはやこれまで、迎への輿に六代を乗せ、左右に齋藤兄弟は蹴のままつきそつた。これを見た北条方の頭だつた者が、乗替の馬に乗つていた武士どもをおろして、齋藤兄弟に乘るようにすすめたが、二人は厚く礼をのべてこれを辞退し、六波羅まで、からはだしのまま走つた。

六代の母や、めとの女房は、天をあおいで悲嘆にくれながら夜をあかしたところへ、実長が帰つて来たので、さわぐ心をおし静めながら六代の安否をたずねた。実長はおもむろに、「只今のところ別条はござらぬが、ここにまか

り越しましたのは、若君の文を託されましたので、持参いたしたのでござります。」と、いった。母御前はとびたつ思いでその文を見、ふところに入れて泣き伏してしまった。

これを見て実長は、「ちよつとの間でも、若君とはなれているのは心配ですから帰ります。」といえ、
「返事を書くほどにしばらくまって」と、泣く泣く返事をしたためて手渡されたので、実長はとぶようにして帰っていった。

めのとの女房は、心がやきもきしてじつとしていられないので、せめて心を鎮めようと、あてもなくさまよううちに、高雄山神護寺の僧文覚が、頼朝にあつく崇信されているということを聞いて、救いを文覚に求めた。

文覚は、六波羅に北条をたずね、六代の処刑を二十日ほどのぼしてくるよう頼んで、鎌倉の頼朝のもとへ六代助命の使を走らせた。斎藤兄弟はどうなることかと心配していたが、確信にみちた文覚のかけあいに安堵して、急いで大覚寺にまいり、この旨を母御前に申しあげたので、めのとの女房と共にその吉報を喜びあつた。が、約束の二十日が来ても文覚からの便りはなく、北条はいつまでも京都にとどまっていられないとして、六代処刑のはらをきめた。

実途・実長は手をにぎりあつて、命運遂に尽きたるか、悲嘆にくれているところへ、使僧が一人走り来り、頼朝の教書を北条に手渡した。時政は急いでこれを開いて見れば、「小松三位中将維盛卿の子息尋出され候なる、高雄聖御房申しうけんと候、疑をなさずあずけ奉るべし、北条四郎殿へ、頼朝印」とあつたので六代を釈放した。

かくして文覚は六代母子を高雄に引き取り、世話をする事になったので、実途は坂本の西教寺に入り、実長は越前権介為頼六世の孫基高に、菖蒲谷隠棲中にできた妻子（富山県砺波市苗加の斎藤外茂氏はこの孫で、二十九代目にあたる。）を預け、再建途上の南都東大寺に入り祐玄（後、阿請房良応と称す）と称した。

六代の母は髪をおろして妙覚と改め、三位禪尼として歳月を過すうちに六代は十六歳となった。頼朝は、かつての己の立場に六代をおいて警戒している様子なので、出家しなければとも命は助からぬと、文治五年（一一八九）春六代は遂に出家し、山伏姿となつて斎藤兄弟につきそわれ、高野・熊野へと修業の旅に出たのである。

実盛の外甥国平と良応

源義経は、源平合戦の立役者であり、鎌倉軍大勝の殊勲者でありながら、猜疑心の強い兄頼朝から追われる身となり、文治三年（一一八七）二月、藤原秀衡をたよつて、奥州平泉に隠棲する身となった。

藤原秀衡は、辺境の奥州平泉に、中尊寺の金色堂で代表されている黄金文化を築きあげた清衡の孫で、父は基衡といた。秀衡は嘉応二年（一一七〇）五月、鎮守府將軍となつた人であるが、かつて平治の乱において一敗地にまみれた源氏の棟梁義朝の遺児となつた牛若丸当時の義経を養育した人でもある。

同族の木曾義仲の戦いにも、平氏を壊滅せしめた源平の戦いにも、武勲第一の働きをしながら、異母兄の頼朝に追われ、四面楚歌の中に身をおくことになつた義経が身をよせたのも、かつての縁故によるものであり、更にさかのぼれば、秀衡の祖父清衡が、同族の家衡の攻撃を受け、妻子眷属を殺害された時、源義家の庇護を受けたことがある。そして後三年役終了後の奥州地方豪族としてゆるぎない地位を得て三代続いた名家である。が、義経が身をよせたその年の十月、頼りにしていた秀衡が死んだことによつて義経の命運もまたきわまつたのである。と、いうのは、秀衡の後継者である泰衡は小心者で、窮鳥にひとしい義経の存在を邪魔者あつかいにしていた。かくするうちに歳月は流れ、文治五年（一一八九）閏四月、頼朝が奥州平定の軍を進めるといふ報に接した泰衡は、義経をかくまつておいては自分の身が危いと、義経のかくれ家を急襲した。

義経の旗下には、豪勇をもつてなる武蔵坊弁慶などが十指に満たない少数である。弁慶らの奮戦も及ばず遂に倒れ、義経は自殺して三十一年の多彩な人生の幕をとじた。泰衡は、義経を討ちとることによつて身の安全がはかれるのではないかというおもわくから、義経を死に追いやつたのではあるが、頼朝軍は容赦なく奥州に軍を進めた。

その中に、斎藤別当実盛の外甥宮道兼仗国平がいた。

国平は、宮中に通う官人護衛の武官ではあったが、高慢な公卿の権勢もおとろえ、武士階級が台頭しはじめたのでこころ一番手柄をたて、自らの運命を切り開こうと、奥州討伐軍に参加してよく戦った。そして藤原一門の国衡の近親の郎党、佐藤三郎秀員（名譽）父子を討取った。（吾妻鏡）その功によって国平は、陸奥国江刺郡と、武蔵国長井庄を与えられた。（聖天宮縁起）

一方、平六代につきそって仏門修業の旅を続けていた斎藤五実途には、実家・実幹（名譽）という二児があったので、この先どうなるかわからぬ隠遁（ひんげん）の身の上に、せめてわが子だけは安隱な生活を送らせてやりたいという親心から、六代は自分一人で護るから、二人の子どもを養育してくれるよう、弟実長（出家して良応、以下良応とのみ記す）に頼んだ。二児を託された良応は、わが子長定を預けた基高の住む、越中砺波高楊の稲嘉（現富山県砺波市苗加）に潜在していたが、父実盛の外甥宮道兼杖（名譽）国平が長井庄を領し、弥藤吾（現、氷川神社南東の地域）に館を構えたことを知った良応は、建久二年（一一九一）実家（五歳）実幹（三歳）をともなつて長井庄に來り、国平に二児の養育を託し、自らは上根郷の森林中に庵をむすんで隠棲した。（現在大字上根に長井庵という小字名となつてその名が残っている）

良応にとつては、長井庄は生れ故郷であり、かつては父祖三代にわたつて館を構え、この地方での豪族として、さかんなる時もあつた。が、敗軍の平氏に属したために長井斎藤は廢家となり、館は取りこわされてしまつてその跡には雑木・雑草がおいしげり、栄枯盛衰のドラマを物語っているようであるが、実盛が守り本尊としていた歡喜天尊を奉祀した聖天宮は、老朽化したとはいながらも今もあり、鎌倉にはすでに頼朝によつて、公文所を政所と改められ、武家政治がはじめられ、落武者探索も次第に緩和されつゝあつたので、良応は国平の庇護を受けながらも、いつの口にか聖天宮舎の修復と、別当寺院の建立とをなしとげたいと心に期し、地域周辺の寺院をまわつて、仏道修業に精進していたのである。



実盛塚
（西野）



椎樹
（八ツ口長昌寺）

昭和三年刊埼玉県名勝史跡写真帖より

第二節 中 世

良応僧都歎喜院を建立

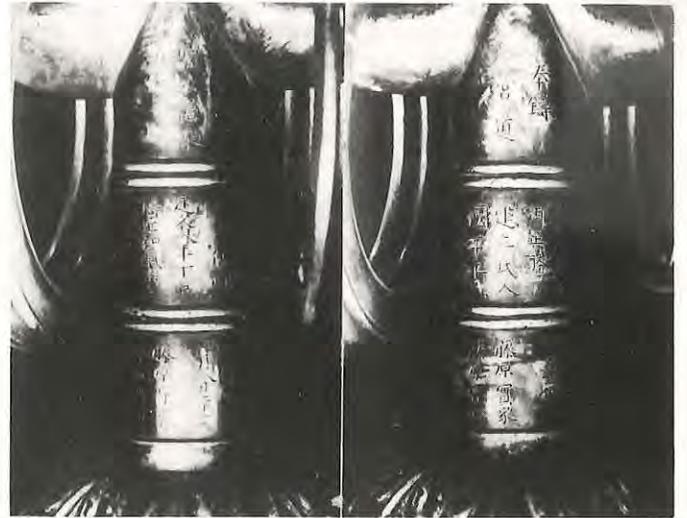
建久三年（一一九二）七月、平家を滅ぼした源頼朝は征夷大将軍となって名実ともに政治の実権を握り、鎌倉は政治の中心地となった。かつては朝廷貴族の風下にたたされ、屈辱の日々を耐え、思うがままに利用されてきた武士階級が、実力で勝ち得た権力だけに、士気を鼓舞することはおこたらなかつた。

頼朝は、翌四年四月二十五日、下野下向の途次、入間野において鳥追狩を催し、同二十七日には長井庄を通過するにあたって女沼の聖天宮に参詣した。

宮道鎌杖国平は、将軍が下野下向にあたって、任地周辺の警備を命ぜられていたので、隠棲中の良応も、事前にこれを知ることができたので、頼朝が聖天宮へ参詣する機会をとらえ、聖天宮舎修復と、別当寺院建立のため、東八ヶ国の勸進を願い出した。武士というものは、自己、ないしはそれにつながる勢力維持のために戦い、殺人を余儀なくする宿命を背負っていた。



(現在の歎喜院本堂)



錫杖の柄の部分

右が表・左が裏面

従って平時においては、神仏に祈念することによって、自己の罪業消滅をはかろうとする意識は強かった。そんな関係から、今日に残る杜寺の中には、武將の勸進によるものが少なくない。そんなわけで「殊勝なことである。」と、良応の願いは即刻許されたのである。良応僧都は、以来四か年、関東各国に錫をひいて喜捨を募り、遂に建久八年（一一九七）国平等の後援もあって、聖天宮舎を改修すると共に、別当聖天山歎喜院長樂寺を建立し、十一面觀世音菩薩を本尊として安置し、四月八日には、歎喜尊天の御正躰みよたを鑄出した錫杖（大正三年四月十七日、国宝として指定、重要文化財）を奉鑄して寺宝とした。この錫杖の柄の部分には「奉鑄 武蔵国永井聖天堂錫杖 御正躰 建立氏人 宮道国平 平氏 藤原實家 藤原實幹」と表面にあり、裏面に「聖人信乗付自身依御託宣奉鑄畢 建久八年丁巳四月八日辛亥 鑄匠和氣末支 藤原守宗齋昭則支」と彫られている。この年良応僧都三十一歳、甥の実家十一歳、実幹は九歳であった従って実家・実幹が、実際に金品を支出したり、協力したりはできなかったであろうが、実盛の孫であり、国平が養育していた関係からこの兩名の名を付したのであろう。

以来この歎喜院と聖天宮は、この地方の信仰の中心となって今日を迎えているのである。

実途の自刃と阿弥陀信仰

正治元年（一一九九）正月十三日「衣冠の政權」を否定して、行動力と現実主義に立脚して新時代を築いた源頼朝が五十三歳で死んだ。そして家督は頼家が相続したが、政治の実権を手中におさめようとする北条時政の陰謀によって、血なまぐさい殺し合いが続いた。そして六代を庇護していた文覚上人は、守貞親王を位につけようとして捕えられ、隠岐国かきに流され、平維盛の遺児六代もまた捕えられて、駿河の田越川で切られてしまった。（平家物語）

父君平維盛に養育を託され、陰になり、日向ひなたになりして六代に仕えていた 斎藤五実途は、わが使命終りぬとして自刃した。時、実途三十五歳。敗軍の將の遺児と共に、常に薄氷を踏むような放浪の人生であった。

時政は、鎌倉幕府創設の功績者を次から次へと殺していったが、元久二年（一一〇五）失脚して北条義時が執權となった。当時の農民は、台頭する地頭のために搾取の極限まで追いつめられ、悲惨な生活を送っていた。また、精神のよりどころとなるべき仏教も、淨戒したはずの僧侶や尼僧が物欲や情事にあけくれており、救いとはならなかった。はてしない戦火と争乱、生命財産の危険にさらされるばかりでなく、年貢を生みだす家畜ぐらいにしか取りあつかわれなかった農民は、正に地獄の餓鬼の世界に息づいているに過ぎなかった。今日残されている六道絵（地獄草紙・僻邪絵巻・餓鬼草紙・病草紙など）は、民衆の信仰心を高めようという、仏教布教の意図によってつくられたものであろうが、作者は、混乱と激動の現実社会を写したものと思われる。もともと仏教は、朝廷貴族の支配勢力を誇示、ないしは手段として導入した、いわば政治的意図を多分にもっていたもので、寺を建て、仏像をつくるにしても、多数の民衆は苦しむだけで救いはなかった。かつて、最澄（伝教大師）や空海（弘法大師）によって、日本独自の仏教をうみだしてはいたが、ありがたい仏の教義も無学な民衆には理解できず、まさに「馬の耳に念仏」であった。

こうした世相に^た應えるように、法然上人（源空）は、「ただひたすら口に阿弥陀仏の名をとなえることによって、すべての人が往生できる。」と、説いた。ここにおいて、雲の上にあつたような仏教が、民衆の身近なものになり、これが心の救いとなって阿弥陀信仰は急速に広まった。武勇にすぐれた武蔵国の熊谷次郎直実も法然の弟子となり、蓮生坊となったということは、余りにも有名な話で、その事績も顕著であるが、真実のような豪の者から、貴族はもちろんのこと、罪を犯した者や遊女にいたるまで、あらゆる階級の人々が法然のもとに集まって来た。この法然は、建



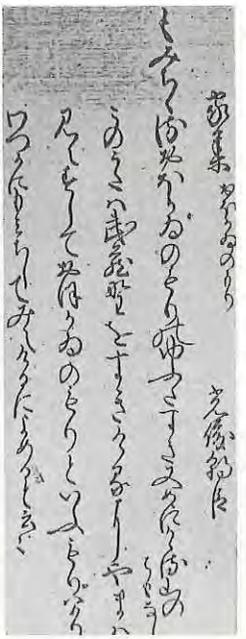
葛和田大龍寺の本尊、阿弥陀三尊

(内野清撮影)

暦二年（一二二二）一月、八十歳の天寿をまっとうし、法然の教えは親鸞に引つがれ、元仁元年（一二二四）ごろ「教行信証」が発表され、一向宗（浄土真宗）が広まった。親鸞は、関東の農村にはいりこんで、農村に住む下級武士や農民たちと深く接触することによって、法然よりも民衆と結びついて、念仏の教えをいっそう深めたといわれている。ちなみに、日本最古の板碑とされている、江南村須賀広にある嘉禄三年（一二二七）の紀年銘のある板碑をはじめ、各地の板碑の主尊はほとんど阿弥陀仏である。

藤原光俊大我井の歌

建長四年（一二五二）将軍として鎌倉に迎えられていた後嵯峨天皇の第一王子宗尊親王の、歌の師であつた関係から、毎年のように鎌倉に招かれて歌席に列していた。藤原朝臣光俊は、康元元年（一二五六）この年も歌のお相手をしてしばらく鎌倉で過した。そして、高野への帰路を東山道に選び、上野国（群馬県）へもうすぐという妻沼の大我井の杜にさしかかった。この辺は田や畠と草原ばかりで山はなく、大我井の杜ばかりが大森林をなし、ケヤキ・カエデなどが紅葉して、一幅の絵を見るような美しさである。しばらく平原のみ歩いてきた光俊卿にとつては、感動に近いまでの詩情がたちまちわきいでて「もみちちるおほかるのりのゆふたすき又めにかゝる山のはもなし」と一首詠じ、これを家集に記し「このうたは武蔵野をすきけるにやまは見えずしておほかるのりといふもりはかりわつかにもみちしてみえけるによめると云々」と付記した。この歌の意味を、埼玉の文学めぐり（関田史郎著）では、「武蔵野の広いことよ。紅葉ちる大我井の森が一きわ大きいだけに、目にふれる山もみあたらない。」と訳している。



(附記) この歌は、延慶三年（一二三〇）藤原長清の

編さんした「夫木和歌抄通称夫木集」に収録され、後に出版されたので、後世に伝えられることになったのであるが、何回か復刻されるうちに「ゆふたすき」が「夕たすき」とされてしまったので、現在、大我井



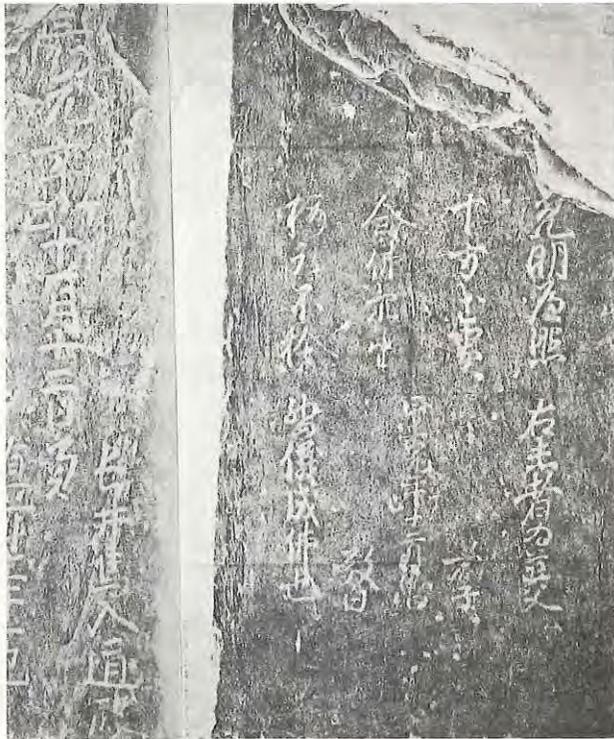
けて「夕」としたともとれる。なお、この歌の詠まれた時点を、康元元年としたのは、夫木集に収録されている光俊卿の歌、三百二十二首の中に、次の歌があることによったものである

なかぬまの、をあさゆけは山こへにかひのしらねははくはつにみゆ

家集云康元元年十一月長沼と云所すくれば西いぬ井にめぐりてぬのをひきわたしたるやうにしろくみゆる
これなん甲斐のしらねといふをき、てよめると云々

長沼は、現在の伊勢崎市に編入されていて、市街地の東南の地点にあり、妻沼から東山道へぬけるには、通るべくして通る道すじにあたっているとある。ちなみに碑の建立は、昭和十七年仲秋で、山口平八氏が仲介した。

斎藤氏館趾と実家の供養板碑



(西野の板碑・坂田二三夫氏手拓及び写真)

神社境内に建てられている相馬御風筆の歌碑（上部の写真）も「夕たすき」となっている。

「夕」ではなく「ゆふ」であるということには前掲のコピーによって明らかであるが、では「ゆふ」とは何か、広辞苑では次のように説明している。「木綿^か楮^まの皮をはぎ、その繊維を蒸し、水にひたして裂いて糸としたもの「ゆふたすき」は、神事に奉仕するとき肩にかけられる木綿の襷^{たす}をいうが、平安中期以降「懸け」や「かかる」の枕詞として意味をもたない五音句に転化した。従って、この歌の場合、正しくは「ゆふ」だが、「もみち」に懸

新篇武蔵風土記稿卷之二百二十八、幡羅郡

之三、西野村の部に「塚 村の北にあり、土人実盛塚と呼ぶ、傍に三町許の除地あり、塚上に碑石あり……後略」と記されているが、上部掲出の写真は、その碑の拓本である。

風土記稿調査の当時（文政五年）には「長五尺三寸二分、幅一尺六寸二分、碑面上に梵字を彫り……云々」とあるところから完全な形が保たれていたであろうが、現在では上部が欠損し、梵字を失っている。が、写真でもわかるように、上部四行に、「光明遍照

十方世界 念仏衆生 摂取不捨」とあり、右に「右志者為慈父」左に「要儀成仏也」とある。中央に「正嘉元年丁十二月晦日」それを「孝子敬白」とある。裏面には、「正嘉元年丁十一月十二日與 長井馬入道改

直蓮七十一也」と、現物はかくの如くで、新篇武蔵風土記稿の記載事項とでは若干の相違があるが、古くから「この辺堀内と云う所は、長井庄の首邑にて実盛の邸趾なり」と云い伝えがあり、大正十五年三月史蹟天然記念物保存法により、埼玉県指定史蹟「斎藤実盛館趾」として指定、同年五月十五日長井村史蹟天然記念物保存会の手で「斎藤別当実盛館趾」碑が建立、埼玉県名勝史蹟写真真帖（昭和三年刊）「斎藤実盛館趾」の項に「実盛及び嫡孫真幹（実家の誤りか）の居住せし趾なり。側の古塚に板碑云々」とある。然し、何時の日にか誤って「史蹟実盛碑」になってしまったため、昭和三十八年八月、斎藤縁の地でありながら県指定史蹟を解除された。これらの既説事項を考慮せず、この碑面の文字を解読して考察すると、次のようになる。

「長井馬入道、改称して直蓮（七十一歳）という人が、正嘉元年（一二五七）十一月十二日に死亡し、その子某が、七日ごとに行う仏事儀式の終る四十九日忌（この日をもって位牌を仏壇に納める）に建てた父の供養塔である。」とでは、長井馬入道とはいかなる人か、富山県東野尻村誌（現砺波市苗加）には次のように解説している。

「馬入道者右馬介入道実家の事也。右馬介、文治三年丁未生、正嘉元年丁巳十一月十二日、七十一歳寂。祖父実盛、父実途、右馬介、国平之女婿也……後略」と、更に、長井斎藤系図（故藤野三吉翁調査）に、「実家〱右馬允ト称ス長井庄西野二住ス、此塔西野村ニアリ」と記されている。

以上のことから、板碑面上の文字とで合致する。したがって当地方を担当した地誌調査役人、築山茂左衛門、浅岡伝右衛門の、「援に斎藤別当実盛は、寿永二年七月、篠原合戦に討死せしなれば、正嘉より年代若干上れり、且碑字によるに、此塚は長井馬入道と云人の建たること明なり、年代を推に此入道或は実盛が子などにて、かかる語り伝へもあるにや、此辺堀内と云所は、実盛が邸跡なりと云ひ伝へり」という見解には、疑問があり、西野堀の内、四四二番地の二地内にある板碑は、実盛の孫、斎藤石馬之介実家の供養塔であり、西野堀の内は、その館趾でもあるとみられる。（六五〇六六及び九三ページ参照）

資料 妻沼町の板碑

歓喜院門前にある、善光寺三尊式像容板碑は、県指定文化財となっているので、別面で述べ、この項では、像容板碑から、逐次特長のあるものに写真を付して説明し、他は、年号のわかるもののみ表で紹介することにした。

○：所在地 氷井太田字北廓一一七二番地 能護寺

頂部山形を二本の線で区切り、高さ一五七センチ、幅五一センチ、厚さ六センチ、二本の線から下の塔身上部に、一つの光背を深く彫りこみ、その内に立像の阿弥陀如来、観音・勢至両菩薩を半浮彫りにし、略式ながら七化仏も彫



能護寺の板碑

られている、いわゆる善光寺三尊式像容板碑

で、主尊の像高四七・三センチ、蓮台四・四センチ、脇侍の像高三四・四センチ、蓮台三・四センチ、紀年銘はないが鎌倉時代のもので板碑造塔供養の行なわれるようになった初期時代のもので推定され、向って左肩の部分が若干欠けてはいるが、考古資料として価値あるものとして、妻沼町教育委員会では、昭和

三十四年四月十七日、文化財として指定した。

この形式の板碑は、妻沼町内にこの板碑のほか、県指定文化財のものと、弥藤吾字本村

二〇〇二番地 福寿院にある。

○：所在地 弥藤吾字浅見 一九八九番地 堀口ろく 宅

頂部山形を二本の線で区切り、阿弥陀三尊像を、個々の光背に浮き彫りにした、いわゆる阿弥陀三尊来迎図の板碑である。

高さ九九センチ、上幅三三センチ、下幅三三・五センチ、厚さ五・五センチ、小形ではあるが比較的どこの板碑である。かなり磨滅しているもので、偈文、紀年銘とも、ちよつと見にはわからないが、拓本をとり



堀口ろく宅板碑

詳細に調べたところ「極重悪人 無他方便 唯称念仏 得生極楽」という偈に、紀年銘は「建治」と判読できた旨、八王子市中野町三九六番地、石井真之助氏（板碑の研究家）から、昭和四十二年十二月一日付の便で報告を得ている。建治年間は、鎌倉幕府の執権北条時宗の時代で、元や高麗国が虎視たんたんとしてわが国をねらっており、博多付近に石塁を築く等、国防のために国中の総力を挙げていた時代で、西暦一二七五―一二七七年である。

○：所在地 妻沼字中岡二四〇四番地 玉洞院

前掲のものと同形式のものであるが、磨滅が甚だしく、かつ、上より三分の一部分から横一線に折れている。高さ一三四センチ、上幅六二・五センチ、厚さ七・五センチで、かなり重量感のある板碑である。

右の外、像容板碑としては、上須戸字道南八四四番地、正法寺に、阿弥陀一尊の小形欠損の板碑がある。

○：所在地 妻沼字西岡二四八五番地 瑞林寺

頂部を水平にし、上部を二線で区切り、その線を両側にのぼして枠取りをしている。高さ一〇八センチ、上幅三九センチ、下幅四二センチ、厚さ七・五センチというが、つりりした感じのする板碑で、壮嚴体の阿弥陀種子が蓮台にの



り、その下中央に正嘉二年^{午戌}九月（一二五八）という紀年銘があり、その左右に、右志者為慈父幽儀 右男女同心合力という偈がある。この板碑は、当初卯月花一三七一番地内にあり、奈良原信行 管理のものであったが、昭和四十四年十一月、瑞林寺の墓地改修を機会に現地に納めたものである。

上の写真左は、蓮台二つの花弁の部分から上部が直角に欠損しているが、現高一三四センチ、上幅五〇センチ、下幅五二・五センチ厚さ六センチ、碑面の上部に四行、諸行無常是生滅法 生滅滅已 寂滅為楽という、禪宗の涅槃経が彫られ、其の下中央に文永八年^未八月八日^歌とあり、その右に、右志者為悲母幽靈十三年、左に、出離生死往生極楽也とある。碑面のはだの美しい板碑である。



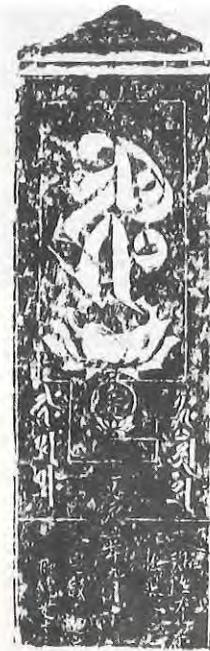
瑞林寺の板碑の写真

○：妻沼字上町一四六番地 野口廣 所有（写真は、石井真之助氏手拓のもの）



頂部山形を切り込み二線で区切り、高さ一〇四センチ、上幅三五センチ、下幅三九センチ、厚さ四・五センチ、阿弥陀の種子の彫りもよく、蓮台も美しい。下部に格狭間二つが彫りこまれ、歓喜院門前の板碑の外類例のない（千々和実 編、武蔵国板碑集録 三）珍らしいものである。蓮台の下中央に正元第二曆庚申中春時正同心白敬と彫られ、その右に、右志者為十五講衆現世 左に、安穩後生善 処生極樂也とある。

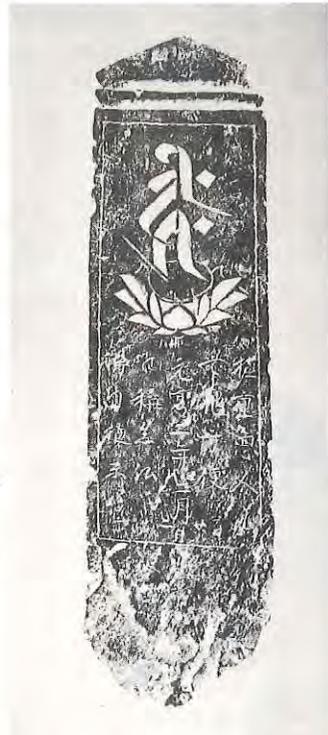
○：台字西早道九一六番地 円満寺（写真は石井真之助氏手拓のもの）



輪の中に慈父と彫ってある。その右側に、釈迦・文殊・普賢の、いわゆる釈迦三尊の種子、左側に、阿弥陀三尊の種子が彫られている。中央に文永二年九月十日（一二六五）という紀年銘があり、釈迦三尊・阿弥陀三尊の種子の下に横線を彫り、その中に紀年銘をはさんで、弥陀本誓願 極樂之要門 定散等廻向 即証無生身と彫られている。

頂部山形を切り込み二線で区切り、高さ一四七・五センチ、上幅四〇センチ、下幅四五センチ、厚さ六センチ、妻沼町内では大形の部に属している。碑面は線刻をもって外枠をとり、更に壮嚴体の阿弥陀種子が蓮台ののっているものを線刻の枠でかこみ、その下を又線刻の枠でかこんで、その中に月輪を蓮台にのせ、月

○：所在地 妻沼字中岡二四〇四番地 玉洞院



頂部山形を切り込み二線で区切り、線刻の外枠を施している。高さ一〇一センチ、上幅二四センチ、下幅二七センチ、厚さ四センチすつきりとした阿弥陀の種子が、花卉の配列の特異な蓮台にのり、その下中央に、元亨二年戊二月廿日（一一三二）という紀年銘が彫られ、その左右に、極重悪人 無他方便 唯称念仏 得生極樂という偈が彫られている。

○：所在地 飯塚字福王寺四三七番地 安養院

蓮台にのった阿弥陀種子の下中央に、延文三年戊正月十三日（一二三五八）という紀年銘があり、紀年銘をはさんで二行ずつ梵字で、オンアボキアベイロシヤノウマカボダラマニハンドマジンバラハラバリ タヤウン（おわり）ソワカとある。いわゆる光明真言板碑で、高さ八九センチ、上幅二五センチ、下幅二八センチ、厚さ四センチという、こじんまりとしたもので、全国的に見て、珍らしいものでもなく、特に逸品とはいえないが、妻沼町内に所在する板碑としては良好である。



○：所在地 八ッ口字五町田六八九番地 長昌寺



頂部山形を、くつきりとした二線で切り込み、線刻の外枠を施している。主尊の阿弥陀種子のみ蓮台にのり、その下左右に観音・勢至の種子が彫られ、その下中央に延文六年延文六年十一月二日（一三六一）の紀年銘があつて、その左右に華瓶けいびんが彫られている。全長九八・五センチ、上幅二六・二センチ、下幅二六・五センチ、厚さ三センチの板碑である。

○：所在地 日向字臂曲二一八四番地 船田祥一氏所有

頂部山形が鋭く、切り込み二線で区切られ、線刻の外枠を施した、高さ九一センチ、上幅二七センチ、下幅二九・二センチ、厚さ四センチ、埋込み足付で、自然石の上に建てられている。阿弥陀三尊の種子が蓮台にのり、力強く、ていねい彫られているので、

すつきりした感じがして美しく

い、三尊種子の下中央に、貞治

三年 十一月十一日（一二六四）

という紀年銘がある。

以上写真を付して紹介したが

以下表をもつて紹介する。



主尊	年号	西暦	形状	高さ (cm)	上幅 (cm)	下幅 (cm)	所在地	管理者
欠損にて不明	建長八	一二五六	完	一一〇・〇	五二・〇	五四・〇	上須戸字道北	神田力三郎
弥陀一尊種子	文永一一	一二七四	下部欠損	七三・〇	二九・六	三〇・〇	妻沼字長泉寺	宝篋堂
〃	建治一	一二七五	〃	六〇・〇	二九・五	・	日向字臂曲	福生寺
〃	建治二	一二七六	〃	四九・〇	二三・〇	・	間々田字中東	権橋 繁作
〃	弘安一	一二七八	完	五九・〇	二六・〇	二七・〇	弥藤吾新田	井田 薫雄
弥陀三尊種子	弘安四	一二八一	下部少欠	七三・〇	二四・〇	二六・〇	妻沼字中島	東中学校
壯嚴体弥陀一尊	永仁五	一二九七	二つ折れ	・	・	・	弥藤吾字氷川	齋藤 塚
弥陀三尊種子	応長一	一二一一	下部少欠	・	・	・	日向	森 国雄
〃	正和五	一二二六	〃	六〇・五	二四・〇	二五・〇	妻沼字長泉寺	宝 篋 堂
弥陀一尊種子	元応二	一二三〇	下部欠損	五四・〇	二四・五	・	飯塚字福王寺	安 養 院
弥陀三尊種子	正中二	一二三五	〃	・	・	・	妻沼字池の上	逸見 藤作
胎藏界大日種子	元弘三	一二三三	二つおれ	八三・〇	二二・六	二五・〇	妻沼字中島	東中学校
阿弥陀心咒	元弘四	一二三四	上下欠損	・	三一・五	・	萬和田字中宿	江森喜代一
金剛界大日種子	建武一	一二三四	下部欠損	三八・〇	一六・〇	・	妻沼字中島	東中学校
〃	建武二	一二三五	上下欠損	・	・	・	日向字尾塚	中央公民館
〃	暦応三	一二四〇	三つおれ	六三・五	二〇・〇	二〇・〇	〃	〃
弥陀一尊種子	康永三	一二四四	上部少欠	六二・〇	二〇・〇	二〇・〇	日向字堀の内	増田 貫一

主尊	年号	西暦	形状	高さ (cm)	上幅 (cm)	下幅 (cm)	所在地	管理地
弥陀一尊種子	観応二	一三五五	下部欠損		二〇・〇		西城字本郷	大熊 定八
光明真言付	文和四	一三五五	上部欠損			二二・五	妻沼字長泉寺	宝 筐 堂
弥陀三尊種子	延文五	一三三六	〃			二五・〇	西城字本郷	大熊 定八
〃 華瓶付	延文六	一三六一	〃			二六・七	妻沼字長泉寺	宝 筐 堂
弥陀一尊種子	貞治四	一三六五	完	八〇・〇	二二・三	二六・〇	日向字沼の内	増田 貫一
弥陀三尊逆修	〃	〃	完	一〇四・〇	二五・五	二七・四	飯塚字石神	吉場 巧一
光明真言梵字	応安一	一三六八	上下欠損		三一・五		妻沼字中岡	玉 洞 院
弥陀一尊逆修	応安五	一三七二	下部少欠				田島字奈華郷	慈 眼 寺
胎藤界大日種子	永和四	一三七八	完	一一五・〇	四〇・〇	四二・〇	西城字本郷	長 慶 寺
弥陀三尊種子	康暦二	一三八〇	上下欠損				間々田	弘 法 寺
釈迦一尊種子	〃	〃	完	六六・〇	一九・〇	二〇・五	日向字沼の内	増田 貫一
弥陀一尊種子	応永二	一三九五	上部欠損			一九・〇	妻沼字上町	関口秋次郎
金剛界大日種子	応永六	一三九九	下部欠損				日向字臂曲	福 生 寺
〃	応永一〇	一四〇三	〃			一九・〇	妻沼町長泉寺	宝 筐 堂
弥陀一尊種子	応永三〇	一四二三	〃			二八・〇	西城字本郷	大熊 定八

以上の外紀年銘不明のもの、欠損板碑等かなり所在しているが省略する。

資料 観音堂瓦窯跡発掘調査書

一、発掘の場所 妻沼町大字妻沼字観音堂二三四九番地

一、遺跡の位置と地形、本遺跡は、北緯三六度二四分、東経一三九度三分、海拔三〇・六メートルにあり、バイス妻沼と熊谷線より西一〇〇メートル、利根川堤防より南五〇〇メートルの地点に位置している。

地形は、平坦な宅地と畑地帯で、かつて利根川の乱流時代に堆積された台地であり、遺跡より東北二〇メートル付近から外方は、楕円形に落ちこんで、二メートルほどの落差をなしている。

一、発掘の名称 観音堂瓦窯跡記録保存発掘調査

一、発掘の期間 昭和四十八年三月七日・八日・九日(三日間)

一、発掘主体者 埼玉県大里郡妻沼町教育委員会

一、発掘担当者 埼玉県遺跡調査員、増田逸朗(指導)・妻沼町教育委員会専門員、奈良原春作(実務)

一、発掘従事者 妻沼町文化財調査研究会会長、宮島俊定、同会員、金井清・前原儀久・大山雄三

一、発掘の経過

1 三月七日(晴、風強し)午前九時、発掘担当指導者の指示により、すでに幅一・五メートル、深さ〇・八メー

トル掘られ、瓦の凝結が露出している地点から、逐次発掘を開始、延長九メートル、幅一・五メートル掘り進む

うち、幸運にも瓦窯跡は溝中に全容が現われたので、窯の部分と、灰原の部分とにわかれて発掘を進める。

やがて〇・八メートル(地表より一・六メートル)ほど掘り下げた深度に、灰原の層が現われた。

灰原は、窯の焚口より、一・二メートルはなれた地点から、二・二メートルの範囲にわたって認められた。



(出土した瓦片)

灰原の範囲外二〇センチメートル先を、更に二〇センチメートル掘り下げたところで、砂と腐蝕土混入の地層となったので、この地点で掘り進むのを中止した。午後五時、作業を中止。

2 三月八日(晴)午前九時作業開始、あらかじめ露出した窯の部分を細密に発掘、写真をとる、縦の側面を実測、前日に同じ。

3 三月九日(晴・風強し)午前九時作業を開始、窯の部分を清掃平面を実測し、写真をとって、記録作業を終了し、凝結した瓦、押えに使用してあった瓦などを掘りあげ、午後三時全作業終了。

一、遺跡の概要(増田逸朗調査員記録)

妻沼町大字妻沼字観音堂、二三四八番地で発見された瓦窯は、窯尻から焚口まで全長二八〇センチメートルを測り、焼成室(瓦を焼く部屋)燃焼室からなる「有牀式平窯」である。

細部の特徴は、発見時の経過からして、一部煙道の部分が削平されてしまっており不明ではあるが、他はほぼ完全な姿で発掘調査された。焼成室は、主軸方向が一三〇センチメートル、幅一〇六センチメートルの長方形を示し、南側壁が五〇センチメートルの高さで残っており、これから推定すると、窯底から天井まで八〇センチメートル位のドームを形成していたことが窺える。

窯底には牀という燃焼室から炎を引き込む四条の溝が認められ、

この窯の大きな特徴となっている。又、両側壁には、平瓦が立てかけられている。

燃焼室から焼成室に移る部分には、分焰孔が四個存在し、炎を焼成室にむらなく送り込む役割をはたしている。

燃焼室は、中央がやや広く、焚口では、空気を調整するため、やや狭い構造を示し、天井は厚さ四七センチメートル程の緑泥片岩を数枚並べ、これを芯とし、朱砂入粘土で塗り固められている。燃焼室の一方の側壁は、八〇×三〇センチメートルの大きさで、やや湾曲した自然石を利用し、片方は三〇×二〇センチメートル程の石を並べ、その間を平瓦片で補強している。焚口前方の灰原は、かなり広い範囲に焼土、炭、灰等が認められ、堆積状態からして三層に分類できることから、少なくとも三回以上の操業が認められる。

以上の結果から類推できることは、焼成室に残っていた平瓦の状態からして、おそらく一回の瓦の焼成枚数は、一二〇枚から一五〇枚程度で、平瓦専門に焼いていたものと考えられる。そして、天井までの高さや、分焰孔の存在などから、窯は一回焼くごとに天井を破壊し、焼き上がった製品を取り出すという方法で、この窯の最後は、焼成に失敗し、製品が窯底に癒着してしまったため、これを取り除くことができず、操業を放棄したものと思われる。

なお、当窯の形態である「有牀式平窯」の形や、平瓦の縄目、布目の文様からして、その操業年代は、平安時代末から、鎌倉時代初期頃に当たるものと考えられる。

一、出土品

凝結した瓦(三〇枚前後と推定)・斜線網目のついた瓦片(前写真真参照・この瓦は、埼玉県誌に紹介されている。

沼上瓦窯花蝶文瓦」と同形)竹瓦片、其他の瓦片多数、以上。

(追記)この遺跡の発見者は、妻沼町大字妻沼、一四九九番地、前原儀久(昭和二年八月一〇日生)である。

なお、この遺跡の周辺を発掘したならば、より完形なもの、あるいは詳細なことがらを知ることができるであろうが、土地改良事業のために、工期の関係もあってこれができなかったし、この瓦窯で焼いた瓦の用途もわかっていない。



(観音堂瓦窯跡の全容)

建武の新政と妻沼の土豪

日本の歴史上には、文永の役（一二七四）弘安の役（一二八二）という、特筆すべき国難があり、この地方からも軍役にかり出されたものもあつたろうが、これを記す資料はなく、歳月は流れる如く過ぎ去って、鎌倉幕府の滅亡、建武の新政という時期を迎えるのであるが、鎌倉幕府に召集され、後醍醐天皇方の闘将楠木正成のたてこもる千早城の包囲軍に加わっていた新田義貞は、大塔宮の令旨をうけたので、口実をもうけて自領の上野に帰った。そこへまた、後醍醐天皇から北条氏追討の綸旨が到着したので、義貞は源氏再興の時こそきたれと、上野の新田一族はもちろんのこと、甲斐、信濃、越後などの源氏に檄をとばして、元弘三年（一二三三）五月八日の卯の刻（午前六時）に、産土神生品明神の社前に北条討伐軍の旗をあげ、笠懸野へ打って出て、翌九日には、甲・信、越の源氏も参加したので、たちまち上野国内の北条勢を打ち破り、武蔵に軍を進めた。間々田郷の住人青木七郎左衛門貞兼、同孫五郎左衛門貞安を始めとする青木一族、西野の高橋頼茂らもこの軍に参加して南下進撃した。そして同月十二日、鎌倉から討手として押しよせた幕府軍を、武蔵国小手指原・久米川に撃破し、十五日には分倍河原に押しよせた。しかしこの日は敗退したが、翌十六日には陣をたてなおし、再び分倍河原に押しよせて幕府の大軍を敗り、十八日には鎌倉山の総攻撃を開始したのである。そして二十一日、稲村ヶ崎において、おりからの干汐時を利用して、新田義貞は黄金づくりの太刀を海に投じて海神に退汐を祈る、という有名な大芝居がみごとに凶にあたり、将士の意気は大いにあがって、七里ヶ浜ぞいにいっせいに突撃を敢行、なだれをうって鎌倉へせめいり、遂にこれを攻略した。

北条高時は、葛西谷の東勝寺で一族郎党数百人と共に自刃して果て、頼朝が武力でかちとった政治の実権は、百五十年ぶりに京都にもどった。世に「建武の新政」という。かくして苦節十五年、政治の実権を手中におさめた後醍醐

天皇は、京都に凱旋するや、早速北条氏のもつていた土地を、自分と、身をもつて戦いを戦いぬいた大塔宮護良親王と准后阿野廉子にわけ、武士たちの恩賞はあたまわしにした。ところが戦功のあつた各地の武士たちは、恩賞にあらずかろうと、京都の御所へ続々とつめかけた。しかし彼らももらつたものは、以前からもつていた領土の安泰というお墨つきだけだった。こんなことから、わずかに二・三年のうちに天皇親政にあいそをつかし、武家政治の復活を願う声が武士たちの間から起つた。こうした時代の動きを確実に把握した尊氏は、武勲第一に擬せられながら、自分の望む征夷大將軍に護良親王が任ぜられてしまったので、朝廷の要職につかず鎌倉へ帰り、関東武士を背景に、しだいに謀叛の旗色を鮮明にしていった。そして、建武二年十一月、反旗をひるがえして京都に攻めいった。だが、奥羽から尊氏軍を追つて、あいついで京都に突入した北畠親房・顕家軍のために敗れ、九州に落ちた。しかし九州の豪族たちは、この敗軍の將に期待をかけ、反撃に力をかしたので尊氏は陸海の大軍をひきいて東上した。この報に接した楠木正成、新田義貞の連合軍は、これを迎えうつくしく湊川に出陣した。この中に青木貞兼・同貞安親子と高橋頼茂も参加して



たのであるが、延元元年（一三三六）五月二十五日、頼茂はこの戦いで討死をしてしまい青木父子は新田軍に従つて各地に転戦、延元三年（一三三八）七月二日、越前国藤島において、総大将新田義貞らと共に戦死してしまつた。時に貞兼六十三歳、貞安二十八歳、其の墓は今、間々田の弘法寺にある青木家の墓地内に歴代の墓石と併列されている。（写真は、西野にある高橋頼茂の墓）

悲運の斎藤実永兄弟

楠木正成、新田義貞の連合軍を敗つた足利尊氏は、建武三年（一三三六）十一月、後醍醐天皇と講和を結び、政權を合法化するための形式手続きを完了し、「建武式目」を制定して天下に公表した。だが、その年の十二月、後醍醐天皇は神器を奉じて吉野金峰山に入り、ここに吉野朝廷を創立したので、尊氏は光明天皇をたてた。世にこれを南北朝時代といい、後醍醐天皇を支持する南朝方と、足利尊氏がおしたた北朝方を支持するものとで、五十有余年にわたつて史上をにぎわす戦いを、各地に展開することになるのである。南朝方が反攻の切り札として期待していたのは、陸奥守北畠顕家のひきいる奥州軍であつたので、後醍醐天皇は、吉野に潜幸すると同時に、顕家に対して上洛督促の勅書を送つた。顕家もこれに即応したいとは思つていたが、建武の新政樹立後、奥州に帰つた時には奥羽・関東方面の情勢は、すでに述べたように、建武の新政は時代に逆行するものであるとして、武士達には不満があつた。そうした時代の動きを的確に把握した尊氏の勢力が大きくのびており、顕家の多賀城自体が足利勢の激しい攻撃にさらされ、遂にこの城をすてざるを得なくなつて、これよりずっと南の城塞、伊達郡靈山城に移つた。が、ここもまた敵に囲まれるというような状態で、なかなか上洛することができなかった。もちろん、そんな状況下にあつた顕家ではあつたが、遠征の準備に専心、上洛の機会をうかがつていた。そして延元二年（一三三七）八月十一日、義良親王を奉じ、三年来の片腕としてきた老将、結城宗広を侍大将とし、数千の兵をひきいて靈山城を出発した。途中、結城道忠が千騎をひきいてこれに加わつたのかわきりに、伊達・信夫・南部地方の諸勢、形勢を見ていた各地の軍勢が参加したが、下野の名族、小山氏との攻防が意外に手間どり、十二月八日、ようやく小山氏を攻略することができた顕家が、同月十二日、利根川の北岸、上野国邑楽郡仙石の丘山を本陣として、古戸郷内までの間に陣を敷

いた時には、総勢八万に及んだと伝えられている、顕家は、小山氏との攻防につかれた兵を休めるためにも、若干高地となつている丘山、利根川の大きな流れをひかえたこの地は、敵情を観察するにはかっこうの場所と見たのである。ここに陣を敷いて、しばらく敵情をさぐることにしたのである。

この陣中に、斎藤別当実盛の後裔、長井斎藤実永・同豊後次郎実季の兄弟がいた。明くれば延元二年十一月十三日朝から小雨が降り出した。上流ではすでに冬には珍らしい大雨が降つたのか、意外に利根川は増水している。

対岸の地形を手取るように知つている実永兄弟は、対岸の様子を見るために本陣をはなれ、川岸伝いに馬を進め、やがて大きな聖天宮の森が見える対岸の位置にさしかかった。聖天の森は小雨に煙つて一幅の墨絵を見るようだ。このたたずまいを見た時、ふと実永は、白髪を染めて出陣し、篠原の戦場において悲壮な戦死をとげた祖先実盛の姿を思ひかへた。と、その森の中になにやら白いものがちらつと見えた。

己の回想が白髪を染めて出陣した実盛のことだけに、当初は幻覚ではないかと思ひ、目をこらして見ると、まぎれもなく白い旗だ、耳をすませば人の声、馬のいななきもする。実永は弟をふり返つた。そしてまた対岸へ視線を移した。いつの間にか向う岸に二引両の紋をつけた旗をおしたてた人影が現われた。

「敵だっ！」実永は弟に本陣への注進を命じた。利根川は益々増水して、その流れは奔馬のように荒れくるつていて。加えて大粒の雨が風をともなつて降り初めた。川岸まで進出した敵軍も、この濁流に気をなまされ、川岸に立ち往生をしてしまった。これを見とどけて実永は本陣に馬を走らせ、顕家に先手必勝の渡河を進言した。

顕家もまた、戦いの前例をみて、その説もつとも同意し、全軍に進撃・渡河を触れた。

実永は先陣をうけたまわらんと、急いで馬の腹帯をかため、胄の緒を締め直した。この間に逸早く渡河を知つた高木三郎と、部井十郎の二人は、馬にむちをあててざんぶと川に乗り入れた。先陣を榮譽としていたこの時代の武者気質、これを見つけた実永はあつと驚き、弟の豊後次郎にこれを知らせ、他人のあとに続くは不本意、あそこの瀬を渡ろう

と、兄弟揃つて川上へ急ぎ、ざんぶと川に乗り入れた。が、しばらく進むうちに、泳ぐには浅く、歩かせるには深く、水勢が強い。次郎は馬を川下へ向けようと、馬の首を左に向けた瞬間、吹いて来た風が波をうちあげ、加えて足下が急のくぼみになつていたものか、馬が転倒して次郎は急流になげ出されてしまった。これを見た実永は弟を救おうと、流されて行く方へ馬を泳がせようとしたとたん、馬は足を乱されて、これまたころんでしまった。

実永兄弟は決して未熟な武者ではなかつたが、命運とは致し方のないもので、重い甲冑を身につけている上に、冷たい急流なので身体が自由に動かない。味方の軍勢も前面に敵をひかえての渡河だけに、この兄弟のことには誰も気がつかない。やがて兄弟は悲運にも水中に没してしまつた。

埼玉県誌では、この兄弟の死を、「その身は溺れて尸は急流の底に漂ふとも、その名は永く後の世に残るべし。さてもびんばつを染めて討死せし実盛が裔とぞ覚えし。と、皆人感ぜざるはなかりきといふ」と記している。

実永兄弟は溺死してしまつたが、その進言で敵に先手をとつた顕家軍は、足利勢を女沼で破り、熊谷で陣容をたてなおそうとした敵にその隙を与えず急追して、遂にその月の二十四日には、鎌倉まで進撃してこれをおとし入れてしまつた。

(附記)

この悲運の実永兄弟を供養して、郷土史家の、故藤野三吉氏(上須戸)が、立派な位牌を歡喜院に奉納した。(上の写真がそれ)



その後の長井斎藤氏

利根川の先陣あらそいで、兄実永とともに溺死した豊後次郎実季の息、大太郎大膳実経は、西城に居を構えていたが、この地に安息してばかりはいられなかった。

建徳元年（一三七〇）北朝年号応安三年）二月九日、南朝新田方の部将、馬淵・中村等が、武蔵・上野で兵を挙げた（埼玉史料辞典）ので、実経は父祖にならって南朝方のこの軍に従って出陣した。

そして武蔵国本田（現川本村）で、上杉朝房、同朝宗、畠山基国らの兵七千騎と戦い、勇戦奮闘大いに戦功をたてたが、身に十一か所の疵を負い、馬淵らの軍は敗れて信濃に走ったので、実経は西城の館（長井城）にもどって疵の手当をすることにした。そして数年の歳月が流れた天授二年（一三七七）北朝年号永和三年）八月十七日死去した。法名を如流阿仏という。

元中九年（一三九二）北朝年号明德三年）閏十月、南朝の後亀山天皇は京都に帰り、北朝の後小松天皇に位を譲って、ここに南北朝の統一を見た。かくして南北両朝を背景にした戦争は一応終止符をうった。そこで幕府は、三管領・四職の家を定め、国内の治安をは



（南から見た西城跡）

かった。この年、足利氏満の跡をついで鎌倉公方となった満兼に、実経の息、久太郎大膳介則経は属した。

則経は、弓術に優れた武人として名声が高く、ある時、とんで来たほととぎすを射てみよと満兼に命じられ、これを見事に射落して喝采を博し、満兼から重籐の弓と、征矢五腰を下賜され、面目をほどこした。

満兼が鎌倉公方になった翌年、新たに所管となった陸奥・出羽の三国を巡視した後、大内義弘が幕府に叛して兵を挙げた（応永の乱という）時、満兼は幕府の味方として兵をあげ、軍兵を武蔵府中から、さらに下野足利まで進めたが間もなく義弘が敗走したので鎌倉に帰った。この間、上杉憲定・同朝定の奔走もあって、応永七年、將軍足利義満から足利庄を与えられた。そして同九年には、伊達政宗（儀山）を破り、これを鎮定した。（埼玉郷土辞典）

この戦いに則経は満兼軍に従い、奥州赤館城において、伊達四郎を討ち取る等軍功をたてたが、三年後の応永十二年（一四〇五）四月十七日に没した。

則経の息実則は、力が強く、また馬術をよくしたので、満兼から愛され、俊馬を下賜されたこともある。

応永十六年（一四〇九）満兼が死んだので、わずか十二歳の持氏が家督を継いだので、実則は持氏に属した。持氏が家督を相続したことを不満に思っていた満兼の弟満隆、家人の常陸国越幡六郎の所領を没収された上杉氏憲（禪秀）が組んで、応永二十三年（一四一六）十月二日、謀叛をおこして鎌倉を襲撃した。

持氏は敗れて小田原から駿河に逃げたので、鎌倉府の実権は一時禪秀ににぎられた。しかし南武蔵の武士の中には、依然として禪秀に従わないものもあつたので、禪秀は兵を率いて武蔵の討伐を企て、翌年正月五日、世谷原（東京）で、江戸・豊島および南一揆の諸軍と決戦したが、禪秀方の岩松氏と他の武士とのあいだに確執があり、九日には、佐竹義人らと戦って鎌倉に敗走、翌十日、命運これまでとして、禪秀、満隆の両名は雪下で自殺し、禪秀の乱といわれたこの事件は落着き、足利持氏は鎌倉に帰ることができたのである。



(弥藤吾の齋藤塚と板碑)

実則は、持氏と進退をともし、よく戦った。かくして歲月は流れ、応永三十年(一四二三)六月二十九日、実則は弟利経が争って春井四郎に討たれたことを知って時を移さずこれを討ち取ってしまった。その実則も永享九年(一四三七)四月十日に没し、実義がその跡を継いだ。実義は、永享十二年(一四四〇)一月、足利持氏の二子、春王・安王に属し、結城氏朝を頼って結城城に入った。幕府では、関東の兵乱を心配し、安保宗繁に命じて緩急に備えさせた。そして七月二十九日、上杉清方、同持朝、同持房らが結城城を囲み、激しい攻防戦をくり返して数月を経た嘉吉元年(一四四一)四月十六日、結城氏朝らと共に実義は戦死、女装して脱出しようとした春王丸・安王丸は捕えられ、五月十六日、両者は重井において斬られた。(鎌倉大日記)

実義の息実家は、弥藤吾に移り、祖先の墳墓を護っていたが、康正元年(一四五五)足利成氏に属し、武洲池亀において倉田八郎、岸山権平を討つ等の軍功をたてたが、弟の彦次郎実相はこの戦いで戦死してしまった。その年六月十六日、今川範忠の攻撃を受けた足利成氏は、下総古河に走り、実家もこれに従った。上杉一族に叛かれた成氏は、以来関東各地で転戦することになるのであるが、文明三年(一四七一)三月、足利政知、上杉顕定の兵と、伊豆三島で戦



(市ノ坪の齋藤塚跡と石室)

かって敗れ(鎌倉大草紙)実家は討死した。

実家の息、新八郎実勝は、越後の上杉家に属し、齋藤加賀介となり、次子千次郎利家が長井齋藤氏を継いで西城に住した。当時、古河公方足利成氏が長尾景春を助けたので、景春は鉢形城を據点として勢力を振っていたが、扇谷上杉の執事、太田道灌が駿河から帰ってこれを攻め、文明十年(一四七八)七月十七日、景春は鉢形城をすてて敗走、各地を転々とした後長井城(西城)に移った。足利茂氏に属していた関係から、利家は景春を迎え入れたが、文明十二年(一四八〇)一月二十日太田道灌に攻められて落城、かくして平安時代、横山党所屬の藤原道宗が築いた長井城も、幾多の変遷を経て廢城となり、長井齋藤氏は、一応この地方からはなれることになり、利家は文亀二年(一五〇二)五月二十八日、九十八歳で死亡し、妹是則尼は西野において読経に明けくれするうちに死期をさとって浄衣合掌して死んだ。かくして妻沼地方をはなれた長井齋藤氏の主系統は各地に散って数をまし、いつの時点にか右馬介朝実が市ノ坪に住んだ。(現増田町長宅の裏がその齋藤屋敷)

新篇武蔵風土記稿、幡羅郡市ノ坪村の部に、「古塚 村の東にあり、塚の大き六間四方、除地一段あり、齋藤某の墳墓なりといへど事實は伝はず」とある。この塚跡は上掲の写真で見ると、現在

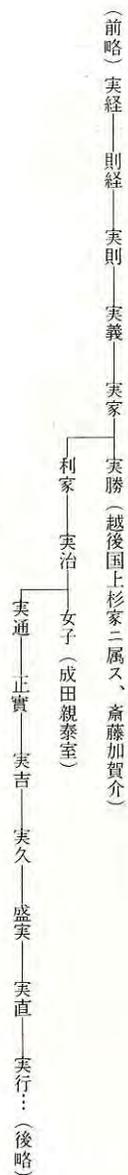
では墳丘は削土されて水田となり、その田の南端を流れる堀を「斎藤おとし」と、土地の人は称している。また、この塚上に祀られてあった「斎藤大明神」という石の祠は、大正三年（一九一四）六月三十日、太田神社に合祀され、その境内地に移されている。（右馬介朝実は浦和市領家に居住する斎藤ヨシさん所持の系図による。）

また、修験者となった某が、弥藤吾に來り「宝蔵院」を開創した。新篇武蔵風土記稿には「宝蔵院 本山修験、榛沢郡黒田村萬光寺配下、藤原山と号す、此修験は先祖を斎藤五実途といひ、建曆二年八月十五日卒す、法名実慶大禅定門、其弟斎藤次実長入道阿精坊は、妻沼村聖天別当の開基にて、行脚の後また当院に來り卒せしよしを伝ふ、この人のことは聖天の縁起にも見えたり、接に〔平家物語〕に斎藤実盛の子を、斎藤五斎藤六と云よし見ゆ、もし是にやさもあらんには、斎藤次は斎藤六の誤ならん、本尊不動を安ぜり、」と、記されている。

宝蔵院は、明治十五年（一八八二）火災にあい、文書類等すべて焼失してしまったので、詳細な事象はわからないし、風土記稿に記されている事項には疑問があるが、いづれにしても長井斎藤氏の後裔が、祖先の地に來て、弥藤吾に定着した（おそらくは江戸初期であろう）ことは間違いない。当主斎藤正慶氏の屋敷続きにある畠の一隅に、由緒を語るかのような墓地がある。但し墓石は江戸初期以降のものばかりである。

さて、利家の孫娘が、成田下総守親泰の室になっているので、長井城を落ちた利家は、成田氏に身をよせたのであろうか、成田氏については、次項で述べるが、成田氏の菩提寺である 熊谷上之の竜淵寺に、金光院殿鉄岳宗転居士（実久、慶長十五年二月十八日卒） 厳松院殿心岳宗吟居士（盛実、寛文十三年九月二十日卒）などの墓がある。

○：藤原姓長井氏之家譜（抜粹）



成田氏と妻沼地方

成田氏は、武蔵七党横山党所属。平安時代中ごろから熊谷市上之堀之内を中心に居住した武蔵武士で、戦国時代には関東の名族として知られたが、その系譜については、藤原伊尹（いん）、藤原道長、小野篁（たかむら）の三説がある（埼玉郷土辞典）とされ、どれが正しいとは、誰にもきめがたいことであるが、本誌では、藤原伊尹説の、竜淵寺家譜にもとづいて叙述することにした。理由としては日向の島田家蔵の「八幡宮御鎮座伝記」「長井聖天宮縁起」に、それぞれ、成田助高の名が見え、後の史実に成田氏の人々が登場するが、すべてこれ、竜淵寺家譜にある名前の人ばかりであることによる。

さて、系譜を見ると、助高は、成田太夫とあるので、この時代から成田に移ったのではないか、すでに述べたように、前九年の役の始まる頃は、助高は長井庄西城に住していたのであるが、役終了後即ち康平五年（一〇六二）斎藤左馬允実遠が長井庄に配されてきた。当然移住ということはあり得る。更に助高の息助広も成田太郎を号し、その長男が成田小次郎（後箱田右馬允となる）次男助綱が成田四郎（以下成田氏はこの子孫で継承する）という、長井庄へ来たか



（八幡宮御鎮座伝記）島田家蔵

ら長井斎藤というように、成田郷に移ったから「成田」を号したのである。その後、資泰、忠綱、家時、顕泰と続き親泰の時代となった延徳二年（二四九〇）親泰は忍氏を討つてそのあとに城を築き、付近の酒巻、中条、別府の諸將を従えて大名となり、永正七年（一五二〇）には、山内憲房を援けて、上田藏人の軍を神奈川の権現山城に攻め、これを落し入れ、藏人を敗走させた（埼玉郷土辞典）すでに述べたように、この親泰の室となったのは、長井斎藤実治の娘なので、天文二十一年（一五五二）妻沼聖天堂を新しく造立した際の棟札に「領主成田下総守藤原朝臣長泰子息左衛門次郎、大檀那長泰老母」とある。その老母なる人が実治の娘である。大名の室となって、祖先の造立した聖天宮を護持・伝承しようとしたものである。敬神崇祖の念、美しくもまた敬意にあたいする業績である。

その息長康は、最初上杉憲政に仕えていたが、河越城の戦いから上杉氏が勢力を失ったので、北条氏に従うようになった。そのため、永録二年（一五五九）上杉輝虎（謙信）は忍城を攻め、丸墓山に登って城の形勢を察し、火を放つて城下の下忍持田の渡口を絶ち、水攻めを企てたので長康は降伏した。同四年、輝虎は小田原を攻撃、長康も旗下に属して活躍したが、輝虎が鶴岡八幡宮に参拝したとき、参列の諸將のうち、長康だけは家例により下馬しなかったので輝虎の怒りに触れ、長康はこれらうらんで忍城に帰り輝虎と絶った。輝虎はそこで忍城下の皿尾城を修築し、水戸忠朝を配置し、さらに羽生城を奪って河原井某を置いて長康に抗せしめた。当時、上杉氏に忠勤を励んでいた太田三楽斎が、長康が皿尾城を攻めるすきに忍城に迫ったので、長康は皿尾城の攻撃を断念したが、以来皿尾城の攻略を執念としていた。その長康には、氏長、泰親という二子があり、長康は次子の泰親に家督を譲ろうとしていたので、氏長は永禄八年（一五六五）自立を計り、小田伊賀守、別府兄弟と共に城に籠って父の入城を拒んだ。長康はやむを得ず竜淵寺に入ったが、翌九年八月に至り、家督を氏長に譲った。

氏長は城主となるや、上杉方の羽生城を攻め、これを落し入れ、城將本戸玄斎、河原井以下の武將を上野国金山に敗走させた。その後北条氏の外様大名として重きをなすに至った。

天正十八年（一五九〇）豊臣秀吉の天下統一最後の戦いとなった小田原攻めに氏長は、弟泰親と共に小田原に籠城し、忍城は坂巻鞆負（分限永三百貫、上中条村の人）をはじめ、四百余人の城兵と、足軽その他をあわせて三千人たらずの人数で守っていた。この中に、妻沼地方の人々（カッコ内は分限永・在所）も参加していた。

白石彦八郎（百貫・妻沼）青木甲斐（六十貫・間々田）内田丹後（五十四貫・妻沼）船越若狭（五十貫・飯塚）荒井土佐（五十貫・江袋）荻野撰津（四十二貫・妻沼）須藤久左衛門（三十五貫・妻沼）蜂須五太夫（三十五貫・永井太田）島田新三郎（三十貫・日向）加藤文吉郎（三十貫・江袋）島田采女（二十八貫・葛和田）白石新十郎（二十五貫・弥藤吾）福島伊勢（二十五貫・飯塚）栗田主計（二十四貫・弥藤吾）松本小源太（二十四貫・田島）江利川左京（二十三貫・葛和田）大月若狭（二十一貫・八木田）新井伊賀（二十貫・八木田）鈴木主税（二十貫・道ヶ谷戸）小野沢勘次兵衛（二十貫・江袋）馬見塚三河（二十貫・上根）青木藤十郎（二十貫・西城）内田大炊助（十八貫・江袋）石原民部（十八貫・田島）市川三左衛門（十七貫・弥藤吾）関沼大膳（十五貫・出来島）長島縫之助（十五貫・江袋）神田孫四郎（十五貫・江袋）内田安左衛門（十五貫・江波）山本但馬（十三貫・妻沼）根岸弥三郎（十三貫・原井）高橋治郎丞（十三貫・西野）江守主計助（十三貫・葛和田）江利川勘解由（十三貫・葛和田、後上洲木崎へ移る）橋本内蔵（十貫五百・妻沼）羽鳥左京（十貫五百・善ヶ島）森次郎兵衛（十貫・弥藤吾）森田新八郎（十貫・西城）桜井惣七郎（六貫・江袋）以上、四十名であった。

寄せ手の大将石田三成は、二万六千の軍勢を率いて館林城を落し、余勢をかつて六月四日忍城に総攻撃をかけた。しかし忍城は、周囲を沼沢に囲まれているために、容易に近づくことができないとさとした三成は、南方を流れる荒川から水を引いて、熊谷堤の東方へ接触させ、利根川と小山川の合流地点、荏原地先から延長三里半におよぶ堤防を築き、水攻めにしようとする計画を立てた。そして、人夫一人の労賃を、昼は永楽六十文に米一升、夜は百文に米一升ということで、近郷近在から人夫を集め、六月九日から昼夜兼行の工事を始めた。

土地の人達は、ここに堤防を築いたにしても、忍城の水攻めの不可能なることを知っていたので、領主成田氏の徳政に報ゆるのはこの時とばかり、進んで人夫の募集に応じたばかりでなく、支給された米を兵糧米にと寄進する者すらあったので、城兵たちもそつと城を抜け出て、人夫にまじって土石を運んだ、このような人夫による築堤工事なので、いたるところで手がぬかれ、見かけだけは高さ一間から二間（一・八〜三・六メートル）の堂々たる「石田堤」が五日間で完成したが、地盤の弱い堤防なので、予期したほどに流れこまなかつた水にもかかわらず、新堤からは水が漏れ、寄せ手の陣中は水びたしとなって、やむなく高所を求めて陣地を後退するという始末であった。そのうちに大雨となって、急に水量がふえ、あつという間に新堤が切れ、激流となって寄せ手の陣中を襲い、忍城を水攻めのようにして計画した三成軍が、あべこべに水攻めにあい、多くの溺死者を出してしまった。そして「忍の浮城」の名を天下に知らしめる結果となって、遂にこの城を落すことができなかつたが、翌七月、小田原の北条氏が秀吉の軍門に降つたので、小田原城内にあつた氏長は使者を出し、城兵に開城を命じた。氏長は秀吉が天下を統一した後、野州鳥山城三万七千石に移封され、妻沼地方の手作り武士は、それぞれ在所に土着して百姓となつたのである。

以上、忍城主成田氏三代にわたる事跡に、妻沼地方の事象をからませて叙してきたが、親泰が忍城主となつて以来戦争ばかりしていたわけではない、忍領の水防と、荒蕪地の開発にも意を用いていた。当時の北武蔵地方は利根川・荒川の乱流地帯であつた関係から、かなり荒蕪地があつて、開拓さえすれば、作付け可能な土地がかなり残されていた。その中に、妻沼の東北地点から東南に向つて利根川が分流して三角洲を形成していた地は、葎こそ生い繁つてはいたが肥沃な土壤を堆積した島なので、成田氏の新地造成の地に選ばれ、葎の多いところから葎島と俗称開発の畝が打ちこまれ、天文年中に、田が十五町二反三畝十八歩、畑が二十七町八反五畝、名主新六、組頭五郎兵衛外百姓十六人という検地結果を見るに至つた。（羽鳥又左衛門文書）かくするうちに利根川の流れが変り、葎島は近接の村々と地続きになり、更に開発が進み、江戸時代を迎えるのである。

第二節 近 世

徳川家康妻沼に泊る

文禄三年（一五九四）二月十六日、妻沼村名主田久玄蕃の「御用留帳」（足利市永楽町二一五、荒井金四郎元妻沼在住所蔵）に左のように記されている。

覚

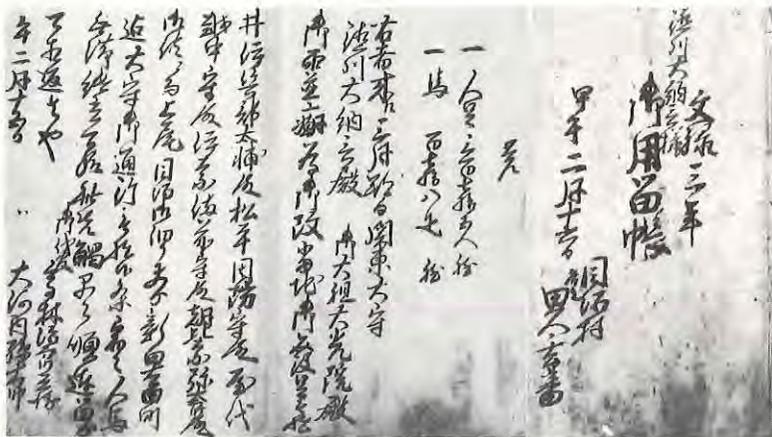
- 一、人足 三百七拾五人
- 一、馬 百拾八疋

右は来る三月朔日、関東大守徳川大納言殿、御大祖大光院殿御霊廟御改めのため、当地を発足遊ばされ、井伊兵部太輔殿、松平周防守殿、屋代越中守殿、伊奈備前守殿、朝比奈弥太郎殿御供にて上尾・目沼へ御泊り、それより新田太田町迄、大守御通行遊ばされ候条、宿々人馬滞りなく継立請るべし、この先触早々順達留より相返すべきものなり、

午二月十五日

御代官 高林治郎兵衛

大河内孫十郎



（文禄3年の御用留帳 No.1）

右の外、御代官会田七左衛門殿、松本市左衛門殿、曾根与五左衛門殿、小泉平三郎殿、宇田川郷右衛門殿、小島又十郎殿罷り越候間人、馬用意これあるべく候、泊り宿の儀も差し支えこれなきよう致されるべく候。以上

このような先触があつて、徳川家康は、始祖、新田義重の靈廟を改めるべく、上州新田郡太田町へ向つて、文禄三年三月一日江戸を出発、その夜は上尾へ一泊した。そして翌二日の夜は妻沼に泊つた。前出文書の宿割によれば、徳川家康は田久玄蕃宅を本陣とし、同人隠居家を宿とした。また、従者の朝比奈弥太郎は根岸右膳宅へ、井伊兵部太輔は長谷川内匠之助宅へ、松井周防守は鈴木内藏之助宅へ、屋代越中守は白石帯刀宅へ、伊奈備前守は橋本式部宅へ、会田七左衛門は橋本内膳宅へ、曾根与五左衛門は三沢伊織宅へ、小泉平三郎は柿沢丹下宅へ、宇田川郷右衛門は内田内藏之助宅へ、小島又十郎は小林内記宅へ、それぞれ宿泊し、翌三日、聖天宮へ参詣した家康は、御初穂として黄金三枚を寄進した。そして同日利根川を渡つて太田町へ行ったのである。(渡河については後に述べる。)

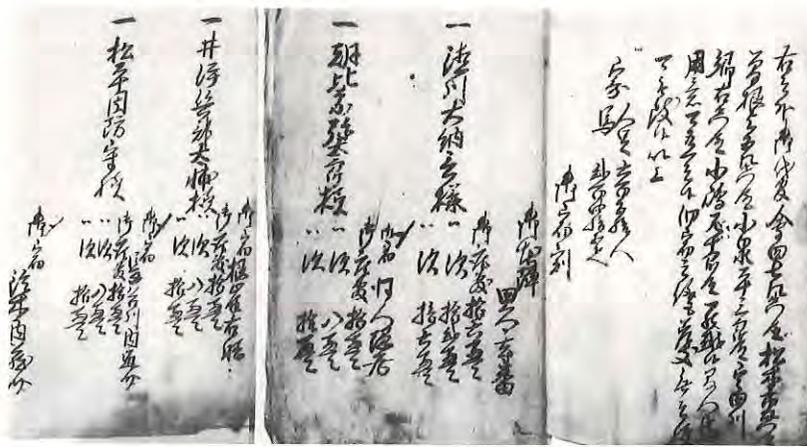
(附記) 太田大光院殿靈廟改めの事項は、東照宮御実記・台徳院殿御実記には記されていない。また、中村孝也の「徳川家康文書の研究」によれば、二月十二日に京都に向つて出発したとある。

聖天堂の造営と寺社の御朱印

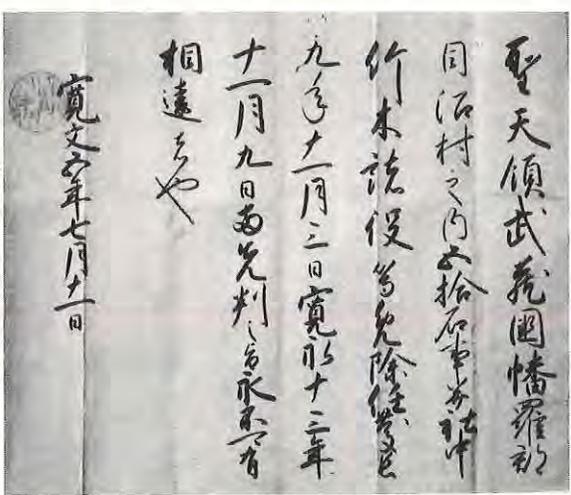
慶長三年(一五九八)八月、豊臣秀吉が死亡したことによつて、関東の大守となつてから八年、経済と統制力とを養なつていた家康は、名実ともに実力の第一者になつていた。加えて翌四年閏三月に家康とならびたつ実力者といわれた前田利家が死んで、益々家康は天下を掌握するの勢いを示すに至つた。これに対して石田三成は、このまま放置しては豊家滅亡に至ると、同志に謀つて兵を挙げた。が、天下分け目の戦いといわれた関ヶ原の合戦を、血戦八時間で勝利を収めた徳川家康は、慶長八年二月、征夷大將軍となつて江戸幕府を創立し、翌三月には江戸の市街を広げ、日本橋をかけ五街道を整備した。

かくして草ふかい江戸の地は、新興都市としてのにぎわいを見せるようになるのであるが、江戸幕府は人心を掌握するために各地の神社仏閣を調べ、その地方の人たちに及ぼす影響の軽重を勘案して、宮社・寺院の改修に力を借し、「御朱印」といわれる特権を付した。妻沼地方では最も聖天宮が規模も大きく、この地方民の崇敬の念が厚いものとして、慶長九年(一六〇四)伊奈備前守に命じて聖天堂を造営、同年十一月三日には、五十石の御朱印を付した。

現在歓喜院に保管されている朱印状は、四代將軍家綱(下の写真がそれ)と、五代將軍綱吉のものしかないが、それには次のように



(文禄3年の御用留帳 No.2)



記されている。

「聖天領武蔵国幡羅郡日沼村之内五拾石事兼社中竹木諸役等免除任慶長九年十一月三日寛永十三年十一月九日両先判之旨永不可有相違者也 寛文五年七月十一日」と……くだつて慶安二年(一六四九)には、太田村の能護寺に三十石、葛和田村の大龍寺に二十石、小島村の医王寺に十八石、善ヶ島村の龍泉寺に十三石六斗、弥藤吾村の観清寺に十二石、八ッ口村の長昌寺に十二石、西城村の長慶寺持薬師堂に十石余、台村の円満寺に九石四斗、八木田村の観音寺に六石五斗、上須戸村の正法寺に五石三斗、同八幡社に五石、同弁天社に二石(以上新篇武蔵風土記稿による)と、それぞれ御朱印を付した。

なお、聖天宮古記録之写(寛政八年七月妻沼村名主藤左衛門、組頭所左衛門が連印で、大河内金兵衛役人中へ提出したもの)によれば、聖天宮に御供田がないので、大河内金兵衛が奉行となり、妻沼、台、男沼、弥藤吾、善ヶ島五カ村の寄人足で沼地を埋立て、寛永十三年(一六三六)に下田五反一畝廿歩(五二二三・九六六平方メートル)翌十四年には、江波、八ッ口、上須戸、西城、上根、八木田、西野、田島八カ村の寄人足で、横堤外、沼地を埋立て中田一町五反八畝廿一步(二五七三八・八四二八平方メートル)を寄付したとある。更に、翌十五年には、大河内金兵衛の元屋敷跡の森林一町八反八畝一步(一八六四七・九三三八平方メートル)を、聖天宮社地として寄付された。この屋敷跡(現妻沼小学校敷地の一部)には杉が二百二十本、雑木が五百八十八本、同小木が二百十二本あり、これをふくめての寄付であった。(歎喜院文書)

従来の聖天宮社地面積十一町一反一畝十七歩(二〇九二三・八〇一五七平方メートル)にこの寄付地を加えて、十二町九反九畝十八歩(二二八八八五・九四九五平方メートル)という広大な面積となり、まさにこの地方のシンボルにふさわしい偉観をそなえるに至ったのである。そしてこれは、徳川幕府がとつた。封建政治安定確立のための一布石であったのである。

備前渠開削と検地・治水

徳川幕府の財政的基礎を不動にした功績者として、関東郡代伊奈備前守忠次の名があげられているが、忠次は地方行政に精通し、治水と灌漑工事、検地の実施やすでに述べたように、聖天宮の造営、社寺の調査等々妻沼地方にも大きな足跡を残している。灌漑工事の第一は、慶長九年(一六〇六)児玉郡仁手村の烏川口に、利根川の水の取入口を設け、五里余にわたる水路を開削し、羽生領四万八千石、忍領二万石、幡羅郡一万石、深谷領三千石の灌漑用水「仁手堰備前渠」を完成したと、針ヶ谷より湧き出る丈方川と、西別府村の沼地より流出する恵利川とを江袋村で堰とめて江袋溜井とし、江袋、西野、田島、西城、上根、弥藤吾、八木田、道ヶ谷戸、以上八ヶ村五千石余の用水路をつくつた。これがために、上郷地帯の天然河川のしぼり水を灌漑用水として来たこの地方の水田は美田となり、新田の開発も進み、幕府の財源は拡大されていったのである。

これより先、徳川家康が関東大守として江戸城にはいった翌天正十九年(一五九一)忍城主成田氏の開拓地であった葭島(後、よし)に善という字をあてたので、これが転化して善ヶ島と称呼するようになる)を逸早く検地していただくつて慶長十四年(一六〇九)十月、伊奈備前守家来石田七左衛門が善ヶ島を検地しているが、この検地によって新開高入、高百七十三石八斗三升八合八勺、反別、田方二町三反二十四歩、畑方十四町六反四畝二十七歩、名主筑後組頭監物、外百姓三十四人、高合せて五百九十四石四斗八升二合一勺、反別、田方十七町六反二畝九歩、畑方四十二町四反九畝二十七歩という結果を見た。ついで元和二年(一六一六)の検地では、新高入、高二百五十六石六斗六升七合九勺、反別二十六町十八歩で、この結果総村高は八百五十一石一斗五升、反別八十六町一反二畝二十四歩となりこれが善ヶ島村の表高として、徳川の治政間における堤普請組合、備前渠組合、伝馬賦役等々の課役の基準となつた

その後、寛永二十一年（一六四四）この年正保と改元（代官小泉次太夫が、慶安三年（一六五〇）前同、貞享元年（一六八四）伊奈半十郎が、延享三年（一七四六）流作場の検地を神尾若狭守（この人は利根川流域の流作場検地によって、年貢地の増加をはかった功績によって、後に老中になる）が、寛政四年（一七九二）養笠之助がそれぞれ検地を行い、最終的には、流作場を含めて百五十四町八反一畝二十四歩、村高千二十八石三斗四升四合五勺となった。

以上、新開地の善ヶ島村検地の推移を、羽鳥又衛門文書によって記してきたが、次に、新篇武蔵風土記稿に記載されている 各村の検地の状況を記す。ただし、弥藤吾、男沼、市ノ坪の三カ村についての検地事項は記されていないし、資料も見つからなかった。

妻沼村 貞享元年（一六八四）堀田筑前守、元禄元年（一六八八）

市川孫右衛門（村高は後述の、各村管轄の変遷の項で記す）

小島村 貞享元年堀田筑前守、安永二年（一七七三）久保田十左衛門、寛政五年（一七九三）養笠之助、文化十一年（一八一四）

吉岡次郎右衛門

台 村 享保十三年（一七二八）寛播磨守、寛政四年養笠之助、

文化十一年吉岡次郎右衛門

間々田村 貞享元年堀田筑前守、享保十三年寛播守（下の写真が

武蔵國浦和郡回田村検地帳

高合六石八斗式升

外
式高
横高五尺六
世帯備地

右武蔵國浦和郡回田村見立流作場
依江 作付六石三分間等五石三斗五
二横お松名也

享保十三年七月
中袋
萩原守前

相田三郎

秋五九金

本之通捨地お松名也

寛播磨守

この時の検地帳の一部）延享三年神尾若狭守が流作場の検地（下の写真がこの時の検地帳の一部、前者ともに間々田一六番地の一青木克公家蔵）文化十一年、吉岡次郎右衛門

出来島村 貞享元年堀田筑前守、延享元年菅沼久五郎

太田村 慶安四年（一六五一）地頭により検地

飯塚村 元禄十一年（一六九八）検地役人名不記

道ヶ谷戸村 寛永七年（当時は八木田村内）酒井讃岐守

原井村 慶長十四年（当時は八木田村内）伊奈備前守

江袋村 慶長十二年（一六〇七）伊奈備前守、延宝八年（一六八

〇）伊奈半十郎

上根村 慶長十二年、伊奈備前守

江波村 慶長十四年、伊奈備前守

八ツ口村 同前

上須戸村 慶長十四年伊奈備前守、天明八年（一七八八）新田検地

布施弥一郎

西城村 寛永年中、伊奈備前守

田島村 寛文元年（一六六一）大猪五郎兵衛・立石勘兵衛

西野村 慶長十二年、稻生次郎八・石泉次郎兵衛・川上捨助

葛和田村 延宝三年（一六七五）伊奈半十郎、享保十三年（一七二

武蔵國浦和郡回田村流作場検地帳

右者本根川邊武蔵國浦和郡回田村
流作場検地帳 依江 作付六石三分
間等五石三斗五二横お松名也

享保十三年七月
新田検地
伊奈備前守

菅沼久五郎

萩原守前

相田三郎

秋五九金

本之通捨地お松名也

神尾若狭守

八) 古川跡新開地検地、植田庄三郎・秋山九左衛門、寛政四年(一七九二) 養笠之助

日向村 慶安三年(一六五〇) 南條金左衛門、延宝七年(一六七九) 伊奈半十郎、享保十三年、鈴木平十郎

弁財村 貞享元年(一六八四) 堀田筑前守、文化十二年(一八一五) 新田検地、吉岡次郎右衛門

俵瀬村 寛文四年伊奈半左衛門、享保十七年蘭部源次郎、寛政五年養笠之助、文化十二年吉岡次郎右衛門

以上それぞれ検地が行われた。江戸幕府当初の検地は太閤検地といって、六尺三寸四方を一步とし、三十歩を一畝三百歩を一反、一反の十倍を一町としていたが、慶安二年(一六四九)二月に出された「検地条例」によって、六尺一分四方を一步に改められた。検地の道具としては、二間さおの本末を銅で張ってびょうで止め、一尺ごと、五寸ごとに別の印をつけたもの、または十間の管さお、百間の検地縄を使用した。検地縄は延び縮みしないように、あき縄に柿渋をひいたものを用いた。これは、「検地条例」に「検地ノ儀、百姓ノ身上定メ、生死ノ根本ニ候間、高下コレナキヨウニ、成程念ヲ入レ、吟味コレアルベキコト」とあるように、不公平にわたってはならないという、配慮によるものであろう。が、一步で、二寸九分ずつ縮少したということは、同じ耕地でありながら、大きな増反となり、年貢の増加となったのである。いずれにしても検地によって定められた石高は、支配階層の勢力基準となり、将軍が封地を与える時にも、大名が軍役、その他の事業を負担する時にもこれを土台としたので、重要なものであるが、検地の事業は、非常な経費と年月を要するので、容易に行われなかった。すでに見てきたように、妻沼地方の南部地帯ではほとんど一回の検地ですませてきているのに、利根川ぞいの村々では何回も検地を受けている。

これは、利根川の流路が変って川欠になったり、新開地ができたりということ、検地を行う必要に迫られてのことであった。善ヶ島の検地結果に見るように、開墾可能な地域がほとんど開墾されたのは、自力で幾分なりとも豊かな生活をかちとろうとする意欲のあらわれである。そしてまた、せつかく開墾した土地を、利根川の氾濫からまもるための手段も講じなければならぬが、当時は機械力もなく、急増する河川の水を堤によって防ぎきるような工事を

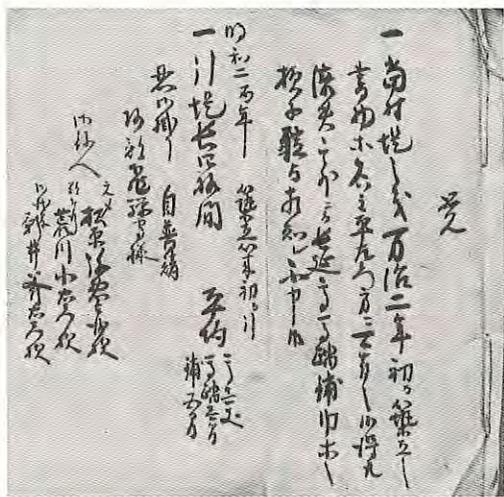
をすることはこんなんで、これがために地形を勘案して水除堤を築き、上流から一定区域を一時遊水地化し、急激な増水がある程度緩和して、逐次下流に流すことによって大きな水害を防ぐという方策がとられた。こうしたことも、民心並びに経済の安定をはかるためには重要なことで、善ヶ島を開拓した成田氏も、善ヶ島村から辯財村まで、長さ七百二十九間、高九尺、馬踏三尺、敷六間の堤を築いた。その築堤に要した諸経費が、永千貫文かかったところから、「千貫堤」と称されていたが、徳川時代に入った万治二年の大洪水で、既設の堤防はほとんど決壊してしまった。

利根除堤仕末書(又左衛門控帳)を見ると、

「万治二亥年六月、関東大水、なほ御普請は翌三年までの間、御日雇にて御仕立なし下され候、長四百三拾七間、敷八間、馬踏九尺」

とあるし、小島村引堤普請文書(下の写真、小林喜久男家蔵)にも「一、当村堤之義、万治二年初而築立云々」と、あるので、万治二年の洪水を機に、逐次川除堤の築堤が行なわれたのであろう。

寛文三年(一六六三) 葛和田村大野から、善ヶ島、妻沼、台、小島南岸、出来島、間々田、江原にあった個々の堤をつなぐ工事が始められ、享保八年(一七二三) 延長四千七百四十五間の善ヶ島堤が完成し、忍城主の御普請御掛場となったのである。(又左衛門の川除堤御普請仕末書)そしてこの善ヶ島堤組合は、善ヶ島、妻沼、台、小島、男沼、出来島、間々田、上下江原、太田、江袋、八木田、弥藤吾、江波、八ッ口、上須戸、上根、西城、日向、石塚、以上十九ヶ村で結成、治水につとめたのである。



江戸時代の各村支配管轄

天正十八年（一五九〇）徳川氏の所領となり、江戸幕府創立当初の妻沼地方の各村は、代官をもって支配せしめていたが、豊臣氏が滅び、元和二年（一六一六）四月、徳川家康が死んだ年から、逐次旗本の知行所、大名などの領地として配分、他は天領というように所轄は細分化されていった。これを、新篇武蔵風土記稿、武蔵国郡村誌によって各村（現在の大字）の管轄の変遷を記す（カッコ内は住居地・知行表高旧旗本知行調、埼玉県文書館所蔵による）

妻沼村 延宝八年（一六八〇）堀田筑前守の領地となったが、貞享四年（一六八九）上地となり、代官が支配するところとなった。その後、元禄十一年（一六九八）八月、村高一六六二石二斗八升三合を割き、四一五石五斗七升七合が、大久保源右衛門（小日向馬場、九〇〇石）同額が、大久保兵九郎（水道橋内小川町、一九〇〇石）、四一五石五斗七升五勺が、内藤金左衛門（本所割下水、九〇〇石）四一五石五斗五升八合五勺が、大久保三太夫（慶応元年八月断絶となり、この分は代官の支配となった。）以上四給采地となったのである。

弥藤吾村 寛文十年（一六七〇）村高一四二五石九升六合を割き、六〇〇石を佐野与右衛門（不祥、二〇〇〇石）二二三石五升を、中根左兵衛（小石川竜慶橋、一〇〇〇石）五九一石五斗九升六合を、板倉民部（元禄年間上地）上地された板倉氏の采地のうち、二二八石五斗三升二合九勺を、遠山隼人（赤坂清水台、八〇〇石）に給した。

一九八石七斗三升五合を、蜂屋豊後守（四ツ谷大番町、七〇〇石）一五〇石を、岡野越中守（本所入江町一五〇〇石）の采地とし、一四石三斗二升八合一勺を代官が支配していたが、文政六年（一八二二）この分は忍領とした。この時の忍領主は阿部鉄丸正権で、天保九年（一八三八）十月、松平下総守忠堯が忍城主となり、以来、明治二年（一八六九）六月まで、松平下総守を称した、忠彦・忠国・忠誠とつづいたのである。

男沼村 村高四六五石三斗九升を割き、一五四石二斗八升六合を、大久保甚右衛門（本郷追分片町、一二〇〇石）の采地とし、他は代官が支配していたが、正徳元年（一七一）三月、三一石一斗四合を、米津周防守（駿河台一〇〇〇石）の采地となし、寛保元年（一七四一）に至って、このうち二一石一斗四合を上地、再び代官が支配した。くだつて明和三年（一七六六）同六年の二回にわたって、代官支配の内二〇〇石を、依田豊前守（本所緑町四丁目、一一〇〇石）一一石一斗四合を、米津大膳（小石川伝通院前 一二〇〇石）の采地とした。

台村 貞享四年（一六八七）村高四二四石二斗一升三合を、堀田筑前守が支給されたが、後（年代不祥）上地となり、代官の支配するところとなった。くだつて天保元年（一八三〇）忍領となり、阿部氏から松平下総守へと受けつがれ、廢藩に至るまで忍の支配下にあったのである。

出来島村 徳川入国以来代官の支配地であった出来島村も、前村と同じく忍領となった。村高七三九石二斗六升五合

間々田村 元禄十一年（一六九八）数原通玄（麴町平川天神下、一一〇〇石）吉田春湖・水野安之進の三給となったが、後（年代不祥）吉田・水野の知行地は上地となり、代官が支配した。くだつて文化九年（一八一二）六二石四斗七升九合を、藤本主計（市ヶ谷三番町、六〇〇石）の采地に、天保九年、七三九石二斗六升五合を忍領に、五七三石八斗二升九合を、代官が支配した。村高一五九八石七斗一升

小島村 幕府の諸職を歴任して、天和元年（一六八一）老中となり、延宝五年（一六七七）父正能の遺領をついで忍城主となった阿部豊後守正武が、貞享二年（一六八五）老中の功によって一万石の加増（忍城十万石となる。）になった時点で、小島村もその領分となったのであるが、くだつて元禄十一年（一六九八）七月、村高三六五石四合を三等分して、植村久五郎（本所番場町、五〇〇石）朝比奈惣左衛門（小石川茗荷谷、五〇〇石）石川主膳（牛込富士馬場、五〇〇石）の三給知行所とした。

永井太田村 元和二年（一六一六）五〇〇石を、松崎善右衛門（小石川馬場南 五〇〇石）寛永十四年（一六三七）

五〇〇石を、三枝長兵衛（赤坂仲町、五〇〇石）元禄十一年（一六九八）四一二石を、長山百助（赤坂仲町、一三五〇石）の采地とした。もちろん三回にわたつての支給なので、その間の残余は代官が支配した。村高一四一二石
飯塚村 寛永年中、村高八五五石を割き、五石を山本新右衛門（四ツ谷新屋敷、三〇〇石）八五〇石を深津孫左衛門の采地としたが、後、深津家は、三五〇石を弥一郎（表三番町、七五〇石）が、三〇〇石を喜三郎（同前、七〇〇石）が、一〇〇石を兼次郎（同前、三〇〇石）が、それぞれ相続して支配していた。

八木田村 寛永四年（一六二七）酒井讚岐守（忍城主、五万石）の領地となったが、同十年、所替となって上地となり、代官が支配した。くだつて同十六年、二四五石を、天野勘兵衛（小日向馬場、四五〇石）二三〇石を、玉虫勇右衛門（四ツ谷大番町、三〇〇石）八七石六斗四升九合を、伴野九左衛門（小石川筑地、三四四石）に給され地頭となった。なお同村には、観音寺領六石五斗があったので、村高は五六九石一斗四升九合であった。

道ヶ谷戸村 八木田の枝村であつた関係から前村と同じく忍領で、新篇武蔵風土記稿には「酒井讚岐守領分の時、寛永七年この地のみ検地ありしと云。」とある。貞享年中、天野勘左衛門（小日向馬場、四五〇石）の采地となり、元禄年中に至つて八木田村から分村した。

原井村 前村と同じ経過で、貞享年中、七〇石が玉虫権左衛門（四谷大番町、三〇〇石）二五石が、伴野友之助（小石川筑地、三五四石）五石が、天野勘左衛門（前出）の知行所となった。村高一〇〇石

市之坪村 村高一四九石一斗七升二合を割き、元和五年（一六一九）八九石七斗五合を、江原孫兵衛（裏二番地、五〇〇石）が、元禄年中、三一石二斗四升七合を、遠山隼人（赤坂清水台、八〇〇石）が知行し他は代官の支配

上江袋村 寛永十六年（一六三九）村高五四三石六斗七升四合は、細井金五郎（本所林町四丁目、一八〇〇石）の一給知行所となった。

上根村 村高六一〇石八斗四升七合、前村と同じ

江波村 元禄十年（一六九七）村高四〇七石一斗九升七合を割き、二一五石二斗八升二合五勺が、小倉弥右衛門、

（虎ノ門、六二〇石）一九一石九斗一升四合五勺が、横田源太郎（本所相生町、一〇〇〇石）の知行所となった。

江戸末期に至つて、小倉氏の采地は、白須助太郎（小川町真名板橋角、五〇五〇石）の知行するところとなった。

八ツ口村 元禄八年（一六九五）村高五五九石三斗三升二合を割き、二六六石二斗を、中根左兵衛（小石川竜慶橋、

一〇〇〇石）二四一石三斗五升一合を、伴所九左衛門（小石川筑地、三五四石）五一石七斗八升一合を、水野左近

（小石川牛天神下、二〇〇〇石）が支配した。

善ヶ島村 寛永三年（一六二六）酒井讚岐守の領地となったが、同十年に上地となって代官が支配していた。

元禄十二年（一六九八）三五五石九斗三合三勺を、大久保内匠（麴町山王前、一二〇〇石）一五三石四斗四升四合

一勺を、石川主膳（牛込富士馬場、五〇〇石）一五三石四斗四升四合二勺を、植村久五郎（本所番場町五〇〇石）

同額を朝比奈次左衛門（小日向茗荷谷、五〇〇石）の采地とし、他は代官が支配していたが、この分は、文政三年

（一八二〇）清水家の領地となり、同七年、阿部豊後守の忍領となり、松平氏がこれを受けつぎ、版籍奉還時まで

支配していた。村高一〇一九石二斗五升六合四勺

上須戸村 寛永十六年（一六三九）八月、村高六七四石三斗六升一合を割き、五〇二石一斗三升を細井金五郎の采地としたが、寛文七年（一六六七）に分家細井治郎に三六〇石を割いた。ところが翌八年に分家が断絶してしまつたので上地となり、同十一年、この分は岡野孫四郎（本所入江町、一五〇〇石）に給され、宝暦元年（一七五一）七月、一七二石二斗三升が、内藤求馬（本所緑町四丁目横町、二八〇〇石）の采地となった。

西城村 寛永十七年、吉岡策庵・土生玄昌に与えられたが、後上地となり、貞享三年、米倉丹後守の領地となったが、これも元禄五年（一六九二）には上地となって代官が支配していた。くだつて同七年、再び米倉丹後守の領地となつたが、これまた上地、同十一年に、五〇〇石四斗を、岡部小右衛門（深川浄心寺、一五〇八石）

四〇八石二升三合を、岡部三次郎（カンギ坂、一〇〇〇石）の采地とした。村高九〇八石四斗二升三合

田島村 寛永十年（一六三三）一四五石五斗八升を、天野対馬守（小田原町門跡裏、一〇〇〇石）元禄十一年（一六九八）二〇〇石を、岡部小右衛門（深川浄心寺 一五〇八石）の采地とした。村高三四五石五斗八升

西野村 寛永十年二月、一三五石九斗四升八合を、前田佐助（浅草堀田原 一九〇〇石）二〇〇石を花房勘兵衛の采地としたが、花房氏の采地は、元禄十一年に上地となり、一〇四石八斗二升八合を、阿部新四郎（飯田町糶本坂七〇〇石）九五石一斗七升二合を設楽市十郎（青山台地赤坂今井台、三〇〇石）に、村高三三五石九斗四升八合、葛和田村 徳川氏入国以来、長年代官が支配していたが、天保年中に至って村高を割り、一三九石を、藤本駒之助、（市ヶ谷三番町、六〇〇石）の采地とし、文久三年（一八六一）一三〇〇石を平岡丹波守の領地としたが、後、上地となり、一三七二石八升四合を曾根与五左衛門代官所が支配していた。村高一五一一石八斗四合

日向村 武蔵国郡村誌には「天正十八年庚申以来徳川氏に属し、代官之を支配す、元禄十三年庚辰阿部豊後守の領地となり、十六年癸未徳川氏に復し、文政七年甲申清水氏の領地となる。天保九年庚寅松平下総守の領地となる」としている。村高八四三石三斗三升

弁財村 前村に同じ、村高一二〇石七斗九升五合

俵瀬村 寛文四年（一六六四）三月六日、はじめて一村を形成した村で、代官の支配地となっていたが、嘉永三年（一八五〇）平岡丹波守の領地となった。村高については記載がない。

以上見て来たように、一村一給地は上江袋と上根だけで、その他は分割されて支配されていた。そして随所に天領（幕府直轄領）があり、こうした地域の治安はとく乱れ勝になるので、五人組制や次に述べるような諸法度によって農民を縛り、連帯責任というかせをはめてとに角治安維持をはかったが、それでも随所に事件が起るので、勘定奉行を頭とした、関八州取締役というものもできるようになるのである。

法度に縛られた農民の生活

前述のように、各村の支配管轄は一定時期を画して行なわれたものではなく、一村一給地というものもきわめて少ない。徳川幕府の恒久的国家支配権確保の配慮によると思われるが、約三百年という間、政権の座を確保し得たのは、士・農・工・商という四民制で、それぞれの法度によって縛り、御公儀（幕府）第一の足かせによってどの階層も伸びられないような仕組によるものである。（後、この法度が自縄自縛となって幕府は崩壊するのであるが）

農民は、国の財政基礎となっていた五穀を生産するところから、四民制の二番目に位置付けられてはいたが、徳川家康は、「百姓は死なぬように、生きぬように年貢を取りたてる。」といているし、徳川の重臣本多正信は、「百姓ひとりひとりの田地をよく調べ、一年間の生活に必要なだけの食いぶちと、種もみなどを残して、あとは全部年貢として取りあげよ。生活にゆとりのなきよう、と、いつて不足なきよう取りたてる、ごまの油と百姓は、しぼれるだけしぼれ。」とさえいつている。かくして「泣く子と地頭には勝てぬ」という言葉が生れたように、江戸時代の農民は、年貢の重圧と日常生活へのしめつけにおびえ自立への意欲を失っていった。そして農民統制は、慶安二年二月二十六日に出された「慶安のお触書」によって、ほぼ完璧なものになったといわれている。

現在、足利市永楽町の荒井金四郎家（元妻沼在住）の文書に、元禄十一年、知行主となった旗本の、大久保源右衛門（前出）に提出した「知行所諸法度書」の控に次のように記されており、当時の農民が、どのような制約のもとに生活していたかがわかる。

差上げ申す一札の事

一、累年仰せ付けられ候五人組諸事、御公儀様より仰せ付けられ候御法度、急度相守り申し候。何事によらず御仕置

相背き申す者御座候はば、五人組の内より早速御注進仕まつるべく候、外より相願い候はば、五人組何分の御仕置にも仰せ付けられるべく候。

一、宗旨御改めの儀、毎年帳面に書き記し、差上げ申し候通り、本百姓は申すに及ばず申し上げ、召仕、門屋、水吞等まで、男女老人も除き申す者御座なく候、前々より旦那寺より主人方へ、宗旨手形取り置き、所の旦那寺印形にて拾い上げ、少しもうろんなるもの老人も御座なく候事

一、人別の儀、御知行所本百姓は申すに及ばず、召仕、門屋、水吞等、老人も除き申さず書き記し、差上げ申し候事

右の通り五人組宗旨人別の訳、この如くに御座候

一、切支丹其の外御法度の宗門の儀、毎年御改めの節、寺請状差上げ申す通り、郷中に老人もうろんなる者御座なく候。自然不審なるもの御座候はば、早速申し上ぐべく候。もし隠し置き、脇よりあらわれ申し候はば、名主、年寄、五人組、いかようの曲事にも仰せ付けられるべく候。召使のもの、寺請状銘々主人方へ取り置き申し候。何時なりとも御用次第差し上げ申すべく候、御高札古くまかりなり候はば、御断り申し上げ、立替申すべく候事。

一、最寄次第に、地借り・店借り、五人組の儀、町は家並、在郷は

近き五軒宛組合、子供下々に至るまで、残らず吟味をとげ、悪事のなきように仕まつるべく候。もし不吟味にて、悪事出来仕まつり候はば、組中へ御掛け遣わさるべく候事。

一、火事用心の儀、前々仰せ出され候御条目の通り堅く相守り、昼夜によらず申し付くべく候。自然火事出来仕まつり候はば、火消道具を持ち、いずれも早々火本えかけつけ、消し申すべき事。

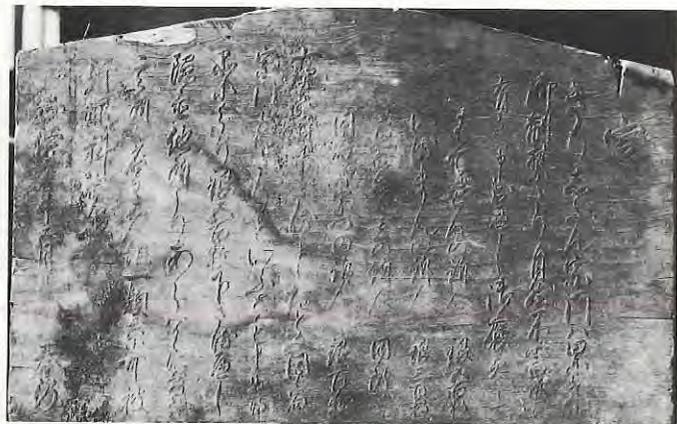
一、火事・喧嘩、この外何事によらず不慮の儀出来仕まつり候はば早速御注進申しあぐべき事。

一、御年貢御割付なり申し候はばいずれも立合、免割仕まつり、引方等明細に仕まつるべく候。御年貢御納処仕まつり候はば、名主方より受取手形遣わし申すべく候、勿論、名主方庭帳に念人に付け置き、銘々印判致し置き申すべく候。不念仕まつり、手形のなき出入仕まつるまじく候。

一、田地持高分け申す儀、名主は式拾石より内、本百姓は拾石より内の持ち高、分け申すまじき事。

一、田地永代売買御法度仰せ付けられ候、堅く相守り申すべき事。

一、田地年季を定め、質物に預け候者、名主、年寄手形致させ、加判双方より証文取りかわし候て揃え申すべく候、それも拾年より永年季に入れ申すまじく候、もし、預け申す筈の儀を、名主、組



(きりしたん禁制の高札～男沼・高柳房治家蔵)



(宗旨人別改帳～男沼・高柳房治家蔵)

頭私曲を構え、加判仕まつらざる候はば、御断り申し上ぐべく候、自然相対にて預け候はば、双方曲事に仰せ付けられ、田地召上げられるべく候、すべて名主、組頭、百姓に対し、非儀申し掛け候はば、急度申し上ぐべき事。

一、よろず御普請仕まつり候人夫扶持、其の外殿様より下し置かれ候物、当座に立合、百姓え割渡し、証文取り置き申すべく候。すべて組合勘定一切仕まつるまじき事。

一、用水引の儀、先規の例を以て、兼て相定用水の御座候はば、諍論仕まつらば、田地に及ばず渴水の内申し上ぐべく候、理不尽に切り取り申すまじく候。水論または郷境等の諍論御座候共、喧嘩口論仕まつるまじく候。さようの節は、早速御注進申し上ぐべく候、諍論におよび候時、刀、脇差をさし、弓、鎗を持ち、まかりいで候もの御座候はば、御僉儀の上曲事仰せ付けられ候事。附、何事によらず、諍論致し候時、加勢仕まつるまじく候、もし相背く族御座候はば、曲事に仰せ付けられるべく候事。

一、掛堀、落堀ならびに道を狭め田畑屋敷に仕出し申し候はば、当人は申すに及ばず上名主組頭まで曲事仰せ付けられるべく候事
一、山林竹木の儀、自分の林たりとも猥に伐採申すまじく候事
一、何事によらず申し合せ、徒党がましき儀仕まつるまじく、もし

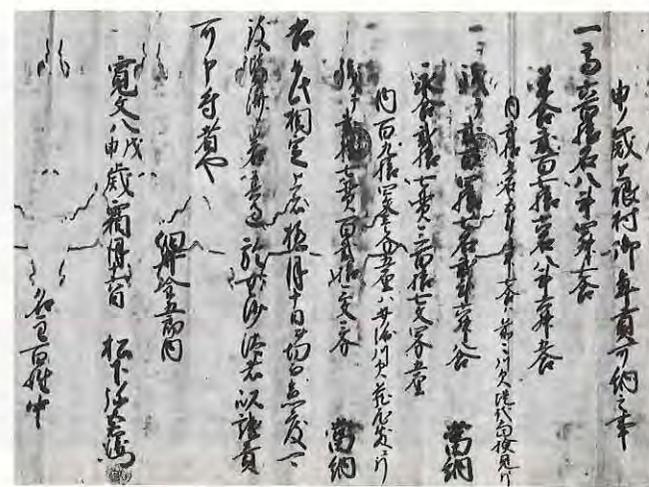
さようの企仕まつり候者御座候はば、急度申し上ぐべく候事。

一、博奕並びに賭の諸勝負、たとえ月待・日待たり共一切停止。尤も宿堅く仕まつるまじく候、もし違背の者御座候はば、当人は申すに及ばず、上名主年寄五人組まで曲事仰せ付けられるべき事。
一、人売買一切仕まつるまじく候。尤も男女奉公人年季の儀、御公儀様御定めを通り、拾か年を限り申すべく候事。

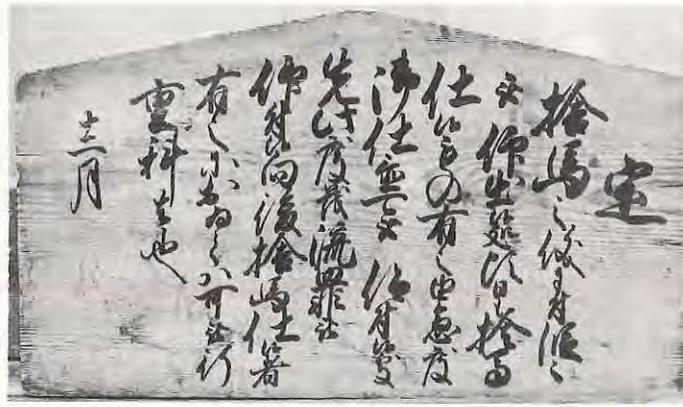
一、人請の儀猥に立ち申すまじく候、然れども近き親類又は出所よろしく慥なる者に候はば、名主、年寄五人組へ相断り、請に立ち申すべく候。自然人請の者に付き、出入の有り候はば、名主年寄五人組たちあい、急度埒明け申すべく候。
もし、滞る儀御座候はば、申し上ぐべく候事。

一、質物取り申し候はば、請人を取り候て、質取り申すべく候。請なき質物取り候はば、曲事仰せ付けられるべく候事。
一、御家中衆又は名主、百姓、御年貢の儀は申し上げるに及ばず、すべて手形なく取り引仕まつるまじく候、証人のなき出入、後日に申し上げまじく候事。

一、牛馬売買仕まつり候はば、跡々の出所改め、請人を立て、五人組等に断り売買仕まつるべく候。不審なる牛馬買申すまじく候事
附 作場へ猥に牛馬をはなし申すまじき事。



(寛文八年の上根村年貢割付書) 大字上根長島光家蔵



(捨馬禁止の高札～小島、小林喜久男家蔵)

一、店借並びに借地の者差置き候はば、其の出所へ構なき由断り、其の上心だてまでよく承り届け、慥なる請人を取り、差置き申すべき事。

一、常々心だてあしく、或いは人の妨げをなし、或は切々喧嘩口論仕まつり、又は夜あるきをいたし、耕作、商も仕まつらず、名主年寄五人組、意見候得ても承引仕まつらず、不届なる者御座候はば、名主年寄急度申し上ぐべく候もし隠し置き、御僉儀の上あらわれ申し候はば、名主年寄五人組、越度仰せ付けられるべく候。

一、他所より浪人参り、村にまかりありたき由申し候はば、御断り申し上げ、御下知を受け、其の上慥なる請判を取り、差置き申すべき事。

一、他所より参り候手負の儀は申し上げるに及ばず、郷中にて怪我など仕まつり、疵出来候共、当座に申し上げ、御帳に付け申すべく候。並びに行衛知れずの者路頭に相果候共、即ち御帳に付け、御差図を受け申すべき事。

一、すべてあやしき者に一夜の宿も借し申すまじく候。従つて往還同然の街道たり共、二夜と逗留申す者御座候はば名主年寄五人組まで断り、吟味の上宿借し申すべき事。

一、印判の儀、自分に替申すまじく候。落し申し候か、替候はで叶わず儀御座候はば、名主組頭は御断り申し上げ、平百姓は名主組頭へ申達候て、印判替申すべく候事。

一、御公儀様御用の儀、何方より申し来り候とも、御配布等滞なく先々へ急度相計い申すべく候。少しも油断これなきように仕まつるべく候事。

一、毎度仰せ付けられ候得共、其の村々受取の道橋、念を入れ作り申すべき事。

一、鉄砲御法度の儀、御高札の通り相守り申すべく候事。

一、郷中にて、跡々より御帳に付け申し候酒屋の外、新酒屋一切仕まつるまじく候事。

一、寺社替目、或いは百姓逃失申すもの、或いは身上禿申す百姓御座候はば、申し上ぐべく候事。

一、衣類の儀、跡々仰せ出され候御条目通り堅く相守り、尤も分限に不応のもの着し申すまじく候事。

一、祝言振舞、家ひろめ、其の外一代の内再三これなき振舞にて御座候とも、一汁三菜を過すべからず旨仰せ付けられ、堅く相守り申すべき事。

附 齋非時、右同然に仕まつるべく候、是より軽く仕まつり候儀は、面々心次第仕まつるべく候。

一、鞆取り、嫁取りの儀、奢なる儀仕まつるまじく候、尤も身代より軽く仕まつるべく候。分限に不応の屋作仕まつるまじく候。尤も境目街道へ少しも造り出し仕まつるまじき事。

一、跡式の儀は、老若によらず病中に念を入れ、書置致し、其の趣を名主組頭へ申し聞かせ加判取り置き申すべき事

一、獨作の百姓、或いは煩い、或いは人手間のなく、耕作なり兼申す節は、五人組内より助け合い申すべき事。

一、御家中衆、押買、押売は申し上げるに及ばず、其の外少しも御非分なる儀御座候はば、急度申し上ぐべく候。尤も、少しの物にても寄進並びに馳走がましき儀、一切仕まつるまじく候。もし違背仕まつり候はば、急度曲事仰せ付けらるべく候事。

右の趣、奇合の時は節々読み聞かせ、堅く相守り申すべく候。以上

尤も、唯今まで御法度書の有るべく候得ども、このたび源右衛門当所拝領仕まつり候時相改めこのごとくに御座候

元禄十一年

大久保源右衛門

以上四十項目にわたつてこまごまと記されているが、「慶安のお触書」と、「五人組帳前書の条々」の趣旨を書きあげたものである。これは、頭書の「累年仰せ付けられ候五人組諸事、御公儀様より仰せ付けられ候御法度」とあるのがそれを物語っている。更に「何事によらず御仕置相背き申す者云々」とあるのは、寛永二十年（一六四三）に出された「土民仕置覚」で、これらの内容は農民統制の実態を知る上に貴重なもので、資料として次に掲出する。

資料 土民仕置覚 (「日本史料集成」より)

- 一、庄屋・惣百姓共、自今以後、其の身に応ぜず家作仕まつるべからず。但し町屋の儀は、地頭・代官の差図を請、これを作るべき事。
- 一、百姓の衣類、此以前より御法度の如く、庄屋は妻子共絹・紬・布(麻)・木綿、脇百姓は布・木綿ばかりこれを着るべし、外はえり、帯等にもいたし申すまじき事。
- 一、庄屋・惣百姓共に、衣類紫・紅梅に染まじく候、此外は、何色になりとも、かたなしに染て着るべき事。
- 一、百姓の食物、常々雑穀を用うべし、八木(松・柏・桑・棗・橘・柘植・榆・竹の称であるが、米の字を分ければ八木となる)ところから米の異称として用いられた。)は猥りに食さずように申し聞かすべき事。
- 一、在々所々にて、うどん・切麦・索麵・そば切・饅頭・豆腐以下、五穀の費になり候間、商売無用の事。
- 一、在々所々にて酒一切作るべからず、並びに他所より買入商売仕まつるまじき事。
- 一、市町へ出て、むぎと酒のむべからざる事。
- 一、耕作田畑とも手入よく致し、草をも油断なく取り、念を入申すべし、もし不念に致す不届なる百姓これあるに於ては、せんさくの上曲事におこなうべき事。
- 一、老人身の百姓煩い、紛れなく耕作なりかね候時は、五人組は申すに及ばず、其の一村と相互に助け会い、田畑仕付、年貢収納令候ように仕まつるべき事。
- 一、五穀の費になり候間、たばこの儀、当年より本田畑・新田畑とも、一切作るまじき事。
- 一、名主・惣百姓、男女共に乗物停止の事。

- 一、他所より相越、田地をも作らず、慥にもこれなき者は、郷中に置き申すまじきなり。もし隠し置き候はば、科の軽重をただし、抱え置き候もの曲事に申し付くべき事。
 - 一、田畑永代これを売買仕まつるまじき事。
 - 一、百姓年貢方訴訟のために所をあげ、欠落仕まつり候者の宿を致すまじく候。もし相背くに於ては、せんさくの上曲事におこなうべき事。
 - 一、仏事・祭礼等に至るまで、其の身に似合わず結構仕まつるまじき事。
 - 一、江戸惣構の内え、木草並びに俵物など馬に付け、中に乗入申すまじき事。
- 右の条々、在々所々堅く相触、向後急度この旨守り候ように、常々念を入相改められるべきもの也。
- 寛永二十年癸未三月十一日

資料 慶安のお触書 (「徳川禁令考」より)

- 一、公儀御法度を怠り、地頭代官の事をおろそかに存ぜず、扱又名主、組頭をば真の親ともおもうべき事。
- 一、名主、組頭を仕まつる者、地頭代官の事を大切に存じ、年貢をよくすませ、公儀御法度を背かず、小百姓身持よく仕まつる様に申し渡すべし、扱又手前の身の上ならず、よろず不法に候得ば、小百姓に公儀御用の事申し付け候ても、あなどり用いずものに候間、身持をよく致し、不便仕まつらずように常々心掛け申すべき事。
- 一、名主心持、我と中悪者成共無理なる儀を申しかけず、又、中よき者成共えこひいきなく、小百姓を懇にいたし、年貢割役等の割高下なくろくに申し渡すべし、扱又小百姓は名主組頭の申し付け候事違背なく念を入申すべき事。
- 一、耕作に精を入、田畑の植より、同拵えに念を入、草、はえざるように仕まつるべし。草をよく取り、切々作の間え畝入仕まつり候得ば、作もよくでき、取実も多くこれあり。

付、田畑の境に大豆小豆など植、少々たりとも仕まつるべき事。

一、朝おきを致し、朝草を茹、昼は田畑耕にかかり、晩には繩をない、たわらをあみ、何にてもそれぞれの仕事油断なく仕まつるべき事。

一、酒、茶を買、のみ申す間敷候、妻子同前の事。

一、里方は居屋敷の廻りに竹木を植、下葉共取り、薪を買候わぬように仕まつるべき事。

一、よろず種物秋初に念を入、えり候てよき種を置き申すべく候。悪種をまき候得ば、作毛悪敷候事。

一、正月十一日前に毎年鋤のさきをかけ、かまを打直し、よくきれ候ように仕まつるべし、悪きくわにては、田畑おこし候に、はかゆき候はず、かまもきれかね候得ば、同然の事。

一、百姓は、こへはい調べ置き候儀專一に候間、せつちんをひろく作り、雨降り候時分水入らず候ように仕まつるべし、それに付き、夫婦かけむかいのものにて、馬をも持つ事ならず、このため申し候もならざるものは、庭の内に三尺に二間程にほり候て、其の中へはきため又は道の芝草をけづり入、水をながし入、作りこえ致し、耕作へ入申すべき事。

一、百姓は分別もなく、未の考もなきものに候故、秋になり候得ば、米雑穀をむざと妻子にもくわせ候。いつも正月二月三月時分の心もち、食物を大切に仕まつるべく候に付き、雑穀專一に候間、粟稗菜大根、其の外何にても雑穀を作り、米を多く喰つぶし候わぬように仕まつるべく候。飢饉の時を存じ出し候得ば、大豆の葉、あづきの葉、ささげの葉、いもの落葉など、むざとすて候儀は、もつたいなき事に候。

一、家主子共下人等迄、ふだんはなるほど疎飯をくうべし。但し田畑をおこし、田をうえ、いねを茹、又ほねおり申す時分は、ふだんより少し喰物をよく仕まつり、たくさんにくわせ、つかい申すべく候。其の心付けあれば、精を出すものに候事。

一、何とぞいたし、牛馬これをよく持ち候ように仕まつるべし、よき牛馬ほどこえを多くふむものに候、身上不成のものは是非に及ばず、先この如くに心がけ申すべく候。並びに春中牛馬に飼候ものを、秋さき支度仕まつるべく候又、田畑えかりしきなりとも、其の外何こえなりとも、よく入候得ば、作にとりこみこれあり候事。

一、男は作をかせぎ、女房はおはたをかせぎ、夕なべ仕まつり、夫婦ともにかせぎ申すべし、然らばみめかたちよき女房なりとも、夫の事をおろかに存じ、大茶をのみ、物まいり、遊山ずきする女房を離別すべし、さりながら、子供多くこれありて、前廉か(節操正しく)恩をも得たる女房ならば各別なり、又、みめさま悪く候とも、夫の所帯を大切にいたす女房をば、いかにも懇に仕まつるべき事。

一、公儀御法度何にても相背かず、中にも行所知れず牢人郷中に抱え置くべからず、夜盗同類又は公儀御法度に背き候徒者かたもなど郷中え隠し居り、訴人これありて、公儀え召連参り、御詮議中久々相詰候得ば、殊外郷中の草臥候、又は名主組頭長百姓並びに一郷の惣百姓に、にくまれ候わぬように、物ごと正直に徒たなる心持申すまじく候事。

一、百姓は、衣類の儀、布木綿より外は帯、衣裏にも仕まつるまじき事。

一、少しは商心想もこれありて、身上持上げ候ように仕まつるべく候、其の子細は、年貢のために雑穀を売候ことも、又は買候にも、商心なく候得ば、人にぬかるるものに候事。

一、身上成候者は格別田畑をも多く持申さず、身上なりかね候ものは子供多く候はば、人にもくれ、又、奉公をもちたさせ、年中の口すぎのつもりをよくよく考え申すべき事。

一、屋敷の前の庭を奇麗に致し、南日向を受くべし、是は稲麦をこき、大豆をうち、雑穀を拵候時、庭悪く候得ば、土砂まじり候て、売候事も直段安く、事の外しついに候事。

一、作の功者なる人に聞き、其の田畑の相応じたるたねをまき候ように、毎年心がけ申すべき事、付、しつきみに作り候てよき物これあり、しつきみを嫌い候作もあり、作に念入候得ば、下田も上田の作毛に成候事。

一、所にはよるべく候得共、麦田になるべき所をば、少しなり共見立て申すべく候。以来はれんれん麦田に成候得ば百姓のため大きな徳分に候。一郷麦田を仕立て候得ば、隣郷も其の心付けこれあるものに候事。

一、春秋灸をいたし、煩い候わぬように、常に心掛べし、何程作に精を入度と存じ候ても、煩い候得ば其の年の作はづし、身上つぶし申すものに候間、其の心得專一なり、女房子供も同前の事。

一、たばこのみ申す間敷候、是は食にならず、結局以来煩いになるものに候、其の上隙もかけ、代物も入、火の用心も悪しく候、万事に損なるものに候事。

一、年貢出し候儀、反別にかけては一反に何ほど、高にかけては一石に何程割付け、差紙地頭・代官よりも出し候。左候得ば、耕作に精を入よく作り、取実多くこれあらば、其の身の徳に候、悪く候得ば人知れず身上のひけに候事。

一、御年貢皆済の御米五升六升壹升につき、何共仕まつるべきようこれなき時、郷中をかりあるき候得共、皆済時分に米これなき由、かさざるによつて、米五升壹斗に子供又は牛馬もうられず、農道具着物などうらんとおもえば金子壹分にて仕立て候を六七升にうるも、にがにがしき事に候、又売物など申さすものは、高利にて米を借り候はいよいよしつづいなる事に候、地頭・代官より割付け出し候て、其の積りを仕まつり、不足に付いては、まへからかり候て済すべし、前廉は借物の利足もやすく、うる物もおもまなるべし、尤も可納米をもちやく納むべし。手前に置き候ほどねずみも食い、盗人、火事其の外万事に付き大きな損にて候。糶をばよく干候て、米にするべし、なまひなれば、くだけ候て米立ち候、よくよく心得あるべき事。

一、身持を悪敷いたし、其の外の年貢不足に付き、たとえば米を二俵ほどかり、年貢に出し、其の利分年々積り候得ば、五年に本利の米拾五俵になる。其の時は身躰をつぶし妻子をうり、我身もうり、子孫共に永くくるしむ事に候この儀をよくよくかんがえ、身持を仕まつるべく候、まいから米二俵の時分は少しのように存じ候得共、年々の利分積り候得ば斯の如くに候、扱又何とぞいたし、米を二俵ほどまとめ出し候得ば、右の利分くわえ、拾年目に米百

十七俵持候て、百姓のために其のうとくなる事これなきかな。

一、山方は山のかせぎ、浦方は浦々のかせぎ、それぞれに心を付け、毎日油断なく身をおしまさずかせぎ申すべく候。雨風又は煩い、隙入候事もこれあるべき間、かせぎにてもうけ候物をむざと遣い候わぬように仕まつるべき事。

一、山方浦方には人居も多く、不慮なるかせぎもこれあり、山方にては薪材木を出し、からるいを売出し、浦方にては塩を焼き、魚を取り、商売しまするに付き、いつもかせぎはこれあるべしと存じ、以来の分別もなく、儲物をも当座にむざとつかい候故、ききんの事などは里方の百姓より一入迷惑仕まつり、餓死するもの多くこれありと相聞き候間、飢餓の年の苦勞常々忘るべからず事。

一、独身の百姓、隙入候て又煩い、田畑仕付け兼候時は、五人組惣百姓助け合ひ、作あらし候わぬように仕まつるべく候、次に独身の百姓田をかき、苗を取り、明日は田を植べきと存じ候処を、地頭・代官又は公議の御役にさせられ、五日も三日も過候得ば、取り置き候苗も悪敷なり、其の外の苗も節立ち、植時過候故、其の年の作毛悪敷故、実もすくなく、百姓たおれ候、田植時ばかりに限らず、畑作にもそれぞれの植時、蒔時の旬のび候得ば、作も悪敷候。名主組頭この考えを仕まつり、独身百姓右申すごとく役にさせられ候時は、下人共などよき百姓にさしかえ、独身の百姓を介抱申すべき事。

一、夫婦かけむかいの百姓にて身上もならず、郷中友百姓に日ごろいやしめられ候ても、身上を持、上米金をたくさん持候得ば、名主おとな百姓をはじめ、言葉にてもよくあしらい、末座に居り候者をも上座へおし、馳走仕まつるものに候、又前から身上よく、百姓もふべん仕まつらず、親子親類名主組頭迄も言葉をかけず、いやしむるものに候間、或程身持をよく仕まつるべき事。

一、一村の内にて耕作に精を入、身持よく致し、身上好むもの一人あれば、其のまねを仕まつり、郷中のみならず、一郡の内にて耕作に精を入、身持よく致し、身上好むもの一人あれば、其のまねを仕まつり、郷中のみならず、一郡皆身持をかせぎ候。左候得ば一国の民皆豊かに

なり、其の後は隣国迄も其のひびきあり、地頭は替もの、百姓は未代其の所の名田を使とするものに候間、よく身持を致し、身上よくなり候者、百姓の多きなる徳分にてはこれなきや、扱又一郷に徒なる無法もの一人あれば、郷中皆其の氣にうつり、百姓なかまの言事絶えず、公儀の御法度など背き候得ば、其の者を奉行所へ召連参り、上下の造作番等以下の苦勞、一郷の費大なる事、物ごと出来候はぬように、みなみなよく念を入、この趣は名主たるものにこれあり、よくよく小百姓におしえ申すべし。

附 隣郷の者共なかよく、他領の者公事など仕まつるまじき事。

一、親によくよく孝行の心深くあるべし、おやに孝行の第一は、其の身無病にて煩い候わぬように、扱又大酒を買のみ、喧嘩すき仕まつらざるに身持をよくいたし、兄弟なかよく、兄は弟をあわれみ、弟は兄に随い、たがいにむつまじければ、親殊の外よろこぶものに候。この趣を守り候得ば、仏神の御恵もありて、道にも叶い、作もよく出来、とりみも多くこれあるものに候。何程親に孝行の心これあるも、手前ふべんにては成がたく候間、なる程身持をよく仕まつるべく候。身上ならず候得ば、ひんくの煩いも出来、心もひがみ、又は盗をも仕まつり、公儀御法度をも背き、しばりからめられ、籠に入、又は死罪はり付けなどにかかり候時は、親の身になりては、何程悲しくこれあるべく候、其の上妻子兄弟一門のものにもなげきをかけ、恥をさらし候間、よくよく身持を致し、ふべん仕まつらざるに、毎日毎夜心掛け申すべき事。右の如くに物ごと念を入、身持をかせぎ申すべく候。身持よくなり、米金雜穀をも持候はば、家をもよく作り、衣類食物以下に付き、心の低なるべし、米金雜穀を沢山に持候とて、無理に地頭・代官よりも取ることなく、天下泰平の御代なれば、脇よりおさえとる者もこれなく、然れば子孫迄うとくに暮し、間なきききんの時も妻子下人等をも心安くはぐくみ候、年貢さえすまし候得ば、百姓程心易きものはこれなく、よくよくこの趣を心がけ、子々孫々迄申し伝え、よくよく身持をかせぎ申すべきもの也。

慶安二年丑二月廿六日

葛和田渡船場と舟問屋

元和二年（一六一六）八月、徳川幕府は利根川を横断する渡船場として、白井渡、前橋、五料、一本木、葛和田、川俣、古河、房川渡、栗橋、関宿之内右舟渡境、七里渡、府川、神崎、小見川、松戸、市川、以上十六の地を渡船場と定めた。（下総国神崎村甚左衛門文書）これを、利根川の十六渡船場という。

妻沼町内では、葛和田だけであるが、葛和田の渡船場は、中山道熊谷宿方面と、上州館林方面とを結ぶもので、対岸は上州邑楽郡赤岩村（現千代田村）である。館林には、徳川家康の旗本の先峰となって各地を転戦、四天王の一人に数えられた榊原康政が、十万石の城主として在任しており、従つてこの渡船場は、かなり重要なものであった。

徳川幕府は、江戸防衛のために、渡船の者も嚴重に取り締まる次のような「定」を公示している。

定

一、利根川通り両所より大渡り往還外渡船、女子、前髪立、猥に渡すまじく候。たとえ渡り来り候所のものにてても、異跡見届け難く候はば留置き、名主え相ただすべし、慥なるものに候はば、其のかまいなき儀、惣別大渡りより外の船往行御法度にてはこれなきか、其の段は村々定めて油断致すまじく候。取りわけ夜中の通船、別て油断致すまじく候。尤も往來のもの暮六ツ半時限り渡船堅く渡すまじく候。これによつて、川俣より五料村迄、利根川通り斯くの如く申し付け候、もし相背くに於ては曲事となすべきものなり

奉行

寛永十三年丙子三月

この頃になると、年貢米、城米、薪炭類、農産物等、江戸へ輸送するための舟運が行なわれるようになり、葛和田は江戸運送の河岸場としての性格をおびてくるようになって、河岸問屋株の設定を見ることになるのである。

安永三年（一七七四）石谷備後守によって、葛和田の舟問屋株は三軒に定められた。（新篇武威風土記稿）

くだつて文政十三年（一八三〇）この年天保と改元）川船改め役所に提出した文書（葛和田八二番地舞原義人家蔵によれば、船問屋は三右衛門（運上金永一メ文）六右衛門・喜兵衛（運上金各百五十文）の三軒であったが、後者の二軒は休株となり、三右衛門が二軒の株を引受けて運上金を上納していた。

当時葛和田には、高瀬船（上図のような形をした舟で、鉄道普及までは、広く各地の大きな川にあった。川の状況によって形は多少違っているが、舳が高く上り、底が平らなので、川の瀬の浅い所でも運行ができる。順風の際には帆を上げて走るが、川風がない時には曳綱で人が曳いた。これがために葛和田河岸には、この曳綱人足の溜り宿があった。）十六艘、躰船（砂利などを取る小舟）八艘、舫船（二つ並べた舟・遊覧船）四艘、川下小船四艘（村持）、出水用心船十三艘（村持八・個人持五）歩行渡船一艘（村持）馬渡船三疋立（村持）以上のような船があった。

年貢上納金は一定でなく、高瀬船で長錢一メ三百文のもの一艘、一メ二百文のもの一艘、一メ百五十文のもの二艘、一メ百文のもの四艘、一メ六十文のもの五艘、九百五十文・九百文・七百文のもの各一艘、躰船で長錢一メ三百文のもの四艘、一メ二百文・一メ百五十文・一メ五十文・一メ文のもの各一艘、舫船は各百五十文、川下小船は四艘で百五十文、川下小船四艘で六百文となっている。渡船は、

一、馬渡船三疋立 老艘 村持

但し、中山道熊谷宿より、上州館林町え往来、川向は上州赤岩え渡舟仕まつり、御鑑札頂戴仕まつり候得共、御年貢上納は仕まつらず候

一、歩行渡船 老艘 村持

但し右同断



（高瀬渡り利根川図志より）

以上のようにあるので、渡船に限り運上金は免除されていたようである。しかし、渡船賃は、慶長十七年（一六一二）次のような定によって取っていた。（秦村郷土史による。）

定

一、刻印無船に商売荷物積べからず事。

二、渡船のこと、高荷老駄四拾貫目に付き、京錢拾文取るべし、乗

掛も馬・人共拾文也。

附 富士通は船賃右同前となすべし。

但し、参詣寄者に五文これを取るべし。

一、舟賃相定候上は、往還のもの恙なきよう、舟を渡すべき事。

右の条々相背くに於ては曲事となすべきもの也。

慶長十七年五月廿七日

板倉 伊賀守

米津清右衛門

大久保石見守

かくして葛和田は、渡船場として、河岸場として、明治十六年、高崎線が熊谷駅まで開通し、逐次鉄道路線の拡張と進展によって、物資輸送が陸運に切り替えられるまで、活気ある地域として栄え、現在なお渡船「千代田丸」が運行している。



（近代の渡船場風景）

新田往還と妻沼渡船場

中山道熊谷宿から北進して、肥塚、代、柿沼、下奈良、西野、上根、弥藤吾、妻沼を経て利根川を渡り、上州太田町に至る新田往還の性格と、渡船場について、文化六年（一八〇九）妻沼村名主新左衛門は次のように書いている
 恐れ乍ら書付を以て申し上げ奉り候

妻沼村渡船之儀 文禄三千年、東照御神君様御大祖大光院殿様、関ヶ原御陣御吉例に付き、御霊屋・御寺御建立遊ばしなられ候節熊谷宿より当村え御道筋よろしく御座候に付き、御代官高橋（林）次郎兵衛様、大河内孫十郎様、当村え御越遊ばされ、脇往還に仰せ付けられ候。尤も近村作渡舟御呼集め、御船橋にて、御神君様御通行遊ばしなられ候。其の後、寛永十三年三月中、下は川俣、上は五料御閑所の中脇往還に仰せ付けられ候時、御代官南條金左衛門様、大河内金兵衛様より、船新たに造立、御渡し遊ばされ候。一、熊谷宿より、上州太田町、桐生大間々辺えの脇往還に御座候、男の義は、人躰見立て、差構なく相渡し候得共、女子前髪立の義は、出所、行先、急度承届、其の上書付取り置き相渡し申し候。本文女子相渡し候節は、所名主印形通行手形持参致し候得ば、得と相糺し渡舟致させ、通行申候仕来りに御座候、尤も遠方の

力思心書付奉り候
 妻沼村名主新左衛門
 東照御神君様御大祖大光院殿様
 関ヶ原御陣御吉例に付き、御霊屋・御寺御建立遊ばしなられ候節
 熊谷宿より当村え御道筋よろしく御座候に付き、御代官高橋（林）
 次郎兵衛様、大河内孫十郎様、当村え御越遊ばされ、脇往還に仰
 せ付けられ候。尤も近村作渡舟御呼集め、御船橋にて、御神君様
 御通行遊ばしなられ候。其の後、寛永十三年三月中、下は川俣、
 上は五料御閑所の中脇往還に仰せ付けられ候時、御代官南條金左
 衛門様、大河内金兵衛様より、船新たに造立、御渡し遊ばされ候。
 一、熊谷宿より、上州太田町、桐生大間々辺えの脇往還に御座候、
 男の義は、人躰見立て、差構なく相渡し候得共、女子前髪立の義
 は、出所、行先、急度承届、其の上書付取り置き相渡し申し候。
 本文女子相渡し候節は、所名主印形通行手形持参致し候得ば、
 得と相糺し渡舟致させ、通行申候仕来りに御座候、尤も遠方の

者に候得ば、近村親類共か、由縁の者より断り書付差し出し申
 させ候はば、通舟つかまつらざ候。

一、天明三年砂降り以来、川瀬以ての外悪敷、夜中の通船至つて危
 うき候故、暮六時よりは猥に往来つかまつらず、平日とも渡舟賃
 の義は先規の通り老人前、鏝拾六文、当時川二瀬に付き、三拾式
 文づつ之を請取り候。

一、渡船の儀は村方持にて、給々御入会地、当御代官所並び大久保
 筑前守、内藤内蔵五郎、大久保十五郎、大久保三十郎御知行所に
 御座候。

渡舟向は上州邑楽郡古戸村、稻垣藤四郎様御代官所、桜井庄兵衛
 様、夏目大膳様、石尾主馬様、飯河勝之丞様、山岡鉄五郎様御知
 行所に御座候。

- 一、渡船三艘
 - 長六間壹尺
 - 横六間五寸
 - 但馬四正立
 - 長四間二尺
 - 横三尺五寸
- 一、小早船貳艘

右之趣今般御尋に付き、申し上げ奉り候処、聊も相違御座なく候。
 以上

又之趣今般御尋に付き、申し上げ奉り候処、聊も相違御座なく候。
 以上

一、天明三年砂降り以来、川瀬以ての外悪敷、夜中の通船至つて危
 うき候故、暮六時よりは猥に往来つかまつらず、平日とも渡舟賃
 の義は先規の通り老人前、鏝拾六文、当時川二瀬に付き、三拾式
 文づつ之を請取り候。

一、渡船の儀は村方持にて、給々御入会地、当御代官所並び大久保
 筑前守、内藤内蔵五郎、大久保十五郎、大久保三十郎御知行所に
 御座候。

渡舟向は上州邑楽郡古戸村、稻垣藤四郎様御代官所、桜井庄兵衛
 様、夏目大膳様、石尾主馬様、飯河勝之丞様、山岡鉄五郎様御知
 行所に御座候。

一、渡船三艘
 長六間壹尺
 横六間五寸
 但馬四正立
 長四間二尺
 横三尺五寸

一、小早船貳艘

当御代官所

大久保筑前守

大久保三十郎 知行所

大久保十五郎

内藤内蔵五郎

文化六巳年六月

武州幡羅郡妻沼村

名主 新左衛門

山田茂左衛門様

御役所

以上の文書には、若干疑問の個所がある。「関ヶ原御陣御吉例に付き」とあるので、文禄三年という年号に誤りがあるのではないか、文禄三年とすれば、関ヶ原の合戦はまだ終っていない。（関ヶ原の戦いは慶長五年九月である）それはとにかく、明和元年（一七六四）の妻沼村明細帳に次のように記されている。

一、太田金山御献上御松茸、御証文相添え、これを差したて遊ばされ候節、熊谷宿まで刻付を以て継送り申し候。

尤も船渡とも当村にて相勤め申し候。満水にて、上根村地内福川押開き候節は、村船渡を以て継立申し候。

右にあるように、金山に自生する松茸を、江戸幕府に献上するための通路となったことが、この新田往還の重要度を高め、河川、道路工事等の陳情をするような場合には、しばしば「御献上御松茸」という文字を用い、のつびきならぬ事と、係役人に思いこませる効果をあげていた。更に村明細帳から新田往還、妻沼渡船に関する事項をひろうと、

一、寛保式成年大水に付き、日光御通行相止候に付き、日光御門主様妻沼村御通り遊ばされ候節、船渡御用仰せ付けられ、霧武左衛門様御手代御出遊ばされ、上は五料、下は川俣までの横渡船御呼び集め遊ばされ候。

尤も川築出し御座船の儀は、妻沼村にて相勤め申し候。

一、松平肥後守様御通りの節、熊谷宿迄人馬継任り候。村方人馬不足に付き弥藤吾村台村相頼み、人馬継任まつり候。

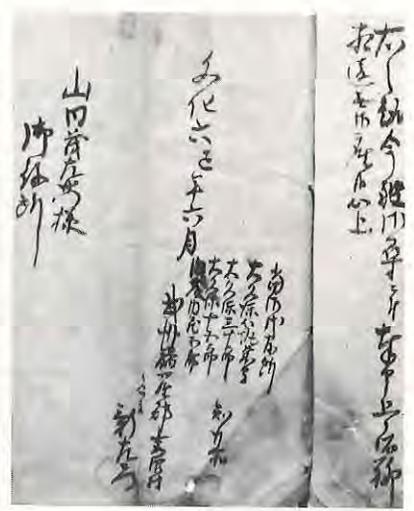
一、日光御奉行様御帰府御通りの節、古戸村、妻沼村にて、熊谷迄人馬継任まつり候。

一、八王寺、窪田庄兵衛様、同庄三郎様並びに御同心様方御通りの節、村方渡船にて不足に付き、小島村、古海村作渡船相座船御用相勤め申し候。船積出し人足の儀は、妻沼村にて相勤め申し候。

一、日光御門主様御帰りの節、妻沼村駅場に仰せ付けられ、道中御奉行稲生下野守様、水野對馬守様御証文を以て、近郷四拾ヶ村助郷仰せ付けられ、御代官石原半右衛門様より、出羽、奥州御大名様方御通り仰せ付けられ候処。日光道中御通行相成候に付き、駅場御免なし下され候。

一、宝曆八年寅年、一色周防守様、細井九助様並びに御代官様、御勤定様、御普請役様、御手代様方人数式百拾七人当村えお泊り遊ばされ候節、妻沼村人馬不足に付き、蓮沼村、堀米村、八木田村、藤ノ木村、上増田村、市ノ坪村、日向村、飯塚村、江袋村、上根村、江波村、葛和田村、八ツ口村、都合十三ヶ村え、会田伝右衛門様より人馬仰せ付けられ、坂(酒)巻村迄人馬継任り候。其の外、新田領、桐生、大間々御支配御代官様等、御武家様、御家来衆御通りの節御人馬任まつり候。上は本庄宿、下は羽生領より御通りの節は人馬継任り候。

以上のように記されている。なお、すでに述べた、太田金山自生の松茸は、幕府への献上とあつて、松茸が発生すると、金山には遠見小屋をはじめとする色々な番小屋がおかれ、山守り二十三人、林番五十四人が、昼夜改めのために見回りを行ない、御禁制の山となつて一般の入山は差し止めとなる。そして毎日発生する本数を記録し、食べごろに成長するとこれを取り、御林守の家に運び、目代立合の上籠につめ、老中の証文を添え、通常太田町を己の上刻(午前九時ごろ)に出発し、同中刻(十時ごろ)古戸村に到着、ここで妻沼村が引継ぎ、渡船をもつて利根川を越し熊谷へ引継ぐ、そして鴻巣、桶川、上尾、大宮、浦和、蕨、板橋と、昼夜兼行二十時間後の、翌日卯の上刻(午前五時



ごろ) 江戸城のお台所まで送りとどけた。当時としては非常な早さである。と、いうのも、香りを珍重する生の松茸だけに、老中の証文を添えて鄭重に取りあつかい、しかも迅速さが要求された結果であろう。

この献上松茸については、中島記念図書館長矢島力氏が「古戸街道」の文中に書いているし、太田市史編さん室に、資料集としてかなりまとまったものがあり、逸話としては、篠田胡蝶庵の「幕末百話」に記載されている。

以上のように重要な役割を果たす渡船場だけに、その既得権についての訴訟問題も起った。

「妻沼村渡船場旧記」には次のような事項が記されている。

一、此度横渡し上州邑楽郡古戸村と争論に及び、公事方御奉行、神谷志摩守様御宅に於て、古来の通り目沼村渡船、仰せ付けられ候。尤も諸事御定法、先規の通り忘却致す間敷候。勿論其の方共兩人、渡守掛合にこれある間、本文の趣当役所より申し渡し候よう、公事方御奉行所、神谷志摩守殿より、仰せ付けられ候条、其の意仰せ付けられるべきもの也。永田小左衛門

延享三年寅十一月、目沼村名主武太夫、同藤左衛門、右兩人、惣百姓代作兵衛 申し渡しし事。

一、其の方共村方渡船場旧記、住古より巨細書差出し候に付き、双方御奉行所に於て御吟味遂げられ候所、古戸村申し口、証拠なきゆえ、自今妻沼村渡船に仰せ付けられ候。尤も古来御定の通り、諸事忘却致す間敷候。勿論其の方共兩人、渡守掛り合の儀にこれある間、本文の趣当役所より申し渡し候よう、公事方御奉行所、神谷志摩守殿より、仰せ付けられ候条、其の意仰せ付けられるべきもの也。永田小左衛門

延享三年寅十一月妻沼村名主武太夫、同藤左衛門 右兩人江、惣百姓代作兵衛江……と、以上概説したほか、さまざまな出来事を繰り返しながら歳月が流れ、天明三年(一七八三)浅間山の噴火にともなう主要道路に故障が生じ、脇往還である新田往還、そして妻沼の渡船場が重要な役割を果たすことになるのである。小島村名主平兵衛が書きとめた「砂降に付き用向控」という文書(小林喜久男家藏)に、次のような記録がある。

「土岐正吉前々中山道本庄宿より五料町へ掛り、上州沼田旅行これあり候処、山焼にて右道筋往来相なり難きに付き、この度は熊谷宿より…略…妻沼通り村々共、右の心得にて可成丈、人馬滞りこれなきよう、熊谷宿より妻沼通り村々へ申しつかわすべきものなり。

伊預 卯九月四日 遠江 ①

前記のお触書によってもわかるように、道中奉行桑原伊預守・大屋遠江守のお触書がまわってきたので、妻沼村では「可成丈」とあるだけで、具体的な数が示してないから、どの位の人馬を用意して置けばよいのかわからないので、太田町と熊谷宿へ問合せたところ人足三百人余、馬八十疋ほどが入用であるという。これは、妻沼村一村だけではまかないきれぬ人馬数なので、台、小島、男沼、出来島、間々田、江原、太田、飯塚、八木田、弥藤吾、上根、八ツ口、江波、上須戸、善ヶ島の各村に、村高にに応じて人馬を差し出すよう連絡をとって用意し、九月十六日、土岐正吉を太田町まで送りとどけたのである。その、土岐正吉は、十六日に江戸を出発、同夕桶川宿へ泊り、十六日にここを出発、熊谷宿で休憩、中山道から右折して新田往還を北上、妻沼村を通過して利根の川岸に至り、小島村からの助船二艘と船人足十二人、それに妻沼渡船場の定設船五艘、計

お存正吉前々中山道本庄宿より五料町へ掛り、上州沼田旅行これあり候処、山焼にて右道筋往来相なり難きに付き、この度は熊谷宿より…略…妻沼通り村々共、右の心得にて可成丈、人馬滞りこれなきよう、熊谷宿より妻沼通り村々へ申しつかわすべきものなり。

伊預 卯九月四日 遠江 ①

中出松崎彦房 熊谷宿 太田町 桶川宿 入

馬足三百人余、馬八十疋ほどが入用であるという。これは、妻沼村一村だけではまかないきれぬ人馬数なので、台、小島、男沼、出来島、間々田、江原、太田、飯塚、八木田、弥藤吾、上根、八ツ口、江波、上須戸、善ヶ島の各村に、村高にに応じて人馬を差し出すよう連絡をとって用意し、九月十六日、土岐正吉を太田町まで送りとどけたのである。その、土岐正吉は、十六日に江戸を出発、同夕桶川宿へ泊り、十六日にここを出発、熊谷宿で休憩、中山道から右折して新田往還を北上、妻沼村を通過して利根の川岸に至り、小島村からの助船二艘と船人足十二人、それに妻沼渡船場の定設船五艘、計

七艘の船で古戸に渡り、それより一路太田町へ、ここで宿泊し、更に十七日には前橋で一泊、十八日に目的地の沼田へ到着したものである。このように、事あるごとに利用されたこの往還と渡船場、特に渡船場を預かる船頭の収益は大きかったたので、必然的に権力争奪の訴訟問題も起つて来る。

妻沼村名主和右衛門が、文政五年（一八二二）十月に書きとめた「渡船場滞一件書付」と、文政六年正月五日の、「渡船出入訴状写」に明細に記されているが、文政六年正月二十日、吟味を受けるために妻沼を出発、翌二十一日江戸着、かくして諸種の手続きを経て、同月二十五日、係役宅において、留役若林源作が吟味の上、示談を進めたが折合がつかず、再三再四吟味の日延を願ひ出たので、役人の立腹するところとなり、遂に、三月一日、次のような済口証文を作成し三月四日、評定所において示談が成立、三月七日関係者一同は帰村したのである。

差上申済口証文之事

内藤右馬之介知行所武州幡羅郡妻沼村渡守百姓太兵衛外式人より、大久保筑前守知行所名主五兵衛外三人え相懸り不実渡舟差障出入申し立て、当御奉行所様え出訴奉り、当正月廿五日御差口御尊判頂戴相附候処、相手方よりもそれぞれ返答書差上げ、御吟中再応御日延願ひ上げ奉り、懸合の上、熟談内済仕り候趣意左に申し上げ奉り候。

一、右出入双方得と懸合候処、往古渡舟村引請、御預けに相成候後、訴訟方の内太兵衛、長八両人のもの共方にて、渡守致し来り、尤も船破損手入は勿論、渡舟場の儀に付き、何程入用相懸り候共、右両人の者共より出金致し来り候儀相違これなく、然る処双方心得方行違ひ、これあるにより出入に及び候へども、懸合の上、行違ひの次第夫々相分り、以来共是迄の通り大兵衛、長八両人にて渡守相勤め候共、相手方にて故障これなき筈、併せて勤方等閑にも相成候ては、村役人共とても相済ざる儀に付き、其の段太兵衛、長八より、村役人共方え別紙一札相渡し、勿論御鑑札の儀は、村役人共方にて預り置き候筈に取極め、双方申し分なく熟談内済仕り、偏に御威光と有難く仕合に存じ奉り候。然る上は、右一件に付き双方より重ねて御願筋毛頭御座なく候。これによつて後証のため、連印済口

証文差し上げ申す処件の如し、 文政六未年三月 内藤右馬之介知行所

武州幡羅郡妻沼村

訴証人渡守百姓太兵衛

同 名主 紋次郎

大久保萬吉知行所

同州同郡同村

同 渡守百姓長 八

大久保筑前守知行所

同州同郡同村

相手 名主 五兵衛

大久保十五郎知行所

同州同郡同村

同 名主 勝右衛門

大久保萬吉知行所

同州同郡同村

同 名主 和右衛門

同 百姓 民之丞

御奉行所様

以上の通り一件は落着したが、これが尾をひいて後々まで、何かといざこざが起きたようである。

飯塚村の義民与五左衛門

五人組制度と、慶安のお触書その他の法度ほうどによって統制された農民は、年貢の負担に苦しみながらも、知行主の申し出に対しては、何事によらず服従しなければならなかった。そうした中であって、深津氏の知行所、飯塚村の名主与五左衛門は、気骨のある人物で、常に村民のためには身を挺して尽すという信念をもった硬骨漢こうぼんかんであった。

寛永十二年（一六三五）三代將軍徳川家光が、新しい武家法度を定め、参勤交代制を義務づけて以来中山道は、加



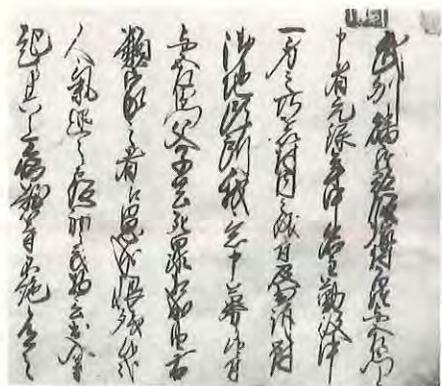
賀百万石の前田家を始め、この道を利用する参勤交代の諸大名その他の交通によって、伝馬賦役でんばふじやくが嵩み、宿駅から遠くはなれた飯塚村も、伝馬助郷賦役を課せられることがしばしばで、村民にとっては大きな負担であった。

与五左衛門は、なんとかこの伝馬助郷の賦役をのがれ、村民の負担軽減を計りたいと、村の窮状を訴え、伝馬助郷賦役御免を願い出て遂にこれを許された。また、利根川除堤の修理に、年々人足を出すことになっていたが飯塚村にはなんら恩恵のない堤の修理に、無賃の労役には服しがたいと、関係村役人と交

渉論議し、遂にこの主張を貫徹して、村人たちを義務から開放した。それから早魃かたばびに見まわれたある年、上流地域のものが用水を堰とめてしまったので、飯塚村地内の稲田は枯死必須こしつじゆという状態となった。これを見て与五左衛門は、上郷地帯の村役人に、「水を流さないのならばそれもよろしい。そのかわり当方では、お村との境界に大きな堤を築き、今後一滴たりともお村の悪水を流させないようにする。」と、抗議したので、上郷地帯では「それでは大変」と堰をはずした。このように豪気熱血の人ではあったが人情には厚く、村人に死者があつて、世継のない場合や、貧困のために埋葬が行なえないという折には、自らが施主となつて葬式を行なつたという。

ある年、利根川が氾濫はんらんして、上流より多くの用材が流れてきた。与五左衛門は村人達と力をあわせてこの用材を引上げ、上米庫にこれを積みこんで隠匿してしまつた。其の後奉行所の出役が流木調査のために廻村、飯塚村においても流木を拾い上げ、隠してはいないかという取調があつた。これに対して与五左衛門は、「私共は家や田畑を守るに精いっぱい、用材の流されてきたことなど、とんと気がつきませんでした。」と、鼻先であしらうようないい方をしたので役人は怒り、「論議は無用、直ちに上米庫を開ける」と、つめよつた。与五左衛門は悠然と蔵の前まへに立ち、「お役人様、御地頭様よりお預りしているこの上米庫を開き、もし用材がなかった場合はいかがなされますか？」と、さういつて刀の束に手をかけ、すごい剣幕で役人につめよつたので、恐れをなした役人は、「疑念晴れたり、あけるには及ばず」と、いつて立ち去つた。後にこの用材は、村方普請のさいに、大いに裨益したという。だが、利根川の流域に近い村方では、うち続く洪水のために作物は水腐れ、不作が続いて食べるものにも事欠く情

(地頭所からの文書)



態にまで追いつめられてしまったので、地頭役所に対して年貢の軽減、並びに御救米の給付を歎願した。しかし地頭所では、この切実な願いも取りあげようとはしなかったたので、村民が飢死してしまつては、地頭も何もあつたものではない。自分たちの作つた米を蔵に収めたまま、それを食わずに死ぬなうてことがあつてなるものか。と、上米庫を開いて村民に分配した。

これがために村民は飢死から救われたが、与五左衛門父子は出府を命ぜられ地頭所において取り調べを受けることになつた。与五左衛門は村民の窮状を述べ、百姓が餓死しては地頭の存在もあり得ないという自説を曲げなかつたので、地頭の怒りをかい、遂に仕置ということになつた。

与五左衛門は死にのぞんで、「自分はここに果てようとも、魂魁たまげこの世にとどまつて、わが村民がいつまでも栄えるように見守ろう。だが、源之丞は若年である。この父のために、ここで果てさせることを不憫と思ふ」と、いへば、源之丞は毅然として、「父に殉ずるは本壞です。」と、従容として首の座につき、父子とも首をはねられてしまつた。時、元禄九年（一六九六）七月三十日のことである。与五左衛門の戒名を、法光道林信士、子息源之丞の戒名を、法覚清夢信士といい、其の位牌は縄付きのまま明治維新まで、来迎寺本尊の前にあつたという。与五左衛門が処刑されたので、一家は断絶し与五左衛門の妻は尼となつて亡き夫と子息の冥福をひそかに祈っていたが、元禄十二年（一六九六）十一月二十九日に歿し、随覚貞雲比丘尼という戒名

御先祖様御住居なされ候御陣屋
御先祖様御住居なされ候御陣屋
御先祖様御住居なされ候御陣屋
御先祖様御住居なされ候御陣屋
御先祖様御住居なされ候御陣屋
御先祖様御住居なされ候御陣屋
御先祖様御住居なされ候御陣屋
御先祖様御住居なされ候御陣屋
御先祖様御住居なされ候御陣屋
御先祖様御住居なされ候御陣屋

を付せられた。そして時代は流れ、安永八年（一七七九）七月二十九日、来迎寺住職法印良快によつて「郷祖先社宮」が建立された。これは、命を賭して村民のために尽した与五左衛門を義民として祭祀したものであるが、地頭にさからつて処刑された者だけに、表だつて賞讃できないし、供養することすらできなかつたので、相変らず重い年貢に苦しめられていた農民が、ひそかに与五左衛門の霊を祀り、これに祈念することによつて、精神的な安らぎを求めようとしたものであろう。かくするうちに与五左衛門の人氣は高まり寛政七年（一七九五）時の地頭、深津梅之助・同八郎右衛門の役所に対し、与五左衛門の百回法養修行の許可を願ひ出て許された。

この許可状（下部掲出の文書）が現在飯塚村名主兵左衛門の後裔、川田孝之氏宅（飯塚九四〇一一）に保存され、次のように記されている。

武州幡羅郡飯塚村百姓与五左衛門と申す者、元禄年中名主勤役中、一身の巧を以て村内の儀につき出訴に及び、御地頭所に対して我意申し募り候に付き、与五左衛門父子共死罪に相成由、右類家の者に愚成恨み残し候や、人氣追々にて仮初にも物言出入等起り、其の上病難等絶えずこれあり、難渋致し候間、今度老人共初め類家の者共存じ付き、最早百年にも相成候に付き、村内寺院初め給々惣百姓相頼み、連印を以て与五左衛門御詫御訴訟申し上げ、御免蒙り、百回忌法養修行致し遣し度く候。両郷地頭所え相願ひ候。右与五左衛門儀は、昔古飯塚村々御先祖様御住居なされ候御陣屋

信口よりし書用御事
候ふ年御事候御事
御先祖様御住居なされ候御陣屋
御先祖様御住居なされ候御陣屋
御先祖様御住居なされ候御陣屋
御先祖様御住居なされ候御陣屋
御先祖様御住居なされ候御陣屋
御先祖様御住居なされ候御陣屋
御先祖様御住居なされ候御陣屋
御先祖様御住居なされ候御陣屋

敷を、自分屋敷に押領致すべく、工巧を以て公訴に及び、宮々申渡儀申立候得共、御吟味の上巧露頭致し、席間仕置に相成候。右の儀は、類家の者初め老人共存じ付き、願いの趣は御聞届なられ候得共、容易に御取用なられ難き事に候。併し百年もたち候儀、村内寺院方初め与五左衛門類家の者共并名主兵左衛門祖父、前兵左衛門儀、九拾有余に罷り成る発言にて、百回忌追善致し遣し候はば、御仕置に相成り、迷居り候与五左衛門父子の靈魂相浮び、村内の祈祷繁栄にも相成可と、村中給々百姓一統連印にて相願い候段、黙止難く思召候に付き、御聞濟なされ候間、両御地頭所申し上げるに及ばず、村中差障りなく繁栄、与五左衛門類家の者共初め、惣て病難の祟り申さず候。靈前兵左衛門年回の節、右与五左衛門父子の菩提寺境内に於て、余り人寄等致さず事、静かに目立ち申さず候よう法養修行致し、塔姿にても建て遣わし申すべく候、尤も菩提所境内の外えは相成申さず候間其の旨相心得申すべく候。

右の段、申し渡し候よう仰せ付けられ候糸斯の如くに候。以上

寛政七卯年七月 ㊦

深津梅之助内

山崎官兵衛

深津八郎右衛門内

吉田勝之進

飯塚村、寺院方、名主、組頭、惣百姓、願本人、惣中

以上の文書を見ると、伝承とは若干違いがあるが、非力な農民が権力に対する抵抗として「祟り」という心理作戦に訴えた事象なのかも知れない。



古河の伝馬助郷

善ヶ島村名主又左衛門（俳名羽鳥可良久）の手記の中に次のようなことが記されている。

「享保十三年四月、將軍吉宗日光社参につき、関東壹万七千百十三ヶ村に伝馬触しあり。

伊奈備前守様よりの御伝馬の御達しにより、善ヶ島村、馬六疋、口附六人、外人足五人、才料伝左衛門・次郎右衛門外才料又左衛門・仁右衛門。岩槻町まで通し、廿一日人馬帰る。廿一日古河にて宿入用、雑用勘定、廿二日帰村」と

この伝馬触は、荒井家文書（前出）に次のように記されている。

一、来年四月、日光山御社参について、江戸・日光・岩槻・古河・宇都宮え、寄人馬関八州の内、前々より除き来り候分、且又御供の面々知行所これを除き、御料・私領え相触、滞りなく急度差し出し候ように申し付くるべきもの也。

享保十二年十一月五日 伊賀 ㊦

右近 ㊦

和泉 ㊦

伊奈半左衛門殿

右の通り御老中御証文相渡り候に付き、写を相廻し候間拝見奉るべく候。尤も通例の御役と違い、重き儀に候間、随分諸事心付け急度相勤むべき事。

一、来る四月、この廻状の村々、高千石に付き馬老疋、人足五人の



（荒井家文書）表紙

より合にて差し出すべき事。

一、人足相詰候日限、四月十五日圍の内へ入る旨、其の心得にて遅滞なく相詰申すべく候。就夫式三十ヶ村又は四五ヶ村にても申し合せ、触次の名主其の者へ、触を請候ように致し、何村の誰を申し合せ候由書き付け、其の者に持たせ、我等方まで早速差越、発分より委細の指図を待つべき事。

一、馬次の儀、御泊り次にて道法十里程ずつ通過候間、老駄付け兼候よわ馬、女馬、一切出すまじく候。並びに馬出し人足の儀、年十五以下、六十余の者出し申すまじく候事。

一、馬出し人足の儀、慥かなる者出すべし、これを請負等に致し、無宿同前の者出し候はば、名主、年寄共曲事たるべく候、随分念を入れて相詰候者、何国、何郡、何村、誰知行、馬主誰、馬出し誰、人足誰と相記し、名主、年寄名印致し、才料の名主千石に付き式人ずつ相添え、四月相詰候節右の書付け、才料の名主特参申すべき事。

一、この廻状の人馬相詰候場所、古河城下え人馬共に相揃え置き候までにて、矢來の内差し置き候事。

一、右の人馬入れ置き候場所、圍の内え馬撃杭打ち置き候までにて、小屋等はこれなき間、逗留中馬出し人足夫食並びに馬飼料、其の外雨除にても致し候はば、村々申し合せ、早速其の心掛致すべき事。

右の趣村中惣百姓え申し聞かせ、書面の通り相心得候、もし相滞る者曲事となすべく候。

この廻状披見の上、老村に名主何人これあり候共、老宛宛村下に名印いたし、月日刻付けを記し、副帳請書えは、名主、年寄残らず名所書き記し、居合せ候者印形致し、順触に昼夜急ぎ相廻し、留り村より我等方へ相返すべきもの也
申ノ正月廿一日 伊奈半左衛門 印

以上の触書を見ても伝馬賦役というものが、農民にとっては大変な負担であったということがわかるが、くだつて安永五年（一七七六）にも、高千石に付き、馬六疋、人足九人の古河伝馬助郷があった。そして古河其の外の宿々で使用した矢來及び諸色代として、高百石に付き銀八匁三分が賦課されるという、農民にとっては過重な負担であった。

善ヶ島村流作場出入

享保十六年（一七三一）の大洪水で、上州側古海村の堤防が決壊し、利根川の本流は古海村沼内通りへ突抜け、河道が大きく変った。このため妻沼村の川欠場、善ヶ島村の流作場も干上ったので、善ヶ島村では早速杭を打ち、株地の入手を行なった。これがために、享保十八年、妻沼村から地所を侵蝕したとして、奉行所に提訴した。

妻沼村の訴状内容は、宝永元年（一七〇四）から流路の変った享保十六年までの間に、年々の川欠で三十町歩余が失なわれていたのである。今度の洪水で流路が変り、ようやく干上った川欠場所に、善ヶ島村から、名主、組頭、惣百姓大勢が境を越えて妻沼村分の、川欠干上り地を手入して、村所有の地にしようとしているので、御吟味の上両村境絵図面のように取り極めてもらいたいというものである。

かくして公事方奉行所より、善ヶ島村役人に出頭命令がくだり、評定所において両村に対する吟味が行なわれ、いまだ訴訟問題の決着を見ない享保二十年に、今度は古海村から、五十町歩余の株地を支配してきたのであるが、この株地へ堀割をつけるようにとのことで堀割をつけたものの、国境の地は、堀割の南三方に残っており、これは古海村で支配していた。ところが三十七年以前、畑圍除堤を取り崩すように命じられ、これを取り崩したために六十四町六反歩余の畑に、砂が吹き込んで荒地となり、加えて善ヶ島で堀割を浚わないので、この堀割が埋まって平地同様になり満水の節水先がふさがれ、このため古海村の方へ水落ちが強く、享保十六年の大水の際、遂に古海村の真中へ千三百間余も突抜けてしまったのである。これがために川口の締切り御普請を願ひ出てこれを許され、後藤庄左衛門の係で普請を始めたが、度々の出水で成就せず、川幅は三百間余となつてしまった。このようなことから、御料、私領とも年貢は皆引となつて免除されたものの、川欠は日毎に加わり、百姓は持地を失なつて渡世もできかねるといふのに、

善ヶ島村では川端から離れ、水難もなくなったにもかかわらず、堀割敷地まで柳をひそかに仕立て置き、浚料と偽わって秣地を支配しているのは不当であるから、善ヶ島村の者共を召出し、御吟味の上、先規の通り、秣地を古海村の支配にしてもらいたいのである。

このように、三ヶ村の出入となつたので、代官石原新六郎手代、上野友兵衛、山崎甚蔵、絵図師侍、足軽、賄人等十五人が八ッ口村の長昌寺に止宿、九月二十二日から十月四日までの間、現地を調査した結果、見取場二十九町四反歩、内十五町九反五畝歩は芝錢場、差引十三町四反五畝歩が流作場改め出歩となつて、善ヶ島村の支配ということで享保二十一年三月五日、評定所において出入の決着を見、評定所え次のような濟口証文を提出した。

差上申一札之事

一、武州幡羅郡妻沼村、訴え上げ候は、当村利根川通りにて、宝永元申年以來古畑・屋敷三拾町余川欠になり、近年段々早上候。右地続き、同郡善ヶ島村分の干潟地は、利根川分水堀割浚料となし、拾ヶ年以前善ヶ島村へ下され候儀にて、当村境限り手入致し候処、去亥年より、妻沼村分の立返り地共善ヶ島村押掠め、手入致し候。右地境の儀は、同郡台村所持致し候貞享年中川通り村方杓絵図の写証拠候間、右絵図面の通り境立度き旨之を申し上げ候。一、上州邑楽郡古海村別訴差し上げ候。廿三年以前、武州幡羅郡妻沼・善ヶ島・葛和田、右三ヶ村願に付き、古海村秣地の内、利根川分水堀割御せ付けられ、其の後十四ヶ年以前卯年、右堀割より南の方に残り候秣地、堀割常浚料となし、善ヶ島村へ下され候儀にて、今以て右村支配致し候、古来地先の証拠は廿四年以前、堀割見分の節差出し候証文写、並び拾四ヶ年以前御取り上げになり候。三拾八年以前古海・善ヶ島出入御裁許明白に候間、先規の通り古海村秣場に仕りたき旨。之を申し上げ候。

一、相手善ヶ島村答申し上げ候は、右論所先年利根川分水堀割以後は、何村の地面と申す儀これなき空地故、拾ヶ年

以前卯年、堀割常浚料となし、善ヶ島へ下され候に付き、段々切開き、去る午年御改めを請、見取畑式町五反五分芝錢場拾三町四反五畝歩、御料所御割付戴き、御年貢納め来り候当村地面に候はば、数年差し置くべきようこれなき旨、之を申し上げ候。

右出入絵図面に決し難く、御代官石原新六郎様御見分御吟味の処、妻沼村古来地境の証拠となす貞享二巳年村絵図控え差し上げ候得共、五拾年余以前の儀、当時格別変地致し、不分明、殊に村絵図の儀御取用なされ難く、今般妻沼、善ヶ島本田畑境より利根川古瀬を打ち越し、堀割へ見通し、古境の儀申し立て候得共証拠これなく、妻沼分千上り地と申す儀相立難く候。次に古海村古来地内の証拠申し立て候共、廿四年堀割見分の節、雨宮勘兵衛様、比企長左衛門様え差出し候証文の控、堀割南方に残り候、出洲、秣地、古海村支配致すべき旨之有候得共、古海村差出し候証拠控えにて、自分証拠御取用なされず、三拾八年以前古海、善ヶ島出入御裁許御取上げ絵図には此度の論所古海・仙石両村地先河原の様記しこれあり候得共、古海村進退仕り候証拠これなく、殊に旧年割付にもせず、地面堀割以後は、地所相分候儀、是亦御取用なられ難く、相手善ヶ島村御吟味の処、享保八卯年堀割常浚料となし、右堀割より南善ヶ島の方河原芝地善ヶ島村へ下され候旨。御請証文これあり、妻沼村地境の差別一向これなく、午年以來御年貢納め来り候上は、訴訟方を以て両村今更申し立し段、相立難く候。之によつて仰せ渡され候は、右論所古海、妻沼両村地内と申す証拠これなき河原・空地故、常浚料となし下し置かれ候上は、有来り通り善ヶ島村へ支配致し、訴訟方両村聊相障間敷候、但し右の地面午年御改め町歩拾五町歩余に候処、今般御吟味の過分の出歩これあり、只今迄に申し出ず善ヶ島不埒に付き、早速御代官え相達し、猶余町歩改め請、出歩の分向後御年貢之を相納め、勿論分水堀割解急なく峻い申すべく候、若右の趣相背き、重ねて出入候はば、御料仰せ付けられるべき旨、仰せ渡され、双方畏奉り候、後証の爲連判一札差中げ申し候所、仍件の如し、

享保廿老辰三月四日 三ヶ村 給々 名主、組頭、百姓代

浅間山大噴火と妻沼地方の被害

天明三年（一七八三）七月五日夜の亥刻（午後十時）浅間山が大噴火した。この時の噴火は、現在でも浅間山麓に「鬼押し出し」として、その猛威のあとをとどめているが、富士山の宝永山噴出（宝永四年）とならんで、近世噴火史上もつとも激しいものであった。この時の様子を、善ヶ島村名主羽鳥又左衛門（前出）は次のように記している。

浅間山焼砂降並びに両度大水変事これあり候節、品々の事並びに穀相場高直の事
 天明三卯六月大水の以後、同七月五日夜より八日昼時過迄三日三夜ばかりの間、震動雷電厳しく、戸障子鳴り渡り七日の昼八ツ時過より俄に掻き雲り、晦夜の如くになり候所、七ツ時過より夜の明るが如く、七ツ時半に口輪再出現これあり、前代未聞の珍事也。信州浅間より焼砂降り来り、この辺平壱寄砂壱石前後降下り、秋毛皆損毛に罷りなり申し候、且又八日夜、利根川通り急変水にて、焼泥押し来り、利根川一面に押し埋まり、船通路これなき候。川上に家道具、大木、小木、かる石、岩石等、おびただしく流れ来り、急水に付き、上州筋村々押し埋いに相なり、流死人数多くこれあり候、尤も村方利根川欠口古海村境通り、深さ平均八九尺焼泥、砂利、岩石、かる石等にて、平地に押し埋り申し候、今年諸国凶年、秋作不出来に付き、惣て穀物高直に相なり候。翌辰の春相場左の通り、大麦両に六七斗位、小麦両に五斗位、米両に三斗五升位、大豆両に五斗五升、麦花百文に弍升位、ふすま穂百文に付き三升位、其の外食物類高直也。木綿百文に弍拾匁位いたし候。銭相場両に五貫五六百文。と、
 なお、この文書には、天明六年七月十七日関東地方に、寛保二年以来の大水があつて、善ヶ島村でも床上六尺位まで水が押し上げて、作物は腐り種物までなくなつてしまつたことが記されているが、浅間の噴火にともなう妻沼地方の被害状況を、小島村名主平兵衛は「砂降に付き用向控」という文書に、次のように記している。

恐れ乍ら書付けを以て御訴申し上げ奉り候

此度大変に付き、大破の場所、左に申し上げ奉り候。

- 一、利根川通り川附村々の内、字小山川、利根川への落口泥にて押し埋まり、水吐き兼、間々田村地先流作場通り、今以て水湛え、難儀至極仕まつり候事。

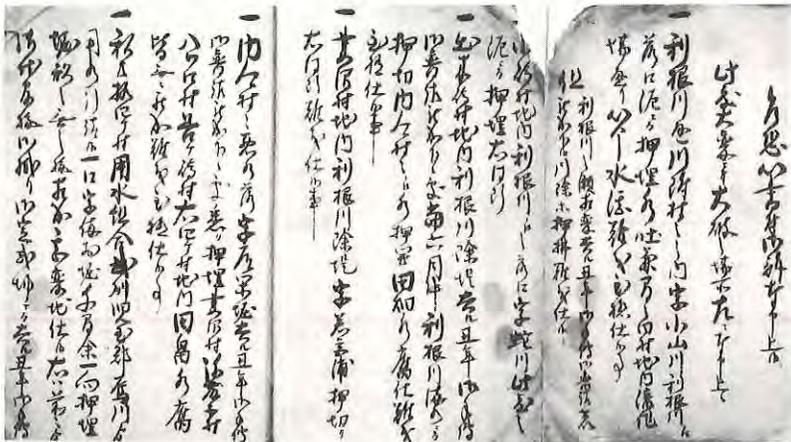
但し、利根川の瀬相変り、去る丑年御手伝い御普請を以て成し下され候川除等押し、難儀仕まつり候。

- 一、小島村地内利根川への落口、字蛇川、此度の泥にて押し埋まり、右同断

- 一、出来島村地内利根川除堤、去る丑年御手伝い御普請成し下され候処、当六月中、利根川満水にて押し、内郷村々え水押開き、田畑水腐れ仕まつり、難儀至極仕まつり候事。

- 一、妻沼村地内利根川除堤、字若宮浦押切右同断難儀仕まつり候事
- 一、内郷村々悪水落し、字道閑堀、去る丑年御手伝い御普請成し下され候処悉く押し埋まり、妻沼村、弥藤吾村、八ツ口村、善ヶ島村、右四ヶ村地内田畠水腐れ、皆無に罷りなり難儀至極仕まつり候事。

- 一、私共拾四ヶ村用水組合、武州児玉郡烏川よう用水引請候一口、字備前堀中間余一向押し埋まり、堀形のこれなきようになり、甚だ変地仕まつり候。右は前々より御代官様御掛り御定式場にて、去



（砂降二付用向扣文書～小林喜久男家蔵）

る丑年御手伝い御普請成し下され候場所、一口よりは用水一向参り申さず候事。

一、備前堀長さ五里程の所、烏川通り此度の大変に付き、字三友川岸より烏川の水押開き、傍示堂村下より備前堀口え押込み、村々土手押切、末流村々迄水押開き、田島悉く水腐れ、難儀仕まつり候。

尤も右備前堀、去る丑年末流村々御手伝い御普請成し下され候事。

右の通り御訴え申し上げ奉り候。大造成儀故、巨細には申し上げ難く、大変の分荒増申し上げ奉り候。何分にも聞き相置きなされ、よろしきよう御沙汰御普請成し下され候よう、願ひ上げ奉り候。

天明三卯年七月

右の願書を、次左衛門、三郎次、兵三郎の三人が、この地方の惣代となつて、西上州にあつた原田清右衛門の旅宿に提出し、これを採択されたので帰村した。かくして荒所見分のために来所した上村平吉は、八月九日、日向村に泊り、翌十日、近村を見分して其の夜は台村泊り、十一日に小島地内粕川の埋まった状況や水湛場、御高入場等、舟に乗つて見分、それから出来島村を見分し、其の夜は江原村に泊つた。くだつて九月一日、代官布施弥市郎手代秋田定吉の案内で、勘定方中村丈右衛門、勘定方吟味下役吉川栄左衛門、普請役荻野文五郎・石田義右衛門・近藤市三、以上五人が見分役として来所、其の夜は葛和田に泊り、翌二日、葛和田を出立して善ヶ島、妻沼、台（ここで昼食）、小島（南岸のみ）出来島、間々田と順次見分して其の夜は中瀬村に泊つた。

一方、北岸通りの見分役は、勘定方野田文蔵、吟味下役市野伴之進、普請役若田喜内・中田弥重郎、案内役布施弥市郎手代森谷順藏、遠藤兵右衛門手代中沢治左衛門であつた。小島村は、四日に願ひ場所全域の見分を受け、見分役人は備前島から人馬を連れて迎えに来たので、これに申し継いだ。その夜御機嫌伺いに野田文蔵の宿泊していた本陳に伺候し、首尾よく事をすませたが、この見分に先だつて、布施弥一郎代官所並びに見分役人に、立地条件、被害箇所
の状況を述べた。次のような願書を提出している。

恐れ乍ら書付を以て願ひ上げ奉り候

私共村方の儀、幡羅郡には御座候得共、利根川北縁にて、上州新田郡え地続きに罷り在り、粕川、蛇川御用水路末当居村裏にて利根川え落合申し候所、去る七月八日、俄に山水押出し、右落口より逆水に泥、石、砂、六百間余押埋まり、水吐き兼、当村地内およそ反別拾四五町程水湛え、秋作水腐れの儀は勿論、麦作仕付けかね、併せて上郷粕川付御領、私領村々、右同様難儀至極仕り候。右川凌いの儀、百姓自力に相叶い難く重々難儀至極仕り候。何卒御慈悲を以て御救い御普請なし下され候はば、大勢の百姓相動かり、冥加至極有難く仕合に存じ奉り候。

一、先連て利根川除御普請願ひ、併せて蛇川凌いおよそ百間と申し上げ奉り候得共、其の節水丈深く、間敷相知れ難く、少々千方に相成り候に付き、相改め候えば、およそ六百間余押埋まり申し候。

右の趣御聞濟成し下され候よう、偏に願ひ上げ奉り候。以上

以上の文書を見ても、浅間山の噴火がもたらした焼石や土砂が堆積して、二メートル余も利根川床があがつたばかりでなく、用悪水とも完全に其の機能を失なつたので、水害ということにもつながるのである。

なお、この文章の中には次のようなことが記され、砂降りの後始末が容易でなかつたことを示している。

差し上げ申す一札の事

当七月中浅間山焼に付き、砂降り候場所御見分の為御廻村なされ候。依て私共村々の儀は二三寸より四五寸位降り積り候処もこれあり、右砂取除き候には、持出し候空地もこれなく、田畑の内え片付け置き候ては、つち相立其上風雨の節吹き散らし、取片付候詮もこれなきように相成候儀故、少々位は相省き候共、切返し候得ば、つち、相立たず候間、出精し切返し作附仕り候よう、仰せ渡され、畏奉り候。是迄御見分成し下され候通り、追々切返し、作

付仕り候よりは、先ず相応に生立申し候間、地馴候迄の内、肥等出精いたし、一三ヶ年も相たち候はば、格前地位相省き候儀もこれある間敷候。右の趣小前の者共へも申し聞かせ、出精切返し、当妻作仕附等差支えこれなきようなきるべく仕り候。これによって御請証文差し上げ申す所、仍て件の如し

天明三卯九月 武州幡羅郡村々連名

御見分御役人中様

知行主たちは、年貢にかかわる重大事なので、農民を督励して作付けに精を出すようにと、さまざまな知恵を授けたが、年貢の軽減はさけられなかった。村方では、妻沼村の「錢屋」で会合を開き、年貢引方についてしばしば打ち合せを行ない、代表者は出府して地頭所と折衝、その結果小島村では五分引、善ヶ島村で四分引という割合で年貢の軽減が行なわれたが、これとても焼け石に水で、大方の農民は困窮の極に達した。

この惨情を見た下奈良村の吉田市右衛門（二代目宗敬・元文四年十月生れ、宝暦十二年二十三歳で家督をつぎ名主となった。後、植村家の御勝手賄役となったために江戸出府が多くなったので、浪費をはぶくために吉田屋という酒問屋を始めたのであったが、これが大当りして勿ち財をなした。文化十年十月没、享年七十五）や、西野村の高橋与兵衛（享保年間の生れで三歳の時孤児となり、縁者の松本五兵衛宅に引きとられて養育され、成人して高橋家十七世をつぎ、勤勉努力して一家を再興、富裕となった。河童与兵衛の異名ある信心家）などが金穀を支出して、近郷農民を救助したことによって、東北地方では餓死者が多数であるという悲惨な事態におちいったが、この地方ではそのようなこともなく、仙台域下でおきた「安倍清騒動」のようなこともなく、各地でおきた百姓一揆や打ちこわしというトラブルを生む起因となるのであるが、いずれにしても利根川の水の恩恵に浴し、ある時はこれに苦しめられながら、とにかくきわだった騒動も進展もなく、私たちの祖先は生き続けてきたのである。

福川通りの請願と出入

福川は、江袋溜井の用悪水路で、妻沼地方南部地区の農民にとつては重要な水路であるが、長い年月を経て、自然に出来た流路だけに、紆余曲折しており、この流通が悪くなると、その沿線の田畑に湛水という被害を及ぼす川でもあった。長い年月の間には、現代人の思いも及ばぬ出来事もあったであろうが、ここでは現存する、大字上根の長島光家所蔵の文書によってこの川の実態、それにとまなう沿線農民のありようを探ってみることにした。

恐れ乍ら書付を以て願ひ上げ奉り候

一、武州幡羅郡福川通り川浚並び両縁川幅切り広げ御願ひ村々（明細は詳略する）

高一四二五石〇斗九升六合	弥藤吾村
高 五四三石六斗七升七合	江袋村
高 六一〇石八斗四升七合	上根村
高 九〇八石四斗二升三合	西城村
高 六六七石二斗二升〇合	上須戸村

右は御料御私領村々御願ひ申し上げ候儀は、近年打続き福川通り田畑水腐れ仕り、惣百姓難儀至極仕り候。

これによって御願ひ申し上げ候は、右福川の儀、段々押埋まり、水吐けあしく罷りなり、平水の上少々の雨にも水差し支え申し候。この儀成年満水以来度々出水にて居こみ、相滞り、葭、柳、生い繁り、自然と川幅狭く相なり、水吐け悪く申し候。右福川の儀は、上郷榛沢郡深谷領坂本より、小山川上下、から沢川、烏川、神奈川、荒川其の外三四拾ヶ村悪水差し添い、原の郷東方廓の恵り川、江袋村溜井え落込み、並び仁手老万石余の用悪水落ち合ひ、

右村々内相流れ、其の上西城村の前に入胎川（よ）並びに長安寺溜井戸沼悪水落ち合、俵瀬村、酒巻村境利根川へ落ち込み申し候。右大悪水に御座候処、別して北河原堰下押埋まり候に付き、平水の上少々雨にも水湛え、書面の村々田畑悉く水腐れ仕り、難儀至極仕り候御事。

一、右御願い申し上げ候福川の儀、江袋村悪水落洗堰落口、川幅七間に御座候処、右堰下酒巻村利根川落口まで、長さ七千五百間余の所、両縁に葎、柳、生い立ち、川幅瀬二三間程宛にせばまり候場所数ヶ所これあり、尤も末村程埋まりも強く、隈地（くまぢ）同前の場数多く御座候。大満水の節は是非に及ばず候得共、平水の上聊かの雨にも数日水湛え、年々田畑悉く水腐れ仕り、大小百姓難儀仕り候。尤も年々葎、柳等切り抜い候得共、川浚、切り広げ等つかまつらず候ては、中々悪水落ちかね申し候。且又、右村々の儀、利根川通り川除の堰御普請並び、仁手老万石余の、御用水総掛りの御普請仕り、江袋村溜井御用水、善ヶ島村悪水落ち堀浚い、其の外御用水数ヶ所の普請相勤め申し候に付き、年々自普請の箇所相残り候程の儀に御座候。このたび福川通り川浚い、並び川幅狭き候所切り広げの儀大造成事に御座候間、中々百姓自力に相叶い難く、然れ共只今迄の通り捨置き候ては、年々水腐れ相遁れ難く、困窮の上いよいよ困窮仕り、連々御年貢上納も勤め難きように相なり、逼迫（ひつぱく）仕るべきと、歎げかわしく存じ奉り、是非なく御救御普請願い上げ奉り候。格別の御慈悲を以て、御普請成し下され、大小の百姓相続仕り候よう、偏に御慈悲願い上げ奉り候御事。

一、右福川通りの内、上根村、弥藤吾村境、観清寺用水閘棹並び洗堰壱ヶ所、北河原、日向村境、用水閘棹並び洗堰壱ヶ所、右式ヶ所の閘棹の儀、出水の節荒はいし御座なく、其の上北河原堰大あら井、芝間に罷りなり、旁々悪水落ち兼申し候。このたび何卒先年の通り、外に洗堰一ヶ所備え付けなされ、下し置かれ、右両所閘棹の儀も、満水の節自由に掛け弛め相なり候ように成し下され候はば、羽生領御用水の節、悪水吐けよろしく罷りなり、出水の節川通り村々水腐れ相遁れ、惣百姓相助かり、有難く存じ奉り候。且又上根村、弥藤吾村境、右福川に十間余の土橋

御座候。是は、金山御松茸御用並びに新田領へ、熊谷宿より往還の道筋に御座候処、右の福川に水湛え申し候に付き、少しの雨にも水押開き、度々道、橋、相破れ、往来差溜り、御用の節差し支え候場所に御座候。御慈悲を以て右願いの通り御普請成し下され候はば、彼是水難相遁れ、惣百姓有難く存じ奉るべく候御事。

右、願い上げ候通り、福川通り悉く押埋まり、川幅も殊の外相せばまり、右川筋村々年々田畑水腐れ仕り、困窮に及び、是迄の通りにては、連々御年貢等上納勤め難きように相なり、自然と逼迫仕るべきと、歎げかわしく存じ奉り、御救い御普請願い上げ奉り候間、御慈悲を以て御見分仰せ付けなされ、下し置かれ、御吟味の上、何分にも御普請なし下され候よう、偏に願い上げ奉り候。然る上は福川付き村々水難相遁れ、大小の百姓永く相続仕り、御慈悲と有難く存じ奉り候。以上

宝曆十二年十二月（以下略）

以上、福川に、葎や柳が生い繁って川幅が狭くなって流れが悪くなり、少しの雨でも湛水して作物がくさり、年貢上納にも支障を来すような状態である。しかし村方では、いろいろの普請があつて、自力ではとてもできないから、役所の力で、川浚いと、拡幅工事をしてもらいたいということであるが、「金山御松茸御用」という、ぬきさしならぬことがらや、年貢上納にも事欠く結果になるなど、採択の効果をねらつたそつのない願書である。

この結果を記録した文書は発見されていないが、おそらくこの願書は採択になり、工事が行なわれたものと思われる。これは、九十余年後の天保七年（一八三六）台風にもなう洪水があり、このため上根村地内六ヶ所が川欠になつた。翌年、永倉勘左衛門、有坂理十郎が保役人として出役、これを普請していることによつてうなづける。

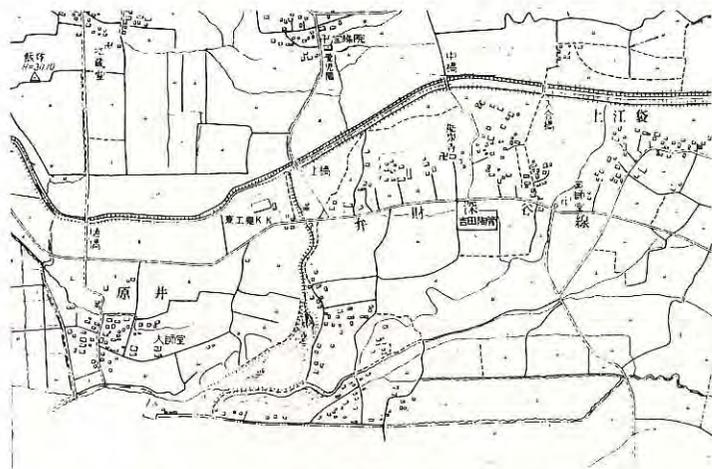
ところが、この普請場の内、新五郎地先五間の杭木十本、中島川上より十八間の杭木十二本、自普請所十六間の内、杭木三本、堰下十間の内十九本、計四十四本が弥藤吾の人達によつて抜きとられ、これが発覚して出入となつたが、八木田村泉五郎、江袋村作左衛門が扱ひ人となり、上根村役人に詫状一札を入れたので出入は落着いたのである。

江袋溜井堤論所

妻沼地方南部の水田地帯の用水源となっている江袋溜井は、慶長年間伊奈備前守の指示によって、前記の福川を江袋村で堰とめてつくったもので、江袋、西野、田島、西城、上根、弥藤吾、八木田、道ヶ谷戸、以上八ヶ村五千石余の用水はこの溜井でまかなっていた。そして代々、江袋村名主作左衛門を堰元と定めて管理してきたものである。ところが、享保八年（一七二三）豪雨のために、この堤が百間余り決壊してしまったので、忍城主阿部豊後守正武に、古堤の通りの修復方を願いだした。

忍役所では、翌九年、戸田長左衛門、後藤忠左衛門を作事奉行として、組合一万三千石余の人足をもって修復した。

享保十二年（一七二七）八月、江戸開府以来の出水と記録されている水害のために、またまた江袋溜井の堰は百九十間余も決壊してしまつたので、忍役所では、これまた修復したが、たびたびの欠壊に受益村以外の組合十ヶ村（西別府・東方・原郷・上増田・宮ヶ谷戸・下増田・本田ヶ谷戸・堀米・飯塚・市ノ坪）の者は、この堤のあり方について、公儀に対して訴訟を起した。（長島光家文書）



(江袋溜井の周辺図 1 : 20,000)

かくして公儀から、検使役人松平九郎左衛門手代佐藤要助、保木佐太郎手代太高只七の両名が来所して見分の上、藤之木村重郎右衛門、中奈良村新田仁左衛門、今井村喜左衛門の三人に、近郷のことゆえ取り扱人となり、調停方を命ぜられ、双方承諾の上で取りきめを行ない、享保十三年八月三日、証文を取り替わした。

原井の井上勲家所蔵の「江袋堤一件書類之写」という文書によれば、この取り替わし証文には、次のように記されている。

一、洗堰九間、内二間は袖洗堰と定め、袖洗堰の高さは受益八ヶ村の高い処の田にまで水が上るようにする。用水末のために、溜井に水が溜らないような場合には、扱人が立会って用水の分限を定めること。

一、洗堰を締切る場合には、枕木、杭木は勿論土俵をもって仕立て又はすのこにて締切つて用水が漏れないようにすること。

一、袖洗から一二寸水が越すまでは水を取らないこと、六七寸水が増したならば、締切を取つて悪水に落すように、殊に満水の時、八月中に水の入らない時は残らず洗堰の締切りを取り払うこと。

一、満水にて堤が切れる程の大雨で決壊した場所は修復すること。以上のように取りきめが行なわれて以来たびたび水損があつたがこの取りきめ通りに措置がなされて問題はなく時代が流れ、万延元



年(一八六〇)に至つて、堀米、宮ヶ谷戸、市ノ坪、東別府、下増田、本田ヶ谷、飯塚、上増田、原之郷、八木田、道ヶ谷戸、原井、田谷、以上十三ヶ村惣代として、山本小三郎知行所、宮ヶ谷戸村組頭万吉、小栗総七郎知行所、東別府村名主平十郎、天野勤次郎知行所、道ヶ谷戸村名主浅右衛門が、細井市太郎知行所、上江袋村名主作左衛門、同知行所、上根村名主長五郎、前田民部知行所、西野村名主源三郎、設楽鎌次郎知行所、西野村名主万蔵、阿部鑑一郎知行所、西野村名主惣左衛門、天野鑑三郎知行所、田島村名主友七、岡部龍之助知行所、田島村名主重蔵、同知行所、西城村名主藤兵衛、岡部金之助知行所、西城村名主善左衛門を相手取つて訴訟を起した。

前出井上家の「江袋溜井堤難洩出入文書」には、次のように記されている。(訴訟人名等前出につき略す)

右訴訟人万吉外式人申し上げ奉り候、相手村方用水の儀は、私共村々悪水落し仕方堀井西別府村涌き出しの入江川落合候溜井にて、同所水保土手、長さ七百六拾間余之内、長さ九間は悪水吐洗堰、長さ式間は用水取り入れ口洗堰にて、右土手北の方長さ三百間余は、道ヶ谷戸地内、前々より同村近く迄にて、すべて土手堰普請の儀は相手村々并八木田、道ヶ谷戸、原井三ヶ村は組合にて、諸色人足差し出し候得共、素より水除堤にこれなく、用水溜井水保ち迄に御座候処、相手作左衛門儀、持溜土と唱え、右土手上所々え置き土致し、踏み固め候得ば、尚低場え置き土致し候に付き、自然上置と相成り、道ヶ谷戸地内迄江袋堤に候などと申し触、すべて同人差図致し、上置・腹付等をいたし、近來格外土手高に相成り、大雨出水の時々、地窪の上郷私共村々、悪水相湛え、水腐れ相遁れず、一同難洩致し候に付き、上置・腹付等いたす間敷旨、追々掛合に及び候処、上置にこれなく、溜土にこれありなどと申し紛らわし、尚掛合中去年七月、八月両度大出水にて、右土手切所決潰等出来候を築留、更に上置・腹付等、多分の目論見御入用御普請相願ひ候趣承るに及び驚き入り、有り来りの古形土手にても難儀に及び候処、新規大造の普請致され候ては、弥増水難相遁れ難き儀に存じ候間、同年十月中、御勘定御組頭、五味与五兵衛様御廻村先え願ひ上げ奉り候処、右は見越の願ひ御取用遊ばされ難き旨にて、願書御下げに相成り、何分にも安心仕まつらず、

再応歎願奉り候処、古形の外御普請仰せ付けられるべく候筋これなき旨、御理解仰せ聞かされ、安心罷り在り候処当春に至り、御入用御普請御組込みに相成り候趣にて、御丁張これあり、驚き入り候得共、古形の外築立候儀これある間敷と、右とくと御出来形見請候得共、案外の上置・腹付いたし、御丁張外多分の築立致しこれあり、何共心得難く、八木田、道ヶ谷戸、原井三ヶ村は堤組合にて、人足相勤め候に付き、御仕様帳見届たく、相手作左衛門え掛合におよび候処、早速挨拶相成り兼候など彼是申し紛らわし、時日相延罷り在り候に付き、御勘定関谷貫蔵様御旅宿え歎願奉り候処、切所仕立方堤高に相成候場所、其の高さ左右古形通り手直し申し付け候はば、願ひ筋これある間敷旨申し聞かされ候に付き、古形通りに相成候上は、別段御願ひ筋これなき旨申したて、御聞濟相成り、其の段請書差し上げ、其の後御普請役様御附添、堤組合村々役人共立会なされ、人足差し出し、元形に削り取り、古形堤に相成り、右御組頭様御見分相濟、有難く罷り在り候処、右御役人様方御引払いに相成候間もなく、作左衛門、重立相手のもの共、人足大勢引連、土手上所々え高さ三四尺程宛置き土致し、新規土手形築立、もつての外不法の致し方に付き、いよいよもつて捨置き難く、当四月中性名書き取り、これを出訴奉るべきと存じ候折柄、右場所御差配松平下総守様御役場より、八木田村伊三郎外巻人、道ヶ谷戸村浅右衛門、原井村八右衛門御呼出しに相成り、八木田村外式ヶ村は普請組合、道ヶ谷戸、原井の儀は土手上の住居にて、近來土手高に相成候御樋、年々水腐れ相遁れず、殊に前書土手北の方、長さ三百間余は、道ヶ谷戸村内に付き、普請等の節は同村にて差図致し来り候処、近年作左衛門重立つ者、すべて勝手我俣の取り計い致し候に付き、諸帳面見届けたく掛合に及び候処、品よく申し罷りあり、其の外右普請の始末、逸々申し立て候処尤も至極にて、作左衛門願ひ向不筋の由仰せ聞かされ、示談掛合中日延相願ひ候処、役人立ち入り、掛合これあり候得共、相手作左衛門え同意の扱振に付き行届かず、大風雨出水これあり候得ば、水難遁るべきよう御座なく、殊に右体御普請役様御附添、古形通り削り取り申し付けられ候

詮も相立たず、且は年貢収納迄に相闘く、百姓相続行届かず、難儀至極に付き、是非なく今般御訴訟申し上げ奉り候。何卒御慈悲を以て相手一同召出され、右始末逸々御吟味の上御見分相済候後、自己勝手に上置・腹付いたし候箇所早々取り片付け、重ねて持溜土等致さず、すべて新規の儀仕まつらず、堤長さ七百六拾間余の内、長さ三百間余、道ヶ谷戸附近地内を江袋堤に候などと申し触ず、古形を以て議定取り替なし、定杭打ち定め置き、向後違論これなきよう、仰せ付け下し置かれたく願ひ上げ奉り候。以上

万延元年八月 (訴訟人名等略)

右のような願書を奉行、酒井但馬守に提出したところ、文久元年(一八六一)三月二日が御差日となり、評定所において吟味中、五月十五日に至って内済となり、済口証文の取替しが行なわれ、一件は落着した。

だが、翌二年七月、相手側が済口違変をしたというかどで、又々訴訟となった。しかしこれは奉行所の仲裁で、済口証文の通り、堤防上に揚げた土は残らず削り取るということで示談となり、地頭所えそれぞれ手続きをすませ、訴訟方の代表者も八月十五日村へ帰った。そして翌十六日に組合村内へ廻文を出し、十七日に集会を開いたが不参の者が多く、十八日に再び不参の村々へ通達を出した。かくしてあれこれという打ち合わせを行ない。九月三日、四日の二日間で削り取り作業を全部終了し、相手方の上江袋村作左衛門、太兵衛、彦左衛門、吉兵衛、七郎右衛門、浅右衛門、徳右衛門、弥藤吾村庄右衛門、金右衛門、上根村新右衛門、田島村重蔵、西城村小左衛門、善右衛門、西野村忠吉、以上十四人。訴訟方の原井村八右衛門、万右衛門、太兵衛、治左衛門、増五郎、友治郎、虎之助、七百奎、八木田村伊三郎、道ヶ谷戸村浅右衛門、東別府村平十郎、本田ヶ谷村三右衛門、宮ヶ谷戸村万吉、堀米村才兵衛、飯塚村治左衛門、下増田村儀左衛門、善左衛門、市ノ坪村保右衛門、孝助、原の郷村権左衛門、田谷村清太郎、上増田村佐十郎、以上二十二人、扱人、郷七郎、喜四郎等によって削り取り跡を見分、完全に一件が落着いたので、翌五日、訴訟方代表者五人で関係各所へお礼に伺い、六日には妻沼聖天宮へ御礼詣りをすませ、村方は休日とした。

上中条堤論所

慶長年間忍の城下を水害から護るために、北河原村と、俵島境の利根川岸を起点に、日向、上須戸、西城の東南部の地点で上中条村と接しているところまで堤防が築かれた。この堤は、上中条堤といい、上郷二十ヶ村、中郷十二ヶ村、下郷十五ヶ村の組合で維持する仕組となっていたが、恩恵を浴するのは堤内の村々だけで、堤外十四ヶ村は被害を受けるだけであったので西野、田島、上奈良、中奈良、奈良新田の五ヶ村は、上中条堤の普請を放棄してしまった。これがために訴訟事件となり、貞享四年(一六八七)五ヶ村の名主は令に違反したというかどで投獄され、同年三月二十二日に、従来通り普請の際には、人夫、竹木等を差し出すべき旨の令が達せられると共に、後の証拠となるようにと、絵図令裡書が訴答両者に渡された。

この絵図令裡書は、西野の高橋吉伴の家に伝承され、この写し(下の写真)を日向の船田祥一が所蔵している。なお、最近俵瀬清水統男家の古文書の中から原本が発見された。

これによれば、酒巻、北河原村境の堤防は、高さ三丈、數十間



馬踏一間、北河原、上中条村境で、高さ一丈八尺、敷七間、馬踏一間、堤防の末端で、高さ六尺、敷一丈、馬踏一尺となっており、更に図面の裏書には次のように書き入れられている。

武州忍領三拾八ヶ村と、同国同領西ノ村、田島村、上奈良村、中奈良村、奈良新田村百姓、利根川通り堤川除普請諍論の事五ヶ村の者近年先規に背き、人足、竹木等不出の由、三拾八ヶ村これを訴え、五ヶ村百姓申す趣、御料の時分四拾三ヶ村一同、同じくこれを勤むると雖も、私領に相分れ候ては、別に江袋村の堤普請これ有るに付き、右の役儀致さずの旨これを答え、糺明を遂げし所、自属、私領以來十五年に及び相勤め、近年に至つて令に違背の段非分となす間料息となし、五ヶ村庄屋に禁獄を令して畢^{おひら}。自今以後、古例に任せ五ヶ村百姓人夫、竹木、これを出すべし、仍て後証のため絵図令裡書、双方え下し置くの条、永く相守るべきもの也。

貞享四年丁卯三月廿二日（署名者、仙 和泉・彦 伯耆・大 備前・北 安房・甲斐 飛弾・本 淡路・坂 内記・大安芸・酒 河内）以上

右の令裡書は、現代人から見れば誠に不合理な処置と思われるが、こうしたことがまかり通つた時代で、農民達はこれにさ

からうこともならず時代は流れ、幾度も洪水の被害を受けながら、享和二年（一八〇二）を迎えた。この年七月の洪水に上中条堤が欠損したので、堤内村々から、堤の減窪み箇所、上置腹付の修復願いが出された。これを知つた堤外村々では、これ以上堤を高く丈夫にされては、洪水の際に水が嵩み、加えて水引も悪くなるので、これは大変と、享和三年一月、堤外十四ヶ村の名主、組頭、百姓代の連印をもって、普請係の役所に対して、堤外村々の実状を述べ、上置・腹付等をしないように願ひ出た。この結果、有形以外の普請は願ひ出ないということ、証文が取り替わされ、更に普請の際は、堤外十四ヶ村の惣代として、日向、下奈良、西城、上須戸四ヶ村立会のもとに工事をすると一札が入れられて示談となつた。

為取替証文之事

当亥春、上中条村地内御堤、上置・腹付御普請願ひ申し上げ、御見分の上仰せ付けられ候処、堤外拾四ヶ村より、右、御堤、上置・腹付なされ候ては、難儀の趣御願ひ申し上げ候



（日向・北河原堤の上中条堤）

為取替証文之事

當亥春上中条村地内御堤、上置・腹付御普請願ひ申し上げ、御見分の上仰せ付けられ候処、堤外拾四ヶ村より、右、御堤、上置・腹付なされ候ては、難儀の趣御願ひ申し上げ候

に付き、御糺しもなし下さるべき所、一躰古堤故御目論見の場所は、御丁張の通り相仕立候趣、齋条村名主六郎右衛門、組合惣代原島村名主所左衛門、柿沼村名主久左衛門、小針村名主権蔵、双方え異見差加え、尤も上中条村地内御堤、上置の儀は有形の外御普請御願い申し上げ間敷候。尤もこれ以後洗い切れ、欠崩、減下り等御座候はば、地元村より拾四ヶ村の内、日向村、下奈良村え掛合の上、内目論見仕り、其の上御普請御願い申し上げべき旨、熟談内済仕り候。

享和三年亥二月 上中条村名主 藤右衛門 印

宗 七 印

勇右衛門 印

八郎右衛門 印

齋条村扱人名主 六郎右衛門 印

小針村惣代名主 権 蔵 印

原島村惣代名主 所左衛門 印

柿沼村惣代名主 久左衛門 印

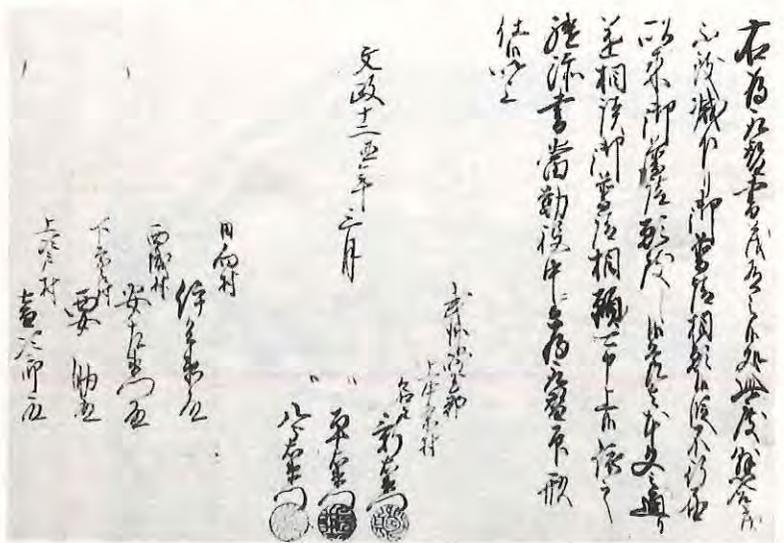


日向村 伊兵衛 殿
 西城村 七郎右衛門 殿
 下奈良村 清右衛門 殿
 上須戸村 惣兵衛 殿

以上のような文書を取り替しておいたにもかかわらず、文政七年（一八二四）閏八月、堤外の村々に相談もなく、地元上中条村では、幕府の普請係りに対し、上置・腹付を出願したので係役人が見分のため来所した。これを知った堤外村々惣代名主は、普請役人にこれまでのいきさつを記した書面を差し出したので、上置・腹付・小段等はつけないということでこの問題は解決した。ところが、文政十二年（一八二九）川欠普請の際、またまた堤内中条村で上置・腹付の願いを出したので、議定違反として上中条村に掛合い、前記の取替文書に継ぎ足して割印を付し、次のように書き添えたのである。

右取り替し為す書もこれあり候処、このたび懸合も致さず、減下り御普請相願い候段行届かず、以来御普請願い致し候節は、本文の通り相談を遂げ、御普請相願い申し上げべく候。依つてこれを謹め書を添え、当勤役中にて、取替印をなし仕り候。以上

文政十二年三月（署名押印者、上中条村名主新右衛門・平右衛門・八郎右衛門。あて名、日向村伊兵衛、西城村安左衛門、下奈良村要助、上須戸村音次郎）
 以上の文章は、問題発生のご効力を發揮してきたのである。



四方寺堤論所

前記の上中条堤と接続して、享保十四年（一七二九）に、今井村（現熊谷市大字今井）境まで、四百三十五間余の新堤を四方寺堤と称し、時の忍城主阿部豊後守正武（老中職時代の功によって一万石を増され、父正能の時代には九万石であった忍領を十万石とした実力者）が、見沼代用水（紀州流土木技術者であった幕臣、井沢弥惣兵衛が、享保十二年十月から五カ月間で完成した。長さ六十キロの用水路、現在の灌漑面積約一五〇〇〇ヘクタール）の灌漑田、約一八〇〇町歩の水防のため築いた堤であるが、この目論見のなされた時点で、堤外十四ヶ村（日向、葛和田、上須戸、善ヶ島、八ッ口江波、上根、西野、田島、西城、中奈良、下奈良、奈良新田、上江袋）の村役人は、村々の実状を述べ、この築堤工事を取りやめてもらうべく、普請奉行島田平助、普請役桜井兵助・樋口喜内に対して請願したが取りあげられず、遂に築堤されてしまい、以前にもまして年々水害を被り、難儀しているにもかかわらず、四方寺村では、この堤の修繕を願い出たので、上置・腹付をして、堤を丈夫に築かれては大変と、堤外十四ヶ村では、西城村名主六兵衛を惣代として

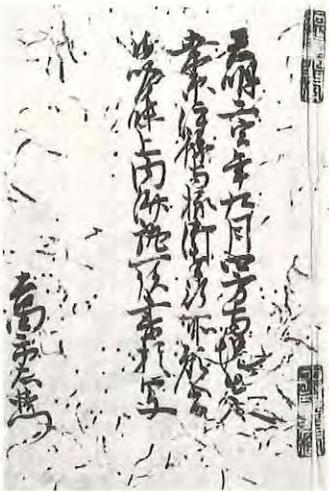


（四方寺堤論所取替絵図―船田祥一家蔵）

天明二年（一七八二）三月、公事方奉行桑原伊予守に、四方寺堤障願書を提出したのである。そして翌三年一月二十九日これが採択となり、二月十一日、六兵衛は評定所へ呼び出され、給々地頭らの、場所見分の上内済にいたすように申し渡しがあつたので、一応帰村した。そして二月二十六日、日向村の福生寺で会合を開き、種々折衝を続けたが折合がつかず、くだつて五月、取扱人、上川上村弥右衛門、江戸の埼玉屋権兵衛、伊勢屋佐助の調停によって内済となり、次のような済口証文が提出されて、この訴訟問題は解決したのである。

差上申済口証文之事

一、武州幡羅郡拾四ヶ村惣代、西城村名主六兵衛訴え上げ候趣は、上利根川通り堤続き、埼玉郡上中条村地内より引続き、幡羅郡四方方寺村地内、長さ四百三拾五間余は、享保拾四巳年以來新堤にて利根川筋とは方角違ひに相隔り、私共村々右堤外は水下に相当、一躰此辺の儀は、同国秩父郡并上州山中辺郡中より、烏川、神流川、小山川、唐沢川、利根川、荒川、右大小の川の余水は、備前堀并福川え落込み、すべてこの辺え落纏い候故、平年にも水損これあり、勿論満水に至つては、右川々より溢れ来り候水、吐方これなく、大難場に御座候に付き、利根川通り惣堤前後数拾里引続きこれあり候処、葛和田村の地内に相限り、堤中絶致し、其の上上中条村地内にて、遠なだれ御築留なされ候段、大満水に至つては、堤内えも連々越水、廻水致し、自然と堤保方もよろしく、内外共急変これなきよう、住古、伊奈半左衛門様御掛りにて、後代迄の水難悉く御勤弁遊ばされ、古堤御築立なし下され候故、既にこの辺をば上中条村の内、字水越と唱え来り候由申し伝え、住古も満水これあり候得共、水死人馬等承るに及ばず候処、右新提出來後は、元文元辰年、寛保式成年、



両度満水にて、堤外村々水死人数おびただしくこれあり、其の上北河原辺には、堤高式丈五六尺これあり、袋水行当りの場所故、戌年満水の節、右村堤数ヶ所押切、百余人水死仕り候得ば、前書申し伝えに的中仕り候。勿論堤外村々の儀は、水死人馬等おびただしく、難儀至極仕り候に付き、其の度々、場所御見分御掛様へお願い候得共願い相届かず、提出来これあり候上は、有形の儀は是非に及ばず候得共、この上少しなりとも高く相なり候ては、堤外村々相立難く、以来上置・腹付等すべて御修覆等相なさず、御定杭証験になし下され候よう仕りたく候に付堤内四方寺村相手取り、去寅三月中より御願いの上、段々御礼の上、当正月中、桑原伊予守様にて御取り上げなし下され、双方御地頭役人中銘々并私共一同、二月十一日、御評定に於て熟談仰せ付けられ、取扱人差し加わり、内談に及び候處、落着仕まつらずに付き、御裏判を以て、当四月二日、御評定所へ召出され、相手方四方寺村六左衛門答上げ候は、右新堤の儀は利根川除、阿部能登守様御定式場にて、享保年中見沼御新田御開発に付き、同十四酉年井沢弥惣兵衛様御見立、右御新田御囲旁、当村の地内え新堤御築足仰せ付けられ、其の節四川御奉行島田平助様・蒲田佐太夫様、御普請役桜井兵助様・樋口喜内様より障の有無御礼の上、村中央え御築足候間難儀の趣申し上げ候得ば、以樋七ヶ所御入用を以て御伏込みなし下され、堤敷代地は上中条村にて下し置かれ、小前え其の潰地代金下し置かれ候儀にて、当村の勝手に相仕立候普請に御座なく、然る処近年減下り欠崩等出来に付き、去る寅春御掛り阿部能登守様へ願い上げ、御見分の上御丁張なし下され、上置・腹付普請相仕立候積りの所、訴訟方の者共差し障り、種々申し立て候得共、古堤出来の後、両度満水の節、訴訟方村々にて水死馬の儀は承るに及ばず、殊に前書の通りに御座候間、減下りの場所普請致さず差し置き候得ば、右場所より越水切所に相成り、堤内外水腐れは勿論、切所辺は作土押流れ、突地出来、水先百姓は一命にも抱り候程の儀に御座候間、前々の通り普請相仕立候儀、差し障らず候よう答上げ、段々御吟味の上仰せ聞かされ候趣は、有形の上え築上げ候儀はなり難く、減窪みの場所は有形の内に付き、平均に相直し候分は訴訟方差し障り候儀立ち難く候間、右の趣を以て熟談致すべき旨仰せ聞かされ、

双方承知仕り、再応御日延願い奉り、扱人惣代上川上村弥右衛門并江戸宿共、双方え異見差し加え、右御吟味の趣を以て熟談内済仕り、則ち左に委細申し奉り候。

一、四方寺村地内新堤四百三拾五間余の内、減下り普請ヶ所都合百四拾六間の所、忍御積りの通り相違御座なく候に付き、双方并扱人共場所え立合、堤有形を用い、減窪み平均に相繕い、腹付の儀も有形に準じて築掛け申すべく候尤も上中条村の内、古堤境より今井村地内迄の内、上中条村と四方寺村地境を壱番と相定め、五拾間目毎に有形の通り左右より定杭を打ち、堤高さ、敷、馬踏等、寸間書き付け建置き、朽損候はば双方村役人立合、建直し申すべく候。則ち、場所立合の節、有形生取寸尺間数は申すに及ばず、普請有無の場所等迄、絵図書き付け、取り替し置きなし、以来右済口相守り、再び論仕るまじく候。勿論向後定杭の外、上置・腹付等決して仕まつるまじく候。もし、減下り等これあり候はば、有形に準じ、繕い申すべく候。

右の通り御威光を以て熟談内済仕まつり、有難く仕合に存じ奉り、然る上は、右一件に付き、重ねて双方共に御願いがましき儀申すまじく候。後証のため済口証文仍つて件の如し、

天明三卯五月 武州幡羅郡日向村（以下前出につき略す。吉田市右衛門文書（埼玉県文書館蔵））

以上によって一件は落着、かくして前出の絵図面を作成して、本絵図面は、訴訟方十四ヶ村惣代の、西城村名主六兵衛が預り略絵図三枚を作成して本絵図紛失の場合にそなえた。この絵図の下段には、次のように記されている。

天明式寅三月より、四方寺村提出入に相成、同三年六月、取り扱いて内済に相成、双方取りかわし絵図この如し、尤も本絵図は西城村拾四ヶ村惣代六兵衛方に預り置き申し候。万一本絵図紛失等も致し候はば、この絵図面を以て定杭等建直し申すべく候、念のため略絵図壹枚づつ三ヶ村え相渡し置き申し候。

天明四年辰七月（以下前出につき略す。）

（附）四方寺堤障願之写（吉田家文書）は、文書館に収納以前、堀江裕司氏の好意により書写したものである。

雉子尾堤論所

雉子尾堤の出入も、水害常習地の宿命を負った地域では、必然的に派生した問題であるが、善ヶ島村名主又左衛門（前出）は、この訴訟問題を次のように記している。

雉子尾堤出入一件

一、雉子尾堤の儀、天明三卯年砂降以来、年々出水多く、村々難儀に付き、寛政五年巳三月中、弥藤吾村地内堤形これなき場所少々も築立て、水防ぎ仕りたき由、妻沼、善ヶ島よりも助人足出し兵候よう。右村役人中より相頼み候に付き、両村よりも人足差し出し、高さ式尺計りに堤築立て候所、男沼、出来島両村より差し障り、間々田、江原、太田、飯塚村を申し勧め、加判印形相頼み、六ヶ村一同にて弥藤五村役人を相手取り、間々田村次左衛門男沼村茂八、訴訟に罷り出で候所、隠密方御見分もこれあり候や御奉行所様より、御代官様、諸地頭様方え立会御見分仰せ付けられ候に付き、同五月三日に、弥藤吾村並び六ヶ村御給々より、御用人中越され、立会御見分これあり候。其の上糞笠之助様元締御手代森戸十郎殿、御内旨を以て、高島村名主新左衛門殿、葛和



田村名主三右衛門殿、内洛取扱致し候得共、双方不得心にて内洛に及ばず、同十一日に御給々御用人中帰府致され候。其の後糞様御役所え双方召出され、御理解仰せ聞かされ候得ども熟談に及ばず、御奉行所え御指出しに相成、同月下旬に弥藤吾村は帰村致し候。

一、右出入一件御尊判に相成、六月十二日、弥藤吾村へ御尊判相渡り、七月廿五日の御差日にて、則ち七月廿日に、双方より出府仕まつり、八月御評定所に於て御吟味これあり候所、弥藤吾村より元禄年中の名寄帳差し出し、古来の証拠相立ち候故、男沼村も御糺しこれあり候得共、慥なる証拠これなく、男沼村不首尾に御座候處、隣村の儀に付き内洛致し候よう。御評定所に於て仰せ渡され候折節、妻沼村三郎治、御鷹方野廻役相勤め候に付き、御用向にて出府の節、取扱に罷り出で、双方得心熟談内洛の趣意、前々より有形の處、このたび平均高さ式尺五六寸程新土を以て築立て候分、六分五厘通り取扱人三郎治方にて人足買揚にて削り取り、三分五厘は残し置き、以来定杭相立て候筈、尤も堤破損に及び候節は、何時成共定杭通りに修覆致し候筈、杭木の儀は、双方の入用の積り相窺い、杭木は弥藤吾村より差し出し候筈、尤も堤の上土削り候節も、三郎治菅人にて取計い、双方共に立会申すまじく候筈にて、御評定所え熟談内洛口証文印書差し出し、十月中旬に双方帰村致し申し候。

一、右堤一件内洛仕まつり候處、兎角男沼の方六ヶしく、寛政五己の秋出水の節、右堤数ヶ所切破候に付き、翌年四月中、右切所外に五拾間余築立て候に付き、猶又男沼より出訴致し、弥藤吾村え御尊判相付け、九月中御召出しに相成、御吟味これあり候得共、曾て弥藤吾村越度にも相ならず、御評所に於て内洛仕まつり候よう仰せ付けられ候得共内洛に及ばず、御見分これあり候筈にて帰村仰せ付けられ候。双方共に霜月下旬罷り帰り申し候。

一、卯三月、再応御糺しの為、御手代衆御両人御出なされ、八木田村に御止宿、御見分の上、双方熟談仕まつり候よう仰せ付けられ候得共、男沼村曾て承知これなきに付き、猶又男沼村外五ヶ村共に御呼出しにて、五月廿五日、御評定所に於て御裁許相済候て、六月上旬双方帰村、則ち御請印形一札の表左の通り、

差上申一札の事

私共出入御吟味の所、地所の儀御決難きに付き、地改めの為、葦笠之助様、布施孫三郎様、両御手代中差し遣わされ、御糺明遂げられ候所、堤の儀は弥藤吾村元禄年中の反別帳並び村差し出し帳にも、字雉子尾堤と認めこれあり従来の堤に候上は、新土手の由、申し口迄に付き御取用難く、先、出入中内済致し、濟口証文差し上げ候處、右惣代兩人の者心遣いの由、これを申し候得共、惣代差し出し置き、右惣代の者心遣いの段は自余の例にも相成立ち難き間、出訴の趣御沙汰に及ばれず段、仰せ付けられ候。

一、相手方のもの共儀、先、出入の節内済致し候とて、訴訟方え無沙汰に右堤削り下げ、其の上論外飯塚村境をも築立て候段不埒に付き、急度御叱り置かれ候。

一、飯塚村境え築立て候堤三拾間余は、分間番番杭より同四番迄、腹付の分二尺通り取払い、上置分は論所堤高さに見、平均に削り取り、定杭打ち直し、破損の節は取繕い申すべき旨仰せ渡され候。

一、訴訟方の者共並び三郎治儀、不埒の筋もこれなき間、一同御構なき旨仰せ渡され候。

右仰せ渡され候趣、一同承知畏奉り候。もし相背き候はば重科仰せ付くべく、仍て御請差し上げ申す處件の如し、寛政七年卯五月廿五日、武州幡羅郡男沼村惣代、訴訟人名主政右衛門（以下略）

以上の文書によって明らかのように、この一件は落着したが、利根川堤改修工事の行なわれた大正時代の初期までは、何かと問題の起きた堤である。

現在この堤の跡（前掲の写真）に立って望見すれば、男沼側が一段低く、弥藤吾、妻沼、台側は自然堤防をなし、古代の住居跡をなしているところえ、たとえ二尺（六〇センチ余）の堤であっても、上郷地帯にある地域の者にとつては、死活に関する大きな問題であったので、訴訟問題になったものであろう。

江原堤論所

葛和田地内から下江原の西北隅まで伸びた善ヶ島堤に接続して、上江原と石塚村境まで築かれた、約二百メートル程の江原堤は、利根川の川除堤として下郷地帯には重要な堤であったが、寛政三・四・五年と、連年の増水に、この堤に上置き手入をしたので、寛政八年（一八九六）七月、上郷地帯役人は、下郷地帯役人を相手取り、訴訟をおこし

八月二十五日、勘定奉行曲渕甲斐守より、双方給々立会見分の上、内済するようにという申し渡しがあつた。そして同年九月、濟口証文を取りかわして示談となつたのであるが、天保十一年（一八四〇）に、前小屋地内にあつた利根川の川除堤が四百間ほど決潰し、この水をまともにかぶることになつた下郷四ヶ村（太田・男沼・間々田・下江原）では、延長百間余の江原堤の上に土俵を積み上げて溢水を防いだ。ところが、上郷地帯では、これがために水はけが悪く、数日たつても水がひけないので、作物が腐ってしまうという被害を受けることになつてしまつた。そこで上郷



（江原論所跡・右上方の家屋が下江原）

石塚村では、この上置き土を取除くよう、下郷の者共え申しつけて貰いたい旨、時の勘定奉行深谷遠江守に出訴した。遠江守はこの訴訟を吟味中に役替となり、跡部能登守がこれを引継いだ。能登守は一件を吟味し、天保十三年九月裁定をくだし、同二十八日、小島源右衛門、村田誠右衛門を現地に派遣して、両者立会のもとに定杭を打った。しかし無知な百姓には、この定杭では土盛高がはつきりわからないとして伺書を提出したので、翌十四年十一月、松野茂郎兵衛、山口内藏次郎が出役、前に打った定杭を打ち直し、杭毎に墨を引いて堤高を定めた。そして十二年の歳月が流れた安政二年（一八五五）四月二十日、太田村内、長山雄之助知行所名主忠八は「善ヶ島堤と、論所堤の築立てについて奉行所に出訴しておいたところ、地頭用人の田中国八殿に呼び出され、早々築立てるようにとの告知があったので、当方では二三日のうちに堤を築立てるから、故障の筋があれば其の筋へお願いするように」と、石塚村役人方へ断わった。石塚村役人方では、この断りに驚きはしたが、二度にわたって定杭を打ち、堤高を取極めてあるので、一方的に不法築立ては致すまいと樂觀をしていた。ところが、断り通り二三日後に、忠八、卯兵衛、茂八、平三郎、更には太田村宮本院の修験見順などが先頭になり、小前の者大勢を引連れて置土を始めた。見順は、諸役家向に自由に出入するものであると權威を誇り、長脇差を携帯しており、作業を邪魔だてする者は用捨なく切り捨てると威嚇するので、村方役人では手のつけようがなかった。かくするうちに上置された土は踏みかためられ、堤高になつてしまつたので、安政二年六月、石塚村組頭孫右衛門が惣代となり、長山雄之助知行所、太田村名主忠八、組頭卯兵衛、同清七、同久次郎、同左市、松崎幸三郎知行所、同村名主茂八、組頭平三郎、同忠次郎、同要七。三枝熊太郎知行所、同村組頭嘉藏、同幸五郎、同甚五兵衛、同栄吉、同金藏、同孫市、百姓六藏。松平下総守領分、間々田村名主健次郎組頭惣助、同忠五郎。数原通玄知行所、同村名主重右衛門、大久保雄之助知行所、男沼村名主太兵衛、組頭金藏、同伝藏。依田平左衛門知行所、同村名主美太郎、組頭九右衛門、同藤次郎。朝比奈左衛門知行所、下江原村名主幸右衛門、組頭常右衛門。石川左内知行所、同村名主新兵衛等を相手どり、訴訟を起こした。

かくして同年八月二日、評定所において対決のため罷り出るべしとの差し紙があつて、訴答お互いにあの手この手の掛け引がなされ、最終的に裁許がおりたのは、文久二年（一八六二）十一月四日のことであつた。この日、評定所には、寺社奉行、勘定奉行、町奉行、目付、留役、高柳小三郎、大越貞五郎、其の外訴答地頭所の用人等が立会つた。そして評定所において咎を受けた者は、長山鏗太郎の家来、田中国八が重追放、戸田越前守の家来、根岸伊兵衛が押込め、三枝熊太郎の家来、沓掛直右衛門が押込めというように、地頭所の役人も連座して罰せられた。

相手方の村方では、長山鏗太郎知行所、太田村名主忠八（重追放）年寄清七、組頭仁右衛門（役儀取放）

三枝熊太郎知行所、同村名主金藏（役儀取放の上手鎖）組頭甚五兵衛・栄吉・弥市（役儀取放）

松崎礼次郎知行所、同村名主徳次郎（役儀取放の上手鎖）組頭忠次郎・平三郎・小兵衛（役儀取放）

石川左内知行所、下江原村名主新兵衛（役儀取放の上手鎖）組頭庄之助（役儀取放）

朝比奈織之亟知行所、同村名主幸右衛門（過料錢拾貫文）植村左近知行所、同村組頭利兵衛（過料錢五貫文）

松平下総守領分、上江原村名主弥右衛門、組頭万五郎（過料錢五貫文）

松平下総守領分、間々田村名主喜三郎（過料錢拾貫文）組頭中五（過料錢五貫文）

数原通玄知行所、同村名主重右衛門（過料錢拾貫文）組頭喜右衛門（過料錢五貫文）

大久保雄之助知行所、男沼村名主太兵衛代、同人悻豊次郎（過料錢拾貫文）組頭伝藏（過料錢五貫文）

依田駿河守知行所、同村名主美太郎（過料錢拾貫文）組頭九右衛門（過料錢五貫文）

石川左内知行所、下江原村百姓代仁右衛門（遠島）太田村万吉外相手五ヶ村百五十二人（過料錢五拾貫文）

訴訟方の、大久保久太郎知行所、石塚村組頭孫右衛門には、次のような判決文がくだされた。

「一、孫右衛門儀、目安裏判願い受け候はば、得と名前等相糺し申し立つべく處、相手の内、地頭名前相違うの儀を訴狀に認め差し出し候段、御出訴以前糺し方不行届不埒に付き、急度御叱り仰せ付けられ候。」と、その他の者はお

構なしとなったが、百間余の提出入にしては多数の罪人を出した。訴答それぞれ関係役所に御裁許書の写しを提出し、十一月十五日江戸を出立、十七日に帰村した。そして同月二十六日、論所地改手附、梅沢九十郎、岡本安喜之介及び家来二人が、石塚村惣兵衛宅に到着、翌二十三日に、訴答惣代の案内で論所を見分、上江原村万五郎宅で休んだ。

この時、訴答両者が相談して、定杭の用意をうかがったところ、控杭を含めて石杭が六本必要であるという。そして控訴は、訴訟方の分として石塚村の藤島薬師堂境内に、相手方の分は下江原村の聖天宮社地え建てることを取極めた。翌二十四日は休み、二十五日には、前小屋名主又十郎、百姓武七、江原村百姓代勇八、石塚村名主三之助、組頭孫右衛門、その他相手方江原村名主見習勘兵衛、組頭利兵衛、太田村弥左衛門、組頭見習良助、間々田村役人一人、男沼村役人一人、惣代のものには残らず出役を案内した。

そして、二十六、二十七、二十八の三日間で水盛をすませ、二十九日に、下江原村善ヶ島村境の六番杭跡え定杭一番（上掲の写真）、下江原村安次郎先五番杭跡え定杭二番、下江原村久五郎地先四番杭跡え定杭三番をそれぞれ建て、三十日に下江原村聖天宮地内え、定杭一番控、上江原村藤十郎西の道端、二番杭跡え定杭四番、石塚村字藤島薬師堂地内え、定杭四番控を建て全部の定杭建立作業を終了、翌十二月一日までに、訴答村役人、人夫が出て、上置土を残らず取り払った。そして翌二日、訴答惣役人は妻沼聖天宮へ参詣し、その夜熊谷宿へ一泊、出役を見送り、一件は落着した。



備前渠の再興

すでに述べたように、慶長九年（一六〇四）伊奈備前守によって開削された備前渠は、天明三年の浅間山の大噴火の被害が尾をひいて、仁手元口縮切りという、妻沼地方にとっては、田植並びに稲作管理に支障を来す状態にたち至

つたので、文政十年（一八二七）次のような願書を奉行所に提出した。

恐れ乍ら書付を以て願ひ上げ奉り候

武州榛沢郡、幡羅郡の内、備前堀仁手堰・矢島堰両組合拾六ヶ村惣代、同州幡羅郡江波村名主伊三郎、同州同郡明戸組頭喜三郎申し上げ奉り候。備前堀用水の儀は、烏川・利根川落合流れ来り候同州児玉郡仁手村地内、慶長九甲辰年二月、関東御郡代伊奈備前守様御見立遊ばされ候上、蔭山数馬様御知行所、右水口仁手村え堀敷御代地土置場これを下され、石田七左衛門様御奉行にて堀割仰せ付けられ、依つて備前堀字仁手堰と唱え来り、同州深谷領・幡羅郡・忍領・羽生領、高七万石余の用水にて、一同普請仕り候處、万治二乙亥年、伊奈半十郎様御支配の節、忍領、羽生領八拾三ヶ村は、日向堰、深谷領九ヶ村は矢島堰、幡羅郡拾四ヶ村は仁手堰、元口御普請右三ヶ所え組分け仰せ付けられ、御代官様御掛りに御座候處、天和元年酉年幡羅郡村々、堀田筑前守様御領分に相成、御領主様より御普請なし下され、貞享二乙丑年、給々分郷仰せ付けられ、御料、私領入会に罷り成候得共、仁手元口より字滝瀬村迄は御代官様御定式御普請御懸り場にて、諸色代金并入足御扶持これを下され、用水引入来り申し候。然る処天明三癸卯年七月中、信州浅間山焼砂降り、火石・焼泥等、右利根川え押出し、川床悉く高く相成、大雨満水の、度々水押開き、水下榛沢郡低場村々難儀に及び候に付き、仁手元口メ切、右代用水は、中山道本庄宿裏字仙南耕地其の外諸所の湧水、備前堀え落し込み、用水潤沢仕まつるべき旨、寛政年中榛沢郡一本木村外拾四ヶ村より願ひ上げ奉り候に付き、同二庚戌年より三ヶ年、幡羅郡村々、田方植付け御見様の上、柳生主膳正様御掛り場にてメ切仰せ付けられ候砌、備前堀口メ切、用水引入ず候間、差し支え候節はメ切取り払い候積り相心得るべき旨仰せ渡され御請書差し上げ申し候。右利根川床高に相成、仙南堀へ多分の差し水、湧水出で候に付き、間宮筑前守様御係りにて、御見様の上用水元に仰せ付けられ、有難く存じ奉り候所、其の後利根川数度の洪水にて、火石、焼砂等追々押

流れ、川床凡そ五六尺も下り候に随ひ、仙南耕地其の外所々の湧水数なく相成、少々の照続きにも渴水仕まつり、田方植付け差し支え、難儀仕まつり候に付き、仁手元口堀割の儀、度々願ひ上げ奉り、別て文政四辛巳年の儀は、水下榛沢郡拾五ヶ村、備前堀仁手堰組合の内、南七ヶ村、同矢島堰組合九ヶ村熟談を遂げ、前々の如く仁手元口より用水引取申し度く願ひ上げ奉り、御吟味中に御座候所、宮ヶ谷戸村外三ヶ村仁手堰組合の内、男沼村外三ヶ村、仁手元口より水引入候ては、水損多く難儀仕り候趣申し立て候に付き、是非なく石川主水正様え出訴奉り、出入に及び候所、右様故障これ有る上は、容易に堀割仰せ付けられ難き旨、御理解御座候に付き内済仕まつり、願ひ相止罷り在り候得共、右巳年以來は用水不足にて、植付けに差し支え、又は仕付け荒等多く、年々凶作仕まつり、既に当亥年の儀は、備前堀渴水就中仁手組合の内、南七ヶ村田方植付け相成申さず、塊田町歩多く、漸く渌水等にて、少々植付け候分も養水これなく、当時枯葉同様にて実入の程はかり難く、年毎早損、百姓相続も相成兼候仕合に御座候て、何となく人氣立たず、殊に去る成年の儀は、難儀当惑の余りに心得違ひの始末仕まつり、御吟味請恐れ入り奉り候。この上は、とても熟談に相成る間敷やと存じ奉り、備前堀組合村々老人妻子に至る迄、一統歎き罷り在り候所、此度御取締り筋御改革に付き、山本大膳御手代中、御廻村の砌村々困窮の様子御見聞なされ、掛り合村々え和融の御理解御精細に仰せ合され、扱人立入、憤り筋等は申し諭し、示談に及び、備前堀仁手引入口は寛政度御メ切の節迄は、堀幅拾貳間、水門これなく候得共、此度堀割仰せ付けられ候上は、長さ拾五間の堀伏込み、夫より百間引下げ、長さ拾間の控堀を伏込み、二重にいたし、樋口寸法并堀幅の儀は御見分の上、備前堀組合は勿論、忍領、羽生領迄用水潤沢仕まつり候よう成し下され度く、尤も樋番の儀は、仁手組合七ヶ村より給金差し出し、番人は水下一本木村外拾四ヶ村より差し出し置き、樋口共右拾五ヶ村にて進退仕まつり、春彼岸より秋彼岸迄水行の積り、もし又出水或は増水等には、樋戸を閉じ、水害の手当いたし、且水患を請候村々は、悪水相防ぎ候手段仕まつり、一同申し分なく、備前堀掛り合拾三ヶ村納得の上、議定調印仕り置き候。これに依つて右拾三ヶ

村の内、三拾九ヶ村は国元にて願書連印恐れ乍ら私共持参
仕まつり候。

一、備前堀掛り合四拾三ヶ村の内、幡羅郡男沼村、出来島村、
小島村、台村の儀は、備前堀仁手堰組合拾四ヶ村の内堀北に
て、先年故障申し立て候得共、此度和談の上は申し分等これ
なき趣、四拾三ヶ村一同議定連印仕まつり候。男沼村外三ヶ
村は国元にて相認め候願書え加印仕まつり、願人には相成兼
候旨尤もの筋に故障これなき段、別紙書き付け取り置き、三
拾九ヶ村は調印仕まつり置き、今般御願いには用水相用い候
村々より、惣代を以て願い上げ奉り候。何卒御慈悲を以て御
聞済成し下され、備前堀仁手口御見分の中、堀割仰せ付けら
れ下し置かれ候はば、水上村々水難の憂も御座なく、用水不
足の村々一統相助かり、莫大の御救いと有難く仕合に存じ奉
り候。以上

文政十亥八月 (願い人等略)

かくして「備前堀開復日記」に記されているように、さまざ
まな動きがあつて、文政十二年(一八二九)四月三日「備前堀
用水路并矢島堰御普請出来形仕上帳」を普請係役人に提出して
工事を完了したのである。(頭初の新本は大木治一家蔵)

迷惑至極なお鷹匠

妻沼地方では、入った時は少々ぬるい程度の風呂かげんにしてお
いて、いざ入ってから火を焚いて熱くすることを「お鷹匠湯」と称
しているが、ことほどさように鷹匠の取り扱いは気をくばらなけ
ればならないということの代名詞なのであろうが、鷹匠が来所す
ると、農民は多大な迷惑を受けることになるのである。

現在、男沼の高柳房治家の「御用留」中に、野廻役福島和三郎か
ら出された「御鷹急御用書付」という廻状があるが、これには次の
ように記され、迷惑をこうむつたであろうことが知れる。

廻章

御鷹匠見習 内山伊三郎殿 御同伴 御鷹方衆

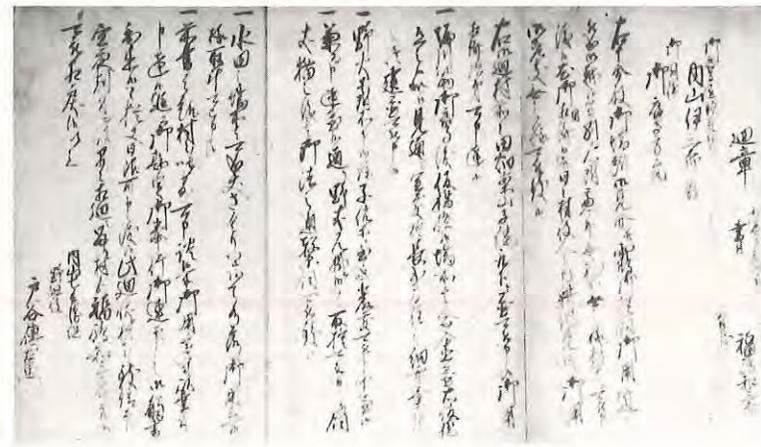
右は今般御場所御見分並び鶴御捉飼御用、近々御越しなされ候間
別して心付け悪く外無礼等これなきよう、村中え申し渡されるべ
く候。尤も御用相済候迄、日々村役人の内耕地見廻り、御用御差
し支えこれなきよう致されるべく候。

右御廻村、前々田畑の案山子繩取り下げ置き申されるべく候。
御用相済次第申し達すべく候。

一、堀川筋御鷹渡し仮橋損じ候場所は、念入に直し置き、右仮橋こ



(飯塚橋から東を見た備前堀)



れあり候処え、見通しよろしきよう、長さ式間程の細竹、葉付きの儘建て置き申されるべく候。

一、野火等付け申さず候よう。子供等に至る迄、厳しく申し聞かせ置かれるべく候。

一、兼て申し達し置き候通り、野犬見掛け候はば、取り捨申されるべく候。飼犬・猫の儀は、御法の通り撃き飼に致されるべく候。

一、水田の場所は、成るべく丈をさぐりあて、水を落し、御用立て候よう取り計い申されるべく候。

一、前書の趣村々呼び寄せ申し談ずべく候所、御用多に付き、書付を以て申し達し候。

追って御勘定御奉行御連印の御触書到来候はば、猶又日限申し渡すべく候。この廻状村下に請印致し、昼夜刻付を以て早々相廻し、留り村より福島和三郎方え相戻されるべく候。以上

内山七兵衛組

野廻役 戸谷伝右衛門

午 江森三右衛門

正月廿五日 金井市左衛門

卯上刻出す 福島 和三郎

新戒、前小屋、江原、間々田、男沼、出来島、飯塚、八木田、原井、江袋、西野村、奈良新田、上奈良、玉ノ井、

右村々 名主中

以上のように、鷹匠に無礼がないように、また、便宜を計ると共に、心得ておくべきことがらまでのお達しがある外、御鷹賄組合がきめられ、鷹匠が来所した場合には、馬や人足、田舟まで出さなければならぬ。ましてや宿泊ともなれば物入が大変で、必然的に賄方についての出入も発生する。

安永五年（一七七六）の「御鷹鶴一件留帳」に、細井金兵衛知行所、上江袋村名主作左衛門、前田半右衛門・阿部新右

衛門・設楽三之亟知行所、西野村名主五兵衛が、西城村名主六兵衛・善左衛門、田島村名主太郎左衛門・新右衛門、太田村名主多門・栄蔵・又市、八木田村名主惣右衛門・佐左衛門・仲右衛門を相手取り、訴訟を起した時の訴訟文が次のように記されており、御鷹賄を回避しようとした動きがあったことが知れる。（上江袋、長島宏之家文書）

御鷹賄諸色人足相滞り候出入

恐れ乍ら訴訟人作左衛門・五兵衛申し上げ候。私共村々御鷹匠様より御宿仰せ付けられ候、水夫御賄人足勤め方の儀、上江袋村、西野村、相手四ヶ村外、飯塚村、一ノ坪村、上根村、都合九ヶ村相勤むべき旨、享保八卯年、御代官鈴木平十郎様より仰せ渡され、御請証文差し上げ、其の節村々証文取りかわしなし置き、是迄年々滞りなく御用相勤め来り候処、相手四ヶ村のもの共、去る末年より困窮の旨申し立て、御鷹御宿仰せ付けられ候節、其の村限りの御賄仕まつりたき旨これを申し、御賄番に相当り候ても、諸色人足差し出し申さず、私共式ヶ村は小高村の所、御掟銅場よろしく、両村に限り重ねて御宿仰せ付けられ候得ば、組合村々諸色人足差し滞り候ては、御用御差し支えにも相成るべく、難儀至極に存じ奉り候に付き、相手のもの共え再応掛合候所、四ヶ村の内式ヶ村は格別難澁も御座なく、殊に飯塚村、一ノ坪村、上根村は、是迄仕来りの通り、諸色人足差し出すべき旨これを申し、相除き候得共、西城村、太田村は、組合村々の内、大高村、其の上御掟銅最寄あしく、御鷹御宿仰せ付けられ候儀は逃避の儀故、我侭勝手儀のみ申し募り、前々組合儀を今更相破り、私共両村に限り甚だ困窮仕まつり、最早御用時節に差し掛り、御差し支えに相成るべきやと、難儀至極に付き、是非なく御訴訟申し上げ候。御慈悲を以て前書の趣御聞済成し下され、相手の者共召出され、御吟味の上前々の通り、鶴組合水夫諸色人足滞りなく相勤め候よう、仰せ付けられ、下し置かれ候はば、有難く存じ奉り候。以上

安永五年申八月

細井金兵衛知行所

御奉行所様

訴訟人 上江袋村名主 作左衛門
前田半右衛門知行所
訴訟人 西野村名主 五兵衛

右のような願書を地頭役所を通じて奉行所に提出した。かくして十月二十五日、老中松平右近將監・松平右京大夫松平周防守・田沼殿頭、大目付松平対馬守、町奉行牧野大隅守、寺社奉行牧野越中守・土岐美濃守・戸田因幡守・太田備前守、勘定奉行太田幡磨守、御掛り御留役甲斐庄武助、御掛り以上立会のもとに、評定所に於て吟味が行なわれこの結果、従前通り御鷹賄諸色人足等差し出すということで内済、一件はさほどこじれることもなく解決した。さて、御鷹賄とは、どの程度村方に負担がかかったのか、これを次の文書によって見ることにしよう。

文政九年戊戌四月改め、拾三ヶ村組合、御鷹賄取極め書控

九月七日写し置き候 名主 和右衛門

御鷹賄取極め書控

九月七日写し置き候

和右衛門

一、御上鳥、但し耆禱に付き人足六人。是は、宿村賄村にて人足半々にて相勤め申すべく候。且又入用の儀は一禱にて、賄村にて式朱づつ差し出し申すべく候事。
一、御鷹匠様老人に付き、御賄水夫人足式人、野夫老人
一、御伝馬老疋、但し人足式人に立、是は人馬共に賄村にて相勤め申すべく候。且外に御荷物送り人足御座候節は、宿村にて相勤め申すべく事、但し人足老人は老人に立。
一、餌鳥籠持 但し老人、是は御宿村にて相勤め申すべく事。

一、野先馬老疋 但し式人に立、是は賄村にて相勤め申すべく事。

一、田船老艘 但し三人に立

一、大頭様 是は御昼飯大寄の節は、水夫の外人足共に、人足拾式人に立、御泊の節は御賄人足廿四人に立

一、鶴・鶺御捉飼の節は、御昼飯大寄の節は水夫人足外人足共に御賄勤め人足拾式人に立。

一、戸田様御組御通行にて、人馬差し出し申し候ても、御伝馬計り御賄に立。

一、勢子人足 但し人足老人は老人に立、但し人足高御証文下され候はば、年番村々持参致し御証文の通り書き記し申すべく候事。

一、御焼印御引替の節は、人足拾式人に立、御伝馬老疋式人に立、但し以来は人馬共に賄村にて相勤め申すべく事。

一、御鷹匠様方御着の節、御人数御性名相記し、御伝馬継致し候共、組合年番村え巡番これなく候はば、たとえ御賄相勤め候共、重ねて帳面改めの節、御賄に立て申す間敷候事。

一、水夫人足御鷹老据に付き、人足四人づつ、但し式据御泊りの節は人足式人増、右の外格別に余計の人足入用これあり候共、御泊りの村方にて差し出し、相勤め申すべく候事。

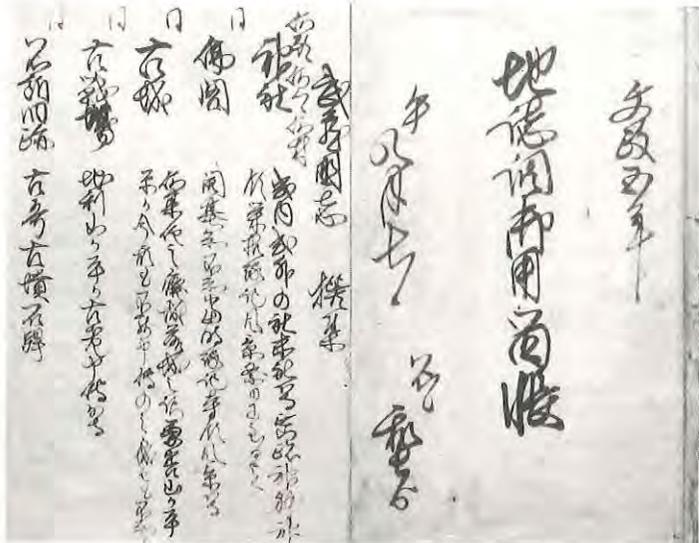
一、御鷹方御泊りの節は、御上下に差別なく、一宿御老人前、錢四百文づつにて御泊り相頼み申すべく筈取り極め置き申し候事。

一、御伝馬継送りの砌、餌鳥籠持人足老人づつ御賄に相立、其の外の人足決して相立て申す間敷候事。

一、前々定め置き候通り、御賄方并御伝馬継相勤め候はば、其の村方より通達されあり候庭毎に、年番村にて帳面に記し置き、改めの節差し出し申すべく候。尤も御賄帳の儀は年々当番村にて会合の節相改め申すべく候事。

右の通り組合村相談の上、取り極め候上は、前書ヶ条の外、人足相掛り候共、余計の人足老人も帳面え相記し申す間敷候事。(以下略、前出荒井家文書)以上の賄勤め方割賦は、高百石に付き二人ということで算定された。

地誌調査役人の来所



新篇武蔵風土記稿は、若干の誤りや矛盾する内容があるにしても、地方史を研究するための貴重な文献として残されているが、これは、林大学頭述齋が幕府に建議し、文化七年（一八一〇）から調査を始め、文政十一年（一八二八）に完了したものである。妻沼地方には、文政五年（一八二二）八月に来所したことが、妻沼村名主和右衛門の「地誌調査御用留帳」（上掲の写真）前出荒井家文書）によって知ることができる。

この地誌調査役人が来所するにあたって、武蔵国志撰集を参考事項に記し、

右の通り書付持参致し、相調べ候也。

此度地誌調査御用について、林大学頭手附出役の者、其の村々へ相越申すべく候間、其の旨兼て心得居り候よう申し渡すべく旨仰せ渡され候条、其の意待つべく候。この廻状村下え名主請印を致し、早々順達、留り村より相返さるべく候。以上

午六月廿二日 柑本兵五郎役所

（武州幡羅郡国濟寺村始め、俵瀬村留）

かくして各村々を調査しながら廻村、妻沼村に止宿した調査役人は次の文書によって知れる。

幡羅郡村々地誌取り調べ御用に付き、明七日葛和田村出立、其の村え旅宿、御用向取り調べ候条、其の段相心得、上下四人の旅宿老軒用意これあるべく候。以上

午八月六日

地誌調査御用出役

朝岡伝右衛門

築山茂左衛門

女沼村、役人中

追啓、別紙廻状老通相添え遣し候間、早々八ッ口村より順達これあるべく候。

（別紙）

今度村地誌調査御用、其の村々神社寺院の由緒、名所、古記并小前百姓に至る迄、家柄の者等微細に承札候条、村役人に限らず、村方の義得と相わきまえ候者老兩人、明後八日、女沼村旅宿え早々罷り出でられるべく、この廻状滞なく、早々順達、留り村方より相返されるべく候。以上

午八月六日

地誌調査御用出役

朝岡伝右衛門

築山茂左衛門

八ッ口村、上根村、西野村、八木田村、道ヶ谷戸村、江袋村、原井村、弥藤吾村、男沼村、出来島村、小島村、台村、右村役中、追ってこの廻状、刻付を以て早々相廻されるべく候。

以上により調査した資料は公開するまでに至らず明治維新となり、明治十七年（一八八四）四月十六日、大里郡吉見村（現大里村）の素封家、根岸武香が「新篇武蔵風土記稿」として刊行、一般の者の知るところとなったのである。

文政の改革と寄場組合

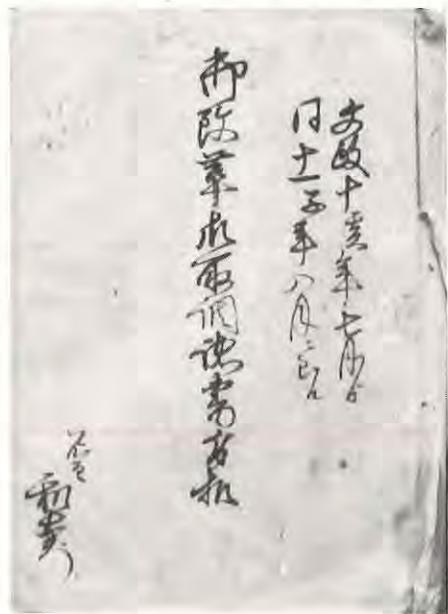
文化二年（一八〇五）幕府は関東地方の治安維持を強化するために、勘定奉行の直接支配下に「関東取締出役」というのを新設した。すでに述べたように、関東地方の村の支配は、天領・大名領・旗本の知行地など、各所に飛び地となつてゐるばかりでなく、一村（現在の大字）でさえ、天領・旗本領、または大名領に分割されている。したがつて一村内の旗本知行所で罪を犯した者が、同じ村内の天領に逃げ込むと、旗本の方では手が出せなくなるわけ、犯罪の捜査逮捕上非常に不便であつた。加えて江戸最後の繁栄期といわれた文化・文政時代は、十一代將軍徳川家斉の治世である。家斉は、天明七年（一七八七）四月、將軍となり、同年六月、松平定信を老中とし、いわゆる寛政の改革に着手せしめたのである。定信時に三十歳、彼はまず、ワイロと汚職を奨励し、所得倍額政策を押し進めた田沼意次一派の一扫から着手し、肅清・風紀取締・言論の断庄という、恐怖政治を復活推行了た定信も、寛政五年（一七九三）光格天皇が父の典仁親王に太上天皇の称号をおくろうとすることに反対した、いわゆる尊号事件によつて失脚、後任に松平信明を推挙した。が、定信、信明が死んで、文化十四年（一八一七）水野出羽守忠成が老中となつて、ふたたびワイロをとる情実政治が始つた。定信が苦心してたてなおした幕府財政も乱れに乱れ、江戸っ子の生活は派手になり、江戸っ子の心意気を謳歌する祭り、絃歌さんざめく岡場所「いき」とか「すい」とか称する風俗が生れ、長唄・三味線、その他種々の芸事が町人の教養課目になつた。したがつてお師匠さん、家元がたくさんできた。

このように江戸の町民文化は急速に向上する反面、幕府の支配力が弱まり、地方治安は乱れ、無宿者や博徒が盛んに横行し、関八州取締出役だけでは、治安維持に困難をきたすようになった。そこで幕府は、関東の農民組織や、その取締りに大改革を加え、文政十年（一八二七）関東取締り出役の仕事に協力させるために寄場組合を作らせた。

妻沼地方の寄場組合は、荒井家文書（前出）によれば、次の二十七ヶ村組合であつた。（石数は村高）

千四百廿五石 弥藤吾村。七百六十二石二斗四升四合九勺 八木田村。百石 原井村。五百四十二石六斗七升四合
江袋村。七百五十石 飯塚村。百廿石九斗五升二合 市ノ坪村。三百八十八石三斗七升六合 堀米村。四百八十三石六斗六升一合 台村。四百廿二石八斗二升二合 小島村。四百六十五石三斗九升男沼村。四百一十一石三斗五升五合出来島村。七百三十九石二斗六升五合 間々田村、千四百一十二石八升六合 太田村、六百廿三石九斗五升五合、江原村。九百八石四斗二升三合 西城村。三百四十五石五斗八升 田島村。三百三十五石九斗四升 西野村。六百七十一石二斗一升七合 上須戸村。六百十石八斗四升七合 上根村。八百四十三石三斗三升 日向村。一千六百六十二石二斗八升二合 妻沼村。惣高一万八千四百廿五石三斗五升八合九勺で、妻沼村を親村と定め、諸勘定その外万端の取計いについては、年番村々があたり、取締り出役が廻村中に捕えたもの、又は村方において取り押えた者は、取調中の費用と江戸送りに要する費用は、無宿者は組合村々惣高割とし、有宿は、たとえ他村で捕えたもの、あるいは他村で取り押えたものであつても、人別の村方で支弁するように定められたのである。

なお、次に掲出する資料のように、こまごまとしたきまきりをつくり、取締りの協力態勢をととのえたものの、ゆるぎ出した幕政をたてなおす効果はなく、天保年間に至り、老中水野忠邦によつて幕政最後の改革が行われたが、これとても時勢の流れを変えることはできなかったのである。



資料 文政度の改革文書

(朱書) 式冊一村限り差上げ候。

覚 (紙面を節約して続け書きとし、一部削除する。)

山本大膳御代官所、内藤帯刀、大久保筑前守、大久保十五郎、大久保万吉知行所
武州幡羅郡妻沼村、江戸え拾九里

一、高千六百六拾式石式斗八升三合、反高拾三町八反六畝拾八歩
此家数式百拾八軒、人別八百九拾人。

内、家数百拾三軒、農業一統渡世の分

家数百五軒 農間諸商並び諸職人渡世分

内、大久保筑前守知行所、居酒屋渡世、百姓半右衛門、同権兵衛、同善兵衛、同六兵衛、名主五兵衛

髮結渡世、百姓馬之助店弥三郎、湯屋渡世、百姓甚右衛門、同次兵衛

大久保万吉知行所、居酒屋渡世 百姓金左衛門、新右衛門、大小拵研屋渡世 百姓伊三郎、髮結渡世 百姓仲右衛門店彦次郎(以下略)

内藤帯刀知行所、居酒屋渡世、百姓九左衛門、同八郎兵衛、同安五郎、同彦七店藤四郎、湯屋渡世百姓孫左衛門

大久保十五郎知行所、居酒屋渡世、百姓孫兵衛、同小助、歎喜院地借金兵衛

外に煮壳渡世、腰物類売買渡世御座なく候。右の通り相違御座なく候。

文政十一年八月、山本大膳御代官所無民家に付き、内藤帯刀知行所にて兼帯

右村百姓代新五左衛門、組頭与左衛門、名主吉郎兵衛

大久保筑前守知行所 右村百姓代市右衛門、組頭所左衛門、名主五兵衛

大久保十五郎知行所 右村百姓代武助、組頭次郎兵衛、名主勝右衛門

大久保万吉知行所 右村百姓代惣右衛門、組頭弥五兵衛、名主和右衛門

関東向御取締御出役 山田茂左衛門様御手附 吉田左五郎殿

山本大 膳様御手代 河野啓助殿・太田平助殿

橋本 兵五郎様御手代 小池 幸助殿

(朱書) 式冊村々惣連にて差上げ候

差上げ申す御請証文の事

在々村々の内、若もの仲間と唱、大勢組合神事祭礼等の節、人よせがましき儀催し、金銀耕作の暇を費し、其の外悪事のみ企て、中には村役人申し付け相背き候ものこれあり、不屈の儀、一躰若もの仲間とし号候儀、甚だ以てよろしからず儀。其のため公儀より、五人組を立て置かれ候事にこれあり、不束の身行これあり候はば、五人組にて諫言しからず儀。右を取用申さず候はば、支配御代官、私領は領主地頭役所又は自分共廻り先え申し出下さるべし、之に依て以来若もの仲間と号候事は急度相止め、神事祭礼等も、村役人、百姓代相談の上取極め、若ものは申すに及ばず、其の外大勢組合すべてよろしからず儀相談致す間敷旨、御奉行所より御沙汰に付き、小前末々までもれずよう申し渡し、村役人共方へ請印取置き申すべく候、もしこれまでの通り、等閑にいたし置き、後日相知れ候はば、村役人までなような御儀にも仰せ付けられるべき旨、仰せ渡され、一同承知畏奉り候。これによって組合村々一同連印御請証文差上げ申す処件の如し、

文政十一年子八月 妻沼村最寄廿七ヶ村、一紙給々三判宛連印

提出先同前

(朱書)式冊村々惣連にて差上げ候

差上げ申す一札の事

近來無宿ども、長脇差を帶し、又は槍鉄砲等持ちあるき、在々所々において狼籍に及び、かつ、右を見ならい、百姓町人其の内にも長脇差を帶し、同様の所業におよび候ものこれあり、これまで追々御仕置仰せ付けられ候得ども、なお相止まず、増長いたし党を結び押あるき候趣に付き、先般右躰の槍・鉄砲等携え候者はもちろん、長脇差等帶し、又は所持いたし、歩行候者どもは御召捕り、悪事の有無、無宿、有宿の差別なく、死罪其の外重科に仰せ付けられるべき旨、御触れこれあり、右の趣銘々支配領主地頭より触れ知らせ、承知の上、小前末々え村役人どもさまま申し諭し、世話致すべき儀には候得ども、右躰科仰せ出だされ候も、百姓風俗を悪者風俗に移らざるようにとの御仁恵に付き、有難き仕合に承伏し奉り、良民の被害相成候者は捨て置かず、村役人並び小前一同申し合せ、搦め押え、其の支配領主・地頭、又は御取締り様方御廻村先え差出し、聊の心得違ひ不身持の者どもえは厚く理解申し諭し、本心に立ち帰り、家業出精いたし候よう專一に心掛け、丹誠いたし、もし其の上にも不埒止む事不身持に候はば、これまた御廻村先え密々御訴え申し上ぐべし、この上悪ものども徘徊いたし候はば、村役人ども割方行届かず故に付きその品により急度取計らいなされるべく候。

一、村々の内、悪もの徘徊致し、または無商売のもの差置き候はば、村役人はもちろん、小前末々の者、五人組、前書相わきまえざる故に付き、農暇または休日等に再々村役人ども読み聞かせ、急度相守り申すべく候事。

一、近來世上一統とは申しながら、就中、関東筋村々、別して奢りに長じ、神事祭祀、始礼、仏事等、前々より格外に相なり、入用多く相掛り、困窮・難儀におよび候趣に付き、村役人ども精々申し合せ、質素儉約專一に取計らい申すべく候事。

一、村在々、歌舞伎、手踊り、繰芝居、相撲、その外すべて人寄せがましき義は、前々より御法度の処、近來狼りに相なり、所々にて芝居等催し候趣相聞き、これまで御仕置仰せ付けられ候向もこれある処、いまだ相止めず、芝居相催し候跡にて御聞きにおよばれ候とも、右催し候者はもちろん、芝居道具貸し遣わし候ものまでも、きびしく御糺しの上、その筋え御差出しなられ候に付き、村々役人どもにおいても、小前末々まで差留め申すべく候事。

一、近來、小前末々の者ども心得違ひにて、農を怠り、商を専らに致し、田畑作り余高持百姓難儀に及び候由に付き農家にて商売致し候ては、自然にその所奢に長じ候もとい、宜しからざる事に付き、新規に商い相初め候はもちろん、追々相止め候よう心懸くべく候事。

右の趣精々御理解これあり、一同承知、畏奉り候。然る上は、今後怠りなく、小前末々まで申し聞かせ、違失なく相守り申すべく候。万一等閑に致し、無商売の者に店貸し置き候か、または悪者に宿等いたし、差置き候ものこれあり候はば、当人は申すに及ばず、親類、組合、村役人一同、何ようにも仰せ付けられるべく候。

依つて御請印形差上げ申す処件の如し

右の通り御教諭の御請書仰せ付けられ、無宿、悪もの差出し候。諸入用組合村割、なるたけ手軽に差出し候よう、なし下され候はば、百姓諸職人、町人等、その身風俗を失ない、諸々の悪事に携わり、終に無宿になり、または潰れに及び候者も、良民の風俗に帰り、万端質素に家業出精、永続いたし候ようにとの御仁恵、有難き仕合せに存じ奉り候儀に付き、組合村々格別差しはまり、悪者できざるよう、奢りを防ぎ、取締り行届き、

右御仁恵忘却仕まつらざよう、村々議定左の通り。

一、前々より御公儀仰せ出だされ候御法度の趣、いよいよ以て堅く相守り申すべき事。

一、今般改めて組合村相定め候上は、小組合大小高の増減に随い、三ヶ村、五ヶ村組合候上は、すべて議定よく相守り、もし相背き候村方は、御取締り様方御廻村先へ、密々御訴え、御調べ受け申すべき事。

一、宿・町・村々の内、悪者に店貸しまたは宿を致し候者ものあるに付き、その所はもちろん、近村まで良民の風俗

悪敷なり、悪事に移り候間、右躰の者並び無商売の者、決して村々え差置き申さず、常々村役人心付け、万一隠し置き候はば、密々御廻村先え御訴え申し上げ候か、または組合村方にて搦押へ、その筋々え差出し、諸入用の儀は悪者差置き候当人五分、組合三分、残り二分はその村高割当人困窮者にて、雑用出来難き節は、組合、親類より差出し、居村にて差押え差出し候節は、番人足飯料とも、組合村高割、因人差出し入用は店貸または宿いたし候当人七分、組合三分、過怠として差出させ申すべく候事。

一、無宿、長脇差、その外火附盗賊人殺し等、すべて悪党ども、村方へ立ち入り候節は、村役人はもちろん、居掛り候者ども、早々手配申し合せ差押え、もしまた党を結び、大勢にて手に余り候節は、小組合は触知らしめ、手勢相集め、差押え、取り逃がさずよう手当の上、その村役人、並び惣代差添え、悪事の控書巨細に書付け、前条仰せ渡され書の趣を以て差出し、諸入用は組合惣高割致すべく候事。

但し、諸入用の儀は、御出役様方え申し上げおき、高割致すべく候事。

一、有宿の悪もの御召捕り相成候か、または村方にて差押え候か、他村にて差押え候とも、諸入用は人別の村方より前三ヶ条目の振合を以て差出すべく候事。

一、浪人・船こぶれ等の類、村方へ立ち入り合力を乞い候節、これまで差遣し候に付き、追々偽り申し、罷り越し候間、大小帯し候ものはもちろん、脇差等帯し候ものは、老銭の合力も差遣わさず、一夜たりとも宿貸し申さず、もし、不法狼籍の仕方これあり候はば、留めおき、村方より手強の人足差出し、差押え、差出し方の儀は、四ヶ条目通り取計い申すべし、かつ、浪人の外実々難儀の躰に見請候者、合力相願い候はば、その時宜により、当人も難儀相ならずよう、取計い申すべく候。

一、宿・町・村々の内に、浪人もまたは船こぶれ、相对働化等の宿いたし候者これあり、猥りに相成候間、以来は当人も難儀の様子に相見え候ものは、得と出所承り糺し、村役人え相達し、止宿致させ、決して猥りがましき儀

これなきよう致し、その上にも内々宿いたし候者これあり候はば、早々御訴え申し上げ、御調請申すべく候事。

一、村々にて強訴・徒党がましき儀、または剣戟を以て乱妨に及び候類は、その村方より早々御出役先え御訴え、領主・地頭え申し立つべく候事。

一、博奕並びにすべて賭けの諸勝負の儀、前々より御法度の処、近來相弛み候由に付き、自今以後、組合村々相互に村役人見廻り、老銭式銭の取引にてもきびしく相制し、拾五歳以下の子ども、慰みに役付きまたは唐ごま、投げ銭諸々の勝負事いたし候儀も、博奕の筋に付き、村役人はもちろん、親々きびしく教諭致すべし、その上にも催し候者は、幼年たりとも差押え、差出申すべき事。

一、宿、在、町、村々の内にて、博奕道具売買いたし候風聞これあるに付き、油断なく相糺し申し上ぐべく候事。

一、在々にて歌舞伎、手踊り、操、芝居、その外相撲等、前々より御法度の処、なおまた今般きびしく仰せ渡され候間、右躰の儀はもちろん、すべて人集めがましき儀、決して致させまじく、かつ、若者ども相催し候を差留候節は村役人を恨み候趣に付き、以来は組合村々相互に申し合せ、他村より差留め申すべし、もし相背き候はば、重立ち候ものはもちろん、同類一同名前書付け、密々申し上ぐべく候事。

一、宿・在・町・村々の内、旅芝居の宿または在々村々百姓ども、常々稽古いたし、芝居道具揃えおき、衣裳等貸し遣し、または神事祭礼の節、芝居売あるき、自然と見まね、相催し候趣に候間、追々右躰の渡世致し候者は、品物御取上げ、急度御仕置仰せ付けられ候事に付き、村々申し合せ、右躰の者これあり候はば申し立て、または相止めさせ、村役人申し付け相用いず候はば、密々申し上ぐべく候事。

一、神事祭礼、風祭の儀は、大造成儀致さず、村入用相懸ずよう、その所役人差函請取り計い、決して村方若者どもえ相任せず、費用を省き、酒食等猥りに致すまじき事。

一、他所の者、村々え住宅仕まつりたき旨願い候はば、そのものの出所相糺し、農業のみにて商等致さず者に候はば

出所の村方役人より、証文を取り差しおき、遠国もの等、その所役人送り書付これなく候はば、決して差しおき申すまじく候事。

一、上武両国の内、その所の仕癖にて、小前末々の百姓倅ども、神社仏閣参詣、または親類好身え罷り越し候節、兎角、脇差を帶し、悪もの風俗をまね、自然と気嵩になり、酒乱の上喧嘩口論いたし、脇差にて疵付け候儀、間々これあり、もつての外なる儀に付き、以来は、祝儀、無祝儀にて、その所にて仕来り帶し候儀は、格別他所へ罷り出で候節には決して帶させ申すまじく、よんどころなく遠方へ罷り越し候節は、村役人え断り帶すべし、もし相背き候ものは、その品取り上げ、村役人え相預りおき、申し上ぐべき事。

一、始礼その外祝儀事に付き、若者どもその外使酒と名付け、酒を贈り、大勢罷り越し、大酒いたし、遺恨等これある者えは祝儀を妨げ、または隣村より、聲・嫁取り候節、通行の村方え頼むと名付け、酒樽を贈り、贈らざるものは、途中え若者ども大勢罷り出て妨げ、祝儀と名付け、金子差し出させ、ゆすり同様の所業これあり、もつての外なる儀に付き、一躰、若者仲間と号え申す儀、甚だもつてよろしからず、そのため公儀より五人組をたておかれ候事にこれあり、ふつつかの身行これあり候はば、五人組にて諫言差し加え、右を用いず候はば、その支配御代官私領は、領主・地頭役所、または自分ども廻り先え申し出さずべく候。これによつて若者仲間と号え候事は、以来急度相止め、万一これまでの通りに候はば、重立ち候者はもちろん、その外名前相糺し、密々申し上ぐべく候事。

一、葬礼、仏事等、近年華麗に相成候間、一汁一菜に限り、酒は決して差し出さず、なるたけ手輕に當申すべく候事
一、近年村々の内に家業に精を出し、休日も休まず、農業・家業に精を出し、身上向よろしきをねたみ、また、若者ども百姓・町人・娘・下女等不義いたし候など申し懸け、遺恨これあるものは、若者ども大勢申し合せ、付合い相省き、または田畑・屋敷等え石碑持込み、或は井戸等え糠・茶・下肥などを打ち込み、悉く迷惑致させ、仲直りと名付け、社堂え集まり、酒食いたし、諸入用差出させ、不法の所業これある趣に付き、以後右躰の儀これなきよう

仰せ聞かされこれあるに付き、急度相慎み申すべし、もし右ようなる儀これあり候はば、重立ち候者はもちろん、同類名前相糺し、密々申し上ぐべし、もし隠しおき、他村より顕れ候はば、村役人まで何様にも仰せ付けられ候事
一、浦方・山方稼ぎの事は格別、その外在々有来りの外、新規の商人決して致させ申すまじき事。
一、諸職人ども儀申し合せ、手間代を上げ候相談いたし候由相聞き、もつての外なる儀にて手間代引下げ候儀は格別引上げ相ならず候間、もし、右ようの儀、何事によらずこれあり候はば、早々申し出るべき旨仰せ聞かされ候間、村々申し合せ等決して致させまじく候事。

一、御公用の儀、または村中申し合せの儀に付き、村役人方え百姓寄合候節、村入用に懸け、食物、酒、肴等、給し申すまじく候事。

一、御出役様方御賄方の儀、不相当の足錢致し候趣相聞き、難儀の筋に付き、御定めの外決して馳走がましき儀致さず、たとえ他の御用筋御廻村の御方にても御定めの外馳走がましき儀決して致さず、村入用相減り候よう仕まつるべく候事。

但し、御用宿にて村役人、酒食等決して仕まつるまじく候事。
一、村々の内え御取締り様方はもちろん、御町方、火附盜賊御改め方道案内のものなどと申し罷り越、止宿の上金子借用いたし候ものこれある趣に付き、その所え止宿はもちろん、金子等決して貸し申さず、もし強て申すものは、その所え留めおき、その筋え申し上ぐべき旨、仰せ聞かされ候間、村々申し合せおき候事。

一、近年諸国より勤化多く、難儀致し候間、御免勤化並びに前々より帰依の神社仏閣出家社人、かつ、家へ相廻り候儀は格別、その余は人足または寄附物等、決して致すまじく、たとえ遠国より継来り候とも相断り、万一強て權威を振い、勤化を進め候はば、その所え留めおき、その筋の御糺し請申すべく候事。

但し、諸入用は組合の内え相談、高割にて差出すべく候事。

一、無宿・無頼のものども、御廻村先にて御召し捕り、または村方にて同様差押え、差出し、御糺の上無宿・有宿とも無罪のものは得と御教諭改心帰依致すべしと、御見込みの者は、慥なる引請人御撰び、引渡しなされ候間、無宿の分はその所御支配、御地頭え村方より相届け、もし身状立ち直り申さず候はば、直に差押え申すべきの旨御沙汰に付き、兼て申し合せおき候事。

一、村々の内、心得違にて農業を嫌い、遊びあるき、親類、組合、役人意見取用い申さずとて、直に帳外は致さず、組合、村役人え相談、意見差加え、その上にも取用いず候はば帳外致し、聊かの心得違これあり候とて、後難を恐れ、無宿に致し候得ば、使うべき処これなきに付き、いやます悪事仕まつり成り候に付き、無宿に致さず以前、きびしく教諭致すべき事。

一、宿・町・村々の内、寺院村役人の内にも博奕の悪事に携り候ものこれある風聞にて、右躰の儀故、悪もの制し方行届かず候。たとえ風聞たりとも密々御出役様方え申し上ぐべく候事。

一、取除無尽・富籤よまぐちに類し候儀、決して致すまじく候事。

一、御公儀は勿論、御領主・御地頭より御構いに相なり候ものは、御構いの場所え決して差しおかずよう、急度相守り、立ち入り候ものは差押えおき、申し上ぐべく候事。

一、村々の内に、公事師くじしと唱え、他の貸金を引請、俄に下人に抱えられ、御差紙を預り、または出入の腰押等致し、村方を騒ぎ立て候ものこれある由、右は不届の儀に付き、右躰のものこれあり候はば、隠しおかず、密々申し上ぐべく候事。

一、餌差どもの儀、近年鷹鑑札持参、身すぎのため御鷹餌鳥御用を權威にかえ、泊り刻限にもこれなき内、村々え罷り越し、止宿を乞い、聊かの儀を難渋申しかけ、酒代等をねだり候者間々これあり、村々難儀致し、右より正路の餌差をも悪きように心得候故、行違いい少々ずの事も角立て、村々心得方もよろしからずに付き、右よう酒代等ねだり

候ものこれある節、入用厭いその儘ままにいたし、当座の難を遁れ、酒代差出し相済まし候に付き、何時となく仕癖に相成り、よき事に存じ、右の類多く候間、以来は休み、泊り人足継ぎ立て等、定例の通り木銭、米代、人足貸銭請取り、諸事差し支えこれなきよう、御用大切に取計らい、その上前書の通り、ねだりがましき儀申し候とも、決して酒代等差出さず、重断これなきよう申し有め遣わし、左候とも酒狂の上等閑にて、強て不法におよび候者は、名前・住居並びに師匠餌差名住居とも承わり、師匠の方懸合引取らせ、万一名、住居、師匠名前申さず、又は鑑札もこれなきか、鷹鑑札等所持候ものは、その所え留めおき、小組合相談の上、大組合年番え申し達し、その上、寛政七卯年御触の趣をもつてその筋え差出し、諸入用組合村々高割に致すべく候事。

一、御鷹場は勿論、御捉飼場内にて、盗み鳥致し候儀は、前々より、度々御触御座候処、近年村々の内に、右躰の渡世をいたし、又は濫に鳥を取り候ものこれある趣に付き、御糺の上、御召捕なさるべく候得ども、村役人どもよりもきびしく小前未々え申し聞かせ、右躰のものこれあり候はば、密々申しあげ、もし隠しおき、他村より申し出で候はば、当人は勿論、村役人どもまで、急度御吟味なされるべき旨、仰せ聞かされ候間、組合村々相互に申し合右躰のものこれなきよう、急度制し方仕まつるべく候事。

一、囚人老人に付き、掛繩式房の外、上納仰せ付けられず候旨、仰せ聞かされ候間、

以来右の通り村々相心得申すべく候事。

但し、式房の内式房は、駕籠差出し候節差出し候事。

一、目駕籠老挺に付き、式貫文まで、山駕籠老挺式貫式百文まで、右値段より高値に拵え申すまじき旨、仰せ仰せ聞かされ候間、相心得申すべき事。

但し、下値に出来候儀は、なるたけ精々致すべく候事。

一、囚人飯料の儀、老人老泊百四拾八文、老昼七拾式文の外相掛け申さず、所、ありあわせの野菜をもつて、一汁、

一菜に相賄い、無宿は組合入用、有宿はその人別の村方より差出し申すべく候事。
但し、囚人好き嫌い願う事いたし候とも、聊か取り用い申さず、強てこれを申し候はば、御出役様方え申し上げべく候事。

一、一件引合せ旅籠かたごの儀、老泊百八拾文、一昼は七拾式文より高値に相ならずよう、それより下値の儀は勝手次第、なるたけ所ありあわせの野菜、一汁一菜の積り申し合すべく候事。

但し、米値段高値の節は、その段御出役様え申したて、御差図を請け、値段上げ申すべく候事。

一、組合村々一鉢え掛り候無宿者引合せ雑用の儀は、なるたけ減少致すべし、聊かも余分の儀これなきよう、取賄い出立、帰着等は年番村並びに親村役人え届け、押切り印形請、組合村々高割致すべく候事。

但し、無宿大勢引合せ、罷り出で申すまじく候事。

一、老ケ年、両度宛むす寄合、議定の儀は小組合村々の内、惣代村相立て、右惣代のもの罷り出で、相談いたし、歸村の上、村々え申し談じ、なるたけ多人数罷り出でず、諸入用相省き候よう、取り計い申すべく候事。

一、すべて家業を専一に相勤み、親え孝行を尽し、下人は主人に従い、夫婦仲よく、兄弟したしく、老いたるを敬い物ごとくに心を合せ、村中區々にこれなく、取締り行届き候よう取り計い候村役人は勿論、奇特の筋心懸け候ものは御廻村の御申し上ぐべき旨、仰せ聞かされ候間、忠孝・奇特のものは申し上ぐべく候事

右は今般御取締り筋、精々御教諭これあり候に付き、前条の通り申し合せ候上は、村々厚く相心得、小前末々のものどもえ、再々読み聞かせ、連印取りおき、自今以後違失なく、議定の趣堅く相守り、万一等閑に致しおき、悪もの等差しおき候村方は、組合村々の内より直にその筋々え申し上げ候筈、その度に至り、一言の異議申すまじく候。仍つて取替えのため議定致しおき候処、件の如し、

文政十一子年八月（以下二十七ヶ村、給々百姓代・組頭・名主名印略）

右は、今般御取締り御改革に付き、組合村相定め候に付き、組合限り申し合せ、前書四拾ヶ条の趣を以て、村々、區々相ならずよう議定いたし、このたびの御趣意、過失なきよう、取締り方行届き候よう仕まつるべく存じ奉り候、これによつて組合村々議定写を差上げ申し候。以上

文政十一子年八月

前田金三郎知行所 武州幡羅郡西野村、割役 與兵衛

大久保筑前守知行所 同州同郡妻沼村、名主 五兵衛（提出先、前出につき省略）

差上げ申す請書の事

一、今般御取締り様方より御教諭遊ばされ候御趣意の儀は、兎角奢費の儀決して仕まつらず、儉約専一に仕まつるべき候よう仰せ付けられ候に付き、省略に相なり候儀、減少致すべき由、村中一同申し合せ、右に付き、我等ども、商売湯銭の儀、これまで老人前四文づつ定めおき申し候処、今般右仰せ渡され候御趣意に付き、値下げ仕まつるべく候段、申し聞かされ候に付き、以来老人前三文と相定め申し候、然る上は、薪等高値に相成候節は、たとえ相休み候とも、決して私に値上げ仕まつるまじく候。これによつて御請連印差上げ申す処件の如し、

文政十一子年八月

組 合	次兵衛	印
組 合	五左衛門	印
組 合	甚右衛門	印
組 合	六兵衛	印
組 合	孫左衛門	印
組 合	八郎兵衛	印

差し上げ申す請書の事

一、今般関東筋村々御取締り様方御廻村遊ばされ、御改革御教諭遊ばされ、万端質素儉約に、村方有為にも相成り候よう仰せ聞かされ候に付き、一統申し合せ、儉約に相成り候分は減少仕まつるべき由、私ども渡世向、髮結の儀、これまで老人前廿四文にこれあり候処、今度相改め、拾六文に値下げ致すべき由仰せ聞かされ、承知仕まつり候。然る上は、以来御定めを通り、拾六文の外、決してこれを受け申すまじく候。もし、村内の者、心得違ひにて、これまでを通り、廿四文相払い候はば、余分の儀相返し申すべき段、我等どもは勿論、家主一同申し渡され、承知の上連印差上げ申す処、仍つて件の如し

文政十一子年八月

当人髮結	浅次郎	印	家主	民之亟	印	組	合	新	八	印
当人髮結	久次郎	印	家主	孫左衛門	印	組	合	八郎兵衛	印	印
当人髮結	弥三郎	印	家主	馬之助	印	組	合	五左衛門	印	印
当人髮結	常次郎	印	家主	仲右衛門	印	同居人	作右衛門	印	印	印

副議定の事

今般関東向御取締御用御出役様方御廻村の上、村々召し出しなされ、御取締り筋御改革御趣意仰せ渡され、有難く承知、畏奉り候。なお、村々取締りに相成り候廉々並びに諸入用割合方等、村々一同議定致し候処左の通り、一、御取締り御改革の御趣意、仰せ出され候については、心得違ひの村役人これあり、御趣意を尊び、自分勝手筋を小前え申し掛け、難儀に及ばせ候事もこれあるべきや、もし、右よりの儀これあり候はば、小前の内にてもその子細書き付けに相認め、密々組合・名主の内え差出し申すべく候。その筋もつとも事の候はば、早速掛合に及び

相直させ申すべく候、その上にも相直らず候はば、組合より御取締り様方御廻村先え、申し立つべく候事。

一、村々の内にて、若者どもを相頼み、大勢相集まり、夜中、宅え踏込み、またぞろ途中にて利不尽に人の娘を奪い取押えて女房に貰い請候得ども、その親不承知にて、村役人え申し立て、右役人より取り戻させ候得ば、若者ども一同申し合せ、娘の親え種々難渋申し掛け、取扱人立ち入り、金子差し出させ候儀、間々これあり候。以来、右躰理不尽の儀は早々御取締り様方御廻村先え御訴え申し上げ、御調受け申すべく候。もし、その村にて等閑に差しおき候はば、組合村々の内より、密々御訴え申し上げべく候。勿論、右入用は奪い取り候男の方より差し出させ、もし、困窮にて差しだしかね候はば、親類・組合より差しださせ申すべく候事。

一、村々の内にて、娘、または下女等馴合にて、密々通ひ、または連退候て女房に貰い受け候か、親、不承知にて取戻し候とも、曲輪まがらの若者ども、面穢おもてしなどと名付け、酒代を取り候儀これある由にて候得ども、娘の不埒は親で、則、下女は主人これあり候得ば、敢て若者どもより酒代を取り候儀、これあるまじき事に付き、急度相止め申すべく候、さりながら、その品々寄村役人より取締り方申し聞かすべく候事。

一、村々の内、若者ども祭礼のためと申し談じ、寺院・社堂え大勢集まり候儀これあり、右は徒党に類し候儀に付き前もつて村役人え申し届け、聞き済の上は格別、若者ども私に寄合候儀、決して致すまじく候。万一無作法に寄合致し候はば、村役人より相糺し、御廻村先え申し上げべく候。もし村方により、等閑に差しおき候はば、組合より御訴え申し上げべく候事。

一、酒食の商人村々え入り来らずよう、村境へ傍示杭を建ておき申すべく候。もし、心得違ひの商人立ち入り候はば村役人より相断り、その上にも売あるき候はば、その者出所を相糺し、その村名主え相断り引取らせ申すべく候事

一、餌差の儀、木材、米代、賃銭は、本議定の通りに取り計い、もし、昼飯賄候はば、老人分木銭八文、米式合五勺の代、所相場を以てこれを取り、餌差駕籠継人足の儀は、仕来りの通り老村越し候ては決して継申すまじく候事。

一、病中郷送りの儀、明六つ時より、暮六つ時限りに、昼の中計り継送り、夜中はその村に留めおき、介抱いたし遣わし申すべく候、夕方先村え持込み候節、これを受け、書付差出し申さず候とても、暮六つに相成り候はば、持返させ候間、夕方の継送りは、刻限見計い、継出し申すべく候事。

但し、病人相果候はば、小組合村々役人並びに親村役人立ち合ひの上、明和四亥年御触書の趣を以て取計い、諸入用の儀は、右組合惣高割に致すべく候事。

一、無宿の悪者、組合村々の内にて取押え、その御筋々え差出し候節、差添に罷り出で候者、その外諸入用割合の儀は、本議定の趣を以て取り計い申すべく候事。

一、右一件に付き、江戸表え罷り出で、往き返り並びに逗留中入用の儀、老人に付き、一日銀五匁宛、御取締り御出役様方御用先、御領主、御地頭御城下・御陣屋等え罷り出で候砌は、老人に付き、一日銀四匁と相極め、かつ、親村会合等の節は、昼飯・夕飯、定式の賄代計りにて相勤め、その余の入用等相懸けずよう、なるたけ減少致し、出立・帰着とも、その時々親村え相届け、押切印形受け、組合村々の惣高割に致すべく候事。

但し、いわれなき大勢引合に罷り出で申さずよう、取り計うべき事。

一、御取締り御出役様方、御町方御組中様、火附盜賊御改め御組中様方より、囚人御預り並びに目駕籠、山駕籠、細引等、仰せ付けられ次第、聊かも差し支えなきようにいたし、右入用の儀は、別紙四拾ヶ条の趣を以て取り計らいその筋の御出役様方え入用仕上書差し上げ、御見届を請、妻沼村役人押切印形いたし、渡しおき、組合村々敢為これなく、七月・十二月、年番妻沼村え罷り出で、帳面え印形致しおき申すべく候。その上右切手を集め、小組合立会い取り調べ、勘定致し、組合惣割致し、取り立て申すべき事。

一、御出役様御廻村の砌、妻沼村え御旅宿は、諸事同村限りにて、御賄等に村々差構これなく候事。

一、同断組合村々の内え御旅宿なられ候節は、御上下とも壹泊銀六匁、壹昼銀式匁五分宛、妻沼村相除き、入用割合

申すべく候事。但し、木錢・米代御払いなされ候に付き、水夫・人足賃錢積り。

一、同断道御案内の者御召し連れなされ候節は、老人壹泊、錢百八拾文、壹昼七拾式文割合い申すべく候事

一、同断御用状御出でなされ候節、隣村は賃錢廿四文、一村越候得ば拾式文増、何ヶ村越候とも、その振合ひにて、割合申すべく候事。但し、夜中は人足式人賃錢右同断、蠟燭代近村拾文、遠方三拾式文づつ

一、同断御出立御駕籠、物持は、道の遠近にかまわず、人足老人賃錢百文宛割合い申すべき事

但し、御駕籠壹挺三人懸り、両掛壹荷式人掛り

一、同断御呼出し、または御窺い、御願ひ等にて、村々より罷り出で候者え、賄差出し候はば、老人壹泊百八拾文、壹昼七拾式文宛、その者より受取り申すべく候事

一、囚人番仰せ付けられ次第、一昼夜交代、人足はその村勤め切り、賄代錢老人壹泊百八拾文、一昼七拾式文宛、番村にて立替、書面の親村役人印形取りおき、割合申すべく候事。但し、囚人老人に付き、上番老人、下番三人、尤も壹ヶ村ならば囚人式人にても上番は老人たるべし、もしまた用心の為に増人足差出し候はば賄代その村引受。

一、囚人番、初村へ掛縄仰せ付けられ候はば、麻、百目にて、長さ九尋半に仕立て差出し申すべし、囚人御差立てに相成り候までは差出しに及ばず候、御差立の節は、未々番村へ縄、仰せ付けられ候はば、同日、同尋にて差出し申すべく候。但し、妻沼村にて御差立てに相ならず、外に囚人御引取相成り候はば、未の番村にても差出さず候。

一、無宿は囚人飯料、取縄麻代、その外余時入用相掛り候とも、番村にて立て替え、その訳詳かに書面に相認め、

親村役人印形取りおき、割合申すべく候事

一、御用談に付き、大組・小組合の時、賄出させ候はば、老人壹泊百八拾文、壹昼七拾式文宛割合い、かつ、年番にこれなく候といへども、大組合に抱り、惣代に罷り出で候者は、同断割合い申すべく候事

一、小組合年番またはその組内に抱り、御用向に罷り出で候節は、その小組合入用の事

- 一、老ケ村の用向にて罷り出で候節は、大小年番ともにその村限りの事
- 一、定式入用の外余時入用相掛り候はば、その訳詳らかに相認め、年番立会い、印形致しおき、割合申すべく候。
- 一、妻沼村の儀、諸御出役様方、時々御廻村御逗留もこれあり、その上右御出役様方御召捕囚人、村々え御預け仰せ付け候上は、同村え御預り仰せ付けられ、諸入用等は同村にて残らず引受け候儀に付き、前書組合村々え、囚人御預け、番人足飯料、目駕籠、山駕籠、細引、その外仰せ付けられ候諸入用高割の儀、同村は相除き、無宿、悪者取り押え、差出し諸入用等の儀は、同村を始め、惣組合一統え高割致すべく候事
- 一、世話役筆墨料、老ケ年に付き、割合申すべく候事
- 一、会所茶代、寄合の度数に依り、割合申すべく候事
- 一、婚礼の節、これまで曲輪、組合定めおり候得ども、御改革に付き、多人数にてはよろしからず候間、以来五人組並びに曲輪、組合の内、五人罷り出で、取繕い万端質素に致すべく候事
- 一、同断見舞の者、当日来り候はば、冷酒にて盃を出し申すべし、翌朝よりは、酒を決して出し申すまじく候事
- 一、同断の節差出し候酒は、肴一種に限り申すべく候、外振舞には酒出し申すまじく候事
- 一、婚礼・仏事並びに諸振舞、一汁一菜の外出し申すまじく候事
- 一、鎮守祭礼、水祭、風祭、雨乞、疫病除、日和上げ等に、村高割にて差出し申すべく候事
- 一、作事その外諸普請とも、職人は勿論、手伝い人え酒差出し申すまじく候事
- 一、遠近とも御免の外、寺社勸化または開帳説法等の節、帳面或は袋等村役人え頼み来り候とも、一切相断り申すべく候事。但し、小寄場よりにて、相對の儀は勝手次第
- 一、大組合割役、並びに小組合限り老ケ村宛、年番惣代相立て、御用向とも妻沼村その外より触継次第、大組合割役より小組合に相知らさせ、諸事差し支えなきよう取り計らい申すべし、かつ、諸勘定向の儀は、大組合割役に引

受け、益・暮高度、小組合惣村一同立会い、得と取調べ、高下なく割合い、かつ、惣代の者帰村の上、村々え申し談じ、取り計らうべく候事

附、不益の入用等、相掛らずよう、精々申し合せ、取り計うべく候事
右の通り副議定いたし候上は、聊かも違失なく相守り、諸入用の儀は、割役並びに小組合年番立会い、七月・十二月、二季に、村高に割合い、村々にて名主たて替え、年番より早速取り立て、差出し申すべく候。
後日のため、村々一同取替わしなしおき候処件の如し、

文政十一年八月、式拾七ヶ村給々、三役連印

村方内議定の事

このたび関東筋御取締り御改革仰せ出だされ候御趣意、その御筋御出役様方より、当七月廿九日、村方御旅宿え、最寄組合一同召し出され、厚く御教諭、細々申し諭され、御仁恵の程、一統有難く仕合、承伏奉り、これによつて、これまで村内にて、百姓有為によろしからず儀は御改め、万端質素儉約專一に申し合せ、百姓永統仕り候よう、議定仕置候処左の通り、

一、何事によらず相談向これある村方名主・組頭・百姓代、または惣百姓一統寄合の儀、役元より触出し候節、刻限等遅滞に及び候もの間々これあり、評議相調べかね候儀これあるに付き、以来は当番より触出し候刻限、遅滞なく急度参会致すべく候事

附、よんどころなく他行候か、または病氣等にて出会相なりがたき節は、その最寄の同役または小前の内にても出度致し候者へその段相頼み、触元当番へ相断り候よう致すべく候、もし心得違ひにて不参のものは、過怠として銭式百文づつ差出し申すべく候、その節に至り、一言の儀申すまじく候事

一、何事によらず自分勝手を以て、名主どもへも相断ならず、猥りに寄合致し、願いごと等企て候儀、徒党に類し候儀にて、今般厚く御利解もこれある儀に付き、自今御利解の趣、堅く相守り申すべき事

一、町内の儀は申すに及ばず、村方最寄・最寄にて、年行事、月行事と唱え候儀、堅く相止め、何事によらず申し次触出し等、堅く仕まつるまじく候事

附、心得違ひにて、内々触出し候ものこれあり候はば、その訳相糺し、御出役様方へ申し立つべき旨申し聞き、承知致し候事

一、本文仰せ渡されにもこれあり、若ものと唱へ、または兄弟分などと号候儀は、無宿・無頼の者の所業にて、御利害もこれあり候儀に付き、急度相止め申すべく候事

一、鎮守祭礼の儀は、春秋ともこれまでの通り、家内限り致すべく候事

附、最寄神社祭礼の節灯明の儀は信心の輩は自分持出し献灯致すべし、灯明銭差等決して致すまじく候事

一、天王祭礼の儀、以来神輿相渡り候のみに仕まつり、何にても人寄せがましき儀、決して致すまじく候、尤も村方

一統の神事にこれある儀に付き、町内計りにて我侷なる儀仕まつらず、諸事村役人の差図を請申すべく候事

但し、神輿の儀、六日十四日朝四つ時出興、翌十五日暮六つ時に入興致すべし、かつ、信心のもの灯明の儀は勝

手次第一様に仕立候。祭提灯その外目立ち候儀は決して致すまじき事

一、氷雨・風祭の儀は、鎮守に相限り、護摩修行致すべく候。尤も御初穂の儀は、これまでの通り、そのもよりにて百姓または重立ち候もの取り集め方取り計らい申すべく候事

但し、雨乞・日和乞の儀は、その時宜により、村役人取り計らい申すべき事

一、榛名山代參の儀は、これまで仕来りの通りにて、増銭等相掛けず、年番え取集め、代參百姓代差遣わし申べき事
附、諸山諸寺より抜い札守等の儀も、これまで換回致し来り候外新規に廻り候儀は、決して受け申すまじく候事

一、村方年中休日の儀、猥りに相成り、農業妨げに候間、前々取極め候通り、なお又日数相定めおき候処左の通り、

一月 正月遊日七種まで、外十一日・十四日・十五日・十六日・廿日・廿五日

二月 朔日・八日・十五日・十六日・廿四日

三月 三日・十五日並びに聖天祭礼中

四月 朔日・八日・十七日・丑寅の日

五月 五日

六月 朔日・十四日・十五日・廿四日

七月 朔日・七日・十日・盆中・二百十日

八月 朔日・十五日・中日・社日

九月 九日・十三日・聖天祭礼中

十月 六日・十日・十五日・廿日

十一月 十五日・廿四日

十二月 朔日・八日

右の外寺院より休日願ひ来り候とも、右の日数の内、相当り候日は触出しに及ばず、その余日に相当り候はば、年番より触出し、昼時頃より相休むべし、村方より休日願ひ、又は触次等、決して致すまじき事

一、正月節振舞の儀は、これまで手軽に仕来り候へども、以来相互の事

一、子供へ、祝いはま弓・羽子板・幟・鎗・雛等の類、初子壺ケ年に限り、かつ、年頭包銭相互無用となすべし

一、藤振舞の儀も相互、右同断

一、油祝の儀は、十一月十五日、村中一同相互に致すべく候事

一、葬禮の儀は、人、少なく致し候ては、銘々差し支えもこれあり候に付き、もよりは立会い、これまでの通り、万端儉約に取り計らい、相互に厚く世話致すべし、尤も酒等決して差出し申すまじき事

但し、床堀のものへはこれまで通り致すべく候。かつ、手伝いの者へ七日の朝、たいぎ振舞仕来り、この儀も自今所、有合せの野菜を以て、一汁一菜に限り申すべく候。見届けのため懸り役人立会、万端差図致すべし

一、忌中餅・赤飯等、その村、並びにもよりへ再三配り来り候得ども、施主方難儀に付き、以来相止め申すべく候。尤も身元により、忌中の内一度は、その近所限り、庭配り致すべく候事

但し、親類・好身より悔み致し来り候儀も、白米にてこれまでの半減に貰い請候よう、申し談じ、懇意の者、並びに村方は取引、互に相止め申すべし事

一、仏事作膳の節は、近き親類、そのもよりに相限り、所有合せの野菜を以て、一汁一菜に相賄、親類の外、貢物・香料、互いに取引相止め申すべく候事

一、祝儀・不祝儀に付き、村方より他村へよんどころなく見舞等に罷り越し候節は、仁義相延べ、早々立ち帰り申すべし、たつて差留め候とも、決して酒食等の馳走請申すまじく候事

一、誕生・髪置・紐解・初節句・疱瘡祝、すべて子等の祝いごとの儀は、近き親類・身よりは格別、外の客人等は、相招くべからず、貢物金の内は軽く取引申すべし事

一、伊勢参宮、その外諸山参詣等に立出の節、立ち振舞の儀、近き親類・組合・その近所に限り、外、見舞の者へは賄賂等決して差出し申すまじく候。宮参り坂送り等の儀も、その近所に限り祝い、かつ、送りの儀も、近所より惣代老人に相限り申すべく候。白待等、庭配りの儀も、そのもよりに限り、親類・好身の方、見舞届けの儀も、これまでの半減に相断り、懇意村方は相互に致すべく候。かつ、土産の儀も親類は格別、村方の儀は、その近所に相限り申すべし事

一、小前の者脇差を帶し候儀、村方にて仕来りを以て帶し候は格別、すべて神社・仏閣、又は親類・好身へ罷り越し候節か、又は夜行用心のため、ぜひなく帶したき節は、その組名主へ他行の始末相届け、鑑札を申し請、その上にて差し、帰着の上は早々名主へ鑑札持参、相届け申すべし事

但し、帶し候腰の物は、長さ壹尺五寸に限るべし、かつ、前出先に、酒狂等にて気がさに相成り、喧嘩口論等、仕まつらざよう、堅く相慎しみ申すべく候事

一、村方百姓の内、これまで仕来り候商いは格別、新規の商人御停止仰せ出だされ候間、これまで致し来り候とも、帰農致し候儀は勿論、自今新規に相始め申すまじく、かつ、食物商いの儀は、他村よりも入り来たらざる筈に付き、村方よりも他村へ決して罷り出で申すまじく候事

一、髪結銭の儀は、村内一統拾六文に相定め、もし、心得違ひにてこれまでの通り、廿四文相払い候者これあり候とも、余分は相返し、拾六文の外決してこれを受け申すまじく候事

一、湯銭の儀、薪高値の由を以て近來値あげ致し、老人前四文に相定め候由に候得ども、以来三文に相極め申すべく候。右値下げ致し候上は、あがり湯等決して出し申すまじく候事

一、村方の内え借地・店借り等差しおき候節は、出所承り届け、その村役人え掛合の上、慥かなる者に候はば、証人をたて、手形取りおき、村役人へ相断り、送り書付取引致し、その上差しおき申すべく候。かつ、老人者の宿、たとえ知縁の好身たりとも、一夜の宿仕まつるまじく、すべて年々御誂聞かせこれあり候五人組、前書の趣、いよいよ堅く相守り申すべく候こと、

一、病身・卑弱のもの、入湯等に参り候節は、親類・身寄・懇意のものたりとも、留守見舞等、決して相止め、帰着の御、土産配りの儀、これまた相止め申すべし事

但し、無病のもの保養・養生のためなど号、入湯に罷出候儀、堅く仕るまじく候事

右の通り一同申談の上議定仕り候、然る上は自今以後、聊かも違失なく相守り申すべく候。

文政十一子年八月六日

直右衛門 ㊦ (以下百九十人名印省略)

前書の通り、私ども立会い、取極め申す処相違御座なく候。然る上は、本議定・副議定、御読み聞かせ候趣堅く相守り、異変致すまじく候、以上

子八月六日

百姓代

市右衛門・五左衛門・甚右衛門・武助・忠左衛門・久左衛門・長左衛門・次左衛門

組頭

新五左衛門・李左衛門・太郎右衛門・惣右衛門・吉左衛門・元右衛門・宇右衛門

組頭

所左衛門・次大夫・権左衛門・作兵衛・次郎兵衛・伊右衛門・喜兵衛・太左衛門

弥五兵衛・惣兵衛・与右衛門・市兵衛・茂右衛門・与左衛門

村役人内含申し合せ書

- 一、婚礼・葬礼上着、木綿に限るべし、下着は名主の絹位までは見通し申すべし、但し、紗綾縮・酒は急度咄むべし
- 一、櫛・竿巻本、朝鮮水牛類に限るべし、かんざし巻本銀ながし、
- 一、帯は、絹黒八丈等見通すべし
- 一、初産者、紐解は婚礼の儘に致すべし

(附記)

本資料は、栃木県足利市永楽町二一五、荒井金四郎家(元妻沼在住)所蔵文書で、昭和四十七年二月中に解読、「妻沼町誌資料集 文政度改革文書」として保管しているものである。

願書という名の抗議文



天保四年(一八三三)陸奥・出羽方面は、稀にみる凶作に見まれ、所によつては餓死者が出るという。悲惨をきわめ、天明の大飢饉と共に、江戸時代の二大飢饉として著名であるが、これがために江戸への廻米がなく、幕府は、関東筋の国々に対して、米・麦・雑穀の調査を行なった。現在高柳家文書(前出)の「救米金貸附穀高調帳」(上掲の写真)の中に、次のような御触書写が記されている。

御触書写

去る己年、陸奥、出羽稀の違作に付き、江戸廻米これなく、右両国は場所により、飢渴の者もこれある風聞の趣世上え聞開米圍持候人気捍移 利潤のために不埒の売買をも致し候やにて、江戸表は勿論、在々までも米価高値に相成、末々の者共難儀に及ぶべく候に付き、関東筋国々の儀は、米麦雑穀共其の村限り、役人共より相改め、小前所持分夫々家内人別引合せ、当年新穀出来迄の手段残し置き、其の余の分は、村高限り最寄市場町え売払い

又は江戸廻しいたし、地廻米問屋并脇店米屋共え売捌、在々穀類売買の者たり共、不相当の石数買持候儀致さず、

其の土地凡その弁用を見積り、其の余の米穀早々江戸廻しに前書の通り売捌方致すべく候。

右に付き売買并津出し廻船等、相互正路に致すべきは勿論に候得共、別て差し支えなきよう速に取り計うべく候。

もし妨げ候類の者これあり候はば、早々訴え出るべく候。

一、身元相応のもの共、銘々心得を以て窮民を救い候ため、米麦雜穀圍置き候者これあり候はば、右は別段の儀に付

名前石数等御料は御代官、私領は領主、地頭え、早々申し立て置き候よう致すべく候。

右に付きては追つて改めの者差し遣わし候義もこれあり候。併せて前書の次第は差し掛り候儀に付き、心得違ひの

ものこれなきよう、教諭のため兼て関東在々廻村いたし候御代官手代、手附等、この節より相廻し候筈。

右の通り関東国々領分知行これある面々え相触るべく候。

以上のようなお触が出て協力はしたものの、妻沼地方も不作に見まわれ、これがために心ある領主や地頭は、救助

米を出したり、願いによつて年貢を軽減するなどの措置をとつた。ところが、男沼村の地頭の一人、大久保荒之助は

村方から御救米願書を提出したにもかかわらず、なんらの対策を取らうとはしなかつたので、村民は、江戸本郷追分

片町にある屋敷まで押しかけ、強訴しようと騒ぎたてた。しかし名主太兵衛の取りなしで騒動にならずにすんだ。

荒之助は、表高千二百石取りの旗本で、先祖の威光でのほほんと育つただけに、無類の道楽者であつた。したがつ

て借金は嵩み、其の上用人の森本源次兵衛という男が不心得者で、年貢米の一手引請元である大和屋彦七から、勝手

に五十両を借り受けて着服するという始末、遂にこれは発覚して解雇したが、借金はそのまま残り、これが大久保

荒之助の知行所、児玉郡上稲沢村、下稲沢村、河内村、那賀郡広木村、葛飾郡茨島村、幡羅郡東方村、西別府村、男

沼村、以上八ヶ村農民に背負わされることになつたのである。これは規定以外の支出で、村方では不満の声が多かつ

たが、やむを得ない事として、八ヶ村の石高に應じて支出し、返済することができた。ところが又々、勝手元不如意

に加えて、借金があるからというので、別段七十両を用立てるやうに申し渡しがあつた。しかし、割元名主の野口佐右衛門は、自分一人で請けるわけにはいかない旨ことわつたが、たつてこの金用立てるやうにとのことなので、帰村して知行所内の名主を集めて相談することにした。しかし前述のやうな事態なので、この申し入れを請るわけにはいかない、当初は強硬に突つたが、格別の事故という割元名主の発言で、やむなく三十五両だけ上金するということになつた。このやうなことが、いつしか荒之助の親類方にも知れ、親類会議を開いた結果、荒之助を隠居させ、権之助に家督を相続させることにした。家督を譲る以上、手許の借財を整理したいし、隠宅も普請しなければならぬといふので、百貳拾両といふ金子を、これまた規定以外に支出させられてしまつた。

かくして隠居所も出来上り、隠居賄料として一ヶ年七拾両の割で上割することがきめられた。権之助は幼少のために入用も少なくてすんだといふこともあつて、百貳拾両のうち六拾両は返済された。一方隠居した荒之助は源山と称し、平穩に過すどころか、いよいよ放蕩三昧の限りを尽し、平生の賄は本館の賄料で暮らし、隠宅分の七拾両は、ことごとく小遣いに使い果してしまふといふ始末であつた。加えて身のまわりを世話をする女が心がけが悪く、常に騒動を起し、狂気同様の振舞は、近辺の町家にも知れわたつていた。こんな関係で、賄料では不足するところから、定められた額の外、臨時の取りたてをするといふ具合で、いよいよ借財は嵩む一方であつた。

慶安のお触、五人組及び其の他の法度によつてきびしく統制され、泣き寝入りにはならされてきた農民ではあつたが、こんな状態がいつまで続いたのでは、がまんがなりかねる。強訴して其の是非をただそうと、その放埒ぶりを訴状に認めるべく、様子を探るために、源山の隠宅近くを伺う者もあらわれたので、このままだと収拾のつかない騒動になりかねないとして、知行所内各村名主が相談し、天保七年三月、「御両館様え差し上げ候願書」いう名の抗議文を隠居大久保源山、当主大久保権之助あてに提出した。

「大略：前書申し上げ奉り候通り、御放埒の御様子伺い込み居り、既に村々騒ぎ立て、相治まり申さず、私共割元

任り難く、この上いかような強訴仕るべきや計り難く候に付き、是非なくこの段、恐れながら御両館様方え私共より御愁訴奉り候間、前書申し上げ候始末、逸々聞召なされ、格別の御慈悲を以て御取締方御配慮成しなされ、御勝手向御取締御当主様性々御為筋に相成、且は当時騒ぎ立て候小前御百姓共、無難に相治まり候よう、御慮の程幾重にもよろしく願ひ上げ奉り候。以上、後略」と、割元名主野口佐右衛門の奥印を付した願書ではあるが、その内容は、おどしと抗議そのものである。果せるかな、強訴になつては大久保家の存亡にもかかわる大變と、親戚一同協議の上、源山を隠居所に逼塞させ、領民に対して無法な賦役をかけないということ、この一件は騒動に至らず、領民の意志を通して解決したが、他所では飢饉のために窮乏し、これがために「打ちこわし」という大衆運動が全国各地に勃発した。なかでも、天保八年（一八三七）二月、大阪町奉行所の元与力で、陽明学者としても知られていた大塩平八郎は、毎日多数の行倒れが道をうづめ、大阪城の堀は身投げが多くて番人をつけなければならぬという窮状の中にあつて、米を買占めて大もうけをする商人もあるというような世相を背景に、決然として反乱を決し、大砲、火薬、弾丸をこっそり集め、門人や村役人、豪農、豪商を中心とする二十数人の同志と、従者二百人ほどで旗上げをした。しかし門人の中から密告者がたために、短時間の市街戦で壊滅してしまつたが、幕府に多大の危機感をあたえた事件であつた。事実、この時の激文を近在の農民たちはこっそり転写して、手習いの手本とし、「大塩様」とあがめたという。そして間もなく越後に生田万の乱をはじめ、各地に「大塩門弟」「大塩味方」と称する一揆や打ちこわしがおき、幕政改革は焦眉の急務となつて、天保十二年、老中水野忠邦は改革に着手し、徳川幕府最後の改革といわれる「天保の改革」が行なわれた。そして儉約令にとまなう「儉約議定書」が各村につくられたが、時の流れには抗し得べくもなく、幕府は財界に屈服し、財政たて直しの大手術に成功した雄藩は大きく台頭して来た。そしてこの藩財政改革の中心となつたのは中層階級以下の武士で、やがてこれが下級武士層に有能な活動家を多く生みだすことになり、武家政治を根底からくつがえす力にまで成長するのである。

寺門静軒妻沼に來遊

「身はたとえ武蔵の野辺に朽ちるとも、留めおかまし大和魂」という辞世を詠んで刑場の露と消えた吉田松陰をはじめ、水戸の家老安島帯刀、梅田雲浜、頼三樹三郎、橋本左内等々、有能な学者や、尊皇攘夷の志士たちを、根こそぎ血をもつて肅清するという、時の大老井伊直弼の強硬策によつてつきつき殺された。世に安政の大獄といわれる恐怖政治の行なわれた年も明け、物情騒然とした幕末の動乱期ではあつたが、ここ武洲妻沼郷は、安政七年、

（一八六〇）の静かな正月を迎えていた。妻沼郷には、すでに述べたように、治承二年、斎藤別当実盛が守り本尊としていた「大聖歡喜天」を奉祀したのに始まり、其の後幾多の変遷はあつたが、彫刻装飾の善美をつくした権現造りの立派な聖天宮がある。

この聖天宮に、小柄ではあるが眼光のするどい、儒者風の老人が社前にぬかづいた。

この老人こそ、天保十三年八月二十三日、異色の儒者としての名声を高め、生活の安定をもたらした著書、「江戸繁昌記」が、風俗を乱すものとして幕府の憲に触れ、所持の書物並びに版木を取りあげられた上に、



（雲外の書いた寺門静軒の像）

武家奉公構えの処分を受け、現実社会に対して熾烈な関心をもち、江戸の泰平と繁昌の背後に、頽廢と凋落のきざしを読みとるほどの慧眼をもちながら、遂に傍觀者の立場に身を置くことを余儀なくされ、諸国を放浪していた、江戸の儒者、寺門静軒その人である。

静軒はねんごろに礼拝を終り、宮舎の彫刻美を丹念に見てまわり、宮舎の北側に建てある句碑に目をとめた。

「稲津まや、闇の方行く鳩の聲 桃青」と、のびやかな筆致で書かれている。碑陰の撰文を見ると、この句の文字は狂歌師として著名な太田蜀山人が書いたものであるし、撰書は江戸で著名な俳諧師、秋香庵一世の建部巢兆、文化九年（一八一二）七月初旬の建碑ということが知れた。

江戸文化の流れが、辺境と思われるようなこの地方にまで及んでいるのは、利根の流域にあつて、貨物の集散地であり、往来の要地という地の利もあるが、関東地方でもまれに見る立派な聖天宮があるということにもなる。が、それはそれとして、この地方には、かなりの文化人がいるということが推測された。

やがて静軒は聖天宮をはなれ、別当歡喜院の方へ歩をうつし、庫裡の玄関に案内を請うた。出て来た番僧に名を告げ来意を伝えると、番僧は引返して院家にこの旨を伝えた。

時の住職は、武洲埼玉郡花崎村の平井氏の出で、十六歳の時歡喜院に入り、海旭和尚によって披剃受戒し、二十一歳の時高野山に入って修業すること十年、歡喜院に復帰後しばらく永井太田の能護寺住職として過し、再び歡喜院に復して住職となり、貴惣門を造営する等、意欲的な動きをしていた英雅和尚で、時年四十五歳という分別盛りであった。英雅和尚は、かねてより静軒の名声は聞き及んでいたもので、自ら玄関までこの遠来の珍客を迎えに出た。そして歡喜院の世話人であり、名主大惣代の鈴木三六（交陵）と、名主の小池五十郎（水齋）のもとに番僧を走らせ、寺門静軒の来訪を伝えた。連絡を受けた二人は、先輩の寛助から静軒のことは聞いており、敬慕していたので、こおどりするばかりに喜び、早速歡喜院にかけつけた。この時交陵が三十六歳、水齋が三十三歳、いずれも男盛りである。

静軒を囲んで早速酒宴となった。酒は門前の、伊勢屋（出口喜平）の飲樂である。地酒とはいってもこくのある銘酒で口あたりがいい、静軒は酒も好きだが話もうまい、諸国周遊中の豊かな話題に花を咲かせていたが、ふと静軒は「御当地に寛助君といえる好学の士がいたはずだが」とたずねた。その寛助は、文政六年（一八二三）十二月四日、堀越義柱の長子として生れ、年少の頃より学を好み、時おり江戸に出府しては静軒の門を叩き、その教えを受け、村の有職者から将来を嘱望されていたが、惜しいことに弘化四年（一八四七）十一月二十九日、二十四歳で没してしまつた。この墓は瑞林寺にあり「夙雪淳雄居士」といい、遺児の喜美女名義で、父親の義柱が、嘉永二年（一八四九）十一月二十九日の三年忌に建てたもので、裏面に夙雪辞世の詩と、「水仙も三年の今日の手向かな 千丸」

「ちからとも杖ともせしに霜ばしら 義柱」という追悼句が記され、墓碑銘は、瑞林寺十三世、是範呑海和尚が右側に、小池水齋が左側に撰書（これは後年の追刻であろう。）した立派なものである。

今年の十一月二十九日は、その十三年忌と聞き、静軒の心中は人生無情の風に酔のさめる思いがした。

夙雪の話が歎談に終止符をうったような恰好になったので、英雅和尚は形をあらため、

「鈴木、小池の両君と、かねがね郷校を創めようと相談をしていたのであるが、なかなか師匠として迎えるのに適当な人が見つからないので、のびのびとなり、今日に及んでいる次第である。幸いにして先生が当地に來遊されたという事は、天与の配剤と思われる。すでに先生は、江戸において塾を開設した経験もあり、その学識については、故夙雪君からもしばしば承っているし、著書も拝見して承知している。今、諸国を転々として定住の地をもたれていない様子なので、誠にぶしつけなお願ひではあるが、この地にしばらく足を留められ、郷党子弟のために経学の講義をしてはくれまいか。」と、申し込んだ。

静軒は、「放浪癖のついでに僕には落ちついて講義をすることができるかどうかわからないし、その器ではないからおこわりしたいのだが、一人娘のマチが、さほど遠くもない青山村の根岸家に嫁入して、たりという孫も生れ

このほうの心配はなくなつたし、武家奉公構の身では、所詮志を達することもできかね、二十年間も転々としていたので、歩きまわるのもあき、いささか疲れた。娘の婚家先の近いこの地なので、ご好意にあまえることにしよう」ということで、塾の開設を承諾した。

さて、妻沼地方の知識人である英雅和尚や交陵・水齋等が囑望した寺門静軒とはどのような人か、その概歴を記すと、静軒は寛政八年（一七九六）江戸小石川の水戸邸内に生れる。父は寺門弥八郎（一説には源五衛門）勝春といひ母は河合氏の女（江戸勤番中の妾）である。勝春は水戸治保の寵を得て、藏奉行格に抜擢されて藩財政の窮乏を救うに功のあつた人であるが、文化六年（一八〇九）病を得て水戸に帰り、間もなく没した。享年四十八、法名を菟隆院縁譽了覚勝春居士という。家督は異腹（田中氏の女・本妻）の兄勝躬が継ぎ、静軒は江戸の別宅に残されて河合氏に養なわれ、十九歳の頃、兄勝躬が水戸家の禄を離れてしまったので、父からうけついで家を売却して、その金を兄に贈つた。そして静軒は、下谷二丁町、山本緑陰の食客として住みこみ、三年の間ここで勉強した。その後上野寛永寺の勤学療に入つたり、諸国を周遊して研鑽努力を重ね、文政八年（一八二五）江戸に帰り駿河台（別説駒込）において私塾「克己塾」を開いた。この塾には秩父の松本万年、越後の小松春山など相ついで入門した。

文政十三年（この年天保と改元）斎昭は水戸藩封襲間もなく藩政一新を宣言し、有為の人材を広く登用する旨を公表したので静軒は、廃絶した家名を挙げ、泉下の父に報いたいと水戸家仕官を發願した。しかし再度にわたる上書は黙殺され、藩邸の門前に立つて試みた請願も徒勞に期して目的を果すことができなかつた。仕官の望みを絶たれた静軒は、生活の糧として、天保二年（一八三一）の夏、「江戸繁昌記」の稿を起し、翌三年に初編を發行して人気を博したので、続いて同七年までに五編を刊行、静軒の名声はにわかに高まり、諸家人名録などにもその名を記されるようになった。しかし現実には静軒にきびしく、この「江戸繁昌記」が、天保の改革にひつかかり、前述のように諸国を転々とし、妻沼に來遊、ここで「両宜塾」を開設することになるのであるが、これは、後の章で述べることにする。

和宮降嫁と伝馬助郷

前述の天保の飢饉は国内にさまざまな波紋をまき起し、江戸においては貧乏人の救世主ともはやされた鼠小僧次郎吉のような盜賊が跳梁し、地方には、道中がっぱに三度笠に身をたくし、義理と意気地に命をかけ、長ドス一本に賽の目勝負というやくざに身を投ずる者の数が増加していった。必然的にこれをたばねる親分（貸元）が必要となつて、五海道の各宿場には、必ずといっていいほど貸元がいた。特に天領、知行地、寺社領などはやくざの天地で、今日、講談や浪曲、小説・演劇等に登場して、いまなお喝采を博している。こうした時代の流れを叙していったら際限のない、複雑多岐な時代が続くのである。特に、嘉永六年（一八五三）六月三日、アメリカ東インド艦隊司令長官ペリーが、四隻の軍艦を率いて浦賀に入港して以来「泰平のねむりをさます蒸気船、たつた四はいで夜も寝られず」という当時の落首が示すように、攘夷派と開国派、更には尊王、討幕というまでに發展し、世の中は騒然となり、血の粛清をもって意見を統一しようとして、世に安政の大獄といわれる強硬策をとつた、時の大老井伊直弼も、安政七年（一八六〇）三月三日、水戸浪士の兇刃によって桜田門外の雪を血にそめて倒れた。これより先、井伊の知恵袋として活躍していた長野主膳の進言で、安政の大獄で朝廷や浪人たちをおびえさせておいて、そのあとで公武合体をうち出し、そのために皇女和宮を、徳川家茂に降嫁されるようにと孝明天皇に迫つた。

皇女和宮には、すでに婚約者であり、恋人であつた有栖川宮熾仁親王があつたが、政治のかけひきにまきこまれ、遂に文久元年（一八六一）十月、和宮は江戸へむかつて降嫁の旅に出られた。その行列は数千人のお供が追隨、京都からお屋敷に到着するまでの休泊所は、四十五駅にのぼり、延々と続いた、かつて見ない大行列であつたという。この行列は、中山道を通路としたので、この地方の村々も伝馬人足を出すことになつたので、荒井家文書（前出）の

「和宮様御下向に付き伝馬」には、次のように記されている。

文久元年辛酉十一月上旬、和宮様関東へ御下向に付き、村方勤め高百石に付き、人足廿五人ずつ、尤も操出しの儀は十一月九日、人足五人、同十日出人足百八拾人、都合式百三拾人也。外に村々控人足三拾人、深谷宿飯たき人足是は弁当方也。本庄宿御泊り詰人足式百人、残り三拾人深谷宿控人足也。

同十一日本庄御泊り、翌十二日本庄御出立、熊谷宿迄御継送り、十二日晚、熊谷宿御泊り相成……と、この文書を見ても、この時の行列がいかに大人数であったかということが知れる。

くだって文久三年三月二十六日、勘定奉行兼道中奉行都築駿河守、大目付兼道中奉行松平対馬守の連印で、次のような触廻状が出された。(小林家文書より前出)

追ってこの触書早々相廻し、承知の上別紙請書相添

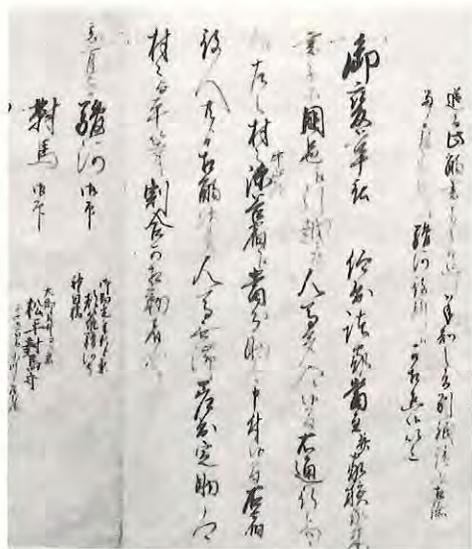
留より村宿継を以て駿河役所へ相返すべく候。以上

御変革仰せ出され、諸家当主並びに家族・家来・妻子等、国邑え引越に付き、人馬多人に候間、右通行の向に限り、左の村々中山道深谷宿え当分助郷申し付け候間、右宿役人共より相触次第、人馬滞りなく差し出し、定助郷村々と平等に割合相勤むべきもの也

亥三月廿六日 駿河 印

対馬 印

武洲榛沢郡中瀬村、高島村、原宿村、桜沢村、小前田村、寄居村、恩田村、同洲幡羅郡石塚村、本多谷戸村、蓮沼村、



藤之木村、堀米村、太田村、市ノ坪村、弥藤吾村、原井村、飯塚村、八ッ口村、女沼村、男沼村、小島村、
廿壹ヶ村、右村々名主・組頭
下ケ札

本文村々、当分助郷の儀、村高の七分通り相勤むべし。尤も外宿定助郷、代助郷相勤め居り候分は、残高七分通り相勤むべし、且、残高これなき分は相除くべき事

下ケ札

本文当分助郷、当三月朔日より勤め埋申すべき事

御変革	深谷宿
廻章	問屋会所
御用急	男沼村始

尚々村下請印成され、御順達成されるべく候よう、廻状を以て申し達し候。就ては御村々、今般道中御奉行所様より、当宿へ当分助郷仰せ付けられ候儀に付き、右御請印並びに人馬触当の儀、御対談申すべく候間、明二日朝五ツ時迄に、名主、組頭、百姓代印形、御割付け共持参、当宿問屋場へ御出張成されるべく候。以上

亥四月朔日申下刻 深谷宿 問屋 尉右衛門 印

年寄 四郎右衛門 印

右のように深谷宿へ加助郷をすることになった村々の中には、村方の実状からこれを請けるわけにはいかないかと、深谷宿の間屋へ掛け合い、示談にならず、やむなく道中奉行に助郷御免の歎願書を差し出すことにした。

小島村もその中の一村で、左右衛門と友之丞の二人が、四月三日に村方を出立、その夜は桶川宿の栗原権右衛門方へ泊り、翌四日に江戸へ着き、甲斐府屋市左衛門方を宿とし、五日に晝面を認め、半込富士馬場に住んでいる、地頭石川左内のもとを訪れて指示をあおいだ。これに對して「小島村は一村限りで歎願したほうがよい、しかし請印をした以上、皆御免というわけにはいかないだろうから、川欠高を引いた現在高で、当分の間ということなので勤めるように」といわれたので、この趣を朝比奈織之丞、植村左近にも申し上げ、その夜は甲斐府屋へ泊つて左のような歎願書を認め、これを道中奉行所に提出した。

「武洲幡羅郡小島村役人惣代名主平兵衛申し上げ奉り候。当村の儀、今般御変革仰せ出され、諸家様並びに奥方様御家族、御家来衆、御国許、或は御在邑え御引越に付き、中山道深谷宿へ当分助郷仰せ付けられ候間、右宿役人共相触次第、人馬差し出し、定助郷村村と平等に割合、相勤むべき旨の御印状御渡し相成候間、三判持参同宿え出張御請印致し候よう、先月廿八日宿方より廻状有候得共、一体当村の儀、高四百式拾式石余にて、利根川付き、殊に同川二瀬に相成、一瀬は村中央を流れ、民家残らず上州に朶まり居り候上、蛇川と申す川筋これあり、聊かの降雨にも勿ち出水、年々水害遁れ難く、作場通いも渡船にて仕来り候極難渋の土地柄に御座候處、天明度より以来、出水の度々、畑、居屋敷共川欠亡所多分出來、當時、高百九拾石余に相減り、作場不足致し、尤も御年貢は引方に相成候得共、御国役其の外諸掛りもの古高え相掛り候故、農業一流には取続き難く、船乗または他国稼ぎ等いたし、漸く当日経営罷り在り候仕合に付き、馬持百姓一切これなく、其の上村内に渡船場式ヶ所これあり、芦尾銅山御用時様並びに御荷物其の外御用御通行渡し方、村人足を以て相勤め、難渋罷り有り候中、深谷宿え道法二里半余、式ヶ所の渡船打ち越、当分助郷相勤め候段、如何にも難渋、殊に右体聊かの降雨にも出水、渡船相成難き村方故、皆高御免除願ひ上げ奉り度く存じ候得共、重ねて御印状、且は当分の御儀に付き、當時在高百九拾石を以て勤め方示談仕まつり度く、翌廿九日宿役人方え罷り越候處、御印状面に本文当分助郷、当三月朔日よりの分勤め埋、並び

に本文村々の内、外宿定助郷等相勤め候分は、残高の内七分通り相勤め、残高これなき分は相除くべき旨、御下ヶ札のかど達し落し候趣申し聞き候間、当村の儀は前文の通り極難儀の土地柄に付き、右勤め埋の分勤弁の上、在高百九拾石を以て定助、加助村々と平等に相勤め候よう、取り計い貰いたく、折入つて相頼み候得共聞き入れ申さず候とて、古高通り相勤め候ようにては、困窮仕詰まり候上の儀に付き、勤め続け行届き難きは必至、当惑仕まつり候間、御請印の儀、宿役人共え猶予申し入れ置き、取りあえず出府この段御歎願申し上げ奉り候、何卒出格の御憐愍を以て、前書難渋の始末相訊聞きなされ、当三月朔日よりの分勤め埋御免の上、川欠高引去り、在高のうちにて深谷宿定助、加助村々と平等に相勤め候よう、仰せ付けられたく願ひ上げ奉り候。右願ひの通り御聞濟成し下し置かれ候はば、困窮の百姓一同相助かり、莫大の御仁恵と重々有難く仕合に存じ奉り候。以上

文久三亥年四月七日 福田所左衛門御代官所、石川左内、朝比奈織之丞、植村左近、武洲幡羅郡小島村役人惣代、右、左内知行分、名主平兵衛印 道中御奉行所様

以上のような歎願書を四通認め、其の筋々え提出したところ、これが首尾よく取りあげられた。そして取調が行われているうちに、四月十三日付けを以て、老中松平豊前守から次のようなお触書が出された。

「道中宿々の儀、近来御用旅行の向、往返り多く、其の上諸国格別高直と相成り、宿助郷困窮におよび候折柄、諸家家族家来妻子等、国邑え引越に付き、宿々継立差添い、今般英国軍艦渡來、御国締御用等にて、諸街道通行人馬遣相嵩み、宿助郷共疲弊いたし、農業の段更にこれなく、相続方に抱り候趣相聞え、殊に農業繁多の時節に相成候間、追つて沙汰に及び候迄、当分の内、諸家家族家来の者妻子等、領分、知行所引越の儀、諸街道とも相對雇にても、宿々継人足を以て通行候儀見合せ、自己の従者のみ召連候よう致すべく候。尤も御用筋は勿論、急用向にて家来等少人馬継立通行候儀は苦しからず候。右の趣向々え相触られるべく候。……と

かくして出府中の小島村の代表者は、それぞれ次のような請書を道中奉行に、届書を知行所に提出した。

差し上げ申す御請書の事

一、今般諸家族家中の者妻子等、領分、知行所え引越の分、農業繁用の時節に付き、追って御沙汰これあるまで、当分の内相對雇人馬にても差し出さず筈、今般御触出しに候間、御調中ひとまず帰村仰せ付けられ候旨、仰せ渡され、有難く仕合に存じ奉り候、これによって御請書差し上げ申す処件の如し

文久三亥年四月十三日 給々役人惣代石川左内知行所、武洲幡羅郡小島村、名主 平兵衛
道中御奉行所様

恐れ乍ら書付を以て申し上げ奉り候

武洲幡羅郡小島村名主平兵衛申し上げ奉り候。今般御変革仰せ出され候に付き、当村の儀中山道深谷宿え当分助郷並びに当三月朔日よりの分勤め埋致すべき旨、都築駿河守様より御印状頂戴仕まつり候得共、皆高勤めにては難渋仕まつり候間、川欠高引去り、全生高の分御伝馬役相勤め度く、且、三月朔日よりの勤め埋御免除の儀、私儀、当御給分役人代兼、右駿河守様え御歎願申し上げ候處、昨十三日御呼出しにて、農業繁用中諸家族様方御通行の儀相對雇にても人馬差し出さず筈、御触出し相成候に付き、御調中ひとまず帰村仰せ付けられ候間、この段御届申し上げ候。以上

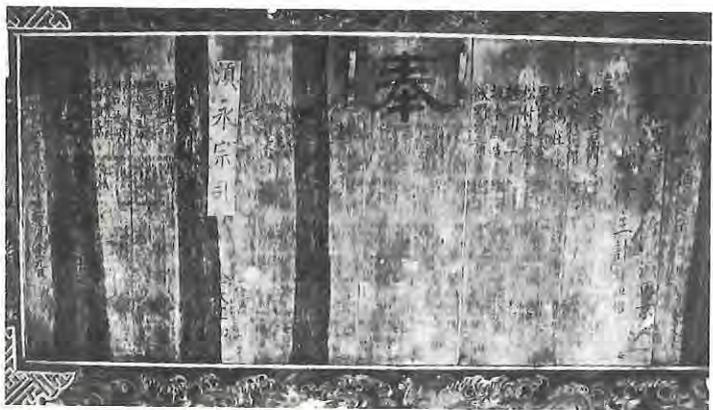
文久三亥年四月十四日 (差し出し人前に同じ、宛先は植村左近、石川左内、福田所左衛門各役所)

以上、それぞれの手続きを完了したところ、給々役所では、いつ帰村しても差し支えなしということなので、その夜は金沢町美濃屋八兵衛方に泊り、翌十五日ここを出立、其の夜は上尾宿友光清兵衛方に泊り、十六日に帰村した。(附記) この御変革とは、文久三年七月の幕政改革をさしているのである。

幕末の動乱と血気の土

文久二年七月、一橋慶喜を將軍の後見とし、松平慶喜を政事総裁として幕政の改革を断行して徳川幕府の命脈を保とうとした当時、青春の命をかけた下級武士や浪人は、乾坤一擲己の命運をかけ、勤王、佐幕の両者が入り乱れ、血なまぐさい殺し合いが続いた幕末の動乱期、史実そのものも多彩であるがこれが小説となり劇となつて、いっそう複雑多彩に伝えられている。

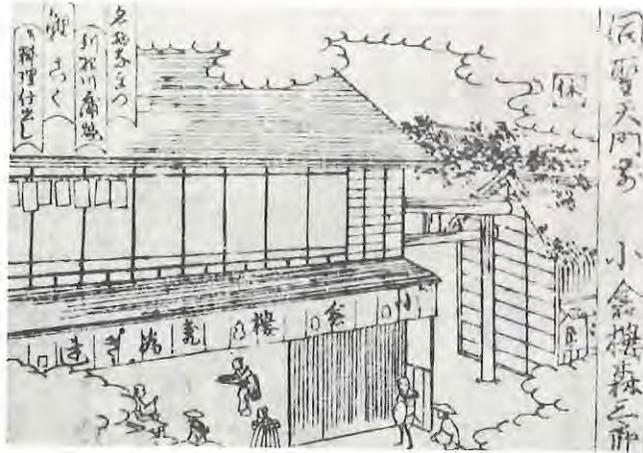
妻沼地方は、水論争に浮身をやつしているような土地柄ではあつたが、なかには時勢に目覚め、この動乱の中に身を投ずる者もあつた。その中に、飯塚村古江原の須永宗司がいた。宗司は、大阪方の残党須田弾正親義が、武者修業中発起するところがあつてこの地に土着、性を須永と改めて百妊になつた人から十代目の、新五郎照国の長男として、天保三年(一八三二)に出生した。成長した宗司は、伝承されている家柄に発奮、当時隆盛をきわめていた甲源一刀流について剣技を磨いていた(安政四年、松澤良作が聖天山の貴惣門に献額したが、その中に代師範としてその名をつらねている。上部写真)時勢の流れはこの地方にまで及び、宗司は憂国の志情おさえ難く、文久三年三月、上洛する將軍家茂の護衛と、討幕浪士の鎮圧という目的で浪士を募集したのに応じて上洛、ひそかに朝廷に対して尊王攘夷の建白書を提出、江戸



に帰って事をあげようと謀ったが、事前にこれが発覚して捕えられ、酒井家に預けられ、伊賀者次席として遇された。だが、宗司の雄心は押え難く、悶々(もんもん)の日を送り、遂に元治元年(一八六四)六月三日、新徴組の邸内に於て悶死してしまつた。時年三十三。その養子武義は少年ながら養父の後を継いで入隊したが、徳川幕府が崩壊したので、酒井候に従つて庄内に至つた。後にこの人は陸軍中将須永武義となる人であるが、この人については別の項で述べる。

太田村にも「官軍さん」といわれた、荻野茂国がいた。茂国は荻原勘藏の二男として生れたが、二男坊のこととて親や兄の驕(おご)りをするのは、潔しとせず、文久三年(一八六三)十一月、下手計村(現深谷市大字下手計)の尾高惇忠(藍香)が憂国の志士を糾合した際同志として参加した。時、茂国二十六歳という青年であつた。だが、翌元治元年六月、惇忠が岡部藩に下獄したので茂国は、江戸近辺の志士と交り、慶応四年五月、上野の彰義隊討伐に参加して手柄をたて、恩賞の手当を戴いてこの年帰郷した。実家には国事に奔走中、某女に生ませた正作という、四歳になる男の子がいた。これからは私事に専念しなければと、野口の潰れ屋敷を継いで、本性の荻原の「荻」野口の「野」をとり「荻野」と称した。そして恩賜金をもつて土地を買い、宅地、田、畑を合せて三町三反五畝十歩の土地所有者となり、農業を営んでいた。官軍に参加したので士族に列せられ「官軍さん」の敬称で呼ばれていたが、明治三十年十月三十一日、五十九歳で没した。その墓は能護寺の墓地にあり「勇猛寶聚淨利居士」という。

これとは別に、妻沼村の聖天宮門前で、利根川でとれる、なまづの天ぷら、うなぎの蒲焼、鯉こくなどを名物とした料亭小倉樓の主人森三郎は、若年の頃江戸に出て、菅沼勇助に拳法を学んだ熱血漢で、商売はもつぱら妻女まかせであつたが、さまざまな旅行者の出入も多く、時勢の動きは逸早く伝わつた。安政七年三月三日、時の大老井伊直弼が、水戸の浪士関鉄之助ほか十七名と、薩摩の有村治左衛門によつて殺されたということは逸早く伝わつた。この年三月十八日、万延と改元されたが、妻沼に江戸の儒者、寺門静軒という偉い先生が、仲宿に「両宜塾」開くというので大変な評判であつた。森三郎は、三男榮三郎(後に正彦と改名、眼湖と号した。)を静軒につけて勉学させること



にした。静軒はこの少年の才を愛し、彼を任込の門人とした。というのも、酒食を商なう料亭なので、男女のみだらな行爲を見て暮すのは、年少のものに好ましくないという、静軒にはおもわくあつての事であろうが、それはしばらくおいて、小倉樓主人、長谷川森三郎は、月に日に衰微して行く幕軍に投じた。だが、慶応四年四月十一日、江戸開城の取りきめが西郷隆盛と勝海舟の間できめられた数日後、同時に政府軍にひきわたす約束であつた幕軍の艦艇のうち七隻をひきいて、榎本武揚、大島圭介等は、最後の抵抗線 北海道函館の五稜郭に走つた。森三郎もこれに従つた。五稜郭は、安政元年、函館奉行所内保徳の建議によつて幕府が築いたものであるが、時の流れには抗し難く、明治二年五月、一ヶ月の抗戦もむなしく、榎本武揚、大島圭介ら二千二百名は降伏した。森三郎は敗戦後、函館の妓館に養なわれ、二女を設けたが、晩年に至つて上京し、諸事「文明開化」といわれて変貌する社会の中にあつて、明治三十八年三月三日、八十歳という長寿を保つて死んだ。

年(一八六四)三月、藤田小四郎・武田耕雲齋らが筑波山に挙兵、天狗党を結成した。この一部は、同年十月二十三日に降伏したが、武田耕雲齋を主とした数千名の浪士隊は、長途京に上るべく、十月二十九日下野に入り、十一月には本拠を上州太田町に移した。太田町は利根川をへだてた指呼の間にある妻沼地方の青年たちの心を強く刺激したようである。特に父の性を享けた十六歳の血気盛んな森三郎は、天狗党に加わつて京へ上り、新しい時代に生きようと

考えて、師の静軒にこれを謀った。しかし静軒は、私党化した浪士隊に参加しても大成は望めないばかりでなく、己の身を滅ぼすことになるとして、これを許さなかった。この年の六月五日、近藤勇らの新撰組が、京都池田屋に尊攘派の志士を襲撃して七人を殺し、二人を傷つけ、二十三人を逮捕するという、有名な池田屋騒動で男をあげた新撰組も、急変する世相には抗しきれず、鳥羽伏見の戦に参加して破れ、榎本武揚の開陽艦で江戸にもどった。そして甲陽鎮填隊を編成し、近藤勇は旗本若年寄格、土方歳三は寄合席格と、風雲に乗じて武洲多摩郡調布と日野の百姓としてはすばらしい出世で、しかも甲州百万石を手に入れたら、近藤に十万石、土方に五万石、沖田総司らには三万石という、夢のような「將軍内意」をいただき、道中近藤、土方二人の故郷をとり、村人たちから大歓迎をうけて大名旅行のような出陣ぶりであったが、この時すでに甲州には板垣退助のひきいる錦の御旗が入城していた。

この報をきいて、便乗的に参加した隊員は、一人へり、二人へりして、手兵は百二十名になってしまい、しかも戦争になると風がひどくて敵がみえず、ちりぢりになって江戸に敗退、勤王浪士をふるいあがらせた新撰組生き残りの猛者たちはちりぢりになり、近藤勇は流山で大久保大和と名のつて官軍に降伏をよそおったが、近藤を知っている者にあい、三十五歳で打首になってしまった。土方歳三は北海道五稜郭の戦いで、新撰組最後の人として討死した。

妻沼地方の近郷からも有名、無名幾多の人たちが、幕末の動乱に乗じて一旗あげようと、ある者は幕府側に、ある者は朝廷側に、それぞれのおもわくをもって参加しているのである。と、いうのも、長男に生れたものとはかく、貧弱な農家に生れた二男・三男では、分家にも出してもらえず妻帯も容易なことではなく、一生「おっさん」として生家に寄食するか、運よく婿養子として迎えられる以外に道がなかったのである。従って幾分気概のある者は剣を学び、己の運命を時流にのせ、現状を打開する好機到来と思えたのである。そうした人達が、国内各所でさまざまな動乱をまき起し、史書をにぎわしているが、妻沼地方の大方の人々は、あわただしい風説と現象にとまどいしながらも、とにかく各人各様に生きのびて明治維新を迎えることになるのである。

第四節 近代・現代

神仏分離令と大我井神社の造営

慶応三年（一八六七）一月、明治天皇が即位し、王政復古への動きは着々と進み、十月十四日、二条城の大広間で十五代將軍徳川慶喜から大政奉還が告げられ、翌十五日、これが勅許となって、徳川幕府二百六十五年の歴史は閉じられた。そして坂本龍馬の二院議會制プランに大勢が同意して、平和裡に革命が行なわれるかに見えた寸前、岩倉具視、大久保利通らの陰謀によって破られ、西郷隆盛の決戦工作にひっかかった幕府は、旗本、会津、桑名の諸兵一万五千をひきいて京都に向って進撃を開始したのは翌年の正月のことである。これを迎えうつ薩長軍は、四千という劣勢であったが、夜間を利用した砲撃と、英国式の小銃攻撃によって幕府はあっけなく敗退し、一月十日には、各国公使に対して、次のような王政復古が通告された。（原文は漢文）

「日本国天皇、諸外国帝王およびその臣人に告ぐ。さきに徳川慶喜政権を帰さんことを請う。制して之をゆるし、内外政事は之を親裁す。すなわち曰く、従前の条約、大君の名称を用うといえども、今より後はまさに天皇の称を以て換うべし。而して諸国交接の職、専ら有司等に命ず。各国公使、この旨を諒知せしめよ」

かくして日本は、近代国家として前進の一步をふみ出したのであるが、戦火は江戸から東北地方へと移り、上野の彰義隊、会津の白虎隊、新撰組の壊滅など、幾多の物語りを後世に伝える戦いが行なわれたのは、明治と改元されるこの年のことで、世に「戊辰の役」として史書をにぎわしているが、妻沼地方では、聖天宮の帰趨について、一つの問題が起った。と、いうのは、新政府は三月十七日、諸神社に通達して、仏教僧侶が社務に従うのを禁じたのに、はじ

まり、四月二十八日、権現とか、牛頭天王とか、そのほか仏教語をもつて神号にとなえている神社に、その由来をくわしく報告させ、仏像を神体とすること、あるいは仏像を神社の前に祀ったり、梵鐘・仏具類を神社に置くのを禁止し、その後もいろいろの法令を出して神仏をきびしく分離させた。これは、仏寺擁護策をとつて来た幕政になる。天皇親政になる以上、国民の精神のよりどころを転換させるための施策であったが、慶長年間より五十石の御朱印を付され、歓喜院を処務してきた聖天宮が、歓喜院と分離されては、その存亡にかかわる重大事であると言うことで、時の住職稻村英隆（八ッ口村出身）は、氏子二十八ヶ村の村役人に相談して、岩鼻県社事役所に、村役人連印で、次のような願書を提出した。

「当御支配所、武洲幡羅郡妻沼村外廿八ヶ村一同申し上げ候、私共村々の儀は、妻沼村字太我井と申す處の森に、鎮座上揃候二柱神社氏子村々に御座候處、往古仁安之度、斎藤別当実盛領地に相成候節、右、字太我井と申す處より、地続き往還境西の方、歓喜院と申す寺の境内に、右実盛聖天を安置致し候處、其の後寛永の頃、二柱神社宮殿残らず焼失致し、其の節再興行届かず、よんどころなく仮に右聖天宮へ鎮座致し置き、つまり其の儘に相過し、今日に至り候段、数年来身軀を汚し奉り、神怒の程深く恐れ入り、兼々氏子村々一同申し合せ、再興仕り度く申し居り候處、今般御一新にて夫々御改正も仰せ出され、神仏混淆御取り調べこれあり候については、右、二柱神社の儀、神仏混淆と申すにはこれなく、仮に聖天宮へ鎮座致し置き候儀にて、聖天境内と二柱神蹟とは往還境にて、東西に遠隔いたしおり、誠に古来の樹木、森々と生い茂り、判然たる宮蹟に御座候間、右場所へ村々志願の通り、早々宮殿再興、清く潔く鎮座いたしたく、尤も当年は余日も御座なく候間、来春早々取り掛り、造営仕まつり度く別紙絵図面を以て申し上げ奉り候間、何卒格別の御仁恤を以て願いの通り御聞濟なし下し置かれたく、一同連印を以て願ひ上げ奉り候。以上」

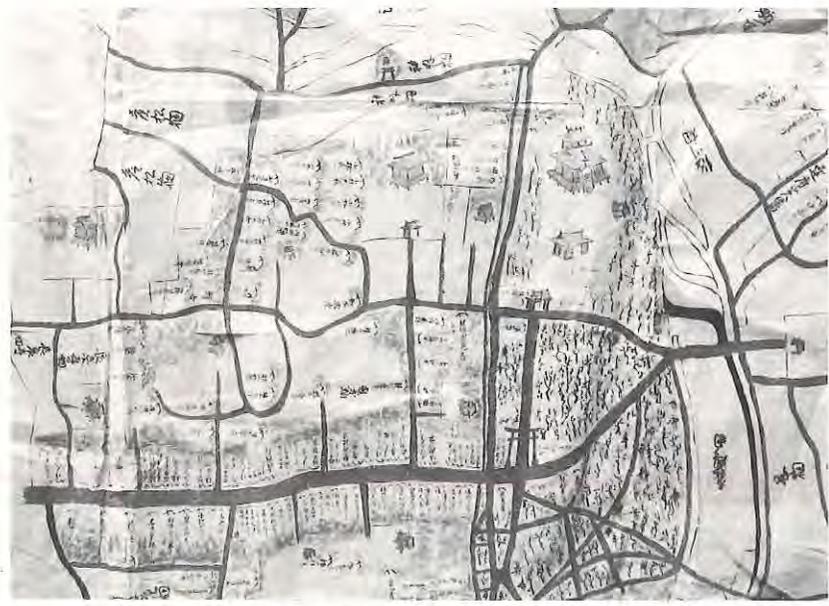
これとは別に、当時聖天宮の称宜をしていた田島河内・堀越大和・橋上宮内は、神仏分離令布告を機会に、聖天宮

は神社であるという見解にたつて提訴した。

新政府の方策としては、日本は神ながらの国であり、天皇を現人神とすることによって、国民を精神的にも朝廷の權威に従属させようとしていた時ではあったが、廿八ヶ村村役人連印をもって、宿並通り東の地域に、新しく神社を造営することなので、聖天宮そのものは仏堂とするということに決着、かくして当事者である歓喜院と神官、氏子村内役人立会のものに、次のような議定書がつくられ、円満に解決した。

議定書の事

- 一、二柱尊宮牆再興の事
- 一、地所の儀は、旧来申し伝えの通り、宿並往来の東たるべき事
- 一、河内・大和・宮内、神職となすべき事
- 一、聖天宮の儀は古来の如く、別当歓喜院進退たるべき事
- 一、堂番の儀は古来の如く、覚善坊・成蓮坊・善珠坊・歓喜院所属僧徒にて堂使致すべき事



(維新以前の聖天宮周辺の絵図面)

- 一、当村外廿八ヶ村民は二柱神社の氏子となすべき事
 - 一、聖天の儀は、是より当村外廿八ヶ村、永代講中となすべき事
 - 一、旧幕御判物高五拾石の儀は、御上の御書下しに任すべき事
 - 一、摩多利神・白髪明神・赤子天王の儀は、御判物御書下しの有無に随ひ示談なすべき事
 - 一、二柱神社地、聖天宮地、山林の儀は、絵図面の如く、宿並往来境となすべき事
 - 一、宮敷材木は勿論、造営に用達べき相応なる材木は、氏子一同相談を以て、宮地の内相撲び、伐採いたすべき事
- 前書議定の通り、聊かも相違これあるまじく候、依て連印くだんの如し

明治元辰年十二月 歎喜院^印（以下縦書とし、印は略す）

河内、大和、宮内、覚善、成蓮、善珠、村役人正助・惣左衛門・八郎兵衛・寛作・武兵衛・市右衛門・甚左衛門・勝藏・次郎兵衛・太左衛門・喜兵衛・伊兵衛・新左衛門・三郎右衛門・宇右衛門・平兵衛・惣兵衛・新右衛門・長左衛門、太田村名主又四郎、間々田村名主次郎兵衛、江袋村組頭彦左衛門、俵瀬村名主綾三郎、日向村名主伊兵衛、弁財村組頭友右衛門、葛和田村名主彦左衛門、台村名主萬藏、男沼村名主太兵衛、原井村名主八右衛門。西野村名主忠吉、小島村名主平兵衛、出来島村名主善右衛門、江原村名主弥右衛門、上根村組頭長四郎、八木田村名主森之助、田島村組頭作右衛門、弥藤吾村名主庄右衛門、西城村名主永助、上須戸村組頭勝右衛門、飯塚村名主金大夫、ハツ口村名主篤吉、大野分組頭伝右衛門、市之坪村名主安右衛門、江波村名主唯之助、善ヶ島村名主戈太郎、下奈良村名主長左衛門、北河原村名主六左衛門。以上

以上の議定書の通り、神社の敷地は宿並通りを境とした東側の五町三畝歩で、造営にかかったのは翌二年である。本殿は神明造りで間口二間、奥行一間四尺の鉄板葺屋根。拜殿は入母屋造りの間口五間、奥行三間の瓦葺屋根。社名は地名をとって「大我井神社」と奉称する。明治三年十二月一日、熊谷の奥野安行が自作の剣一振を奉納した。（現存）

寺門静軒の死と下宿の処刑

万延元年（一八六〇）から慶応三年春まで、妻沼の中宿において両宜塾を開き、郷党子弟に経書詩文の学を講じていた江戸の儒者寺門静軒は、長女マチの婚家先である青山の根岸家に移って、流転の生涯に終止符をうつ場所と、自らも決めていたものか、終焉堂と命名した一室で、慶応四年三月二十四日、七十三歳で没した。

両宜塾は、秩父郡大宮郷の松本万年（文斎とも号す）が師匠として、先師の意志をつぎ、鈴木文陵、小池水齋等が補佐し、時局を反影して隆盛の機運に向っていたが、静軒の死はこの地方の有識者には悲しいできごとであった。

この年は国内の動きも多岐にわたり、また、新政樹立のために、諸悪に対しては嚴罰をもつてのぞんだ。こんな関係からか、八月二十四日には、弥藤吾村境の妻沼下宿において処刑が行なわれた。この日処刑された者は、武州藤中村の弥助四十五歳、発戸村の鉄五郎四十七歳、下手子林村の浅次郎三十八歳、同村三五郎二十五歳、安養寺村伊三郎二十九歳、以上五人が打首の上三日間の曝首、死体は村内の死馬捨場へ埋められた。また、羽生下村の吉五郎三十七歳、幸手在上芳場の市五郎四十八歳、三つ俣村貞助十九歳、以上三人は、片方の頭髮と眉毛をそり落とされた上、高札場前へ竹矢来を結び、その中に三日間曝された。（妻沼町誌、高木幹雄編、昭和三年十一月十日発行）

筆者は少年の頃、祖母とよ（安政六年六月三日生）からよくこの曝しもの話を聞かされたものであるが、当時は十両から首がとぶといつて、十両以上の金を盗んだ者は打首になったという。

九月八日（旧曆）年号は明治と改元、この月のうちに会津藩が降伏、東北地方は平定された。そして明治天皇は東京に行幸し、十月十三日には江戸城を皇居と定めて東京城と改称、以来さまざま西洋文明を取り入れた明治新政府は諸事改革をうち出し、西洋に追いつけ、追い越せという新制度を、次から次へと打ちたてたのである。

維新後における所轄の変遷

すでに述べたように、幕政時代における各村の支配管轄は、旗本の知行地であったり、大名領、天領というようにわかれていたし、村によっては分割支配を受けていたので、これを一本化した新しい権力のしくみの中へ、行政のやりやすいように組入るといふことは、なかなか大変なことであったであろうことが、各村の所轄の変遷を見てもわかる。現在妻沼町の行政区内に編入されている、妻沼、弥藤吾（松平氏の領地を除く）男沼、小島、永井太田、飯塚、八木田、道ヶ谷戸、上江袋、原井、市ノ坪、上根、江波、八ッ口、善ヶ島（松平氏の領地を除く）上須戸、西城、田島、西野、葛和田、俵瀬の各村は、明治元年（一八六八）八月、武蔵県知事の所轄に入り、同二年一月大宮県、同年二月岩鼻県、同四年十月群馬県というように、めまぐるしく所轄が変った。

台、出来島、間々田、日向、弁財、弥藤吾の一部、善ヶ島の一部は、明治二年に忍藩、同四年七月十四日、廃藩置県の詔書が出て忍県となったが、同年十一月には全地域が人間県に編入された。県庁は川越町に、熊谷には支庁がおかれた。そしてその翌五年三月、政府ではおよそ二万石の土地を二区として大区と称し、これを数小区に分けた。妻沼地方は第八大区に属し、田島、西野の両村は第三小区に、葛和田、日向、俵瀬、西城、上須戸、善ヶ島、江波、八ッ口、上根、弁財の各村は第四小区に、妻沼、上江袋、道ヶ谷戸、八木田、飯塚、永井太田、間々田、出来島、小島、男沼、台の各村は第五小区に、市ノ坪、原井の両村は第六小区に属した。それまでの各村は、幕政時代そのままの村行政を踏襲し、宗門人別帳の作成、年貢の上納、灌漑治水、大政官布告の公札などの掲出など、名主、組頭などの役名をもって、主として名主宅を役場として取り行ってきたが、明治五年四月、各村に戸長・副戸長を置、戸籍・土地・人民の事務を取扱うことになり、宗門人別帳にかわる戸籍簿が作成され、現在の戸籍簿の基礎がつくられた。

明治十二年現在における戸長及び戸長役場の所在地等は、左表の通りである。

村名	拜命年月日	役場位置	居所	姓名	村名	拜命年月日	役場位置	居所	姓名
妻沼	明治二、七、一八	一二番地	一八〇番地	須田治三郎	上江袋	明治二、六、二六	六番地	六番地	長島作次郎
弥藤吾	六、二六	一九	一九	井田 庄藏	上根	〃	二二	二二	長島長五郎
男沼	七、二二	番外四	三三	浅見 栄吉	江波	〃	二	二	内田甚八郎
台	〃	番外三	一	新島中五郎	八ッ口	〃	一	一	長島保太郎
出来島	〃	三三	三三	金谷藤二郎	善ヶ島	〃	番外一	六五	須永栄五郎
間々田	六、二六	四七	四七	椎橋 貞作	上須戸	〃	番外一	一	山本友右工門
小島	〃	三	三	田中 善次	西城	〃	七六	七六	青木英四郎
永井太田	〃	二七	二七	掛川 豊澤	島	〃	二七	一七	松本堀三郎
飯塚	七、二二	一	一	原口 金二	西野	〃	〃	〃	宮本 文光
八木田	八、七	四七	四七	大岡保太郎	葛和田	〃	一	一	江森三八郎
道ヶ谷戸	六、二六	一	一	鈴木浅太郎	日向	〃	一	一	船田伊兵工
原井	〃	一	一	井上 八郎	財	〃	三	三	大島権左工門
市ノ坪	七、二六	一	一	橋本長三郎	俵瀬	八、三〇	三三	三三	荻野 仙衛

明治六年六月十五日、この地方は熊谷県となり、くだって九年八月二十一日、熊谷県は埼玉県と合併、以来県名に変化はなく、明治十二年三月、大政官布告第十七号、郡区編制法によって前述の区制は廃され、旧来の郡村名を称するようになった。かくしてその後、明治十七年、区町村会法の施行によって、連合村役場を置くことになった。この時点における連合村の編制区域等は左表の通りである。

村名	役場所在村	戸数	人口	町	反	別	歩
妻沼	妻沼村	三六三	一、五九一	三〇二	七	七	二一
弥藤吾	計	一五九	八一一	二〇六	六	三	一五
計	二ヶ村	五二二	二、四〇二	五〇九	四	一	〇六
台	計	六八	四三四	九八	五	二	二三
八木田	計	六五	三三五	八六	三	〇	〇三
男沼	男沼村	八三	四六一	八四	二	七	〇八
小島	計	一三六	七九八	一五八	七	五	一一
出来島	計	六〇	三二六	九一	八	九	一五
計	五ヶ村	四二二	二、三四四	五一九	七	五	〇一
上江袋	計	八四	五〇七	九〇	七	〇	二二
道ヶ谷戸	計	一〇	四三	三五	二	四	〇九
飯塚	飯塚村	一〇四	六九四	一五三	三	四	一一
永井太田	計	一九八	一、一九八	二二四	〇	三	〇一
間々田	計	一一二	七三八	一三四	七	六	〇六
計	五ヶ村	五一八	三、一八〇	六三八	〇	八	一九
村名	役場所在村	戸数	人口	町 <td>反</td> <td>別</td> <td>歩</td>	反	別	歩
江波	計	四五	二〇五	五一	五	七	〇〇
善ヶ島	計	一二五	六〇四	一七二	五	三	二五
八ッ口	計	五四	三〇八	七一	六	五	二九
上須戸	計	一〇七	四五八	一〇九	四	三	〇八
西城	計	八九	五八四	一一二	九	五	〇七
上根	上根村	五五	三三三	七九	二	八	〇一
田島	計	二七	一八四	三五	一	六	二七
西野	計	二六	一六九	四四	七	九	二九
計	八ヶ村	五二八	二、八三五	六七七	四	〇	〇六
日向	計	八八	五〇五	一一七	八	四	二〇
日	計	六一	三七四	八三	〇	二	一八
俵瀬	計	二二〇	一、一九一	二四一	五	四	〇五
葛和田	葛和田村	八三	四〇八	七四	八	六	二四
大野	計	二五	一四二	二〇	七	七	〇二
大財	計	四八七	二、六二〇	五四八	〇	五	〇九
計	五ヶ村	二、四六七	一三、四四七	三、三三	七	〇	一一
村名	役場所在村	戸数	人口	町 <td>反</td> <td>別</td> <td>歩</td>	反	別	歩
上根	計	五四	二〇五	五一	五	七	〇〇
善ヶ島	計	一二五	六〇四	一七二	五	三	二五
八ッ口	計	五四	三〇八	七一	六	五	二九
上須戸	計	一〇七	四五八	一〇九	四	三	〇八
西城	計	八九	五八四	一一二	九	五	〇七
上根	上根村	五五	三三三	七九	二	八	〇一
田島	計	二七	一八四	三五	一	六	二七
西野	計	二六	一六九	四四	七	九	二九
計	八ヶ村	五二八	二、八三五	六七七	四	〇	〇六
日向	計	八八	五〇五	一一七	八	四	二〇
日	計	六一	三七四	八三	〇	二	一八
俵瀬	計	二二〇	一、一九一	二四一	五	四	〇五
葛和田	葛和田村	八三	四〇八	七四	八	六	二四
大野	計	二五	一四二	二〇	七	七	〇二
大財	計	四八七	二、六二〇	五四八	〇	五	〇九
計	五ヶ村	二、四六七	一三、四四七	三、三三	七	〇	一一

(備考) 市ノ坪村と原井村は、西別府村連合村に所属していた。

○明治二十二年町村制の施行にともなう村の編成表(妻沼・弥藤吾のみ組合村、旧村名は大字)

新村名	旧村名	戸数	人口	町	反	別	歩
妻沼村	妻沼	三六八	一、九七四	三四五	八	四	二三
弥藤吾村	弥藤吾	一四四	九八三	二三五	九	四	二二
計	計	五一二	二、九五七	五八一	七	九	一五
男沼村	男沼	七六	四七七	九一	一	八	一一
計	計	七七	四七三	一一〇	〇	三	二〇
小島	計	一三六	八四九	一九五	八	一	二〇
出来島	計	六二	三三八	一一五	一	二	二八
計	計	一一一	七八一	一七〇	七	〇	一六
間々田	計	四六二	二、九一八	六八二	七	六	〇五
太田村	計	一〇五	七二二	一七〇	一	二	一五
飯塚	計	八	五六	四一	二	四	二二
道ヶ谷戸	計	一五五	二、二九八	二五四	〇	二	二二
永井太田	計	六〇	三六四	九六	四	〇	〇五
八木田	計	一九	一一九	二五	五	二	二八
原井	計	二六	一六一	三八	九	〇	一五
市ノ坪	計	七三	五六一	一〇一	四	七	〇七
上江袋	計	四八六	三、二八〇	七二七	七	〇	一四
計	計	三、二八〇	一〇、七二二	三、二八〇	七	〇	一四
新村名	旧村名	戸数	人口	町 <td>反</td> <td>別</td> <td>歩</td>	反	別	歩
長井村	上根	五四	三六六	八四	七	六	二一
江波	計	三四	二〇六	五五	九	九	〇五
八ッ口	計	四六	二八一	七九	五	〇	二六
上須戸	計	八三	四八八	一一四	二	六	〇一
西城	計	八六	五二二	一二六	四	五	二四
田島	計	二五	一七三	四一	六	八	二一
西野	計	二七	一五四	五一	二	九	〇〇
善ヶ島	計	一二五	六四六	一八四	一	三	〇一
計	計	四八〇	二、八三六	七四八	〇	八	二九
葛和田	計	二〇九	一、二二七	二六四	三	〇	〇一
日向	計	八五	五七九	一四一	六	九	一一
俵瀬	計	五九	三九五	八九	七	六	一九
大野	計	六五	四四三	九二	二	二	〇七
大財	計	二二三	一四六	二一	七	九	〇二
計	計	四四一	二、七八〇	六〇九	七	七	一一
計	計	二、三八一	一〇、七二二	三、二八〇	七	〇	一四

(備考) 反別は、田、畑、宅地、山林其の他の合計

明治二十九年、郡制施行に際し、大里郡・幡羅郡・榛沢郡・男衾郡は廃止され、新たに大里郡がおかれ、文献に初めて見えて以来、一〇六二年という長い間称してきたこの地方の郡名「幡羅郡」という名称はなくなった。くだつて大正三年四月一日、町村制施行以来組合村となっていた、妻沼村・弥藤村の二村が合併して妻沼町と称してから所轄名称の変更はなく、埼玉県大里郡妻沼町・男沼村・太田村・長井村・秦村と称して来たが、昭和三十年一月一日、市町村合併促進法にもとづいて、以上の五ヶ町村が合併し、埼玉県大里郡妻沼町となるのである。

各村戸長・副戸長名簿（明治十年一月調）

村名	拝命年月日	職名	氏名	生年月日	村名	拝命年月日	職名	氏名	生年月日
妻沼	明治八、二〇、二五	戸長	鈴木武平	文政二、二、二九	男沼	明治八、五、三〇	戸長	浅見喜一	嘉永元、八、二五
〃	〃	副戸長	荒井嘉藤次	文政八、二、二五	〃	〃	副戸長	田野達年	弘化元、八、二八
〃	〃	〃	内田長左衛門	文政一、二、二五	〃	〃	〃	萩原助繁	文政一、二、二六
〃	〃	〃	堀越義賢	弘化二、九、三	〃	〃	〃	高柳幸太郎	天保三、三、二四
〃	〃	〃	逸見勝衛	弘化四、二、二七	〃	〃	〃	浅見栄吉	天保九、二、二一
〃	〃	〃	栗田藤吉郎	天保九、二、二一	〃	〃	〃	横塚平左卫門	嘉永元、一〇、一
〃	〃	〃	長谷川伊之吉	天保一四、六、二五	〃	〃	〃	新島中五郎	文政八、八、八
〃	〃	〃	北爪謙藏	文政二、八、二六	〃	〃	〃	関口金右卫門	天保三、三、一〇
〃	〃	〃	井田庄造	嘉永三、二、二五	出来島	〃	戸長	栗原徳二郎	天保元、二、二七
〃	〃	〃	長谷美清内	文政七、三、二八	〃	〃	副戸長	萩原中四郎	天保五、二、一八

出来島	明治六、七、五	副戸長	中里善工門 <th>文化九、三、三〇</th> <th>永井太田</th> <th>明治四、二、二七</th> <th>副戸長</th> <th>萩原宗義 <th>弘化二、六、一七</th> </th>	文化九、三、三〇	永井太田	明治四、二、二七	副戸長	萩原宗義 <th>弘化二、六、一七</th>	弘化二、六、一七
〃	〃	〃	金谷藤二郎	安政四、二、二六	〃	〃	〃	田沼彌房	文政一〇、五、一五
〃	〃	〃	青木治郎兵衛	天保九、一、一五	〃	〃	〃	掛川英敬	弘化元、五、二六
〃	〃	〃	青木忠吾	弘化元、九、一六	〃	〃	〃	尾島憲行	天保三、一、一九
〃	〃	〃	斎藤七右衛門	文政七、五、五	〃	〃	〃	掛川徳治郎	天保一、二、二〇
〃	〃	〃	椎橋貞作	文政一〇、一、二三	〃	〃	〃	堀江庸寛	天保一五、四、一七
〃	〃	〃	石川幸次郎	天保五、一、二二	〃	〃	〃	武井敏太郎	安政二、四、一
〃	〃	〃	須藤兵左衛門	天保元、一〇、二〇	飯塚	〃	〃	原口金二	嘉永元、五、二四
〃	〃	〃	横倉弥七郎	文政八、一、一〇	〃	〃	副戸長	川田文作	文政一〇、六、一九
〃	〃	〃	田中善次	安政二、七、八	〃	〃	〃	船越茂平治	文政一、八、二二
〃	〃	〃	小林空平	嘉永元、四、二七	〃	〃	〃	川田兵七	天保二、八、一五
〃	〃	〃	小林平兵衛	天保六、二、二五	〃	〃	〃	黒沢治三郎	弘化元、五、二〇
〃	〃	〃	野村源兵衛	文政一、五、一〇	〃	〃	〃	福島惣治郎	嘉永元、七、一七
〃	〃	〃	北島吉良平	天保五、五、五	八木田	〃	〃	森善蔵	天保一〇、二、一
〃	〃	〃	新島権六	天保七、五、一	〃	〃	〃	大岡保太郎	文政七、一、三
〃	〃	〃	野村権次郎	文政三、五、一〇	〃	〃	副戸長	大槻文五郎	文政六、一、二四
〃	〃	〃	掛川豊澤	天保九、一、一九	〃	〃	〃	森佐文治	文政九、三、二一
〃	〃	〃	掛川元知	文政一〇、一、八	道ヶ谷戸	〃	〃	鈴木浅太郎	文政四、一、一七
〃	〃	〃	萩原信有	天保二、二、二七	〃	〃	副戸長	鈴木百太郎	安政三、一、六

徴兵令の発布と須永中将

明治六年一月、徴兵令が発布され、士族・平民の別なく「皇国の民」として国に報じるための、いわゆる国民皆兵の理念がうたわれた。だが、明治政府にとって大切な人、すなわち官公吏、それになる予定の官公立専門学校の生徒、洋学中のものなどは兵役を免除された。また、代人料として二百七十円を納めたもの、税金をおさめる責任者である戸主と、その跡継ぎは、いずれも徴兵を免除された。このようなことから、「徴兵養子」といわれた養子縁組によって分家や他家に入籍したり、絶家や廃家を再興して兵役をのがれるというようなことが行われた。

そんな当時、前章でちよつとふれた須永武義は、酒井侯に従って庄内に至り、開墾に従事していたが、ここに永住する気持もなく、時運に乗って雄飛しようという志おさえがたく、幾度か出京移住を願ひ出たが許されなかつたので遂に同志と共に庄内を脱走して東京に出て、司法省に訴え、移住の許可を受け、再び籍を郷里の武洲幡羅郡飯塚村におくことになった。そして翌七年、陸軍士官生に応募、同年十月三日兵学寮に入り、戸山学校において軍事を学び、軍人としての一步をふみだしたのである。そして同九年三月八日、少尉試補、同年四月二十日、大阪鎮台歩兵第十聯隊付となった。その翌年、征韓論に敗れた幕末・明治初期の最高殊勲者である西郷隆盛は、かれの声望を必要とした人々たちによって、いやおうなしに立ちあがらずを得なくなつて、鹿児島に兵を挙げ、村田新八、篠原国幹、永山弥一郎、桐野利秋、池上四郎、別府晋介らを指揮官に、明治十年二月十五日、熊本へむけ進軍を開始、ここに西南戦役の幕あけとなるのであるが、武義は三月五日、征討軍に参加して、同十五日、横平山における戦闘の際、腹部を貫通され、久留米病院に入院して治療することになった。一方、薩摩軍人の心意気を示した薩摩も、弾薬や食糧をじゅうぶん貯えた鎮台司令官、谷干城を中心に籠城した熊本城を落すことができず、援軍の来攻に熊本城の包囲をとかざる

を得なくなり、人吉、都城、宮崎などの各地で転戦、鹿児島島の城山に集結した時には三百余名に減少してしまつた。そして九月二十四日、征討軍は城山に総攻撃をかけた。その中に傷の癒えた須永武義も参加して勇戦した。衆寡敵せず薩摩は全滅し、維新の英傑西郷隆盛は自決して西南の役は終結を見たのである。

武義はこの戦時中の四月、陸軍歩兵少尉に任官、同十三年三月十一日、正八位、同五月十五日、陸軍歩兵中尉に昇進、同月十八日、名古屋鎮台歩兵第七聯隊第三大隊第一小隊長となり、七月二十一日には従七位に叙せられた。くだつて十四年四月二十八日、近衛歩兵第一聯隊第一大隊長に転任、十六年七月四日、陸軍歩兵大尉に昇進して、同日歩兵第四聯隊第三大隊の中隊長となり、同八月三十一日、正七位に叙された。其の後、士官学校、参謀本部等を歴任、二十二年十一月二日、歩兵少佐に累進、二十三年六月十三日、近衛歩兵第二聯隊第一大隊長となる。

明治二十七年八月一日、朝鮮の東学党の乱鎮定に協力するという名目で出兵した日本は、清国に対して宣戦を布告した。日本最初の近代戦である日清戦争に須永少佐も出征した。黄海の海戦、旅順攻略等に勝利を得た日本は、はじめての近代戦に勝ち翌二十八年四月、下関において日清講和条約の調印が締結され、台湾は日本の統治下になった。ところが、台湾に独立運動がおこつたので、日本軍はこれを平定するために台湾に兵を送つた。

須永少佐も五月には台湾に渡り、各地に転戦し、八月には中佐に昇進した。そして十月五日近衛歩兵第二聯隊長となり、十二月、日清戦争の戦功によって功四級金鷄勲章を授与された。そして歳月は流れ、明治三十一年三月三日、教導団長となり、同年十月一日、第九師団の参謀長に転じ、翌三十二年八月二十六日大佐となり、同十一月二十日には従五位に叙せられ、三十四年五月三十一日には勲四等瑞宝章を授与された。

日清戦争には、輝やかしい勝利をおさめた日本ではあつたが、三等戦勝国の悲しきで、露・独・仏の「三国干渉」を受け、無念の血涙をのんで下関講和条約を締結した日本は、「臥薪嘗胆」を相言葉に、軍備の大拡張計画を軌道にのせ、日清開戦の時に七個師団だつた陸軍を、三十六年には十三個師団に、海軍は二倍半にふやした。かくするうち

にも日露戦争はさけられない方向に突っ走していき、遂に明治三十七年二月八日、露国に対して宣戦を布告し、ここに国運を賭す日露戦争の火ぶたは、日本海軍によって、仁川・旅順のロシア軍艦奇襲という形で切つて落されたのである。須永大佐は、第九師団の参謀長として出征し、旅順攻略軍に参加した。その年の九月八日少将に昇進、十月二十四日には正五位に叙せられ、歩兵第七旅団長となった。

明治二十八年一月一日、難攻不落を誇る旅順の要塞も、乃木將軍のひきいる第三軍の、百五十余日にわたる死闘と六万の犠牲をはらつて遂に陥落。敵将ステッセルは降伏した。そして三月には奉天の大会戦が勝利のうちに終つたので、須永少将は四月八日、留守歩兵第二十一旅団長となつて帰国、五月三十日に、勲三等瑞宝章を授与され、七月十八日に、台湾混成第一旅団長となつた。かくするうちに戦争は終結の方向へと進み、八月十日、米大統領ルーズベルトの調停で、日本は小村寿太郎外相、ロシアはウイッテが全権となり、ポーツマスで和平交渉の会談が開かれ、会談は決裂に瀕したが、日本側の譲歩によって講和条約は締結され、国運を賭した日露戦争は終つた。

明治二十九年四月一日、功三級金鷄勲章、勲二等旭日重光章を授与された須永少将は、四十年五月一日、歩兵第二十二旅団長、同十一月十三日、歩兵第三十六旅団長を歴任、四十一年十月、朝鮮守備として派遣され、翌四十二年十一月三十日に従四位に叙せられ、四十三年五月、朝鮮より帰還、同十一月三十日、憲兵司令官となつた。

そして翌四十四年九月六日、陸軍中將に昇進、四十五年二月二十七日、豫備役に編入され、事実上長い軍人生活に終止符をうつたのである。

野にくだつた須永中將は、東京府豊多摩郡中野町にあつて、悠々自適の生活を送り、大正十四年（一九二五）十月二十八日、自邸において病没した。享年七十一。

以上須永中將を中心において、明治時代の内乱と、国運を賭した、日清、日露の戦いを概説したが、この戦争の勝利が、後進国日本を世界の桧舞台に押し出したのである。

県北農民の集結騒動

徴兵令を發布した政府は、軍事力の基礎をかためると共に、財政的な基盤をかためる。いわゆる「富国強兵策」のひとつとして、明治六年七月二十八日、地租改正を公布した。この地租改正というのは、幕政以来検見（米の收穫前にその出来具合を調べること）によって、その年の收穫見込高に応じて年貢（租税）を賦課していた方法を廢し、全国の耕地をあらたに査定して地価を定め、地価に応じて課税する。地租は地価の三パーセントとし、この率は、農作物のでき具合のよしあしにかかわらず、つねに一定のものにするものであつた。そして政府は、その土地の所有権を確認する地券を交付した。この結果、質入地や抵当地について、質受人が質入人をあざむいて、地券の名義を質受人の名にし、その土地の所有権をだましとつた例もあるという。なによりも、この土地改革は、土地を耕作している者を保護するためのものではなく、地主の所有権が確認され、小作人搾取を国家権力で保護するしくみなのであつた。「御一新」によって、さだめし年貢も安くなり、くらし向も楽になるであらうと考えていた多くの農民の夢はこの地租改正によってむざんにも裏切られた。しかも米の出来秋に米を売らなければ、自・小作人の生活は立ち行かなかつたので、この時期に売りに出すのであるが、必らずといつていい位米価は下落する。そして端境期になると米価があがることを承知しながら、年間所要量の食米を確保できないで、結局安い米を売って高い米を買って食うということになるのである。端境期に米を売に出すのは地主階級で、こうしたことから、自・小作農階層と地主階層との経済格差は益々大きくなり、自作農ですら土地を担保に金を借りなければ生活がなりたなくなつて高利の金を借り、遂にはその土地を失なつていった。このようにして太る者は益々太り、大方の者は貧困にあえぎ「四民平等」をうたいあげた新政府のスローガンとはうらはらな結果を招来し、過去二千年來の人間の歴史がさうであつたように、

ここでもまた、貧しい者、弱い者がしいたげられることになったのである。また、輸出の最大商品であった生糸も、生産する者への保障はなく、「殖産興業」を国是とした政府は、農民搾取を基礎に、大商業資本家の便宜をはかって軍事目的の産業と、特権資本家の育成をはかっていった。こうしたことから国民の間に不満が生じ、その不満の爆発のひとつが、秩父の困民党のひきおこした有名な「秩父騒動」であるが、この騒動の勃発する十日前、妻沼地方でも小さな騒動が起り、この事件を、明治十七年十一月五日付けの「東京日日新聞」では次のように報じている。

「埼玉県下幡羅榛沢北埼玉の三郡は、四五年來養蚕並びに蚕種の事業の振わざるより、郷在諸村人民が平生衣食を此れに仰ぐもの皆困難を極めしが、近日に至り、大いに不穩の状を現わし、本月二十日の夕刻より、幡羅郡妻佐駅在なる谷ヶ島弁財葛和田三ヶ村共同の堤に肅集せる三四十ヶ村の人民凡そ七八百名、各々鋤鍬竹槍等を携え竹螺を吹立て物騒がしき有様なるにぞ、妻佐分署(沼)より巡查数名出張して教諭すれども中々聴べき気色なく、却て抗敵をなしかねざる勢なれば、巡查は戸長と決議し、諸戸長役場より熊谷警察署へ上申したり、因て警察署より警部二名、巡查数名出張し、種々鎮撫に力を尽し、翌廿一日午前十時頃によく解散したり、其中、頭分らしきもの五六十名は、熊谷警察署に引渡し、吟味せらる。二十三日までは、郷民なおここに小集し、竹螺を吹立ていまだ全く常に復せず、現に夫々探索逮捕中なり。一時は中々の騒動にて、近傍の混乱一方ならざりし由。

右の報は固より信を置き難しと雖ども、多少其の萌を廿日頃よりして頭わしたもののか、但し今回の秩父郡の暴動は、右の幡羅榛沢の影響ながらも、自から其の原因を異にするものか、猶精細の探訪を尽して確實の事を報道すべし。」と、(この新聞は、マイクロフィルムに収録、県立熊谷図書館に保管されている。)

この事件は、年来の政治に対する庶民の憤懣が、集結して氣勢をあげるといふ萃に出たまでのことであるが、全国に至る所で、このような騒動は繰りひろげられたものと思われる。なお、この集結した場所は男沼の浅見徳治氏(明治三十二年二月二十六日生)の話によれば、大野の稻荷神社を中心とした地点であると。

妻沼渡船、古戸と分離

新田往還妻沼村地先の渡船場は、すでに述べたように、寛永十三年(一六三六)以来公許の渡船場として、妻沼村で管理してきたのであるが、延享三年(一七四六)上州邑楽郡古戸村と論争があり、公事方奉行神谷志摩守の裁決によつて妻沼村一村での管理が確認され、以来妻沼村で管理してきたが、明治の新政を迎えた時点で、古戸村から新政府に対して渡船の請負が申請された。そして明治十年(一八七七)両者間において話合が付き、当時流路が二筋となつていた(利根川の架橋の項掲出図面参照)ので、古戸側の流路は古戸村で、妻沼側の流路は妻沼村で請負うことになり、次のような文書が取りかわされ、妻沼・古戸と分離されたのである。(埼玉県文書館所蔵文書)

利根川渡船両村進退方、並びニ賃銭受取方共、自今以後取極約定ノ趣意左ニ

一、利根川本瀬、分水ノ別ナク、一村内ノミ流水ノ節ハ、其川限リ一村進退致スベキコト

附 警ハ本瀬一村内ノミ流水候ハバ、其村進退、分川ハ両村地内流水ノ節ハ其川限リ両村合併進退立申スベキ事
又是ニ反シ、分川一村内ノミ流水、本瀬ハ両村地内流水ノ節モ前記ニ准ズベシ。尤モ平水ニテ極メルベキ事

一、上陸ノ儀ハ、現場ヲ猥ニ自己私情ヲ以テ変換致ス間敷、川瀬ニ依リ船付悪敷相成、ヤムヲ得ザル節ハ両村協議ノ上取極メ申スベキ事、但シ自他ニカカワラズ一村故障ノ節ハ変換致ス間敷候事

一、賃銭極方ノ儀ハ、相互ニ川中変ジ次第、其時々管轄庁工出願、御指令ヲ請ケ取極申スベキ事
一、賃銭受取方ノ儀ハ、進退分受取申スベキ事

一、合併越立ノ節ハ、總テ其川限、明治七年二月中取極議定ノ通り相守リ申スベキ事
一、両村人民越立ノ儀ハ、相互ニ無償ノ事、附、夜中ハ正規ノ賃銭相払ウベキ事

一、車馬越立ノ儀ハ、タトエ両村ノモノト雖モ相互ニ賃錢払ウベキ事
右ノ条々相互ニ違失致ス間敷候。後証トナス取替ノタメ約定致シ置候処件ノ如シ

明治十年十二月十八日

群馬県第廿三大区七小区 邑楽郡古戸村 渡船請負惣代人 原口 金八 ㊟

戸長補 桑子喜一郎 ㊟

頭戸長 原口 権平 ㊟

群馬県第八大区五小区 幡羅郡妻沼村 立会人 田島 静孝 ㊟

逸見 信成 ㊟

頭戸長 内田長左衛門 ㊟

前記丸写書ヲ以テ申シ上げ仕り候通り相違御座無ク候。以上

明治十年十二月廿四日 右村

立会人 堀越 藤太郎 ㊟

副戸長 内田長左衛門 ㊟

埼玉県令 白根 多助殿

右のように、長年の懸案として利根川渡船の請負を勝ち得た古戸村ではあったが、明治十四年三月十八日付けの、「朝野新聞」に次のような記事がでており、古戸側の流れに橋がかげられたということが知れる。

「上野国新田郡（邑楽郡の誤り）古戸村と、多々良郡（幡羅郡の誤り）妻沼村の間を流れる利根川は、三年前に大水が出たあと二流となった。それまで通行はすべて渡船に頼っていたので非常に不便であったが、今度埼玉県下松山の士族村方嘉右衛門氏が群馬県庁の許可を得て北の支流に橋をかけ、本月上旬から開通したと、（広報おた所載）。

各渡船場の舟賃

明治九年、埼玉県では、渡船賃錢の調査を行ない、渡船場を有する戸長から「渡舟賃錢書上簿」を提出させた。現在の妻沼町内には次のような渡船場があり次のように書きあげているが、妻沼村のみ、十一年に提出している。

第八大区四小区、武蔵国幡羅郡葛和田村、利根川通渡船

対岸 群馬県管下二十三大区七小区、邑楽郡赤岩村。常水・出水平均川巾百八拾間（約三二八メートル）

賃錢 徒歩一人金七厘、馬一匹金一錢一厘、本馬一匹金一錢四厘、車一輛金一錢一厘、駕籠一挺金二錢一厘、

両掛一荷金九厘、右は渡舟賃錢取調 書上げ奉り候處相違御座なく候也。

明治九年第九月 右村戸長 舞原弥一郎 ㊟

埼玉県令 白根 多助殿

第八大区五小区 武蔵国幡羅郡間々田村 利根川通渡船

対岸 同村地内、常水・出水平均百八拾間（約三二八メートル）

賃錢 徒歩一人金八厘、馬一疋金一錢、本馬一疋金一錢五厘、人力車一輛金一錢、荷車一輛金一錢八厘、駕籠一挺

金一錢五厘、両掛一荷金八厘、長持一棹金一錢五厘、右の通り取調書上げ奉り候處相違御座なく候。以上

明治九年九月 右村 戸長兼副戸長 青木治郎兵衛 ㊟

埼玉県令 白根 多助殿

第八大区五小区 武蔵国幡羅郡出来島村、利根川通り耕作限り渡船

対岸 同村 常水・出水平均川幅百八十間（約三二八メートル）

賃錢 徒歩一人 棹代として金一錢、但し願済には御座なく候

右の通り取調、書上げ奉り候處相違御座なく候。以上

明治九年九月廿九日 右村 戸長 栗原徳治郎^印

埼玉県令 白根 多助殿

第八大区五小区 武蔵国幡羅郡小島村 利根川通り渡船

対岸 同村地内 常水・出水平均百三十間（二三六メートル）

賃錢 徒歩一人金八厘、馬一疋但し口付き共金一錢六厘、本馬一疋金二錢二厘、荷車一輛金二錢二厘、人力車一輛

但乗客車夫共金一錢五厘、駕籠一挺金一錢八厘、両掛一荷金一錢、長持一棹金一錢六厘

右の通り書上げ奉り候處相違御座なく候。以上

明治九年九月廿五日 右村 戸長 田中 善八^印

埼玉県令 白根 多助殿

第八大区五小区 武蔵国幡羅郡妻沼村 利根川通渡舟

対岸 村内 常水・出水平均川幅百六十間（二九一メートル）

賃錢 乗合一人男女共金八厘、但五年未滿は無賃、五年以上十六年未滿の者半額錢、牛馬一疋金八厘、馬車一輛金

二錢五厘、人力車一輛金八厘、大七以上荷車一輛金八厘、大六以下荷車一輛金五厘、駕籠一挺金五厘、両懸・分持

一荷金五厘、長持一棹金八厘、但し六人持以上一人毎に五分増、諸荷物一駄金八厘、以上牛馬の口付、車夫、擔夫

挽馬等、右に付属するものと雖も、総て本文の賃錢を加え払うものとす。明治十一年一月十九日

以上、埼玉県文書館の資料によって書き出したのであるが、妻沼村の分のみは、改正後のもので、他は定めに従つ

て、十一年一月十九日改正、乗合一人持荷共五厘というように、その他の舟賃も若干引下げられたのである。

日本の女医第一号誕生



（医籍登録当時の荻野吟子と其の生誕遺跡）

嘉永四年（一八五二）三月三日、武洲幡羅

郡俵瀬村名主荻野綾三郎の五女と生れたぎん

は、これが男だったらと、両親を嘆息させる

ほど利発な子であった。このぎんが十歳を迎

えた万延元年（一八六〇）江戸の儒者寺門静

軒が妻沼の中宿に両宜塾を開き、郷党子弟に

経書詩文の学を講じたから、近郷の名家

にもしばしば招かれて講筵をはるに及んで、

ぎんの才能は開花したのである。

ぎんは、長兄の保坪などにまじって聴講す

るといふ程度のものであったのに、ぎんの方

が覚えがよく、十五歳の頃には大体経史百家

の書に通じたといわれる。ぎんが十六歳の春

静軒は熊谷に移って、両宜塾は江戸時代の高

弟で、秩父郡大宮郷で私塾並びに漢方医を開

いていた松本万年（文齋とも号した）に引き

がれた。万年は妻沼に移住すると同時に、診療にあてるために、平屋建五坪（一六・五二㎡）を新築した。また、万年は師の静軒から、萩野家にぎんという利発な女の子がいるということを知っていたので、長女萩江のよき話し相手にと目をかけ、指導したので、益々彼女の才能は伸び、「長屋んちのぎんさんは、男まさりのりこうもんじゃ」という噂がひろまった。そんなことから、上川上村の名主、稲村家に望まれて、長男貫一郎の許に嫁いだのは、明治と改元されて間もない頃であった。ぎんの家も名主をつとめ、俵瀬村一番の財産家といわれていたが、稲村家はこの地方きつての素封家で、ぎんの家とは比較にならぬほどの富豪である。そんなことから「ぎんさんは器量がいい上に頭がいいから玉の輿に乗れたんじゃ。」と、近隣の者がうらやむほどであった。しかしこの縁は薄く、明治三年、病氣離婚という最悪の運命にさいなまれる結果に終ってしまった。

ぎんは、松本万年の治療をうけながら、実家で療養生活を送っていたが思わしくなく、万年の紹介で東京の順天堂病院に入院、治療に専念する身となったが、この時、女医の必要性を痛感し、女医になることを決意したという。

入院中に父綾三郎の病死という不幸に見まれ、病床にあつてわが身の不孝を泣いてわびたが、翌四年には、ともかく退院できる身となつて、俵瀬の実家で静養するかたわら勉学にはげんだ。この頃萩江も時おり訪問しては社会の情勢を語り、女子といえども男に従属していた地位からぬけださなければならぬことなど話しあつて、意気投合するところがあつて義姉妹の関係を結んだ。かくするうちにもぎんは、女医になるという意志は益々強固になり、母親の嘉与にこの事をうちあけた。昔気質の嘉与は目を丸くするほど驚き、ただおろおろとぐちをこぼすばかりであつた。兄保坪は高飛車にぎんを叱りはしたが、いい争いになるとぎんにやりこめられ、「勝手にしろッ」と、ぶりぶりしながら引きさがつてしまうのが常であつた。また、熊谷の野口家に嫁いだ姉の友子は、情をもつてぎんの翻意をうながしたが、ぎんの決意を動かすことはできなかった。そんな時、かつてぎんの婚家先であつた稲村家を訪問したことがある女流画家、奥原晴湖が来訪したので、晴湖に追従して上京、皇漢医であり、国学者であつた井上頼圀の門下生と

して弟子入した。ときにぎん二十三歳。「吟子」と署名するようになったのは、この頃のことからであつた。

男子の門弟の中にあつて唯一人の女子ということは、なにかにつけてつらい思いをしいられたが、吟子は齒を食ひしぱつてこれに耐え、熱心に勉学に励んでいた。しかしきりりと引きしまった肢体、小麦色の肌、眼千両といわれた、見るからに聡明そうな双眸は、男心を引きつけるに十分であつた。師の井上頼圀もいつしか吟子に魅せられ、ある時結婚を申し込んだ。吟子はもちろん辞退したが、ここにとどまることはできないと、かねてから、内藤満壽子塾から招かれていたので、甲府に赴き、この塾の助手として働らくことにした。時、明治七年（一八七三）のことである。

明治八年、在郷当時の恩師である松本万年が、東京女子師範学校に招かれ、そのかたわら止敬学舎を設置して女子教育に従事することになったが、これはもっぱら萩江が教授にあたることになったので、そのすすめに従い、吟子も第一期生として入学、明治十二年九月、抜群の成績で卒業した。この頃になると著名人の間に、萩野吟子といえる才媛ありと知られるようになり、その年、石黒子爵の口ききで、医学士、侍医高階経徳が、下谷練堀町で経営していた私立好寿院医学校に進み、ここでもまた女子ということから、男生徒から白眼視され、ある時は暴行をうける危険にさえさらされたが、吟子の機智によってこの難をのがれた。かくして明治十五年十月、優秀な成績をもって卒業したので、ただちに内務省医術開業試験を受けようとしたが、当時の規則は女性に開業医の試験を受ける門戸を閉ざしていたので試験を受けることができなかった。やむなく吟子は史実の調査、要路の歴訪等、東奔西走二か年間、女性に開業医受験の道を開くべく挺身し、不撓不屈の努力を続け、石黒子爵、高島嘉右衛門、井上頼圀らの助言で、医務局長、長與専齋を動かし、明治十七年（一八八四）遂に女性に開業医試験の門戸を開かせた。ここに至るまでの、吟子の努力は涙ぐましいばかりであつたが、何よりの幸運は、高島嘉右衛門に愛され、経済的な援助があつたことである。かくして同年九月前期試験、翌年三月には後期試験に合格、ここに晴れて開業医の資格を得、その年の五月、本郷湯島三組町に開業、日本における最初の女医が誕生したのである。時に萩野吟子女史三十五歳であつた。

北海道開拓に渡道した人々

明治七年（一八七四）政府は「北辺の守り」という軍事的必要から、屯田憲兵という名の制度を発表し、奥羽諸藩の土族から屯田兵を募集した。この屯田兵は、国境警備隊、開拓農民としての役割と、公安官なみの役割を兼ね、第一陣は明治八年、二〇八戸が琴似村にはいった。この人たちが未開の秘境北海道の開拓の主力となって、逐次開拓が進み、明治十五年から吹きはじめた未曾有の不況の嵐に敗れた人々は、活路を北海道に求めて入植した。かくして明治五年には、約十一万であった北海道の人口は、十九年に三十万人、二十九年には七十一万人というように増加していったのである。

前項で述べた日本最初の女医荻野吟子は、明治十八年五月、本郷湯島三組町に「荻野医院」の看板を掲げ、熱意をもって医療に専念したので繁昌し、たちまちこの家では手狭となって、その年のうちに下谷黒門町に移った。翌十九年、本郷教会で海老名弾正から洗礼を受け、矢島楯子の主唱するキリスト教婦人矯風会に参加して風俗部長となり、男女平等、自由民権、恋愛の解放等の運動を進めていた。才気にとんだ吟子のこうした活動が、情熱家であった若きクリスチャン、志方の善の心をとらえ、遂に求愛という積極的な行動に出た。

初期の目的を果し、順調な人生行路を歩みはじめた吟子の、ほっとした心の際に、これはまた新鮮な刺激となって、明治二十三年十一月十五日、周囲の反対をおしきってこの青年と結婚した。時に吟子四十歳、之善二十六歳であった。だが、情熱にかられて結婚した之善ではあったが、生活費のほとんどが吟子の働きで、寄食にひとしい自己の現在に満足するには余りにも若く、男子として達成したい希望も大きかった。彼は同志と謀って新天地開拓という理想にもえて北海道へ渡ってしまった。結婚した翌年のことである。

明治二十五年（一八九二）吟子は明治女学校舎監となって、夫、之善からの迎えを待っていたが、二年の歳月が過ぎて迎えるの便りに接することができなかった。二十七年に明治女学校を辞し、北海道に渡り、インマヌエル、（現在の今金町）に居住した。この年五月、志方の実姉シメに女子が出生したが、この時すでにその子の父親小泉与吉（志方の友人）は死亡していたので、その子に「トミ」と命名して志方の養女とした。

渡道当初は物心両面ともに苦難の連続であった吟子の生活も、三十年には瀬棚で医院を開業することができ、医療に専念するかたわら、町の有志と謀って淑徳婦人会を結成、婦人の地位向上のために活躍した。（掲出の写真はその当時のもので、中央が会長であった吟子女史、右が副会長の青木夫人、左が会計の長島コト）

また、日曜学校を経営するなど、多彩な活動を続け、生活にも、心にも幾分のゆとりができ、養女のトミもすくすくと成長していった。だが、運命は吟子にきびしく、明治三十八年九月二十三日、夫、之善の病死という悲運に見まわ

れてしまった。

その後吟子は夫の墳墓の地を守って三年、老境を自覚するようになったので、姉友子の再三のすすめに従って、四十一年に瀬棚町の住居をたたみ、トミを連れて帰京し、江東新小梅町の借家に、婦人科、小児科の看板をかかげ、トミを相手にひっそりと暮らすうち、大正二年六月二十三日、日本最初の女医という輝やかなしい金字塔をうちたてた吟子は病のため波乱の生涯を閉じた。



その吟子が、瀬棚で医院を開業した明治二十年に、開墾地無償付与の制度が実施されたので、妻沼地方からも若干渡道する者もあらわれ、現在、県立浦和図書館文書館に保有されている文書によれば、太田村大字飯塚の船越茂七、(嘉永三年四月十日生) 同村大字八木田の大岡又藏(安政三年一月二日生) 同村大字永井太田の荻野正作(慶応元年七月十五日生) が渡道しているが、荻野正作に関する渡道の出願手続等について記し、当時を偲ぶてがかりとする。

証明願

埼玉県大里郡太田村大字永井太田五十九番地 土族農 荻野正作

北海道ニ於テ国有未開地貸付出願仕度候間、明治三十年四月拾日、拓殖務省令第参号、北海道移民規則ニ依リ御証明相成度、別紙事項書及財産証明書、戸籍謄本相添、此段奉願候也

明治三十五年三月十九日 右 荻野正作

埼玉県知事 木下周一殿

第二一六号

前書之通相違無之ニ証明候也

明治三十五年三月拾九日 大里郡太田村助役 岩崎良助印

事項書

埼玉県大里郡太田村大字永井太田五拾九番地 荻野正作

- 一、事業目的 未開地開墾
- 二、貸付出願地積及希望地 渡島国ニ於テ凡六拾万坪
- 三、家 族 最初單獨ニテ移住シ、後全家族住ス
- 四、従来ノ職業 農業ニ従事ス

五、所得税額 所得税ハ納入セズ

六、開墾ノ方法 自作ト小作トヲ混用シ、普通農具及洋式馬耕具等ヲ使用シ、耕夫ヲ雇ヒ開墾スルモノトス。

小作人ハ農業ニ従事スル事ヲ得ル労働者式名以上ノ家族ヲ携帯移住スベキモノヲ本県内ニ於テ毎年四戸以上宛募集シ、老戸ニ付、素地老万坪乃至式万坪位ヲ其人員ニ応ジ、適宜ニ配当スベキ見込ナリ、而シテ全地成功ノ上ハ其三分ノ一ヨリ少ナカラザル土地ヲ分与スベキ定ナリ。小作人ニ対スル保護及小作人ニ負担セシムベキ義務要領ハ左ノ如シ

- 一、移住ニ関スル費用ハ、総テ小作人ノ負担トス。但シ、貸付スル事アルベシ
 - 一、小作人ニハ、其家族ニ応ジ、居住家屋老棟ヲ給スル外、農具料及種苗料ノ補助トシテ金拾円ヨリ拾五円以内ヲ給与スベシ、而シテ開墾費トシテ、整理地老反歩ニ付、其難易ニ依リ、式円以上参円以内ヲ給与シ、別ニ食糧ヲ給与セズ。但シ食糧購入ノ都合ニ依リ、前貸スル事アルベシ。
 - 一、小作人ハ配当ヲ受ケタル素地ヲ五ヶ年ニ分割シ、少クモ毎年其五分ノ一宛ヲ開墾スベキモノトス。新墾地ニ対スル畝下年限ハ式年ト定メ、三年目ヨリ最近耕作地ニ準據シ、小作料ヲ徴収ス。
 - 一、小作人ガ其配当ヲ受ケタル素地ヲ、五ヶ年以内ニ成功シタル時ハ、三分ノ一ヲ金償ニテ分与ス。
- 此場合ニ於テハ、其分与ニ関スル所有権保存登記ハ、被小作人ガ本地ニ関スル一切ノ条件ニ付、官庁ノ許可ヲ受ケタル由、速カニ申請スルモノトス。

右之通ニ相違無之候也

明治三十五年三月十九日 右 荻野正作印

身元取調書

大里郡太田村大字永井太田五十九番地 戸主土族元会社員 荻野正作 慶応元年七月十五日生

一、本人出生ノ場所 太田村大字永井太田五十九番地士族荻野茂国長男ニシテ慶応元年七月十五日全所ニテ出生
一、本人既往ニ於ケル経歴(平素ノ行状及業務ノ状況及前科ノ有無) 本人ハ常ニ品行方正ニシテ、昨年迄北海道炭鉱会社ニ勤務シ、而シテ刑罰ヲ受ケタルコトナシ。

一、村内及近隣ニ於ケル信用ノ厚薄 本人ハ本籍地ニ居住少キモノナレ共、村内及近隣ニ於ケル信用アリ。
一、本人所有ノ土地反別及家屋棟数 本人田畑宅地合反別三町二反五畝拾歩、建家三棟ヲ所有ス。
一、財政困難ナラズ

右之通ニ候也

明治三十五年三月廿九日 大里郡役所印

以上の外、財産(土地反別三町二反五畝十歩、時価九千七百五十円也。家屋老棟、瓦葺二階建五十四坪、価額二千九百七十円也。倉庫一棟、瓦葺一階建六坪、価額三百円也。納屋一棟、瓦葺平屋建十坪、価額三百円也。計一万三千三百二十円也)証明書、戸籍謄本(戸主荻野正作、妻とよ、二男啓一、長女きん、二女セツ、三女貞、弟三郎)などを添えて出願 移住証明書を下付されたのは、明治三十五年七月四日である。

現在、北海道斜里郡小清水町に、其の子孫は繁栄していることである。

船越茂七は、出願の当時田畑宅地合せて、七町九反五畝六歩を有する地主階級で、所得税も六円八十五銭を上納していた。開墾予定地は、膽振国越郡内の百五十万坪で、百戸の小作人を渡道させようとしたものであり、

大岡又蔵は、約二町歩の土地所有者で、従来は職業は、藍靛製造業であったが、国策に依じて石狩国の未開地百五十万坪を開墾して百戸の小作人を渡道させるというものであったが、詳細なことはわかっていない。

この後、大正時代から昭和初期にかけての不況時代に、一旗あげようとして渡道した者も何人かあるようであるが本誌では、北海道開拓当時、この地方の人々が果たした役割のひとこまを紹介したにとどめておく。

計画だけの鉄道路線

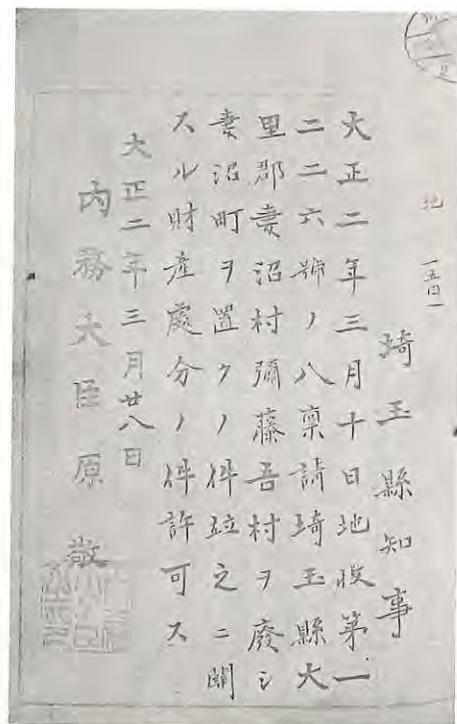
明治五年(一八七二)九月十二日、新橋―横浜間に岡蒸気といわれた鉄道が開通して以来、各地に鉄道が敷設されそれまで馬力、人力、舟運にたよってきた輸送力は急速に進歩し、産業の発展に寄与する大きな力となった。

高崎線は、明治十五年(一八八二)九月一日、川口で起工式が行なわれ、同所の善光寺裏で車輛を組立てたところから、最初の機関車を「善光号」と名付け、十六年七月二十八日、上野、熊谷間が開通し、午前、午後とも二往復運転された。この時点では、浦和・上尾・鴻巣・熊谷の四駅(埼玉県内)しか設置されていなかったが、明治十七年に全線開通となり、逐次各駅が開設されていった。これがために「河岸場」として繁栄して来た地域(妻沼町内では葛和田)は次第に衰微し、舟運に逸早く見切りをつけて熊谷に進出し、陸運に転じた俵瀬村の小林氏のように、「熊谷通運」として今日のような大をなす者もあつたように、進歩的な考えをもつ人達は、鉄道敷設の意欲にもえた。

完全な資料ではないので、その内容をあきらかにできないが、明治二十九年(一八九六)七月十八日、熊谷の原猪作が発起人となり「毛武鉄道株式会社」を創立、妻沼村の鈴木謙十郎・茂木昌一郎がこれに賛同して「約定証」を取りかわした。しかし土地買収が不首尾に終わったのか、この鉄道敷設は立ち消えになって、その伝承さえ残っていない。

また、明治三十五年(一九〇二)室井国氏が発起人となり「日本興業鉄道株式会社」を創立、横浜を起点として、八王子、熊谷町、大間々町、足尾町を経て日光に至る路線を敷設しようとしたが、これまた計画だけに終って、具体的な事項を知る資料とてない。だが、このような計画がなされたということは、近代国家の仲間入りをした明治初期の人達が、「殖産興業」という国是に呼応して、国内の産業発展に寄与すると共に、自らも大資本家たらんとした一連の動きであつたのかも知れない。軍部の要請で熊谷―妻沼線が敷設されたのはずっと後のことである。

妻沼町誕生



内務省地第一五四一号

埼玉県知事

大正二年三月十日地収第一

二二六号ノ八稟請埼玉県大

里郡妻沼村弥藤吾村ヲ廢シ

妻沼町ヲ置クノ件並之ニ関

スル財産處分ノ件許可ス

大正二年三月廿八日

内務大臣 原 敬臣

右によつて、ここにはじめて「妻沼町」が誕生したのである。

妻沼村と弥藤吾村は、明治十八年、組合村として、役場を妻沼村に設け、行政事務を執ってきたのであるが、明治二十二年町村制施行の時点で、両村を合併して一村編成にしようという、一部から意見が出されたが、合併の機運が熟さなかつたのか、組合村のまま二十余年を過ぎた。しかし組合村では何かと意志の疎通を欠き、行政事務の処理にも支障を来すようになり、遂に合併ということになったのであるが、この時の調書に次のように記されている。

区域資力其他並ニ諸般の處分方法見込取調書

一、役場位置、

現在ノ妻沼村、弥藤吾村組合役場ヲ以テ妻沼町役場トス

一、尋常高等小学校及其名称並ニ維持方法及び其理由

現在妻沼村、弥藤吾村ニハ、各小学校ヲ設置シアリテ、妻沼村地内ニアル同村立小学校ハ高等科ヲ併置シ、妻沼尋常高等小学校ト称シ、弥藤吾村地内ニアル同村立小学校ハ尋常科ノミナルヲ以テ、弥藤吾尋常小学校ト称シ、従来各村費ヲ以テ維持シ居ルニ依リ、両村合併ノ上ハ学区ヲ置キ、校名ハ現在ノ儘各襲用シ、且、区会ヲ設ケ、教育ニ係ル経済ヲ分別シ、区費ヲ以テ之ヲ經營セシメントス。其理由ハ、各校トモ有志者ノ寄附等ニ依リ、基本財産ヲ有シ、其額均衡ヲ得ザルト、妻沼尋常高等小学校ハ、校地五反四畝拾七歩、校舍式棟、付属建物トモ建坪貳百五拾四坪五合ヲ有シ、弥藤吾尋常小学校ハ、校地校舎トモ寺院ヲ假用シ、僅カニ校舎壹棟、建坪貳拾貳坪五合ヲ有スルノミナルヲ以テ、是又均衡ヲ得ズ。且、同地方ハ殆ンド連年利根川氾濫シ、其水災ヲ被ラザルナキヲ以テ、之ヲ免カレンガタメニ、妻沼尋常高等小学校ハ、同村ニ於ケル最モ高台ノ地ニ設ケアルニ依リ、同村トシテモ北部ニ偏在シ居ルヲ以テ、南部ニ在ル弥藤吾尋常小学校ヲ廢シ、妻沼尋常高等小学校ニ児童ヲ通学セシムルハ當ニ通学上児童ノ困難ナルノミナスズ、延テ教育ノ効果ニ及ボスベキノ感アリ、而シテ利根川ハ目下改修工事中ナルヲ以テ、該工事竣成ノ後ハ、其氾濫ノ害ヲ被ムルナカルベキニ依リ、此時ニ際シ、通学ノ便宜水害ノ如何等ヲモ願慮シ、適當ノ地ヲ選定シテ両校ヲ之ニ合併移転セシムベクニ付、其間両校トモ現在ノ儘存置セントス、

一、隔離病舎

サキニ建設シタル處火災ニ罹リタルヲ以テ、現下之ヲ有セズ

一、区域資力及諸税並ニ町費負担調図面等ハ別紙ノ通

一、町名及び其理由

妻沼町ト称ス。其理由ハ、妻沼村ハ利根川ノ沿岸ナルヲ以テ妻沼河岸ト称シ、往昔ヨリ大里郡ハ勿論、秩父、比企ノ両郡ヘ東京ヨリ輸入スル商品並ニ大里郡ヨリ東京市ニ輸出スル米穀酒類ノ如キハ概ネ妻沼河岸ノ回漕店ニ依托シ、船便ニ依リテ輸出ヲナスヲ以テ、コレガタメニ船舶ハ同河岸ニ幅湊シ、又、陸ヲ運搬スル車馬並ニ商估及ビ通常旅客ノ往復頻繁ナリシヲ以テ、其繁盛ハ村落ナリシモ市街地ニ異ナルナシ、故ニ旅舎、飲食店其他普通ノ商業家ハ連櫛櫛比シテ市街ヲナシ、其市街地ニ属スル小字名ノ如キ、從來本町・上町・中町・下町・錦町・聖天町・池上町ト称シ居ルノミナラズ、土地台帳ニモ斯ク記載シアリテ、純然タル町ノ形状ヲ有シ、家作モ概ネ瓦葺ニ層建ニシテ、他ノ市街地ニ比シ、毫モ遜色ナシ。而シテ明治十六年、日本鐵道ノ開通ニ依リ、利根川ノ船便ニ依ル地方ハ、逐年養蚕製糸ノ業旺盛ニ赴キ、普通農事ノ改良ヲ計リ、米麦作ハ多大ノ増収ヲ得ル事トナリタルヲ以テ、從來妻沼村ニハ毎月六回三八日ニ該当スル日ニ於テ市場ノ開設アリシニ、近來ハ其市場ニ於ケル物資ノ売買額頓ニ増進シタリ。試ミニ其重ナルモノヲ挙グレバ、一年間ニ長野県ノ各製糸業者が同村市場ニ於テ購入スル蚕繭ノミニテモ、約十萬貫、此価金四拾萬円、本県及ビ群馬県ノ穀商ガ取引スル米麦ノ価金約式拾萬円、其他定期市日ニ於ケル諸商ノ雜貨賣買及ビ常日ニ於ケル日用品ノ賣買等、數十萬円ヲ以テス。且、商業ノ機關タル銀行ハ、熊谷銀行、深谷商業銀行ノ二支店アリ、郵便電話局アリ、同村ハ元幡羅郡ノ樞要地ニシテ、稍々同郡ノ中心ニ位スルヲ以テ、郡制施行以前ニ在リテハ幡羅郡ノ警察事務ハ、同村ニ警察分署ヲ置キ、之ヲ處理セシモ郡制ノ施行ニ依リ大里郡ニ編入セラレシヲ以テ、爾後ハ警察分署ハ、巡查部長派出所トナリ、高級ノ巡查部長ヲ配置スルコトトナリテ現今ニ至ル。交通機關ハ同村ニ馬車会社ノ設ケアリテ、中山道熊谷驛ニ汽車發着スル毎ニ熊谷町ト妻沼村及ビ妻沼村ト群馬県太田町ニ定時馬車ノ往復アリ、又、同村ニハ著名ノ古刹聖天堂アリテ、堂閣其他ノ建造物ハ數百年以前ノ建設ニシテ美觀ヲ呈シ、境内ハ広大ニシテ大樹ノ森立壯嚴ナルハ多ク其比ヲ見ズ、

信徒ハ東京横浜ノ両市及ビ各県ニ多數ヲ有シ、日々ノ參拜者數百ヲ以テシ、緣日ニハ數千ヲ算スルニ至レリ此參拜者ノタメニ生計ヲ當メルモノスタナカラズ。又、村繁盛ヲナスノ一因トモ云フベキナリ。

如上ノ状態ナルヲ以テ、何レノ点ヨリ見ルモ町トシテ其設備ニ欠クル處ナキニ依リ、町村制施行ノ際、弥藤吾村ガ合併スルニ於テハ組合村トナリタルモノナルモ、爾來兩村トモ戸數著シク増加シ、明治二十二年町村制施行ノ際ニハ、妻沼村戸數三百六十八戸ナリシモ、現在ハ四百七十七戸ヲ有シ、弥藤吾村戸數四百四十戸ナリシモ現在ハ百八十戸ヲ有スルコトトナリ、尚ホ漸次増加ノ傾向アリ、加之町トナルトキハ、商業者ガ他府県ノ商業者ト取引ヲナス上ニ於テ信用ヲ高メ、又、他府県ヨリ來リテ取引ヲナスモノ自然ニ増加スベキヲ以テ、直接、間接ニ裨益ヲ得ル等、旁以テ町ガ將來發展スベキハ必然ナルベシ、且、妻沼村、弥藤吾村ニ比シ戸數、人口、反別共ニ多ク又、弥藤吾村ノ上位ニ在リテ、現在ノ組合名稱ニ於テ妻沼村外一村組合ト称スルノミナラズ、妻沼村ハ著名ニシテ廣ク人口ニキユウエンシ居ル等ヲ以テ妻沼町トス。同町ニ於ケル商工及ビ雜業者細別ノ戸數ハ別紙ノ通り、

一、大字名及び其理由

明治二十二年、町村制施行ノ際、各町村ニ於テ合併以前ノ町村ヲ大字トシテ存シ居ルヲ以テ、他町村ト同様。妻沼・弥藤吾ノ兩村名ハ、之ヲ妻沼町ノ大字トシ、妻沼町大字妻沼・大字弥藤吾トシ、存シ置カントス。

一、組合村ノ沿革及ビ其關係

明治十七年以前ハ現在ノ妻沼村弥藤吾村ハ、各別ニ行政事務ヲ執リタル所、同十八年町村聯合ノ制ヲ置カレ、妻沼村・弥藤吾村ヲ聯合シテ、其役場ヲ妻沼村ニ設ケ、妻沼村聯合役場ト称シ、村政事務ヲ執リタリ、同二十二年町村制施行ノ際、該聯合村ヲ一村トナサントセシモ、往昔或ル事件ノタメニ、兩村間ニ於テ訴訟ヲナシタル事アリシヲ以テ、其以來免角融和ヲ欠キ居ルト、町村制施行ノ當時、村費ハ概ネ地価割ノミニ賦課ヲ以テ支弁シ得ル狀況ナリシニ、妻沼村ハ弥藤吾村ニ比シ、田寡ク畑多ク、弥藤吾村ハ之ニ反シ、田多ク畑寡シ、故ニ地価割負担ノ

均衡ヲ得ザル等ニヨリ、互ニ合村ヲ嫌避シ、再応説示セシモ終ニ協議整ハズ、且、獨立セシムルノ資力ナキヲ以テ不得止妻沼村弥藤吾村組合ヲ設置シ、自治制度ノ行政事務ヲ共同處理スル事トシ今日ニ至レリ、然レトモ組合村ハ共同一致ノ力ニ乏シク、且、經濟上ニ於テモ不得策ニシテ、又、統一上其他ニ於テモ不便少カラザルヲ以テ爾來数次之ガ合村ヲ説示シタルト、又、年處ヲ経ルニ從ヒ感情モ自然融和シ、且、村費ハ逐年増加シ、到底地価割ノミヲ以テ支弁スル能ハズ、戸別割ニ重キヲ置クモノトナリ、村費ノ負担モ稍々均衡ヲ保ツコトナリタル等ニヨリ、終ニ合併スルノ得策ナリト恩料スルニ至レリ（以下略、埼玉県文書館所藏文書による。）

かくして大正二年四月一日、妻沼村と弥藤吾村とが合併して「妻沼町」が誕生したのである。

当時の妻沼村（カッコ内の数は弥藤吾村）における商工業者は、売薬五、穀類六（一）菓子二七（三）肥料三。

土物二、薪炭七、小間物六、古物・古着五（一）煙草四（一）油類三（一）獣肉三、提灯二、糸繭二（一）煙火二、

幟一、度量衡一、筆墨三、足袋四、鶏卵一、醬油二（一）荒物六、魚鳥一、珪物一、洋灯二、魚類乾物五、金物二、

書籍二、陶器一、酒類五（二）材木二、薬種一、織物三、以上物品販売業

傘二、金物六、指物四、足袋五、下駄五、農具二、豆腐四、塗物二、煎餅三、菓子五、乾饅飩二、経師一、桶類三、

附木一、部外業一、畳一、洋服一、穀類粉精一、染物二、酒造二、靴一、以上製造業

料理店一〇、飲食店二六（二）周旋業（繭）一、金銭貸付業三、質屋四、物品貸付（損料屋）一、土木請負業二、

旅人宿二、人力車夫二〇（二）荷車挽夫三五（二〇）馬車会社一、荷馬車挽夫三（一）木錢宿二、職工二九（一）、

湯屋一、理髮人六、以上雑業、その他八九（四）

右の職業を見ると、現在では珍らしいというより、姿を消してしまったものも数見される。が、いづれにしても、妻沼四七七戸、弥藤吾一八〇戸、計六五七戸中、四三二戸が右のような職業についており、その大部分が妻沼に市街地を形成していたのであるから、「飲食店其他普通ノ商業家ハ連櫛櫛比シテ市街ヲナシ云々」と書いたのである。

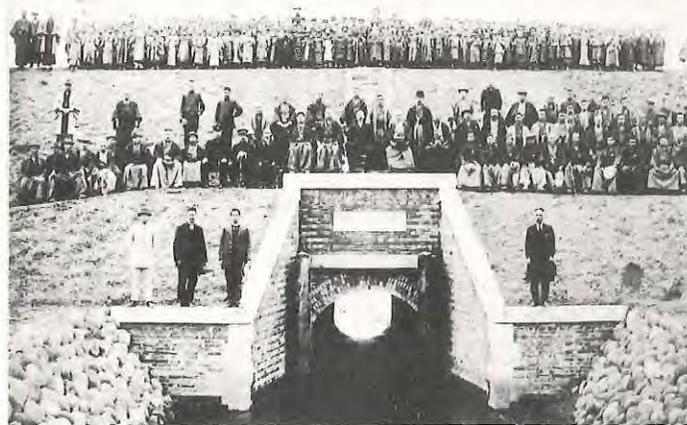
次に資力表（大正二年一月一日現在）を見ると、国税Ⅱ妻沼村九、九七八円一五銭、弥藤吾村三、八一九円六銭五厘、県税Ⅱ妻沼村二、七〇三円三〇銭、弥藤吾村二、五一四円三五銭、町村税Ⅱ妻沼村四、一四三円二〇銭、弥藤吾村三、〇八〇円一八銭、村有財産としては、現金Ⅱ妻沼村五、八七一円八八銭九厘、弥藤吾村一、七六五円八〇銭七厘、公債証書等の券面金高Ⅱ妻沼村一〇〇円、弥藤吾村四〇円、住宅地Ⅱ妻沼村六反五畝〇三歩、弥藤吾村二反三畝二九坪、山林Ⅱ妻沼村二町三畝〇六歩、弥藤吾村一反四畝一〇歩、雑種地Ⅱ妻沼村一町七畝〇六歩、負債金高Ⅱ妻沼村六、七三三円四七銭、弥藤吾村一、七二五円、以上のようになっている。

諸税取調表

大正二年一月一日現在

種目	区別		沼		村		弥藤吾		村				
	反別	地価	反別	地租	反別	地価	反別	地租					
田	三二	九八三二	一一	五二〇	九一	二八一九	二	二九九	一一	二二五			
畑	七八	六四二〇	一六	八八三	七九三	五〇五	八二	九〇〇〇	一六	五九五			
宅地	二〇	二八二〇	三四	〇一九	八五〇	四八五	一九	六三四	一九	四五〇			
山林	五	〇七二	一八七	六四〇	一〇	三三〇	一	八四二五	五六	二〇〇			
原野	二	四五二	一一	四一〇	六八五	三二五	三	二二五	二	九二〇			
池沼		九九一四	四	九八〇	二七五	一〇二四		四四〇		〇二五			
雑種地		〇三〇〇		三〇〇	〇一五	〇		〇		〇			
合計	一三九	四七一九	六三	六二八	八〇〇	二、二四三	七七〇	一九六	〇九二七	八五、〇三三	一四〇	三、五六八	六六五

男沼樋門の改修



男沼地区は、上郷地帯から流れて来る悪水、利根川の氾濫した水を受けとめるように、雉子尾堤があつて、洪水を余儀なくされた地帯であつた。これがために雉子尾堤の論議も起きたのであるが、一時は集団移村ということも真剣に討議され、上州太田金山の北側へ転出するという案まで出されたが、文政二年（一八一九）ごろ、長勝寺住職十三世の堪能和尚が、この潜水除去の手段として溝を掘り、利根川に落し、利根川が増水して水面が内部より高くなつた場合は樋をしめる、即ち「樋門」をつくる計画をたてて村人にしめし、これでも潜水の被害を受けるようなれば離村もやむを得ないが、とにかく先祖の土地を捨てるということは「男沼樋門」を造つた結果を見てからにしようということで、自普請をもつて悪水落しの溝を掘り、樋門を造つた。以来、洪水の場合は別として、平常においては潜水するというようなこともなくなつて、村人達の生活は安定するに至つた。このように村民の苦境を切り抜ける知恵を授けた堪能和尚は、妻沼郷の野村氏の出で、子弟教育の先鞭をつけた宥嶽和尚が、天明四年（一七八四）正月十二日没したあとをついで住職となり、子弟の教育という先師の意志もうけついで。また、長勝寺護持にも

功績があり、壇家の人たちから、長勝寺中興の祖として崇敬されていたが、文政十二年（一八二九）六月二日没した。明治二十三年（一八九〇）八月、利根川、荒川堤防決潰三七六か所、橋梁流失二二二か所、被災町村三二六に及び死亡者一六人、負傷者一人、その他甚大な災害のあつた大洪水によつて、男沼地区に福音をもたらした「男沼樋門」は無残にも破壊されてしまつたので、時の村長田中善次は、県に請願して補助金の交付を受け、男沼一村でこの樋門を修理した。くだつて大正五年五月、妻沼、男沼、太田、明戸の一町五か村で水利組合を設立、利根川堤防の改修とあいまつて、この樋門の改修は、各村共通の問題として取りあげ、国に請願してこれを許され、内務省技師片山貞松監督のもとに、大正六年一月着工、同年五月に竣工した。工費一万五十円、内、六千七百円が国庫補助、一千四百三



十四円が県費補助、残り一千九百十円が地元負担であつた。ここに至るまで、男沼村長の中里小源次（前頁掲出の写真、下段の右に一人立っているのがその人。なお、この写真は間々田の推橋繁作氏所蔵のもの）の複写で、男沼樋門竣工記念写真である。上段に男沼小学校児童、中段に来賓と関係者名士などが参列している。は、終始この事業完遂のために努力した。この男沼樋門改修の碑（掲出の写真）が、男沼字天神の神明社境内に、内務大臣水野錬太郎の題額、埼玉県知事岡田忠彦の撰文によつて建立されている。



近代技術と多額の費用をかけて竣工した男沼樋門も、四十数年を経た今日では、堤防上を走る重量のトラックの数も多く、従って、樋門の一部に亀裂が入り、そのまま放置すると豪雨時には危険という状態にたち至った。加えて、農業構造改善事業の附帯工事として男沼排水路の整備が行なわれたので、必然的に樋門改修ということになり、県営で、田部井建設株式会社が請負い、昭和四十八年十一月十六日着工、四十九年三月三十日竣工した。

工費は六千七百五十万円で契約したが、世界的な石油ショックによって諸物価が高騰し、これがために、第一回二百六十六万円、第二回七十万六千円と、二回にわたるスライドアップがおこなわれ結局七千万円を突破するという大工事になってしまった。樋門の形式は二列ボックスを採用し、利根の増水時には、ピタリと閉鎖し、一滴の水も入らないようになっていたが、これを閉鎖すると、堰水の被害が生じる。そこで、男沼門樋土地改良区では、排水機場（建屋鉄骨二三七m²、ポンプφ一、三〇〇mm×二台）を設置して、水害防止の万全を期すことになった。竣工予定は五十二年度で、受益面積三七一ha、総事業費は七、三百万円が見込まれている。（上掲の写真は竣工した男沼樋門）

関東大震災の余波

大正十二年（一九三三）九月一日午前十一時五十八分に起った関東大震災によって、東京はじめ関東一帯で倒潰・焼失した家屋は、十三万五千余戸、死者九万一千余人（日本の歴史Ⅱ中央公論社刊による）と伝えられている。

ちょうどお昼の仕度時であったので、第一回の大ゆれ直後には、倒潰した家に火がつき、百数十カ所から火の手があがって、たちまち大火災となった。とくに東京下町は人家が建てこんでいるので、四方からせまる猛火のために、逃げ場を失った人びとは隅田川へとびこんだが、ふりそそぐ火の粉のために焼け死んでこの川をうずめた。また、本所の陸軍被服廠あとの空地は、広いから大丈夫だろうと避難民が殺到した。だが、持ちこんだ荷物に火がついて、ここだけで約四万人が焼死したという。正に地獄絵図を見るような状況が各地で発生、経済上の直接の損害は、当時の金で約百億円にたつたと伝えられている。なお、地震と火災のために交通、通信、新聞がとだえ、人心が不安の極にあるとき、「朝鮮人や社会主義者が放火したのだ。」「社会主義者や朝鮮人が、この混乱に乗じて暴動を起す。」

「井戸の中へ毒物を投入している者がある。」「いなかの方へも朝鮮人が侵入する。」等々のデマが乱れとんで、未曾有の天災に気の動転していた人々は理性を失ない殺気だつていった。そして手に手に脇差、長刀、手槍、竹槍など持った自警団が組織され、村々の道辻をかためた。ちょうど養蚕期だったので、桑摘に行つた主婦が桑を摘んでいると、咩道を通つた人がその音をあやしみ、「朝鮮人がかくれているのではないか。」と忍びよつた。と、この気配に気づいた主婦は、「朝鮮人が来た！」と早合点、桑摘道具をそのままに逃げだした。逃げだしたからあやしいと一方では追いかける。追われるから逃げる。どちらも理性を失なっているので、他人に出合うまで誤解であるということに気づかなかつたという、笑い話のようなことが実際に起つた。これはお互いの誤解がとけて悲惨事には至らなかつ

たが、秋田から出稼ぎに来たという人を、熊谷警察署妻沼巡查部長派出所前で惨殺するという不祥事が起きた。

この人は、疲労と空腹のために熊谷へ妻沼道を歩いていた。どう見てもあやしげなる恰好である。自警団は尋問をあげた。ところが東北弁のこととて言葉が思うように通じない。「朝鮮人だ！」血気にはやる若者が竹槍で右腹を一突、余り深い傷ではなかったが鮮血がにじみ出た。その人は両手を振って「朝鮮人ではない、日本人だ。警察へ行けばわかる。警察へ連れて行ってくれッ！」と、必死になって叫んだので、殺すこともならず、そのまま妻沼巡查部長派出所へ連行することになった。暑い午後の日射も西に傾きはしたがまだまだ暑い、血気にはやる若者たちが手に武器をふりまわし、血潮でまっかにそまった横腹を押えながら連行されるその人を、少年時代の筆者は目撃しているが、そのいたましい光景は今でもはっきり思い出せる、苦痛をこらえながらもこの人は、警察へ行きさえすれば保護してもらえぬ。なんといつても自分は日本人なのだ。そして何も悪いことはしていない。本人は数時間後に自分の命が断たれることなど少しも思っていないかつたろう。見物人がぞろぞろついて行く、筆者もこわいもの見たさにその後について明治橋のところへ来た。と、連行中の若者の一人が突然「おい、みんな、ここでたつ斬るからよく見ておけ！」と、叫んだ。今まで身の安全なる事を信じていたその人はあわてた。そして「警察まで、警察で調べまで待ってくれ」必死に頼むのと、本当に斬る気でなかったのか、刀を鞘におさめてまた歩き出した。ようやく派出所へついた。早速取調べが始められた。取調べの結果秋田県人ということがわかったので、内田巡查部長は大声で、「取調べた結果、日本人であるということがわかったので、暴行を加えてはならぬ」と、宣言した。

派出所を包囲していた百余の群衆も納得したらしかったので、部長の陰でふるえていた青年（秋田県平鹿郡田根森村大字八柏二七、製缶職工戸森友次郎二十一歳……取調べによる自称）は、うれしさの余り、突然「万歳！」と、さげんだ。これを聞いたとたん、理性を失なっていた自警団員は「生意気なッ！」と、この青年に一撃を加え、そして外へ引きずりだそうとした。警官はこれを阻止しようとして自警団員の前に立ちふさがった。が、烏合の衆と化した

群衆は、「やっちまえ！」「やっちまえ！」と口々にさげび、遂にこの青年を玄関先へ引きずり出してしまった。

そのとたん、まぢかまえていた某が、杭打ちをする「かけや」で一撃を加え、よろけるところを槍で突くもの、日本刀で斬りつけるもの等々で遂に惨殺してしまった。熱狂した自警団員は、青年の死体をこも包にしてかつぎあげ、喚声をあげながら妻沼大橋まで運び、利根川の奔流に投げこんでしまった。時、大正九年九月五日のことである。

妻沼巡查部長派出所では、夜のあけるのを待って死体の捜索にあたったが、遂に見付け出すことができず旬日を経て下流で発見されたという。が、いかに未曾有の天災の発生した直後とはいいながら、無法その極に達したこの事件は、ただちに司直の捜査するところとなり、加害容疑者として十四名が検挙された。取調べの結果、二名に懲役四年（内一名は半減された）一名に懲役二年がいわたされ、服役した。その他の者は、付和雷同ということで実刑はまぬがれたが、何しても流言蜚語による大衆心理のおそろしさを物語るもので、関東地方の大震災の余波が、このような事件までまきおこしたのである。ましてこの種の事件の犠牲者は全国で三千人もうまれたという。

なお、県内ではこのほか、本庄や寄居でも同様の事件が起つたので、九月八日、堀内知事は

「徒ラニ此種ノ流言ニ惑ヒ、妄動ヲ敢テシ、諸外国ノ侮ヲ受クルカコト有ランカ、禍ヲ将来ニ胎シ、国家ノ体面ヲ汚スコト甚大ナルベキモノアリ……」

という告諭を発して、県民の自重を促した。この事件は、町の歴史のうえに一大汚点を残し、痛恨に堪えないことであつた。

五カ町村合併の妻沼町発足

すでに述べたように、明治維新後における自治組織は幾多の変遷を見て、明治二十二年（一八八九）町村制の施行にともなう数ヶ村の合併で、一応自治行政の適正規模を保ち、六十有余年間、各村それぞれ地方自治体としての使命を果してきたが、昭和二十年を契機として、民主的な行政を運営するための行政機構の多様化と、進展する社会の実情に対応した、町村における地方自治の本旨の充分な実現を期待することが困難な実情に立ち至った。

そこで政府は、昭和二十八年（一九五三）八月、第十六国会において「町村合併促進法」を制定し、十月一日に施行した。以来各市町村では、人口八千人以上の自治体にするための、町村合併が真剣に考えられるようになり、妻沼行政支会（妻沼町・男沼村・太田村・長井村・秦村・奈良村・別府村）では、一応、県試案に基づき、一町六ヶ村を一丸とした合併を進めるべく、昭和二十九年四月、妻沼地区町村合併推進協議会規約を制定し、左記のように、町村長、議長及び学識経験者五名、計七名の代表者を各町村毎に選任し、合併問題に対処することになった。

妻沼地区町村合併推進協議会委員

妻沼町……橋本衆茂・小池確二郎・岩崎亥之吉・森 金光・井田定雄・白石安衛・細田晴夫
男沼村……横倉喜久郎・高橋 敏・野村武保・横塚 稔・飛田 良・小林好治・備前島賢順
太田村……岩崎貞作・江黒梅義・川田寅治・長島恒右衛門・大岡文雄・笹井初男・増田一郎
長井村……大熊五郎・青木勇治・長谷川輝一・内田八郎・長島庫吉・須永 孝・吉田恭一郎
秦 村……増田恵一・舞原角三郎・江森春太郎・巻川鍋十郎・相川力三郎・江森錦一郎・大島清二郎
奈良村……福田市郎・石坂芳郎・富岡久治・篠沢作市・篠田定次郎・小林乙八・丸山八郎

別府村……高橋恵七・小沼信次郎・強瀬荒介・富田英作・笠原光一・吉田己代作・小林茂一郎

なお、事務担当者としては、妻沼町……荻野善六、男沼村……備前島賢順、太田村……吉田浪雄、長井村……長島静

秦村……増田一郎、奈良村……秋山紀典、別府村……高橋高一以上の入達があつた。また各町村独自の立場から合併問題を研究し、併せて部落ごとに説明会や懇談会を開いて、合併の趣旨の普及徹底に努めるとともに、民意の動向を調査した。この間における関係町村における動向は、必ずしも県試案通りでなく、次のようなものであつた。

妻沼町においては、当初より、県試案の妻沼行政支会の一町六ヶ村による大同団結こそ最良の方策と考え、以来同町が中心となり、関係各村に積極的に合併の呼びかけを行い、これが実現に努力を傾注し、世論もこれを支持した。

男沼村は、同村中央部を利根川が貫流し、その北岸をしめる大字小島地区は群馬県に隣接しているという地理的條件から、群馬県太田市との合併を望む住民が若干存在する一方、その南岸である大字間々田地区において、純農村建設を企図して、隣接の太田村との合併を希望する意見もあつた。しかし、部落懇談会を数度開催して意見調整をした結果、関係者の努力が実を結んで、南北一本をもって妻沼地区との合併を決定するに至つた。

太田村においては当初、別府、奈良両村との、純農村同志の合併を希望する意向が相当強かつたが、その後次第に妻沼地区との合併を決定することとなつた。

長井村は当初から妻沼地区との合併に賛成の意向であり、部落座談会においても住民の世論は大多数が妻沼地区合併を支持していた。

秦村においては、当初、交通便利な熊谷市への合併を希望する意向が強かつたが、その後主として治水の面から農村同志で合併した方が得策であるという意向が高まり、その大勢も妻沼地区合併に傾くこととなつた。しかしながら熊谷市に近接する大字日向地区においては熊谷市合併を強く主張し、村一本化による熊谷市合併が実現出来ない場合には、分割合併も辞せずとの強硬な態度を示したため、村当局は、これが意見の調整に苦慮するところとなつたが、

懸命な説得工作が功を奏して、妻沼地区との合併を決定するに至った。

奈良村および別府村は、当初、妻沼地区との合併を希望する意見もあつたので、前述のように、妻沼地区町村合併推進協議会に参加したのであるが、その後熊谷市の積極的な呼びかけに応じて両村とも二十九年十月上旬に熊谷市との合併を決定したので、妻沼地区一町六ヶ村による合併は実現しなかったが、妻沼町を中心とする、男沼、太田、長井、秦の一町四ヶ村の間には、漸次合併気運が高まって、ついに昭和二十九年十月二十六日に開かれた、妻沼地区合併推進協議会において、満場一致、一町四ヶ村の合併を決定するに至つたのである。かくして同協議会では、直ちに新町建設計画、協定事項等、合併に関する具体的な問題を審議した後、同月二十九日、関係各町村の議会において、一町四ヶ村の合併を満場一致で議決した。この時の各町村議会議員は次の通りであつた。

妻沼町……山口正三・橋本彦四郎・中島岩吉・井田和一・長谷川三四郎・高尾虎夫・前原近治・三沢初太郎・田口錦一・川田朝太郎・田部井一郎・堀越彦次郎・白石安衛・小池確二郎・白石又一郎・岩崎亥之吉・松本節男・逸見藤作・橋本峯吉・清水知次・内野興子

男沼村……内田福太郎・飛田良・高橋敏・田沼芳五郎・内田長三郎・横塚稔・高野次三郎・青木恒義・

五十嵐勇・岩瀬林助・田中喜千平・野村武保・正田栄一郎・小林好治・小林善作・飛田助作

太田村……江黒梅義・川田寅治・大岡文雄・荻原鶴寿・間島晴慶・宇田川安衛・笹井初男・金子久吉・大月初弥

原口富作・栗原嘉一・渡辺吉之亮・長島恒右衛門・大武悦・堀越保司・小林弥平

長井村……大谷供平・長島桂次・内田八郎・長島庫吉・須永孝・茂木勸祐・関根利市・石井亥之助・高田松太郎

長谷川輝一・吉野興次郎・森田興一郎・茂木平八・青木勇治・吉田恭一郎・塚田重太郎

秦村……宮沢茂・小沢栄一・江森春太郎・金子喜代一・長井義治・卷川市十郎・卷川鍋十郎・江森錦一郎

大島清三郎・長島治好・相川力三郎・荻野一雄・島田庄三郎・島田善弥・船田佐太郎

合併前の協定事項

一、合併の形式は合体合併とする。

一、新町名は「妻沼十二郷」として、昔から住民にも親しまれ、「妻沼」がこの行政支会の総称ともなつていたので、「妻沼町」とする。

一、新町の役場位置は当分の間妻沼町大字妻沼一、四七七番地の四とし、庁舎は妻沼町役場庁舎（上掲の写真）を使用する。

一、支所並に出張所の設置

男沼支所……大字出来島一、四一〇番地の四（男沼村役場）

太田支所……大字飯塚一、四一六番地の二（太田村役場）

長井支所……大字江波三八九番地の二（長井村役場）

秦支所……大字葛和田八三七番地（秦村役場）

小島出張所……大字小島二、八〇三番地に新設する。



一、議員の選挙区は、次の一般選挙から現在の妻沼町、男沼村、太田村、長井村、秦村の区域ごとに選挙区を設ける。

一、議員の在任期間は、町村合併促進法第九条第一項の規定により、合併後一年間は引続き在任する。

一、関係町村の財産及び営造物（一切の権利義務とも）は、新町に引継ぐ。

一、合併の時期は、昭和三十年一月一日とする。

以上によって昭和三十年一月一日を期して一町四ヶ村合併の新生妻沼町は発足し、町長職務執行者として橋本桑茂旧妻沼町長が当たり、同年二月十六日選挙によって当選した、大熊五郎旧長井村長が合併初代町長として首長の椅子に就いたのである。

第三章 行 政 ・ 財 政

第一節 町村議會議員選挙と議員

明治十年（一八七七）五月、町村会假規則が定められて、四百戸から六百戸以内の町村となるように、数ヶ村を連合させて組合を設け、二十五戸に一人の議員を挙げ、民費・共有財産・災害・備荒・安寧・秩序・教育・土木の諸項を議決し、県の許可を受けて施行する仕組みとなった。

そして同十二年三月、郡区町村編成法の実施によつて、町村会假規則を本規則に改め、町村の経費、共有財産の処分、動・不動産の借入・租税賦課率等を議決するようになった。

くだつて明治二十二年（一八八九）三月、町村制の発布によつて、選挙はすべて町村制によることになったので、関連する条項を左に抜粋して掲出する。

町村制の一部抜粋

（町村住民）

第六条 凡町村内ニ住居ヲ占ムル者ハ、總テ其ノ町村住民トス

凡町村住民タル者ハ、此法律ニ從ヒ公共ノ营造物並町村有財産ヲ共有スルノ權利ヲ有シ、及ビ町村ノ負担ヲ分任スルノ義務ヲ有スルモノトス。但シ特ニ民法上ノ權利及ビ義務ヲ有スル者アルトキハ此限リニ在ラズ

（町村住民ト公民）

第七条 凡帝国臣民ニシテ公權ヲ有スル独立ノ男子二年以来（一）町村ノ住民トナリ、（二）其ノ町村ノ負担ヲ分任シ及ビ（三）其ノ町村内ニ於テ地租ヲ納メ若クハ直接国税二円以上納ムル者ハ其ノ町村公民トス。其ノ公費ヲ以テ救助ヲ受ケタル後、二年ヲ経ザル者ハ此限リニ在ラズ。但シ場合ニ依リ、町村会ノ議決ヲ以テ本条ニ定ムルニケ年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得、此ノ法律ニ於テ独立ト称スルハ、満二十五歳以上ニシテ、一戸ヲ構ヘ、且ツ治産ノ禁ヲ受ケザル者ヲ云フ

（町村公民ト選挙）

第八条 凡町村公民ハ町村ノ選挙ニ参与シ、町村ノ名誉職ニ選挙セララル 權利アリ、又其ノ名誉職ヲ担任スルハ町村公民ノ義務ナリトス。

（町村会 組織及選挙）

第十一条 町村會議員ハ、其ノ町村ノ選挙人、其ノ被選挙權アル者ヨリ之ヲ選挙ス。其ノ町村ノ人口ニ準ジ、左ノ割合ヲ以テ之ヲ定ム、但シ、町村条例ヲ以テ特ニ之ヲ増減スルコトヲ得

- 一、人口千五百未満ノ町村ニ於テハ 議員 八人
- 一、人口千五百以上五千未満ノ町村ニ於テハ 議員 十八人
- 一、人口五千以上一萬未満ノ町村ニ於テハ 議員 十八人
- 一、人口一萬以上二萬未満ノ町村ニ於テハ 議員 二十四人
- 一、人口二萬以上ノ町ニ於テハ 議員 三十人

第十三条 選挙人ハ分テ二級ト為ス。選挙人中直接町村税ノ納額多キ者ヲ合セテ選挙人全員ノ納ムル総額ノ半ニ当ル可キ者ヲ一級トシ、爾余ノ選挙人ヲ二級トス。

一級二級ノ間納税額兩級ニ跨ル者アルトキハ一級ニ入ル可シ又兩級ノ間同額ノ納税者二名以上アルトキハ其ノ町
 村内ニ住居スル年数ノ多キ者ヲ以テ一級ニ入ル、若シ住居ノ年数ニ依リ難キトキハ年令ヲ以テシ、年令ニ依リ難
 キトキハ町村長抽籤ヲ以テ之ヲ定ム可シ。

選挙人毎級各別ニ議員ノ半数ヲ選挙ス、其ノ被選挙人ハ同級内ノ者ニ限ラズ兩級ヲ通シテ選挙セラルコトヲ得。

第十五条 選挙権ヲ有スル町村公民ハ、總テ被選挙権ヲ有ス

第十六条 議員ハ名譽職トシ、毎三年各級ニ於テ其ノ半数ヲ改選ス、若シ各級ノ議員二分チ難キトキハ初回ニ於テ
 多数ノ一半ヲ解任スベキ者ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム。退任ノ議員ハ再選セラル、コトヲ得

以上の条項によつて、明治二十二年四月、各村に於て選挙が行われた。前掲第十一条の規定によつて、人口が千五
 百人未満の弥藤吾村だけが議員数八人で、現在の妻沼町に編入されている各村はいずれも十二人であった。

なお、この時点では、妻沼村と弥藤吾村とは合併がならず組合村ということで、行政執行部は妻沼村にいたが
 議会は別々という変則的に行政が運営されていた。くだつて大正二年（一九二七）ようやく妻沼村と弥藤吾村とが合
 併して妻沼町となり、初めて正常な行政機関となったのである。

当時の議員の任期は六年で、三年ごとに半数を改選することになっており、前掲の「町村制」の第十三条の条文で
 示されているように、一級議員と二級議員とがあり、選挙も別々であったから、選挙には通常二日を要した。

明治四十四年（一九一）の改正で議員の任期は四年となったが、一級議員、二級議員の区別は存続され、大正十四
 年（一九二五）の選挙から廃止された。また、町村長と助役は、その町村の公民の中から選挙権のある、満三十歳以
 上の者を町村会で選挙し、府県知事の認可を受けることになっており、収入役は町村長の推薦によつて町村会がこれ
 を選任した。いずれも任期は四年であった。以上選挙の概要を述べたが、次に町村制施行以来今日まで、議決機関に
 参与した方々の氏名と就任・退任の年月日を、選挙執行ごとに列挙することにす。〔議員名簿台帳による。〕

（妻沼村）

町村制施行以来各町村の議員名

氏名	就任年月日	退任年月日
萩原 傳吉	明治 22・4・19	明治 25・4・18
白石 大作	〃	〃
橋本 定吉	〃	〃
三沢 市次郎	〃	〃
田島 善作	〃	〃
三沢 辰三郎	〃	〃
堀越 義賢	〃	〃
茂木 昌一郎	〃	〃
逸見 精一郎	〃	〃
逸見 勝衛	〃	〃
須田 治三郎	〃	〃
鈴木 謙十郎	〃	〃
鈴木 謙十郎	25・4・18	〃
堀越 義賢	〃	〃
三沢 辰三郎	〃	〃

氏名	就任年月日	退任年月日
須田 治三郎	明治 28・4・19	明治 34・4・18
逸見 精一郎	〃	〃
茂木 昌一郎	〃	〃
梶山 四方吉	31・4・18	〃
萩原 傳吉	〃	〃
大 桑 三郎	〃	〃
鈴木 謙十郎	〃	〃
三沢 辰三郎	〃	〃
堀越 義賢	〃	〃
白石 大作	34・4・18	〃
飯田 芳蔵	〃	〃
田島 善作	〃	〃
逸見 精二	〃	〃
須田 治三郎	34・4・19	〃
逸見 精一郎	〃	〃

木村新五郎	栗田又三郎	栗田藤吉郎	岡田秀太郎	柿沼豊作	岡田長太郎	青木寅次郎	鈴木晋造	清水良吉	栗田又三郎	栗田栄造	堀越音吉	柿沼豊作	青木寅次郎	関口庄平
明治34.4.20	34.4.21	37.4.21	37.4.21	37.4.20	37.4.21	40.4.20	40.4.20	40.4.21	43.4.21	43.4.20	43.4.20	43.4.21	43.4.21	43.4.21
明治40.4.19	40.4.20	43.4.19	43.4.19	43.4.19	43.4.19	43.4.20	43.4.20	43.4.19	43.4.20	43.4.20	43.4.20	43.4.20	43.4.20	43.4.20

長谷美忠次郎	井田諄	森武平	岡田安太郎	長谷川伊之吉	青木寅次郎	岡田安太郎	森武平	長谷美忠次郎	井田定吉	青木寅次郎	岡田安太郎	柿沼長太郎	鈴木晋造	長谷川伊之助	栗田又三郎	森新五郎	関口庄平	茂木昌一郎	田島善作	堀越音吉	柿沼豊作	逸見精二	
明治22.4.21	25.4.20	25.4.20	25.4.20	25.4.20	25.4.20	25.4.20	25.4.20	25.4.20	25.4.20	25.4.20	25.4.20	25.4.20	25.4.20	25.4.20	25.4.20	25.4.20	25.4.20	25.4.20	25.4.20	25.4.20	25.4.20	25.4.20	25.4.20
明治25.4.20	28.4.20	28.4.20	28.4.20	28.4.20	28.4.20	28.4.20	28.4.20	28.4.20	28.4.20	28.4.20	28.4.20	28.4.20	28.4.20	28.4.20	28.4.20	28.4.20	28.4.20	28.4.20	28.4.20	28.4.20	28.4.20	28.4.20	28.4.20

茂木昌一郎	堀越兵三郎	逸見精二	大桑三郎	大谷俊助	鈴木謙十郎	堀越兵三郎	三沢辰三郎	白石大作	田島善作	小池甲子次郎	逸見精一郎	三沢辰三郎	逸見精一郎	井田定吉	栗田又三郎
明治34.4.19	37.4.18	37.4.18	37.4.18	37.4.18	37.4.19	37.4.19	40.4.19	40.4.19	40.4.19	42.4.20	42.4.20	43.4.19	43.4.20	明治22.4.21	明治22.4.21
明治40.4.18	43.4.17	43.4.17	43.4.17	43.4.17	43.4.17	43.4.17	43.4.17	43.4.17	43.4.17	43.4.17	43.4.17	43.4.17	43.4.17	明治28.4.20	明治28.4.20

逸見精二	関口茂十郎	茂木昌一郎	田島善作	堀越音吉	柿沼豊作	大桑三郎	小池甲子次郎	田部井長太郎	青木寅次郎	栗田又三郎	栗田栄造	須田実郎	須田実郎	逸見精二	田島峰吉	茂木雅太郎	柿沼豊作
大正2.5.31																	
大正6.5.30																	

小林 喜作
長谷川 忠太郎
森 信太郎
上田 六郎
青木 藤兵衛
長谷川 治良
関口 仲次郎
関口 茂十郎
堀越 金吾郎
須田 実郎
小池 甲子次郎
鈴木 武雄
茂木 雅太郎
青木 藤兵衛
長谷川 治良
堀越 善太郎
森 信太郎
神山 銀之助
木村 慶三郎

昭和 4.4.5
8.4.5

昭和 8.4.4
12.4.4
8.9.12
12.4.4
11.5.7
12.4.4
7.2.19

橋上 喜助
須田 実郎
白石 富次郎
堀越 金吾郎
茂木 雅太郎
堀越 善太郎
神山 銀之助
上田 六郎
橋上 喜助
木村 慶三郎
長谷川 治良
栗田 三千正
森 新作
鈴木 豊吉
稲田 徳三郎
田島 国吉
井田 恒能
細田 武正

昭和 8.4.5
12.4.5
17.7.21

昭和 12.4.4
17.4.14
17.9.12
20.3.30
18.10.13
18.6.1

関口 仲次郎
三沢 東風藏
大 桑三郎
田部井 長太郎
関口 茂十郎
栗田 又十郎
堀越 音吉
清水 良吉
小池 甲子次郎
関口 国作
関口 仲次郎
大谷 俊助
堀越 金吾郎
橋上 定次郎
鈴木 武雄
長谷川 治郎
小池 甲子次郎
逸見 精二
田島 峯吉

大正 6.5.31
8.7.15
6.6.1
8.7.16
10.5.31

大正 10.5.30
10.1.30
6.12.8
9.1.18
7.3.11
10.5.31
9.2.6
10.5.31
14.5.31

清水 良吉
青木 藤兵衛
井田 亀太郎
茂木 雅太郎
小池 甲子次郎
逸見 精二
鈴木 武雄
飯塚 作次郎
田島 峯吉
橋上 定次郎
森 信太郎
柿沼 豊作
長谷川 治郎
関口 仲次郎
青木 藤兵衛
須田 実郎
茂木 雅太郎
堀越 善太郎
橋本 歌次郎

大正 10.6.1
14.6.1

大正 11.1.29
14.5.31
昭和 4.3.19
大正 14.11.14
昭和 4.3.19
大正 15.12.23
昭和 4.3.19
4.2.8.11
4.3.19
8.4.4
8.4.4

森	川	橋	山	白	田	柿	小	長	稻	松	石	上	三	渡	田	岩	田	中
源太郎	朝太郎	本峯吉	口正三	石藤三郎	島春男	沼春男	池確二郎	谷川長多	田徳三郎	本節男	川文雄	田六郎	沢初太郎	辺光長	部井一郎	崎亥之吉	口錦一	島岩吉
昭和22・5・1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	26・5・1	〃	〃	〃
昭和23・5・10	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(附記)	町村合併にもない、妻沼町議會議員に継続	〃	〃

山口正三	橋本峯吉	長谷川三四郎	逸見藤作	松本節男	堀越彦次郎	三沢初太郎	川田朝太郎	高尾虎夫	小池確二郎	井田和一	白石又一郎	内野與子	原田忠吉	白石安衛	橋本彦四郎	清水知次	前原近次
昭和26・5・1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
昭和30・4・30	総辞職	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

上田六郎	薩田米次郎	鈴木英海	井田定雄	田部井文次郎	長谷川治良	茂木雅太郎	三沢初太郎	逸見欽之助	梶山議助	内田秀助	井田恒能	松本節男	原田忠吉	橋本武一郎	佐藤浅次郎	三沢初太郎	長谷川熊吉	木村幹一
昭和17・7・21	〃	〃	〃	〃	〃	〃	20・5・8	〃	〃	〃	〃	21・2・25	〃	〃	〃	〃	〃	〃
事故退職	〃	〃	〃	死亡	死亡	事故退職	〃	〃	〃	〃	〃	昭和22・4・30	〃	〃	〃	〃	〃	〃
逸見欽之助	内田重一	上田六郎	茂木雅太郎	飯島直一	井田恒能	須藤峯五郎	森金光	田口米次郎	石川文雄	梶塚珍郎	大塚五郎太	白石安衛	相島喜作	栗田三千正	長谷川三四郎	梶塚珍郎	前原近治	原田忠吉
昭和21・2・25	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	21・9・21	22・5・1	〃	〃	〃	〃	〃	〃
昭和22・4・30	〃	〃	22・4・30	21・9・15	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	26・4・30	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(男沼村)

田中善次	小林大作	小林奎平	新島權六	青木忠吾	栗原米三郎	石川幸次郎	飛田芳三郎	新島中五郎	淺見久次郎	森要之助	原口嘉吉	中里小源治	森徳左門	新島權六	小林磯五郎	栗原安太郎	小林次平
明治22.4.22	〃	〃	〃	〃	〃	22.4.23	〃	〃	〃	〃	〃	25.4.21	〃	25.4.22	25.4.23	〃	〃
明治28.4.21	25.4.21	28.4.21	25.4.21	24.2.14	28.4.21	28.4.21	28.4.21	25.5.29	25.4.22	〃	28.4.22	26.4.20	30.5.24	31.4.21	31.4.22	30.4.10	〃

田中善次	新島長三郎	原口嘉吉	飛田芳三郎	小林奎平	淺見鹿藏	椎橋昌三郎	新島權六	青木茂	飛田芳三郎	橫塚平左門	栗原安太郎	荻原龍之助	田中知嘉吉	野村愛三郎	原口嘉吉	淺見久次郎	椎橋昌三郎	小林奎平
明治28.4.22	〃	〃	〃	28.4.23	〃	〃	31.4.22	〃	31.4.23	〃	〃	34.4.22	34.4.22	〃	34.4.23	34.4.23	〃	〃
明治34.4.21	〃	〃	〃	31.4.21	34.4.22	〃	37.4.21	〃	37.4.30	〃	37.4.22	38.8.24	40.4.21	40.4.21	40.4.22	40.4.14	34.4.22	40.4.22

田中善次	小林大作	小林奎平	北島茂三郎	荻原龍之助	飛田芳三郎	福島七十郎	福島慶作	小林男也	田中実	原口嘉吉	田部井林次郎	齋藤市右門	赤石和市	淺見良作	高橋愛之助	青木茂	荻原龍之助	鋌持長造
明治34.4.23	〃	〃	〃	37.4.23	〃	〃	〃	40.4.22	〃	〃	〃	〃	40.4.23	〃	〃	43.4.22	〃	〃
明治37.4.22	40.4.26	40.4.21	43.4.21	43.4.21	43.4.22	40.4.22	40.4.22	大正2.4.21	〃	明治43.4.21	〃	〃	大正2.4.22	〃	〃	2.4.21	〃	〃

小暮萬吉	石川廣三郎	青木馨	荻原龍之助	野村鹿藏	飛田芳三郎	鋌持長造	赤石和市	青木茂	田中実	小林男也	青木馨	福島慶作	淺見良作	橫塚鼎	荻原龍之助	青木茂	生形定次郎	淺見良作
明治43.4.23	〃	〃	大正2.4.22	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	6.4.25	〃	〃	〃
大正2.4.22	〃	〃	6.4.21	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	10.4.24	〃	〃	〃

原口 徳太郎	青木 治一郎	青木 治太郎	福島 芳五郎	田中 実	小林 好治	備前島 賢融	浅見 利一	能見 一知	森 守之助	田部井 林次郎	松村 盛之助	青木 治太郎	青木 治一郎	椎橋 善作	田中 実	田中 初	新島 誠一郎	備前島 賢融
--------	--------	--------	--------	------	-------	--------	-------	-------	-------	---------	--------	--------	--------	-------	------	------	--------	--------

昭和 4.4.25							8.4.25											
-----------	--	--	--	--	--	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

昭和 8.4.24							12.4.6								12.4.15	10.4.1	12.4.6	
-----------	--	--	--	--	--	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	---------	--------	--------	--

能見 一知	高柳 太兵衛	田部井 林次郎	戸井田 勘藏	原口 高三郎	栗原 忠三郎	青木 治太郎	青木 治一郎	椎橋 善作	野村 辰五郎	新島 誠一郎	備前島 賢融	能見 一知	高柳 芳衛	横塚 茂十郎	戸井田 勘藏	萩原 源太郎	青木 治一郎	福島 福一
-------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	-------

昭和 12.4.15												17.7.21						
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------	--	--	--	--	--	--

昭和 12.5.21	17.5.21	16.6.18	17.5.21			12.6.26	17.5.21					17.5.30	22.4.30	18.10.10	22.4.30		21.2.27	21.11.25
------------	---------	---------	---------	--	--	---------	---------	--	--	--	--	---------	---------	----------	---------	--	---------	----------

堀越 勘太郎	田部井 林次郎	磯崎 貞作	青木 馨	石川 廣三郎	野村 愛三郎	田中 実	新島 高之助	青木 茂	小暮 萬吉	劔持 長造	萩原 龍之助	小林 新七	小林 男也	浅見 良作	青木 馨	生形 定次郎	原口 徳太郎	赤石 和市
--------	---------	-------	------	--------	--------	------	--------	------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	------	--------	--------	-------

大正 6.4.25	6.4.26				6.5.8			10.4.25						10.4.26				
-----------	--------	--	--	--	-------	--	--	---------	--	--	--	--	--	---------	--	--	--	--

大正 10.4.24	10.4.25				10.4.24	10.4.25		14.4.24						11.7.30		14.4.25		
------------	---------	--	--	--	---------	---------	--	---------	--	--	--	--	--	---------	--	---------	--	--

田中 実	萩原 龍之助	飛田 建傳	青木 治太郎	田中 実	赤石 和市	小林 新七	小暮 萬吉	森 守之助	青木 茂	新島 右源次	劔持 長造	椎橋 善作	小林 重三郎	飛田 建傳	能見 一知	田部井 林次郎	劔持 長造	松村 盛之助
------	--------	-------	--------	------	-------	-------	-------	-------	------	--------	-------	-------	--------	-------	-------	---------	-------	--------

大正 10.4.26	14.4.25													昭和 4.4.25				
------------	---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----------	--	--	--	--

大正 14.4.24	昭和 4.4.24									大正 14.12.6	昭和 4.4.24			8.4.24				
------------	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	------------	-----------	--	--	--------	--	--	--	--

武井敏太郎	江原槌太郎	井上金三郎	掛川類三郎	荻原良作	尾島政藏	新井伊三郎	長島作八郎	岩崎為三郎	原口金二郎	橋本長三郎	鈴木百太郎	掛川決	武井敏太郎	井上豊五郎	三沢幸	船越茂七	大岡幸三郎
明治22.4.23						22.4.24										25.4.6	
明治25.4.5						26.3.5	28.4.5	25.4.5								31.4.5	

(太田村)

青木正己	赤石忠吾	野村周一郎	小林順一	新島誠一郎	野村武保	小林仁市	石原周作	原口善弥	青木栄	小林好治	岩瀬治郎	高橋敏	飛田茂一	青木理作	内田福太郎	青木恒義	田中虎之進	神山市太郎
昭和17.7.21					22.5.1													
昭和22年4.30					26.4.29													

井上金一郎	長島徳三郎	江原槌太郎	森善藏	船越半三郎	鈴木保太郎	宇田川吉平	鈴木保太郎	森善藏	堀江弥平治	三間泰作	堀江弥平治	掛川弥平治	増田光五郎	大岡幸三郎	船越茂七	岩崎良助	江原槌太郎	井上金三郎
明治28.4.5						28.8.24					31.4.23					34.4.5		
明治34.4.4						34.4.4					31.4.4					37.4.4		

内田長三郎	荻原一好	内田福太郎	青木恒義	高橋敏	五十嵐勇	田沼芳五郎	内田長三郎	飛田助作	高野次三郎	横塚稔	飛田良	野村武保	岩瀬林助	正田栄一郎	小林善作	小林好治	田中喜千平
昭和22.5.1		26.4.30															
昭和26.4.29																	

(付記)
町村合併にもない、妻沼町議會議員に継統昭和30.4.30総辞職。

船越	掛川	大谷	大槻	江原	三沢	掛川	鈴木	増田	新井	鈴木	秋山	掛川	大谷	長島	井上	関田	武井	船越
由三郎	・	嘉津弥	久三郎	槌太郎	幸	英作	唯次郎	豊三郎	弥一郎	保太郎	中治	・	嘉津弥	熊治郎	金三郎	新作	敏太郎	由三郎

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大正6・4・5
	10						10						6						
	・						・						・						
	4						4						4						
	・						・						・						
	6						5						6						

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大正10・4・4
14	13	11					14												
・	・	・					・												
4	4	1					4												
・	・	・					・												
4	15	18					4												

坂上	秋山	長島	井上	高橋	三沢	鈴木	大槻	坂上	船越	江原	茂木	掛川	長島	原口	井上	鈴木	大岡	長島
増十郎	中治	作左衛門	高太郎	寅三郎	幸	保太郎	久三郎	増十郎	豊司	槌太郎	平六	英作	作左衛門	嘉一	金三郎	保太郎	又藏	作左衛門

〃	〃	昭和4・4・5	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大正10・4・6
														14					
														・					
														4					
														・					
														5					

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大正14・4・4
		8																	
		・																	
		4																	
		・																	
		4																	

新井	大谷	鈴木	川田	長島	武井	井上	大武	掛川	関田	武井	江原	三沢	鈴木	江黒	大谷	鈴木	大槻	長島
伊三郎	嘉津弥	保太郎	祐助	熊治郎	敏太郎	金三郎	儀一郎	・	新作	敏太郎	槌太郎	幸	兵三郎	磯七	嘉津弥	保太郎	久三郎	徳三郎

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	明治34・4・5
		40				40					37		37	34				34	
		・				・					・		・	・				・	
		4				4					4		4	4				4	
		・				・					・		・	・				・	
		6				5					6		5	12				6	

〃	〃	大正2	明治43	〃	〃	大正2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	明治37・6・25
		2	43			2			43	40		43	38	37				40	
		・	・			・			・	・		・	・	・				・	
		4	4			4			4	4		4	1	2				4	
		・	・			・			・	・		・	・	・				・	
		4	4			4			4	4		4	21	1				5	

江原	武井	掛川	井上	鈴木	大岡	大谷	井上	長島	新井	増田	川田	江原	関田	柴崎	福島	川田	掛川	江原
槌太郎	敏太郎	・	高太郎	保太郎	又藏	嘉津弥	金三郎	熊治郎	弥一郎	豊三郎	祐助	槌太郎	新作	豊三郎	永作	祐助	・	槌太郎

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大正2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	明治43・4・6
						2						2							
						・						・							
						4						4							
						・						・							
						6						5							

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大正2・4・5
										6	4	6							
										・	・	・							
										4	4	4							
										・	・	・							
										4	15	4							

掛川 栄一	掛川 甚二郎	江原 武二	長島 彦左衛門	増田 周作	原口 金一	黒沢 光義	宇田川 安衛	長谷川 金七	大岡 文雄	長谷川 魯三	笹井 初男	渡辺 吉之亮	内田 政藏	萩原 鶴寿	原口 富作	長島 恒右衛門	増田 金作	塩原 琛
-------	--------	-------	---------	-------	-------	-------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	-------	-------	---------	-------	------

昭	和	17	・	7	・	21													
				22	・	5	・	3											

昭	和	22	・	4	・	30													
				26	・	4	・	29											

原口 宗三郎	栗原 長治	江黒 梅義	川田 寅治	萩原 文治	川田 寅治	金子 久吉	大月 初弥	原口 富作	間島 晴慶	栗原 嘉一	笹井 初男	宇田川 安衛	大岡 文雄	萩原 鶴寿	鈴木 英雄	塚越 保司	長島 恒右衛門	江黒 梅義
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	---------	-------

昭	和	22	・	5	・	3													
				26	・	4	・	30											

昭	和	26	・	4	・	29													
				22	・	5	・	5											

町村合併にと
もない、妻沼町
議会議員に継続
昭和30・4・30
総辞職。

原口 香	飯塚 一郎	笹井 嘉藤	掛川 良市郎	長島 彦八郎	掛川 英作	増田 豊三郎	大槻 久三郎	萩原 太平	鈴木 唯次郎	新井 棟義	江原 武一	掛川 英作	掛川 良市郎	長島 彦八郎	坂上 増十郎	長島 彦八郎	井上 作郎	秋山中 治
------	-------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	-------

昭	和	4	・	4	・	5													
				8	・	4	・	5											

昭	和	8	・	4	・	4													
				12	・	4	・	4											

柴崎 俊太郎	関田 暢	長島 彦八郎	定方 徹忠	高橋 寅三郎	黒沢 峯松	長島 彦八郎	原口 香	鈴木 唯次郎	坂上 増十郎	江原 武二	井上 作郎	吉田 和三郎	柴崎 俊太郎	長島 彦八郎	大岡 安雄	鈴木 権右衛門	峯岸 藤平	前原 萬五郎
--------	------	--------	-------	--------	-------	--------	------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	-------	---------	-------	--------

昭	和	8	・	4	・	5													
				12	・	4	・	5											

昭	和	12	・	4	・	4													
				17	・	5	・	20											

高橋利三郎	小島宗行	内田甚八郎	羽鳥丈太郎	大島長八	森長一郎	宮本文光	大熊栄藏	高橋林平	江森藤三郎	須永梧郎	坂田徳太郎	茂木茂十郎	宇野金平	高橋利三郎	柿沼森三郎	内田甚八郎	福島勘三郎	高橋林平
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
40・4・29	43・4・29			40・4・28	40・4・29			37・4・30						34・4・29			34・4・28	明治34・4・29

〃	大正2・4・27	明治43・1・19	〃	大正2・4・27	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	明治37・4・28
2・4・28	2・4・27	43・1・19		2・4・27															
28	27	19		27				22						27			14		

茂木泰三郎	松本廣三郎	宮本文光	高橋利三郎	長島長五郎	小谷野喜三郎	福島勘三郎	江森右一	大島長八	内田善之助	森長一郎	森長一郎	宮本文光	長島長五郎	柿沼森三郎	江森右一	江森藤三郎	青木光三郎	宇野金平	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大正2・4・28	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	明治40・4・29
				2・4・29						28			43・4・30						

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大正2・4・27	大正2・4・20	大正2・4・29	大正2・4・28	大正2・4・28
				6・4・27											1	20	29	28	28
				1											27	20	29	28	28

須永梧郎	坂田徳太郎	長島太平	長島長五郎	青木豊八	高橋林平	宇野金平	蓮沼惣平	森長一郎	内田貞三郎	村田作太郎	斎藤倉次郎	坂田徳太郎	藤野善次郎	須永梧郎
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	25・4・28									22・4・20				明治22・4・20

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	明治25・4・19
31・4・27	28・4・23	25・4・19	24・9・26			28・4・19		25・4・19			28・4・19								

大武悦	小林弥平	渡辺吉之亮
〃	〃	昭和26・4・30

大熊栄藏	長島福次郎	宮本文光	大島長八	江森藤三郎	須永梧郎	茂木茂十郎	宇野金平	高橋林平	福島勘三郎	村田作太郎	内田甚八郎	宮本文光	長島太平	蓮沼惣平	森長一郎	江森藤三郎	坂田徳太郎	藤野善治郎	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	明治25・4・28
31・4・10	32・9・2	31・4・30			31・4・29			28・4・26			28・4・25	29・4・6			25・4・29	28・10・1	28・4・25	28・4・28	

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	明治28・4・14

大熊哲朗 茂木濱吉 内田善之助 村田富士平 高田宗藏 長島亮平 稻村勘太郎 藤野三吉 宮本新次 青木榮吉 奈良原茂一 新井武一 青木勇治 宮本只一 大熊五郎 高橋丘二 小島棟吉 高山桂 原口友次郎

昭和4・4・28
8・4・28

昭和7・3・7
8・4・27 7・11・20 8・4・27 12・4・10

青木榮吉 稻村勘太郎 茂木濱吉 新井武一 渋沢市太郎 茂木濱吉 青木孫七 高田宗藏 坂田伝次郎 内田米吉 高橋欣 大熊五郎 細谷勘七 松本鍼一 森田周藏 坂田榮作 尾沢喜三郎 高橋新右工門 高橋順

昭和8・4・28
12・4・17

昭和12・4・10
17・5・20 17・1・4 17・5・20 12・5・10 17・1・3 17・1・20 17・1・20 17・1・20 17・1・20 22・4・30 21・12・30

小林市五郎 尾沢庄三郎 大島長八 高橋恒三郎 青木廣 羽鳥角助 松本鍼一 西沢定六 奈良原岩藏 内田善之助 小谷野喜三郎 青木角三 宮本文光 尾沢庄三郎 大島長八 羽鳥角助 尾沢庄三郎 江森右一 宮本新次

大正2・4・29
2・6・7 6・4・28

大正6・4・27
10・4・27 14・4・27

内田義行 内田善之助 須永政四郎 青木廣 長島亮平 奈良原岩藏 高橋恒三郎 成塚庄助 内田義行 稻村勘太郎 尾沢利雄 羽鳥角助 須永政四郎 江森右一 坂田伝次郎 大熊哲朗 青木廣 塚田藤助 大島長八

大正10・4・29
14・4・28

大正14・4・28
昭和4・4・27 8・4・27 14・4・27

清水興平	大島弥久	原島兵三郎	齋藤七郎	金井梅吉	荻野仙衛	大島弥久	船田三千雄	増田勘七	巻川兵七	高橋善九郎	江森善吉	篠崎彦左門	島田克次郎
〃	25・4・18	〃	〃	〃	22・4・18	22・4・17	22・4・18	〃	〃	〃	〃	〃	明治22・4・17
〃	31・4・18	〃	25・4・17	〃	28・4・18	25・4・17	28・4・18	〃	25・4・17	〃	〃	〃	明治28・4・17

(秦村)

吉田恭一郎	塚田重太郎	青木勇治	茂木平八
〃	〃	〃	昭和26・4・23

谷津弥藤次	大島実五郎	荻野滝三郎	鈴木周二郎	天野谷三郎	原島兵三郎	増田勘七	島田克次郎	大島弥久	舞原伊三郎	荻野仙衛	今村義寿	長島治平	増田作十郎	船田三千雄	大島実五郎	江利川孫平	原島兵三郎	増田勘七
〃	34・4・20	〃	31・4・19	34・4・18	32・3・5	〃	〃	31・4・18	〃	〃	28・4・19	〃	〃	28・4・18	〃	〃	25・4・17	明治25・4・18
〃	40・4・19	〃	〃	37・4・18	34・4・19	〃	37・4・18	34・4・11	31・11・28	〃	34・4・19	〃	〃	34・4・18	〃	〃	31・4・17	明治31・4・18

林啓助	石井亥之助	尾沢安太郎	須永確二	羽鳥新六	稻村長吉	大島信	長島郁太郎	成塚恒三郎	細谷亀次郎	松本鉞一	青木孫七	森田為一	藤野交三	石井弘	村田仗	森田嘉市	関口助義	内田善一	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	22・4・30	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭和17・7・21
〃	25・8・31	〃	〃	〃	〃	〃	〃	26・4・30	〃	22・4・30	22・2・14	〃	22・4・30	〃	22・2・14	〃	22・4・30	22・2・14	昭和22・2・14
森田興一郎	吉野奥次郎	長谷川輝一	高田松太郎	石井亥之助	須永孝	関根利一	茂木勘祐	長島庫吉	内田八郎	長島桂次	大谷供平	小林武太郎	丸橋雅司	松本喜一	青木勇治	青木一郎	森田一雄	長谷川輝一	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	26・4・23	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭和22・4・30
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭和26・4・30

(付記)
町村合併にと
もない、妻沼町
議会議員に継統
昭和30・4・30
総辞職。

荻野太市	加藤辰五郎	舞原謙一	卷川岩五郎	大島彦三郎	増田勘七	江利川勝之	大島弥久	船田保之助	斎藤倉次郎	小林利作	荻野福次郎	船田義逸	加藤辰五郎	谷津弥藤次	根岸英	今村俊助	清村佐與吉
------	-------	------	-------	-------	------	-------	------	-------	-------	------	-------	------	-------	-------	-----	------	-------

大正 6 . 4 . 25	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	10 . 4 . 26
---------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------------

大正 10 . 4 . 24	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	14 . 4 . 24
----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------------

増田勘七	大島弥久	小林利作	岡田音三郎	斎藤光弘	吉川吉五郎	荻野太市	根岸英	舞原平八	清水堯平	小林利作	加藤長四郎	船田義逸	天野雅雄	大島弥久	増田勘七	谷津弥藤次	岡田音三郎	加藤長四郎
------	------	------	-------	------	-------	------	-----	------	------	------	-------	------	------	------	------	-------	-------	-------

大正 10 . 4 . 26	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭和 4 . 4 . 25
----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---------------

大正 14 . 4 . 24	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭和 4 . 4 . 24
----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---------------

長島治平	清水要吉	船田三千雄	加藤谷五郎	舞原誠太郎	高橋良太郎	船田保之助	島田克次郎	今村義寿	天野谷三郎	荻野滝三郎	小峰藤次郎	荻野福次郎	長島治平	増田丑之助	荻野太市	加藤辰五郎	舞原誠太郎	小林利作
------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	------	-------	------	-------	-------	------

明治 34 . 4 . 20	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	40 . 4 . 19
----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------------

明治 40 . 4 . 19	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	2 . 4 . 18
----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	------------

船田三千雄	高橋良太郎	船田保之助	今村義寿	小峰藤次郎	荻野福次郎	天野谷三郎	船田三千雄	今村義寿	大島彦三郎	荻野太市	大島弥久	小林利作	増田勘七	船田保之助	中川鞠衛	荻野福次郎	江森善吉	加藤辰五郎
-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	------	-------	------	------	------	------	-------	------	-------	------	-------

明治 40 . 4 . 19	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大正 2 . 4 . 19	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
----------------	---	---	---	---	---	---	---------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

大正 2 . 4 . 19	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大正 6 . 4 . 18
---------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---------------

江森春太郎	荻野博	荒川宗泉	增田清六	斎藤伝三	增田雅之	增田氣武	筑井富八	柿沼治男	吉野楷助	江森敬介	森関三郎	中川春一	野中四平治	斎藤軍治	加藤市郎	增田清六	增田庸淑	增田惠一
昭 和 17 ・ 7 ・ 21	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
									22 ・ 5 ・ 1									

昭 和 21 ・ 10 ・ 31																		

大島清三郎	宮沢茂	卷川鍋十郎	長島治好	増田恵一	江森春太郎	小沢栄一	江森錦十郎	長井武治	島田庄三郎	斎藤善吉	船田祥一	卷川市十郎	斎藤宗吉	金子喜代一	相川力三郎	斎藤善吉	宮沢茂	大島清三郎
昭 和 22 ・ 5 ・ 1																		

昭
和
26
・
4
・
30

町村合併にと
もない、妻沼町
議会議員に継続
昭和30・4・30
総辞職。ただし
船田祥一議員は
昭和29・1・27
斎藤善吉議員は
昭和27・9・29
増田恵一議員は
昭和27・8・14
退職。

石川和三郎	船田治兵衛	清水堯平	吉川吉五郎	斎藤嘉十郎	江森春太郎	増田美千弥	増田恵一	石関八十郎	小峰哲太郎	福田福長	卷川市十郎	森甚太郎	卷川鍋十郎	荒川宗泉	斎藤嘉十郎	石川和三郎	小林利作	大島浩平
昭 和 4 ・ 4 ・ 25																		

昭 和 8 ・ 4 ・ 24																		

船田治兵衛	清水堯平	増田恵一	小林利作	小森甚太郎	木村宗太郎	斎藤伝三	清水堯平	荒川宗泉	小暮光秀	今村俊助	増田恵一	増田義逸	船田治兵衛	大島浩平	江森春太郎	卷川鍋十郎	加藤通憲	吉川杉弥
昭 和 8 ・ 4 ・ 25																		

昭 和 12 ・ 4 ・ 8																		

吉場三郎	鈴木藤太郎	高柳房治	斎藤賢	田部井儀八郎	原口善弥	野村武保	中島岩吉	奈良原常太郎	松本節男	井田定雄	岩崎亥之吉	木村幹一	坂田康太郎	田島公三	長島治好	増田庸淑	中川春一	石川光吉
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭和34・5・1	〃	〃	〃	昭和30・5・1
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭和38・4・30	〃	〃	〃	昭和34・4・30
38・4・30	35・5・19									38・4・30	38・3・19			昭和38・4・30	34・4・30	34・2・21		昭和34・4・30

堀越雄一郎	堀越敬紀	掛川甚一郎	大月初弥	増田恵一	宮沢茂	岡田正一郎	石関兼俊	増田庸淑	山田嘉男	青木孝雄	奈良原包一	高橋歆作	原口周一	石井弘	岩崎貞作	大岡文雄	川田寅治	掛川清治	
〃	昭和38・5・1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭和34・5・1
〃	昭和42・4・30	〃	〃	〃	〃	〃	〃	38・4・30	36・10・17	〃	〃	〃	〃	38・4・30	35・1・5	〃	〃	〃	昭和38・4・30

野村清	岩瀬治郎	斎藤賢	金谷親根	横塚稔	坂田康太郎	長谷川三四郎	細田晴夫	松本節男	木村幹一	井田定雄	岩崎亥之吉	山口正三	氏名	就任年月日	退任年月日
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭和30・5・1	昭和34・4・30	

江原源一	村田仗	内田八郎	石井弘	青木孫七	奈良原包一	吉田恭一郎	江黒梅義	増田一郎	前原奎平	長島恒右衛門	掛川清治	大岡文雄	氏名	就任年月日	退任年月日
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭和30・5・1	昭和34・4・30	
〃	34・4・30	32・1・13	34・4・30	33・12・18	〃	〃	34・4・30	34・1・15	31・11・6	〃	〃	〃	昭和34・4・30	〃	

合併第一回改選以後の議員名

金子喜代一	相川力三郎	舞原角三郎	昭和26・4・30	昭和29・12・26
〃	〃	妻沼町議へ継続		

島田美弥	荻野一雄	船田佐太郎	昭和29・3・31	妻沼町議へ継続
〃	〃	〃		

堀越敬紀	坂田晃	荻野芳郎	井田恒次	磯崎一郎	小林昭三	島田浅次	増田稔	常見富雄	高橋欽作	小林英夫	長島桂次	石井弘	森谷一郎	長島恒右衛門	橋本礼作	市村金一	大岡文雄	小平武徳	
〃	〃	〃	〃	昭和46・5・1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭和42・5・1
〃	〃	〃	〃	昭和50・4・30	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭和46・4・30

増田稔	島田浅次	小林昭三	森谷一郎	長島桂次	塚田宗太郎	高橋欽作	須田晴義	小林英夫	間島和夫	橋本礼作	塚田茂	大武茂	田野茂	田野次郎	高野次郎	小平武徳	松本節男	堀越福太郎	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭和46・5・1
50・4・30	48・11・2	〃	〃	50・4・30	47・5・31	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭和50・4・30

小林英夫	高橋欽作	須田晴義	森田栄三郎	奈良原包一	市村金一	吉場三郎	大岡文雄	川田寅治	掛川甚一郎	高野次三郎	斎藤賢	野村武保	浅見政二	山口正三	中島岩吉	坂田康太郎	石原豊造	木村幹一	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭和38・5・1
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	42・4・30	39・9・6	40・1・23	〃	〃	〃	〃	42・4・30	40・4・19	〃	〃	〃	昭和40・4・19

斎藤賢	高野次郎	田野次郎	阿藤晴雄	松本節男	堀越敬紀	磯崎一	石原豊造	堀越雄一郎	坂田晃	堀越福太郎	田島公三	佐藤忠邦	橋本礼作	長島恒右衛門	増田恵一	宮沢茂	小林昭三	常見富雄	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭和42・4・30	40・5・16	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭和38・5・1
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭和46・4・29	42・4・30	41・1・22	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭和42・4・30

宮 沢 茂	昭和 46・4・30	昭和 50・4・30
石 原 豊 造	〃 47・6・10	〃
橋 本 礼 作	昭和 50・5・1	
手 島 寅 男	〃	
森 清	〃	
中 川 実 郎	〃	
小 平 武 徳	〃	
宮 沢 茂	〃	
田 野 泱	〃	
桜 井 光 平	〃	
磯 崎 一 郎	〃	
間 島 和 夫	〃	
松 本 照 三	〃	
金 谷 嘉 恵 作	〃	
奈 良 原 勘 作	〃	
森 谷 一 郎	〃	
掛 川 清 治	〃	
須 田 晴 義	〃	
増 田 稔	〃	

荻 野 芳 郎	昭和 50・5・1
塚 田 善 弥	〃
原 口 善 弥	〃
田 野 茂	〃
小 林 昭 三	〃

① 満期外の退任は死亡によるか、又は家事故障、病氣等によるものである。昭和五十年の改選は、定員減により、定数二十二人となったものである。

○合併以来の歴代議長

小 池 確 二 郎	昭和 30・1・8	昭和 30・4・19
中 川 春 一	〃 30・5・12	〃 34・2・21
横 塚 稔	〃 34・2・23	〃 34・4・30
岩 崎 亥 之 吉	〃 34・5・13	〃 38・3・19
大 岡 文 雄	〃 38・5・6	〃 44・4・28
高 野 次 三 郎	〃 44・4・28	〃 45・4・27
高 橋 歆 作	〃 45・4・27	〃 46・4・29
松 本 節 男	〃 46・5・10	〃 49・3・30
小 林 英 夫	〃 49・3・30	〃 50・3・30
磯 崎 一 郎	〃 50・4・9	現 在

以上、町村制発布にもとづく選挙の概要と、現在の妻沼町に編入されている各町村の議会議員の氏名を列記してきたが、現在の選挙は、公職選挙法（昭和二十五年四月十日法律第百号をもって公布、以来六十一回改正される。）にもとづいて行われ、地方公共団体の議会議員の定数は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）によって定められている。町議会議員の定数は、地方自治法第九十一条の五、人口五万未満の市及び人口二万以上の町村 三十人、というのに該当する。したがって合併以来の議会議員の定数は、三十人をもって選挙してきたのであるが、前条二項の規定にもとづいて、昭和三十七年条例第十五号をもって、議会議員の定数を二十五人に減少し、更に昭和五十年条例第一号で二十二人に減少、昭和五十年の一般選挙からこの条例にもとづいて選出することになったのである。

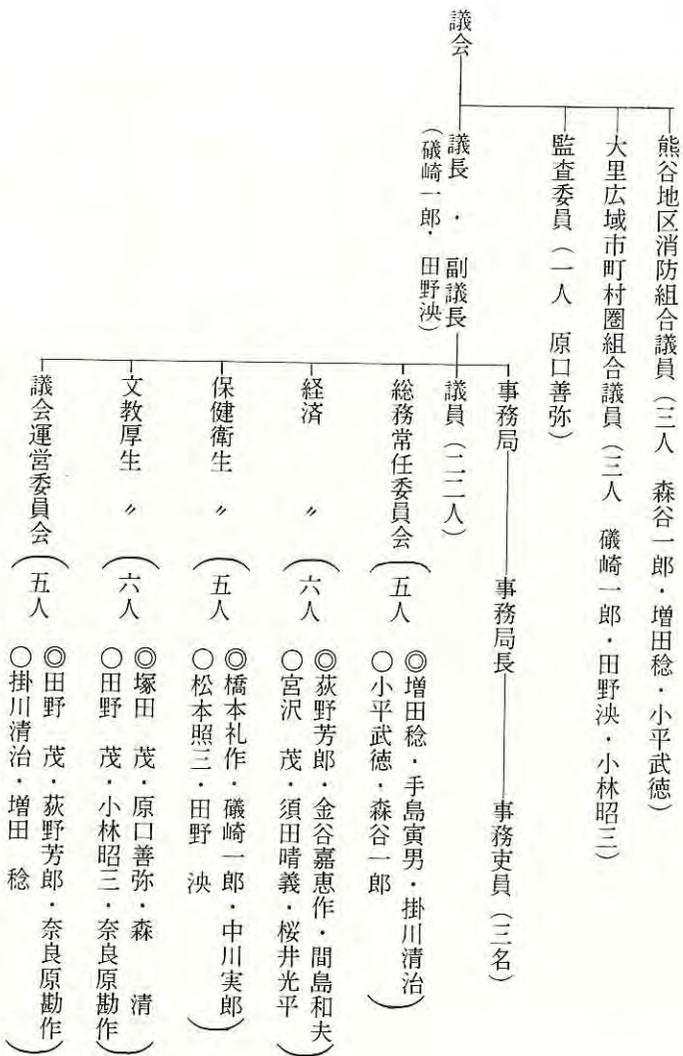
選挙事務の管理及び監督は、公職選挙法第五条の定めによって、妻沼町選挙管理委員会（四人をもって構成）があり、この掌にあたっており、委員の中から投票によるか、指名推薦によって委員長が選ばれる。

合併後における歴代の選挙管理委員長は次のとおりである。

- 須藤 知旨 昭和三〇年一月八日～昭和三三年九月二五日
- 舞原 平八 昭和三三年九月二九日～昭和三六年一月七日（以上代理）昭和三六年一月八日～昭和三九年一月七日
- 鈴木 豊吉 昭和三九年一月八日～昭和四〇年五月八日
- 秋山 次郎 昭和四〇年五月八日～昭和四三年一月七日（以上代理）
- 須藤 知旨 昭和四三年一月八日～現在

なお、議会の定例会は毎年三月・六月・九月・十二月に招集され、必要に応じて臨時に議会が招集される。そして条例を設定したり、または改廃すること、収支予算の議決、決算の認定等々、町行政執行にともなうあらゆる分野にわたって審議し、議決するのである。

妻沼町議会の機構を図示すれば次のようになる。



(注) ◎委員長 ○副委員長

第二節 郡会議員選挙と町出身の議員

明治二十九年(一八九六)八月一日、大里、幡羅、榛沢、男衾を統合、一郡として発足した大里郡会は、同七日に選挙すべき議員の数を二十人と定め、同年九月一日総選挙が行われた。この時の、現妻沼町管内となった関係村の選挙区と、選挙すべき議員の数は、男沼村、太田村で一名、奈良村、秦村で一名、長井村、妻沼・弥藤吾組合村で一名であった。そして選挙された議員は、太田村大字永井太田の掛川決、妻沼村の茂木昌一郎であったが、このほか、明治二十三年五月十七日、法律第三十六号郡制第四条乃至第八条によって、明治二十九年九月十日、郡下大地主中より六人の互選が行われ町関係では、長井村大字西野の宮本嘉楽が選出された。

くだつて明治三十二年(一八九九)七月十一日、法律第六十五号 郡制第五条、同付則第二百五五条により、郡会議員の定数を二十七とした。以後の選挙推移は次のとおりである。(町関係のみ大里郡制誌より抜すい。)

総選挙年月日	明治 32・9・30	明治 36・9・30	明治 40・9・30	明治 44・9・30	大正 4・9・30	大正 8・9・30	
選挙区	選出議員 選出議員 選出議員 選出議員 選出議員 選出議員	選出議員 選出議員 選出議員 選出議員 選出議員 選出議員	選出議員 選出議員 選出議員 選出議員 選出議員 選出議員	選出議員 選出議員 選出議員 選出議員 選出議員 選出議員	選出議員 選出議員 選出議員 選出議員 選出議員 選出議員	選出議員 選出議員 選出議員 選出議員 選出議員 選出議員	
議員人数	町村名 人数	町村名 人数	町村名 人数	町村名 人数	町村名 人数	町村名 人数	町村名 人数
奈良村	長井村	奈良村	奈良村	長井村	奈良村	長井村	
長井村	秦村	長井村	秦村	奈良村	秦村	秦村	
妻沼町	妻沼村	妻沼村	男沼村	妻沼村	妻沼町	男沼村	
太田村	男沼村	太田村	太田村	太田村	男沼村	太田村	
人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	
二	五五九	五五九	六六一	四〇九	五八〇	六三〇	
二	五三三	五三八	六四四	三八五	五七四	五八八	
二	五三三	五三八	六四四	三八五	五七四	五八八	

右の表による総選挙、太田村選出の議員死亡による補欠選挙において選出された町関係の郡会議員

選挙年	月	日	住	所	氏	名	生	年	月	日	退	職	年	月	日	退	職	事由
明治32	9	30	長井村大字江波		内田	甚八郎	安政元	4	15	明治36	9	29						任期満限
同			秦村大字日向		船田	三千雄	安政2	3	25	同								
同			妻沼村		鈴木	謙十郎	文久2	8	8	同								
同			男沼村大字間々田		青木	茂	明治元	9	9	同								
明治36	9	30	長井村大字江波		内田	甚八郎	安政元	4	15	明治40	9	29						
同			弥藤吾村		栗田	又三郎	嘉永3	1	1	同								
同			太田村大字上江袋		大谷	嘉津弥	明治7	2	6	同								
明治40	9	30	秦村大字葛和田		舞原	誠太郎	安政3	10	7	明治44	9	29						
同			男沼村大字小島		赤石	和市	慶応元	8	30	同								
同			太田村大字飯塚		福島	永作	明治6	1	7	明治44	2	3						死亡
明治44	4	30	太田村大字八木田		大岡	幸三郎	慶応2	6	30	明治44	9	29						
明治44	9	30	長井村大字西野		宮本	文光	嘉永6	2	5	大正4	9	29						任期満限
同			太田村大字八木田		新井	伊三郎	嘉永6	1	7	同								
同			妻沼村		小池	甲子次郎	慶応3	3	10	同								
大正4	9	30	秦村大字辨財		大島	弥久	万延元	11	7	大正8	9	29						
同			男沼村大字出来島		萩原	龍之助	明治元	11	1	同								
同			妻沼町大字妻沼		小池	甲子次郎	慶応3	3	10	同								

大正8・9・30

同			長井村大字江波		内田	善之助	明治13	10	26	大正12	3	31						郡制廃止失職
同			秦村大字俵瀬		萩野	太市	明治6	7	26	同								
同			男沼村大字間々田		青木	馨	明治2	10	10	同								
同			太田村大字道ヶ谷戸		鈴木	保太郎	慶応元	8	7	同								

以上見てきたように、明治二十九年九月一日の町村選出議員の選挙、同年九月十日に行われた大地主（明治二十三年五月十七日、法律第三十六号、郡制第五条該当者、すなわち郡内において町村税の賦課を受ける所有地で地価総計一百万円以上を有するもの）十八人において六人を互選し、その中に大字西野の宮本嘉楽の選出されたことはすでに述べたが、明治三十二年、法律第六十五号、郡制の改正によって大地主選出議員の制は廃止となった。

このうち、飯塚の福島永作（自明治四十年十月二十六日、至同四十二年十二月七日）、妻沼の小池甲子次郎（自大正四年十月十八日、至同七年一月十四日）、辨財の大島弥久（自大正八年一月十八日、至同八年九月二十九日）が郡会議長に就任している。副議長としては、妻沼の鈴木謙十郎（自明治三十六年一月二十日、至明治三十六年九月二十九日）江波の内田甚八郎（自明治三十六年十月二十六日、至明治三十八年十月二日）が就任した。

以上郡会議員選挙と町出身議員のあらましを記したが、郡制施行以来、府県、市町村自治体の中間にあるために、郡に対する自治観念の薄さと、重要事業を経営する余地が少ないために、地方行政の効果をあげる可能性が少ないとして、第二十二議会に提出され、論議の結果否決となり、その後三回、衆議院は通過したが貴族院で否決、第四十二議会においても衆議院は通過したが貴族院では僅少の差で否決されるというようになり、郡制廃止議案は難行したが、遂に大正十年三月、第四十四議会において貴衆両院の可決するところとなり、御裁可を経て、大正十年四月十二日、法律第六十三号をもってこれが公布され、実施期日を同年四月一日にくりあげて廃止となったものである。

第二節 県議会議員選挙と町出身の議員

埼玉県ではじめて県議会が開かれたのは、明治十二年（一八七九）六月二十五日であった。同十一年、郡区町村編制法、府県会規則、地方税規則など三新法が公布され、地方制度の大綱が示された。この時地方自治団体として認められたのは町村までの段階で、府県、郡は単なる国の行政区分に過ぎなかった。しかし、府県会規則によって公選議員による府県予算の議決権が認められたので、ここに県会が成立し、同二十九年まで十八年間、府県会規則に基く県会としての機能を果たした。

この段階では、選挙は制限直接選挙制をとり、府県内に居住する満二十歳以上の男子で、地租五円以上を納めるものに選挙権、三年以上府県に居住している満二十五歳以上の男子で、十円以上の地租を納めているものに被選挙権を与えた。議員定数は一郡五名以内、本県では十八の郡が九郡役所に分属されていたので、各郡役所管轄区域を一選挙区とし、総数四十とした。選挙の仕方は立候補制でなく、各郡ごとに被選挙権者の一覧表を作り自由に選ばせた。

議員の任期は四年、二年ごとに半数改選をした。明治二十三年府県制が發布され、同三十年から、この府県制に基く県議会が開かれることになった。しかし、実施してみるとこれにはいろいろと不備な点があり、同三十二年三月には改正された。すなわち改正府県制によって①府県を法人とする明確な条文が設けられ、②府県議会議員の選挙を直接選挙制に改め、③府県における知事の権限を一層強化した。この改正府県制はその後何回かの局部的な改正はあったが、戦後、地方自治法が公布されるまで効力をもった。すなわち、選挙は制限直接選挙制、町村公民にして一年以来直接国税三円以上を納めるものに選挙権、同じく十円以上を納めるものに被選挙権を与えた。

議員定数は三十八（後に増減があった）議員は名誉職、任期四年、半数改選制は廃止された。大正十五年、府県会

議員についても普通選挙法がおこなわれることになり、本県では昭和三年これが実施された。

選挙区は、最初一市（川越）九郡であったが、昭和九年には三市（川越、熊谷、川口）九郡、同十五年には、四市（浦和を加える）九郡、同十六年には五市（大宮を加える）九郡となり、議員定数は四十一名から四十四名へと逐次増加した。改正府県制に基づく県議会は、明治三十二年から昭和二十一年まで、四十八年間に及んだが、戦後、憲法改正とともに地方制度も根本的に改革され、二十二年府県制は全部廃止されて、新しく地方自治法が公布施行されることになった。この結果、県議会はまさしく地方自治体の議決機関としての性格と機構をもつことになった。その機能として、在来の権能のほかに、県の事務の監視権、機関委任事務に関する説明要求、ならびに意見の陳述、意見書の提出権、県に関する事件につき、県議会が議決すべきものの決定権、議員の議案提出権等が規定された。

また、議会の招集権は知事がもつが、議員定数の四分の一以上の請求がある場合は招集しなければならぬこと、議員は報酬を支給されること。議会を定例会と臨時会に分けること、常任委員会を設けて専門的な審議をすること、議事事務局を設置すること、議会図書室を設置することなどが規定された。選挙は公職選挙法に基づき、選挙管理委員会のもとで公正に、男女同権の普通選挙がおこなわれることになった。（埼玉郷土辞典）

以上、県議会議員選挙の概要であるが、当町からも次の方々が議員に選出されている。（カッコ内は在任期間）
大宇野、宮本嘉楽（明治27・2～30・3）、妻沼、茂木昌一郎（明治32・9～44・9）、小島、田中実（大正13・1～昭和3・1）、ハッ口、大島信（昭和26・4～30・4）、小島、小林勘市（昭和30・4～38・4）、妻沼、岩崎亥之吉（昭和38・4～50・4）、小島、小林勘市（昭和42・4～現在）

なお、小林県議は、七十二代副議長（昭和45・9・21～46・5・21）七十四代議長（昭和48・3・29～49・3・27）に就任している。付言すれば、現在選挙区は三十七区、議員定数は八十六人となっており、当町は北七区（熊谷市、妻沼町、大里村）に属し、定数三人のところを、二人まで当選させた実績があった。

(資料) 妻沼町土地改良区総代選挙実施表

執行された選挙名	施行年月日	有権者数			投票率
		男	女	計	
江袋溜井土地改良区	39. 8. 28			493	無投票
備前渠用水路土地改良区	39. 10. 10			3,461	〃
男沼門樋悪水路改良区	39. 10. 19			661	〃
男沼土地改良区	40. 11. 25			332	〃
妻沼西部土地改良区	42. 10. 17			350	〃
江袋溜井土地改良区	43. 8. 28			480	〃
備前渠用水路土地改良区	43. 10. 15			3,406	〃
男沼門樋悪水路	43. 10. 19			723	〃
秦土地改良区	45. 3. 28			544	〃
男沼土地改良区	46. 8. 1			332	〃
妻沼西部土地改良区	46. 10. 17			332	〃
江袋溜井土地改良区	47. 8. 28			479	〃
備前渠用水路土地改良区	47. 10. 12			3,252	〃
男沼門樋悪水路	47. 10. 19			737	〃
秦土地改良区	49. 3. 28			465	〃
妻沼西南土地改良区	50. 2. 5			688	〃
男沼土地改良区	50. 7. 22			328	〃
妻沼西部土地改良区	50. 10. 14			332	〃

(資料) 農業委員会委員選挙実施表

執行された選挙名	施行年月日	有権者数	投票者数			投票率
			男	女	計	
農業委員選挙	41. 7. 15	—	—	—	—	無投票
〃	44. 7. 15	6,316	—	—	—	無投票
〃	47. 7. 14	6,156	—	—	—	無投票
〃	50. 7. 15	6,119	2,864	2,867	5,731	93.60

(資料) 妻沼町で施行された国会議員及び地方公共団体の各種選挙

施行された選挙名	施行年月日	有権者数	投票者数			投票率
			男	女	計	
埼玉県知事選挙	35. 7. 3	12,109			8,170	67.47
衆議院総選挙	35. 11. 20	12,461			9,858	79.11
参議院通常選挙	37. 7. 1	12,385			8,954	72.30
妻沼町長選挙	38. 2. 8	—	—	—	—	無投票
埼玉県議会議員	38. 4. 25	12,496			11,499	92.02
衆議院総選挙	38. 10. 23					
参議院補欠選挙	38. 11. 21	12,718			10,352	81.39
埼玉県知事選挙	39. 7. 5	12,349			7,211	58.39
妻沼町議会補欠	39. 10. 20	—	—	—	—	無投票
全上	40. 3. 16	—	—	—	—	〃
全上	40. 5. 16	—	—	—	—	〃
参議院通常選挙	40. 7. 4	12,583	4,390	4,255	8,645	68.70
衆議院総選挙	40. 12. 27					
妻沼町長選挙	42. 1. 22	12,948	—	—	—	無投票
衆議院総選挙	42. 1. 29	13,005	5,175	5,299	10,474	80.54
埼玉県議会議員	42. 4. 15	13,043	5,681	6,170	11,851	90.85
妻沼町議会議員	42. 4. 28	10,774	4,863	5,370	10,474	94.98
埼玉県知事選挙	43. 6. 30	13,367	4,269	3,991	8,260	61.79
参議院通常選挙	43. 7. 7	13,358	4,528	4,410	8,938	66.91
衆議院総選挙	44. 12. 27	13,931	5,088	5,229	10,317	74.06
妻沼町長選挙	46. 1. 17	14,386	—	—	—	無投票
埼玉県議会議員	46. 4. 11	14,270	6,202	6,587	12,789	89.62
妻沼町議会議員	46. 4. 25	14,280	6,558	7,010	13,568	95.01
参議院通常選挙	46. 6. 27	14,299	3,859	3,540	7,399	51.74
埼玉県知事選挙	47. 7. 2	14,442	5,084	5,055	10,139	70.21
衆議院総選挙	47. 12. 10	14,551	5,846	6,078	11,924	81.95
参議院通常選挙	49. 7. 7	15,050	5,746	5,892	11,638	77.33
妻沼町長選挙	50. 1. 19	15,291	—	—	—	無投票
埼玉県議会議員	50. 4. 13	15,341	6,594	7,000	13,594	88.61
妻沼町議会議員	50. 4. 27	15,373	7,085	7,521	14,606	95.01
埼玉県知事選挙	51. 7. 4	—	—	—	—	無投票

第四節 執行機関

明治二十二年（一八八九）町村制施行にともない、現在の大字を単位としていた村々を合併して、地方自治制度の拡充をはかったが、その時点における各村の執行機関は次の通りである。しかし執務分担を明らかにした資料はない。

妻沼村弥藤吾村組合 村長、助役、収入役、書記三、計六名

男沼村 村長、助役、収入役、書記三、計六名

太田村 村長、助役二、収入役、書記二、計六名

長井村 村長、助役、収入役、書記五、計八名

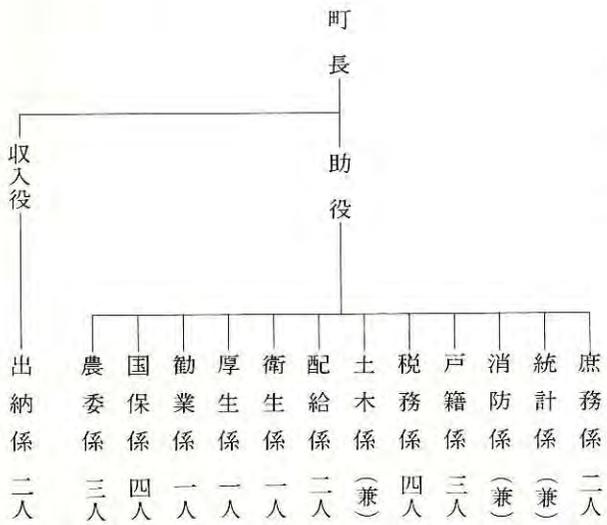
秦 村 村長、助役、収入役、書記二、計五名

このころの村役場は、国からの委託事務がほとんどで、地方自治体とはいっても、今日のように、住民への福祉的施策はきわめて少なく、事務は画一的なものであった。したがって当時の吏員は、名譽職的な立場から、主に地主階層の方々がこれに当たった。

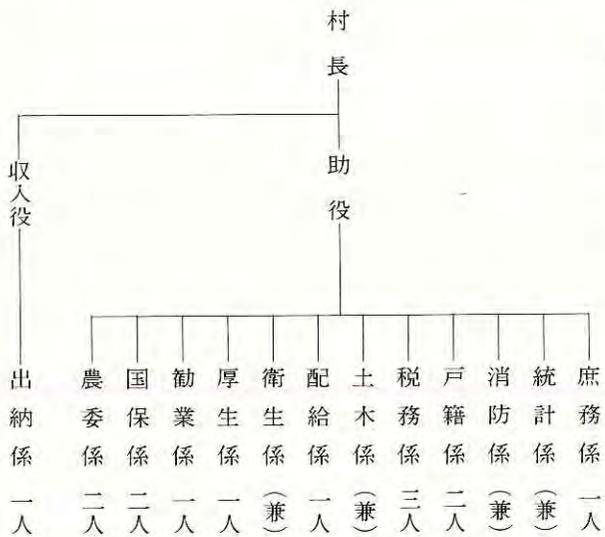
時代は、明治から大正、昭和へと移行して、社会機構も次第に複雑化し、村行政の機構も、村長―助役―庶務係・税務係・戸籍係・衛生係・配給係・兵事係。収入役―会計係。農会指導員、養蚕指導員なども配置されるようになった。（昭和十八年当時）昭和十二年から戦争を続行した日本は、昭和二十年八月六日、アメリカ空軍によって広島に原子爆弾を投下され、加えてそれまで不可侵条約を締結していたソ連からも宣戦を布告され、遂にポツダム宣言受諾を決定、八月十五日、天皇陛下自らラジオを通して「終戦の詔勅」を放送、終戦を迎え、連合軍の指令によって、地方行政の改革が行われ、事務分量も広域かつ多様化し、やがて町村合併の必要に迫られて、妻沼町も合併するに至ったのである。

合併前の各町村の執行機構図（昭和二十九年十二月三十一日現在）

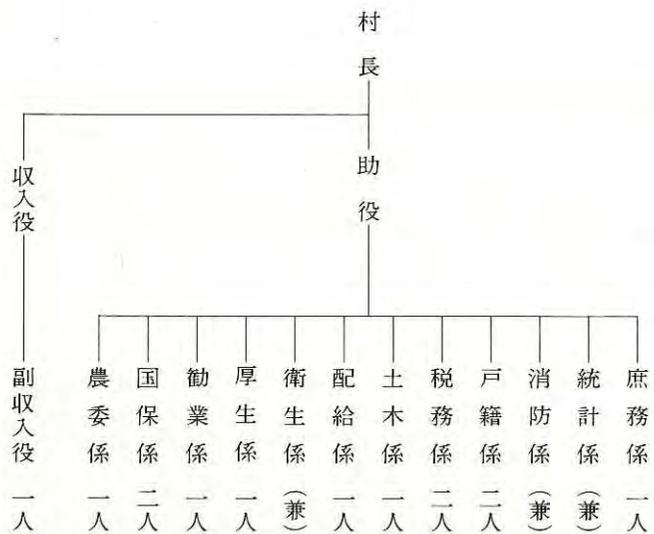
妻沼町（二六人）



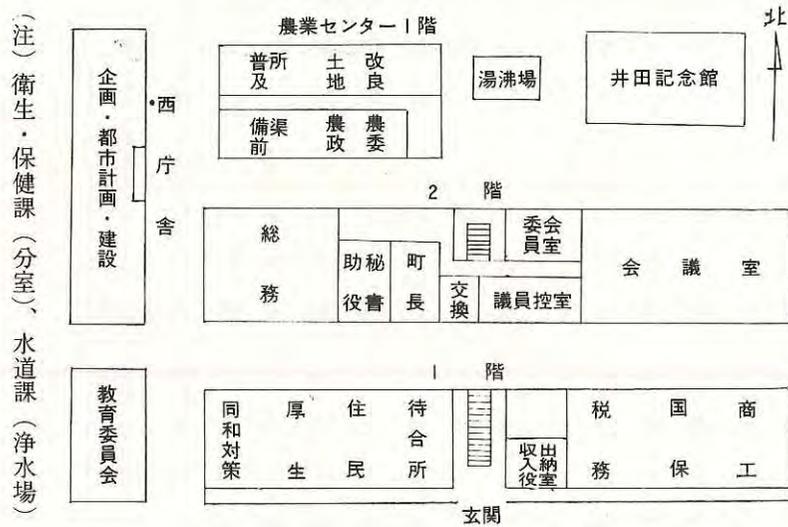
男沼村（二七人）



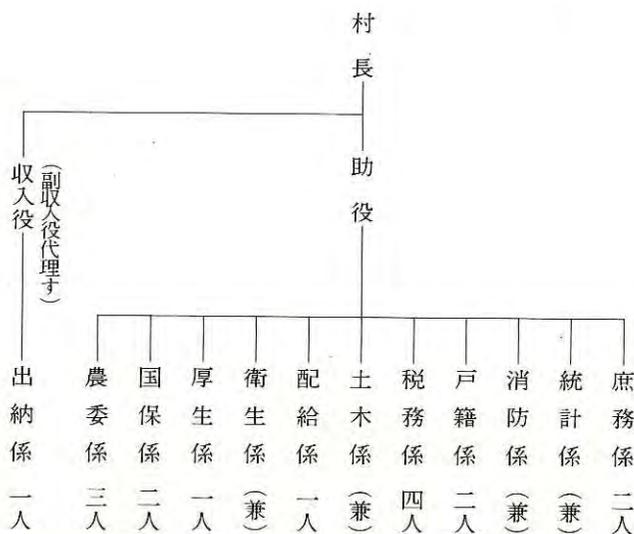
秦 村 (二六人)



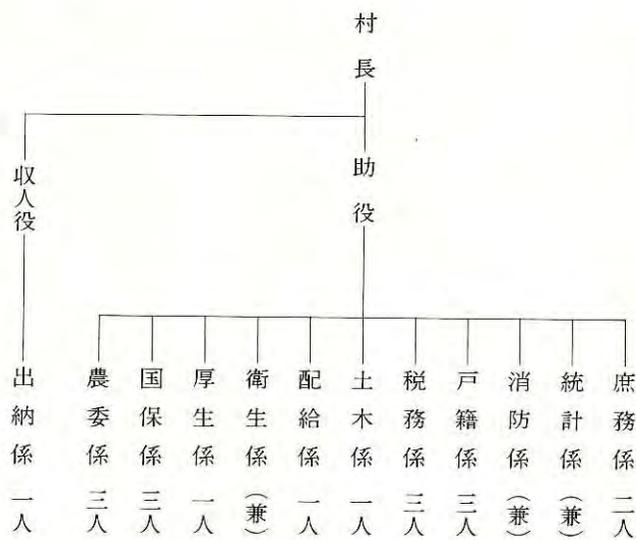
(妻沼町役場内配置図・昭和50年1月末現在)



太田村 (一九人)



長井村 (二二人)



町村制施行以来合併までの町村長

氏名	就職年月日	退職年月日	氏名	就職年月日	退職年月日
(妻沼)			(男沼)		
井田諄(代理者)	大正 2 . 4 . 1	大正 2 . 6 . 18	田中善次	明治 22 . 5 . 8	明治 23 . 12 . 19
井田諄	〃 〃 〃	大正 2 . 4 . 1	橋本糸茂	〃 〃 〃	〃 〃 〃
井田諄	〃 〃 〃	大正 2 . 4 . 1	橋本糸茂	〃 〃 〃	〃 〃 〃
茂木昌一郎	〃 〃 〃	〃 〃 〃	鈴木豊吉	〃 〃 〃	〃 〃 〃
茂木昌一郎	〃 〃 〃	〃 〃 〃	青木藤兵衛	〃 〃 〃	〃 〃 〃
井田諄	〃 〃 〃	〃 〃 〃	田島峯吉	〃 〃 〃	〃 〃 〃
鈴木謙十郎	〃 〃 〃	〃 〃 〃	田島峯吉	〃 〃 〃	〃 〃 〃
鈴木謙十郎	〃 〃 〃	〃 〃 〃	田島峯吉	〃 〃 〃	〃 〃 〃
逸見精一郎	明治 22 . 8 . 5	明治 25 . 7 . 6	小池甲子次郎	昭和 6 . 6 . 2	昭和 7 . 6 . 4
(妻沼村外一村組合)					
須田実郎	昭和 2 . 5 . 26	昭和 2 . 5 . 25	須田昌三郎	〃 〃 〃	〃 〃 〃
須田実郎	〃 〃 〃	〃 〃 〃	中里小源治	〃 〃 〃	〃 〃 〃
小池甲子次郎	〃 〃 〃	〃 〃 〃	中里小源治	〃 〃 〃	〃 〃 〃
井田諄	〃 〃 〃	〃 〃 〃	青木茂	〃 〃 〃	〃 〃 〃
井田諄(代理者)	大正 2 . 4 . 1	大正 2 . 6 . 18	田中善次	明治 22 . 5 . 8	明治 23 . 12 . 19

椎橋昌三郎	明治 41 . 9 . 7	明治 43 . 10 . 30	掛川泱	明治 32 . 3 . 16	明治 35 . 3 . 19
中里小源治	〃 〃 〃	〃 〃 〃	鈴木保太郎	〃 〃 〃	〃 〃 〃
中里小源治	〃 〃 〃	〃 〃 〃	井上金三郎	〃 〃 〃	〃 〃 〃
中里小源治	大正 3 . 11 . 11	大正 3 . 11 . 10	大谷嘉津弥	〃 〃 〃	〃 〃 〃
田中実	〃 〃 〃	〃 〃 〃	大谷嘉津弥	大正 2 . 11 . 29	大正 2 . 12 . 25
栗原健三良	〃 〃 〃	〃 〃 〃	掛川泱	〃 〃 〃	〃 〃 〃
栗原健三良	昭和 3 . 9 . 13	昭和 3 . 9 . 12	大谷嘉津弥	〃 〃 〃	〃 〃 〃
生形茂十郎	〃 〃 〃	〃 〃 〃	大谷嘉津弥	〃 〃 〃	〃 〃 〃
生形茂十郎	〃 〃 〃	〃 〃 〃	大谷嘉津弥	〃 〃 〃	〃 〃 〃
中里初雄	〃 〃 〃	〃 〃 〃	長島彦八郎	〃 〃 〃	〃 〃 〃
中里初雄	〃 〃 〃	〃 〃 〃	長島彦八郎	〃 〃 〃	〃 〃 〃
横倉喜久郎	〃 〃 〃	〃 〃 〃	増田弥七郎	昭和 4 . 2 . 26	昭和 4 . 2 . 19
横倉喜久郎	〃 〃 〃	〃 〃 〃	掛川泱	〃 〃 〃	〃 〃 〃
(太田村)			掛川泱	〃 〃 〃	〃 〃 〃
原口金二	明治 22 . 5 . 8	明治 23 . 11 . 8	原口定一	〃 〃 〃	〃 〃 〃
長島徳三郎	〃 〃 〃	〃 〃 〃	原口定一	〃 〃 〃	〃 〃 〃
井上金三郎	〃 〃 〃	〃 〃 〃	長島茂徳	〃 〃 〃	〃 〃 〃
武井敏太郎	〃 〃 〃	〃 〃 〃	岩崎貞作	〃 〃 〃	〃 〃 〃
武井敏太郎	〃 〃 〃	〃 〃 〃	岩崎貞作	〃 〃 〃	〃 〃 〃
武井敏太郎	〃 〃 〃	〃 〃 〃	岩崎貞作	〃 〃 〃	〃 〃 〃

(妻沼村外一村組合)							氏名	就職年月日	退職年月日
三沢九市	田島峰吉	井田諱	三沢辰三郎	堀越義賢	井田諱	井田諱			
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	明治22・8・5		
43・1・28	42・4・9	34・8・30	32・3・14	30・7・29	26・8・19	26・8・5			
大正2・4・1	〃	〃	〃	〃	〃	明治26・8・4			
43・10・3	39・1・11	34・8・21	32・3・6	30・7・14	30・7・14	26・8・4			
(妻沼町)							氏名	就職年月日	退職年月日
岡田秀太郎	須田治作	岡田秀太郎	須田治作	岡田秀太郎	須田治作	三沢九市			
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大正2・7・15		
14・5・1	14・3・3	10・4・18	10・2・22	6・4・2	6・2・7	6・2・7			
〃	昭和4・4・30	〃	〃	〃	〃	大正5・12・21			
4・4・30	14・4・17	14・2・21	10・4・1	10・2・1	10・2・6	5・12・21			

町村制施行以来合併までの助役

荻野太市	荻野太市	小林利作	船田保之助	谷津弥藤次	舞原謙一	荻野滝三郎	舞原誠太郎	昭和3・10・9	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大正2・10・20	明治45・5・11
〃	昭和3・10・9	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	昭和3・10・8	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
7・10・8	3・4・16	13・3・20	11・3・19	9・3・16	5・8・23	4・10・13	4・8・6										
増田恵一	中川春一	船田義逸	荻野博	根岸英	根岸英	根岸英	荻野太市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
27・9・8	23・9・8	22・4・6	20・6・23	18・9・13	14・9・16	10・9・16	昭和7・10・9										
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
29・12・19	27・9・7	23・3・31	21・6・27	20・4・22	18・9・15	14・9・15	昭和10・8・3										

(長井村)														氏名	就職年月日	退職年月日		
石井伊三郎	江森右一	江森右一	江森右一	内田善之助	高橋恒三郎	江森右一	長島太平	福島勘三郎	羽鳥新八郎	内田兵三郎	長島太平	小島宗行	福木佐太郎				宮本嘉楽	内田甚八郎
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
9・8・29	7・12・5	3・2・24	昭和2・5・1	12・4・7	9・8・6	大正5・6・7	45・3・30	39・12・14	36・8・22	35・7・29	31・7・29	29・8・14	27・10・20	26・4・7	24・5・9	23・3・26	22・5・24	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
11・2・10	9・4・13	7・2・5	昭和2・4・6	12・3・31	9・6・6	大正3・9・21	41・4・24	37・3・21	36・8・8	35・7・28	31・7・22	29・7・25	26・12・25	25・8・31	24・5・5	23・5・22	23・3・22	
大島弥久	大島弥久	大島弥久	舞原誠太郎	金井梅吉	船田三千雄	船田三千雄	(秦)	大熊五郎	大熊五郎	新井武一	青木孫七	高橋新右工門	内田善一	石井伊三郎	内田善一	石井勘作	内田善一	石井伊三郎
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
41・4・29	37・4・29	33・4・24	31・4・9	27・4・12	26・5・8	明治22・5・8	26・4・23	22・4・5	21・9・3	20・6・11	19・8・8	17・10・9	17・1・6	16・3・5	13・12・10	12・9・15	11・3・9	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
45・4・27	41・4・28	37・4・23	33・4・15	31・3・25	27・2・25	明治26・5・7	29・12・31	26・4・4	22・4・4	20・11・30	20・5・28	19・7・5	17・9・30	16・12・31	16・1・21	13・9・17	12・3・13	

江原	井上	鈴木	井上	鈴木	三沢	大岡	岩崎	鈴木	新井	新井	井上	長島	(太田)	備前島	齊藤	田中	齊藤	田中
槌太郎	高太郎	保太郎	高太郎	保太郎	幸	幸三郎	良助	保太郎	伊三郎	伊三郎	金三郎	徳三郎	村	賢順	賢	喜千平	賢	喜千平
大正元	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	明治22	〃	〃	〃	〃	〃	昭和16
9.25	4.26	10.26	4.20	10.19	5.24	12.28	5.15	7.29	5.9	5.9	12.2	5.8	〃	5.7	12.22	12.22	12.22	
〃	〃	大正元	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	明治23	〃	〃	〃	〃	〃	昭和20
9.24	4.25	9.10	4.19	10.18	10.11	2.14	5.1	4.1	5.8	5.8	4.4	11.19	〃	12.31	11.25	4.7	12.21	
増田	増田	関田	増田	長島	増田	長島	増田	長島	増田	長島	岩崎	大岡	秋山	江原	岩崎	江原	岩崎	船越
弥七郎	弥七郎	暢	弥七郎	茂徳	弥七郎	茂徳	弥七郎	茂徳	弥七郎	茂徳	新助	昭之	中治	槌太郎	良助	槌太郎	良助	茂七
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭和2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大正3
19.18	18.17	16.20	14.17	14.1	10.31	10.12	6.12	6.31	4.27	3.31	14.3	12.19	12.3	9.26	9.7	5.13	4.22	3.3
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭和4	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大正4
22.15	19.30	17.17	18.16	16.19	14.30	14.11	10.30	10.30	6.6	6.30	4.2	14.7	14.21	12.9	11.6	9.12	8.21	4.25

小林	新島	横塚	新島	(男沼)	森	須藤	橋本	木村	鈴木	井田	梶山	青木	須田	青木	井田	須田	井田	須田
太作	長三郎	平左衛門	中五郎	沼	源太郎	知旨	糸茂	幹一	豊吉	恒能	議助	藤兵衛	治作	藤兵衛	朝二	治作	朝二	治作
〃	〃	〃	明治22	村	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭和4
30.23	28.2	25.28	22.8	〃	23.14	22.10	21.1	21.1	18.1	17.12	16.10	15.9	12.7	11.5	8.6	8.6	4.5	4.5
〃	〃	〃	明治25	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭和8
34.22	30.15	28.20	25.29	〃	26.15	29.31	22.6	21.15	21.30	18.13	21.31	17.24	16.6	15.4	10.20	12.5	8.4	8.4
中里	田中	中里	生形	生形	生形	栗原	栗原	栗原	小林	栗原	小林	栗原	栗原	栗原	小原	小原	新島	
初雄	喜千平	初雄	茂十郎	茂十郎	茂十郎	健三良	健三良	健三良	太作	健三良	太作	健三良	健三良	永一良	太作	太作	長三郎	
〃	〃	〃	〃	〃	昭和3	〃	〃	〃	〃	〃	大正2	〃	〃	〃	〃	〃	明治32	
16.1	13.1	12.26	11.26	7.29	3.19	14.17	10.9	9.12	6.13	5.4	2.7	4.23	4.21	39.27	38.30	34.8	32.5	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	明治34
16.6	16.22	16.25	11.25	11.28	7.18	3.12	14.8	10.8	9.19	6.3	2.6	5.22	4.20	43.26	39.18	42.8	38.1	34.28

氏名		就職年月日	退職年月日	氏名		就職年月日	退職年月日
(妻沼村外一村組合)							
逸見勝衛	鈴木三弥	田島善作	萩原伝吉	関口庄平	田島峰吉	岡田秀太郎	
明治22.8.26	24.9.16	27.11.16	23.8.7	35.9.25	39.10.22	43.1.19	
明治24.9.5	27.11.16	23.7.29	35.9.2	39.9.24	43.1.19	大正2.4.1	
(妻沼町)							
井田 諄	岡田 秀太郎	青木 藤兵衛	井田 朝二	大谷 俊助	梶山 議助	橋本 衆茂	森谷 房次郎
大正2.4.1	2.6.25	6.5.17	9.1.27	昭和4.6.2	5.10.29	16.3.10	21.6.1
大正2.6.16	6.4.2	9.1.19	昭和4.5.4	5.10.28	16.3.10	21.6.1	29.12.31

町村制施行以来合併までの収入役

小林 利作	荻野 滝三郎	谷津 弥藤次	中川 勒衛	大島 彦三郎	根岸 英	金井 直治
明治42.7.29	45.4.15	大正2.10.21	6.4.13	9.4.14	11.3.15	昭和3.4.14
明治45.4.10	大正2.10.20	6.4.5	9.4.3	11.3.3	15.3.14	昭和7.4.13
金井 直治	増田 庸淑	増田 庸淑	増田 庸淑	増田 文雄	齊藤 善吉	
昭和7.4.14	12.4.1	16.4.1	20.4.1	22.6.2	27.9.29	
昭和10.9.19	16.3.31	20.3.31	22.4.31	27.4.7	29.12.31	

江黒 梅義	柴崎 永一	新井 長一郎	鈴木 英雄	内田 善九郎	内田 甚八郎	宮本 文光	長島 太平	内田 兵三郎	長島 太平	原口 仲次郎	長島 太平	大島 長八	内田 兵三郎	長島 太平	内田 兵三郎	内田 兵三郎	
昭和19.9.18	22.4.16	22.4.16	26.8.1	明治22.5.24	23.3.26	24.6.3	29.7.25	31.8.10	35.8.7	36.12.7	41.4.9	45.4.15	大正2.1.16	2.2.22	3.10.14	6.3.6	
昭和22.4.15	26.4.15	26.4.15	29.12.31	明治23.2.20	24.5.9	28.3.12	31.7.29	35.7.29	39.8.6	40.12.6	45.3.30	大正元.12.30	3.8.6	4.2.21	10.2.12	14.4.5	
長島 亮平	内田 兵三郎	石井 勘作	市川 良作	山田 八郎	石井 勘作	山田 八郎	石井 勘作	石井 勘作	石井 勘作	新井 武一	坂田 伝次郎	高橋 新右工門	新井 武一	青木 孫七	長島 常次	篠崎 彦左工門	荻野 滝三郎
大正12.8.24	昭和2.10.19	3.10.24	3.10.24	4.3.23	6.11.24	8.3.23	9.5.21	9.5.21	9.5.21	13.12.11	16.4.7	17.1.14	17.1.14	17.10.12	19.1.25	明治22.5.24	38.7.24
昭和2.8.24	3.4.30	6.10.6	6.10.6	8.2.23	9.4.25	9.4.25	9.1.15	9.1.15	9.1.15	13.1.1	17.1.15	17.8.15	18.8.15	20.9.9	29.12.31	明治38.7.23	42.7.23

長島常次	長島盛次	噴木重	長島常次	蓮沼三郎	石井伊三郎	宮本新次	宇野金兵衛	小島楳吉	大熊哲朗	青木豊八	長島太八	青木豊八	奈良原茂八	奈良原茂八	宮本嘉楽	(長井村)	鈴木藤作	鈴木茂
〃	〃	〃	〃	〃	昭和4	〃	〃	大正7	〃	〃	〃	〃	〃	〃	明治24	〃	昭和20	〃
20	18	17	11	9	14	11	11	7	39	35	35	28	26	24	24	25	20	〃
10	1	1	2	5	4	11	10	9	9	3	2	5	6	8	6	10	6	〃
5	30	31	29	21	28	13	16	13	10	12	10	2	8	24	1	2	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	昭和4	〃	〃	大正7	〃	〃	〃	〃	〃	〃	明治24	〃	昭和25	〃
22	20	18	17	11	9	14	11	7	39	35	35	28	26	26	24	29	25	〃
5	7	1	1	2	5	4	3	9	3	3	2	3	1	8	9	9	3	〃
31	23	30	31	25	21	27	12	16	17	9	10	10	12	28	7	30	14	〃

(付記)
 以上町村制施行以来の各町村における三役の氏名と、在任期間を列挙したが、任期は四年にかかわらず、任期に満たないで退職された方は、家の事情であるとか、病氣、死亡、その他によるものである。

荻野六三郎	江森敬介	舞原平八	江森春太郎	金井直治	森政之助	今村守一	金井伊兵衛	谷津弥藤次	中川光太郎	天野喜三郎	羽鳥実一
〃	〃	昭和3	〃	〃	〃	〃	大正2	〃	〃	明治22	昭和22
27	23	3	9	6	5	5	2	37	32	22	22
4	4	4	7	12	9	1	10	5	4	5	6
8	6	1	1	8	14	6	22	11	24	21	1
〃	〃	〃	昭和3	〃	〃	〃	大正2	〃	〃	明治32	昭和29
29	27	23	3	9	6	5	2	37	32	32	29
12	4	3	3	3	12	8	10	5	5	4	12
31	5	31	31	16	6	31	21	9	9	5	31

中里重雄	横塚茂十郎	森守之助	小暮萬吉	野村康吉	荻原源太郎	栗原米三郎	浅見良作	浅見鹿藏	赤石和市	栗原米三郎	小林太作	飛田芳三郎	青木染太良	(男沼村)
〃	〃	〃	昭和8	〃	大正8	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	明治22	〃
23	18	15	8	10	8	38	37	32	32	28	26	25	22	〃
10	10	4	8	9	4	4	11	3	8	8	4	3	5	〃
1	10	21	1	10	2	28	19	6	8	8	20	28	24	〃
〃	〃	〃	〃	昭和8	〃	大正8	〃	〃	〃	〃	〃	〃	明治25	〃
29	23	18	15	8	10	8	38	37	32	32	28	26	25	〃
12	9	10	2	2	9	9	4	11	2	2	8	4	3	〃
31	30	6	26	31	1	30	20	4	13	8	18	21	21	〃

荻原弥市	堀江陸次	田沼包助	関田暢	高橋寅三郎	鈴木棟司	大岡昭之	大岡熊太郎	大岡幸三郎	長島彦八郎	武井徳平	尾島銀藏	関田春三郎	武井徳平	井上高太郎	船越由三郎	新井弥一郎	掛川吉郎	(太田村)
〃	昭和2	〃	〃	〃	〃	〃	大正3	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	明治22
14	2	14	14	12	9	3	3	45	44	44	41	38	34	32	31	25	22	〃
8	8	6	2	2	9	7	4	4	9	1	9	10	4	8	4	8	5	〃
31	31	3	25	2	28	6	16	26	7	19	4	18	6	31	6	10	21	〃
〃	〃	昭和2	〃	〃	〃	〃	大正2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	明治25
20	14	2	14	14	11	9	2	45	44	43	41	38	34	32	31	31	25	〃
5	8	8	4	2	9	6	2	4	9	10	8	10	2	8	3	3	3	〃
19	31	26	30	20	27	7	6	20	1	1	23	4	8	28	28	4	4	〃

さて、すでに述べたように、昭和三十年一月一日、一町四ヶ村合併による妻沼町として新発足するにあたり、役場庁舎はとりあえず旧妻沼町役場庁舎（室面積約二五〇㎡）を充用。町長・助役・収入役職務執行者には、旧妻沼町の三役があたり、旧男沼村長横倉喜久郎は男沼支所長兼参与に、旧太田村長岩崎貞作は太田支所長兼参与に、旧長井村長大熊五郎は長井支所長兼参与に、旧秦村（村長欠員）助役齊藤善吉は秦支所長兼参与に、その他の旧村助役収入役は各課長代理に、一般職員は引続き新町の吏員として暫定的に行政が執行されていた。

なお、大字小島二八〇二番地に、小島出張所が新設され、主任一名が配置された。が、なんとしても庁舎が狭く、一町四ヶ村の職員を収容することはできなかった。元穀物検査所ほか民家を借用して、数カ所に分散配置を余儀なくされた。かかる中であつて町条例、規則その他の案件作成を急ぐうちに二月十五日、合併後における新町長の選挙が執行された。新町を二分する町長選挙ではあつたが、翌十六日の開票結果、旧長井村長大熊五郎が当選して、合併初代町長が誕生したのである。

かくして新しい首長のもとに行政の執行が開始されたので、四月一日に至つて、旧町村長が暫定的に就任していた支所長及び参与制を廃止して、支所に所属していた一般職の先任者が支所主任となつて、地区住民に直結した事務を執行することになった。しかし、分散配置による執務の現状では、統制上不便をきたし、新庁舎の建設は焦眉の問題であつた。そこで町では、一応合併後の煩雑期の過ぎた七月二十六日、役場庁舎建設特別委員会を設置、こえて八月二日に第一回の委員会を開き、規約の制定、構成員を左のように決定した。

委員長中川春一、副委員長大岡文雄、委員木村幹一・井田定雄・岩崎亥之吉・松本節男・野村 清・岩瀬治郎・横塚 稔・長島恒右衛門・江黒梅義・石井 弘・奈良原包一・内田八郎・江原源一・増田庸淑

そして同月十日、第二回役場庁舎建設特別委員会を開き、応急措置として、旧庁舎の地続きとなつて大我井神社境内の一部を借用、ここに妻沼小学校の危険校舎を解体縮小して、仮庁舎を建設することを決めた。かくして仮庁

舎建設工事請負についての入札が行われ、入札の結果、壹百五十三万円で水谷建設株式会社が落札、九月三日に起工式を行い、ただちに着工、十月四日に上棟、十一月十一日には、木造瓦葺モルタル塗り二階建、延面積二九七㎡の仮庁舎が竣工、引渡しを完了した。この庁舎は、階下が事務室で、二階は会議室として使用することになったので、合併以来議会を開くたびに、今日は歓喜院の金剛殿、明日は聖天様の籠堂というように、会場を借用して議会を開くということもなくなり、不完全ながらも一応役場庁舎としての体裁を整え、十一月十五日、民家を借用していた職員も、ひとまず収容することができたのである。

しかし、これはあくまでも暫定的なものであつて、執行部では、新庁舎建設のための起債を申請していた。これが十二月十二日付けで、六百万円が許可となつたので、新庁舎建築の機運は動き、同月十五日、第三回庁舎建設特別委員会が開かれた。すでに新庁舎敷地用地として、字長泉寺内九三二㎡の土地の寄付採納願いが坂田康太郎より提出されており、暗黙のうちに新庁舎がこの地に移ることを知つた一部の住民から反対の声が挙つていたので、建設委員会は、午前十時から夜半まで会議を続行、慎重に審議をし、左のような答申書案を作成、これを議会全員協議会にはかつて町長に提出した。

妻沼町庁舎建設に関する答申書（案）

本問題に関しては、先般来本委員会に於て慎重に研究討議の結果、一応八月十日の委員会において申し合せの通り決定したのであるが、今般申請中の起債の許可にともない、具体方針樹立の時期に到達した。

理想的な庁舎の建設については、極めて、円満裡に実施されることを一般住民はひとしく希望してしたのである。しかるに、一部町民の間に、建設位置等に関し、意見の相違を生じ、論議を続け、今日に至るもいまだ意見の一致を見ざるは甚だ遺憾である。両論とも愛町の一念よりいざる論議と存するので、本委員会は、これら町民の意志を尊重し、鋭意検討を加へたる結果、本日左の通り決定、町長に答申する。

一、当分の間現在の庁舎において執務せしめ、適當なる時期の至るを待つて本庁舎の建設に着手することが、最も賢明なりと判定する。

二、愛町の熱意から、現在篤志家より建設敷地寄付の申し出である実状につき、建設予定地として受け入れることに同意する。なお、右隣接土地も適正価格にて買収すること。

昭和三十年十二月十五日 妻沼町庁舎建設特別委員会委員長 中川春一

かくして同月二十日の、妻沼町議会第四回定例会において、庁舎建設答申書案が審議されたが、諸種の事情からこれを採択するまでには至らず、会期を延長して更に審議を尽し、折衝を重ねた結果、二十六日に至つてようやく議決となつたのである。なお、この日、かねてより下町の坂田康太郎から提出されていた、役場庁舎建設用地として、九三二㎡の土地の、寄付採納願いも、あわせて採択され、紛議をかもした庁舎建設問題は解決、庁舎建設特別委員会は解散した。

合併初年のあわただしい年も明けた昭和三十一年三月八日、寄付された役場庁舎建設敷地の地続きである、大字妻沼字長泉寺地内の土地二、九三㎡の買収を決定、着々新庁舎建設の準備を進める一方、同月十二日に支所を出張所と改称した。その年の十一月十五日、地元の田部井建設株式会社と、八百三十万円で、庁舎建設工事請負契約を結び、同月十八日に着工した。かくして新庁舎竣工の目安がついたので、翌三十二年三月末をもって出張所を廃止、四月一日には職員全員を役場庁舎に収容、総務、会計、税務、産業、土木、厚生、国保の七課を統合して、総務、経済、民生の三課とした。かくするうちにも新庁舎の建築工事は順調に進捗し、同年五月二十五日、二階建フランス形赤褐色瓦葺屋根、壁内部木摺漆喰仕上、外壁ラス下地モルタル塗刷毛引ガン吹付け仕上げの、延面積八四三・六㎡の新庁舎が落成、六月四日に全職員が移転して執務を開始、合併後の基礎的な諸行政は着々軌道にのつていったのである。

昭和三十四年二月八日、町長の任期満了にともなう選挙が執行され、翌九日開票の結果増田一郎が当選、新町長のもとに、総務、税務、戸籍、住民、産業、土木、厚生、国保の八課と、出納室、秘書室が設置され、四月一日から新機構により行政事務が処理されることになった。

当時の妻沼町は、まだ農家が七〇パーセントをしめており、しかも地域のおかれている自然的及び経済的条件から農業に生き、農業でのびる以外に地域の発展も、生活・文化の向上も期待することができないとする考えの者が多く太田農協の組合長であった増田氏が、若さと実行力を買われて町長に選任されたので、必然的に町政の基本方針も農業振興ということにむけられたし、農業委員会、農業振興会、四HCなどの活動もめざましく、農業近代化への動きとなって現われた。町政執行部では、「農民の自立的振興意欲を助長するとともに、農業指導の一元化、生活環境の整備から婦人の解放、青少年の健全育成、更に農村地域とはなれない関係にある商工市街地の振興発展を期するためのセンターを建設する。」という議が、昭和三十六年四月二十五日の町議会に提出され、これが議決となり、工費三百七十九万円で、地元の岡村建設株式会社が請負い、同年七月十日に着工、翌三十七年一月三十日、役場庁舎敷地内の西北部に、木造和瓦葺二階建、延面積三三六・三六㎡の「農業センター」が竣工した。この建物の内部は、事務室、経営相談室、商工相談所、生活改善室（一階計一六九・七五㎡）研修室、婦人研修室（二階一六六・六一㎡）にあてられた。そして産業関係職員はこの建物に移転して執務することになって、事務室にもゆとりができたのであるが、歳月の流れとともに行政事務は多様化し、職員の数も逐次増加し、事務室は狭くなる一方であった。

行政機構の面では、三十七年三月二十六日、課の設置条例の一部を改正、戸籍課を削除して戸籍事務は住民課の所管とし、国保課を保健課と改め、厚生課で所管していた保健、衛生をこの課に移管したが、翌三十八年四月一日、衛生課を新設、保健、衛生業務を所管することにした。更にその翌三十九年一月一日付けで企画課が設置された。

昭和四十二年四月一日、水道事業を開設、課の改廃で、総務、税務、住民、産業、土木、厚生、保健、衛生、企画

の九課と、参事、出納室、秘書室を制定、同年十二月に消防署が発足、更に四十五年四月一日付けで商工課が設置され、翌四十六年四月一日、産業課を農政課に改めて土地改良課を新設、四十七年四月一日、土木課を建設課に改めた。このころになると、いよいよ庁舎が狭くなったので、工費三百四十三万円で地元の岡村建設株式会社が請負い、昭和四十七年六月九日着工、同年八月三十一日、木造モルタル塗り吹付け仕上げ、瓦葺平屋建、延二二四・二二一㎡の西庁舎が竣工、職場の移転をはかったが、昭和四十九年十月一日、都市計画課の新設によって、衛生課と保健課は、食糧事務所跡に移転、ここで執務することになり、現在に至っている。

(写真説明)

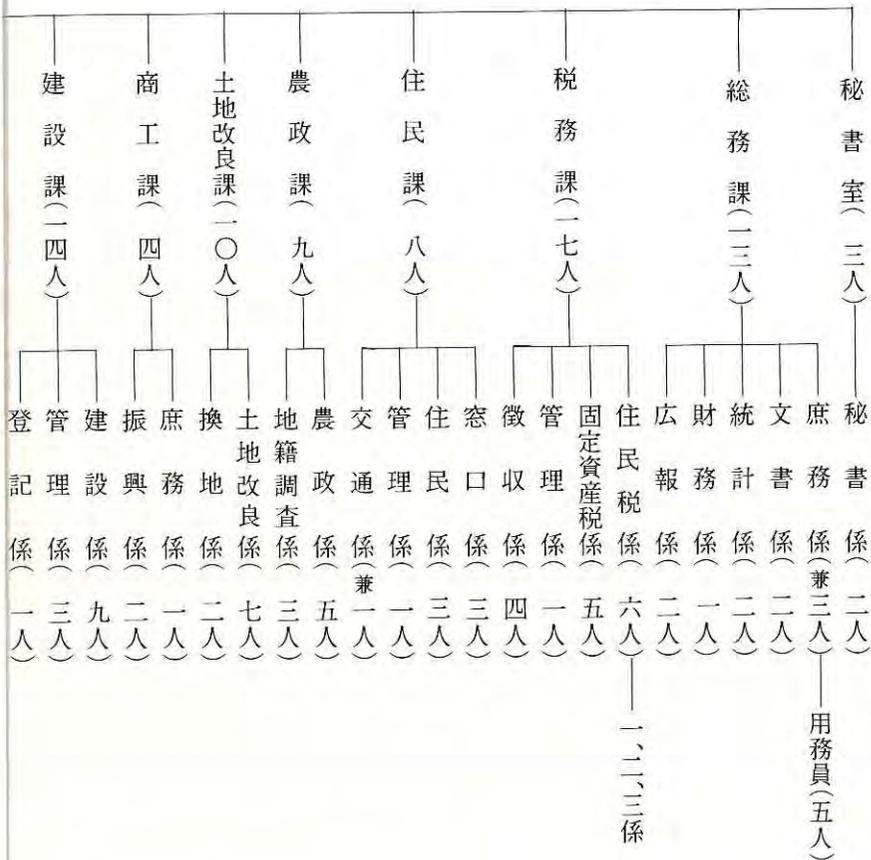
- ①妻沼町役場本庁舎
- ②農業センター
- ③教育委員会事務局
- ④西庁舎

これは、群馬飛行クラブ員野村秀男氏の御好意によってJ 18機に塔乗、昭和四十九年十一月二十二日午前十一時に撮影した。

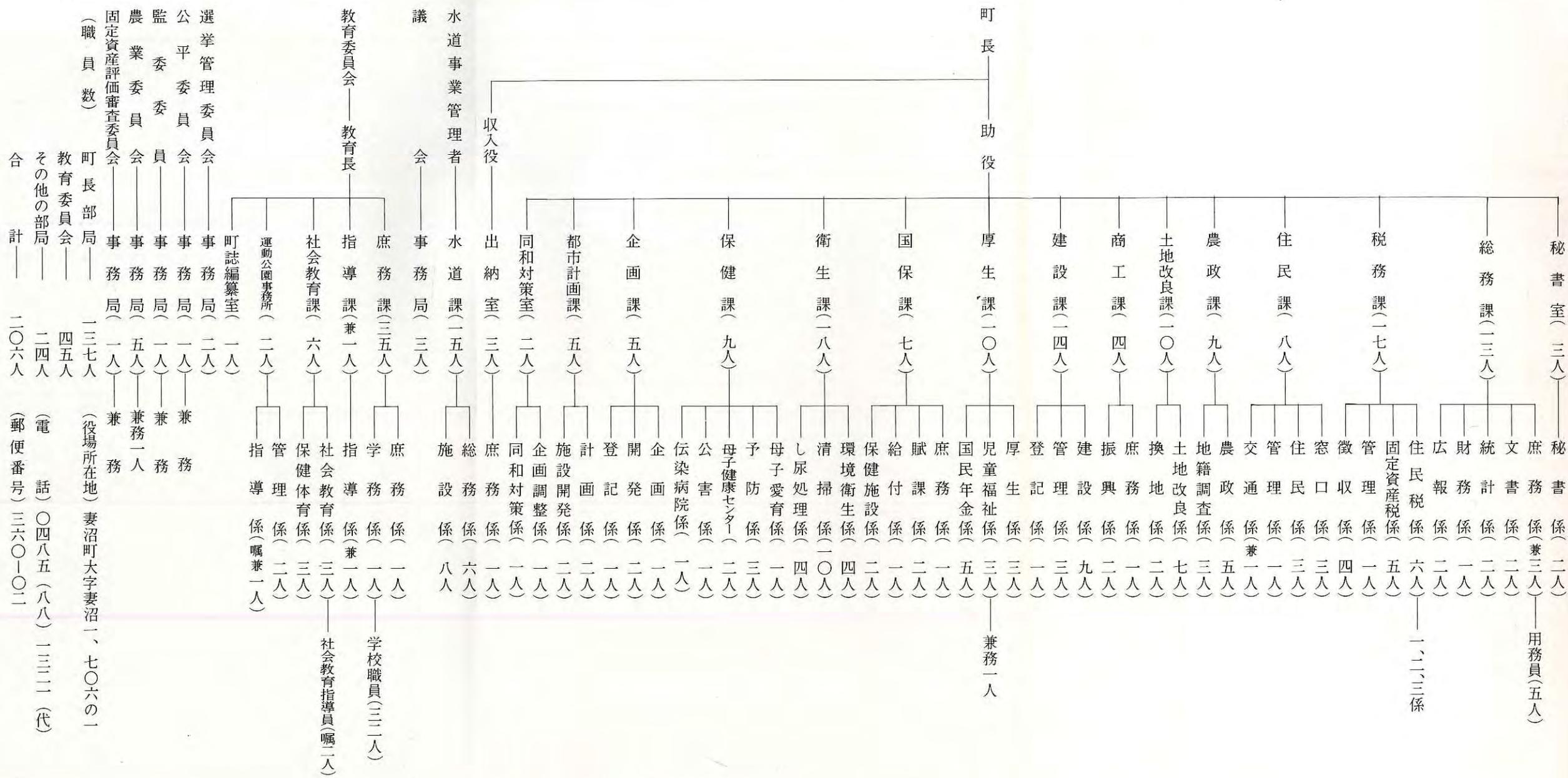


(妻沼町役場庁舎全景 49・11・22写す)

妻沼町行政機構図(昭和五十年十月末現在)



妻沼町行政機構図(昭和五十年十月末現在)



合 計 — 二〇六人 (郵便番号) 三六〇一〇二
 電話 〇四八五(八八)一三三二(代)
 (役場所在地) 妻沼町大字妻沼一、七〇六の一
 町長部局 — 一三七人 (兼務)
 教育委員会 — 四五人
 その他の部局 — 二四人
 選挙管理委員会 — 兼務
 公平委員会 — 兼務
 監委 — 兼務
 農業委員会 — 兼務一人
 固定資産評価審査委員会 — 兼務
 町長部局 — 兼務
 教育委員会 — 兼務
 庶務係(一人) — 学校職員(三二人)
 指導係(兼一人) — 社会教育指導員(嘱一人)
 社会教育係(三人) — 社会教育指導員(嘱一人)
 保健体育係(三人)
 管理係(二人)
 指導係(嘱兼一人)

第五節 財 政

行政執行の基本をなすものはいうまでもなく財政であるが、その基本理念とすべきことがらを地方財政法（昭和二十三年七月七日法律第九号をもつて公布、以来八十六回の改正が行われている）では次のように定めている。

地方財政法

（この法律の目的）

第一条 この法律は、地方公共団体の財政（以下地方財政という。）の運営、国の財政と地方財政との関係等に関する基本原則を定め、もつて地方財政の健全性を確保し、地方自治の發達に資することを目的とする。
（地方財政運営の基本）

第二条 地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやくも国の政策に反し、又は国の財政若くは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行つてはならない。

2 国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行つてはならない。

（予算の編成）

第三条 地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2 地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、經濟の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。

年度別妻沼町歳入歳出決算額

(妻沼町副収入役 野村佳郎調) (単位 円)

歳 入

年度	町 税	地方交付税	公営企業及 財産収入	分 担 金 及 負 担 金	使 用 料 及 手 数 料	国庫支出金	県 支 出 金	寄 付 金	繰 越 金	繰 入 金	雑 収 入	町 債				合 計
30	39,656,265	14,702,000	354,400	0	440,820	2,737,386	1,776,014	54,000	604,633	0	712,547	10,000,000				73,849,065
31	42,284,136	18,011,000	947,451	453,263	398,430	4,192,033	1,355,768	652,500	305,029	711,532	838,941	7,000,000				77,150,083
32	41,353,224	22,541,000	519,524	529,744	1,272,835	6,484,352	1,713,680	352,012	3,923	0	351,913	2,000,000				77,122,207
33	40,512,154	25,895,000	759,192	556,546	1,317,335	3,965,589	5,098,500	1,800,200	484,609	0	374,216	1,500,000				82,263,341
34	38,428,468	27,262,000	1,110,034	463,350	1,470,650	5,146,285	5,219,814	888,300	1,495,461	0	1,045,006	3,000,000				85,519,368
35	43,135,221	32,985,000	67,390	470,040	1,552,745	5,911,600	3,664,144	2,536,551	1,346,692	0	739,905	4,000,000				96,409,288
36	50,242,103	42,766,000	94,633	617,075	1,320,595	5,804,840	8,199,902	1,261,964	3,259,181	0	2,126,576	2,000,000				117,692,869
37	58,190,169	49,438,000	162,947	320,800	2,435,190	7,862,456	5,696,312	1,896,690	3,118,868	0	2,433,691	7,000,000				138,555,123
38	64,414,118	61,252,000	18,565,477	524,734	2,912,215	22,982,139	67,785,785	1,588,700	2,502,199	0	4,739,230	42,000,000				289,266,597
年度	町 税	地方譲与税	自動車取得 税 交付金	地方交付税	交 通 安 全 特 別 交 付 金	分 担 金 及 び 負 担 金	使 用 料 及 手 数 料	国庫支出金	県 支 出 金	財 産 収 入	寄 付 金	繰 入 金	繰 越 金	諸 収 入	町 債	合 計
39	72,135,809	0	0	74,131,000	0	586,916	3,133,270	27,163,471	15,556,551	6,372,942	6,610,215	0	3,047,701	3,355,625	47,100,000	259,193,500
40	83,851,586	0	0	76,433,000	0	655,046	4,245,070	21,564,710	12,275,300	36,921,479	5,539,940	0	3,773,947	3,394,536	37,600,000	286,254,614
41	89,539,346	(臨時特別交付金) 4,200,000	0	89,340,000	0	1,079,765	4,470,480	12,018,634	13,564,467	11,784,151	384,000	0	10,948,442	4,564,780	20,000,000	261,894,065
42	107,412,921	(臨時特別交付金) 1,235,000	0	107,451,000	0	899,664	5,292,120	31,352,046	23,201,213	9,101,211	645,000	0	10,548,337	5,349,068	38,100,000	340,587,580
43	123,396,276	0	7,904,000	124,843,000	355,000	2,136,616	6,013,830	19,804,060	83,512,321	644,346	846,172	0	21,847,467	5,351,937	16,900,000	413,555,025
44	141,550,312	0	12,977,000	168,151,000	337,000	2,329,495	5,637,360	35,799,087	43,862,394	230,546	3,071,000	0	21,695,751	6,724,862	37,600,000	479,965,807
45	172,132,551	0	15,591,000	223,148,000	251,000	6,124,045	7,629,260	30,139,197	46,760,448	19,166,688	3,903,600	0	28,662,993	7,851,112	31,800,000	593,159,894
46	225,371,168	2,185,000	13,654,000	266,201,000	341,000	79,316,215	8,877,389	48,967,196	100,110,001	11,753,568	4,692,000	0	28,094,460	8,340,518	263,600,000	1,061,503,515
47	250,707,007	9,516,000	16,284,000	336,176,000	901,000	39,740,000	10,586,220	47,785,297	66,964,128	1,272,451	3,609,000	17,000,000	26,480,209	23,486,114	125,800,000	976,307,996
48	308,798,021	10,122,000	17,329,000	403,767,000	1,491,000	52,985,265	13,118,390	105,181,007	67,767,484	49,979,586	3,271,000	23,152,000	37,808,721	17,866,282	180,600	1,293,236,756
49	482,972,301	17,825,000	24,225,000	492,740,000	1,592,000	73,451,140	16,328,778	122,272,010	105,782,453	66,286,175	4,511,000	47,924,777	900,673	20,127,950	192,000,000	1,668,939,257
50	489,904,611	20,598,000	31,024,000	461,665,000	1,922,000	65,914,685	22,950,894	123,431,022	195,302,753	10,728,175	28,430,025	0	2,010,270	30,815,503	123,400,000	1,608,096,938

全な運営をそこなうことがないようにならなければならない。
 以上のような法の精神に則り、また、この法律・施行令・施行規則に従って町でも条例・規則を制定し、不公平のないよう、課税基準をつくり、税収入、その他の歳入を算定して予算を組み、計画的に住民の要望する、あらゆる分野にわたる事業を推進しているのである。
 経済の成長にともない、町の財政規模も逐年増大してきていることは、次に掲出する合併以来の歳入歳出決算額を見れば明らかであるが、更にこれを町村制施行(明治二十二年)当時とくらべると、隔世の感がある。
 ちなみに、長井村の予算総額を年代の変化に従ってみると、まず、町村制施行時の明治二十二年(一八八九)には、一千四百九十一円十六銭四厘(銭・厘という単位があった。)であった。これが大正二年度(一九一三)になると、一万七百三十四円四十八銭七厘となり、昭和二年度(一九二七)には、二万二千九百四十六円となった。さらに昭和二十二年度(一九四七)になると、一百十五万九千一百三十一円、合併前の二十九年度(一九五四)には、一千三百八十四万一千七百七円にはねあがった。現在の感覚では驚くほどの数字ではないが、計数的に見るとかなりの高額になったということがわかる。次に、合併以来の妻沼町歳入歳出の決算額と、五十一年度の一般会計予算を掲出する。

歳 出

年度	1議会費	2役場費	3警察消防費	4土木費	5教育費	6社会及労働施設費	7保健衛生費	8産業経済費	9財産費	10統計調査費	11選挙費	12公債費	13諸支出金	14町債費	合計
30	1,640,030	17,612,445	2,513,427	4,220,270	16,202,821	1,294,677	2,666,015	6,564,149	625,026	105,840	417,626	542,209	17,362,349	1,777,152	73,544,036
31	1,185,296	14,879,128	2,361,424	4,260,970	13,580,841	1,978,694	2,736,760	6,055,797	512,219	64,595	242,912	8,753,705	20,533,819		77,146,160
32	1,234,677	18,652,967	3,573,885	8,776,627	14,326,996	1,899,535	3,276,514	7,466,525	170,014	29,065	64,767	4,179,983	11,697,388		76,637,598
33	1,676,672	19,206,820	6,783,554	8,467,507	14,889,405	2,260,345	3,800,284	11,528,249	615,894	36,865	534,336	4,803,306	6,164,643		80,767,880
34	1,706,400	17,484,059	8,214,073	6,158,694	15,963,071	2,526,665	3,353,756	11,220,505	1,356,374	205,907	641,569	5,138,932	10,202,671		84,172,676
35	2,272,402	20,402,430	6,052,739	6,506,054	30,194,974	2,980,008	3,898,931	8,093,404	1,155,837	308,582	930,608	3,410,623	6,943,515		93,150,107
36	3,038,606	26,104,225	7,263,667	12,199,874	21,853,805	4,326,699	10,313,371	16,293,480	3,860,753	50,790	351,105	3,215,476	5,702,150		114,574,001
37	4,195,718	34,919,776	8,810,115	10,068,545	40,367,791	4,462,069	8,187,254	11,564,964	1,102,208	58,600	776,975	4,081,193	7,457,716		136,052,924
38	4,410,354	40,813,987	6,671,142	13,463,026	112,261,035	5,409,843	7,407,387	60,612,577	284,531	89,710	2,322,676	5,891,430	26,581,198		286,218,896
年度	1議会費	2総務費	3民生費	4衛生費	5農林水産業費	6商工費	7土木費	8消防費	9教育費	10災害復旧費	11公債費	12諸支出金			合計
39	5,842,718	43,523,461	9,911,921	11,683,456	25,053,182	1,275,812	29,070,165	7,801,948	112,974,711	175,873	8,106,306	0			255,419,553
40	7,010,471	52,038,242	12,183,166	14,682,279	22,641,308	1,458,118	37,417,099	7,848,291	107,655,921	204,055	12,167,222	0			275,306,172
41	7,708,223	56,534,833	19,395,465	13,409,119	25,250,741	1,484,189	40,161,734	5,987,012	57,889,634	4,334,240	19,190,538	0			251,345,728
42	8,573,974	58,422,848	16,777,141	22,045,687	31,017,704	2,228,887	34,062,678	21,247,635	98,432,726	3,931,603	21,999,230	0			318,740,113
43	9,968,450	64,890,234	24,818,197	24,790,652	94,435,869	3,048,412	56,943,064	20,857,537	66,172,918	56,640	25,774,601	102,700			391,859,274
44	11,310,172	74,945,360	25,210,380	46,108,632	56,120,103	3,164,670	80,471,265	26,505,621	84,908,841	104,370	29,609,400	12,844,000			451,302,814
45	13,286,303	90,668,328	36,881,799	30,471,331	84,138,928	3,965,640	96,819,683	28,295,202	94,170,429	1,432,411	30,286,972	54,648,408			565,065,434
46	15,629,139	128,870,724	52,090,687	33,692,159	168,536,820	5,020,982	303,577,801	25,519,488	206,288,316	3,070,020	37,208,170	28,919,000			1,008,423,306
47	19,783,259	143,455,524	72,283,717	158,030,670	108,836,168	7,268,292	104,029,931	51,665,040	143,668,250	7,960	63,017,464	28,453,000			900,499,275
48	24,135,032	173,780,754	135,436,650	166,831,555	132,919,375	9,082,371	127,760,728	62,386,832	351,999,245	0	87,867,541	20,136,000			1,292,336,083
49	33,735,205	248,410,240	173,982,401	106,901,394	191,123,533	13,544,960	246,203,661	87,251,600	432,807,681	0	108,547,302	24,421,010			1,666,928,987
50	34,704,850	263,447,061	225,981,238	113,266,872	249,617,669	14,910,164	201,871,028	93,524,560	263,882,480	0	117,167,901	4,300,000			1,582,673,823

昭和51年度妻沼町歳入歳出一般会計予算(当初予算)

(歳入)

(歳出)

款	項	金額(千円)
1	町	486,547
1	町	244,693
2	町	169,462
3	町	9,860
4	町	36,290
5	町	20,610
6	町	1
7	町	5,631
2	地方	31,200
1	地方	21,400
2	地方	9,800
3	自動車取得税交付金	27,000
1	自動車取得税交付金	27,000
4	地方交付税	461,000
1	地方交付税	461,000
5	交通安全対策特別交付金	1,900
1	交通安全対策特別交付金	1,900
6	分担金及び負担金	37,556
1	農林水産業費分担金	23,420
2	負担金	14,136
7	使用料及び手数料	26,751
1	使用料	23,891
2	手数料	2,860
8	国庫支出金	127,592
1	国庫補助	107,854
2	国庫補助	10,848
3	国庫補助	8,890
9	県支出金	83,101
1	県負担	18,650
2	県補助	42,980
3	県委託	10,471
4	町村特別交付金	11,000
10	財産収入	79,319
1	財産運用収入	1,319
2	財産売却収入	78,000
11	寄附金	5,750
1	寄附金	5,750
12	繰入金	1
1	繰入金	1
13	繰越金	15,000
1	繰越金	15,000
14	諸収入	14,861
1	延滞金加算金及び過料	3
2	預金利息	2,000
3	受託事業収入	9,640
4	雑収入	3,218
15	町債	146,100
1	町債	146,100
歳	入	1,543,678

款	項	金額(千円)
1	議会	35,989
1	議会	35,989
2	総務	395,655
1	総務	292,658
2	徴収	67,619
3	戸籍住民基本台帳	24,562
4	戸籍住民基本台帳	9,984
5	選挙	627
6	選挙	205
3	民生	235,722
1	民生	111,257
2	児童	110,986
3	児童	13,429
4	災害	50
4	衛生	127,303
1	保健	65,430
2	清掃	61,873
5	農林	125,325
1	農林	125,325
6	商工	15,413
1	商工	15,413
7	土木	164,402
1	土木	25,569
2	道路	102,385
3	河川	4,212
4	都市	31,920
5	住宅	316
8	消防	94,104
1	消防	94,104
9	教育	202,623
1	教育	31,873
2	小中	84,505
3	中等	31,423
4	高等	3,714
5	分幼	633
6	幼稚	6,906
7	幼稚	21,962
8	保健	21,607
10	災害	230
1	災害	230
11	公債	141,895
1	公債	141,895
12	諸支出	1
1	普通財産取得	1
13	子備	5,016
1	子備	5,016
歳	出	1,543,678

第四章 治安・防災

第一節 治安取締りの推移

江戸時代における地方の治安維持、犯罪の取締りについては、幕府で定めた禁制を高札場に掲出して、これに違反した者は、それぞれの定めによって処罰するという方法と、五人組制度・慶安の御触書・土民仕置覚、その他の事項を厳守せしめることによって犯罪防止策とし、その取締り機関は、天領（幕府の直轄領）においては郡代・代官、旗本領は、その知行地に陣屋を置き、名主・組頭・百姓代を任命して村治にあたらせていた。藩領においては、町奉行・郡奉行・寺社奉行を置いて領内を統治していたが、飛地の領地もかなりあって、その取締りは困難をきたしていたようである。

関東地方の江戸幕府初期においては、以上のような組織をもって治安にあたっていたが、幕府の態勢もとのい、世の中もおちつきを見せたので、天領の郡代・代官、旗本は江戸に引きあげ、必要最少限の地域に代官所、あるいは陣屋が残されたのみで、代官所には手代以下数十人で天領を支配するようになった。

旗本領においては、名主・組頭・百姓代で治安・年貢収納・村普請等の村役を処理せしめ、とびとびの知行地を統轄するために、代官、あるいは割元名主と称する惣代名主を置いて支配の便を計っていたが、なかには近隣支配の代官所に統治を委任するところもあった。しかし幕府の権威がうすれ、社会秩序が乱れてくると、武力の弱い手代以下数十人では、領地の取締りも思うようにできなくなり、百姓一揆などがおこっても、これを阻止することはできなくなった。天領においてさえこのようでありさまであるから、領地が天領・旗本領、大名領というように入り組んでい

る関東地方においては、特に治安取締りは困難になった。加えて藩領で悪事を働らいた者でも、天領や旗本領へ逃げこんでしまえば、その藩の役人が踏みこんで逮捕するということができなかった。このようなことから、関東地方、特に利根川流域の地帯は、博徒・盗賊の巢となり、無宿者が長脇差を差し、大手をふって渡り歩くという、きわめて治安上好ましくない事象が現われたので、幕府では、江戸周辺の天領・私領の別なく踏み込んで、犯人を逮捕することのできる「火付盗賊改め役」を設置した。更に、文化二年（一八〇五）には、「関東取締出役」を置いて取締りを厳重にしたので、悪人達には恐れられ、一般の人達からは「八洲さま」といって畏敬された。

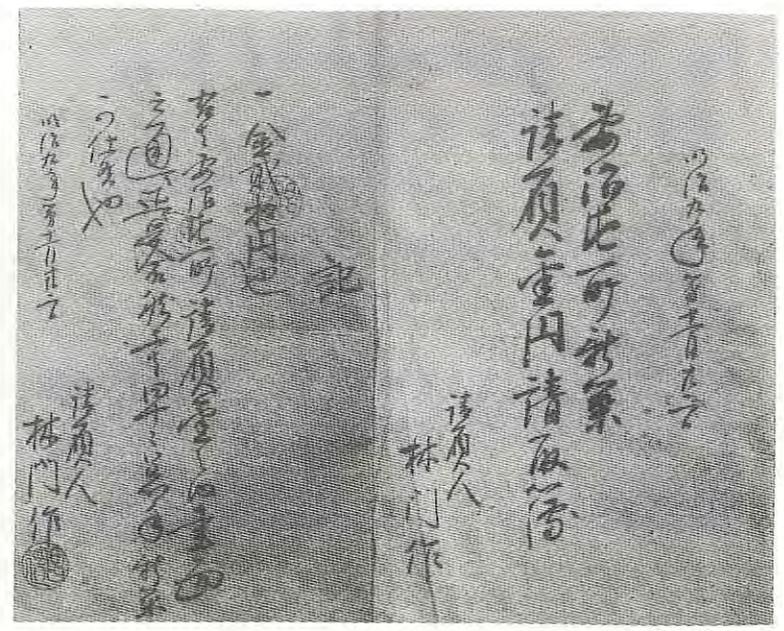
以上、幕政時代の治安取締りの機構と実態の要点を略記したが、慶応三年（一八六七）十月十四日、徳川幕府が大政を奉還したので、関東各地の天領・旗本領は新政府に上地された。

新政府は、慶応四年四月に政体書を公布し、地方制度を、府・県・藩の三治制をとり、府県は旧天領・旗本領・寺社領の地におき、大名領は藩として存続した。妻沼町内では忍領であった台・出来島・間々田・日向・弁財、弥藤吾の一部・善ヶ島の一部が忍藩として、明治二年（一八六九）六月の藩籍奉還まで続き、しかもこの時点では、旧藩主が藩知事という名称に変わったにすぎなかったが、明治四年に至って廢藩置縣を断行し、全国を三府七十二県として、知事は県令と改められた。そして政府は県治条例を公布し、地方制度の統一をはかったのである。

埼玉県では、警察事務を聴訟課で取扱い、その職務については、県治条例で次のように定めている。

「県内ノ訴訟ヲ審取シ其情ヲ尽シ長官ニ具陳シ及県ヲ監視シ罪人ヲ処置シ捕亡ヲ掌ル」……と。

明治六年六月十五日、妻沼地方の所屬していた入間県と群馬県が合併した熊谷県においては、県庁庶務課勸業掛で所管したのにはじまり、警視方、警視掛と改称され、この年熊谷出張所を設置し、明治八年熊谷警保出張所と改称された。このように機構がたびたび変更され、治安機関も次第に統一され、取締官吏も捕亡、捕丁、羅卒と変り、巡查



と称されるようになったのは明治九年で、警察署の名称は明治十年からである。

妻沼地方は、入間県時代には県庁の取締官や、その下役が管内の取締にあたり、熊谷県時代には、熊谷出張所の直轄であった。熊谷県が埼玉県に合併した明治九年、はじめて妻沼村仲宿に、警察第六出張所「熊谷」第二五妻沼屯所が設置され、以下記す「妻沼幹部派出所の沿革」のような経過をたどって、この地方の治安にあたってきたのである。

はからずも、戸長役場資料の中に、上掲の写真のような明治九年十一月二十二日付けで、工事請負人の林門作が提出した「妻沼屯所新築請負金円請取簿」に、

一、金貳拾円也

右は妻沼屯所請負金之内書面の通り正に受取候。然る上は早々着手、新築仕まつるべく候也……とあって、その発祥を裏付けている。場所はかつて寺門静軒が開設した私塾、「両宜塾」を踏襲した松本萬年が、漢方医の診療所として建造した家が戸長役場となっていたので、これと並んで建築したものである。現在その場所には仲町公民館が建てられ、そのおもかげをしのぶこともできなくなっている。

第二節 熊谷警察署妻沼幹部派出所の沿革

明治 九年二月 九日

第八大区幡羅郡妻沼村仲宿に、庁舎を新築して警察第六熊谷出張所、第二五屯所を開所した。

明治一〇年 二月 五日

第二五妻沼屯所を廃止、熊谷警察署妻沼分署と改める。管内二九ヶ村（現在の大字）定員は巡查六人。

明治一五年 八月一〇日

妻沼分署を廃止、熊谷警察署妻沼交番所と改める。

明治一九年 四月

庁舎を妻沼村大字妻沼一、四七六番地（現在の熊谷商工信用組合妻沼支店の位置）に新築移転。

庁舎は、南半分を妻沼村役場、北半分を警察が使用した。

明治一九年一〇月一五日

妻沼交番所を廃止、妻沼警察署に改め、独立昇格する。

明治二二年 三月一〇日

管轄は、町村制施行にともなう幡羅郡の行政組織区域となった。妻沼村、弥藤吾村、男沼村、太田村、長井村、秦村、奈良村、別府村、玉井村、三尻村、幡羅村、明戸村の十二カ村であった。

明治三三年一二月三一日

当時の定員は警部一、巡查二六、諸雇二、計一九人で、官吏一人あたり二〇〇四・二四人の割であった。

明治二九年一月二八日

妻沼警察を廃止、再び熊谷警察署妻沼分署と改める。管轄七カ村。

明治三〇年 四月一五日

当時の定員は警部一、巡查部長一、受持巡查七、予備巡查一。

明治三五年 六月 一日

妻沼分署を廃止、熊谷警察署妻沼巡查部長派出所と改める。

大正一二年 四月一九日

熊谷警察署の庁舎改築にともない、旧庁舎を二千二百円で買取解体し、妻沼町大字妻沼一四七九番地の四（現庁舎の位置）へ移築
工事をはじめ。

大正一二年 七月一八日

庁舎落成（上掲の写真）町役場と併設の庁舎より移転・独立。

大正一二年 九月 五日

秋田県の青年戸森友次郎（21歳）韓国人と間違いられて惨殺さる。

大正一三年 一月一八日

妻沼巡查部長派出所を廃止、妻沼警部補派出所に改め昇格する。

監督区域は、妻沼町、太田村、男沼村、秦村、長井村、奈良村の一町五カ村で、それぞれ巡查駐在所を設置した。

昭和三年 三月 七日



(妻沼町警察を管理した
公安委員会の焼印)



警察法施行により、妻沼警部補派出所を廃止、自治体警察、妻沼町警察署が開設され、妻沼町公安委員会管理のもとに、妻沼町（妻沼・弥藤吾）を管轄区域として治安維持にあたった。定員は警部補署長一、巡查部長二、内勤巡查四（刑事二、警備一、庶務二）外勤駐在巡查三（妻沼第一駐在所、妻沼第二駐在所、弥藤吾巡查駐在所）雇員一、男沼、太田、長井、秦、奈良の各村巡查駐在所は、国家地方警察熊谷地区警察管内となり、大字西野一一番地内に、長井巡查部長派出所を設置し、各駐在所を監督した。

昭和二五年 一月二五日

町警察警部補署長は、警部署長に昇格した。

昭和二六年一〇月 一日

警察法の一部改正により、自治体警察妻沼町警察署を廃止、国家地方警察熊谷地区警察署に編入され、同署警部派出所と改める。妻沼第一・第二、弥藤吾の巡查駐在所を廃止、派出所所在地第一区、第二区と改める。

長井巡查部長派出所を廃止、監督区域の駐在所を、妻沼警部派出所に編入する。

昭和二九年 七月 一日

警察法が全面的に改正され、警察組織機構の単位が都道府県となり、国警、自治警を廃止、埼玉県熊谷警察署妻沼警部派出所と改め、監督区域は一町五カ村となる。

定員は、警部所長一、巡查部長一（取調主任）内勤巡查三（刑事二、警備一）派出所所在地（妻沼町）巡查二、駐在巡查七、（男沼第一・第二、太田、長井第一・第二、秦、奈良各駐在所）。
事務吏員一（内勤庶務係）計十三人。

昭和三〇年 一月一五日

警部補が派出所長となる。

昭和三四年 四月 一日

内勤巡查一（庶務係）を置く。

昭和三五年 四月 一日

妻沼警部派出所を廃止、妻沼警部補派出所と改め、巡查部長一、内勤巡查二人減となる。

定員は、警部補所長一、内勤巡查一（庶務係）外勤巡查七（派出所所在地二、男沼第一・第二、太田、長井、秦駐在所各一）計九人、奈良駐在所は本署直轄となる。

昭和三六年 七月二八日

妻沼警部補派出所の新庁舎（鉄筋コンクリート平屋建、九五㎡）落成（上部掲出の写真は、この時作成した銅板の標識）

昭和四〇年 六月 一日

公安委員会規則改正により、警部補派出所の名称を、妻沼幹部派出所と改める。

昭和四二年 四月 一日

男沼第二駐在所廃止、受持区を所管区第一区に編入し、敷地、建物を町へ返還する。

昭和四五年 四月 一日

監督区域の男沼、太田、長井、秦の各駐在所を廃止、派出所所管区に編入、以前の二区を併合して六区となる。

旧駐在所を連絡派出所と改める。



昭和四七年 四月 一日

男沼連絡所を廃止、敷地、建物を妻沼町へ返還する。

昭和四八年 七月 一日

太田連絡派出所を廃止、敷地、建物を妻沼町へ返還する。

昭和四九年 四月 一日

定員、警部補一、巡查部長二、巡查長二、巡查一、計七人。

(付記)

治安・防災の第一節と第二節は、警察にかかわる事項なので現職警察官による執筆が望ましいと思ったところ、ご交誼をいただいている、熊谷警察署妻沼幹部派出所勤務の、佐藤繁巡查長が快諾され、休日をさいて執筆されたもので、氏の労苦をねぎらい、誌上より感謝の意を表する次第である。



(昭和36年に新築の現熊谷警察署妻沼幹部派出所)

第三節 消防

消防の組織化をみたのは、明暦三年(一六五七)一月十九日、江戸の町民十万余人が焼死し、江戸城本丸まで焼失するという、世に振袖火事といわれる大火があり、火防の必要なることを痛感した徳川幕府は、翌万治元年九月、江戸城廓内の消防に従事する「定火消役」を置いた。これが官設消防の起源である。

だが、これは江戸城を火災から護るためのものであって、木材と紙で出来ている家屋は、ちよつとした火の不注意から火災につながるが多かった。そこで幕府は、延宝六年(一六七八)一月、失火者は斬罪、その名主・五人組は入牢という厳罰を課し、火の元用心の徹底を期した。

現在、正徳元年(一七一)に掲示された高札(下の写真)には次のようなことが記されている。(通読文体として紹介する。)

定

一、火を付けるものを知らば、早々申し出ずべし。もしかくし置くにおいて、その罪重かるべし。たとえ同類たりというとも申し出るにおいては、その罪をゆるされ、急度御褒美下さるべき事。



(火付け等罰則の高札～間々田 青木克公家蔵)

- 一、火を付けるものを見付ければこれを捕へ、早々申し出ずべし、見のがしにすべからざる事
- 一、あやしきものあらばせんきくをとげて、早々御代官・地頭へ、右つれ来るべき事
- 一、火事の節、鑓・長刀・刀・脇差等、ぬき身にすべからざる事
- 一、火事場、その外いづれの所にも、金銀諸色ひろいたれば、御代官・地頭へ持参すべし。

もし隠し置き、他所よりあらわれ候においては、その罪重かるべし、たとえ同類たりというとも、申し出ること。その罪をゆるされ、御褒美下さるべき事。

右の条々これを相守り、もし相背くに於ては、罪科行なわるべきものなり

正徳元年五月 日

奉行

なお、元禄十一年(一六九八)妻沼村名主藤左衛門が書きあげた「知行所諸法度書」の中に、

一、火事用心の儀、前々仰せ出され候御条目の通り堅く相守り、昼夜によらず申し付くべく候。

自然火事出来仕り候はば、火消道具を持ち、いづれも早々火元へかけつけ、消し申すべき事。

以上のように記されているので、五人組を中心として、近郷全体の力で消火にあたる仕組になっていたのである。

享保元年(一七一六)八月、紀洲藩主徳川吉宗が、徳川幕府八代將軍となり、翌二年二月、大岡越前守忠相を江戸町奉行に任命した。忠相は名奉行として、今日なおテレビのブラウンカンを通して、さまざまな説話が紹介されているが、江戸城を中心とした火消だけでは、大都市化しつつある江戸の、場末の火消までは手がまわらないので、往々にして大火になる場合があったので、將軍にこの方策について進言した。かくして幕府では、享保三年「万石以上の輩四方に分ち、火災の時には消防の工夫を出すべし」と命じた、これが「近所火消」の起因であるが、更にこの年の十二月には「町火消」の制度を定めた。この町火消は、火消の区域を組合絵図によって分類し、いろは四十七組を編成した。これ以前各大名が義務付けられて設置した「大名火消」があり、この内に、方角火消・所々火消があった。

「火事と喧嘩は江戸の華」などと不謹慎なことはをつかって、それぞれ所轄の者が功を争って巻き起す喧嘩を語るまくらことばとしたり、火事、それにとまなう喧嘩が多かった。

安政二年(一八五五)十月の地震から翌年四月までの七カ月間に、二百六十四度の喧嘩があり、これに参加した者の記帳数二千七百五人余という記録が残っている。が、江戸では組織化された火消機関が、公的な定めによって出来ていたのであるが、妻沼地方のように、天領、大名領、旗本の知行地というように細分化されたところでは、なかなか組織的な火消機関はできなかった。従って、「火事出来仕り候はば：云々」式によっていたのである。

そのうちに江戸の火消組織が地方にも伝えられ、幕府の奨励もあって、各部落の若衆をもつて「義勇消防隊」が逐次組織されていった。

慶応三年(一八六七)十月十四日、十五代將軍徳川慶喜が大政を奉還し、王政復古を内外に宣言、翌四年九月、明治と改元し、翌十月に江戸城を皇居と定め、明治の新政はその緒にいたのである。そして明治三年九月、東京に消防局が設置され、火消組織を管掌することになったが、翌四年八月、この消防局は廃止されて、消防事務は司法省警察寮に隸属した。その後、明治七年一月十五日、東京に警視庁が設置され、この下に統制された。



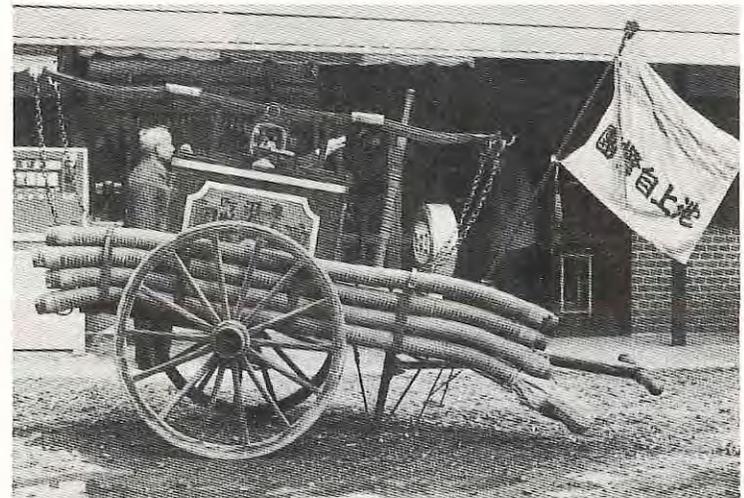
鉄骨の火の見櫓(上根)

明治八年三月、大政官達第二十九号によって、出火場における警察官の執務の心得が、次のように規定された。

「出火ノ節ハ巡查出火ノ合図ヲナシ、一般ニ知ラシム。且、焼失ニ懼ル家ハ、其ノ家ヲ助ケ、消防ノ事モ勤ムベシ。消防人、スデニ集マルニ至レバ、勉メテ乱雜及ビ窃盜ヲ防グ事ニ注意スベシ」
 「同断ノ節、第一ニ其ノ人ヲ救出シ、次ニ書類・金貨等ヲ出スベシ、又、官庁其ノ他区長等ノ宅ハ、文書第一ニ取り出スベシ」と
 明治二十七年（一八九四）二月九日、勅令第十五号をもって消防組規則が制定發布され、翌十日には、内務省令第一号をもって消防組規則施行概則が制定され、県の段階では、明治二十年十二月、県令第五七号で、消防組規則施行細則を制定發布し、消防制度は形式的に整ったのである。しかしこの消防組の内容が充実するのは、大正時代をまたなければならぬ。

大正時代に入ると、部隊の訓練とか、器具の新調、器具の取扱方法、鉄骨の火の見櫓（かみかど）の建設、或は貯水池の設置等、各消防組は競って火災警防の完璧を期する反面、規律を尚ぶ美風も培かっていった。

妻沼地方では、「長井消防組」をはじめとして次表（消防発達史Ⅱ昭和八年、消防発達史刊行協会発行による。）の通り設置されているが、詳細の記録は残っていない。



（池之上自警団の手押ポンプ）

各消防組設置時・編成及び役員一覧表（昭和七年十一月現在）

長井消防組 明治二十九年五月三十一日設置、組頭一、部長八、小頭二六、消防手三〇三、計三三八名

組頭	第一部長	第二部長	第三部長	第四部長	第五部長	第六部長	第七部長	第八部長
大熊哲郎	奈良原近三	内田親徳	福島一郎	新井武一	戸井田作次郎	森田増吉	松本鉞一	塚田亀吉
	小頭 田部井芳太郎	〃 内田彦太郎	〃 稲村伝太郎	〃 須永実郎	〃 坂田伝次郎	〃 森金一郎	〃 松本新衛	〃 藤井義一
	長島六合雄	内田米吉	関口助義	木村仲次郎	小林豊吉	大熊二三	石原兵衛	左木長太郎
	成塚恒三郎	原口友次郎	尾沢清作	須田愛次郎	須田愛次郎	青木六弥	青木勇治	
	大熊五郎		綾川長十郎	噴木盛重				

秦 消防組 明治四十五年四月十二日設置、組頭一、部長六、小頭二四、消防手二四五、計二七六名

組頭	第一部長	第二部長	第三部長	第四部長	第五部長
荻野太市	江利川政吉	木村英太郎	増田清六	江利川六太郎	斎藤嘉十郎
	小頭 森甚太郎	〃 斎藤兵三郎	〃 増田氣武	〃 菊地章一	〃 荻野喜平次
	鈴木悟三郎	卷川鍋十郎	増田良吉	長島治好	荻野博
	石川喜和藏	弓地伝次郎	谷津茂作	加藤通憲	清水重雄
	福田福長	木島金市	増田雅之	尾崎豊一郎	斎藤英介
	舞原角三郎		江森錦一郎		

第六部長 小峯 哲太郎 小頭 筑井 富八 石井 彦三郎

男沼消防組 明治四十五年四月十九日設置、組頭一、副組頭一、部長七、小頭二、消防手二四四、計二七四名

組頭 青木 治一郎 副組頭 野村 周一郎

第一部長 田野 宗吉 小頭 高柳 平作 飛田 茂一 親松 寅吉

第二部長 高橋 敏 田沼 芳五郎 横塚 茂十郎 岡村 元次郎

第三部長 松村 泰 関根 竜吉 佐藤 類次 栗原 春

第四部長 青木 正己 福島 福英 石川 三十郎 小林 英

第五部長 小林 繁 小林 好治 小林 順一 小林 賢 北島 賀平次 小林 直作

第六部長 赤石 六三郎 田中 章朝 赤石 道次 野村 清治

第七部長 赤石 忠吾 梶塚 福次郎

太田消防組 明治四十五年五月二四日設置、組頭一、部長八、小頭三〇、消防手三四一、計三八〇名

組頭 大谷 一

第一部長 荻原 弥市 小頭 荻原啓次郎 堀江忠次郎 荻原 文弥 尾島 豊作 塚越 保司

第二部長 田沼 武正 大鷲 国男 江黒勝次郎 大島 熊次 岩松亥之吉 渡辺 吉之亮

第三部長 鈴木 長十郎 前原 奎平 稲村 実 栗原 長治

第四部長 原口 香 岩崎 栄一 三間 護

第五部長 秋山 昇 黒沢 寅次 中島 政一 福島 源三郎

第六部長 新井 棟義 森 房次郎 吉田 半七 関田 暢 小川 新三郎

第七部長 新井 長一郎 根岸 伝作 長島 友次郎 笹井 初雄 馬場 邪知雄

第八部長 柴崎 永一 小頭 川田 弼英 矢島 喜七
小林 光広 増田 金作

妻沼消防組 大正六年一月三十日設置、組頭一、部長八、小頭二、消防手三三二、計三六一名

組頭 須藤 萬吉

第一部長 堀越 金吾郎 小頭 三沢 常吉 長谷川 丑五郎

第二部長 林 幸司 小池 恒三郎 内田 文三郎 榎本 金一郎 小林 一作

第三部長 井田 賢次 堀越 銀太郎 清水 知次 青木 将英

第四部長 大谷 守司 小林 嘉子吉 薩田 貞次郎 佐藤 浅次郎

第五部長 根岸 政五郎 林 紋弥 中川 英治 田島 幸作

第六部長 橋本 彦四郎 金子 浅吉 松本 吉 内田 芳喜

第七部長 長谷川 熊吉 栗田 藤次 木村 幹一 石井 貞一

第八部長 篠崎 覚三 田島 英治

昭和二年（一九二七）七月十四日、東京木挽町歌舞伎座に於て「大日本消防協会」発会式が盛大に行なわれた。

当日は全国の消防組員一三三九名、官吏三二四名、来賓として田中義一首相をはじめ四一六名計二〇五九名を算した。ここに、内務大臣鈴木喜三郎を会長とした、全国的な組織となり、その組員は、社会公共のために尽力する中堅層として官民より期待されるように成長していった。そして歳月が流れ、昭和十四年（一九三九）四月一日、警防団令が公布され、消防組と自主的に設置されていた防護団とを統合し、警防団を設置するに至ったのである。

各村の消防組が設置されたのは前表のとおりであるが、妻沼町誌（昭和三年刊）には、「前略：明治二十七年五月県令第十六号を以て消防組規則施行細則を定め部長制となり…中略：大正六年七月妻沼弥藤吾両村消防組を合併し、妻沼消防組を組織し今日に至れり」とある。なお、妻沼の組頭は明治二十七年、三沢辰三郎、三十六年より鈴木謙十郎、四十二年より関口茂十郎、弥藤吾の組頭は大正六年まで井田諄。以下表によって紹介することにする。

消防組設置以来各村の組頭、警防・消防団長

妻沼		男沼		太田		長井		秦	
氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所
関口茂十郎	妻沼	原口徳太郎	出来島	大谷一	上江袋	宮本文光	西野	荻野太一	俵瀬
岡田秀太郎	弥藤吾	青木治一郎	間々田	坂上増十郎	永井太田	内田義行	江波	江利川政吉	葛和田
栗田三千正	〃	荻原源太郎	出来島	新井長一郎	上江袋	大熊哲郎	西城	森甚太郎	〃
須藤萬吉	妻沼	飛田茂一	男沼	原口香	飯塚	坂田傳治	上須戸	斎藤軍治	〃
鈴木豊吉	〃	荻原一好	台沼	掛川甚一郎	永井太田	松本鉞一	田島	船田祥一	日向
渡辺光長	弥藤吾	小林勘市	小島	秋山録郎	原井	青木孫七	西城	常見富雄	俵瀬
田部井一郎	妻沼	〃	〃	黒沢武夫	飯塚	長島郁太郎	上根	長井義治	葛和田
細田晴夫	弥藤吾	〃	〃	〃	〃	戸井田福一	上須戸	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	野口茂	八ツ口	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	塚田春義	西野	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	大鷲嘉一	善ヶ島	〃	〃

昭和十六年十二月八日、米英に対して宣戦を布告し、大平洋戦争へ突入、緒戦のうちこそ連戦連勝、行くところ敵なき勢いであったが、翌十七年七月、ミッドウエーの海戦において日本海軍はその勢力の大半を失うという敗戦、以来アツ島は占領され、翌八月にはガダルカナル島にもアメリカ軍は上陸、翌十八年二月には日本軍は撤退、国土を空襲されるに至って、警防団の活動も多忙をきわめるに至ったが、青年層は軍隊に動員されて、団員は次第に老齢化して行った。そして昭和二十年八月十五日、悪夢のような戦争に終止符がうたれ、物資の不足からくる闇値にあえぎながらも、とにかく生きる前途に望みをたくし、復興への足場をかため、それからの日本人は「民主主義」の本質を理解すると否にかかわらず、口を開けば「民主主義」と言い、ペンをとれば「民主主義」と書くようになった。事実、諸事民主化への改革が行なわれ、警防団も、昭和二十二年十月六日、消防団令の公布によって「消防団」と改称され、新しい方向へ第一歩を踏み出したのである。

昭和三十年一月一日、町村合併促進法（昭和二十八年法律第二五八号）によって合併した町村の消防団は、とりあえず合併前の町村条例によって運営されたが、三月三十一日には、妻沼町消防団条例を制定新発足をみたのである。

この時の編成は、団長一、副団長一、分団長五、副分団長五、部長三七、班長四八、消防員六九一、計七八八名。その後、昭和三十七年七月一日、群馬県太田市、大泉町、尾島町、熊谷市、深谷市、行田市、南河原村と消防相互応援協定を締結し、一朝有事の際は、可急的速かに、しかも被害を最少限に防止する策がとられた。くだつて昭和四十二年三月三十日、妻沼町消防本部設置条例を制定し、同年十二月五日、妻沼町消防本部、署を開設した。ここにおいて常勤の消防職員十五名、その他の職員三名の配置を見、実動車両も、消防ポンプ自動車B級一台、水槽付消防ポンプ自動車一台、救急自動車一台、調査用バイク一台、器具としては、超短波消防用無線基地局一、移動局三、気象観測器具一式、庁舎内一斉放送設備を設置して、緊急時に即応できる体制をととのえたのである。

また、消防団も、かつては鉄輪車両の手押消防ポンプから可搬ポンプとなり、更に各分団（旧町村単位で構成）にも

自動車ポンプが配置されたので、昭和四十四年九月十二日、妻沼町消防団条例は全部改正され、団員定数は一三三名と、合併時の定数の五分の一にもみたくない数になったのである。

さて、消防の常備化もなった、地区ごとの消防力も強化された。だが、火災はなくなるならない。ちょっとした不注意から火災をひきおこす例があとをたさない。妻沼町消防条例が全面的に改正された翌四十五年の火災件数を見たところ、建物（専用住宅・併用住宅・作業場等）十二件、車両三件、林野（野火）三件、その他（わら荷、怪煙等）十件、計二十八件が記録されている。

原因は、タバコ七、取灰の不仕末七、火遊び一、コタツ一、火の使用時の不注意一、残り火三、たき火一、電気関係一、放火の疑一、風呂釜一、怪煙二、不明二となっている。

時間は、一時三、三時一、四時三、八時一、一〇時三、一一時一、一二時二、一三時二、一四時一、一六時二、一七時二、一八時五、二〇時一、二三時一と、午後六時が一番多く、ついで夜明の四時となっている。

消防の常備化、広域化という時代の趨勢にともない、熊谷市を中心とした、熊谷地区消防組合が、昭和四十七年四月一日に設立された。消防組織・消防配置・消防通信系統等は次表の通りである。

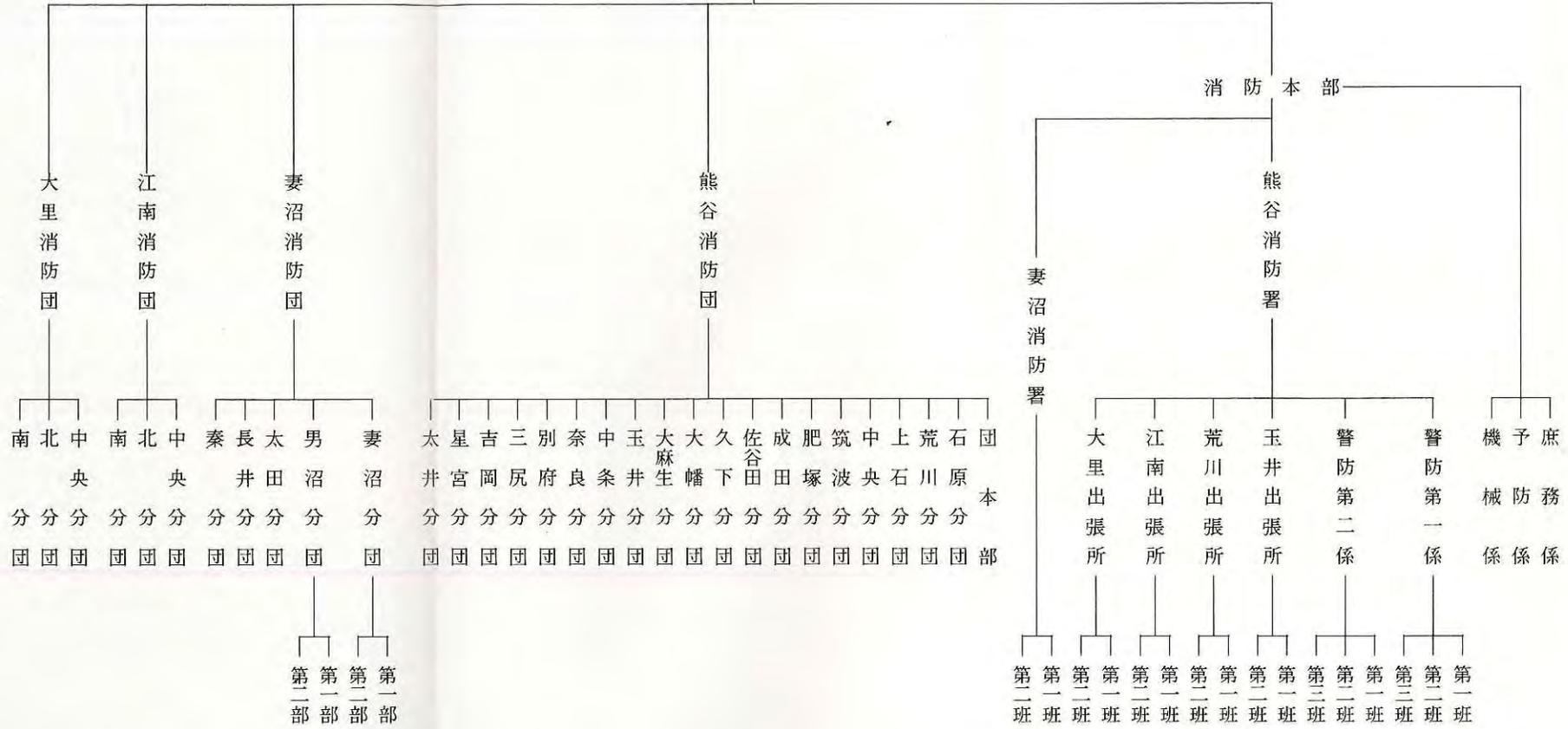
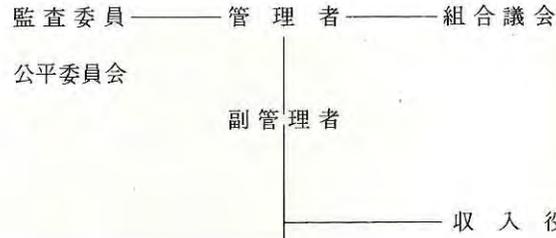


（妻沼消防署庁舎全景）

消 防 組 織 表

構成団体 熊谷市・妻沼町・江南村・大里村
 面積 159.70km²
 世帯数 43,243世帯
 人口 163,734人

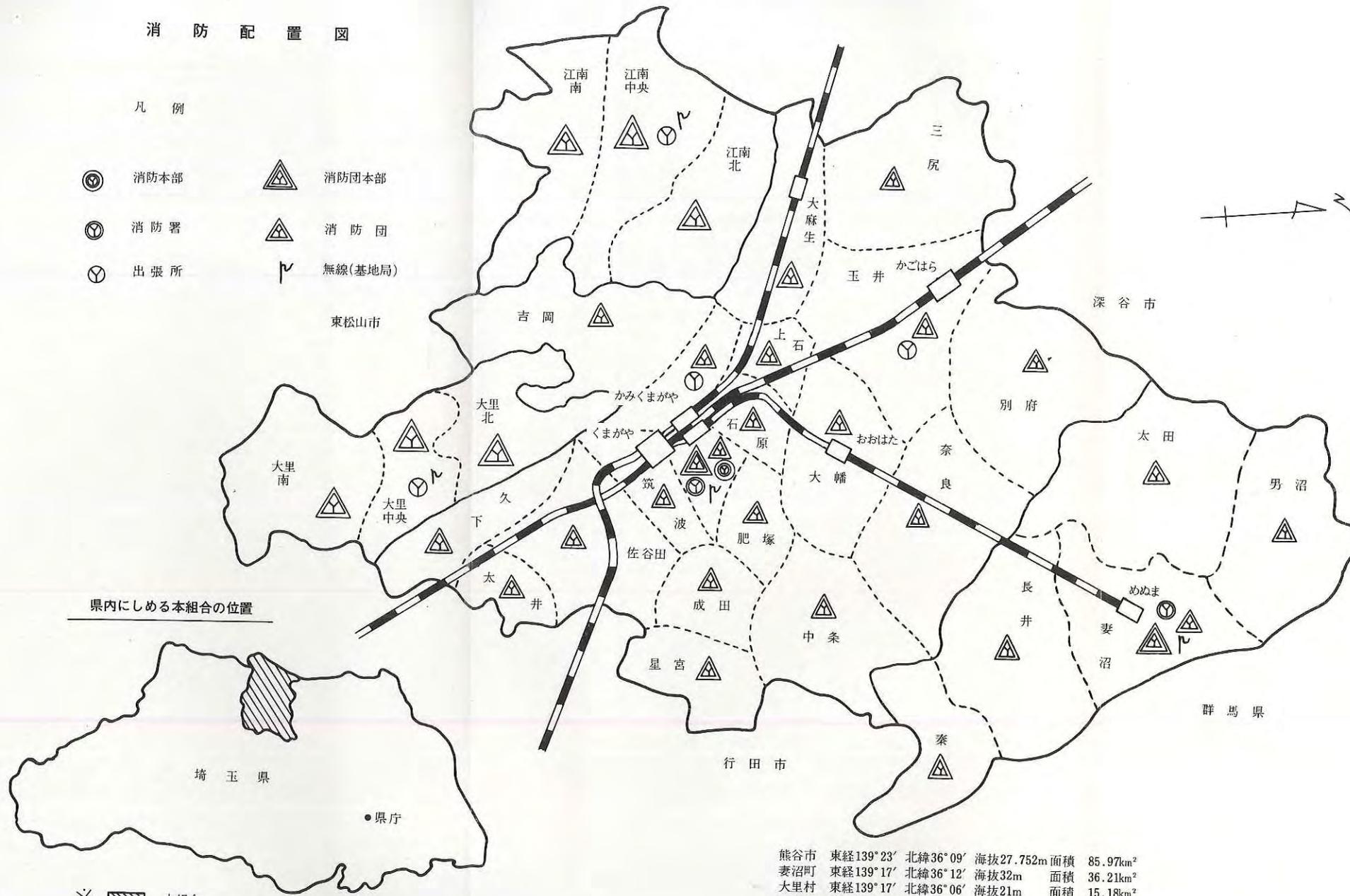
(昭和48年4月1日現在)



消防配置図

凡例

- ◎ 消防本部
- ◎ 消防署
- ◎ 出張所
- △ 消防団本部
- △ 消防団
- ㄗ 無線(基地局)



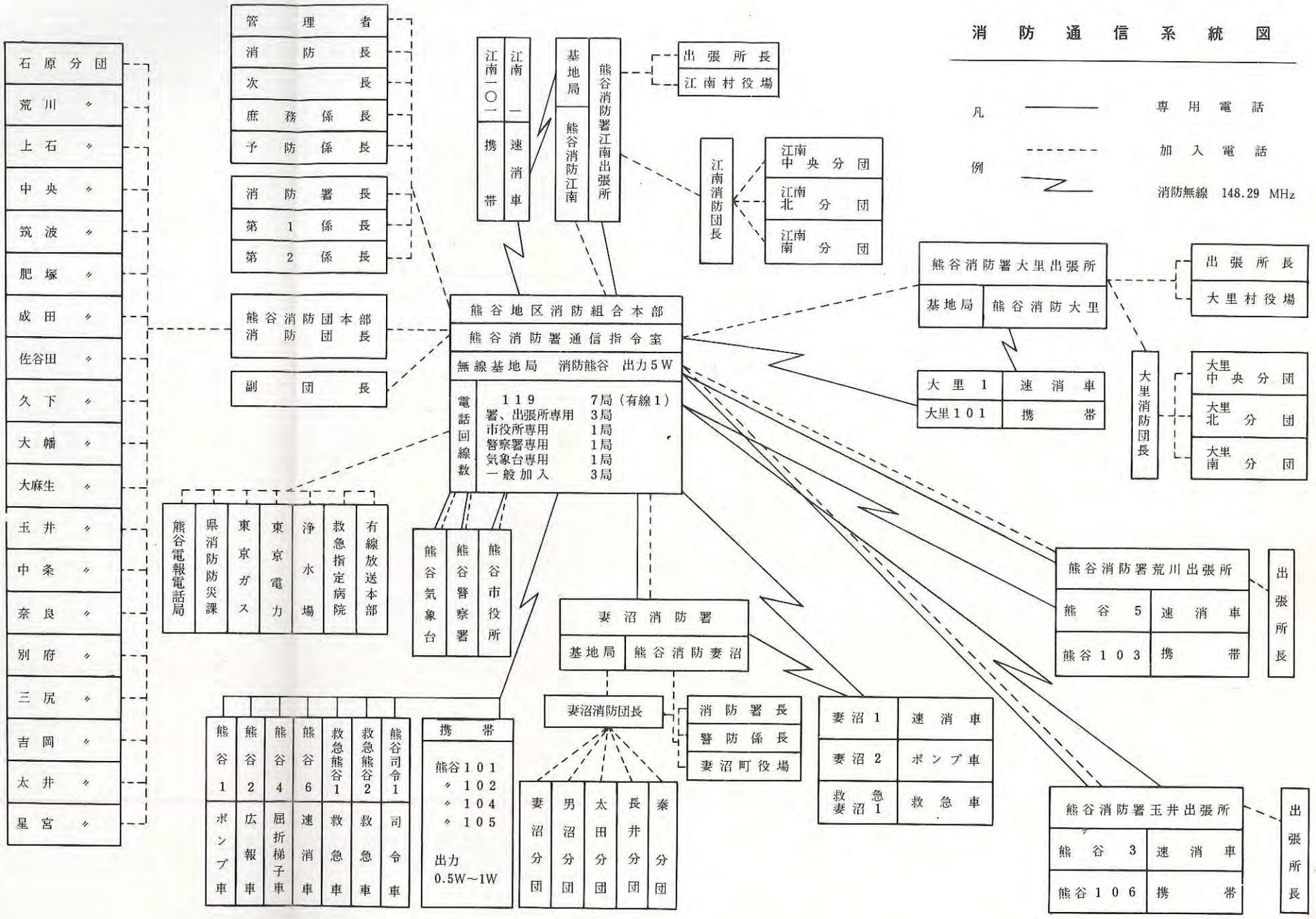
熊谷市	東経139°23'	北緯36°09'	海拔27.752m	面積	85.97km ²
妻沼町	東経139°17'	北緯36°12'	海拔32m	面積	36.21km ²
大里村	東経139°17'	北緯36°06'	海拔21m	面積	15.18km ²
江南村	東経139°20'	北緯36°07'	海拔71m	面積	22.34km ²
				合計面積	159.70km ²

県内にしめる本組合の位置

※ 本組合

消防通信系統圖

凡 ——— 専用電話
 - - - - - 加入電話
 例 ⚡ 消防無線 148.29 MHz



第四節 防 災

「天災は忘れたころにやって来る。」ということばがあるが、利根川の流域にある地域では、利根川の氾濫による洪水災害がしばしばあり、このため政府では利根川の治水事業として、明治三十三年（一九〇〇）に利根河身の改修工事を計画し、下流より逐次改修工事に着手することになった。以来三十一年の歳月と、六千三百余万円の工費を費して、昭和六年、全川改修工事を完了した。この、治水工事が完了して以来、数度の暴風雨、または大雨によって、利根川の増水を見ることはあったが、利根堤防の決壊による洪水に見まわれるということはなかった。

ところが、敗戦の傷まだいぬ昭和二十二年（一九四七）九月に来襲したカスリーン台風のともなう大雨によって栗橋付近（当時の東村地内）で破堤した。この時の流量は、毎秒一万七千 m^3 といわれ、利根川の高水位は、八斗島で五・二八 m （十五日午後八時）栗橋で一七 m （十六日〇時二十分）を示した。ここにおいて利根川堤防の拡張工事的必要性が説かれるようになったのであるが、妻沼町地先では、昭和二十八年五月、男沼地区の地先から拡張工事はじめられ、昭和三十八年十月、秦地区地先まで完成を見たのである。

この、治水工事で、上流地帯のダム建設によって、堤防決壊による出水はまずあるまいと思われた。ところが、東京都内の水道源が不足となり、行田市須加地先から対岸の群馬県邑楽郡千代田村上中森地先間の利根川を堰止め、武蔵水路を設置したことによって、武蔵大橋より上流地帯の利根堤防の補強が必要となり、下流地帯から逐次工事が進められている。このように、利根堤防の決壊による洪水防止に万全を期す反面、湛水という被害もまた農民経済をゆるがす災害のひとつである。特に福川の下流地帯にある秦地区は、水場としての宿命に泣かされていた。

すでに述べたように秦地区は、大正二年（一九一三）はじめて利根川の堤防が全線築堤されたが、中条堤との接続

によって袋状を呈する地域となり、上流地域の悪水が、めぐりめぐって福川、備前渠、更には妻沼、長井両地区の悪水路である道閑堀の水が、すべて秦地区に押しよせるので「蛙が小便しても水が出る」という諺が生れたほどである。従って、福川改修工事とあいまって、上流地帯の菱川、上唐沢川、下唐沢川、丈方川の改修は、秦地区民にとって死活の問題であった。たまたま明治四十三年、別項で述べるような、古今未曾有という大洪水を機に、政府では前記のように利根河身の改修工事を進めていたが、更に強固な改修を断行した。また、県では、大小河川の改修によって洪水・湛水禍から県民を守るために、大正十年（一九二一）福川の改修工事が計画された。

専門誌ではないので、詳細のことがらは割愛するが、この時点の計画は関係地域住民の猛反対にあり、計画変更のやむなきに至り、翌十一年、計画変更の案が県会に提出され、工事は地元の上で施行するという事で可決された。が、改修工事施行にあたって、多くの潰地が出る地域の反対にあり、以来八年間、県下の政争に発展したばかりでなく、殺人、強訴、直訴不敬事件、役場襲撃、堤防決壊事件等々、幾多の不祥事がくりかえされ、県政の癌とまでいわれていたが、関係係官のたゆまざる説得が効を奏し、地域代表者の協力もあって、昭和三年十月二十六日工事に着手した。かくして唐沢川放水路と、福川改修工事は、足かけ五か年の歳月と、百七十二万円の経費をもって完成。湿地地帯も二毛作田となり、何よりもこの改修工事後、別章記載の通り、秦地区においては多くの新田を開発、福川改修工事が謳歌されるに至った。しかし、歳月の流れにしたがって、まだ改修しなければならぬ点が指摘された。というのは、現寄居町地内の鐘撞堂山に源を發する水は、櫛挽ヶ原の野水と合わせて利根川水系河川に流入するため、唐沢川、菱川、福川及び小山川の流量に、相当な重圧を加えるため、沿岸市町村は年々洪水等によって、農作物に多大な被害を及ぼしていたので、この治水対策は、大里郡北部地方多年の懸案であった。

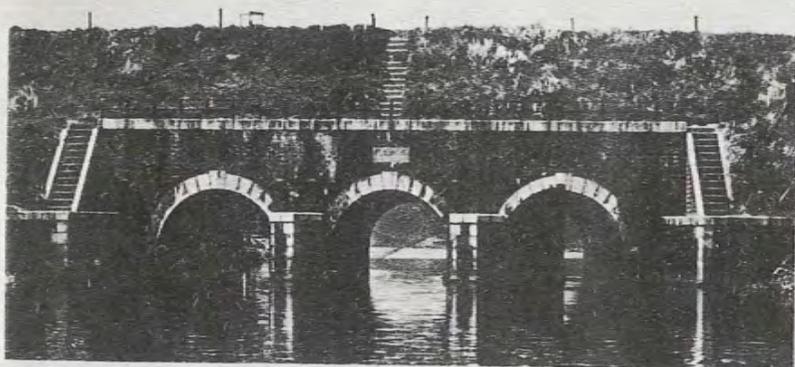
日本軍の敗戦の色濃くなった昭和二十年六月二十三日、秦村長に就任した荻野博は、間もなく終戦を役場で迎え、戦後処理も一応落着いた時点で、さて、村民復興の手段は何かということに思いをめぐらした時、常習水害地の秦村を救うには、治水事業より他にない。せっかく村行政をあずかった以上、水害による貧弱村の汚名を返上するために努力しよう。そう思い定めた時、当地方の癌は上流地帯の悪水である。かつての改修工事の結果から見ても、新たに放水路を開削して荒川に放流することこそ、上流地帯の地域も救われ、ひいては福川下流の秦地区も湛水被害から救われるという結論に達した荻野村長は、当時福川改修事務所長であった高田廣を訪問、意向を打診したところ脈ありと感じとつたので、長島作左衛門太田村長、中里初雄男沼村長にはかり、再度高田技師を訪問して、櫛挽ヶ原の野水を荒川に放流する以外に、三千二百町の耕地と、大里地方北部の浸水家屋は救われないと力説、あらかじめ所長の了解を得たので、妻沼町行政ブロックの代表者は、深谷町役場に安部町長を訪問してこのことについて意見を交換した。安部町長も、かねてから唐沢川の溢水により、地域住民が困窮していたので、なんとかこれを打開しようと思っていた時だけに、たちまち合意に達したので、時を移さず関係市町村長により、荒川放水路開削期成同盟会を結成、県に陳情した。当時の西村知事は即時これを取りあげ、担当係官に命じてこれが設計を命じた。

かくして英知を結集した計画がたてられ、関係市町村に示された。関係市町村の代表者は、この計画書にもとづいて研究討議を重ねた結果、大乗的見地から、荒川放水路の開削は、大里地方住民に福音をもたらすものであるという合意に達したので、藤沢村役場において計画決定会議が開かれた。

ところが、全然堀のない耕地に堀を掘るといので、上流地域の藤沢、武川、花園方面の農民は、

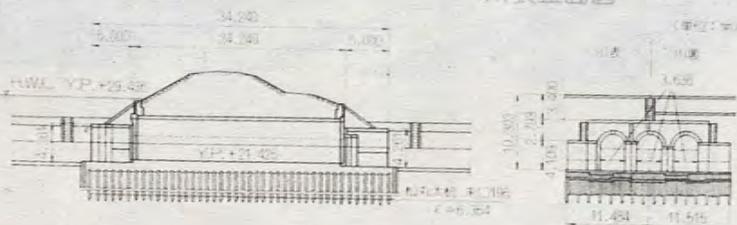
「耕地を潰されては死活問題だ！」と、ムシロ旗を押し立て、スキ、クワなどを持って会場へ押しかけ、一時は血の雨が降るのではないかと思われるような凶悪な事態になったが、関係係官の、条理をふまえての熱意ある説得が効を奏し、不祥事件に至らず、押しよせて来た人達も納得して引上げ、めでたく計画決定をみたのである。そして、この計画にもとづき、昭和二十二年二月二十八日に着工、開削は四か年間で完成したが、付帯工事が以外に手間どり、完成式を挙行したのは、着工してから九年後の昭和三十年五月十八日のことであった。

福川水門の現状



縦断面

川表正面図



水門の構造

規模	3.636×3門
敷高	Y.P. +21.425m
本体	鉄筋コンクリート 4門地形密着 3連
基礎	橋式大橋 本 橋一末口 0.196m、長さ 6.364m、本 数 660本
	川表被覆一末口 0.196m、長さ 6.364m、本 数 138本
	川表被覆一末口 0.196m、長さ 6.364m、本 数 138本
底板	鉄筋コンクリート
門扉	構造 鋼製合扉扉、全高 4.024m、幅 2.064m
	予備門扉 川表に橋塔あり
	動力 人力
水たまり	川表 鉄筋コンクリート 厚さ 1.212m
	川裏 鉄筋コンクリート 厚さ 1.212m

寄居町地内から川本村武川地内の荒川に至る延長四・二km、幅員平均八mの放水路は、荻野秦村長の愛郷精神から出発して、秦地区のみならず大里地方北部地帯に大きな福音をもたらして完成したので、受益地域の深谷市、熊谷市、妻沼町、豊里村（現深谷市）岡部村（現岡部町）川本村、花園村、以上、二市一町四カ村（現二市二町二カ村）で、昭和三十二年一月一日、荒川放水路維持管理協議会が発足し、現在に及んでいるが、当初反対した地域の農民も、水田への引水が楽になったと喜んでいるし、唐沢堀の溢水になやまされた深谷市内には、この恐れが全然なくなり、福川下流地帯にある秦地区も、よほどの豪雨がないう限り、洪水・湛水による被害の心配は希薄となった。

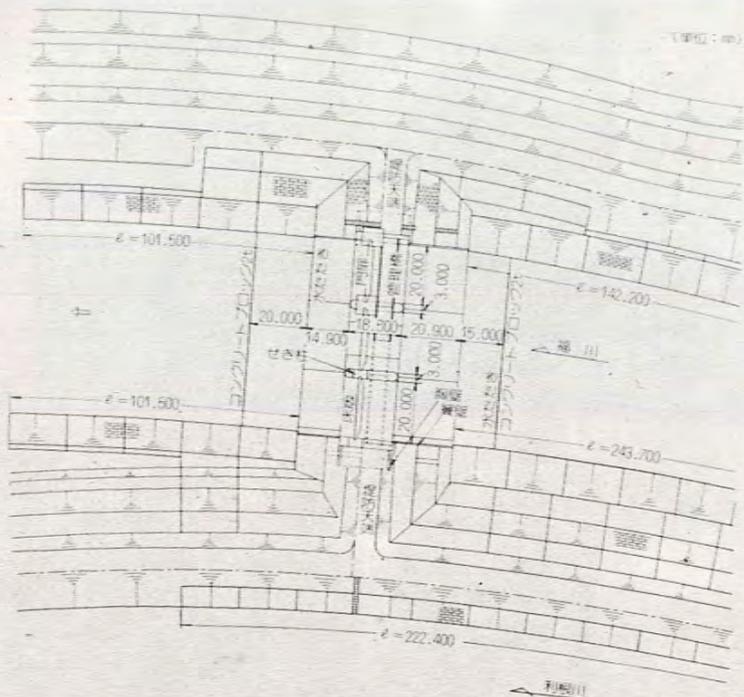
しかし、前にも述べたように利根堤防と、中条堤に、上流地帯から流入する悪水をさえぎられているようなこの地方だけに、湛水排除ということも防災上欠くことのできない重要な問題であって、この面にも意を用いている。

現在、湛水排除の施設を、福川の下流から列記すると、左岸に俵瀬揚排水機場、同沼排水機場、右岸に落合揚排水機場（この機場は昭和五十一年度から五カ年計画で全面改修の計画がたてられている。）左岸に道開堀排水機場があつて、湛水時には動力によつて排水している。上須戸より上流地帯の湛水は、自然流出によつて大体可能であるが、福川が満水して逆流するような場合には、樋門をしめて逆流を防ぐことになっている。

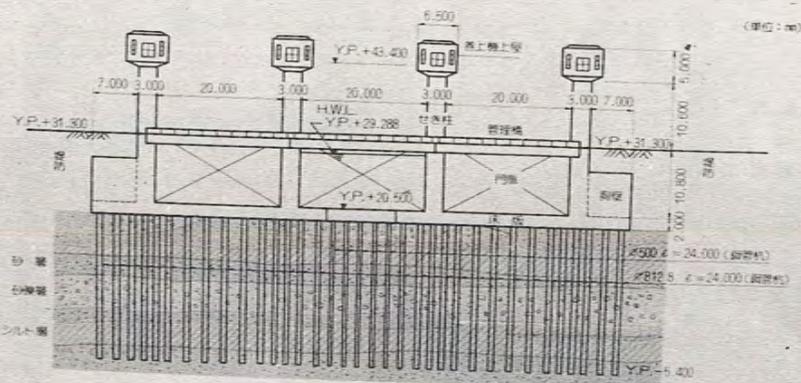
しかし福川の流入する利根川が、福川の水位よりあがつて逆流するということもあり得るので、大正十年に、次頁に掲出する図のような馬蹄形をした三連の逆流防止樋門を築造した。当時としては十分にその目的を果していたのであるが、五十余年の歳月を経て、老朽が著しく、なお樋門断面も狭小なので福川自体の流水の疎通を阻害し、本来の機能が充分に果せなくなつたので、現樋門の下流約二二〇mに、新福川水門の一連の図のような水門を築造することになり、すでに昭和五十年十月に工事に着手、昭和五十四年の出水期までには完成の予定である。

この新福川水門にあわせ、落合排水機場が完成されたときには、代々の為政者が苦慮してきた利根川、福川の治水に、大いに寄与するであろうことが期待されている。（掲出の図は「福川水門の改築」より複写）

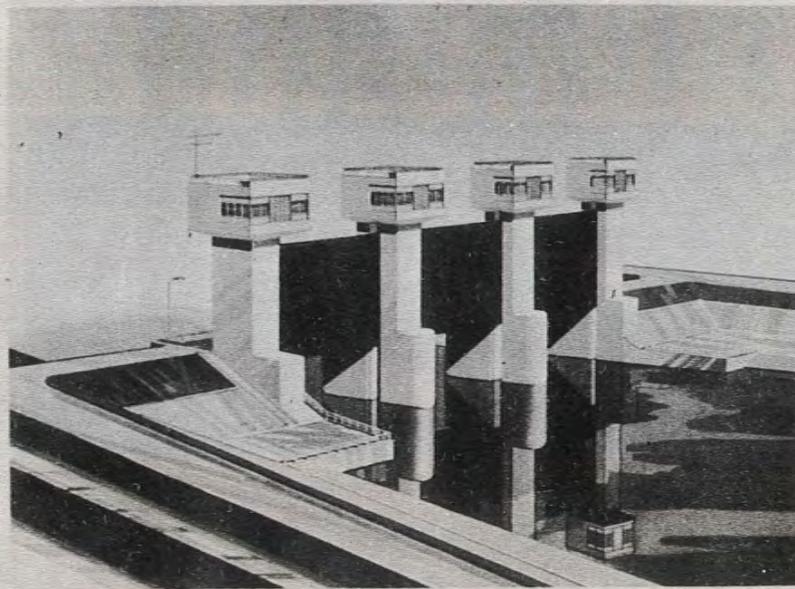
平面図



正面図

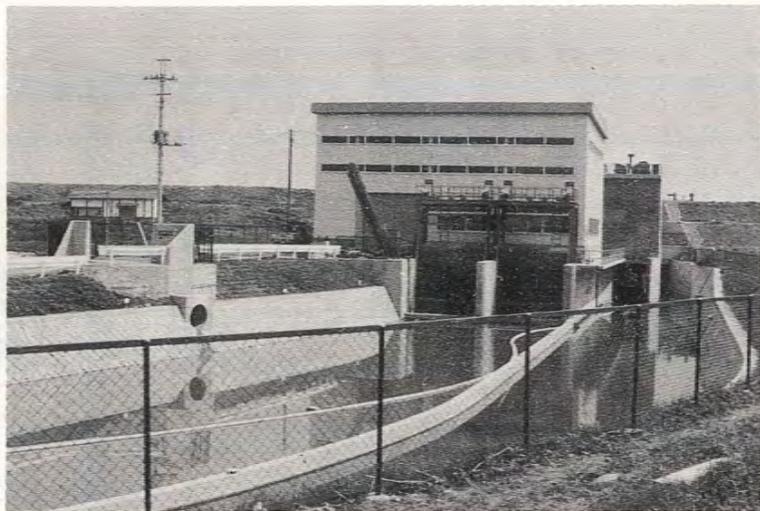


新福川水門



新水門の構造

基礎工	本体	鋼管杭	$\phi 812.8\%$
	戸当り床版	鋼管杭	$\phi 500\%$
	水ただし床版	R.C.杭	$\phi 500\%$
	翼	鋼管杭	$\phi 500\%$
本体工	鉄筋コンクリート せき柱 4基		
	フーチング	幅37.50m, 長さ18.50m, 厚さ2.00m	
水ただし	水ただし床版(鉄筋コンクリート)	上流の長さ 20.90m	下流の長さ 14.90m
	床固コンクリートブロック	上流の長さ 15.00m	下流の長さ 20.00m
門扉	鋼製ローラーゲート(高さ10.80m×有効幅20.00m×3門)		
管理橋	1等橋合成桁橋(幅5.50m×長さ23.00m×3基)		



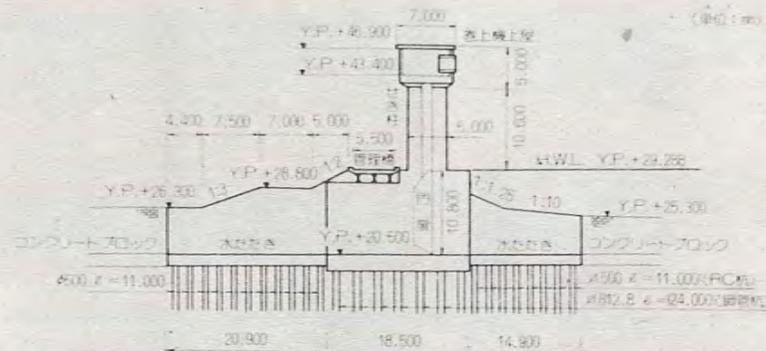
利根川ぞいの地域は、南部地帯より若干高いので悪水は紆余曲折しながら福川に流入するようになっていたが、備前渠より北の年代（一部）、飯塚、永井太田、間々田、出来島、男沼地域の水は、すでに述べた男沼門樋から利根川へ流出するようになっていた。

しかし、利根川が増水し、逆流するような場合には樋門をしめるので、男沼地区東南部の耕地は湛水を余儀なくされる。これは長年この地方にとって重大な問題であった。たまたま別項記載のようにパイロット事業が推進され、土地基盤整備事業など一連の事業として、男沼門樋の改修にあわせて排水路を改修した。が、これだけでは湛水被害を防ぐことはできない。これがために、排水ポンプを設置し、機械排水により湛水を除去するという計画がたてられた。

そして昭和四十八年、水路護岸工事、延長五六三mが完了、翌四十九年、排水機場の基礎工事及び調圧水槽他の工事を終り、五十年には排水機場（上部写真）工事が完了、排水ポンプ一台を据付けた。そして五十一年六月より運転を開始したが、計画では排水ポンプ二台を設置することになっており、この設置がおわると、毎秒八・五九mの排水が可能となる。

なお、奈良川排水工事（酒巻機場）も計画されており、水に対する防災計画は着々進捗している。

側面図



施工計画

改築工事中の福川については、福川導流堤を開削して、利根川へ流し、仮締切は、利根大堰の堰上げも考慮した四面を鋼矢板で囲み工事をします。

第1期工事は、仮設と本体工事の一部、第2期工事は、本体の残工事を完成させます。

工程表

工種	年度				
	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度	昭和54年度
土工 (本体掘削、基礎、低水路等)		┌───┐	┌───┐	┌───┐	
基礎工 (管C、止水、杭板)		┌───┐			
本体工 (本土木、体屋、工工)			┌───┐		
管理施設 (門扉、管、上理、庫機)		┌───┐	┌───┐	┌───┐	
護岸工 (低水護岸、堤防護岸)			┌───┐	┌───┐	
低メ切工 (堰メ切、水留、工工)	┌───┐	┌───┐	┌───┐	┌───┐	┌───┐

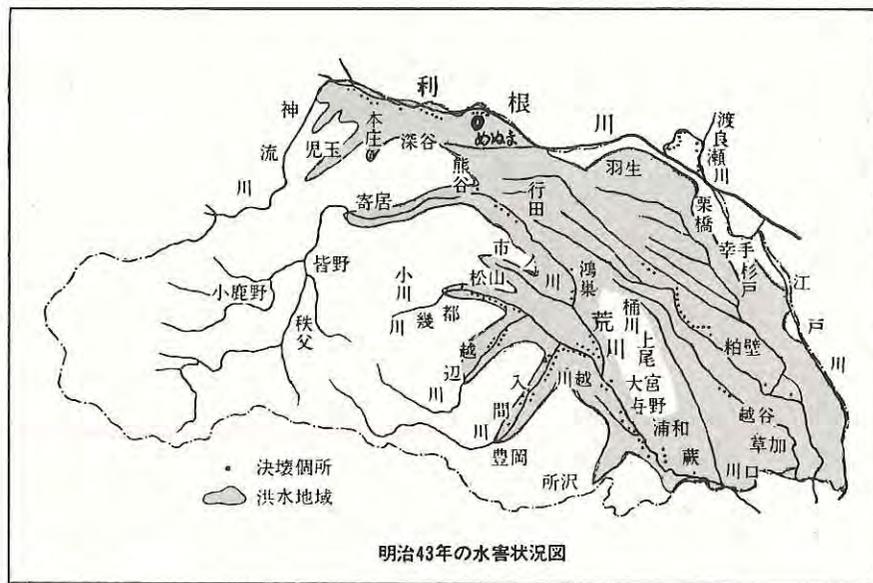
第五節 自然災害

埼玉県の気象災害(埼玉県消防防災課編集、昭和四十五年三月一日、熊谷気象台発行)によれば、古文獻には西暦七百年代の飢饉が主として記録に残り、十数年一度くらいの割合となっており、そのほか、干ばつの記録もあるということである。また、気象と直接関係はないが、富士山の大噴火が六八五年(天武天皇朝)から、一〇八三年(永保三年)の大噴火まで一〇回ほど記録され、八百年代になると水害の記録が出はじめ特に八五八年(天安二年)の秋には大水害があった。更に、八一八年(弘仁九年)、八七八年(元慶二年)には大地震があったことなどの記録があるということであるが、妻沼地方における具体的な被害は江戸時代までくだらないと、おぼろげなことすらわからない。

次表は、埼玉県の気象災害の中から、妻沼地方に関連のあるものを抽出して概要を記すことにした。

(下の図は、埼玉県の気象災害誌より)

年号	西暦	月 日	災害種別	概 要
享保 八	一七二三	八・八～一〇	大風雨洪水	善ヶ島堤六〇〇間押切られる。
〃 十二	一七二七	七・一八～二〇	〃	江戸開府以来の出水・江袋溜井堤一九〇間決壊
〃 十五	一七三〇	八・二九	〃	利根川の本流古海村地内に変る
元文 元	一七三六	八・一七	〃	利根川増水・上中条堤は箕の輪四方寺まで破堤
寛保 二	一七四二	八・一	〃	利根川など諸川大はんらん各地に被害が続出した
明和 三	一七六六	六・七	長雨による洪水	神流川・烏川洪水・破堤・備前掘取入口に支障
明和 七	一七七〇	五月～八月	大旱 魃	全国的に旱魃、大根一本三五～五〇文に高騰
天明 三	一七八三	春～夏	寒冷・連雨・洪水 浅間山大噴火・ 降灰砂	五月まで寒冷、六月より長雨、田畑の損害甚大
〃 六	一七八六	七・五～八	大雨洪水	本文浅間山大噴火と妻沼地方の被害参照
文政 四	一八二一	春～夏	早 ばつ	古今未曾有の大洪水、利根川筋所々決壊、水害
〃 六	一八二三	六・一五～二一	霖雨洪水	春より夏にかけて大旱ばつ、米価あがる
〃 一〇	一八二七	一・六	大 雪	荒川満水破堤数か所、利根川通も破堤、田畑冠水
嘉永 六	一八五三		早 ばつ	積雪一尺五～六寸・二～三尺の処もあった
安政 六	一八五九	七・二五	大風雨洪水	四月下旬より用水不足、利根川大減水
慶応 四	一八六八	閏四月～六月	霖雨洪水	利根川堤忍領河原村にて八四〇～八五〇間決壊
明治 三	一八七〇	九・一八	大風雨洪水	五月、利根川洪水、沿岸の田畑冠水、冷害もあり 利根川出水、終日風雨、家屋の損失あり



明治一五	一八八二	九・二	暴風雨	午後一時、利根川氾濫して堤防決壊
〃一七	一八八四	七・八	降ひよう	妻沼村近郷で、降ひようあり、作物に被害を受く
〃一八	一八八五	七・一	大風雨洪水	利根川・荒川破堤多く、水害多数、田畑被害甚大
〃二三	一八九〇	八・二三〜二三	暴風雨洪水	二三日、利根川堤防二五一か所破れる
〃二三	一八九〇	一〇・三〜四	大雨	利根川は妻沼村で六尺、栗橋で一〇尺の増水
〃二四	一八九一	六・二二〜三二	大雨洪水	二一日午後風雨強まり、利根川堤防一二か所破損
〃二七	一八九四	八・一〇	暴風雨	九日より風雨強まり、利根川堤防外各河川堤破損
〃二九	一八九六	七・二二〜三二	出水	利根川堤防二二か所破損、浸水被害あり
〃三三	一九〇〇	九・二八	暴風雨(台風)	風雨強く県内には死者一、家屋倒壊三六戸の被害
〃三五	一九〇二	九・二八	〃	県下に風水害があり、県より救助金が支出された
〃三六	一九〇三	一〇・一一〜二	大雨(低気圧)	熊谷で雨量八七ミリ、比企・大里地方に被害あり
〃三七	一九〇四	九・一六〜二二	暴風雨(台風)	大里地方に水害あり、県から八四〇円の救助金
〃三九	一九〇六	七・二二〜二七	大雨(低気圧)	秩父郡を除く県内各地に水害があった
〃三九	一九〇六	八・二三〜二四	大雨(台風)	大里郡の田畑五、〇八〇余町歩浸水
〃四〇	一九〇七	八・二二〜二八	〃	利根川がはらんし、現妻沼町全域浸水被害
〃四一	一九〇八	八・一〇〜一二	大雨(南東気流)	利根川増水し、妻沼の船橋を撤去する
〃四二	一九〇九	四・二〇	旋風	熊谷の最大風速一〇・六メートル/秒(南東南)
〃四三	一九一〇	五・二〜三	強風(高気圧)	熊谷の最大風速一六・九メートル/秒(北西)
〃四三	一九一〇	五・二二〜二二	大雨(台風)	妻沼村で利根川の増水九尺、船橋を撤去する

明治四十三年の大洪水

明治四十三年(一九一〇)八月一日、太平洋に張り出していた高気圧が衰退して、三日ごろから低気圧が関東付近に停滞した。これがために埼玉県内の山地を中心に時々俄雨が降り、加えて七日には、台風が台湾付近を北上するとともに関東地方には南東気流の吹きこみが強まり、本格的な大雨となった。これがためにこの地方では、古近未曾有の大洪水となったのであるが、その模様をそれぞれの資料により記載することにした。

妻沼村の大洪水状況(妻沼町教育史)大正十一年十月より、(原文のまま)

出水状況 明治四十三年八月十一日ノ水災ハ實ニ近古未曾有ノ大洪水ニシテ、同月五・六日ノ頃ヨリ驟雨頻ニ至リ、

九日午後ヨリ十日ニ涉リ愈々豪雨トナリ、十日午後四時頃ニハ利根川ノ水量既二十三尺五寸ニ達シ、明戸村大字江原ノ地先利根沿岸總越トナリ、夫ヨリ時々刻々ニ増水シテ十日午後三時ニハ、男沼、妻沼ノ境ナル雉子尾堤ハ總越ノ状況ナレバ村民ハ右往左往ニ奔走シテ、一方ニハ利根川堤ノ水防ニ盡力シ、一方ニハ各戸水上リノ準備ヲナス等人心胸々ノ有様ナリキ。十日午後七時ニハ既ニ低地ノ家屋浸水シ、降りシキル雨ハ篠突クノ如キ強雨ナレバ、去明治二十三年以上ノ大洪水トナラントハ、人々想像シタリシガ、果シテ十日午後八時ニハ利根川水量二十尺餘ニ達シ同十一時頃ハ利根ノ大河氾濫シテ同堤上ハ約二尺ノ總越トナリシカバ、最早水防ハ勿論人々避難ニ苦シムノ状況、刻一刻ト危険ノ度ヲ増シ、十一日午前一時頃ニ至リ字川端以東八拾間程潰決シ、濁流滔々トシテ本村字東岡ヲ突キ同時ニ隣村男沼大字台及出来島等ノ堤防壞シタレバ忽チ前代未聞ノ大洪水トナリ、剩へ一時間ヲ隔テズ本村字一本木ノ堤防約六十間潰崩シタルコトトテ、高キ家ニテモ床上二三尺、低キハ二階迄浸水シ、軒ヲ没スルモノ往々アリ然レバ人々避難スルニ所ナク、或ハ梁ニ縋リ下リ、或ハ戸棚ニ上リ、或ハ屋根ヲ破リ屋上ニ這ヒ出デ、悲鳴ヲアゲテ助ヲ喚ブ者比比皆然リ、加之濁流滔々タル中ヲ家屋ノ流失スルモノ人畜ノ流亡スルモノ夥シク、其ノ家屋ニハ老

幼男女屋根ニ在リテ助ヲ喚ブノ聲モ出デズ唯僅ニ悲鳴ノ聲ヲ漏スアリ、或ハ牛馬其他ノ畜類悲鳴シツツ流失スルモノアリ、其慘状ノ極筆舌ノ能ク悉ス所ニアラザルナリ。

被害状況 (イ) 流失家屋四十三戸、内、居宅二十五戸、添家十八棟。(ロ) 倒潰家屋二十五棟 内居宅十二戸、添家十三棟。(ハ) 荒廢土地、田地四一町九四一三。畑地一七〇町一八〇八。宅地八町二〇四。合計二二〇町二四二五。

(ニ) 人畜ノ死傷、死傷三人 内死亡二人、行衛不明二人。馬死亡四頭。

右ノ如ク田畑ノ收穫殆ンド皆無トナリシハ勿論、一千貫以上ノ收穫アルベキ秋蚕業モ之亦皆無ノ悲況其他毎戸ノ貯藏穀物及家具衣類商品等ノ被害ヲ算スルトキハ實ニ莫大ノ数ニ上ルベク以テ當年水害ノ慘状如何ヲ察スルニ足ラン。救済状況 當時ノ水災村民一同僅ニ生命ヲ全ウシタレドモ、飲ムニ水ナク、食フニ物ナク、飢渴交々至リ、十日ノ夜食シタルノミニテ、十一日午後 殆ンド飲マズ食ハズノ有様ナリシガ、本村當局者ハ既ニ同日午前ヨリ飲料水ノ配布、炊出ノ準備等、夫々盡瘁セラレタル結果ハ別表ニ掲グルガ如シ

炊出救助日数戸数及人員

日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日
戸数	四九九戸	四九九戸	五八戸	一五〇戸	一五〇戸
人員	二、四〇〇人	二、四〇〇人	二九〇人	七五〇人	七五〇人

右飲料水及炊出(握飯)ノ配布ニハ舟筏ヲ利用シ、當局者之ニ分乘シテ人夫ヲ指揮セリ

炊出所二箇所(舟中ニテ一箇所、金子軍之亟氏方(現今森榮濟住)一箇所

救済篤志家

一、今回ノ水災ニ関シ、特筆大書スベキ篤志家ハ、實ニ奈良村飯塚彌太郎氏ナリ。氏ハ此ノ災害ニ際シ、率先シテ自村民ヲ救済セルハ勿論近郷水害地ニ対シ、白米拾俵ヲ施與セラレ、本村ニ寄贈セラレタルハ白米拾俵野菜一車

及急水止ニ要スル空俵二百五十ナリキ。

二、本村唯一ノ資産家須田治雄氏ハ、今回ノ水災ニ就テ被害劇甚ナル東岡ニハ毎戸貳斗、若宮ニハ一斗ツツ其他ノ方面ニハ店子、小作人等ノ困難ナル者ニ夫々白米、玄米等ヲ施與セラレタリ。

三、本村青年関口隆三氏ハ二三年來人間郡川越町附近ニ於ケル石川模範製糸場ニ入り、専心其業ニ従事セラレシガ今回ノ水害ハ妻沼地方劇甚ナルヲ聞キ、早々旅装ヲ整ヘテ非常ニ交通不便ナル中ヲ辛クモ歸郷セラレ、直ニ本村役場ニ出頭シテ、従来自力ニテ貯蓄シタル金參拾円ヲ出シ、本村民中被害甚シキモノニ無名ニテ施與セラレタシト申出タリト云フ。

救助白米及味噌ノ總量

第一回、白米二二石二二五合。味噌二二メ二五〇匁。第二回、白米七三石六二五合。味噌七三六メ二九〇匁。

學校ノ被害 一般ノ被害前述ノ如クナレバ、學校獨リ該被害ヲ免ルルコト能ハズ、八月十日午後四時頃、強雨ヲ犯シテ小沼校長登校シ、明治二十三年ノ洪水ニ鑑ミテ使丁ヲ督シ、附近ノ青年二人ヲ頼ミ、高机ヲ臺ニシ、先ツ職員室ノ疊ヲ上ゲテ臺ニ積ミ、其上ニ教科書、参考書、重要書類ノ本箱、本箆等ヲ載セテ水上リ準備ヲナセリ。此ノ水上リノ用意ヲナストキノ豫想ハ連日降雨ノ狀況並ニ利根川増水ノ模様等ヲ綜合シテ、二十三年ノ水害ヨリ或ハ大ナランカ位ノコトナリシニ、豫想ニ反シ、前述ノ如キ大水ニテ、而モ當時校舎ノアリシ錦森ハ、稍低地ノ方ナレバ床上五尺ニ達スル大洪水ナリシタメ、折角準備セシ水上リモ水泡ニ帰シ、臺上ニ積上ゲタル疊ハ勿論、本箱、本箆等モ殆ンド泥水中ニ浸サレ、加フルニ校舎ノ床上ニハ六七寸モ泥土積リシタメ其ノ重キニ堪ヘズ床ハ所々墜落シ、校庭ニモ一尺五寸位ノ泥濘積リテ容易ニ歩行スルコト能ハズ、其ノ慘状ハ實ニ言語ニ絶セリ。

善後策

八月十二日減水スルヲ待チ、職員惣出ニテ善後策ニ着手シ、先ヅ浸水シタル重要書類、帳簿、書籍等ヲ日光

二曝シテ幾分ニテモ役ニ立ツベキモノハ之ヲ保存シ、到底使用ニ堪ヘザルモノハ之ヲ破棄シ、斯クスルコト四五日ニシテ稍整理シタルトモ惜ムベシ、古キ教科書ノ如キハ殆ンド使用ニ堪ヘザリキ、児童用机、腰掛ノ如キ附近村民避難ノ具ニ供セラレ、日ヲ経ルニ随ヒ追々集リ来タレドモ破損セルモノモ多数アリシ故、之ヲ整理シテ夫々修繕ヲ加ヘタリ。斯クシテ十四五日ヲ経過シ、床上床下ヘ泥土稍々固クナルヲ待チ、四五人ノ人夫ヲ役シ、三日ヲ費シテ該泥土ヲ悉ク屋外ニ搬出シ、早速各教室ノ床ヲ修繕シテ辛クモ授業開始ノ準備ヲナシタリ。其ノ間ニ本校職員草鞋バキニテ児童ノ家庭ヲ訪問シ、慰問ノ傍ラ學用品、教科書等ノ有無ヲ調査シ、管理者ト協議シテ應急ノ手段ヲ講ジ、一方國定教科書共同販賣所ヨリ多数ノ教科書ヲ寄贈セラレタルヲ以テ、九月一日ヨリ第二學期ノ授業ヲ開始シ得タルハ不幸中ノ幸ト謂フベキナリ。

水害の影響 前述ノ如ク第二學期ノ授業ヲ開始シタレドモ如何セン大水害ノ後トテ、各家庭ニ於ケル物資ノ缺乏甚ダシク、各方面ヨリノ救済ニ依テ辛クモ生活シ得ルモノ多数ヲ占ムルノ状況ナレバ日々弁當、學用品等ニ就キテモ大ニ注意ヲ與ヘ、墨筆等如何ニ小サク古クトモ使用ニ堪ヘ得ルモノハ之ヲ用ヒシメ、書方用紙ノ如キモ古新聞紙、古雑誌等ヲ使用スルコトヲ奨励シ、又缺席児童ノ督促ニツキテモ各受持區域ヲ定メテ極力督勵ヲ加ヘタル結果、被害ノ莫大ナルニ似ズ著シキ退歩ヲ見ザルハ學事關係當局者ノ督勵其ノ宜シキヲ得タルト學事奨勵費ノ支出無利子ノ町村費貸付縣教育會其他公私團體及個人ノ義捐救済等ニ依ルト雖トモ本校職員ノ努力亦與ツテ力アリト謂フベシ。

明治四十三年二月、妻沼村ニ於テハ字大我井ノ國有林ヲ拂下ゲ、茲ニ校舎新築ノ議決セラレ、間モナク基礎工事ニ着手シテ該水害當時ニハ殆ンド建築材料ヲ蒐集シタリ。幸ニシテ新校地ハ村内唯一ノ高地ナレバ僅カニ五六寸位ノ水ガ押流シタルノミニテ差シタル損害モナカリシガ、如何セン前述ノ如キ大水災ヲ被リシコトナレバ新築工事ノ如キモ一時中止スルノ止ムナキ苦境ニ陥リタリ。然ルニ村當局ハ村内有力者ト再三熟議ヲ重ね、遂ニ萬難ヲ排シテ該工事ヲ繼續シ、明治四十四年三月ニ至リ、全ク豫定通りノ校舎ヲ新築スルヲ得タリ。

當時、妻沼村及彌藤吾村ニ於テ自治團救済ノタメ借入レタル低利資金ハ左ノ如クナリキ。

妻沼村借入高 經常部 四八〇〇円 四分五厘。學校分 一七〇〇円 無利子

彌藤吾村借入高 經常部 一四五〇円 四分五厘。學校分 一〇五〇円 無利子。二ヶ年据置、八ヶ年賦償還

彌藤吾村の大洪水状況 (彌藤吾村郷土史、明治四十四年編さんによる。)

八月十日午前四時には利根川の水位が十三尺五寸となり、午後三時には、男沼と彌藤吾の境となっている雉子尾堤防は五尺の水嵩をもつて総越となったので、村民は防備に奔走したがその効はなく、各家庭においては水あがりの準備をするなど右往左往したが、かつて安政六年(一八五九)に大洪水があり、その時はこの程度であったという古老のことはを標準にして水あがりの準備をしたので、これは無効となって甚だしい被害を受けてしまった。

午後六時ごろには下宿の人家に浸水し、すでに述べたように各所で利根川の堤防が決壊したので濁流はみるみる床上まで浸水し、更には軒を没するまで増水したので、平家建の家では近所の二階建の家に避難したが、水あがりの準備に夢中になって避難におくれた者は、やむなく梁にとりついたり、戸棚にあがったがこれも安全ではないと、屋根を破って篠突くような雨中の屋上にはいあがった。そのころになると水上より流されてくる人家の屋上には、老幼男女が必死にしがみついて助けを呼ぶ悲鳴にもいた声は濁流の音にまじって聞え、さながら修羅場の様相を呈するに至り、屋根上に避難した人々は生きた心地もなく全身濡れぬずみようになって助けを呼んでいた。

幸いにして彌藤吾村では流失家屋はなかったが、雉子尾堤総越の水先となった堀口傳造の家は激しい水流に今にも流失するかに見えた。傳造は必死になって家の周囲にある樹木に縄をもつて家の各所を結いつけたので、かろうじて流失を免かれることができた。この洪水による彌藤吾村の被害は次の通りである。

一、浸水家屋一八二戸(内訳、床上一七八戸、床下一戸)

一、救助を受けた延人員 二、五七三人

- 一、救助に要した米高、八石九斗二升二合（一石の価格十七円八十六銭）
- 一、救助に要した味噌・塩代、五九円四八銭（百四十八貫七百匁、四銭掛）
- 一、浸水田畑総面積 二〇四町八反五畝（二〇三・一・五七平方キロメートル）
- 一、泥土砂混入の荒地・作土流失等の面積 二・三町四反（二・三二・〇七平方キロメートル）

男沼村の大洪水状況（埼玉県水害誌より原文のまま引用、ただし句読点を付す）

一、利根川筋大里郡男沼村大字出来島地先熊ノ下

八月七日午前七時二十分に至り妻沼村水量標水位九尺に達せり、依て村民擧て水防に怠りなく警戒しつ、ありしが風雨益々募り、十一日午前一時に至り水位二十尺を越ゆ、此際水量標は流失し、堤塘は愈危険に迫り殆んど全部越水し、低き箇所にては堤上二尺以上越ゆるに至れり、水防夫並に吏員等暗夜暴風雨を冒し越水の箇所は土俵を積立て崩壊箇所には土俵又は壘を以て杭木打立て縫竹を施し、其他種々なる方法を行ひ以て是が防禦に盡したるも人力既に盡き、材料缺乏如何とも詮方なく、遂に十一日午前三時長七十九間破堤するに至れり。本箇所に對する應急工事は八月十九日より着手し、全村男女其他駄馬残りなく出役し、外部は羽口土俵を積立て、心部は土を以て築立て縫杭を施し、同川七合水に堪へらるべき長九十間の假締切を施し、同月三十一日に至り完成せり

一、利根川筋大里郡男沼村大字台

八月七日午前七時二十分に至り、妻沼村地内設置水量九尺に達したるを以て村吏村民を督勵し、水防に怠りなく警戒しつ、ありしも風雨益々募り水嵩み、十日午後十二時に至りては水位二十尺餘に昇り、堤塘は越水し、缺崩を起し、愈危険に迫りたれば極力防禦に力めしも材料盡き、人力及ばず十一日午前二時遂に延長四十九間破堤するに至れり。八月十九日應急工事に着手し、全村男女駄馬悉く出役し、外部は羽口土俵を積立て、心部は土俵を以て築立て縫杭を施し、同川七合水に堪へらるべき長六十間の假締切を施し、同月三十一日完成せり。

一、利根川筋左岸大里郡男沼村大字小島

八月七日午前七時二十分の水位、妻沼村設置水量標九尺に達したるを以て夫々之れが水防の準備を為し警戒しつありしに、風雨益々募り水位嵩み、漸次増水の模様なるに依り、村吏員村民を督勵し、防禦に怠りなかりしも十日午後十二時には十五尺六寸五分に増水し、透水及噴水箇所十四箇所を生じ、危険に迫りたれば極力防禦に盡力し、土俵積立、釜段を作り縫竹を施し、稍其効を見しも尚増水止まざるに依り、非常手段の下に全村男女を集め防禦に餘念なかりしも、暴風雨烈しく同午後十二時に至りては水位二十尺に達し、堤全部越水するに至りしを以て土俵積立縫工にて越水防止を為せしも、長距離に亘る越水なるに依り、人力盡き材料缺乏し、十日午後十二時より十一日午前二時に亘り、下杭%上長九間%下長二〇間%下長二十六間五分、合計四箇所破堤の己むなきに至れり。右四箇所八月二十九日から假締切の工事に着手、九月四日に完成を見るに至つた。

太田村の大洪水状況

一、各字の浸水日時等の記録

大字別	浸水日時	最高水位	減水を始めた日時	退水を終つた日
永井太田	一〇日午前九時	一五尺	一日午前九時	一六日
飯塚	〃 午後三時	一三尺	〃 〃 八時	一五日
上江袋	八日午前一時	一四尺	〃 午後三時	一三日
八木田	一〇日午後六時	一〇尺	〃 〃 七時	一五日
道ヶ谷戸	〃 〃 〃	九尺	〃 〃 〃	〃
原井	七日 〃 〃	一五尺	〃 午前一時	〃
市ノ坪	〃 〃 〃	一三尺	〃 〃 〃	〃

二、被害概要

戸数	現在	浸水		計	救助		計
		床上浸水	床下浸水		床上浸水	床下浸水	
戸数	五、四四	四、三三	一一〇	五、四四	三、二九	五〇	三、七九
人口	三、三七八	二、六一五	七六三	三、三七八	一、七七四	二七九	二、〇五三

流失家屋

種別	永井太田	飯塚	上江袋	八木田	道ヶ谷戸	原井	市ノ坪	計
母屋	—	〇	—	〇	〇	〇	〇	一八
添屋	—	〇	〇	〇	〇	〇	〇	—
土蔵	—	〇	—	〇	〇	〇	〇	二

以上の外、添家の潰れたもの永井太田一、原井一、計二棟。橋梁の陥落したもの永井太田で四ヶ所。堤防の決壊は、備前渠通りで六ヶ所、延一五〇メートル。永井太田北の池二ヶ所、延六九メートルであった。幸いにして人畜の死傷被害はなかった。

浸水のため八分以上の被害を受けた田は、二、九五九、二九七平方メートル。畑は、二、六一〇、〇一七平方メートルで、これは全耕地ということになる。宅地も全面積五四八、八四〇平方メートルが冠水した。作物の被害面積は、米一、九〇九、三〇六平方メートル。大豆一、七〇〇、八二六平方メートル。小豆一、二五九、八三五平方メートル。陸稲一〇五、〇二五平方メートル。そ菜一、二二〇、〇二六平方メートル。桑一、四一八、二七七平方メートル。果樹一、三、六六六平方メートルであった。

長井村の大洪水状況

各村の「郷土史」は、明治四十三年の大洪水という、この地方にとってはきわめてショッキングの天災のあった翌年に編さんされたものであるが、編者・執筆者によってそれぞれ取材に軽重があり表現も違ふのはやむを得ない。したがってこれを資料とし、統一した筆法をもって叙述すべきであるとは思ったが、一応日を通した結果、原文のまま掲載したほうが、より興味をひくであろうし、当時の文法を知る手がかりになることになりはしないかと思われたので、ある村における大洪水の状況は集約し、ある村の事象はそのまま収録してきたが、長井村の事象もそのままの方がよいと思われたので、次に原文のまま引用する。(筆者は掛川茂一郎校長)

明治四十三年水害誌

大里郡長井村

天道ハ是非耶萬項ノ沃野ハ一夜ニシテ濁流滔々泥海ト化シ、流失家屋潰家ノ外、村民多クハ貯蔵セル穀類・農具・衣服等流亡若クハ浸水セラレ、道路・橋梁概ネ破壊、稻田悉ク腐レ、桑園ハ泥土ニ埋メラレ、人ハ居ル所ナク食スルニ料ナク、財ヲ亡ヒ産ヲ盡シ、慘禍ノ大ナル想像ノ外ニアリ、之レ實ニ明治四十三年八月十一日ノ大洪水ニシテ、吾人ハ忘レント欲シテモ終世忘レ得ザル天災タリシナリ。左ニ本村罹災ノ状況ヲ略記ス。

罹災状況

本村ハ地理上利根川ニ沿ヒ、東ハ秦村ヲ隔テテ一帯ニ高キ北河原堤ト、水越堤トニ遮ラレ、北ハ利根川大堤圍繞シ、村内一凹平地ニシテ、福川ハ村ノ中央ヲ貫流ス。本村ノ水量隣村ニ比シ、多量ナルハ、蓋シ男沼・妻沼ノ破壊箇處ヨリ浸入セル利根川ノ水ノ、福川ニ合シ、氾濫セシニ原因セシナラン。

一、損害ノ状況

村内大字西野・上根・田島ハ、安政年間ノ大洪水ヲモ、猶且ツ床下ニ浸水セシ家少部分ナル土地ナレバ、連日ノ豪雨モ家宅ニ浸水スルガ如キ憂ナシトナシ油断シ、十日夜モ平常ノ如ク眠ニ就キシニ、翌十一日午前一時ヨリ急劇

増水既ニ床上ニ浸水シ、驚キ起キ、夫レヨリ家財諸道具ヲ始末スル有様ニテ、到底片付クル暇ナク、何レモ穀類・衣類・農具等、或ハ流亡シ、或ハ泥水ニ浸シ、其ノ損害計上シガタシ、就中最モ慘状激甚ナリシ大字善ヶ島・上須戸・西城等ハ、多クハ濁水軒ヲ浸シ、住民ノ大半ハ家ヲ捨テ、比較的高キ家ニ避難スル有様ナレバ、既ニ蔵セル穀物其他一式流失又ハ濁水ニ浸シ、流失家屋、全潰、半潰ノ家屋等、左表ノ如ク非常ノ慘状ヲ呈ス、是レ安政年間ノ水標ニ據リ、水仕舞ヲ為シ、却テ不覺ヲ取り、多大ノ損害ヲ醸セリ。

一、慘 状

特殊ノ危難ニ遭遇シ、行衛不明トナリシモノ六戸二十六名アリシガ、僥倖ニシテ出水後五日目ニ何レモ帰村セリ家トトモニ流失シ、救助セラレシモノ左ノ如シ。

大字西城茂木三四郎ハ、家族七人ニテ、太工職ナルガ、十一日午前三時、居宅ニ階ヲ浸サレ流失シ、家ト俱ニ流レ行キツ、漸ク屋根裏ヲ抜き、屋上ニ出テ子供三人（十一才ヨリ六才ノ者）ハ棟木ニ両手ヲ縛リ付ケ、水越堤ノ決潰所ヲ超フルトキ、激浪中ニ巻キ込マレントセシニ、幸ニ渦中ニ入ルノ難ヲ免レ、北埼玉郡長野村（現行田市）ノ救助船ノ為メニ辛クモ溺死ヲ免レタリ。同人ハ性質沈勇ニシテ、家屋ノグシニ跨リ破堤ノ箇所ヲ過グルトキ、両手ヲ拳ゲ、萬歳ヲ唱ヘタリト、二日間絶食セルニモ拘ハラズ、勇氣アリトイフベシ。

大字西野桜井幸作ハ、家族三人ニテ濁水軒ヲ没シ、家ヲ捨テ宮本嘉樂氏方ニ避難セント弟トトモニ、同人方ヲ指シテ泳ギ、弟ヲシテ宮本氏方ノ森林中ニ泳ガシメ、立木ニ攀ヂ上リシヲ見、己モ亦後ヨリ泳ギ付カントセシニ、弟ノ被服ト自己ノ被服トノ頸部ニ纏ヒアリシガ故、自由ノ行動ヲ妨ゲラレ、且ツ弟ノ木ニ攀ヂ付キ居ルヤ否ヤノミヲ氣遣ヒ油断シ、遂ニ激浪ニサラハレ、救ヲ呼ビツ、大字西城森田岩次郎宅近クニ至リ、大聲ニテ救ヒヲ請イシニ、森田氏ノ家モ廂ヲ浸シ、家族皆ニ階ニ避難シアリ。聲ヲ聞キ付ケ、直チニ二階ヨリ繩ヲ投ゲ、救ヒ上ゲラレタリ。同人ハ平素友愛ノ情厚キ男ニテ、今回モ弟ノ身ノ上ヲ思フノ切ナルヨリ、斯ル危難ニ遭ヒシガ、森田氏ノ奇智ニヨ

リ溺死ヲ免ル。

大字西野塚田梅吉ハ、家族三人ト共ニ同字宮本新次氏裏ノ立木ニ攀ヂ付キ、救ヒヲ呼ビ危難ヲ免ル。

大字善ヶ島茂木直吉・諸傳吉ハ、家族五人ニテ何レモ奈村大字大野ニテ救助セラル。又、奥平唯三郎ハ、家族四人トトモニ奈村大字葛和田ニテ救助セラル。其他ノ流失者ハ何レモ同字内ニテ救助セラル。

一、住民ノ状況

八月八日ヨリ浅キハ五日間、深キハ十日間退水セズ、十一日激増当口ヨリ二日間ハ、食スルニ米ナク、飲ムニ水ナク、役場吏員ハ熱誠職ニ當リ、自己ノ危険ヲ顧ミズ、奮ツテ人命ヲ救護シ、左記ノ炊出所ヲ急劇ニ設ケ、有志者青年會員等ハ、飲料水及ビ握飯等ヲ船ニテ運ビ、配送ニ力ヲ盡セリ。

炊 出 所

高橋新十郎方・内田善之助方・内田義行方・小島宗行方・宇野金平方・大熊哲朗方・林吉五郎方・新井茂三郎方・宮本文光方・長島紋次郎方・羽鳥治三郎方・尾沢庄三郎方・善ヶ島堤上一ヶ所

一、耕地ノ状況

村民一般農業ヲ業トシ、本年ハ田方二毛作小麦ハ、平年以上ノ收穫アリ、随ツテ米作ニハ奮ツテ施肥セシニ、今ヤ稲田青色ナク、殊ニ善ヶ島字ノ如キハ、耕地ノ被害最モ甚シク、桑園ノ如キハ泥土ニ埋メラレ、境界・桑葉其痕跡ヲ見分クルヲ得ザルニ至ル。

一、学校ノ被害

校舎床上四尺二寸浸水シ、児童昇降口渡り板、児童用机ノ蓋二十枚流失シ、窓硝子五枚破損、職員用下駄箱其他雜品流亡シ、床ハ全部窪落シ、修理セザレバ収容スルコトヲ得ズ。

本校ハ、校舎全部竣工セザルガため、未ダ押入棚等ノ設備ナク、常直員ハ机ヲ積ミ重ネ、凶書・諸帳簿ノ類ヲ其ノ

上二載セシモ、漸次水量増加シ、机ハ悉ク浮キ出シ、本箱・戸棚等全部顛覆シ、泥水中ニ入り、洗濯・乾燥セシモ字体不明ノモノ多シ、且、第二号教室ハ工事中ニテ、之ガ用材モ流失セリ。使丁室ハ軒ヲ没シ、二人ノ使丁本校舎内ニ避難セシモ、益々増水危難トナリ、避クルニ場所ナク、内田義行ノ救助船ニテ逃レタリ。

一、特殊ノ救助
 宮本嘉楽氏ハ白米三石、宮本文光氏ハ金拾円、宮本新次氏ハ白米八斗ヲ、内田善之助氏ハ金貳拾円ヲ字内困民ニ施与シ、内田義行氏ハ大水ノ翌日、人夫ヲ雇傭シ、船ニテ上須戸・善ヶ島ノ困民四百二十七名ニ飲料水並ビニ握飯二個ヅツ配与ス。

一、被害概要

種別	流失家屋	潰家	半潰家	人的被害	炊出救助ヲ受ケタ数	食品救助ヲ受ケタ数
本家	二二棟	五棟	四棟	溺死 三人	五六八戸	三八五戸
添家	一九棟	四棟	五棟	傷死 二人	三、三六六人	二、〇五五人

田畑別	荒地成 (m ²)	収穫皆無 (m ²)	収穫損毛額	同上算定額
田畑	一、三二二、九四九	一、六七二、〇六六	米 一五、二五五俵	九一、五三〇円〇〇銭
畑地	一、六四一、八五八	一、〇四一、〇二四	大豆 四、九五五俵	二七、二五四円七〇銭
宅地	一一七、三九二			
原野	六八、四八九			

一、浸水日数ノ八月七日ヨリ十九日マデ。

一、浸水程度ノ最低地深二丈一尺、最高地八尺五寸

秦村の大洪水状況

秦村のなかでも大字日向は最低地のため、八月七日には、すでに耕地面に浸水していたが、十日に至ると暴風雨となり、利根川・福川及び道閑堀等の諸河川が氾濫し、水量は益々増加して遂には全村泥海と化してしまつた。

そしてその夜半、大野地内の利根川堤防が前述のように決壊してしまつたので、水量は益々増加して屋根までつかあつた日向新田の六戸全部がまきこまれ、家財はもちろん宅地まで流失するという危難に接した。幸にしてこの中に赤裸のまま立ちつくし、周囲皆泥水で食べる物も飲むものもなく、加えて流失家屋に取りすがつて助けを呼ぶ悲鳴を聞きながら飢餓を忍び風雨と戦つてゐる姿を、朝飯救護に従事していた有志が見つけ、救助船に助け入れ、福生寺に収容して救護の手が加えられた。しかし全村九分通りが救助を要する状態なので、一日一人分、わずかに握飯二こ、甚だしきは一この握飯を二三人でわけ、からくも飢えをしのぐ程度であつた。中にはわが愛児のために二昼夜も食を口にせず、飢餓を堪え忍んだ親もあつたという、涙ぐましいひとこまもあつたという。

この、地獄の死者のような大洪水も、十三日の午後ようやく減水が始めたので、人々はほつと安堵の胸をなでおろした。ところが、夜に至つて再び激しい暴風雨となり、さきに倒潰を免かれた家屋も、全壊するという惨害を加ふるに至つた。この惨情は日向のみでなく、秦村全村に及び、その被害数は次表で記すが、「秦村郷土誌」に「救護救済ニ関スル美談」として、次のように収録されているので、原文のまま紹介することにした。

日向青年會幹事渡辺新三郎氏ハ、全會事業タル夜學會ニ、共同作業ニ、常ニ家事ヲ忘レテ熱心ニ盡力セラレ、模範青年トシテ會員一同ノ重望ヲ擔ヒ居ルモノナルガ、今回ノ洪水ニテ床上迄浸水セシ為メ、老幼ヲ避難セシメ、自己ハ家財家具ノ流失セザル様準備セル中、水量ハ次第ニ加ハリ、其中ニ大野堤防決潰セル為メ、全家附近ハ一時ニ激

流ニ洗ハレ、殊ニ全家後方ノ吉野由五郎宅外三戸ハ押流サレタ。コレヲ見タ渡辺氏ハ自己ノ難ヲモ忘レテ奮然激流中ニ乗り出シ、男女五十余名ヲ危地ヨリ救出シタリ、然ルニ未ダ其ノ事ノ終ラザルニ、復々妻沼村鈴木忠太郎が、助ケヲ求メツツ奔流中ヲ漂ヒ来レルニヨリ、曩ニ救助セラレタル吉野栄次郎、全庄五郎ノ兄弟ト相協力シテ、辛クモ救助シ、我家ニ收容シテ減水ノ後、妻沼村迄送り届ケタルガ、全氏ノ日覺シキ働キ振ニハ村民悉ク感嘆セリ。

日向青年會長谷津新八氏ハ、被害民ガ泥海中ヲ流ル、家屋ニ跨リテ救助ヲ求メツ、アルモノ無数ナルヲ見テ、惻隱ノ情禁ズル能ハズ、家僕増田庄之助ヲ従へ、門前迄漕ギ出シタルニ、中条堤切口ヲ距ルコト遠カラザル事トテ、激流矢の如ク、悉チ下流三四町モ押シ流サレ、乗船ハ轉覆流失シタレドモ、幸ニモ兩人ハ柿樹ノ枝ニトリツキタルヲ、其ノ重量ニ堪ヘズ、樹枝ハミリミリト音シ初メタレバ、家人ヲ初メ唯アレト叫ブノミニテ、二人ノ生命ハ、分秒ノ間ニ迫リヌ、同會員増田仁三郎・森音造・増田睦次郎・松島歌之助ノ四名ハ、遙カニコノ有様ヲ見テ、急遽現場ニ至リ、麻繩ヲ流シテ之ニ取リツカシメ、遂ニ兩名ヲ救ヒ出シタリ。

大字大野鈴木國五郎氏ハ、家族十名ヲ稻荷社へ避難セシメ、自己ハ堤防ノ浸水ヲ防グニ力ヲ盡シ居ルウチ、遂ニ堤防決潰シ、我家ノ流失シタルヲ知ラズ、全地ニ難ヲ避ケ居タル船頭、北埼玉郡川俣村大字本川俣廿三番地矢部万太郎ト、弟甚四郎ノ兩人ト共ニ困難ヲ犯シテ村内ヲ漕ギ廻リ、溺レントスル老幼婦女子ヲ救助スルコト数十名ナリ。大字大野菊地時三郎・石川伊勢五郎・石井儀一ノ三名ハ、高橋留吉家族五名、吉川歌五郎家族四名、櫻井由五郎家族六名ヲ救助シ、其外白道庵ニ避難シ居リタル相川つね家族三名、宮越榮吉家族二名、金子留吉家族六名、鈴木儀三郎家族三名、庵主島田庄五郎ヲ板倉寅吉氏方ニ階へ避難セシメ、森清次郎家族五名ヲ小林利作方へ避難セシメタリ。全字野中利三郎・亀井藤藏ノ二名ハ堤外ノ相川榮吉家族四名、相川幸三郎家族六名ヲ救ヒ出シタル後、原島兵三郎家族十一名ヲ救出シタリ、又、森清次郎・石川和三郎ノ兩氏ハ、原島春三郎家族三名及ビ全氏宅ニ避難セル斎藤万作家族二名ガ水中ニ首ヲ出シ、救ヲ求メツ、アリシヲ避難セシメタリ。

日向青年會々員島田代作・全祿之助ノ兄弟ハ、森辰之助・全未五郎ノ兩名ガ、長井神社境内ニ於テ船ヲ覆サレ、竹木ニ取リツキ、助ケヲ乞ヒツ、アリシヲ、危難ヲ犯シテ救助シタル後、是レモ全村ノ新井民之助宅ガ流失家屋ニ壓セラレテ、今ニモ潰倒セントシタル故、家人ハ免レントスルモ船ナク、救ヒヲ呼ベルヲ見テ、激流ヲ乗り切り、家族全部ト家財トヲ、隣家ノ神田定四郎方へ避難セシメタリ。大島村長・増田校長ヲ初メ、役場吏員・学校職員・其ノ他村内有志家等ハ、空前ノ大水害トテ、寢食ヲ忘レテ其ノ前後策ヲ講ジ、救護ニ専心努力セリ。

大字依瀬ノ柴崎鶴吉氏ハ、斎藤成之助外家族五名、二階ニ、三尺余浸水スルニ及ビ、溺死セントスルヲ憐レミ、激流ヲ横切リテ彼等ヲ救護シタリ。大字葛和田小字西島ノ吉川吉五郎・全弟文藏・丸山俊三郎ノ三名ハ、十一日ノ朝マダキ、難儀セルモノヲ助ケントテ、大洪水ヲ物トモセズ、西方ニ向ヘバ、木材一面ニ流レ漂ヒテ進ムコト能ハズ、折柄悲鳴ノ聲ノ近クニ聞ユレドモ、赴キ助ケン術モナカリシガ、漸ク材木ヲ搔キ分ケツ、聲スル方ニ漕ギ寄スレバ、奥平只三郎ハ、妻子四名ト共ニ屋上ニアリテ口早ニ、己レハ早、死セル母ト家ト運命ヲ共ニセン。願ハクバコノ妻子ノミヲ助ケクレト言フニ、三人モ驚キテ、百方諫メテ一スジノ綱ニスガラシメ、辛ジテ船ニ救ヒ入レ丸山助一郎方へ避難セシメタリ。次デ其ノ家ノ流ル、ヲ見届ケ、減水ノ後母ノ死骸ヲ懇ニ埋葬セリ。

船田三千雄氏ハ、罹災者ノ為ニ金貳百円ヲ寄贈シ、奈良村ノ飯塚弥太郎氏ハ、白米十五俵其ノ他野菜ヲ贈ラレ、又、大島徳重氏ハ、白米八俵、味噌二樽ヲ出シテ困窮セル災民ヲ救護シタリ。以上紹介した実績によつて、これらの人々は、それぞれ次のように賞された。

吉川吉五郎・吉川文藏・丸山俊三郎は、賞金七円を、谷津弥藤次・谷津新八は賞金五円を、渡邊新三郎・吉野庄五郎は賞金二円五十銭を埼玉県から贈られた。なお、増田逸次は水害の際の活躍を賞され、帝國教育會長より感謝状船田三千雄は木杯一組を、大島徳重は木杯一個を、埼玉県知事よりそれぞれ贈られた。更に、増田美倭・吉田寶作荒井喜荒・増田逸次・荻野富二三・森田なか・田島鶴弥は、金錢を寄付したことにより大里郡長から感状を戴いた。

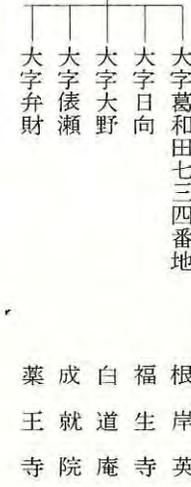
一、被害概要

種別	水家屋		流失家屋	倒潰家屋		人的被害	
	五尺以上	五尺以下		全潰	半潰	溺死	行方不明
本家	四七一	二〇	三一	二一		一	一
その他	四〇〇	八三	一一	一五		一	一
計	八七一	一〇三	四二	三六	計	二	二
							〇
							〇
							〇
							傷

一、炊出救助

第一回施行月日	救助戸数	救助人員	第二回施行月日	救助戸数	救助人員
〃 一一日	四九三	三一八二	〃 一六日	四〇二	二、一二七
〃 一二日	四〇二	二、一二七	〃 一七日	四〇二	二、一二七
〃 一三日	四〇二	二、一二七			
累計	一、三二七	七、六〇九	累計	一、二〇六	六、三八一

一、炊出場所



明治四四年（一九二一）七月二十七日、雷雨・旋風

大里地方では夕方雷雨があり、新会・男衾村などで落雷があった。また太田村では、午後五時一〇分ごろ、北西方から旋風が襲来し、間口七間半、奥行三間半の草葺平家造物置（最近修繕して堅固なもの）一棟を倒壊した。

大正二年（一九一三）九月四日、雷雨・降ひよう

大里郡妻沼・長井・男沼・太田・其の他の町村に、午後五時三〇分ごろから約一五分間、大豆大から親指大のひようが降り、長井村では積ひよう二寸、妻沼町では一寸くらい積つたところがあり、そば・大根など約三〇町歩全滅、その他の地域でも農作物に損害があった。

大正六年（一九一七）六月二十九日、雷雨・降ひよう・突風

午後、利根川をわたって南下してきた大雷雨があり、北埼玉郡中条村を中心に大降ひようがあった。大里郡妻沼・男沼・太田・別府・三尻・玉井・奈良・長井・秦・その他の各町村に、午後四時五〇分ごろから約一五分間、鶏卵大のひようが降り、中には夏みかんからかぼちゃ大のものもあって、農作物はほとんど全滅の惨状を呈し、特に男沼村では、降ひように加えて強い突風があり、居宅七戸（一〇数棟）が倒壊し、戸外に避難しようとしてひよう塊にうたれ、負傷したものが七人あった。

大正十二年（一九二二）九月一日、地震（関東大地震）

一時五八分三秒ごろ、小田原付近（相模湾）の東経一三九・三度、北緯三五・二度付近に強い地震がおこり震源の深さは一〇〜二〇キロメートル、マグニチュード七・九であった。地震の併害として、東京が大火災となりこれがために地震としては古今東西に例を見ない大災害となったが、埼玉県でも熊谷では震央距離九〇キロメートル、発震時刻一時五八分四六秒、震度六で、死傷数百、家屋の全半壊一万余千におよび、その後も三日までの間に震度一〜五の余震が一〇九回あったと記録されている。

現在、妻沼町に合併した妻沼町では非住家一が全壊、男沼村では、住家一、非住家三が半壊、太田村では、住家一、非住家一が全壊、秦村では住家一、非住家一が全壊、住家一、非住家一が半壊した。

大正一五年（一九二六）九月一四日 雷雨
夕方から雷雨になり、午後六時三十分ごろ長井村に落雷し、一人即死した。奈良村では住家一棟が焼失した。

昭和二年（一九二七）七月三十一日 雷雨・降ひよう
大里郡熊谷町北西部を中心に強い雷雨と降ひようがあり、午後六時四〇分ごろ落雷により妻沼町では土蔵一棟が破損、男沼村では居宅の一部が破損するという被害があった。

昭和一〇年（一九三五）九月二一～二五日 大雨（台風・前線）

二日ごろから本州の南岸にそって前線が停滞し、土佐沖にできた低気圧がづぎつぎ東進し、雨が降りつづいていたところ、二四日夜半、足摺岬西方をとり、愛媛・岡山県をへて二五日昼、能登北西沖に出た台風が現われたため前線の活動が強まり、二四日午後から二五日朝にかけて大雨となった。この雨で利根川は増水し、二六日午前八時、妻沼地内に設置の水量は六・六メートルを記録し、妻沼大橋（木橋）が約一八〇メートル流失した。

昭和二年（一九四七）七～八月 干天

七月二三日から雨が少なくなり、八月も干天が続いた。熊谷では月平均気温は七月、二五・一度Cで平年並み、八月は二六・八度Cで記録的な高温となり、雨量は七月一八二ミリ、八月一一七ミリで七月は多め、八月は少なめながらともにほぼ平年程度の雨量であった。しかし日照時間は七月二一四時間、八月二八二時間で記録的に多く、特に八月は一八九九～一九六九年間で最も日照時間が多かった。このため県下各地で干害となり、妻沼町ほか川沿いの地域の野菜地、一、九八三・四七一平方キロメートルが干害被害を受けた。その後間もなく、カスリーン台風により、今度は大洪水による大災害を受けることになるのである。

昭和二年九月一四～一五日、大雨・大洪水（カスリーン台風）古戸（妻沼）観測所最高水位七・六五m

九月八日、マリアナ東方海上に発生した台風は次第に北上し、一日日には前線が関東内陸部に入って停滞した。強い雨が降り、一五日にはますます雨が強くなって利根川が増水、遂に栗橋付近（当時の東村地内）の堤防が決壊し、明治四三年以来の大洪水となった。幸にして妻沼地方の堤防は決壊を免かれ、冠水被害だけで終わった。

昭和二年一〇月～三年五月、干天・北西季節風

前述のカスリーン台風による大雨の後、雨が少なくなり、冬に入ると季節風の被害も出た。特に一〇～十一月は雨量が甚だ少なく、日照時間はかなり多かった。一二月から三月までは、雨量としては平年程度であったが、日照時間が多く乾燥して、熊谷の平均湿度は二月六〇・七パーセント、一月六〇・一パーセント、二月五三・四パーセントであった。そのため県下では畑作物に被害が出た。また北西季節風のため、三月に入ると大里地方の荒川・利根川にそった傾斜地と高台の麦作地では、一五センチメートルくらいの麦は頭から砂をかぶり、根をほられ、吹きとばされ、特に秦・中瀬・新会・男沼・妻沼・長井の、利根川にそった各村は風干害がひどかった。

昭和三年九月一五～一六日 暴風雨（アイオン台風）古戸（妻沼）観測所最高水位五・八五m

昭和四年八月三〇～九月一日 暴風雨（キテイ台風）

昭和五年八月二～五日 熱帯低気圧・洪水

昭和三年九月一八～一九日 暴風雨（台風二二号）

昭和三年九月二六～二七日 大雨・洪水（台風二二号）

九月二六日関東地方南部をおそった台風二二号の大雨によって、町内用排水路は氾濫し、道路・田・畑・住家等に浸水した。特に小島地区は早川の堤防が決壊、加えて石田川上流の堤防から越水したために洪水となった。また

上須戸・善ヶ島は道閉堀の越水、日向は北河原用排水門樋問題等があつて、いずれも床上浸水の災害となつて、長

い家では三日間も浸水した。もちろん農作物・道路・橋梁・堤防も甚大な災害をうけた。浸水家屋は次表の通り。

区分	地区別	妻	沼	男	沼	太	田	長	井	秦	計
計	床上浸水家屋数	五	四四	五	一〇	三一	九五				
	床下浸水家屋数	一三六	一一七	三九	三八	八六	四一六				
		一四一	一六一	四四	四八	一一七	五一				

昭和三四年（一九五九）九月二六日 強風（台風一五号）

台風一五号は風台風で、その強風のために住宅の倒壊三、物置その他の非住家の倒壊一四、屋根小屋組共飛ばされたもの数十棟、農作物の被害も甚大であった。

昭和三八年（一九六三）五月二二日 雷雨・降ひょう・旋風

五月二二日午後四時半から二〇分間、降ひょうをとまなう旋風による被害区域は、男沼地区が三六〇ヘクタール太田地区が一五〇ヘクタールで、被害状況は、死者一、負傷者二、住宅全壊九、半壊一三、非住宅全壊三五、半壊四二、災害地域の雨戸やガラス戸は軒なみこわされた。また、農作物の推定被害総額は、三億一、一〇五万円というぼう大なものであった。町では翌二十三日、緊急町議会を開いて被害対策を協議、町当局の全力をあげて被害状況調査を行なうことになり、右のような最終的な数字をつかんだので、二九日、旋風・ひょう害緊急対策協議会を開き、援護対策を審議した結果、町民税を小島地区五〇パーセント、間々田・出来島・永井太田上平・同葉西・四〇パーセント、男沼・台・永井太田（前二字を除く）三〇パーセント、固定資産税を、全壊は全額、半壊は半額、小島地区は全戸三〇パーセントをそれぞれ減免することに決定した。なお、災害対策費として、死亡した方に一万円の弔慰金、負傷した方に一千元の見舞金、家屋の再建および補修費として一戸当り、住宅全壊一万円、同半壊五

千円、非住宅全壊五千元、同半壊二千元、このほか、四二九世帯に、援護物資（毛布）を支給した。

農作物の被害は、麦類一、三〇〇ヘクタール、やさい五一七ヘクタール、桑二三八ヘクタールで、前述のように三億円を上回る数字を示している。農林関係に左の通り特別支出をすることになった。

- 一、農作物被害調査に要する経費の一部を、共済組合に委託して交付する額が一〇万円、一般被災家屋その他災害の実態調査経費として八万円、計一八万円。
 - 二、被害農家が、低利資金を借り入れるまでの継ぎ融資に対し、その間の利子の一部補助三〇万円、農業構造改善パイロット事業費の、受益者負担金の延納による利子補給一〇万円、計四〇万円。
 - 三、そ菜類の、五〇パーセント以上の被害を受けたものに対して、再生産助成金として、男沼地区へ三〇万円、太田地区へ一〇万円、計四〇万円。以上合計九八万円を支給した。なお、町有財産にも大きな被害があり、太田・小島の各小・中学校や小島公民館など、物置が倒れたり、屋根をとばされ、窓ガラスをこわされたので、この修繕に一三〇万円、町道・橋梁の災害復旧に三〇万円、以上一六〇万円を要した。
- そのほか、自衛隊および消防団の緊急出動経費一三万円、罹災地環境衛生消毒費五万円、委員会会議費および諸調査費二七万円、総計三八八万五千元、この日の旋風・ひょう害対策費に要したのである。

昭和三八年七月一八日 雷雨・降ひょう・突風

「災害は忘れたころにやってくる」という言葉があるが、五月二二日の災害から立ちなおるいとまのない七月一八日午後五時四〇分ごろ、出来島・間々田地区で南東の強風と、小豆大の降ひょうがあり、出来島では直径六〇センチメートルのケヤキの大木が倒れ、原口昌三郎家がつぶされ、病床にあった新太郎さんが負傷したほか二名の負傷者があった。その他家屋半壊二棟、一部破損九棟、非住家被害九棟、ネギなどの農作物三六ヘクタール二四五万円の損害を出した。この日の強風雨と降ひょうは一分間くらいのきわめて短い時間内におこったものである。

また、熊谷から妻沼にかけての地域で二千戸が停電した。

昭和四〇年八月一三日 雷雨・降ひょう・突風

夕方前から夜にかけて県内全域に雷雨があつたが、妻沼町では午後七時四十分から八時一五分までの間に、北西の強風とともに親指大の降ひょうがあり、ネギ・ゴボウ・水陸稻などの農作物、六六四・二ヘクタール、一億一九五五万円の被害となり、特に善ヶ島は甚大で、突風のため住家の全壊一、半壊一、破損二、非住家の全壊二、破損一、他地区の罹災建物とあわせ、復旧費五四万二千元と見積られる被害となつた。

昭和四一年六月二八日 大雨(台風第四号)

六月二八日、本土に接近した台風四号は、折から停滞していた梅雨前線を強く刺激し、関東地方に大雨を降らせ、熊谷周辺の午後一〇時までの降雨量は二六八ミリに達した。(熊谷気象台の発表)このため妻沼町では、福川をはじめ各排水路は溢水し、濁水は町全域の水田を没し、畑作地帯にあふれ、家屋をひたし、田畑一、一六五ヘクタール。床上浸水一〇二戸、床下二三〇戸、道路の決壊一六ヶ所、堤防決壊三ヶ所、橋の流失一という、近年まれな被害を受けた。



(台風4号による冠水・道閉堀排水機場付近)

昭和四一年九月二五日 暴風雨(台風第二六号)

九月二五日午前二時三〇分、妻沼地方に襲来した台風二六号は、それから約一時間風速三一・七メートル、瞬間最大風速は、四一メートル、雨量約二〇〇ミリを記録し予想以上の猛威をふるい、住家二三、半壊八九、非住家全壊一一八、半壊一九八、床上浸水三三、道路の損壊二二か所、負傷者七人、水稲一、〇八一ヘクタール、畑作物五六二ヘクタール、農業施設二二七ヘクタールという大被害をもたらした。なお、聖天山をはじめ、各地の樹木が吹き倒され、ことにあわれをとどめたのは、聖天山の猿小屋が破壊され、逃げ出した母子猿が飢のため抱きあつたまま死んでいたということで、町観光協会では、このあわれな母子猿の石像を児童遊園地内に建てて供養した。以上この地方の自然災害の概要を記したが、防災の心構えを十分にしておきたい。



(大木・猿小屋など大被害を受けた聖天山)

第五章 産 業 ・ 経 済

第一節 農 業

既に述べたように、当地方は典型的な温帯気象に加え、地味が豊かなため、古くから稲作民族が居住していたことは、「こしき」（別掲）等の出土により立証されているほか、多賀城跡出土木簡（武蔵国幡羅郡米五斗云々）や、福川流域の条里遺構からみても窺い知れるが、利根川の氾濫による流域の変遷に従い、耕地も作物も作付型態も変更を余儀なくされ、何時の時代でも、治水・利水が為政者の課題であったし、論所のもとにもなった。

偶々、徳川の慶長九年（一六〇四）、この地方の整備が幕勢維持上緊要として「備前渠」が開削されるに及び、時には利根の氾濫に悩まされたというものの江袋溜井の改良とあわせ、当時としては用排水の整備が進んで生産力が高まったため、河川改修以外に開発は進まず僅かに大正五～八年に妻沼耕地整理組合（一五三・一ha）、昭和六～八年に秦耕地整理組合（一六〇ha）、昭和十七年俵瀬耕地整理組合（一五ha）計三二八・一ha（妻沼は昭和二十八年暗渠排水六〇・六ha、二十九年かんがい排水を施工）の整理が行なわれただけで、抜本的な改良がなされなかった。作付品目も、水田表作は水稻、裏作は主として油菜（灯用・食用のほか換金）、その後麦が作られるようになり、夏畑は大豆のほか、陸稲、藍、里いも、小豆、ごまに綿、裏作は大小麦、油菜及び自家用野菜などが主で、徳川中期以降、荒区や野場に洪水被害の少ない桑と里いもが仕付けられるようになった。

野良仕事は殆んどが手作業による重労働で、耕起には柄鍬、万能、唐鍬、犁、鍬、シヤベル、整地は馬鍬、振りまきが、くるち、六ツ子、馬耕機が、中耕除草にがに瓜、田打車、草掻き、鎌、助簾、手鍬、収納には鎌、サナ、千歯、棒、角棒、背負籠、モッコ、荷車などが用いられた。概して強地が多く、農作業には難行した。

こうした重労働の割に収穫は少く、稲作でせいぜい反（一〇a）当り四～五俵位で、大正年間に至り化学肥料の普及と品種改良により六～七俵に漸増したが、大方の農民は小作農のため、反当三俵から多いところでは三俵一斗三升を、畑は大麦二俵、大豆一俵とそれぞれ生産高の半分近くを小作料として地主に納入したため、生活は苦しくして飯米にもこと欠き、バツタン機織りや子女を奉公に出すことによって生活を糊塗するというみじめな状態におかれた。

ちなみに、明治八年の村別物産を武蔵国郡村誌より抜すことによって生活を糊塗するというみじめな状態におかれた。が約一貫目Ⅱ三・七五kgあった。）妻沼五〇〇石、善ヶ島一七〇石、男沼一五二石とあるように利根沿いが多く、米は西城七九四石、弥藤吾七五一石、上根六五八石で秦地区及び出来島・小島は〇石とあり、大麦Ⅱ永井太田一、一三一石、妻沼七八三石、弥藤吾七二〇石、葛和田六三〇石、善ヶ島、日向、小島と続き、大豆は永井太田五一七石、弥藤吾四三八石、上須戸三六八石とそれぞれ畑地帯が主で、藍葉Ⅱ間々田二〇〇貫、上江袋八五〇メ、蚕卵紙が小島五五〇〇枚、八ツ口一六〇〇枚、葛和田一〇〇〇枚、綿で八木田二四〇貫、原井三〇貫、馬は五一七頭を数えた。

その後、時代の推移につれ蔬菜・畜産が導入、耕種改善も進んで収量も増加し農家経済が安定するかに思われたのも束の間、昭和の初めに「農村恐慌」が到来、次いで戦局の拡大により基幹労働力の殆んどが動員又は徴用を受け、かつ、肥料資材の欠亡もあって生産は低下した反面、供出制度の強化により保有米すら割るような状態になったが、終戦に伴い二十一年十一月公選の農地委員会（地主三、自作二、小作五、計一〇名）が発足して「農地改革」を断行した。当時の委員長は、妻沼Ⅱ徳田徳三郎、太田Ⅱ関根武二、男沼Ⅱ岩瀬治郎、長井Ⅱ新井武一、秦Ⅱ江森春太郎の諸氏で、買収価格は一〇a当り七百元～千円程度（煙草ピース一箱四十円の頃）だった。結果は次の通りである。

2 農地改革による所有農地の変動

(改革前 昭20. 8)
(改革後 昭24. 3)

旧町村別	農地改革前後別	総括			自作地		小作地		総括畑のうち桑畑
		総数	田	畑	田	畑	田	畑	
妻沼町	改革前	町反 346.5	町反 158.7	町反 187.8	町反 58.3	町反 88.3	町反 100.4	町反 99.5	町反 89.0
	改革後	350.9	158.5	192.4	132.1	158.8	26.4	33.6	59.5
男沼村	〃 前	372.6	76.7	295.9	32.2	153.2	44.5	142.7	141.3
	〃 後	382.5	89.8	292.7	82.4	242.7	7.4	50.0	109.4
太田村	〃 前	524.6	296.7	227.9	92.5	105.3	204.2	122.6	121.0
	〃 後	517.5	299.4	218.1	246.7	183.7	52.7	34.4	91.0
長井村	〃 前	585.2	317.7	267.5	155.4	97.3	162.3	170.2	111.5
	〃 後	532.3	318.2	214.1	267.3	182.6	50.9	31.5	66.1
秦村	〃 前	402.5	160.3	242.2	70.5	96.0	89.8	146.2	83.9
	〃 後	352.1	163.1	189.0	135.0	155.9	28.1	33.1	40.9
計	改革前	町反 2,231.4	町反 1,010.1	町反 1,221.3	408.9	540.1	601.2	681.2	546.7
	改革後	2,135.3	1,029.0	1,106.3	863.5	923.7	165.5	182.6	466.9

(注)

小作地の面積が改革前には全体の57.5% (最多太田の62.3%、最小男沼の50.2%) あったのが農地改革により全体で16.3% (41.2%減) に減少している。

1 農地改革による経営別農家戸数の変動

(改革前 昭19. 8. 1)
(改革後 昭23. 4. 1)

旧町村別	農地改革前後別	総数	自作	自小作	小自作	小作	保有のみの農家
妻沼町	改革前	戸 407	戸 49	戸 55	戸 75	戸 192	戸 36
	改革後	559	181	220	42	95	21
男沼村	〃 前	503	75	83	82	219	44
	〃 後	519	179	209	65	54	12
太田村	〃 前	558	68	72	128	241	49
	〃 後	593	247	237	51	24	34
長井村	〃 前	587	77	78	129	265	38
	〃 後	644	265	273	45	23	38
秦村	〃 前	525	52	92	106	240	35
	〃 後	535	138	296	26	38	37
計	改革前	2,580	321	380	520	1,157	202
	改革後	2,850	1,010	1,235	229	234	142

(注)

- 1 農家戸数が270戸 (10.5%) ふえているのは、戦後復員した農家の二、三男が分家したり、保有のみの在村地主が帰農したりしたことによる。
- 2 自作及び自小作農家戸数が、それぞれ3.15ないし3.25倍にふえ、逆に小作農家が5分の1に減っていることからみても、自作農創設の目的が十分達せられていることがわかる。

以上のように大部分が自作農となり、小作農も昭和十四年の小作料統制令以降物納から金納制に変わって耕作権も安定し、僅かな小作料で済んだ上、閑好況と相まち農家経済は急速に伸長した。一方、青壮年の旺盛な復興意欲（別掲産業団体の項参照）に加えて、畜力利用（カルチ）や井田式さくり播機及び動力機具等の出現により、逐次省力化が進められたが、他方、経済の高度成長は農業の機械化と生活の近代化に一層の拍車をかけた反面、食糧需給と就業構造に大きな変革をもたらし、農業経営の安定と後継者の確保が当面の大きな課題となり、新農政への脱皮が強く求められるようになって、町村合併へと進んだ。

合併当時の農耕地及び農家数

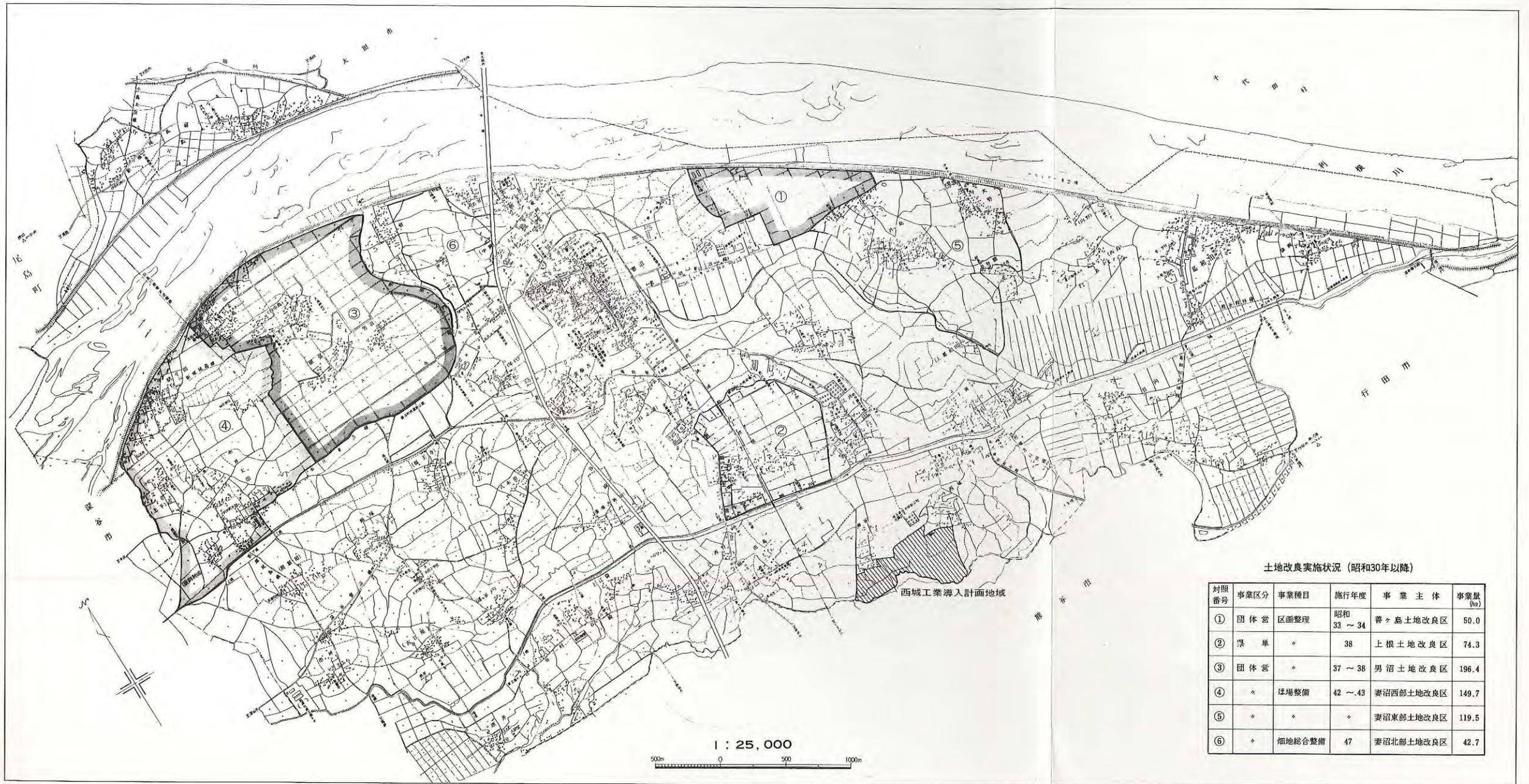
旧町村名	田（単位ヘクタール）	畑（単位ヘクタール）	計（単位ヘクタール）	農家数
妻沼町	一六三・二二	二二一・五	三七四・七	四六二
男沼村	三四・二	二四九・八	二八四・〇	四六五
太田村	三二五・四	二四一・〇	五六六・四	五八七
長井村	三一四・〇	二四四・九	五五八・九	六四九
秦村	一六二・〇	一九〇・〇	三五二・〇	四九七
合計	九九八・八	一、一三七・二	二、一三六・〇	二、六六〇

以上の表のような現況にあつたので、合併後の町政の指針は、七割をしめる農家の振興策に重点がおかれ、これに対応する施策が講じられた。しかし、第二・第三次産業との所得格差が甚だしくなり、農業も従来の米麦養蚕のみに依存した経営では、農家経済の安定は困難となった。そこで、各地区では土地改良の推進によって近代化を進め、選択的生産の拡大による経済の充実を企図して、男沼地区農業構造改善パイロット事業をはじめ次のような基盤整備事業を実施したのである。

農地交換整備事業
道路・排水路

三四・一二・一〇三五・三・一〇

八七九 三四七、一〇七・四三



土地改良実施状況（昭和30年以降）

対照番号	事業区分	事業種目	施行年度	事業主体	事業量 (ha)
①	団体営	区画整理	昭和 33 ~ 34	善ヶ島土地改良区	50.0
②	県単	〃	38	上根土地改良区	74.3
③	団体営	〃	37 ~ 38	男沼土地改良区	196.4
④	〃	埴場整備	42 ~ 43	妻沼西部土地改良区	149.7
⑤	〃	〃	〃	妻沼東部土地改良区	119.5
⑥	〃	畑地総合整備	47	妻沼北部土地改良区	42.7

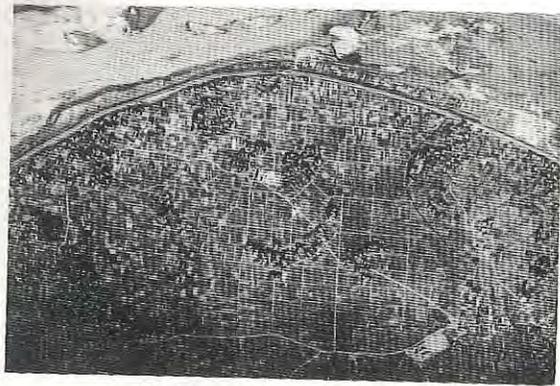


土地改良実施状況 (昭和30年以降)

対照番号	事業区分	事業種目	施行年度	事業主体	事業費 (千円)
①	団体営	区画整理	昭和33~34	善ヶ島土地改良区	50.0
②	県単	〃	38	上根土地改良区	74.3
③	団体営	〃	37~38	男沼土地改良区	196.4
④	〃	ほ場整備	42~43	妻沼西部土地改良区	149.7
⑤	〃	〃	〃	妻沼東部土地改良区	119.5
⑥	〃	畑地総合整備	47	妻沼北部土地改良区	42.7

土地改良事業の実施状況

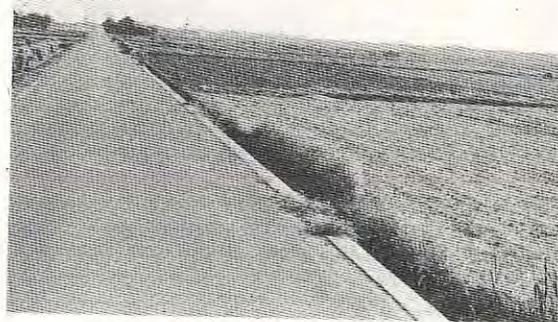
地区別	事業主体別	事業内容	着工・昭和年月日	完成・昭和年月日	事業費千円	受益面積ヘクタール
秦	秦 土地改良区	水路新設	二九・四・一	三〇・五・一〇	二九〇	九九、一七三・五五
江波	〃	営畑地灌漑	二九・一〇・一	三〇・三・三一	九〇〇	九九、六六八・四二
弥藤吾	〃	〃	二九・一一・一	三〇・三・三一	六四〇	三九、六六八・四二
八木田	〃	〃	二九・一〇・一	三〇・三・三一	七〇五	二九、七五二・〇七
小島	妻沼土地改良区	水田暗渠排水	二九・一〇・一	三〇・三・三一	一、二〇三	四九、五八六・七八
妻沼	〃	〃	二九・一〇・一	三〇・三・三一	二、九二〇	六六七、二二四・八七
善ヶ島	善ヶ島町 営	畑地灌漑	二九・一二・一	三〇・三・三一	六〇〇	四九、五八六・七八
妻沼・台	〃	農地造成	三〇・四・一	三一・三・一〇	一五〇	二九、七五二・〇七
小島	〃	暗渠排水	三一・五・一	三一・六・三〇	二、二〇〇	一七、八五一・二四
善ヶ島	〃	畑地撒水	三一・一一・二	三一・三・一〇	四五〇	四九、五八六・七八
出来島	出来島興農会	畑地撒水 スプリンクラー	三一・一一・二五	三一・二・二五	五九六	八四、二九一・五一
間々田	共同施行(島田保一外一三〇人)	灌漑排水	三一・一二・二〇	三一・三・二五	八六三	二九七、五二〇・六六
善ヶ島	善ヶ島土地改良区	農地交換整備事業 調査計画・排水路	三一・一〇・一五	三四・三・二五	一、一二九	三四七、一〇七・四三
〃	〃	農地交換整備事業 道路・排水路	三四・一二・一〇	三五・三・一〇	八七九	三四七、一〇七・四三



男沼地区のパイロット事業全景



パイロット地区のトンネル栽培



弁財前の区画整理幹線道路

八木田 道ヶ谷戸 飯塚 市	台・若宮	西南地区
町	妻沼北部 土地改良区	妻沼西南 土地改良区
営農免道路	畑地帯 総合土地改良事業	ほ場整備 灌漑排水
四五・一一・一	四七・一一・一	四九・一一・一
四七・三・三二	四九・三・二五	五八・三・三二
四三、〇三八	八〇、八五九	一七五、一四〇 万円
二二八五、〇〇・〇〇	四八三、四〇〇・〇〇	四二六、〇〇〇・〇〇

葛和田	田島	男沼	上根	永井太田	男沼	善ヶ島	善ヶ島	間々田	永井太田	善ヶ島	永井太田
葛和田西部土地改良、共同施行	田島土地改良組合	男沼土地改良区	上根土地改良区	永井太田町 営	男沼土地改良区	善ヶ島 第一土地改良区	善ヶ島 第一土地改良区	妻沼西部 土地改良区	妻沼西部 土地改良区	妻沼西部 土地改良区	妻沼西部 土地改良区
灌漑・排水	暗渠排水	区画整理	灌漑排水用水路	畑地灌漑 スプリングクラー	区画整理	灌漑排水用水路	客土	灌漑・排水	畑地灌漑 スプリングクラー	ほ場整備	ほ場整備
三四・一一・二〇	三五・一一・二〇	三七・一一・二五	三八・一一・二〇	三八・一一・二〇	三八・一一・二八	三八・一一・二〇	三九・一一・二〇	三九・一一・二〇	三九・一一・一五	四三・一一・一一	四三・一一・一一
三五・三・二〇	三六・二・二〇	三八・三・三〇	三九・三・二〇	三九・三・二五	三九・三・三一	四〇・三・二〇	四〇・三・二〇	四〇・三・二〇	四〇・二・一〇	四三・五・一五	四三・五・一〇
二、二三五	五二〇	三三、九一五	二六、七五四	一五、一六二	一、四二六	二、九六〇	一、五四七	一、〇一〇	一七、七八六	三、一八四	三、一八四
一九八、三四七・一〇	四一、〇〇〇・〇〇	一六二七、〇〇〇・〇〇	八五四、〇〇〇・〇〇	七五四、〇〇〇・〇〇	八〇、〇〇〇・〇〇	五七、〇〇〇・〇〇	三〇四、〇〇〇・〇〇	四五、五〇〇・〇〇	四四四、〇〇〇・〇〇	三三四、〇〇〇・〇〇	八四六、〇〇〇・〇〇
		六八、〇〇〇・〇〇									五〇五、〇〇〇・〇〇
											二八一、〇〇〇・〇〇
											九二、〇〇〇・〇〇

農家数

以下の資料：農業センサス

地区	専業	兼業		年度
		第一種	第二種	
妻沼町	一八四二	五四四	二八四	昭和二十五年
妻沼	三二二	七二	九七	昭和三十五年
男沼	三二七	一〇一	二二七	
太田	四二五	一一二	四八	昭和四十年
長井	四二四	一六〇	一一三	
秦	三七四	八九	三五	昭和四十五年

農家世帯人口

地区	専業	兼業		年度
		第一種	第二種	
妻沼町	一七、九九〇	七、七三八	八、二一四	昭和二十五年
妻沼	三、〇九六	一、二六三	一、三二七	昭和三十五年
				昭和四十年
				昭和四十五年

経営耕地面積(単位アール)

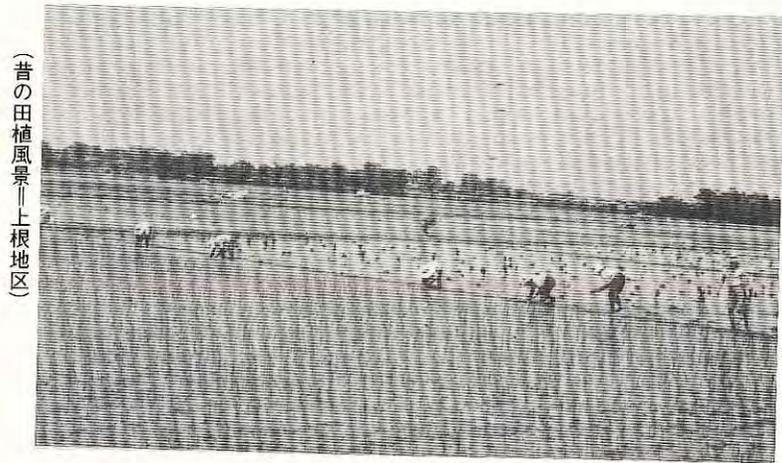
地区・区分	年度	妻沼町		妻沼		妻沼町		妻沼	
		計	兼業	計	兼業	計	兼業	計	兼業
妻沼町	昭和二十五年	一〇一、三二一	七三、三五八	三、三〇八	一、四九六	一、八七三	二、〇三四	三、九〇七	一、七四六
妻沼町	昭和三十五年	一一〇、三三〇	七二、二二〇	三、〇五七	一、五六一	一、八二〇	三、五四二	九一・六	一、七四六
妻沼町	昭和四十年	一〇八、八〇〇	七〇、四〇〇	九一・三	一、三五四	一、六五九	三、二四一	八八・二	一、五八三
妻沼町	昭和四十五年	一〇八、八〇〇	七七、三〇〇	二、七四七	一、三九三	一、六五九	三、二四一	八八・二	一、五八三

地区・区分	年度	妻沼町		妻沼		妻沼町		妻沼	
妻沼町	昭和二十五年	一〇一、三二一	七三、三五八	三、三〇八	一、四九六	一、八七三	二、〇三四	三、九〇七	一、七四六
妻沼町	昭和三十五年	一一〇、三三〇	七二、二二〇	三、〇五七	一、五六一	一、八二〇	三、五四二	九一・六	一、七四六
妻沼町	昭和四十年	一〇八、八〇〇	七〇、四〇〇	九一・三	一、三五四	一、六五九	三、二四一	八八・二	一、五八三
妻沼町	昭和四十五年	一〇八、八〇〇	七七、三〇〇	二、七四七	一、三九三	一、六五九	三、二四一	八八・二	一、五八三

種類	年度	
	昭和三十五年	昭和四十年
水稲	一〇九、三五〇	一〇八、四〇〇
陸稲	一八、一八〇	七、六〇〇
麦類	一五一、九二〇	一〇六、三〇〇
いも類	六、〇二〇	三、一〇〇
まめ類	四、五二〇	一、一〇〇
きゅうり	七、四九〇	六、〇〇〇
はくさい	一、二九〇	一、六〇〇
だいこん	一、七二〇	二、〇〇〇
ねぎ	一五、四七〇	三三、七〇〇
その他の野菜	二四、七二〇	五三、六〇〇
牧草	六四〇	一
その他の	九七八	一
施設園芸	一	三八
計	三四二、二八八	二八九、七三八
		二九二、四九四

農産物収穫面積 (単位アール)

種類	年度		
	昭和三十五年	昭和四十年	
妻沼	計 畑 田 樹園地	一五、九二九 一三、一九一 五、七六四 三四、八八四	一七、七九〇 一二、一五〇 四、二七〇 三四、二一〇
男沼	計 畑 田 樹園地	八、〇一七 一七、三八四 一〇、五四九 三五、九五〇	九、九四〇 一七、七四〇 八、〇八〇 三五、七六〇
太田	計 畑 田 樹園地	二九、四三三 一三、〇五〇 八、三七六 五〇、八五九	三〇、九一〇 一二、七七〇 七、三八〇 五一、〇六〇
長井	計 畑 田 樹園地	三一、六五二 一五、三三二 六、〇三五 五三、〇一九	三三、一〇〇 一三、七七〇 五、九八〇 五一、八五〇
秦	計 畑 田 樹園地	一六、二八〇 一四、四〇一 四、三八二 三五、〇六三	一七、五九〇 一五、七九〇 三、四八〇 三六、八六〇
		一〇八、七〇〇 一、七〇〇 六五、八〇〇 二、二〇〇 一、六〇〇 五、二〇〇 一、七〇〇 六、三〇〇 三三、七〇〇 六一、四〇〇 三、五〇〇 一、二〇〇 三八	一〇八、七〇〇 一、七〇〇 六五、八〇〇 二、二〇〇 一、六〇〇 五、二〇〇 一、七〇〇 六、三〇〇 三三、七〇〇 六一、四〇〇 三、五〇〇 一、二〇〇 三八



(昔の田植風景) 上根地区

農産物販売収入一位の部門別農家数

部門	地区	昭和40年	昭和45年										
稲	妻沼町	一〇六二	一〇四三	一三九	一五〇	一七	一九	三〇七	二六五	四二六	四〇三	一六三	二〇六
麦類	妻沼	二八一	六三	八六	二二	一七	一	三三	七	四六	六	一〇〇	二八
施設園芸	妻沼	二	四一	一	一	一	一〇	一	五	二	一七	一	九
野菜類	妻沼	八四八	一〇六四	八四	一三六	三四六	三五六	一五七	二三六	九一	一四五	一七〇	一九一
果樹類	妻沼	一	三	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一
酪農	妻沼	五三	五四	四	七	二〇	一七	一六	一四	五	八	八	八
養豚	妻沼	二二	一三	二	一	二	二	二	二	八	七	七	二
養鶏	妻沼	一一七	一一	二	二	二	一	一	一	一	五	五	三
養蚕	妻沼	一	六二	一	三八	一五	二	三六	一	一	五	一五	六
その他	妻沼	九四	九四	三三	三〇	八	一四	一三	二〇	一六	九	一四	二二
販売なし	妻沼	二五〇〇	二四四八	四〇五	三八五	四二八	四三三	五七三	五六一	六二四	六〇五	四八〇	四七四
計	妻沼	二五〇〇	二四四八	四〇五	三八五	四二八	四三三	五七三	五六一	六二四	六〇五	四八〇	四七四

農産物生産額 (単位・千円)

資料：埼玉県農林統計表

種類	年度	昭和四十年	昭和四十二年	昭和四十四年	昭和四十五年	昭和四十六年
米類	昭和四十年	四六九、〇〇〇	五四二、〇〇〇	六四六、〇〇〇	五八一、〇〇〇	五一三、〇〇〇
麦類	昭和四十年	一四一、〇〇〇	一八五、〇〇〇	一五二、〇〇〇	一三四、〇〇〇	一一一、〇〇〇
雑穀類	昭和四十年	六、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
いも類	昭和四十年	八、〇〇〇	一四、〇〇〇	二一、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇
野菜類	昭和四十年	四九七、〇〇〇	九四四、〇〇〇	一、〇三〇、〇〇〇	一、二三八、〇〇〇	一、二五二、〇〇〇
果樹	昭和四十年	一、〇〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
花き	昭和四十年	一、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
工芸作物	昭和四十年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
種苗・苗木類	昭和四十年	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一四、〇〇〇	三、〇〇〇	五、〇〇〇
養蚕	昭和四十年	一四四、〇〇〇	一七七、〇〇〇	一三一、〇〇〇	一二三、〇〇〇	八七、〇〇〇
畜産	昭和四十年	一、八〇六、〇〇〇	二、二二三、〇〇〇	二、四七四、〇〇〇	二、五五九、〇〇〇	二、五一〇、〇〇〇
計	昭和四十年	一、八〇六、〇〇〇	二、二二三、〇〇〇	二、四七四、〇〇〇	二、五五九、〇〇〇	二、五一〇、〇〇〇

畜産 (養鶏は羽・養蚕は箱)

資料：農林業センサス

種類	年度					
	昭和三十五年	昭和四十年	昭和四十五年			
酪農	農家	頭数	農家	頭数	農家	頭数
乳用牛	一、二二〇	一、六五七	一、二二八	九四九	一	一、五六五
肉用牛	一、一四六	一、一九八	三二七	六二六	九八	一、二七六
養豚	二七八	四四九	三二五	三三三	九七	二八九
繁殖豚	一	一	一四九	二、〇七六	一九三	二、五九〇
肥育豚	一	一	二四八	一、七九六	一〇〇	二、二八三
養鶏	一、五二五	一九、四五〇	一	一七、〇四三	一	二九、〇二六
採卵鶏	一	一	九八一	一五、六四三	七三〇	一二、三一
プロイラー	一	一	四	一、四〇〇	七	一六、七〇五
養蚕	一、四五二	二六七、三四二	一、一一九	六、八四三	五九〇	四、一〇四

第二節 工業

当町は、古くから農耕を生業として発展してきたため、従前は僅かに座繰生糸・賃機等の家内工業と醸造・精穀・窯業鍛工等の個人営業のほか工業としては見るべきものがなかった。然し、戦後、鍔金・電装・食品などの平和産業が興され、朝鮮動乱を機に急速な伸長を示したが、業態は下請小企業の域を脱することができなかった。町では三十七年から若年層の町外流出を防ぎ、農商工一体の調和ある町づくりを進めるため、リード・エビス等既設工場の拡張にあわせ優良工場の誘致を計画し、昭和三十九年秋、能美・シスコ両工場の操業開始をキッカケに町全域に活気が漲り、経済の高度成長と町の積極的な開発策が功を奏して工業立地に画期的進展が見られ、宅地造成も軌道に乗った。昭和五十二年一月末現在・従業員二〇人以上の事業所は次表の通りである。

事業所名 (○印誘致工場)	所在地	創立年月	従業員数	主要製造品目名	資本金	敷地面積
(株) リード	弥藤吾	昭二四七	九五人	街路灯・自動車部品・電装品等	四、四〇〇万円	一〇〇,〇〇〇m ²
○能美防災工業(株)メヌマ工場	妻沼	三三〇	二四	火災報知設備・消火設備	一〇四,〇〇〇	三、四八宛
○シスコ(株)東京工場	妻沼	三三九	三七	ビスケット類	二〇,〇〇〇	四、〇〇〇
(有) 井田産業	弥藤吾	三三七	三三	板金加工業	一〇〇	一〇,〇〇〇
エビス産業(株)	江波	二五二〇	一〇〇	めん類	五,〇〇〇	三、三〇〇
○(株)ローマイヤ埼玉工場	江波	四〇五	七	ハム・ソーセージ類	一、五〇〇	一、五〇〇
○前沢化成工業(株)	市ノ坪	四〇〇	七	住宅機器(無臭トイレ浄化槽等)	一五,〇〇〇	四、六〇〇



農村地域工業導入計画

「列島改造」、「過疎からの離脱」をキャッチフレーズに昭和四十六年に「農工法」が制定されるに従い、町では自立経営志向農家の育成助長策を進める一方、土地の効率的利用と余剰労働力の吸収を目的に農村地域工業の導入を検討の結果、四十八年十月に次の通り実施計画を策定した。

- 1 導入地区は、大字西城字南大ケ谷戸・甲鶴森・乙鶴森及び入胎にまたがる延二〇三、五二六m²の地域とし、
- 2 導入すべき業種は、金属製造業等公害発生の恐れのない企業が前提とされ、規模は導入計画に基づく全域で、
- 3 雇傭期待従業者数は、男女計三〇〇人で、これに対する農業従業者の割合は七〇%（二二〇人）と考えられ、これを満たし得る企業であること。

これ等の条件に適合する工場として「日鉄カーテンオール（株）」が選ばれ、土地買収も進んで、農地転用許可申請の段階で、同地域が埋蔵文化財包蔵地としてチェックされたため、開発に先立って発掘調査を行うことになり、埼玉県遺跡調査会に事業を委託、四十九年八月調査に取りかかり、年末までに一四、〇〇〇m²の調査を完了、住居四十四のほか遺物多数を発掘した。（上掲の写真参照）折しも、石油ショックにより日本経済は、高度成長から低成長に移行、景気回復のめどが立たないため、工場進出計画も休止の状態にある。

工業統計

町内の事業所数、従業者数、製造品出荷額は次に示す表の通りである。

○東工業（株）妻沼工場	原井	昭 四	六	電球用ガラス	三、〇〇〇	一七、三五六
（有）春日井製作所	上根	二四 四	六	自動車部品及び付属品	六〇〇	六、三〇〇
○（株）有賀製作所埼玉工場	出来島	四三 三	五	スーパーショーケース	四、八〇〇	一八、〇〇〇
○（株）大誠樹脂熊谷工場	上須戸	四二 二	五	プラスチック再生	三、五〇〇	三、三五六
熊谷生コン（株）	田島	四六 六	三	生コンクリート	二、〇〇〇	二〇、二三四
（株）逸見産業	妻沼	三七 五	三	自動販売機・冷蔵庫・ガスレンジ	九〇〇	四、三三〇
岡田紙筒（株）	台	二六 六	三	紙筒製造	八〇〇	二、五〇〇
○きんまる星醬油（株）	妻沼	四四 四	三	しょう油製造	二、四〇〇	八、五〇一
○日本綿棒（株）東京工場	江波	四七 七	三	繊維製衛生材料（綿棒）	二、〇〇〇	一、三三〇
（株）ムサシ	善ヶ島	四二 二	三	事務用機械器具	八〇〇	一、〇〇〇
吉坂製作所	妻沼	二六 二	二	音響機器部品	一	五、〇〇〇
（株）ホクシン	出来島	三三 三	二	照明器具	一、〇〇〇	一、二四三
○東京パッケージ（株）妻沼工場	江波	四四 四	七	セロファン印刷袋製品	一、六〇〇	一〇、〇〇〇
○（株）吉田陶管妻沼工場	上江袋	四二 二	三	コンクリート製品	一、一〇〇	一六、〇〇〇
○幸伸工業（株）埼玉工場	葛和田	四三 三	三	配電盤	二、五〇〇	一、三三〇
（有）宇田川製作所	妻沼	三三 三	三	自動車部品・電装品・金属ケース	一〇〇	四、七五〇
○（株）創和製作所	出来島	四三 五	三	スーパーショーケース	一、二〇〇	一、六〇〇
ミカド通信機（有）妻沼工場	妻沼	四二 二	三	カーステレオ	一〇〇	一

このほか、建設業に田部井建設・武蔵建設・荻野組・小林建材工業・三沢組・岡村建設などがある

(2) 従業者数

資料…工業統計調査

業種	昭和43年			昭和45年			昭和47年		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
食料品	420	178	242	393	186	207	612	—	—
繊維	37	16	21	39	18	21	40	—	—
衣服・その他	46	12	34	46	14	32	42	—	—
木材・木製品	47	31	16	48	30	18	48	—	—
家具・装備品	23	17	6	31	22	9	20	—	—
パルプ・紙加工品	96	68	28	82	54	28	60	—	—
出版・印刷	x	x	x	x	x	x	24	—	—
化学	—	—	—	—	—	—	x	—	—
石油石炭製品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ゴム製品	x	x	x	x	x	x	x	—	—
皮革同製品	110	56	54	80	41	39	63	—	—
窯業・土石製品	113	94	19	122	99	23	164	—	—
鉄鋼	x	x	x	x	x	x	16	—	—
非鉄金属	x	x	x	x	x	x	x	—	—
金属製品	75	50	25	143	104	39	192	—	—
機械	17	14	3	44	32	12	103	—	—
電気機械器具	842	584	258	1,122	608	514	1,120	—	—
輸送用機械器具	53	32	21	46	27	19	50	—	—
精密機械器具	x	x	x	x	x	x	x	—	—
武器	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	37	12	25	87	56	31	98	—	—
計	1,952	1,182	770	2,323	1,312	1,011	2,717	—	—

(1) 事業所数

資料…工業統計調査

業種	昭和43年			昭和45年			昭和47年		
	計	20人以上	19人以下	計	20人以上	19人以下	計	20人以上	19人以下
食料品	19	3	16	18	4	14	17	4	13
繊維	12	—	12	13	—	13	15	—	15
衣服・その他	8	—	8	8	—	8	8	—	8
木材・木製品	6	—	6	5	—	5	6	—	6
家具・装備品	3	—	3	7	—	7	6	—	6
パルプ・紙加工品	4	2	2	4	2	2	4	2	2
出版・印刷	2	—	2	2	—	2	3	—	3
化学	—	—	—	—	—	—	1	1	—
石油石炭製品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ゴム製品	1	—	1	1	—	1	2	—	2
皮革同製品	3	2	1	3	2	1	3	2	1
窯業・土石製品	9	1	8	10	2	8	12	3	9
鉄鋼	2	—	2	1	—	1	5	—	5
非鉄金属	1	—	1	1	—	1	1	—	1
金属製品	10	1	9	13	3	10	14	2	12
機械	3	—	3	9	—	9	12	2	10
電気機械器具	16	8	8	17	7	10	21	7	14
輸送用機械器具	5	1	4	9	—	9	12	—	12
精密機械器具	2	—	2	3	—	3	4	—	4
武器	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	4	1	3	11	1	10	13	1	12
計	110	19	91	135	21	114	159	24	135

資料…工業統計調査(単位 万円)

(3) 製造品出荷額

業種	昭和40年		昭和43年		昭和45年		昭和46年	
	出荷額	前年比	出荷額	前年比	出荷額	前年比	出荷額	前年比
食料品	128,779	—	274,886	213.5	251,044	91.3	278,739	111.1
繊維	964	—	1,633	169.4	2,945	180.3	2,865	97.3
衣服・その他	1,348	—	2,279	169.1	3,616	158.7	4,135	114.4
木材・木製品	4,692	—	8,369	173.4	23,080	275.8	18,469	80.0
家具・装飾品	2,577	—	4,224	163.9	6,940	164.3	7,021	101.2
パルプ・紙加工品	14,561	—	44,955	308.7	44,799	99.7	35,230	78.6
出版・印刷	x	—	x	—	x	—	10,507	—
化学	x	—	—	—	—	—	—	—
石油・石炭製品	—	—	—	—	—	—	—	—
ゴム製品	x	—	x	—	x	—	846	—
皮革・同製品	15,540	—	28,407	182.8	38,942	137.1	44,711	114.8
窯業・土石製品	2,593	—	65,173	2,513.4	68,573	105.2	79,211	115.5
鉄鋼	—	—	x	—	x	—	997	—
非鉄金属	—	—	x	—	x	—	x	—
金属製品	2,923	—	17,585	601.6	51,547	293.1	45,382	88.0
機械	1,051	—	2,257	214.7	6,266	277.6	7,776	124.1
電気機械器具	64,509	—	322,064	499.3	505,235	156.9	580,762	114.9
輸送用機械器具	144,297	—	9,092	6.3	5,600	61.6	18,529	330.9
精密機械器具	x	—	x	—	975	—	893	91.6
武器	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	218	—	5,062	2,322.0	74,265	1,467.1	79,207	106.7
計	384,237	—	789,708	205.5	1,088,639	137.9	1,216,059	111.7

第二節 商業

生産者からその生産物を買ひ、消費者にこれを売って利益を得る。いわゆる商業としての道が開かれたのは、律令制がくずれ、権力の座を争う平安末期の動乱に一応終止符がうたれて、鎌倉幕府が誕生した時代のことである。もちろんそれ以前においても商行為はあったが、商業といえるほどのものではなかったようである。たくましい民衆の生活意欲は、動乱の世の中においても衰えることはなく、交通路の発達とともに生産物を持って、人の集まるような場所に出て売るようになった。これを市というが、人々は必要なものを求めてこの市に集まった。

この結果商人という新しい階層が生まれ、支配者による制約も取締りも効はなく商業はさかんになっていた。時代は、鎌倉幕府が崩壊し、建武の新政といわれる、天皇を中心とした政治が始まったが、律令制時代の政治態勢にもどそうとした新政は失敗し、足利尊氏によって、鎌倉幕府を模範とした武家政治が復活した。当時、朝廷も南北朝に分裂して対立し、加えて守護大名の争いが全国的に及んだので幕府も安定せず、このため五十六年にわたって南北朝の動乱期が続いたのである。そして、室町幕府三代の将軍、足利義満によって南北朝の統一がなされ、一応社会も安定したが、足利氏は、幕府を創立したものの、関東地方の一武士に過ぎなかったので所領は少なく、従って幕府を支える財源に乏しかった。そこで幕府は、いろいろの方法で税をかける反面、隣国との貿易をさかんにした。

この結果、室町時代において商業は急速に発達し、大量に輸入した銅銭によって貨幣による経済機構がなりたつようになり、商業はますますさかんになった。このようになると、商人たちは自衛のためと、ますます利益を得るために同業者の組織(座という)をつくって、寺社や貴族に金を出したり、労働奉仕をして保護してもらうことにした。また、この座に入っていないければ、商品を仕入たり、売ったりすることができない仕組としたので、もうけも多く、

社会経済を左右するほど大きく成長していったのである。

このような商人も、封建政治の確立した江戸時代には、四民制の最下位におかれ「町人」とさげすまれた。だが、幕府のお膝元となった江戸をはじめ、全国に二百をこえる大名の城を中心に、働かざる武士、これらに起居を造ったり修繕をする職人、道路や橋、その他もろもろの作業に従事する労働者、生活必需品を商なう商家等々で形成された城下町は、完全なる消費地域である。そして支配者である幕府や大名の家臣は働くことなく、年貢として農民から納められる米を売って必要な品物を買ったり、その他の支出にあてる、いわゆる「米づかいの経済」なので、商人に経済の実権を握られたようなものである。かくして元禄年間を頂点とする江戸文化は、町人によって華麗に彩られた。

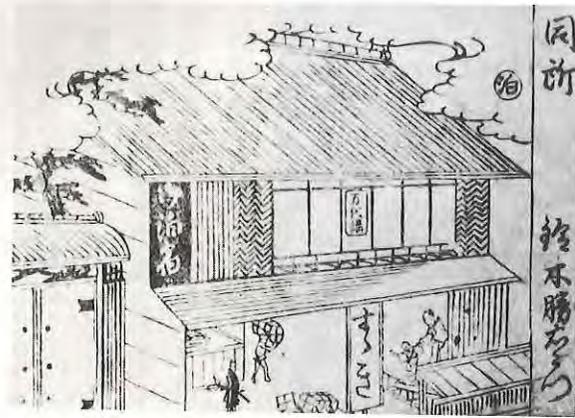
徳川幕府は、この時点で政治経済にゆきづまり、破綻寸前に追いこまれた。これをなんとか打開しようとして、努力したのが八代將軍吉宗で、懐刀としていた江戸町奉行大岡越前守忠相等の知能を集めて改革にのり出した。これに「享保の改革」という。その後、増産で貿易の利益をはかろうとして積極財政をはかった田沼意次も、物価の上昇、天明のききんという天災にあつて失脚、松平定信による寛政の改革、水野忠邦による天保の改革も、ゆるぎだした徳川幕府を建てなおすまでに至らず、若い下級武士によって十五代約三百年続いた徳川幕府は倒されたのである。

さて、日本国内における商業の推移にからませて世情の動きのあらましを述べたが、妻沼地方の商業はどうかという、江戸時代には、商人が農村に住むことを禁じたので、専業の商人はいなかった。だが、生産が上るにつれて農村にも貨幣が流入し、従つて農村にも、農間商人や質屋渡世の者も現われた。特に妻沼村には聖天さまがあり、熊谷宿から上州（群馬県）方面を結ぶ新田往還、それにとまなう渡船場、貨物の集散地とあつて、文政十一年八月、関東取締出役に提出した覚書（荒井家文書）によれば、妻沼村の家数二百拾八軒のうち、百五軒という、半数に近い家が農間諸商並びに諸職渡世人であつた。（沿革の章のうち、資料・文政度の改革にかかわる文書参照二五四頁）

安政六年（一八五九）につくられた、「根本山參詣路飛渡里案内」の挿絵（勝見楼秀玉）に、妻沼町、三浦屋治兵

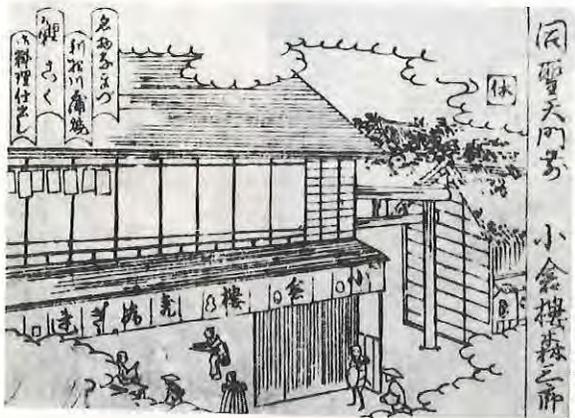
衛、同聖天門前 小倉樓森三郎、同所鈴木勝右工門（左の写真は前原儀久 提供は上から）以上三軒が紹介されており、当時のたたづまい、風俗が知れる。

〔付記〕根本山は、群馬県桐生市梅田町五丁目にあり、参詣路は、江戸日本橋から中山道をくだり、熊谷宿から右折して新田往還に入り、妻沼を経て渡船で上州古戸へ渡り、逐次宿村を経て根本山に至る。



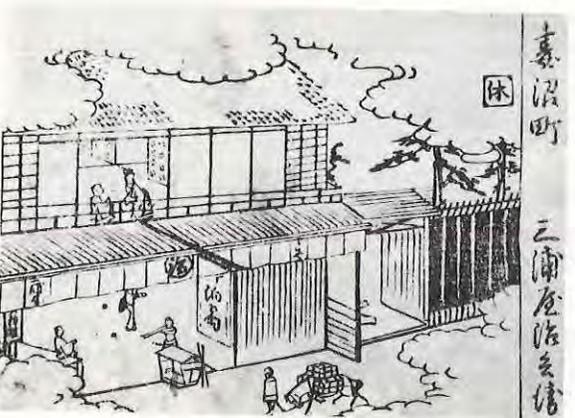
同所

鈴木勝右工門



同所

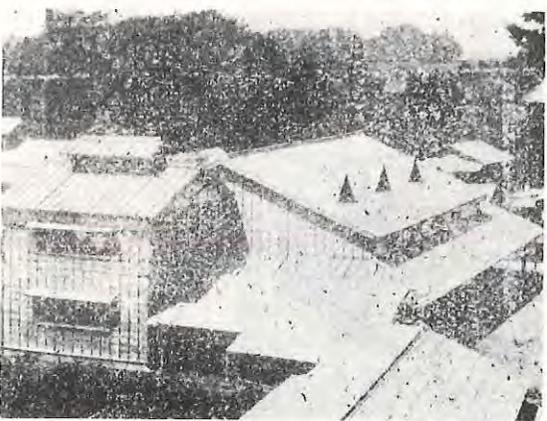
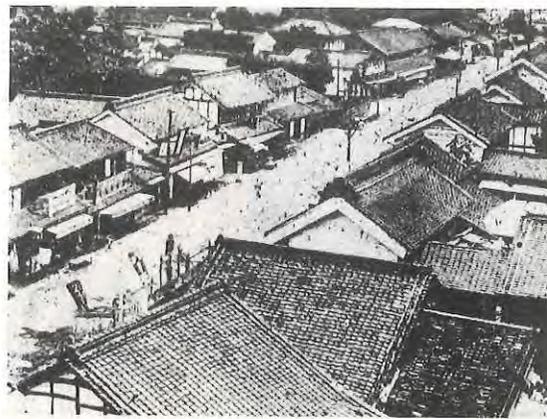
小倉樓森三郎



同所

三浦屋治兵衛

徳川幕府が崩壊し、民衆から大きな期待がよせられた維新政府は、新生独立の意気にもえた指導者によって、西洋文明を手本とし、「富国強兵」と、「殖産興業」が国是とされた。かくして文明文化の興隆と産業革命の普及と相俟ち、外国との交易が拡大して我が国産業経済が飛躍的發展をもたらすに及び、職業も次第に専門細分化して商業の地歩が固まり、更に銀行も進出する等して着々街の形態が整えられてきたため、近在との交流がふえ、商店街も活況を呈するようになった。特に養蚕のさかんなころは、乾繭所（左下の写真）などあって、時期には養蚕家、繭商人などの出入でにぎわった。左掲の写真は、昭和三年刊行の「妻沼町誌」に掲載のものを複写した妻沼の大通りである。



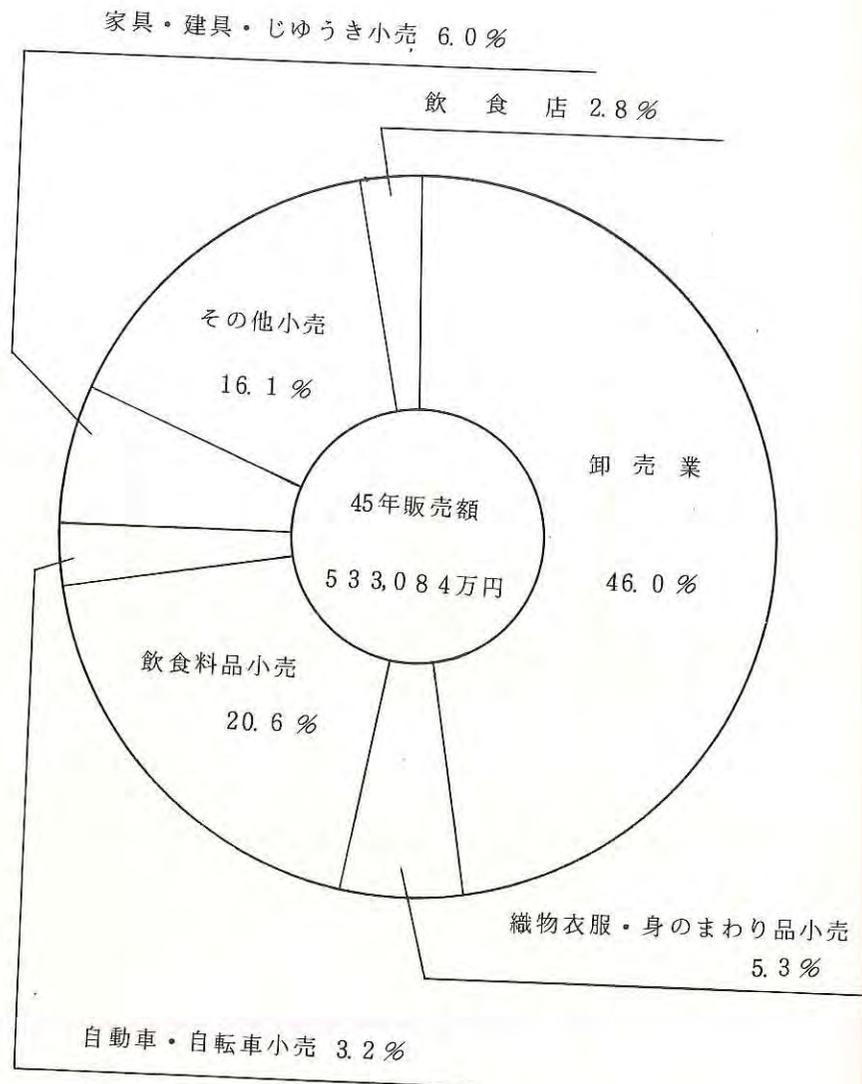
昭和二十年（一九四五）八月十五日、終戦の詔勅がくだって国民は悪夢のような戦争から解放され、諸事自由な世の中となり、物資の不足から終戦直後の数年間はなにかと困難はあったが、徐々に経済は回復していった。特に、昭和三十五年七月、第三十五臨時国会において、池田勇人が内閣総理大臣に指名され、「所得倍増」をうちだして以来、急速に日本経済は伸長し諸外国が驚異の目をもって見るに至った。

かつて、妻沼地方における商業は、農間商という長い間の仕きたりがぬけず市街地の大きな商店でさえ、最近まで農業を営んでいた結果、商業の飛躍的な発展は見られず、停滞を余儀なくされていたが、昭和三十年合併を期に、逐次商業振興に対する研究がなされ、近郊都市へ流出する消費者の実態をさぐり、商業経営改善に真剣な考究がなされるようになった。

また、経営者が若い世代に受けつがれた商店では、商業経営の近代化を企図して、店舗の改新築によってイメージ・チェンジをはかり、営業方針を改革、加えて各種の研究会がもたれ、近郊都市に流出する顧客を、少しでも食いとめようとする努力がはらわれ、経済の伸長にともなう消費層の購買力の増加という事象も幸いして、商店街も活況を呈するようになった。



（妻沼の商店街・昭和50年2月24日写す）



業種	年度			
	昭和四十三年	昭和四十五年	昭和四十七年	昭和四十三年
卸売業	二七	一九	二二	一六六
代理商仲立業	一一	一一	八	一三
衣服身のまわり品小売	三八	三七	三二	九七
飲食料品小売業	一七七	一六九	一四一	三七三
自動車・自転車小売業	二一	二三	二〇	三二
家具建具小売業	四六	三五	一七	八一
その他の小売業	六一	六五	一一一	一七六
飲食店	三六	三二	三二	九六
計	四一七	三九一	三九二	一、〇三四
				一、〇二一
				九七八

商店数および従業者数

資料：商業センサス調査

特に、昭和四十八年三月三日にオープンした、「妻沼ショッピングセンター」は、食品、衣料薬剤及び日用雑貨などを販売し、現代人にアピールする経営を始めたので、妻沼町内の商業振興に刺激を与えた。

妻沼町商工会 旧町村単位の商工会が昭和三十年八月に合併して妻沼町商工会となり、三十五年十月、商工会法の制定により法人格に発展した。会員数五一四名で、三十七年春週休制を実施、四十二年に青年商業会、四十五年青年工業会が発足し、五十一年に事務所を商工センター（旧局跡）に移した。初代会長小池確二郎、現岩崎亥之吉

第四節 金融

江戸時代、妻沼地方における唯一の金融機関は質屋で、これとても農間質屋渡世と称して、本業は百姓であった。前節でも引用した、文政十一年八月、関東取締出役に提出した文書に、次のように記されている。

御札ニ付申シ上げ奉り候書付

大久保筑前守知行所 武州幡羅郡妻沼村 百姓質屋 仁三郎

式拾六ヶ年以前、享和三亥年より渡世仕り候。戌亥式ヶ年質取平均壹ヶ年

一 金八拾五兩式分式朱ト、錢八拾八貫三百六拾四文

但シ、金壹兩ニ付壹ヶ月百文利、錢百文ニ付壹ヶ月式文利

同 村 百姓 代 市右衛門

拾五ヶ年以前、文化十一戌年より渡世仕り候。戌亥式ヶ年質取平均壹ヶ年

一 金六拾七兩壹分ト、錢四拾五貫式百五拾文

但シ、金壹兩ニ付壹ヶ月八拾八文利、錢百文ニ付壹ヶ月式文利

同 村 組 頭 所左衛門

三拾七ヶ年以前、寛政四子年より渡世仕り候。戌亥式ヶ年質取平均壹ヶ年

一 金千八百八拾四兩式分式朱壹朱ト、錢七百式拾貫五百拾文

内、金百式兩式朱壹朱ト、錢四拾七貫百拾八文、村方惣右衛門方より送り質之分

但シ、金壹兩ニ付壹ヶ月八拾八文利、錢百文ニ付壹ヶ月式文利、(但シ書略、惣右衛門分参照)

大久保万吉知行所 同州 同郡 同村 百姓 惣左衛門

三ヶ年以前、文政九戌年より渡世仕り候。戌亥式ヶ年質取平均壹ヶ年

一 金五拾七兩壹分ト、錢式拾七貫六拾六文

但シ、金壹兩ニ付壹ヶ月八拾八文利、錢百文ニ付壹ヶ月式文利

同 村 百姓 長 八

式拾八ヶ年以前、享和元酉年より渡世仕り候。戌亥式ヶ年質取平均壹ヶ年

一 金六拾五兩式分式朱ト、錢五拾壹貫九百四拾壹文

但シ、金壹兩ニ付壹ヶ月八拾八文利、錢百文ニ付壹ヶ月式文利

同 村 百姓 代 惣右衛門

六ヶ年以前、文政六未年より渡世仕り候。戌亥式ヶ年質取平均壹ヶ年

一 金百六拾九兩式分式朱ト、錢式百四拾壹貫五百文

内、金百式兩式分式朱壹朱ト、錢四拾七貫百拾八文、村方所左衛門方へ送り質之分

但シ、金壹兩ニ付壹ヶ月百文利、錢百文ニ付壹ヶ月式文利

但シ、利足之内三ト、送り質世話料として村方所左衛門方より受取申し候。

大久保十五郎知行所 同州 同郡 同村 組 頭 次郎兵衛

六ヶ年以前、文政六未年より渡世仕り候。戌亥式ヶ年質取平均壹ヶ年

一 金式百拾三兩三分壹朱ト、錢百拾貫百四拾八文

但シ、金壹兩ニ付壹ヶ月八拾八文利、錢百文ニ付壹ヶ月式文利

右者農間質屋渡世仕り候もの、私共之外老人も御座なく候。以上(以下略)

以上は妻沼村一村限りの記録で、現在の妻沼町全域の質屋については明らかではないが、各村にこの種の質屋があったことはうかがえる。そしてこれら質屋を営んだ家が、その村でも財産家として君臨することになるのである。また、頼母子講・無尽講などをつくって、掛金をし、まとまった金が必要なものが落札するという、現在でもこの種の講は残っているが、一種の金融組合か、遠隔の地にある神社、仏閣の参詣には多くの日数と費用がかかるので、たとえば伊勢参宮をする者は「伊勢講」大師詣りをする者は「大師講」というように、講元をつくって掛金をしておく一種の預金組合がつくられ、金融の役割を果たしていた。

明治維新以後、諸事先進国の西洋にならって、新しい施策を推進した政府は、金融機関の必要性にせまられて、明治五年（一八七二）十一月十五日、国立銀行条例を制定公布して、諸外国との貿易に利便をはかった。この国立銀行の運営は必ずしも成果を収めるまでには至らなかったようであるが、同九年三月には、私立銀行第一号として三井銀行が設立され、金融の近代化に大きな役割を果たした。かくするうちに、わが国が近代国家に仲間入した最初の大試練であった日清戦争（一八九四―九五）も、わが国の勝利に終り、国民の国家意識が著しく高まる一方、戦争による通貨の増発、台湾の領有、賠償金二万両（邦貨約三億円）の流入などにより、企業熱は全国に燃え上がった。銀行の設立は、その先頭を切り、三十四年（一九〇一）末には、全国に一、八六七の普通銀行を算するまでに至った。

埼玉県もまた例外ではなく、二十七年から三十四年までの間に、実に五十五の銀行があいついで設立され、県内の銀行数は五十八行にも達した。（以下、埼玉銀行史を参考資料として叙述する。）

深谷商業銀行妻沼支店

深谷商業銀行は、明治三十四年（一九〇一）四月十日、大里郡深谷町（深谷市）に、資本金五万円で設立された銀行であるが、明治三十九年（一九〇六）には資本金二十万円の、大正八年（一九一九）には六十万円の、それぞれ増

資された。妻沼町に支店が設けられたのは、大正三年（一九一四）八月で、同行は創業以来積極的に経営を推進してきたのであったが、貸付金のうち約百二十万円が固定化したために経営に行き詰まりを生じ、深谷銀行との合併交渉が進められた。しかし、この交渉が不調であるという理由として、昭和二年（一九二七）一月三十日、突如二週間の休業を発表した。このため預金者から告訴されるという問題が起り、七月に至って、元本のうち五十五パーセントを支払い、残りは免除するということで和議が成立し、銀行側もその後再建に努めたが、翌三年四月に、足利銀行に買収され、本店だけが足利銀行深谷支店として残っただけで、各支店は閉鎖となり、従ってこの時点で、深谷商業銀行妻沼支店は、妻沼町から姿を消したのである。

熊谷銀行妻沼支店

熊谷銀行は、明治二十七年（一八九四）七月一日、資本金五万円で熊谷町に設立され、初代頭取の稲村貫一郎は、女医第一号の名声を博した、荻野吟子が当初に嫁した人である。それは余談だが、環境に恵まれていた熊谷銀行は、その業績も著しく良好で、二年後には早くも三倍の増資を行い、資本金を二十万円にした。

妻沼町（当時は村）に支店が置かれたのは、大洪水のあった翌年の、明治四十四年（一九一一）十月二十日のことで、大正六年（一九一七）六月一日、業績の上昇にともない、一、四五一番地（現埼玉銀行所在地）に移転した。

熊谷銀行の業績は第一次世界大戦時の好景気を満喫して、大正九年（一九二〇）一月には、百万円に増資した。

ところが、同行の傍系として「熊谷貯蓄銀行」があり、店舗こそ別であったが、役員も共通でほとんど一心同体の関係にあったこの銀行の、ある行員が投機に手を出し大穴をあけてしまった。役員は秘密裡にこれを補填して解決したのであるが、役員達は銀行経営に嫌気がさし、大正十年（一九二一）十月九日、当時埼玉県内でも有数の業績をあげていた「武州銀行」に合併してしまったのである。

武州銀行妻沼支店

熊谷銀行と武州銀行の合併は対等の条件であったので、熊谷銀行本店は「武州銀行熊谷支店」となり、熊谷銀行妻沼支店は「武州銀行妻沼支店」として存続されたのである。従って合併時の役員は、頭取松本真平、副頭取石坂養平、取締役稲村貫一郎・斉藤周一郎・田口 拓・監査役高柳二郎・須田実郎・矢島林五郎と、両行の役員で構成された。

武州銀行妻沼支店として業務を開始したのは大正十年十月十九日からで、初代支配人として田島峯吉がおかれた。(妻沼町誌)

武州銀行は、大正七年(一九一八)三月、時の埼玉県知事であった岡田忠彦が、県下の名望家、ならびに全郡長を県会議事堂に招集し埼玉中央銀行設立を呼びかけ、この結果、埼玉県の中央銀行として、県都浦和市に本店を置いた資本金五百万円の武州銀行が創立されたのである。以来十六ヶ所に支店を置き、埼玉県支金庫として、また、県下の金融機関として上昇気流にのったのであったが、大正洋戦争の激化に伴い強力に推進された一県一行の国策に沿い、他行と合併するのである。



埼玉銀行妻沼支店

昭和十八年(一九四三)七月一日、一県一行の国策に順応して、武州銀行・第八十五銀行・忍商業銀行・飯能銀行の四行が合併して資本金一、五三六万円・総預金四億四、五三五万円、総貸出一億五、四七八万円、七十八の店舗と、千二百人の行員を擁した、「埼玉銀行」が誕生し、この時点で武州銀行妻沼支店は、「埼玉銀行妻沼支店」となったのである。

当時、食糧増産対策に裏づけられて、穀倉地帯にあった妻沼地方は比較的経済に恵まれていた。加えて隣接の群馬太田・小泉に中島飛行機製作所があり、徴用によって遠方の軍需工場へかりだされるより、自ら進んで近くの工場へという事で、農業経営の基幹労力である青壮年層は、飛行機製作所その他の軍需工場へと進出した。このため収入は上昇したが、物資の不足と統制で消費は抑えられていたのどいきおい貯蓄額は上昇していった。かくするうちに終戦となり、混沌とした世相に混迷せる経済界、銀行経営も多難をきわめたが、経済の高度成長にともない、金融機関の果す役割はますます重要な度を加え、業務の拡大から昭和四年に新築した店舗では手ぜまとなり、昭和三十八年七月六日、店舗を新築したのである。



(現埼玉銀行妻沼支店 昭和50年3月1日写す)

熊谷商工信用組合妻沼支店

「中小企業等協同組合法」の規定にもとづいて、熊谷市内に「熊谷商工信用組合」が設立され、業務を開始したのは、昭和二十八年（一九五三）三月十五日のことであるが、同法第一条には、法律の目的として次のように定めている。

第一条 この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

第九条の二 の第二項に、「組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入」とあって、中小企業者の相互扶助的金融機関であるということがわかる。

妻沼町に右組合の支店が設置されたのは、昭和三十七年一月で、当初は一、四五五番地内の民家を借用して店舗としていたが、昭和四十年九月一日、旧役場庁舎跡に店舗（下の写真）を新築した。組合員五五四（五十年二月末）を算し、順調な歩みを続けている。



第五節 観 光

当町は観光資源が乏しいために、聖天様を中心にした、人為的な観光事業が、信仰とタイアップして行なわれた。その最も代表的なものは、聖天様のお開扉で、昔は十二年目に一回の割で開かれ、娯楽施設や観光源に乏しかった地域住民に、信心ながらの慰安を施していた。が、古い記録をみる事ができなかったため、昭和の時代にはいつてからのことにふれるが、昭和十二年四月にお開扉をした。この年には町内各所に飾り人形小屋が造られ、相当の賑いをみせた。この飾り人形を撮影して、飯田写真館で発行した絵葉書が、高橋現教育長の家に保管されていたので、これにもとづいて内容を紹介することにした。（注）二組十枚で歓喜院に奉納してある。

日本武尊が歓喜院の門前南側に、布袋と福祿寿の首引が千代栴東角の家の茶の間に、天明水滸伝が聖天山大師堂の西に、忠臣蔵中庭の場が、池の上の出はずれ北側に、天の岩戸が、上町伊勢屋酒店の南（現埼銀付近）に、忠臣蔵七段目が、仲町橋上慶助宅表通りに、鬼ヶ島が、下町の提灯屋（現須藤塗装店）の北側の畑地に、日蓮上人猿引が、仲の湯の北に、日蓮上人龍の口御難の場が端林寺西方に、



（昭和12年の御開扉記念絵葉書～飯田写真館作製）

妻 沼 音 頭

前奏
 ア —むさしめぬまのしょうでん—さま—は
 えんのとりもち—えんのとり—も—ち—ササ—むすびがみし
 ぐれふるよは—あいあい—がさで—はなのあしたは—はなのあし—
 た—は—ヤレヤレソレ—おやこづれ—ヨイヨイヨイトセノ
 ※間奏
 ヨイヤサノサツサめぬまおんどで—ひとおどり—Fine
 D.S.

(注 ※の部分は歌う場合にはのぼすこと。)

ハア—
 むさし、妻沼の
 縁のとりもち
 ササ結び神
 しぐれ降る夜は
 花のあしたは
 ヤレヤレソレ
 ヨイヨイヨイトセノ
 妻沼音頭で
 一踊り

ハア—
 聖天さまは
 縁のとりもち
 榎傘で
 花のあしたは
 親子づれ
 ヨイヤサノサツサ
 一踊り

ハア—
 わたしや妻沼の
 あいとこいとが
 ササ胸にすむ
 夕べ月見草
 流れつきない
 ヤレヤレソレ
 ヨイヨイヨイトセノ
 妻沼音頭で
 一踊り

ハア—
 利根川育ち
 あいとこいとが
 一踊り

ハア—
 稲穂は黄金
 まゆはしろがね
 ササ一祝
 かわいあの娘は
 踊るあの手の
 ヤレヤレソレ
 ヨイヨイ
 妻沼音頭で
 一踊り

ハア—
 働き者よ
 踊るあの手の
 しのの良き
 ヨイヤサノサツサ
 一踊り

昭和二十七年制作
 御開張記念
 妻沼音頭
 茂木恒夫作詩
 須田アイ作編曲
 藤島恒夫唄
 浅草紅香唄
 タイヘイレコードM三三四

水戸黄門石屋の場が、羽生道の出はづれの橋のたもと南側に、母子連の阿弥陀詣でが、一本木の阿弥陀境内に、それぞれ飾られてみごたえがあり、町中のいたるところに足を運ぶというようにできていた。

その後、昭和二十七年にお開扉した。この年は日本の独立回復の年とあって、商工会でも力を入れ、妻沼の民謡を一般から募集し、茂木恒夫作詩の「妻沼音頭」青木三郎作詩の「聖天囃子」が入選、前者を須田アイが作編曲、後者を三沢正七が、作編曲し、タイヘイレコードで、歌手藤島恒夫・浅草紅香でレコード化し、景気づけをすると共に観光宣伝、レクリエーションに大いに活用された。

さて、名利聖天堂は信仰と相まって重要な観光資源として、町ではこのほど聖天境内及び歎喜院境内地約五ヘクタールを埼玉県環境緑地保護地区に指定し、自然の適切な保全と緑化の確保を目的とした観光環境の整備にとめると共に、聖天山境内地駐車場を整備し公衆便所を新設した。更に既設の児童遊園地を拡大整備し、遊園地にふさわしい環境形態となすよう留意している。また、広大な利根川の自然景観と、堤防上における両毛三山の眺望はきわめて雄大なので、利根サイクリング道路計画路線が完成するのをまわって、これから聖天山に通じるサイクリングコースの設定などが考慮されている。そして昭和四十七年三月五日、建碑除幕された、史跡荻野吟子生誕之地をはじめ、町内に散在する史跡、文化財、歌碑、記念碑などを含めた観光コースの策定など、実施可能な観光環境施設から、順次実現するようにとめていく。

たまたま昭和五十年は、妻沼町合併二十周年にあたるので、町在住の詩人青木三郎が、「縁結び囃子」と、「利根川抒情」を作詩、前者を作佐部正夫編曲、後者を清水良郎作曲、歌手江崎はる美・渋谷みゆのりで前者を、江崎はる美単独で後者を吹込み、キングレコードで製作された。これをレコード化するにあたっては、町の商業奉仕会が全面的に協力した。これも停滞している不景気ムードを一掃しようとする意欲のあらわれで、観光宣伝、レクリエーションに活用されている。以下これらの唄を紹介することにしよう。

縁むすび囃子

青木三郎 作詩
作左部正夫 作曲

とねのナ とねの あゆなら かわせにすむ
が チョイト わたしや あな-たの こころに-すむま
すきに なつても ソレ ソレソレ かなわぬ
と き にや -ササ ショウでんさまを-
エ -なか だち-に
シヤシヤント てびうし めぬま めぬま よいと
ニ -えん むすび ば や し D.C.

西^ニ城^シ跡^ト すみれが咲いてチヨイト
みどり^ニ広がるむさしの郷よ
朝^ノのひかりが ソーレンソレンレ
梅^ノ鉢^ノ紋^ニにササ 長^シ慶^シ寺^ヲ
銀^杏若^芽の^エー
シヤシヤント手^ノ拍^子
妻^ノ沼^メぬまよいとこ 縁^ムす^ビ囃^子

妻沼町合併二十周年記念

縁むすび囃子

青木三郎 作詩
作左部正夫 作曲
浪谷はる美 唄
キングレコード

利^根の^ナー 川^ノ瀬^ニに住^むがチヨイト
私^シやあなた^ノの 心^ニに住^むよ
好^キになつても ソーレンソレンレ
叶^ハわぬ^トきにや ササ
聖^天さまをエー 仲^ダちに
妻^沼めぬまよいとこ 縁^ムす^ビ囃^子

さくら^ノナー 始^メて逢^フ
晴^レて二人^ノで 間^々田^ノの^稲荷^ヲ
お松^ノまいりよ ソーレンソレンレ
雷^電さまは ササ
雨^ノの降^らんときやエー 雨^ノごいに
妻^沼めぬまよいとこ 縁^ムす^ビ囃^子

聖天囃子

昭和27. 10. 8お開席
それ歡喜天は陰陽の主たり

おらがめぬま-のまつりのまん-ど
そめたしるし-は -あののぼりふ-
えん-ぎ -むすび-の-ふなまた だいこんめ
で ためでたでおどろ おどろ おどろ じやないか
けいき まつりよ ヨイヤサノササチ ショウ-でんばやし 後奏

以下 略

昭和二十七年制作
御開張記念
聖天囃子

青木三郎 作詩
三沢正七 作曲
藤島恒夫 唄
タイヘイレコード M三三四

俺^ガらが妻^沼の 祭^リの萬^燈
染^メたしるしは あ^ノのぼり藤^ノ
えん^ギ結^ビの ふ^タまた大^根
めでためでたで踊^ろ ハア踊^ろ
おどろぢやないか
※景^気まつりよ ヨイヤサノサ サテ
聖^天囃^子 ハアドコシヨコドンドン
聖^天ドドンコドンドン ハドンドン
田^ノ植^サませて 祇^園のまつり
御^興重^いぞ 勇^みの若^衆
意^地と度^胸は 大^利根^育ち
も^んでもまれて踊^ろ ハア踊^ろ
おどろぢやないか
※景^気まつりよ ヨイヤサノサ サテ
聖^天囃^子 ハアドコシヨコドンドン
聖^天ドドンコドンドン ハドンドン
今^ニ青^いぬまの 七^夕まつり
紅^い灯^がつく 鳥^ノ森^ノよ
娘^ノ可愛^いや そ^ろいの浴^衣
笛^と太^鼓で踊^ろ ハア踊^ろ
おどろぢやないか
※景^気まつりよ ヨイヤサノサ サテ
聖^天囃^子 ハアドコシヨコドンドン
聖^天ドドンコドンドン ハドンドン

第六章 教育文化

第一節 兩宜塾

兩宜塾の開設を知る手がかりとして「兩宜塾告竣序」と「兩宜塾記」とが現存するので、訓読でこれを記す。

兩宜塾告竣序

夫國有學制有古之制也。爾久欲起鄉校而得師表其人難之。亦多矣。語曰：生而知者上也。師而知者其次也。僕謂雖生知之聖學則益聖。况我輩不遇善師友而何。啓蒙然而今也。吾翁翁來將言婚嫁既了。四方之志亦倦。蓋天誘之也。因請留之。抑翁之行前之學世之所仰慕而居之乎。此豈可不我輩之幸得師表其人與。乃今且解一舍擬鄉校。庶教學徒。其久亦以益我輩所望之。於遠近也。先生宜表焉。弟宜與子馬。因命曰：兩宜塾。敬白。安政七歲庚申春正月水齋小池美成。

兩宜塾告竣序

夫レ、国ニ学有リ、郷ニ痒アルハ古ノ制ナリ。僕、久シク郷校ヲ起コシテ師表其ノ人ヲ得ント欲スルモ、之難シトスル亦久シ。語ニ曰ク生レナガラニシテ知ルハ上ナリ、学ビテ知ルハ其ノ次ナリ。僕謂エラク、生レナガラニシテ之ヲ知ルト雖モ、聖学ババ則チ益々聖。況ヤ我輩善キ師友ヲ得テ学バズンバ何ヲ以テ啓蒙センヤ。然リ而シテ今ヤ、吾ガ翁翁來遊シテ言ウ、婚嫁既ニ了ワリ、四方之志亦倦ムト。蓋天ハ之ヲ誘ウナリ。因ッテ請ウテ之ヲ留ム。抑翁之行、翁之学ヤ、世ノ仰慕スル所而シテ之ニ屈キル乎。此豈我輩之幸ナラザルベケンヤ、師表其ノ人ヲ得タルヤ。乃チ今且ニ一舍ヲ糊メ郷校ニ擬セントス。庶幾ハ学徒來リシテ質シ、亦以テ益セヨ。我是之ヲ遠近ニ望ム所ナリ。先生宜シク老ユベシ焉。子弟宜シク学ブベシ焉。因ッテ命シテ兩宜塾トイウ。敬白安政七歲庚申次春正月水齋 小池美成

兩宜塾記

静軒居士年六十五、行脚スデニ倦ム。宜シク老タリトイウベシ。然ルニ未ダ其ノ地ヲ得ズ是歲萬延紀元妻沼坊ニ遊ブ。會歡喜院公、坊甲鈴木・小池ノ二氏ト郷学ヲ創メント謀リ、未ダ其ノ主ヲ得ズ。余ヲシテ、寓セシメント欲ス。我諾シテ曰ク、僕其ノ人に非ズ、且ツ未ダ果シテ斯ニ哭セルルヤ否ヤヲ知ラズト雖モ、打包ヲ卸シテ祖師ノ名ヲ存スル、奈ンゾ之ヲ願ワザラン。乃チ地ヲトシテ功ニ就ク、日ナラズシテ慶ス。堂ハ南面シ、坊ヲ距ツル數十武、田畝ヲ擁シ塵譁ヲ絶ス。極メテ讀書ニ宜シ。東方ハ暢達シテ利根川横タワリ能ク一里ナラズ。風帆数ウ可ク、漁笛ハ響ヲ送ル。而シテ筑波峰ヲ抜ク。陰レバ淡ク晴ルレバ濃シ、翠光欄ニ注ギ、其ノ勝以テ倦ヲ洗ウ可シ。嗟、夫レ我之ヲ得テ宜シク老ユベシ。學我ヲ得テ宜シク講ズベシ。因ッテ名ツケテ兩宜トイウ。又、隗ヨリ始メヨノ義ヲ取り、從靜堂ト号ス。庶幾ハ千萬ニ之ヲ存セン。斯年乃チ之ヲ記シ、後ノ來學者ニ告グ。夫レ、聖人之道ハ孝弟ノミ、孝弟ヤハ仁之本トナス、虛文ニ趨リテ實行ヲ遺ルナカレ。學問ノ道ハ修身ヲ本ト為ス、萬卷之ヲ讀ミハ斗之才ヲ負ウト雖モ、行道ト背カバ豈之學者ト謂ンヤ。菜根ヲ咬ムトモ百事ナル、疏食ヲ厭ウナカレ。酒ハ怠業ノ具、戒メテ之ヲ飲ムナカレ。灑掃ハ子弟ノ職、筋力ヲ惜シムナカレ。驕慢ニシテ敬ヲ外人ニ失スルナカレ。佻達ニシテ郷閭に諂ヲ引クナカレ。他ノ論スベキハ固ヨリ讀ム所ノ經傳ノ中ニ存ス。何ゾ必ズシモノ々セシ。之ヲ省クコトヲ請ウ。

兩宜塾記

静軒居士年六十五、行脚スデニ倦ム。宜シク老タリトイウベシ。然ルニ未ダ其ノ地ヲ得ズ是歲萬延紀元妻沼坊ニ遊ブ。會歡喜院公、坊甲鈴木・小池ノ二氏ト郷学ヲ創メント謀リ、未ダ其ノ主ヲ得ズ。余ヲシテ、寓セシメント欲ス。我諾シテ曰ク、僕其ノ人に非ズ、且ツ未ダ果シテ斯ニ哭セルルヤ否ヤヲ知ラズト雖モ、打包ヲ卸シテ祖師ノ名ヲ存スル、奈ンゾ之ヲ願ワザラン。乃チ地ヲトシテ功ニ就ク、日ナラズシテ慶ス。堂ハ南面シ、坊ヲ距ツル數十武、田畝ヲ擁シ塵譁ヲ絶ス。極メテ讀書ニ宜シ。東方ハ暢達シテ利根川横タワリ能ク一里ナラズ。風帆数ウ可ク、漁笛ハ響ヲ送ル。而シテ筑波峰ヲ抜ク。陰レバ淡ク晴ルレバ濃シ、翠光欄ニ注ギ、其ノ勝以テ倦ヲ洗ウ可シ。嗟、夫レ我之ヲ得テ宜シク老ユベシ。學我ヲ得テ宜シク講ズベシ。因ッテ名ツケテ兩宜トイウ。又、隗ヨリ始メヨノ義ヲ取り、從靜堂ト号ス。庶幾ハ千萬ニ之ヲ存セン。斯年乃チ之ヲ記シ、後ノ來學者ニ告グ。夫レ、聖人之道ハ孝弟ノミ、孝弟ヤハ仁之本トナス、虛文ニ趨リテ實行ヲ遺ルナカレ。學問ノ道ハ修身ヲ本ト為ス、萬卷之ヲ讀ミハ斗之才ヲ負ウト雖モ、行道ト背カバ豈之學者ト謂ンヤ。菜根ヲ咬ムトモ百事ナル、疏食ヲ厭ウナカレ。酒ハ怠業ノ具、戒メテ之ヲ飲ムナカレ。灑掃ハ子弟ノ職、筋力ヲ惜シムナカレ。驕慢ニシテ敬ヲ外人ニ失スルナカレ。佻達ニシテ郷閭に諂ヲ引クナカレ。他ノ論スベキハ固ヨリ讀ム所ノ經傳ノ中ニ存ス。何ゾ必ズシモノ々セシ。之ヲ省クコトヲ請ウ。

この「兩宜塾記」の正本（上掲の写真）は水齋の裔小池篤一郎が蔵し、副本は同家から町に寄贈、現在妻沼小学校に保管され、共に町の文化財に指定されているほか「告竣序」



両宜塾跡
（妻沼町指定文化財）
現 茂木高之居室

も前記小池氏が町教育委員会に寄贈されたので、表具して額に納め中央公民館に保管してある。次に、これ等の資料をもとに、両宜塾のあらましを述べることにする。

寺門静軒と両宜塾

先に寺門静軒妻沼に來遊の項で述べたとおり、安政七年正月月中旬、歎喜院住職英雅上人と坊甲鈴木交陵・小池水齋の要請により、静軒が塾の開設を承諾したので、位置を仲宿の玉蔵院跡に求めて早速塾舎の建築に取りかかった。落成真際に降雪もあつたが工事は順調に進み、万延元年三月十八日に居宅兼講筵所（上掲六〇㎡）と一般塾舎（次ページ図面参照）が竣工、静軒自ら「先生宜、老焉子弟宜、学焉」からとって両宜塾と命名し、経緯と方針が両宜塾記で示された。この両宜塾は、普通の寺子屋のように子女を対象に手習いを教えるのではなく、この地方の有識者に、五の日・十の日は三家妙絶・孟子三卷を、三の日・八の日は蒙求、左傳をといて風に、日程を定めて経書や史記・詩文を系統的に講筵した。しかし、静軒の名声を慕う親達は薰陶を願って田中正彝のような年少者を入門させるものもかなりあつた。静軒は住み心地がよかつたのか、慶応三年、熊谷石上寺に移るまでここに在住すること足かけ八年に及んだ。

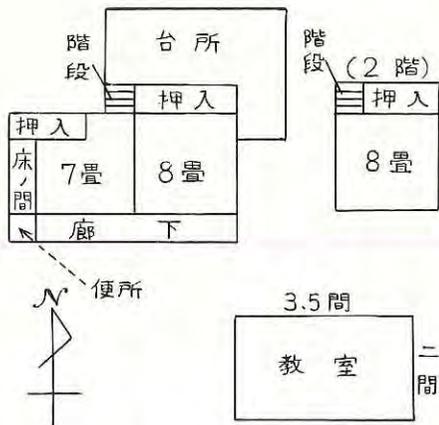


四十三年に取り壊され、跡に仲町公民館が建てられている。

因に、静軒の高弟には英雅・交陵・水齋のほか、稲村英隆・小池玉泓大五渡・逸見晩湖があり、門下生には田中正彝・堀越義賢・橋上福高らのほか、近郷で吉田六三郎・吉田二郎・東条芹水（以上奈良）長谷川敬助（北河原）竹井澹如・石川弥一郎（以上熊谷）らがあつた。萬年門下では荻野吟子・石坂金一郎らが挙げられる。

また交遊関係が広く、書もよくしたため扇面の詩（葛和田舞原家蔵）妻沼八景の詩画幅（歎喜院蔵）以上町指定文化財を初め、聖天境内の長井舟月斎碑文や太田荻原夫妻肖像画幅の賛など多くの書を残している。

静軒は、妻沼を去るに当たり、江戸時代の門下生である秩父の松本萬年と、開塾当時から門人というよりは協力者であつた交陵・水齋等に後事を託した。萬年は、漢方医も兼ねていたので、住居の南西に診療所（一六・五㎡）を新築して、子弟の教育にあわせ診療を続けた。かくして学制発布により明治六年春、公立学校が設立されるに及び両宜塾は廃止されたが、居宅兼講筵所（町指定文化財建造物）は現在茂木氏の居宅として当時の面影をほぼそのままに伝え、殊に二階には塾生の落書（写真参照）がそのまま残されている。なお、塾舎は昭和



第二節 寺子屋



書見をする寺子屋の師匠

戸井田欣栄画像

寺子屋は、庶民の生産力拡大に伴って、経済力が豊かになり、必然的に教育の必要に迫られ、庶民の教育機関として、庶民のための世俗教育施設となったのであるが、いつごろからそうなったという資料はない。だが、江戸幕府の政策によって、主家が取りつぶされたか、あるいは、なんらかの理由から禄をはなれた武士が糊口を凌ぐ業として、近隣の子どもを集めて読書を教え、なにがしかの報酬を受けるために開設されたものであるという推測はなりたつ。ただしこれは、江戸をはじめとする都市的な城下町において富裕となった町人が「子弟に学問を身につけさせるため」というのが多かったようである。

ところが、「泣く子と地頭には勝てない」と、搾取と圧政に苦しめられていた農民も、自己主張の手段として百姓一揆や打ちこわしという非常手段に訴える一方、増収の工夫と努力によって生産力を拡大し、必然的に経済力も幾分は豊かになった。経済が幾分なりとも潤沢になると知識欲もでる。こんなことから地方においても寺子屋が開設されることになったのであるが、妻沼町で資料の裏付けのある寺子屋は次表の通りで、明和三年（一七六六）が一番古い。

妻沼町内寺子屋一覧表

所在地	名称	師匠氏名	身分	生年	没年	行年	開業期	西暦	廃業期	西暦	備考
男沼	長勝寺	二世 有嶽	僧侶	天明元	天明四		明和三年 師業継承	一七六六			明和三年、有嶽筆の菅原道真座像の版木代々の墓 長勝寺
西城	欣然塾	森田欣然	農民	天明元	天保八	五七	文政二	一八一九	明治三	一八七〇	筆塚の碑、聖天山 筆子建立墓、長井寺
〃	〃	一六世 錢海	〃	天保二	天保二	六五	天保二	一八三一	天保六	一八三五	
〃	〃	一五世 英賢	〃	嘉永四	嘉永四		〃		明治三	一八七〇	
〃	〃	〃	〃	天保二	天保二		〃		安政六	一八五九	
〃	〃	〃	〃	安政七	安政二	六一	天保七	一八三六	安政六	一八五九	筆塚の碑、花蔵院
妻沼森下	叶院	橋上乘雲	修験	寛政七	安政二	六一	天保七	一八三六	安政六	一八五九	〃
〃	〃	良助	〃	文政元	明治二七	八七	父業継承	一八六〇	万延元	一八六〇	墓、花蔵院
〃	〃	福高	神官	天保一〇	大正八	八一	慶応四	一八六八	明治六	一八七三	〃
妻沼中岡	玉洞院	大竹等益	僧侶	享和二	明治六	七二	天保一四	一八四三	万延元	一八六〇	墓、玉洞院
永井太田	芳水塾	掛川実三郎	元僧侶	文政二	明治七	五五	嘉永元	一八四八	明治五	一八七二	墓、阿弥陀寺
弥藤吾	関口塾	関口勘右衛門	農民	寛政五	明治一〇	八五	安政六	一八五九	慶応三	一八六七	墓、長井寺
〃	長谷川塾	長谷川仲吾	〃	文政二	明治二	六一	安政六	一八五九	明治六	一八七三	墓、観清寺
〃	砂川堂	岡田道弥	〃	文政一〇	明治三五	七六	安政六	一八五九	明治六	一八七三	碑、福寿院

葛和田	行餘書院	北條	察源	僧侶	天保二	明治二二	四九	文久三	一八六三	明治二二	一八七九	筆塚の碑、大龍寺
日向	三学院	島山	密修	修驗	嘉永二	明治四〇	五九	明治二二	一八七九	明治四〇	一九〇七	〃
〃	〃	〃	慶雅	〃	文化二四	明治三四	八五	安政年間	父業繼承	〃	〃	〃
上須戸	欣榮塾	戸井田	欣榮	農民	弘化四	明治二一	四二	〃	〃	明治二〇	一八八七	〃
飯塚	安養院	石川	旭尊	僧侶	文政九	明治二八	七〇	慶応元	一八六五	明治五	一八七二	筆塚の碑、西光院
永井太田	大井塾	大井	御慶	修驗	文政九	明治四〇	八二	慶応二	一八六六	明治五	一八七二	円満寺に移住
〃	天田塾	天田	三善	農民	文政九	明治四〇	八二	慶応二	一八六六	明治六	一八七三	碑、私宅
弥藤吾	天藏院	斎藤	元慶	修驗	〃	〃	〃	〃	〃	明治六	一八七三	筆子建立墓、私墓地

以上の寺子屋における教科目は、読・書・算盤が主で、読物としては、実語教、今川古状揃、庭訓往来、四書・五經、日本外史、十八史略、文章軌範、唐詩選、文選等。習字の手本としては、假名手本、名頭、村名、国尽、消息往来、商売往来、都路往来等。女子には、女今川、女大学、百人一首等が教科書として選ばれた。

入門は、八歳より十歳位までが主であったが、なかには十八から二十歳位で就学する者もあって一定していなかった。教授の方法は、師匠が高座に構え、寺子は一人ずつその前へ行つて、書き方と読み方の指導を受けた後、自分の机へ帰つて練習するという個人指導であつた。従つて授業時間の定めはなく、終日授業が行われ、更に、寺子の多いところや、師匠が所用で外出する時など、学業の進んだ兄弟子が師匠に代つて教え、他は自習という方法等がとられた。休日も現在のように、日曜・祭日というのではなく、年末、年始、正月十五・十六日、天神講、初午、上巳節句

聖天様春・秋の大祭、端午の節句、農上り、七夕、盆休、八朔の節句、日待というように、社会行事をもつてあつた。授業料は、節句、歳暮の年二回、錢二百文から一朱に、野菜などを添えて持参するというのが通例であつた。
 なお、学制發布以前の寺子屋とは趣を異にして、義務教育卒業後の子弟に、経書、ないしは中等教育を指導していた寺があり、根拠の明らかなもの三者を次に紹介する。

能泉寺塾

明治二十四年（一八九一）から大正二年（一九一三）ころまで、上江袋の能泉寺において、高等小学校卒業後の子弟に、四書、五經、日本外史その他を教授していた。師匠は戸田英龍師といい、能泉寺の住職である。

師は、武州川越の戸田由兵衛の三男（墓には芳兵衛次男とある）として、文久元年三月十五日に出生、明治五年仏門に入る。当初、雲照和尚について戒律を学び、後、高野山において修業した。縁あつて埼玉県における高野山派の本寺、太田村の能護寺末、江袋山地蔵院能泉寺の住職となつた。しかし向学心の強い青年僧英龍師は、安閑として住職におさまっていることができず、伊勢（愛知県）豊後（大分県）等におもむき、その地で著名な儒者の門をたたき漢書を学ぶこと数年、明治二十四年帰坊した師は、早速本堂を塾舎として、身につけた学問を近村の子弟に教え始めた。農閑期だけの開放的な塾舎は、高等小学校を卒業したばかりの若者にとつて魅力があつたし、師の人格も知れわたつて、通学者の範囲も広くなり、十キロメートル以上の遠隔地からも入門するなど、塾生が次第に増えてきた。

師は金品に淡泊で、授業料など一切とらず、門弟達は、節句、歳暮にわずかな物をとどける程度であつた。たまたま授業納めのすまないうちに歳暮をとどけたところ、「お前はわしの教えることに不服でもあるのか、歳暮というものは、授業納めがすんでから持つてくるものだ」といつて受けとらないので、やむを得ず持ち帰つて、授業納めがすんでから、わずかな物を持つていつたところ機嫌よく納めたという。また、うどんが好物だと知つている門弟は、「先

生はうどんが好きだから作って持って来ました。」と行って持って行ったのでは受けとらないので、わざと作ったものでも、「丁度、お客が来たのでうどんを作ったところ、食べ残ってしまったので持って来ました。」と行って届けると、眼をほそめて喜び、ご馳走になったと伝えられている。

着衣は常に墨染木綿の衣で、身なりなどには無頓着、そして殺生戒を遵奉し、のみ一匹たりとも殺さず、のみやしらみがでてくると庭に出て、念仏をとなえながらつまみ出したといわれる俳人小林一茶や良寛和尚の挿話にでてくるような一面をもっていた。時おり法事などでまんじゅうなどを貰ってくる、早速門弟たちにわけてやるという調子であるから、財をたくわえるということなく、常に清貧に甘んじていた。そのため庫裏、本堂ともにいたみ、先住の浦井師が入寺した時は、すごい破れ寺になっていた。

大正五年（一九一六）十月四日、病のために五十五歳で他界し、能泉寺に埋葬した。法名を「阿門梨英龍」という。○：参考資料 墓碑、門弟増田弥七郎・金井徳次郎などの懐古談。

護 学 会

明治二十九年一月、小島の医王寺十六世住職、備前島賢融師は、次のような会則をつくり護学会を創設した。

名称及目的

本会ヲ護学会ト称シ、學術ノ研究ヲ為シ、完全ナル國民ヲ養成スルニ在リ。

- 一、忠孝ノ大義ヲ重ンズ可シ。
- 二、規律ヲ守リ礼讓ヲ貴ブ可シ。
- 三、質素ノ習慣ヲ養フ可シ。
- 四、身体ヲ強壯ニス可シ。
- 五、意志ヲ強固ニス可シ。
- 六、品性ヲ保チ、人格ヲ高尚ニス可シ。
- 七、常識ノ養成ニ勉ム可シ。

会 主 備前島賢融

この護学会の経緯を物語るものに、昭和六年（一九三二）三月二十三日、發起人によって作成された「恩師備前島先生謝恩趣意書」があるので、全文を紹介する。

恩師備前島先生謝恩会趣意書（原文のまま）

歲月は流れる水の如しとか、実にお互いが小学校を卒えたばかりで、彼の阪東太郎北岸の小島の医王寺の庫裡の一室に陣取って、和漢の書籍を繙き、先生の講義を傾聴し、或は競読しては堤上の行人を佇ませたことも一再に止まらなかつたことと思う。これもまだ遂近頃の事とのみ思っていたが、はや一と昔、二た昔の過去となり、世は明治より大正は昭和へと幾変遷かしてしまつた。この間の自己を静かに見詰める時には、そこは小さき歴史は織りなされているのではあるまいか。そして今や各位は社会の中枢となられて実業界に健闘を続け、商業に雄飛し、或は公務に携わり、出でては他郷に躍進され、止まって父祖の業たる農業に、その経営には寧日なき勤勞をなさるる等、その辿る路は各異なるも、社会国家に貢献するところは皆無差別である。その異色を持った同志らが相集い、十年・二十年の昔を回顧して、ありし日の喜劇又は遺せる逸話など語り交わすのも亦壯快ではないか。況んや恩師を迎えてのそれは謂うに謂われぬ快味がある。茲に吾人は旧情を温めると同時に、顔を揃えて師の君の御健勝を祝福し、且つは聊かなりとも謝恩の赤誠を披瀝して、先生の鴻恩の万一にも報い奉らんと念願して止まぬ次第であります。時將に世を挙げての経済逼迫の今日、且つ思想は徒らに尖端を走り、軽薄見るに忍び難く、報恩感謝の念などはその思想の嵐に席卷されんとするの時、吾人は諸兄の信義籠る大和心の熱情に訴えて、桜花笑む四月半ばを期し

て、謝恩会を開催致したのであります。何卒吾々發起人の哀情をお酌みとりの上、奮って御賛成なさらんことを伏して懇願申し上げます。

以上により昭和六年四月十二日、妻沼の千代榊旅館において開催されたのであるが、会費・記念品代ともで、金一円也という、現在では夢みたいな話しであつて、当日参加した者八十六名、記念品代のみ納入者三十四名を数えた。さて、師匠の賢融師は、明治十年四月十日、群馬県新田郡備前島村の備前島家に生まれ、小島の医王寺、武林良融の室に入つて得度、明治二十年、京都高等中学校予備校に入学、以来勉学を重ねて、明治二十七年、高野山大学を卒業ののち、同二十九年、医王寺の住職となり、当時無住であつた台の円満寺を兼務した。

師は、博学多才、且つ愛郷心に強く、近隣の子弟をよく教育して、将来の地域社会を背負つて立つ立派な人間を育成したい念願から、護学会を創設したのであるが、果せるかな、この護学会で学んだ人々の中には、幾多の人材を輩出している。しかしながら天命はいかんともしがたく、昭和十九年二月五日、六十八歳で病没され、医王寺に埋葬法名を「法印大阿門梨昌栄」という。

○：参考資料 護学会門人連盟簿、墓碑、けい未亡人談。

金剛学舎

上須戸の西光院では、文政年代より住職の智明・智栄の両師等が、郷党子弟の教育にあたつていたと、長井村郷土誌には記されていたが、具体的な資料がなかつたので、前記寺子屋一覽表には掲載しなかつた。

戸井田欣栄が、自宅の隠居屋で寺子屋を開設、入門者の増加によつて手狭となつたために西光院を借用して子弟の教育にあたり、学制発布後「須戸学校」の校舎として使用されたこともあつた。このように、教育の場としての伝統を受けついで住職となつた富田隆栄師は、明治二十年、私塾を開き、郷党子弟の教育にあたつていたが、くだつて三

十九年十月、教科内容を充実強化して「金剛学舎」と命名した。

対象者は、高等小学校卒業以上の子弟を收容して、漢籍、数学、社会などを教授するというものであつた。

塾長としての隆栄師が、明治四十三年七月、転住することになつたので、創設当時から舎監長であつた福崎正久師が西光院住職となるとともに、金剛学舎の塾長となつた。

師は、明治十八年十一月三日、東京芝二本榎町に生まれ、十歳の時、河内国（大阪府の北・中・南河内の三郡）

天野山金剛寺に入り得度した。西光院の住職になつたのは、二十五歳という若年ではあつたが、江波の宝蔵院、弁財の薬王寺も兼務して、それぞれの寺院護持のためにも活躍した。

金剛学舎の塾長としての正久師は、齒切れのよい講義を受けて、入門者は増加する一方で、先輩の門弟が助教役的役割を果たすこともしばしばであつた。このようなことから、師の人望はとみにあがり、村の方面委員や学務委員に推されて、民生の安定や教育の振興に尽くされたほか、大正九年から十一年にかけて、国が提唱した民力涵養講演会の講師に選ばれて郡内各所で、これが普及徹底に活躍し、更に融和事業についても多大の功績を残された。

かくして少壮気鋭の師は、村政界においても隠然たる勢力をもつようになり、常に村長の相談役の立場にあつたので、村民はただ畏敬の眼をもつて見守るばかりであつた。このように、まれにみる実力者の師も病には勝てず、昭和五年十一月二十七日、四十六歳という若さで没し、墓は西光院墓地内にあつて「阿門梨瓊寶 不生位」という。

なお、師の功績を伝えようと、同志相謀り「頌徳碑」を長井村役場（旧）脇に建立した。

○：参考資料 長井村誌、頌徳碑、墓碑銘。

第二節 教育行政

第一期学制時代（明治五年—十二年）

明治四年七月十八日に、国の教育行政を統轄する中央機関として文部省が設置され、五年八月二日に太政官から、「学事奨励に関する被仰出書」を布告、「邑ニ不学ノ戸ナク、家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス。人ノ父兄タルモノ宜シク此ノ意ヲ体認シ、其ノ愛育ノ情ヲ厚クシ、其ノ子弟ヲシテ必ず学ニ従事セシメザルベカラザルモノナリ。云々」と述べて教育の方向を示し、翌三日に教育制度の全般を定めた「学制」（太政官布告第二一四号）の発布により学校は独立行政単位としての学区（大学区、中学区、小学区）によって設置経営されることになった。

当時、県にはまだ教育を専門に司る課は設置されておらず、学校の事務は庶務課（明治八年に学務課ができた。）が担当、二十—三十の小学区を受持つ地方官として一名の学区取締が任命され、各学校に学校庶務掛（後に学校保護役と改められた。）が置かれた。学区取締と学校保護役の職制を、熊谷県学務概制第五章で次のように定めている。

第八条 学区取締ハ常ニ学制ヲ遵奉シ其区内正副区長学校保護役等ト協議戮力一般ノ人民ヲ勧誘シテ務テ学ニ就カシメ、且ツ、学校ヲ設立シテ其費用ノ便宜ヲ謀ル等其受持区内ノ学務ニ関スル一切ノコトヲ担任シ、又中学区内ハ勿論臨時管内ノ取締会同相互ニ討論熟論シ、専ラ区内ノ学事ヲ進歩セシムル事ヲ勉ムヘシ。且ツ区内公私ノ教員勤惰褒貶ハ第五課ノ管掌スルトコロト雖トモ、学区取締ニ於テモ常ニ注意シ、時トシテハ其動作ヲ第五課ヘ申報シ、其他管内一切ノ学務ニツキ所見アレハ忌憚ナク主任官ヘ弁駁スルヲ得ル。

第九条 学校保護役ハ常ニ其区内正副区長ト協議シ、学区取締ニ商量シ、教員ト戮力学費ノ出納ヲ詳ニシ、生徒ノ

出入勉不及ビ諸宮繕ノ事ヲ掌リ、其他其受持学校一切ノ雑務ヲ弁シ、傍ラ教員ノ勤惰ニ注意シ、都テ保護ノ責ニ任シ、御趣意ヲ拡張セシムルヲ要ス。

以上、職制のみを記したが、この時代には義務教育とはいうものの、就学率は三分の一程度で、学区取締及び学校保護役は、もっぱら不就学者を入学させるために奔走し、学校の設立維持費は国から委託金として住民一人につき九厘の割で補助があり、生徒からの授業料（一年生が月五錢とか）を徴収はしたものの、大部分が学区負担のため、学校管理者の立場にある区（戸）長は、教育費の捻出に苦労した。

この地区は、第一大学区第十五番中学区に属し、小学区は人口概ね六百人で区切られ、一小学区一小学校、生徒は一校百人を基準とした。明治十一年の学校別小学区番号は次のとおりになっていた。

番号	校名	区域
第三〇小学区	奈良学校	田島・西野はこの区域に含まる
第三三	須戸	上須戸・ハツ口・江波・日向・西城
第三七	葛和田	葛和田・弁財・俵瀬・大野
第三八	善ヶ島	善ヶ島
第三九	妻沼	妻沼
第四〇	男沼	男沼・出来島・台
第四二	弥藤吾	弥藤吾・上根・八木田・上江袋・道ヶ谷戸
第四四	小島	小島
第四六	太田	永井太田・間々田・飯塚・市ノ坪
第五二	西別府	原井はこの区域に含まる

なお、学区取締には、奈良の石川弥一郎に次いで石坂金一郎が之に当たり、保護役（カッコ内は校名）には、篠崎彦左工門・青木英四郎（須戸）江利川音三郎（葛和田）須永栄五郎（善ヶ島）鈴木武平（妻沼）栗原徳三郎・高橋賢（男沼）井田庄三・飯島豊三郎（弥藤吾）小林奎平（小島）荻原信有（太田）の諸氏が名を連ねていた。

第二期教育会時代（明治十二年—十九年）

「学制は」あまりにも理想に過ぎたので、近代国家に仲間入りしたばかりのわが国教育界の实情に適合しないものがあった、明治十二年九月二十九日に廃止され「教育令」が布告された。この条文を見ると、①学区制を廃して町村に小学校を設置させること。②学区取締や学校保護役にかわって、町村毎に公選の「学務委員」を置き、県令の監督に属して児童の就学、学校の設置保護等、学務を管理させること。③就学義務を緩和させることなど地方分権的な制度に改められた。然し、当時はまだ自治の精神に乏しく、いささか放任に過ぎた反省から、翌年教育令の第一次改正（明治十三年十二月二十八日）によって、学務委員の選任方法を改めて町村民が選挙した二―三倍の候補の中から県会が選任すること、その中に戸長を加えなければならないこととし、学校も町村連合で設置してもよいこととしたほか「小学教則」が改正されて管理が厳しくなった。ちなみに、明治十七年十二月十八日付で、埼玉県令吉田清英が告示した「学校連合村会規則」制定議案は次のようになっている。

議案第十二号 幡羅郡第五学区、葛和田村、弁財村、俵瀬村、大野村、善ヶ島村

其学区連（正しくは聯となつている）合村会規則別紙の通相定候條此旨相違候事

明治十七年十二月十八日 埼玉県令 吉田清英

幡羅郡第五学区連合村会規則

第一条 連合村会ハ幡羅郡第五学区ニ係ル村費ヲ以テ支弁スベキ事件及其経費ノ支出徴収方法ヲ議定ス

第二条（略）

第三条 議員ハ十人トシ左ノ村会議員中ヨリ各二人ヲ互選ス。

葛和田村、弁財村、俵瀬村、大野村、善ヶ島村

第四条 連合村会ハ大里、幡羅、榛沢、男衾郡長之ヲ管理シ其ノ評決ハ葛和田村連合戸長之ヲ施行ス

（注、隣接戸長が当つていたところもある。）

第五条（第十一条（略））

当時幡羅郡には五十八か村あり、十二の連合に分れてはいたが、当町関係は次のとおりであった。

学区連合	村名	校名
第三	田島・西野・上奈良・中奈良・下奈良・奈良新田・四方寺・玉井	奈良小学校
第四	上須戸・八ツ口・西城・江波・日向	須戸
第五	葛和田・弁財・俵瀬・大野・善ヶ島	葛和田
第六	妻沼	妻沼
第七	弥藤吾・道ヶ谷戸・上江袋・八木田・上根	弥藤吾
第八	男沼・出来島・台・小島	男沼
第九	永井太田・間々田・飯塚・市ノ坪・江原・堀米	太田
第一〇	原井・西別府・東別府・本田ヶ谷・下増田	別府

そのころ、政府のきびしい財政引締策により、村は窮乏し、経済界は著しい不況に陥つたため、多くの町村では、町村費の大部分を占める教育費節減の止むなきに至つたので、政府は明治十八年八月十二日、教育令を再改正し、学務委員を廃して経費を節減し、学務を町村の戸長にとらせると同時に「土地ノ情況ニヨリ、午前若クハ午後ノ半日又ハ夜間ニ授業ヲスルコトヲ得ベシ」の規定を設け、簡易な授業も認めることにした。

第三期小学校令時代(1) (明治十九年～二十三年)

明治十九年に制定された小学校令は統制的色彩が濃かったが、市町村制の施行に伴い、二十三年に第一次改正が行われ、県知事の指揮権は弱まって、再び「学務委員」が設置された。委員は議会代表、公民代表(議会で選挙)及び教育出身者で構成し、定数は町村に一任された。郡視学がおかれたのもこのころに始まる。当時の学務委員は、

小島 明治二十四年六月、小林奎平のあと、新島権六、赤石和平の両氏と訓導野村辰五郎を任命

長井 明治二十五年七月、茂木甚太郎(西城)羽鳥丈太郎(善ヶ島)及び教員小鮎湧江

男沼 明治二十五年八月、村会選挙、椎橋昌三郎(間々田)栗原米三郎(出来島)中里小源治(男沼)

新島長三郎(台)校長筑井倉吉

太田 明治二十六年四月 船越茂七(飯塚)大槻久三郎(八木田)三沢幸(市ノ坪)校長茂木頼太郎

妻沼 須田治三郎、鈴木鎌十郎、逸見精一郎等、戸長或いは村長経歴者が名を連ねている。

弥藤吾 飯島豊三郎

秦 明治八年、根岸仙一郎、天野喜三郎、同九年、江利川音三郎、原島歌次郎、同十五年、島田克次郎の各氏に

次いで、大島弥久、斎藤七郎、増田作十郎、今村義寿等がなっている。

第四期小学校令時代(2) (明治二十三年～昭和二十二年)

小学校令は、明治三十三年の第二次改正で町村長と学務委員の権限を明示し、翌三十四年度から授業料を全廃して未就学児を一時に就学させたため学級増となって、教育費の膨脹を来たし、次いで行われた四十年の第三次改革で、義務年限を六年に延長はしたが、町村教育行政制度にはそれ程の変わりがなかった。

この第三次小学校令は、昭和十六年に至り改正されて「国民学校令」となり、校名が「国民学校」にかわり、目的に「国民の基礎的錬成」が入るなど色彩は変わったが、行政制度はそのまま踏襲されて大きな変化はなかった。

然しながら、戦局の急迫に伴い日増しに戦時体制が強められ、出征兵士の見送りや、戦死者町村葬への参列から空襲待避、中学校以上の修業年限の短縮と学徒の徴用出陣へと進み、更に学童の集団疎開や国民学校初等科以外の授業停止などの非常措置が次々と講ぜられ、遂に本土決戦に即応した「戦時教育令」が公布されるまでに緊迫したが、八月十五口終戦となり、戦時体制が解除された。

それと同時に、教育も占領政策の一環としてポツダム宣言に示された民主主義の新教育理念と、それに基づく新教育体制の樹立が要求された。即ち、占領軍は、日本政府が進める戦後教育政策とは別に、(1)日本教育の民主化をめざす教育管理方策、(2)教職追放令、(3)神道教育の排除、(4)修身、日本歴史及び地理の停止などの覚書を指令した。校庭の御真影奉安殿や忠魂碑等が除去されたのもこのころで、物資欠乏と食糧不足に加えて、精神的混迷の中で新しい教育への模索がつけられた。

第五期学校教育法時代 (昭和二十二年以降)

昭和二十二年三月、先に公布された「日本国憲法」の精神にのっとり、「教育基本法」が制定され、かつての「教育勅語」に代って民主主義教育の目的、方針を明示すると共に、教育の機会均等、男女共学や義務教育九年制など、教育行政の諸原則が定められ、同時に「学校教育法」で、六・三・三・四制学校体系の細部を規定し「国民学校令」等を廃止した。次いで翌二十三年七月、「教育委員会法」が公布され、学務委員制度に終止符が打たれた。

「教育委員会法」は、地方制度改革の線に沿って、義務教育諸学校に関する就学事務、施設の設置管理のみならず教育課程、教員人事を含む一切の町村立学校に関する教育行政機能を町村に附与して、それぞれ公選による独立合議

制の執行機関として「教育委員会」を設置し、これに教育事務を管理執行させることとした。ただし、この時点で設置されたのは都道府県と一部の市町村だけで、他の市町村の設置期限は、二十五年までとされていた。然し、なお問題があり、更に二年延期して、二十七年十一月一日から「町村教育委員会」が発足した。

教育委員選挙

二十三年十月五日に第一回県教育委員の選挙が行われ、元大里郡教育会長小林倭子（小原）ら六名が当選し、県議会から文教委員長の佐久間鎮雄が推されて定員七名となり、初の県教育委員会が十一月一日に発足、初代教育長に県教育部長細谷健治が任命された。次いで二十五年の改選（二年委員）で、元深谷小学校長持田真作（新会）らが当選、二十七年の改選（四年委員）で前記小林氏らが選ばれた。

この年に町村教育委員会が設置になったため、同時（十月五日）に選挙が行われたが、当町関係ではそれぞれ無投票で、左記のとおり委員が選ばれ、頭書の役職につかれた。（◎委員長、○教育長、〓助役）

妻沼町教育委員会 ◎鈴木英海、委員鈴木四郎・梶塚珍郎・井田定雄・松本節男（議会選出）、○須藤知旨。

男沼村教育委員会 ◎青木治一郎、委員原口徳太郎・中里初雄・能見一知・小林好治（議会選出）、○備前島賢順。

太田村教育委員会 ◎長島恒右衛門（議会選出）、委員栗原とく・三間広三郎・川田清作・掛川甚一郎、○鈴木英雄。

長井村教育委員会 ◎石井伊三郎、委員鈴木恭祐・新井ふみ・安井真光・茂木勘祐（議会選出）、○長島常次。

泰村教育委員会 ◎増田文雄、委員荻野博・江利川昇一・金井堅次・長井義治（議会選出）、○斎藤善吉。

地方教育委員会連絡協議会の設置

教育委員会の全面設置で一番問題となったのは、教育行政単位の狭少なことから、教職員人事や給与をはじめ、事務万般に支障を来たすのではないかとということであった。この間の事情と、二十七年十二月に「大里郡熊谷市地方教育委員会連絡協議会」翌二十八年一月に「県地方教育委員会連絡協議会」（今の「埼玉県市町村教育委員会連合会」）結成のいきさつについて、地教委誕生一周年記念大会（二十八年十一月）で、石坂養平氏（奈良村教育委員長）がしたためた挨拶の巻物（俵瀬荻野博所蔵）に次のように述べてある。

「本日ここに地方教育委員会誕生一周年記念大会を開きましたところ、多数来賓の御臨席を賜わり関係団体各位の御参集をえましたことを衷心から感謝いたします。

さて、地方教育委員会は御承知の如く、教育の民主化、地方分権化、教育の自主性の確立という三大目標をかかげた画期的教育制度であるがために、この主旨の普及徹底に時間を要すること、その及ぼす影響の甚大であること、こういう理由からして幾多の苦難に遭遇し、深刻な批判を蒙ったのであります。われらは顧みてこの苦難を突破し、この批判を解消し尽すだけの力の足らなかつたことを痛切に感じとるものであります。しかし、とにもかくにも曲りなりに最初の第一年を切り抜けたのであります。これ偏えに来賓並びに関係各位の御支援と御協力の然らしむる所であつて、誠に感謝に堪えない処であります。

いま、地方教育委員会制度に対して、過去一か年に表われた批判を総合して見ますれば、先ず、こういう制度はある方がいい、ますます充実させた方がいいという側からいえば、委員会の活動は押しなべて相当積極的であつた。そのために市町村民の教育に対する理解と関心とが高まって来た。自分の市、自分の町、自分の村の教育はどうしても自分たちの手でやり通さなければならぬという自覚が自然に喚起されて、教育が非常に身近かなものだというこ

とが一般に感じられて来た……という点であります。これは一番大切なこととわたしは思います。

それからまた、市町村の教育予算の内容が詳しく検討され、予算の多いと少いとでは、どういう結果が子弟の教育の上に表われて来るかという問題に関する配慮が高まって来た。そして個々の教員の人柄、勉強ぶり、愛情の深さといったように、先生の動静が正しくわかるように変つて来た。そういうこともあげられるのであります。果してこの通りでありますならば、教育の民主化、分権化は一步前進したといえるわけであります。

次に、地方教育委員会に対して、疑いの念、又は反対の意向を抱いている側としては、人事異動の民主的に行われていることは認めるが、往々にして不適正である。不円滑であるとの批判があります。これに対しては、われらは発足の当初からこの事あるを予想して、自ら戒め、相謀りて切にこの事なからんことを期したのであります。

郡市を一九とした連絡協議会を組織した所以の一半もここに存する次第であります。人事異動は、教育行政上の中心問題であります。人事の渋滞を来たすということがよくいわれます。そして、水、流れれば腐敗を生ずるといふ例がよく引かれます。人事を刷新するの必要は、いうまでもありません。しかしわたくしは異動を頻繁に行うことは慎まなければならぬと存じます。われわれの大いに戒むべきは、情実に流れ、不当な支配が行われてはならぬという点であります。しかしこれは、教育委員が良識の涵養につとめて行くならば当然避けることのできるものだとわたしは信じております。第二に教員組織の地域的偏向を招来することがあげられる。これには地域給などが大いに因をなしているのであつて、現在これが対策は講ぜられているから、この方面から来る偏向は是正されることと思ひます。第三に専任教育長の選任が困難であることが指摘せられる。これは現在ではたしかにその通りでありますけれども、こゝに二年をすぎずして町村合併問題、人口八千を基準とした。…そうなつた暁には、所謂貧弱町村の財政的基盤も鞏固となつて、教育長設置の財源に窮するようになるとはなくなるであろうと期待せられます。その他教育委員会の制度は、地方行政を二元化するという考え方も行われているが、この点に関して、地方行政は果して真に一元

的でなければならぬか、二元的の方が却つてよろしいのではないかという、根本問題の討議を要すると思へられる。すべてこういう問題は制度か、運営か(人)にあるのであつて、理論だけではきめかねるのではないかとわたしは思ひます。

最後に社会教育について一言いたします。従来公民館を中心として行われて来たものを一層強化充実せしめるの要あるは申すまでもありません。が、わたしは社会教育においては、人は集つて社会を作つてゐる。しかし、その社会がまた人を作る。という相関、相制の点を重視しなくてはならないと存じます。社会といつても市民社会もある。

政党(政党内社会)もある。学会もあるが、とにかく社会を清潔にする。正しくする。垢のないようにする。正直者が馬鹿を見ることのないようにする。そういう社会の浄化が根底となつて、社会教育は行われるのでなくては、決して効果はあがりません。だんだんよい人間が出て、よい社会ができる。そのよい社会が、更によりよい人間を作り出すことにならうかと思ひます。

われわれ乏しき身を以て一旦教育委員という重責を担つた以上、自省自戒して誤なきを期し、自己の言い、行つた事柄に対しては限らない責任をとるものであります。人間として単なる存在でなく、真に自己の存在をして自覚的存在たらしめ、実存精神に徹したいと存じます。

今日の記念大会を契機としてわれわれは自己の責任の重かつ大なるを再確認して、勇往邁進するの決意を新たにするものであります。御列席の来賓並びに関係団体各位におかれましては、われわれの心事を諒とせられ、何卒倍旧の御支援御協力を与えられんことを切に御願いたします。

昭和廿八年十一月二日

石坂 養平

以上によつて、各町村の教育行政は執行されてきたが、教育長はいずれも助役が兼任で、職員もまた、大方が庶務主任が兼務した。

公選制から任命制へ

教育委員の選挙も、回を重ねるに従い、政治的な背景がでるなど弊害がでてきたので、二十九年の改選期に半数改選制を廃して四年ごとの定例選挙に改めたため、任期満了の教育委員の任期は、三十一年十月まで延ばされたが、途中、町村合併で定数を削減、選挙（無投票）で委員を選び、更に任期前の六月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の制定により、「教育委員会法」が廃止され、教育委員は現行の任命制となり、同時に予算原案の送付権もなくなった。昭和三十年以降の妻沼町教育委員会の構成は別表（後出）のとおりで、中でも橋本衆茂は、四期、十五年に亘って委員長の重責に携り、中学統合の完成をはじめ施設整備等、教育の振興に大きく貢献した。

事務局と附属機関等

昭和三十年一月、合併当初の組織は、教育長（助役兼務）のもとに教育次長がおかれ、総務、学校教育並びに社会教育の三係に職員五名が配当されて事務を分掌した。翌三十一年十月、法律改正により教育委員任命制への切り換えに伴い、教育委員の中から荻野六三郎が県の承認を経て教育長に任命され、事務局を統轄することになった。

三十二年に、附属機関として「社会教育委員」「公民館運営審議会」及び「文化財保護委員」（五十一年に「文化財保護審議会」と改む。）が設置され、同時に学校教育教科担当の「指導委員」制度を設け、体制を強化した。

三十四年四月に、妻沼小学校長武藤長三郎が教育長に就任、「体育協会」（会長増田一郎町長、武藤理事長）を設立三十五年九月、学校経営の合理化と、教育水準の向上を目的に「教育施設審議会」（会長岩崎亥之吉議長）を設けて慎重に協議を重ねたのち、三十六年八月、中学統合の基本線として、①東中（長井中・秦中）、西中（妻沼中・男沼中・小島中・太田中）の二校案。②鉄筋コンクリート三階建。③三十七年に始り四十年度に完成。④位置は役場を中

心に半径一キロメートル内外。等を内容とする答申がだされたが、更に検討の結果、現在の形でまとまり、翌年四月に、「統合中学校舎建築委員会」（会長大熊五郎）が発足し、十二月に、東中学校舎建築に着手した。

昭和三十九年九月、財団法人「井田育英会」（理事長井田友平、現井田洋一、専務理事堀越敬紀）設立と共に事務を担当、四十年八月に、「同和教育研究協議会」（今の「同和教育推進協議会」）を設立した。

次いで四十六年四月に、「町誌編纂委員会」を設けて、事務局に、「町誌編纂室」を加え、四十七年度から課制をして、庶務・指導及び社会教育の三課に改めると同時に、「社会教育指導員」を設置し、四十九年には、「運動公園事務所」を併設、あわせて県費「派遣社会教育主事」を導入して体制を整備し、社会教育の充実と、保健体育の向上をはかった。

そしてまた、昭和五十一年に「教育次長」（初代田島一郎）を創設し、事務の向上と能率化をはかり現在に至る。



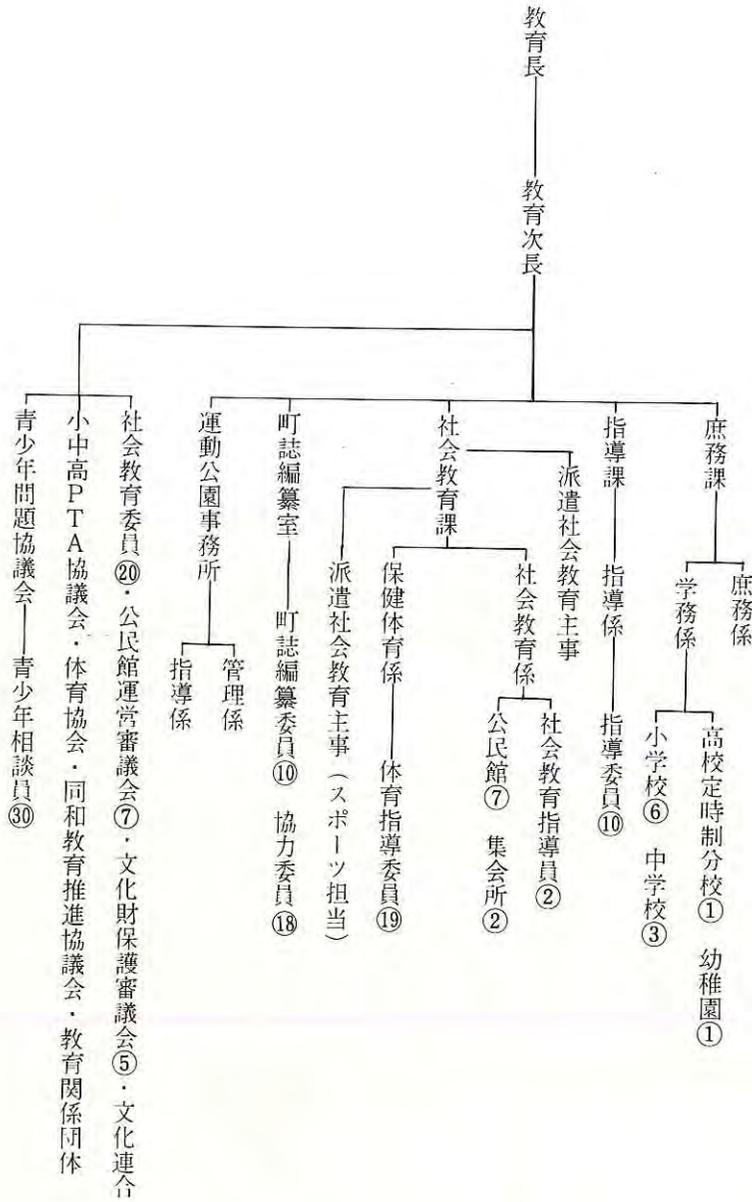
（教育委員会庁舎）

妻沼町教育委員会構成表 (昭和30年1月~51年10月)

年月	委員長	副委員長 (委員長職務代理)	委員	教育長	
30・1	石井伊三郎 (4月) 青木治一郎	井田 定雄 (4月) 増田 文雄	青木治三郎 増田 文雄 栗原 とく	長島恒右衛門 (議会選出) (5月)○同上	○(須藤 知旨)
31・1	○増田 文雄	長島恒右衛門 (議会選出)	田部井一郎 野村 武保	森谷 保吉	○(須藤 知旨)
31・10	橋本 桑茂 (3年)	(以下職務代理) ○野村 武保 (4年)	前原 正一 (2年)	○森谷 保吉 (1年)	荻野六三郎
33・10				○森谷 保吉	
33・10		前原 正一	○前原 正一		武藤長三郎
34・4			(5月) 小林 好治		
34・10	○橋本 桑茂				○武藤長三郎
35・10				大熊 五郎	
36・10		大熊 五郎		○前原 正一	
37・10		前原 正一	清水 初孝	原口 周一	
38・5					
38・10	○橋本 桑茂				
39・10			原口 善弥		○武藤長三郎
40・10				○原口 周一	
41・10		原口 周一		大岡 安雄	
42・10	○橋本 桑茂				
43・10			○原口 善弥		高橋 茂
44・10		原口 善弥	江利川昇一		
45・10				○大岡 安雄	
46・10	原口 善弥	大岡 安雄		石井 金平	
47・10	石井 金平	江利川昇一	○原口 善弥	大岡 安雄	○高橋 茂
48・10		○江利川昇一			
49・10				○大岡 安雄	
50・7			横倉 勤		
50・10	○石井 金平				
51・10			○横倉 勤		○高橋 茂

(注) ○印 委員再任

教育委員会の組織



(資料)

小中学校児童生徒数の推移

51.5.1調

校名	とき	初期	義務6年		大正中期		昭和初期		6・3制		中学統合		現在		推計		昭.22以降	
		明.~	明.41	大.10	昭.10	昭.22	昭.40	昭.51	昭.56	最多	最少							
長井小	(28)	113	330	490	569	679	537	497	688	(33)	722	(43)	441					
秦小	(26)	91	204	481	628	609	390	245	252	(33)	602	(48)	229					
妻沼小	(8) 弥	78 40	354 155	668	689	966	653	722	768	(33)	1,026	(45)	590					
男沼小	(8)	80	231	309	486	427	269	168	241	(33)	446	(50)	162					
小島小	(37)	155	103	165	177	168	95	58	51	(25)	172	(51)	58					
太田小	(22)	128	330	465	733	671	457	319	415	(33)	693	(49)	263					
計	—	—	1,707	2,578	3,282	3,520	2,401	2,009	2,415	(33)	3,629	(48)	1,736					
長井中						228				(36)	386							
秦中						208	妻沼東中 696	427	530	(36)	309	(51)	427					
妻沼中						298			(36)	548								
男沼中						163	妻沼西中 755	458	485	(36)	237	(51)	458					
太田中						236			(36)	369								
小島中						54		33	30	(36)	86	(48)	31					
計	—	—	—	—	—	1,187	1,506	918	1,045	(36)	1,927	(51)	918					
合計	—	—	1,707	2,578	3,282	4,707	3,907	2,927	3,460	(31)	5,164	(48)	2,733					

() 内は記録に残る年度(尋6、高2)

(小6・中3)

() 内は年度を示す。

円)

業	事	給	食	室	加	プレハブ	室
---	---	---	---	---	---	------	---

(資料)

合併以降教育財政(年度別決算)表

昭和51年10月1日調 (単位千円)

項目 年度	歳入										歳出										決算 対比 %	主要事業
	負担金	使用料	国負担金	国補助金	県補助金	県負担金 県委託金	寄附金	町債	一般財源	計	委員会費 総務費	小学校費	中学校費	高校費	分教場費	幼稚園費	社教費	保体費	計			
30		346	619	1,000	20		5	3,000	11,213	16,203	1,730	7,337	4,970	672			1,494		16,203	22.0	妻沼小校舎	
31		396		1,833			330	5,000	15,267	22,826	1,682	15,227	4,161	559			1,197		22,826	29.6	男沼小校舎、 秦小給食室	
32		489	676	240			40		16,374	17,819	1,779	7,915	4,411	1,793			1,921		17,819	23.3	太田中講堂、 井田記念館 定時給	
33		533	480	231	27		1,145		12,473	14,889	2,341	5,862	4,080	1,254			1,352		14,889	18.4	妻沼小プール	
34		483	559	1,384	70			2,000	12,777	17,273	2,705	7,457	4,249	1,405			1,457		17,273	20.5	秦小校舎	
35		405	567	2,161	20		1,800	4,000	22,331	31,284	3,343	10,497	13,980	1,710			1,754		31,284	33.6	長井中校舎、秦、小 島小管、太田給	
36	49	284	574	956	120		594		20,734	23,262	4,028	8,181	6,946	2,079			2,028		23,262	20.3		
37	44	358	1,237	3,505	63		1,521	8,000	28,716	43,444	10,445	7,480	20,969	2,016			2,534		43,444	31.9	東中用地、校舎	
38	74	402	660	17,183	20	20	260	44,000	53,692	116,311	11,791	6,600	93,015	2,786			2,139		116,311	40.6	西中用地、東中校舎	
39	71	371	641	22,918		20	6,200	30,000	52,754	112,975	5,857	31,221	71,331	870			3,379	317	112,975	44.2	校舎(西中・長小)、 プール(長・男・秦)	
40	66	398	644	15,966	40		1,205	20,000	69,337	107,656	6,250	27,358	68,744	1,116			3,780	408	107,656	39.1	東西中施設太田校舎、 小島プール	
41	103	321	705	4,853	0		127	7,000	44,781	57,890	5,684	28,854	11,741	1,959			8,890	762	57,890	23.0	長井小屋体、 太田小プール	
42	96	268	1,179	19,464	2,648		339	24,000	50,449	98,443	6,066	27,559	46,064	1,914			15,854	976	98,433	30.9	東西中屋体、秦小校 舎、中央公民館	
43	93	317	1,345	3,263	345		397	4,000	56,413	66,173	7,588	33,428	16,583	2,559			5,446	569	66,173	16.9	男沼小管理棟・用務 員室	
44	162	249	1,589	9,592	1,070		1,405	8,800	62,042	84,909	9,836	42,353	24,911	2,069			5,065	675	84,909	18.8	太田小校舎、 小島中校舎	
45	155	293	1,875	3,455	2,590		1,972	10,000	73,830	94,170	11,970	29,852	41,004	2,346			7,095	1,903	94,170	16.7	東西中プール	
46	152	341	2,246	30,771	2,069		4,542	41,000	125,167	206,288	13,936	156,523	19,779	2,591	1,225		9,812	2,422	206,288	20.5	妻沼小校舎	
47	242	283	2,456	8,666	2,542		3,499	10,900	115,080	143,668	16,698	75,605	29,077	3,099	545		12,877	5,767	143,668	16.0	男沼小・秦小屋体	
48	232	794	2,548	21,813	1,830		2,976	88,600	233,206	351,999	21,452	85,397	25,131	3,250	573	5,711	16,931	193,554	351,999	27.4	町民体育館 小島小校舎・給食室	
49	238	4,751	2,633	7,841	3,151	497 66	3,636	147,000	262,995	432,808	30,187	67,778	30,035	4,768	506	7,129	23,029	269,376	432,808	26.0	町民プール 町民体育館追加	
50	304	7,719	2,985	16,922	3,957	2	7,822	50,300	173,871	263,882	30,992	145,947	36,492	4,906	571	7,101	18,292	19,581	263,882	16.7	妻沼小屋体	
51年	249	9,691	3,162	4,823	3,869		1,538	120,600	202,369	346,301	31,873	225,988	32,446	3,714	633	7,951	21,962	21,734	346,301	21.5	長井小校地プレハブ、 男沼小給食室	

() 内は記録に残る年度(第6、第2) (小6・中3) () 内は年度を示す。

合計	小島中	太田中
—	—	—
1,707	—	—
2,578	—	—
3,282	—	—
4,707	1,187	236
3,907	1,506	755
2,927	918	435
3,460	1,045	400
(31) 5,164	(36) 1,927	(36) 369
(48) 2,733	(51) 918	(48) 31

第四節 学校教育

学制時代（明治五年～十二年）

明治五年にだされた「小学教則」によれば、小学校を分けて「上等・下等」の二つにし、下等は六歳から九歳まで上等は十歳から十三歳までで、在学八か年、また下等も上等も、それぞれ八級に分けられ、入学するとまず八級となり、半年で七級に、七歳で六級、七歳半で五級というように進級した。

下等八級（六か月、一日五時間、一週三十時間）の学習内容は次のようであった。

- 一、綴字（一週六時間）「知恵の糸口」・「うひまなび」・「絵入知恵の環十巻」等を石盤に書かせた。
- 二、習字（一週六時間）「手習草紙」・「習字本」・「習字初歩」等で平仮名、片仮名を教え、もっぱら運筆を主として習わせた。

- 三、単語読方（一週六時間）「童学必読」・「単語篇」等を訓読みで高唱させた後、その意義を教え、翌日は暗唱させた。

- 四、洋法算術（一週六時間）「筆算訓蒙」・「洋算早学」等で、加減算、九々等を教え、筆算と暗算とを隔日に練習させた。

- 五、修身口授（二週二時間）「民家童蒙」・「童蒙教卓」等を教材として、生徒に理解できるように教師が説諭した。

- 六、単語暗唱（二週四時間）一人ずつ直立し、前日学んだところを暗唱させたり石盤に書かせ記憶力を養った。

下等七級（六か月）この級も大体前級の学科を継続して教えるほか、会話・綴方を一週四時間加えた。また、単語

読方においては、「地方往来」・「世界商売往来」等を教科書とした。

下等六級(六か月)には綴方はなく、読本読方を一週六時間新たに教え、「西洋衣食住」・「学問のすすめ」・「啓蒙知恵の環」等を用いて一句ずつ教え、生徒一同これを準誦した。また、単語読方の代りに、単語書取を加え、教師が単語をのべ、これを生徒が聞き書きしておき、終つてから教師がこれを盤上に書き、照合して誤りのある場合正すという方法で教授した。修身は、「勸善訓蒙」・「修身論」を用い、教師が講述した。

下等五級(六か月)地理学読方一週三時間、養生口授一週二時間を新たに加えたほか、大体前級と同じである。

地理学読方は、読本読方と同様の方法をもって、「日本国尽」を教えた。養生口授は、修身口授と同様の方法をもって、「養生法」・「健全学」等を口述。読本読方については、前級のほか、「西洋夜話」・「窮理問答」・「物理訓蒙」・「天変地異」等を教え、算術は一週六時間、四則応用を学ばせた。

下等四級(六か月)新たに文法を加え、品詞の種類や、ことばの諸変化を主として暗唱方式をもって教えた。地理読方(一週六時間)では、「世界国尽」を教えた。

下等三・二・一級(各六か月)大体前級のような教科目、教授方法によって進み、終つてから大試験を行い、上等小学校へ入学させた。大試験に落第したものは、更に六か月、一級において学ばせた。

上等小学校、八級の読本輪講は、「西洋事情」類を用い、七級以上には読本輪講はなく、史学輪講があった。その中で、「王代一覽」・「国史略」・「万国史略」・「五州記事」等を輪講し、また、地学輪講は八級より一級まであり、「皇国地理書」・「輿地誌略」を輪講し、八級・七級では、物理学輪講として、「博物新編訳解」・「格物入門」の類を輪講しながら、教師は機械を用いてその説を实地に示して教授した。

六級より野画を課し、五級より幾何を課し、四級より博物、三級より化学を課した。そして八級・七級では、細字速写を学ばせた。ただし、五級以上は手本を用いず、口述で指導した。

以上、教科目及び教授方法のあらましを述べたが、当時の国民の向学心を高めるため、試験を非常に重視し、「内試験」はその学校内で行い、「定期試験」は試験官が県より派遣され、部内の学事関係者立会のもとに行い、その成績によって進級を認定した。更に卒業の際の「大試験」は、太田、小島、男沼、弥藤吾、葛和田、須戸各学校の生徒も妻沼学校に集まり、県令(今の知事)が巡視された。そして試験の際には、「来る何日午前何時より、定期試験を執行候事、生徒の父兄は勿論、その参観を差許すべき事、明治何年何月何日、何々学校」という掲示を出して一般にも知らせた。このような時代の妻沼地方はどうであつたらうか、小学校設立当初から見ることにしよう。

妻沼小学校の設立

学制發布の翌明治六年(一八七三)六月一日(開校記念日とする。)第三十九番小学区となつた幡羅郡妻沼、善ヶ島、台、弥藤吾、上根、上江袋、八木田、道ヶ谷戸、飯塚、市ノ坪、永井太田、男沼、出来島、間々田、小島、江原堀米、以上十七カ村組合立の「妻沼学校」が、妻沼村の歎喜院の仮本堂を校舎に充用して設立された。

この学校設立にあつて、当時の歎喜院住職稲村英隆師は、器械、書籍の買上代として二百円を寄付し、熊谷県より銀盃下賜された。なお、創立にあつては、妻沼村副区長堀越義賢のほか、主任として鈴木三六(交陵)・小池五郎(水齋)・太田村荻原信有、弥藤吾村井田諄の諸氏が尽力した。

すでに述べたように、交陵・水齋の両名は、「両宜塾」の開設にあつても尽力してきた教育熱心な人たちで、この時も熱情をかたむけて学校設立に努力したものである。

初代校長は、静岡県土族、野口保三で、庶務掛には鈴木勝弥、教員(授業生といつた)には武林良賢、須田治三郎、橋上福高の三氏が任ぜられて授業がはじめられた。が、同年十一月には、太田・小島及び弥藤吾学校が分離独立し、妻沼学校は、妻沼、台、善ヶ島の三か村組合立となり、校舎も橋上福高氏の居宅(現天理教会場)に移転した。続いて明治

八年五月八日、台が男沼、出来三カ村組合立の「男沼学校」を設立、続いて同年十一月には善ヶ島が分離して竜泉寺に「善ヶ島学校」を設立したので、「妻沼学校」は一村独立となり、校舎を玉洞院に移転した。

その後、生徒の増加により手狭まになったので、明治十五年一月、橋上福高、堀越義賢、長谷川三七、関口莊八、小池長四郎、田島栄吉、鈴木謙十郎ら有志が頼母子講の講金をもって、錦森に二、九五五平方メートルの土地と、一九八・三四平方メートルの民屋を購入寄附をして校舎に充てた。

弥藤吾学校

明治六年十一月、妻沼学校から分離して、弥藤吾、上根、八木田、上江袋、道ヶ谷戸の五カ村組合立で、弥藤吾の福寿院を校舎に充用して「弥藤吾学校」が設立された。

初代校長は、妻沼、太田両校兼任の野口保三で、教員に岡田道弥、井田諄、井田忠次、中沢源一、茂木顕太郎らが就任、指導にあたった。そして明治十九年四月に至り、上根が「江波学校」の通学区に編入され、八木田は「政警学校」の区域に移ったので、弥藤吾、上江袋、道ヶ谷戸の三カ村組合立となったが、更に明治二十一年四月に、上江袋、道ヶ谷戸が、「修徳尋常小学校」（太田）に編入され、弥藤吾一村立となる。

明治二十二年、町村制の施行にともない、妻沼村と組合村になった関係で、妻沼尋常小学校と合併、「弥藤吾分教場」となったが、四十三年四月には妻沼小学校と分離して「弥藤吾尋常小学校」となる。この間入学児童も漸次増加したので、三十一年には校舎を増築するという状況にあったが、大正二年四月、妻沼村と合併して妻沼町となり、同年四月、妻沼尋常高等小学校と合併し、長島校長は明戸小へ転任した。

歴代校長 初代（兼）野口保三、二代新井登那四郎、三代長島晴一

須戸学校

明治六年、上須戸村の西光院を校舎に充用して、上須戸、八ツ口、江波、西城、日向の五カ村組合によって、「須戸学校」が設立された。「学制発布」まで、同所において寺子屋を開いていた戸井田欣栄が教師に採用され、開校当初過渡期の四〜五年教鞭をとっていた。かくするうちに学校教育も軌道にのり、また、各村においても学校設立に努力し、明治十九年「江波学校」（後の長井小学校）が設立され、これに編入されて「須戸学校」は廃校となった。

善ヶ島学校

明治八年十一月、妻沼学校より分離して、善ヶ島竜泉寺を校舎に充用して「善ヶ島学校」を設立したが、その後、「葛和田学校」に属して廃校となり、明治十九年「江波学校」の通学区に編入された。

小島学校の設立

明治六年十一月十五日（開校記念日）妻沼学校と分離して、小島村の医王寺を校舎に充用、小島村一村立の「小島学校」を設立した。

教育には、医王寺住職、武林良賢、同良融が任命されて教鞭をとり、同十六年一月十六日、小島村二八〇三番地内（現在地）に、一〇五・七八㎡の校舎を新築（この校舎は神明社に移築され、現在「小島公民館」として使用されている。）これに移転した。

太田学校の設立

明治六年十一月、妻沼学校と分離して、男沼、出来島、間々田、永井太田、飯塚、市ノ坪、江原、堀米の八か村で永井太田の阿弥陀寺を校舎に充用して、「太田学校」を設立した。同八年五月には、男沼、出来島、江原、堀米が分離し、飯塚、市ノ坪、永井太田、間々田の四か村組合立となり、明治十七年の町村連合により、飯塚連合立「太田尋常小学校」と改称した。（上江袋、道ヶ谷戸及び八木田は「弥藤吾小学校」へ、原井は「別府小学校」に通学した。）

葛和田学校の設立

明治七年四月七日、葛和田村中宿八二八番地内に校舎を建築、葛和田、弁財、俵瀬（秦村郷土誌には、成就院を校舎に充用して「俵瀬学校」を創立し、明治十七年四月、葛和田学校に編入した旨の記載があるが、他にこれを証するものがなく、かつ、明治七年の学校別就学状況及び通学区域は、葛和田学校となっているのでこれに従った。）の、三か村組合立の「葛和田学校」（後の秦小学校）が設立された。入学児童も逐年増加して、当時廃寺となっていた薬師寺も校舎として充用した。初代校長は、寺子屋「行餘書院」を開設していた北條察明である。

男沼学校の設立

明治八年五月八日、男沼、台、出来島の三か村組合立で、男沼の長勝寺を校舎に充用して「男沼学校」を設立した。初代校長は、当時の生徒、故飛田ハルの証言によれば橋本英範であるが、略歴等不明。（浅見徳治氏の調査）
 以上で、この時代設立の学校は出そろったので、次に児童数を見ることにしよう。

学校別就学状況及び通学区域（明治七年）

校名	所在地	総数	就学生	不就学生	通学区域
須戸	旛羅郡上須戸村	二七五人	九五八	一八〇人	上須戸、西城、江波、八ッ口、日向
妻沼	妻沼	四三五	七四	三六一	妻沼、台、善ヶ島
太田	永井太田	四六九	一六八	三〇一	永井太田、市ノ坪、飯塚、男沼、出来島、間々田
小島	小島	二九四	八七	一八六	小島（ほかに備前島、牛沢、高林、古戸からも通学）
弥藤吾	弥藤吾	二九四	一〇八	一八六	弥藤吾、上根、上江袋、八木田、道ヶ谷戸
葛和田	葛和田	二四二	九一	一五一	葛和田（大野を含む）弁財、俵瀬

在校生徒数及び通学区（明治九年文部省年報）

校名	所在地	総数	男	女	通学区域
妻沼	妻沼中岡・玉洞院	八六八	五八八	二八八	妻沼
弥藤吾	弥藤吾・福寿院	一〇七	九六	一一	弥藤吾、上根、八木田、上江袋、道ヶ谷戸
須戸	上須戸・西光院	八八	七九	九	上須戸、西城、江波、八ッ口、日向
小島	小島・医王寺	六〇	五〇	一〇	小島
太田	永井太田阿弥陀寺	一八六	一五四	三二	間々田、永井太田、飯塚、市ノ坪、江原、堀米
葛和田	葛和田八二八廃寺	八〇	七〇	一〇	葛和田（大野を含む）弁財、俵瀬
男沼	男沼・長勝寺	八〇	六九	一一	男沼、台、出来島
善ヶ島	善ヶ島・竜泉寺	三五	三〇	五	善ヶ島

教育令時代（明治十二年～十九年）

この時代の教育は、次のような要領で行われた。

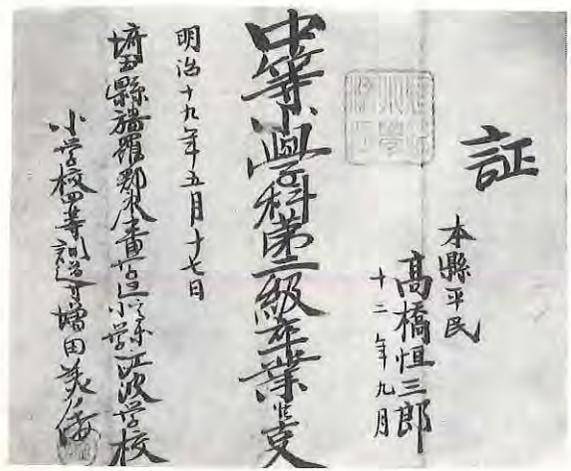
- 一、教科 修身、読書、習字、算術、 初等科
修身、読書、習字、算術、地理、歴史 中等科
修身、読書、習字、算術、地理、歴史、理科、図画 高等科
- 一、課程 初等科Ⅱ三か年、六級から一級まで、いずれも六か月で進級
中等科Ⅱ三か年、六級から一級まで、いずれも六か月で進級
高等科Ⅱ二か年、四級から一級まで、いずれも六か月で進級
- 一、教授 教授は細目を用いず、ただ教科を注入的に教授した。
- 一、訓練 訓練は細目を定めて実行するようにしむけたわけではないが、教師の命令には生徒がよく従った。
- 一、養護 教室は寺の本堂が多かったので、採光、換気等不十分にして、かつ、身体検査を行わず、衛生の設備はなかつた。ただ、冬期厳寒の際は、火鉢を用いて暖をとった。
- 一、服装 職員は、袴、羽織を着用し、儀式の際、校長はフロックコートを用いた。
生徒は、おむね手織木綿の着物を用い、足袋も手製のものが多かった。
- 一、進級試験 進級試験の際は、巡回試験委員が来て、学校職員と共に教科の一定の場所を指定し、生徒は一名ずつ試験の後、修了証を授与した。試験の結果、及第・落第に分け、優等者には賞品を与えた。
- 一、休日 日曜日以外に春秋二季試験後休み、農休み、旧正月、盂蘭盆。
- 一、罰 不品行、不規律の行為のあった生徒に対しては体罰が加えられたが、児童・父兄とも反感をもたなかつた。

小学校教育の確立と整備時代（明治十九年～大正）

前に述べた如く、小学校教育確立のもととなったのが、明治十九年に公布された「小学校令」であり、教育の淵源を明示されたのが、明治二十三年十月に浹発された「教育ニ関スル勅語」で、この二つが車の両輪となり、教育政策の国家主義的傾向が次第に鮮明にされ、富国強兵策がとられた。第一次「小学校令」は次のとおりであった。

小学校令

- 第一条 小学校ヲ分チテ高等、尋常ノ二等トス
- 第二条 小学校ノ設置区域及位置ハ府知事県令ノ定ムル所ニ依ル
- 第三条 児童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ学齡トシ父母後見人等ハ其学齡児童ヲシテ普通教育ヲ得セシムルノ義務アルモノトス
- 第四条 父母後見人等ハ其学齡児童ノ尋常小学校ヲ卒ラサル間ハ就学セシムヘシ其就学ニ関スル規則ハ文部大臣ノ認可ヲ経テ府知事県令ノ定ムル所ニ依ル
- 第五条 疾病家計困窮其他止ムヲ得サル事故ニ由リ児童ヲ就学セシムルコト能ハスト認定スルモノニハ府知事県令其期限ヲ定メテ就学猶予ヲ許スコトヲ得
- 第六条 父母後見人等ハ小学校ノ経費ニ充ツル為メ其児童ノ授業料ヲ支弁スヘキモノトス其金額ハ府知事県令ノ定ムル所ニ依ル
- 第七条 寄附金及其他ノ収入金アリテ小学校ノ経費ニ供スルトキハ其取



入及支出ノ方法ハ府知事県令ノ定ムル所ニヨル

第八条 授業料及寄附金等ヲ以テ小学校ノ経費ヲ弁シ能ハサル場合ニ於テハ区町村会ノ議決ニ依リ区町村費ヨリ其不足ヲ補フコトヲ得

第九条 小学校教員ノ俸給旅費ハ府知事県令ノ定ムル所ニ依ル

第十条 小学校資金ノ収入及支出ハ其管理者ヨリ毎三箇月府知事県令ニ報告スヘシ

報告スヘシ

第十一条 小学校ニ属スル資産ノ管理ニ関スル規程ハ府知事県令ノ定ムル所ニ依ル

第十二条 小学校ノ学科及其程度ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

第十三条 小学校ノ教科書ハ文部大臣ノ検定シタルモノニ限ルベシ

第十四条 私立学校ニ於テ小学校ト均シキ普通教育ヲ児童ニ施サントスルモノハ予メ府知事県令ノ認可ヲ經ヘシ

第十五条 土地ノ情況ニ依リテハ小学簡易科ヲ設ケテ尋常小学校ニ代用スルコトヲ得但其経費ハ区町村費ヲ以テ之ヲ支弁スヘシ

第十六条 小学簡易科教員ノ俸給ハ地方税ヲ以テ之ヲ補助スルコトヲ得

以上見て来たように、教育令における高等科、中等科、尋常科を改めて、尋常と高等の二種類にした。(前頁及び右下の写真は、この改正前後を証する卒業証書である。(上根、高橋茂提供)

その後、町村制、県制及び郡制の公布など、地方制度の変革に対応して「小学校令」も整備する必要が生じ、二十三年十月、法律第八十九号をもって「地方学事通則」が、勅令第二百十五号をもって「小学校令」が改正公布された。

この「小学校令」は、第一章に小学校の本旨及び種類、第二章に小学校の編制、第三章に就学、第四章に小学校の設置、第五章に小学校に関する府県都市町村の負担及び授業料、第六章に小学校長及び教員、第七章に管理及び監督、第八章に附則が記された。八章九十六条からなり、その第一条で「小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ、道徳教育及国民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」と明確に定めた。この趣旨はその後に

においても長く變るところがなかった。

国では、明治十二年に「^{教育学大旨}教学聖旨」を發して、「^{教育学大旨}教学ノ要仁義忠孝ヲ明カニシテ知識才芸ヲ究メ、以テ人道ヲ尽スハ我祖訓国典ノ大旨上下一般ノ教トスル所ナリ……」と、国民の向うべき途を示されたが、年とともに人心は欧化思想に心酔して、我が国固有の美風を没却、思想の混乱がはげしくなつたので、二十三年に「教育ニ関スル勅語」を發してこれを戒め、同年十二月二十八日、学校に勅語の謄本を下賜し、式典や大祭儀式に校長が奉読して、国民道義昂揚の資になさしめ、かつ又、尋常一年から修身科授業の根本として、教授要領が厳しく定められた。

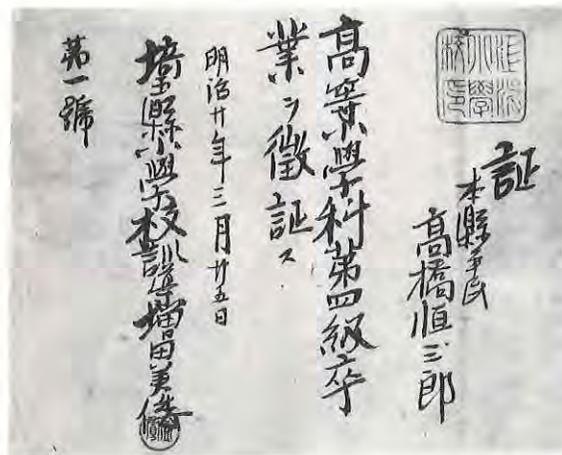
教育ニ関スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御爾



さて、明治十九年に至って、現存する小学校は全部設立を見たので、この時代の、現妻沼町に所属する各学校について述べることにしよう。

江波小学校（後の長井）設立

明治十九年四月七日、江波村の宝蔵院を仮校舎に充用して、「江波学校」が設立され、上根、善ヶ島、八ッ口、江波、上須戸、西城、田島及び西野が、通学区となった。

初代校長増田美倭、準訓導小鮎清江、代用教員森田徳松の三名は、須戸学校から、代用教員小島新三郎が奈良学校より、それぞれ転入して教授にあたった。くだって二十一年四月、尋常高等制の施行に伴い、単独の「江波尋常小学校」となり、高等科生徒は妻沼村八か村組合立「幡羅高等学校」に入学した。次いで三十四年四月から授業料が全免になり前からの不就学児童百八十名が悉く入学、一挙に生徒数が二倍に増加したため、従来の教室では全生徒を収容することができなくなったので、小鮎氏の住宅を教室に、内田氏の住宅を裁縫室に借入れ、薬師堂を教員室に充てた。更に四十一年四月から義務教育年限が六か年になり、尋常五学年修業志望者四十三名の入学を許して一学級を編制し、六学年とした。なおこの年、学校名はなるべくその町村名と同一とすべしという監督官庁の指示によって、四月二十九日、校名を「長井尋常小学校」と改称した。

明治四十二年五月十日、大字江波字西嬉愛三八六番地に、六二八・一㎡の新校舎が竣工したので、三・四・五・六学年の児童だけ、仮校舎から移転した。（この日を「開校記念日」とする。）そして同四十四年四月には、四三三・〇六㎡の第二号舎が増築されたので、高等科の併置を議決、直ちに申請手続きをした結果、同月十四日付をもって認可、「長井尋常高等小学校」と改称し、五月一日、高等科生徒を収容した。時の校長は、本幡羅高等小学校から転入した掛川茂一郎であった。

妻沼小学校

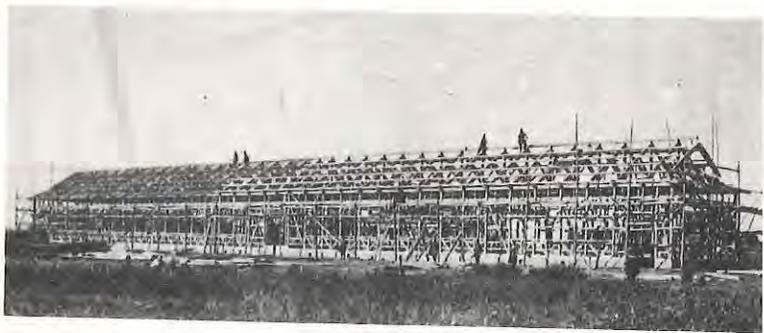
明治二十五年、「妻沼尋常小学校」と改称、三十五年には一〇五・七八㎡の校舎を増築、逐次施設の整備が行われたが、錦森では適当でないとの見通しから、森林地帯となっていた字大我井一四九二番地（現在地）が学校敷地に選ばれた。そして樹木の伐採が行われ、その節一本のケヤキが残された。これが「胴木」で今、目通り約五メートルに成長し、本校のシンボルとなっている。

さて、樹木の伐採が終り、整地作業もすんだ。しかし木の根を掘りおこしたので地固めの必要がある。そこで考えだしたのが競馬の開催である。明治四十二年十二月六日付の「東京朝日新聞」の「関東特報」欄に次のような記事が出ている。

●妻沼の競馬會　埼玉縣大里郡妻沼村にては今明両日同村小學校建築敷地地固めの為め、競馬會を開催す……と。

以上のように地固め作業も終って、翌四十三年四月二十四日建築に着手したが、八月十一日の大洪水にあり、工事を中止するの苦境におちいった。しかし、村内有志はあらゆる困難を克服して工事を継続、十一月三日に上棟式を挙行し、遂に翌四十四年四月、校舎六七一・〇七㎡、教員住宅など付属建物一〇〇・八一㎡を竣工移転、次いで本幡羅高等小学校を合併して「妻沼尋常高等小学校」が発足した。

（注）この校舎は、昭和四十六年に取り壊されたが、棟木（洪水のことが明記）と、玄関の鬼瓦は、今なお学校に保存されてある。



小島小学校

明治十九年四月、男沼連合村で「政肇学校」を設立したため、小島小学校を廃して「小島分教室」とし、二十五年六月十五日、男沼村立「小島尋常小学校」と改称した。四十年三月、義務教育が六か年に延長されたので、校舎が不足となり、同年九月一日、八一・六五㎡の校舎一棟を増築、同四十二年四月から、児童数一二七名で三学級編制となり、一年から六年まで揃った。大正四年に区制が敷かれて第二区となり、昭和になって高等科が作られた。

男沼小学校

明治十九年四月十日、男沼尋常小学校を廃し、男沼、台、出来島、八木田、小島の五か村連合で「政肇学校」を創立したが、二十一年四月に八木田村は「修徳尋常小学校」に移り、間々田村が「政肇学校」に編入され、翌二十二年の町村制施行の用地がつくられた。くだつて二十五年七月、同校を廃して「男沼尋常小学校」を設置した。

明治三十三年七月十一日、大字台一三三三番地内（現第一靴工業）に四六九・四二㎡の校舎を新築、開校以来校舎に充用してきた長勝寺から移転した。（この日を開校記念日とする。）更に、大正三年、七六・〇三㎡を増築し、大正十二年に高等科が設けられた。

太田小学校

明治十九年十月、太田尋常小学校を廃して、飯塚、市ノ坪、永井太田、間々田、以上四か村組合で「太田修徳尋常小学校」を創立した。二十一年四月、通学区の改正が行われて、永井太田、市ノ坪、飯塚、八木田、上江袋、原井道ヶ谷戸、以上七か村組合立となったが、翌二十二年には町村制施行により、太田村立となって、本校を阿弥陀寺に第一分教場を来迎寺、第二分教場を能泉寺においた。

明治二十四年五月、通学区を改正して本校を飯塚の来迎寺（通学区、飯塚、市ノ坪、道ヶ谷戸、生徒数男六二、女一三）に、第一分教場として阿弥陀寺（通学区、永井太田、生徒数男三三、女九）第二分教場を上江袋の能泉寺（通学区、上江袋、原井、生徒数男二五、女九）に置いた。四十一年四月に、「太田尋常小学校」と改称、同年十月三日（開校記念日）には、大字飯塚一四一四番地に一一八三・四七㎡の新校舎が竣工して開校、分教場は廃止され、翌四十二年に「太田尋常高等小学校」になった。なお、この校舎の建築費は、一一、〇三九円九六銭、敷地（五九四七・一㎡）の購入費一、〇四九円三〇銭と記録されている。（太田村教育史）

校門（花崗岩造）は、四十三年二月、上江袋の長島作左衛門が、四百余円を投じて構築寄附された。（現太田小北門）この学校の二十五年から三十三年までの授業料（三十四年度より全廃となる。）の月額を見ると、尋一Ⅱ五銭、尋二Ⅱ六銭、尋三Ⅱ八銭、尋四Ⅱ十銭となっている。また、この村の二十五年度総予算額は、一、六一〇円〇二銭に対し、学校費は五三一円三六銭で、総予算額の三三％をしめていた。

秦小学校

明治十九年四月、連合村立「葛和田小学校」が創立され、その通学区は、葛和田、大野、弁財、日向、俵瀬となり町村制施行時における秦村編制の基盤がこの時点でつくられた。かくして二十二年四月、秦村が誕生し、校名を「葛和田尋常小学校」と改称した。その後、義務教育の普及に伴い、児童数は次第に増加して、校舎の不足をきたしたので、三十五年五月一日に、三五二・〇六㎡の校舎を新築し、更に義務教育の延長によって校舎の増築にせまられ、四十二年春、二八〇・九九㎡を増築し、同年五月一日（開校記念日）校名を「秦尋常小学校」と改称、児童は三百八十名になった。本校は大正九年四月一日に、高等科を併置「秦尋常高等小学校」と改称した。

以上見てきた六校は、その後校地の移転、拡張や校舎の増改築やら、校名の変更などがあつたが、通学区は、昭和三十七年十月に、大字永井太田字風張が、大字男沼に編入されたので、この地区の児童が男沼小学校の通学区域に代つただけで、その他はこの時代以来変わっていない。が、高等科が併置されるまでは、組合立（幡羅高等小学校）や、委託方式（太田に男沼、長井に秦の生徒が通うなど）により、高等科の生徒はそれぞれ通学していたこともあつた。

幡羅高等小学校

すでに見てきたように、「学制」が制定發布以来、「教育令」「小学令」が公布され、小学校教育制度の確立にもない、各村は連合して尋常小学校を設置したが、高等小学校を併設するまでには至っていなかった。そこで時の埼玉県知事吉田清英は、明治二十一年二月二十四日、幡羅郡第一学区から第十一学区を以て高等小学校の設置区域として設置位置を弥藤吾村とする旨、県令乙第二十四号をもって指令した。かくして同年四月二日、弥藤吾村の観清寺本堂を校舎に充用して「幡羅高等小学校」が設立されたのである。

翌二十二年町村制施行にともなう区域の変更で、三ヶ尻・拾六間・新堀新田（幡羅郡三ヶ尻村に編入）

柿沼・新島（大里郡大幡村に編入）以上が大里高等小学校区域内に編入され、原郷・国済寺（榛沢郡深谷町へ編入）は榛沢高等小学校区域内に編入された。そして次のような次第となったのである。

幡羅高等小学校、郡長管理ノ所、町村制実施ノ結果トシテ、組合共同事業トナリ、左ノ区域トナレリ

幡羅郡 妻沼村 弥藤吾村 幡羅村 奈良村 男沼村 別府村 太田村 明戸村 長井村 秦 村 玉井村

明治二十四年九月十七日付申請幡羅郡妻沼村外十ヶ村幡羅高等小学校組合設置ノ件

右町村制第十六条ニ依リ之ヲ許可ス

埼玉県大里幡羅榛沢男衾郡長 中村孫兵衛

かくして、鈴木謙十郎（妻沼）井田 諄（弥藤吾）田中善次（男沼）武井敏太郎（太田）須永榮五郎（長井）

島田克次郎（秦）青木丑五郎（奈良）田沼繁三郎（別府）高橋源三郎（玉井）原 藤吉（幡羅）高野慶七（明戸）が、

幡羅高等小学校組合議員に選出され、学校運営のすべてに関する取り極め等を行った。そして翌二十五年、次のような規程を作成し、幡羅高等小学校運営の基本を定めた。

埼玉県幡羅郡妻沼村外八ヶ村学校組合規程

第一条 小学校令第三十七条ニ依リ高等小学校ヲ設立シ、其ノ設立維持ニ関スル事務ヲ共同處分スル為左ノ村々ヲ以テ学校組合ヲ設置ス

幡羅郡妻沼村 同弥藤吾村 同長井村 同秦村 同奈良

村 同別府村 同明戸村 同太田村 同男沼村

第二条 本組合ハ幡羅郡妻沼村外八ヶ村学校組合ト称ス

第三条 本組合ニ於テ設置スル高等小学校ハ一校トシ、位置ハ幡羅郡弥藤吾村小字王子トス

第四条 組合会議員ノ定員ハ九人トシ左ノ割合ニヨリ各村会ニ於テ其公民中被選挙ヲ有スルモノヨリ之ヲ選挙ス

幡羅郡妻沼村老人 同弥藤吾村老人 同長井村老人

同秦村老人 同別府老人 同奈良村老人 同明戸村老人

同太田村老人 同男沼村老人

第五条 組合会ハ幡羅郡妻沼村外一ヶ村組合村長ヲ以テ議長トス故障アルトキハ其代理タル助役ヲ以テ之ニ充ツ

第六条 組合事務ハ幡羅郡妻沼村外一ヶ村組合村長之ヲ管理ス

第七条 組合ノ経費ハ授業料ヲ以テ支弁スベシ



(幡羅高等小学校の卒業式～椎橋繁作提供)

但シ各村一戸ノ負担額ハ均一トス

第八条 幡羅郡明戸村ハ榛澤郡深谷町外七ヶ村学校組合ニ組合セルヲ以テ本組合ニ於テ前条ノ規定ニ依リ戸数ヲ算スルトキハ其關係ノ部分即全村戸数ノ二分一ヲ以テ其分担額ヲ定ムルモノトス

第九条 本規程ニ掲ケサル事項ニシテ組合ニ必要ナル者アルトキハ渾テ町村制ノ規定ヲ適用スヘシ
右之通協議決定候也

明治二十五年九月九日 (以下略)

なお、同年十月十四日、授業料を、一学年三十錢、二学年三十五錢、三学年四十錢、四学年五十錢と定めた。

この年の生徒数は、一学年男五十、女十八、計六十八。二学年男五十四、女八、計六十二。三学年男四十八、女三十一。四学年男五十五、女二、計五十七。男生徒の計二百七、女生徒の計三十一、全校生徒二百三十八名であったが、その後就学生徒が増加したということで、次のような記録が残されている。

幡羅高等小学校就学生徒逐年増加セシヨリ經濟ニ余裕ノ生スルモノアリ、明治廿七年度予算組合会ヲ開カルルニ当リ、右余裕處分ノ事ヨリ種々協議セラルルアリ、益々就学者ノ便ヲ図ラレ来五月ヨリ授業料別紙ノ如ク減額セラレタリ

授業料金額規定

第一条 幡羅高等小学校授業料金額ヲ定ムル、左ノ如シ

学年 一学年 二学年 三学年 四学年
金額 貳拾五錢 三拾錢 三拾五錢 五拾錢

以上の通り定められたが、同年十月に至つて更に、四学年の授業料を四十五錢に改正した。

この幡羅高等小学校の推移・性格なりは、次に掲出する二つの「頌徳碑」によつて了解されたい。

新井周吉・河合銀太郎の碑 (所在地 大字妻沼聖天山境内)

(頌徳碑)

前衆議院議長 勲一等 粕谷義三篆額

恩師新井・河合両先生の碑

師は大任にして苟も其の道を誤れば人の子を戕ふ、是を以つて天下常に良師なきを憂ふ、元幡羅高等小學校長、新井・河合両先生の如きは所謂良師なる者か。新井先生名は周吉、埼玉縣入間郡高麗村の人、年十七埼玉縣立中等師範學校に入り、卒業の後各地の小學校長となり、到る處功績あり、然れども縣下に久しきは先生の志に非ず、轉じて教育時論記者となり、諸國を漫遊して筆に口に教育を論議す、偶明治二十一年妻沼町外八箇村聯合して位置を彌藤吾に定め高等小学校を開き、先生を聘し校長となす。先生、人と為り温厚沈毅、心臍に寺門靜軒翁の遺業を慕ふ、則ち忠孝を經とし勤儉を緯として獨特の校訓を定め、或は洗心室を設けて武士道を鼓吹し或は女子部を置きて學科と技藝との併進を謀り、或は講習會を開きて通俗教育を奨励し、或は同窓會を創立して社會教育の先驅をなす、先生の聲名益隆く信望彌厚し、明治三十一年先生俄かに慈母の訃に接し、續いて令門を失い復斯地に留まるを得ず、乃ち後任として友人河合先生を推擧す。先生、名は銀太郎文久三年七月川越市に生る。新井先生と同じく師範學校に學び、業なるや、明治十七年十二月、雄志を抱きて米國に遊び、美術を研鑽して大いに得る所ありしも、歸朝後悟る所あり、身を教育界に投じ、坂戸、幡羅、越生の各小學校に歴任す。先生資性直言巧を銜はず行虚飾なし、先生の来りて長たるや、能く新井先生の精神を繼承し、時代の進運に順應し、以つて教育の普及徹底を圖り、校風大に振ふ、然れども此の時に當り、學制頻りに改り、明治四十二年同校は遂に廢校の止むなきに至る。惟ふに幡羅高等小學校は規模素より大ならざるも、學績の優良なる地方小學校の模範として名聲四隣に籍甚す、而して兩先生の在職前後を通して二十有餘年薰陶を受けたる子弟千有餘人、皆錚々一家を成し、郷に在りては地方自治の中堅となり、出ては社會有爲の人材として

天下に認識せらるる者亦頗る多し、縦令是も幡羅地方に於ける先覺有識の士の教育に導する熱誠與つて力あるは論を俟たずと雖も、職として両先生の指導誘掖宜しきの致す所、大我井の森緑愈濃く、利根川の水流濼々として碧きが如く、遺徳は永遠に盡きざるべし、回顧すれば新井先生去りてより三十餘年、先生郷里に文墨を友として餘生を樂しみつであるも、齡漸く古稀に近く、河合先生既に白玉樓中の人となりてより十有五年、老幼生死は人生の常なりと雖も、往事を追懐すれば感慨の情轉禁ぜず、今や世を擧げて名利を逐ふに急にして、師弟の情誼薄く、所謂良師少く良子弟乏しからんとす、我等子弟両先生の高風を欽仰し、徳行を思慕するの情年と共に加はり、今茲に期せずして相謀り、石を建つるに至りたるもの寔に偶然にあらざるなり、後の觀者此の舉に對して夫を感奮する所あらむ。然らば既に一世の風教の上に裨益する所必ずや大なるものがあるべし。

昭和四年三月 衆議院議員文學士 石坂養平敬撰

東海 舞原謹一謹書（裏面に一、〇三五名記す。）

掛川茂一郎の碑（所在地 大字弥藤吾 觀清寺境内）

（頌徳碑） 埼玉縣知事從四位勳三等 齊藤守園題額

恩師掛川茂一郎先生は明治元年二月十六日太田村永井太田に生る。幼にして穎悟異色あり、小學を経て下奈良圓通寺の東篠芹水翁に就いて漢籍を修む。十七季二月、埼玉縣師範學校に學び、二十一年三月卒業、職を大里高等小學校に奉じ精勵倦むを知らず、偶大に病みて死生の岐路に立つ。天、我を試みしならんとは、後日先生の記する所なりと雖も、遂に宿痼の因を為すに至る。二十七年十月、幡羅高等小學校に轉じて首席訓導たるや新井、河合の兩校長を扶けて拮据經營至らざるなく、或は人格的教育の徹底に努力し、或は幡羅同窓會の設立に參畫して此間實に十有七年、幡羅の地に人材輩出して今に至るまで、共同一致の美風に富めるは先生の功績に負ふ所大なりと謂うべし、既にして故

ありて居を長井村西野地内に移す、四十四季三月、同校の廢せらるるに及び、長井尋常高等小學校長に榮進し、力を民心の開發と地方の改善とを専らにし、大正二年推されて青年會長となり、村民の敬重を受く、七季病を以て職を辭す、先生、資性温にして厲に、威ありて猛からず、真に教育家の典型たり、又、書を能くし、晩年和歌を樂しむ。十三年四月十四日歿す。年五十七、嗚呼先生の徳は人に在り、先生の薫陶を受くる者受けざる者に、先生の高風を欽仰して止む時なし、今茲先生の子弟相謀り觀清寺内に頌徳の碑を建て、永遠に先生の遺風を顯章せんとす。此地曩に幡羅校舎の存せし所因緣寔に淺しとせず、併せて以て先生の英靈を慰むるに足らんか

維時昭和二年五月吉祥日 石坂養平撰 觀清現薰無文書（裏に寄附者八一〇名を記す。）

以上見て来たように、教師に対する子弟の敬慕の念は大きなものであったし、教師も又尊敬に値するような人格者であったことが知れる。このような有能な教師を有した幡羅高等小學校は、逐次入学者が増加したので、三十三年四月には、一三二・二三m、三十六年三月にも一三二・二三mの校舎をそれぞれ増築した。

かくするうちに明治四十二年四月、義務教育延長の結果改称して「本幡羅高等小學校」とし、翌四十三年、妻沼、弥藤吾、男沼、長井、秦の五か村組合立として発足したが、翌年四月には、この組合各村内の小學校に高等科が併置されたので、輝やかなしい教育効果を高めてきた同校も廢校となった。

開校当初の通学者は、遠くは七キロ以上もの地域から歩いて通学したもので、いきおい勉学の意気ごみも現在の生徒とは違っていたし、そのほとんどがその地方の指導階層の子弟なので、従つて卒業生は碑文にもあるように、地方自治の中堅となり、社会人としても有為な人材が多く輩出した。いづれにしても近代教育發展の過渡期において、「幡羅高等小學校」の果たした役割は、特筆大書すべきものがあつた。

（付記）元衆議院議員宮本嘉楽・石坂養平・綾川武治及び井田友平の各氏も本校で薫陶を受けた。

歴代校長は、初代新井周吉、二代河合銀太郎、三代掛川茂一郎である。

実修女学校の創立と経緯

第一次大戦後、教育への関心がとみに高まり、これに対応して昭和四年三月十三日、妻沼町長小池甲子次郎より、妻沼町議会に次のような議案が提出された。

議案第一二二号

妻沼町立實修女学校設立ニ関スル件

時勢ノ進運ニ伴ヒ教育ノ向上改善ヲ計ルハ最トモ急務ニ属シ、就中女子教育ハ男子ニ比シ頗ル遜色アルハ常ニ遺憾トスル所ナリ。殊ニ女学校所在地タル熊谷町、深谷町並ニ群馬縣太田町ハ、何レモ其巨離遠ク、貳里以上ニシテ、而カモ完全ナル交通機関ナク、通學上ノ不便甚シク、為メニ學バントスルモ經濟上交通上ノ關係ニ制サレ、機會ヲ失ヒ、其不偶ヲ嘆クモノ幾千ナルヲ知ラズ、依テ茲ニ昭和四年度ニ於テ、妻沼町立實修女学校ヲ設立シ、以テ女子教育ノ欠陥ヲ補ヒ、教育効率ノ實績ヲ収メントスルニアリ、其ノ設計ノ大要ハ、木造瓦葺ニ階建、間口十二間、奥行五間ニシテ、三教室并ニ、一教員室及ビ廊下共、總建坪百二十坪（二階坪共）外ニ附属建物自轉車置場、庇五坪及ビ便所五坪ナリ

昭和四年三月十三日提出

妻沼町長 小池甲子次郎



以上の議案を提出するにあたっては、あらかじめ近隣諸村とも打合せを行い、協力を要請しておいたので、

昭和四年度から六年度に至る三か年に、太田村、男沼村、長井村から各九百円、秦村七百円、明戸村、奈良村から各七百五十円、別府村から百五十円、計五千五百円也が寄附されることになっていた。

實業學校設置ニ付申請

本町今般実業補習教育規程ニ拠ル女子實業學校設立致シ度候ニ付キ、御認可相成度別紙ノ通り關係書類相添へ此段申請候也

昭和四年三月十五日 大里郡妻沼町長小池甲子次郎
埼玉縣知事 白根竹助殿

- 一、名称 埼玉縣大里郡妻沼實修女學校
- 二、位置 大里郡妻沼町大字妻沼字大我井一四九二ノ二
- 三、學則 別紙ノ通り
- 四、生徒定員 百名
- 五、開校年月 昭和四年四月
- 六、敷地建物ノ図面並其所有ノ區別、別紙ノ通り

七、市町村収入、支出予算表 別紙ノ通り

八、職員數及俸給ノ予定

職員數

兼任校長一人 専任女教員一人

兼任女教員一人 兼任男教員一人

俸給

兼任校長年六十円 専任女教員月六五円

兼任女教員年廿四円 兼任男教員年廿四円

妻沼實修女學校學則

第一章 總則

第一条 本校ハ實業補習學校規程ニヨリ高等小學校ノ教科を卒ヘタル女子ニ對シ、裁縫、家事ニ関スル知識・技能ヲ授クルト共ニ、國民生活ニ必須ナル教育ヲナスヲ以テ目的トス

第二条 本校ハ埼玉縣大里郡妻沼實修女學校ト稱シ、妻沼尋常高等小學校ニ併設ス

第二章 修業年限

第四条 本校ノ修業年限ハ二箇年トス

第三章 學科日・學科課程及教授時數

第五条 本校ノ學科日學科課程及每週教授時數左ノ如シ

修身Ⅱ一時間（道德ノ要領・作法）公民Ⅱ一ク

（公民心得）、國語Ⅱ三ク講讀・作文）、數學Ⅱ三ク

（日常諸計算・珠算）、裁縫Ⅱ一五〃（通常衣類ノ裁

方・縫方・繕方・洗張・ミシン裁縫・手藝）

家事Ⅱ三ク衣食住・育児・看護・衛生・家計（一般）

農業Ⅱ二ク（農業大意）、体操・音楽Ⅱ二ク（体操・

遊戯・単音複音唱歌）、以上一学年、二学年ハ農

業（園藝・小家禽農産物用）ノ外一年二同ジ。

第四章 教授ノ時期及休業日

第六条 本校ノ學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル。

第七条 本校ノ學年ヲ別チテ左ノ三學期トス。

第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル。

第二學期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル。

第三學期 一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル。

第八条 本校ノ休業日ハ左ノ如シ、

一、大祭祝日

二、鎮守例祭日

三、日曜日

四、春季休業 四月一日ヨリ同月五日マデ

五、夏季休業 八月一日ヨリ同月末日マデ、

六、冬季休業 十二月廿九日ヨリ一月三日マデ

七、學年末休業 三月卅日ヨリ同月卅一日マデ

八、農繁休業 五月下旬十日間六月月上旬十日間

第五章 入退學及賞罰

第九条 本校ニ入學シ得ルモノハ 高等小學校卒業者、又ハ之ニ準ズベキモノトス。

第十条 本校ニ入學セントスル時ハ親權者又ハ後見人ニ

於テ第一号様式ノ入學願書ヲ學校長ニ差出スベシ

第十一条 生徒入學ノ期ハ、毎學年始トス。但シ、時宜

ニ依リ臨時入學セシムルコトアルベシ

第十二条 本校生徒ニシテ、轉學又ハ退學セントスルト

キハ、其理由ヲ具シ、親權者又ハ後見人連署ノ上

學校長ニ願ヒ出ズベシ

第十三条 學校長ハ品行方正學力優等又ハ精勤ニシテ他

ノ模範トナル者ニ對シテハ褒賞スルコトアルベシ

第十四条 學校長ハ不都合ノ行為アリタル生徒ニ對シ、

戒飭、謹慎、又ハ停學ヲ命ズルコトアルベシ、

第六章 修業及卒業

第十五条 本校生徒ノ修業及卒業ハ生徒平素ノ操行、學業成績及出席日數ヲ考查シテ之ヲ認定ス

第十六条 前条ノ認定ニヨリ修業者ニハ第二号様式ノ修業證書ヲ、卒業者ニハ第三号様式ノ卒業證書ヲ授與ス

第七章 授業料

第十七条 授業料ハ月額金貳円トシ、毎月廿五日限り納付スルモノトス。

但シ八月及全月欠席ノ月ハ徴集セズ

第八章 商議員

第十八条 本校ニ商議員五名ヲ置キ管理者之ヲ依嘱ス

第十九条 商議員ノ任期ハ四ケ年トス

第廿条 商議員ハ管理者及學校長ノ諮問ニ應ジ、就學出席、其他ノ奨励ニ助力ス

附 則

本則實施ニ関スル細則ハ學校長之ヲ定ム

本則ハ昭和四年一日ヨリ之ヲ施行ス

× × × × × × × × × ×

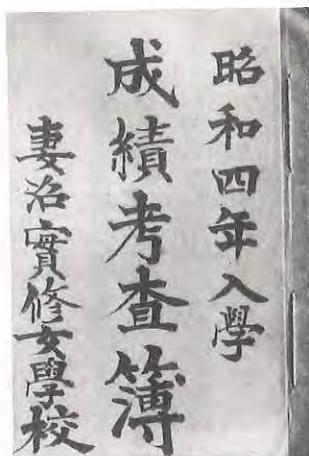
かくして昭和四年四月六日、二十九名の新入者を迎えて入学式を行った。時の校長は妻沼小学校長高木幹雄が兼任し、十一月に校舎が落成した。（前掲の写真）
そして一年、学則に定められた学科の全課程を修業、五年三月二十七日に、特例をもって四名の者が卒業し、これが第一回の卒業生となり、以後、昭和二十三年三月教育改革により廢校になるまで、多くの良妻賢母を世に送りだした。

次頁掲出の卒業生名簿に記録されている卒業生の数は
第二回（昭和六年三月二十七日、以下逐年）二十五人。
第三回十九人、第四回二十人、第五回十七人、第六回十一人、第七回十六人、第八回二十三人、第九回二十六人、第十回三十三人、第十一回二十七人、第十二回二十七人、第十三回四十三人、第十四回四十人、第十五回五十三人、第十六回五十二人、第十七回五十人、第十八回五十六人、第十九回五十四人、以上累計五百九十六人であった。

なお、以上の卒業生の中から、現在教職員、公務員として活躍中の者、その他社会にあつては、婦人会・PT

A等の役員となつて社会に貢献している。

妻沼実修女学校の参考写真



弓道を学ぶ妻沼実修女学校の生徒（妻小蔵）

軍国教育への移行



昭和六年の満州事変を契機に、教育は次第に戦時色を強め、昭和八年には、国定教科書が国家主義的立場からの改訂が行われた。即ち、前のものは大正デモクラシーの影響を受けて、「ハナハトマメマス」ではじまった尋常小学校国語読本巻一が「サイタサイタ サクラ ガ サイタ」の文章ではじまる色刷りの教科書となり、「サクラ」によつて日本の象徴を表現するような内容のものが多く盛りこまれるようになった。その後、昭和十五年には、師範学校卒小学教職員の短期現役制度が廃されて教員が教壇から直接現役兵として戦場に赴くようになった。

翌十六年二月、「国民学校令」が制定されるに及んで、一そう軍国調が具体化された。即ち「皇国ノ道ニ則り、初等普通教育ヲ施シ云々」という目的の下に、教科は「初等科及び高等科ヲ通ジ、国民科、理数科、体錬科及び芸能科トシ、高等科ニ在リテハ実業科ヲ加ウ」とし、特に体錬科の科目に「武道」を加え、芸能科の中の「工作」では、初等科一年から「模型グライダー」の制作を入れる等、教科及び科目の内容には、「教育ニ関スル勅語」の旨趣と、富国強兵を目的に「皇国ノ道」の修練が強く打ちだされ、「欲シガリマセ

ン、勝ツマデハ」が児童、生徒の合言葉となった。聖天様の境内に相撲場ができ、春秋二回学校対抗相撲大会（前掲の写真は間々田、推橋繁作蔵）が行われたのもこのころで、やがて食糧不足から花壇にはかぼちゃやさつまいも等が作られ、つるまで食用に供し、学用品にもこと欠く状態となった。

教育費負担等

大正七年から、町村立小学校教員の俸給は国庫と市町村の共同負担となり、数次の改正で国庫補助が次第に増額されたが、教育費の町村経常費に占める割合は極めて高く、五〇％近い数字を示していた。しかし、昭和十六年以降は国庫と県の共同負担になったため、大幅に負担が軽くなり、児童一人当りの負担額も三分の一以下に減り、町村財政の救済に大きな役割りを果たした。

ちなみに、町内小学校の例をあげれば、次のとおりである。（一）内は児童一人当り負担額

学 校	昭和十五年学校費	昭和十六年学校費	対 比
長 井 小	一三、六三一円（二七・八九）	三、八三五円（五・〇九）	二八・一％
男 沼 小	九、二二〇円（一九・六二）	二、四六五円（五・一八）	二六・七％
太 田 小	一五、〇二五円（一九・八五）	三、八六九円（五・三二）	二五・七％

（注）この負担方式は今日まで続いている。

なお、「学級編制規準」は、明治二十四年以来、尋常小学校（尋常科）で七〇人、高等小学校（高等科）で六〇人とされていたが、国民学校令の施行により、「初等科二在リテハ六十人以下、高等科二在リテハ五十人以下」と定められた。

戦後の学校教育

学校教育の改革

終戦後文部省は、ただちに教育の戦時体制を解除して、平時の状態にもどすことに着手し、九月十五日には、次のような要旨の「新日本建設の教育方針」を発表した。

これは、占領教育政策の具体的な方針や指令が示される以前の、日本側の教育方針である点に注目したい。

（一）新教育の方針 新事態に即応する教育方針の確立について立案中であるが、今後の教育方針としては、国体の護持を基本とし、軍国的思想および施策を払しょくし、平和国家の建設を目標に掲げ、国民の教育の向上、科学的思考力のかん養、平和愛好の信念の養成などを教育の重点目標とする。

（二）教育の体勢 教育の戦時体制から平和体制への復帰、学校における軍事教育の全廃および戦争直結の研究所等を平和的なものに改変する。

（三）教科書 教科書は新教育方針に即応して根本的に改訂されるが、さしあたり訂正削除すべき部分を指示する。

（四）教職員に対する措置 教育者は新事態に即応する教育方針を体して教育に当たることが肝要で、教職員の再教育計画を策定中である。

（五）学徒に対する措置 学生の学力不足を補うための措置をとる方針である。また一部につき転学・転科を認める方針で具体案を考えている。陸海軍学校の生徒および卒業生で、希望する者は文部省所管の学校へ入学させる。

（六）科学教育 功利的打算によらずに真理探究に根ざす科学的思考や科学常識を基盤として科学教育を振興する。

（七）社会教育 国民道義の高揚と国民教育の向上を新日本建設の根底として重視し、そのため、成人教育、勤労者教育、家庭教育等社会教育の全般について振興を図り、また国民文化の興隆について具体案を計画中である。

(V) 青少年団体 学徒隊の解散に伴い青少年の共励組織がなくなったので中央の統制によらず原則として郷土を中心とする青少年の自発的な団体として、新たに青少年団体を育成する。

(ハ) 宗教 国民の宗教的情操と信仰心を養い新日本建設に資するとともに宗教による国際親善と世界平和を図る。

(ニ) 体育 戦時中の疲労を考慮して衛生養護に力点をおいて、体位の回復向上につとめ、勤労と教育の調整に重点をおく、食糧増産、戦災地復旧等の作業を実施し、明朗な運動競技を奨励し、純正なスポーツを復活し、および運動競技による国際親善を図る。(後略)

以上のようなものであったが、総司令部は、行政の項で述べたように、教育の民主化をめざして、相ついで指令を発し、それにもとづいて逐次改革が進められ、二十二年三月に公布された「学校教育法」で、学校の目的と達成目標が、次のように明示され、今日に至っている。

第十七条 小学校は、心身の発達に應じて、初等普通教育を施すことを目的とする。

第十八条 小学校における教育については、前条の目的を実現するために、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一、学校内外の社会生活の経験に基き人間相互の関係について正しい理解と共同自主及び自律の精神を養うこと。
- 二、郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導き、進んで国際協調の精神を養うこと。
- 三、日常生活に必要な、衣、食、住、産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと。
- 四、日常生活に必要な国語を、正しく理解し、使用する能力を養うこと。
- 五、日常生活に必要な数量的な関係を、正しく理解し、処理する能力を養うこと。
- 六、日常生活における自然現象を科学的に観察し、処理する能力を養うこと。
- 七、健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的な発達を図ること。

八、生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

第十九条 小学校の修業年限は六年とする。

第三十五条 中学校は小学校における教育の基礎の上に心身の発達に應じて中等普通教育を施すことを目的とする。

第三十六条 中学校における教育については、前条の目的を実現するために、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一、小学校における教育の目標をなお十分に達成して、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二、社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に應じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

三、学校内外における社会的活動を促進し、その感情を正しく導き、公正な判断力を養うこと。
第三十七条 中学校の修業年限は三年とする。(以下略)

勅語の返還と奉安殿等の撤去

国では、終戦直後、国体護持の立場から、一貫して「教育ニ関スル勅語」を教育理念の中核として堅持する態度をとり、占領軍も高度な政治的配慮からこれにふれることをさけてきたが、新「憲法」にのつとつた「教育基本法」に教育の根本理念をもつという考え方から、二十一年十月に、「勅語等の取扱い」について通牒を出して式日等の奉読を止めさせ、二十三年六月、衆議院及び参議院で、「教育勅語等排除に関する決議」と「教育勅語失効確認に関する決議」が行われたため、各小学校では同年八月十日に保管していた勅語の謄本を北武蔵地方事務所長に返還をした。

また、各学校に奉戴してあった天皇、皇后両陛下の御真影は、昭和二十年十二月二十九日に前同様に奉還し、昭和四十年に建立された長井、秦、太田及び妻沼各小学校の奉安殿や、校庭の戦役記念碑、忠魂碑、国旗掲揚塔から

妻沼小の東郷元師像及び長井小の乃木大将像等、帝国主義、或いは神国主義の象徴と目されるものは、占領軍の指令により、二十一年九月に、すべて撤去された。

新 発 足 の 中 学 校

妻沼町立妻沼中学校

二十二年四月、妻沼小学校校舎の一部を充用して発足した妻沼中学校は、同年六月三十日、大字妻沼字彦松一七二〇番地に敷地を求め、二十三年五月十七日に新築された木造二階建一〇九〇・九二㎡の校舎と、平屋建三棟延一五五・三七㎡の付属建物に移転した。くだつて二十五年、平屋建三九・六七㎡を増築、更に二十六年、木造平屋建九五・八七㎡を増築して家庭科教室にあてた。二十八年には、木造二階建七八六・七八㎡の特別教室棟と、木造四〇九・九二㎡の講堂を新築し、施設の充実をはかった。くだつて昭和三十年一月一日、町村合併による新しい妻沼町の管理するところとなった。三十五年に至り、木造瓦葺平屋建、八四・二九㎡の給食場が建設され、翌三十六年九月十日、木造亜鉛葺平屋建、六六・一一㎡の技術教室が新築された。だが、このころになると、物資の不足時代に建築した当初の校舎はいたみがはげしく、危険校舎のレッテルがはられ、改築が迫られてきた。これに加えて、中学校の適性規模と内容の充実が要求されるようになって、中学校の統合が論議され、遂に統合を前提として、昭和二十九年三月三十一日廃校となり、四月一日から現状のまま太田中学校と統合し、妻沼町立妻沼西中学校妻沼校として発足し四十年四月に新校舎に移転、統合が完了した。

なお、旧敷地は、中央講堂、消防署、農業協同組合本所、熊谷高校定時制妻沼分校、電話局及び住宅等に利用されている。歴代校長 1、石井金平 2、武藤長三郎 3、石井金平

男沼村立男沼中学校

二十二年四月二十二日に小学校の済美館と長勝寺を仮校舎に充用して開校した男沼村立男沼中学校は、翌二十三年大字台一三二九番地内（現小学校庭）に、木造瓦葺二階建、六七一・〇七㎡の校舎と、付属建物四棟、延一三三・九二㎡が新築されたのでこれに移転した。

三十年、町村合併により、妻沼町立男沼中学校となり、通学区に旧太田の風張を編入、三十八年五月の、突風電害で済美館が破損する等の変遷を経て、四十年三月三十一日、統合のため廃校、翌四月一日、妻沼町立妻沼西中学校に移転し、施設は男沼小学校に引き継がれたが、同校舎は四十三年に解体された。

歴代校長 1 野口次郎、2 塚田 康、3 渡辺栄作、4 原口彦次郎、5 柴崎正作

太田村立太田中学校

太田中学校も小学校の東袖及び前二階の両校舎を充用して発足し、敷地を現太田小学校の地に求め、二十三年に中島飛行機宝泉寮を移築のA棟に次いで、二十四年に前二階校舎を移したB棟の木造瓦葺二階建の二棟、延一一二・三二㎡の校舎、付属建物五棟、延二四一・三二㎡が建てられてこれに移転した。

三十二年五月、木造の講堂兼屋内運動場、四七六・〇三㎡を新築、くだつて三十六年三月、木造瓦葺平屋建七二・七二㎡の給食室を新築、新学期から給食を開始した。そして三十九年三月三十一日廃校、翌四月一日、妻沼町立妻沼西中学校太田校として発足、四十年四月に完全統合して施設は太田小学校に引き継がれた。

歴代校長 1 荻原忠雄、2 小林静六

長井村立長井中学校

長井村立長井中学校は、長井小学校第四号舎（昭一〇 木造瓦葺二階建八六六㎡）を校舎に充用して発足した。そして二十七年、大字江波三七五番地内に、木造瓦葺二階建、延九八八・四三㎡、付属建物五棟延一八一・八二㎡が

新築されたのでこれに移転し、三十五年に四四三㎡の特別教室棟を新築した。三十七年三月三十一日に廃校、翌四月一日統合して妻沼町立妻沼東中学校南校と改称された。しかしこれはあくまで暫定的な呼称で、三十九年四月に、妻沼東中学校の新校舎に移転、あとに長井小学校が入った。

歴代校長 1 武藤長三郎、2 飯田国治、3 森田栄三郎、4 渡辺栄作

秦村立秦中学校

秦村立秦中学校は、秦小学校の校舎の一部を充用して発足したが、新制中学校舎新築のめどがなかなかたたず、かつて高等小学校を長井村に委託併置した実績にかんがみ、長井村と組合立で設立してはという議も起ったが実現を見ず、昭和二十九年十月に、大字葛和田一七四〇番地内に木造瓦葺平屋建、四〇六・六一㎡、二階建六一四・八八㎡の校舎と付属建物五棟、延二三四・七一㎡の建設に着手し、完成したのは三十年二月十九日である。そして前校と同様三十七年三月に廃校となり、翌四月に妻沼東中学校北校と改称、四十年四月一日に実質統合を遂げた。なお、旧施設は渡辺製靴（有）に売却、その後一部が石川鍍金製作所になっている。

歴代校長 1 森田栄三郎、2 武藤長三郎、3 石井金平、4 小林静六、5 荻原忠雄

以上戦後の教育改革により新設された中学校は、小島中学校をのぞいて全校の概要を叙してきたが、小島中学校は設立当初から現在に至るまで、統合されず、位置なども同じなので、次に述べる「現在の妻沼町立中・小学校」の項で、開設以来のことがらをまとめて叙すことにした。

（付記）次に掲載する各校の写真は、昭和四十九年十一月二十二日、飯田一雄氏の紹介により、群馬飛行クラブ員、野村秀男の好意で、JA3568号機に搭乗させていただき、撮影したものである。

現在の妻沼町立中・小学校

小島中学校

昭和二十二年四月一日、学校教育法の公布にもとづいて「男沼村立小島中学校」を設立、同月二十二日、小島小学校の一部を充用して開校式を行い授業を開始した。その年、中島飛行機小泉製作所の寮を購入し、小学校の東側に並列して移築、二階建延二五七・七七㎡の校舎が同年八月一日に落成した。ところが間もなく大洪水に見まわれ、新築校舎の一部が破損したので、これを補強するために三か月を要し、新校舎に移転したのは同年十一月十五日であった。

昭和三十年、町村合併により、「妻沼町立小島中学校」と改称、新校舎に移転した十一月十五日をもって「開校記念日」とした。

くだって三十五年八月、中央校舎を解体（現在小島公民館として使用）木造瓦葺平屋建、一五七・〇二㎡を建築して中学校・小学校兼用の管理棟とした。翌三十六年二月十一日、用務員室及び体育小屋三一㎡が竣工、四十年七月二十五日に技術室二〇㎡を新築、四十五年一月、鉄筋二階建延三三一㎡の校舎を新築した。五十一年度の生徒数、男一五、女一八、学級数三、教職員八（校長は10代まで小学校長が兼務したが、十一代から中学校長が本務となり、小学校長を兼ねている）。歴代校長 1 木村定次……10堀越性三（以上小島小学校の項参照） 11 豊島通雄、12 橋本時次



妻沼町立妻沼東中学校

本校は大字妻沼三四〇番地の一にあり、施設は、鉄筋三階建教室棟二、五九〇㎡（昭三九）、木造二階建教室及び管理棟六三一㎡（昭四〇）鉄骨平屋建特別教室六八二㎡（昭四〇）木造平屋建用務員室三七㎡、ブロック造動力室一二㎡、木造平屋建給食室八三㎡、鉄筋平屋建物置五〇㎡、ブロック造便所一二㎡、鉄骨造ステージ付屋内運動場八一六㎡（昭四二）、コンクリート造プール八〇四㎡（昭四五）建物敷地九、八〇八㎡、運動場二三、四四五㎡である。通学区域は、長井地区、秦地区、妻沼地区のうち本町・森下・一本木・上町・仲町・下町・卯月花である。

本校は昭和四十年四月一日、北校及び妻沼西中一部生徒を収容して実質統合を完了し、十二月十一日、東西同時に完成式を執行、この日を開校記念日とした。

建設費の概要は、用地費一千九十万円、本校舎六千五百万円、管理棟一千八百八十五万円、特別教室（技術家庭科棟）一千二百六十五万円、附帯工事等一千三百五十九万九千円、計一億一千三百九十万九千円で、プール一千六百六十五万円、体育館一千九百四万五千円、その他を合計すると一億五千万円を超えている。

本校は、昭和四十五年十一月、学校給食優良校として、文部大臣



坂田道太より表彰状を受けている。五十一年度の生徒数男二〇八、女二一九、学級数一三、教職員数二五。歴代校長 1 渡辺栄作、2 小林静六、3 柴崎正作、4 笹井嘉則、5 三沢 正

妻沼町立妻沼西中学校

本校は大字弥藤吾二、三五九番地の二にあり、施設は、鉄筋三階建教室棟二、五九二㎡（昭三九）木造二階建教室及び管理棟六五八㎡（昭四〇）鉄骨平屋建特別教室六八六㎡（昭四〇）木造平屋建用務員室三七㎡、ブロック造動力室一二㎡、ブロック造変電室二二㎡木造平屋建給食室八三㎡、鉄骨平屋建二棟物置延六五㎡、ブロック造便所一一㎡、ブロック造クラブ室八三㎡、鉄骨造ステージ付屋内運動場八一六㎡（昭四三）コンクリート造プール八〇四㎡（昭四五）建物敷地一一、六六〇㎡、運動場一六、三七五㎡である。

本校は昭和四十年四月一日、妻沼西中学校の大部分及び男沼中学校の生徒を収容、現在の通学区は、男沼南岸地区、太田地区、妻沼地区のうち前校区域外の地域である。建設費の概要は前項と同じ。五十一年度の生徒数は、男二一九、女二三九、学級数は一三、教職員数は二四人である。

歴代校長 1 笹井嘉則、2 須田治郎、3 増田貫一



区分	昭和41・3				昭和51・3				県平均%
	男	女	計	%	男	女	計	%	
卒業生数	246	269	511	100.0	171	163	334	100.0	100.0
公立高校全日制	180	159	339	65.8	140	133	273	81.7	60.3
内	164	149	313	60.8	110	96	206	61.7	59.5
外	16	10	26	5.0	30	37	67	20.0	0.8
高等専門学校	—	—	—	—	1	—	1	0.3	0.2
私立高校全日制	12	24	36	7.0	17	22	39	11.7	31.9
内	—	2	2	0.4	4	1	5	1.5	15.4
外	12	22	34	6.6	13	21	34	10.2	16.5
定時制高校	2	1	3	0.6	4	—	4	1.2	1.2
内	1	1	2	0.4	1	—	1	0.3	1.1
外	1	—	1	0.2	3	—	3	0.9	0.1
計	194	184	378	73.4	162	155	317	94.9	93.6
就職者等	52	85	137	26.6	9	8	17	5.1	6.4
就職者	41	78	119	23.1	4	7	11	3.3	2.9
各種学校等	10	5	15	2.9	4	—	4	1.2	2.9
無業者	1	2	3	0.6	1	1	2	0.6	0.6

妻沼町立妻沼小学校

本校は大字妻沼字大我井一、四九二番地にあり、施設は、木造平屋建の教室及び管理棟四九九㎡(昭三二)、鉄筋三階建の教室棟二、六一〇㎡(昭四六)、鉄骨平屋建の給食室一一二㎡(昭四六)

(注)前二棟工費一億二千二百七十四万二千元。

木造平屋建二棟の物置延九九㎡、木造の便所延五三㎡。

ブロック平屋建の動力室四㎡、鉄骨平屋建の屋内運動場八七七㎡

(昭五〇、工費七千五十八万三千元、備品(寄付)六百八万円。

下の写真にはこの建物が無い)

コンクリート造のプール四七五㎡(昭三三)、プール付属更衣室、

三㎡、同便所二㎡。建物敷地二二、七七〇㎡、運動場九、五四二㎡

通学区域は大字妻沼及び弥藤吾の全域である。

積志館 昭和三年に積志会積立金(戊申詔書発布記念事業として、

明治四十二年十月に設立され、毎月十三日に勤儉の趣旨に基づき、

尋常科二〜四年は一銭、五・六年は二銭、職員は給料の千分の二な

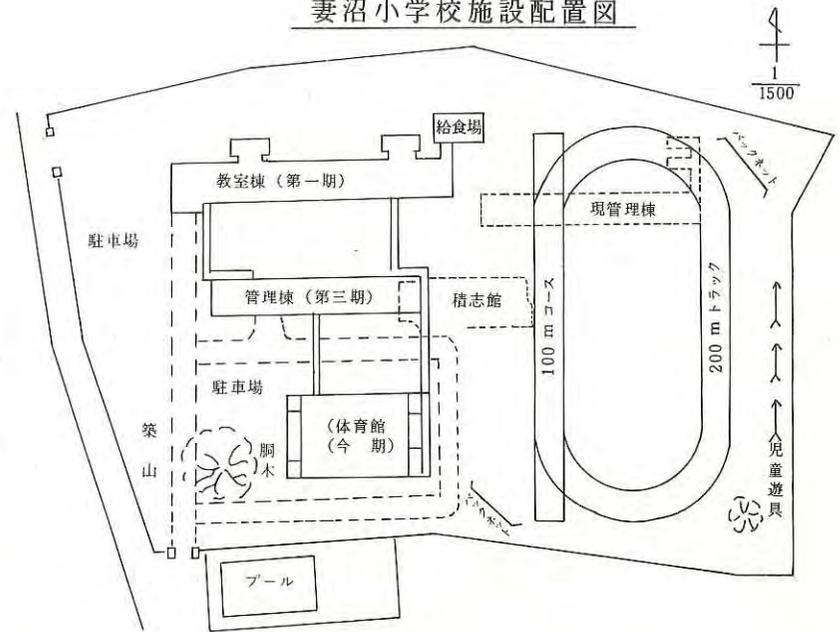
いし五、卒業の際は五、ないし十銭寄付したものを積立てた。二千

二百円を資金に建設した講堂兼雨天体操場で、九年に増築、更に、

四十年に改装したが、五十年秋、体育館の竣工により解体された。



妻沼小学校施設配置図



開校百年 昭和四十八年六月一日が開校百年に当たつたが式典は同年十一月二十四日に挙行した。

五十一年度の児童数は、男三八三、女三三九、学級数一三、教職員数三一人。

歴代校長 1 野口保三、2 武林良賢、3 松本待之助、4 鯨井益太郎、5 新井四郎、6・8 佐々木無学、7 小野里定吉、9 坂本保造、10 小暮佐久平、11 大沢甲子太郎、12 小沼金次郎、13 堀越久三郎、14 針ヶ谷松三、15 福島大蔵、16 高木幹雄、17 吉田隆喜、18 代島五郎、19 馬場栄一、20 持田留、21 武藤長三郎、22 山川達郎、23 小柴仁一郎、24 田島基治、25 三沢正七、26 関根幸夫、27 斎藤年茂、28 池田昌弘

妻沼小学校草の実分教場

昭和四十六年四月一日、重度精薄児通園施設「草の実学園」を、大字弥藤吾一、七五七番地内に建築、園内の就学児童を対象に特殊学級三クラスを開設した。

現在、児童二十六名で、教員四名を派遣している。

歴代園長 1 田口錦一、2 前原正一、3 荒井幸一郎

妻沼町立男沼小学校

本校は大字台 一三七ノ一番地にあり、現況施設は、鉄骨造二階建の教室及び管理棟四九八㎡(昭四四) 木造平屋建の教室棟四九七㎡(昭三二) 木造平屋建の用務員室五三㎡(昭四〇) 鉄骨平屋建の給食室五五㎡(昭五一) 便所二か所延四四㎡、木造平屋建三棟の物置延六一㎡、鉄骨木造の屋内運動場四三五㎡(昭四八工費一千八百四十六万五千円)。

ブロック平屋建の動力室三㎡、コンクリート造のプール五七一㎡(昭三九) プール付属更衣室二六㎡、同便所一一㎡、建物敷地は、五、五八八㎡、運動場は、八、三八三㎡である。

通学区は、男沼・台・出来島・間々田。旧校舎 昭和四十年五月校地の一部を含め第一靴工業(有)に売却、旧中学校敷地が校庭となり現在に至る。児童数男七八、女九〇、学級数六、教職員数九人

歴代校長 1 巨海省吾、2 大沢甲子太郎、3 里見助太郎、4 持田金五郎、5 筑井倉吉、6 広沢吾三、7 関口源九郎、8 田野代太郎、9 神山友治郎、10 栗原八重三、11 高橋新右エ門、12 西沢六郎、13 増田文雄、14 有泉顕彰、15 森田栄三郎、16 椎橋愛作、17・19・22 飯田国治、18 原口彦次郎、20 福島久夫、21 河田寛一、23 増田勝雄、24 増田貫一、25 堀越性三、26 斎藤彦三郎



妻沼町立小島小学校

本校は大字小島二、八〇三番地にあり、施設は、鉄骨造二階建の教室棟五一九 m^2 （昭四九）鉄骨平屋建の給食室三七 m^2 （昭四九）、木造平屋建の便所二八 m^2 、コンクリート造のプール四二二 m^2 （昭四〇）プール付属更衣室一〇 m^2 、便所七 m^2 。建物敷地は八六三 m^2 。運動場二、六〇九 m^2 である。

百年祭 昭和四十八年十一月十五日、式典は四十九年二月十日、校舎竣工に校章・校歌・校旗の制定披露とあわせて行い、記念庭園を造成した。

旧校舎 昭和三年一月、東京開成中学の校舎を解体移築した平屋建の洋風建物（四一三 m^2 ）だったが、四十八年に取り壊された。二宮金次郎像は、男沼小学校と同じく木戸氏が昭和十三年に寄付したものである。現在の児童数は、男三二、女二六、学級数四、教職員九
歴代校長（7〜16代まで小島中学校長を兼務）（訓導）武林良賢
1 野村辰五郎、2 西沢六郎、3 田島豊一、4 秋山三之助、5 井田和一、6 荻原忠雄、7 木村定次、8 橋上慶助、9 原口彦次郎、10 笹井嘉則、11 中村実、12 三沢正七、13 鈴木輝国、14 増田勝雄、15 新井祐二、16 堀越性三、17（兼）豊島通雄、18（兼）橋本時次

妻沼町立太田小学校

本校は大字八木田三番地にあり、施設は、木造二階建の教室管理棟（A棟）七二九 m^2 （昭二三）、鉄骨二階建の教室棟（B棟）五三六 m^2 （昭四五）木造平屋建の教室棟（C棟）二五一 m^2 （昭四〇）、木造平屋建の家庭科教室三三 m^2 、木造平屋建の給食室七三 m^2 （昭三五）木造平屋建の用務員室六四 m^2 （昭二三）木造平屋建二棟の物置延五三 m^2 、木造三棟便所、延七二 m^2 、木造平屋建の講堂兼屋内運動場四六三 m^2 （昭三三）、コンクリート造のプール五七一 m^2 （昭四一）プール付属更衣室二七 m^2 、同便所一二 m^2 、鉄骨造平屋建の動力室四 m^2 。建物敷地は七、五八〇 m^2 。運動場六、〇一五 m^2 。

なお、本校には四六〇 m^2 の耕作地がある。

本校は、昭和四十年五月十四日、中学校統合により廃校になった旧太田中学校へ移転したもので、四十八年十一月二十五日に、

創立百年祭が執行されたが、近くA棟及び用務員室等の改築が計画されている。なお、旧小学校跡は大木商店（靴製造）及び妻沼町農協に売却された。現在の児童数は、男一六〇、女一五九、学級数は一一、教職員一八人。

歴代校長 1 野口保三、2 藤巻右一、3 栗本菊之助、4 佐藤準九郎
5 茂木頼太郎、6・8 筑井倉吉、7 小林金之進、9 小島正中、10 吉



田久作、11 小島幹一、12 木村修一、13 栗原弥市、14 内田栄作、15 横倉喜久郎、16 浅見兵左衛門、17 武藤長三郎、18 松村芳之助、19 中田子之吉、20 清水重平、21 金子忠寄、22 渡辺栄作、23 柴崎正作、24 齋藤年茂、25 三沢 正、26 井田和夫

妻沼町立長井小学校

本校は大字江波三七五番地にあり、施設は、木造二階建の教室及び管理棟九五二㎡(昭二八)木造平屋建二棟の教室棟延六九一㎡、(昭三五・三九)、木造平屋建の用務員室七七㎡(昭二八)、木造平屋建の動力室五㎡、木造平屋建の給食室七四㎡(昭三九)、木造平屋建二棟の物置延三八㎡、木造二棟の便所延八八㎡。鉄骨造ステージ付の屋内運動場三七八㎡(昭四一)、コンクリート造のプール五七〇・九六㎡(昭三九)プール付属脱衣場二五㎡、同便所一一㎡木造平屋建の資料室一三㎡、建物敷地は五、六八四㎡、運動場は、三、七九〇㎡である。

本校は、中学統合に伴い、昭和三十九年四月二十五日、現在地に移転したもので、児童増により五十一年にプレハブ三教室を仮設、運動場用地一九、六六七㎡(約一億四千万円)の確保も終り、五十二年度に校舎増築が計画されている。



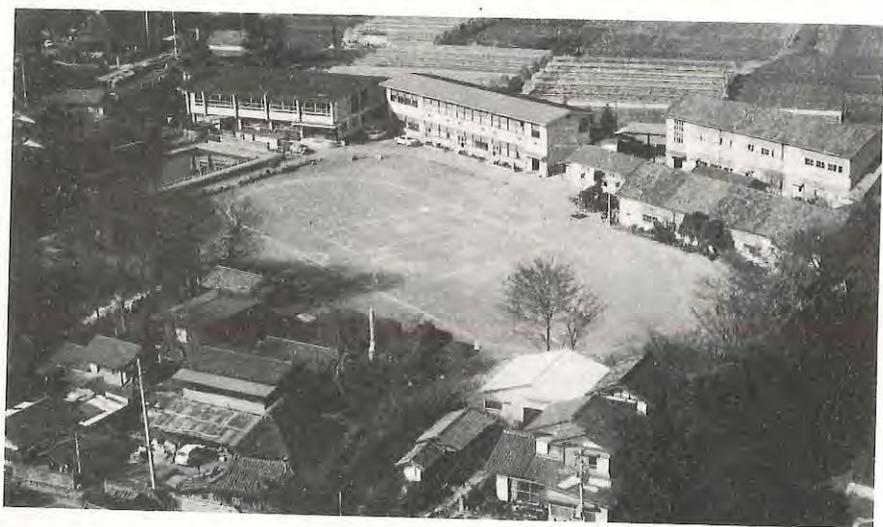
旧小学校跡は(株)富士洋行(現東京パッケージ及び日本綿棒)に売渡された。現在の児童数は、男二六四、女三三三、学級数一六教職員二三人。

歴代校長 1 増田美俊、2 池田金則、3 松葉敬賢、4 福田久五郎、6 掛川茂一郎、7 大沢四一郎、8・11 高橋新右エ門、9 藤野良助、10 岩井英吉、12 西沢六郎、13 鈴木治行、14 小林萬里、15 小林宗治、16 高柳米三郎、17 古川龍雄、18 天田和之、19 新井祐二。

妻沼町立秦小学校

本校は大字葛和田八三二番地にあり、施設は、木造平屋建の管理棟(一号舎)二九一㎡(昭三五)木造二階建の教室棟(二号舎)五六三㎡(昭三五)鉄骨二階建の教室棟(三号舎)六一〇㎡(昭四三)木造平屋建の用務員室四一㎡(昭三五)木造平屋建の給食室六九㎡(昭三一)鉄骨造二棟の物置延五七㎡、木造及びブロック造の便所延三三㎡、鉄骨木造建の屋内運動場四〇四㎡(昭四八工費一千八百四十七万七千円)。

コンクリート造のプール五七〇・九六㎡(昭三九)プール付属更衣室二二㎡、同便所一〇㎡、建物敷地は四、四五〇㎡、運動場は、五四五八㎡である。



旧乃木校舎 昭和十年三月に、もと麻生小学校を移築した木造二階建の校舎で、乃木希典大将が幼少のころ学ばれたところからこの名がつけられたが、老朽甚だしくなり、遂に四十三年に解体するのやむなきに至ったものである。現在の児童数は、男一二二、女一二三、学級数九、教職員一三人。

歴代校長 1・3 北条察明、2 鯨井益太郎、4・6・8 江利川又八郎、5 江森伊吉、7・9 増田美倭、10 永橋国丸、11 増田逸次、12 塚越公雄、13 西沢六郎、14 井田和一、15 有泉顕彰、16・19 飯田国治、17 武藤長三郎、18 原口彦次郎、20 橋上慶助、21・25 須田田一郎、22 荻原忠雄、23 渡辺房次、24 柴崎正作、26 蓮見 新、27 新井祐二、28 荻野美一。

(追記) 紙面の構成上、男沼小学校の部でカットした次の事項を追記する。

二宮金次郎石像 男沼小学校正門左にある二宮金次郎石像は、昭和十年に、大字間々田、高際仲藏氏の三男、木戸梅藏夫妻(人物の項参照)が寄贈したものである。

幼 稚 園

妻沼幼稚園(学校法人聖天山学園)

昭和二十六年四月、幼児教育の重要性を看破された歡喜院主鈴木英海師は、茂木雅太郎、岩崎亥之吉、鈴木四郎、田部井一郎等の協力を得て、歡喜院内に「私立妻沼幼稚園」を創設、五歳児四十七名、四歳児及び三歳児三十六名を收容して、二学級編成でスタートした。園長(院主兼務)の奉仕的な運営と情操教育を重視した保育方針が父兄の共感を呼んで、園児は年と共に増加、加えて学校法人化への移行計画と相まち、四十五年、妻沼一、六二七番地に、鉄骨木造八二・九九mの園舎を新築、法人の認可と同時に、現院主英全師が理事長兼園長に就任した。五十一年度定員増により、五歳児一七七人、四歳児一七八人の八学級編成となり、町幼児教育の振興に大きく寄与している。

秦幼稚園(妻沼町立)

昭和四十八年四月、秦地区幼児(五歳児のみ)を対象に、秦小学校内旧理科室を充用して、初の「公立幼稚園」として発足した。

定数は、四十名、一学級編成で、教諭二名を配置、園長及び教頭は、秦小学校長及び教頭が兼務し、就学前の保育に当っており、四十九年に、校地に隣接して、園の敷地一、二〇九mを買収した。

現在、園児の在籍数は三十五名で、就園率は八十三%、保育料は、月額二、三〇〇円である。

歴代園長 初代新井祐二、二代荻野美一。

西妻沼幼稚園(私立)

昭和五十一年四月、大字永井太田一、二二三番地内に園舎を新築し、定数八十名の二学級編成として開設された。園長は同所の荻原征雄で、目下園舎の増築と、学校法人認可申請の手続きを進めている。

各 種 学 校

妻沼ドレスメーカー女学院(私立)

昭和三十二年十二月、妻沼一、四九八番地(聖天山境内)に、同所の野口克弥が、妻沼ドレスメーカー女学院を設置、野口美恵子が院長となって、洋裁課程の指導に当っており、年々卒業者を世に送り出しているが、五十年度における卒業者は一七名、現在一五名が在籍している。

県立熊谷高等学校定時制妻沼分校

一、分校設置の経緯

昭和二十二年四月に、六・三・三・四の教育制度が施行されて、翌二十三年から新制高等学校が発足すると同時に県では、「働きつつ学ぶ」者を対象とした定時制高校を制度化し、同年九月一日を以て一斉に開校することに決定した。ここに於て県立熊谷高校管内では、定時制分校設置の適正地として、妻沼、深谷、寄居及び吉岡の四町村が選ばれ、直ちに当該町村長に対して、校長より分校設置の歎賞が行われた。条件として、1隣接町村と協同で組合立とすること、2分校経費は教員の人件費を除き設置者の負担とする、3生徒の授業料は設置者の収入とする、などがあげられ、これに基づき妻沼町長橋本兼茂が中心となって、妻沼・太田・男沼・長井・秦・奈良及び別府の一町六カ村の町村長、議会議長を構成員とした設置者協議会が発足し、分校設置の申請を行った。

二、分校の推移

昭和二十三年九月一日、妻沼町外六カ村学校組合管理のもとに、熊谷高校定時制妻沼分校普通科課程の設置が認可され、同十四日、時の妻沼中学校校長石井金平等の協力により、妻沼町大字妻沼一、七二〇番地妻沼中学校内に開校同三十四年四月一日、町村合併により妻沼町立となった。くだって三十二年三月一日、別科設置が認可され、四月十五日、別科(家庭科)を併設した。そして同年七月一日、大字妻沼大我井一、四七七番地内の元役場庁舎(現田部井建設寮)に移転、三十九年三月三十一日、別科を廃止、四十年四月九日、中学校の統合に伴い、大字妻沼一、七二〇番地の元妻沼中学校に移転し現在に至る。

三、教育課程

教科書及び教科内容は全日制と同じで、卒業に必要な八十五単位を四か年で履修できるように編成された。なお、職業科は、初めのころは生徒に農業従事者が主力を占めていたため、農業をとったが、後に商工業従事者が多くなったので、職業科目を商業とした。教科課程表は次のとおりである。(数字は単位数、一単位の授業時数は三十五)

教科	科目	履修単位				計
		1年	2年	3年	4年	
国語	現代国語 古典 2 1	2	2 2	2 2	2 2	8 6
社会	倫理 社会 政治 経 日 本 史 世 界 史 地 理 A	3	3	2 3	2	2 2 3 3 3
数学	数学 I 数学 II B	4	3	3	3	7 6
理科	物理 I 物 理 化 学 生 物 学 地 理	3	3	4	3	4 3 3 3 3
保健	体育 体 育 保 健	2 1	2 1	2	2	8 2
芸術	美術 I	2	2			4
外国語	英語 A 英 語 会 話	3	2	2	3 3	10 3
家庭(女子)	家庭一般			2	2	4
職業	簿記会計(男) 簿記会計(女) 計算実務(男)	2 2	2 2	2	2	6 4 2
ホームルーム		1	1	1	1	4
クラブ活動		1	1	1	1	4

別科の教育課程

昭和三十二年ごろの高校進学率は三五%位で、村部では「四か年は長過ぎる。女子には二か年位が適当」という考え方が強く、二か年で完結する制度が要望され、別科が設置された。別科は、高校定時制過程の前期二年に相当するもので、短い就学期間に、普通及び専門の両教育を施して、一般教養を高めるとともに、職業及び家庭等に必要知識技能を授けることを主眼とし、その修業年限を二か年として教育課程が組まれた。

科目	修位		計
	履単	1年	
国語	3	2	5
社会	2	2	4
数学I	2	1	3
化学	0	3	3
体育	1	2	3
保健	1	0	1
書道	1	1	2
英語	2	2	4
家庭一般	2	2	4
被服	3	3	6
食物	4	3	7
保育	0	2	2
家庭経営	0	2	2
手芸	3	0	3
立業	6	7	13
被服	0	2	2
商業	2	0	2
合計	32	34	66

四、施設設備の現状

校地面積は四八四一㎡、建物は木造二階建て延七五三㎡あるが、教科の設備は国の設備基準に対して現有率は理科一九・七%、他教科は一六・六%で、更に一層充実が望まれる。主な施設、設備をあげると、普通教室四、理科室一、職員室一、保健室一、理科準備室一、図書室一、屋外照明四〇〇ワット三コ付投光器二基八ミリ撮影機及び映写機、一六ミリ映写機、テレビ各一、運動場二、九三五㎡。

五、職員

現在の職員構成は専任教諭五、兼務教諭四、常勤講師一、非常勤講師二、事務職員一、となっており、学校の管理

は主として分校主任がこれに当たってきたが、昭和三十八年に分校主事が制度化され、職務内容が明確にされた。開校以来の主任(主事)は次のとおりである。

- 1 鈴木徳彦(自昭和二十三年一〇月三二日、至三十九年三月三二日)
- 2 田中虎之進(自昭和三十九年四月一日、至現在)

六、生徒数の推移

一学年の生徒定員を八〇名で発足し、その後別科四〇名を併設したが、生徒数の減少に伴い、三十九年定員を四〇名に改めた。生徒数の推移は次のとおり。

年度	定員	在籍数
23	320	35
25	〃	116
27	〃	157
29	〃	149
31	〃	121
33	(32) 300	152
	(うち別科) 100	(うち別科) 51
35	〃	117
37	(36) 250	104
39	200	105
41	〃	93
43	〃	68
45	〃	66
47	(46) 180	60
49	160	39
51	〃	17

開校当初は終戦間もないころで、経済も復興せず、学習意欲をもちながら、家庭の事情で全日制への進学を思い止まる者が多かったため、これらの勤労青少年にとって、定時制は絶対の勉強の場であった。又、旧制中等学校卒業者も大学入学の資格を得るために入学して、総体的に学習態度も意欲的であった。しかしながら、その後年とともに経済が復興して、全日制への進学率が高まるにつれ、入学志願者は漸減の傾向にある。

第五節 社会教育

法以前の社会教育（昭和二十年八月以前）

通俗教育から戦時下教育へ

明治四十年に戊申詔書が發布されて、国民の浮華を戒め、かつ、自由民権思想の行過ぎを矯めて、醇風美俗の發揚が提唱されたのを機に、国民教育の一つとして、県の「通俗巡回文庫」が町村をまわって通俗図書を勧め、更に町村毎に教育者、宗教家、或いは官吏等を聘して「通俗講演会」を開催、次いで第一次大戦後の社会不安を緩和するため教化運動の一つとして「民力涵養講演会」を開いて国民の向う処を示し、風俗改善と町村自治振興の両施策が町村ぐるみで推進された。当時の記録によれば、

○大正九年十二月、太田小（男沼・太田村三九六名）長井小（長井・秦村七一二名）妻沼小（妻沼町五〇〇名）

○同十年十二月、男沼小（妻沼町・男沼・太田村三五六名）秦小（奈良・長井・秦村五九六名）

○同十一年二月、太田小（妻沼町・男沼・太田村三〇〇名）長井小（奈良・長井・秦村四〇〇名）

で、大性寺住職岡田契意、西光院住職福崎正久、楡山神社々司柳瀬禎治、深谷小学校長小林倭子、熊谷男子小学校長高塚幾治郎の諸氏が講師として管内を巡回、冠婚葬祭の改善、集合時間の厳守、敬神崇祖、勤儉貯蓄の奨励から自力更生運動、青年公民教育、産業組合の設立など、巾広い改善振興策を指導し、風俗矯正の普及徹底がはかられた。

昭和に入ってから不況の克服と、富国強兵の奨めが高まるにつれ、「報徳教」が盛り上って「至誠、勤労、分度、推讓」が人づくりと農村経済更生運動の中に取り入れられ、各学校に二宮金次郎の銅（石）像が建立された。

昭和十二年、戦争突入とともに「国民精神総動員運動」が展開、「大政翼賛会」（支部長〓町村長兼務）による思想統一が末端の「隣組」にまで及び、「翼賛壮年団」が設立されて次の諸氏が団長に就任、社会教育は国防一色に塗りがえられた。

妻沼〓鈴木英海、男沼〓青木治一郎、太田〓1長島彦左衛門、2峯岸藤平、長井〓1内田善一、2石井伊三郎、秦〓荻野 博。

青年会の創立

明治三十八年に青年団体の組織が奨められるや「青年会」や「青年夜学会」が各地に誕生した。即ち、

長井 明治四十年字毎に青年会が組織され、四十三年に「村青年会」会員二五五名」に統合、同時に夜学会が次のとおり開設された。上須戸（五〇名）江波（二〇名）善ヶ島（五五名）ハツ口（二五名）上根（四〇名）西城（四五名）田島（二〇名）

秦 明治三十六年四月、日向青年同盟（七〇名、四十二年青年会に改む）三十七年葛和田青年同志会（九二名、四十二年青年矯風会と改称）同年大野青年団（五二名、四十二年青年会となる）四十二年十一月、俵瀬青年会（三八名）が設立され、四十四年に弁財も含めて「秦青年会」会長大島村長」となり、「経営宜シキヲ得、教育上裨益渺カラズ」として同年三月埼玉県知事島田剛太郎から表彰を受けた。

妻沼 明治四十年、妻沼青年夜学会として発足、四十二年十二月「妻沼青年会」会長田部井長太郎、会員一〇一名」設立と同時に、夜学会は会の事業となる。

男沼 明治四十年十一月に、男沼夜学会が小学校に付設、四十三年「男沼青年会」創立、正会員九五名で会長神山校長、役員に原口徳太郎、生形茂十郎、青木治一郎等が当たると記録にあるが、夜学会が主で、青年会らしい動き

に發展したのは、「若連」が豊作に酔つてばくちや茶屋遊びに耽る弊風が蔓延まんえんした大正六年に、「五十石青年実行会」（会長浅見徳治、会員四〇名、翌七年村青年会の再生により、男沼支部となる。）が、弊風打破を目ざして立ち上つた時からだという。

太田 明治三十年、八木田に青年夜学研究会が誕生（四十三年に八木田青年会となる。会長関田春太郎、五〇名）三十四年に福王寺夜学会（会長原口美、一七名）三十九年一月、太田小学校に夜学会を開設、四十三年に「青年会」が作られた。

小島 明治四十一年三月、青年夜学会（会長野村寛一）が設立、大正五年に「小島青年団」（团长野村校長）となる。

青年団への發展

大正十年二月十一日、時の皇太子摂政宮御就任を契機に、青年会を「青年団」に改め、団員は年令が二五歳までの自治組織とした。当時の妻沼部会の团长は、男沼青年団史（浅見）によれば、妻沼田島隆市（三五歳）弥藤吾栗田三千正（二六歳）、十月十五日妻沼に合体後初代团长となる。長井石井伊三郎（三四歳）秦江森敬介（二四歳）太田船越一（二七歳）男沼浅見徳治（二二歳）小島野村金寿（一九歳）奈良小林信（二七歳）別府静野良作（四〇歳）明戸浅見兵左衛門（二三歳）深谷は山口平八氏（二二歳）であった。

（注）男沼小学校の「黄金樹」は、大正十三年四月、团长退職記念に浅見氏が一〇本植えたうちの二本が残っている。妻沼青年団の概況 この間の事情を知る資料として、大正十一年学制頒布五十年を記念して編纂された「妻沼町教育史、社会教育編」に次のような記事がある。

一、青年団沿革（前略）…大正十年十月十五日、弥藤吾青年団ト合体シ新ニ「妻沼青年団」ノ創立トナリ、团长栗田三千正、副团长梶山議助ヲ得テ現在ニ及ベリ、青年会創立当時ヨリ終始一貫団体ノ指導ニ、事業ノ計画しんけいニ尺瘁しんさいセル

安井丑二郎アリ、団ノ今日アル所以ノモノ蓋シ興ツテ力アルモノナリ。

附 弥藤吾青年団概況

明治四十二年十月十三日、畏クモ成申詔書御下賜記念事業トシテ、時ノ名譽職井田諄・栗田

又三郎・校長長島晴一外職員発起トナリ、青年指導ノ機関「青年会」ノ創立ヲ企テ、会長二岡田範四郎、副会長細田武正ヲ挙ゲ、始メテ「弥藤吾青年会」ノ成立ヲ見タリ。（中略）

大正五年青年会ヲ改メ「青年団」トナルニ及ビ、校長長島晴一团长トナリ、同七年四月、新二井田恒能代リテ团长トナル。次テ大正十年四月、弥藤吾小学校、妻沼尋常高等小学校ノ合併トナリ、十月、青年団モ亦「妻沼青年団」トナレリ。

事業 創立当時ヨリ引続キ実行セルモノ

（一）夜学会 左ノ規定ニヨリテ実施ス。（抄）

一、本会ハ妻沼青年会ノ附設事業トシテ妻沼尋常小学校内ニ設置ス。

二、本会ハ青年会ノ綱領ヲ実践シ、本村青年ノ知徳ヲ研修スルヲ以テ目的トス。（中略）

五、本会員タルモノハ十三才以上ノ本村現住者トシ、左ノ三種ニ分ツ。
甲 高等小学校卒業生、若クハ相当ノ学力アル者。乙 尋常小学校卒業生、若クハ相当ノ学力アル者。
丙 尋常小学校未卒業生、若クハ無教育者。（中略）

九、本会ハ妻沼尋常小学校職員其ノ他適當ノモノヲ聘シテ講師トス。但シ講師ハ無報酬トス。

十、本会ニ関スル費用ハ青年会ノ負担トス。但シ幾分ヲ本村教育費ヨリ補助スルコトアルベシ。

十一、本会ノ教授時間ハ毎週十二時間トシ、毎日午後七時ヨリ九時迄ノ二時間トス。

十二、本会ニ於テ教授スル学科ハ、修身（二時）読方（四時）綴方（二時）筆算（二時）珠算（二時）ノ五科トス
右規定ニ依リ十二月初旬ヨリ二月下旬マデ学業ノ補習ヲナシタリ（大正十一年農商業補習学校ニ改ム）

(二) 巡回文庫ノ閲覧 明治四十三年一月二日、特志者歎喜院・田部井長太郎寄附ノ成申文庫及ビ関口茂十郎寄贈ノ書等数百部ヲ籠堂ニ置キ、毎夜午後六時半ヨリ九時半マデ閲覧セシメタリ。

(三) 懇話会 会員相互ノ意見ノ交換ヲ主トシ、時ニ有識ノ士ヲ招聘シテ其ノ学説ヲ聴取ス。

(四) 娯楽会 農閑(休日)ノ期ヲ利用シテ、俳句・ものは(注、雜俳―俳句・連句以外の俳かい―の一つ)等ノ会ヲ催ス。コノ会ハ後ニ文芸部ト改メ、以テ会員相互ノ筆戰場トナレル。

(五) 社会奉仕事業 諸般ノ施設其ノ宜シキヲ得、成績履ニ見ルベキモノアリ、左ニ主ナル事業ヲ掲グレバ

(イ) 学童保護事業 御即位記念植樹トシ、大正三年三月廿一日楮苗木三千二百本ヲ購入シ、全員出勤シテ妻沼学区

内ノ大用水堀ノ両縁及ビ大悪水堀ノ一部分ニ植付ケ、其ノ利益ハ之ヲ折半シ、其ノ一半ヲ以テ学童保護ニ充テ、一半ヲ青年会ノ資金トセリ、学童保護ニ就キテハ、最初ハ学用品ヲ給シ漸次資金ヲ得ルニ從ツテ、衣服、履物、傘、弁当料ヲモ給与スルニ至レリ。因ニ云フ、此ノ計画ハ実ニ優秀ナル成績ヲ収メ、現在ニ於テハ其ノ收益連年百円ヲ下ラズ、左ニ最近ニ於ケル楮収支出報告ヲ掲グ。(略、売上百〇三円八十六銭、純益 八拾円拾貳銭、うち四拾円也、学校へ渡ス。内四拾円拾貳銭ヲ本団ノ預金トス。とある。)

(ロ) 敬老会 大正四年十一月十日、御即位ノ大典ニ際シ、畏シコクモ天皇陛下ニハ庶民ニ対シ、高齢ノ故ヲモツテ天杯ヲ下賜セラル忝ナキ極ト謂フベシ、青年団モ亦此ノ喜ヲ共ニ祝シ、且ツ敬老ノ意味ニ於テ同月十四日、高齢者ヲ招待シ、記念品及ビ祝餅ヲ贈リタク、之レ実ニ敬老会ノ嚆矢ニシテ引続キ例年開催ス。其ノ経過次ノ如シ。

年 月 日	招待老人数			年 齢	賛助会員数
	総 計	男	女		
大正 四・一・一四	六名			八〇才以上	八五人

五・一・一三	六五名	三六	二九	七〇才以上	八一八
六・一〇・三二	八一名	三五	四六	〇	一〇二八
七・一〇・三二	七七名	三二	四五	〇	九三八
八・一〇・三二	七四名	三二	四二	〇	一一〇八
九・一〇・三二	八四名	三七	四七	〇	一一一八
一〇・一〇・三二	一二七名	五六	七一	〇	一九二八

会員ノ負担ト贈呈物

例年会員ハ糯米一升、会費参拾銭ヲ提供ス。

高齢者ニハ記念品(湯呑一個)紅白鏡餅一重、祝菓子並ビニアソコ餅ヲ贈呈スルヲ例トセリ。(以下略)

二、処女会沿革 大正六年八月、妻沼尋常高等小学校女子同窓会成立シ、本校卒業者ニシテ本町在住ノ女子会員ヲ以テ組織シタリ、要ハ会員相互ノ親睦ヲ図リ、且ツ智徳ヲ進ムルヲ以テシ、会頭堀越久三郎ヲ推シ、幹事若干名、会員約七〇名ヨリ成リ、雑誌ノ購読会報ノ発行等ヲナシ、一時頗ル隆盛ヲ極メシガ、大正九年十一月一日ニ至リ、新ニ勅語下賜三十年記念事業トシテ妻沼町処女会(会長福島大藏、副会長田島りん、会員一二一名)ノ創立トナリ、越エテ大正十年十月十九日、妻沼、弥藤吾両處女会合同創立(会長福島校長、副会長茂木あい、堀越ふく、会員一八〇名)ヲ見、左ノ如ク会則ヲ定メタリ。

妻沼町処女会々則(抄)

第二條 本会ハ處女ノ智能ヲ進メ婦徳ヲ養フヲ以テ目的トス。

第四條 第二條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事業ヲ行フ。

修養ニ関スル講話、学術技術ノ講習、其他必要ト認メタル事項

以下十八条までであるが略す。この時点で他の村々にも処女会が結成され、昭和四年女子青年団となったのである。

青年団の推移

大正から昭和にかけて活発な学習活動や奉仕事業を展開しながら、順調な歩みを続け、前項のほかに墓地の清掃、土堤刈り、危険物処理、通学路除雪、※(注)天気予報や出征家庭の援助など、公共的な事業は殆んど青年の手によって行われ、特に陸上競技大会、駅伝、弁論大会は青年団活動の華として盛況を極めた。

然しながら、昭和十五年ごろから事変の拡大に伴い、男子は出征、そして女子は軍需工場への徴用、或いは食糧増産に携って銃後の守りを固める等、団の運営が国家統制下におかれるようになり、十六年には「青少年団」(團長国民学校長)に改組されて決戦体制に入ったが、終戦により解体した。

※(注)昭和の初期までは、ラジオは普及せず、警察電話が唯一の通信施設だったため、青年が交代で毎日正午に駐在所で天気予報を受け、部落の火の見櫓等に旗で掲示した。

青年学校

夜学会からスタートした青年補習教育は、その後女子部或は裁縫補習科が設けられ更に大正十三年「公民学校」に発展した。この時の妻沼の就学者は、男六二名、女四九名、計一一一名(昭和三年には男八一一名、女七一一名、計一五二名に増えた。)で、通年制(ただし四月～十一月間は月二回召集)になり、授業日数も年間八〇日を超えるようになった。次いで大正十五年七月、各町村に「青年訓練所」が開設された。これは、軍縮による国防力の減退を補完するため、入営前の一六～二〇歳の勤労青年に軍事訓練を施すと共に、普選の実施に先立ち、公民教育を行うことを主眼としたもので、主事は小学校長が兼任し、学科指導員に学校の教師が、教練指導員は在郷軍人分会員が任命された。生徒には訓練服と帽子が貸与され、擬銃(木製・後に歩兵銃等の武器が貸与)を使って軍事訓練が施され、年に一度聯隊区司令部の将校が査閲に来校した。

昭和十年、青年学校令により、公民学校と青年訓練所を統合して「青年学校」が開設され、専任教諭を配置して体

制が整備され、十四年には男子が義務制になって軍事教練が強化されたが、戦局の進展に伴い、生徒数が減少したため、十八年四月、「妻沼町外六カ村組合立大我井青年学校」を創立、校舎に千代枡材木店内木造二階建の建物を充用した。就学生徒は、奈良・別府を含め、普通科(二年)本科(五年)研究科(二年)あわせて、昭十八(男三九三・女四二二)、計八一五)昭十九(男二七七・女三九五、計六七二)昭二十(男三八八・女三七九、計七六七)昭二十一(八二五～八学級、女四二四～七学級、計一、二四九～一五学級)昭二十二(妻沼のみ男一三四、女三六計一七〇)の生徒を収容し、授業日数男子四五～五三日、女子七八日、一日五～六時間を日割りと時間割りに従って教授と訓練が行われたが、実状は教室が足りないため、利根川での草刈りや堤外での食糧増産と軍事訓練が主であった。戦時中の入学率は、男子では一〇〇%に近かったが、終戦に伴い、六〇～七〇%台に落ち、二十二年新制施行により組合立を解散して妻沼町のみとなり、他は新制中学に併設、二十三年に廃校となった。

大我井青年学校の歴代校長は、初代増田文雄、二代荻原忠雄で、堀越盛之助は教諭に教官を兼ねた。

なお、訓練所以来教官又は教練指導員として長くその職にあった者に次の諸氏があげられる。(順不同)

妻沼 鈴木豊吉・梶山謙助・井田恒能・栗田藤次・鈴木 清・田島春男・長谷川安男・小林市太郎・荻野善六
長井 青木孫七・村田伏・松本敏郎・江森知治・坂田安一・長島初雄・大島正一
秦 増田良吉・篠崎左右一・木村和吉・金井堅次・小沢栄一・吉川作太郎
男沼 野村 清・飛田島吉・望月太平・赤石 保・金谷武雄・森政之進・岩瀬政雄・戸井田茂城・浅見武雄
太田 長島彦左衛門・新井長一郎・船越茂次・大岡安雄・鈴木 清・長島恒右衛門・福島 清・小林健治

戦時下の婦人会活動

昭和九年一月に、戦死者の遺族と傷夷軍人の救援を目的とした「愛国婦人会妻沼分会」が発会、つづいて他の村にも分会が組織された。もともと奉仕活動の団体であったため、会費の納入と愛国貯金以外にこれといった活動がなく、役員も分会長には町村長が多く、中央の会議等には、鈴木ふさ（太田村）が代表し、地区では田島かね（妻沼町）内田ふみ・高橋貞枝（長井村）舞原チク（秦村）備前島けい（男沼村）等が名を連ねていた程度であった。

昭和十一年十月十三日、妻沼小学校積志館に於て、本郷聯隊区司令官奈良大佐を迎えて「大日本国防婦人会妻沼分会」が発会したのに続いて、各村に分会が設立されるに及び、愛国婦人会の影は一層うすくなり、長井村が愛国（内田）国防（高橋）と分けたほか、分会長には、前出の諸氏がそれぞれ選ばれ、組織も全戸加入で、出征兵士の送迎・遺骨の出迎え・遺家族の慰問・慰問袋、千人針等の調製や国防献金等を任とした。特に千人針は、千人の女性が白又は黄色の布に赤の木綿糸を使って、一針ずつ心をこめて縫ったもので、これを身につけていれば安全だという迷信に望みを託し、とりわけ、寅年生まれの人々の手で作られたものは、千里行つて千里帰るとして、大変喜ばれ、中には五銭（四銭）死線を越える）或いは一〇銭（九銭）苦線を越える）玉を縫いつけて「魔除け」にしたものもあつた。くだつて昭和十七年二月、戦時体制強化のため、二つの婦人会を統合して「大日本婦人会」になつて、二十歳以上の婦人（未婚を除く）を強制加入させ、前記軍事援助のほか、廃品回収、防空訓練、勤労奉仕、代用食講習から食糧増産など、銃後の固めが仕事となり、町村の支部長には、妻沼が十三年に茂木のぶに代つてゐるのを含め、国防婦人会の分会長が就任して、大政翼賛会の傘下に入った。そして昭和二十年六月、「国防義勇隊」に改組され、竹槍訓練等にも参加したが、敗戦により自然消滅した。

妻沼町教育会

妻沼、弥藤吾両小学校の合併を記念して、一面時勢の進運に伴い、教育後援の実を挙げ、以て本町将来の福祉を増進し、延いては国家富強の根底を作るべく、大正十一年十月十四日、学校に須田実郎町長をはじめ、学校長、両助役学務委員等二十人が参集して、妻沼町教育会創立委員会を開き、趣旨書を作製、町内の賛成を求めて、十二年二月二十二日、坂口郡視学臨場のもとに創立総会が開かれた。

会長須田町長、副会長福島校長で、会員二六七名、口数九五二口（一口二〇銭）、経常予算三八八円四五銭、主な事業は、1、小学校教育の援助奨励（学令児童の就学出席保護奨励）2、補習教育の保護奨励、3、青年団、處女会等の助力、4、篤志・篤行者の表彰、5、その他で、このころ妻沼小の小使本沢園次郎、孝子栗田あい子・斉藤よね・篠崎きよ・飯田シズ、精農家橋本武市、篤志青年井田定雄・井田忠次等が表彰を受けている。

これと時を同じくして他村にも教育会が設立され、村長か学校長が会長を兼ねるようになったが、戦後廃止された。
(附記)

大里郡教育会、明治二十六年、郡内小学校教員有志により組織、三十九年に会則を改めて町村有志も加えて事業を拡大、1、教育改善講習会、2、通俗講演会、3、准教員養成講習、4、援助・表彰、5、展覧会、6、支部講習会補助等を行い、特に展覧会及び学事功労者、卒業生優等児童等の表彰（硯一面、後に硯箱となる）等は今も思ひ出に残っている。

妻沼町立図書館（妻沼町教育史より）

図書館ハ社会教育ノ重要機関タリ、然シテ社会ノ必要ナルコトハ今更言ヲ俟タザル所、乃チ社会教育ノ完備ヲ期シ

堅実ナル国民ヲ養成セントスルハ、列国何レモ其ノ軌ヲ等シウスル所ナリ。隨テ之ガ機關タル図書館ノ設立ハ何レノ国、何レノ地タルヲ問ハズ極メテ重要ナル事ナリトス。サレバ国家モ之ガ設立ニハ多大ノ出費ヲ吝マズ奨励セリ。我が町有志亦夙ニソノ設立ヲ望ムト雖モ、直ニ成ル能ハズ。遇々歎喜院主鈴木英良師及現町長須田実郎二氏ノ奇特ナル芳志ハ、進ンデ自費ヲ投ジテ之ガ建設ヲ企図シ、町立トシテ寄附セントセリ。時恰モ本年ハ学制頒布五十周年ニ相当セリ。即ソガ記念事業トシテ一月十一日、基礎工事ニ着手シ、同年四月十九日落成式ヲ挙行ス。本町ノ教育活目シテ見ルベキモノアラン。次デ英良師ハ巨費ヲ投ジテ購ヘル蔵書ヲ寄附シ、着々内容ノ充実ヲ図レリ。然レドモ、未ダ其ノ期ヲ得ザルカ、内容ノ設備不整ノタメ、遺憾ナガラ一般ノ閲覽ヲ許ス能ハザルモ、本大正十一年ハ畏クモ学制頒布五十周年ニ相当セルヲ以テ、極力内容ノ充実ニ努メ、以テ不日大成ヲ期セントス。左ニ図書館ノ概要ヲ示セバ、

建築費、金參千円也。建物間口六間、奥行三間、建坪十八坪（六〇㎡）

（附記）此の建物は、西野の宮本嘉楽が寄附した土蔵を築山の西に移築したもので、蔵書は二千を超え、閲覽人数も大正十五年には一、四九八人と記されている。昭和四十四年に解体され、図書は妻沼小学校に引きつがれた。

青年団文庫 前述のように、巡回文庫で青年の読書を奨励したが、大正六年九月に至り、更に青年団に適切な文庫を創設してはという意見が出されて、広く町民一般の寄附図書を集めて「妻沼青年団文庫」を妻沼尋常高等小学校内の住宅に置き、自由に閲覽をさせることになったが、一切の世話は同校職員の安井丑二郎があつた。当時寄附された図書は一、〇八五部を算し、閲覽者は業務の暇を見ては昼夜の別なく、常に図書室を充たしていたという。

なお、県教育史第五卷、県内公私立図書館調（昭和六年三月末現在）に、町関係の図書館は、下表のとおり記載されている。

名	称	所在地	設立年	蔵書冊数
妻沼町立妻沼図書館	妻沼小学校	大一一	三、四九七	
太田村立太田図書館	太田小学校	昭四	二四二	
長井村立長井図書館	長井小学校	昭三	七六六	

戦後の社会教育

夜明け 不安と混乱に明け暮れた戦後暫くは生活に追われて、社会教育も停滞し、進駐軍貸与の「ナトコ」巡回映画が唯一の心の灯になっていた。昭和二十四年六月、新たに「社会教育法」の制定に伴い、各町村では、翌二十五年、「社会教育委員」を設置し、社会教育の事業体として「公民館」を開設、併せて「公民館運営審議会」（多くは社教委兼務）を設置したが、委員の委嘱がまちまちで、その上活動の拠点となる「館」もなく、大方が「青空公民館」で主事はすべて兼務であつた。従つて活動そのものも低調で、一般には両者の存在すら忘れられる程であつた。

長井村では、公民館開設が名のみにとどまっていたのではと、二十六年九月十日「長井村公民館報」を創刊し、広報活動から入つていった。しかし社会教育が軌道にのつてきたのは町村合併後で、「社会教育委員会」も体制が整つたのは三十二年からだつた。歴代委員長は、1・3白石安衛、2石井 弘、4持田 留、5増田恵一、6武藤長三郎で、五十一年四月現在の委員構成は次のとおりである。（◎委員長 ○副委員長）

一号（学校長）三沢 正・増田貫一、二号（社会教育団体代表）掛川照作・増田 稔・小島実子・清水七夫・青木竹雄・大武 悦・〇須田治郎・出口喜平・逸見清治郎、三号（学識経験者）◎武藤長三郎・赤石好光・田島善之丞・渡辺和吉・根岸正司・塚田千代子・野中つね子・長島晴寛、欠員一名。

公民館 合併後社会教育の体制は逐年整えられ、三十五年には、専任職員男子五、女子一になり、翌年には支館から独立館に移行して、男子職員がそれぞれ公民館主事を分担、公民館報も発行するなど、大きな進展を示し、三十七年九月、社会教育主事（係長兼務）石川一由（現水道課長）が「総合社会教育の実例―大里郡妻沼町の実例」を発表し県下に名声を高めた。公民館も次第に整備され、独立館を持たないのは長井と男沼のみになった。

公民館の施設及び歴代館長は次のとおりである。

名 称	位 置	敷 地 面 積	建 坪	設 置	摘 要
妻沼町中央公民館 (兼) 妻沼公民館	妻沼 一、五二一―一番地	一、一一四㎡ (聖天山境内)	三六六㎡	昭四二	敷地聖天山
長 井	江波 三八五―一	(東洋インキ不) 一、五五〇㎡	一六一	昭三九	旧支所移転
秦	葛和田 九二二	一、五五〇㎡	二一五	昭五〇	老人憩いの家
男 沼	出来島一、四一〇―四	九九二	一〇四	昭五〇	農協支所二階
小 島	小島 二、三五七―一	(神明社境内)	八九	昭三五	移築
太 田	飯塚 一、四三一	(太田神社境内)	二三六	昭四四	文化センター

歴代館長 (昭和二十五年より)

- 中央公民館 (三十二年より) 1・4 持田 留、2 (兼) 武藤長三郎、3 石井 弘、5 (兼) 高橋 茂
- 妻沼公民館 1 井田和一、2 白石安衛、3 持田 留、4・7 細田晴夫、5 井田恒次、6 稲田徳三郎、8 渡辺栄作、9 中島春雄、10 関口利正、11 堀越清一
- 長井公民館 1 西沢六郎、2 青木勇治、3 森田竹雄、4 高橋 茂、5 江森知治、6 長島文武、7 原口周一
- 秦 公民館 1 江森春太郎、2 宮島俊定、3 増田一郎、4 横山富国、5 増田和二郎
- 男沼公民館 1 (兼) 2 横倉喜久郎、2 田中喜千平、4 高野次三郎、5 横塚タキ、6 高柳房治、7 金谷親根 8・10 高柳米三郎、9 飯田国治
- 小島公民館 (三十六年より) 1 野村 薫、2 小林好治、3 小林 清、4 田中 馨
- 太田公民館 1 (兼) 掛川善二、2 岩崎貞作、3 大武 悦、4 高橋 昇

新生活運動

二十六年太田地区では農協の中に「生活改善実行会」(会長前原正一)を設けて、冠婚葬祭の簡素化に取り組み、婚礼衣裳や葬祭具を揃えて冗費の節約と生活の合理化を實踐し、他に先鞭をつけたが、このころになると新生活運動が生活に直結する社会教育として、公民館活動の中に取り入れられ、生活改善の推進、公休日の設定から営農の近代化等、女性解放に実績を挙げ、二十七年男沼婦人会が、次いで三十四年上根、三十八年薬西、三十九年出来島が、それぞれ優良地区として、又、三十四年高橋茂(上根)三十五年田部井恒一郎(上根)四十年横塚タキ(男沼婦人会長)四十一年高野次三郎(出来島)の諸氏が民間功労者としてともに県新生活運動協議会長(知事)から表彰を受け、特に上根地区は「公休日」発祥の地として名を成し、三十四年に総理府奨励賞を受けた。

また、四十一年十二月に、葛和田西島地区(齊藤文雄区長)が、環境美化と道路保全のため東京電力熊谷営業所協力のもとに実践した「こさ切り」は、その後全町に普及し、明るく町づくりに大きく寄与している。

移動図書館 二十八年六月、県立移動図書館へ加入して翌七月から移動図書館「むさしの号」が、毎月一回駐車することになり、読書を通して社会教育の一分野をになうということから、長井村駐車場主任奈良原春作の呼びかけにより十一月、村内八つの部落(上根(長島芳郎、一九)江波(須藤盛雄、二〇)ハツ口(長島銀一、一五)善ヶ島(関根はる、二二)上須戸(江森知治、二二)西城(森谷あき、一五)田島(石原一男、九)西野(藤井柳二、一四)※(注)カッコ内氏名は会長、数字は会員数)に、つづいて他の町村にも普及、それぞれ読書会が結成された。

この読書会は、公民館教養部に所属し、ただ借りて読むだけでなく、定例会での話しあいから機関紙の発刊にまで伸びたところもあって、地域文化の向上と連帯意識の高揚に益する処が多かったが、時代と共に衰微、今では「たにし会」(会長掛川茂)・「太田読書会」(会長栗原幸子)・「つつみ読書会」(会長小暮志那子)が名を残すだけになった。然しながら移動図書館は、今なお役場・長井小・太田小・北武蔵・西城台・小島小の六カ所に駐車して年間八一八人、六、六六八冊の利用があり、広く町民に親しまれている。

今村文庫 葛和田出身の偕成社々長今村源三郎氏が、昭和三十五年、秦中学校に一千余冊の図書を寄贈してできた文庫（図書室）で現在秦小図書室に納められ、児童だけでなく、一般にも開放されている。

同和教育 部落問題を解消して、基本的人権の享有を確立するための教育で、当町では、昭和四十年に学校内で問題が起きたのを機に、「妻沼町同和教育推進協議会」を設立し、関係機関及び教育関係団体の役職員を構成員にして八月に発足した。歴代会長は、1 持田 留、2 高橋 茂、3 増田 稔、4 笹井嘉則の各氏で、推進の経緯は、学校教育―昭和四十三年から妻沼小が県、男沼小・太田小・妻沼西中が文部省、その他の学校が町教委の、それぞれ研究指定を受ける一方、社会教育―四十一年十二月「上須戸集会所」（上須戸九五三ノ二番地、二〇〇・五㎡、委員長須田晴義）、四十二年十二月「西野集会所」（西野二四〇ノ二番地、二〇一・四㎡、委員長塚田盛↓同朝太郎↓同好夫）昭和四十四年六月に、上江袋隣保館（上江袋五一九番地、一二四・二㎡、館長持田留↓鈴木茂）を開設して、地域の文化的水準を高めるための事業や、全体を対象にした字別研修・委託講座などを展開し、四十五年七月八日に「町ぐるみの同和教育の推進」について広く研究成果を発表した。

次いで、昭和四十九年には、小中学校社会科教科書に部落問題が登載されるのに先だって「集中指導」を実施して心理的並びに実態的差別の解消について啓蒙し、今日に至っている。

青少年相談員 昭和四十年八月、県青少年相談員設置要項により、次の一〇名が県より委嘱を受けてスタートした。岡田 広・栗田岩吉（妻沼）飛田之男・野村始郎（男沼）村田昭雄・市川 晃（長井）掛川徳次郎・笹井衛（太田）増田 功・武藤政江（秦）、その後漸次増員、現在では三〇名全員が県委嘱になって充実し、五十年十月から、教育委員会に移籍した。

青少年相談員協議会歴代代表

- 1・岡田 広、2・村田昭雄、3・長島晴寛、4・橋本幸和、5・林 賢司、6・清水七夫

青年団の復興と青年クラブ 昭和二十一年、虚脱状態の中から立ち上がった青年は同志と相謀り、いち早く団の再建に取り組み、四月に自主的な青年団が誕生し、初代団長には次の諸氏になった。

妻沼 堀越敏紀、長井 福島博夫、同女子田部井伊勢子、太田 尾島金治、同女子川田光江、秦 船田祥一、同女子江森千里子、男沼 新島守彦、小島 野村好男、同女子田中よね

その後、経済の復興と共に青年団の活動も軌道に乗り、連合組織もできた上、自らの力で「青年学級」を開設する等して戦前を凌ぐかに思われたが、教育水準が高まるに従い、高校進学者が漸増、加えて職業の多様化により、団員も減少の一途をたどり、合併当時は支部二〇名内外に、更に三十七年には、単位団体の存立に終止符が打たれて、「妻沼町青年団」として統合再発足し、地区毎に分団を設置した。然し、年と共に衰退、遂に四十八年三月、青年団が解散した。統合以降の団長は、1 栗田岩治、2 中里 剛、3 村田昭雄、4 市川 晃、5 中里悦昇、6 小林義則、7 常見 勝、8 大島敏秋、9 金谷久雄、10 長井清治、11 森 孝一

現在、自主的な青年団体として活動しているのに次の二団体がある。

上根青年クラブ（設立、昭四八、初代会長田部井英雄、現根岸清志、会員四七名）学習・奉仕及び体育活動等を行い特に環境の浄化と子ども会の育成に貢献、五十一年三月、青少年育成埼玉県民会議会長栗原浩より優良青少年団体として表彰を受けた。

江北一心会（設立、昭五〇、会長永島紀男、会員四八名）前クラブ同様の活動を展開して、連帯と健康の実をあげ、地域の振興に寄与している。

少年団体 昭和四十三年十月十八日、中央講堂において「ボーイスカウト妻沼第一団」が創立、カブスカウト（一六名）ボーイスカウト（一八名）計三四名で組織され、田部井一郎（妻沼）が団委員長となっている。事務所を中央公民館において、定期に訓練を実施して心身の練磨につとめる傍ら、交通整理等の奉仕活動も行い、四十五年に第五回

日本ジャンボリー(富士山麓)四十七年に第三回世界ジャンボリー(同上)などに参加して交歓を深めている。

これより先、三十六年、男沼長勝寺に開設の「男沼子ども会」(代表岩上寛了)は、大字男沼の小学生を対象に組織され、現在五三名が日常生活指導を中心に、日曜日例会をもっている。

戦後の婦人会 昭和二十二年、女性解放と、婦人の地位向上を目ざして男沼に「母親学級」が設けられ、二十三年に発展して「男沼村婦人会」(会員四三〇名)が誕生、翌二十四年に「長井村婦人会」(会員六五〇名)二十五年に、秦公民館婦人部が「秦村婦人会」(会員五二〇名)に、二十六年「妻沼婦人会」(会員七〇〇名)二十七年「太田村婦人会」(会員五六〇名)二十九年に「母の会」が衣替えして「小島婦人会」(会員一四〇名)が結成され、町村合併により「妻沼町婦人会連絡協議会」が組織された。

各婦人会とも、役員の献身的な運営と、会員の協力によつて発展と遂げ、特色のある活動を展開、中でも男沼の新生活運動(県表彰)太田の生活改善(実行会)妻沼の交通安全(標語)長井の貯蓄(大蔵大臣表彰)秦の婦人学級(料理講習)など、伝統を築いたが、時代の変遷に伴い、会の組織が弱体化の一途をたどり、三十九年に小島婦人会が役員選挙難から解散した。然し、その後反省と盛上りがあつて四十七年に「小島婦人クラブ」として再発足し、町の連絡協議会に加入している。

歴代婦人会長

○連絡協議会 1 小林あい、2 飯田ハル、3 青木ヤスノ、4 島田喜与恵、5 小暮志那子、6 栗原のぶ、7 欠

8 羽鳥琴子、9 川田みさを、10 荻野なか子、11 塚田千代子、12 田沼 梢、13 小島実子

○妻沼 1 栗田寿美、2 小林あい、3 青木ヤスノ、4 鈴木アサ子、5 石井はな、6 栗田すい、7 奈良原浦子、8 石井はな、9 岩崎とみ、10 川田みさを、11 井田久恵、12 野中つね子、13 岡田福子、14 石井はな

○長井 1 新井ふみ、2 長島ちよ、3 森田貞子、4 田部井らく、5 長島和子、6 柿沼ふみ、7 掛川桑子、8 羽鳥琴子

9 青木つね、10 高橋睦枝、11 西沢朋子、12 奈良原満子、13 青木なみ江、14 神田甲子、15 塚田千代子、16 小島実子、

○秦 1 中川喜代、2 横山富美江、3 滝沢与志、4 島田喜与恵、5 小暮志那子、6 斉藤トシ、7 荻野なか子、

8 巻川むつ子、9 中川 英、10 岡田春江

○太田 1 関田婦喜子、2 大井きよ、3 吉田きく江、4 柴崎しな、5 長島公子、6 大岡勢恵、7 寺田英世、8 酒井トヨ、9 田沼喜美、10 栗原幸子、11 笹井やま、12 増田菊枝、13 鈴木きい、14 金井芳江、15 増田好子、16 井上かく、17 川田八重子、18 笹井晴代、19 栗原幸子、20 坂本八重子、21 日下部アキ、22 柴崎近子、23 船越好江

○男沼 1 横塚タキ、2 岡田キヨ、3 飯田ハル、4 星野幸江、5 横塚阿恵子、6 堀江 操、7 森 弘子、8 栗原のぶ
9 田沼 梢、10 能見きみ、11 椎橋加津、12 松村静子、13 中村イツ、14 堀江キク江、15 青木保子、16 金谷タカ、17 関口こと、18 堀江晴代、19 原口春子、20 田沼 梢、21 椎橋左久子

○小島 1 小平初子、2 田中悦子、3 小林やす子、4 野村ます、5 遠藤 仁、6 小林春江、7 備前島キヨ、8 田中加津子、9 小林美江、10 野村菜子(中断)11 野村房代、12 高橋とよ、13 田中きよ、14 小林リン

PTA 戦後、国連極東委員会の示唆と勧奨により、教育民生化の方針として「PTA」つまり「父母と教師の会」の結成が進められ、妻沼、秦、太田が昭和二十二年に、男沼が二十三年、長井が二十四年、そして小島が二十五年にそれぞれ「小又は中学校PTA」を結成し、二十四年に、「妻沼町連合PTA」が組織された。

PTAは、本来「子どもの幸せ」を求めるための成人教育の場であり、校外指導や学校と家庭の連絡機関であるべきものが、新制施行当初、学校施設整備に力を尽すことが緊急最大の課題であったため、PTAの学校後援会的性格が批判されたこともあったが、物心両面にわたり、教育振興に果たした役割は極めて大きいものがあつた。

その後、三十六年に男沼小中に「後援会」が設けられ、長井小、東西両中にも後援会或いは「体育後援会」(後に後援会となる)「整備後援会」などが設立されて、教育活動と後援活動を分離したが、最近私費負担の軽減が叫ばれ

るにつれ、逐次解散し、本年末までに残っている一校も発展的解消が予定されている。

なお、五十年二月に、青少年健全育成を目的に、「小中高PTA協議会」が発足した。

歴代PTA会長

○長井小 1 西沢六郎、2 青木勇治、3 森田竹雄、4 須永柳太郎、5 石原一男、6 藤井柳二、7 大島交平（以上長井中会長兼務）8 吉田市郎、9 小林英夫、10 森田春雄、11 飯島茂雄、12 羽鳥良夫、13 大鷲和男、14 青木 大

○秦小 1 増田庸淑、2 増田気武、3 加藤通憲、4 増田恵一（以上秦中会長兼務）5 小林昭三、6 加藤 光、7 増田昭一、8 柴崎利雄、9 増田美弥雄、10 荒川宗昭

○妻沼小 1 松本節男、2 蓮逸之助、3 田島春男、4 堀越雄一郎、5 青木享、6 中島春雄、7 稲田徳三郎、8 荻野芳郎、9 山口正三、10 堀越清一、11 須藤仁三郎、12 大山雄三、13 三沢 茂、14 坂田 晃、15 堀越光男、16 逸見 茂
17 小池章次郎、18 長谷川忠作、19 茂木好雄

○男沼小 1 中里初雄、2 栗原弥市、3 島田保一、4 原口徳太郎、5 能見一知、6 青木恒義、7 横倉 勤、8 横塚タキ、9 青木久治（以上男沼中会長兼務）10 田島禎作、11 高柳 勝、12 高橋兼慶、13 島田収敏、14 浅見長吉、15 浅見節雄、16 青木得治、17 浅見栄吉、18 岩瀬計夫

小島小中 1 田中喜千平、2 石原周作、3 野村武保、4 田中栄一、5 小林 栄、6 田中 馨、7 荻原六郎、8 北島彰
9 田中謙吉、10 田中春男、11 野村祐一、12 小林由雄

○太田小 1 岩崎貞作、2 掛川善二、3 笹井初男、4 前原正一、5 大月初弥（以上太田中会長兼務）6 荻原弥市、7 井上宣一、8 金井勘一郎、9 大岡安雄、10 岩崎善重、11 新井次二、12 岩崎 章、13 笹井秋保、14 金子金二、15 尾島弘典、16 坂上良市、17 間島和夫、18 掛川照作、19 宇田川金衛、20 岩崎英男

○妻沼中 1 稲田徳三郎、2 白石安衛、3 中島岩吉、4 関口忠治、5 青木奎吾、6 細田晴夫

○太田中 1 1 5 太田小会長兼務、6 市村金一、7 鈴木 茂、8 市村金一

○男沼中 1 1 9 男沼小会長兼務、10 竹内毅芳

○妻沼東中 1 南校大鷲茂平、北校増田恵一、2 増田恵一、3 田島公三、4 森谷一郎、5 森田七朗、6 増田 稔

○妻沼西中 1 太田校塚田 茂、妻沼校細田晴夫、2 塚田 茂、3 浅見栄吉、4 逸見清治郎、5 塚田 茂、6 横塚栄

7 岡田四郎、8 塩原一郎、9 須藤正三

○妻沼町連合 1 増田庸淑、2 原口徳太郎、3 笹井初雄、4 野村武保、5 増田恵一、6 森谷一郎、7 増田 稔

○妻沼町小中高PTA協議会 1 増田 稔

歴代後援会長

○男沼小 1 島田保一（男沼中会長兼務）、2 内田福太郎、3 田野 決、4 田野 茂

○長井小 1 掛川 茂、2 森田春夫、3 藤本次郎（四十九年解散）

○妻沼西中 1 塚田 茂、2 岡田庄造、3 坂本守義（四十九年解散）

○妻沼西中整備 1 岩崎亥之吉（四十五年解散）

○妻沼東中 1 大鷲茂平、2 金子秀吉、3 森田七朗（五十年解散）

妻沼町文化連合 当町では古くから俳諧が盛んで、上根俳句会（奈良原茂山、今は善ヶ島に合体）弥藤吾俳句会（細田如洗、のちに妻沼と合体）妻沼俳句会（高橋大里、弥藤吾と合併して蓮彰久となる）善ヶ島椎雀会（村田京月）能護寺俳句会（坂田加津哉）などがある。三十年に「妻沼町俳句連盟」（初代会長大島信士、会員五一名）を組織して、二九回の定例会を重ね、昨五十年七月には、堀越篤林子等、門弟有志の手により、中央公民館前庭に石原八束

句碑「風の餘燼の落葉月夜となりけらし」が建立された。

一方、絵画部門では、岡田雄輝、柿沼宗居、小杉香雪のほか、近くは洋画の出口喜平画伯らが輩出したため、門下

生も多く、昭和四十二年秋、出口画伯指導の下に、「青年美術会」（会長空席・会員一九名）が生まれ、春秋二回、聖天山例祭に、「創作青美会」を開催、出品点数も八〇を越えているほか、五十年二科展に根岸邦夫、同年県勤労者美術展で権田幸雄が入選している。

昭和四十九年四月、これら文化団体が相寄り、協調して文化活動を助長し、町民文化の振展に寄与することを目的に、「妻沼町文化連合」（初代会長大島信・現堀越敬紀）が設立された。加盟団体の構成は次のとおりである。

俳句連盟（堀越敬紀、五一名）・青年写真クラブ（浅見春男、一六名）・短歌会（細田晴夫、三一名）・歴史研究会（前原儀久、二三名）・青美会（磯崎文夫、二五名）・吟詠会（中島春雄、三〇名）・古美術同好会（堀越敬紀、一七名）書道連盟（高柳米三郎、五六名）

○総合文化祭 合併十五周年を記念して、秋の聖天祭に役場で、「小中書画展」を開催、前記「青美展」「俳句会」等とともに文化活動の一翼を担ってきたが、五十年一月十五日に、妻沼町合併二十周年記念「総合文化祭」を展開、美術展（書画写真）・吟詠会・歴史講演会・俳句会・短歌会・愛蔵展・生花盆裁展など恒久化し、好評を得ている。成人式と七つの集団祝 戦後、二十歳になった青年を対象に、「おとなになったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます」ための式典がもたれたのは、二十四年一月十五日、県教育委員会が市町村成人代表を招いて、埼玉会館で開催した時にさかのぼる。当町では、翌二十五年から町村毎に「成人式」が開かれ、①のバッジと、記念品（成人手帳等）を贈ったが、妻沼では聖天山歎喜院が之に協力して、巾二・六cm、縦三・五cmの小判形記念章（表に大聖歎喜自在天御正躰の刻像・裏は成年祝禱記念会妻沼聖天山歎喜院の名入り）を贈り、祈禱ののち、御本尊の拝観が許された。町村合併後、妻沼中学校講堂（現中央講堂）で合同の成人式が行われたが、服装が華美に流れ、無用の競争が激しくなったので、三十四年、長井公民館が成人と話しあい、平服（背広とウワッパリ）で公民館に集まり担当主事増田一郎（日向）が同道して町の式典に参加はしたものの、時代の流に抗し切れず、三年で旧に戻った。

その後、新生活運動が提唱されるに及び、式典の意義と在り方について検討の結果、四十三年から華美と空虚な式典から成人を解放し、主体的な立ち上りと家庭での祝福を期待して、祝辞と記念品を贈るのにとどめたが、四十七年一月、成人が自らの青春を意義あらしめるため、

「はたちの同窓会」（下の写真参照）を考えてこれを実行したところ共感を呼び、以後一月三日、中学校毎に恩師を招いて開催しているが、出席率八〇%を越す盛況で、町では町長の祝辞と記念品を贈っているほか同窓会費の一部を補助し、側面から成人の集いを祝福している。

「七つの祝」は、古くから十一月又は十二月十五日に、それぞれ家庭で行われていたが、成人の祝同様、華美になったので、三十年十二月十五日、長井公民館と婦人会が共催し、学校が協力して次年度入学児を対象に、制服制帽による「七つの集団祝」を行い、千歳あめや果物等を贈ってお祝いのキツカケになり逐次町内に普及して今日に至ったが昨年からは学校主体による「一日入学」に祝いを加え、記念品を公民館から補助する形に切り換えた。

働く児童生徒の褒賞 昭和三十九年から、勉学のかたわら新聞、牛乳の配達や家事の手伝い等に励む小中学校児童生徒を褒賞する制度を設け、勤労感謝の日を目途に賞状と記念品（下着）を贈り、之を励ましろうことにした。当初は小学生二一名、中学生四六名、計六七名が該当したが、経済の好転に伴い、年々その数が減り、四十九年には三名になったので、五十年から中止した。



学級講座 青年学級は青年団の解散とともに消滅したが、生涯学習の普及に伴い、家庭教育学級、婦人学級のほか、はがき通信や、「モシモシ三ちゃん」の幼児期家庭教育相談、「大型ドラマ」の高齢者教室（下の写真）など、放送利用の学習も導入され、お母さんの勉強室、書道教室、十六ミリ映写技術室、着付け教室等を開設し一般に公開している。

井田育英会 弥藤吾新田出身（宅地現バイパス道路敷、居宅現役場内井田記念館）の名誉町民、株式会社メヌマ社長井田友平氏（人物の項参照）が、昭和三十九年に郷土の有為な青少年育英のため、私財一億余円を投じて設立した財団法人で、同年十月一日に発足した。

本部を、東京都墨田区立川二丁目十番地七号、株式会社メヌマ内におき、埼玉県支部を妻沼町教育委員会内に設け、理事長に井田友平（現嗣子洋一）常務理事（現専務理事）兼埼玉県支部事務局長に堀越敬紀、理事兼埼玉支部長に町長増田一郎、評議員兼選考委員に武藤長三郎等が就任した。奨学金は、大学生が年額六万円（現七万二千元）、高校生が同三万六千元（現四万八千元）が支給され、支部関係だけでも十二回で延高校生四八名、大学生七七名計一二五名が恩恵に浴し、うち九一名を世に送り出している。

なお、四十年四月、育英事業開始と同時に、本育英会創立者の意



志を体し、本会の趣旨の実践を図るため、奨学生の父兄を以て「井田育英会報徳会」が組織されて、堀越芳太郎が初代会長となり、研修会や文学講座を開設、一般にも公開して町民文化の昂揚に寄与している。ちなみに、同会が招聘した講師は次のとおりである。（敬称略）

昭四〇、集福寺住職澄川年丸、昭四一、名古屋帝大総長工博洪沢元治、昭四二、衆議院議員中曾根康弘、昭四三、群大教授文博相葉伸・作家清水寥人、昭四四、元参議院議長佐藤尚武、昭四五、漫画家岡部冬彦・評論家山口平八、昭四六、詩人神保光太郎・外交評論家小幡操、昭四七、作家伊藤桂一・俳人石原八束、昭四八、芸術院会員文博西脇順三郎、昭四九、詩人伊藤信吉、昭五〇、歌人文博木俣修、昭五一、作家和田芳恵

シラコバト賞 県の新生活運動が「あすの埼玉をつくる県民運動」に衣替えをしてから、県民運動（自然を守る・暮らしを守る・健康な心と体をつくるなど）を日身近かなところで積極的に三年以上続けて実践している個人及び団体を顕彰するために設けられたもので、四十八年から「県民の日」に表彰式が行われている。

町で受賞した者は次のとおりである。

昭四十四、小林雄治（仲町）環境衛生改善の実践と、母子健康班の育成に尽力した。

昭四十六、小池章次郎（商工会経営指導員）店舗改善の促進と、職業訓練校の育成に貢献した。

昭四十七、野中つね子（寺内）婦人会長として組織強化に尽力、婦人体力づくりと交通安全の推進に寄与した。

昭四十八、青木ヤスノ（仲町）女性の地位向上に尽すほか、県栄養改善指導者として食生活の改善に貢献した。

昭四十九、中川喜代（葛和田）婦人の奉仕活動を助長、青少年の健全育成、心配ごと相談等に尽力した。

川田みさを（東岡）母子愛育会・婦人会・くらしの会の会長を歴任、明るい町づくりの推進に寄与した。

昭五十、日赤奉仕団、老人・児童施設の慰問、歳末援け合い、聖天山遊園地の清掃等、奉仕活動を実践した。

昭五十一、細田峰治（弥藤吾）衛生協力会を結成、下水溝の清掃・蚊・ハエの駆除等、明るい環境づくりに貢献した。

内田信一（飯塚）交通指導員として直接街頭指導と交通安全教育を實踐、町民の安全確保に寄与した。
塚田正男（福寿寺）野球・ソフト等を通じ、青少年の非行防止と、社会体育の振興に尽力した。

なお、これとは別に次の者が埼玉県人会から「諸井善行賞」を受けている。

昭四十八、柿沼金平（上根）長井小、妻沼東中、町民体育館に校旗、遊具、理科標本、植樹、大時計等を寄附、更に県道に安全アーチを設置のほか、神社佛閣への寄進を続ける等、社会公共に貢献した。

グライダー滑空所

日本学生航空連盟が、昭和三十六年、葛和田地先利根川河川敷にグライダー滑空場を開設し四十一年に旧妻沼中学校舎の一部を移築して訓練所（合宿所）にした。

ここでは日常訓練のほか、全日本学生グライダー選手権大会が毎年開催され、航空学生のメッカになっている。



婦人バレーボール大会（各地区・中央大会）



壮年ソフトボール大会（各地区・中央大会）

第六節 保 健 体 育

戦前 大正から昭和にかけて、青年団華やかなりしころの体育活動は、陸上競技と駅伝が主で、団草創のころ、男沼の高柳房治、小島の正田栄一郎、野村子之吉、それに田中喜千平等が、県大会、或いは報知マラソン等に出場活動したことが、男沼青年団史に記されている。このころから県立熊谷中学校に通う生徒が、「幡羅クラブ」（秦は中条地区の「修交会」）に加盟し、火木土の三日間、奈良小学校を本拠に、帰路野球（秦はテニス）の練習に励んで質実剛健と連帯の伝統を築き、野球が町民の中に深く根ざす礎が作られた。

戦時中は、体育も軍隊式になり、土俵担ぎ、持久走などのほか、柔剣術や相撲が加わった。当町剣道の草分けは、葛和田の江利川政吉で、十七歳のとき同所神道無念流小暮條之進の門に入り、更に南河原の今村道場に通って修練を積み、日露凱旋の後自宅を開放して子弟を薫陶、門弟はその数一〇〇名に及んだが、終戦により道場が閉じられた。

然し、その後剣道が復活して、子孫門弟の指南を続け、三十七年に全日本剣道連盟（もとの武徳会）から「教士」の称号を受け、四十年五月「七段位」を贈られ、四十八年三月剣一筋の生涯を閉じられた。

戦後の推移 二十六年、世相混乱を憂えた鈴木清等の提唱により、「妻沼町野球連盟」が誕生、青少年健全育成の一翼を担うと同時に、青年団が陸上競技を盛り上げ、四十一年には第一回「婦人体育祭」を開催、更に四十二年、「埼玉国体」には、十月十五日国体旗が一二六名の中学生によって町を縦断、特に増田栄子（日向、現川口市小宮姓、六段教士）が一般女子弓道で三連覇の偉業を樹立、四十三年に川田治義（妻沼東中）が県体八〇斤ハードル一〇・八秒で優勝、中学全国三位になり、四十五年青年団女子バレーが県大会で優勝して代々木の全国大会に出場、更に四十八年行田高校の清水幸雄（妻沼）が千葉、五十年同校森雄一（西城）が三重の国体高校ハンマー投げでそれぞれ優勝し

て妻沼の名を高める一方、埼玉国体記念婦人バレーに呼応して、四十六年から「連帯」「健康」「感謝」をモットーに町民スポーツ特に壮年ソフトの導入と期を一にして「町民運動公園」の造成に着手、同時に四十七年に総理府から「体力づくり国民運動推進地区」（三カ年）の指定を受けて「町ぐるみ」のスポーツ体制が確立、施設設備の充実と相俟ち、「体力づくり」↓「入づくり」↓「町づくり」への前進が続けられた。その間、三十二年に石原裕三（妻沼青年）、四十五年鈴木清（野球）四十八年掛川茂（ボクシング）が県体育功労賞を、同年清水幸雄（妻沼）が県スポーツ栄光賞、鈴木清が体育功労者文部大臣表彰を、次いで四十九年に、町体育協会が社会体育優良団体としてこれ又文部大臣から、五十一年には、重ねて鈴木清が全国体育指導委員協議会から表彰を受けた。

体育指導委員 三十二年九月、「県社会体育指導委員」として鈴木清（妻沼）小林中衛（男沼）掛川善二（太田）長島文武（長井）江利川平治（秦）の五名が委嘱、三十四年に鈴木・長島のほか新たに岡田広・石井はな（妻沼）掛川衆子（長井）が加わって、婦人体育、特にレクの普及に力が注がれたが、三十七年から、町任命の「体育指導委員」に組織がえをし、現在は学校の体育主任を含め、指導委員に代表鈴木清（大里地区協議会長兼務）・塚田正男ら十九名、レク指導員に石井はなほか四名を委嘱、町民スポーツ振興の推進力になっている。

体育協会 三十四年四月、公民館、学校体育、スポーツ団体、体育指導委員及び学識経験者を構成員にして発足、会長に増田町長、理事長に武藤教育長（現高橋教育長）が就任した。加盟団体は、野球連盟（鈴木清、三四チーム）・バレー連盟（長谷川鶴一、一五チーム）卓球連盟（田島善一）剣道連盟（江利川昇一）スキークラブ（大崎昌男）民踊同好会（石井はな、五）ソフト協会（岩崎玄之吉、一八チーム）テニス・バスケット・サッカー各クラブ、学校（八）公民館（六）壮年ソフト（二二）青年（ソフト、五〇）婦人会（六、バレー三九）などの三一団体三〇〇グループで、それぞれ自主的に事業を展開している。

体育施設 三十七年水防演習のあと、「利根グラウンド」が開設、学校施設（校庭七、体育館七）を全面解放し、

「町民運動公園」を整備しても、なおグラウンドが足りず、現在利根河川敷に前記若宮町営グラウンドのほか、小島、間々田、善ヶ島、大野、葛和田の五カ所、更に上根（高橋）江波の個人、能美、シスコ、ローマイヤの社内各グラウンドを含めて、野球場七、ソフト場三〇がフルに活用されている。

主要行事

○町民体育祭（十月十日体育の日）・野球大会・剣道大会・壮年ソフト地区大会・婦人バレー地区大会・一般バレー地区大会（以上春秋）壮年ソフト中央大会・婦人バレー中央大会・青年ソフト中央大会・サイクリング・ハイキング・レク大会・歩け大会・卓球大会・スキー大会・テニス大会等各一回

○スポーツ教室 少年（サッカー3・卓球2・バレー1・剣道1）・婦人（バレー2・民踊1）・一般（バトミント・卓球・テニス各1・親子水泳2）体力テスト（壮年・老人）

○ソフト・バレー年度別中央大会優勝チーム

種別/年度	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一
青年ソフト							錦町	大野A
壮年ソフト			男沼	福寿寺	上町	一本木	市ノ坪A	大野A
婦人バレー	妻沼	長井	男沼A	本町	上須戸	日向	日向	西

（注）壮年ソフトは五一年よりA級・B級に分けた



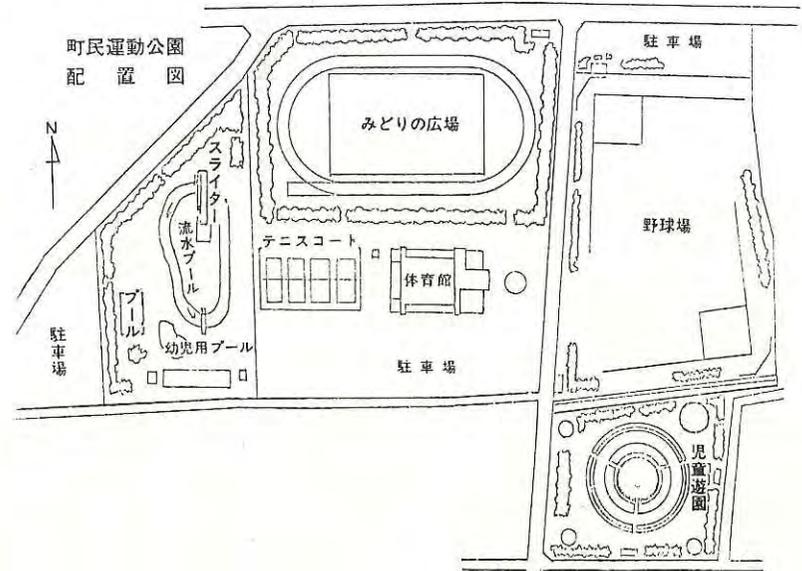
二、妻沼町民体育館

工 事 の 概 要

1. 位 置 妻沼町大字飯塚200番地
2. 敷 地 妻沼町民運動公園内 (11,000 m²)
3. 構 造 鉄筋コンクリート造2階建、一部平屋建
屋根 シルバークール版・床 DEX. O. TEX
4. 規 模 2,005m² (競技場 936 m²)
5. 工 期 昭和48年8月9日～昭和49年5月20日
6. 経 費 195,656千円 (含備品)
7. 設 計 株式会社桂建築設計事務所
8. 施 工 田部井建設株式会社
9. 管 理 妻沼町教育委員会運動公園事務所

(妻沼町民体育館内 TEL 88-3100)

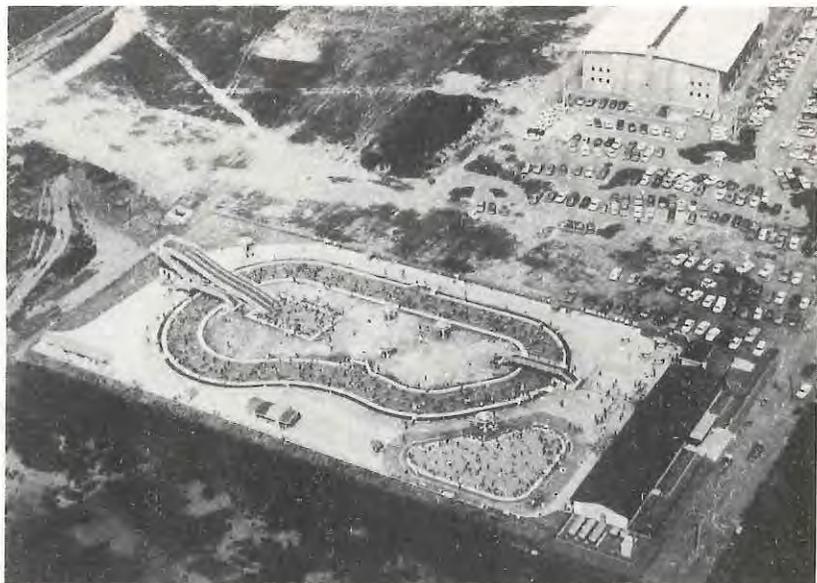
(注) この施設は、文部省、体育施設整備費補助事業及び年金積立金還元融資により建設されたものである。



一、運動公園整備計画

施 設 整 備 年 次 計 画

年度	施 設 名	規 模	事 業 費	付 記
46	運動公園用地買収	● 93,186 m ²	177,892千円	実質 100,000m ² 水田債
46~49	◇ 埋立整地	80,000	48,936	土厚 70cm
48~49	◇ 町民体育館	2,005	195,656	別紙参照
49~52	◇ みどりの広場	18,000	18,000	
49	◇ 町民プール	(8,200)	244,612	別紙参照
49~50	◇ 野 球 場	20,000	17,257	2面 (ソフト4面)
49~52	◇ 駐 車 場	20,000	20,000	
50	◇ テニスコート	(2,800)	11,650	4 面
51~53	◇ 子ども広場	8,000	15,000	
◇	◇ 修景その他	14,181	48,000	
51	第2運動公園買収埋立	● 19,667	140,481	兼長井小校庭
	合 計	● 112,853	937,493	



(上空より見たオープン当日の実況)

工 事 の 概 要

1. 位 置	妻沼町大字飯塚200番地		
2. 敷 地	妻沼町運動公園内 (8,200㎡)		
3. 種 別	NK鋼製遊泳プール		
4. 規 模	3面、水面積 1,480㎡		
5. 工 期	昭和49年4月～昭和49年7月31日		
6. 経 費	252,000,000円		
7. 設計施行	日本鋼管株式会社		
8. 管 理	妻沼町教育委員会運動公園事務所		
(注) 使用状況			
年 度	49	50	51
開設日数(日)	39	43	40
使用者数(人)	39,460	62,148	59,687
使用料金(千円)	4,047	6,443	9,094
運営経費(千円)	3,118	4,221	(予) 4,515

第七節 文 化 財

文化財保護審議会

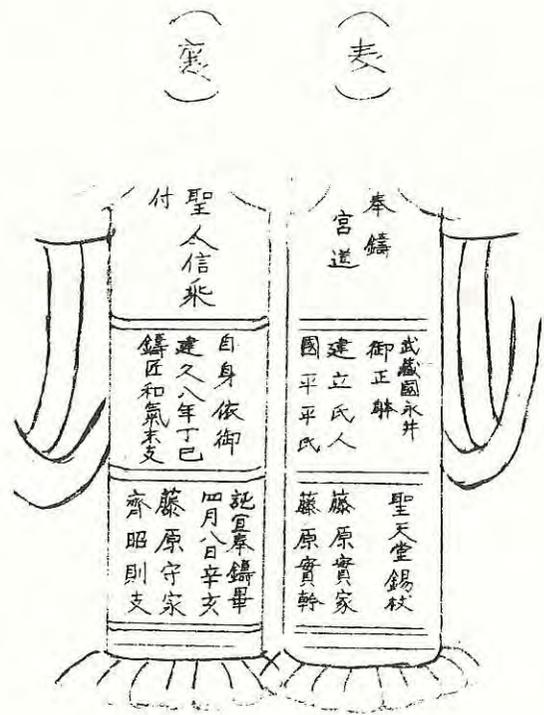
昭和三十二年に設置された「妻沼町文化財保護委員」は五名より成り、町内に存する文化財の保護について教育委員会の諮問に依ってきたが、五十一年三月条例改正により「妻沼町文化財保護審議会」に改まった。町内にある指定文化財は、国 一、県 六、町 一六でこれらの概要について述べることにする。

なお、三十二年以来の委員は、次のとおりである。(数字は歴代委員長、○印は現)

- 1、茂木雅太郎
- 2、横倉喜久郎
- 大岡安雄
- 村田富士平
- ③、宮島俊定
- 丹呉邦晴
- 飯田国治
- 鈴木徳彦
- 森田栄三郎
- 備前島賢隆
- 長島文武

錫 杖 (昭和二十五年八月二十九日国指定重要文化財工芸品)

錫杖は僧侶の持つ杖で、普通上部は錫、中部は木、下部は牙または角から成るが、大正三年四月文部大臣より国宝として指定された歎喜院の「錫杖」は、鋳銅頭部だけのもので、鏝頭上に五輪塔、鏝頭上に双身の歎喜天像と、左右箴手上に両脇待、鏝外 に半月形(四天王、または四天座を表わしたものである)四個を造顕し鏝の左右に各三個の金輪を付している。錫の中心部(杖をはめこむ部分)に次の刻銘がある。(沿革の項写真・次頁の図判参照)



寺伝によれば、齋藤別当実盛の次男、齋藤六実長（あむひこ）が出家して阿請房良応と号し、実盛の外甥宮途兼杖国平が、頼朝の奥州平定の戦に参加して、佐藤秀員父子を討取った功によって長井庄を与えられたのでこれをたよって隠棲したところ、たまたま建久四年三月二十七日、源頼朝が入間野で鳥追狩を催した後、下野下向の途次、聖天宮に参詣した。この機会をとらえ、聖天宮修復ならびに別当寺院建立のため、関東八カ国勸進を願ひ出てこれを許され、以来各地に錫を引き、遂に聖天宮別当院として、聖天山歙喜院長樂寺を建立した際、本尊の十一面観世音菩薩とともに、寺宝として奉鑄したものであるという。秘佛のため一般の拝観は許されていない。

妻 沼 聖 天 堂 (昭和三十四年三月二十日県指定文化財建造物)



治承三年、齋藤別当実盛が、既存の古社を修造して自己の守り本尊としていた「大聖歙喜自在天」を奉祀したのに始まり、幾多の変遷を経て現在の御堂は、享保二十年（一七三五）二月十五日、妻沼の工匠林兵庫正清を棟梁として着工、寛保元年（一七四一）十一月三日本殿上棟、寛保年中竣工、御遷宮をすませた。拜殿及び相の間は宝暦五年（二七五五）着工、翌六年十一月二十六日上棟、宝暦十年に完成したものである。

堂は、本殿・相の間・拜殿よりなる廟型式（びやうけいしき）の権現造りで、本殿は八棟造りといわれ、桁行五・四六m、梁間五・四六m、入母屋造り、背面千鳥破風付、西側背面軒唐破風付、向拝一・八二mで相の間に接続している。この本殿の丸柱には、雲文地彫中に飛彫された円文の浮彫や、長押頭貫、台輪、勾欄に至るまで、さまざまの地彫を施し、その間に大小壁面、木鼻、幕股、支輪、斗拱等に、華麗を競う彫刻を付しており、なかでも唐（中国）の古実に取材した胴羽目の彫刻は美しく、すばらしいできばえである。相の間は、桁行五・四六m、梁間一・八二mの切妻造りで、前面の拜殿に接続している。拜殿は、桁行九・一m、梁間五・四六mの入母屋造り、正面千鳥破風付向拝五・四六m、唐破風付となっており本殿に調和して建物美を一層高めている江戸中期の貴重な遺構である。（以下五九二頁に続く）

竜泉寺の観音堂（昭和三十四年三月二十日県指定文化財建造物）



大字善ヶ島竜泉寺の観音堂は、三間四面方形の茅葺（昭和四十二年四月、カラートタンで被覆）で、円柱、腰長押、内法長押、頭貫、台輪をまわし、柱上出組、組物間、中の間、蟬股、左右間斗束、軒支輪を廻し隅増付の桁を架け、軒二重疎檼、内部は来迎壁を取り除き、箱型の檼を設け、竿縁天井張である。軸部はよく田規を保っているが、軒廻りの修造、建具や周囲の浜縁、来迎壁に須弥壇等を失なっているのが惜しまれ復元されることが望まれていたが、近年中に地元民の熱意で改修工事を行う計画がたてられている。

更にこの建物をこまかく見ると、柱間は中の間を広くとり、前後妻側とも柱間を等しくとり、来迎壁も後側より一・八二mの柱間にあわせ、床下八角型の円柱、軸摺の痕跡、軒支輪の反転している形状は室町期の特徴をよくあらわしており、絵様操型（巻斗巾一三cm、成八・二cmで成が高い）斗拱等に和様と唐様をたくみに織り込んでいるなどは桃山ごろの端正な趣を保っている。

この寺の開山長海は大永四年（一五二四）十月二日寂と伝えられ、墓墓石は天正八年二世、文禄元年三世、寛文十二年七世等があり、建物の形式から見て三世時代の建立と見て間違いはないと思われる。

紵絲斗帳（昭和三十四年三月二十日県指定文化財工芸品歎喜院蔵）



紵絲（中国名、日本の縹子）の寸法は、縦一七〇cm、横二四七cm、濃い藍色の地に、模様を紅色で織ったものであるが、現在紅色が褐色に変じている。地は五糸の縹子織で、紋は地緯二越に対し、紋緯一越の割で織あげられている。

銘文は織首に「巡按福建監察御史胡志夔（朱書）」とあり、織尾に「深青閃大紅瀾欄連雲嵌八寶紵絲疋長肆丈濶式尺重伍拾兩價銀染兩式錢、經該提調官布政使司、左布政使姜恩、右布政使楊心奇、弁驗官布政司分守道右參議吳天壽、按察司帶管分巡道僉事徐光啓、督造管解邵武府通判錢一講、機戶袁宗太」とある。享保八年（一七二二）荻生徂徠編さんの「度量衡考」にこの紵絲が紹介されているが、これには「嘉靖の古物也」とある。嘉靖は明（中国）の年号で、西暦一五二二～一五六六年、日本年号では大永二年から永祿九年までである。

この紵絲がどのような経路で日本に渡り、歎喜院に蔵されることになったのか、くわしいことはわからないが、寺伝によれば、忍城主成田長康が、聖天宮造営後、御仏を安置した厨子に懸けるために奉納したものであるという。

この鰐口の撞座には、なんらの文様も備えていないが、表面の右外側に「曆応二年」左外側に「正月下旬」右中内に「武州福河庄聖天堂常住也」左中内に「大檀那当庄住八沙弥来阿」と武家時代に流行をみた「世尊寺風」の書体で陰刻されていることよって、「南北朝時代」のものであることが知れる。

寸法

直径	三二・〇 cm
肩張	七・〇 cm
つり手長	三・五 cm
口幅	一・五 cm
撞座	一二・〇 cm
銘帯	四・五 cm

なお、この鰐口は、ひとところ他所にもち去られていたものを銘文により返還されたものであるという。

(五八八頁より続く) なお、聖天堂屋根の腐朽が甚しくなったので、昭和四十年英海師の代に屋根替を発願、「屋根替工事浄願会」(会長茂木雅太郎)を組織して浄財を勧募し、補助金(県四百万、町二百万)と合わせ、二、三五〇万円を以て四十一年九月に着工、四十三年十月十五日、英全師の代に竣工式が執り行われた。



善光寺式三尊像板碑 (昭和四十年三月十六日県指定文化財考古資料)

この板碑は、通称「ひら仏」といい、頂頭を水平にし、高さ一七八 cm、幅五九 cm、厚さ一二・五 cmで、自然石の台石上に建てられている。表面上部に天蓋があり、その下に一つの光背を深く彫りこみ、その内に立像の阿弥陀如来観音、勢至両菩薩を半浮き彫りに、像の台座には、それぞれ各座間がつけられ、弥陀如来には、七化仏を配している。

立尊の像高四〇 cm、蓮台一八 cm、脇侍像高三〇 cm、蓮台一一 cm、紀年銘はないが、台座の格座間や全体の作りから見て、鎌倉時代の作であるということは識者のひとしく認めるところである。

なお、裏面には、釈迦如来、文殊・普賢両菩薩の種子が刻まれている。石材は秩父地方で産出する緑泥片岩であるため、一名「青石塔婆」ともいう。



この板碑は、妻沼小学校敷地内(以前は大我井森という森林であった)にあったものであるが、昭和三十年十二月、校舎増築のために現在地(大字妻沼字寺内一六二九番地、歎喜院門前)に移転したもので、昭和十六年四月九日、文部省から重要美術品に指定され二十五年、文化財保護法施行に伴い指定解除、あらためて県の有形文化財に指定されたものである。

貴 惣 門 (昭和四十七年三月二十八日県指定文化財建造物)

貴惣門は、当町の工匠林兵庫正清が関西に修業した寛保三年(一七四三)秋、周防岩国の長谷川重右衛門と知りあい、その原図を譲り受けて、関東風に設計したものであるが、建立するまでに至らず時代が流れ、弘化四年(一八四七)四月に起工、嘉永四年(一八五二)十一月に竣工したもので、礎石や重要な部材、彫刻には寄進名が彫られ、



垂木などには一本ごとに寄進者が墨書で記されている。規模は、中の間四m、左右の間はそれぞれ二・六m、間口は九・二m、奥行五・二m、高さ一六m。右の間には持国天、左の間には毘沙門天を安置している。道路中央の柱は、径四三・九cm内外で、用材はすべてケヤキを用いている豪壮な造りである。特に妻側の前後に招造の屋根を配し、更に上層部も切妻で、このように同系の破風を三つ組合せることは、意匠的にも至難であるが、工匠林紋左衛門正道のすぐれた技術によって、よくまとまっている。また、各彫刻は精巧をきわめ、江戸末期にも、これだけの技法をもった彫刻師がいたかと目を見張るばかりである。

貴惣門は建築学的には、奇双門と書き、建築のひな型本にも記述されているが、実際に現存するものは、関東地方に例がない。しかも様式の形式化する江戸末期にあつて、奇抜な意匠を採用し、建築したことは貴重である。なお、建立にかかわる絵図、文書などは、兵庫子孫の林金吾(熊谷)が、その他の資料は歎喜院が所蔵している。

妻 沼 町 指 定 文 化 財

番号	種別	名称	所在の場所	所有者・管理者	指定年月日	摘 要
一	彫刻	三十二体観音像	葛和田	大竜寺	昭和34・4・17	総丈七六cm・江戸時代初期の作
二	天然記念物	椎の木	八ッ口	長昌寺	〃	樹高九・一m・推定八百年
三	書跡	空海筆・般若心経	永井太田一、一七二	能護寺	〃	鳥子金欄表装巻物となっている
四	彫刻	藏王権現像	台 一、二五〇の二	曾登神社	〃	刀法雄渾、足利時代初期の作
五	彫刻	風神・雷神	妻沼 二、四〇四	玉洞院	〃	身長一七八cm・正長年間の作
六	考古資料	弥陀三尊像板碑	永井太田一、一七二	能護寺	〃	高一五七cm・鎌倉の造立
七	民俗資料	僧形庚申塔	西城 九三	長慶寺	〃	高八〇cm寛文元年の建立
八	建造物	聖天山の四脚門	妻沼一、五〇八の一	歎喜院	昭和37・8・30	室町・桃山時代の特徴ある中門
九	書跡	妻沼八景の詩画幅	妻沼 一、六二七	歎喜院	〃	寺門静軒の詩、豊州の絵
一〇	書跡	扇面の詩	葛和田 八三二	舞原義人	〃	寺門静軒の書、慶応元年の作
一一	書跡	両宜塾記	(正)妻沼一、四二二 (副)妻沼一、七二〇	小池篤一郎 妻沼小学校	〃	静軒の書、貴重な郷土史の資料
一二	書跡	幡隨意上人の書	葛和田 八九八	大竜寺	〃	山号・名号・書翰、大竜寺開山
一三	建造物	両宜塾	妻沼 一、四三五	茂木高之	〃	江戸末期の民間教育の遺構
一四	絵画	格天井の十六羅漢	永井太田一、一七二	能護寺	〃	上州島村、金井鳥州の書
一五	絵画	八幡神社古絵図	妻沼一、三六〇の一	清水平治	〃	縦二三三cm、幅一一五cm採色
一六	史跡	荻野吟子生誕之地	俵瀬 五八一の一	妻沼町	昭和46・11・3	日本最初の女医の生誕地

第七章 民生・公衆衛生

第一節 社会福祉

社会福祉を目的とする法律のなかには、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子福祉法（昭和三十九年法律第二百九号）、老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、などがあるが、町では、これらの福祉事業を推進するための機関として厚生課があつて、保護指導のことに当り、社会福祉の増進をはかるために二十九名の民生委員が設置されている。なお、民生委員は児童福祉法第十二条第三項により児童委員をかねているのである。

以下、妻沼町総合振興計画（四十八年三月）にもとづいて町の社会福祉の実態と将来の構想を述べることにする。

一、児童福祉

ア、保育所 児童福祉の根源は家庭を除外してはあり得ない。家庭こそ児童育成の基盤であつて、児童の健全育成は児童の福祉いかにかかっているわけであるが、必ずしも満足すべき状況ではない。

昭和二十二年十二月、児童福祉法制定以来、重点施策として保育所の整備が行われているが、入所希望者の激増により、早急に施設の増設が望まれている。本町には現在田島保育園（収容人員六〇人）社会福祉法人妻沼社会保育所第二田島保育園（所在地上根、収容人員九〇人）社会福祉法人妻沼町愛児会保育所道ヶ谷戸愛児園（収容人員九〇人）三カ所があるが、町の目標年度である昭和六十年には、人口三万人と推計され、そのうち

就学前児童は三千二人と予想、更に保育所への入所希望者を十七パーセントとみて、五百十人と推計している。したがつて現在の保育所では収容不能児二百七十人という計算がなりたち、この児童を消化するためには少なくとも二カ所の保育所新設と、既設保育所の定員増等、人口分布に適應した対策の促進が望まれている。

イ、児童遊園地

現在町には四カ所の児童遊園地があるが、聖天様境内の妻沼町児童遊園地（下の写真、五十年七月十八日写）には、ぶらんこ、すべり台ジャングルジム、チェンネットライム、ヒコーキジャングル、三段鉄棒などがあつて、一応その形態をととのえているが、このほかは特にみるべき施設がない。これは規模が極めて狭少であるうえ、社寺等の敷地を借用しているため、施設にもおのずから限度があり、反面緑と空間の多い町の特殊性もあつて、一般的に施設に対する関心も低く、必然的に利用者が少いのが現状である。

しかし、社会情勢はますます進展化し、家庭生活が複雑化する傾向もみられ、児童の孤立化が懸念される。これらの児童が心身共に健全で、しかも交通災害の危険のない町で明るく、楽しく遊べる施設の提供は、重要な施策の一つである。

そこで、既存施設の整備拡充と共に、将来一集落地内に一カ所の児童遊園地を設置して、児童福祉法の精神を具現するための施策が着々計画にのつている。



二、母子福祉

母子福祉法（昭和二十九年七月一日、法律第二百二十九号）の第二条に（基本理念）として、「すべて母子家庭には児童が、そのおかれてある環境にかかわらず、心身ともにすこやかに育成されるために必要な諸条件と、その母の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。」とあるが、戦争未亡人に加えて、交通事故等により、母子家庭は年毎に増加している。町には現在約四十世帯の母子家庭があり、これら母子家庭に対し、経済的自立を目的に、融資制度の活用指導、児童相談、或は未亡人会活動を通じて社会的相互交流をはかり、明るい日常生活が営める母子家庭の育成に、鋭意町では努力を傾注している。

三、老人福祉

ア、老人福祉施設 老人福祉法（昭和三十八年七月十一日法律第三百十三号）が制定されて以来、高齢者の老人健康診断、ねたきり老人、單身老人、老人医療、老齢年金等、問題も多くなり、社会の強い関心を集め、諸施策が強くおし進められてきた。

妻沼町では、旧町村（男沼のみ小島を分離）六地区を単位とした自主的な組織で、老人クラブが結成され、一、三二八人の会員が、レクリエーション活動を通じて教養の向上、老年生活の開発をはかってきたが、五十年年度には、クラブの再編成を行い、二十五のクラブ、一、六三九人の会員で、意欲的な学級活動も行っている。こうした実状から、町や県

母子福祉資金貸付状況

区分	件数	貸付金額(円)	構成比(%)
修学資金	14	930,000	43.9
就学支度金	1	10,000	0.5
事業継続資金	2	200,000	9.4
事業開始資金	2	60,000	3.0
住宅資金	6	916,000	43.2
計	25	2,116,000	100.0

からも若干の助成金を支出しており、五十年六月十七日には、葛和田字乙宿九二番地内（代表地番）に、工費千四百六十八万円をもって、面積二一五・三㎡の「めぬま老人憩いの家」建設に着工、十一月十五日竣工した。

このように老後の生活を健全で豊かなものにするための施設も、老人人口の増加とにらみあわせて、着々設置する一方、広域行政機構により、老人娯楽センターの建設も計画されており、軽費老人ホームの促進にも協力している。

イ、ねたきり老人対策

町には現在（五十年七月）ねたきり老人が四十八人いるが、これら不遇な老人に対し、六名の家庭奉仕員が個別訪問をして、家事の世話や、介護、生活相談等にあたるいっぽう、健康診査の励行や受診意欲の高揚につとめているが、世相を反映してこうした不遇の老人が増加する傾向が十分うかがえるので、今後は奉仕員の増加と併せ、生活援助額の増額を、国、県に対して積極的に働きかける。

（注）老人クラブ会長 妻沼Ⅱ金子浅吉（北）○佐藤浅次郎（西）橋上慶助（中一）柴崎亀治（中二）木村幹一（南一）井田恒能（南二）

男沼Ⅱ内田福太郎（男沼）○田部井義八郎（台）神山市太郎（出来島）

青木二郎（間々田）野村廣（小島）太田Ⅱ長谷川金七（一）大島幾三郎（二）○三間広三郎（三）秋山次郎（四）高橋昇（五）根岸伝作

（六）長井Ⅱ羽鳥実（一）○大島信（二）石川藤吉（三）小林武太郎

（四）秦Ⅱ江森敬介（中）○斉藤良平（東）谷津幸好（南）相川力三

郎（北）金井熊一（西）○印地区代表

老人ホーム入所状況

(50.7.1現在)

施設名	入所者数	所在地
長楽園	6	熊谷市新堀
御嶽養設ホーム	1	鬼石町浄法寺
岡部ピラー	5	岡部町針ヶ谷
清和園	1	羽生市上岩瀬
清雅園	1	入間郡日高町森戸新田
愛の泉老人ホーム	1	加須市札羽
名栗園	1	入間郡名栗村上名栗
明光園	1	勢多郡大胡町樋越
緑寿園	3	熊谷市上川上天神東

四、心身障害者（児）の援護

従来、住民の心身障害者（児）福祉に関する理解が薄かったため、家庭においても社会的体面保持のため、これをひたかくしにしたいという考えから、自立更生への途も自然ととだえがちで、心障者に対する施策は依然低調であった。昭和四十四年度から心身障害者共済制度が発足し、これに徐々に加入しつつあるが、その実数がかげず、その数およそ五十名前後という推定数しかあげることができないが、こうした重度心身障害者の共済制度への加入を進めると共に、年金の増額、共済掛金の援助対策の促進等、助成措置の強化につとめる。

なお、収容施設については、国、県、民間団体等に働きかけると共に、現在（五十一年度）妻沼町九名、熊谷市二十名、その他三名、計三十二名入所している「草の実学園（心身障害児通園施設）」の増築拡充につとめる。

心身障害者（児）施設入所状況

（昭和五十年七月現在）

施設名	所在地	入所人員
育心療	入間市毛呂山町毛呂本町三八	四
共愛学園	羽生市大字砂山二一〇	一
花園学園	大里郡花園村	一

五、生活の援護

ア、生活保護 生活保護には、生活、教育、住宅、医療、出産、生業、葬祭の七種の扶助があり、中には重複して給付されているものもあるが、五十年四月一日現在調では次のような数を示している。

生活扶助四三世帯一〇九人。教育扶助一六世帯三一人。住宅扶助九世帯一六人。医療扶助一〇世帯三三人。その他の扶助該当なし。以上で、今後も対象人員は横ばいをつづけるものと思われるが、予測される生活水準の向上によって給付額の増額は明らかであるので、国民の最低生活の保障を理念とする生活保護法に基づき、きめ細かい福祉施策の完全実施を目標に、体制を強化し、不遇世帯の経済的自立と、更生意欲の助長・促進をはかる。

イ、不良住宅の解消 戦後急激な社会状況の変動により、経済の成長は目ざましいものがあり、所得の倍増によって住宅を改築する世帯が増えつつあるこんにち、低所得のため補修できない住宅の老朽化が目立つ様になってきた。低所得者不良住宅の実数はつかめていないが、住宅に困窮する実情を調査しつつ、昭和四十三年度より不良住宅の改修にあたってきた。現在（昭和四十九年度末）までに住宅の補修を終っているのは左表のとおりであるが、今後貸付事業による補修は、住宅に困窮するもので自立の意志と、共同生活を維持するに必要な社会協働性が、富む者から、順次補助金交付または貸付金を貸与して不良住宅の改築、補修を行わせ、不良住宅を解消する。

年度別不良住宅補修状況

（単位戸）

区分	年度						
	昭和四三年	昭和四四年	昭和四五年	昭和四六年	昭和四七年	昭和四八年	昭和四九年
県単補助事業	五	六	八	五	一	一	一
貸付金事業	五	一〇	一五	一九	二七	一一	六

身体障害者福祉法による手帳交付者数

(昭和49年度末現在)

障害名	地区	妻 沼	男 沼	太 田	長 井	秦	計
		肢 体	94	46	68	62	56
視 覚		38	12	20	22	20	112
聴 覚		3	6	7	17	12	45
音声機能又は言語		5	1	2	3	4	15
心 臓		1	0	1	1	0	3
心 臓		0	0	0	0	0	0
呼 吸 器		2	0	1	2	2	7
計		143	65	99	107	94	508

療育手帳(みどりの手帳)交付者数

(昭和49年度末現在)

障害程度	地区	妻 沼	男 沼	太 田	長 井	秦	計
		①	1	—	—	—	—
A		6	—	2	1	—	9
B		1	1	1	1	—	4
計		8	1	3	2	—	14

(備考) ①特別 A 身障1級 B 身障2級該当

児童手当受給状況

(昭和50年5月31日現在)

地区	妻 沼			男 沼			太 田		
	件数	人数	金額(千円)	件数	人数	金額(千円)	件数	人数	金額(千円)
被	53	56	884	24	26	416	21	23	364
非	88	101	1,584	55	59	916	60	73	1,168
計	141	157	2,468	79	85	1,332	81	96	1,532

地区	長 井			秦			計		
	件数	人数	金額(千円)	件数	人数	金額(千円)	件数	人数	金額(千円)
被	30	33	500	25	26	408	153	146	2,572
非	94	115	1,784	35	39	620	332	386	6,072
計	124	148	2,284	60	65	1,028	485	532	8,644

(備考) 被一厚生年金加入 非一国民年金加入

第二節 国民健康保険

昭和十三年四月、法律第十号をもって制定された国民健康保険法も、国内各地の市町村が、国民健康保険組合を設立するまでには、かなりの歳月を要したようであるし、その運営は今日のように、理想的なものではなかった。が、それはともかく、現在妻沼町の行政区域となっている、旧町村時代からの動きを、年表的に記すことにする。

設立認可	昭 和	組 合 名	世帯数	組合員数	被保険者数	加入割合	法の改正による公営の認可
昭 和 17 9 30	四五	男沼村国民健康保険組合	五六五	五六五	三、〇九〇	一〇〇%	昭和二十三年一月一日
〃	四六	太田村	六〇二	五四七	三、一九四	九〇%	〃 二四年三月一日
〃	五二	妻沼町	九八三	九八三	四、三五七	一〇〇%	〃 二三年九月一日
〃	六〇	秦 村	五五三	五四六	二、九三二	九八%	〃 二三年一月一日
〃	二〇〇	長井村	六二四	六二四	三、五九三	一〇〇%	〃 二四年三月一日

昭和三十年一月一日、町村合併にともない、右の国民健康保険も、妻沼町国民健康保険と一本化し、新しく発足した。加入世帯数三、二〇四、被保険者数一九、二五六、事務職員数一〇、保健婦一、運営委員一八、事務担当の窓口を国保課と称した。当時の給付は五割、付加給付として、助産費が五百円、葬祭費千円、育児手当二百円を給付した。昭和三十三年四月一日、国保課を民生課と改称し、国民健康保険の事務取扱は、国保係とした。翌三十四年四月一日、民生課を廃止して、国保係は国保課に、他は、厚生課に分離した。そして付加給付の助産費を千円に、葬祭費を二千円に、育児手当一か月二百円ずつ六ヵ月(一ヶ月未満は一ヶ月とみなす)支給することになった。昭和三十五年十月一日から、歯科補てんの給付を開始した。

昭和三十六年四月一日、従来、保険証だけで医師の診断・治療を受け、後日一部負担金を保険者が徴収する仕組みになっていたものが、窓口徴収と改められた。従って被保険者が診療を受ける場合には、診療費の半額をその場で納めることになったのである。翌年度から、付加給付助産費千円を二千円に改め、国保課は保健課と改称、保健婦を中心として、住民の保健サービスをこの課で担当することになったのである。

昭和三十八年十月一日、世帯主・準世帯主（世帯主が社会保険の被保険者である場合の呼称）の給付を七割とした同年十二月一日、秦公民館内に「秦健康相談室」を、四十一年一月一日、小島公民館内に「小島健康相談室」をそれぞれ設置し、町民の健康保健のための施策を積極的に実施していった。また、同年四月一日、育児手当受給対象者を世帯主と条例化し、四十二年一月一日には、全被保険者の給付率を七割とした。更に、四十三年四月一日には、付加給付助産費・葬祭費とも三千円とし、ますます被保険者の優遇措置を講じていった。

昭和四十五年六月一日、日雇健保の擬制世帯の取扱いを廃止、翌四十六年四月一日には付加給付助産費を一万円に葬祭費を五千円に改めた。また、同年五月二十四日に、健康相談車（スバルサンバー、ライトバン三六〇〇〇）を購入入住民の健康相談に積極的に乗り出した。昭和四十七年五月一日、保健課は国保課となり、国民健康保険の業務のみを担当することになり、従来行なってきた、母子健康センターの所管、健康保険の業務も、衛生課から分離した、保健課の所管となった。四十八年一月一日、六十八歳以上の老人医療無料化が実施される（三割の自己負担は厚生課扱い）同年五月二十三日、四十八年度被保険者教育モデル被保険者に指定され、同七月一日には、結核予防法二千五百条（命令入所）の該当者には、十割給付の実施にふみきった。かくして、四十八年十二月末現在の妻沼町国民健康保健の加入世帯数は、二、八八五、被保険者数一、二〇一となり現在に及んでいる。

なお、合併以前のことであるが、太田村国保組合では、上江袋二〇五の一に直営診療所（医師絵野一郎、科目、内科・小児科）を開設していたが、二十三年四月一日、この診療所は廃止となった。

国 保 の 事 業

◎：昭和二十五年六月十五日、妻沼町国保事業状況、N・H・Kラジオ録音、同三十日全国放送

◎：昭和二十八年九月、妻沼行政ブロック（妻沼、男沼、太田、別府、奈良、長井、秦）中学球技大会開催（三十八年中学統合まで）

◎：昭和三十年度、健康家庭及び健康乳幼児表彰式

◎：昭和四十三年五月十日、昭和四十三年度出産報償（昭和四一・一〇・二一条例第二二号で三人以上の出産を勧奨する制度を定む）に際し、母親努力賞として二名表彰、乳幼児の検診状況をN・H・Kテレビ録画、五月十三日にこれが放映された。

◎：昭和四十三年九月五日、国民健康保険法施行三十周年記念に際し、昭和四十年より三か年間の健康家庭十名、二か年の健康家庭二十二名国保事業功労者五名、療養担当者七名、職員関係功労者四名を表彰

◎：昭和四十八年十月十九日、「母と子の集い」（昭和四十六年度より開設）農業センター二階で、母子保健参考品の展示と相談、成人・赤ちゃん・母ちゃん。離乳食等、該当者三百四十九名。応援、熊谷保健所室長外。



【健 康 相 談】

歴代国保代表者

職名	氏名	就任年月日	退任年月日	摘要
妻沼町国保組合理事長	青木藤兵衛	昭和二七・八・二四	昭和二二・三・三〇	旧妻沼町
〃	鈴木豊吉	〃二一・三・一	〃二一・一一・三	〃
公営(二三・九・二)妻沼町長	橋本 糸茂	〃二二・四・六	〃二九・一二・三二	〃
男沼村国保組合理事長	中里 初雄	〃一六・一二・六	〃二一・一一・一一	旧男沼村
公営(二三・一〇・二)男沼村長	横倉喜久郎	〃二二・四・七	〃二九・一二・三二	〃
太田村国保組合理事長	長島 茂徳	〃一六・八・二〇	〃一九・八・六	旧太田村
〃	長島作左衛門	〃一九・八・二二	〃二一・一一・一一	〃
公営(二四・三・二)太田村長	岩崎 貞作	〃二二・四・五	〃二九・一二・三二	〃
長井村国保組合理事長	内田 善一	〃一七・一〇・二	〃一九・七・五	旧長井村
〃	高橋新右工門	〃一九・八・八	〃二〇・五・二八	〃
〃	青木 孫七	〃二〇・六・一一	〃二〇・一一・三〇	〃
公営(二四・三・一)長井村長	新井 武一	〃二一・九・三	〃二二・四・六	〃
〃	大熊 五郎	〃二二・四・七	〃二九・一二・三一	〃
秦村国保組合理事長	根岸 英	〃一四・九・一六	〃二〇・四・二〇	旧秦村
〃	荻野 博	〃二〇・六・二二	〃二一・六・二七	〃
〃	船田 義逸	〃二二・四・六	〃二二・三・三一	〃
公営(二三・一〇・一)秦村長	中川 春一	〃二三・九・八	〃二七・九・七	〃

職名	氏名	就任年月日	退任年月日	摘要
秦村長	増田 恵一	昭和二七・九・八	昭和二九・一二・一九	旧秦村
合併以後の妻沼町長	大熊 五郎	〃三〇・二・一六	〃三四・二・一五	
〃	増田 一郎	〃三四・二・一六	現 在	

合併以後の歴代国保運営協議会長・副会長

- 会長** 1 蓮逸之助 2 青木一郎(西城) 3 長谷川三四郎 4 相島喜作 5 中川春一 6 鈴木英雄(現)
副会長 1 青木一郎 2 長谷川三四郎 3 飛田良 4 奈良原包一 5 江森春太郎 6 相島喜作 7 三間広三郎 8 斎藤賢 9 大月初弥 10 堀越太郎(現)

第二節 国民年金

国民年金法(昭和三十四年法律第一四一号)の施行に伴い、昭和三十四年十一月、厚生課に国民年金係を設置して業務を開始した。年金は、政府管掌により、(1)拠出による年金保険制と、(2)無拠出の福祉年金制の二つから成り、(1)は二〇才以上六〇才未満の町民で公的年金加入者、恩給等受給資格者及び昼間学生等を除いたものが被保険者となった。保険料は当初月額二五〇円(三〇〇円)で、五十年度末の保険料納付額は、累計で四億七千六百九十一万三千五百五十円に達している。(2)の無拠出制の福祉年金は、老令、母子、障害の三つに分れている。福祉年金及び拠出年金受給金額年度別集計は次表のとおりで、五十年度末総額十二億一千三百八十六万八千五百二十円となっている。ちなみに、被保険者は強制五、二一九名、任意一、五〇〇名、計六、七一九名である。

福祉年金受給金額年度別集計表

年度別	老 令		母 子		障 害		計
	人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額	
34	691 ^人	4,146,000 ^円	53 ^人	168,000 ^円	123 ^人	1,107,000 ^円	5,421,000 ^円
35	706	8,472,000	51	734,400	127	2,286,000	11,492,400
36	722	8,664,000	48	691,200	134	2,412,000	11,767,200
37	732	9,662,400	44	739,200	137	2,959,200	13,360,800
38	751	9,913,200	41	688,800	144	3,110,400	13,712,400
39	777	10,256,400	40	672,000	151	3,261,600	14,190,000
40	765	10,746,047	35	721,687	163	3,912,000	15,379,734
41	784	14,202,000	28	571,200	157	4,144,800	18,918,000
42	777	14,918,400	22	528,000	147	4,410,000	19,856,400
43	863	16,708,040	21	533,400	160	5,024,000	22,265,440
44	820	16,641,405	14	351,532	158	5,473,039	22,465,976
45	899	20,497,200	12	360,000	159	5,724,000	26,581,200
46	913	25,198,800	7	258,000	141	5,752,800	31,209,600
47	1041	41,180,232	5	267,600	138	8,280,000	49,727,832
48	1279	73,986,897	3	243,600	133	11,970,000	86,200,497
49	1223	107,107,099	3	362,400	137	18,349,200	125,818,699
50	1138	163,321,180	2	374,400	135	28,584,000	192,279,580
累 計	—	555,621,300	—	8,265,419	—	116,760,039	680,646,758

拠出年金受給金額年度別集計表

年度別	老 令		母 子		障 害		遺 児		寡 婦		死亡一時金		計
	人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額	
37	—	—	7 ^人	129,466 ^円	—	—	—	—	—	—	—	—	129,466 ^円
38	—	—	11	238,966	2	60,000	—	—	—	—	—	—	298,966
39	—	—	24	490,900	8	240,000	—	—	—	—	—	—	840,900
40	—	—	28	611,800	14	420,000	1	12,000	—	—	—	—	1,103,800
41	—	—	34	1,420,471	18	540,000	3	28,800	—	—	—	—	2,111,271
42	—	—	32	1,841,332	24	1,733,600	5	99,600	—	—	—	—	3,786,532
43	—	—	31	1,824,800	29	2,148,000	6	104,400	—	—	—	—	4,175,200
44	—	—	39	1,900,066	39	2,934,000	5	100,400	—	—	—	—	5,023,466
45	—	—	38	2,896,133	45	4,768,000	5	206,700	—	—	—	—	8,104,833
46	—	—	44	4,094,400	57	6,432,000	4	278,400	1	19,200	—	—	11,202,000
47	633	27,345,600	42	4,320,000	64	7,920,000	4	307,200	3	60,906	—	—	40,127,706
48	672	30,661,974	44	10,761,600	71	19,920,000	3	489,600	1	60,806	—	—	62,196,980
49	867	96,895,700	40	11,404,800	82	26,749,440	6	1,133,760	5	300,315	—	—	136,739,015
50	1383	208,533,558	39	13,513,200	84	33,365,700	6	1,337,600	6	461,101	—	—	257,381,159
累 計	—	363,436,832	—	55,447,934	—	107,230,740	—	4,098,460	—	902,328	—	—	533,221,294

第四節 保健

新発足の保健行政

昭和二十二年四月一日、熊谷保健所が、簡易保険健康相談所の建物を充用して設置され、それまで警察署が所管していた公衆衛生の職務を引継ぎ、各種伝染病の予防対策が講じられることになった。

熊谷保健所の指導のもとに、各市町村が最初に取り組んだのは、伝染病の媒介源である、**ねずみ、はえ、かのみ**、**しらみ**など、即ちそ族昆虫駆除対策で、これは補助の対象となった事業だけに力のいれようも違って、大方の市町村では**フォーク・マシン**を購入して積極的に衛生昆虫の駆除にあたった。

戦時中から**せつけんの不足**等により、**のみ、しらみ**等が増加していた時代だけに住民からも喜ばれ、数年後には**まったくのみ、しらみ**の姿は消え失せ、**かもはえ**も激減していった。

当時の熊谷保健所管内は、一市三町三十か村（熊谷市、妻沼・深谷・寄居町・吉見・市田・吉岡・御正・三尻・奈良・長井・秦・男沼・太田・明戸・別府・幡羅・大寄・新会・中瀬・八基・岡部・榛沢・本郷・藤沢・武川・花園・用土・桜沢・男衾・折原・鉢形・小原・本島村）あり、衛生主任者会議ともなると、満足な会議室もなく、このため現在の熊谷市庁舎敷地内にあった尼寺を借用して会議を開くという状態であったし、保健所も各市町村の衛生主任も新機構のもとに発足した保健衛生業務だけに、意志の疎通を欠き、時には大論戦を展開するということもあった。特に狂犬病予防に関する会議の時には、**正にけんけんごうごう**の論戦を展開するのが常で、お互いに意欲的な面だけが先行したので、現在では笑い話になるような事象が時としては発生したのである。

組合立伝染病隔離病舎の設置



病 院

前述のように、伝染病その他の疫病予防対策を積極的におし進めたにもかかわらず、食糧の増産と、占領軍の放出物資による食生活の好転が、**消化器系伝染病**（特に**赤痢・疫痢**）の集団発生を齎すという皮肉な事象が、昭和二十三年ごろより現われ始めた。しかし、隔離病舎をもたない町村では、熊谷市立伝染病院（上掲の写真）に若干収容してもらおう程度で、そのほとんどが自宅隔離という非合法の措置をとらざるを得なかったため、防疫に挺身する町村の衛生主任の心労は筆舌に尽せないものがあつた。

熊谷市近郊の妻沼町、長井・秦・太田・男沼・中条・奈良・別府村で逐年発生した伝染病患者数（カッコ内は入院者数）は、二十三年度～十五名（三）二十四年度～三十名（五）二十五年度～七十一名（五）二十六年～四十五名（四）二十七年～五十三名（七）という数を示しているが、そのほとんどの患者が自宅隔離で、第二次感染の危険を多分に含む環境におかれていた。

このように累年多発する伝染病に、前記の一町七か村では、熊谷市立伝染病院敷地（熊谷市大原一八六番地）内に組合立の伝染病隔離病舎を建設すべく熊谷市の了解をとりつけた。かくして当時の



【母子健康センター】

妻沼町では、妊産婦及び乳幼児の保健指導、家族計画、母親学級等を開いて、母子衛生の向上と進展をはかり、あわせて助産所を開設することによって、出産による経費の節減、人的負担の軽減をはかるという目的をもって、昭和三十六年度新規事業として、町立母子健康センター（上部掲出の写真）を建設した。

設置場所：妻沼町大字妻沼一四二の一 番地
 経営主体：妻沼町
 敷地：一〇二八・四一平方メートル（借地）
 建坪：二八五・三二平方メートル
 工事費：五、四一〇、〇〇〇円
 事務費：三、一六、六六七円
 初年度調弁費：五八六、〇〇〇円
 事務職員：所長一名（兼任）書記一名
 嘱託：産科医三名、保健婦二名、助産婦一〇名
 常勤者：給食婦一名、助産婦一名（交替制）
 運営委員：一〇名
 助産所収容人員：七名



妻沼町長橋本彥茂、長井村長大熊五郎、秦村長増田恵一、太田村長岩崎貞作、男沼村長横倉喜久郎、中条村長中村宏平、奈良村長福田市郎、別府村長高橋恵七の連名をもって、国や県に陳情し、国庫補助事業として、工費四百六十八万円をもって二十八年十二月二十五日に着工、翌二十九年三月三十一日、一町七か村組合立の伝染病隔離病舎が竣工。関係町村は自宅隔離の危険と不安から解放されることになったのである。

その後、町村合併促進法が制定され、この法にもとづいて中条・奈良・別府の三か村は熊谷市に合併し、他の一町四か村は妻沼町に合併したので、昭和三十年一月一日から、この隔離病舎は妻沼町立となったのである。

合併以後の伝染病患者発生数（カッコ内は死亡者数）は、三十年代～二十五名（二）三十一年度～二十八名（三）三十二年度～三十名（四）三十三年度～四十名（二）三十四年度～二十五名（四）三十五年度～二十三名、三十六年度～二十二名、三十七年度～十四名（一）三十八年度～病名、四十一年度～七名、四十二年～三名、四十三年度～二名、四十四年度～三名、四十八年度～一名、以上のように三十三年を頂点とし、逐次減少、三十八年にまた多発したがその翌年から激減して下降線をたどり、四十九年度には伝染病患者発生数ゼロとなった。

（上掲の写真は妻沼町立伝染病隔離病舎）

母子健康センター指導部利用状況

(保健課提供資料)

年度	区分	回数											
		妊婦検診	産婦相談	乳児検診	育児相談	家族計画	栄養相談	母親学級	回数	回数	回数	回数	回数
三七		二〇〇一	一六五五	四〇	六四九	二七九六	六二	一四五	二〇				
三八		一〇四	一三三二	一四	四七〇	二九五三	八四	三					
三九		四五三	三〇四	二二	三八七	三五五二	〇	〇					
四〇		四〇四	三〇九	二二	二六五	三三〇八	〇	〇					
四一		七〇二	三四九	一四	二二五	一八五四	〇	〇					
四二		七五七	五二一	一六	二六一	八六四	〇	〇					
四三		七三三	五六九	一六	二九八	五二二	〇	〇					
四四		六五四	四七三	一六	二七五	四五八	一四三	〇					
四五		六三三	五三九	一六	二六七	四三三	二二	〇					
四六		六七三	四九七	一六	四七二	四二二	九五	〇					
四七		六五七	五〇一	一六	四二三	三三六	三五四	〇					
四八		四二八	四五〇	二二	五二八	二一九	四五	四					
四九		三二七	三六三	二二	四二八	一八二	七六	六					

(付記) 事業開始は昭和二十七年四月一日である。

母子健康センター年度月別利用者数

内町外	計	月別												年度
		三	二	一	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	
四五	一八三	二〇	一五	二二	一九	一九	一八	一一	一八	二二	一一	一一	七	三七
六〇	一七九	一八	一〇	一八	二四	二二	二二	一四	九	九	一一	九	二四	三八
六七	二二二	二九	一六	二八	二七	二六	二六	二三	一八	一〇	一四	一〇	一五	三九
一一一	二七〇	二二	一九	二二	二三	二三	二五	二五	二三	二三	二三	二三	二二	四〇
一一七	二七〇	三五	二七	四五	二〇	一六	一三	一九	一七	二三	一七	二〇	一八	四一
一三九	三三二	三三	二〇	二五	三四	二三	三〇	二八	三〇	二六	二六	二七	二七	四二
一五七	三三五	三六	二八	三〇	三四	二三	二〇	二七	二九	三一	二八	二三	二七	四三
二二六	二七一	二四	一九	二二	二六	三三	二二	二二	一七	一八	一六	二八	二六	四四
一三七	二八八	二二	一九	二六	一九	二六	二八	二五	二三	二八	二二	一九	二三	四五
一四六	二七四	二五	三四	二二	二二	一八	二七	二二	二七	二二	二二	一六	一八	四六
一五五	二八七	二八	二三	二三	二二	二二	二三	二三	三四	三〇	一八	二六	一九	四七
一五七	二六四	一三	二五	二四	一五	一八	二九	二三	一六	三一	三四	二三	二四	四八
一三六	一九六	一八	一五	二二	〇	二	〇	二二	一三	一七	一八	二〇	二二	四九

第五節 環境衛生

塵芥焼却場

昭和三十七年、生活文化の向上とあいまって、ごみの排出量は急激に増加し、それまで埋没という、非文化的な処理方法にたよっていたが追いつかなくなり、遂に工事費総額七六六、五四〇円を予算に計上、大字上根字北浦、二一九の二番地に塵芥焼却場を建設した。そして



【塵芥焼却場】

ともかく、市街地域のごみは文化的処理方法がとられてきたのであるが、其の後、年々工場誘致にともなう社宅の増設、町営住宅の建設等によるごみの量も増加し、加えて旧式の焼却炉では、燃焼できないごみもかなりあって、昭和四十四年度、前記の場所に、処理能力七・五トンⅡ八時間間の、東耐式セミ機械炉二基を設置した、建坪七〇・五五平方メートルの塵芥焼却場を建設したのである。

工事費総額 二七、七三六、六四五円。
敷地面積 一、八二四平方メートル

し尿酸化処理場



【し尿酸化処理場】

農業を基盤としてなりたってきた妻沼町も、第二次産業の急速な発展にもなつて、町の形態も次第に都市化の方向へ移行しつつあり、加えて農業の近代化によつてし尿の自家処理が困難な状況となつたので、し尿酸化の問題は、町行政執行上の急務となつた。そこで町では議会とはかり、各地の施設を視察し、調査検討を加えた結果、久保田鉄工株式会社の酸化処理方式を採用、左記のとおりし尿酸化処理場を設置したのである。

設置場所 大字永井太田字南悪戸一五七〇番地
敷地面積 八、〇六五平方メートル
処理能力 一日〇四三キロリットル
処理対象人口 三二、五四五人
処理方式 酸化方式（二段曝気式活性汚泥法）
工事着工 昭和四十七年十一月十五日
工事竣工 昭和四十九年三月三十一日（全体）
工事施工者 妻沼町役場
設計施工者 久保田鉄工株式会社

（写真）し尿酸化処理場全景（昭和四十九年十一月二十二日、飯田一雄の紹介で、野村秀男のご好意を戴き、群馬飛行クラブJA3568機上より写す）

第六節 上水道

当町の生活用水は、主として水量豊富な利根川水系の地下水を利用していたが、鉄マンガ含有量が多く、従って洗濯物が黄茶色になるばかりでなく、水質が悪くてそのままでは飲用に適さない地域もあった。

このような状態にあったので、公衆衛生の進展にともない、各町村の衛生主任らは、上水道設置を提唱していた。たまたま昭和三十一年四月六日、閣議決定による「農山漁村建設総合対策要綱」により、昭和三十三年から三十五年にかけて、水質の悪い地域がこの対策要綱の適用を受け、葛和田字荒宿（受益戸数一九）、西城字森谷（受益戸数一七）弁財（受益戸数一六）に、それぞれ国・県・町の補助金と自己負担による共同給水施設が施行された。

このほか、地区自体による自家用水道施設が、西城字中屋敷、上須戸西部、葛和田字西島・向野、善ヶ島西部に設置された。なお、同和对策事業の一環として、日向新田（給水人口九八）上須戸東部（給水人口九八）上須戸字洗才場（給水人口八六）上江袋（給水人口三三七）に、それぞれ給水施設が施工された。

以上のように、水の衛生に対する住民の関心も高まってくるとともに、社会経済の進展が産業の発達をうながし、その結果が家庭経済をうるおし、生活文化の向上へとつながり、水使用量の増加が予測されるに至った。そうした中であって、河川開発利用が急激に行われ、利根川等の表流水の減少による地下水の低下が著しくなり、特に利根川沿線地区の一部、その他の地区においても、昭和四十年ごろより、冬期から初春にかけて井戸水が枯渇するという家庭が続出し、飲用水にもこと欠く状態となったのみならず、当町の井戸水は前記のように水質が悪く、加えて雑菌も多いので飲用不適の井戸が殆んどであった。このようなことから、早急に上水道建設の必要に迫られ、昭和四十一年六月十三日、調査費六十万円をもって町内の水質調査及び水道希望者調査の実施を議会にはかりこれが可決された。

調査の結果は飲用適の使用水は少なく、水道設置希望者も六十六パーセントを示したので、利根川右岸全域に

（但し江袋南部簡易水道地区を除く）給水することになり、四十二年五月二十五日、水道建設委員会が、委員二十五名をもって発足、翌六月三日、一号取水井さく井工事を浅野さく井工業株式会社と契約、同七月十三日、給水装置工事設計契約を、高須設計事務所と取りかわし、同八月二十九日、配水管布設工事第一工区を田部井建設株式会社と、第二工区を神鋼水道株式会社と、第三工区を伊藤建設株式会社とそれぞれ契約したほか、逐次関係工事の契約を取りかわし、具体的な活動を開始した。

かくして四十三年六月二十一日には、一号取水井より二工区の一部に直送通水が開始され、翌四十四年三月三十一日に浄水場構造物関係工事が完了したので、翌四月五日、水道課を浄水場管理棟内へ移転した。

昭和四十四年五月十五日、給水区域全戸数三千百九十七戸に対し正常給水を開始、以後水の使用量の増加にもない、第三号取水井ポンプ室を増設したが、現在住宅団地の造営などにより水道事業拡張は目前に迫っている。



【浄水場全景手前が事務所49年11月12日写す】

第八章 土木・交通

第一節 河川

利根川

利根川は、新潟・長野・群馬三県の県界となつてゐる三国山脈北部の丹後山付近に源を發し、流域は群馬・埼玉・栃木・茨城・千葉の五県、すなわち関東平野を貫流して、銚子市から太平洋に注ぐ長さ三三二キロメートルの大河で一名阪東（坂東）太郎、又の名を刀江ともいう。トネとはアイヌ語で「長い」または「悠久」を意味するところから名付けられたという説と、刀彌（川船の船頭）からもじつてつけたという説がある。

当町では、間々田、出来島、小島、台地内を東流、妻沼に至つて群馬県境が斜めに東南に伸び、善ヶ島境周辺では堤外一〇〇メートル地点までに達し、ここからゆるやかに堤防からはなれ、大野と葛和田字向野との中間で三角点をなし、再び堤防に近づき、グライダー訓練所付近で堤外六〇メートルまで接近、一二〇メートルほど堤防と並行し、富士をさかさに見るような形で再び堤防からはなれ、葛和田地内中心沖で四五〇メートルへだたり、これから二・四キロメートルほど堤防と並行し、俵瀬と行田市北河原堤で妻沼町と縁が切れる。この間約一二・二キロメートル。

河敷幅は、只見川発電所送電線下・刀水橋地点で八〇〇メートルである。なお、町内における利根川の面積は五・四一平方キロメートルで、このようなありかたに至るまでには幾多の変遷があり、次図（明治十七年時点）のありかたちから現在のようになつたのは、大正二年（一九一三）以後のことである。

河川流路の略図（改修前の図は迅速図による）



流路の説明が葛和田地先に及んだので、現在熊谷・館林線の県道が、葛和田地区中心部を北進して、利根川の堤防につきあたる地点の堤防中段に建っている「刀江改修碑」を紹介することにする。

大日本水産会長貴族院議員正四位勲二等 村田保題額

利根川源を上毛に発し一に坂東太郎と称す延長八十三里我邦に於ける大河なり狂風猛雨作るや河水忽ち溢溢し堤防数々潰決し沿岸の民流亡転遷の厄に罹し惨況実に名状すべからず其汎濫の区域最も廣くして被害亦鉅なり政府深く之を憂ひ利根川河身改修の工を起し下流銚子口より漸次上流に溯り埼玉県大里郡秦村に至り大正元年十二月土地の買収家屋の移転を行ひ二年三月に至りて終了す大字葛和田に於て土地を賣却すること五十町歩家屋を移転すること六十六戸の多きに及びり而して同年八月大字大野より施工せらる時の村長舞原誠太郎氏精勵能く其職を盡し大字区長大島徳重氏中川勲衛氏共に関係者の為に土地売買家屋移転の事に盡瘁し以て円満の解決を造くるに至れり而して諸氏の熱誠と其効勞とは皆能く人の知る処にして大字一般の復多とする処たり茲に利根川改修の碑を建て以て変遷を後世に伝へんとして来て余の文を徴す余喜んで其梗槩を記すと云爾

埼玉県大里郡長從五位勲四等 島崎廣太郎撰文

東海 舞原謙一書

大正三年歲次甲寅春三月上澣



資料・利根川治水記念碑



所在地 大字妻沼字川端（利根川堤防敷）
高さ 三・六五メートル
最大幅 三・〇五メートル

利根川治水記念碑

内務大臣從三位勲一等安達謙藏題

利根川ノ水利ヤ固ヨリ至大ナリ然レトモ水災亦甚シキモノ久シ是ヲ以テ幕府夙ニ力ヲ之カ治水ニ傾注シ屢河道ヲ變易シ河身ヲ改修セリ明治維新ノ後亦修築ヲ怠ラサリシモ洪水ノ慘末タ跡ヲ絶ツニ至ラス政府乃チ深ク究ムル所

アリ明治二十三年度ヨリ全川一貫ノ改修計画ヲ樹テ利根本川及江戸川中川ヲ通シ延長七十二里三巨ル直轄ノ大土工ヲ起シ爾來二十一年ノ歲月ト工費六千三百余万円トヲ費シ今ヤ本邦前古無比ナル治水工事ヲ完成スルニ至ル惟フニ歴世ノ難事業タリシ本改修ノ竣成ニハ幾多近世利器ノ使用ト多数従業員永季不屈ノ努力トニ俟ツモノ多カリシト雖沿岸町村ノ協力亦與ル所多シ是ニ於テカ曩ニ竣功セル渡良瀬川ノ改修ト相俟チ関東沃野ノ大半ハ將來永ク滂患ヲ免ルヘク聖世ノ惠澤トシテ慶賀ニ堪ヘサルナリ予ヤ同僚諸氏ト與ニ其工ヲ督スルコト多年仍テ沿岸有志ノ需ニ応シ茲ニ其大要ヲ綴シ以テ記念トスト云爾

昭和六年三月 内務省東京土木出張所長内務技師工学博士真田秀吉撰 大宮森次書

利根川妻沼町地内増補工事竣工碑

所在地 大字妻沼字川端（利根川堤防敷）高さ 一・八二メートル、最大幅 〇・八三メートル
妻沼町地先利根川堤防増補工事記
題額 国務大臣 石井光次郎

古来阪東太郎の名を以て知られた利根川は昭和二十二年九月カスリン台風の異常増水により旧東村地先において破堤し未曾有の大災害をおこすに至った政府はこれにより利根川増補工事の重要性を認め急遽欠壊箇所並びに危険区域に對する増補工事に着手したが戦后日の浅き我が国の実情はこれが早期完成を著しく困難ならしめて来たためためなきだに弱体化しつつあつた妻沼町地先堤防は下流及び対岸の工事の竣工に伴つて愈々危険の度を加え地元民の不安はその極に達したかくて要路に陳情を重ねること数次遂に建設当局は地元民の熱望に応え昭和三十年十月十五日待望の工を起すに至つたのである住民の歡喜はいうまでもなく爾来本事業完遂のためには凡ゆる犠牲をも顧みざる決意を以て明くる三十一年一月二十二日には堤防愛護会を結成し更に翌三十二年二月には利根川増補工事対策委員会を組織する等万全の体制を整えて挙町これに協力し遂に昭和三十三年三月三十一日補強増補を含む全工事の完成を見住民の宿願はここに達成されるに至つた工事区間は刀水橋上下流堤防延長二八九六米家屋移転数拾五戸四拾參棟土地買収九反三畝一步運搬せる土量は一三三、三〇〇立方米となる而して事業費は二八、二二〇、三七円の巨額に達しこれが完成が地元は勿論我が埼玉県の産業の進展と民生の安定に寄与する処けだし測り知れざるものがある顧うに本事業の完成はもとより建設省並びに県当局の努力に負う処大であるが殊に地元関係者が家屋移転の難問題をはじめとして本工事の遂行に寄せられた並々ならぬ協力と涙ぐましき犠牲とは特筆さるべきであつてかかる地元民の強烈な郷土愛と治水に對する篤き理解がなかつたならば本事業の完成は到底不可能であつたと思われここに工事の概要を記し関係者の不滅の功業を後世に伝ふる所以である

昭和三十三年三月三十一日 参議院議員 前埼玉県知事大沢雄一撰文 現妻沼町長大熊五郎謹書

堤防拡張碑



所在地 大字葛和田地先、利根川堤防敷地内
高さ 二メートル 最大幅 八八センチメートル
建設大臣 河野一郎題額

関東平野の一都五県を貫流する利根川は沿岸住民に水利の恩恵を与える反面洪水の脅威をもたらし多年その改修に力が注がれてきた妻沼町大字大野葛和田俵瀬地区の堤防は大正初年に築設せられたが昭和二十二年の未曾有の洪水に鑑みて改訂せられた。改修工事は鋭意その進捗が図られて来たとはいえ未だ当地区に及ばず堤防の拡張強化は地元住民の切望する処であつたその熱意が実り昭和三十五年十二月着工され延長五千米土量二三一〇立方米移転家屋三四戸一二五棟に及び県道熊谷館林線の附帯工事を含む総工事費一億二千八百万円を費し昭和三十八年十月竣工したこの工事の完成は民生の安定と産業の発展に寄与し曾て屢々洪水の被害に苦しんだ先人の労苦に報いるものであり石関兼俊、宮沢茂氏を中心とする利根川工事協力会と幾多の犠牲を甘受した地元関係者の熱意と努力に負う処が極めて大きいここに工事完成の欣びを記念し工事の経緯を記して永く後世に伝えんとす。

昭和三十九年三月吉日

建設省関東地方建設局長南部哲也撰文



新編武蔵風土記稿卷之二百二十六、幡羅郡之一の総記に、「福川 郡の中央より良に懸りて流る。水元は二流あり、一は榛澤より湧出る丈方川（大正七年一級河川に指定され、この時点から福川と称するようになった。）と云細流なり、一は本郡西別府村の沼地より流出、江袋村にて合し、夫より福川と唱、俵瀬村と埼玉郡酒巻村との間に利根川に入る。此間三里餘、川幅十間餘……」とある。

前掲の略図のように、江袋沼から流出した福川は、妻沼町南部地方を紆余曲折しながら流れていたものを、昭和三年から六年にかけて改修、上掲写真の江袋堰からほぼ直線にしたものでここから福川樋門までの延長七・九キロメートル、約三分の一の距離を短縮したばかりでなく、悪水の流通もよくなり、これがために湿田はなくなり、ほとんど二毛作田となった。以来三十数年、通常時の排水をまかなうには十分であったが、福川流域の開発が進むに従って排水量も増加し、将来この川幅では増加する排水量処理することは不可能であるとの見通しのもとに、昭和三十七年、福川樋門から江袋堰までの七・九キ



ロメートル区間用地一六、五三〇平方メートル、工費五億五千万円をもって福川改修工事が計画され、逐次下流地区から関係者の協力を得て昭和五十年三月末現在で、五・二キロメートルの改修工事を終り、五十五年に全域完了の予定である。
（上掲の写真は落合橋上から見た福川下流）



福 川 樋 門

第二節 橋 梁

利根川架橋の変遷

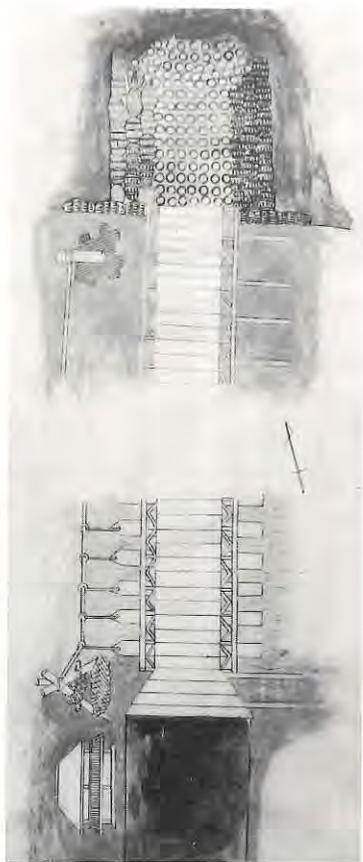
明治十六年（一八八三）七月二十八日、高崎線上野～熊谷間が開通し、国内も殖産興業の波にのつて新田往還の交通量も増加する一方なので、渡船での往来ではことかく状態となった。古戸側では明治十四年板橋がかけられた。妻沼側でも架橋の必要性にせまられ、村民協議の上、明治十七年二月二十八日、次のような願書を埼玉県令吉田清英あてに提出した。（埼玉県立文書館所蔵文書による。）

御管下幡羅郡妻沼村利根川津壩ハ渡船ヲ以テ人馬通行致シ来リ候處、熟々考フルニ、國産ヲ興シ、貿易ノ業ヲ盛ンニシ、国家ノ公益ヲ図ラントスルニハ、道路通行ノ便ヲ開クヨリ急ナルハナシ、而シテ我妻沼村利根川ノ津壩ノ如キハ県道ニ属シ、人馬輻輳ノ地ニシテ、渡船ノ不便枚挙ニ遑アラズ。

殊ニ中仙道鉄道開業以來、通行ノ増加スル曩日ニ倍ス。之ニ依テ村民一同協議ノ上、從來ノ渡船ヲ廢シ、更ニ長サ百廿間（約二二〇メートル）幅式間（約三・七メートル）ノ船橋ヲ架設シ、以テ通行ノ便ヲ開カント欲ス。

則チ架橋仕様書、經費、償却予算書及び絵図面（次頁に掲出する写真は南側と北側の一部複写）相添願イ奉リ候。尤モ架橋成功ノ上ハ向八ヶ年、別紙貸錢表ノ如ク渡橋料受取度候間、何卒御詮議ノ上、願意御採納成シ下サレ度、總代人連署ヲ以テ此段願イ奉リ候。以上

右村總代人 逸見勝衛 印（以下続け書きとし、印を略す。）



逸見精一郎・茂木昌一郎・萩原
 空平・堀越新左衛門・長谷川徳
 次郎・森谷新八・田島善作・鈴
 木三弥・白石五平・三沢辰三郎
 ・三沢市次郎・大谷九郎平・善
 ケ島村戸長須永栄五郎代理 筆
 生須永梧郎・大野村戸長横山喜
 代作・葛和田村戸長改選中 筆
 生中川光太郎

右のような願書を提出した。埼玉県では、早速内務省の指揮を仰いだところ、次のような下命を受けたので、この下命にもとづいて妻沼村地内利根川船橋架設船錢請求免許命令書を交付した。

書面伺之趣聞届候条、別紙免許命令書按ニ準ジテ、其県ヨリ命令シ、願人承諾ノ上ハ免許致スベキ事。但シ、架設方ハ利根川出張土木局員ノ検査ヲ受クベク、且ツ命令書中第六・七・八条ハ、伺之上處分候儀ト心得ベシ。

明治十七年七月五日 内務郷 山県有朋 印

埼玉県武蔵国幡羅郡妻沼村地内利根川船橋架設橋錢請求免許命令書

第一条 埼玉県武蔵国幡羅郡妻沼村地内利根川船橋架設橋錢請求免許人ハ、左ノ各条ヲ遵守スベシ

第二条 免許人ハ県庁ノ許可ヲ得タル方法ニ従ヒ、許可ノ日ヨリ直ニ起工シ、起工ノ日ヨリ廿五日間ニ竣工スベシ
 尤モ天災等ヤムヲ得ザル事故アリ、遷延ノ事実相違ナシト認ムル事アル時ハ、更ニ相当ノ延期ヲ許ス事アルベシ

第三条 免許人ハ許可ヲ得タル日ヨリ十日以内ニ工費凡二十分一金（国立銀行預り手形）若クハ此金額ニ当ル公債証書ヲ身元保証金トシテ差出シ置クベシ。尤モ工事竣工ノ後ハ、直ニ免許人へ還付スベシ

第四条 免許人ハ工費償却ノタメ、工事竣工ノ日ヨリ八年間、橋銭ヲ請求スル事ヲ得ベシ

但シ、橋銭ノ額、現場へ掲示スベシ

第五条 免許期間ハ、修繕其他保存方等都テ免許人担当スベシ

第六条 免許人期日ニ起工セズ、又ハ竣工ヲ延滞シ、或ハ修繕・保存ヲ怠タル等、都テ規則ヲ遵守セザル時ハ、県庁ハ免許ヲ取消ス事アルベシ

但シ、免許ヲ取消シタル場合ニ於テハ、身元保証金ハ没収シ、工費ハ都テ免許人ノ損失タルベシ。

第七条 免許人ハ、県庁ノ許可ヲ得ルニアラザレバ、免許ノ権利ヲ他ニ譲與スルヲ得ズ

但シ、工事竣工ニ至ラザル間ハ、譲與ヲ許サザルモノトス

第八条 年期間ト雖モ、県庁ハ都合ニヨリ該橋ヲ買上ル事アルベシ

但シ、本文ノ場合に於テハ、代価トシテ工費償却方法ニ載スル残年期間ノ収入金ヲ積算シ、其収高ニ当ル金額ヲ下附スベシ

第九条 高水橋桁ニ達スル時ハ免許人ハ船橋ハ勿論、之ニ連続スル橋板共必ず取除クベシ

第十条 該事業ヲ起シタルガタメ、他ニ妨害ヲ生ズル時ハ免許人ハ県庁ノ指示ニ従ヒ、自費ヲ以テ之ヲ解除スベシ

第十一条 免許人ハ修繕其他ヤミ難キ場合ト雖モ、県庁ノ許可ヲ得ルニアラザレバ、私ニ往來ヲ停ムルヲ得ズ

第十二条 第四条ニ記載スル年期限過スルノ後ハ、免許人ニ於テ該橋ニ関係ナキモノトス

明治十七年七月九日

埼玉県

右命令の請書を架橋総代人三沢辰三郎・逸見精一郎・逸見勝衛、戸長代理筆生鈴木謙十郎の連印をもって提出した。

かくして長さ一〇メートル、幅一・二メートル余、深さ〇・七六メートルの船を前掲展開図のように虎縄につないで、一四六メートルの間に二十艘を浮べ、その上に厚さ約四センチの板を並べた。そして通常河原地となっている部分は橋脚を組んだ上に、厚さ約四センチの板を並べ、枠組の欄干を付した板橋とした。経費は三、二二二円二〇銭。

延長約二二〇メートル（内七四メートルが板橋）幅員約三・七メートル。この船橋の渡り賃金は、

手荷物共男女一人一錢、但し五年未滿は無料。乗客車夫共人力車一輛一三錢。荷物車夫共荷車一輛一三錢。

荷物馬丁共牛馬一頭一三錢。牛馬車一輛一四錢。但し乗客その他付属物は別に受取る。乗客担夫共駕籠一挺一四錢。

以上のとおりで、架橋の終った明治十七年七月から十二月まで、四百十二円十銭。十八年には九百一円九十九銭。十九年には七百八十八円六十二銭。二十年には八百八十三円五十一銭七厘。二十一年には七百四十三円五十三銭。二十二年には七百円三十九銭。二十三年には六百五十三円三十六銭。二十四年には四百五十五円。二十五年には三百五十円七十六銭五厘。と、免許期間八ヶ年の合計収入は五千八百九十八円五十銭七厘で、この間の修繕費五百六十六円八十銭二厘、臨時被害費二千七十五円七十七銭。委員実費八百五十五円。支出合計三千四百九十七円五十七銭二厘以上差引収益二千四百九十三銭五厘であった。

明治二十五年六月三十日、許可期間がきれるので、妻沼村、須田治雄外三百二十名惣代、白石大作・堀越義賢・橋本準平・小林浅五郎・飯田芳造・須田治三郎・村長鈴木謙十郎の連署で、「利根川船橋架設継年期願」を提出した。

この許可証が下付されたのは、翌年の六月六日付けで、一年がかりという遅滞ぶりであったが、とにかく許可されるまでの間も交通を遮断してはいたわけではないので実害はなかった。それはともかく、渡船から船橋に変わってからは、交通は便利になったが、利根川の増水するたびに船や橋板を流されないように措置しなければならないという作業があつてその管理は大変であつた。そして夏期から初冬にかけて交通のとだえることもしばしばであつた。特に明治四十三年八月の大洪水では、船橋が流失するという被害を受けてしまったのである。

明治から大正時代となり、交通量は益々増加し、公共的な通路をいつまでも賃取り橋としておくのは望ましくないとして、大正八年六月に、この船橋は県に移管され、無賃の橋となったが、船橋では、利根川が増水するたびに交通がとだえるという不便があつたので、埼玉県・群馬県では架橋にふみきり、大正九年度から十一年度に及ぶ三ヶ年の



㊤ 妻沼大橋工事進捗視察団（田部井一郎蔵）
㊦（大正11年に完成の妻沼大橋（旧妻沼町誌より）



継続事業として、妻沼、古戸間の利根川に架橋することを県議会にはかり、これが議決され、大正九年十一月に着工、同十一年四月に全長六十九メートル、幅員四・五メートルの「妻沼大橋」が完成した。
この橋は、木橋と土橋の混成で、南岸三八メートル、北岸六五メートル程は仮橋で大水の時には仮橋の板等を撤去できるようにつくられた。総工費は十一万六千三百四十五円で、埼玉県と群馬県でそれぞれ半額ずつ負担した。それにもかかわらず「妻沼大橋」としたのはおかしいと、群馬県側（特に古戸）から橋名変更要請が長く続いた。
堀江祐司氏の「橋の今昔」によれば、「木橋完成後間もなく埼玉、群馬両県知事の話あいにより（刀水橋）と変更された。」とあ



㊧ 利根川増水の危険にさらされた妻沼大橋（飯田一郎撮影）
㊨ 昭和18年に完成した刀水橋、右下に木橋脚の杭が見える



出された。しかし国内の経済情態は必らずしもこれに対応できる状況ではなかったのびのびとなり、十年に至つてようやくこの議が可決され、四十八万円の予算をもって着工された。この年九月二十六日午前八時、最高水量六・六メートルを記録するという、利根川の大増水に遭遇し、群馬県古戸よりの橋梁約一八二メートルが流失してしまつるが、妻沼側では「妻沼大橋」という名称になんらの疑問をさしはさんでいなかった。それはさておき、木橋とはいえ、大きな川をひとまたぎにした妻沼大橋の完成は、長年交通の不便になやんでいた地元住民の喜びはひとしおのものがあつた、これを物語るかのよう

に、旧新田往還が利根堤防に突き当る西側に、「妻沼大橋之碑」と、当時の埼玉県知事堀内秀太郎の篆額に、林有章の撰并書になる妻沼大橋架設の由来を記した、高さ二・三六メートル、下幅一メートルの大きな石碑が建てられている。しかしこの木橋も時代の流れと産業の発展にともない急速に増大する交通量に、破損・消耗著しく「木橋ではだめだ」という声が高まってきたので、昭和七年、鉄橋にかかけかえる案が埼玉、群馬両県の議会で提

建設中の新刀水橋と、通行混雑の旧刀水橋（田中広太郎撮影）

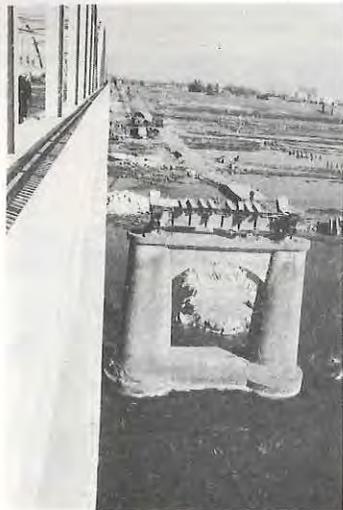


昭和二十年四月三日、米軍爆撃機による夜間爆撃によって、妻沼側の橋の西の隅を爆破された。おそらく刀水橋の爆破をねらったのであろうが、進路が若干それて、斜に爆弾が落下したので、最少限度の被害ですんだ。しかしながらその年八月十五日、遂に無条件降伏ということで終戦となり、かつては通勤者によって賑わったこの橋も、忘れ去られると思う程であったが、間もなく占領軍の進駐によって大型トラックや戦車というように、橋の命数を縮めるようなものと変った。そして昭和二十六年九月八日、対日平和条約が締結されて進駐軍は影をひそめたが、その頃になると日本の経済も企業中心に胎動し、自動車の大型化と増加は、「永久橋」と架橋当時思われた刀水橋も、路面の穴がめだつて多くなり、欄干はねじ曲り、一部欠潰という状態になった。ここに於て新橋建設の計画がたてられ昭和四十年十一月十七日、関係者参列の上、強風吹きすさぶ利根河畔で起工式が挙行された。以来六年の歳月と、総事業費十六億七千七百万円をもって、延長八〇九・五五メートル、両側歩道を含む幅員一五・三メートルが完成。四十六年一月二十六日午前十時半から刀水橋新橋の開通式が、妻沼側の橋口で盛大に行なわれた。参列者は、根本建設大臣（代理）をはじめ、埼玉群馬両県知事および関係官庁、地元衆参両院議員、両県の関係県議、期成同盟会関係

た。（前頁掲出の写真はこの時のもので、当時、妻沼町役場職員であった飯田一郎氏が撮影したものであるが、これだけに撮影できれば写真屋になつた方がいいと、故茂木雅太郎氏のすすめで飯田写真館をはじめたというエピソードをもっている。更に付け加えるならば、この写真は茂木雅太郎氏が所持していたものを複写して妻沼町教育委員会に資料として保存措置を講じたものである。）注釈が長くなつたが、写真を見てもわかるように、この時すでに橋脚の半数以上が完成していた。当時の本流は古戸よりになつていたので、これからの橋脚工事が以外に手間どり、加えて昭和十二年七月七日、蘆溝橋附近における一発の銃声から戦火は拡大され、時局は混乱におちいり、工事は大幅におくれてしまった。かくするうちに昭和十六年十二月八日、米・英に対して宣戦を布告し、泥沼に足を踏みこんだような第二次世界大戦へと突入したのであるが、航空機の増産こそ戦勝の鍵として、航空機の生産に力がそがれた。群馬太田には中島航空機製作所があり、小泉にも海軍機の製作所ができた。物資の輸送、工員の通路として重要な度を増してきた。ここにおいて鉄橋の架設は焦眉の問題となつて、遂に昭和十八年に完成したが、総工費は、三百八十万円と、当初予算の十倍近くにはねあがつた。

橋の名は、その昔新田義貞が鎌倉を攻略、凱旋の際にこの利根川で刀を洗つたという伝説にちなんで「刀水橋」と命名したという。堀江氏は、前注「橋の今昔」の中に「注」として、「刀水とは利根川の別名である。藤田来湖の述懐詩のなかに刀水の字が見られるが、これは利根川のことである。三決_レ死_レ矣而不_レ死_二二十五回渡_二刀水_一」と説明している。利根川にかけられた橋なので、この橋名では文句のつけようがない。名称はどうあれ、六十年間に、船橋・木橋・鉄橋とかけかえられ、時代進展の過程を端的に物語る事象である。

この鉄橋は、通勤時ともなれば、埼玉側から、太田・小泉の両飛行機製作所に通う工員が、まるでクモの子を散らしたように、暫時の間混雑をきわめた。そのうちに緒戦のはなばなしの戦果は逆となり、次第に日本は追いつめられていった。そして東京をはじめ、各地の都市や軍需工場の爆撃が、米軍機によって繰り返えされるようになった。



姿を消して行く旧刀水橋
 (田中広太郎撮影)



上空から見た刀水橋の全容 (49年11月22日写)

(玉串を受ける増田一郎妻沼町長)



(祝辞を述べる小林県議会副議長・田島保撮影)

市町村長、議長、建設業者、関係地主など、各界参列者約五百名、十時三十分開式、江森、荻原、大井氏ら五神官奉仕により神事が行なわれ、両県知事をはじめ工匠長(熊谷組社長) 太田・熊谷両土木事務所長、三夫婦代表、利根川上流工事事務所長、衆参両院議員、当町選出埼玉両県議、同盟会長田島太田市長、同副会長増田妻沼町長、同沖山大泉町長等玉串をささげ神事を終った。

祝賀会に移って、埼玉・群馬両県知事から、こもごもに両県の発展と親密の深からんことを希望した式辞が述べられ、熊谷土木事務所長から、経過報告が行なわれた。かくして来賓の祝辞となり、埼玉県側代表鴨田衆議院議員から、多年の念願が達成されたことを祝い、群馬県側代表近藤参議院議員から、両県の地域開発と親密ならんことを願い、埼玉県議会代表小林副議長と、群馬県議会代表関川議長からそれぞれ祝辞が述べられ、終りに期成同盟会長田島太田市長から深甚なる謝意を述べられて祝賀会を閉じた。

つづいて渡りぞめ式にうつり、まず代表によってテープにはさみが入れられ、招待者および一般参会者の長蛇の列が続ぎ、盛会のうち十二時半に全日程を終了した。かくして二十八年間、埼玉・群馬両県を結んで交通の役目を果たして来た旧刀水橋は閉鎖され、現在まったくその跡をとどめず解体されたのである。



名称 入合橋
 延長 20.00m
 幅員 2.80m
 路線 弥藤吾新田～上江袋



名称 下橋
 延長 20.50m
 幅員 2.80m
 路線 弥藤吾新田～上江袋



名称 上橋
 延長 15.00m
 幅員 3.80m
 路線 道ヶ谷戸～上江袋



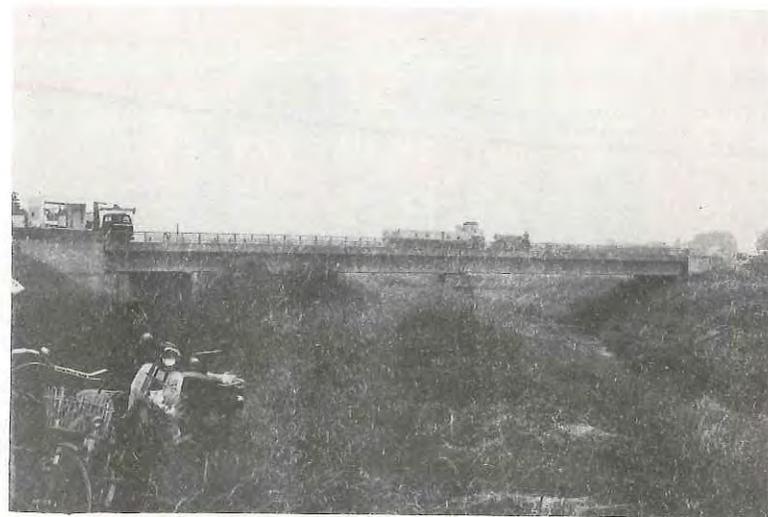
名称 中橋
 延長 22.00m
 幅員 3.10m
 路線 八木田～上江袋



名 称 上 根 橋
 延 長 30.50m
 幅 員 2.80m
 路 線 上根～田島



名 称 浅 間 橋
 延 長 52.60m
 幅 員 3.00m
 路 線 上根～田島



名 称 上 井 殿 橋
 延 長 69.20m
 幅 員 7.50m
 路 線 太田～熊谷バイパス



名 称 井 殿 橋
 延 長 28.54m
 幅 員 7.53m
 路 線 太田～熊谷県道



名 称 潤 友 橋
 延 長 55.10m
 幅 員 6.00m
 路 線 弥藤吾～行田県道



名 称 江 波 橋
 延 長 45.50m
 幅 員 4.10m
 路 線 江波～西城



名 称 葛 和 田 橋
 延 長 70.00m
 幅 員 3.50m
 路 線 葛和田～新堀県道



名 称 昭 和 橋
 延 長 42.00m
 幅 員 3.50m
 路 線 弁財～深谷県道

起 点	終 点	延 長(m)	幅 員(m)
妻沼森廻1,352	台西早道884	5.00	4.80
永井太田上平1,047	男沼観音947	6.80	6.40
永井太田割1,104	台蔵殿446	6.80	4.40
妻沼錦森1,508	妻沼錦森1,520	3.00	4.50
妻沼森廻1,309	妻沼森廻1,316	3.00	4.00
台西早道911	台西早道933	13.10	3.63
台早道場242	台城の下155	10.10	3.00
台早道場209	台城の内188	11.00	2.50
永井太田北悪戸1,051	永井太田北悪戸1,006	6.80	4.40
永井太田北悪戸1,020	妻沼悪戸2,288	6.80	4.40
永井太田野田1,074	永井太田野田1,071	6.80	4.40
永井太田野田1,070	永井太田野田1,087	6.80	4.40
男沼風張489	永井太田割1,024	6.80	4.40
永井太田南安養2,012	永井太田稻荷台2,119	2.00	4.00
〃 2,012	〃 2,119	2.00	4.00
弥藤吾神明51	弥藤吾杉之道1,886	12.00	4.60
弥藤吾番匠免31	弥藤吾本村1,909	12.00	4.00
弥藤吾年代2,359	八木田七の丸561	3.00	3.50
〃	〃	14.00	6.00
八木田久保386	飯塚西福王寺369	2.00	4.50
永井太田間之道1,286	永井太田堀米東789	2.00	4.00
〃	〃	4.00	3.60
永井太田東南1,377	飯塚上飯沼1,064	2.00	4.00
〃	〃	12.50	3.90
〃	〃	2.00	6.00



名 称 落 合 橋
 延 長 77.50m
 幅 員 7.50m
 路 線 熊谷～館林県道

町内2m以上の永久橋

以上、江袋堰わきの上橋から順に福川をくだって、福川にかけられている橋を紹介してきたが、前節で述べたように、昭和三十七年から福川樋門から江袋堰までの七・九キロメートル区間の拡幅工事が始められ、すでに橋梁も、落合橋・潤友橋・浅間橋は、それぞれ鉄筋コンクリートの永久橋にかけかえられ逐次各橋も改修される計画なので掲出した写真（五十年六月十六日写す。）のありかたちは、前記三つの橋を除いては大きく変わる見通しがついているので、現在のあり形保存の意味もあつて全橋の写真を掲載したのである。

これらの橋は、大正末期に計画された福川改修工事に、沿線地区民が猛烈に反対したので当初の設計を変更し、大正十四年二月「福川改修設計変更の要旨」という印刷物を関係地域に配り、住民の疑惑をといた。かくして妻沼地区内では昭和三年下流から着工、昭和六年度に完成したものである。

起 点	終 点	延 長(m)	幅 員(m)
八木田中前823	八木田中前823	2.50	4.00
〃	〃	2.00	3.30
上江袋西耕地55	八木田漆原957	3.00	3.00
〃	〃	3.00	4.50
上江袋柳原1,043	上江袋柳原1,029	3.70	2.40
上江袋境田1,151	上江袋境田1,221	2.20	3.30
〃	〃	2.00	3.80
〃	〃	2.00	3.00
上江袋大堀1,237	上江袋大堀1,274	6.50	2.80
上江袋精神場337	上江袋精神場386	2.50	6.30
上江袋沼下500	上江袋埋田540	7.50	4.60
〃	上江袋野入1,307	7.00	3.80
〃	〃	2.00	3.50
〃 1,335	〃 1,318	2.50	3.10
〃	〃	3.50	3.20
原井中221	原井村浦123	2.10	2.80
八木田上125	八木田上125	2.00	3.50
〃 164	飯塚福王寺前153	2.00	3.00
八木田羽黒46	八木田羽黒54	2.00	2.00
飯塚北福王寺297	飯塚福王寺423	10.50	4.20
〃 413	〃 437	2.10	3.50
〃 433	〃 432	2.00	2.50
飯塚福王寺前525	飯塚南福王寺574	2.00	3.60
永井太田前新田1,442	永井太田土生ヶ谷戸 1,531	2.00	2.80
永井太田堀米東735	永井太田堀米東702	4.50	6.00

起 点	終 点	延 長(m)	幅 員(m)
永井太田前新田481	飯塚藤屋敷1,013	2.00	5.50
弥藤吾杉之道1,850	弥藤吾田成1,724	3.00	5.00
弥藤吾田成1,724	道ヶ谷戸稲鈴212	3.50	3.50
飯塚道ヶ谷戸1,583	市ノ坪中229	2.00	4.20
〃	〃	4.00	3.50
〃	〃	2.00	5.00
〃	〃	3.00	4.00
飯塚北飯塚前1,390	上江袋堤下434	8.00	4.10
〃	〃	3.50	1.50
〃	〃	2.50	4.00
飯塚南飯塚前1,429	飯塚北江原1,723	6.00	6.50
飯塚江原1,885	原井上13	2.00	5.00
上江袋堤下434	上江袋野入1,335	4.60	4.50
弥藤吾伊勢1,770	弥藤吾新田1,509	3.00	4.00
〃	上江袋中耕地710	8.70	1.50
上江袋前原687	上江袋中堀1,117	3.60	4.00
〃	〃	5.80	4.00
〃	〃	3.80	4.00
妻沼寺内1,645	弥藤吾砂場2,442	3.50	6.00
弥藤吾本村1,965	弥藤吾本村1,954	2.50	3.50
〃	弥藤吾芝川1,925	11.50	4.00
弥藤吾新田1,506	八木田漆原918	3.00	2.20
飯塚中悪戸北144	飯塚南悪戸271	3.00	5.00

起 点	終 点	延 長(m)	幅 員(m)
弁財天下 1	葛和田上宿 936	5.20	1.50
〃	〃	5.20	1.50
妻沼東岡 1,164	妻沼岡前 1,187	7.00	1.00
妻沼北中島 477	妻沼北中島 443	4.00	2.20
妻沼酒卷窪 586	〃 430	4.00	2.20
妻沼荒井前 757	妻沼荒井前 764	4.00	2.50
〃 900	妻沼南一本木 816	4.50	3.00
弥藤吾北王子 410	八ッ口寺裏 950	2.50	3.80
弥藤吾王子 628	弥藤吾南王子 450	10.00	4.00
善ヶ島西久保 61	八ッ口長淵 583	5.50	3.60
〃	〃	2.00	4.20
上根本郷 736	上根本郷 737	2.30	2.90
江波下北浦 187	江波下北浦 194	4.00	2.40
上須戸水久保 1,071	善ヶ島上葛和田前 684	7.50	2.65
上須戸道南 882	上須戸大下久保 690	6.00	1.70
上須戸先才場 406	上須戸迎田 80	6.30	1.80
〃	〃	11.70	3.00
西城長安寺 1,076	西城長安寺 1,093	6.00	4.30
西野宮前 522	西野宮前 523	4.00	2.80
田島奈華郷 241	西野腰巻 83	2.60	2.90
西城南大ヶ谷戸 647	西城南大ヶ谷戸 649	5.60	4.30
日向屋敷間 907	日向内新田 234	7.00	4.00
日向外窪 337	日向外窪 337	8.00	3.30
永井太田薬師新田 893	永井太田薬師新田 886	2.90	3.20

起 点	終 点	延 長(m)	幅 員(m)
永井太田西田 342	永井太田西田 386	4.00	5.00
永井太田原 566	永井太田原 617	3.00	3.00
永井太田本新田 192	永井太田向沖田 162	2.80	3.80
永井太田前新田 474	永井太田前新田 479	2.30	4.70
永井太田笠ヶ谷戸 1	永井太田向沖田 163	2.00	2.60
飯塚北八幡木 1,241	飯塚中飯沼 1,378	2.50	3.00
市ノ坪中水口 81	市ノ坪八幡木 66	2.50	3.50
飯塚道ヶ谷戸 1,611	飯塚道ヶ谷戸 1,589	2.80	2.00
〃 1,592	〃 1,593	2.00	1.50
八木田野分 976	飯塚江原前 1,969	2.60	3.00
飯塚江原 1,902	飯塚江原前 2,596	2.00	3.00
〃	〃	2.00	4.00
妻沼大我井 1,477	妻沼梶山 4,844	5.00	3.00
〃	〃	5.00	3.50
弥藤吾南王子 422	上根本郷 743	4.60	4.50
上根長井庵 49	上根長井庵 722	2.60	5.30
上根本郷 751	上根道上 402	2.70	4.85
〃	〃	9.00	5.60
善ヶ島宮西 156	江波東嬉愛 306	9.50	3.70
〃	〃	2.80	4.70
妻沼芦際 3	八ッ口屋敷 920	6.30	2.70
八ッ口谷垂 267	〃 901	3.90	6.40
〃	〃	2.20	3.40
弁財道上 117	葛和田上宿 913	5.20	1.50
〃	〃 11	5.20	1.50

第三節 道

路

町内の県道

太田・熊谷線（主要地方道・旧道）熊谷市葉草との境を流れる奈良川の橋を渡ると妻沼町。西野、上根、弥藤吾、妻沼の中心街を通過して刀水橋を三分の二ほど渡ったところで群馬県、この間六キロメートル、幅員一〇メートル



刀水橋上の群馬県境

㊦ 熊谷市から妻沼町への入口



本庄・妻沼線（主要地方道）太田・熊谷線の上町十字路を起点として本町、上町の間を西に向い、錦町、池の上からバイパスを横断、登り戸を経て妻沼町民運動公園の北を西に直進、永井太田字葉師新田で深谷市下江原と境している。この間四・三キロメートル、幅員七メートル

深谷・妻沼線 妻沼町民運動公園の北西で前記の道路と分離して南に進み、飯塚、市ノ坪を通り、深谷市本田ヶ谷と接している。この間二・七キロメートル、幅員七メートル

新堀・尾島線 熊谷市新堀を起点とし、下増田境で福川に架橋された境橋を渡って妻沼に入り市ノ坪・永井太田を通り、間々田南部から斜めに東に抜けて男沼に至り妻沼字登り戸で本庄・妻沼線に交わり、この道を東に進み、バイパス太田・熊谷線を北に進み、刀水橋を過ぎ、左折して群馬県境の石田川に架橋されている盡忠橋（古利根橋）を渡って利根川の堤防上に出る。この堤防上を西に進み、堤防とY字型になる地点からゆるく右に折れ、小島小学校前を通過して上小島に至り、尾島町押切地内に接続する。延長八・七キロメートル、幅員七メートル

弥藤吾・行田線 太田 熊谷線、千歳橋を起点として東南に進み、江波、上須戸地内を通過して熊谷市中条に至る。この間四・一キロ



（上小島と尾島町境）



(羽生・妻沼線の起点)



メートル、幅員七メートル。但し未改修の地域はこれより狭い。
羽生・妻沼線（主要地方道）太田・熊谷線、妻沼仲町の信号を起点として東に進み、善ヶ島、弁財を通過して葛和田の宿を南に抜け落合橋を経て行田に入る。この間五・七キロメートル、幅員八メートル、**弁財・深谷線**、熊谷市下増田と原井の境から上江袋、西野、田島、西城、上須戸を通過し、弁財地内で羽生・妻沼線に接続する。延長六キロメートル、幅員六・五メートル。（左は下増田と原井境）



熊谷・館林線 福川に架橋された落合橋を渡ると俵瀬地内、ここから西に百メートルほどで葛和田地内に入り、直進すること五百五十メートル余で右折、宿通りを北に進んで利根川の県営渡船場に至る延長二キロメートル、幅員七メートル、河岸場として繁栄した明治初期までは、かなりの賑わいを見せた重要な道路で、対岸の群馬県邑楽郡千代田村赤岩を経て館林へ通じている。
葛和田・新堀線 中条の水越から旧福川の架橋を渡って日向地内に入り、東北方に向って進むと福川に架橋された葛和田橋にでる。これを渡ると葛和田地内で約二百メートルの地点で羽生・妻沼線に接続する。この間一・一キロメートル、幅員七メートル。
小島・太田線 新堀・尾島線から上小島地内で分離し、東北に進むこと三百メートルで太田市牛沢地内に入る。幅員六・五メートル。

太田・熊谷線（主要地方道、俗称妻沼バイパス）昭和四十六年三月二十四日、暫定的に刀水橋ぎわから開通された県道太田・熊谷線のバイパスは、昭和四十八年に熊谷市側の工事も片側二車線が開通したため、市街地の交通緩和に大いに役立ち、昭和五十一年六月二十五日残りの二車線も開通となり、十七号国道と群馬を結ぶ重要路線になった。町内の延長四・二キロメートル、幅員二四メートル。
 （上掲の写真は開通のテープを切る増田町長）

(東武鉄道熊谷線の蒸気列車・上熊谷～大幡間)
昭和29年2月 東京都港区芝2-16-3 小林茂氏撮影)



第四節 交通

東武鉄道熊谷線

昭和十二年七月七日、華北の首都、北京郊外の蘆溝橋付近における日本駐屯軍の頭上をとんだ一発の小銃弾によって起ったといわれる日華事変は、次第に戦線が拡大され、飛行機の役割が重視されるに従い、群馬県太田市および小泉地区にある中島飛行機工場は軍需産業の核として一躍脚光をあびるに至った。そして、その工場の工員輸送と資材搬入の便をはかるため、軍の要望にこたえて、東武鉄道株式会社が、群馬県邑楽郡大川村と、埼玉県熊谷市を結ぶ延長一三キロの鉄道敷設（建設予算五五〇万円）を計画し、昭和十七年二月、免許を申請して同年六月八日許可を得、更に同年八月、施工認可を申請、同年十一月二十日認可を得た。かくして第一期工事として、妻沼～熊谷間の工事を開始したのであるが、工事は急速の竣工を要求されたので、熊谷市内の鉄道敷設に関しては、秩父鉄道と協定して、同社の熊谷停車場構外線を、昭和二十年十二月三十一日までという期限付きで借り受け、これを仮本線として使用することとし、

町道の主なる認定路線

町道と認定された路線の本数は約三千六百本
延長 四十五万九千六百二十三メートル
面積 百二十一万四千五百五十四平方メートル
で、これを全部紹介することは至難なので主なる認定路線のみ表にして下の欄に掲出するが、このほとんどが舗装道路となっており、幹線道路以外でも、着々舗装化が進められ、近々のうちに町道全線オール舗装が見込まれている。

なお、大型機械化農業の導入にともない、土地改良事業の推進と相俟ち、農道の改修も急速に進められているが、すでに土地基盤の整備事業の終った男沼地区の農業構造改善パイロット事業とこれと接続した妻沼北部並西部土地改良事業完了後の農道は、正に四通八達の観がある、更に善ヶ島、弁財・大野西部地域の土地改良事業完了後の実態またしかり、現在西南部地域の土地改良事業を推進中であるが、全町各地域の基盤整備事業が終ると、道路事情は益々好転するものと期待されている。

路線名	延長 (m)	幅員 (m)
駅前通り	200	10
役場前通り	1,720	5～7
中央公民館～杉之道	1,300	5～7
駅～上根通	1,700	4～5
若宮～台～出来島線	2,250	5
台～西中～八木田線	2,100	5
台～出来島線	1,446	4.5
出来島～本庄県道	1,600	5
永井太田～飯塚～上江袋	3,000	5
バイパス～市ノ坪(農免)	2,900	7
西城～日向線(農免)	2,040	5.5
上根～江波線	1,100	5
江波～善ヶ島線	1,520	5
西城～熊谷境	920	5
善ヶ島～大野～弁財	1,100	5.5
葛和田第一幹線	1,700	4
葛和田～俵瀬線	1,200	4
ひじ曲り～日向～北河原	1,900	4.5



(昭和四十九年五月撮影)

もっぱら他区間(上熊谷駅から大幡・妻沼間)の工事の竣工を急ぎ、昭和十八年十一月、熊谷・妻沼間一〇・一キロの工事を終了、試運転を行ない、安全性をたしかめ、十二月四日に旅客輸送の認可を得て、翌五日から営業を開始した。前掲の写真は当時の機関車で、「カメ号」という愛称をもって当時の人に親しまれたばかりでなく、妻沼地方の交通機関として重要な役割を果たしてきたのである。

第二期工事は、妻沼・小泉間三・四キロ、利根川をはさんでいるだけに、架橋工事という難事業があった。しかし軍部の要望に応じて敷設を計画した東武では、工事竣工に懸命の努力を傾注し、橋脚があと少しというところまでこぎつけた。ところが昭和二十年八月十五日に終戦となり、その後の事態の変化と諸種の理由から、工事竣工延期申請が出されたまま歳月が流れた。

昭和三十六年、敗戦の痛手から立ちなおった日本の経済は、産業の飛躍的な発展に即応して高度化の方向へと急進し、東武鉄道妻沼大泉線の貫通が重要な課題となり、埼玉県側の熊谷市、妻沼町と、群馬、栃木両県の十一市町村で「東武鉄道妻沼大泉線貫通促進期成同盟」を結成、十余年にわたり、懸命な運動を展開しているが進展はみられず、三十数年風雨にさらされ、建てられたままの橋脚はいつの日にか撤去される運命にある。

さて、妻沼町内唯一の鉄道路線、東武鉄道熊谷線は、国策路線として誕生し、重要な役割を果たしてきたのであったが、終戦を機に工員の輸送から主と



(村田貢氏提供)

して闇物資(特に食糧)搬出線と変貌して、終戦後の混乱した世相の縮図を見るような光景がしばらく続き、やがて落ちつきを取りもどした。

昭和二十五年六月、朝鮮戦争が勃発したことによって日本の経済界は活気づき、加えて翌二十六年九月四日から、サンフランシスコにおいて対日講和条約会議が開催され、同八日には、対日平和条約・日米安全保障条約の調印が行なわれた。そして翌二十七年四月二十八日、対日平和条約・日米安全保障条約が発効、ここに日本の独立は回復したのである。このことは、精神的にも張りあいを生じ、経済界は徐々に好転し、従って交通面にも波及することになる。昭和二十九年二月十日、すばらしい音色の汽笛をならしながら走っていた東武鉄道熊谷線の蒸気機関車は、車体の下にエンジンをとりつけ、軽油を燃料として走るディーゼルカーと交換されることになった。

蒸気機関車では、妻沼・熊谷間を走るのに、約三十分を要し、一日七往復しか運行していなかった。ところが、ディーゼルカーでは十五分程度で走行することができるので、一挙に十四往復することになり、便利の度合は高まった。しかも車内は広くて明るいし、外観も美しい。加えて石炭を燃料として走る蒸気機関車と違って、石炭がらや煤煙になやまされることはない。早くて便利になったものだ、利用者は喜んだ。

現在、熊谷・浦和・東京方面への通勤・通学、その他の人に利用されているが、一日十八往復、平均の乗降客、約千五百人を算している。



太田・熊谷線

昔からの主要地方道だけに、太田と熊谷間のバスの運行が一番多く、一日五十四往復する。太田を発した東武バスは、刀水橋を渡って妻沼町地内に入り、刀水橋の南にある停留所の川岸を最初とし、東岡・聖天前・仲町・妻沼駅入口・三ツ橋・リード前・上根・西野を経て、熊谷市内に入る。高崎線熊谷駅に通ずる最も利用度の高い路線である。そして帰りは逆のコースをとるので、一日の利用者数は平均二、五〇〇人に及んでいる。

西小泉駅・熊谷線

西小泉駅から熊谷行のバスは、妻沼町内に入ってから前者と同じコースをとり、一日二十往復する。従って太田と熊谷線の路面を運行するバスは七十四往復することになるので、東武鉄道熊谷線とあわせて、この沿線の交通は便利である。

熊谷・葛和田線

熊谷駅から葛和田行のバスは、熊谷と館林県道を通常二十一往復する東武バスで、福川に架橋された落合橋を渡り、俵瀬入口停留所

を最初とし、日向入口、天王店、車庫、土手上を通過して渡船場が終点となる。

行田・葛和田線

行田・葛和田線を運行するバスは一日六往復、町内に入つての路面は、熊谷・葛和田線と同じである。

妻沼駅・葛和田線

妻沼駅前を出発、駅入口、仲町、門口、八ッ口、善ヶ島、大野、大野出荷所前、弁財、西島、天王店、車庫で折り返す路線で、かつては六往復運行し、町の陳情により、大野廻りが実現してから利用者も増えたが、その後次第に減少して朝のみ三往復となり、五十一年十月、遂に廃止となった。

妻沼・籠原線

妻沼と籠原線のバスは一日六往復の路線で、妻沼駅前を出発、駅入口、仲町、聖天前、観喜院入口、池之上、登り戸、五十石、男沼火の見下、小暮商店前、男沼小学校前、出来島、間々田、間々田集荷所前、間々田火の見下、能護寺前、北郭、永井太田、備前堀、前新田、市ノ坪、本郭を通過して熊谷市に入る。

妻沼駅・西小泉線

前に述べた西小泉と熊谷線のほか、妻沼駅どまりで西小泉に折り返えずバスが一日二往復運行されている。

市ノ坪・深谷線

市ノ坪・深谷線は現在六往復で市ノ坪から折り返しているが、かつては妻沼駅まで乗り入れていた。

以上、現在運行されているバス路線のみ紹介したが、昭和の初期、町内の大塚五郎氏が妻沼と葛和田間、更には行田までバスを運行していたこともあった。そしてまた、交通網の拡充は地域発展の基礎的要件であり、町では積極的にバス路線の新設、運行路線の変更など、経営者と折衝し、成果を挙げた時代もあったが、自家用車の増加により、バス利用者の減少から、バス路線も逐次縮小されてきたのである。

第九章 振興・開発

第一節 産業の振興計画

一、農業（昭和四十六年十二月二十五日 農業振興地域指定）

(ア) 土地盤整備

社会経済の進展にともない都市化はすみ、交通の発達によって労働力の流失が目立つ中に、とり残されつつある農地は、ややもすると粗放的傾向に陥り易い。このような諸情勢に対応するための施策として、近代的な土地盤整備事業を県営によって推進し、首都七〇km圏という恵まれた環境の保全と、首都圏への生鮮農産物の供給基地としての役割を果たしながら、農業経済の安定を長期的に持続しようとする。即ち昭和四十八年度を計画年度として、昭和四十九年度は西南地区の事業に着手し、順次この事業を推進してゆくものとする。計画の中では特に農村環境の整備と、用排水路の分離を重要課題として取り上げながら土地盤整備事業の推進をはかるものとする。

(イ) 農業用排水路の整備

最近における都市化の進展と、生活水準の向上から水の使用量も多く、これらの排水の多くは農業用排水路に流入し、新たな公害源となりつつある。本町には幹線排水路として福川があるが、末端では機械揚水によってかんがい用に利用している農業地域も多く、関係農民の間には特に深刻な問題を投げかけている。そこで、利根川を水源とした備前渠用水路を東部下流へ二、九〇〇m、南部地区へ七〇〇mとそれぞれ水路を延長し、水の合理的な活用をはかり

農業の生産性を堅持して農家経済の安定をはかるものとする。

また、排水路については、現在の男沼門樋、福川、奈良川、道閑堀などの排水路の排水施設の整備拡充と、水路改良等によって、機能的な処理効果を促進するものとする。

(ウ) 農業機械の導入

本町における大型機械の保有状況は、トラクター一七〇、コンバイン二二四、大型乾燥機四九五だが、稼働率は必ずしも十分ではない。これは、圃場整備率一九パーセントという実態によるものであると思われる。したがって土地盤整備の推進によって大型機械の効率は飛躍的に増大し、結果として農業労働力の省力化による生産費の節減、生産性の向上が期待される。また、水田地帯と異なった作業体形をもつ菜地帯にあつては、大型機械の利用にのみならず限度があり、特に中耕、収納作業等においては微妙な点が多く、これらの近代化は今後の研究課題とするところである。

なお、大型機械については、自立経営志向農家を中心としたグループ利用の奨励及び農協による農業技術銀行の受託作業等が理想的であり、これらを考慮した導入の促進をはかるとともに、オペレーターの不足が予想されるので、農業後継者を対象に特別技術教育の場を促進するものとする。

(エ) 施設野菜の促進

本町は昭和四十一年に「きゅうり」四十二年に「秋冬ねぎ」と相ついで生産地の指定を受け、以来露地野菜からトンネル栽培、更にハウス栽培へと移行して、限られた面積からより多くの収益を上げようとする努力がはらわれてきている。しかしながら、これらの施設はいづれも規模が小さく、その上点在しているので集団管理が不可能な現状にあるので、今後の目標を施設規模の拡大と集団化におき、資材費の軽減、労力の節減をはかるための集団管理システムの採用等、近代的経営を推進し、農家経済の安定をはかるものとする。

(オ) 流通施設の改善

本町は野菜指定産地生産出荷近代化事業の推進によって、逐次集出荷施設の整備・改善がはかられているが、施設数二六カ所のうち、約三〇パーセントにあたる八カ所の施設は、軒先利用の簡易なものであって、出荷体制のおくれが特に目立っている。今後、このような小規模組合については、組織の整理統合をすすめ、施設の整備、運営の健全化と出荷体制の近代化をはかる。また、情報化活動に留意し、市況情報の早期把握、他産地との競合性の有無など、生産、出荷の両サイドからの活動も積極的にすすめてゆく。

いっぽう、広域圏計画の中にある市町村共同による県北流通センターの建設についても積極的に参画し、早期実現に寄与し、野菜生産農家の生産意欲の高揚と農家経済の安定につとめるものとする。

二、商 業

(ア) 商業経営の近代化

本町の商店は、熊谷市の商業力に大きな影響を受け、急速に進行しつつある都市化と社会環境条件の変化に対応しきれず、かなりきびしい現状に直面している。これを打開するためにはもとより商店自らの近代化、合理化への努力が必要であることは当然であるが、経営能力並びに経営基盤が弱く、急激な社会経済環境の変化に大きな影響を受けやすい状況におかれている。これらの環境の変化の実態を的確に把握し、商店近代化への体質改善方策も従来の視点を超え、より新たな発想のもとに、より広い視野にたった近代的施策の展開が必要になってきているが、当面の課題としては、次の三点が考えられる。

○：急速な都市化の進行、消費の都市型化にともない、商業機能の開発、整備など、経営体質の抜本的な変革を早急に検討する。

○：商業近代化の基本として商業経営者の研修指導を行い、経営改善普及事業を強力に推進し、小規模事業者の振興と安定をはかる。

○：新しい環境の変化に対応した経営規模の適正化、合理化をはかるための共同化、集団化などの推進をはかる。

(イ) 商店経営者の啓発

最近、消費者の商店に対する認識はかなり大きく変化している。それは、所得増大にともなう消費の高度化や、生活様式のさまざまな変化から、生活環境の高度化へと進み、商店もまた生活物資調達の場合から生活優先の原則をふまえて、消費者に満足を与えるような魅力ある店づくりにつとめ、店の格のレベルアップをはかるとともに、従来の、「客まちの形態」から脱皮し、商店機能の向上に努力することが必要である。特に本町は自然発生的に商店が散在しており、まだ商店街の組織は確立されていない。このため商店街の活動に対して一般商店の関心はうすく、共同活動によつて商店街を盛りあげていこうという意識が低い状況である。しかし近い将来において本町の環境が、都市化を促進する可能性を予想し、商店街の業種構成上の弱点をそのまま放置しておくことなく、商店街の共同事業として必要業種の開店を促すことも考えられる。

今日、消費者の購買行動は急速に変化し、業種を問わず商業における競合は、個店対個店から、商店街対商店街、町対町へと大きく変化していることを経営者は充分認識し、相互に協力しあい、活発な共同活動ができるよう、若い世代をまじえ、商店経営者の研修指導を行い、経営の近代化をはかるものとする。

(ウ) 商店街の整備と商店化の促進

本町の商店街は、T字型で大きく二つの街区に区分されるが、その延長も長く自然発生的に形成されたものであり商店密度は低く、商店以外の切断箇所が多く目立って、いわゆる歯抜け商店街の域を脱しない状況で、活動のみられない雑然とした形成となっている。

今後の問題として現在の商店街を整備し、低い商店密度をたかめ、買物の場所にふさわしい明るい商店街形成にすることは容易なことでは達成できないが、その促進をはかる目標として、次の方策に積極的に取りくむものとする。

○…商店街態勢を強化し、商店街活動が行いやすく形成すること。

○…非商店の商店化を促進し商店街機能の向上につとめる。

○…個店の店舗、機能向上につとめ、店格のレベルアップを推進していくこと。

○…商店街組織を確立し、団体活動の活発化をはかること。

商店街内の道路状況

路線	延長	幅員	歩車道の区分	整備状況
①太田・熊谷	六三〇m	九m	あり	舗装
②深谷県道	四八〇m	六m	なし	〃



四、工業

(ア) 農村地域工業導入の促進

本町は約二千ヘクタールの農耕地を有しているが、そのほとんどが地味肥沃であり、水利に恵まれている地域が多いため、県下優位の農業生産額を維持してきたが、近年急速に進展してきた都市化の影響によって土地利用の低下、管理の粗放化がみられるに至った。そこで、農業に意欲をもつ自立経営志向農家を中心に、農業生産基盤の整備及び農業近代化施設等の施策を積極的にするため、農業所得の増大をはかる一方、多面的に町の発展をはかるためには土地の効率的利用も必要であり、余剰労働力の吸収も時代の要請となってくるので、農業を阻害することなく、工業立地に最もふさわしい環境条件を勘案して、農村地域工業導入を促進してゆく。

計画の基盤としては、昭和四十九年以降実施が見込まれる農村総合整備パイロット事業地域の中で適地の指定、道路、排水路等を土地基盤整備事業に並行して工場環境づくりに当り、約四十ヘクタールの計画面積を目標に導入を促進するものとする。

(イ) 労働力の定着対策

最近、就職後の離・転職が増大する傾向にあるので、次の諸点を計画的に実施する。

○…年少就職者の、就職後の職場適応状況を調査し、不適応要因の内在する者については早期に相談・指導を行い問題点の解決をはかる。

○…新期学卒者採用事業所における受入体制の整備、教育訓練の実施、労働管理の改善、職場適応上の問題の早期発見と、その解決等について助言・指導をする。

○…熊谷地区雇用対策協議会に参画し、新期就職者を対象として定着激励会を行う。(四八年総合振興計画より)

第二節 開 発

妻沼地方の開発は、康平五年（一〇六二）齋藤実遠が入所して以来、実直・実盛とひきつがれた時代において、かなりの成果が見られたと推定されるが確たる資料はない。時代がくだるにしたがつて利根川の流域も変つて、新地開発も行われた。すでに沿革の章でふれたように、成田氏が忍城主となり、妻沼地方を領地としていた時点で、現在の善ヶ島を開発している。しかし飛躍的に開発されたのは、天正十八年（一五九〇）徳川家康が関東大守として江戸城に入り、くだつて慶長八年（一六〇三）幕府を創立して以来のことであろう。

備前堀の開削はすでに述べたとおりであるが、この時点で相当数の新田が開発されたことの推測はなりたつが、残念なことに具体的な数をあげる資料はなく、散見される田方・畑方改め帳では、一時期の一部分はわかるにしても、総体的な町の実態を知ることが不可能なのでこれらはすべて割愛し、産業開発の金石文を紹介することにした。

耕地整理之碑（所在地 弥藤吾字年代、妻沼町立妻沼西中学校西北旧雉子尾堤）

妻沼町大字弥藤吾字悪戸接太田男沼両村東南連雉子尾堤其面積八町余歩伝言往昔土地淤闕而魚龜棲息星移物換變為耕田僅得隣地之余水以充灌溉矣明治四十三年八月大洪水河川氾濫泥土沈澱再為荒蕪之地具狀請官雖若干年間免賦租其慘狀劇甚而復旧不容易以是土地所有者相議欲得耕地之變更與灌溉之便宜屢盡交涉得太田村大字飯塚地内備前渠北縁用水引用之同意設耕地整理組合受整理地区之官允於是組合員同心協力四十四年四月起業翌四十五年一月竣成爾來低窪地域變為美質之良田加之灌溉耕耘之便頗適其宜永浴其利澤是則非不為整理之効果也今茲干與者相謀欲勒石以傳其事業於永遠來請余文因叙其梗槩如此

大正九年一月從六位林有章撰并書

俵瀬耕地整理之碑（所在地 俵瀬伊奈利神社境内）

從五位林有章篆額

俵瀬ノ地形タル北ニ利根川南ニ福川アリ北限道竿堀末流刀江ニ灌キ剩へ無堤地ナルヲ以テ年々數回刀水氾濫屋上ヲ浸スモ幸ニ土地富裕ナルハ寔ニ天祐ナリキ明治九年改租民有八十三町官有數町アリ後河川法ノ実施ニ據リ大正元年土地買収二年起工耕地僅々約三十町歩トナリ夥多膏腴ノ地域ヲ泯滅ス從テ居住移転者十餘戸ヲ出シ現在四十五戸トナル、然シテ殘存地過半底窪原野散在霪雨湛水往々旬月ニ互リ禾穀類耗民苦實ニ名状スヘカラス時ニ有志胥謀リ改修ノ殘土ヲ内務省ニ請ヒ底地ノ埋立ヲ計圖シ六年四月土地整理組合設立ヲ具申シ七年一月砂土搬入其土積二万八千余坪七月耕地整理ノ工ヲ起シ九年二月完成地積十八町八段余歩費金一万五千余円ニシテ八年三月起債低資借入十五年一月償還、十一月組合ヲ解散ス是ニ於テ劃伍井然溝渠新設耦耕至便鼻濕ノ地化シテ高燥ノ区トナル桑浪漲空麥波盈地区民奮勵努力十有餘年ニ涉リ此ノ不朽之業ヲ終リ福祉ヲ後昆ニ貽ス茲ニ碑ヲ建テ以テ整理ノ梗槩ヲ叙スルト云爾

大正十五年十一月 齋藤七郎撰并書

熊谷伊藤敬助刻

開 田 之 碑（所在地 前に同じ）

埼玉県知事 大沢雄一篆額

俵瀬南に福川北道竿堀を繞らし刀江沿岸一帯堤防の設なく一旦豪雨あれば濁流忽ち汎濫し福川道竿も逆流と合し滔々一瞬にして泥海と化し時に人屋を没する瀕年なりき為に作毛悉く水腐し其慘状實に言語に絶す大正元年河川法の実施せらるゝや耕地大半買収住家移転廿五内他転者十一現存戸數四十五因に伊奈利神社は新に社殿を造営し今の所に遷座

す以來營々農桑に励むも土地狹隘収禾以て各人生存の資に充たず於是開拓増産を企図し先づ耕地整理の議を起し大正六年起工全九年完成区劃井然阡陌縱橫車馬四通十二年福川改修の事あり堤塘敷地買収に係る者五町歩超て昭和十七年洪水排除と食糧充實を目途し第二次耕地整理を實施し其地積十六町歩内開田十町三段歩遊地は變して美田となる偶令廿三年水害に罹り道渠頽廢被害甚大なり仍災害復旧工事補助を申請し数々県に懇へ全廿五年認可を得直に起工荒廢を修補し特に開田地区に水路をコンクリートに改修し以て用水の漏泄滲透に備え灌排至便の途を講じ翌年三月工竣る實に増産施設完遂の遺業なりと謂ふ可し黃稻稔々金波漂へ人皆豐饒を謡ふ頃は有志胥謀り之を石に勒して永く後人に伝ふと欲し乃茲に其梗槩を誌す

昭和廿六年十二月中浣 七十六齡 齋藤倉治郎撰并書

開田記念碑 所在地 日向、葛和田橋南側堤防上)

元農林大臣正三位勲一等 後藤文夫篆額

埼玉県の水害地として連年慘害に苦みたる秦村は大正初期利根川並に福川改修工事の其地先きに達するや漸く水禍克服の光明を認め昭和五六年の交道閑掘改修工事成るや其環境を一變して更生の氣運に向ふに至れり然れども一面諸工事用地として百余町歩の土地買収行はれたる為め耕地の減少を來たし他面全村皆畑なりを以て農業経営上単一性に偏するを免れざりき此弊を除去せんには低濕地に一大改良を施し良田を開き積極的に生産の増加を図るの外良策なしとは県農林当局の熱心に勸奨する所なりき村当局並に碑陰記名の村内有力者は右勸奨を諒とし土地関係者の要望と相俟ちて開田運動の爲めに猛然奮起したりのち第一次計画として昭和六年三月三十一日葛和田弁財耕地整理組合を設置し同年九月四日農林省開懇助成事業開始の認下得同月廿五日起工し翌七年四月完成し直に假換地処分を了したる耕地面積七十町歩なりき第二次計画としては昭和七年十一月七日面積百十一町歩を擁する日向葛和田耕地整理組合を設立し

同年十二月二十七日開懇助成の農林省承認を受くると同時に工事に着手し十年三月其完了を告げ十五年九月に至つて換地処分認可を得たり此間特筆すべきは八年五月十五日後藤農林大臣事業實施狀況視察の光榮に浴したるの一事なりとす今工事の概要を観るに揚排水機導入路の設置等最新の技術を応用して間然する所なく村民萃つて開田の大効果を讚し多角経営による福利の増進を悦ばざるなし爾來十數星霜當時の功勞者にして故人となれる者多し今にして其事蹟を刻するにあらずんば永久に湮滅せんことを恐る茲に關係者相謀りて資を醸し開田記念碑を建て後代に貽さんとす余不文を顧みず録して其委囑に答ふ

昭和二十七年一月 石坂養平撰並書

土地改良碑 (所在地 善ヶ島七四番地の一)

農林大臣 周東英雄題額

当地区は妻沼町大字善ヶ島に屬し北に利根川堤をせおい南に旧堤跡を控えており耕地は全部畑地で西高東低南北に摺鉢状を呈している利根川流域のため沖積層の輕鬆土で表面は起伏の多い砂礫層である低地部は埴壤土であるが高地部は耕土培養の必要あり桑園陸稻蔬菜小麦が作付されて來たこの団地五〇町歩のうち約二〇町歩は極度の常時湛水地帯で常に冠水被害を蒙るのみならず耕地全体にわたりて農道の是るべきものがなく日常の通作に著しく不便且つ困難であつた特に一筆当りの地積が微細のため筆數過多に基因する不利益は甚大であつた昭和三三年一月關係者二二四人は相謀りて妻沼町善ヶ島土地改良組合をつくり農山漁村振興特別助成事業妻沼町東部地域農地交換整備および農道排水路新設の名称の下に國縣並に町から補助を仰ぐ建前で同年一月二八日工事に着手した先ず同年度は五〇町歩にわたり暗渠開渠土水路三者合せて六六三mの排水路を新設した翌三三年度に入りて交換分合事業と取り組み一反区を縦五〇m、横二〇mの一〇アールと規定して最初の二七五筆を八一七筆に整備し次に農道の新設に取りかかり二〇〇m

毎に幅四 m 半 縦長一・二六三 m の幹道を設け一〇〇 m 毎に二乃至三 m 幅で全長七八六三 m に及ぶ耕作道を設け第二次排水路を加えて昭和三四年一二月末日総工事を完成した工費として排水路新設に百萬三千円 農道新設に八六萬円を要したがこれによりて推定増収量として米換算百四十石が見込まれ通作距離平均四〇〇 m を二五〇 m に短縮し反当労力二人を節減できるようなことを思えば本工事のもたらした効果はまことに大いと謂うべきであるここに之のあらましを記して後世に伝えることとした

昭和三十六年四月十五日 元衆議院議員 石坂養平撰並書

飼育所之碑(所在地 俵瀬 伊奈利神社境内・碑文は横書)

自由民主党副総裁 大野伴睦

俵瀬地区は元祖の代から耕地の大半を桑園となし農業所得を概ね養蚕に依存するところが大きかったが時代の変遷と共に農業経営の改善に迫られた昭和十七年桑園の一角を水田に転換し同三十三年蚕糸業界は内外ともにいまだ未曾有の大恐慌に遭遇し国家の施策に則り更に整理減反を行つた然し全組合員は現金収入の一環として養蚕の重要性を達観し逸速く第二次大戦終結直後に稚蚕共同飼育を実施して以来十有余年を経過したこの間荻野博氏の蚕室を借用し次で共同作業場の改築により補填してきたが飼育様式の進歩に伴いこれに適合する共同飼育所が要望されるに至つた偶国家が新農村建設の事業を推進せるを契機に埼玉式稚蚕共同飼育所の建設を企図した時恰も蚕業不況の渦中にも拘らず幹部を中心に養蚕農業共同組合妻沼町当局と慎重協議を重ね全組合員一致団結して建設を議決して予算額百八十餘萬円が計上され助成金他一切の手続きを完了した依つて倉稻魂神社の境内を下し昭和三十三年十月十七日起工全三十四年二月末日を以つて茲に宿望の稚蚕共同飼育所が完成し蚕作の安定と養蚕経営の合理化に磐石の基礎が築かれた尚この建物は飼育機関以外には俵瀬区内総ての集いに充て一円輯睦和樂の場所とすることを付記して後世に伝える

昭和三十六年十月吉辰 撰文 齋藤良平

総 工 費 一、八一七、一〇〇円
助 成 金 一、〇二〇、〇〇〇円
組合員負担金 七九七、一〇〇円

妻沼土地改良竣工之碑(所在地 妻沼大我井神社境内)

題 字 農林大臣 重政誠之(表)

妻沼町大字妻沼字芝川神明緑川森廻中岡岡前荒井前酒巻窪卯月花芦際真土女体南一本木東女体及び大字弥藤吾字父沼の地域水田六十町八反歩は古来低湿地のため米麦作の耕作上非常に困難し就中裏作に至つて收穫皆無の状態になることが度々あつたよつて町当局町内有志等相計り先進地の視察及県指導官の指導によりこゝに暗渠排水による土地改良並にこれに伴う用悪水路の改修工事を施行すべく耕作者総会を開催万場一致工事を議決しただちに之を計画実施工事完成を見たよつて建碑記念し美田とともに後世に伝える

昭和三十八年四月

組合員 内田勝朝外百九名 連絡員 橋上重一外二十名 役員 理事長内田秀助外十九名

妻沼土地改良工事々業概要

- 一、昭和二十八年七月二十日土地改良区設立予備審査申請 一 同年十月二十一日 土地改良区設立予備審査 梶山儀助宛認可 一 同二十九年二月二十三日 土地改良法第十条第一項の規定により 団体営として認可
 - 一、工事設計者 埼玉県技官小波安五郎 一 起債 五百九十萬円 農林中央金庫より二十九年三月十一日借用
 - 一、県費補助金六百五十七萬六千円 二十九年二月 三月 三十年六月 三回に亘り交付
 - 一、起工 昭和二十八年十二月 竣工 二十九年六月
- 撰文 梶山 要

土地改良之碑 (所在地 上根神社境内)

題字 埼玉県知事 栗原 浩

福川旧福川及び県道桐生熊谷線に囲まれた上根耕地は肥沃な利根沖積層に属するも田畑交錯形状区々道路狭曲して用排分離せず農業近代化の障碍となる 為に予ねてより大圃場整備を協議計画中の処昭和三十八年度県単独土地改良事業区画整理採択を機に総力を傾注茲に竣工をみたので組合員の努力を称え美田と共に後世に伝える

昭和三十九年十二月吉日 前妻沼町長 大熊五郎之書

事業概要

一、上根土地改良区設立 昭和三十八年三月十五日認可 埼第三六四号 組合員 七十七名

二、事業 区画整理 附農地集団化事業

三、面積 前五十三・二四ヘクタール 改良後五十八・一四ヘクタール

四、設計並監督 県土地改良事業連合会

五、事業費 一金壱千五百壱拾六万貳千円

内 県補助金 五百四十八万五千円

町補助金 五十万四千円

公庫借入 五百参拾参万円

賦課金 参百八拾四万参千円

六、請負 妻沼田部井建設株式会社

七、着工 昭和三十八年十一月二十八日

八、竣工 昭和三十九年三月三十一日 石工 熊谷市石原 野口大作



構造改善之碑 (所在地 男沼字伊勢)

基盤整備事業竣工碑 題額 農林大臣赤城宗徳先生

阪東太郎の清流と県道妻沼本庄線に挟まれたおぬま耕地は東日本随一の肥沃な利根沖積層に属し古くより養蚕蔬菜の本場として名を成すも圃場分散形状不規にして作目交錯し道路狭曲して用排水利の便極めて悪く経営近代化の障害となる為に予ねて大圃場整備を協議計画中の処偶々農業基本法の心随たる構造改善事業構想の策定を聞き進んで之が採択を農林大臣に申請し県下唯一のパイロット地区に指定さる時昭和三十七年二月二十二日爾来蔬菜主産地形成と生産性向上を目的に燃ゆるが如き熱情と創意工夫のもと組合員二百余名が総力を傾注し突風降雹等幾多の苦難にもめげず三箇年の歳月と億余の臣費を投じて一六〇ヘクタールの土地区画整理と農地集団化に伴せ畑地灌漑施設大型機械集出荷所等協業省力化と単純自立化の中核をなす経営近代化施設を整備して面目を一新し全国に比類なき明日の農業拠点造成の完成をみた事は慶びに堪えず茲に組合員の努力と関係当局の適切なる指導を讃え地域の発展を祈念しつつ此の感激を江湖に伝う

昭和四十年七月吉日 埼玉県農林部長 伊藤豊夫 撰文
妻沼町長 増田 一郎 之書

第二節 都市計画

昭和三十八年、町では都市計画の基本構想をたて、都市計画法の適用を受けるべく、県を通じて建設省に申請しておいたところ、翌三十九年八月二十日付けの建設省告示第二千三百十五号で、都市計画街路が決定した。

この時点の町の基本構想としては、「都市計画法に基き、総合的な計画を樹立して、地域格差を是正、均整のとれた町づくりを推進する。」というもので、次のような諸点について計画がたてられた。

一、産業の進展傾向

妻沼町は昭和三十七年度以来行財政力の拡充強化と、町民福祉の増進を図り、これが飛躍的な発展を期するため近代工業の導入拡張と、農業構造の近代化を重点施策として取り組んできた結果、

- (1) 工場誘致と町内既存事業所の拡充も順調に進み、引続き数社の誘致を予定している。このような、第一次産業の増強は、自動的に第三次産業の進展を促し、町の人口増加と経済の成長が大いに期待されている。
- (2) 第二次、第三次産業の進展にともない、必然的に近代化を迫られている農業部門については、すでに農協の合併により、指導態勢の拡充と、近代化資金の融資等によって着々成果をあげているし、男沼、上根、妻沼北部、妻沼西部、妻沼東部の基盤整備事業も工事を終り、現在、県営妻沼西南土地改良事業を推進中で、農業近代化への方向をめざして進展している。
- (3) その他の整備 産業の発展に呼応し、これらと関連ある福川改修、道閑堀湛水排除、刀水橋増設、県道改修、広域行政施設（し尿処理場等）もそれぞれ軌道にのりつつある。

二、将来の都市的性格

- 田園都市から農工商三位一体の均整のとれた新近郊都市への脱皮をはかる。これがため、
- (1) 妻沼町全域を計画区域とし、東武熊谷線及び県道太田・熊谷線の沿線に中心をおき、開発をはかる。
 - (2) 既成市街地は、商業、官公街地区とし、その周縁を住宅地とする。
 - (3) 工業地区を東武熊谷線以東に求め、市街地南東部に準工業地区を設ける。
 - (4) その他の地区は、農業生産地として、基盤整備と経営近代化を図る。

三、交通施設の整備計画

- (1) 道路 路網
 - ① 主要県道太田・熊谷線の二級国道編入促進
 - ② 刀水橋増設と相まってバイパス路線の新設
 - ③ 県道の改良と主要町道の県道編入促進
 - ④ 市街地街路網、産業道路、通学道路の整備
- (2) 交通機関
 - ① 東武鉄道熊谷線の輸送力強化（貫通促進）
 - ② 通勤通学バス路線の拡張

以上の計画が、昭和五十年七月現在で、新刀水橋の架橋と、バイパス路線の開通、かなりの県・町道の改修の実現をみたが、遂に東武鉄道熊谷線の群馬県側への貫通の実現が遠のいた。

都市計画街路表

※計画図のとおり

街路番号	街路名称		幅員(m)	延長(m)	標準断面(m)		摘要	
	等級	類別			歩道	車道		
2	1	1	妻沼熊谷線	21	約2,750	3.5	14	バイパス線
2	2	1	新桐生熊谷線	16	2,670	3.5	9	地方道太田、熊谷線
			た だ し	11~16	350	3.5	9	刀水橋すり付口
				18	580	4.5	9	商店街通り
2	2	2	梶山江波線	16	1,480	3.5	9	
2	2	3	江波弥藤吾新田線	16	1,800	2.0	12	
2	2	4	駅西口弥藤吾線	16	1,000	3.5	9	
			た だ し	20	240	4.5	11	駅前通り
2	2	5	登り戸梶山線	16	1,690	3.5	9	
2	2	6	駅東口線	16	640	3.5	9	
合 計				—	12,030	排水溝付舗		総工費 10億500万円 計画年次10ヶ年

四、その他の整備計画

- (1) 宅地並びに住宅の整備
人口増に対応する宅地利用増進のため、土地区画整理事業を実施し、併せて公営、公団、公庫等集団住宅の建設を推進する。
 - (2) 排水施設の整備
排水施設としての流末を道閑堀及び福川に求める。特に道閑堀については、湛水排除事業と並行して速やかにこれが改修をはかり、市街並びに開発地域の下水路網を整備する。
 - (3) 汚物処理施設等の整備
汚物処理場及び火葬場については、広域施設として計画を進め、じん荼処理施設の機能を更新する。
 - (4) 遊園地等の整備
 - ① 聖天様周辺の整備開発
 - ② 利根川堤内運動場の整備
- ：計画実現の具体的事象は別章参照。

第四節 開発公社

昭和四十五年五月一日「町の施策に即応して、都市の建設に必要な公共用地等の計画的取得に協力し、町の総合的開発の推進をはかり、もって町の経済伸長と町民福祉の向上に寄与する。」ということを目的として、基本財産二百万円をもって、「財団法人妻沼町開発公社」が創立された。

役員の構成は、町長を理事長とし、その下に副理事長をおき、理事・監事は、議会、各界の代表者、学識経験者・町助役・収入役・教育長・開発関係職員で、理事十五名監事二名で組織され、職員は企画課職員（兼務を含む）を充てた。そして積極的に事業を推進してきたのであるが、四十九年八月二十七日、組織の変更がおこなわれて、「妻沼町土地開発公社」と改称され、現在（五十年七月十八日調）までに次のような事業実績をあげている。

事業実績

- ① 住宅用地 大字善ヶ島三、〇〇〇㎡。大字西野五、〇〇〇㎡。大字弥藤吾寺窪用地一〇、〇〇〇㎡。
- ② 廃棄物処理場用地 大字弥藤吾寺窪地区一〇、〇〇〇㎡。③ 町民運動公園用地 大字飯塚地区一〇〇、〇〇〇㎡。
- ④ 衛生センター用地 大字永井太田地区六、五〇〇㎡。⑤ 公共用地代替地 町内各所。⑥ 郵便局用地 大字弥藤吾寺区四〇〇㎡。⑦ 秦幼稚園用地 大字葛和田地区一、二〇〇㎡。⑧ 道ヶ谷戸保育園 大字道ヶ谷戸地区六四〇㎡。
- ⑧ 中央公民館用地 大字弥藤吾寺年代地区四、五〇〇㎡。

以上、公社創立の目的達成のために鋭意努力を傾注して事業の推進にあたっているが、すでにその目的のために取得した土地には、中央公民館を除いて全部または一部の施設が完成している。

第十章 官公署・団体

第一節 郵便局

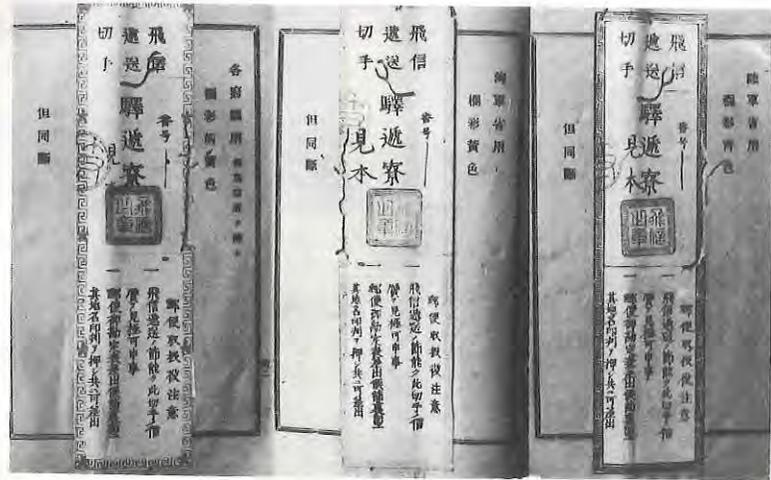
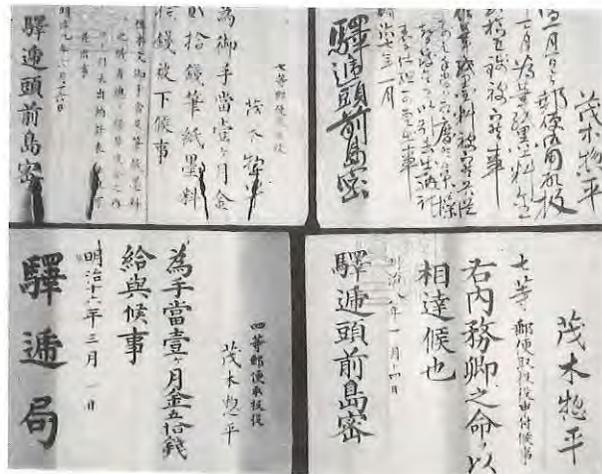
郵便取扱いの開始

明治の新政政府は、諸事文明開化を旗じるしとして努力しつつあったが、明治四年（一八七一）一月、郵便規則を制定、それまで飛脚屋と称する民間企業を、国家経営にきりかえ、その手はじめとして東京と大阪間の郵便を開始した。

当時は、駅通局と称し、これを機に、全国の各町村に郵便の取扱所を設立することによって、交信の便をはかろうとした。

このため局では、積極的に地方の行政者に、郵便取扱所の設立を呼びかけたのであったが、当時の人達は役人になることを嫌っていたので、なかなか思うような成果をあげることができなかった。そこで駅通局では、督励役人を各地に派遣して強行な手段に出た。

妻沼地方周辺の督励役人は、群馬県太田町の旅館「芭蕉屋」に止宿して、交通上重要で、郵便取扱所を設立しなければならぬという



な町村の戸長を召喚、未設立の町村からは始末書をとるということを伝達した。この地方では、妻沼村が該当地域であったので、戸長鈴木武兵衛の代理として小林所作が出頭し、この旨を承った。かくして比企郡松山町に出張していた本局役人のところまで、同僚の堀越紋次郎と共に設立届書を提出、そして茂木惣平が事務取扱役を命じられた。時、明治五年四月五日のことであった。

この時点において、妻沼地方においても郵便の取扱いが開始されたわけであるが、配達する者もなかったため、惣平は店（常盤屋）の小僧に配達させるといふ苦肉の策をとらざるを得なかった。

明治七年九月、次のような飛信通送規則が出され、後の電報にかわる事業も始められ、徐々に郵便事業も軌道にのるのである。

飛信通送規則

一、飛信トハ正院外務省内務省大蔵省陸軍省海軍省工部省司法省宮内省開拓使各府県（東京府ヲ除ク）各地ノ鎮台營所或ハ一方出張ノ長官ヨリ互ニ非常至急ノ情報ヲ通スル時ニノミ用フル別段ノ急便ヲ云フ（以下略）

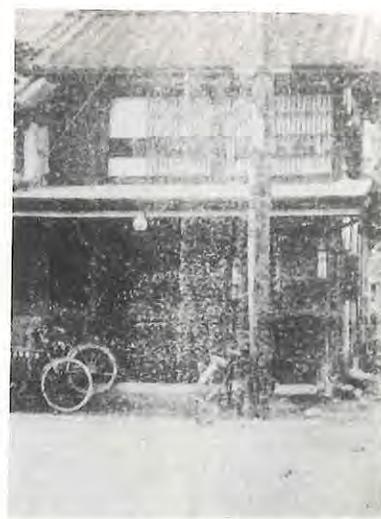
この規則には、取扱上の注意、方法等こまかく定めている。

（上掲の写真是官報で告示された切手の見本。なお前頁の写真是、茂木惣平に交付された諸種の辞令の一部、茂木高之蔵）

妻 沼 郵 便 局

前述のように、明治五年、茂木惣平が自宅を郵便取扱所として郵便業務を開始したが、妻沼郵便局の草創であり茂木惣平が初代妻沼郵便局長ということになる。そして明治八年一月十四日、七等郵便取扱、九年六月十六日には、手当一カ月二十銭、紙墨料十銭を支給されることになった。くだつて十三年七月二日には四等郵便取扱役となり、十六年三月一日には、手当一カ月五十銭、取扱諸費として二円支給されることになった。

明治十八年八月十日、貯金業務を開始、郵便局業務も次第に軌道にのってきたが、翌十九年十二月二十四日、その息昌一郎に局長の座をゆずった。



(妻沼町誌より複写した旧妻沼郵便局)

明治二十三年十二月二十六日には、為替業務も開始され、翌二十四年四月十五日から二十六年二月七日まで、いったん森谷新八が局長業務を引継いだ。再び茂木昌一郎が局長に就任した。そして局長業務を遂行していたのであったが、明治三十二年九月、県議會議員に当選したので、同年十月一日、再度森谷岩太郎に局長職をゆずることになったのである。こうなると、局舎を「常盤屋」におくこともならず、翌十一月十日、仲町の一、四三三番地内の借家に局舎(上掲の写真)を移した。なおこの月の一日に、小包業務を開始、三十五年一月一日からは電信業務も開始した。そして三十八年六月二十六日、大桑三郎が六代目局長をつぎ、大正五年九月十一日まで執務、茂木昌一郎の息稚太郎が、以来四十年間局長の職にあった。したがってこの人は局長さんの名をもて地域の人に慕われた。



茂木稚太郎が局長になった翌十月一日、保険業務を開始し、業務は拡充強化の一途をたどったので、大正十一年に至り、局長代理を置くことになり、四月十三日付で井田牧三郎が初代の局長代理に就任した。以来、井川省治(自昭和三年六月一日至三九年四月一日)松本正五郎(自昭和三八年一月二六日至四八年七月三〇日)高山 慶(昭和三九年一〇月二〇日、至現在)が就任して業務を遂行してきた。

昭和四年二月二十一日に電話業務を開始、逐次加入数も増加していったので、現行局舎では手狭となり、二十七年二月十一日に下町一四〇八一二に局舎を新築移転した。

昭和三十一年八月一日、茂木局長退任後、渡辺庄造・梅津美臣・竹内臣由と変り、四十三年四月二十三日、妻沼電話交換局が開設されたので電話交換は廃止となった。その後時代の趨勢にもとづき、庁舎を大字弥藤吾字番匠免に新築、昭和四十九年七月十七日、菅原正治現局長が就任した年の十一月十一日に移転して現在に至っている。(上は下町時代の局舎)



(現在の妻沼郵便局)



太田郵便局

取扱業務概要表

妻沼郵便局

取扱種別 年度別	郵便業務				貯金業務				保険業務	
	一般便物		年賀郵便物		受入高		払出高		契約	契約保険
	引受数	配達数	引受数	配達数	口数	金額	口数	金額	件数	金額
昭和31年度	通 78,000	通 340,000	通 52,000	通 76,000	口 68,330	円 137,011,152	口 8,481	円 134,285,403	件 6,585	円 317,805,954
32	91,000	376,000	57,000	79,000	71,064	144,787,405	9,387	143,970,688	6,847	357,774,519
33	100,000	383,000	66,000	81,000	73,936	155,220,736	9,078	158,495,917	6,892	398,000,151
34	106,000	401,000	70,000	98,000	76,485	179,989,842	10,483	180,427,347	6,726	428,214,403
35	117,000	418,000	76,000	100,000	78,656	210,440,167	12,113	209,439,440	6,894	471,415,805
36	120,000	439,000	84,000	108,000	82,989	255,197,586	11,718	255,822,680	6,980	517,823,410
37	138,000	457,000	90,000	115,000	87,817	290,950,795	12,430	290,213,020	7,016	569,485,100
38	153,000	478,000	96,000	126,000	93,050	351,153,037	13,836	351,605,152	7,151	644,305,170
39	160,000	491,000	101,000	130,000	96,611	517,604,823	15,076	515,889,547	7,530	788,331,558
40	173,000	505,000	107,000	133,000	99,743	525,768,771	14,866	524,571,167	8,192	921,269,409
41	198,000	521,000	116,000	146,000	102,287	575,685,110	15,577	578,420,364	8,133	1,053,113,809
42	201,000	549,000	129,000	153,000	99,184	670,862,134	15,509	668,427,432	8,481	1,229,986,208
43	205,000	557,000	146,000	165,000	98,080	759,789,726	15,816	761,264,730	8,772	1,406,123,214
44	225,000	604,000	150,000	172,000	99,942	933,491,892	15,615	931,535,681	9,000	1,630,448,839
45	242,000	613,000	152,000	177,000	103,787	1,116,911,880	16,286	1,116,244,478	9,257	1,904,769,578
46	305,000	737,000	162,000	191,000	106,432	1,320,953,143	17,739	1,311,466,059	9,575	2,219,320,766
47	315,000	776,000	189,000	218,000	109,677	1,620,545,077	18,200	1,624,781,067	9,279	2,757,989,696
48	326,000	817,000	199,000	236,000	114,353	1,979,118,304	18,841	1,976,860,016	10,556	3,334,293,000
49	347,000	998,000	220,000	262,000	115,178	2,500,171,385	23,572	2,494,838,882	10,767	3,780,974,000

太田郵便局は、太田村（現妻沼町）大字永井太田二二八九の二に昭和十五年一月十六日、新設開局され、郵政業務の取扱いを開始した。そして十七年三月十一日に、電話交換業務開始と同時に、電報と電話の受付事務及び電報配達業務を開始した。

しかし、電気通信（電報・電話）事業の合理化により、電話交換事務は、昭和三十年一月二十日に廃止し、妻沼郵便局に引継いだ。また、電報配達業務は、昭和四十年十一月二十八日に廃止し、深谷電報電話局、妻沼郵便局にそれぞれ引継いだ。

現在の、当局取扱業務内容は、次のとおりである。

郵便（集配事務は取扱っていない）

電報・電話の受付

郵便貯金・為替・振替・年金恩給・国民年金・厚生年金共済年金の支払・国債の支払・国庫金の支払・簡易保険・郵便年金

初代局長は、大字男沼三三四〇番地、堀江陸次で、開局当初より、死亡した昭和三十九年四月十七日まで。

二代目局長は、昭和三十九年六月一日、初代の息堀江常行が就任現在に至っている。



長井郵便局

長井郵便局は、昭和二十二年四月十六日、逓信省告示第三百三十八号で、大字江波四一五番地に開設されたものである。

逓信省（現郵政省）では、昭和の初期、全国的に通信事業の窓口を一村に一カ所置くことを計画し、毎年度百局ないし二百局程度の開設を実現していたが、全国的には遅々として、国民の要望に応じ得ないのが実状であった。と、いうのも、通信事業（郵便・電報・電話・貯金・保険・その付属業務、船舶）は、明治政府が国营事業として、通信を安い料金で、早く、確実に届けることを念願としたからである。事業は順調に発展し、相当の収益を揚げ、国家財政に寄与していた。

通信事業が、特別会計として、国の一般会計から分離後も、なお十年間、収益金の一部を一般会計に納付金として繰入れすることが義務づけられて、経費がなかったからである。

大東亜戦争の末期の昭和二十年には、東京が焼野原と化し、郵便局を必要としない状態となり、多数の郵便局が廃局となった。このためその経費をもって、前述の一村、一局計画の一環として、

為替貯金並びに附帯業務取扱量調書

（郵便・電報電話関係業務を除く）

太田局

年 度	利 用 者 数	取 扱 金 額
30	15,848	70,230千円
31	17,860	91,288
32	19,136	96,106
33	18,222	103,728
34	18,379	124,377
35	17,913	154,224
36	18,991	159,963
37	19,380	164,749
38	19,731	187,749
39	20,038	251,812
40	19,147	274,306
41	18,902	332,467
42	19,871	385,470
43	21,094	470,730
44	21,469	561,111
45	22,375	771,974
46	23,216	866,704
47	25,587	945,615
48	26,188	1,282,782
49	29,228	1,601,232

長井村（現妻沼町）に設置が決定され、かくして当初のとおり開局されたのである。

長井郵便局は、通信事業のうち、郵便、電報、電話、貯金、保険と、それらの付属業務を取り扱っているが、主なものは貯金、保険と、それらの付属業務で、その推移は左表の通りである。

なお、初代局長は関矢一栄で、開局当初より二十三年間、その職にあつて地域社会の発展に寄与してきたが、四十五年に退任、現在、関矢郁夫が二代目局長として活躍している。

貯金・保険付属業務

長井局

年 度	利用者数	金 額	年 度	利用者数	金 額
昭和 22		千円 744	昭和 41	14,930	千円 181,057
23		2,008	42	14,699	212,944
24		4,854	43	14,486	260,503
25		8,470	44	15,998	377,700
26		11,081	45	18,481	601,593
27		18,359	46	19,633	690,182
28		18,539	47	20,466	914,033
29		24,535	48	20,496	1,205,911
30	16,922	38,908	49	22,024	1,445,978
31	16,218	46,319			
32	16,807	52,384			
33	15,340	54,130			
34	15,491	63,484			
35	16,094	74,633			
36	17,038	84,235			
37	17,299	95,513			
38	16,005	115,755			
39	15,778	140,699			
40	14,420	157,734			

第二節 浦和地方法務局妻沼出張所

大正七年七月十五日、妻沼町大字妻沼字錦森一五二番の二、歓喜院持籠堂の一部を借用、仮庁舎として開庁した熊谷区裁判所妻沼出張所は、妻沼町、長井村、秦村、男沼村、太田村を管轄区域としたが、同年十月二十七日には字酒巻一三六六番地の一地内に、木造瓦葺平屋建、床面積一三二・〇一㎡、石造瓦葺平屋建倉庫床面積一九・八三㎡木造瓦葺平屋建控所、床面積一九・八三㎡、木造平屋建物置、床面積六・六一㎡の新庁舎が完成したので移転した。

以下、同所の沿革の、機構に関する事項についてみることにしよう。

一、大正七年六月二十四日、司法省令第九号をもって設置され、熊谷区裁判所に属し、同年七月十五日開庁

一、昭和十九年四月二十三日、司法省令第十六号をもって廃止され、閉庁

一、昭和二十一年七月一日、司法省令第四十八号をもって設置され、熊谷区裁判所に属し、同日開庁

一、昭和二十二年五月三日施行された日本国憲法及び裁判所法によって、司法と行政が確然と分離されることになり昭和二十二年政令第六号、同第三〇号及び同年司法省令第四三三号の施行により、従来裁判所及び供託局において取り扱っていた登記、供託に関する事務並びに戸籍、寄留に関する事務の監督及び公証人、司法書士に対する監督に關する事務の取り扱いが変更され、昭和二十二年五月三日から官制改正により、司法大臣監督の下に地方裁判所毎に設けられていた供託局及びその出張所を司法事務局及びその出張所と改称し、更に従来登記事務を取り扱っていた区裁判所出張所（いわゆる登記所）にかわって、その所在地に司法事務局出張所を設置した。

埼玉一円を管轄する浦和司法事務局は、浦和市常盤町一丁目一六五番地、浦和地方法務局内におかれ、総務課、登記課、戸籍課及び供託課が置かれ、越ヶ谷、川越、熊谷及び秩父の各出張所を、甲号出張所と称し、登記事務の

みを取り扱う川口ほか三十二出張所を、乙号出張所として発足した。そして、政令施行の際裁判所書記で、専ら登記事務を取り扱っている者は、司法事務官に任せられ、浦和司法事務局又はその出張所に勤務を命ぜられた者とし、権限、管轄区域は従前の登記管轄区域によることとされた。

一、昭和二十二年十二月十七日、法律第一九三号をもって法務庁が昭和二十三年二月十五日設置され、同日司法省が廃止され、昭和二十三年六月二十五日、新に会計課が置かれた。

一、昭和二十四年五月三十一日、法律第一三六号により、同年六月一日法務庁の名称が法務府と改称され、浦和司法事務局は浦和地方法務局と改められ、同時にこれまでの所掌事務の外に、訟務事務及び人権擁護事務を取り扱うこととなり、同日訟務課及び人権擁護課が設置された。また、従来の甲号出張所は支局となった。

一、昭和二十五年七月一日からは、国籍事務を取り扱うこととなった。

一、昭和二十五年七月三十一日、法律第二二二号、土地台帳法等の一部を改正する法律により、従来税務署の所管であった土地台帳及び家屋台帳の事務が移管されるとともに土地家屋調査士に関する事務も取り扱うこととなった。

一、昭和二十七年七月一日、住民登録法（昭和二六、六、八法律第二一八号）の施行により、同日から市町村における住民登録事務に対する指導（勧告、助言）を行うこととなった。

一、昭和二十七年七月一日、法律第二六八号により、同年八月一日、法務府は法務省と改められた。

一、浦和地方法務局妻沼出張所の職員配置定数

昭和三十六年度、一名、昭和三十六年八月二十四日、日記第五九一一号、局長訓令

昭和四十四年度、二名、昭和四十四年六月一日、日記六一〇号局長訓令

昭和四十八年度、二名、昭和四十八年六月一日、訓令第六八号

（付記）現鈴木知旨所長は、昭和五十一年九月一日発令、浦和地方法務局久喜出張所より九月三日着任した。

庁舎の概要

当初述べたように、大字妻沼字酒巻、一三六番地の一地内に、庁舎を新築して以来、所在地の変更はないが、昭和十五年、増築の必要にせまられ、貸与者妻沼町において工事費負担の上、同年八月二十日、庁舎増築に着工、翌九月七日に完了した。この時増築された床面積は、一・六五㎡、従って庁舎の床面積は、一・二三・六六㎡となり、現在まで変更はない。（上部写真、50年12月1日写す）

なお、この庁舎は妻沼町所有のもので、賃貸借の契約がなされ、当初は月額八円、昭和二十一年七月一日より月額十円、同年十月一日より二十五円、二十三年四月一日より六十二円五十銭、二十四年一月一日より百四十円、二十六年四月一日より六百円、三十四年四月一日より七百元、三十五年四月一日より八百円、四十年四月一日より、千五百円、四十三年四月一日より二千二百円、四十四年四月一日より三千四百円、四十九年四月一日より六千円と、逐次増額していった。もちろん高額な貸与料ではないが、社会経済の動向を知るための、ひとつの資料であろうかと思われたので列記した。

庁舎新築以後、修理すべき箇所は修理し、設置すべき施設は設置したが、四十五年十月二十一日、公衆控所は老朽化による破損箇所がひどく、使用不能のため取りこわした。



第三節 産 業 団 体

一、農 会

沿革 明治二十八年（一八九五）六月、農事の改良發達を図るため、県令第十八号を以つて農会設置準則が公布され当地区では先ず二十九年七月二日に太田村農会が設立されたのをかわきりに、翌三十年一月二十八日に長井村、同年三月三十一日に男沼村が、同四月二日に妻沼村外一カ村組合の各農会がそれぞれ設立され、秦村農会は明治二十二年二月の設立となっている。各村農会の發起人（秦村は不詳）は次の通りである。（◎印会頭）

太田村農会 井上金三郎、鈴木保太郎、鈴木利八、船越茂七、大槻久三郎、岩崎長助、掛川甚太郎、川田茂一郎、荻野茂国、中島利吉、江黒浅次郎、◎武井敏太郎、三沢藤三郎、大谷嘉津弥、間島永作、三沢 孝、新井伊三郎
長井村農会 長島福次郎、内田兵三郎、原口仲次郎、須永栄五郎、柿沼源次郎、大熊栄藏、松本順太郎、宮本文光
男沼村農会 飛田芳三郎、浅見良作、森徳左衛門、横塚平左衛門、新島長三郎、小林奎平、小林太作、田中善次、栗原安太郎、小林豊松、青木 茂、高柳幸太郎、栗原米三郎、内田竜之助、板倉 勇
妻沼村外一カ村組合立農会 小林所作、茂木昌一郎、三沢辰三郎、堀越義賢、萩原伝吉、須田治三郎、梶山四方吉
逸見精一郎、小林浅五郎、白石大作、飯田芳造（以上妻沼村）井田定吉、青木寅次郎、森 武平、岡田秀太郎、栗田又三郎、長谷美忠次郎、長谷川伊之吉（以上弥藤吾村）

町村農会の設立と相まち、明治三十年三月に、大里郡内二十八町村（当時の大里郡内には、三町三十七村一組合村があつた）。農会の上級機関として、大里郡農会が、更に翌三十一年五月には、埼玉県農会がそれぞれ成立し、三十三

年四月、農会法の施行に伴い規約を会則に、会頭を会長に改めるなどして体制を強化し、四十三年には帝国農会の創立を見るに及び、名実共に農業振興の推進力としての位置づけが確立され、技手が役場に常駐して勸業係を兼ね、或いは提携して直接技術指導に当たり、産業組合の設立や食糧増産はもとより農村生活の改善等、多方面に亘り大きな事績を残したが、昭和十八年五月農業団体法により農会、産業組合、養蚕組合を統合して町村農業会に發展した。

太田村農会の事績

大里郡農会の中で最も積極的に活動したのが太田村農会で、実績が特に顕著であつたため、明治三十七年二月六日同三十八年三月三十一日、同三十九年三月二十四日（以上会長 大槻久三郎）明治四十年三月二日（会長 掛川決）の四回県農会から表彰を受けて、それぞれ優旗を授与され、明治三十九年三月二十一日には、会長 大槻久三郎が、大日本農会（後の帝国農会）から名誉の賞状を受けている。当時の主な事績を挙げれば次のとおりで、推進力になつたのが太田農友会（創立明治三十五年二月十日、会長大槻久三郎、会員七十八名）郡農会短期講習習生及び趣旨に賛成する精農家、目的、農事の改良促進）であつた。

- 1、農事講習会
- 2、苗代共進会
- 3、苗代害虫駆除
- 4、麦作多収穫共進会
- 5、稲作多収穫共進会
- 6、菽類（豆）多収穫共進会
- 7、米麦種子共同塩水選
- 8、麦奴（黒穂）病予防
- 9、野そ駆除
- 10、堆肥製造講習会
- 11、肥料種苗共同購入
- 12、農産物共進会
- 13、秋蚕用桑園特設奨励
- 14、部落農事実行組合の設立

二、養 蚕 組 合

八ツ口養蚕組合

当字は、耕地の大半が水害常習地のため、夏作の収穫が不安定で、農民の生活が困窮し、意気は消沈して地区の荒廃甚だしきを憂えた大島長八等は、明治二十八年三月、青年有志と相謀り、地域振興策として養蚕業が比較的水害の

患いが少ないことに着目し之が改善をめざして同志三十名と、「ハツ口養蚕同志会」を組織し、高山社と提携して積極的に活動した結果、三十年二月には、会員が四十七名に増加した。そこで統制を保ち、内容を充実するため会則を作り、新たに、(1)蚕種の共同購入と飼育法の統一、(2)生繭の共同販売を導入し、三十八年には、(1)蚕種の共同催青、(2)種蚕共同飼育(個人蚕室ニカ所利用)の実施に発展し、飼育技術の改善につとめたため、收購量と品質が著しく向上し、周囲から驚異の目を以て見られるようになったが、四十四年に郡農会養蚕組合準則が公布されたのを契機に、名称を「ハツ口養蚕組合」(組合長福島鶴太郎、顧問大島長八、組合員五十名)に改め、規則を制定して体制を整え業務を拡大して資材の共同購入を取り入れ、木炭、肥料、蚕具及び桑苗等の斡旋を扱った。このほか、大正二年三月には、付属納税組合を、同四年十一月には、部落改善会を設立して、納税義務の完遂と旧習の改善並びに蓄積(教育資金、○十歳・成人資金十二十歳・産業資金二十歳以上)の奨励に意を用いるなど、地域の振興に大きな業績を挙げたため、部落養蚕組合の範として明治四十二年には郡農会から補助金を、大正二年には大里郡長及び長井村長から、同三年には大日本蚕糸会総裁及び埼玉県知事から、それぞれ表彰状を受けた。

男 沼 養 蚕 組 合

大正二年四月、男沼村大字男沼、間々田、出来島及び台の養蚕農家四十余名で組織、青木茂が組合長になり、生繭取引(深谷 橘館製糸)取継仲買人(妻沼野口商店ほか一)、蚕種(群馬、折茂)、指導(高山社、三木育太・堀口馬次郎)等を決めて蚕作の改良に取り組んだ。たまたま大正五年に利根川の改修成り、養蚕業が急速に発展するに従い、各字毎に組合設立の機運が高まり、十二年四月に組合を解散して、「男沼養蚕実行組合」ほか、「男沼第一」(間々田)、「男沼第二」(台)の二組合が、翌十三年には、更に、「男沼第三」(男沼)、「男沼第四」(間々田)、「男沼第五」(出来島)、「上小島」、「下小島」の五組合が分立したが、時と共に對抗的な面がでてきたので、昭和四年五月に、男沼の二組合が中里初雄の仲介により合併して、「男沼養蚕実行組合」(顧問小暮万吉、組合長能見

一知、組合員七七名)になった。この時の桑園面積は三三三畝(耕地の四〇%)で、收購量は二六、七五六畧に達し、一〇〇貫メ(三七五畧)以上の養蚕家が四戸を数え、特に、バラック式経済桑養と、初・晩秋蚕平座育の発祥地として近隣にその名を知られるようになった。中でも 浅見徳治の改良飼育と量産化は、衆人の注目する処となり、昭和五年に総量四五〇貫メ(一、六八八畧)を收購、六年に山中知事、八年に広瀬知事、更に十年に井野碩哉蚕糸局長等の視察があり、組合も、昭和八年二月に優良組合として知事表彰を受け、九年四月には大日本蚕糸会総裁から賞状と表彰旗を授けられ、全国一の折紙がつけられた。その後も收購量の更新が続けられ、全盛期の昭和十三年には、組合の総量は一〇、〇〇〇貫メ(三七、五〇〇畧)個人では浅見氏が五六八貫メ(二、一三〇畧)を収めたが、戦争の激化に伴い、桑園は食糧畑に転換され、労力は動員、徴用で年と共に減少して養蚕業は衰頽の一途をたどり、戦後一時復活したものの、次第に野菜畑に移行し、三十八年農業構造改善事業により、桑園は無くなり、組合は解散して栄光の歴史を閉じた。

三、産業組合と農業会

産業組合法によって、明治四十三年十月十七日、有限責任大我井購買販売組合(組合長理事、田部井長太郎、組合員二七九名)、加入口数三五七口、既払込資金八七六円、事業(1)農産物販売、(2)必要物資の購買)が、同年十一月十二日、有限責任弥藤吾村信用組合(四十四年三月十六日購買、販売事業設置)が、同年十二月二十七日、有限責任妻沼村信用組合(組合長理事、田部井長太郎、組合員一七八名、加入口数二八〇口、既払込資金七七五円、事業、(1)資金の貸付、(2)貯金の便宜、四十四年一月十八日、販売事業設置)が、翌四十四年二月七日、有限責任太田村信用購買販売組合(組合長理事、原口美、組合員二四七名、信用評定委員掛川英作ほか六名)が、同年四月五日、有限責任葛和田信用購買組合が、翌四十五年七月二十四日、有限責任日向信用購買組合が、それぞれ設立され、更に、

大正十二年八月二十三日、有限責任男沼信用組合（組合長理事、荻原龍之助、組合員二九一名）同年十月二十九日に有限責任長井信用購買組合（組合長、内田善之助）が設立された。

なお、以上の組合のほか、妻沼村信用販売組合碓氷社妻沼組（理事三沢辰三郎、小池甲子次郎、田部井長太郎、加入者四一三名、資金五、九七五円、事業、生糸の依託販売）が、明治四十三年四月二十八日に、同年九月十日、妻沼生糸共同販売組合（組合長 田部井長太郎、組合員四二名、加入口数五〇口、既払込資金二五〇円、事業、座繰製糸の共同場、販売）が設立されたが、たまたま昭和元年十二月に、経済不況のありを受けて深谷商業銀行（妻沼支店長青木茂）が破綻し、昭和五年には武州銀行が危殆に瀕したときや、同七、八年ごろの農業恐慌等、幾多の苦難に直面したが、よく組合員が一九となって危機を乗り切りながら、統合や利用事業（農業倉庫や精米所など）の導入など事業の拡充を続け、昭和九年五月五日、秦信用購買組合の設立を最後に、一町四村産業組合の設立が完了して、着実に業績を伸ばし、特に戦時下、食糧増産と需給等、国策遂行に大きく寄与した。

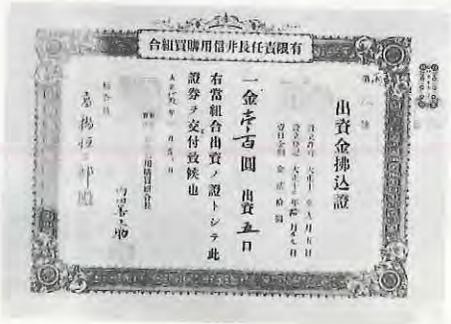
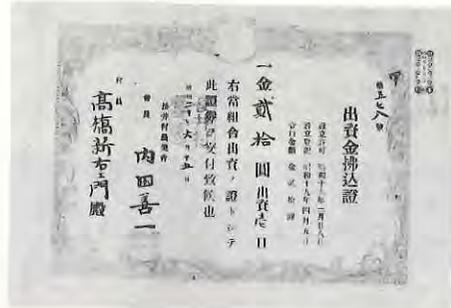
（昭和十八年五月に、既説（農会の項）のとおり「農業会」となり、資材の一元配給、農産物の一元集荷から貯金の吸収、国債の消化など、国家統制が一段と強化されたが、終戦により解体の運命をたどり、昭和二十三年四月に発足した「農業協同組合」に、財産及び業務が継承された。ちなみに、「男沼村農業会」の経緯を述べると、昭和十八年三月に、浅見徳治、赤石忠吾両氏が、県知事から設立委員の委嘱を受けて準備を進め、同年五月二十四日に設立、初代会長に村長・中里初雄が就任したが、村務多忙のため副会長の青木治一郎（翼賛壮年団長）が実務に当った。その後、二十年二月十一日、第二回総会で青木氏が会長に推されたが、戦後追放により、二十二年五月の定例総会で飛田茂一が会長になり、二十三年十月十五日に解散した。当時の預金額は三百万円で、村の信用機関の役割を十分に果たしていたという。

産業組合（農業会）の歴代会長は次のとおりである。

- 妻沼 1 田部井長太郎、2 須田実郎、3 田島峯吉、4 青木藤兵衛、5 梶山議助、6 内田秀助
- 男沼 1 荻原龍之助、2 青木治太郎、3 森守之助、4 松村盛之助、5 7 青木治一郎、6 中里初雄、8 飛田茂一
- 太田 1 原口 美、2 長島彦八郎、3 原口 香、4 長島作左衛門
- 長井 1 内田善之助、2 村田富士平、3 江森右一
- 秦 1 清水佐与吉、2 船田義逸



上 元妻沼町農業会事務所



信用購買組合農業会当時の出資証券

四、農業協同組合

設立 昭和二十二年十一月十九日「農民の生活力の増強と社会的経済的地位の向上を図る」ことを目的に、「農業協同組合法」が制定公布され、町村毎に農協設立準備委員会を組織して農協の趣旨普及と設立事務に当たらせ、二十三年四月一日に「農業協同組合」を設立した。これと同時に旧「農業会」の清算事務が進められたが、施設、事業及び人材はそのまま新農協に引き継がれ、清算金は新組合の出資払込金の一部に充当し、十月に解散総会がもたれた。

幸い、各農協とも農業会で完全統制のレールが固定化していたため、新農協も自動的に生活・生産物資の配給源になり、食糧供出をはじめすべての農産物の一元集荷一括販売の地位も安定し、かつ又金融機関としての実績も定着化していたこと等により、首脳人事は一新し独占事業に対する制約は強まったが、物資不足と食糧管理法の強化に加えて農村闇好況に支えられて、さしたる混乱もなく五農協とも順調な滑り出しをみせた。

秦農協の再建整備 ところが食糧事情の好転と経済の復興に伴い開景気が低落しはじめた三十年代に入ると、不良資産の累積等による経営不振の組合が出現したため三十一年三月「農業協同組合整備特別措置法」が制定され、当町では同年十月、欠損累積の「秦農業協同組合」が再建整備の指定を受けたが、自主的な整備体制と系統団



妻沼町農業協同組合（本所）

体の協力援助により次のとおり五ヶ年で正常な運営に戻った。



所		支		妻沼	
三十一年度欠損金（単位各項とも千円）		年度別欠損金補てん実績		年度別要整理資産の整理実績	
繰越	当期	特別	計(A)	要整理資産(C)	
九五八	△三七六	一、二九八	二、八八〇	一、六五三	
三二年	三三年	三三年	三四年	三五年	計(B)
四九	一、一三四	一、一〇一	四三七	二五五	二、九七六
					一〇二%
三二年	三三年	三三年	三四年	三五年	計(D)
九二	一、一〇九	五三	二二	三七八	一、六五三
					一〇〇%

(注)三一年当時の高校卒男子の初任給は概ね月額四・二千円であった。

農協の合併 三十年の町村合併につづいて経済の高度成長と選択的生産の拡大に伴い、農業の経営就中需給形態が変ると同時に資金需要が増大する一方運輸通信網の発達により経済圏が拡大する等、農協自体が時流に対処すると共に組合員の要求に対応できる新形態の樹立が課題となったのを機に、三十六年二月「妻沼町農業協同組合合併協議会」(会長 増田一郎町長・常任委員 各農協組合長・委員 理事監事代表・元県農協組合長会長 大島信 計二十二名 幹事 農協参事・町産業課長・同補佐)を設立して先ず常任委員会で事業計画案を策定、町振興協議会への諮問や先進地区の視察にあわせ予備調査を進め、更に町広報・産業会報等を利用して組合員の啓蒙と理解を深めながら合併構想案を練り、三十七年三月末日を基準日に、翌三十八年二月一日合併を目標に「振興経営計画」をまとめ、三十七年十月部落座談会で組合員の同意を求めたのち予備契約を交わし、同年十二月十七・十八両日の臨時総会で五農協とも

合併を決議、直ちに「妻沼町農業協同組合設立委員会」（七六名 会長増田町長）を設けて設立の事務手続きを進め
 三十八年二月一日に新農協が発足した。

新農協の組織 新農協は仮事務所を役場農業センター二階におき、主要役員は

組合長 江黒梅義（兼県信連理事） 専務理事 増田庸淑（兼秦支所長） 常務理事 中里初雄（兼男沼支所長・県厚生連会長）
 同長島恒右衛門（兼太田支所長） 代表監事 新井武一 で、役員は理事二五名、監事五名（但し三十九年通常総会までの間は理事六〇名・監事一五名）がそれぞれ総務・信用・経済・園芸の専門部門を担当することとなった。事務組織は本所集中を原則に、参事（佐藤浅次郎）のもとに四課制（現七課制）をとり、支所には信用・経済の二係がおかれ、農家組合と生産団体、それに農協青年部と婦人部が下部組織として統合された。

合併後の推移 三十八年十月、合併記念大会が妻沼映画館で開催、席上埼玉県知事から合併推進功労者（増田一郎・大島信・羽鳥実・高橋茂）に感謝状が贈られ、翌三十九年八月妻沼町大字藤藤吾二五番地（元妻沼中学校跡、敷地町援助）に本所（鉄筋コンクリート造二階建六七四㎡、二四、五八〇千円）が竣工、四十一年九月に有線放送を開設（加入者二、七六六名）、逐次事業を拡大しながら支所の改築（四六年長井・五十年妻沼・男沼）



男沼支所



太田支所

を進め、五十一年野菜新産地育成緊急対策事業中央集荷所（一、〇〇八㎡・三七、六九二千円）を竣工、一部加工利用部門の縮小もあったが、選抜部門特に野菜の驚異的成長と金融部門の伸長により、県下有数の農協にのし上った。

現体制 組合長 理事長島恒右衛門、理事 荻野芳郎・中島春雄・田島銀蔵・橋本誠一・長谷川正一・浅見政二・高野次三郎・須藤昌一・田中馨・石原武雄・増田一郎・大岡文雄・掛川照作・尾島金治・長島桂次・尾高憲一・新井徳平・茂木茂兵衛・小林武太郎・森猛市・常見富雄・小林昭三・長井義治・大島鉄郎、監事（代表）森政之進・大川只吉・鈴木忠芳・藤野珪次・金井堅次、参事 鈴木草雄、支所長 梶山真平（妻沼）・高橋静（長井）・塩原一郎（秦）・岡村貞雄（男沼）・笹井秋保（太田）、本所は総務・金融・経済・指導・共済・計算・有線放送の七課がある。

- 歴代組合長**（昭・二十三〜三十八年一月）
- 妻沼 1 内田秀助、2 梶山議助、3 森金光、4 逸見欽之助
 - 男沼 1 浅見徳治、2 栗原弥市、3 赤石忠吾、4 中里初雄
 - 太田 1 江黒梅義、2 増田一郎、3 江黒梅義
 - 長井 1 大島 信、2 新井武一、3 西沢六郎
 - 秦 1 増田良吉、2 増田庸淑、3 逸
- 合併後の組合長 1 江黒梅義、2 増田庸淑、3 逸見欽之助、4 長島恒右衛門



長井支所



秦支所

経営概況比較表

妻沼町農業協同組合

項目		時点	昭38.2.1(合併時) A	昭51.3.31(現) B	比較 $\frac{B}{A}$
組合員数	正組合員 (農民)		2,660	2,499	0.94倍
	準組合員	個人	397	967	2.44
		その他の団体	61	98	1.16
	計		3,118	3,564	1.14
役員	常勤理事		7	1	0.14
	非常勤理事		53	24	0.45
	監事		16	5	0.31
	計		76	30	0.39
職員	参事		4	1	0.25
	一般職		77	105	1.36
	計		81	106	1.31
資産	余裕金		409,430	5,336,634	13.03
	貸付金		71,916	1,669,449	23.21
	その他の流動資産		64,578	617,765	9.57
	固定資産		30,763	238,050	7.74
	外部出資		12,525	83,859	6.70
	計		589,212	7,945,757	13.49
負債・資本	貯金		514,542	6,884,750	13.38
	借入金		8,846	236,013	26.68
	その他の負債		35,593	626,922	17.61
	出資金		27,796	111,580	4.17
	準備金・積立金		940	66,073	70.29
	剰余金		1,495	20,419	13.66
計		589,212	7,945,757	13.49	
主要事業	販売取扱高		301,569	2,707,988	8.98
	購買取扱高		129,638	975,429	7.52
	共済取扱高		537,520	22,703,240	42.24
	有線放送加入数		-	2,628	-

養蚕農業協同組合 農業協同組合が設立された際、養蚕業が飼育技術及び生繭販売の特殊性から、これとは別に専門農協の設立が検討され、二十二年から二十三年にかけて町村を区域に「養蚕農業協同組合」が創設された。然しながら、事務所はすべて総合農協組の中におかれ、組合長も大方農協組合長が兼務、購買及び販売事業は、養蚕農協連合会の派遣技術員（農業会から移った田部井義八郎・太田・中里竹之助・男沼ら）が指導と兼ねて取扱の特約だけが組合の意志に任せられた。組合の生繭取扱量は朝鮮動乱後の景気浮揚で急激に伸びたが、三十三年の不況で一転桑園の二割削減を余儀なくされ、かつ集団指導体制に変ったものの、その後間もなく内需の増大によって繭が不足し、労働力の流出と相まち、「大型稚蚕共同飼育所」と「集団桑園」の設置を推進して養蚕業の近代化を進めた結果収繭量が前を凌ぐ勢いになった。然し、四十年をピークに、中国及び韓国産の輸入生糸に押され併せて後継者の養蚕忌避とが重って次第に衰微し、五十一年には長井と太田の八〇余名を残すのみとなったため「妻沼町農業協同組合養蚕部」に統合された。

○昭和三十七年三月三十一日現在の各組合の概況は次のとおりである。

組合名	組合員	桑園面積	取扱高	主要特約先	(参考)その後の組合員
妻沼	二〇五	四〇	二六、五〇〇千円	橘館製糸	四九年 五一年
男沼連合	三二〇	七一	四六、五〇〇	橘館製糸・神戸製糸	〇
太田	三二七	六三	四四、〇〇〇	橘館製糸	八三
長井	三〇四	五三	三四、五〇〇	片倉熊谷	一二九 三四
秦	一九六	三二	二二、一〇〇	片倉熊谷	一九五 五三
計	一、三五二	二五九	一七三、六〇〇	片倉熊谷	五九〇 八七

○稚蚕共同飼育所の設置と現況

秦第一（葛和田・昭三十）	妻沼老人憩いの家	妻沼第二（年代・昭三十二）	年代集会所
秦第二（大野・昭三十一）	野菜集荷所	妻沼第三（森北・昭三十四）	個人住宅
秦第三（俵瀬・昭三十三）	俵瀬公民館	長井（ハッ口・昭三十四）	使用中
妻沼第一（中央・集蘭所）	橋本農機	太田（八木田・昭二十三）	使用中

○歴代組合長 妻沼 || 1 梶山議助、2 木村幹一、男沼 || 1・3 田野決、2 中里初雄 太田 || 1・3 江黒梅義、2 増田一郎、4 長島恒右衛門 長井 || 1 大島信、2 新井清、3 西沢六郎、4 長島武治、5 奈良原勸作 秦 || 1 増田良吉、2 増田庸淑

○秦第一種蚕共同飼育場の経緯について、妻沼老人憩いの家にある「当所由来之記」を次に紹介する。

当所由来の記 題字 妻沼町長 増田一郎

此処妻沼老人憩いの家の敷地（一、五五〇㎡余）は秦養蚕農業協同組合（組合長増田庸淑外二四〇余名）が昭和二十九年十二月養蚕経営改善モデル組合として県の指定を受け稚蚕共同飼育所を建設するに当たり特約製糸片倉工業（熊谷製糸所）の協力により此の地を取得し秦第一種蚕共同飼育所（飼育能力卵量四八〇〇g）が設置された。

爾来地区蚕業振興の拠点として鋭意蚕作の安定繭質の向上経費労力の節減等に努力しその成績は累年向上し農林大臣賞をはじめ数々の栄誉に浴した。然し時代の推移に伴い当地主要産業の養蚕にも変遷を来し昭和四十八年度を以て遂に飼育所を閉鎖するに至った。偶々町当局に於て老人憩いの家（秦公民館）建設の計画あるを知り組合員の総意に

より此の土地を妻沼町に寄附採納することとなった。今後この場所が地域発展のセンターとして活用され末永く地区民の親睦と福祉に役立つことを衷心より希望するものである。茲に当所の由来を誌し以て永く後世に伝える。

昭和五十年十一月

元秦養蚕農協技術員 斉藤良平撰

（注）ちなみに斉藤氏は蚕こうじかび病の究明や集団体制確立など蚕業技術改善に尽くした功により、昭和三十一年に農林省蚕糸局長及び農林大臣から、三十五年に埼玉県知事からそれぞれ表彰されている。

農業共済組合 農業災害償法により農作物・家畜・家屋及び養蚕を共済業務に、昭和二十三年、町村単位で発足、農作物と養蚕は強制加入の措置が取られて賦課金が課せられたが、水害常習地であったため、救済を受けることが多かった。事務所及び組合長は養蚕農協同様に、単独農協とは云え、総合農協の一部門的な存在で、評価員も農協支部長が兼ねていた。三十年八月に、業務の特殊性からして町一本に統合して「妻沼町農業共済組合」（組合長1中里初雄、2西沢六郎、参事塚田茂、二五四〇名）となり、事務所を役場敷地内（現教育委員会事務所）に設けたが、農協本所竣工と同時に事務所を移し、施設園芸も加えられた。四十五年二月、熊谷、妻沼、大里、江南の四組合が合併して「熊谷地区農業共済組合」（組合長1森田新五郎、2塚越藤義、九七三六名、予算額、三六六、四四八千円）を設立し、事務所を熊谷市仲町に開き、のち宮前町の家畜保健所跡に移転した。

町関係の役員は、総代（四〇名）の互選により、次の者が理事・監事に選ばれている。

理事 || 増田庸淑・田島銀蔵・稻村秋夫・赤石忠弘・金谷武嘉・長島恒右衛門・掛川照作・村田仗・長島文武（五十二年四月、塚田朝太郎と交代）・小林昭三

監事 || 田沼 昌 参事 || 塚田 茂

五、その他の農業団体

農業振興會 当町は土地が肥沃で農民が勤勉な上、県立農事試験場（玉井、明治三十三年設立）に近かったため早くからここを拠点とした「篤農家懇談会」の支部（秋山次郎・江黒高介・根岸伝作・根岸辰衛・舞原保夫等が加入）が組織され、場長や麦翁権田愛三（別府）等の指導のもとに稲作多収種・麦作改善・地力培養及び畜力高度利用等に取り組み、農業改良の先駆となった。之とは別に戦時中内原訓練所修習者で組織した「農業報國推進隊」（代表 原口善弥・黒沢光義・清水統男・森純男・戸井田藤吉・赤石忠弘・清水初孝・鈴木藤太郎・舞原保夫・大鷲嘉一・新井春太郎・須藤勅・江森知二・中島春雄・細田晴夫・白石貞一・浅見政二等）があり、国策遂行と食糧増産の尖兵^{せんぺい}となった。

戦後、推進隊は「農村革新同盟」（支部長小暮常八別府・副々原口善弥）を経て名を「興農同志会」に改め広く門戸を開くと同時に「篤農家懇談会」も之に加わったが、会員は漸減、今では根岸（伝）・舞原・秋山の三名を残すのみになった。これとは別に、太田村では、戦後いち早く「農村青年連盟」（委員長1増田一郎、2鈴木藤太郎）が組織されて農業協同組合の青年部的役割を担当、二十五～六年にかけて各地区に「農事研究会」や「そ菜出荷組合」等が誕生して農業経営の近代化と農業後継者の育成に農村青壮年の力が結集された。中でも長井地区八農研を統合しかつ長井農協組青年部と長井公民館産業部を兼ねた「長井村農研連絡協議会」（後の長井農業振興會・会長1森田竹雄、2青木孝雄、3高橋茂当時）の「農家簿記経営設計書記帳集団」は、長島光・根岸正司・吉田市郎の三名が三十年から連続三年農林省主催「経営改善実績発表中央大会」に県代表として出場し、妻沼の名を高めた。三十一年に妻沼（飯島喜三郎）・長井（青木孝雄）・秦（常見富雄）・太田（尾島金治）・男沼（田野決）の各農研連役員が相寄り「妻沼町農研連絡協議会」（会長 飯島喜三郎）を創設して広い視野にたった研究・共進等の事業を展開、三十四年には更に「園芸出荷組合連合会」（今の園芸振興協議会1掛川清治、2長井義治、3中島春雄、4渡辺和吉）、「酪農振興會」（1大武茂、2青木武雄）、「養豚振興研究会」（1田部井広吉、2吉場三郎）、「養鶏組合」（原口周

一）、「埼玉小麦採種協同組合」（大岡文雄）、「綿羊組合」（鈴木忠芳）、「四HC」（吉田茂）、「椎茸出荷組合」（村田 仗）等が加わって「妻沼町農業振興連合会」（1大岡文雄、2原口周一）に発展し、会員は一、六〇〇余名に及んだ。

次いで三十五年四月農業協同組合、農業委員会及び農業改良普及所（二十三年十二月、奈良別府地区Ⅱ福田、男沼明戸地区Ⅱ田野、妻沼太田地区Ⅱ須藤、二十四年長井秦地区Ⅱ青木で発足、二十五年に秋山・田野が加わり、翌年「妻沼地区農業改良普及所」に改まって事務所を妻沼乾廟所に、三十三年「深谷」、四十二年「熊谷」になる。所長初代福田稔夫、現田辰辰男）も含め「農業団体指導者連絡會議」（会長大岡文雄）を設置して産業会報を発刊し、地区では、共同出荷所、集乳所、稚蚕飼育所から農協合併、構造改善など新農村建設事業の推進的役割を果たし、十六年三月県主催農業振興現地研修会（於妻沼金剛殿）で発表した「妻沼町の農業振興會」が県下の範として注目を集め、更に、会員の中から米麦の飯島喜三郎・根岸伝作、乳牛の青木竹雄・江利川貞夫、養豚の吉場三郎、大和いもの小林伊生郎、低温貯蔵の赤石光司、ねぎの浅見節男、短根の掛川徳治郎、ハウスの江黒良夫等その道の名人が数多く輩出して農業を守っているもの、時とともに兼業化が進んで会は衰退、四十四年に解散して「農業青年會議」に代った。（付 記）

献穀米 宮内庁では、毎年新嘗祭（十一月二十三日）に宮中三殿にお供えする新穀献納者を県の推せんにより選ぶが、当町ではこれまでに次の精農家が指定されている。昭和十九年舞原平八（葛和田）、昭和二十五年 増田弥七郎（市の坪）、二十七年 奈良原包一（上根）、四十四年 江黒高介（永井太田）

農業青年會議 昭和四十四年三月、三十五才以下の農業青年（四HC会員を除く）の若い力を結集し新しい農業の発展をはかるため「妻沼町農業青年會議」が設立された。会員数は当初二〇名であったが、現在では四〇名に伸び、農業経営の研究実践活動を通じ農政に関する考え方を建議したりスポーツ・レク等の開催のほか、「若妻會」（会長

常見節子四八名」と提携して生活文化の向上に取り組む等町の振興に寄与している。

歴代会長 1 井上重幸、2 市川晃、3 中里悦昇、4 高橋清、5 常見勝、6 橋本幸和、7 常見茂、8 金谷久雄

四日クラブ 昭和二十五年十月、田野勝一郎普及員の指導により、頭・腕・心・健康の頭文字四つのHを形どった四ツ葉のクローバーのマークのもとに集った若者八名によって上小島四日クラブが生れた。初代会長は、田中謙吉で、毎月十五日を定例会に米麦多収穫や野菜栽培などについて話し合い、他のクラブとの交歓会やプロジェクト発表会を開催した。その後、各地区に四日クラブが誕生したため連絡協議会結成の話がもち上り、福田稔夫所長の働きかけにより、二十八年三月奈良・別府を含めて一町六ヶ村の十一クラブ、会員一三〇名が結集して妻沼地区四日C連絡協議会が創立され妻沼小積志館で盛大な発会式が開かれた。初代会長は田中福衛（小島）で、その後奈良・別府が熊谷へ移り、妻沼町四日Cになったが、着実な歩みをつづけている。現会長は大山茂で会員は六十一名である。

埼玉小麦採種協同組合 埼玉小麦の本場として地の利に恵まれている当町では、優良種子の集団的な計画生産と優良品種の普及更新を図るため、農業委員会の提唱により昭和三十年九月に埼玉小麦採種協同組合を設立、妻沼映画館で第一回総会を開いて、初代会長に大岡文雄が就任した。この組合は、奈良及び別府を含めた妻沼普及所管内の農研会員の麦作精農家二五〇余名で組織し、県や農業試験場、農協等関係機関と連絡をとりながら小麦を主体に大麦・裸麦・ビール麦のほか水陸稲・大豆等の採種圃を設けて優良種子を供給する一方、麦作及び稲作改善の指導にも当った。最盛期の昭和三十五年には区域が妻沼・奈良・別府・明戸（主として小麦、ビール麦）・花園（大麦、裸麦）・小原（水稲）・藤沢（陸稲、大豆）に及び圃場面積は、原種圃三〇アールのほか冬作一一ヘクタール、夏作一八ヘクタールで生産量は小麦一一、二二三袋、大麦二八二袋、裸麦一〇〇袋、ビール麦二九三俵、水稲一、四八五袋、陸稲一、一五八袋、大豆一〇一袋に達し、販路は北関東全域に伸びたが、選択的拡大施策への転換に伴い需要が減少したため、昭和四十年三月に解散した。

第十一章 民俗・信仰

第一節 年中行事

年中行事の総称 宗教的な行事・祭日の総称を「ものび」といい、ごちそうをこしらえて食べ、大体午後から仕事を休む。遊日あそびといって現在の公休日である。

こよみ 昭和十五年ころまでの年中行事の大部分は陰暦を用いたが、農作業の機械化が進むにしたがって太陽暦のほうが行事をするのにつごうがよくなったので、現在では太陽暦一本にあらためられた。ただし、桃の節句・お盆は月遅れといつて一カ月後におこなうのが通例である。また、十五夜と十三夜の月祭りは陰暦でないと肝心の月が出ないので、大部分の者は陰暦で祝っているが、なかには太陽暦で祝う者もあって、月祭りの意義が失なわれつつある。セチセチということば 正月のもちを「セチモチ」といい、セチセチ（節）は、正月中個人の定めた祝日で、親戚及び親交のある者を招待してごちそうをする、つまり「節日の馳走」をさすことばである。

年男 年男は、その家の主人または相続人がなり、年神様を祭る斎主で、暮のうちの松迎えから注連しづな縄なわない、飾り付けから若水汲み、元旦の火の焚付け、正月中年神様への御神灯、供物いっさいを司る。また、節分には豆まきを行う責任者でもある。が、時代がくだるにしたがって年男そのものも不定になっている家庭もみられるようになった。

年神様 年神様はその年の幸を与えてくれる作神様といわれ、元旦の卯の刻に来て、第一の卯の日に雲雲大社に帰るといわれている。各家庭では、その年の恵方に向けて神棚をつくり、神符を奉じ鏡もちを供え、御神灯、その日、その日の御供物を捧げ、豊作と家内安全、火難防止のお祈りをする。晦日の晩に「おたきあげ」を行う家もある。

常見節子四八名」と提携して生活文化の向上に取り組む等町の振興に寄与している。

歴代会長 1井上重幸、2市川晃、3中里悦昇、4高橋清、5常見勝、6橋本幸和、7常見茂、8金谷久雄

四Hクラブ 昭和二十五年十月、田野勝一郎普及員の指導により、頭・腕・心・健康の頭文字四つのHを形どった四ツ葉のクローバーのマークのもとに集った若者八名によって上小島四Hクラブが生れた。初代会長は、田中謙吉で、毎月十五日を定例会に米麦多収穫や野菜栽培などについて話し合い、他のクラブとの交歓会やプロジェクト発表会を開催した。その後、各地区に四Hクラブが誕生したため連絡協議会結成の話がもち上り、福田稔夫所長の働きかけにより、二十八年三月奈良・別府を含めて一町六ヶ村の十二クラブ、会員一三〇名が結集して妻沼地区四H C連絡協議会が創立され妻沼小積志館で盛大な発会式が開かれた。初代会長は田中福衛（小島）で、その後奈良・別府が熊谷へ移り、妻沼町四H Cになったが、着実な歩みをつづけている。現会長は大山茂で会員は六十一名である。

埼玉小麦採種協同組合 埼玉小麦の本場として地の利に恵まれている当町では、優良種子の集団的な計画生産と優良品種の普及更新を図るため、農業委員会の提唱により昭和三十年九月に埼玉小麦採種協同組合を設立、妻沼映画館で第一回総会を開いて、初代会長に大岡文雄が就任した。この組合は、奈良及び別府を含めた妻沼普及所管内の農研会員の麦作精農家二五〇余名で組織し、県や農業試験場、農協等関係機関と連絡をとりながら小麦を主体に大麦・裸麦・ビール麦のほか水陸稲・大豆等の採種圃を設けて優良種子を供給する一方、麦作及び稲作改善の指導にも当った。最盛期の昭和三十五年には区域が妻沼・奈良・別府・明戸（主として小麦、ビール麦）・花園（大麦、裸麦）・小原（水稲）・藤沢（陸稲、大豆）に及び圃場面積は、原種圃三〇アールのほか冬作一一ヘクタール、夏作一八ヘクタールで生産量は小麦一一、二二三袋、大麦二八二袋、裸麦一〇〇袋、ビール麦二九三俵、水稲一、四八五袋、陸稲一、一五八袋、大豆一〇一袋に達し、販路は北関東全域に伸びたが、選択的拡大施策への転換に伴い需要が減少したため、昭和四十年三月に解散した。

第十一章 民俗・信仰

第一節 年中行事

年中行事の総称 宗教的な行事・祭日の総称を「ものび」といい、「ごちそうをこしらえて食べ、大体午後から仕事を休む。遊日あそびひといって現在の公休日である。

こよみ 昭和十五年ころまでの年中行事の大部分は陰暦を用いたが、農作業の機械化が進むにしたがって太陽暦のほうが行事をするのにつこうがよくなったので、現在では太陽暦一本にあらためられた。ただし、桃の節句・お盆は月遅れといつて一カ月後におこなうのが通例である。また、十五夜と十三夜の月祭りは陰暦でないと肝心の月が出ないので、大部分の者は陰暦で祝っているが、なかには太陽暦で祝う者もあって、月祭りの意義が失なわれつつある。セチセチということば 正月のもちを「セチモチ」といい、セチセチ（節）は、正月中個人の定めた祝日で、親戚及び親交のある者を招待してごちそうをする、つまり「節日の馳走」をさすことばである。

年男 年男は、その家の主人または相続人がなり、年神様を祭る斎主で、暮のうちの松迎えから注連しづな縄なまない、飾り付けから若水汲み、元旦の火の焚付け、正月中年神様への御神灯、供物いっさいを司る。また、節分には豆まきを行う責任者でもある。が、時代がくだるにしたがって年男そのものも不定になっている家庭もみられるようになった。

年神様 年神様はその年の幸を与えてくれる作神様といわれ、元旦の卯の刻に来て、第一の卯の日に雲大社に帰るといわれている。各家庭では、その年の恵方に向けて神棚をつくり、神符を奉じ鏡もちを供え、御神灯、その日、その日の御供物を捧げ、豊作と家内安全、火難防止のお祈りをする。晦日の晩に「おたきあげ」を行う家もある。

門松 門松は通常暮の二十八日に立て、正月十四日の「ものづくり」の朝撤去する。飾りつけは庭先に相對して二本大きいのを立て、氏神、井戸、便所などにも飾り、神棚や墓には藁注連を供えた。この地方では、聖天様が松がきらいという伝説から、カシの枝を利用したが、現在では、その門松を立てる風習さえ失なってしまった家が多い。

鏡もち 鏡もちは神に供えるもちで、通常おそなえという。正月用の鏡もちは、下は白を用い、上は紅を使つてやや小さめにつくり、重ねて年神様やその他の神仏に供える。一月十一日に鏡もちを切つて食べる風習を鏡開きという。

若水 若水は、元旦未明に年男が初めて汲み上げる水で、年神様やその他の神仏に供える。これを飲むとその年の邪気を除くといわれている。

お年玉 親戚や親交のある者同志が、年始廻りをする際のみやげ品、こどもにその年はじめてやる小遣などを、お年玉といい、儀礼的な風習のひとつであるが、こどもにとつては楽しいことのはじまりである。

仕事はじめ 元日は終日休んで神社などの初詣りその他さまざま遊びをして過ごすのが、二日には仕事はじめといつて、農家では午前中縄をなうか、若干仕事をして午後は休む、野菜地では初出荷の野菜をこしらえる。

三日正月 元日から三日までを三が日といい、その家の縁起によつて、毎朝同じものをつくつて年神様や神仏に供えそして食べる。家によつては「はれものができる。」といつて三が日もちを食べない家がある。午後は休日。

棚さがし 正月四日は棚さがしといつて、年神様や神仏にあげた鏡もちをさげ、これをとつておいて、七草のおじや(ぞうすい) 十五日のあづきがゆの中へ入れて食べる。この日から早じまいにするが仕事は一日中つづける。

初山こびき職の家だけの行事で、六日に山入りするが、普通恵方の木にごへいを結びつけて切るかわりとする。(男沼地区) 初山のぼりといひ。こどもが四歳になれば館林の山につれていった。(秦地区) 初山の木を切る作法としては塩をまき、酒をそなえて山の恵方にあたる木を切る(長井地区) 以上のような例もある。が、この地方には山がないために特筆すべき行事はみられない。

七くさ 正月七日は七くさといつて、なすなやセリ、その他の野菜、鏡もちを入れてつくつた七草おじや(がゆともいう)を食べる、これを食べることによつてその年の疫病から免かれるといわれている。

くわいれ 正月十一日にくわいれといつて、農家では未明に起きて恵方の畑に行き、しめ飾またはおみたま様の神を移して、初めて鎌を入れ、もちごめ、ゴマメ、コブなどを供えて五穀豊饒を祈つた。また、酒肴を整える家もありこのため畑の中がにぎわつた時代もあった。この日を蔵開きともいつた。

ものづくり 正月十四日はものづくりといひ、今迄飾つてあつたものを全部取り除いて、にわとこや柳で作つた花木と、木の枝(主としてエゴの木)にまゆだまをさし、大判、小判、うちでのこづち、たい、その他の形をした飾り菓子をつるしたもの飾り、この日またあらためてもちをつく。これを若もちといひ、この日を小正月ともいう。

大師がゆ 正月十五日の朝、鏡もちを若干いれて小豆粥をつくるが、これを大師がゆといひ、花木を割つてまゆだまだんごをさしこみ、これで粥の中をかきまわし、その割口についた粥の米の数によつて豊凶をうらなつた。これにくす占といったが、現在では占の風習は残っていない。また、小豆をはぶいて、もちを入れただけのかゆをつくる家がほとんどで、これさえも省略してしまふ家もあつて、正月行事も次第に忘れ去られようとしている。

仏の正月 正月十六日を仏の正月といひ、白米飯のおにぎりを十六つつくつて仏壇にお供えする。また、十八日は初観音といつて観世音菩薩をお祭りする。農家では馬を連れて観音様へお詣りしたものである。藪入りの日でもある。

二十日正月 正月二十日を二十日正月とも、初恵比寿ともいひこの夜は恵比寿、大黒をお祭りする。商家では商売繁昌を、農家では五穀豊饒を祈る。そして正月行事はこの日をもって終り、これ以後の訪問者に対しては、正月の接待をしなくなるとともに、正月気分をぬいて翌日から本格的に家業に精を出すことになるのである。

次郎の朔日 二月一日を次郎の朔日といつてもちをつく。二番目の一日なので次郎の朔日というのであろうが、これに関する特別な伝承はなく、この日半日を農休日とする程度のものである。

節分 節分は大体二月の三、四日のころであるが、この日農家は、ひいらぎのふたまた枝にイワシの頭をさし、

「いね・むぎ・あわの虫の口をやきましょう。」ピヨツ、ピヨツ

「だいたず・あずきの虫の口をやきましょう。」ピヨツ、ピヨツ

「なす・きゅうりりの虫の口をやきましょう。」ピヨツ、ピヨツ

「こくもついつさいの虫の口をやきましょう。」ピヨツ、ピヨツ

と呪文をとえ、つばをはきかけながら豆木の火で焼き、これを入口にさしておく。虫ふうじ、悪魔・疫病除けともいう。

また、福豆（大豆）をいって柀に入れ、神棚に供えておき、夕方になってからその家の年男が、自分の家の神棚の前、仏壇の前、炊事場（荒神様）、外に出て、氏神、井戸、便所をまわり、それから鎮守様、先祖の墓所に行つて、「福は内、福は内、鬼は外」と、福を祈り悪魔を払う豆を撒く。なお当町では歓喜院主権による追難式が

聖天様において行われ、近郷・在郷・篤信者の名士が参加して豆撒きをする。（掲出の写真がその風景）

家庭における豆まきは前記の通りであるが、年男は豆撒きを終つて家に帰り、いったん残つた豆を神棚に供えておき、しばらくたつてからこれをさげ、その豆をお茶の中に入れて福茶をたて、神仏に供えてから家中そろつてのむ。このとき自分の年の数だけ、撒いた豆を拾つて食べると、その年の災害からまぬかれるという。また、この日の夕方より鎮守の境内において「オタキアゲ」といって、こども達が各家庭を廻つて貰い集めたまきや、古いお札などを積みあげて火祭りをする風習があつたが、現在残っている地域は少なくなつた。



初午 初午は二月の初午の日に稲荷神社を祝う祭りであるが、この日稲荷神社のミコシを青年がかついで新嫁の来た家へお祝いに行き、酒一升あて納めたものを飲む。なお、初午の日が丙午にあつた場合には次の午の日を祝うことになつてゐる。（男沼地区）この日は大根を荒くすりおろしたものに豆（若干節分の豆を混入）を入れ、醤油でうす味をつけて煮た「スミズカリ」というものをつくる。独得の味わいがあるが、なかなかおいしいものである。

また、稲荷神社には、まゆだまの飾りつけなどしたり、お神楽をあげた時代もあつた。特に町内では大野の稲荷神社の初午が有名で、近隣の養蚕農家の人達は、繭の豊作を祈念して参詣し、この日ばかりは賑わいを見せた。

事八日 二月八日は、水も流さぬ事八日という。（秦地区）この日、小米粉を練り、その中へあづきあん、またはひば（大根葉の干したのもの）あんを入れたものをホウロク（直径三〇センチ位の浅く縁どりした底の平な素焼の、焼物に利用した道具）で焼いた「ヤキビシ」をつくり、目籠（めかい）に入れて竹竿の先につるし、これを軒先に立てて供える。これをこどもがとつて歩く。とられた家はこの年、厄病神から逃れるという。ところによつては、この日を右のような次第で「八日やきびん」といい、十二月八日にも同じようなことが行われた。

針供養 正月二十五日（矢神様の日）に、すしをつくつて神に供え、お針仕事（裁縫）が上手になるように祈願する。（秦地区）その他の地区では、大体二月八日に、お針の師匠の処へ、日ごろ世話になつてゐる娘達が集まつて、折れた針を豆腐に刺し、これを神に供えて供養し、その後続いて懇親会にうつるといふのが通例のようである。

春彼岸 寒さ暑さも彼岸までということがあるとおり、春の彼岸はこれから暖たかくなるという季節、従つてこれまで地にへばりついてゐたような麦も伸びはじめるので、「彼岸過ぎての麦の肥・四十過ぎての子の意見」といふように、肥料をやつても害にこそなれ、ききめはないからこれまでに施肥をするよふにという季節のきれ目である。もちろん仏教の重要行事のひとつで、聖天様では春の彼岸中の一週間、毎日朝参り会をやつており、一般の家庭でも中日（春分の日）にはぼたもちをつくつて仏前に供え、最終日は「はしりくち」といって、だんごをつくり、この日

あらためて墓参をするならわしとなっている。なお、仏教では、生死を此岸、業煩惱を中流、涅槃を彼岸といい、春分の日を中心に七日間、仏事を修することによって、菩薩が弘誓の船で衆生を彼岸に渡してくれるというのである。

桃の節句 四月三日（本来は旧暦三月三日）は桃の節句といって、草（よもぎ）もちやすしなどをつくり、ひなを飾って女子を祝うところから「雛祭」ともいう。初節句には親戚や親交のある者は雛を贈る風習となっている。

端午の節句 五月五日は、かしわもち、または草もちをつくり、菖蒲、よもぎ、藤の葉を軒につるし、こいのぼり吹流し、鍾馗を書いたのぼりなどを立てたり、男雛、座敷のぼりなど飾って男子を祝う。この日を端午の節句とも、菖蒲の節句ともいう。贈答の風習は前者と同様である。なお、現在では「こどもの日」という祝日にもなっている。

花まつり 五月八日（本来は旧暦四月八日）は、釈迦の誕生を祝い、各寺院では釈迦の誕生仏を納めた四本柱の小屋の屋根を藤の花（実際はれんげの花が多い）で飾り、頭から甘茶をかける。その甘茶をこども達がもらって帰り、これを飲むと丈夫に育つというので昔は相当のにぎわいを見たが、現在では町内寺院合同で行われるようになった。また、この日は群馬太田の吞龍様、反町の薬師様に四歳のこどもをお詣りにつれて行く風習がある。

夏越 六月一日は厄除といつて、部落四方の道路の境界線にお札をはさんで注連縄を張って伝染病除のまじないをした。また、七月一日から七日まで「ななばんげ」といって自宅前で麦わらをもやした。この時さえ灰を棒でたたきながら「蛇のトゲ踏むな、蛙のトゲ踏むな」という。（男沼地区）一説には、やがて来るお盆様を迎えるにあたって附近の邪気を焼き払って清めておくといわれ昭和の初期までこの風習があった。（上根地区）

まんが払い 江戸時代よりの風習といわれるだけで年代はつまびらかでないが、七月十日に、代かきを使用した馬鞆（まんが）を洗い清め、もちをつけてお祝をする。この日田植の手伝いに来た人と呼んでその労をねぎらった。

さなぶり（早苗饗） 田植が終わった晩（従って個々にその日は違う）に苗をかまどの前へ七株供え、新小麦粉でメンをつくり、家内中の労をねぎらい、豊作を祈る風習があったが、現在ではまれにしか見られない。

たなばた（星祭） 八月七日（本来は旧暦の七月七日であるが、太陽暦となったので一月遅れということになる）は「たなばた祭」といい、各家庭では、若竹に色紙を短冊型に切って、はす、または芋の葉の露をすずりに入れて墨をすり、これでいろいろの文字を書いたものや、きりさげ、くすだまなどをつるして飾りつける。ひところ商店街の人よせにこの飾りつけコンクールが流行し、大金をかけてその美を競ったこともあった。

また、真菰（妻沼地方ではカツモという）でつくった馬をむかいあつてかざる。（上掲の写真・上根の峯岸浪吉宅）真菰は六日の早朝刈り取って来て庭にひろげ、若干乾燥してから七夕様の迎え馬を二頭つくる。作り方は、真菰の下部三〇センチ程のところから折り曲げて頭芯とし、上からたてがみを順に、若干の間隔をおいて巻きさがり、七本巻つけたところどめ、上から三〇センチ位に切って揃える。これを二つにわけて、それぞれ真菰の葉の部分で巻いて前足としてから、左右それぞれの足をはさむように三本の真菰を折り曲る。これが胴体となり、葉の部分が尾になるようにする。

後足は、前足から二〇センチほどはなれたところを割り、左右それぞれ真菰を折ってはさみ、結いてこれをとめ、切り揃えてから葉の部分で別々に巻く。

最後に頭部の折り目に真菰の葉をはさんどめ、手綱として終り、この馬を軒先の柱と柱にわたした竹竿に向いあつて飾る。（上掲の写真参照）なかには胴の部分にササゲカインゲン豆を結いつけて、



鞍に見たてるといふ丁寧な家もある。

この馬は七日の夕方、いろいろな思考をこらして飾りつけた七夕飾の竹と一緒に一頭だけ川に流す。一つ残しておくのは、水難または投身をはかった者の行方がわからない時、これを捜す舟にチャボ（鶏の一種）と一緒にのせるためである。これは、死体の沈んでいる場所へ来るとチャボが鳴いてそのありかを知らせるという。また、一たん水死した者でも、この馬をもやす火であたためると、蘇生することもあるという伝説によるものであるが、一般的には、厄病除け、災難除けのまじないにとっておくものであるといわれている。

盆 行 事

お盆の日程 本来旧暦の七月十三日から十六日までであったが、太陽暦を用いるようになってから、一部新暦の七月にやる処と、大部分は一月遅れの八月十三日から十六日までの日程で行う。



盆棚の作り方と配置 盆棚は、十三日の午前中、その家の当主が先頭になって作る。旧家では組立式のものでできていて、下から九〇センチ程のところへ板を張り、新ゴザを敷き、棚の前方左右に今年竹をたて、これにあらかじめ用意しておいた芝縄を、座になる部分と上部に二本づつ張って、これにホウズキ色紙の切りさげをつける。壁面となる左右には、諸仏の軸物などをかけ、棚ができあがると、奥中央に本尊仏、その左右に位牌を飾る。その手前向って右から盆花（金・銀・ピンク・緑・白等の色紙でハスの花を形どった造花）行灯（略式の家では口

ウソクたて）香炉を置く。行灯の手前に線香を置いて、棚詣りに来た人がまごつくことなく線香があげられるように配慮する。香炉の左に水を入れた井に小さくたばねたミノハギを入れておく。これでお客に来た先祖が足を洗い盆棚にあがるというのである。左側余白の個所に西瓜やかぼちゃその他果物等を与える。中央手前正面は、朝がぼたもち昼がめん、夜が米飯にとうなす煮を供える膳の置き場であり、箸はオガラ（麻の木の軸）を用いる。家によっては、ナスにオガラの細い部分を差し込んで馬の形にしたものを適当な個所にあげておく。左前方に若干の余白を置いて、棚詣りに来た者の供物の場となるようにしておく。棚の下向って左に真菰で編んだ敷物か、里芋の葉（本来はハスの葉なのであるが、妻沼地方にはハスがないので代用品である。）を敷き、その上に前年の盆花と精霊花を、ナスを二つ割にしたものにさし、カワラケ（朝昼晩の食事を供える器）ナスで作った馬、香炉を置いて無縁仏（施主となつて供養する者のない仏）の座とする。（掲出の写真は大野の加藤光次郎宅で写す。）

魂迎え お盆様を迎える準備ができると、菩提寺へ盆ぶち（盆供）といつて白米、ナス、ササゲ、金一封を持って行く。寺ではそのお返しとして線香、マツ茶などをよこす。家によつてちがいはあるが、大体早夕食をすませ、門口で麦わらをたき（迎え火という）ちようちん、線香を持って墓地に迎えに行く、墓地でちようちんをともし、線香に火をつけ、「さあ、おのり下さい、お迎えに来ました。」といつて墓地中をまわる。これは死んだ者の霊が煙のつてお客に来るといふ説によるものである。家に帰つて盆棚の線香たてに線香をうつし、ちようちんはそのまましばらく軒につるしておく。途中おくれた者もまよわず来られるようにといふ目じるしのためといわれている。

この晩はお茶をあげるだけで特別な食物はあげないのが通例である。なお、盆を機会に寺毎に施餓鬼会が行われる。
新盆のお飯屋 人が死んでから四十九日たないと仏様の仲間入りができないので、お盆前四十九日以内に死人がでたその家ではお盆をしないしきたりとなっている。従つて先に死んだ人が、「お前が死んだために年一回のお盆にもお客に行けなくなつてしまった。」といつて頭をなぐるので、なぐられてもいたくないようにとの思いやりから、

この期間に死んだ人を埋葬する時には、頭にカワラをのせてやるといふ風習があった。

さて、新盆というのは、前年の盆前四十九日以降、今年の盆前五十日の間に死者のあった家で行うお盆のことで、新盆の家では墓地にきれいなちようちんを建てるのが通例であるが、日向地区ではお仮屋を建てて供養する風習が残っている。

お仮屋（下の写真）の作り方は、真菰を刈取って来て乾燥し幅六〇センチ、長さ一・六メートル位細縄で二カ所、米俵のように編む。これに新しい竹、長さ二メートル程度のも四本、



六〇センチ程度のも十本、篠竹一・四メートル程度のも一本、細縄若干を墓地に持って行き、柱となる長い竹四本を六〇センチ程度の四角になるように、二〇センチほど打込み、一・四メートル程度のところに前後左右に竹を結び、さらにX形に取りつけ、篠竹を一五センチ程度上に出るようにして取りつける。これが座になる個所で、上部にやはり四角に竹を結いつける。しつかりと骨組ができたところで、座の部分から、背、屋根へと編んだ真菰を取りつけてお仮屋ができあがる。棚の中央の篠竹に造花を差し込んで飾り、魂迎えに来た時新しいちようちんをさげ、お灯明をあげる。この灯明はお盆が終るまで毎晩ともして供養する。これは、新しい死者は、十万億土に行きつかず、したがって家までお客に来られない新仏のためにお仮屋をつくり、墓地で盆供養をするのだといわれている。

なお、新盆の家には親戚知人がみんな棚詣りに来るので、にぎわいを見せる。

盆の食べもの 盆の食べものは、朝がぼたもち、昼がめん、夜は白米の飯にかぼちや汁、三日間これが続く、もつとも家によっては十六日に小麦まんじゅうをつくる家もある。

盆礼

嫁いだ娘が盆の十五日に実家に帰ることを盆礼といい、蚕時のかなり忙しいときでも必ず実行される。

これは、生家の祖先に対して、無事に婚嫁先で暮らしている報告と、感謝の祈りを捧げるためのものである。

魂送り

十六日は送り盆といい、午後三時ごろになって盆棚をくずし、本尊様や位牌を仏壇に納め、飾りつけなどは川に流し、無縁仏にあげたもの全部をここに送り出す。これと前後して、ちようちんをともし、線香に火をつけ、だんご、ナス、ササゲなどを賽の目にきり、これにマツ茶をかけたもの、水、草花などを持って墓地に送り込む。

八朔の節句

旧暦八月一日を八朔の節句といい、嫁にシヨウガを持たせて生家へお客にやるのは「うちの嫁はしよウがない」という意味で、これに対して里方では「もう一度みなおしてもらいたい」というので、箕を持たせて帰すのだという俗説があるが、実際は間もなく秋の農繁期に入るので、英気を養うために嫁をお客にやるのである。

里方では、稲の脱穀、もみすり等で使う箕が悪くては、可愛い娘がやりにくからうというので新しい箕を贈る親心なのである。現在では箕を使う度も少なくなつたので、実感のともなわなないことであるが、手労働の時代には箕も貴重な道具で、先がいたんでいたのではやりにくく、余計な労力をついやすことになつたのである。

太陽暦となつてから節日は九月一日となり、シヨウガや箕のやりとりはなくなり、この風習も衰微の傾向にある。

十五夜

仲秋の明月を賞して宴を張り、詩歌を詠ずるといふわけにはいかないが、俳句をたしなむものは一句ひねるぐらいのことはする。が、一般では小麦まんじゅう、またはぼたもちをつくって、果物野菜など、縁がわにしたらえた台の上に、ススキ、シオンの花（通称十五夜花という）と共に月に供えて祭る。なお、供物は、十五とか、五つという数あげる。むかし、この夜村の悪童たちが、この供物をとつてまわるといふ風習があった。

十三夜

九月十三日は十三夜または後の月などといって十五夜と同様に月を祝う。ただしこの日の供物は、十五夜につくつたものと同じでないと、カタミ月となるというので同じものをつくる。供える数は十三とか三に限られる。

十日夜

十一月十日（本来は旧暦十月十日）を十日夜といひ、農家ではこの晩もちをついて神仏に供えて祝う。

子供たちは、新ワラをそれぞれの力量に応じた大きさに縄をきつく巻きつけてつくり、「トウカンヤ、ワラデッポウ、忍の鉄砲に負けんな」といつて地面をうって歩く。もぐら追いの行事が次第に子供の遊びに変わって来たもので、戦前は戦争ごっこなども行われた。なお、忍の鉄砲というのは、正午を知らせる大砲のことであるという。

冬至 冬至には、「とうじ、とうなす」といつてそれまで保存していたカボチャを食べる。また、ゆずの皮を風呂に入れ、ゆず湯と称してこの風呂に入ると中風にかからないという。なお、この日にゆずを味噌の中に漬けておき、節分の日に食べる。邪気払のためという。さらにこの日、厄除けの星祭りを行う風習もある。

七五三の祝 十一月十五日は、七歳・五歳・三歳の子供の成長を祝う行事で、特に七歳の女子は帯解といつて、小型の花嫁にも似た服装をして神社に参詣する。町では、こうした服装の華美が親の負担を増大させ、家庭経済に大きな影響を及ぼすという見地から、十二月十五日、来春小学校へ入学する児童を対象に、各地区公民館が主体となって「集団七つの祝」を実施して、千歳あめ、交通安全帽子などを贈りお祝いをしていた。

恵比壽講 十一月二十日（本来は旧暦十月二十日）は正月の恵比壽講と共にあらためてお祝いをする。この日は、鯛、野菜の煮付け、ケンチン汁などの御馳走をつくつて、恵比壽、大黒の神前に供え、家族そろつて御馳走を食べて祝う。昔、この地方には、この日まで、たとえ寒くとも足袋をはかないという慣しがあった。

餅搗と煤払 大多数の家では十二月二十八日に正月のもちをつく。昔は三本ぎねといつて三人がかりで幾日もちいたが、現在ではもちつき機械などが登場して、いつでも手軽につけるので、余り多くつく家はなくなった。

もちつきがおわると、あんころもちや辛味もちをつくつて食べるのが普通で、それから煤払いをしたり、年男にあたる者は門松を立てたりして正月の準備をする。もつとも現在ではこの風習も適当なものになつてしまつた。

年越 十二月三十一日は大みそかまたは年越といつてその年の最終日、昔はその年のもろもろの不浄を焼くという意味で、神社の境内で火祭りをしたものであつたが、遂最近まで見られたこの風習もまったくなくなつてしまつた。

第二節 婚礼・葬儀

一 婚礼

昔の婚姻は家が主体であつたので、媒酌人は家の釣合を考え、適齢期の男女を選んで婚姻をすすめる。

両家では、お互いに下調査をして、「これならばよかろう」と合意に達すると、媒酌人は吉日を選んでお見合ということになる。お見合は女方へ男を連れて行くのが通例であるが、これはほとんど形式的なもので、見合いまで進展すると決定したのも同然である。一度ぐらい見たところで、お互いに良し悪しがわかるはずもないからだ。したがつて帰り際に女の意向を打診する。「よろしくお願いします。」という意志表示を承つて媒酌人は男方の意向を聞く。「いいでしょう。」ということになる。早速結納が取りかわされ、「たるいれ」という儀式が行われ、家によつては「あしいれ」という婚前の儀もある。媒酌人は両家の都合をうかがい、吉日を選んで婚礼ということになる。

当日は、親戚縁者、近所組合、知人を日ごろのお付合にしたがつて両家では招待する。女が嫁に行く場合に限つて述べると、嫁方では、婚家先へ持つて行く荷物を一応招待した人達に披露し、これを車に積み、「お供」と称する人と、荷物の目録をたずさえた「荷宰領」がつきそつて婚家先へとどけ、目録にしたがつて引渡しをし、馳走になつて若干の「ご祝儀」をいただいて帰る。この時間と前後して、男方から、その家と、結婚当事者にもつとも縁の深い人が選ばれて「むかえいちげん」に行く。媒酌人は嫁方の親族に紹介し、宴会となる。ほどほどに馳走になつて帰ると、こんどは嫁をともなつて「送りいちげん」と称する、やはり、その家と、嫁にもつとも縁の深い人が数人、中宿で休息ののち婚家先へ到着する。これを待ちかまえていた男方の組合の人達は、かねて用意しておいた豆木に火をつける。



である。(下の写真参照)

なお、杵をまたぐ時、左足が先なれば第一子は男、右足ならば女という伝承があるが、必ずしもそうした結果はあらわれてはいない。が、左足が先になった場合、組合の人は「男だ!」といって手をたたいて奇声をあげる。玄関に入ると、男の両親が待つており、ここで親子かための盃を取りかわす。そして嫁御寮は一応座敷に上り、少休



これは、丈夫で「豆」に働くようにという意味であるという。そして嫁御寮が嫁いだ以上帰ることのないようにという願いをこめて、箕みであおぎ、帯おびではきこむ。(上掲の写真参照) 嫁御寮は女媒酌人の案内で進むと、玄関先に杵きねが置いてある。杵と臼とは餅をつく道具なので、夫婦のいとなみを象徴し、立派な家宝を生むようにという願いがこめられており、この杵をまたいで通ることになっているの

止をする。一息ついたところで、かねて依頼を受けていた組合うちの年配の婦人の案内で、氏神・鎮守・先祖の墓と順にお詣りをし、帰路、組合うちを披露してまわる。家によってはこれを省略し、名前を記した手拭のみくばってすます。組合うちの人達は大方招待され、その家で後刻紹介されるからである。

さて、一応取りきめられたことがすみ、いよいよ夫婦かための盃となるのであるが、このとき嫁御寮は夫になる男の左に座り、少年、少女によってはこばれた女蝶めつ・男蝶おつのついた銚子で酒がつかれ、三々九度の盃が始まると、謡の心得のある者がいる場合は「高砂や」を、大体は「君が代」を唄う。

三々九度の盃が終って婚礼の式は終るのであるが、媒酌人は披露宴の席に新夫婦をとめない、めでたく挙式の終わったことを報告、今後よろしくお願いする旨挨拶する。しばらく宴席に座っていた嫁御寮は、やがて女媒酌人にもなわけて別室にうつり、ここで嫁支度をとって着がえ、少休止をし、ころあいを見はからって、再び宴会の席に出てとりもちをする。このころになると宴席はクライマックスの感を呈する。やがてお客の代表者から「充分御馳走になったので、ごだんにしていただきたい」という申し入れがある。催主側では、「お気儘ですがでたきりということで」と、若干酒を追加して出し、赤飯とうどんを出して終りとする。それから宴席をはなれた組合の人達に嫁御寮はお茶を出し、「仲間入」と称して各人に茶菓をすすめる。これで婚礼当日のすべてを終るのであるが、その翌日嫁御寮は「髪洗い」と称し、婚家先の母親がつきそって里帰りをする。

今は髪であるから、髪洗いの必要もないが、昔は自分の毛にかもじを加え、高島田を結ったもので、びんつけ油といてごつりとした油をつけるので、洗わないと髪がべつとりとしてるので洗う必要があった。婚家先の母親は嫁を送りどけ、馳走を受けて帰る。一晚とまった嫁御寮はその翌日、こんどは里方の母親が婚家先に送りどけるこれで婚礼に関するすべてのしきたりが終る。現在では式場を利用しての結婚式・披露宴が大部分で、このようなことからはピンとこない事象であろうが、昭和四十年近くまでこうした風習が現存したのである。

死者がでた時は、死者を北枕にしてねかせ、ふとんの上に「魔物除け」と称して、刃物をのせる。近所組合、親戚知人がおくやみに来る。施主は近所組合の人達と相談して葬儀を打合せ、組合の人は死亡診断書を医師のもとにもらいに行き、これを役場にとどけ、埋（火）葬認可書ももらい、これを仏式ならば寺院に、神葬祭ならば所管の神官にとどけ、葬儀の時間等連絡して了解を求める。更に埋葬いっさいの準備に奉仕するのは組合の人達である。

当町は、ほとんどが仏式なので、仏式についての通例的な葬列について述べると、祭灯・辻ろうを先頭に高張、龍頭、花籠、生花、造花、敷物、ドラ、導師、施主（位牌を持つ）お膳、遺物、香炉、杖・笠、親族（女）棺、棺側墓標、天蓋、親族（男）一般会葬者と順に列をつくり、埋葬場所へ到着、当初に到着した祭灯に火をつけてもやす、葬列は祭壇を左廻りに三廻半廻って柩を祭壇におさめ、女の会葬者は左に、男の会葬者は右に別れて参列する。

やがて導師による読経が始まり、読経のなかばから、施主より順に焼香を開始する。公職にあつた者の場合にはこの時点で弔辞が読みあげられる。葬儀が終わると床堀と称する当日埋葬する穴を堀つた人達によって完全に埋葬される。穴の中に納められる。そして施主、親族、知人らが順に土をかけ、後、床堀の人達によって完全に埋葬される。一般会葬者はその場で解散するが、近親者はいったん引き返し、本繕につき、それより墓直しといつて墓参して帰宅する。この晩とまると七日間とまらねばならぬというならわしから、特に遠方からの会葬者以外は全部その日のうちに帰宅する。近親者が帰宅し、一段落すると、床堀の人達は「お大役」といって風呂が用意してあり、風呂で身体を洗い、仕度を着がえて膳につく、「きよめ」といって酒が出され、金一封が添えられて馳走になる。この間家によつては念仏を誦してもらふ。これがすむと組合の人々に「きよめ」が出、夕食が出る。夕食後しばらく雑談をかわし散会、葬儀に關連するすべてを終るが、四十九日まで、各七日ごとにお墓詣りをし、これが終ると位牌を仏壇に納め成仏となる。

第二節 方言・訛語

「言葉は国の手形」といわれているとおり、自分の地方の方言・訛語を聞くと、なんとなく近親感を覚えるものがあるが、教育の進展と、社会交流の激化から、次第に失なわれ、現在では日常会話の中にさえ、ほとんど影をひそめてしまったものもあるので、この地方の方言を収録し、民俗学・言語学を研究される方の参考に供すことにした。もちろん、この地方独特のものばかりではなく、かなり広い範囲にわたつて使用されているものもあるが、この地方で使われていた、標準語のはんちゆうに入らない言葉を、方言・訛語とした。そしてまた、名詞、動詞、形容詞、動・植物、住居、器具など、区分する煩雑をさけ、記録されているもの、よく聞く言葉を無差別に記すにとどめた。

方言・訛語	標準語	方言・訛語	標準語
イチッコ	てんとうむし	チヨチヨベッコ	ちよう(蝶)
オトカ	きつね	ニヤットリ	鶏
ニシヤドッコ	さなぎ	アマゲチゲーロ	雨かえる(蛙)
ネーゴ	いなご	オコサマ	蚕
ゲーロ	かえる	ズウ	上蔭前の蚕(熟蚕)
ガシヤガシヤ	くつわ虫	ガニ	かに
シヤケ	さけ(鮭)	ホリ	こくぞう虫
ケンム	毛虫	メメズ	みみず
ツノンデーロ	かたつむり	ナガムシ	蛇
		イヌッコロ	小犬

ヘービノマクラ	へびいちご	タテマエ	上棟
カナモグラ	やえむぐら	ニケエ	二階
タボコ	たばこ	トボグチ	入口
デーコン	だいこん	アガリツバナ	上り口
マツツポグリ	まつかさ	ヨコザ	座敷
コンペトীগサ	きつねのぼたん	ビキイ	敷居
ジダンボウ	どんぐり	デードコロ	台所
ドドメ	桑の実	カマダン	かまど
モチグサ	よもぎ	キヨセ	かまどの薪置場
ハツカケババア	まんじゆさげ	ナガシモト	食器具などの洗い場
ハツパ	葉	サマ	お勝手の窓
スツカンボウ	いたどり	ケエコヤ	蚕屋
ネンジン	にんじん	コエマ	納屋
ネコノミミ	ははこぐさ(母子草)	クズヤ	草ぶき屋根の家
ブドウ	えんどうまめ	ヨコ	鼻緒
シヨツパシヨツパ	かたばみ	トウスミ	灯心
ムグツタノキ	さるすべり(百日紅)	カンゼンヨリ	こより
ゴンボウ	ごぼう(牛蒡)	ジヨウゴ	せん
オンバコ	大ばこ	キビシヨ	きうす

ジヨウリ	草履	ワシヤア	わたくしは
イタツペラ	板	ウヌラ・ニシラ	あなたがた
エンガ	柄杓	テメーラ・オメーラ	おまえたち
オテシヨウ	小皿	モリツコ	子守
ドウラン	きざみたばこ入れ	オツチ	おし
オケエ	おかゆ	インゴウ	頑固なこと
オツケ	お汁	カタバリツカ	意固地な人
オジヤ	雑炊	デスツバギ	どこえでもでたがる人
アンモ	もち	オオマクレエ	大食漢
アンピンモチ	餡入りもち	メツカチ	片目の人
オサイ・オカズ	副食物	カセル	かぶれる
オソネエモチ	お供えもち	キチゲエ	気ががい
ココオオ	沢庵漬	ロクデナシ	身もちのよくない人
コワメシ	赤飯	フヌケ	気のねけたような人
コジハン	昼食と夕食との中間食	コケニスンナイ	ばかにするな
コーセン	麦こがし	ソベル	横になる
センゼエバタケ	野菜島	ペロ	舌
ツケアゲ	てんぷら	ヤメル	いたむ
テッコモリ	山もり	イグベエ	行きましょう

エボル	ふんまんのつぶやき
エーカ	よいか
ツンノメツタ	すべった
デングリケツタ	あおむけに倒れた
デンゲツタ・ブツケツタ	倒れた
ツグム	しゃがむ
エツケル・ノツケル	のせる
ノツカル	乗る
オシヨル	おる
ムグス	くすぐる
ヘイシニ	しきりに
ケナルガル	うらやむ
ソオット	しずかに
イスカ	ほうがい・たいそう
タント・シコタマ	どつきり
デツカイ	大きい
チツクセエ	ちいさい
チットンベエ	すこし
オゾイ・サマジイ	りこう

トッコネムリ	いねむり
デンボー・ソラツコト	うそ
コキンガン	げんこ
ヤケツパタ	やけど
アカンベエ	いや
ヒズ	すじ
ジュウクウ	余計なこと
アツタラモン	惜しいもの
アテズツボウ	あて推量
アツテコトモネエ	予想外のこと
アツケネエ	早くなくなること
ゾーサアネエ	簡単・たやすい
カッターイ	だるい
キナツクセエ	こげ臭い
ゴタク	ぞうごん
イケバル	りきむ
イジクル	もてあそぶ
トテツパラ	あまり
	はらいっぱい

第四節 神社と祭神

人類がこの地球上に現出してから、どの位の歳月を経たのかは、いまだ明かではないが、地上における自然現象と天体現象は、人間の力ではどうにも解決できない事象が多い。ある時は恐怖におののき、ある時は驚異の目を見張りある時はありがたいと感じる。ここに、人間を超越した不可思議の能力をもったものの存在が信じられ、神、ないしは仏ということばで表現されることになったのである。そして、宇宙を創造し、支配する神を祈念することによって禍をのがれ、福を招来することができると信じられ、神社、ないしは祠を造営し、その願望による祭神が祀られた。日本の神社は、そのほとんどが神話に登場する神々であるが、なかには偉人と称された人もまじっている。これはその人にあやかり、我も、我が子も、その人のように立派になりたいという願望が、その人を社に、祠に祭祀して、信仰することになったものである。

妻沼町内の神社に関する文献としては、新編武蔵風土記稿（当地方の調査は文政五年〓一八二二）・武蔵国郡村誌（明治八年〓一八七五）・大里郡神社誌（昭和五年〓一九三〇）とがあつてその推移を知ることができるが、明治末から大正初期にかけて合祀された実態は、大里郡神社誌によつて知ることができる。

しかし、所在地、神社名称、祭神など羅列しただけでは、どのような願望のもとに祀つたのかわからないし、第一祭神の読み方さえわからないのではないか、たとえば、大日靈貴と書いたのでは、特別の人を除いて大方の人には、甚だ失礼ながらわからないと思う。それではせっかく書きとめても意義を失うので、古事記（和銅五年正月廿八日、太朝臣安萬呂の撰上）と、日本書紀（日本紀が正しいとする説あり、養老四年五月、舍人親王らの撰上）その他関連の図書を参考にして、町内における神社の祭神の概要、社地面積（武蔵国郡村誌による）を記述することにした。

伊邪那岐命・伊邪那美命

古事記に、「天地初めて発けし時、高天の原に成れる神の名は、天之御中主神。次に高御産巢日神。次に神産巢日神。此の三柱の神は、並獨神と成り座して、身を隠したまひき。

次に国稚く浮きし脂の如くして、久羅下那州多陀用弊流時、葦牙の如く萌え騰る物に因りて成れる神の名は宇摩志阿斯訶備比古遲神。次に天之常立神。此の二柱の神も亦、獨神と成り座して、身を隠したまひき。

上の件の五柱の神は、別天つ神。

次に成れる神の名は、国之常立神。次に豊雲野神。此の二柱の神も亦、獨神と成り座して、身を隠したまひき。

次に成れる神の名は、宇比地邇神。次に妹須比智邇神。次に角杵神、次に妹活杵神。次に意富斗能地神、次に妹大斗乃辨神。次に於母陀流神、次に妹阿夜訶志古泥神。次に伊邪那岐神、次に妹伊邪那美神。

上の件の国之常立神より下、伊邪那美神より前を、あわせて神世七代と称ふ。

是に天つ神諸の命以ちて、伊邪那岐命、伊邪那美命（日本書紀では伊弉諾尊・伊弉冉尊と書く。）二柱の神に、

「是の多陀用弊流国を修め理り固め成せ。」と詔りて、天の沼矛を賜ひて、言依さし賜ひき。……と。

かくしてこの二柱の神は、十四の島と、三十五柱の神を生んだ。最後に、火の神、火之夜芸速男神（またの名を、火之炫昆古神・火之迦具土神という。）が生れたことよって、伊邪那美神は御陰やかえて病み、ついに薨去されてしまったので、出雲国と伯耆国との境にある比婆山に葬った。神話には、国生みと諸神降誕の事象がくわしく語られているのでこれを御覧になるとよい。この、伊邪那岐・伊邪那美の二柱の神は、夫婦愛情の神であり、陰陽の事を掌る観念上の神であるが、国を形成し、国土を治める神々や、海河、山川草木、風、水、火などの自然事象を掌る神々を生んだということから、日本の歴史的祖先の神として尊崇されているのである。

天照大神

伊邪那岐神が、筑紫の阿波岐原で禊ぎ祓いのため身につけたものを脱ぐとき十二神が生れ、つづいて十四柱の神が生れたと、古事記に記されているが、その中に天照大神の名も見えている。

日本書紀には「伊弉諾尊・伊弉冉尊、共に議りて曰はく、「吾己に大八洲国及び山川草木を生めり。何ぞ天下の王者生まざらむ」とのたまふ。是に、共に日の神を生みまつります。大日靈貴と号す。大日靈貴、此をば於保比屢咩能武智と言ふ。靈の音は刀丁反。一書に言はく、天照大神といふ。一書に言はく、天照大日靈尊といふ。此の子、光華明彩しくして、六合の内に照り徹る。故、二柱の神喜びて曰はく、「吾が息多ありと雖も、末だ若此靈に異しき児有らず。久しく此の国に留めまつるべからず。自づから当に早に天に送りて、授くるに天上の事を以てすべし」とのたまふ。是の時に、天地、相去ること末だ遠からず。故、天柱を以て、天上に挙ぐ。……と。

古事記では、伊邪那美神の死後、伊邪那岐神が禊ぎ祓いの時、左の目を洗った時に成れる神として記しているのに対し、日本書紀では前のように記している。どちらが正しいかというよりも、神話そのものが暗示的文学なので、文面の追及よりも、その事象が何を意味し、いかなる歴史事象を物語っているのかを探究することのほうが、より大切なことと思われる。もちろん神そのものには、宇宙大なる事物を象徴したものもあり、実在の人物を神格化したものもある。軽々に推測することはさけなければならないが、案外物事は単純に考えたほうが、より正しい答が得られる場合が多い。そこで筆者は、古事記や日本書紀に記載されている事項と、考古学的諸資料とを勘案して、天照大神は、わが国に農耕文化をもたらした民族を統率するもの、ないしは象徴的地位にあつた人の神格化であるとしておく。その根拠は、つぎに述べる保食神の物語りと、農耕文化をもたらした民族の、わが国渡来という歴史事象（出土品を基礎とした考古学説にもとづく説）の推移による。（注）大日靈の靈は正しくは靈と書く。

保食神

日本書紀に、『天照大神、天上に在しまして曰く、「葦原中国に保食神有り」と聞く。爾、月夜見尊、就きて候よ」とのたまふ。月夜見尊、勅を受けて降ります。己に保食神の許に到りたまふ。保食神、乃ち首を廻して国に向ひしかば、口より飯出づ。又海に向ひしかば、鱸の廣・鱸の狭、亦口より出づ、又山に向ひしかば、毛の麕・毛の柔・亦口より出づ。夫の品の物悉に備へて、百机に貯へて饗たてまつる。是の時に、見夜見尊、忿然り作色して曰はく、「穢しきかな、鄙しきかな、寧ぞ口より吐れる物を以て、敢へて我に養ふべけむ」とのたまひて、廻ち劔を抜きて撃ち殺しつ。然して後に、復命して、具に其の事を言したまふ。時に天照大神、怒りますこと甚しくして曰はく、「汝は是悪しき神なり、相見じ」とのたまひて、乃ち月夜見尊と、一日一夜、隔て離れて住みたまふ。是の後に、天照大神、復天熊人を遣して往きて看しめたまふ。是の時に、保食神、実に己に死れり。唯し其の神の頂に、牛馬化爲る有り。額の上に粟生れり。眉の上に蚕生れり、眼の中に稗生れり。腹の中に稻生れり。陰に麦及び大小豆生れり。天熊人、悉に取り持ち去きて奉進る。時に、天照大神喜びて曰はく、「是の物は、顯見しき蒼生の食ひて活くべきものなり」とのたまひて、乃ち粟稗麦豆を以ては、陸田種子とす。稻を以ては水田種子とす。又因りて天邑君を定む。即ち其の稻種を以て、始めて天狭田及び長田に殖う。其の秋の垂穎、八塚に莫莫然ひて、甚だ快し。又口の裏に蚕を含みて、すなわち糸細くこと得たり。此より始めて養蚕の道有り。保食神、此をば宇氣母知能加微と言ふ。……と。

以上の神話を見ると、わが国の農耕文化の開始を暗示しているのがわかるであろう。文字の上だけを見ると、そんな馬鹿氣たことがあろうはずがない。と思われような話であるが、沿革の章ですでに述べたように、日本列島が大陸と隔絶し、この島に取り残された人々によつて縄文土器文化が生れ、やがて農耕をともなう異国の渡来者によつて弥生式土器文化が生れた。この時代の形象的説話と見れば、日本の歴史を知る上に貴重な資料なのである。

素戔嗚尊

素戔嗚尊は、三貴子として、天照大神、月夜見尊の次に生れた神であるが、日本書紀には次のように記されている。『此の神、勇悍くして安忍なること有り。且常に哭き泣つるを以て行とす。故、国内の人民をして、多に以て天折なしむ。復使、青山を枯に変す、故、其の父母の二柱の神、素戔嗚尊に勅したまはく、「汝、甚だ無道し。以を宇宙に君臨たるべからず。固に当に遠く根国に適ね」とのたまひて、遂に逐ひき。是に、素戔嗚尊、請して日さく、「吾今教を奉りて、根国に就りなむとす。故、暫く高天原に向でて、姉と相見えて、後に永に退りなむと欲ふ」とまうす。「許す」と勅ふ。乃ち天に昇り詣づ。……と、そして天照大神と誓約の子生み（市寸島比売命の項で記す）をした後で、素戔嗚尊は高天原において乱暴の限りをつくしたので、天照大神は遂に天岩戸にかくれてしまわれ、高天原も葦原中国も闇となつて、萬の妖がおこつた。かくして天岩戸の物語りとなるのであるが、この物語りは、古事記のうちで、もつともはやかな戯曲的の物語りであつて、誰もがよく知っている有名な神話である。

また、高天原を追われた素戔嗚尊が、出雲国の簸の河の川上、鳥髪の地において八岐大蛇を退治した話も、これまた有名であるが、これらの神話の中には、それぞれのことがらを暗示しており、これを歴史学的に解明していくと、なつとくの行く答が得られるはずであるが、本誌ではその点まで言及するいとまはないのですべて割愛し、地神系譜（旧事本記、出雲風土記等による）に記されている素戔嗚尊の子を紹介することにします。

田心姫（またの名を佐依姫命・中津嶋姫命）。市杵島姫命（厳島神社、通称弁天様の祭神）・湍津島姫命（またの名を多岐都姫命・辺津嶋姫命）八島土奴美神、五十猛神、大屋津比売神、抓津比売命、事八十神、大己貴神、須勢理姫命、大年神、倉稻魂神（稻荷神社の祭神）葛木一言主神、都留支日子命、国忍別命、磐坂日子命、衝杵等卒面留比古命、青幡佐艸日子命、八野若比売命、以上十九神である。

大國主命と少彦名命

古事記と日本書紀では違いがあつて、どちらが正しいとすることはできないが、ここでは日本書紀にしたがう。大國主命は、素戔鳴尊と奇稻田姫（八岐大蛇退治の神話に登場する少女。脚摩乳・手摩乳の子、大山祇神の孫）との間に生れ、大穴牟遲命（大己貴命）大國魂命、葦原色許男、八千矛、宇都志國魂、大物主神などの別名をもつて呼ばれているが、仏教伝来以後七福神に列せられ、「だいこくさま」という名で親しまれている神でもある。

この神は素戔鳴尊の後を受け継いで出雲国を統治し、現存する人々及び畜産のために、その病を療養したり、虫害鳥獣の害を除去する方法も知っていた。従つて人民からも慕われ、着々成果をあげつつあつたとき、少彦名命があらわれた。日本書紀により、この時の模様を見ることにしよう。

『初め大己貴神の、国平けしときに、出雲国の五十狭狭の小汀に行到して、飲食せむとす。是の時に、海上に忽に人の声有り、乃ち驚きて求むるに、都に見ゆる所なし、頃時ありて、一箇の小男有りて、白蔽の皮を以て舟に為り、鷓鴣の羽を以て衣にして、潮水の随に浮き到る。大己貴神、即ち取りて掌中に置きて、翫びたまひしかば、跳りて其の頬を嚙ふ。乃ち其の物色を怪びて、使を遣して天神に曰す。時に、高皇産靈尊、聞しめして曰はく、「吾が産みし兒、凡て一千五百座有り。其の中に一の兒最悪くして、教養に順はず。指間より漏き墮ちには、必ず彼ならむ。愛みて養せ」とのたまふ。此即ち少彦名命是なり。』…………と。

この物語りは、童話の世界に取り入れられて、余りにも有名な話であるが、これを史実的に考察すると、少彦名命は、異国渡来の薬師であつたと思われる。たゞならば、白蔽は、中国原産のウドウ科の蔓性植物で、葉は掌状複葉。初夏に黄緑色で背面暗紫色を帯びた小五弁花を開き、豌豆大の液果を結ぶ。根は薬用となるものである。白蔽の殻の舟に乗つて来たということが、これを暗示している。

薬師は、心身両面における奇薬師であり、方術師である。方術（幻術）は、古代中国の信仰の一半をつないでいたものであるが、大己貴命が、出雲国の統治にのりだしたころ、少彦名命が渡来し、大己貴命の要請で国内統治に協力したものと見られるし、何よりも、古代の医療法、薬事法、呪術（まじない）など、少彦名命に教授されたのではないかと思われる。これは、大國主命の受難の物語の中にこれを見つけたことができる。すなわち、八上比売に結婚を申し入れた八十神は、「大己貴命の妻になります。」とことわられたはらいせに、大己貴命を殺そうとして、猪に似た大石を火で焼いて赤くして山の上から転し落し、赤猪といつて捕えさせた。焼け石だからたまつたものではない、大己貴命は大火傷をして気を失なつた時、母神の奇稻田姫が、天上の神産巢日神にお願いして、蚌貝姫（赤貝）と、蛤貝姫（蛤）とを差し遣わされ、蚌貝姫はその殻を削つて焼きこがし、蛤貝姫は貝の中にある乳汁のような水を出して合せてねり、これを焼かれたところに塗つて治療したので、以前にましてさらに美男になつたという。この話などは火傷の薬方を、貝の要素から発明したことと暗示であらうし、蛇の室、むかでと蜂の室に入れられるが、須勢理比売から蛇の布帛、むかでの布帛、蜂の布帛を与えられてその厄を免がれる。これは古代の呪術であると思われ、鳴鏑の矢さがしの話は古代呪文を暗示しているし、大室屋での話は虫害を除く薬物を示唆しているものと思われる。現に、大己貴・少彦名の二神よつて「神遺方」という皇朝医道が伝えられたという記録があることから、これは単なる推論ではないと思う。

さて、概説したように、医療・薬事・呪術を心得た大己貴命なるがゆえに、民衆統治の実はあがり、出雲国の勢力の及ぶ限界は、高天原の聖域（近江湖畔の一地域と、その余勢が伊賀、伊勢、美濃、屋張、山城、大和地方の一部）をしのいで、その他の大八洲全土に及んだものと思われる。この地方に出雲系の祭神が多いのは、この事実を物語るものと思われるが、素戔鳴尊、その子大國主命の勇武と、発明と恩愛とを兼ね備えた大手腕に加えて、少彦名命の新知識を吸収実践した結果であると思われる。

倉 稻 魂 神

ウカノミタマノカミは、古事記では宇迦之御魂神と書き、日本書紀には倉稻魂神とある。

「宇迦は食なり、一切の食物を司り給ふ意、御魂は恩頼神靈等ありて、この神は食物の事に功あり、主として治られし神なるにより負ひ給ひし御名也。須佐之男命の御子、御母は神大市比売。御事蹟明ならず（古事記）一説に、大食津姫神、亦の名保食神。また、豊受姫大神とも同神なりといふ、或は然らん。」（大日本神名辞書）

和桐四年（七一）秦公伊呂具が鎮守神として、倉稻魂神を祀つて、稻荷神社と奉称したのに始まり、近世以来、各種産業の守護神として一般の信仰をあつめた。今では伏見稻荷大社と称し、全国稻荷神社の総本社となっている。

豊 宇 氣 毘 売 神

伊邪那美神が火之夜芸速男神、亦の名を火之炫毘古神・火之迦貝土神を生んだことよって御陰に火傷をされて苦しまれ、その時吐物から生れた神が、金山毘古神・金山毘売神。ついでその尿から生れた神が波邇夜須毘古神・波邇夜須毘売神。それから尿から生れた神が、弥都波能売神。次に、和久産巢日神。その子に豊宇氣毘売神ができた。と古事記に記されているが、豊宇氣毘売神の系統は伝わっていない。（日本神名辞書）

豊宇氣毘売神は、豊受姫命・豊受大神とも書き、最初丹波国真井原に、五穀を司る神として祭祀されたが、雄略天皇朝（四七八年ごろ）に、伊勢山田原に遷座され、以来、伊勢神宮の外宮と称され、御饗津神として尊崇されている。

五穀を司る神というところから、各地の稻荷神社の祭神として祀られて信仰されているが、町内でも稻荷神社の祭神、保食社の祭神として祀られている。これは、保食神・倉稻魂神と同じ神であるという説にもとづくものであるが、いずれにしても農村地帯である町内では、五穀を司る神ということで祀られているものである。

市 寸 島 比 売 命

素戔嗚尊は、根国に追放されるにあたって、姉の天照大神に暇乞いのため高天原へ上ったのであるが、高天原を奪いに来たものと勘違いした天照大神は、武装して素戔嗚尊を待ち受け、「何しに上つて来たか」と、声をはりあげ、鋭く問いかけた。素戔嗚尊は、「私は決して邪心を抱いて上つたのではない。この度、父神から追放をうけたので、母の国なる根の堅洲国にまいろうと思ひ、このことを報告し、お暇乞いにまいつたのです。」

「その心の潔白なることは、どうして知れようか。」「さらば、互に誓をして、子を生みましよう。」「では」ということで、天照大神と、素戔嗚尊は、天の安河を中に挟んで誓を立てられた。

天照大神は、まず、素戔嗚尊のおびる十拳剣を乞い受けて三段に打折り、さらさらと音たてながら天の真名井において振りそそいで、囁みに囁んで吹き棄てた。その吹く息の霧の中に生れ出た神は次の三柱である。

タキリビメノミコト（多紀理毘売命）（奥津島比売命ともいう。）

イチキシマヒメノミコト（市寸島比売命）（狭依毘売命ともいう。）

タギツヒメノミコト（多岐都比売命）以上三女神は、男神の物実から生まれたために、素戔嗚尊の御子となり、後年、尊にもなわれて西国に移り、第一姫は胸形の奥津宮（福岡県宗像郡の沖の島にある。）第二の姫は、胸形の中津宮（宗像郡の大島にある。）第三の姫は、胸形の邊津宮（宗像郡玄海町の田島というところにある。）に座した。この三柱の女神のうち、市寸島比売命は才色ともに秀で、当時大八洲国の崇敬の的となつて諸所に祀られた。

中世仏教の影響をうけて、仏教でいう弁財天女と習合し、七福神の一に列した。現在日本三弁財天と称せられている厳島、竹生島、江の島の祭神は、皆この市寸島比売を祀っているが、町内では弁財の厳島神社の主神として祀られているほか、十二社に祀られている。（別表参照）

大山祇神

古事記では、大山津見神と書き、日本書紀には大山祇神とある。町内でもこの祭神は後者の文字を用いている。オオヤマツミノカミは、伊邪那岐、伊邪那美の二神が、国生みに続いて生んだ山の神である。したがって山神信仰の主神として祀られて崇敬されている神である。

木之花佐久耶比売

木之花佐久耶比売は、大山祇神の女で、高天原から降臨された天孫、瓊々杵命に見そめられ、結婚を申しこまれた女神は非常に喜んで、かずかずの品を持たせ、姉の石長比売をも副えて奉った。

ところが、姉の石長比売は甚だしい醜女であったので、命は妹だけを止めて姉を返してしまった。大山祇神は嘆息して、「私が石長比売を差上げたのは、天孫の命が未長く風雨に耐えて、何時までも巖のごとくお変りのないようにと思ったためで、木之花佐久耶比売を差上げたのは、木の花の華やかに咲きほこるように、お栄えになることを願って差上げたのであって、石長比売をお返しになったのは、まことに惜しむべきことである」と言つたという。

木之花佐久耶比売は、火照命（海幸彦）。火須勢理命。火遠理命（山幸彦）とを生んだ。海幸彦と山幸彦との話は、童話の世界にも取り入れられて有名であるが、山幸彦は後に天津日高彦火火出見命と称し、日向朝廷第二世となったこの日向朝廷二世を生んだ木之花佐久耶比売は、浅間神社の祭神として、町内にも八社祀られていた。

さて、町内に祀られている、神話に登場する神々を紹介してきたが、これ以外に二十五神ほどあげられるが、他は一々二社（菅田別命、応天神天皇、八幡神社の祭神を除く）に過ぎないので割愛し、明治初期まで二十六社という、町内最多社数を算した、菅原道真公を紹介して祭神の紹介を終ることにする。

菅原道真公



（菅原道真公の絵姿、長勝寺蔵）

菅原道真公は、文道の神として全国的に崇敬されているが、町内にも、天満宮・天神社などの名称をもって、上根字本郷（現上根神社主祭神）江波字嬉愛（現江波神社主祭神）妻沼聖天山境内、妻沼字酒巻窪、弥藤吾氷川神社合祀神、男沼字天神、台字大明神、間々田伊奈利神社境内、小島字並木・池の端、市ノ坪字一本木、原井字榎島、永井太田字上平・北廓、道ヶ谷戸字稲鈴、飯塚字福王寺・江原・南・稲荷木、西野長井神社境内、上須戸八幡社境内、善ヶ島神社境内、弁財殿島神社境内、葛和田字下宿、日向長井神社境内、大野伊奈利神社境内と、以上二十六社祀られている。

道真公は、碩儒菅原是善の子で、幼少のころより才知がすぐれ、さとりが早く、家庭での教によつて和漢の学に通じ、詩歌、文章に達していたという。貞観十三年（八七一）朝廷に仕え、元慶二年には文章博士となり、加賀権守を兼任。仁和二年（八八六）讃岐守に転じてその地の任に赴いた。民は皆その治を浴しその徳を慕った。

宇多天皇は、道真の賢才を知っていたので、寛平二年（八九〇）任期満了とともに讃岐から召し還され、翌年には昇殿を許された。官位は累進して参議となり、くだつて昌泰二年（八九九）二月には

右大臣となった。ところが、同時に左大臣になった藤原時平の讒言によって、大宰権師に左遷して筑紫に追放され、夫人と女子とを京都に残し、五歳の男子ただ一人を伴って京都を發つたのは、延喜元年（九〇一）一月のことである。やがて筑前の博多へ着き、上陸した道真公は大宰府の片ほとりの榎寺に身を落ちつけた、そして数か月は過ぎた。

道真公は配流の感慨を次のような詩に託している。（この詩は、碑に刻まれ、江波の宝蔵院境内に建っている。）
 離家三四月 落涙百千行 万事皆如夢 時々仰彼蒼

道真公は心にもない叛逆の汚名をきせられ、配所にあつて悶悶とした日日を送るうち、早くも一年を過ぎた。去年の今日は、清涼殿において一首を上つり、宇多上皇と醍醐天皇から御衣を賜つたのに、今日のわが身は配所にある。腸がちぎれるほど悲しいと、懐旧の涙とともに、有名な次の詩をつくつた。

去年今夜侍清涼 秋思詩篇独断腸 恩賜御衣今在此 捧持毎日拜余香

延喜三年（九〇三）二月、幽居二年余にして道真公はついにこの世を去つた。時年五十九。そして一年後、防府三田尻の人達は祠を建ててその魂を祀つた。これが後に防府天満宮となるのであるが、二年後には、味酒安行（白太夫）が葬地に祠を建て、その靈を祀つた。これが太宰府天満宮の創めという。

道真の死後二十年の延喜二十三年（九二三）、この年延長と改元された。四月、醍醐天皇はその冤罪をさとられ、罪名を除いて右大臣に復し、正二位を贈られた。くだつて朱雀天皇の天慶五年（九四二）右京七条坊に住む文子なるものが神託によつて右近馬場に小祠を建て、村上天皇の天曆五年（九五二）これを北野に遷した。

ついで天徳三年（九五九）に、右大臣藤原師輔が、さらに大きな社を造営し、翌年「天満大自在威徳大神」と謚し、「北野宮」と称せしめられた。これが現在京都市上京区馬喰町にある「北野神社」である。

一條天皇の永延元年（九八七）太政大臣、正一位を贈り、勅して官弊社となされた。以来諸国にその社、祠が建てられ、文道の神として、今日なお異例の尊崇を受けているのである。

神社一覽表（武蔵国郡村誌による）

大字	字	神社名	社地 (m ²)	祭	神
妻沼	大我井	大我井社	五、二〇〇	伊邪那岐・伊邪那美尊、大己貴命、倉稻魂命	
〃	神明	神明社	四五〇	天照大神（あまてらすおおみかみ。大日靈命）	
〃	赤子	赤子稻荷社	三三一	倉稻魂命（うかのみたまのみこと）	
〃	長泉寺	熊野社	一三	伊邪那岐尊（いざなぎのみこと）伊邪那美尊（いざなみのみこと）	
〃	女体	白髪社	二九一	白髪武広国押稚日本根子命・猿田彦命、天鈿女命	
〃	稻荷台	稻荷社	六〇八	倉稻魂命	
〃	若宮	八幡社	一、〇二二	菅田別命（ほまれだわけのみこと、品陀別尊とも書く、神功皇后の子）	
〃	酒巻窪	天神社	二六	天穗日命（あめのほひのみこと）、菅原道真	
〃	中岡	巖島社	一三	市寸島比売命（いちきしまひめのみこと）	
〃	森下	福石社	一〇	石凝止命（いしこりとめのみこと）	
〃	氷川	氷川社	一、〇二五	素戔鳴尊（すさのおのみこと）	
〃	神明	神明社	二二八	天忍穗耳尊（あめのおしほみみのみこと）	
〃	寺窪	王子保食社	一四九	豊受比売命（とようけひめのみこと）	
〃	杉之道	八幡社	三七七	菅田別尊	
〃	熊野	熊野社	五三	伊弉諾尊（いざなぎのみこと）伊弉冉尊（いざなみのみこと）	
〃	芝川	社口保食社	二四一	豊受姫命	
〃	南王子	白山社	一八八	伊弉冉尊	

弥藤吾	正阿弥	八幡社	六三	誉田別尊・大国主命・櫛鬘玉命・菅原道真
男沼	伊勢	神明社	三九七	伊邪那岐命（いざなぎのみこと）
天	天神	天神社	七二四	菅原道真
五十石	保食	保食社	九四五	宇氣持比売命（保食神、うけもちのかみ）か？
大明神	白山	白山社	八四三	伊邪那美尊（いざなみのみこと）
台中島	曾登	曾登社	七二一	少彦名命（すくなひこなのみこと）
出来島	熊野台	伊奈利神社	一、四四一	豊受比売命
伊奈利	神明	神明社	一、七二二	大日靈尊（おおひるめのみこと、天照大神が通称となっている）
熊野台	熊野	熊野社	一、一一四	伊弉冉尊（いざなみのみこと）
熊野下	雷電	雷電社	三五〇	鳴雷命（建御雷神、たてみかずちのかみ）か？
東久保	御嶽	御嶽社	六八八	天御中主尊（あめのみなかのぬしのみこと）日本の祖先神・宗主の神
伊勢	戸隠	戸隠社	六九	手力男命（たちからおのみこと）天の岩戸の神話に登場する
伊奈利台	稲荷	稲荷社	一、五〇四	倉稻魂命（うかのみたまのみこと）
天神坪	天神	天神社	六五八	菅原道真
伊勢東坪	事住	事住社	二六四	大己貴命（おおあなむちのみこと）
伊勢坪	羽黒	羽黒社	一〇二	倉稻魂命（うかのみたまのみこと）
諏訪	諏訪	諏訪社	九八五	建御名方命（たてみなかたのみこと、大国主命の子、天孫族に追われる）
天神坪	八坂	八坂社	五三	素戔鳴尊（すさのおのみこと、須佐之男命とも書く）

門々田	稻荷坪	八幡社	三〇	菅田別尊（ほまれたわけのみこと、神功皇后の子、応神天皇）
小島	並木	神明社	一、五七七	天照大神
東岡	稲荷	稲荷社	一、三二九	武甕槌命・徑津主命・天兒屋根命・比売大神
北久保	稲荷	稲荷社	一七五	市杵島姫命（いちきしまひめのみこと）
川向道下	琴平	琴平社	九三	豊受比売命（とようけひめのみこと）
永井太田	北廓	高城社	八三	豊受比売命
前新田	富瑠輪	富瑠輪社	四〇	大国主命
間之道	吾妻	吾妻社	四六九	高皇産靈尊（たかみむすびのみこと、天孫降臨の命令を下す大役を行う）
上平	北野	北野社	四八六	日本武尊（やまとたけるのみこと、神話時代の英雄）
高城	稻荷	稻荷社	六一二	建御名方命（たてみなかたのみこと）
問之道	八坂	八坂社	二六一	菅原道真
雀の宮	雀の宮	雀の宮社	九八八	倉稻魂命（うかのみたまのみこと）
西飯塚	近殿	近殿社	三六	素戔鳴尊（すさのおのみこと）
飯塚	八幡	八幡社	八三	大己貴命（おおあなむちのみこと）
北八幡木	八幡	八幡社	五二九	奇稻田姫命（くしいなだひめ、櫛名田姫とも書く）
藤屋敷	神明	神明社	五九二	菅田別尊
江原	天神	天神社	三九七	天照大神
飯塚南	稻荷	稻荷社	三九七	菅原道真
			三六四	倉稻魂命

江波	嬉愛	天社	本郷	出口	宮前	本郷	一本木	中	中	下の坪	一本木	榎島	沼下	上耕地	稲鈴	鎌ヶ谷戸	芝	羽黒	飯塚南	飯塚	江原
八坂社	八坂社	八坂社	八坂社	稲荷社	神明社	天社	摩多利社	稲荷社	八坂社	斎藤社	神明社	巖島社	八坂社	神明社	伊奈利社	八幡社	吾妻社	羽黒社	稻荷社	八坂社	江原

九九	七三	九九	七二	一五一	六八	六九四	三三	五四五	七三一	一四九	三六	五〇	四〇	八一〇	三八七	一九五	二〇八	七七七	九九	七三	九九
素戔嗚尊	倉稻魂命	倉稻魂命	武甕槌命 (たけみかづちのみこと)	誉田別命	倉稻魂命	大日靈尊	素戔嗚尊	市杵島姫命・多紀理比売命・多伎都比売命	天照大神	誉田別尊	素戔嗚尊	倉稻魂命	大物主命 (おおものぬしのみこと) 大国主神の和魂 (にぎたま)	菅原道真	大日靈尊	豐受姫命	素戔嗚尊	菅原道真	素戔嗚尊	倉稻魂命	素戔嗚尊

八ッ口	善ヶ島	上須戸	西城	田島	西野	葛和田	町表	中宿	荒宿	下宿	向野	
寺浦	宮西	道南	本郷	東田	鷗森	奈花郷	磯崎	長井	神明	八坂	大杉	天神
日枝社	御嶽社	阿夫利社	巖島社	稲荷社	巖島社	伊奈利社	磯崎社	長井社	神明社	八坂社	大杉社	天神社

四六九	一〇九四	五一六	一九八	二六四	四四〇	二八四	八三	一三六	四八九	右の境内	一、一一四	八三六	二、七四四	五〇九	八八九	九八五	一七二	四六九	一〇九四	五一六	一九八	二六四	四四〇	二八四	八三	一三六	四八九	右の境内	一、一一四	八三六	二、七四四	五〇九	八八九	九八五	一七二	
大山祇命 (おおやまつみのみこと) 大山津見命とも書く	天水分 (あめのみなわけ)・国水分命 (くにのみなわけのみこと)	火産靈命 (ほむすびのみこと)	大山祇命・高麗命・關籠命 (嚴らう雷の声)	誉田別尊	天照大神	市杵島姫命	大山祇命	保食命 (うけもちのみこと)	市杵島姫命	倉稻魂命	少彦名命	市杵島姫命・下照姫命・猿田彦命・天鈿女命・天兒屋根命	火産靈命 (ほむすびのみこと)	大日靈尊	素戔嗚尊	大己貴命	菅原道真	豐受比売命	大山祇命 (おおやまつみのみこと) 大山津見命とも書く	天水分 (あめのみなわけ)・国水分命 (くにのみなわけのみこと)	火産靈命 (ほむすびのみこと)	誉田別尊	天照大神	市杵島姫命	大山祇命	保食命 (うけもちのみこと)	市杵島姫命	倉稻魂命	少彦名命	市杵島姫命・下照姫命・猿田彦命・天鈿女命・天兒屋根命	火産靈命 (ほむすびのみこと)	大日靈尊	素戔嗚尊	大己貴命	菅原道真	豐受比売命

葛和田	向野下	巖島社	一三九	市杵島姫命
〃	西島	山神社	七四七	大山祇命
〃	中津呂	稲荷社	二四六	倉稻魂命
〃	西島	愛宕社	二四五	奥津彦命・奥津姫命
大野	南境目	稲荷社	一、〇九四	倉稻魂命
〃	弁財沼	山神社	六二五	大山祇命
日向	八幡間	長井社	三、三四五	誉田別尊
〃	尾塚	浅間社	二五一	木花咲耶姫（このはなさくやひめ）
弁財	沼上	巖島社	一、四三八	市杵島姫命
倭瀬	ホ通	伊奈利社	五二九	倉稻魂命
〃	〃	巖島社	八七九	市杵島姫命

以上の表は注記したように、武蔵国郡村誌記載のものを収録したもので、個人、ないしは一家持の神社は収録されていない。また、明治時代の末期から大正時代の初期にかけて、一村（大字）一社ということになったので、現在では大体大字単位に一社となったが、太田地区に限り、大正三年六月三十日、大字飯塚字飯塚前に社殿を新築して、当時の太田村全域にあった大小五十七社を合祀して「太田神社」としたので、各字には神社がなくなってしまった。だが、一応合祀したものの、かつての氏子はその神に対する信仰心から、これを分離してかつての社地に遷座したものであるので、その実態を集録すべきであつたが、これにて擱筆のやむなきに至つたことを了とされたい。

第五節 寺院と本尊仏

西暦五三八年十月、百濟の聖明王が仏像などを献じた（上宮聖徳法王帝説）のが、仏教公伝の年次とされているが、仏教伝来をめぐって、当時の二大氏族、物部氏と蘇我氏が争い、五八七年七月、ついに蘇我馬子が物部守屋を殺して崇仏派の蘇我氏に凱歌があがつて以来、仏教は権力誇示の争徴、ないしは自己安心のために大伽藍が建立され、仏像が造営された、飛鳥・白鳳・天平文化は、唐伝来の仏教文化で、奈良東大寺の盧舎那仏を頂点として、世界にほこる文化遺産を今日に伝承している。

だが、仏教が庶民の心よりどころとなるまでには、これよりはるか後代の鎌倉時代以後のことではなかつたか、妻沼地方においては、仏教浸透の具体的事象を勘案する資料としては、板碑がある。もちろん二・三の寺院の縁起には、天平時代行基菩薩によって開山され、弘法大師によって再興されたということが書かれたものもあるが、史実として取りあげるには躊躇されることが多い。

町内において確たる年次を挙げられるのは、歓喜院以外にない。しかし歓喜院は、能護寺末ということから、歓喜院長楽寺が建立された建久八年（一一九七）より古い寺であるということだけはいえる。また、大字弥藤吾字年代に、古い寺があつたのではないかと思われるたはずまい、出土品があるが、決定するまでの資料はなく、あくまでも「幻の寺」の域をこえることができなかった。したがって本誌では、新篇武蔵風土記稿の記事を収録して表とし、現在事象は備考欄に記入することとし、これら寺院の本尊仏の概要を記して、当地方における仏教信仰の動向を知る手がかりとした。なお、本尊仏の概要を記すにあたっては、仏像図鑑（国訳秘密儀軌編纂局編）と、仏像をたずねて（昭和仏典刊行振興会主幹南日義妙編、文進堂発行）その他を参考にした。（数字はその本尊安置の寺数）

阿弥陀仏の起源については、仏教会でもいろいろの説があつて、まだ決定的な結論がでない（南日義妙氏の説）という。しかし阿弥陀の信仰は、当町寺院の本尊仏をみても、その数は圧倒的に多く、考古資料として残されている板碑を見ても、阿弥陀如来、ないしは弥陀三尊の種子を刻したものが大部分で、その深さがはかり知れる。では、なぜこのような事象が現われたかといえ、仏教界では、釈尊が入滅してからのち一千年間を正法時代といふこの時代は仏の教が厳然と存在し、修行も十分で、悟が開ける理想的な時代であるが、この一千年を過ぎると像法時代となり、像法時代の一千年間は、正法時代にくらべるとやや悪いが、まだ仏の教と行が一般に行われて修行できる時代である。ところが、像法時代が過ぎて末法時代になると、世相が悪化し、ただ教だけが残つて、行・証がない時代となり、この末法時代に生まれた人間は、自分の力で解脱ができず、阿弥陀仏の他力に頼つて、救済されるよりほかに手段がないといわれていた。

日本では、後冷泉天皇の永承七年（一〇五二）が末法に入る最初の年にあたとされた。果せるかなこの前年、陸奥の安倍頼時が反乱を起し、前九年の役といわれるほど長期間の戦いとなつた。承暦三年（一〇七九）には延暦寺の僧徒が強訴した。永保九年（一〇八一）には延暦・園城両寺の僧徒が盛んに争い、その六月には延暦寺の僧徒が園城寺を焼いてしまつたし、翌年十月には、熊野の僧徒が入京強訴に及び、その翌年には、後三年の役がはじまつた。

応徳二年（一〇八五）閏五月には、興福寺の僧徒が、大和十市郡の民家を焼くという事件も起つた。等々枚挙にいとまのないほど事件が起り、まさに末法時代到来という世相を現出した。浮気と物欲にあげられ、宮廷貴族の日々それに追従する僧、心ある仏教徒は低俗に墮するのを恐れて深山の奥へのがれた。律令制度によつて中央政權をうちたて、天平・奈良時代を過ぎ、平安時代には律令制は完全にくずれ、公地公民は私地私有となつた。相続く争乱に、

貴族の番犬ぐらゐの取扱いかうけていなかつた源・平両氏を棟梁とあおいで武士階級が台頭し、長年撰関の座に、あぐらをかいていた藤原氏を中心とする朝廷貴族の權威は失墜していった。浮気と物欲にあげられ、宮廷貴族に追従して低俗化した仏寺の僧、心あるものは深山の奥へ逃れて仏法の教義を研さんした。

権力を持つものと、武力を持つものが手を握り、政權獲得の野心をもつた時、そこには必然的に争乱が起きる。

保元・平治の両乱はその典型的な乱で、まず新興武士階級の一方の雄、平氏が権力の座にのしかがった。だが、武断政治を行いながら貴族化していった平氏は、やがて平治の乱で壊滅したかに見えた源氏が、治承四年（一一八〇）平氏に不満をもつ朝廷貴族と結んで旗あげをし、源平合戦となるのであるが、この事象については、沿革の、斎藤別当実盛の項で述べているので、叙述はさけるが、この合戦の始まる少しく前の、安元元年（一一七五）「称名念仏」のさとりを開いた法然（源空）が、「すべての人間に平等な救済を」という旗じるしをかかげて「浄土宗」をおこした。そして、ただひたすら口に「阿弥陀仏」の名号をとなえることによつて、救われ難いような生活を余儀なくされてきたことができると説いた。相つゞ戦火の中にたたくまじき生まれ、生きながら地獄のような生活を余儀なくされてきた一般民衆には、貴族たちのようにむずかしい仏の教を理解することはできなかったし、寺を建てたり、仏像を造営するにあたっては、労力をしいられ、資材や必要な金品を徴収されるが、親しく仏の道に接するという機会さえなかつたのである。

こんな時代であつたので、貴族はもちろんのこと、熊谷次郎直実のような豪の者から、悪の張本人や遊女にいたるまで、あらゆる階級の人々の心の中に、急速な勢いをもつてとけこんでいった。

この、法然の教えは、弟子の親鸞に引継がれ、親鸞は、関東の農村にはいりこんで、そこに住む下級武士や、農民と深く接触することによつて、さらに民衆と結びついて浄土宗の教えをいっそう深めていった。これは、現存する板碑が如実に物語っており、考古資料として実在する板碑のほとんどが弥陀三尊、ないしは弥陀の種子を刻している。

やがて親鸞は、元仁元年（一二二四）「教行信証」や、語録「歎異抄」を発表、彼独得の教えと信仰が展開され、浄土真宗（一向宗ともよばれる。）として発展していった。この親鸞は、肉食妻帯の僧として、当時の全仏教界を、啞然とせしめた特異の僧でもあった。親鸞につづいて浄土宗をひろめたのは、時宗の開祖といわれる一遍である。一遍は、専心念仏を唱えながら、釈迦の定めた出家の掟を守り、住所を定めず諸国を遊行し、踊りをまじえた念仏と説教の旅を死ぬまで続け、大衆にアピールして更に多くの信者を獲得し、後年念仏講として伝承するのである。さて、阿弥陀如来のお姿を、観無量寿経についてみることにしよう。

「無量寿仏の身相は光明を観ずべし。無量寿の身は百万億の夜摩天の閻浮檀金の色の如し、仏身の高さ六十万耶由多由旬なり、眉間の白毫は右に旋つて宛転し五須弥山の如し、彼仏の円光は百億三千世界の如し、円光の中に於て百万億、那由多恆河沙（数の極めて多い）の化仏あり。……」と、観無量寿経では説いている。

阿弥陀化の光背に、四十八の光線が刻まれているのは、阿弥陀如来像の四十八の誓願を表現しているものという。

阿弥陀如来像には、観世音勢至の両菩薩が脇侍として侍立しているが、真宗の本尊阿弥陀仏は、ただ一人の立像で左右の両手を指して法身説法の印を結ばれている。このお姿は、上は菩提を求め、下は衆生を教化することを示している尊容で、光明遍照十方世界と、念仏衆生撰取不捨の意味といわれている。

上掲の写真は座像であるが、葛和田の、宝積山白道院大龍寺の御本尊阿弥陀如来像である。



十一面観世音菩薩（六）

十一面観世音菩薩は、密教義立の六観音の一つで、現世においては除病、滅罪及び福を求める祈念仏とされ、藤原時代には悪夢を見たときに、十一面観音を念じると災害が払え、予防できる観音として信仰されるようになった。

十一面念誦儀軌には、この菩薩の功徳を、(1)諸病の苦から離れられる。(2)如来の愛撫を蒙ることができ。(3)財穀の獲得ができる。(4)怨敵も害を与えない。(5)国王の慰問を受ける。(6)毒虫・寒熱の苦からまぬかれる。(7)刀・杖の害がない。(8)水に溺れない。(9)火に焼かれない。(10)天命を全うする。……と、十種の勝利をあげている。

そのお姿は、前に当る三面は慈悲の面相、左辺の三面は忿怒の相、右辺の三面は牙を上に向け、後の一面は大笑面、頂上の一面は仏面である。以上の十一面は、各面とも前に向かい、後の光を受けて、いずれも飾りのある冠を戴き、冠には悉く阿弥陀仏がある。……と、十一面神咒経には説いてある。この十一面は、頭の上の髪の中から小さな首が出ているので十一面といわれているが、実際は、本面を合わせると十二面になる。



なお、胎藏界曼荼羅にありては、虚空藏院の南端に位置し、全身白肉色で、十一面四臂、本面の左右に各一面あり、その上に五面、さらにその上に三面を重ねて十一面を作っている。右の第一手は施無畏印とし、第二手は数珠をとり、左の第一手は開敷蓮華とし、第二手は薬瓶をとって蓮台上に趺座している。どの仏教も儀軌通りというわけにはいかないが、上掲の写真は、歓喜院の御本尊十一面観世音菩薩。

聖觀世音菩薩(五)

一般に觀音と呼ぶときは、聖觀音を指しているが、後世、大悲觀音、大慈觀音、師子無畏觀音、大光普照觀音、天
人丈夫觀音、大梵深遠觀音等(天台の義立)千手觀音、聖觀音、馬頭觀音、十一面觀音、准胝觀音、如意輪觀音等
(密教の義立)の六觀音、更には三十三觀音が現われたので、最も正しく、最も代表的な觀世音を「聖觀音」と呼ん
であり、法隆寺夢殿の救世觀音、百濟觀音、藥師寺東院堂の本尊などが日本の代表的な聖觀音といわれている。
觀無量壽經に、「まさに觀世音菩薩を見よ。この菩薩の身の長は、八十万億那由多由旬である。」

(注) 那由多(梵語、非・講と訳す。極めて大きな數量。千億に当るといふ。由旬(梵語、古代インドの里程の一
單位、六町一里で四十里、三十里、或いは十六里の稱という。……想像のできないほど大きいという表現)
その円光の中に五百の化仏があり、阿彌陀仏と同じである。一つずつの化仏に五百の化菩薩があり、数えつくすこと
ができぬほど訳山の諸天がその待者になっている。挙身光の中には五道の衆生の一切の色相が皆、その中に現われて
いる。頂上には、毘儂伽摩尼宝(宝珠の名)をもつて天冠とする。その天冠の中に一つの立てる化仏がある。その高
き二十五由旬にして、觀世音菩薩の面は閻浮檀金(梵語、雪山の北、香醉山の南の無熱池畔に大森林をなす喬木で、
四五月頃花が咲くという 閻浮樹の大森林を流れる河の中に産する砂金。)の色に如し、眉間の毫相には七宝の色
を具え、ここから八万四千種の光明を放つ。一一の光明には無量無數の化仏があり、一一の化物に無數の化菩薩があ
つて侍者となり、變幻自在に十方の世界に充滿する。たとえば、紅蓮華の色のようなのである。

八十億の光明をもつて瓔珞(梵語、裝身具、または裝飾)の中には諸々の一切の莊嚴(飾り)が備わっている。
手の掌には五百億の紅蓮華の色があり、手の十指の端、一一の指端に八万四千の絵があつて印文のようである。一一
の絵に八万四千の色があり、そして一一の色には八万四千の光がある。その光は柔軟にして普く一切を照らし、宝手

を延べて衆生を接引する。また、足を挙げる時は、足下に千幅輪の相があつて、自然に化して五百億の光明台となる
足を下す時は、金剛摩尼の華があり、一切に散布して隅々まで滴ち渡る。そのほかの身相衆好具足して仏と同じで変
らない……」と、説いてある。

觀音經の一節に「若し無量百千萬億の衆生ありて、諸の苦惱を受けんに、この觀世音菩薩を聞いて、一心に稱
名せば、觀世音菩薩即時にその音声を觀じて、皆解脱することを得しむ……」とあるが、人間が死ぬと、阿彌陀如来
が西方極樂浄土で救ってくださいとされ、現世では、觀音さまがあらゆる不幸から我々を守り、幸福を授けてくれる慈悲深
い菩薩として、中国では早くから觀音信仰が広まっていたが、日本では、聖徳太子(六二二歿・49歳)が厚く觀音に
帰依されてから、広く一般大衆に信仰されてきて、最も親しまれた菩薩で、西国三十三か所、阪東三十三か所、秩父
三十四か所とあわせて百觀音靈場として庶民の信仰を集め、これを擬して各地方に三十三か所觀音靈場ができた。
妻沼地方でも忍三十三か所觀音靈場となっていた寺があるが、これは民間信仰に属するので後述する。



聖觀音のお姿は、頭に宝冠を頂き、肩から腕にかけ
て天衣をかけ、肩から脇の下へ斜に、勳章の綬のよう
な絡縛をかけてあり、腰には裾を巻き、種々の瓔珞で
裝身した半裸体の姿である。左手に蓮華の蕾を持ち、
右手でその蓮華の辨の一片を開かんとされている。
左手は衆生界、右手を仏者といつており、左手に衆生
の煩惱の心が開かないため、右手の仏がこれを開かさ
うとしている形を現わしてある。

(上掲の写真は、男沼長勝寺の御本尊聖觀音菩薩)

釈迦如来(四)

釈迦如来は仏教の開祖として余りにも有名であり、その説話等も多く、誰もが幾度となく聞かされていることと
うので、概念的な事象のみを記すことにする。

西暦紀元前、四百八十六年から四十八年ごろ(四八三年ともいう)中インド迦毘羅国王スドーナ、王妃マカマ
ヤの子として、四月八日、ルンビニ園の無憂樹下で誕生したシッタタ太子は、生れたばかりで四方に七歩あるいて
右手をあげ天を指し、左手は地を指して「天上天下唯我独尊」と、大声をあげて宣言したという。この形を表わした
尊形を、釈迦の誕生仏といい、今なお、お花祭りの灌仏として尊崇されている。

母のマーヤ夫人は、この不思議なできごとが原因して、シッタタを生んだ七日後に死んだので、太子は叔母の、
マカハジャハダイに育てられ、成長するにしたがつて、天資聡明さを發揮して、諸般の学問・技艺に長じ、やがて隣
国の拘利城の美しいヤシユダラ姫を妃とし、一子ラゴラが生まれて迦毘羅城は喜びにつつまれていたが、やがて太子
は二十九歳(一説には十九歳)を迎えた。このころになるとシッタタ太子は人間の無常を感じ、妻子を捨て一夜、
密かにカンタカという愛馬に乗り、馭者のチャンダカを連れて迦毘羅城の王宮を出て、出家してしまった。

かくしてバラモンの仙人を次々と訪ねてその教を受け、種々の難行苦業をしたが、これらの苦行や修行は精神の練磨
にはよいが、断食や不眠の苦行によつて人間が解脱することはできず、肉体を苦しめるだけで、その価値がないこと
がわかり、衰弱した体を尼蓮禪河で水浴し、牧女の捧げる乳糜(牛乳を精製したお粥のようなもの)を飲んで体力を
回復して、尼蓮禪河から約七マイルのところにある仏陀迦耶の山水明媚の地に行き、菩提樹下で金剛宝座の禪定には
いった。以来、端座瞑想にふけつた太子は、まず人間としての煩悶に悩み、これが煩惱となり、悪魔として襲いかか
り、誘惑して成道を妨げんとしたが動ずることなく撃退し、遂に十二月八日の明け方、東天に輝く光を仰いで悟を開

き仏陀となった。時に太子は三十五歳(一説には三十歳)であった。

大悟成道した釈尊は教化につとめ、一二五〇人弟子を得て一つの教団とした。そして三年後、父王からの招きで、故
郷の迦毘羅城に帰り、父王と会い、親族のアナン、ナンダ、子のラゴラ等を弟子に加え、恒河の南北を中心にして、
摩拘陀、橋薩羅、毘舍利の国々を歩いて華嚴経を初めとして、阿含、勝鬘、阿弥陀、大日経に次いで法華経、その他
の多くの経を八十歳まで、休む暇もなく到る所で民衆に説法教化して、最後に涅槃経を説き終えて、跋提河のほとり
沙羅双樹の下で北枕し、右脇を下にして静かに涅槃に入られて入滅された。その日は紀元前、三八三年二月十五日と
いわれている。なお、釈迦は、迦毘羅国に住んでいた種族の名であるが、シッタタ太子が釈迦牟尼といわれたのは
釈迦族の中で知恵のある聖者、賢人という意味で呼ばれたのであるという、また、尊んで釈尊・仏陀ともいう。

釈迦如来の尊像には、誕生仏(灌仏)・樹下思惟像・苦行像・降魔成道像・出山像・説法像・涅槃像・金棺出現図
の八相の像や、画像があるが、一般的に見られる釈迦
像は、全身金色で、肉髻・螺髪(螺髪)の頭、白毫を付した温
顔、首に三道あり、納衣は左肩より斜にかけ、右半身
は裸身、説法印を結び、白蓮華台上に座している。

また、脇侍に、文珠・普賢の両菩薩を配した、いわ
ゆる釈迦三尊のものもある。当町寺院の御本尊では、
弥藤吾の観清寺御本尊が釈迦三尊である。なお当寺に
は、沙羅双樹の下で身を横たえた釈尊に、弟子や動物
たちが囲み、有情の一切が悲しんでいる入涅槃の立派
な画像がある。



(瑞林寺の御本尊釈迦如来)

薬師如来と一般に呼ばれているが、詳しくは、薬師瑠璃光如来といい、東方瑠璃光世界の救主で、瑠璃光王、医王薬師如来、大医王仏とも呼んでいて、人の寿命をのばすことを本願とする仏で、医薬の權威の仏である。したがって寺院の本尊仏よりも、薬師堂を建立して信仰したことのほうが多い。

薬師如来本願経に、「東方十恆河沙等の仏土の外に世界あり、浄瑠璃と名づけ、その国土に仏あり、薬師瑠璃光如来と号す、彼の如来はもと菩薩行を行ぜしとき、十二の大願を發す。……」と、十二の誓願を説いているが、この誓願を要約すると、①光明照耀。②身如瑠璃。③受用無尽。④大乘安立。⑤三聚具足。⑥諸根具足。⑦衆患悉除。

⑧転如成男。⑨安立正見。⑩繫縛解脱。⑪饑饉安樂。⑫衣服嚴具の願となり、一切の衆生の病患を救い、無明の宿痾を治すべき法薬を授くといわれている。殊に第七の衆患悉除の願いは、人間の受ける一切の病根を治癒されて、病氣とともに煩惱を断滅するという。なお、十二の大願を發して成仏し、浄瑠璃世界に住し、その国土は莊嚴で、極楽国

の如く、その国中に、日光・月光の二菩薩がいると説かれ、脇侍として薬師如来の両側に配されている。

- なお、義浄三蔵訳の「薬師瑠璃光七仏本願功德経」に、前記十二の本願にあて、次の十二神将が配されている。
- | | | | |
|---------|--------|----|----------|
| 一、毘羯羅大将 | 本地釈迦如来 | 子神 | 三鈷を持つ |
| 二、招杜羅大将 | 本地金剛手 | 丑神 | 太刀を持つ |
| 三、真陀羅大将 | 本地普賢菩薩 | 寅神 | 宝珠、宝棒を持つ |
| 四、磨虎羅大将 | 本地薬師如来 | 卯神 | 斧を持つ |
| 五、波夷羅大将 | 本地文殊菩薩 | 辰神 | 弓矢を持つ |
| 六、因陀羅大将 | 本地地藏菩薩 | 巳神 | 鉾を持つ |



葛和田の廃寺、医王寺の薬師如来と脇侍・守護神

- | | | | |
|----------|---------|----|-------|
| 七、珊底羅大将 | 本地虚空蔵菩薩 | 午神 | 螺貝を持つ |
| 八、安備羅大将 | 本地摩利支天 | 未神 | 矢を持つ |
| 九、安底羅大将 | 本地觀世音菩薩 | 申神 | 宝珠を持つ |
| 十、迷企羅大将 | 本地阿弥陀如来 | 酉神 | 独鈷を持つ |
| 十一、伐折羅大将 | 本地勢至菩薩 | 戌神 | 劍を持つ |
| 十二、宮毘羅大将 | 本地弥勒菩薩 | 亥神 | 太刀を持つ |
- 以上の十二神将が、夜叉を率いて薬師如来を守護し、文珠、觀音、勢至、無尽意、宝檀華、薬王、薬上、弥勒の薬師八菩薩が、薬石効なくその人間の寿命が終ったときは、これらの八菩薩が往生の道を示してくださるといふ。

さて、薬師如来のお姿は、左手に薬壺か無伽珠(摩尼珠の類の名玉)をのせ、右手は与願印とし、袈裟をつけ、結跏趺座して蓮華台に安置される。(薬師如来

念誦儀軌)が、古くは施無畏与願印の姿であったため、他の仏との見分けが困難であったので、後世に至り、薬師の称号にちなんで、薬壺を持つようにしたものであるという。いずれにしても医薬の幼稚な時代には、この仏は信仰を集めていたものである。



(ハツ口の長昌寺御本尊、薬師如来)

大日如来は、内は真如法界を照らし、外は一切衆生を照して、毫も障害がなく、衆徳円満に具足し、常住不変、身土融通、一切の衆生諸仏如来の心性をあつめつくした宇宙の万物を包む、知恵と慈悲の表徴であつて、常に万物をして、あるべきようにあらしめている全一者としての特性を持った如来であるとして、密教では、最高至上の絶対的な教主として尊崇されているが、密教では、大日経七卷、金剛頂経、蘇悉地経四卷の三部が、大日如来の直説の経文であるため、特に秘経とされている。

大日如来は、法界宮において「大日経」を説き、金剛宮において「金剛頂経」を説いて、この両秘経を金剛薩埵が結集して、南天竺の鉄塔の中に秘蔵しておいた。釈尊が入滅してから約七百年過ぎたころ、インドに龍樹（龍猛）という高僧が出現して、秘経が南天竺の鉄塔の中に秘蔵されてあることを知り、これを世にひろめたいと思い、苦心してその鉄塔の扉を開くと、思いがけなく金剛薩埵の手から大日経と両界曼荼羅を授けられた。金剛薩埵は、金剛手菩薩とも名づけられて、胎藏界曼荼羅の金剛手院の本尊で、大日如来の仏母的な存在の菩薩とされている。

金剛薩埵から授けられた秘密の教義は、龍樹（龍猛）、金剛智、善無畏不空と相伝して、やがて唐の恵果に受け継がれ、恵果から日本の空海に伝えられて、真言密教は日本に広まったのである。この真言密教は、顕密の二義を立て大日如来を主尊と仰ぎ、真言三部経を依経とする秘密教で、法華経を真言三部経より劣るものとみなしている。

修法は、災を払うために行われる行事で、壇の上に白・青・赤・黄・黒の五瓶を置き、それぞれに金・銀・瑠璃・真珠・水晶の五宝と、米・麦・粟・黍・豆の五穀、人参・赤箭・石菖蒲・茯苓・天門冬（五葉）と、沈香・白檀・丁香・鬱金・薰陸の五香を入れて、これに水を注ぎ、花をさして行う儀式である。修法は祈祷の目的によって祀る本尊が違い、修法の方法は数百種類もあるという。が、金剛界壇では、白を中央にして、青・黄・赤・黒の順序で並べ、胎藏

界にあつては、白を中央にすることは同じであるが、赤・黄・青・黒と並べ、並べる順序が違っている。

さて、記述が大日経の伝承と修法へと移行してしまつたが、大日如来そのものにもどつて記すことにしよう。

大日如来は梵名をマカビルシヤナタタギヤタ、または単に、マカビルシヤナともいい、大日経には、

「梵名の毘盧遮那は是れ日の別名、即ち除暗遍明の義なり。祭るに世間の日、方分あり、若しその外を照さば内にも及ぶ能わず。明一辺にあれば一辺に至らず、又昼ありと雖も夜を燭さず、如来の知恵日光は則ち是の如くならず。

一切処を照し、大照明を作す、内外方処昼夜の別あるなし、復次に日闇浮提に行けば、一切草木叢林、その性分にしたがつて各々増長を得、世間の衆務これによつて成するを得、如来の日光遍く法界を照し、亦能く平等にして、無量の衆生種々の善根を開発す、乃至世間出世間の殊勝の事業これに由て成辨を得ざる莫し、乃至是くの如く種々の因縁をもつて世間の日喩となすべからず、但しその分の相似を取るが故に、加ふるに大の名をもつて、マカビルシヤナというなり。」とのべられている。次に大日如来のお姿について見ることにしよう。

大日如来は、金剛界大日如来と、胎藏界大日如来の

二つのお姿がある。金剛界大日如来は知恵の法身で、左手の人差指を伸ばして、他の四指を屈する智拳印の印相を結び、胎藏界大日如来は理徳の法身で、両手を重ねて膝の上に置き、右手を左手の上にして、両手の親指と人差指とで、二つの輪を作る法界定印を結び、ともに五智の宝冠を載き、端麗なお顔とお姿で、蓮華座に跏趺座されている。

（上掲の写真は、永井太田能護寺蔵の大日如来）



虚空藏菩薩(二)

虚空藏菩薩は、梵名をアキヤシャバヤといい、訳して虚空蔵、あるいは虚空孕という。(仏像図鑑)
虚空蔵とは、無尽の宝庫で、知恵や財宝を容れることができる蔵の意味からこの名があり、はかり知れない知恵と福德を具えて、つねに人に与えて願いを満たす菩薩であるといわれている。

日本での虚空蔵信仰は、大安寺の道慈が入唐して、善無畏三蔵から虚空蔵菩薩を念じると、福德が授けられる求聞持法を授かり、帰国して弟子の善議・勤操・弘法大師と相伝されたもので、虚空蔵菩薩のお姿にはいろいろあるが、右手に知恵の利剣を持ち、左手に摩尼の宝珠を持っている。胎蔵界曼荼羅にありては虚空蔵院の主尊であり、釈迦院では釈尊の侍者となっている。金剛界曼荼羅においては、賢劫十六尊の一尊として外廓の南方に住すとある。

大日経統の五に「西方において虚空蔵菩薩を画く、鮮白衣をきて左手に蓮華を持ち、華上に大刀印あり、刀印の上に



遍く焰光を生ず、及び諸眷属皆正蓮華上に座す。大刀を持つ所以は、利恵の標識なり、白衣を被服するは白淨無垢を明す、是れその教門の外飾なり。……と。

このほか求聞持法、瑜祇經金剛吉祥大成就品の五大虚空蔵法などにそのお姿が説かれていて尊容もいろいろある。

(上掲の写真是能護寺の御本尊 虚空蔵菩薩 鈴木光禪師提供)

不動尊明王(二)

不動尊は、梵名をアシヤラノウタと称し、訳して不動尊、無動尊、聖無尊という。(仏像図鑑)

世に五大尊明王と云つて、不動・降三世・軍荼利・大威徳・金剛夜叉明王とがあるが、不動尊はその総主と称せられ胎蔵界曼荼羅持明院に左端に位している。またこの尊は、大日如来の華台において、すでに久しく成仏していたが、その本誓によつて奴僕三昧に住し、初発心の諸相を示して、如来の童僕となり、諸務に給使し、また行者の残飯を食して使者となり、行者の願いを充滿せしむる大悲深重の本尊である。

不動尊明王のお姿は、青黒色の裸体で眼を怒らし、両牙を咬んで片眼を開き、右手に剣、左手に索を持ち、烈々たる大火焰を背負っている。右手の利剣は忿怒、瞋恚、愚痴の三毒を切り払う知恵を表わし、種々の煩惱の悪魔を切り



左手の索は、難伏の衆生が迷いの道に陥いらんとするとき、この索で縛つて救うものとして負っている。背に負っている大火焰は、一切の煩惱を焼きつくすところの大慈悲の徳を表わしている。なお、このほかいろいろな形像があるが省略するが、大火焰ほどの像もすべて背負っている。なお、修験道寺院の本尊はすべてこの不動尊明王で、普通寺院の本尊としていたのは廃寺となつた二か寺のみである。

(上掲の写真是善ヶ島竜泉寺蔵の不動尊)

地藏菩薩(二)



平安時代中期のころ、貴族の間で盛んに信仰された地藏菩薩の信仰は、やがて庶民大衆の中に浸透して、日本固有の道祖神信仰と結びついて、民間信仰的色彩がこくなっていったので、この菩薩については「第七節 民間信仰」で叙述することにした。

(上掲の写真は、上江袋能泉寺の御本尊、地藏菩薩)

文殊菩薩(一)

文殊菩薩は、梵名をモンジュシユリ、マンジュシユリといい、訳して妙吉祥、妙徳・妙音・妙首・普首・濡首・敬首菩薩などという。また、蜜号を吉祥金剛、あるいは般若金剛と称す。(仏像図鑑)この文殊菩薩は、世間一般でいわれている「三人よれば文殊の知恵」という諺があるように、大乘仏教の悟りの知恵を象徴する菩薩とされ、知恵第一の位にある。父が阿弥陀さまで、文殊は、その第三子に生まれ、南インドで活躍し、「般若経」を編集し、空観(現象は実在するものではないという考察)を強調した人と伝えられている。

日本での文殊信仰は、平安時代、比叡山西塔文殊楼に、僧円仁(下野国の生れ、最澄に師事、八三八年入唐し、顕密二教を学び、帰朝後、天台教学を大成し、常行三昧堂などを建立、比叡山興隆の基礎を確立した。諡号慈覚大師)が、五台山文殊と呼ぶ像を作ったのに始まったといわれているが、文殊菩薩は知恵を授ける仏神として、いまなお進学にあたっての父兄の信仰を集めており、近くでは江南村野原の文殊さまが有名で、多数の参拝者があるという。

文殊菩薩の尊容はさまざまであるが、胎蔵界曼荼羅中台八葉院の尊容は、秘蔵記に「西南方文殊師利菩薩黄色にして五髻冠、左手に青蓮華を執る、上に三跣跋折羅あり、右手は禁篋」と、説いている。

また、文殊院の像は、大日経具縁品に、「身鬱金色五髻にして、その頂猶童子形の如く、左に青蓮華を持ち、上に金剛印を表す、慈顔遍く微笑し、白蓮台上に座し、妙相まどかにしてあまねく光あり、右手は施無畏にす。……と。

文殊儀軌供養法には、「五髻冠にして右手に智剣を持ち、左手に青蓮華を把る。」とあるが、五髻は即ち内証の五智を表し、右手の剣は智を表し、身の鬱金は般若智の堅固を表す。

一髻文殊軌には、童子形金色にして千葉の白蓮上に座し、左手青蓮上に如意宝珠あるを持し、右手を与願にす。……と八字文殊軌には獅子に乗り、金色八髻にして右手に智剣を持ち、左は青蓮上に智杵を立てたるを持す。……と、陀羅尼集経には、六字文殊の像を説いて、「文殊師利の像は蓮華上に結伽趺座す。右手は画いて説法の手を作し、左手をば正に胸上にあてて仰げ著けよ、その仏身を画いて童子形に作る。身黄金色にして白色の天衣をもって臍以下を

遮り、余は身皆あらわれ、首に天冠を載き、身に璽珞を佩び臂印釧等、衆事莊嚴す。……と。

印相も、一字文殊、五字文殊、六字文殊、八字文殊(頭の髪の結数によって区分されている名称)では、それぞれ異なっているが省略する。

当所にも文殊菩薩を本尊とした寺院が葛和田にあったが、いつの時代にか廃寺となって今はないが、かつてあった本尊仏なので概略を記したものである。

(上掲の写真は文殊菩薩の画像、歎喜院蔵)



馬頭観世音菩薩(一)

馬頭観世音菩薩は、密教義立の六観音の一つで、梵名をカヤグリバといい、訳して馬頭という。また、蓮華部の教令輪なので、馬頭明王と称し、明王部にも属している。

馬頭観音を六道に配すると、畜生道の尊とされ、その威力は転輪聖王の宝馬が馳けるが如く、大慈大悲を行うといわれ、日本での信仰は、武力で天下の政權を握った源頼朝が、鎌倉幕府を創立した時代からといわれている。当時の戦争には馬を使うことが多かったため、武士の間から広まった。そして承久の変(一二二一)をはじめ、権利維持、ないしは自己の勢力を拡大するためのさまざまな争乱、文永の役(一二七四)つづいて弘安の役(一二八一)と、二回にわたる外敵の来襲、これにともなう鎌倉幕府の財政困窮によって恩賞に不満をうみ、やがて鎌倉幕府の崩壊、建武の新政も束の間に、南北朝の抗争、室町幕府の創立、嘉吉の乱(一四四一)応仁の乱(一四六七)を機に、群雄割拠した戦国時代を迎え、永祿三年(一五六〇)五月、桶狭間の戦いで今川義元を討った織田信長によって天下統一の機運がつけられたが、天正十年(一五八二)六月、本能寺において信長は殺された。同年六月、羽柴秀吉は毛利攻めの兵を引返して主君信長の敵、明智光秀を山崎の戦いで討つて以来、天下平定の第一人者となった秀吉は、信長の宿将柴田勝家を賤が嶽の戦いで破り、天正十四年(一五八六)には大政大臣となり豊臣姓を賜わった。

天正十八年(一五九〇)七月、小田原城を攻略してほぼ全国を平定した秀吉は、文祿元年(一五九二)三月、朝鮮に出兵を開始、同年六月に明討伐を命令するなど、覇氣にとんだ活動をしていたが、慶長三年(一五九八)八月、豊臣秀吉は死に、同五年九月、関が原の戦いで勝利を納めた徳川家康が天下の大權を握り、同八年二月、征夷大將軍となつて江戸幕府を創立するまでは、争乱が繰り返えされたために、馬は重要な兵器として武士に活用され、したがつて馬頭観音信仰は、こうしたなかに育つていったのである。

江戸幕府も三代將軍家光の時代が過ぎると、天下太平の世となり、兵器であつた馬は農耕、陸運のために使用されるようになった。かくして馬頭観音信仰は農民層に移り、観音堂がつくられ、一月八日の初観音には耕馬を飾つてお詣りに行き、絵馬をうけて馬屋に飾り、愛馬の息災を祈念する。また絵馬を奉納する。現在弥藤吾の観清寺に保管されている元祿時代奉納の絵馬は見事なものであるし、善ヶ島竜泉寺の観音堂は県文化財に指定されている。

さて、馬頭観音のお姿について、陀羅尼集経には「その身の高さ如来の一浬手半(注：一浬手とは、仏像などを計る尺度で、親指と中指とをのぼした長さ。諸説あるが、ふつうには八寸と考へられているので、一尺二寸ということになる)広辞苑)なり。四箇の歡喜の面を画作す、左辺の一面は画いて黒色に作り、眼睛(ひとみ)綠色にして狗牙上に出づ。右辺の一面は画いて赤色に作る。喫呪面と名づく。当中の面は菩薩面に作り、極めて端正ならしめ、画いて白石に作る。像の頂上を離れ、空中にかけて青面を画作し、口より宝珠を吐く。その四頭の上におのおの宝冠を載き、その宝冠上には皆化仏座す。菩薩の左手は蓮華を執り、肘を屈して上に向け、拳は膊前にあり、右臂は垂下して五指皆伸べて施無畏の手になす。両手の腕に皆宝釧を作る。その像下に宝璣珞をつく、ないし宝蓮華の上にあり。」と、説いている。が、その他さまざまな像形がある。そして、その相好にも、三面二臂、一面四臂、四面八臂、変つた尊容には三面三目八臂のものがある。



日本で多く見られる馬頭観音像は、三面六臂、または三面八臂(上掲の写真がそれ)で、正面も狗牙を出した瞋面(ひんめん)で、六臂と八臂には斧鉞とか金剛杵、弓箭(弓矢)などの武器を携え、二手は根本印を結んでいて、弘法大師が入唐(西暦八〇四年)以後に作られたものという。

(上掲の写真は善ヶ島竜泉寺の馬頭観世音菩薩)

寺院一覽表(新篇武藏風土記稿より)

所在地	寺号	山号・院号	本尊仏	開山	宗派	住職
妻沼	長樂寺	聖天山・歡喜院	十一面觀世音	阿請房良応、建久八年開山	古義真言宗	鈴木英全
〃	瑞林寺	祥興山	釈迦如来	大庵文怒、慶長六年二月寂	禪宗曹洞派	丹呉邦晴
〃	光明禪寺	室珠山・玉洞院	正觀音	養嚴宗胡、文明九年二月寂	〃 臨濟派	堀江敏雄
〃	觀清寺	王子山	釈迦三尊	要岩春津、弘治三年九月寂	〃 曹洞派	矢島俊道
〃	長井寺	福源山	釈迦如来	文祿三年開山	〃 臨濟派	石川文雄
〃	福寿院	十王山	阿弥陀如来	尊海 正保三年五月寂	新義真言宗	吉田法隆兼務
〃	長勝寺	天照山・文殊院	正觀音	覚祐 明応三年七月寂	古義真言宗	岩上寛了
〃	円満寺	明悲山・昭明院	阿弥陀如来	僧良榮、天文三年開基	〃	備前島賢順
〃	普門寺	雷電山・感応院	十一面觀世音	僧堯円、文祿元年開基	〃	岩上寛了兼務
〃	葉王寺	威徳山・医王院	薬師如来	不詳	〃	(合併弘法寺と称す) 森智堅
〃	長祐寺	嘉門山・靈鷲院	釈迦如来	宝徳元年草創、他は不詳	〃	備前島賢隆
〃	医王寺	瑠璃光山・宝寿院	大日如来	僧宥勢、寛永二年草創	〃	〃 廢寺
〃	成就院	辨財山	阿弥陀如来	不詳	〃	〃
〃	能護寺	能満山・定禪院	虚空藏菩薩	開山了珍、十七世榮智 寛永七年寂	〃	鈴木光範
〃	阿弥陀寺	瑠璃光山・養福院	阿弥陀如来	中興開山良重、嘉慶二年寂	〃	鈴木光禪
〃	正蔵寺	太田山・観音院	十一面觀世音	不詳	〃	鈴木光範兼務

飯塚	来迎寺	雲祥山・威徳院	阿弥陀如来	中興僧快辨、宝永五年三月寂	古義真言宗	寺田諦全
〃	福王寺	極楽山・安養院	阿弥陀如来	不詳	〃	寺田良諦兼務
市ノ坪	無量寺	光明山・安樂院	阿弥陀如来	享保二年十月開山、他は不詳	新義真言宗	吉田隆如兼務
八木田	観音寺	大悲山・薬師院	十一面觀世音	開山僧證海、他は不詳	古義真言宗	寺田良諦
道ヶ谷戸	宝珠院	稲荷山	正觀音	華山道黒宝永三年年造立	禪宗曹洞派	澄川年丸兼務
江袋	能泉寺	江袋山・地藏院	地藏菩薩	開山秀榮、他は不詳	古義真言宗	浦井光雄
上根	大性寺	根本山・密蔵院	十一面觀世音	開山円仙寛永元年一二月寂	〃	鈴木智祐
江波	宝蔵院	福原山	正觀音	開山譽香、永正元年三月寂	〃	福崎興宣兼務
八ツ口	長昌寺	福源山	薬師如来	開山瑞然甫、他は不詳	禪宗臨濟派	小杉照郷
〃	光明院	宝珠山	馬頭觀音	不詳	新義真言宗	廢寺
善ヶ島	龍泉寺	光明山・福寿院	阿弥陀如来	開山長海、大永四年一〇月寂	古義真言宗	大鷲堯行
上須戸	医王寺	瑠璃光山・西光院	阿弥陀如来	不詳	〃	福崎興宣
〃	正法寺	福原山・関城院	正觀音	不詳	天台宗	大泊教田
西城	長慶寺	浮瑠璃山・菜王院	阿弥陀如来	開山慶弘、永和二年の開基	古義真言宗	安井興隆
田島	慈眼寺	福聚山	十一面觀世音	寛永年中、僧月堂開山	禪義真言宗	丹羽洪宗
西野	光照寺	宝珠山・地藏院	不動尊明王	不詳	新義真言宗	廢寺
葛和田	大龍寺	宝積山・白道院	阿弥陀如来	幡随意上人、慶長十年開山	浄土宗	宮島俊定
〃	福生寺	十王山・多宝院	不動尊明王	不詳	古義真言宗	廢寺
〃	利劍寺	大野山・文殊院	文殊菩薩	不詳	〃	廢寺

辨財	藥王寺	辨財山・医王院	藥師如来	不詳	古義真言宗	福崎興宣兼務
俵瀨	妙音寺	宝林山・成就院	地藏菩薩	慶安四年、僧賢精開山	新義真言宗	岡田契正兼務
日向	福生寺	瑠璃光山・淨光院	大日如来	開山專祐、寛永一八年寂	古義真言宗	西村良遍

このほか、後に廢寺になった宝性寺（永井太田・宝珠山・虚空藏・古義真言宗）及び藥師寺（葛和田・医王山延明院・藥師・天台宗）の二か寺を加え、四十か寺あったが、明治八年の武蔵国郡村誌では、独立した花藏院（光明山・不動明王・歎喜院社僧の一つが分離・兼任鈴木英全）を含めて三十四か寺になり、昭和二十九年に藥王寺と長祐寺が合併して弘法寺（遍照山・弘法大師）と号したため、三十三か寺（現住二十三・無住十・廢寺七）になっている。

台の円満寺は、もと、白山神社の南西約三百メートルの処にあり、これを証する「天保三壬辰八月吉祥日、円満寺先祖修驗昭明院、現住旭雄代改築」という石碑と庵がある。そしてまた、毎年一月二十八日不動尊の縁日には檀徒が参詣をし、七月一日には歴代住職が不動護摩を修法し、毎戸に守護札を授与している。したがって真言宗寺院となる以前は修驗寺院であったことが知れる。なお、同寺には、文永二年（一二六五）九月十日の紀年銘のある板碑がある。

聖天山年中行事 毎月一日・十五日・十八日〓朝参り会（朝夏：四時三〇分 冬：五時開始 自由参加）

元旦〓初詣 元旦〓七日〓新年特別祈禱・朝参り会 一月二十一日〓初大師 二月三日〓節分年男豆まき式

三月第一土・日曜〓浴油万人講参拜日 三月二十日〓二十六日〓春彼岸朝参り会 四月十八日〓十九日〓春季大祭

七月二十日〓七日間〓土用特別祈禱・朝参り会 八月十三日〓十五日〓盆まつり 九月十八日〓二十四日〓秋彼岸

十月十八日〓十九日〓秋季大祭 十一月十五日〓七五三祈願祭 十二月二十二日〓星祭厄除 十二月晦日〓除夜

歎喜院歴代住職 第一世阿請房良應僧都：この間三十代住持不明：秀全師：この間不明：栄俊（正保五）―栄信―良海―海算―英雄―快雄―英旭―明旭―惠旭―海旭―鏝明―英雅―英隆（明治四十三）―英良―大僧正英海（昭和四十）―現住英全

第六節 修 驗 道

修驗道の祖といわれている役小角は、七―八世紀の間、大和葛城山にいた呪術者で、大陸系の呪術師である韓国連（かんこく）も彼に師事したという。この小角の生没年は不明だが、大和国葛城郡茅原村に生れたということは定説となっているが、家系については諸説あつて確実にこれと決定し得るものはないようである。

小角が、俗世にはびこる悪魔悪鬼を降伏させる法をきわめたいと思ひ、吉野の金峰山（きんぷ）に一千日の山籠（やまかご）をしたのは白鳳年間の初めという。小角はほんとうに仏に会つて教法を修めようと、一心ふらんに祈つた。その祈請に應じて、ま



（蔵王権現像、台中島の曾登神社）

ず釈尊が出現し、千手観音、弥勒大慈尊、地藏菩薩など次々出現したが、当時の世の中の悪にまみれた大衆を濟度するには満足できないとして、降魔忿怒尊の出現を要求したところ、右の手に三鉞（さんせき）を握つて肘（ひじ）をいからせ、左手で腰をおさえた青黒忿怒の姿で盤石中から湧出した。「これだ！これでなければならぬ！」と、小角ははじめて涙を流して絶叫し、その相を写させたのが、「蔵王権現像」であるとされている。しかし、何時頃から作りはじめられたか明かではないが、像容からみて仁王経によつて描かれている五大力菩薩の尊像のなかにその起源を求めることができるとされ、一応、平安朝初期以後と専門家はみている。いずれにしてもこの事

象は、伝説の範疇に入ることがらであるが、小角は、山岳信仰を楯にして祈祷を行い、神意であると、神がかり的な予言をして、権謀に疲れ、闘争の垢にまみれておののいている良心に、真正の安心を取り戻してやろうと、努力した甲斐があつて、彼の名声はとみにあがつたが、いつの時代でも人の名声をそねむ者があつて、世を惑わす妖言を吐いたと讒言され、六九九〇七〇一年伊豆に遠流された。が、彼の没後、密教が山岳信仰界に浸潤してくるに及んで、彼を理想的祖師と仰ぐ傾向が強まり、その呪験力のすぐれたことを賛え、伊豆を中心に各地の山の頂きから頂きへと飛びかける、たくましい一本足駄履きの姿を理想像に描くようになった。加えて寛政十一年（一七九九）役小角は光格天皇から「神変大菩薩」と諡され、改めてその業績が見なおされたのである。

さて、役小角を始祖とした修験道には、当山派修験、本山派修験、彦山派修験、羽黒山派修験の四派があるが、当町内では、当山派修験と、本山派修験とに属していたので、この両派の概略を記すことにする。

当山派というのは、大峯当山派の略称であるが、当山派の起つた年時は、宇多帝の寛平元年（八八九）で、派祖は天長九年（八三二）讃岐国（香川県）に生れ、仏教界にさまざまな足跡を残し、醍醐寺（京都市伏見区）を建てて、密教を広めた聖宝（諡を理源大師という。）であるという。（修験大要）が、修験道当山派の本山となつたのは、永久三年（一一一五）鳥羽天皇の御願寺として、醍醐寺第七世勝覚の創建になる醍醐寺の本坊、三宝院であつて、この三宝院を、修験道当山派の本山と称するようになったのは、江戸初期のことである。（広辞苑による）

本山派修験は、天台宗に属する修験で、その派祖は、聖護院（京都市左京区聖護院中町）の開山、増誉僧正で、一派の成立は、平安末期の応徳年間（一〇八四―一〇八六）と見られる。これより先、円珍（天台宗寺門派の開祖、母は空海の姪で讃岐の人、勅諡を智證大師という）が、仁明天皇（八三三―八四九）の御治世当時、大峯・葛城の險阻を攀じ、熊野三山のおくふかく入つて経歴修行をした。増誉は、智證大師の事跡を追い、その流れを受けて役行者の行跡を慕い、しばしば熊野に参籠した。当時、山岳信仰者はかなりあつて、増誉僧正を慕つてそのもとに集まつた。

かくしてこれら山岳信仰者を統一し、熊野三山（熊野座神社・熊野速玉神社・熊野那智神社の総称）をもつて本山とし、山伏を直管するようになったのは、慶長十八年（一六一三）のことである。

以上、当山派修験と、本山派修験の概要を述べ、なお町内に存在した修験寺を、新篇武蔵風土記稿により、次表に紹介するが、明治五年、神仏分離の令によつてこれら修験寺は廃され（二十五年に天台修験―本山金峰山が再興）、修験者は神官職となりあるいは他の職についた。ちなみに最近、前原儀久（妻沼）が始祖の像を祭り、修験を称えている。

修験寺院（新篇武蔵風土記稿による）

所在地	名称	記	事
弥藤吾	宝蔵院	本山修験	榛沢郡黒田村萬光寺配下、藤原山と号す、本尊不動を安ぜり
永井太田	大乘院	当山修験	山城国醍醐三宝院末、宮輪山と号す、開山源榮、慶安三年四月十一日寂、本尊不動
〃	宮本院	〃	埼玉郡酒卷村酒卷寺配下、本尊不動を安ず
〃	大重院	〃	〃
〃	明光院	〃	〃
西野	宮本院	本山修験	榛沢郡黒田村萬光寺配下、井殿山大善寺と号す、本尊不動を安ぜり
田島	真蔵院	〃	本尊不動を安ず
葛和田	大楽院	〃	天王山、開山林營、大永三年寂、本尊不動を安ぜり
〃	正泉院	当山修験	京都三宝院末、稲荷山と号す、開山秀山、延宝七年九月廿二日寂す、本尊不動
〃	松本院	〃	本尊不動
日向	三学院	〃	山城国醍醐三宝院末、祖先は島田源次郎なるもその年代を伝えず、本尊不動を安ず
出来島	多宝院	本山修験	京都聖護院末、開山慶覚、慶長元年九月寂す

第七節 民間信仰

一、庚申信仰

中国から渡来した道教の三尸説を要約すると、「人間の体内には三尸という虫がいて、人が死ぬと鬼となって勝手に遊びあるいたり、まつりをうけたりすることができるので、つねに人の早死をのぞみ、庚申の晩になると、人が寝静まってからこっそり体内からぬけだし、天帝にその人の罪状を報告する。天帝はその罪の軽重によってそれぞれの禍を人間にくだすとともに、鬼籍のエンマ帳にその人の寿命を書き、前もって死ぬ時期を定める」というのである。庚申は十干十二支の組合わせで六〇日に一回めぐって来る日であるが、三尸が体内から抜けだすのを防ぐために、庚申の晩には三尸神の悪口をいわず、徹夜して行いを慎むか、なるべく長い間、その晩は皆が寄って話し合う風習が平安時代に朝廷にもあつたという。が、講をつくつての庚申待や、庚申供養塔の造立が盛んになる江戸時代までには、庚申信仰の形態にもさまざまな推移があつて、庚申信仰の定義づけをするのは甚だ至難である。

庚申信仰に限らず、民間信仰というものは、庶民の願望のおもむくままに、神であれ、仏であれ、その性格まで改変してしまうので、杓子定規をあてはめるように定義づけをしようとする事態が、間違いなのかも知れない。それはとにかく、妻沼地方で講をつくつての庚申信仰は、五穀豊饒の生産的祈願と、家内安全、天下泰平を祈念する家族並びに社会的祈念を目的とし、かつ互助的な性格をもつたものであることは間違いない。そして現在、造塔供養に建てられた各種庚申塔が百三十七基あるので、造立年代順(但し紀年不詳または記入なきものは、年代の古いと推定されるものでも下位に記す。)に表として紹介する。

二、庚申塔一覽表

所在地	場所の名称	像文字	塔身高cm	cm幅	造立年月日	西曆	備考
間々田	田島禎作屋敷	文字	三〇・〇	一六・五	慶長二、一、	一、五九七	
飯塚	安養院	像			万治三、二、二二	一、六六〇	明細別記
西域	長慶寺	像	七〇・〇		寛文元、初冬、	一、六六一	〃
善ヶ島	竜泉寺	笠塔	一一五・〇	三一・五	寛文五、一一、	一、六六五	三面に一猿づつを浮彫
日向	島田家墓地内	像	一〇五・〇	四〇・〇	延宝八、二、五	一、六八〇	六臂、日月、一鬼、三猿、二鶏
葛和田	大竜寺	像	一二五・〇	五〇・〇	延宝八、一一、	〃	〃
小島	医王寺	像	一〇二・〇	五五・〇	延宝八、一一、	〃	明細別記
台	円満寺	像	七〇・〇	三四・〇	延宝八、二、	〃	〃
西域	森谷八坂神社	像	五八・〇	四五・〇	延宝八、	〃	六臂、三猿、上部欠
上江袋	薬師堂	像	一一〇・〇	五〇・〇	元禄四、一一、九	一、六九一	明細別記
葛和田	荒宿の辻	像	四三・〇	三〇・〇	元禄七、	一、六九四	六臂、上部欠
永井太田	薬師堂	像	七八・〇	四三・五	元禄八、一一、二	一、六九五	六臂、三猿
出来島	普門寺	像	九二・〇	四〇・〇	元禄九、一一、	一、六九六	〃
永井太田	消防器具置場	像	五一・〇	三一・〇	元禄一〇、一一、八	一、六九七	日月、二鶏、三猿
大野	稲荷神社	像	一三〇・〇	五五・〇	元禄一〇、一〇	一、六九七	六臂、日月、一鬼、三猿
永井太田	正蔵寺	像	八一・五	三七・〇	元禄一一、一一	一、六九八	六臂、日月、二鶏、三猿

間々田	弘法寺	像	一四・〇	四八・五	宝永元、七、二	一、七〇四	六臂、日月、二鶏、三猿
善ヶ島	竜泉寺	像	八八・〇	四五・〇	宝永五、一〇、	一、七〇八	六臂、日月、二鶏、一鬼
妻沼	寺内新田の辻	像	九一・〇	四〇・〇	正徳四、	一、七一四	六臂、日月、三猿
葛和田	向野の辻	像	八六・〇	・	正徳四、一一、	一、七一四	六臂、日月、一鬼、三猿
妻沼	摩多利神社	像	一〇四・〇	四八・〇	正徳五、二、	一、七一五	六臂、日月、三猿
小島	医王寺	像	一一〇・〇	・	享保九、	一、七二四	六臂、日月、二鶏、一鬼、三猿
田島	慈眼寺	像	一一六・〇	三九・五	享保一一、二、	一、七二六	明細別記
永井太田	竈原東道側	像	七八・〇	三六・〇	享保一二、三、一一、	一、七二九	六臂、日月、二猿、二鶏
道ヶ谷戸	宝珠院	文字	六七・〇	三二・〇	元文三、九、一一	一、七三八	奉納庚申供養、日月、三猿
永井太田	まないたの辻	〃	六八・〇	三三・〇	元文四、	一、七三九	庚申供養、日月、三猿、棒付
上根	薬師堂	〃	一〇六・〇	六〇・〇	元文五、一一、	一、七四〇	種子、庚申供養 自然石
市ノ坪	竈原西側	〃	七〇・〇	三二・〇	元文五、一〇、	一、七四〇	頂部山形、日月、庚申供養塔
台中島	共同墓地	〃	八〇・〇	三三・〇	元文五、一〇、	一、七四〇	石塔形棒付、庚申供養塔
弥藤吾	道祖神橋北辻	〃	七〇・〇	三〇・五	元文五、三、一九	一、七四〇	背面舟形棒付、庚申供養
男沼	長勝寺	〃	一二八・〇	五三・〇	元文五、一一、	一、七四〇	頂部山形棒付、種子、庚申供養
弥藤吾	北口の道路脇	〃	九九・〇	三二・〇	延享二、一二、	一、七四五	〃 種子、大青面金剛
八木田	観音寺	〃	六〇・〇	二五・〇	寛延元、一〇、	一、七四八	角形棒付、庚申供養塔
江波	神社参道の辻	〃	一〇〇・〇	四四・五	宝暦二、	一、七五二	頂部山形棒付、日月、種子
永井太田	正蔵寺	〃	八〇・〇	四五・〇	宝暦四、一、	一、七五四	背面舟形棒付、種子、庚申供養

日向	庚申塚	文字	八三・〇	三二・五	宝暦四、	一、七五四	角形棒付、庚申供養、二つ折
原井	大師堂入口	像	五〇・〇	二八・五	宝暦五、	一、七五五	六臂像、角形背面舟形、三猿
葛和田	大竜寺	文字	九七・五	四五・五	宝暦六、二、	一、七五六	石塔形棒付、日月、青面金剛
妻沼	若宮入口の辻	〃	七三・〇	三二・五	宝暦八、一一、	一、七五八	頂部楕円棒付、庚申供養
俵瀬	成就院	〃	七七・〇	三〇・〇	宝暦一一、六、	一、七六二	日月、種子、青面金剛、三猿
西城	長慶寺	〃	九四・七	三八・〇	明和元、一一、	一、七六四	日月、種子、青面金剛、三猿
妻沼	阿弥陀堂	種子	五九・〇	八五・〇	明和元、一一、	一、七六四	自然石
弥藤吾	道祖神橋北辻	文字	六三・五	二八・五	明和元、一一、	一、七六四	石塔形棒付、庚申供養
飯塚	道ヶ谷戸境	〃	九五・〇	三八・〇	明和二、一〇、	一、七六五	角形棒付、大青面金剛
〃	古江原上	〃	五九・〇	三六・〇	明和二、一一、	一、七六五	自然石、庚申供養塔
弥藤吾	永川前方の辻	〃	八五・五	三七・五	明和三、三、	一、七六六	石塔形棒付、種子、庚申供養
大野	稲荷神社	〃	六五・〇	三〇・〇	明和六、	一、七六九	庚申塔、下部地中に埋没
善ヶ島	竜泉寺	〃	八三・〇	三一・〇	安永三、三、	一、七七四	角形、青面金剛塔碑
八ツ口	日枝神社	種子	八七・〇	三一・〇	安永四、一一、	一、七七五	日月、三猿を千鳥形に配す
妻沼	若宮入口の辻	文字	八六・〇	三六・七	安永六、	一、七七七	石塔形棒付、種子、青面金剛塔
飯塚	深谷峠道北側	〃	一〇一・〇	四八・〇	安永六、	一、七七七	角形棒付、種子 庚申供養
妻沼	東岡、旧道脇	〃	八二・〇	四〇・〇	安永七、	一、七七八	角形棒付、庚申塔
妻沼	瑞林寺西方辻	〃	八七・〇	三五・四	安永八、四、	一、七七九	〃
妻沼	玉洞院	〃	八一・〇	三九・〇	安永八、	一、七七九	〃

妻沼	大我神社前迁	文字	九八・〇	五五・〇	天明三、一一、	一、七八三	自然石、庚申塔
〃	妻沼駅入口	〃	六二・〇	三一・〇	寛政元、	一、七八九	石塔形棹付、種子、庚申供養
〃	摩多利神社	〃	五七・〇	二六・〇	寛政二、	一、七九〇	石塔形棹付、庚申塔
小島	医王寺	〃	九八・〇	四三・〇	寛政四、二、	一、七九二	角形棹付、庚申
台	円満寺	〃	一〇〇・〇	九五・〇	寛政七、三、	一、七九五	自然石、庚申
八ツ口	日枝神社前迁	像	七三・五	五五・〇	寛政七、一二、	一、七九五	六臂、三猿、舟形後背
上須戸	行田、妻沼道	文字	一一八・〇	四七・五	寛政九、	一、七九七	頂部山形、庚申塔、台石に三猿
弥藤吾	福寿院	〃	八六・五	二五・〇	寛政一一、一二	一、七九九	石塔形、庚申塔
葛和田	大竜寺	〃	八〇・〇	三四・五	寛政一二、三、	一、八〇〇	角形、亀田朋斎書庚申塔
弥藤吾	杉之道の道辻	〃	八五・〇	三六・〇	〃	〃	角形、庚申
出来島	普門寺	〃	一一一・〇	五〇・〇	〃	〃	石塔形棹付、庚申
男沼	長勝寺	〃	八〇・〇	・	〃	〃	自然石、庚申
〃	〃	〃	六四・〇	三三・〇	〃	〃	角形、庚申塔
原井	大師堂の入口	〃	六二・五	二七・六	〃	〃	庚申
道ヶ谷戸	飯塚境	〃	六一・〇	二九・〇	〃	〃	石塔形棹付、庚申塔
永井太田	消防器具置場	〃	八四・〇	三四・六	〃	〃	自然石、庚申
〃	正蔵寺	〃	七二・〇	・	〃	〃	自然石、庚申
間々田	弘法寺	〃	八〇・〇	・	〃	〃	〃 台座に三猿
善ヶ島	竜泉寺	〃	一〇〇・〇	・	〃	〃	自然石、庚申

永井太田	籠原県道東側	文字	四七・〇	二一・五	寛政一二、	一、八〇〇	角形、青面塔
田島	慈眼寺	〃	六五・五	二九・八	文化七、	一、八一〇	角形、庚申塔
西城	青木武雄宅角	〃	八九・三	三五・五	文化九、	一、八一二	頂部山形、庚申塔
妻沼	摩多利神社	〃	八八・〇	三六・〇	文化一二、一〇	一、八一五	頂部隅丸形、庚申塔
永井太田	浅間塚	〃	六五・〇	二六・五	文化一二、八、	一、八一五	角形、庚申塔
八木田	関田家屋敷角	〃	四八・五	二四・五	文化一五、四、	一、八一八	頂部隅丸形棹付、庚申塔
葛和田	向野の辻	〃	七二・五	三九・〇	文化一五、三、	一、八一八	角柱石、亀田朋斎書、庚申塔
男沼	長勝寺	〃	七二・〇	三四・〇	文政一〇、一一	一、八二七	角形、庚申供養
田島	慈眼寺	〃	六五・〇	二八・〇	文政一二、一二	一、八二九	角形、庚申塔
妻沼	東岡旧道脇	〃	一一九・〇	五九・〇	天保二、	一、八三一	板石、庚申
八木田	薬師堂	〃	四〇・〇	三七・〇	天保六、正月	一、八三五	角形、庚申、下部埋没
妻沼	不動堂裏の辻	〃	六〇・〇	二六・五	天保九、九	一、八三八	角形、庚申
葛和田	陣屋橋辻	〃	一一二・〇	・	天保九、一〇、	一、八三八	板石、庚申塔
妻沼	若宮八幡宮	〃	一一〇・〇	・	天保一一、	一、八四〇	板石、庚申
上根	薬師堂	〃	七四・〇	二九・〇	天保一五、一〇	一、八四四	角柱石、庚申塔
小島	医王寺墓地内	〃	九二・〇	・	弘化二、一一、	一、八四五	自然石、庚申
俵瀬	成就院	〃	九三・〇	七二・〇	弘化五、	一、八四八	石塔形、庚申塔
日向	島田神官屋敷	〃	一一〇・〇	・	弘化五、	一、八四八	石碑、密庵書、庚申塔
妻沼	寺内の辻	〃	四八・〇	二七・〇	嘉永元、九、	一、八四九	石塔形、棹付、庚申

八木田	芝Y字路	文字	九二・〇	三五・五	嘉永三、正月	一、八五〇	角柱棒付、庚申塔
市ノ坪	無量寺入口	〃	七四・〇	三〇・〇	安政二、九、	一、八五五	角形、庚申塔
上須戸	西光院	〃	六〇・〇	五〇・〇	安政七、二、	一、八六〇	板石、長崎雪山書、庚申塔
永井太田	観音堂	〃	九四・〇		安政七、二、	〃	板石、大竹轆書、庚申
間々田	堤防下の辻	〃	一二六・〇		万延元	〃	板石、種子、庚申
永井太田	消防器具置場	〃	一五八・〇		〃	〃	石塔形棒付、庚申
妻沼	寺内新田の辻	〃	七〇・〇	三四・〇	〃	〃	角形、種子、庚申
男沼	長勝寺	〃	五七・〇	三一・〇	〃	〃	板石、種子、庚申
小島	御岳塚	〃	一二〇・〇		〃	〃	板石、道本書、庚申
出来島	普門寺東	〃	一四八・〇		〃	〃	板石、庚申
永井太田	正藏寺	〃	八六・〇		〃	〃	〃
善ヶ島	大野入口の辻	〃	八〇・〇		〃	〃	頂部山形、角柱、庚申塔
西城	青木武雄宅角	〃	六七・〇	二八・六	〃	〃	板石、庚申
台	円満寺	〃	一〇六・〇		〃	〃	〃
男沼	長勝寺	〃	一〇二・〇		〃	〃	〃
永井太田	籠原県道東側	〃	五五・〇		〃	〃	板石、庚申塔、有水書
小島	医王寺墓地	〃	一三二・〇		〃	〃	板石、庚申塔
八ツ口	日枝神社前	〃	七二・〇	二九・五	〃	〃	角形、庚申塔
妻沼	摩多利神社前	〃	六六・〇	三一・五	〃	〃	石塔形棒付、庚申

小島	医王寺墓地内	文字	六八・〇	二八・〇	万延元	一、八六〇	自然石、庚申、釈真栄書
善ヶ島	竜泉寺	〃	六五・〇	三三・五	〃	〃	角形、庚申
上根	大性寺	〃	五八・〇	二五・五	〃	〃	〃
妻沼	白髪神社境内	〃	七〇・〇	二八・五	文久二、一一、	一、八六二	角形棒付、庚申
弥藤吾	新田東部の辻	〃	三七・〇	二一・〇	明治元、一〇、二四、	一、八六八	板石、庚申
上江袋	薬師堂	〃	八七・〇		明治四、五、九、	一、九一二	角形、庚申塔
上須戸	地藏堂前の辻	〃	三七・〇	四三・	大正一、五、四、一	一、九二六	板石、庚申塔
永井太田	籠原県道東側	〃	八七・〇	五二・五	昭和七、二、二六	一、九三二	〃
葛和田	大竜寺	〃	五五・〇		昭和三四、三、	一、九五九	自然石、庚申、観世音菩薩
男沼	長勝寺	〃	三八・〇		昭和三四、二、	一、九五九	自然石、庚申塔
妻沼	花蔵院墓地内	〃	五〇・〇		昭和三六、九、	一、九六一	自然石、庚申、馬頭観世音外
上江袋	江袋溜井畔道	像	九九・〇	四九・〇	年代不記		六臂、日月、二鶏、一鬼、三猿
西野	共同墓地内	〃	一〇〇・五	四六・〇	年代不詳		〃
葛和田	神明社境内	〃	九〇・〇	四四・〇	年代不詳		〃
永井太田	消防器具置場	〃	九五・〇	三八・五	年代不詳		舟形後背、三猿
上根	薬師堂	像	五二・〇	三四・〇	〃		舟形後背、青面金剛六臂像、上部欠
葛和田	共同出荷所前	〃	七〇・〇	三四・五	〃		舟形後背、日月、三猿
〃	〃	〃	七三・〇	三二・五	〃		舟形後背、三猿

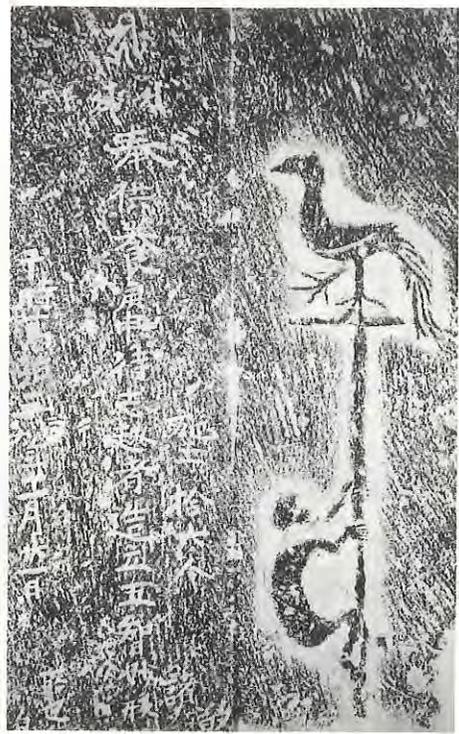
八木田	中の辻	文字	六二・〇	年代不詳	自然石、庚申塔
妻沼	聖天山境内	〃	一〇八・〇	年代不記	頂部隅丸角、庚申塔
出来島	中里平八宅前	〃	二二・五	〃	角形、庚申塔
永井太田	浅間塚	〃	七二・〇	〃	板石、庚申塔
出来島	原口善弥宅前	〃	四四・〇	〃	板石、庚申
			二一・五		

三、庚申塔の種々相



上部掲出の庚申塔は、二基一体という診らしいもので、右の塔は、笠塔婆形で、正面中央にとまり木を浮き彫りとし、その上に一鶏がとまり、下方に一猿が木のぼりでもするように彫られている。ちよつと見た目にはわからないが、次頁に掲出する托本の写真（西宮市二見町三二〇一五〇七、坂田二三夫氏手拓及び写真）でわかるように、鶏の目、羽、尾、足、猿の手の指までいねいに彫られている。かなり優れた石工の手になったものと思われる。

左面には弥陀三尊の種子を上部に、その下中央に、奉供養庚申待志趣者造立五智妙形、その右に施主拾六人、左に千時萬治三午^庚年十一月廿一日、下部左右に諸願所也、敬白と彫られており、造立供養の年代を知ることができる。



僧形四手の庚申塔

西城の長慶寺内薬師堂の山門前通路左側にある庚申塔は、寛文元年（一六六一）西城村本郷十八戸の庚申講員が、本郷四つ辻道路脇に建立したものであるが、道路改修の時点で現地に移したものである。

庚申塔は舟形後背で、後背の外側上部中央にバク（釈迦）向って右にバイ（薬師）左にキリク（弥陀）の種子が彫られ、その下に二鶏が浮き彫りとなっている。二鶏が向いあっている中央にウーン（阿闍・馬頭・軍荼利・金剛夜叉・愛染などの通種子であるが、庚申塔の主尊を青面金剛として以来、庚申の種子に充てられているという。向って右にマン（文殊）左にサ（観音）の種子を彫っている。

左の塔は、舟形後背の塔申上部に、日・月を浮き彫りとし、主尊は、宝冠、納衣をつけた温顔の僧形で、前手は合掌、後上手、右に剣、左に三股杵、後下手、右に矢、左に弓を持っている。このような仏像は「仏像図鑑」を見ても出てこないが、主尊の両側に一猿づつを浮き彫りとし、その下に二鶏を配しているのので、青面金剛として取りあつかっても差し支えないのかも知れない。それはともかく塔身の下には蓮台、茄子座、台石があり、なかなか念のはいった造りで、延宝八年以降妻沼地方に現われる青面金剛を主尊とした庚申塔とは趣をこじにしたつくりである。（安養院の庚申塔）



青面金剛像の庚申塔

主尊は、宝冠、けき衣をつけた立像で二眼、前手は弥陀定印と思われる印を結び、後右手に棒、左に宝輪を把つており、その主尊の腰部左右に猿を浮き彫りとしている。
塔身七〇センチ、その下に蓮台、茄子座、台石、礎石とが組まれた見事なもので、昭和三十四年四月十七日、妻沼町教育委員会では、文化財に指定している。

妻沼町内では、青面金剛像を主尊とした庚申塔は、二十五基あるが、青面金剛尊は、陀羅尼集経の中にある大青面金剛法の儀軌にもとづいて造形されたものが正しいとされ、それには次のように述べられている。(原文は漢文)

「一身四手、左辺上手に三股叉を把る。下手に棒を把る。右辺上手掌に一輪を拈む。下手に縋索を把る。その身青色。面大きく口を張る。狗牙上出。眼赤く血の如し、面に三眼有。頂に髑髏を載く。頭髮聳堅火焰色の如し、頂に大蛇を纏う。兩膊各一竜倒懸有。竜頭相向かう。その像腰に二大赤蛇を纏う。兩脚腕上亦大赤蛇を纏う。把る所の棒上亦大蛇を纏う。虎皮膊纏。髑髏瓔珞。像の兩脚下各一鬼を安ず。」

以上の儀軌を見ると、石にこれを刻むのは至難であるので簡略な尊像としたのであろうが、四手とあるのは六手となり、儀軌にない日月、三猿、二鶏を配しているのが大部分である。以下幾つかの庚申塔について見ることにしよう。



右、小島医王寺の庚申塔



左、台円満寺の庚申塔

大字小島の医王寺の庚申塔(上掲の右)は、駒形後

背で、上部左右に瑞雲をとまなう日月を配し、後上手の右に宝輪、左に棒、後下手の右に矢、左に弓、前手右に剣、左に縋索を持ち、邪鬼をふんまえて立つ。

邪鬼の下は直線形に区切り、その下に向つて右から、見まい、聞くまい、話すまいという三猿が行儀よく並んで浮き彫りにされ、その下に二鶏が向いあつて浮き彫りされている。この庚申塔と同形のものが、日向の島田家(長井神社宮司)の墓地と大竜寺にある。

大字台の円満寺にある庚申塔(上掲の左)前者と同じく延宝八年(一六八〇)のもので、把り物もまったく同じであるが、主尊が邪鬼をふんまえていないで、盤上に立っている点、日月に瑞雲がなく線刻となっていることだけが違っている。

すでに述べたように、庶民の願望は、多種多様で、願望のおもむくままに神仏の性格まで改変してしまうので、大青面金剛法の儀軌に相違しているからといって、信仰の深浅とはかわりないことである。

(上江袋、薬師堂の庚申塔)



大字上江袋の薬師堂にある庚申塔は、前掲の庚申塔より十一年後に造立されたものであるが、写真でもわかるように、主尊の左手が合掌になっており、二鶏の位置も変っている。すなわち、舟形後背の塔身上部に瑞雲をともしなう日月を配し、後上手左に宝輪、右に蛇の巻きついた剣、後下手の左に弓、右に矢を持ち、前手は合掌している。主尊の脚部両側に二鶏を配し、足下に盤を置いてその下に三猿を彫っている。また、向って右側に「奉造立庚申供養」左に紀年銘、三猿の右に「江袋講中」と彫られている。

大字田島の慈眼寺墓地前にある庚申塔(下の写真)は、前掲の庚申塔より三十五年後のものであるが、さほどの変化はなく、ただ、後上手の右の把物が三股叉に変っていることと、後背が駒形になっているだけである。が、町内では表で紹介してあるように、享保年間が過ぎると大部分が文字庚申となり、そして年代がくだるにしたがって、塔の造りも次第に粗末になってくる。



㊦間々田の田島偵作宅地内
㊧上根の薬師堂境内



㊨西城の長慶寺境内
㊩妻沼字東岡新旧県道の辻





④妻沼大我井神社前の辻
⑤上須戸福川南県道脇



⑥葛和田の大竜寺境内
⑦男沼の長勝寺山門前



四、月待 信 仰

月待の信仰は、十九夜、二十二夜、二十三夜待といつて講をつくり、女人が盛んに信仰したものであるが、当町における月待信仰は、造塔供養の実態から見ると二十二夜講が一番多く、調査結果をみると宝暦三年（一七五三）から十四年の間に二十三基造塔されており、この年代に二十二夜信仰が急速にひろまったということが知れる。これを過ぎると、明和年間（一七六四）一七七二）に四基とぐつと減り、寛政六年（一七九四）に一基を数えるだけとなり、それ以後は文字塔となり、文化二年（一八〇五）から安政十年（一八六三）に至る五十五年間に九基しか造塔されていない。二十三夜塔は文字塔で、文化四年（一八〇七）以後数基造塔されたに過ぎない。

さて、月待供養の本尊とされた如意輪観音は、梵名をシンダマニシャクラといい、如意は如意宝珠、輪は法輪の義で、宝輪を転ずること意の如く、一切の衆生の祈願を成就してくれる観音とされ、尊容には種々あるが、如意輪瑜伽念誦法によれば、「手は六本で身は金色・頂髻に種々の宝を飾り、冠に座せる阿弥陀仏を置き、説法相にある。

六臂の中で右の第一手は頰杖をついて思惟の相を示す。これは有情を愍念するが故である。（地獄道の救済）

第二手は如意珠を持ち、掌に乗せて胸の前にある。よく一切の祈願を満たす。（餓鬼道の救済）

第三手は立膝の上に垂れて珠数を持つている。これは衆生の苦を救う表現である。（畜生道の救済）

左の第一手は下に垂れて光明山を按じ無傾動を成就す。（修羅道を救済）

第二手は第一手の脇の下より前に出して蓮華を持つ。これはもろもろの非法を蓮華で浄むるの意。（人道を救済）

第三手は肩の傍に輪を転じて無上の法を輪転することを示す。（天道を救済）

以て一切衆上の欲望を満足せしめ、六道に巡遊して大悲の方便により万苦を解脱させる。」と説いてある。なお、如意輪陀羅尼經・金輪咒王經などの説く尊容があるが略す。

如意輪観音の信仰は奈良時代後期からはじまり、二臂像が造立されていたが、平安時代以後になると、如意輪観音の信仰は、二臂像から六臂像に移っていった。(日本の仏像Ⅱ佐和降研著)その最古の遺品は空海(西暦八三五年三月没)が死んで間もなくのころに製作されたといわれる河内国(大阪)桧尾山観心寺の本尊で、国宝となっている木造彩色の一〇八・八cmの座像といわれているが、これ以来ほとんどの如意輪観音は六臂像となったという。が、庶民の信仰の対象となるまでには、これからののくらの年月の流れがあったのか知るよしもないが、妻沼地方では、江戸時代に入ると個人の墓石にこの尊像が多く刻まれている。だが、ここでは月待供養の本尊として、仏地・路傍のいたるところで見受けられる、如意輪観音像についてのみ、見ることにする。



西野の共同墓地内に、宝暦十二壬午天十月吉良辰(一七六二)という紀年銘のある如意輪観音(上掲の写真)は、台石中央に「二十二月待供養」とあるところから、月待信仰の本尊として造立されたことがわかるが、この如意輪観音像は、前記の如意輪瑜伽念誦法の儀軌どおりの尊容で、これと同形のもので、宝蔵院にも建立(二年後)されているほか、何基か六臂像が見られるが、大部分は二臂像となっている。いづれにしても庶民は福德・智能・資材一切の功德を願った女人の盛んな信仰を物語るかのように建っている。

五、地蔵信仰

地蔵信仰は、あらゆる宗派を超えて信仰され、平安時代以降、急速に信者の数が増加していった。しかもこれは、主として大衆によって支えられ、ひろまっていったもので、さまざまな靈験談が残されているが、その由来とするところは、釈尊が入滅してから五十六億七千万年の先に、弥勒菩薩が人間世界に出現するまでの間は、無仏の時代という末法五濁の世にあって、六道(地獄道・餓鬼道・畜生道・阿修羅道・人間道・天道)の衆生を救うために、釈尊の付属を受けて人間界に出現して救済してくれる菩薩で、末法思想が普及するにしたがい、地蔵盆、地蔵講などができ、地蔵信仰が急速に広まったものであるが、石に刻んで仏地・道辻に建立されたのは江戸時代になってからである。地蔵菩薩は、梵名をキシヤチギヤバといって、現世利益のほか、死後の世界に迷う亡者も救済するという。不空軌には「若し供養せんと欲するものは、菩薩像を安置し、面を西に向けて持誦し、香を焼き、時華を散じ、慈悲



(上根薬師堂にある石像地藏菩薩、寛政四年の建立)

尊と及び無量寿仏とを供養せよ、現世には福利を得、後世には極楽に生ぜん。心咒(呪)を持念するもの、人供(人)を受けて罪なし、神咒を誦持する者は、輪王宝を具足す、常に地蔵を見るものは百万病に染せず、根本印を結誦するものは速に無上道を得、一切仏菩薩常にけさに来て守護し、意に随て奉事すべし、神咒を誦持する者は、諸の魔軍を催伏し、地蔵を供養す

る者は一切願を成就す、此の菩薩の本願は淨不淨を簡はず、まさに一切時に念ぜよ、安穩を獲得すべし、危難中に念ぜよ、諸の障難を消除すべし」とある。(仏像図鑑Ⅱ国訳秘密儀軌編纂局編)また、尊容について同書には、

「地藏菩薩の像を造るべし、内に菩薩の行を秘し、外に比丘形を現し、左手宝珠を持し、右手錫杖を執持する形にす」とある。前掲写真の石地藏は、まさにこの儀軌にあるとおり、その温顔は美形の尼さんをしのばせるような、とのつた顔立であり、納衣の線の彫り、宝珠を持つ手、錫杖の造り、それを執持する指まで美しく、ていねいに彫られ、すつきりとした感じがする。蓮台の蓮弁も、一弁、一弁ていねいに彫られ、中間台石には棹をつけて若干彫り込み、その面に「毎日晨朝入諸定、入諸地獄令離苦」という偈が二行に彫られ、右面に「寛政四壬子四月吉日」左面に「上根村中 願王奈良原喜兵衛 世話人 成塚権右衛門」と彫られている。この下に、反花を付した台石があつて、総高一・八一メートルある立派なものであるが、町内にある石地藏はほとんどこの形のものである。そして民間信仰の対象としての石地藏には、延命地藏、子育地藏、火防地藏、いぼ地藏、身代り地藏、みちゆき地藏など、さまざまの名称がつけられ、仏地、道辻、道路脇に建立され、今なお交通事故など不慮の災禍にあつて死んだ人の追善供養のために、遭難した場所に地藏尊を建立して、その霊を弔う信仰が残されている。なお、墓地の入口には六地藏が建立されており、墓参に来た人々は、まずこの六地藏にお詣りしてから墓参をする。「十王経」による六地藏は、

- 一、金剛願地藏、左手に人頭幢を持ち、右手は成弁の印を結ぶ。地獄道の救済にあたる。
- 二、金剛宝地藏、左手に宝珠を持ち、右手は甘露の印を結ぶ。餓鬼道の救済を担当せらる。
- 三、金剛悲地藏、左手に錫杖を携え、右手は引接の印を結ぶ。畜生道を救済される。
- 四、金剛幢地藏、左手に金剛幢を持ち、右手は施無畏の印を結ぶ。阿修羅道を救済される。
- 五、放光王地藏、左手に錫杖を持ち、右手は与願印を結ぶ。人間界の救済にあたられる。
- 六、預天賀地藏、左手に如意宝珠を持ち、右手は説法の印を結ぶ。天人界の救済にあたられる。

地藏信仰が庶民大衆によって支えられ、ひろまっていた理由のひとつには、空也上人(平安中期の僧、空也念仏の祖。名は光勝。出自未詳。諸国を遍歴し、道路・橋梁・堂宇を修理し、水利を通じ、常に市井に立つて阿弥陀仏の名号を唱え、市聖・阿弥陀聖と称せられ、京都に六波羅蜜寺を建てた人)の作といわれる「賽の河原地蔵和讃」によるところが大きいと思われる。すなわち、「賽の河原地蔵和讃」とは次のようなものである。

① 賽の河原は通称で、西院(齋院)河原をいう。

賽の河原地蔵和讃

これはこの世のことならず、死出の山路の裾野なる、賽の河原の物語り、聞くにつけても哀れなり。

二つや三つや四つ五つ、十にも足らぬみどり子が、賽の河原に集まりて、父上恋し母恋し、恋し恋しと泣く声は、この世の声とはこと変り、悲しさ骨身を通すなり。かのみどり子の所作として、河原の石をとり集め、これに回向の塔を積む。一重積んでは父のため、二重積んでは母のため、三重積んではふる里の、兄弟我が身と回向して、昼は一人で遊べども、陽も入相のそのころは、地獄の鬼が現われて、やれなんじらは何をする、娑婆に残りし父母は、追善供善の勤めなく、ただ明け暮れの歎きには、むごや悲しやふびんやと、親の歎きはなんじらが、苦患を受くる種となる。我を恨むことなかれと、黒鉄の棒を差し延べて、積みたる塔を押し崩す。その時能化の地藏尊、ゆるぎ出させ給いつつ、なんじらいのち短かくて、冥土の旅に来るなり、娑婆と冥土は程遠し、我を冥土の父母と、思うて明け暮れ頼めよと、幼きものをみ衣の、もすそのうちにかき入れて、哀れみ給うぞ有難き、未だ歩まぬみどり子を、錫杖の柄にとりつかせ、忍辱慈悲のみ肌へに、抱きかかえてなでさすり、哀み給うぞ有難き。南無延命地藏大菩薩。

以上の和讃は、愛児を失なつた親達の胸の中にじいんとしみこみ、思わず地藏菩薩に手をあわせ、幼なくして死んだわが子の冥福を祈らずにはいられない気持ちにかりたて、これが地藏信仰として育ち、ひろまったのであろう。



俵瀬の成就院墓地内に入ってすぐ左側に、元文四未歳（一七三九）霜月廿四日、妙讃法尼が施主となって建立した、高さ九六センチ幅四五センチの、賽の河原地蔵和讃による地蔵菩薩（上部写真）は、上部中央に、蓮台にのった月の輪中に地蔵菩薩の種子（力）を刻み、天蓋が付され、尊像は碑の中央に蓮台にのった立姿で浮き彫りとなっている。

われる花が右下の位置に彫られている。子どもを失なった親は、思わず手を合せたくなるような地蔵さまである。

現在、道辻や路傍、更には寺院・諸仏のお堂の入口に数多くの石地蔵が建立されているが、庶民の信仰の対象として石地蔵が建立されるようになったのは、江戸時代にはいつてからで、当町で現在わかっている最古のものは、間々田の弘法寺にある、寛永四年（一六二七）のものである。そして石に刻んだものだけに、寺院に蔵する木彫や鑄造のものとは比して、技法の稚拙はいなめないが、素朴な造形にはそれなりに美しさがあり、親しみやすい感じがする。

どこの墓地でも一巡すると、必ずといっていいほど、地蔵菩薩像を刻んだ墓石が目にとまるが、これは子どもものが多く、したがって形も小さいし、後背を付した半浮彫りとなっている。礼拝の対象として建立されたものではないにしても、地蔵信仰の現われのひとつとして見る事ができよう。

六 観 音 信 仰

壺坂靈験記の沢市の奇蹟や、数多くの靈験と伝説に富む観音さまは、梵名をアプロウキイシンエブラという。「般若心経」では、西遊記で有名な玄奘三蔵の訳した「観自在菩薩」といい、西国三十三所靈場の御詠歌では「南無観世音菩薩」と称しているが、一般には「観世音菩薩」と呼ばれ、「観音さま」と親しまれている。そして、聖観音、千手観音、十一面観音、如意輪観音、不空絹索観音、馬頭観音を総称して六観音と呼び、これに准提観音を加えて七観音としている。

観音さまは、人間世界に現われるときは、三十三の姿に変化して民衆を救ってくださるところから、中国の僧が、尊像の経軌とは別に三十三観音をつくった。こうしたことから、西国三十三か所、阪東三十三か所、秩父観音霊場に三十四か所の巡礼札所ができ、各地方にもこれを模した札所ができているが、故藤野三吉（上須戸）宅で発見された古文書に「忍三十四番巡礼札所」というのがあったということで、埼玉史談四ノ五に発表された。

この忍三十四番巡礼札所に関する資料としては、藤野氏宅の古文書以外にないということであるし、その文書も今は不明ということであるが町内では次の六か寺が、この札所となっている。



（観音霊場参詣の絵馬 玉洞院蔵）

第十四番 田島 慈眼寺 十一面観音 海ならで 田島なからも 見る目とて 慈眼寺衆上 福聚海也
 第十五番 葛和田 大龍寺 十一面観音 葛和田の 身を誓へても 漏らさぬは 見る世の音の 名も楽もし
 第十六番 妻 沼 玉洞院 如意輪観音 あわれみの たたちめぬまと 聞くからに 心の如く 湧き出るらん
 第十七番 弥藤吾 長井寺 聖観音菩薩 折からや 名にし負ふなる 長井寺 幾世絶えせぬ 誓なるらん
 第十八番 八木田 観音寺 十一面観音 八木田なる 稲葉の露の めくみには 幾世へぬらん 黄金なるへき
 第三十四番 日向 福生寺 馬頭観音 武蔵なる 日向の里に 照らすてふ 花の光を 結び添へけり
 以上で、どのような根拠から右の六か寺が礼所に設定されたのかわからない。新篇武蔵風土記稿で調べたところ、
 歓喜院・正蔵寺・普門寺・慈眼寺・大性寺の本尊は十一面観音、長勝寺・宝珠院・宝蔵院・玉洞院・正法寺の本尊は、
 聖観音、観音寺の本尊は千手観音、光明院（廢寺）の本尊は馬頭観音となっており、計十二か寺の本尊は観音さまで
 あった。更に、観音堂は永井太田に二、上江袋・西城・江波・八木田・妻沼・善ヶ島・葛和田にそれぞれ一字をかま
 えていた。なかでも善ヶ島竜泉寺の観音堂は県の文化財に指定されており、本尊の馬頭観音は寺の本堂に安置されて
 いる。葛和田大竜寺の観音堂は、大正五年（一九一六）老朽甚だしきために取りこわされてしまったが、三十三体の
 観音像があつて町の文化財に指定されている。弥藤吾王子の観音堂は、新篇武蔵風土記稿には収録されていないが、
 古墳の一部を削土した石室の位置に、奥壁の石（凝灰岩）に刻んだ十一面観音が安置され、元禄年間に奉納され
 た立派な絵馬も現存されている。玉洞院の観音堂は、かなり立派なもので、現在地より西北方（現バイパス道路の西
 側）にあつて信仰を集めていたが、洪水その他の事由があつて現在地にひっそりと祀られている。その他、石像の各
 種観音像が建立され、墓石にもその尊像を刻んだものがあつて、観音信仰のさかんであつたことが推測されるが、具
 体的にこれを立証する資料がなく、かつ本誌は「民間信仰」の専門誌ではないので、詳細にこれを叙述するいとまが
 ないので、一応の流れを記すにとどめる。

第八節 伝 説

聖天様は松が嫌い

其の一

国つ神猿田彦命は、天孫降臨を待つこと九億八千万年、「まつはういものつらいもの」といったので、聖天様は、「松が嫌い」ということになったものである。

其の二

妻沼の聖天様は、その昔須賀村の熊野神社の境内を借りて祀られていたが、聖天様のほうがさかんになり、熊野神社が次第にさびれていったので、このままでは聖天様に境内地さえ乗つとられてしまうと、熊野神社の氏子たちは、聖天様を松葉いぶしにするという暴挙にでた。聖天様はやむなく妻沼郷大我井の森に移転したのであつたが、それ以来聖天様は松を嫌うようになったという。

其の三

その昔、妻沼の聖天様と、太田の吞龍様の間に戦争が起つた。聖天軍は積極果敢に吞龍軍を攻め、本拠地の太田までせめ入つた。やむなく吞龍様は金山へ逃げこんだ、これを追いかけた聖天様は、不覚にも松葉で左の眼をついてしまった。致し方なく追いかけるのをやめて妻沼に引返したが、もう一息で吞龍様を打ちとることができたのに、松葉に眼をつかれて打ちもらしたので、以来松を嫌うようになったのである。

なお、聖天様が左の眼をついたので、それから妻沼十二郷に生れる者は、いちように左の眼が細いといわれている。

雉子は聖天様の眷族

雉子は聖天様の眷族であるからとてはいけない。もしこれを殺せば眼の玉がどび出すといつて、誰もがこれを保護するので、聖天山には無数の雉子が棲息していた。

ところが、その昔この地方にがむしやらの男がいて、「何をヘラヅット（冗談事）雉子を食ったところで眼の玉がどび出すはずはネエ（ない）、こんなにいる雉子を食わずにいるのはもったネエ、一番このおれが、眼がどび出すかどうかためしてミベエ（見よう）や」と、いつて雉子をとらえ、たちまち料理をして「ウメエ・ウメエ（うまい・うまい）こんなウメエものを食わずにいるなんて、みんなこけだから」と、いいながら食べた。

ところが、食べ終るか終わらないうちに眼の玉がどび出し、七転ばつとうの苦しみをしながら死んでしまった。

葛和田の大杉様

其の一 社殿建立

現在、葛和田の宮本で農業を営んでいる、斎藤家の先祖は、まじめな船頭であった。この先祖が、ある晩船の中で眠っていると、「船頭起きろ、これ、船頭起きぬか」と、声をかけるものがあつた。驚いて眼をさました船頭の前に、白装束白髪のお老人が立っていた。

「なんででしょうか？」船頭はこわごわ聞いて見ると、その老人は、「われこそは利根の川神たる大杉大明神である。お前たちが日ごろ利根川を運行するにあたって、恙ないう守つてやっているのに、わしをお祀りする者が一人もない。お前はまじめな人間だから頼むのだが、これを御神体として祀つてくれ」

そういつて竹筒と短刀とを渡すと、煙の如くその姿は消えてしまった。途中、何者かのために短刀は盗まれてしまつ

たが、開けば眼がつぶれるといわれた竹筒は、そのまま村へ持ち帰つて御神体とし、他の船頭たちからも寄付を仰いで、河岸場にほど近い、道竿堀が腕曲して包むようになって南の地点に、社殿を建立大杉様を祀つた。

其の二 みこし造営

その昔、葛和田村に与助という腕のよい船頭がいた。与助は江戸までの舟路三十四里を運行する船頭で、この日も百石船に米、野菜、薪などを積んで江戸に向つて出発した。それから二日目、霞ヶ浦の西浦にさしかかったころ、一天にわかにかき曇り、すさまじい暴風雨となつた。腕には自信のある与助ではあつたが、そのあやつる船はまるで木の葉のようにゆれ、今にも波に吞まればかりであつた。「なむ大杉大明神！」思わず口をついて出たことばは、日ごろ厚く信仰している大杉様におすがりしようとしたのである。一心に祈念するうちにこれは不思議、荒れ狂う波の上に白髪の大杉様が白雲にのつて静かに現われ、木の葉のようにゆれ動く与助の船を片手でつかみ、あれよ、あれよという間に波静かな海へ運んでくれたのであつた。

無事に江戸までの運行を終つて、村に帰つた与助の口からこのことを聞いた村人達は、今更のように大杉様の靈験あらたかなることを感じ、その御礼と、これからも水路の安全を祈念して大みこしを造り、与助が暴風雨にもまれていた時助けられた神恩を忘れないために、年に一度の祭礼には、この大みこしをもみにもんで村内をまわり、更には利根川へさんぶと入れて、ここでもひとしきりもむので、いつしか「葛和田のあばれみこし」といわれるようになり関東地方でも有名なお祭りのひとつに数えられるようになったのである。

其の三 疫病平癒の御利益

ある年のこと、葛和田村にコレラが大流行し、死亡者が続出して、生きている者もいつころりと死ぬかもわからない恐怖におののいていた。事実、毎日死人がでるので、このままでは村人が全滅してしまうのではないかと思われる状態であつた。そこで村人たちは、追いつめられた気持から、大杉様におすがりしようと、みこしをかざり、唱名祈

願をしながらみこしをなで、その手で各人が頭をたたいたところ、靈験はたちどころにあらわれ、それまで猛威をきわめていた疫病はびたりとやみ、村人の全滅を防ぐことができた。

(付記)

大杉神社は当初道竿堀の南(現在では河川敷となっている。)にあったが、明治四十年五月十日、大字葛和田字町裏に鎮座する村社、神明社に合祀された。みこし渡御の式は、毎年七月二十七日に行われ、当日社前で祭事を執行了た後、みこしをかついで信徒の各字を爬行し、大野のお旅所に到着、それより俵瀬を終点として、利根の川瀬に渡り水上渡御の儀式が終つてから還御する。

大龍寺の草創

葛和田の大龍寺の開山は、徳川二代将軍秀忠の帰依特に深かつた幡随意上人。開基は、忍城主成田氏の家臣、島田妥女正である。この妥女正が若いころ、下総国印幡沼の畔を旅している時、弁財天の再来かと思われるような一人の美女に出会つた。余りの美しさにしばらく見惚れていた妥女正は、意を決して我が妻にと所望した。

願ひかなつて我が家に連れ帰り、むつまじい夫婦生活を送っていたが、しばらくするうちに妥女正は不思議なことに気がついた。毎夜、草木も眠る丑満刻になると、妻の姿が見えなくなるといふこと、早朝みると廊下や柱が水をかけたように濡れているといふことである。そうこうする間に、妥女正の妻女は魔物だ、毎夜のように近くの川で水あびをする。と、近隣の風評が耳にはいるようになったので、妻女にこれを聞きただしたが、妻女は悲しげな目をして妥女正を見つめるだけでなんとも答えない。仕方なく妥女正は、わが目で実態を見とどけるべく心に期して、床の中がかがっているのであるが、丑満刻になるとはげしい睡魔におそわれて、目的を達することができない。そのうち

に、近所の風評は益々はげしくなり、さては近所の人達が近よらなくなつてしまつた。自分が惚れて、見込んで連れ帰つて妻女にした愛する女ではあつたが、このようになつては致し方なく、妥女正も遂に意を決し、離縁をすることになつた。そしていよいよ別れの日、女中たちに送られて福川の畔まで来た時、その妻女はいきなりざぶんと川に飛び込み、女中たちが驚いて見ているうちに、人身は忽ち蛇身と変じ、ものすごい勢いで泳ぎ去つてしまつた。

それから数年の歳月が流れ去つたある年、妥女正は多くの村人と共に伊勢参宮をすることになり、江戸から海路をとつて伊勢に向つた。そしてかれこれ半分道中と思われる海上に来た時、ぴたりと船足がとまつてしまつた。驚ろいた乗客一同は大騒ぎ、船長も不思議なできごとにしてはしばらく呆然としていたが、これはただごとではないと思いつき、乗客一同に向つて、「今まで何事もなく順調に進んでいた船がとまつたのは、竜神のたたりかも知れない。みんなが宝と思う大切なものをひとつずつ海に投じて竜神を慰めてもらいたい。」といつたので、一同は思い思いのものを海に投げこんだ。すると忽ち大きな海竜が現われて、妥女正の投げこんだものをくわえて、船のまわりをめぐる始めた。乗客一同は恐れおののくばかりであつたが、船長は、「ねらわれているのはお前さんだが、どうするかね。」と、妥女正に聞いた。妥女正は必死になり、海竜に向つて、「何卒我等一同、無事に参宮をさせ給え、もしこの願ひをかへて下されば村に帰り、たとえ自分一人だけの力でも一寺を建立し、永く竜神の靈をなぐさめ、供養怠りなくつとめます故、何卒この船を進ませ給え」と、一心に念じた。するとこれはまた不思議、竜の姿は海中に没し、船はすべが如く動きはじめたので、一同はようやく安堵の胸をなでおろした。

かくして妥女正等は無事に参宮をすませ、郷里に帰れたので、熊谷寺を再興したり、上州館林の善導寺を開山した名僧としてほまれの高い幡随意上人を開山に仰ぎ、村人たちの協力を得て遂に一寺を建立した。これが大龍寺である。御詠歌「大龍の常に住むぞやげに岩屋、蛇身文字は守護のためなり」

(付記) 島田妥女正は実在の人、成田氏の家臣で、俸禄二十八貫、元和六年六月三十日卒、法名大建院昌蒼龍繁居士

島田道竿の大蛇退治

天喜四年（一〇五六）東北の豪族安部頼時の討伐を命ぜられた源頼義公は、相州より府中を経て、武蔵国長井庄まで来たが、霖雨のために利根川が増水して渡れず、このため成田助高の居城である西城と、その出城である東城に兵を分宿することになった。このことを知った村人は、上須戸と日向の間にある、龍海という四町四方の沼に、大蛇が棲み、まわりの人達は難儀しているのので、ぜひともこの大蛇を退治してくれるようにとお願ひした。

頼義公は、この地の土豪に島田大五郎道竿という、弓術にすぐれた者がいるということを知って、道竿に弓と帯刀を与え、大蛇を退治するように命じた。命をうけた道竿は、一日も早く退治しようと、日夜弓矢八幡を祈念してはみたが、大蛇は四町四方の深い沼にひそんでいるので、その姿さえ見ることができない。そこで道竿は、龍海の水をひかずより外に手段はないとして、村民に命じて溝を掘り、その水を利根川に落した。

やがて龍海は減水し、大蛇の棲む処が現われた。道竿は大声を發した。するとその声に応ずるかのようには、四丈ほどもあるうかと思われる大蛇が、かま首を上げて道竿に襲いかかる姿勢をとった。道竿はすかさずねらいをつけ、心の中で弓矢八幡を念じて一矢を放った。矢はあやまたず大蛇の肩間に突き立った。しかしその位でひるむ大蛇ではない。大蛇は怒って道竿に向って来た。道竿は馬にひとむちあてて五町程走り、そこでびたりととまって馬の向をかえ向って来る大蛇に二の矢を放った。二の矢は美事右の眼から咽下まで射ぬいたので、さすがの大蛇ものうち廻ったすえ、遂に息がたえてしまった。

頼義公はこれを見て、東夷征伐の門出に吉事、目出たしとして、大蛇のひそんでいたところから、東、西、北へと矢を放ち、その矢の落ちたところに八幡宮を、沼の中央には大蛇の霊を慰めるために辨財天を祀った。

日向の八幡宮（現長井神社）上須戸の八幡、上葛和田の八幡がこの時祀られた八幡宮であるといわれている。

河童与兵衛

西野郷の名門高橋家も、享保年間には、与兵衛という三歳の幼児を残しただけで一家は死滅してしまった。遺児となった与兵衛は、縁者の松本五兵衛宅に引きとられて養育された。

成人した与兵衛は家名を継ぎ、勤勉努力して一家を再興、富裕の身となり、天明の飢饉には所蔵米や金品を施すまじになった。また、敬神崇祖の念厚く、生涯のうちに伊勢参宮を七回もしたという。したがって妻沼の聖天宮には、毎朝のように参詣した。或る朝、相変らず聖天様へ参詣すべく出かけたところ、上根村の西浦から長井庵にかけては地窪のため、前日來の大雨で福川は押開き、一面白海のようになっており、新田街道も没してさだかでない。しかし毎朝通っている道だけに、そろり、そろりと足探りで進んで行った。丁度道善橋の中程かと思われる地点にかかった時、何やらずしりとした感じのものが足にさわった。なんだろうと思つて拾いあげてみたところ、う金の財布に黄金五十枚が入っていたのですが、与兵衛も驚いた。

当時の五十両は大金である、誰が落したのか、落した人はさぞ困っていることであろう。道善橋を渡りきつて、高台に辻地蔵があり、側に柳の大きな木があるので、すぐ目につくように財布をかけ、そのまま聖天様に参詣に行った。そして帰路についたのであるが、財布はもとのままになっていたの自宅に持ち帰り、その財布の落ちていた場所と、自宅の門前に、「上根村、弥藤吾村境の道善橋の上にて五十金拾得せしに付き、落し主は直に受取に参るべし」と、告示したがいつまでたつても落し主は現われなかつた。そこで与兵衛は、五十両という大金でありながら、落し主がでないのは、誰が落したものでなく、福運をさずける聖天様に、毎朝参詣するので、河童が御利益をさずける使者になつてくれたのであろう。と、あう人ごとに話をしたので、いつしか「河童与兵衛」という名がつけられたのである。

（付記）与兵衛はこの金に二十五両を加え、伊勢神宮に太々神樂を奉納したという。

昔、武州江波郷に富翁という長者があつた。乗馬が好きで野原を駆けたり、川を渡ったりしていた。この日もまた愛馬にむちうって野を走り、さてはざんぶと川に乗り入れて渡っていた。すると一匹の亀が馬の尾についてはなれない。致し方なく家まで帰り、やっとのことでその亀をはなし、綱でゆわいて軒先の柱につないでおいた。

この家に「お福」という、気立のよい女中がいた。柱にゆわきつけられた亀は、暑さのためにぐったりとしていたので、これを見たお福は可愛相に思つて水をかけてやった。水をかけられた亀は元氣になり、いつの間にか綱を切つて逃げ去つていた。ある日お福が、家から程近い大きな川に洗濯に行き、じゃぶじゃぶと洗濯しているところへ亀が金をくわえて現われ、これをお福に渡した。洗濯に行く度に金を与えられたので、裕福になつたお福は女中をやめて家に帰つた。この事が評判になつて、亀はその川の主だろう。福を授けた川だ、「福川だ」となつたという。

七夕様の迎え馬

七夕様の飾りつけは七月六日の夕刻までに、それぞれ思考をこらしてつくりあげるが、子供達は芋の葉にたまつた露をすずりにとり、それで墨をすつて書くと字が上手になるという。

また、カツモ（真菰）で迎え馬を二頭つくり、軒先の柱と柱にわたした竹竿に飾る。この馬は、七日の夕刻一頭残して他の飾り付けと一緒に川に流す。残しておいた一頭は、水難または投身自殺をはかつて入水した者の行方がわからない時、チャボ（鶏の一種）と一緒に探す舟にのせる。すると、入水した者が沈んでいる場所へ来ると、チャボが鳴いてそのありかを知らせるといふ。また、いったん水死したもので、この馬をもやす火であたためると、蘇生するといわれているほか、厄病除け、災難除けのまじないともいわれている。（年中行事の項参照）

第十二章 戦争と戦没者

第一節 日清戦争と戦没者

日本は、明治元年（一八六八）王政復古を各国公使に通告、近代国家の仲間入りはしたものの、近代文明より遅れること三百年、加えて農産物が主たる経済の源泉とあつては、経済的にも弱小国であつた。そこで当時の為政者は、「富国強兵策」をうちだし、着々軍備を充実する一方、明治九年（一八七五）の江華事件以来、朝鮮と修好条約を結び、政治的にも、経済的にも朝鮮に進出していった。当時、朝鮮の国内には、清国をたよる保守党と、日本と結ぼうとする革新党とがあつて相争い、明治十五年の変となり、くだつて十七年には、清国に頼らんとする事大党と、日本を信頼する独立党との政権争いがあり、日本と清国は対立の立場に立つことになつたのであるが、日本、中国、朝鮮とは古来より関係が深く、特に日本は中国文化の恩恵を受けていることは、文字や文化遺産を見ても明らかである。しかしながら時代の推移と国情の変化というものは致し方のないもので、明治二十七年（一八九四）五月、朝鮮国内に、かたくなに西洋文明を否定する東学党の乱がおきた。韓国政府はこの乱に手を焼いて清国に鎮定方を依頼した。

「清国の出兵」という情報をすばやくキャッチした時の伊藤内閣は、ただちに精銳の陸戦隊を京城に送りこみ、五日後には一箇旅団が仁川に上陸を開始するという、迅速な軍事行動にうつつた。そして豊島沖では海軍が輸送船や軍艦を撃沈し、七月三十日には成歓・牙山を陸軍が占領、八月一日になつてはじめて日本は清国に宣戦布告をした。

派遣第一軍の司令官は山県有朋大将で、敗走する清国軍を追つて平壤まで兵を進めたが、三十箇ちかい要壘をもつ平壤はびくともしない。あと数日中に三万数千の敵兵がここに集中するという情報、加えて我が軍の糧秣はわずかに

昔、武州江波郷に富翁という長者があった。乗馬が好きで野原を駆けたり、川を渡ったりしていた。この日もまた愛馬にむちうって野を走り、さてはさんぶと川に乗り入れて渡っていた。すると一匹の亀が馬の尾についてはなれない。致し方なく家まで帰り、やっとのことでその亀をはなし、綱でゆわいて軒先の柱につないでおいた。

この家に「お福」という、気立のよい女中がいた。柱にゆわきつけられた亀は、暑さのためにぐったりとしていたので、これを見たお福は可愛相に思つて水をかけてやった。水をかけられた亀は元氣になり、いつの間にか綱を切つて逃げ去っていた。ある日お福が、家から程近い大きな川に洗濯に行き、じゃぶじゃぶと洗濯しているところへ亀が金をくわえて現われ、これをお福に渡した。洗濯に行く度に金を与えられたので、裕福になったお福は女中をやめて家に帰った。この事が評判になつて、亀はその川の主だろう。福を授けた川だ、「福川だ」となつたという。

七夕様の迎え馬

七夕様の飾りつけは七月六日の夕刻までに、それぞれ思考をこらしてつくりあげるが、子供達は芋の葉にたまつた露をすずりにとり、それで墨をすつて書く字が上手になるという。

また、カツモ（真菰）で迎え馬を二頭つくり、軒先の柱と柱にわたした竹竿に飾る。この馬は、七日の夕刻一頭残して他の飾り付けと一緒に川に流す。残しておいた一頭は、水難または投身自殺をはかつて入水した者の行方がわからない時、チャボ（鶏の一種）と一緒に探す舟にのせる。すると、入水した者が沈んでいる場所へ来ると、チャボが鳴いてそのありかを知らせるといふ。また、いったん水死したもので、この馬をもやす火であたためると、蘇生するといわれているほか、厄病除け、災難除けのまじないともいわれている。（年中行事の項参照）

第十二章 戦争と戦没者

第一節 日清戦争と戦没者

日本は、明治元年（一八六八）王政復古を各国公使に通告、近代国家の仲間入りはしたものの、近代文明より遅れること三百年、加えて農産物が主たる経済の源泉とあつては、経済的にも弱小国であつた。そこで当時の為政者は、「富国強兵策」をうちだし、着々軍備を充実する一方、明治九年（一八七五）の江華事件以来、朝鮮と修好条約を結び、政治的にも、経済的にも朝鮮に進出していった。当時、朝鮮の国内には、清国をたよる保守党と、日本と結ぼうとする革新党とがあつて相争い、明治十五年の変となり、くだつて十七年には、清国に頼らんとする事大党と、日本を信頼する独立党との政権争いがあり、日本と清国は対立の立場に立つことになつたのであるが、日本、中国、朝鮮とは古来より関係が深く、特に日本は中国文化の恩恵を受けていることは、文字や文化遺産を見ても明らかである。しかしながら時代の推移と国情の変化というものは致し方のないもので、明治二十七年（一八九四）五月、朝鮮国内に、かたくなに西洋文明を否定する東学党の乱がおきた。韓国政府はこの乱に手を焼いて清国に鎮定方を依頼した。

「清国の出兵」という情報をすばやくキャッチした時の伊藤内閣は、ただちに精銳の陸戦隊を京城に送りこみ、五日後には一箇旅団が仁川に上陸を開始するといふ、迅速な軍事行動にうつつた。そして豊島沖では海軍が輸送船や軍艦を撃沈し、七月三十日には成歓・牙山を陸軍が占領、八月一日になつてはじめて日本は清国に宣戦布告をした。

派遣第一軍の司令官は山県有朋大将で、敗走する清国軍を追つて平壤まで兵を進めたが、三十箇ちかい要壘をもつ平壤はびくともしない。あと数日中に三万数千の敵兵がここに集中するといふ情報、加えて我が軍の糧秣はわずかに

二日分しかないという。山県司令官は悲壮な面持で九月十五日の払暁、全軍に総攻撃の命を出した。ところが、大同江正面から攻撃をかけた大島旅団は、猛烈な敵の反攻にあつて悪戦苦闘、ついに退却を余儀なくされるありさまだったが、北方にまわつて玄武門を狙つた立見連隊は敵兵を城内においこみ、突撃路をひらくために砲撃を開始した。しかし、いくらうつても砲弾は城壁にあたつてはねかえつてしまい、まったく処置なしというので決死隊がえらばれ城内に潜行してこれを破壊することになった。かくして三村中尉を長とする勇士十二人は、城壁にしのびよつて、十二メートルもある玄武門をよじのぼつた。敵兵は驚きあわてて銃撃を集中したが、原田重吉一等卒は壁内にとびおり、すばやく門をこじ開け、味方の進撃路をつくつたので、十五日夜には要塞に白旗をかかげて撤退をはじめ、平壤の戦いはあつてなく終つた。また、第一軍の護送を終つた連合艦隊も、九月十七日に黄海で清国艦隊をとらえ、五時間にわたる戦闘の末、東洋一を誇つていた北洋艦隊を破つた。この黄海海戦の勝利で、制海権を得た日本は戦局の優位を占め、大山巖の第二軍を直接遼東半島の花園港に上陸させ、金州を十一月六日、二十三日には旅順を占領。山県の第一軍も鴨緑江を渡つて北上してきた。そしてまた海軍も威海衛を攻め、北洋艦隊の主力である定遠・濟遠・威遠を沈めるといふ戦果をあげた。この時点で日本政府は講和のチャンスをつかもうとしていたし、清国もすすんで列国の仲裁をのぞんでいた。この時点で日本政府は講和の機会がおとずれ、伊藤首相と、李鴻章全権とが下関において講和会議を開き、明治二十八年（一八九五）四月十七日、下関条約といわれる日本と清国の講和条約が調印されたのである。

ところが、調印がおわつて六日目に、ロシア・ドイツ・フランスの「三国干渉」があつた。その内容は、「遼東半島の領有はゆるさない」ということで、日清講和条約の半分以上の内容を削れということの意味するものであつた。が、当時の日本の国情から、五月四日、横車の干渉を受諾する事を決せざるを得なかつた。

この戦争での戦没者は、弥藤吾の中島吾作、小島の田中竹次郎の二人であつたが、従軍者六十名、内地防備兵として召集された者十六名（聖天山境内の明治二十七八年戦没凱旋記念碑による。）であつた。

第二節 日露戦争と戦没者

日清戦役の結果、清国の敗戦による衰えに乗じ、ロシア、フランス、ドイツ、イギリスの列国は争つて理由をつけ種々の利権を要求し、これを獲得した。中でもロシアは、旅順、大連一帯を租借すると共に、満州を縦断する東清鉄道支線の敷設権も得た。そして明治三十二年（一八九九）二月、義和団の乱が起るや、ロシアは鉄道守備を名目に出兵し、その解決後も満州に兵を駐屯せしめ、これを占領せんとした。

明治三十五年（一九〇二）一月、日本は東洋の平和と、清及び朝鮮の領土保全について、共に利害を感じるイギリスと同盟を結んだ。こうして朝鮮と満州をめぐる日露の対立は一層激しさを加えていった。日本は、この間にあつて事を平和に解決せんとして、およそ十回の交渉を重ねたが、ロシアは誠意を示さず、陸海軍を極東に増派し、旅順の要塞を堅固にすると共に、満州の戦備を始めたのみならず、明治三十七年（一九〇四）二月三日、ロシア全艦隊が旅順港を出港したという情報もたらされた。かくなる上は、「兵は迅速を尊ぶ」の諺のとおり、同月八日、日本海軍は仁川、旅順のロシア軍艦を奇襲、ロシア帝国に対して宣戦を布告した。かくして軍神と謳われた広瀬中佐の旅順港封鎖の成功によつて、陸軍の敵地上陸を可能ならしめ、破竹の勢いでロシア軍を蹴ちらし、急進撃を開始し、連戦連勝、行くところ敵なしという観があつた。ところが、バルチック艦隊の来航が報ぜられると、日本海軍は旅順艦隊とバルチック艦隊にはさまれて、渤海湾、支那海、黄海の制海権を失うかも知れないという海軍の要請で、七月十四日、大山・児玉の司令部は「旅順攻略は緊急を要す」という結論を出し、乃木大将の第三軍（三〇師団）が編成された。そして八月十九日、乃木軍は旅順の北方要塞二龍山と、東鶏冠山の間を「強行突破する」総攻撃に出た。

ところが、敵には機関銃という新兵器がある上に、各堡壘はたがいに相互援助のシクミに出来ている一方、日本兵

はかくれる所もないというありさまで、機関銃弾によってバタバタたおされ、一万六千の犠牲をはらってこの作戦は成功しなかった。第一回の総攻撃に失敗した乃木軍は、突撃路を掘って準備し、九月十九日、第二回目の総攻撃を敢行し、やっと龍眼山、海嵐山を占領したが、ロシア軍も予備隊をくり入れ、軍艦の副砲をおろして要塞に転用したため、めざす二〇三高地は前回進出した地点までも出られなかった。くだって十月二十六日、掩護射撃の後、榴子手榴弾、防楯迫撃砲らの新兵器で至近戦法をもって第三回の総攻撃を敢行、やっと到着した二十八センチ砲も火をふいたが、敵の抵抗力はおとろえず、接近戦法も失敗した。日本軍にとってはまったく予期しない結果で、作戦をねりなおすことの必要が生じ「乃木を更迭せよ」という声が朝野に飛んだ。が、大山司令官はあくまで乃木大将をして旅順攻略の指揮官とし、児玉参謀長を旅順に派した。かくして十一月二十六日、海軍の要求である二〇三高地をはずして北方望台一帯をねらって第四回目の総攻撃をかけたが、努力の割に効果は少く犠牲のみ多かつた。

二〇三高地は、旅順港内が一望され、ここをうばえば敵艦はふくろのねずみ同然となるという見地から、海軍は是が否でも二〇三高地を占領してほしいと要求したのである。と、いうのは、東航するバルチック艦隊と決戦するためには、日本艦隊は修理二カ月を必要とし、全艦隊が内地へもどるとなれば、旅順港内の敵艦五隻が自由に黄海を荒しまわり、すでにかち得た制海権を失うことになるからである。かくして翌二十七日、作戦をかえて全力を二〇三高地にむけた。そして突撃六十七回、多くの犠牲者を出したが、ついに十二月六日、二〇三高地は我が手に帰した。

これによって敵の軍艦は沈められ、東郷大将の主力艦隊は故国にもどって修理することができ、やがて来航するロシアのバルチック艦隊を日本海において捕提全滅させる因をもたらししたのである。

乃木軍は、ついで十八日から本要塞攻撃にもどり、トンネルを掘って要塞を爆破、爆破と同時に突入して守兵を刺殺し、やっと東鶏山を占領することができた。そして敵将ステッセルが軍門に下つたのは三十八年元旦のことである。かくして陸軍の決戦場は奉天なりとして全軍進撃を開始、三十八年一月二十六日、まず黒溝台を占領、奉天城をバツ

クに敵将クロバトキンは三十二万の兵をもって攻撃に出ようとしていた。日本軍の大山総司令官も「来るべき会戦は日露戦争の関が原なり」と訓示し、かけつけた旅順攻略の第三軍を加えて二十五万の軍をもって二月二十四日奉天攻撃の火ぶたが切っておとされた。そして奉天の攻防戦は三月一日から七日までつづけられ、たがいに雌雄は決しなかつたが、乃木左翼軍の進出が意外に早く、奉天ハルピンの線が脅威をうけたため、ハルピンを第二の決戦場にしようとして、敵将クロバトキンは退却作戦に出た、あと一両日で砲弾がなくなるといふ日本軍にとっては幸運であつた。かくて死傷者日本軍七万、ロシア軍九万といふこの会戦は終り、大山元師は十五日に奉天に入城、ここで待機しているうちに五月二十七日午後二時、東郷大将の率いる連合艦隊は、沖の島あたりでバルチック艦隊を捕提し、七千メートルの距離で敵の頭を抑える丁字式戦法をとり、五時間間の海戦で大勝利を得た日本は、この勝利をキッカケに米大統領ルーズベルトに調停を依頼、九月五日ポーツマスで講和を結んだ。この戦役での戦没者は次表の通りである。

出身地	位階	勲等	功級	氏名	永井太田	勲等	功級	常見時之助	善ヶ島	勲等	功級	内田九一郎
妻沼		勲八	功七	橋上 鹿蔵	飯塚	勲八	功七	掛川 豊		勲八		村田 藤作
弥藤吾		〃	〃	関口 義文	〃	〃	福島 治作	〃	〃	〃	〃	関根鹿之助
間々田		〃	功七	柿沼時次郎	〃	〃	船越 常七	上須戸	〃	〃	功七	長谷川新左衛門
台		〃	〃	岩瀬 吉蔵	〃	〃	鈴木松五郎	田島	勲八	〃	〃	石原 秀吉
〃		〃	〃	岡村常八郎	原井	〃	長島麻次郎	葛和田	勲八	〃	〃	峯岸勝次郎
出来島		〃	〃	生形 武平	上根	〃	柿沼 重作	〃	〃	〃	功七	齊藤福太郎
市ノ坪		勲八	〃	神山友次郎	〃	〃	奈良原次太郎	日向	勲八	〃	功七	田高留次郎
〃		〃	〃	寺山市太郎	〃	〃	高橋 邦三	〃	〃	〃	〃	柿沼 乙平
〃		〃	〃	三沢 万平	八ツ口	勲八	野口 甚才	永井太田	〃	〃	〃	武井 春吉

第三節 第一次世界大戦とシベリア出兵

大正三年（一九一四）六月二十八日、バルカン半島セルビアの首都サラエボで、オーストリア＝ハンガリー帝国の皇太子夫妻が、セルビアの一学生に暗殺される事件がおきた。ただちにオーストリアはセルビアに宣戦を布告、たちまち全ヨーロッパは、ドイツ、オーストリア、トルコ、イタリアなどの同盟国側と、イギリス、フランス、ロシア、ベルギーなどの連合国側の二大陣営にわかれての大戦争となった。

ドイツ軍は、ベルギーよりフランスに進入したが膠着状態となり、東部でもドイツはプロシアに進入したが、その後の戦いは膠着してしまった。戦線はイタリアにも及び、長期持久戦の様相を呈し、飛行機、戦車、毒ガス等も使用され、近代戦に新機軸がうち出された。日本は、大正三年八月、イギリスが極東におけるドイツ艦隊の制圧を要望してきたので、日英同盟の交誼を重んじ、ドイツの東洋における根拠地を一掃するために対独宣戦を布告し、まず、膠州湾を封鎖し、翌九月には山東半島に上陸、十月には、日本海軍により、ドイツ領、南洋諸島を占領、翌十一月には青島を占領した。くだって大正六年（一九一七）四月、それまで局外中立の立場をとっていたアメリカも、ドイツに宣戦して連合国側の陣営にくわわった。このような事態のなかにあつてロシアに社会主義革命がおこり、帝政ロシアは亡び、新たにソビエト政権が誕生した。ソビエト政権は、翌年三月、単独でドイツと講和をむすんだので、シベリアにあつたチエコスロバキア軍は行動の自由を失つて孤立してしまつた。かくして日本は、アメリカと共同してチエコスロバキア軍を救出するために、シベリアに出兵、バイカル湖以東のシベリアの要地を占領したが、この出兵で多数の死傷者を出した。

第一次世界大戦に参加したとはいつても、戦火の外郭にあつた日本は、連合国からの軍需品や日用品の注文が殺到し、輸出は急カーブをえがいて上昇、産業界は空前の大好況となり、戦争成金が輩出し、資本家にとっては笑いがとまらないというような状態であつた。しかし、大正六年ごろから、大戦景気の底にひそむ矛盾が表面にあらわれ、三月には室蘭製鉄所のストライキ、六月には三菱造船長崎造船所のストライキが起きた。これは、物価の値上りに労働者の賃金が追いつけない結果起きたものである。ちなみに同年の統計によると、米や衣料や石炭などの価格は、戦前にくらべて四十パーセントもあがつているが、賃金は十パーセントしかあがつていなかった。

政府では、同年九月、金輸出禁止、暴利取締令の実施、翌十月には奸商取締令を公布した。これがために株式の暴落をきたしたが、翌七年三月には、戦時利得税法を公布した。当時の労働者の一日平均賃金は男で九十二銭、女では四十八銭であつたのに、米の小売価格は一升五十銭であつた。これではとても生活はできない。労働争議はいたるところでおきるのも当然のなりゆきであつたろう。そして大正七年七月二十三日、富山県の魚津町の漁民の妻女たちが騒ぎはじめ、そのうわさがひろまると、たちまち全国的に米を安くせよという民衆の示威運動がおこり、ついに八月十日には米屋襲撃が強行され、いわゆる米騒動は全国的にひろがっていったのである。この責任をとつて、翌九月、寺内内閣は総辞職し、立憲政友会総裁原敬が就任、はじめて政党内閣の成立をみたのである。

さて、戦時下の国内経済の動向に言及したが、大正七年十一月、ドイツはアメリカ軍の参加に力を得た連合軍の猛攻にたえかねてついに降伏し、ここに四年半にわたる第一次世界大戦は終結し、翌八年六月、ベルサイユ条約が調印され、各国は占領地から兵を引揚げた。日本でも同年九月、シベリアからの撤兵を開始した。しかし依然として七万三千の兵をシベリアに駐屯させていた。これがためにソ連ニコライエフスクにおけるバルチザンの、日本居留民百二十名銃殺という惨事をひきおこしたのであるが、ソ連からはなんら得るところなく、大正十四年五月、シベリアからの撤兵を完了したのである。第一次世界大戦では、小島の梶塚清次郎（勲八等）が戦死し、シベリア出兵では、飯塚の石川仁作・鈴木博が戦没し、それぞれ護国の英霊と化している。

第四節 満州事変と戦没者

昭和六年（一九三一）九月十八日の夜、奉天郊外の柳条溝で、満鉄線が爆破された。関東軍の鉄道守備隊は、この爆破こそ中国軍の日本に対する挑戦であるとして、ただちに兵を起し、付近の奉天北大営にいた中国軍を攻撃した。鉄道爆破後わずか一時間後という早わざであった。同時に関東軍は、奉天・長春・公主嶺・四平街など、沿線の主要都市で軍事行動を一せいに起し、司令部を旅順から奉天に移して戦時態勢をしいた。正に「疾風迅雷」ということは地で行くような迅速さであった。翌十九日、若槻内閣はただちに閣議をひらいて、一応不拡大方針を決議したが、暗黙のうちに軍部の独走を許し、この事件を「満州事件」と名付けることをきめた。そして翌七年一月十八日、上海において日本人の僧侶が中国人に襲撃されたことから、同月二十八日、上海にいた日本海軍陸戦隊が中国軍になぐりこみかけた。しかしながら上海は、反帝国主義運動の中心地で、学生・労働者・市民などの組織的な抵抗と、抗日の意気燃える第十九路軍のために陸戦隊は激しく反撃され、上海東方に上陸のまま足ぶみ状態が続き、三月三日に停戦を声明せざるを得なくなり、五月五日、停戦協定成立後上海から撤退した。日本軍は、この間に満州を中国から切りはなすことに成功、三月一日関東軍は「満州国」をつくり上げ、清朝の廢帝溥儀を執政とした。この事変に従軍した上江袋の、宇田川廣三郎大尉（正七位勲五等功五級）は、町内唯一の戦没者としてその名をとどめている。

第五節 日華事変と戦没者

昭和十二年（一九三七）七月七日、華北の首都、北京郊外の蘆溝橋付近における日本駐屯軍の頭上をとんだ一発の小銃弾がきっかけとなって中国軍と衝突した。日本政府はただちに不拡大、現地解決の方策を決定した。現地でも、中央の指令に基づき、極力解決のために努力した結果、協定締結まで漕ぎつけたが、解決するまでには至らなかった。かくするうちに同年八月十三日、戦火は上海に燃え移り、陸戦隊と第二艦隊が火ぶたを切り、陸軍の大部隊が上海に送られた。これより以前の戦闘を北支事変と呼んでいたこの戦争を支那事変（現在は日華事変に統一された）と改めた。こうなつては局地的解決は無理だと断念した政府は、十一月下旬に大本営を設置、早期に事変の決着をつけようと、作戦目標を国民政府のある南京にしぼり、十二月九日、北からくだつてきた部隊と、南から攻めあげた部隊とで南京を完全に包囲した日本軍は、総攻撃に移るまえに空から投降勧告のビラを投下して回答をまつた。が、中国側からは回答のかわりに抵抗の意志を秘めた弾丸を送つて来たのでやむなく午後一時を期して一斉に攻撃を開始、三日間にわたる戦闘によつて南京をその掌中におさめた。

日本政府は、南京さえ陥してしまえば、国民政府も対日抗戦を断念するだろうと判断して、苦勞して南京を占領したのであったが、国民政府は屈服するどころか徐州に拠点をおいて敗戦を一挙にばん回しようと図つた。そこで大本営では、華北と華南を結ぶ貴重な地点である徐州攻略の作戦を練つたのである。かくして「徐州徐州と人馬は進む」と、麦と兵隊の歌そのままの進軍が開始された。そして四月の中旬に徐州は陥落した。しかし日本政府のおもわくとはうらはらに、戦火は限りなく大陸全土に拡がり、いつ果てるともない泥沼の様相を呈していった。その上昭和十三年七月、満・ソ・鮮の国境にはさまれた張鼓峰で、日、ソの国境争いがおこつた。しかしこれは、翌九月に日ソ停戦

協定が成立して、大事にいたらず解決した。

日本軍は、昭和十三年十月十二日、中国の武器輸送ルートを押えるために、海軍の艦艇と空軍に護送された部隊がバイアス湾に上陸するや、あつという間に東江野を駆けぬけ、二十一日には早くも広東に入城してしまった。

南京陥落後、蒋介石の国民政府は武漢に移り、抗日戦線の指揮をとっていたので、日本は一気にこの戦争の決着をつけようと、当時の日本全兵力の七割を武漢攻略につきこんだ。そして十月二十七日、武漢三鎮を占領した。これは、バイアス湾に上陸してからわずか十五日という急進ぶりであったが国民政府は奥地の重慶へ逃げこんでしまった。華華しい戦果のようにみえる占領地を点とし、これに線を引いてみて、これ以上の大陸進攻作戦を続けることは得策でないというところを知った政府は、十二月下旬、なんとか事変解決のてがかりをつかもうと動き出した。

善隣友好・共同防衛・経済提携を内容とした「近衛三原則」といわれる対華政策を発表した。これは、国民政府の反共主義と、訴えるものがいくらかあったので、国民政府の副主席であった汪兆銘は、この呼びかけにこたえて重慶を脱出、日本政府と手を結んだ。しかしながらこれは中国の抗日体制をかえてしまうほどの効果はなかった。

昭和十四年（一九三九）五月、満蒙国境のノモンハンで、日ソ間の武力衝突がおこり、ソ連の機械化部隊のため、守備隊は全滅に近い打撃を受け、日本伝統の白兵作戦が、現代の物質戦には通用しないということを知らされた。いつ果てるともわからない戦火ただようアジア大陸のみならず、ヨーロッパにおいてもこの年の九月一日、ドイツがポーランドに侵入、イギリス、フランスはドイツに宣戦を布告し、ここに第二の世界大戦の幕は切っておとされ、人類最大の悲惨事ともいうべき大戦の世となったのである。

日本政府は、昭和十五年九月二十三日、ドイツ、イタリアと同盟、いわゆる三国同盟を結んだ。この同盟の内容は三方国が欧州及びアジアの再分割を認めあい、アメリカの参戦を受けた時は、他国に協力するというもので、これは日米関係を極度に悪化させ、翌十六年二月には、ワシントンにおいて、米・英・豪・蘭四国では、太平洋防衛につ

いて会談、A・B・C・D包圍陣を強化させた。そして七月には、米・英・加の三国は日本資源を凍結、イギリスは更に日英通商航海条約などの破棄を通告してきた。翌八月には、駐米大使野村吉三郎と、ハル國務長官の間に日米交渉が開始されたが思わしい成果は期待できなかった。そして十一月、政府・大本営との連絡会議が開かれ、日米交渉不成立の場合に備えて戦争を決意し、その準備を促進しながら、なお極力外交交渉で妥結を期す旨の方針を決定したが、太平洋戦争は不可避の一途をたどり、ついに米・英に対して宣戦を布告することになるのである。

昭和十二年七月七日から十六年十二月七日までの町内における戦没者は次表のとおりである。

出身地	位階	勲等	功級	氏名	出身地	位階	勲等	功級	氏名	出身地	位階	勲等	功級	氏名
妻沼		勲八	功七	生沼 恒吉	妻沼		勲八	功七	内田 弘	妻沼		勲八	功七	清水 清次
〃		勲七	功七	田島 雄助	〃		勲七	功七	茂木 義勝	〃		勲八	功七	諸 弥三
男沼		勲八	功七	齊藤 清廣	男沼		勲八	功七	長谷川志郎	台		勲七	功六	大熊 寛一
〃		勲七	功六	岩瀬 徳治	〃		勲八	功七	内田 豊蔵	出来島		勲七	功六	劍持 彦八
台		勲八	功七	生形 季夫	台		勲八	功七	金谷 保重	台		勲七	功六	中里 初雄
間々田		勲七	功六	青木 治雄	間々田		勲八	功七	青木 忠雄	間々田		勲七	功六	福島 夏英
小島		勲八	功六	落合 陸蔵	永井太田		勲七	功六	江黒 憲吉	永井太田		勲八	功七	岩松 米三
永井太田				大島 進二	飯塚		勲八	功七	大武 一郎	飯塚		勲八	功七	栗原 良作
飯塚		勲八	功七	井上 栄次	八木田		勲七	功六	新井 庫二	善ヶ島		勲八	功七	茂木春三郎
善ヶ島		勲八	功七	大鷲 藤作	善ヶ島		勲八	功七	堀越 森光	上須戸		勲八	功七	吉野高次郎
上須戸		勲八	功七	藤野 末松	西 城		勲八	功七	茂木 毅	葛和田		勲八	功七	根岸 忠治
葛和田		勲八	功七	齊藤義太郎	葛和田		勲八	功七	江利川孝一	弁財		勲八	功七	平井 実
大野		勲八	功七	金子 数馬	俵 瀬		勲八	功七	須永 一郎	上江袋		勲八	功七	鶴田 誠作・三沢 春義

第六節 太平洋戦争と戦没者

千島より発進した日本海軍機動部隊は、昭和十六年（一九四一）十二月八日未明、突如ハワイ真珠湾を攻撃して、アメリカ太平洋艦隊に大損害をあたえた直後、日本は、アメリカ・イギリス両国に宣戦を布告し、太平洋戦争がはじまった。この真珠湾空襲の成果により、その後の日本軍は、アメリカ艦隊を顧慮することなく、急速な先制攻撃を加えることができ、作戦は順調に進み、この年のうちに、ルソン・グアム島、ボルネオ、ミンダナオ、ウエークの諸島に上陸、香港も占領した。翌年二月にはシンガポールを、三月にはビルマのラングーン、五月にはマンダレー、フィリッピンのコレヒドールというように、開戦わずか半年にして、北はアリューシャン列島から、南は南太平洋、ビルマに至る広大な地域を占領したのである。軍も、大部分の国民もこのめざましい戦勝に眩惑され、苦しい生活をしいられながらも、ほどなく大勝利のうちに戦争は終結するであろうと、樂觀していた。

ところが、昭和十七年（一九四二）六月五日のミッドウエーの海戦において、日本軍は空母四隻をはじめ、多数の飛行機を失うという大敗北を喫してしまった。以来制空権は完全にアメリカ軍のものとなり、この年の八月、二回にわたるソロモン海戦も不利に終り、悪戦苦闘の末、翌十八年二月一日より八日にわたり、遂にガダルガナル島より退却、翌十九年七月七日には、太平洋上の戦略拠点サイパン島を失い、十月三十日、アメリカ軍はフィリッピン群島レイテ島、サマール島に上陸、翌二十年三月十七日には、硫黄島を取り、四月一日には沖縄本島に上陸を開始した。このころより、空の要塞といわれたアメリカ軍の重爆撃機B29が大挙サイパン島より発進し、連日連夜東京をはじめ日本本土の各主要都市を空襲、そのため多くの都市は焦土と化し、工場及び諸施設は破壊され、各生産は激減した。一方、ヨーロッパ戦線で優勢だったドイツ、イタリアも次第に不利となり、昭和十八年七月、イタリアに政変があ

り連合軍がローマを占領するに及び、イタリアがまず降伏、ついで昭和二十年五月、ドイツが無条件降伏をした。かくしてその年の七月、アメリカ、イギリス、ソビエト三国は、ベルリンの郊外ポツダムで会議し、満州、台湾の中国返還、朝鮮の独立を規定したカイロ宣言を確認した対日共同宣言を、アメリカ、イギリス、中国の三国の名で発表し、日本の無条件降伏を勧告した。アメリカ軍は早期に日本を降伏させるため、八月六日広島に、ついで八月九日に長崎に原子爆弾を投下、両都市に大損害を与えた。加えて八月八日ソビエトは、ヤルタ協定にもとづいて突如、対日宣戦を布告し、満州に攻めこみ、日本軍を敗走させた。頑迷な軍部の中には、一億玉碎を主張する者もあったが、八月十日、天皇の「忍び難きをしのんで」の裁断で、ポツダム宣言の受諾が決定され、八月十五日正午、ラジオを通して天皇の終戦の詔書が国民に放送された。こうして九月二日、東京湾に浮ぶアメリカ戦艦ミズリー号上で、時の外相重光葵と、参謀総長梅津美治郎とが、正式の降伏文書に調印し、悪夢のような長い戦争に終りを告げた。

この戦争で当町が直接連合軍（アメリカ）から受けた被害は、中島飛行機工場爆撃の余波によるものであるが、昭和二十年四月三日夜、妻沼町大字妻沼二五八六番地、金井兼太郎の住居六六・一二m²が、米空軍重爆撃機、B29の投下した爆弾の直撃を受けて全焼、同家物置二階建（延面積四一・三二m²）も類焼、借家人田中富二が罹災した。

なお、隣家の金井利治方のバラック（九九・一七m²）にも類焼して全焼し、更に同家母屋にも飛火したが、家人が消火にとめたので類焼はまぬかれ、人的被害はなかった。これは投下第一弾の被害であるが、二発目の爆弾は、刀水橋（昭和十八年竣工、四十六年廃橋）南側西端の橋台を爆破、第三発目から斜直線に橋からそれていったので、刀水橋の爆破はまぬかれたが、中島飛行機小泉製作所の工場は甚大の被害を受けた。

昭和二十年七月二十八日午後三時二十分、長井村大字田島（現妻沼町）東武鉄道踏切番、押田栄藤の子ども慶子が中島飛行機小泉製作所を爆撃した帰路の、米軍艦載機グラマンの機銃掃射にあたって即死した。慶子（一歳）は、押入の中にふとんを着せて避難させておいたのに、この災害にあったものであるという。

また、昭和二十年八月六日、広島に原子爆弾が投下された時、広島市尾長町にあった大本営陸軍第二通信隊に勤務中の大字弥藤吾、鈴木澄平（当時二十歳）が被爆、生命には別条はなかったが、町内唯一の被爆者となった。

なお、太平洋戦争に突入してからの戦死者は急増し、町内においても次表のとおり、数多の戦没者を出した。ここに護国の英霊とされた方々の御冥福を御祈念しながら紹介させて戴くことにする。

出身地	位階	勲等	功級	氏名	出身地	位階	勲等	功級	氏名	出身地	位階	勲等	功級	氏名
妻沼		旭八		白石 一郎	妻沼		旭八		森 信次郎	妻沼		旭八		大沢 博
〃		〃		飯田 藤吉	〃		〃		大山 真作	〃		〃		坂上 恒一
〃		旭七	功六	荻野 貞雄	〃		旭八		多田 保	〃		瑞八		坂上 惠造
〃		旭八		荻野 只六	〃		〃		近藤 功	〃		旭八		田島 孝正
〃		〃		白石 正吉	〃		旭七		林 真次	〃		〃		森谷 武治
〃		〃		鈴木甲子太郎	〃		旭八		長谷川 守	〃		〃		中島 安雄
〃		〃		高野 清春	〃		旭七		青木 実	〃		〃		高尾 金光
〃		〃		堀越 市郎	〃		旭八		蓮 雅男	〃		旭八		岡崎 安平
〃		〃	功七	大谷 一夫	〃		〃		大川 年造	〃		〃		荻原新太郎
〃		〃		田島 武雄	〃		〃		丸岡 六郎	〃		〃		橋本 棟作
〃		〃		梅沢祐太郎	〃		〃		原田 実	〃		〃		横塚 善次
〃		〃		大岡元一郎	〃		旭七	功七	江森正四郎	〃		〃		根岸 修一
〃		〃		田島 大治	〃		旭八		高橋 鹿造	〃		〃		林 巳佐雄
〃		旭六		長谷川 豊	〃		旭八		茂木 嘉造	〃		〃		大竹 仙吉

妻沼	正八	旭六	功五	氏名	妻沼	正八	旭六	功六	氏名	妻沼	正八	旭八	功七	氏名
〃		旭七		小林 金作	〃		瑞八		五十幡清松	〃		旭八		長谷美和雄
〃		〃		松本 正二	〃		旭六		野原吉次郎	〃		〃		小林 政治
〃		〃		飯塚吉五郎	〃		旭七	功七	梶山 精一	〃		〃		根岸庫之助
〃		〃		根岸 国男	〃		旭六	功六	堀口又五郎	〃		〃		金井 政吉
〃		〃		吉沢良三郎	〃		勲七	功六	原田 敬	〃		〃		内田 金次
〃		〃		定方福太郎	〃		勲八	功七	野本 理造	〃		〃		丸山 正隆
〃		〃		諏訪木金三	〃		旭七		金井 鎚陸	〃		旭八		常見 一郎
〃		〃		逸見 英雄	〃		〃		田島 文助	〃		〃		田部谷美雄
〃		〃		栗原 四郎	〃		〃		新井嘉年男	〃		〃		簗輪 国男
〃		〃		堀口寛一郎	〃		〃		大島 政雄	〃		〃		堀 六郎
〃		〃		諸 吉三	〃		旭八		深田辰二郎	〃		〃		長岡 次郎
〃		〃		田高京之助	〃		〃		荻原保太郎	〃		〃		吉原 潔
〃		〃		鈴木新太郎	〃		〃		田久 喜作	〃		〃		石塚 和一
〃		〃		寺尾鈇太郎	〃		〃		小川富次郎	〃		〃		飯塚 かね
〃		〃		鯨井 正雄	〃		〃		田島 清	〃		〃		潮田 近三
〃		〃		峯岸 昇	〃		〃		川野 福雄	〃		〃		橋上清一郎
〃		〃		長谷川 博	〃		〃		清水 銀藏	〃		〃		掛川 勝
〃		〃		田島 秀雄	〃		〃		飯塚 其治	〃		〃		佐々木喜市
〃		〃		野口 沢吉	〃		〃		青木 正平	〃		〃		藤井長一郎

第十三章 人物・役職

第一節 人物

稲村英隆 氏は天保九年（一八三八）七月十三日、八ツ口村の稲村家に生まる。幼少のころ歡喜院に入り英雅和尚によって披剃受戒し僧となり、仏道修業に専念しつづつ二十三歳の正月を迎えた安政七年（この年三月十八日万延と改元）江戸の儒者寺門靜軒が来遊し、妻沼中宿に両宜塾を開設するや、進んで靜軒の教えを請い、經書・詩文を修めた。慶応三年四月十九日、師の坊が入寂して歡喜院主となった翌年の明治元年、神仏分離令の発布によって聖天宮の帰属が歡喜院からはなれようという危機に直面してしまった。しかし徳望のあった氏の活躍によってこの危機を脱し、聖天堂と改称して、それまでの聖天山境内地であった宿並通り東を社地として大我井神社を造営、西は仏地として存続せしめた。また、明治新政後の諸改革の一つである小学校の設置にあたって、も、応急措置として歡喜院の一部を妻沼学校に充用せしめ、かつ小学校の設備費として多額の金円を寄付し、別章において述べたように、熊谷県から銀盃を貰う等、新しい教育の振興のために力を尽した。

後、高野山に登って真言宗の奥義を極め、明治七年権小講義に補せられ、九年には少講義となる。そして十二郷の子弟教育のために精力的に活動し、十三年大講義に進み、十七年には権少教正に補せられた。さらに十九年には埼玉真言宗部内学頭に推され、群馬県邑楽郡赤岩村の名刹、光恩寺兼務住職となり、群馬県真言宗部内学頭を兼ねた。

明治二十六年仏教の故郷印度に渡航し、釈迦の遺跡を尋ねて見聞をひろめて帰国した翌二十七年、京都西山禪尾山西明寺の長老となり、三十二年中僧正に、三十六年権大僧正に進んだ。このように仏道一筋に全生涯を捧げ、明治

四十三年五月十六日、歡喜院において入寂、大僧正に追補せられた。享年七十三。

氏の性格は豪放磊落、しかし、人情の機微をとらえる細心の配慮ということも心得ていた。このため神仏分離という、新政府がうちだした廃仏毀釈の困難時をのりきって、聖天堂を歡喜院の管理することに成功したのである。そしてこれが、歡喜院今日の隆昌につながるものであり、ひいては八百年來この地方の人達が、心のよりどころとしてきた聖天山が心の中に生きていることにもなるのである。

田島河内 氏は享和元年（一八〇一）十月十日、妻沼村森下に生まれ、幼名を知常という。

聖天宮草創のころより門前に居住の社家を継いだ氏は、たまたま明治初年の神仏分離令施行の時期に遭遇、大我井神社の造営と、神社護持に尽力した。また、妻沼小学校開設にあたって、村内有志と協力、新教育施設設置のためにも貢献し、明治十四年（一八八一）五月九日、八十一歳の天寿をまっとうして永眠した。

田中正彝 氏は嘉永二年（一八四九）二月十五日、妻沼村の小倉楼、長谷川森三郎の三男として生まる。幼名を榮三郎といい、寺門靜軒の両宜塾門下最年少者で、その才を愛され内弟子となる。後、村内の潰跡屋敷、田中家をついで正彝と改名、靜軒の孫娘たりを妻とした。たりの父親は青山の名門根岸友山の弟三藏（号を雲外桂と称し寺門靜軒の肖像を画いている。母親は寺門靜軒の一人娘マチである。

維新後、氏は時事について太政官に建白書を送り、ただちに召されて左院出仕となる。その後沢簡徳に随行して若松県に赴任したが、ほどなく帰京し、大蔵、内務両省を歴任、時の内務卿大久保利通に最もその才を愛され、大いに用いられようとしたが、父森三郎が、かつて幕軍に投じ、榎本武揚、大島圭介等と共に、函館五稜廓に拠って官軍に抵抗したことがあるということで、妨げる者があつたので実現をみなかった。このため明治十九年（一八八六）官を辞して野にくだり実業につく、なお、眼湖と号し詩文にも長じ、書道も巧であった。このため各地の石碑に氏の筆になるものが数多く残されている。大正六年（一九一七）六月二十五日病没、享年六十九、東京雜司ヶ谷墓地に葬る。

須田 治三郎 氏は安政三年（一八五六）一月十六日、妻沼村川端に生まる。若いころ北海道に遊び、東京において学ぶ。後、藍玉間屋を営んで産を成す。明治十一年妻沼村戸長、明治十七年連合戸長となり在任八カ年、その間学校教育の振興に尽す。明治十八年（一八八五）妻沼村本町に居を移す。なお、能筆をもつて知られ、町内に数基の碑面にその書風を遺している。昭和三年（一九二八）九月七日病没、享年七十二。

松本 豊吉 氏は明治二年（一八六九）一月二十七日、幡羅郡奈良村に生まる。生来頭脳明晰にして、十三歳にて小学校教師をつとめ、十九歳のとき医師となる。明治二十四年（一八九一）妻沼村本町に医院を開業したが、これは本町内における、医師法施行にもとづく開業医の第一号である。開業以来妻沼村医、学校医、警察医、徴兵検査医官等を歴任した。なお、当時碁界の有段者としても知られている。昭和十五年十月三十一日没、享年七十三。

田島 峯吉 氏は明治十六年（一八八三）三月十二日、妻沼村森下に生まれ、若くして家を継ぎ農業を営む。明治四十三年（一九〇九）以来妻沼村助役、同議会議員、同信用組合、同農会専務等を歴任する。

昭和七年（一九三二）六月、妻沼町長となり、十七年八月退任まで、刀水橋の架橋、東武妻沼線の敷設にあたって力を尽し、第二次世界大戦勃発当時の困難な町政を担当した。昭和三十七年十月三十一日没、享年七十九。

鈴木 豊吉 氏は明治三十三年（一九〇〇）一月十日、妻沼錦町に生まる。大正十一年本町に於て材木商を創業、昭和三年以来区長、町議会議員、警防団長、在郷軍人連合会長等を歴任、また、青年学校指導員として青年の指導にもあたり、当時の青年層の気概高揚のために大きく貢献した。

昭和二十一年三月、推されて妻沼町長となり、第二次世界大戦終結直後の困難な国情のもとに町政を担当した。その人格力量は高く評価されていたが、たまたま公職追放の厄にあり、同年十一月、在任わずか九カ月でその職を退ぞくの不運にあい、以来もっぱら家業の材木商に精を出し「材木は妻沼の千代枿」といわれるほど、堅い商法の名声を博し、又合併後の町選挙管理委員長をつとめ、昭和四十年五月八日病没、享年六十五。

茂木 昌一郎 氏は文久二年（一八六二）十一月、妻沼村仲宿「常磐屋」に生まる。長じて忍藩の儒者に十カ年の薫陶を受け、後進の育成に努めた。若くして父の後を継ぎ妻沼郵便局長となった。また、学務委員、村議会議員を歴任、明治三十四年（一九〇一）村長に就任、日露戦時下の村政発展に寄与し、その功績を認められ、勲七等に叙せられた。明治三十八年、妻沼耕地整理組合長として村東部の耕地百十四町歩を整理し、続いて梶山地区十六町歩の工事を完成して地元産業の振興に貢献した。更に県議会議員として十余年に亘り、幅広い活動を展開したが、利根川改修工事促進のため活動中病を得て、大正三年（一九一四）七月九日没した。享年五十二。

小池 甲子次郎 氏は慶応三年（一八六七）三月、妻沼村「小池屋」に生まれ、厳格な家庭において成長した。若くして家業を継ぎ製糸場の拡張をはかるとともに、専ら染色の研究に励んだ。明治四十年（一九〇七）より十九年間学務委員として学校施設の整備充実に尽した。明治四十四年九月郡会議員に当選、大正四年には議長要職についた。更に町議会議員から、大正六年（一九一七）四月、妻沼町長に就任三期を勤め、町行政の振興に貢献するとともに妻沼町教育会長として、鋭意教育の刷新向上につとめるなど、地方自治の振興に尽した功労が認められ、勲六等に叙せられた。昭和二十年六月十二日病没、享年七十九。

須田 実郎 氏は明治九年（一八七六）四月、江波村の名門内田家に生まれ、妻沼村川端須田治雄の養子となる。若くして熊谷銀行妻沼支店長として金融界に活躍し、明治三十六年（一九〇三）妻沼村農会長、同四十四年妻沼信用組合を創設し、前年の大洪水による村民疲弊の回復を計り、もって現農業協同組合の基礎を確立した。更に、村議会議員、学務委員なども歴任するとともに、大正八年（一九一九）推されて町長に就任以来二期、八年にわたり町政の進展刷新に尽した。その間、町立図書館の建設、校庭の拡張、校門の寄付等、教育の振興に意を注ぎ、大里行政会妻沼支部長として行政区の協調に尽すなど、地方自治に貢献した。なお、明治四十三年八月、大洪水による被害激甚なるを憂い、養父治雄氏とはかり、蔵を開いて東岡、川端の住民に各戸白米二斗、若宮の住民に各戸一斗を、更

に小作者、店子等にも、それぞれ施米して救済に努めた徳行は、今でも地区民の語り草になっている。

なお、現在熊谷の石上寺となっている建物を仏間として自己の屋敷内に建立したというから、その財力の偉大であることはもちろん、仏教心の厚かったことが知れる。昭和二十年十一月二日逝去、享年七十。

新島 中五郎 氏は文政八年（一八二五）八月八日、台村の新島新五郎の長男として生まる。幼少より学を好み書をよくし、算数にも精通していた。人となりは実直にして、父祖の業を継承して農耕にはげんだ。しかるに当時は教育制度がなく、このため無学の者が極めて多かつた。氏は深くこれを憂え、自家を開放して私塾とした。これを聞いて近辺の学を志すものは集り来て教えを受けた。以来二十年、教育薫陶の勞一日の如くであったという。

明治十二年戸長、同十七年男沼村連合筆生、同二十二年五月八日、男沼村名誉助役というように、地方自治に貢献すること長年にわたり、その功績は誠に顕著であつたが、明治二十五年五月三十日、六十八歳で逝去した。

慈父のごとく尊敬してた氏の没後、教え子たちが相集い、相謀つて「蓮乗院文教居士」という墓碑を建立した。

堀江 庸寛 氏は天保十五年（一八四四）四月十七日、太田村風張の堀江浅次郎の長男として生まる。

若くして百姓代となり、明治維新後は副戸長、連合戸長、水利総代を歴任した。当時、利根川は幾度となく氾濫し、村々では年々水害に苦しんだ。中でも太田・男沼・明戸など特に甚だしかつた。そのため住民は疲弊の一途をたどり遂には他郷に移り住む者も相つづようになった。ここにおいて氏は、有志と相謀り、各村の賛同を得て、築堤の議を官に請うた。以来、熱情を傾け、東奔西走寝食を忘れ、努力すること二十余年の久しきに及んだ。

やがて氏の申請は官の認めるところとなり、前小屋疏鑿（きりひらき、とおすこと）修造工事が完成し、沿岸住民は安心して家業にはげむことができるようになった。

氏の人となりは資性温良、志士仁人の風があり、郷民はその人徳を敬慕し、阿弥陀寺境内にその徳を称え、石碑を建立した。大正五年一月十一日病没、享年七十二。

木戸 梅蔵 氏は慶応二年（一八六六）四月十四日、間々田村の高際仲蔵の三男として生まる。明治十九年三月、埼玉県立師範学校卒業後、青雲の志を抱いて上京、東京法学院に学び研鑽歳を重ねた。その間学資一切は両親より仰がず、自らの努力によって稼ぎ、これを学資にあてて勉学を続けた。

明治二十四年（一八九一）学成り、翌二十五年司法官に任官した。以来枢地の法衙を歴任し、遂に東京控訴院部長まで栄進した。氏は、木戸家の養子となり、木戸姓を名乗ることになったのであるが、その人となりは極めて明敏で、事を処するにあたっては果斷、司直としての名声は高かつた。かくして在官実に三十三年に及び、その間の功績が認められ、正四位勲四等瑞宝章を賜わつた。

昭和元年十二月、老齡を以て退職し、以来悠々自適の生活に入り、傍ら公証の事を掌っていたが、昭和十八年三月二十七日、天寿を全うし、七十八歳で逝去された。男沼・小島両校の二宮金次郎像は氏が寄贈したものである。

神山 友治郎 氏は明治二年（一八六九）男沼村の神山八重蔵の長男として生まる。明治十五年四月男沼小学校を卒業。同十九年、男沼政肇学校三等授業生を嘱任され、同年十一月、二等授業生の嘱任を受けた。越えて二十一年傭員を拜命、三十一年二月二十三日、尋常小学校本科正教員の免許状を受け、同年二月二十七日男沼尋常小学校訓導に任ぜられた。かくして勤務すること約四カ年、明治二十五年（一八九二）一月二十三日、同校訓導兼校長に抜擢任命された。以来、大正十二年（一九三七）三月三十一日退職するまで、男沼小学校で教職にあること三十年間、うち、校長として在職すること二十一年余の長きに及んだ。

氏は、資性温健にして謹直、勤務精神旺盛にして、学校を愛すること我が家の如く、児童に接するに慈父の如くであつた。そして退職後も学務委員として、男沼村教育振興のために尽すところ大なるものがあり、男沼地区発展の今日あるは、氏の教化のあらわれとみるも過言ではない。しかしながら天命はいかんともしがたく、昭和十七年五月十日病のおかすところとなり逝去された。享年七十四。

森 弥一郎 氏は明治十六年（一八八三）十一月二十七日、台村の森徳右工門の二男として生まれ、同二十三年男沼小学校に入学、同二十七年三月同校卒業、同年四月幡羅高等学校へ進み、同三十一年同校を優秀な成績で卒業、同三十七年に勃発した日露戦役に、翌三十八年工兵として召集され、満州に渡って活躍して凱旋した。

明治三十九年早春上京、本町三笠町の古銅問屋山田亀次商店の店員になって以来真黒になって働き、同四十三年四月二十八歳にして独立、営業方式を改善してその基礎を確立、十二年にわたって旧主の世話をした。

大正十二年（一九二三）九月一日、関東地方を襲った大地震にともなう火災によって東京は焼野原となったので、震災後東京市の区画整理員として公平を信条とし、地域社会に奉仕した。その後、東京古銅商工組合結成にあたって中核的な役割を果し、昭和三十三年には、全国団体の設立をはかり、業界の安定に尽した。なお、その後もこれが充実発展に寄与した。かくしてこの間、氏の功績は認められ、昭和二十九年五月、実業精励者として東京都知事より表彰され、翌三十年には黄綬褒章を授与された。くだって四十一年一月、勲六等に叙せられ、単光旭日章受賞の荣誉に浴した氏は、台出身者中第一級の人材であり、母校男沼小学校の充実発展を念願し、莫大な私財を寄付されている。昭和四十七年六月二十七日、九十一歳の高齢をもって逝去した。

広瀬 仙蔵 氏は明治二十六年（一八九三）十月十七日、大字間々田の栗原健三良の二男として生まれ、同四十四年四月より四カ年間、太田及び男沼小学校の教師として勤務した後、東京中学校より慶応大学医学部に進み、大正十二年同校を卒業、くだって昭和六年六月、医学博士の学位を取得すると同時に、栃木県佐野市に内科医を開業以來、懇切丁寧、情熱を傾けて患者の治療に専念し、広く地域住民の健康福祉増進に尽力された。また、佐野市体育協会、栃木県陸上競技会及び栃木県安蘇郡医師会等の各役員として重きをなし、慶応医学部同窓会会長をもつとめ、保健体育の進展に大いに寄与するとともに、母校男沼小学校の発展を念じ、たびたび高価な図書等を寄付し、後輩を励ました。昭和四十五年十一月八日病没、享年七十七、生前の功によって同年勲五等瑞宝章を授与された。

野村 辰五郎 氏は慶応四年（一八六八）七月一日、男沼村五十一番地萩原助繁の五男として生まれ、明治十九年四月、小島尋常小学校教員として奉職、同三十二年五月、同校校長を拝命した。この年十月十九日、同町の野村あきの婿養子となり野村家を継承した。かくして地元に着した野村校長は、大正十四年四月、小島小学校長を退職するまで、実に勤続四十年という長きにわたった。その間児童教育教化に専念、更に公民学校設置により、同校長を兼任し、公民教育に当り、青少年の薫陶にも力をそそいだ。なお、日露戦争当時の校長として勲八等に叙せられた。昭和十二年、推されて男沼村議会議員となり、村政に参画、村治発展振興のためにも大いに貢献した。氏は稀にみる清廉潔白、温厚篤実にして学識卓抜な人格者で、至誠一貫その誠実さにおいて、あたかも乃木將軍をしのばせるところがあつた。一面、その厳肅な気品の中に、たえず春風のような暖かさを感じさせる人柄は、明治中期から大正年代にかけての偉大なる教育者として、その功績は今なお郷党から称えられている。

昭和十五年二月十七日、惜しまれつつ逝去される。享年七十三。

田中 実 氏は明治六年（一八七三）八月二十六日、田中善次の長男として小島村一九一八の一に生まる。長じて東京法律学校に学ぶ。その人となり、生来豪放磊落、明敏闊達にしてユーモアに富み、地主として小作人のよき相談相手となり、田中本家を継承した。大正十二年、男沼村議会議員に当選、ついで同十三年には男沼村長に就任、男沼村における農業の振興と地方自治のため、献身的な努力を傾注した。くだって昭和三年（一九二八）県議會議員に出馬して最高点をもって当選、当時の政友会に所属した。以後昭和七年、同十一年と、改選ごとに出馬して当選、昭和三年、八年、十年、十一年には、名誉職参事会員として、県政の枢機に参画してその力量を発揮した。

また、任期中には小島地区堤防の除去、妻沼、尾島線の県道設定、改修、妻沼大橋の新架設、男沼門樋の改修及び福川の大改修等、郷里の難問題解決のために大活躍した。したがって地区民の衆望を集め、慈父のごとくしたわれていたが、昭和十二年、県議會議員として現職中、心臓麻痺のため急逝した。享年六十五。

井田 諱

氏は雲巢と号し、安政四年正月二十二日、旧弥藤吾村新田に生まれた。少年時代奈良村の飯塚願齋に漢学を学んで秀才の誉高く、若くして妻沼小学校の庶務掛から弥藤吾学校教員に抜擢され、更に明治十九年弥藤吾村聯合戸長に就任、偶々伝染病が蔓延するや身を賭して防疫に尽力し大いに功労があった。二十二年町村制により妻沼村弥藤吾村組合発足と同時に助役に推され、三十年村長に就任して在職十一年、常に質実勤儉を主旨に村政に当たったが、特に日清、日露の戦功により木孟及び勲八等白色桐葉章を授けられた。四十三年の大洪水に直面、村民の窮乏を憂い挺身奔走して救済にあたった。大正二年、妻沼村との合併機運が起るや、賛否半にして久しく村議が決らなかつたが、卓越した政治手腕と抜群の指導力を發揮、遂に論議を取捨して両村の合併に成功、町制を施行した。同年四月一日町長代理に推され、六月には選ばれて初代町長になったが、在職四年にして大正六年病を得、三月十五日逝去した。享年六十一、頌徳碑が氷川神社にある。

小林 幸五郎

氏は明治二十九年（一八九六）八月十三日、小林家の嫡子として男沼村大字小島二六五九の一に出生した。その人となりは誠実、聡明、才知に優れ、小島小学校より群馬県立太田中学校に入学、優秀な成績をもつて卒業、更に進んで金沢医学専門学校に学び、特に外科方面を研鑽した。

大正九年（一九二〇）十月、陸軍三等軍医に任官、時、たまたまシベリア事変勃発、従軍してかくかくたる武勲をたてて凱旋、以来各地の聯隊付、並びに衛戍病院等に勤務、やがて大陸方面の風雲急をつぐるに及び、満州方面に勇躍出征、砲煙彈雨の野戦において医術の妙技をふるい、再度今次の大戦いよいよ酣なるに及び、各地の医長、病院長として持てる敏腕をふるつた功によって、従五位（追贈四位）勲三等に叙せられた。

昭和二十年八月十五日終戦により復員、以来自宅において開業、村民の治療施業に当るほか、学校医、社会保険医として大いに活躍、名医の誉高く、慈父の如く地域住民にしたわれていたが、度重なる戦野の激動が長命を許さず、昭和三十八年二月二十七日、六十七歳をもって逝去された。

天田 勝 正

氏は明治三十九年（一九〇六）太田村大字永井太田字前新田に於て、小学校訓導天田民弥の二男として出生した。天田家は、代々神官の家柄で、この地方での徳望の高い一家であった。こうした家に生まれた氏は、太田尋常高等小学校卒業後上京して、正則英語学校、東京物理学校別科に学び学問を身につけた。

大正十三年、社会運動に身を投じ、無産党及び日本大衆党の結成に参画して埼玉県連合会常任委員、日本農民組合中央常任委員となり、農民運動の第一線に立つて活躍した。当時は、社会主義弾圧の時代であったので、官憲監視の中にあつて行動しなければならなかつたので、筆舌にては表現できないほどの辛酸をなめた。

昭和二十年、敗戦がもたらした思想・結社の自由によって、日本社会党が結成されることになり、これに参画して日本社会党中央執行委員、中央常任委員、宣伝部長、遊説部長、出版宣伝部長、選対副委員長を歴任、昭和二十二年、日本農民組合の結成に参画して中央常任委員、主事、副会長となる。同年わが国で初めての参議院議員の選挙に立候補して当選、以後、二十八年、三十四年、計三回当選して国政に参画して活躍する一方、昭和三十三年全日本農民組合連合会の結成に参画して中央常任委員、教宣部長、埼玉県連合会会長を歴任、三十四年には、全国農民同盟の結成に参画して中央常任委員、教宣部長、副会長、埼玉県連合会会長を歴任、同年民主社会党の結成に参画して中央執行委員、選対副委員長、農林漁業対策委員長、参議院議員会長、幹部会議員、国会議員団副団長、統制委員として活躍した。また、昭和三十四年、民社党埼玉県連初代会長、同顧問を歴任、参議院においては、運輸委員長、議院運営委員理事、農林漁業対策委員、大蔵委員会理事、決算委員等を歴任して活躍していたが、昭和四十年急性肝炎のおかすところとなり、熊谷外科病院に入院、治療に力を尽したが、薬石効なく、遂に昭和四十年二月二十七日、五十八歳をもって多彩な人生の幕を閉じた。

氏は温厚篤実、徳望高い家柄に生まれながら、社会主義者弾圧という苦難な時代、あえて社会運動に身を投じ、ひたすら社会福祉と労働運動の進展に力を尽し、生涯を捧げた功によって、正四位勲二等に叙せられた。

達のために力を尽したので、村人達はその報恩のために、年末になると縄、その他の材料を持参して、長い桓根の修理に奉仕した。その縄目が網の目のように多いので、まるで縄疣ちぢいばのように見えるところから、誰いうとなく縄疣大尽と称されるようになり、太田村の名物的存在を呈するに至った。このような家柄に生まれた氏は、資性英邁・温厚篤実ということばを地で行くような人柄であったので、明治二十五年（一八九三）四月五日、若冠二十六歳で推されて太田村議会議員となつて以来、大正十年（一九二一）退任まで二十九年間七期という長い間議員として村政に寄与した。また、明治三十二年三月十六日、三十五年三月十九日、明治三十八年十月十九日、四十二年十月十八日、明治四十二年十月二十六日、大正二年十月二十五日、大正二年十二月二十八日、四年七月二十一日間村長の要職にあり、公平無私、公務に専念し、利根川治水、備前渠用水路の完成、太田小学校の建設、村内各社を合祀して村社太田神社の創立等、村の経済、文教の発展に大きく貢献したが、大正十三年四月十五日、五十九歳で逝去された。

船越倉吉

氏は慶応二年（一八六六）八月十八日飯塚村に生まれ、明治十年太田小学校卒業後数年間、

家業に従事しながら剣道を修業した。二十一歳にして郷里を後に土木界に身を投じ、関西線、山陽線、北陸線、幡但線等鉄道建設工事に従事して各地に転勤、壮年に至りて大阪に渉る。入江組で働いていたころ体重二十五貫以上の大男に加えて、腕と力と度胸が衆に優れていたため、入江組内の五人男として斯界の顔役となった。そのころ、有馬組が福井の敦賀線を請負い、隧道工事が多かつたので、有馬組の総師といわれていた沢井市蔵という人が、知り合いの關係にあつたことから倉吉を頼みに来た。沢井に恩義のあつた倉吉は喜んで乾分十数名をともなつて敦賀に行き、沢井組に属した。当時土木業界は群雄割據時代で、現場同志の乱闘は絶えず、腕と力で人を備びう有様だつた。こうした時代であつたので、倉吉も頼まれたのであるが、元部屋の親分となつた倉吉は難工事といわれた三号トンネル工事を無事竣工させたのである。こうしたことから、明治二十八年十一月、沢井市蔵とともに、日清戦争後日本が領有する

ことになつた台湾に涉つたのである。時、倉吉三十歳。沢井組の親分として鉄道の敷設、道路の開削、港湾の築造、更に官公署の建築等、懸命の努力を傾注して貢献した功績は高く認められた。

大正時代に至つて独立した倉吉は太田組を創設、ますます發展して基隆、台南等、台湾全島に勢力を拡大して他の追隨を許さぬほどになり、傍ら公共的にも大いに活躍した。また、台北に消防組を設け、沢井市蔵を初代組頭に推しその副頭となり、消防界にその雄名をばせ、明治四十五年（一九一三）沢井市蔵他界するや二代目組頭となり、以後建設、消防、更に公共の役職と多面にわたり台湾の治安と發展に尽してきたが、昭和五年（一九三〇）十月、ある祝賀の宴に招かれた台北で有名な料亭梅屋敷の大広間で卒倒、旬日後、措おしまれつつ逝去した。葬儀の際には、時の内務大臣兼日本消防組協会長安達謙蔵、原拓務大臣外各界名士の花環、焼香、弔辞の数々や、徳をしのぐのでの会葬者は千数百名に及び、弔電も三百余通を算したという。

長島作左衛門

江袋の作左衛門といへば、忍城主成田氏の譜代侍で十五貫文支給されていた長島縫之助が、

天正十八年（一五九〇）忍城落城後、江袋村に土着し、寛永十六年（一六三九）旗本細井金五郎の采地となつて以来、世襲名主として、また、江袋溜井用水堰の堰元として近郷村方のために尽力した名門中の名門である。

氏は、この名門の嫡男として明治二十七年四月二十九日に生まれ、幡羅高等小学校から熊谷中学に学び、更に早稲田大学法科に進んで学問の研鑽と人格の陶冶に励んだ。大学を卒業して帰郷、榛沢村の政治家より富喜夫人を迎えて家門を固め、二十五歳にして太田村学務委員に就任、翌十年には、多くの人々の期待と信望を集めて村議会議員に当選、以来連続六期、実に二十四年という長い間太田村政に参画して村の發展と、住民福祉向上のために力を尽した功績は大きいのみならず、この間太田村農業会長、大里郡乾蘭組合長、埼玉県乾蘭組合連合会長等を歴任して農業の進歩改良と農家経済伸長のために尽力した。かくして挙村一致の推薦によつて昭和十九年太田村長に就任、戦中戦後の最も困難な時期の村政を担当し、優れた政治力を發揮して適切な施策を実施、国家危急激動の中によく村政の安定を

維持した功績は高く評価されている。が、昭和二十一年村長退任後は、一切の公職を辞退して悠々自適の生活に入り、植木や小鳥を愛好し、自然を友とする心豊かな歳月を過ごした。特にカナリアの飼育については日本有数の権威者として、広くその名を全国に知られた。また、乳牛についても深い理解と愛情をもって研究し、自ら北海道まで出向いて優良種牛を導入、当地方酪農の振興に大きな足跡を残した。昭和四十六年十一月二十九日没、享年七十八。

宮本 嘉 樂 氏は明治元年十一月十日、西野村の百枚持（百町歩）といわれた大地主宮本樂只氏の長男として生まる。若冠二十四歳で長井村収入役、二十六歳で村長というように、村政に参画していたが、明治二十七年二月県会議員に挙げられ、同二十九年には大里郡内大地主代表として郡会議員となり、くだって明治三十七年には、県下最高位で衆議院議員に当選、おりしも日露戦役中にあつたので勲四等に叙せられた。

また、埼玉実業銀行頭取、深谷商業銀行取締役に就任、金融界においても活躍したが、郡内治水事業にも大きく貢献している反面、高野佐三郎に師事して小野派一刀流（大里郡郷土誌には甲源流の師範免状を与えられたる剣道の達人也としている。）を修業、熊谷警察署の嘱託教師をつとめた。このため屋敷内には道場があり、近郷の青年もここで剣道を学んだ。当時の名刺に「嘉樂門人何某」と刷り、氏の門人たることを誇りとしていた事がうかがわれる。

しかし栄枯盛衰は世の常とか、第一次世界大戦後の経済恐慌のあおりをくって、株相場に手を出していた氏は破産して土地をはなれ、以来三十有余年の消息は知る由もないが、昭和三十一年十月二十九日八十九歳で永眠した。

綾川 武 治 氏は明治二十四年四月、善ヶ島に生まる。幼少のころより神童の誉れ高く、郷里の人々から囑望されていた。が、生家の経済状態は必ずしも氏の才能を伸ばすだけの学力をつける余裕はなかった。このため氏は苦学力行、県立熊谷中学校から鹿児島高校を経て、大正五年東京帝国大学哲学科、同九年東京帝国大学英法科を卒業し、南満州鉄道株式会社東亜経済調査局員となるかたわら、大川周明、北一輝、満川亀太郎らと猶存社を起し、アジア人のアジアということのスローガンとした思想運動に身を投じた。いくばくもなく、日本新聞編集局長に転じ

て文筆をもって思想活動を開始し、更に帝国新報社を創立して社長となり、健筆を振って著書を刊行して軍部の若手将校たちに感銘を与えた。昭和初期の日本は、共産党員の弾圧、金解禁による経済恐慌に加えて世界恐慌の波及によって糸価は暴落、ストライキの続発、昭和五年六月には失業者約四十万に達した。このような時代を背景に橋本欣五郎らの青年将校の一部で桜会を結成、井上日召らによって血盟団が結成された。そして各種の事件がくりかえされ、日本は次第に戦争の方向へとつき進んで行くのであるが、綾川氏は軍部の支援もあつて、昭和十一年衆議院議員に立候補、そして当選し、国政に参画した。なお、協調会蔵前工業専修学校、日本大学法学部、法政大学専門部等の講師をつとめた。氏は常に志を天下国家におき、一貫して憂国の志士たる道に挺身した。が、終戦後は弁護士を開業して正しき者、貧しき者の味方となり、栄達を求めず名利を追わず、悠悠自己の信ずる道を生きぬいたが、昭和四十一年の暮、波瀾に満ちた七十六歳の生涯を閉じた。長井小学校に頌徳碑が建てられている。

大 島 長 八 氏は明治二年（一八六九）三月七日、八ッ口村大島市太郎の長男として生まれ、長じて日向の三学院に学び、十八歳のころ、師より教わる事つきたるをもって明日より出席におよばずといわれ、以来独学の道を選ぶ。後、同志と計りて共進学舎を起して青少年の訓育に務む一方家業にも精励した。そして産業の興隆は即ち民生の安定につながるという見地から、当時現金収入増大の方法として養蚕を選び、自ら高山社に入り真随を極めて郷里に帰り、秋蚕の奨め、大島式天温利用育蚕法という二著を成し、招かれて講演指導に当ること多年、十数府県におよんだ。明治三十一年四月二十九日、若冠二十八歳で推されて長井村議会議員となり、以来六期を務め、大正二年一月十六、三年八月六日まで助役となり、自治行政に貢献したほか、農会長、教育会長などを歴任した。

氏が起した八ッ口養蚕組合は、わが国最古のもので、大日本蚕糸会より第一次表彰を受け、農林省が養蚕組合を奨励するためにつくった準則は、八ッ口養蚕組合のものを範としたという。氏は酒豪にして斗酒なお辞さず、しかも泰然として酔顔を見せず酒杯を傾ける風は誠に古今稀なりと伝えられている。昭和九年四月没、享年六十六。

戸井田 欣 榮

氏は文政九年（一八二六）四月十九日、上須戸村六十二番屋敷、農戸半兵衛の長男として生まれた。幼少のころより読書が好きで、日向の三学院静旭堂の島田密翁について書を学び、後、佐藤文庵について漢書の素読を学んだ。また、妻沼村仲宿において両宜塾を開いていた寺門静軒が、諸家に出張して講筵を張るついでこれに参加して経書を学んだ。また、江原村の玄香庵市月が、京都の桜井梅室のもとで遊学して帰り、郷土近郷の人達に俳諧の道を指導していることを知って俳諧の道も学ぶという勉強意欲の旺盛な人であった。

氏の辞世に「この先に都もありや露の道 欣榮居士」という句を残しているのも、市月の指導を受け、自らも俳諧の指導をしていた所産であろうが、氏は、慶応元年（一八六五）自宅前の隠居屋を塾舎として、和漢学、書、俳諧等を教え始めた。当初は、付近の子弟だけであったが、次第に近隣から入門する者があって門弟が増加し、この塾舎では收容することができなくなったので、村内の西光院を借り受け、ここで講議をすることになった。

明治六年（一八七三）学制発布にともない、上須戸、西城、江波、八ツ口、日向五カ村組合立の「須戸学校」が創立され西光院を校舎に充用することになったので、寺子屋を閉ざし教員となった。以来数年、学校教育の過渡期における教職にあつて、子弟の教育向上のために努力していたが、新教育法を身につけた教師がおいおい着任するようになったので、わが使命はすでに終わりとして退職、もっぱら風雅を友として晩年を過ごすことにした。

氏は、書画を愛し、鑑定もよくした。また酒を好み交際も広く、興ずれば唄いもした。豪放磊落小事にこだわらぬ人柄は村人にも愛され、子弟からは敬慕されていたが、明治二十八年（一八九五）一月十九日病没、享年七十。

その墓は西光院墓地内にあり「教範覚道居士」という。なお、門弟達は師の没した翌年の二月二十日、墓と並べて筆塚の碑を建立した。碑銘の撰文は晩成義塾、権田貞恒まことがあたり、氏の概略を叙し、最後に、

「守約不墮祖業 好讀書安清貧 嗜琴酒書畫 郷里推稱奇人」と、その人となりを書いている。なお碑陰に前記の辞世の句と追悼句、門弟十名の名が彫られている。

小杉 宣 道

氏は明治七年（一八七四）六月四日、新泻県長岡の元牧野河内守家臣、小杉左忠の三男として生まれたが、維新によって家禄を失った小杉家では、三男の養育もままならず、遠くはなれた別府村の伯父、安楽寺住職安原広州の許へ預けた。氏はここで得度し、僧籍に身おくことになり、長じて美濃虎溪山に於て、当時修業の厳しさをもって有名な、毒湛和尚の訓育を受け、在山十年に及び、遂に師家を代理するまでになった。

当時、同修の僧が三人おり、帰山するにあたって、いわゆる偉い人にはなるまいと約束した。ところが他の二人はいずれも他に管長職を務めるようになってしまったと、後年このことを話しては常に大笑していたという。氏は、帰山後上州富岡の東光寺の住職となり、約十年ここで過し、明治四十二年（一九〇九）春八ツ口の長昌寺住職となる。すでに東方の江森天淵てんえんについて画を学んでいたが、長昌寺に来住した後は、上川上に來住中の奥原晴湖について学び多くの画を残している。なかでも町長室に掲示されている「赤壁賦」の横額（画面縦六九センチメートル、横一三二センチメートル）の絵画は、八十九歳の時画いたものであるが、高齢者のものとは思えぬ力強い筆致で、傑作のひとつである。氏の常住座臥は、いわゆる仏家の範として、衆人の帰依するところとなつたばかりでなく、特別な保護を受けるもの二十数人に及んだ。また戦時中を通じて、暁闇二時間に及ぶ「国家安穩」の勤行は真に頭のさがる思いであつたと地元の人々は語っている。が、生者必滅、百歳までは生きるつもりといていた師も、命運これを許されずして、昭和四十五年六月四日、九十五歳をもって逝去された。

江 森 右 一

氏は明治八年（一八七五）二月、飯塚村福王寺の岩崎為三郎の二男として生まる。長じて上須戸の江森家の養子となり家督を継ぐ。明治三十年ごろより糸蘭商、牛馬商を営み、家運伸長のために努力を傾注した。大正七年（一九一八）有志と計り、長井養蚕組合を設立して理事となり、当時模範的組合として業績を挙げ、続いて長井産業組合の設立に当りこれに参画して理事に推され、産業界に大きく貢献しているが、明治四十年四月二十九日、推されて長井村議會議員に当選以来四期、議會議員として村政に参画、また、大正五年六月七日、長井村長とし

て村政の執行に当り、大正九年六月六日、任期満了にともない退職した。その後村政情の複雑化するに及び、村民の強い要望によって、昭和二年（一九二七）五月一日、再び村長となつたが、翌三年二月八日には退任するのやむなきに至つて退任したが、後継者として迎える人が決まらなかつたので、同年同月二十四日、三度村長に就任、任期満了にともない、後進に道をゆずるべく、昭和七年二月五日退任したが、なかなか後継者が決定せず、その年の十二月五日に至り、四度目の村長の椅子についた。以上のように長年にわたり産業界、自治行政の発展に努力し、村民敬慕的となつていたが、昭和十二年六月、病のおかすところとなり、七十三歳をもって逝去された。

内田 善之助 氏は明治十三年（一八八〇）江波の名門内田善九郎の長男として生まれる。当時、容易に入ることのできなかつた学習院に入り勉学にはげみ、長じて内田家を相続して大地主としての経営にあつた。

大正二年（一九一三）四月二十八日、推されて長井村議会議員となり、連続三期議員として村政に参画、同十二年四月七日村長に就任、初代信用組合長をも兼ねて村政執行に敏腕をふるい、昭和二年四月六日、任期満了にともない退任した。が、地区民は野にすることを許さず、昭和四年四月二十八日推されて長井村議会議員に当選、通算四期目の議員生活を送つていたが病のおかすところとなり、任期満了をまたず昭和七年十一月二十日逝去した。享年五十三。

高橋新右エ門

氏は明治二十八年（一八九五）二月十日、高橋恒三郎の長男として上根一番地（現四八七）

に生まる。長井小学校卒業後立熊谷中学校から埼玉師範二部に学び、大正五年三月卒業と同時に母校長井小学校に迎えられて訓導となる。性温厚にして誠実、常に恭儉己を持して高ぶらず、率先範を示して児童生徒の薫陶に専念した為信望を集め、大正十一年四月には、在職僅か六年、二十七歳の若さで長井小学校長に抜擢された。たまたま同十四年三月、父恒三郎が長井村長に就任するに及び、自ら身を引いて奈良小学校教頭に転出したが、恪勤よく職務に精励したため、三年にして男沼小学校長に登用され、公民学校長、青年訓練所主事を兼ねて、学校教育及び社会教育に敏腕を振つた。昭和八年九月再び長井小学校長に復すや、青年学校長に教育会長を兼任し、青年団、処女会、婦人会

等の育成や人権尊重の具現にもとりわけ情熱を傾け、更に報徳訓の研究実践では県下にその名が知られ、乞われて幾度かラジオ放送に出演する一方、校庭の拡張や校舎の新築、後輩子弟の育英に尽力する等、地方教育の振興に大きな役割りを果たした。かくして昭和十六年十一月、高等官七等待遇になり、従七位に叙せられたが、翌十七年三月、家事の都合により惜しまれつつ教職を退いた。しかしながらその後も衆望辞し難く、村会議員や助役、村長等に推されたが、病のため任なからばで辞し、昭和二十二年十二月三十日、五十三歳で逝去した。

氏の遺徳は、今なお男沼に「背（姓）は高橋、頭は低し。」の言葉を残し、長井では「校長先生」と言えば氏を指すのが通念となつていゝことでも、その偉大さが偲ばれる。ちなみに、当家の家号を内出（当字住人の魁）と称し、氏は十五代目に当たる。なお、表門と稲荷社は維新の際、忍城から拝領移築したものという。

内田 善一

氏は明治三十六年（一九〇三）四月六日、前記内田善之助の長男として生まれ、村の小学校

を卒業後、県立熊谷中学校に進み、同校卒業後早稲田大学法科に学び、同校卒業後埼玉県地方課に勤務、地方行政官として将来を嘱望されていたが、父君の訃に会つて帰村、昭和十二年九月十五日、推されて長井村長となつた。が、日華事変の長期化するに及び、翌十三年九月十七日応召、十六年三月召集解除となつて帰村するや、同月五日村長に復職した。ところが、同年十二月八日、米英に対して宣戦が布告され、太平洋戦争に突入したので、自動車部隊の将校であつた氏は、この年のおしつまつた三十一日に再度応召され、内地部隊において軍事教練に当る。が、地方行政の執行は軍務と同様重要度を増してきたので、翌十七年十月には召集解除となり、同月九日村長に復職した。そして十九年七月五日、戦時下の激戦に耐えずとして辞任したが、的確敏速に処理する行政手腕は、人をして瞠目せしめるものがあつた。戦後、多難な時代に遭遇した氏は、精神的な打撃と、病魔の進行とによって、昭和二十五年一月五日、人生これからという四十七歳の若さで他界したが、生前の功績により従七位勲六等に叙せられた。

篠崎

彦左衛門

氏は天保七年（一八三六）四月十二日、篠崎彦次郎の長男として日向村に生まる。性剛毅、

算数の技に長じ、村民の声望厚く、安政五年（一八五八）四月、日向村組頭となり、明治五年（一八七二）五月副戸長、同六年入間県第四学区庶務係、ついで学務委員に就任、明治十六年教育功労者として文部省より表彰される。

明治二十二年、町村制施行以来秦村助役となり、同三十八年七月まで、四期の長きにわたり村長をたすけ自治の発展をはかり、小学校増築、道路・橋梁の改修、蚕業、藍作の振興等、公共の福祉に貢献する処まことに多大であったその間明治三十年四月、日清戦後の功によって木盃下賜、同三十八年十一月、地方自治の功によって藍綬褒章、同三十九年四月には、日露戦争の功によって勲八等に叙せらる。明治四十二年二月一日、七十四歳で逝去された。

北條 察源 氏は天保二年（一八三一）四月八日、武蔵国埼玉郡下新田村高附伴七の次男（筆塚の碑文には弥兵衛村農柿沼某次男也とある）として出生、同九年二月二十四日、六歳の時酒巻村の慶巖寺に入り得度した。

弘化四年（一八五二）十一月六日、上州館林の名刹善導寺において修業すること十一年、安政五年（一八五八）四月一日、師の坊に譲られて慶巖寺の住職となり、くだって文久三年（一八六三）五月二十五日、落雷のために本堂が焼失してしまつた後の、葛和田村大龍寺二十五代の住職として入寺した。氏は、本堂再建の一助にもという念願もあつて、論語の学而篇にある「行ツテ餘力アラバ則チ以テ文ヲ学ブベシ」という語にもとづいて「行餘書院」を開設、近村子弟に漢学、詩文、書道の指導を始めた。が、温厚な性格に加えて寡欲な氏は、明らかにその意志をのべる事ができなかった。そのうちにこの地方は水害の常習地であり、村民の生活状態がわかつてきたので本堂再建の念願をすて、庫裡を仮本堂兼寺子屋として使用、ひたすら子弟の教育にあたつていたが、病のおかすところとなり、明治十二年四月二十日逝去した。享年四十八。

師の徳をしたつて門弟五十有余の者が相談の上、不動堂塚上に筆塚の碑を建立、長く顕彰されんことを祈念した。なお、号を月川と称し、諡を金譽上人という。碑には本姓柿沼とあるが、戸籍によれば高附である。

大島 弥久 氏は万延元年（一八六〇）十一月七日、弁財村権左衛門の嫡男として生まる。資性温厚誠実

なる。明治十六年連合戸長役場筆生となり、同十八年同戸長代理となる。二十二年町村制施行による秦村の議會議員となり、ついで三十三年四月、第四代秦村長に就任、三期十二カ年在職、その間消防組頭、青年会長、郡青年連盟顧問等の要職を歴任、大正四年大里郡會議員、参事会員、同六年郡會議長となる。明治三十九年日露戦役の功により勲七等青色桐葉章を賜る。かくして地方自治に尽されること四十有余年、昭和十一年十一月十三日没、享年七十七。

荻野 太市 氏は明治六年（一八七三）十月二十一日俵瀬村に生まる。小学校卒業後奈良村の麗沢学舎に学ぶ。若いころから土木事業に興味をもち、土木建築請負業を営む。明治四十年推されて秦村議會議員に当選四回、大正九年十月郡會議員、郡参事会員、同十三年四月、推されて秦村長に就任、終生その職にあるほか村農会長、消防組頭等を歴任、熊谷警察署管内消防聯合会副会頭に挙げられ、地方自治の発展と治安・防災のために力を尽した。また、大正八年五月、熊谷税務署管内所得税調査委員に当選、この面においても活躍された。

氏は資性剛直、寡言実行をもつて信条とし、村長在職中には校地の拡張、校舎の増築、役場庁舎敷地の購入、庁舎の新築等、諸般の施設を整備し、農会長在職中には技術員の設置、生産物の販売統制を実施した。更に消防組頭時代には火防専用井戸の新設を計り、県功労章を授けられた。また、豪雨に見舞われると、利根川、福川が氾濫して耕地はもろろん、住家に至るまで泥海と化す水害村を更生する道は治水にありとして、関係地方民と呼応して利根川並びに福川の改修を促進し、更に全村畑地のこの土地を、米の自給自足ができるようにすべく、万難を排して開田計画を樹立、昭和六年九月より七年四月にわたり、美田七十ヘクタールを開き、八年五月には第二次計画として百余ヘクタールを開いた。これ偏に氏の所信断行の勇氣の所産であり、氏の功績中特筆大書すべきことがらである。が、天命はいかんともしがたく、昭和十年八月三日、六十三歳をもって惜しまれつつ逝去された。後、氏の偉業を後世に伝えるべく、有志謀つて秦小学校校庭に頌徳碑を建立した。

増田 逸次 氏は明治十三年（一八八〇）十月十日、日向村に生まれ、二十八年一月十日葛和田小学校（大

正九年秦尋常高等小学校と改称)に奉職以来、実に四十二年という長きにわたり、文字通り終始一貫秦地区子弟の教育に専念せられた。氏は、独学力行、農業専科、体操専科、小学校本科正教員等の教員免許状を取得し、大正七年八月一日秦小学校長に就任した。翌八年四月には、高等官七等待遇、同十年三月九日、勲八等瑞宝章を賜わる。

昭和十年四月、秦青年学校長を兼ね、同十一年六月十五日、正七位に叙せられる。氏は、資性剛直、気骨亮々、古武士の風格をしのばせるものがあつたが、昭和十五年(一九四〇)三月二十六日、六十一歳をもって逝去された。

北條 察 明 氏は嘉永二年(一八四九)四月二十日、上州館林藩士渡辺政五郎の次男周一として出生、故あつて武州幡羅郡葛和田村の大龍寺にあずけられ、得度して察明と改名した。年少より学を好み、師の察源について学を修め、やや長じてから儒医の田村蘆庵について漢籍を学んだ。

明治七年(一八七四)葛和田小学校開校と同時に四級訓導に補せられ、教鞭をとること五年、明治十二年に師の坊が病を得たので教職を退き、察源没後の行餘書院を継承して子弟の教育に当ることになった。

当時、小学校卒業後も、なお勉学を志す者が多く、学ぶ処は少なかったので、行餘書院に入門する者の範囲は広く群馬県下より利根川を渡って通学する者もあり、明治四十年一月十七日死去するまでの門弟総数は実に数百の多きに達したといわれている。現在、不動堂の塚上に立派な頌徳碑が建っているが、この碑に刻まれている門弟数だけでも百九十名を算し、仙石、舞木、新福寺、篠塚、瀬戸井、古海など、群馬県の人たちも名をたらねている。

根 岸 英 氏は明治十八年五月十八日、葛和田の根岸仙一郎の嫡子として生まる。大正八年四月、壮年にして大里郡役所書記を拝命、同十一年三月、秦村助役に就任一期をつとめ、昭和十九年九月、推されて秦村長に就任、以来三期、昭和二十年四月退任するまでの間、大里郡町村会長の要職にもあり、村勢の発展と地方自治の興隆に貢献した。資性穎悟、村人に崇敬されていたが、昭和二十二年四月二十二日没す、享年六十一

第二節 名 譽 町 民

町では町民並びに本町関係者で、広く社会文化の興隆及び町の発展に尽し、郷土の誇りとして深く尊敬に値すると認められる方の功績を称えるため、昭和三十四年条例第十四号をもって「妻沼町名譽町民条例」を制定し、これまでに次の方々を名譽町民に推挙した。

井 田 友 平 昭和三十五年三月二十一日、名譽町民第一号に推挙された氏は、明治二十二年三月十七日、井田定吉氏の長男として大字弥藤吾一五二〇番地の一に生まれ、幡羅高等小学校を卒業のち、上江袋の能泉寺塾に入り漢学を修めた。二十二歳の時青雲の志を抱いて上京し、本所区緑町に雜貨店を開業したが、化粧品が将来文化生活の向上と共に益々需要の旺盛となるべきを看取して、銳意工夫を凝らし、大正七年五月遂にメヌマポマードの創製に成功、ポマードの声価は日に上がり、需要は月に増して販路は遠く東南アジアに及び「メヌマ」の名を内外に高めた氏の炯眼努力は実業家としての面目躍如たるものがある。また、氏は若くして政治に格別の関心を有し、本所区会議員たること二期、市(都)会議員たること三期、その間区会議長或いは参事会員の要職を歴任して都政の枢機に参画したが、戦後、二十一年四月、郷党多数の有志に推されて衆議院議員に当選、国力の復興と人心の安定に尽力された功績は極めて大きいものがあつた。氏は、居を東京に構えながらも、常に想いを郷土に寄せられ、早くから後輩子弟を社に迎えて幹部に育成される一方、昭和三十三年に弥藤吾の居宅(現役場内「井田記念館」)を、次いで三十五年に石造倉庫を、それぞれ町に寄贈したほか、三十九年には私財約一億円を提供して「財団法人井田育英会」(東京都墨田区堅川二の六、株式会社メヌマ内、現理事長嗣子井田洋一)を設立して郷土子弟の育英に意を注がれ、既に一二五人の奨学生が恩恵に浴する等、社会公共に尽くされた功績は枚挙にいとまがない。

氏の偉大な徳行は寡に郷党の亀鑑として世人の欽仰して止まないところで、昭和三十二年秋、聖天山境内に頌徳記念碑（元衆議院議員石坂養平撰文）が建立され、翌三十三年一月には、地元氷川神社境内に胸像を建立、更には頭書のとおり、三十五年三月二十一日妻沼町名誉町民第一号に推戴してその功を顕彰したのである。

なお、昭和四十年五月十七日には、多年にわたり国政、地方自治、産業振興並びに社会公共の進展に貢献した功績により勲四等瑞宝意を受け、同年十月三十一日逝去とともに従五位に叙せられた。享年七十七

増田 弥七郎 昭和四十年十二月二十三日 名誉町民第二号として推挙された氏は明治十七年三月十二日、大字市ノ坪二二三一番地に生まれ、幡羅高等小学校卒業後、上江袋の熊泉寺塾に入り、戸田英龍師について漢学を修業すること五カ年、長じて大正五年四月一日、埼玉県米穀生産検査員となり、以来九カ年穀物検査員として活躍していたが、大正十四年二月十二日、推されて太田村長となり、任期満了にともない退任したが、氏の行政手腕をかわれて、昭和四年三月十七日から同二十二年五月まで、実に十八年の長きにわたって助役を勤め、自治行政進展のために大きく貢献した。また、大正十四年二月から昭和二十七年八月まで、備前渠用水普通水利組合常任委員として水利事業に情熱を傾け、同年十一月二十五日、備前渠用水路土地改良区理事長となり、四十四年三月三十一日退任まで、実に十五年有余この事業のために挺身したほか各種公職を歴任している。その功績は、昭和二年五月十五日、私財百円以上寄付者として内務大臣より賞状授与、同三年十一月十六日、勅令第百八十八号により、大禮記念章授与、同九年三月二十五日、多年公務精励により、大里郡・熊谷市行政事務会頭より表彰、同二十三年十月二十三日、新嘗祭献穀、皇居に参内、陛下のお言葉に対し、代表者として奉答、同二十四年九月十六日、教育功労者として文部大臣より賞状授与、同三十二年五月三日、土地改良功労者として埼玉県知事より表彰、同三十四年五月十五日、太田中学校建築委員に一万一千六百円寄付、埼玉県知事より賞状授与、同三十四年十一月三日、産業功労者として内閣より黄綬褒章授与、同四十一年四月二十九日、自治及び産業振興に尽した功により、勲五等に叙し双光旭日章を授けられるという栄光に

輝いている。なお、氏の徳を敬慕する土地改良区組合員及び本庄市の真下今朝吉氏より胸像が贈られ、昭和四十二年十二月、聖天山境内に建立された。

昭和四十四年、備前渠用水路土地改良区理事長を退任した氏は、悠悠自適の生活に入ったが、二年後の昭和四十六年二月十一日逝去され、即日正六位に叙せられた。享年八十七。

中里 初雄 昭和四十年十二月二十三日、第三号名誉町民に推挙された氏は、明治二十三年四月十八日、中里小源次の長男として大字男沼二八九番地に生まれ、幡羅高等小学校卒業後、医王寺住職備前島賢融師の「護学会」において学び、大正十四年四月一日、男沼村役場書記として就職、以来職務に忠実よくその任を遂行したことが認められ、昭和十二年二月二十六日、助役に推されて就任した。そして村長を補佐し、村行政の進展に貢献するところ大なるものがあつて、十六年十二月六日には村長に推され、男沼村農業会長を兼任、戦後下の多難な地方自治行政並びに食糧増産の発展に寄与したが、戦後の二十一年十一月十一日、公職追放により退任するに至った。

昭和二十八年五月、男沼村農業協同組合長に就任、以来男沼地区農業経済発展のために寄与し、更に三十年八月、町農業共済組合長に就任、以来この面で活躍、三十五年六月、その手腕を買われて埼玉県厚生農業協同組合連合会長に就任、大いにその持てる力量を発揮した。また、三十七年七月から四十二年三月まで、町の公平委員長も担任した。

なお、功績概要をあげれば、大正八年十一月、シベリア出兵の功により、勲八等白色桐葉章を受章、昭和三十年一月一日、市町村合併促進法に即応、一町四カ村合併に際し、合併促進協議会委員として業績を挙げ、三十八年二月、町内五農協の大同合併に際しては、その原動力となり、更に新農協発足と同時に常任理事に就任、これが育成発展に献身的努力を傾注、大いに功績をあげた。四十一年五月、多年地方自治行政に貢献すると共に、農業協同組合長、農業共済組合長、埼玉県厚生連会長等の要職にあつて功績顕著なりとして、内閣より黄綬褒章を授与されたが、翌四十二年十月十九日逝去、同十八日付をもって勲五等瑞宝章に叙せられた。享年七十八

昭和四十四年三月十二日、名譽町民第四号に推挙された氏は、明治十八年一月十日、舞原昇三郎の長男として、大字葛和田八一八番地に生まる。

大正十一年四月七日から同十五年三月三十一日まで区長の職にあり、地域の発展に寄与し、同年四月、推されて秦村議会議員に当選、議員として村政に参画一期、昭和三年四月、その円満なる人格を買われて秦村収入役に就任、以来、二十三年三月退任まで、実に二十年という長期間、村財政運営にあたった。そして公平無私の人柄を見こまれて二十一年九月に秦村選挙管理委員に推されて就任、二十四年九月には委員長となる。かくして数年の歳月が流れ、昭和三十年一月一日、町村合併によって新町が誕生したが、引続いて選挙管理委員長として、三十九年一月七日まで、その任をまっとうされた。その間における功績の概要は、

- 一、昭和十年三月、税務功労者として熊谷税務署より表彰
- 一、昭和十三年三月、行政事務功労者として大里郡行政事務会長より表彰
- 一、昭和十九年十月二十八日、新嘗祭献穀者として県知事表彰
- 一、昭和二十三年一月、多年功績者として大里郡町村会長表彰
- 一、昭和三十六年十一月三日、自治功労者として藍綬褒章授与される

一、昭和四十一年十一月三日、勲六等に叙せられ、瑞宝章を授与される

以上のようにその掌にあたるや十年一日のごとく精励よく任を全うすという、氏の性格を如実に物語る事績といえよう。

その性温厚にして篤実、人には愛情をもって接し、他を押しつけて自己の利をはかるといふようなことはみじんもなかった。このため地味で、きわだつて目立つこととはなかったが、人間ひとつの生き方として尊い存在で、町の長老として尊敬の念を集めていたが、昭和四十八年三月二十日、八十七歳をもって逝去された。

昭和四十四年三月十二日、名譽町民第五号に推挙された氏は、明治十八年四月二十三日、妻

沼中宿の茂木昌一郎の長男として生まる。小学校を卒業後逐次進学、明治四十一年三月、慶応義塾大学理財科本科を中退、大正五年九月、妻沼郵便局長となり、昭和三十一年八月退任まで、実に四十年間その職にあり、「局長さん」といふ氏を指すのが通念となっていた。また、大正六年六月、推されて妻沼町議会議員となった。が、町議の在任は不連続で、当初は大正七年十二月二日退任、次回は大正十四年六月一日当選、以来連続四期、昭和十七年七月二十一日連続五期目の当選をみたのであるが、この期は同僚議員五名と共に中途退職をしている。そして終戦後の二十一年二月、第六回目の議員に当選したが、この回は同年九月に退職した。

また、大正十三年十月より、昭和二十二年三月まで、妻沼町商工会長として町の商工業発展のために貢献した。昭和七年四月から十四年十月まで、埼玉県方面委員としても活躍した。本職の郵政事業では、昭和二十三年、埼玉県特定郵便局長会会長として、三十一年八月十日退職までその任にあたり、斯界発展のために大きく貢献した。

昭和三十三年、町に文化財保護委員会が設置され、同調査研究会が結成されるや、推されて委員長、会長となり、町内の文化財の調査とあいまって保護思想普及のために努力した。なかでも県指定文化財妻沼聖天堂屋根替工事の施行にあたっては、これが副委員長となり、また浄願会会長として工事費の寄付募集に大きく貢献した。かくして昭和四十年五月、町文化財功績者として町長・教育長より感謝状、四十三年十一月、埼玉県文化財保護協会会長表彰、同年十二月、町の文化功労者として表彰された。

なお、昭和十四年十月、方面事業の功績者として県知事表彰、十六年十二月二十七日、正七位に叙せられ、十九年五月十七日、勲六等瑞宝章を授与された。くだつて二十五年四月、郵便事業功績者として郵政大臣に表彰され、以来数回表彰の栄に輝いており、その活躍は広く世人にも認められていたが、四十六年八月十九日、惜しまれつつ逝去された。享年八十七。

橋本 衆 茂

昭和四十八年三月十五日、名譽町民第六号に推挙された氏は、明治三十一年二月十五日、妻沼村下宿二八五番地橋本歌次郎の長男として生まる。大正三年二月、県立熊谷中学校卒業後大里乾蘭所に勤務していたが、土木界に身を投じて台湾にわたり、十数年を過ごし家庭の事情で帰郷、昭和十二年四月、妻沼町役場書記として奉職、以来精励他の範となる勤務ぶりは、時の田島峯吉町長に見込まれ、昭和十六年三月収入役に就任、二十一年六月には助役に昇格してよき町長の補佐役となり、町政の円滑な運営と町の振興発展のため、積極的に職務を遂行した。かくして昭和二十二年四月、町議会並びに一般町民の認めるところとなり、圧倒的信望を担って妻沼町初代の公選町長となった。以来敗戦によって動揺する人心の安定と、社会秩序の維持を主眼とする「町づくり」を町政の指針とし昭和二十三年五月、六三制にともない彦松地区に新制中学校を建設、続いて同年九月には、社会人として働きながら勉学を志す人々のための県立熊谷高校定時制妻沼分校の建設を計画、県当局と連係のもとに校舎を新設、勤労青少年に修学の道を開いた。その他戦後の地方自治法の改正にともなう諸行政を的確に処理していったが、なかでも国民健康保険事業の育成に力を尽し、二十八年十一月には、当時の山県勝見厚生大臣より表彰、その功績を顕彰された。

かくするうちに町村合併促進法が施行され、妻沼町行政支会（妻沼町・男沼・太田・長井・秦・奈良・別府）の町村長をもって組織する合併促進委員会が設置されるやその委員長に推され、適正な判断と卓越した政治手腕を発揮して合併に成功した。この功績は埼玉県町村会長及び全国町村会長の表彰となつて顕彰された。

合併直後、町長職務執行者として新町長誕生まで職務、新町長に職務を引き継いで町政の第一線から退き、町の教育委員会委員長として中学校の統合や妻沼小学舎新築など教育の振興に力を尽すこと十五年、その功績は、昭和四十一年十一月、埼玉県市町村教育委員会連合会の表彰、四十七年五月、全国市町村教育委員会連合会の表彰となつて顕彰された。しかし病魔のおかすところとなり、入院・治療の結果好転するかにみえたが、遂に昭和四十八年七月十八日七十六歳で逝去され、同年八月一日勲六等に叙せられ、単光旭日章を授与された。

大 熊 五 郎

昭和四十八年三月十五日、名譽町民第七号に推挙された氏は、明治三十年九月二十二日、大字上根高橋利三郎の五男として生まれ、大正九年十月九日、同所の大熊マスと養子縁組をし、大熊姓となった。

昭和二年十二月、長井村消防組第一部長となり、同七年十一月までその職にあつたが、積極性を買われて翌八年四月には、推されて長井村議会議員に当選、当時民政・政友と両派にわかれていた派閥を解消し、村内融和のために尽力し、十三年五月には長井村農会長に就任、食糧増産と供米増強に力を注いだほか、農林振興諸事業遂行に貢献した。昭和二十二年四月、衆望を担い長井村初代公選町長として、終戦直後における混乱期の村行政を的確に処理し、任期満了後も無投票をもって再選された。かつては政争の村として、他から村長代理者が任命されて職務を管掌させられた時代のことを想起すれば、氏の行政手腕がいかに大きかつたかわかる。

村政に限りなき熱意と、住民に対する愛情とをもって職責を遂行するうちに町村合併の議がおこり、前記橋本妻沼町長らと協力、一町四カ村の大同合併の実現に努力、三十年一月一日合併後の新妻沼町初代町長として、同年二月十六日就任、旧町村単位の地域感情を脱却せしめ、合併理想の早期実現を念頭に、自ら調和と協調に徹して新町建設の基盤を確立し、任期満了にともない後進に道をゆずって野にくだつたが、三十六年十月、町の教育委員に選任され、学校施設の整備拡充と、社会教育の振興に意を注いだ。また、三十七年四月には、被保険者代表として県社会保険医療協議会委員となり、保険業務運営の円滑化に貢献する等、各分野にわたる実績は枚挙にいとまがない。かくして昭和四十四年四月二十九日、その功績を認められ、勲六等に叙せられ、単光旭日章を授与された。

氏は、小事に拘泥せず、親分的な性格の持ち主で人から頼られ、首長当時には職員から「オヤジ」と慕われた。また事業家肌でもあり、若いころ商店経営のみに満足せず、当時としては珍らしかつた乳牛の飼育、練炭の製造、田植の請け取り、精米業の経営等多方面にわたつた。なかでも新聞販売の統制時代には、所有地を売却してその権利を取得するなど、思いきつたことをやってのけた。氏の長寿を祈念して止まない。

文化功勞者年次別表彰者

表彰年度	氏名	住所	表彰年度	氏名	住所	表彰年度	氏名	住所
昭和四十一年	小杉香雪	八ッ口	昭和四十四年	松本誠一	田島	昭和四十七年	石関兼俊	葛和田
〃	江利川政吉	葛和田	〃	宮島俊定	葛和田	昭和四十八年	小池確二郎	妻沼
〃	栗原とく	飯塚	昭和四十五年	岡村信太郎	妻沼	〃	田中喜千平	小島
昭和四十二年	茂木のぶ	妻沼	〃	備前島 けい	小島	〃	江黒梅義	永井太田
〃	村田富士平	善ヶ島	〃	秋山次郎	飯塚	〃	大島 信	八ッ口
〃	相島喜作	妻沼	〃	茂木徳義	西城	〃	齊藤善吉	俵瀬
〃	三間勝利	飯塚	〃	江森春太郎	葛和田	昭和四十九年	木村幹一	妻沼
〃	浅見徳治	男沼	昭和四十六年	橋本余茂	妻沼	〃	齊藤賢	間々田
昭和四十三年	茂木雅太郎	妻沼	〃	栗原友次郎	男沼	〃	原口香	飯塚
〃	横倉喜久郎	間々田	〃	長島作左衛門	上江袋	〃	西沢六郎	上須戸
〃	江黒高介	永井太田	〃	原口友次郎	八ッ口	〃	増田庸淑	日向
〃	鈴木恭祐	上根	〃	齊藤良平	俵瀬	昭和五十年	鈴木四郎	妻沼
〃	吉野楷助	日向	〃	内田秀助	妻沼	〃	横塚 稔	出来島
昭和四十四年	松本さと	妻沼	昭和四十七年	小林好治	小島	〃	井上信雄	原井
〃	田部井義八郎	台	〃	鈴木ふさ	道ヶ谷戸	〃	柿沼金平	上根
〃	根岸伝作	原井	〃	柿沼一	上須戸	〃	宮沢茂	葛和田

第五節 役 職

農業委員会 (◎||会長、○||副会長)

◎大岡 文雄、○梶山 真平、○渋沢栄一郎、市堀 兼孔、内田 一夫、木村 幹一、赤石 伊司、能見 芳雄、横倉 守男、関根徳次郎、齊藤佐治郎、松島 載之、加藤 光、塚田朝太郎、青木 孝雄、高山 重雄、長島 清

長島 銀一、坂本 栄、黒沢 武夫、江黒正一郎、鈴木 栄、長島恒右衛門、齊藤 啓造

公平委員会 委員長 大島 信、委員 江黒 梅義・橋上 慶助

公務災害補償認定委員会 (◎||委員長、○||副委員長)

◎大熊 五郎、○齊藤賢、市村 金一、木村 幹一、増田 恵一

公務災害補償審査委員会 委員長 田部井一郎、委員 吉場 三郎・岡田正一郎

監査委員会 森谷房次郎 (学識経験者) 原口 善弥 (議会議選出)

選挙管理委員会 委員長 須藤 知旨、委員長代理 前原 正一、委員 長島 常次・青木 一郎

固定資産評価員・同補助員 (○||評価員)

○増田 庸淑、高尾 虎夫、塚越守次郎、小島 伝治、齊藤 文雄、田中仲右エ門、岩松惣一郎

固定資産評価審査委員会 委員長 長井 義治、委員 高橋 敏・木村 幹一

民生委員 田島銀蔵、大谷二三夫、青木ヤスノ、田口八重子、橋本多恵子、石井はな、細田晴夫、根岸憲次、小林

正作、市堀兼孔、飯田国治、岩上寛了、中里竹之助、青木 正、中島九一、田中生一、尾島金治、大島元晴、鈴木

茂、福島 清、前原正義、金井勘一郎、坂本 栄、青木なみ江、高田松太郎、石原一男、奈良原嘉一、塚田常治、

森田宇一郎、堀越芳太郎、福島 保、石川一郎、加藤光次郎、島田 緑、川田秀男(総務)小暮福太郎、橋本志津子、荻野とも、坂田弥彦

国保運営協議会 (◎) 会長、○) 副会長)

◎鈴木英雄、○堀越太郎、内田長之助、栗田藤次、小林 清、吉田弁吾、青木孝雄、角田定文、鈴木辰郎、掛川 茂、杉田慶介、鈴木四郎、戸谷弘昌、田口 實、稲田徳三郎、青木恒義、森田竹雄、増田昭一、

公害対策審議会

会長田野 洸、副会長大鷲嘉一、委員橋本礼作・野々部定祐・木村和吉・掛川照作・加藤 栄・渡辺和吉・青木竹雄・奈良原常太郎・白石 広

同和对策事業審議会

磯崎一郎、田野 洸、新井祐二、武藤長三郎、掛川照作、小暮福太郎、須田晴義、坂本重吉、塚田朝太郎

総合企画審議会 (◎) 会長、○) 副会長)

◎大岡文雄 ○堀越福太郎、荻野芳郎、小林昭三、森 清、小平武徳、橋本礼作、森谷一郎、松島載之、梶山真平、横倉守男、鈴木 栄、淡沢栄一郎、清水木次、青木 享、堀越敬紀、中島春雄、逸見清治郎、井田雄一郎、

高野次三郎、掛川照作、原口周一、小林英夫、常見富雄、中川実郎、参与 磯崎一郎、長島恒右衛門

振興協議会 (◎) 会長、○) 副会長)

◎浅見栄吉、○大山雄三、○小林延男、岡田四郎、中島宏助、渡辺 賢、林 富一、阿藤重信、北島 彰、高橋兼慶、坂本守義、三間敏雄、大槻改太郎、荻原利平、大島交平、尾高儀平、茂木 進、江森貞夫、斉藤實、増田美弥雄

商工会

会長 岩崎亥之吉、副会長 野村武保・吉田恭一郎、理事、青木 享・高山直次・稲見芳三・山中作平

茨木 淳・橋本智一・茂木錠石・関根正次・掛川孝三・川田光五郎・堀越芳太郎・高田松太郎・細谷良平・木村和吉、森田七朗、監事、青木稲男・石井紋三郎、支部長 堀越福太郎・西倉稔雄・荻原基弘・吉田恭一郎・増田武夫

妻沼消防団

団長小林勘市、副団長加藤 栄、妻沼分団長高山康三郎、男沼分団長野村福明、 太田分団長坂本辰夫、

長井分団長根岸正治、秦分団長斉藤金十郎

昭和五十年年度区長 (カッコ内は五十一年度新任区長)

若宮・川端 沢田梅吉、東岡 田沼柳太郎、中岡 大和田勘一郎、本町 森下 阿藤晴雄、一本木 小林清一郎、登り戸 松村正吾、池ノ上 稲田徳三郎、錦町 聖天町 飯塚美也治、横町 淡沢昇、寺内 寺内新田 小林秋正、上町 田島公三、仲町 青木一夫、下町 茂木午三、卯月花 野本武治(大川好一)、福寿寺 丸山寅吉、弥下 栗田伊之助、中口 鈴木文雄、杉之道 王子 長谷川正一、浅見 北口 年代 森政雄、弥藤吾新田 井田利夫、男沼 浅見栄吉、台 岡村徳一郎、出来島 金谷武嘉(松村保) 間々田 小川清(高橋兼慶) 上小島 田中寅雄、下小島 小林太郎(堀越成一郎) 上平 宮沢孝七(田部谷彦八) 北間 荻原一男、永東 掛川照作、薬西 江黒正一郎(小林孝平) 前新田 金子十一三(新井次二) 飯塚 鈴木忠芳(鈴木則夫) 福王寺 笠ヶ谷戸 岩崎章(三間一郎) 古江原 黒沢次郎(原口忠二) 八木田 新井威央、道ヶ谷戸 福島悦二、上江袋南 高橋哲男(川田熊次郎) 上江袋北 金井勘一郎(塚田勝) 北武蔵 鈴木司(橋本幸助) 原井 新井正勝、市ノ坪 金沢文四郎(橋本三郎) 上根 高橋勝右エ門、江波 尾高只一、八ツ口 斎藤泰三、善ヶ島東部 大鷲勇、善ヶ島西部 大鷲茂平、中瀬 加藤甚太郎(尾沢清) 上須戸東部 吉野幸太郎、上須戸中部 柿沼武雄(藤野真平) 上須戸西部 淡沢惣平、西城 森田善治(森谷太門) 田島 松本政二、西野 塚田直治、上宿 入山 石川曾右衛、中宿 島田利夫、葛和田新田 石井紋三郎、西島 長井義治(吉川光男) 向野 斎藤岩男、荒宿 峰岸元治、日向 上 渡辺信一、日向中 増田和一郎、日向下 新井桂道、日向新田 吉野武男(吉野礼次郎) 弁財 小峰義雄(山口二郎) 大野上 高橋武義、大野下 大島正平(板倉五郎) 俵瀬 清水統男、能見 中村登代造、シスコ 久保田英一、田部井建設聖和荘 遠藤 豪

納税協力会 会長稲田徳三郎、副会長橋上慶助・岩瀬正雄・新井次二・高田松太郎・角田定文、会計堀越清一・掛川孝三、監事飯田国治・大熊秋美・大島半三郎、幹事内田武義・原口婦美子・斉藤賢・赤石忠弘・鈴木徳彦・前原秀司・笹井秋保・羽島新一・小堀桑治郎・小杉照郷・増田一雄、

年金委員会 会長山口正三、副会長能見芳雄・根岸伝作・細谷良平・荻野安政、監事茂木卯市・飯田国治、評議員田島善之丞・小池篤一郎・北島彰・河辺甚平・福島長治・林栄一・小島萬吉・斉藤岩男・田高義之保健衛生委員会

会長小林雄治、副会長細田峰治・金谷武嘉・関根薫・大鷲安興・石関光太郎、評議員橋本四郎・高山直次・小林治子・岡田忠雄・浅見一夫・赤石勝則・井上義一・内田勝雄・林栄一・塚田喜三・橋本竹蔵・田高安次
母子健康センター運営委員会 堀越太郎、鈴木英雄、橋本礼作、松本照三、鈴木四郎、大谷きん、川田みさを、高橋三郎、掛川茂、野々辺定祐

衛生センター運営委員 掛川照作、橋本礼作、間島和夫、田野泱、岩崎章、岩瀬治郎、岡村徳一郎、小林雄治
細田峰治、野々部定祐

土地開発公社 理事長増田一郎、理事備前島賢順・高野次三郎・堀越福太郎・長島桂次・阿藤晴雄・尾高憲一・梶山要・大鷲嘉一・大山雄三・長島恒右衛門・細田晴夫・青木享・高橋茂・山田嘉男、監事荻野六三郎・石井弘

土地改良区理事長 男沼門樋惠水路||浅見政二、江袋溜井||大月初弥、妻沼||梶山要、上根||奈良原包一、男沼||浅見政二、妻沼東部第一||大鷲嘉一、妻沼西部||江黒梅義、秦村||中川春一、備前渠用水路||大岡文雄

妻沼北部||森政之進、妻沼西南||増田一郎

医 師 会 鈴木四郎、松本修一、松本節男、佐藤邦彦、高橋三郎、坂田晃、中根金四郎、杉田慶介、原口亨
掛川茂、鈴木辰郎

歯科医師会 戸谷茂雄、戸谷弘昌、上田力、青木弘、柴崎佳久、須藤久野、上田裕

危険物安全協会 会長田部井一郎、副会長堀越盛之助、設楽豊吉、岡村利弥

公民館運営審議会委員長

中央||武藤長三郎、妻沼||鈴木清、男沼||小川清、小島||小林太郎、太田||掛川照作、長井||石原一男、秦||舞原義人

水道事業運営委員会 会長石原豊造、委員手島寅男・田野泱・間島和夫・松本照三・中川実郎・奈良原常太郎・

中島春雄・諸伝一・野中つね子・長島恒右衛門・稲田徳三郎・阿藤晴雄・内野政治・小林雄治

青少年問題協議会 会長増田一郎、田島銀蔵、飯田国治、鈴木茂、丹羽洪宗、宮島俊定、高橋茂、池田昌弘、

増田貫一、増田稔、小暮福太郎、荻野なか子、清水七夫、石井はな、飯村義勝

体育指導委員 (○代表)

○鈴木清、浦井光雄、塚田正雄、鈴木恒治、高木清、加瀬忠、高橋敏明、増田隆、長谷川秀明、井田雅夫
渡辺充也、桜井長一、小林久雄、新井五郎、江黒禎一、長島仁、市川晃、吉川弁次、江利川稔

レク指導委員

妻沼||石井はな、男沼||田沼梢、太田||飯島芳枝、長井||青木なみ江、秦||荻野なか子

町内官公庁代表者

妻沼郵便局長||菅原正治、太田郵便局長||堀江常行、長井郵便局長||関矢郁夫、妻沼登記所長||鈴木智旨

妻沼駅長||笠原利英、埼玉銀行妻沼支店長||山本昭、熊谷商工信用組合妻沼支店長||川上道夫

熊谷警察署妻沼幹部派出所長||飯村義勝 建設省利根川上流工事事務所八斗島出張所妻沼派出所長||橋本靖治

熊谷電話局長||西島輝治

主なる役職・団体の代表者（昭和五十一年度）

聖和会〓大岡文雄、自衛官募集相談員〓橋上慶助、自衛隊父兄会〓川田寛一、自衛隊交友会〓内田信一
 老人クラブ連合会〓三間広三郎、軍人恩給連盟〓稲田徳三郎、
 日赤奉仕団〓小林マサ、手をつなぐ親の会〓相川惣三郎、母子福祉会〓丸岡とよ、遺族会〓高柳房治、
 身体障害者福祉会〓蓮沼三郎、傷痍軍人会〓荻野節郎、児童遊園地管理委員会〓小池権二郎
 酪農振興会〓青木竹雄、養豚振興協議会〓井田雄一郎、肉牛振興協議会〓川田友吉
 生活学校〓飯島芳枝、妻沼地区建設連合組合〓金谷嘉恵作、法人会〓奈良原常太郎、
 母子保健推進員〓川田みさを、健康班運営連絡協議会〓田野 決、
 献血推進連絡協議会〓掛川照作、
 農和会〓井上信雄 郵和会〓磯崎一郎、交通安全協会妻沼支部〓田部井一郎、食品環境衛生協会〓堀越福太郎
 建設共同職業訓練校〓田端良太郎、商業奉仕会〓青木 享、青年商業会〓沢田 実、青年工業会〓須藤森一
 妻沼郷菊花同好会〓小林勘市、母子愛育会〓川田みさを

妻沼町の歴史年表

時代	年号	西暦	記 事	出 典
古墳時代				
弥生式文化時代				
縄文式文化時代			<p>〓福川と荒川の分流奈良川との間に自然堤防台地形成さる</p> <p>〓利根川の分流芝川と福川との間に自然堤防台地形成さる</p> <p>〓西城字切通しから縄文前期・関山式土器片出土</p> <p>〓縄文後期・加曾利B式・安行I式・堀の内土器片や石器、土偶などが、大字上須戸字天下久保、西城字切通、同本郷から出土</p> <p>〓田島字場達ヶ谷戸から石刀が出土（天保年間の出土）</p> <p>〓芝川と利根本流の間に自然堤防台地形成さる</p>	炭化木材による推定値 出土品
			<p>〓大字飯塚から弥生中期、須和田式長頸壺出土</p>	
			<p>〓四世紀頃</p> <p>〓六世紀頃</p> <p>〓六〓七世紀の頃</p> <p>〓五領式土器が、妻沼字大我井、西城字鶴森から出土</p> <p>〓和泉式土器が、妻沼字中岡・大我井、永井太田北廓から出土</p> <p>〓古墳が各地に築造された。〓上江袋から馬形・人物・円筒・轆形埴輪が、円筒埴輪が、西城字本郷・長安寺・入胎から出土</p>	

平		安		時		代	
永治	保延	天治	天治	天治	天治	天治	承和
元	四	元	元	元	元	元	八
二二四	一一八	一一五	一一四	一一四	一一四	一一四	八四二
〇七月二十七日、実直没、実盛長井庄の差配となる	〇助房、長井斎藤実直の養子となり、実盛と改称する	〇助房、大貳公員の家臣、掃部允康行を斬る	〇斎藤別当実盛、越前在住河合次郎則盛の息助房として出生	〇実直、養父実直の冥福を祈って大我井の館内に経塚を造営する	〇左馬允実直、法勝寺に勤め、大経を護る	〇十二月二十日、実直没、享年八十九	〇二月十五日、西野に井殿権現社を祀る 〇二月十七日、妻沼大我井の地に白髪神社を祀る 〇間々田村に稲荷神社を祀る 〇歌人大中臣頼基卿勅使として、白髪神社の松木竹見聞のため参伺 〇八ツ口村に稲荷神社を祀る 〇藤原道宗、幡羅郡西城に館を構え幡羅太郎と称す 〇八月十五日、上須戸八幡大権現・弁財天を祀る 〇源頼義 義家、前九年の役凱陣の節二之鳥居内拾壹町壹反余並木寄進 (実はこの時点で斎藤実直、長井庄の差配となり、藤原助高成田郷へ移住、成田太郎助高と称し、成田氏の祖となる) 〇斎藤実直、後三年役に参加、義家軍の中にあつて奮戦する 〇実直、長井庄に凱旋、大我井の館内に経塚を造営する 〇左馬允実直、法勝寺に勤め、大経を護る
長井氏系図	斎藤善藏家系図	長井氏系図	保元物語の生年の逆算	出土品による推定	藤原性長井家譜	〃	新篇武藏風土記稿 歎喜院文書 歎喜院文書 歎喜院文書 日向八幡宮御鎮座伝記 大里郡神社誌 聖天宮旧記

平安時代	奈良時代	飛鳥時代	代 (古墳時代)
承和	延暦	和銅	大宝
八元	三元	四元	二
八四一	八三四	七〇二	八世紀頃
〇二月八日、釈の教興上人祭主として大我井の地に弁財天を祀る	〇太田村に稲荷神社祭祀 〇武蔵国幡羅郡という地名が初めて文献に見ゆ	〇大字西城字切通から青海波文様たき目の須恵器片出土 〇二月九日、高岡稲荷大明神、釈の勝道上人祭祀 〇大字妻沼字稲荷台に、稲荷神社祭祀 〇大字妻沼字赤子に、稲荷神社祭祀(現在聖天山西門側に遷座)	六、七世紀の頃 〇鬼高式土器(詳細本文)が大字妻沼字大我井・錦森・弥藤吾字熊野・濕気・南王子、大字永井太田字北廓、大字飯塚字古江原、大字八木田字本田・七の丸・久保坪、大字田島字上ヶ谷戸から出土、〇妻沼字大我井・弥藤吾新田から集落住居跡が出土 〇真間式土器が、大字弥藤吾字南王子・王子、大字永井太田字北廓大字市ノ坪字西原、大字飯塚字古江原から出土 〇須恵器が、大字西城字切通・鶴森から出土 〇滑石製模造品が、大字八木田字本田から出土 〇紡錘車が、大字西城字鶴森、妻沼字大我井から出土 〇土鍾・大集落住居跡が大字西城字鶴森から出土 〇各地に糸里制が施行される(道ヶ谷戸地内に遺構残存)
歎喜院文書	歎喜院文書	歎喜院文書	歎喜院文書

代	時	朝	北	南	代	時	町	室	
文和 元 一三五二	応安 二 一三六九	永和 二 一三七六	永和 三 一三七七	康曆 元 一三七九	嘉慶 二 一三八八	嘉慶 三 一三八九	明徳 二 一三九一	永享 九 一四三七	
○足利尊氏と新田義興対陣の節、島田備前守と長井大膳太夫と合戦に及び、島田館並びに八幡社頭全焼、島田氏上州岡山城に移る	○南朝新田方の挙兵に従軍した西城の住人長井齋藤実経は、上杉朝房軍と武州本田郷（現川本町）に於て戦い、十一カ所の疵を負う	○慶弘和尚、西城村に長慶寺開山	○八月十七日、長井齋藤実経卒、法名如流阿沸	○西城村の長慶寺開山、慶弘和尚寂	○長井齋藤利家十八歳の時、厨三次を罪によって討つたところ、その弟三八が馳け来り、利家の右肩に切りつけたのでこれを討つ	○太田村阿弥陀寺、中興開山良重寂	○伊丹伯耆守重泰没、法名光性院誠丹大禪定門と号す、その五輪塔大我井の地にありしという 重泰は岩松右京太夫の家人	○鷹野丹後守源貞慶、聖天宮社頭再興料として永樂二百貫文寄進	○四月十日、長井齋藤実則卒
日向八幡宮伝記	埼玉史料辞典・藤原姓	新篇武蔵風土記稿	新篇武蔵風土記稿	新篇武蔵風土記稿	新篇武蔵風土記稿	新篇武蔵風土記稿	埼玉史料辞典	藤原姓長井氏家譜	

代	時	町	室	代	時	町	室
永享 二 一四四〇	嘉吉 元 一四四一	宝徳 元 一四四九	康正 元 一四五五	文明 三 一四七一	文明 九 一四七七	文明 一一 一四七九	文明 一二 一四八〇
○七月四日、長井齋藤次郎実豊、足利持氏の外戚一色伊豫守に従い村岡河原の戦いに於て戦死	○四月十六日、実義、結城氏朝らと共に戦死	○間々田村に長祐寺草創	○九月十八日、長井豊前介実家は、足利左馬頭成氏に属し、武州池亀に於て倉田八郎・岸山権平らを討取り軍功をたてた	○長井齋藤実家、足利氏に従い、伊豆三島の戦いに於て戦死	○妻沼の玉洞院開山、養嚴宗胡寂	○十一月二十九日、太田道灌、長井城の長尾景春を攻めんとして、下久下に出陣し、成田泰親の忍城を救援する	○一月二十日、太田道灌、長井城を陥す
藤原姓長井氏家譜	新篇武蔵風土記稿	新篇武蔵風土記稿	藤原姓長井氏家譜	新篇武蔵風土記稿	新篇武蔵風土記稿	太田道灌状・別府文書	太田道灌状
〇七月二十八日、男沼長勝寺開山覚祐和尚寂	〇十一月三日、長井齋藤利家、足利政氏に属し、武州高見原の戦いに矢田平次を討取る	〇六月十六日、太田村諏訪神社（現太田神社に合祀）勧請	〇永井齋藤利家、長井城（西城）を離脱	〇五月二十八日、長井齋藤利家卒、享年九十八	〇七月二十八日、男沼長勝寺開山覚祐和尚寂	〇五月二十八日、長井齋藤利家卒、享年九十八	〇五月二十八日、長井齋藤利家卒、享年九十八
長勝寺墓碑	藤原姓長井氏家譜	藤原姓長井氏家譜	藤原姓長井氏家譜	藤原姓長井氏家譜	藤原姓長井氏家譜	藤原姓長井氏家譜	藤原姓長井氏家譜

寛永年中	慶安	慶安	慶安	承応	万治	万治	寛文	寛文	貞享	貞享	貞享	元禄	元禄	元禄	元禄	元禄
寛永 一八二	慶安 二二	慶安 三	慶安 四	承応 三	万治 二	万治 三	寛文 一〇	寛文 一〇	貞享 三	貞享 四	貞享 五	元禄 三	元禄 九	元禄 一四	元禄 一六	元禄 一七
一六四一	一六四九	一六五〇	一六五一	一六五四	一六五九	一六六〇	一六七〇	一六七〇	一六八六	一六八七	一六八八	一六九〇	一六九六	一七〇一	一七〇三	一七〇三
〇十一月二十九日、日向村福生寺開山、専祐和尚寂	〇各寺院に御朱印を付される(本文参照)	〇太田村大乘院(修験)開山、源栄寂	〇僧賢精、俵瀬村成就院を開山	〇九月十日、妻沼中宿に玉蔵坊を建立	〇大洪水によって既設の利根川除堤ほとんど決潰	〇利根川除堤、決潰場所普譜	〇葛和田村大野から、善ヶ島、妻沼、台、小島南岸、出来島、間々田、江原にあった個々の堤をつなぐ工事が始められた	〇十一月二十五日、妻沼に大火あり、中門残して聖天堂塔全焼	〇三月、江川太郎左衛門代官所より、妻沼渡船場の詮議あり	〇上中条堤、堤外五カ村の名主、令違反として投獄される	〇道中奉行より、妻沼渡船場停止を命じられたので、江川太郎左衛門・市川孫右衛門両役所へ吟味願いを提出、従前通り許可される	〇淀城主石川主殿頭憲之、妻沼玉洞院に梵鐘を寄進	〇葛和田村医王寺(廢寺)の梵鐘を鑄造	〇太田村能護寺の梵鐘、妻沼村の諸八郎兵衛藤原正綱鑄造(現存)	〇弥藤吾村観清寺の梵鐘鑄造	
新篇武蔵風土記稿	〃	〃	〃	〃	又左衛門控帳	〃	又左衛門の川除堤御普請任末書	聖天宮日記	妻沼村渡船場日記	上中条堤論所文書	妻沼村渡船場日記	新篇武蔵風土記稿	〃	〃	〃	〃

宝永	宝永	正徳	享保	享保	享保	享保	享保	享保	享保	享保	元文	元文	寛保	寛保
宝永 二	宝永 三	正徳 四	享保 五	享保 一三	享保 一四	享保 一六	享保 一六	享保 一九	享保 二〇	元文 元	元文 三	寛保 元	寛保 二	寛保 二
一七〇五	一七〇六	一七二四	一七二〇	一七二八	一七二九	一七三二	一七三二	一七三四	一七三五	一七三六	一七三八	一七四一	一七四二	一七四二
〇葛和田村大龍寺の梵鐘を鑄造	〇道ヶ谷戸村宝珠院造立、奈良村集福寺十三世華山黒和尚開山、開基は同村の鈴木重右衛門	〇三月二十一日、飯塚村来迎寺中興、僧快辯寂	〇妻沼村瑞林寺の梵鐘、同村諸八左衛門鑄造	〇小島村医王寺の梵鐘を鑄造	〇八月三日、江袋溜井堤並びに用悪水洗堰出入、証文を取り替す	〇忍城主河部豊後守正武、見沼代用水灌漑新田水防のため、上中条堤より今井村まで、四方寺堤を築堤	〇歡喜院の寺宝、紵絲戸帳(県指定文化財)を、小出信濃守取次にて、時の將軍徳川吉宗の閲覧に供す 翌年二月十五日返品される	〇善ヶ島龍泉寺の梵鐘を鑄造	〇十二月八日、妻沼村の工匠林兵庫正清、聖天宮の設計図を作成、歡喜院任職英雄和尚、氏子にはかつて聖天宮再建を決議	〇二月十五日、聖天宮再建細工初、大工棟梁林兵庫正清	〇観清寺用水関棹伏替、掛役人平賀弥左衛門	〇俵瀬村成就院の梵鐘を鑄造	〇十一月三日、聖天宮本殿上棟	〇観清寺用水関棹伏替、掛役人石原半右衛門
新篇武蔵風土記稿	〃	〃	〃	〃	江袋溜井堤論所文書	四方寺堤論所文書	歡喜院文書	新篇武蔵風土記稿	聖天宮日記	棟木書	明和元年妻沼村明細帳	新篇武蔵風土記稿	棟木書	明和元年妻沼村明細帳

代	時	戸	江
文政一〇	一八七		
文政一一	一八八		
文政一二	一八九		
天保一	一八三四		
天保二	一八三六		
天保三	一八三七		
天保四	一八三八		
天保五	一八三九		
天保六	一八四〇		
天保七	一八四一		
天保八	一八四二		
天保九	一八四三		
天保一〇	一八四四		
天保一一	一八四五		
天保一二	一八四六		
天保一三	一八四七		
天保一四	一八四八		
天保一五	一八四九		
天保一六	一八五〇		
天保一七	一八五一		
天保一八	一八五二		
天保一九	一八五三		
天保二〇	一八五四		
天保二一	一八五五		
天保二二	一八五六		
天保二三	一八五七		
天保二四	一八五八		
天保二五	一八五九		
天保二六	一八六〇		
天保二七	一八六一		
天保二八	一八六二		
天保二九	一八六三		
天保三〇	一八六四		
天保三一	一八六五		
天保三二	一八六六		
天保三三	一八六七		
天保三四	一八六八		
天保三五	一八六九		
天保三六	一八七〇		
天保三七	一八七一		
天保三八	一八七二		
天保三九	一八七三		
天保四〇	一八七四		
天保四一	一八七五		
天保四二	一八七六		
天保四三	一八七七		
天保四四	一八七八		
天保四五	一八七九		
天保四六	一八八〇		
天保四七	一八八一		
天保四八	一八八二		
天保四九	一八八三		
天保五〇	一八八四		
天保五一	一八八五		
天保五二	一八八六		
天保五三	一八八七		
天保五四	一八八八		
天保五五	一八八九		
天保五六	一八九〇		
天保五七	一八九一		
天保五八	一八九二		
天保五九	一八九三		
天保六〇	一八九四		
天保六一	一八九五		
天保六二	一八九六		
天保六三	一八九七		
天保六四	一八九八		
天保六五	一八九九		
天保六六	二〇〇〇		

代	時	戸	江
文政一〇	一八七		
文政一一	一八八		
文政一二	一八九		
天保一	一八三四		
天保二	一八三六		
天保三	一八三七		
天保四	一八三八		
天保五	一八三九		
天保六	一八四〇		
天保七	一八四一		
天保八	一八四二		
天保九	一八四三		
天保一〇	一八四四		
天保一一	一八四五		
天保一二	一八四六		
天保一三	一八四七		
天保一四	一八四八		
天保一五	一八四九		
天保一六	一八五〇		
天保一七	一八五一		
天保一八	一八五二		
天保一九	一八五三		
天保二〇	一八五四		
天保二一	一八五五		
天保二二	一八五六		
天保二三	一八五七		
天保二四	一八五八		
天保二五	一八五九		
天保二六	一八六〇		
天保二七	一八六一		
天保二八	一八六二		
天保二九	一八六三		
天保三〇	一八六四		
天保三一	一八六五		
天保三二	一八六六		
天保三三	一八六七		
天保三四	一八六八		
天保三五	一八六九		
天保三六	一八七〇		
天保三七	一八七一		
天保三八	一八七二		
天保三九	一八七三		
天保四〇	一八七四		
天保四一	一八七五		
天保四二	一八七六		
天保四三	一八七七		
天保四四	一八七八		
天保四五	一八七九		
天保四六	一八八〇		
天保四七	一八八一		
天保四八	一八八二		
天保四九	一八八三		
天保五〇	一八八四		
天保五一	一八八五		
天保五二	一八八六		
天保五三	一八八七		
天保五四	一八八八		
天保五五	一八八九		
天保五六	一八九〇		
天保五七	一八九一		
天保五八	一八九二		
天保五九	一八九三		
天保六〇	一八九四		
天保六一	一八九五		
天保六二	一八九六		
天保六三	一八九七		
天保六四	一八九八		
天保六五	一八九九		
天保六六	二〇〇〇		

○村々呼び出しの上、取締向改革について関東向取締出役、山田茂
左衛門手付、吉田五郎廻村の旨申し渡さる

○八月六日、奇場組合連印書提出（詳細資料参照）
備前渠本文書

○奥州方面大凶作、関東地方各地の穀物調査が行われる
高柳房治家文書

○大久保権之助知行所（当町関係男沼村）八カ村名主、先代荒之助
（隠居して源山）の不行跡に対して苦情願いを提出

○男沼村字池久保に行き倒れの上州大間々在高津戸村の老女、数日
後当人の希望により、名主太兵衛送り一札を以て継送りする

○国々御料所巡見に関する触書出される

○六月二十三日、利根川大水となり、善ヶ島堤各所で越水

○前小屋地内利根川堤決潰、訴訟問題起る（詳細本文参照）

○利根川通り葛和田地先新規築堤故障願提出、採択される

○鷹匠頭見習内山伊三郎、場所見分のため来所の廻状

○十一月二十九日、堀越寛助（夙雪）没す、享年二十四

○四月二十三日、下郷四カ村、江原堤築立を開始、訴訟問題起る

○江戸の儒者寺門静軒妻沼に来遊、「両宜塾」を開く

○八月、江袋溜井難澁出入、勘定奉行酒井但馬守へ提訴

○三月二日、江袋溜井出入、評定所に於て対決

荒井家文書

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

荒井家文書

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

昭 和 時 代				大 正 時 代	
昭和	二	一九	二七	大正	一一
〃	一〇	一九	三五	〃	一二
〃	一八	一九	四三	〃	一三
〃	二二	一九	四七	〃	一四
〃	三〇	一九	五五	〃	一五
〃	三二	一九	五七	〃	一六
〃	三三	一九	五七	〃	一七
〃	三四	一九	五九	〃	一八
〃	三六	一九	六一	〃	一九
<p>〇七月三十一日、雷雨・降ひょう被害（詳細本文参照）</p> <p>〇九月二十六日、利根川増水、妻沼大橋古戸側約一八〇m流失</p> <p>〇十二月五日、東武鉄道熊谷線開通、一日七往復</p> <p>〇四月、新選挙法による第一回首長・議員選挙執行</p> <p>〇一月一日、妻沼・男沼・太田・長井・秦、一町四カ村合併</p> <p>〇二月十五日、初代町長選挙、大熊五郎旧長井村長当選</p> <p>〇四月二十八日、町議会議員選挙（定員三十名）</p> <p>〇五月二十五日、妻沼町役場庁舎落成、六月四日移転執務</p> <p>〇九月、妻沼小学校裏地より、平安末期の経塚四基出土</p> <p>〇二月八日、二代町長選挙執行、増田一郎当選</p> <p>〇四月、国土調査法地籍調査地域に指定</p>				<p>〇四月、全長六九一m、幅員四・五mの妻沼大橋完成</p> <p>〇弥藤吾下宿より、熊谷・太田県道拡張</p> <p>〇五月二十三日、埼玉自動車株式会社、熊谷・葛和田間の乗合自動車 の運行を開始、一日三往復、料金七十五銭</p> <p>〇十月、妻沼町商工同志会創立</p> <p>〇八月二十日、妻沼子供会第一回開会、出席者六二三名</p> <p>〇乗用車一台、トラック一台、始めて妻沼町内に保有される</p>	
				<p>文書館所蔵文書</p> <p>昭和三年刊妻沼町誌</p> <p>開始広告（群馬県千代田村誌編纂室提供）</p> <p>昭和三年刊妻沼町誌</p>	

昭 和 時 代			
昭和	三	六	二九
〃	三	七	二九
〃	三	八	二九
〃	三	九	二九
〃	四	〇	二九
〃	四	一	二九
〃	四	二	二九
〃	四	三	二九
〃	四	四	二九
〃	四	五	二九
〃	四	六	二九
〃	四	七	二九
〃	四	八	二九
〃	四	九	二九
〃	四	一〇	二九
〃	四	一	三〇
〃	四	二	三〇
〃	四	三	三〇
〃	四	四	三〇
〃	四	五	三〇
〃	四	六	三〇
〃	四	七	三〇
〃	四	八	三〇
〃	四	九	三〇
〃	四	一〇	三〇
〃	四	一	三一
〃	四	二	三一
〃	四	三	三一
〃	四	四	三一
〃	四	五	三一
〃	四	六	三一
〃	四	七	三一
〃	四	八	三一
〃	四	九	三一
〃	四	一〇	三一
〃	四	一	三二
〃	四	二	三二
〃	四	三	三二
〃	四	四	三二
〃	四	五	三二
〃	四	六	三二
〃	四	七	三二
〃	四	八	三二
〃	四	九	三二
〃	四	一〇	三二
〃	四	一	三三
〃	四	二	三三
〃	四	三	三三
〃	四	四	三三
〃	四	五	三三
〃	四	六	三三
〃	四	七	三三
〃	四	八	三三
〃	四	九	三三
〃	四	一〇	三三
〃	四	一	三四
〃	四	二	三四
〃	四	三	三四
〃	四	四	三四
〃	四	五	三四
〃	四	六	三四
〃	四	七	三四
〃	四	八	三四
〃	四	九	三四
〃	四	一〇	三四
〃	四	一	三五
〃	四	二	三五
〃	四	三	三五
〃	四	四	三五
〃	四	五	三五
〃	四	六	三五
〃	四	七	三五
〃	四	八	三五
〃	四	九	三五
〃	四	一〇	三五
〃	四	一	三六
〃	四	二	三六
〃	四	三	三六
〃	四	四	三六
〃	四	五	三六
〃	四	六	三六
〃	四	七	三六
〃	四	八	三六
〃	四	九	三六
〃	四	一〇	三六
〃	四	一	三七
〃	四	二	三七
〃	四	三	三七
〃	四	四	三七
〃	四	五	三七
〃	四	六	三七
〃	四	七	三七
〃	四	八	三七
〃	四	九	三七
〃	四	一〇	三七
〃	四	一	三八
〃	四	二	三八
〃	四	三	三八
〃	四	四	三八
〃	四	五	三八
〃	四	六	三八
〃	四	七	三八
〃	四	八	三八
〃	四	九	三八
〃	四	一〇	三八
〃	四	一	三九
〃	四	二	三九
〃	四	三	三九
〃	四	四	三九
〃	四	五	三九
〃	四	六	三九
〃	四	七	三九
〃	四	八	三九
〃	四	九	三九
〃	四	一〇	三九
〃	四	一	四〇
〃	四	二	四〇
〃	四	三	四〇
〃	四	四	四〇
〃	四	五	四〇
〃	四	六	四〇
〃	四	七	四〇
〃	四	八	四〇
〃	四	九	四〇
〃	四	一〇	四〇
〃	四	一	四一
〃	四	二	四一
〃	四	三	四一
〃	四	四	四一
〃	四	五	四一
〃	四	六	四一
〃	四	七	四一
〃	四	八	四一
〃	四	九	四一
〃	四	一〇	四一
〃	四	一	四二
〃	四	二	四二
〃	四	三	四二
〃	四	四	四二
〃	四	五	四二
〃	四	六	四二
〃	四	七	四二
〃	四	八	四二
〃	四	九	四二
〃	四	一〇	四二
〃	四	一	四三
〃	四	二	四三
〃	四	三	四三
〃	四	四	四三
〃	四	五	四三
〃	四	六	四三
〃	四	七	四三
〃	四	八	四三
〃	四	九	四三
〃	四	一〇	四三
〃	四	一	四四
〃	四	二	四四
〃	四	三	四四
〃	四	四	四四
〃	四	五	四四
〃	四	六	四四
〃	四	七	四四
〃	四	八	四四
〃	四	九	四四
〃	四	一〇	四四
〃	四	一	四五
〃	四	二	四五
〃	四	三	四五
〃	四	四	四五
〃	四	五	四五
〃	四	六	四五
〃	四	七	四五
〃	四	八	四五
〃	四	九	四五
〃	四	一〇	四五
〃	四	一	四六
〃	四	二	四六
〃	四	三	四六
〃	四	四	四六
〃	四	五	四六
〃	四	六	四六
〃	四	七	四六
〃	四	八	四六
〃	四	九	四六
〃	四	一〇	四六
〃	四	一	四七
〃	四	二	四七
〃	四	三	四七
〃	四	四	四七
〃	四	五	四七
〃	四	六	四七
〃	四	七	四七
〃	四	八	四七
〃	四	九	四七
〃	四	一〇	四七
〃	四	一	四八
〃	四	二	四八
〃	四	三	四八
〃	四	四	四八
〃	四	五	四八
〃	四	六	四八
〃	四	七	四八
〃	四	八	四八
〃	四	九	四八
〃	四	一〇	四八
〃	四	一	四九
〃	四	二	四九
〃	四	三	四九
〃	四	四	四九
〃	四	五	四九
〃	四	六	四九
〃	四	七	四九
〃	四	八	四九
〃	四	九	四九
〃	四	一〇	四九
〃	四	一	五〇
〃	四	二	五〇
〃	四	三	五〇
〃	四	四	五〇
〃	四	五	五〇
〃	四	六	五〇
〃	四	七	五〇
〃	四	八	五〇
〃	四	九	五〇
〃	四	一〇	五〇
〃	四	一	五一
〃	四	二	五一
〃	四	三	五一
〃	四	四	五一
〃	四	五	五一
〃	四	六	五一
〃	四	七	五一
〃	四	八	五一
〃	四	九	五一
〃	四	一〇	五一
〃	四	一	五二
〃	四	二	五二
〃	四	三	五二
〃	四	四	五二
〃	四	五	五二
〃	四	六	五二
〃	四	七	五二
〃	四	八	五二
〃	四	九	五二
〃	四	一〇	五二
〃	四	一	五三
〃	四	二	五三
〃	四	三	五三
〃	四	四	五三
〃	四	五	五三
〃	四	六	五三
〃	四	七	五三
〃	四	八	五三
〃	四	九	五三
〃	四	一〇	五三
〃	四	一	五四
〃	四	二	五四
〃	四	三	五四
〃	四	四	五四
〃	四	五	五四
〃	四	六	五四
〃	四	七	五四
〃	四	八	五四
〃	四	九	五四
〃	四	一〇	五四
〃	四	一	五五
〃	四	二	五五
〃	四	三	五五
〃	四	四	五五
〃	四	五	五五
〃	四	六	五五
〃	四	七	五五
〃	四	八	五五
〃	四	九	五五
〃	四	一〇	五五
〃	四	一	五六
〃	四	二	五六
〃	四	三	五六
〃	四	四	五六
〃	四	五	五六
〃	四	六	五六
〃	四	七	五六
〃	四	八	五六
〃	四	九	五六
〃	四	一〇	五六
〃	四	一	五七
〃	四	二	五七
〃	四	三	五七
〃	四	四	五七
〃	四	五	五七
〃	四	六	五七
〃	四	七	五七
〃	四	八	五七
〃	四	九	五七
〃	四	一〇	五七
〃	四	一	五八
〃	四	二	五八
〃	四	三	五八
〃	四	四	五八
〃	四	五	五八
〃	四	六	五八
〃	四</		

妻沼町誌編纂委員会の構成

編纂委員 委員長宮島俊定(葛和田)、副委員長丹呉邦晴(妻沼)、委員田島善之丞(妻沼)・故椎橋愛作(間々田)・飯田国治(台)・鈴木徳彦(飯塚)・鈴木倫一(道ヶ谷戸)・森田栄三郎(善ヶ島)・長島文武(上根)・斉藤善吉(俵瀬)・備前島賢隆(小島)

協力委員 堀越尚二(妻沼)・堀越雄一郎(弥藤吾)・大山雄三(弥藤吾)・前原儀久(妻沼)・清水平次(妻沼)・金井清(妻沼)・高柳房治(男沼)・小林好治(小島)・荻原六郎(小島)・三間広三郎(飯塚)・鈴木茂(飯塚)・荻原忠雄(永井太田)・大島信(八ツ口)・羽鳥清次郎(善ヶ島)・中川春一(葛和田)・増田庸淑(日向)・増田一郎(日向)・宮崎利秀(熊谷市大麻生)・宮崎弘(妻沼)

協力員(役場課長・局長) 吉田浪雄(参事)・生形友治(総務)・小川多喜男(税務)・森義光(住民)・森智堅(厚生)・山田嘉男(企画)・小池篤一郎(都市計画)・亀井熊治(建設)・荻原伸治(国保)・滝沢恒雄(商工)・戸井田良作(農政)・神山輝(土地改良)・栗原登良吉(保健)・吉田武夫(衛生)・石川一由(水道)・田島一郎(教育次長)・小池仁(社会教育)・荻原滋(消防署)・新井善司(議会事務局)・森織衛(選挙管理委員会事務局)・茂木広次(農業委員会事務局)

編纂室長 奈良原春作

監修 高橋茂(教育長)

顧問 増田一郎(町長)・備前島賢順(助役)・荻野六三郎(収入役)

編集後記

昭和四十六年四月、増田町長の英断による町誌編纂という千歳一遇の大事業を始めるに当たり、町内有識者の中から編纂委員十名、協力委員十八名を選任委嘱し、六月七日に第一回の編纂会議を開催して、妻沼町誌は、特定の研究家や、専門の学者に見てもらうために編纂刊行するものではなく、主として地域住民に読んでもらい、町の歴史と現在、更に、将来の見通しを知っていただくものである。従って、読む人の立場にたって書かなければならない。いかなれば妻沼町のドロの匂いがぶんぶんするような町誌にしたいという基本的な構想をまとめて、収録概要目次を作成し、妻沼町誌編纂に着手したのである。

予定では、第一年度を資料の調査収集、第二年度を資料の整理、第三年度を編集、第四年度を印刷・校正・製本、昭和五十年一月一日発行と一応の計画をたて、最初に出土品・石仏・地方文書の調査から始めたのであるが、地方文書は、その所在をつきとめただけでは、資料として即刻活用できるというものではない。これを解読書写し、資料集としてまとめなければならぬのである。が、地方文書の解読書写という作業は、熱意と根気を要する仕事で、精神的疲労度はなまやさしいものではなかった。しかし、増田町長の信託にこたえなければならぬという意志が心の張りとなって、孤独に耐え、作業遂行に熱意と努力を傾注、かくして一年余、地方文書の書写と、諸資料の調査をしなから、とにかく町誌の記事に採択できると思われる近世資料集をまとめることができ、近世の時代的流れの中におけるこの地方住民の生活実態の概要をつかむことができた。時代は逆になるが、この町での歴史上の人物としては、斎藤別当実盛が最も著名で、保元・平治物語、源平盛衰記、平家物語などに紹介されているので、県立熊谷図書館におもむき、長谷川副館長の御指導をいただきながら文献による調査をさせていただいたし、市立熊谷図書館長野口泰助

氏からも御便宜を頂戴した。更に、故藤野三吉氏が調査記録しておいた富山県東砺波郡東野尻村（現砺波市苗加）の齋藤善藏家（当主外茂氏）の系図に着目していた私は、立証的な資料を得るために同家を訪問、以期以上の成果をあげる事ができたことは、町誌編纂中における最大の喜びで、誌面より厚く御礼申し上げる次第である。また、「板碑遍歴六十年」の筆者、八王子市の石井真之助氏、板碑の研究家である二宮市の坂田二三夫氏らの御助言は、町内の板碑について、より正確に記録面にいかされたことはありがたいことであつたし、大手前女子大学教授、文学博士川勝政太郎氏に、王子古墳上にあつた石仏について、藤原末の石棺仏で十一面観音像であるという確認を得たことは意義深く、加えて庚申塔についても御指導いただけたことは幸いであつた。更に早稲田大学美術研究室の加藤諄教授から、芭蕉の句碑、碑陰の撰文を解説していただいたことは、このことだけにとどまらず、地方文書解説にあたって大いに参考になつた。これまた深謝する次第である。

考古時代のことからは、県の柳田敏司文化財保護課長、増田逸朗文化財第三係らの、専門的かつ具体的なご指導を頂戴し、妻沼地方における考古時代の事象を一応まとめあげることができたことはありがたいことであつたし、近代の行政文書は幸にして県立文書館に保管されていたので、町役場だけでは見当のつかないことがらも判明した。このほか役場職員はもとより、多くの町民の暖かいご協力と、三興社印刷所が好意的にご便宜をはかつて下されたことに対してともに感謝の意を表したい。

なお、高橋教育長に、激務の寸暇をさき、或いは夜業してまで監修の役割を担当して戴いたので、より内容の正確度が高められたことと確信する。しかし省みて叙述不足の面も随所にみられ、かつ、刊行予定が大変遅れたことを深謝申し上げ、併せてご叱正をお願いして編纂の責を終らせて戴く。

妻沼町誌編纂室長 奈 良 原 春 作

妻沼町誌（予約頒布）

昭和五十二年 三月二十日 印刷
昭和五十二年 三月三十日 発行

編集 妻沼町誌編纂委員会

発行 埼玉県大里郡妻沼町大字妻沼

一、七〇六ノ一

妻沼町役場

印刷 埼玉県熊谷市本石一ノ七九

株式会社三興社印刷所





赤城山

新田郡
高林村

金山

足利

仙石村

梁田

古海村

古戸村

渡場

妻沼村

古戸渡之圖

敬写

